昭和二十五年三月二十七日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（一）（その一）

本期国会において衆議院に提出された議案、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、各種委員任命につき同意を求めるの件、議員逮捕につき許諾を求めるの件、請願、質問の総数及びその結果

内閣提出議案　二百二十件

内
予算　五件
両院通過　二件、参議院が予算を受け取つた後三十日以内に議決しないため本院の議決が国会の議決となつたもの　三件
条約　二十一件　両院承認
予備費支出の件　四件　両院承諾
決算、国有財産計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書等　四件

内
委員長報告の通り議決　三件
閉会中審査　一件
法律案　百八十三件

内
成立　百七十六件
本院閉会中審査　四件
本院審査未了　一件
本院通過、参議院閉会中審査　一件
参議院閉会中審査（本院予備審査）　一件
国有財産法第十三条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件　一件　両院可決
放送法第三十七条第二項の規定に基き国会の承認を求めるの件及び国の地方行政機関設置のため承認を求めるの件　二件　両院承認

本院議員提出議案　百四十八件

内
法律案　五十一件

内
成立　二十一件
否決　一件
委員会否決　一件
本院閉会中審査　十五件
本院審査未了　八件
参議院閉会中審査　二件
参議院審査未了　一件
撤回　二件
規則案　一件　可決
衆議院予備金支出の件　一件　承諾
決議案　二十三件

内
可決　八件
否決　五件
審議を要しないもの　二件
未決　七件
撤回　一件
重要動議　二十六件

内
可決　二十一件
撤回　五件
懲罰事犯の件　四十六件

内
可決　四十五件
懲罰事犯にあらず　一件
参議院議員提出法律案　二十二件

内
成立　六件
本院審査未了　一件
参議院閉会中審査（本院予備審査）　十一件
参議院審査未了（本院予備審査）　四件
国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件　二件　両院可決
各種委員任命につき同意を求めるの件　十一件　両院同意
議員逮捕につき許諾を求めるの件　四件

内
許諾　二件
期限附許諾　一件
許諾を与えないもの　一件
請願　五千百二十五件（六千三百五通）

内
採択、内閣に送付　三千五百七十件（四千二百十八通）
採択とみなし内閣に送付　十一件
採択　百九十六件（三百七十一通）
委員会において、議院の会議に付するを要しないと決したもの　二百七十三件（三百五十四通）
委員会不採択　十八件（四十一通）
委員会取下許可　一件
委員会審査未了　千五十六件（千三百九通）
質問　三十八件

内
質問　二十六件　書面答弁
緊急質問　十二件　口頭答弁
第十八回国会において閉会中審査するに決し今期国会に継続したもの　十六件

内
内閣提出法律案　二件　成立
本院議員提出法律案　十三件

内
本院閉会中審査　四件
本院審査未了　八件
参議院閉会中審査　一件
参議院提出法律案　閉会中審査　一件

第十五回国会に提出され第十五回乃至第十八回国会において審査未了のもの

一件

決算　一件　閉会中審査

議長の報告

一、今十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員並木芳雄君提出都市計画に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出交通に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員金子與重郎君提出塩の元売人に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

都市計画に関する再質問主意書

首題の件について、六月一日附内閣衆質第二一号をもつて答弁を得たのであるが、さらに左の点について質問する。

一　東京都武蔵野市吉祥寺の国電吉祥寺駅南北両側の駅前広場拡張の計画について

イ　駅前（南北昇降口別）広場拡張計画の内容の詳細（着工時期、費用予算などを含む。）について回答されたい。

ロ　もし拡張計画がないなら、将来拡張計画を樹てる予定であるかどうか。

何分にも吉祥寺駅前南北両側には商店が密集しているので、その及ぼす影響が大きい。従つて将来とも絶対に拡張計画を樹てる予定がないならないと断定してほしい。

右質問する。

昭和二十九年六月十五日　内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出都市計画に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出都市計画に関する再質問に対する答弁書

交通に関する再質問主意書

首題の件について、六月一日答弁を得たが、さらに左記について御回示をこう。

一　武蔵野市、三鷹市内通過の京王帝都電鉄（吉祥寺―東久留米間）、（富士見ケ丘―三鷹間）と西武鉄道（武蔵関―武蔵境間）、（関前橋―田無町間）の市街四線について、今後どのような段取りをもつて処理して行く予定であるか。認可方針、認可の時期など詳しく御回答願いたい。

二　国電武蔵境駅―小金井間に新駅設置の要望が強いが、その可能性、計画など承りたい。

三　武蔵境駅南側の昇降口はいつできるか承りたい。

四　懸案の南武線府中市（旧西府村本宿）の本宿駅復活はいつごろ実現される見込か伺いたい。

定の都市計画施設として決定をみるに至つておりません。

しかしながら、貨客交通量の激増しつつある同駅の状況にかんがみ、同駅駅前広場の都市計画決定は近い将来において必須の要請とされておるところであります。この要請に基きまして、東京都において昭和二十八年九月頃同駅駅前広場計画の原案を作成し、国鉄当局と協議を重ねた結果ほぼ両者の間において了承しうる具体的成案をうるに至つたようであります。なお同案につきましては、さらにこの上の検討を要するもののようにもえん聞いたしておりますが、いずれにいたしましても、同駅駅前広場計画は遠からず都市計画決定の手続に至ることと期待されます。よつて、駅前広場の性格にかんがみ、決定に際しては慎重を期し、同駅駅前広場の特殊条件を勘案するとともに、同広場に関する権利関係の調整に配意して妥当な駅前広場計画を決定いたしたいと存じております。

右答弁する。

五　立川駅―国立駅間に新駅設置についての計画について実現の時期など詳しく承りたい。

右質問する。

昭和二十九年六月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出交通に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出交通に関する再質問に対する答弁書

一　京王帝都電鉄申請の吉祥寺、東久留米間と、西武鉄道申請の武蔵関、武蔵境間及び関前橋、田無町間については運輸審議会に諮問中であるが、これらの路線は近接し競願関係となつており、又公聴会においてもそれぞれの計画に対して人家の移転、商店街の問題等強硬な反対公述があつて結論をみず慎重に検討中である。

なお、京王帝都電鉄申請の富士見ケ丘、三鷹間は、現在東京陸運局において実地調査中であり、意見進達あり次第、資金及び工事計画を検討の上、運輸審議会に諮問する予定である。

三　武蔵境駅の南口設置については、国鉄の要員、予算等の現状からみて早急の実施は困難である。

四　本宿駅は、南武鉄道株式会社線を買収した昭和十九年四月にはすでにその運輸営業をしていなかつたもので、現在の国鉄の新駅設置基準に照らして駅間距離短く国鉄営業の現状からみて差し当り実施困難である。

二及び五　武蔵境、武蔵小金井間及び立川、国立間の新駅設置については、駅間距離比較的短く、ために中央線電車輸送に及ぼす影響も少くなく、且つ、設置には多額の工事費を要し、要員事情その他からみても早急の実施は困難である。

右答弁する。

一　塩の元売人に関する質問主意書

昭和二十七年七月に塩の元売人の指定を更新した直前の期間において、元売人に指定されていたものの数は、いくらであつたか。

しかして、その中において農業協同組合又は同連合会であつて、元売人に指定されていたものの数は、いくらであつたか。

二　昭和二十七年七月以降の指定元売人及び農業協同組合又は同連合会であつて元売人に指定されたものの数は、いくらであつたか。

三　今後、元売人につき農業協同組合、同連合会若しくは消費生活協同組合を指定する方針の有無並びにその理由を説明せられたい。

四　農業協同組合又は同連合会であつて、塩の元売人の指定を受けようとする場合にあつて、専売公社の定める一箇年の販売予定数量の標準はどうなつているか。特に許容さるべき最小限度の標準を明らかにせられたい。

五　本年度元売人の更新を行うに当り、前項以外の項目についての専売公社の定める指定基準の細目を明らかにせられたい。

六　一般用途以外の特殊の用途に販売するための元売人の指定が行われたことがあるか、又現在の状況、今後の方針について説明せられたい。

右質問する。

昭和二十九年六月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員金子與重郎君提出塩の元売人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金子與重郎君提出塩の元売人に関する質問に対する答弁書

一　昭和二十七年七月の元売人指定更新の直前の元売人数は一三九名で、そのうちに農業協同組合はなく、農業協同組合連合会は五名あつた。

二　昭和二十七年七月には、それ以前の一三九名をそのまま継続指定し、それ以降に新たに指定した元売人はない。

三　現在指定している塩元売人で塩の供給は充分円滑に行われており、特別に需給事情の変化がない限りこれ以上塩元売人を指定する必要は認められないため、塩の需給上特にやむを得ないと認められる場合を除き塩元売人を現在以上に増加させる必要はないと考えているから、農業協同組合、同連合会又は消費生活協同組合を特に指定する方針もない。

四　農業協同組合連合会である塩元売人の指定については上記の通りであるが、仮に指定するとした場合の基準については、現在販売予定数量の制限を定めていない。

個々に申請を審査して塩元売人の指定をしている。

五　本年度の指定更新に際しての指定基準は次のごとくである。

(1)　農業協同組合連合会以外の塩元売人については、その販売予定数量が一定基準以上であること。

すなわち

a　東京都（区制施行地域）、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市又は神戸市に対する販売数量が、その取扱数量の二分の一をこえる塩元売人及び北海道を販売区域とする塩元売人　年六、〇〇〇トン

b　川崎市、仙台市、福岡市、広島市又は尼ケ崎市に対する販売数量がその取扱数量の二分の一をこえる塩元売人（aに掲げる都又は市に対する販売数量がその取扱数量の二分の一をこえていない塩元売人が同時にbに掲げる市に対して販売をなし、aに掲げる都又は市に対する販売数量とbに掲げる市に対する販売数量の和がその取扱数量の二分の一をこえている場合を含む。）年四、五〇〇トン

c　aまたはbに該当する塩元売人以外の塩元売人であつて、東京都（区制施行地域以外の地域）、神奈川県、千葉県、栃木県、群馬県、長野県、青森県、富山県、愛知県、静岡県、大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、徳島県又は福岡県をその販売区域とする塩元売人（cに掲げる都府又は県以外の府県を販売区域とする塩元売人が公社の許可を受けてcに掲げる都、府又は県に一部販売している場合を含まない。）年三、五〇〇トン

d　a、bまたはcに該当しない塩元売人　年三、〇〇〇トン

(2)　塩元売人の各営業所の取扱数量が一定基準以上であること。

すなわち

a　都市においては、A、B、C、D、の四種に分ち、それぞれ二、〇〇〇トン、一、七〇〇トン、一、三〇〇トン、一、一〇〇トンの取扱を必要とする。

b　都部においてもA、B、C、D、の四種に分ちそれぞれ、年八〇〇トン、六〇〇トン、四〇〇トン、七〇〇トンの取扱を必要とする。

(3)　塩元売人の営業所の倉庫、店舗等について一定基準のものを保有していること、すなわち店舗は一見して塩元売人営業所と判定し得る程度の体裁をととのえることを要件とし倉庫は年平均売上の二箇月分の塩を保有している程度の坪数を保有していることが必要である。

(4)　塩元売人の資本金が一定以上であること。すなわち取扱基準数量一トン当五〇〇円を必要とする。農業協同組合及び連合会の場合はこの限定はない。

(5)　塩元売人である会社の資金が売掛金等の形で過度に固定化していないこと。すなわち売掛金、未収金等の受取勘定残高が年間売上高の一箇月以内であることが必要である。

以上が塩元売人指定基準の主なものである。

六　特殊用途元売人については現在はない。将来も指定するつもりはない。

右答弁する。

〔第十一号参照〕

議員有田二郎君の逮捕について許諾を求めるの件に関する報告書

本件は、内閣より有田二郎君逮捕の許諾を求められたるものであるが、委員会においては、慎重に考慮の結果これに許諾を与うべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年二月二十三日

議院運営委員長　菅家　喜六

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十二号参照〕

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国のインドネシア共和国に対する賠償に関しては、昭和二十七年一月にサン・フランシスコ平和条約第十四条の規定に基く中間賠償協定案が作成されたが、この案は、インドネシア本国政府の承認するところとならなかつた。その後、同国政府は、日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定と同種の協定の締結を希望してきたので、政府は、昨年一月以来スダルソノ氏一行の賠償調査団との間に交渉を進めていたが、昨年十二月十六日両国間に完全な意見の一致をみ、日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定を作成し、これに署名した。この協定は、インドネシア領海にある約六十隻の沈没船舶を引き揚げるための役務の提供という形において賠償を実施することとなるわけで、右のための賠償総

額を二十三億四千万円に限り、且つ、紛争解決の手続に関する条項を含む点を除き、フイリピンとの洗渡船引揚に関する中間賠償協定と同一の目的及び意義を有するものである。

よつて、政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、わが国が賠償実施に関する誠意を示すことにより、日本、インドネシア両国間の友好を確立するため、妥当且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年二月十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

第二次世界大戦とこれにつぐ日本国の占領のため、約十年間は日本、デンマーク間の通信連絡は異常状態に置かれ、その結果として、右期間中は工業所有権関係の出願書類を相手国に郵送し又は特許料、登録料等を相手国に納付することがきわめて困難であり、又時によつては全く不可能であつた。更に連合国の占領政策は、一時日本政府が外国人の出願を受理したり、又は日本人が外国に出願することを禁止していた。これらの理由により、日本、デンマーク間において、互に相手国民の工業所有権を保護するための措置をとることができない状態にあつた。

政府は、これらの権利を相互的基礎に立つて救済するための協定の作成につき、一昨年十月以来東京において交渉を行つていたが、昨年十月二十一日両国間に完全な意見の一致をみ、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定を作成し、これに署名した。本協定は、工業所有権の特許又は意匠のための優先期間の延長並びに消滅した工業所有権の回復及び無効となつた特許出願又は登録出願の効力回復を内容とするものである。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する事項について、日本、デンマーク両国間の関係を規制するため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年二月十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに関し規定を設けること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることとを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約（第八十号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、千九百四十六年の第二十九回国際労働総会で採択されたもので、その内容は、国際連盟が解体した結果、国際連盟の存在中に国際労働総会で採択された諸条約の最終条項を改正するとともに、これらの条約に対して現行の国際労働機関憲章の規定と合致させるために必要な修正を加えることを規定したものである。よつて政府は、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、既にわが国が批准を了した労働諸条約に対し本条約に規定する修正を加え、及び未批准のものを批准する場合にも本条約による修正を認めておくことが必要であるので、本条約を批准することは妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年二月二十四日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

国際労働機関憲章の改正に関する文書の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本改正文書は、千九百五十三年六月二十五日の第三十六回国際労働総会で採択されたものであつて、その内容は、現行の憲章の一部を改正して理事会の構成員を増加しようとするものである。

政府は、国際労働機関憲章の改正に関する文書の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本憲章の改正は、最近における機関加盟国の増加にかんがみ、妥当且つ有意義と認め、この改正文書を受諾することを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年二月二十四日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一昨年一月韓国の李承晩大統領は、広汎な海域にわたつて韓国の主権を行使する旨を宣言し、その後昨年九月にいたり、いわゆる李ライン内に出漁したわが国漁船を捕獲、だ捕、抑留し、平和条約発効後から昨年十二月三十一日現在までの被害漁船は五十隻に上り、いまだ一隻の返還もない状態である。

そこで本案は、韓国によつて捕獲された漁船のうち中小漁業者の漁船につきその代船の建造並びに漁具を取得するに必要な資金を、農林漁業金融公庫から融資することを促進するため、資金の使途及び貸付利率等について公庫法の特例を設けようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、捕獲された漁船の代船の建造を容易にして、関係漁業者の生業を再開せしめるものであり、緊要な措置と認めるが、平和条約発効後から昨年末日までのだ捕漁船に限定することについて、その終期は本法施行の日の前日までとすることを妥当と認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年二月二十三日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

【別紙】

（小字及び――は修正）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に、政令で定める海域において漁船が正当に操業又は航行中捕獲、だ捕又は抑留されたため、当該漁船の所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造し、若しくは取得し、又はその所有に係る他の漁船を漁場若しくは漁業の転換の目的で改造するのに必要な資金（漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）に規定する特殊保険に係る保険金の支払を受けることができる場合における当該保険金の金額に相当する資金を除き、政令で定める漁具を取得するのに必要な資金を含む。以下「代船建造等資金」という。）の農林漁業金融公庫からの融通を促進し、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

（この法律施行の日の前日）

【第十五号参照】昭和二十九年度一般会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

昭和二十九年度予算額は、歳出入とも九千九百九十五億八千八百万円であり、前年度予算額に比し二百七十六億六千二百万円の緊縮予算となつている。

この緊縮予算の主要な目的は、通貨価値の安定におかれている。

昨年下半期よりの国際収支の悪化は、経済自立という基本命題の達成を著しく困難ならしめつつある。昨年七月朝鮮動乱の休止後世界経済は各国とも財政の縮少あるいは軍事費の削減等により、景気後退の色が顕著になつた。しかして世界的規模での輸出競争の激化、輸入制限の強化は、貿易に依存度の高いわが国に深刻な影響を与えずには置かなかつた。

又一面国際的のかかる動向に反してわが国の財政金融の諸施策は国内の有効需要を過大ならしめ、世界経済との調整に不充分な面があつた。更に、昨年打ち続く災害と冷害による全国的な凶作は食糧事情の悪化を招き多量の輸入食糧を追加必要としたこと、これに加え昨夏における綿糸の思惑相場を抑制するために大量の棉花輸入を必要としたこと、これらの諸事情は因となり果となつて本年度国際収支の赤字は二億四千万ドルに逆するものと見られる。かくして朝鮮動乱後、特需収入、輸出の好調と相まつて十億ドル余に達した著

積外貨は急速に減少する徴候を示し、現状のままでは貿易に必要な外貨保有を割る恐れを生じてきた。しかも輸減を予想された特需収入は本年度はなお、八億ドル余の支えをしており前年度に比し若干の減少にとどまつているが、当然かかる収入に将来引き続いて期待することはできない。かかる国際収支の危機を克服するにあらざればわが国の政治的経済的自立もあり得ないのである。殊に最近の輸出品の二重価格あるいは思惑輸入の増加等は円の切下の底流を裏づけており、円の危機というべき機相を呈しているのである。

ここにおいて、財政面からインフレ要因を払拭し、国際物価から孤立した強含みの物価を引き下げる必要がある。

かかる目的をもつ来年度予算について項をおつて説明を行うが前年度予算と比較した特色を要約すると次の通りである。

一　中央、地方を通ずる財政規模は前年度と比較し必ずしも緊縮財政となつていない。又国、地方を通ずる税負担は増徴となつている。

二　財政の内容については、人件費と物件費の増減に特色があり、本年度財政の若干の増加は人件費の膨脹に原因し、一方物件費事業費においては極力圧縮したことである。又かくすることにより均衡財政、企業会計の独立採算制あるいは官業料金の値上げ阻止等の原則を貫いた。但し、食糧管理特別会計において糧券三百億円の増発を予定しているが他面外国為替特別会計の大幅な揚超もあつて来年度予算を通ずる国庫対民間収支尻は十一億円の揚超である。

三　財政投融資の大幅削減は、二重投資、過剰投資を抑制することを目的とするが、他面かかる投資需要の圧縮と前項の物件費節約による消費抑制と相まつてまず生産財に対し物価引下をはかるという政策を主眼としている。

四　消費材に対しては本年度に比し人件費増加又は所得税の減税と相まつて、需要を増加する方向にある。一面、貯蓄奨励の税制上の優遇措置が講じられ、又人員整理も行われるので人件費の増加が直ちに消費購買力を刺げきするものであると断じ難いが、生産財に対する価格政策と比べて消極的である。すなわち、生産材に対しては五―十％の引下を可能とし、その基礎の上に消費材は四―五％程度の引下を期待できると考えられている。

五　物価引下は財政緊縮、金融の引締を支柱とするが、設備、投資需要の減退が直ちに所得、生産、雇用に大きな影響を与えるものと予想していないことは次の見通しによつてうかがえるところであるが一部影響する面には所要の財政上の救済措置を前年度以上に講じている（社会補償費、農、漁業、中小企業に対する財政投資等）。来年度国民所得推定は五兆九千八百億円（昭和二十八年度、五兆九千五百億円）、うち、勤労所得、個人業主所得とも若干の上昇を見込んでいるがその上昇は、前者は、公務員及び公企業体職員の昨年末の給料引上げの平年化によるものであり、後者は農民所得が昨年の凶作があり、本年度は平年作を見込んだ関係のものであり、法人所得は一割減少を見込み、一般的には所得の実質的なのびも所得の大幅な低下も見込まれていない。鉱工業生産は戦前比、上半期には百七十程度、下半期より、下向き、年間を通じ本年度程度百五十二を保つこととなつている。

以下財政の中核である一般会計を中心に殊に委員会において問題となつた財政規模について次の三点に分け略述する。

(I)　一般会計、特別会計、政府関係機関、地方財政を通ずる規模(II)財政投融資関係規模(III)人件費及び物件費あるいは事業費との関係。

(I)　一般会計、特別会計、政府関係機関予算及び地方財政を通ずる規模

「第一表」

	二九年度	二八年度	増減（△）
			（単位百万円）
一般会計	九九九、五八八	一、〇二七、二五〇	△二七、六六二
特別会計（支出）	一、六一〇、七九四	一、四二五、八二九	一八四、九六四
政府関係機関（〃）	七三五、四二三	六四七、九四五	八七、四七七
地方財政（〃）	九六五、三四八	九一四、九三三	五〇、四一五
計	四、三一一、一五三	四、〇一五、九五七	二九五、一九六
以上純計＝(B)	三、二九〇、一四〇	三、〇九四、五一六	一九五、六二四
国民所得＝(A)	五、九八〇、〇〇〇	五、九五〇、〇〇〇	
対国民所得比率 B／A	五五％	五二％	三％増

（備考）

一　地方財政については国の予算と直接的な関係はないが、地方交付税交付金、譲与税譲与金、国庫支出金及び起債等の国の地方に与える財源等の計画の基礎となる来年度地方財政計画により、

二　特別会計において設置、改廃が若干行われるが、国、地方を通じた純計においては新規な内容を含まないので直ちに比較し得る。

右表によれば国、地方を通ずる財政の規模は国民所得に対し実に五十五％に達する。又本年度に比し千九百五十六億円の増加であり対国民所得比率は三％の上昇率を示している。すなわち、かかる財政規模の点から来年度予算は緊縮というよりむしろ増大となつて現れている。

しからば、一般会計はどうであるか。勿論、緊縮予算であり一兆円予算を実現してはいるものの単に計数的な規模からみれば増加要求を抑え得た程度のものであることは次表のごとく昭和二十八年度当初予算、あるいは災害補正額を除いた本年度予算額と比較したいずれの場合よりも相当額を増加していることによつて知られる。更にこのままの予算を執行した場合、物価が引き下げられ、通貨価値の上昇による実質上の規模の増加も予想できるのである。

「第二表」

(1)　本年度当初予算と来年度予算の比較

	二九年度予算	二八年度当初予算	増減（△）
			（単位百万円）
	九九九、五八八	九六八、二八四	三一、三〇四

(2)　本年度予算から災害補正額（五百十億円）を臨時支出として控除した予算と来年度予算との比較

	九九九、五八八	九七六、二五〇	二三、三三八

国及び地方を通ずる財政規模は、企業会計を含むので直ちに緊縮財政となつていないという結論とはならないので、国民の財政の負担関係を(イ)税　(ロ)官業料金　(ハ)公債その他　等により示すと次の通りである。

その一　税負担（国税、地方税）

「第三表」

	二九年度	二八年度	増減（△）
			（単位百万円）
国税及印紙収入	七九一、〇二〇	七五六、六七四	三四、三四六
専売納付金	一三〇、四三七	一五〇、八〇六	△二〇、三六九
地方税	三四七、四〇六	三一〇、二一七	三七、一八九
税合計(A)	一、二六八、八六三	一、二一七、六九七	五一、一六六
国民所得(B)	五、九八〇、〇〇〇	五、九五〇、〇〇〇	
国民所得に対する税負担率 B／A	二一・二％	二〇・四％	〇・八％

（備考）

1　専売益金は間接税の範ちゅうに含める。

2　国税及印紙収入には入場税を含める。

本年度国税においては直接税（所得税、法人税、相続税）の軽減が行われ、殊に低額所得者の

所得税の改正により、夫婦、子三人年額二十一万四千円までの免税点の引上げに伴い免税の国民の数は百二十万人増加するにかかわらず、今回の改正が税の調整を主としたため直接税のうちでも法人税は前年度より相当額を増加し又しやし品等の間接税負担のウエイトを増加したため国税においては百五十一億円（新しく国税移譲となつた入場税を加えると三百四十三億円の増加）国、地方税を合すると五百十一億円の増加、国民所得において〇・八％の負担増加割合を示している。

間接税については、税率改正による直接影響を受ける小売物価の若干を例示すると次の通りである。

1 砂糖消費税　二〇％の引上げ
2 酒税の増加　ビール及び上級酒（清酒特級、一級、ウイスキー、高級品）の若干の値上げ
3 揮発油税　一リットル当り十三円（現行十一円）
4 織物消費税（新設）　物品税、骨牌税等は高級品あるいはしやし品に対し増税を行う

その二　官業料金による負担関係

「第四表」

企業会計別	料金価格	備考
1 食糧管理特別会計	現行	消費者価格は本年一月改定の現行価格を、生産者価格の予算、単価は本年度産買入価格を予定した。
2 郵便事業特別会計	〃	
3 日本専売公社	ピースを除き現行	ピースは小売価格四十五円に改訂（現行四十円）
4 日本国有鉄道	三等料金現行（一、二等は交通税を増加）	昨年一月の改訂料金
5 日本電信電話公社	現行	昨年八月の改訂料金

以上の企業会計の一部において、本年一月からの職員のベースアップにより若干の値上げを予想されたものがあるが、各企業会計とも節約あるいは増収（運賃等）によつてすべて再引上げを行わず現行によることになつている。

その三　公債等による負担関係

この財源は、財政投融資にのみ充当できるが昭和二十九年度の民間投資は公債財源によらない。政府事業及び地方団体の事業に対しては、それぞれ百九十億円、二百億円計三百九十億円の公募を認めている（前年度三百九十五億円）。すなわち、本年度の産業投資特別会計の減税国債発行による財源二百億円が来年度取りやめとなり投融資を通じて百九十五億円を減少していることは注目すべきである。

又国債の償還は、前年度剰余金の二分の一を充て、昭和二十四年度予算のごとき積極的デフレ政策遂行のため、特に大幅な債務償還を行つていない。一般会計における償還の内訳は、内国債百五十四億円、外国債四十七億円計二百一億円である。又地方債は、六十一億円中央、地方を通じ二百六十七億円となる。

公債発行は、将来の国民負担に転嫁されるものであるが、昭和二十九年度における公債利払等の負担は一般会計二百二十八億円、地方において七十億円計二百九十八億円である。

このほか、国鉄、電々両公社及び郵政事業においては、年々公債を発行し企業負担によつて、債券発行、利払、債務弁済をまかなうが現況は次の通りである。

（単位百万円）

	国鉄	電々	郵政	計
債務償還	一一〇	五〇〇	二〇	六三〇
利子及び債務取扱費	八、四八〇	五、一八〇	一九九	一三、八五九
計				一四、四八九

以上中央、地方を通ずる国債、公債、地方債総額は七百十億円である。

又以上の公債の概念とは異なるが、占領中の援助資金は、債務として取り扱うこととなつているが、返済の金額、方法等は今後の交渉にまつこととなつている。

又平和回復善後処理費百五十億円と連合国財産補償費百億円についても公債の範ちゅうとはならないが、わが国の過去の債務の弁済とみることのできる性質のものであり、計二百五十億円である。

公債及び前項の関係の総額は九百六十億円である。

以上、税あるいは官業料金及び公債等国民の負担関係によれば前年度と比較の上で現れたところでは、間接税の増加による一部物資の値上げがあり、又物価の基礎あるいは直接影響を有する米価、運賃は引き下げられることなく、又公債償還を積極的に行う政策のない均衡財政の建前であるので公債発行を減額した以外には緊縮財政、物価引下、デフレ政策は現れておらず単なる国民負担の一般的増加が現れているのである。

（Ⅱ）財政投融資関係規模

「第五表」

（単位百万円）

民間への資金供給	一、四三〇	一、七九〇	一、七〇五
政府事業投資	二八五	三六五	二九七
地方債その他	一、〇九〇	一、二三四	七九七
計	二、八〇五	二、三八九	二、七九九

民間事業及び政府事業に対し相当額の投資が逐年行われ、この資金は一般会計、資金運用部資金、あるいは産業投資特別会計及び公債発行によつてまかなわれてきた。（第一表における国、地方の財政規模の表の中には資金運用部資金を通ずる民間への資金供給は現れない。）

第五表により、民間への資金供給の予定は千四百三十億円と本年度に比し三百六十億円、昭和二十七年度に比し実に二百七十五億円を縮減している。その主なものは開発銀行投資二百五十億円及び金融債百億円減である。

政府事業の建設投資は、本年度より六十億円、昭和二十七年度より十七億円を減少しており、かかる財政投融資の資金総額は昭和二十七年度を出ていない。民間への投資のうち電源会社に対し特に本年度より増加している外は（来年度二百六十億円、本年度二百億円）極力重点投資と圧縮を計り、過剰投資二重投資を抑止する目的のために規模は前項の国、地方を通ずる予算規模とは逆比例的に減少しているのである。これは物価政策上きわめて重要な意義を持つ。すなわち、かかる投資需要の減退は鉱工業生産の昨年よりの上昇がなお来年度上期には持ちこされるとみて、需要供給の関係から生産材において五―十％引き下げ得る基礎としているのである。

又この投資資金調達方式が本年度と異なつている。すなわち、特別減税国債の発行を本年度限りとしたことは前述したところであるが、産業資金特別会計、資金運用部特別会計の保有国債の売却あるいは余裕金の使用等過去の蓄積資金を使用する（本年度五百三十二億円）ことはインフレ要因を断つため一切さけて計画されたことに今一つの特徴をみるべきである。又財政投融資と一般会計、予算の純計及び国民所得に対する割合は次表の通りである。

「第六表」

（単位億円）

	一般会計	一般会計以外の投融資	合計	国民所得に対する割合（％）
二九年度	九、九九五	二、六〇五	一二、六〇〇	二一・一
二八年度	一〇、二七二	二、九一八	一三、一九〇	二二・一
二七年度	九、三二五	二、三七七	一一、七〇二	二一・一

註　右表の通り絶対額は本年度より下廻り国民所得の割合からは昭和二十七年度を下廻る。人件費及び物件費あるいは事業費との関係（構造内容の特色）

（Ⅲ）来年度一般会計予算の特色としては昨年末の公務員のベースアップあるいは軍人恩給の復活が来年度は平年度化する当然の増加があり、以上のいわゆる人的経費による増加をそのまま控

除すると広義の事業量は相当の圧縮となる。すなわち、本年度予算に比較し六百二十八億円程度、昭和二十七年度に比し七百七十七億円縮少する。又二十七年度における臨時経費であり、昭和二十八年度昭和二十九年度にわたり多額の繰越使用の安全保障諸費五百六十億円を控除してもなお二百億円の圧縮となつているのである。

この関係を更に第七表に掲げる人件費関係費（人件費及び旅費）及び第八表物件費関係費（物件費及び施設費）を使途別分類による予算の比較表によつて明らかにする。

「第七表」　人件費及び旅費

	二九年度	二八年度	増減（△）
			（単位百万円）
一般会計	一四〇、〇五九	一二九、四一七	一〇、六四二
特別会計	九一、三〇五	七五、二五三	一六、〇五二
政府関係機関	一五九、二八七	一四二、五九〇	一六、六九七
計	三九〇、六五一	三四七、二六〇	四三、三九一

備考

① 本年度は警察職員の大部分は七月から地方へ切り替えられ交付税の増加となるが地方関係の職員給与関係費は本表に現れない。

② 恩給費は含まれない。

③ 人員整理はおりこまれている。

「第八表」　物件費及び施設費

	二九年度	二八年度	増減（△）
			（単位百万円）
一般会計	一五一、〇七八	一五九、九八五	△八、九〇七
特別会計	六六、八三八	九一、五六〇	△二四、七二二
政府関係機関	二八六、三五二	二九〇、〇五六	△三、七〇四
計	五〇四、二六八	五四一、六〇一	△三七、三三三

前記の二表によつて昭和二十八年度より四百三十四億円の人件費増が現れている一方に物件費及び施設費三百七十三億円の節約乃至は縮少となつている。（この人件費増加に地方分四百十四億円を加えると八百四十八億円の増加となる。）

以上、人件費及び物件費について前年度と比較したのであるが、ここに次の点を考慮にいれると、以上の関係は更に明らかとなる。

1 昭和二十八年度予算は三箇月にわたる暫定予算の後に成立しその間政策的経費は除かれた予算である。

2 当初予算は保守三派修正により、又補正においては既定経費の節約が大幅に行われた（第一次補正においては保守三派協定により）。すなわち、狭義の行政費（人件費を除いた庁費、旅費、物件費及び施設費）については限度までの節約を行つたことと事業費についても相当額の圧縮を行つたので今回のそれらの節約の大いさは前記の計数に加えて考慮されてしかるべきものである。

当初予算　保守三派修正	一五二億円
（保安庁費の債務負担行為の切り替え四十一億円を除いても百一億円の節約である。）	
第一次補正　既定経費の節約等	一六六億円
第二次補正	三二億円
計	三五〇億円

以上財政の構造は物件費、あるいは事業費の節減以上に人件費の増加があるが後者は間接に消費に向う購買力となり、前者は直接消費者として主として生産材に向う購買力であり直ちに生産材の需給に影響をもち、又それが今回の緊縮予算のねらいとするものである。消費財に対しては、人件費増加と減税により購買力を加えているとみられるが、人件費増加はデフレ期においては必ずしも購買力となるものでなく貯蓄奨励を税制面から推進し、又中央、地方の人員整理（中央六万名、地方七―八万名を二箇年間に行い平年度において百五十二億円の節約）があり、本年度予算の軽減とはならなくとも、その影響も考慮に入れなければならない。かくて消費財に対しては消極的であつてもインフレ要因とはならない。又いわゆる消費的支出とみられる防衛費の増加も兵器施設の一部のM・S・A援助と物件費圧縮の中の増加に過ぎないのである。

以上委員会における中心的な問題となつた財政規模、インフレ抑止及び物価引下げに対する政策を示したが、国際収支の改善、輸出増強等の緊要政策は殊に金融為替の政策を中心に産業・貿易その他各般の政策の一環として、本予算を実行し所期の効果をあげ得るものとして示されている。

次に予算の内容の詳細は政府提出の予算の説明に譲り本年度と比較し異動のあつた事項について記載する。

㈠ 防衛関係費

	二九年度	二八年度	増減（△）
			（単位百万円）
1 防衛支出金	一二七、三一〇	一二三、三三一	三、九七九
2 保安庁経費	五八、四八〇	六二、〇〇〇	△三、五二〇
	七八、八三〇	六一、三三一	一七、四九九

わが国の防衛費は、日米安全保障条約に基く米軍と保安庁により行うこととなつている。その総額の一般会計に対する割合は十四％、国民所得に対する割合は二・二％である。保安庁は、防衛庁と改め保安隊及び警備隊をそれぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊と改め又航空自衛隊を新設し次のごとき自衛力の増強を図つている。

(1) 保安庁昭和二十九年度定員の増加

「第九表」

	制服職員 旧定員	増員	新定員	一般職員 旧定員	増員	新定員	計
陸上自衛隊	110,000	30,000	140,000	1,480	800	2,280	142,280
海上自衛隊	10,332	1,810	12,142	355	29	384	12,526
航空自衛隊（新設）		1,110	1,110		48	48	1,158
計	120,332	32,920	153,252	1,835	877	2,712	155,964

註　昭和三十年度の漸増計画は自衛隊において陸上二万人、航空八千六百人、海上六千人、平服一万人を予定している。

(2) 右に見合う兵器、船舶の一部は近く締結をみるM・S・A援助による。

(3) 施設の一部は来年度撤退する米軍の施設を充てる（一万三千人）。

(4) 船舶及び施設費の予算は次表の通り、本年度より百五億円を増加し二百四十四億円、債務負担行為を加えた支出負担行為額は、三百二十四億円である。又本年度予算より繰越額の予定は百六十―百七十億円である。

「第十表」　予算額　国庫債務負担行為

			計
			（単位百万円）
施設整備費	一二、六九九	四、七〇〇	一七、三九九
船舶建造費	一一、三一八	三、三〇〇	一四、六一八
旅費、事務費	二四、三七一	八、〇〇〇	三二、三七一
計			増減
	二九年度	二八年度	（単位百万円）
施設整備費	一八、六六二	一三、八三三	四、八二九
船舶建造費	五四、四五九	四七、四三二	七、〇二七
〃　その他とも			

(5) 保安庁の経常経費は次の通り増加する。

「第十一表」

	二九年度	二八年度	増減
			（単位百万円）
職員基本給	一八、六六二	一三、八三三	四、八二九
〃　その他とも	五四、四五九	四七、四三二	七、〇二七

(6) 保安庁予算は以上の通り、百七十五億円を増加するので防衛分担金三十五億円を減ずる。その内訳は、在日合衆国軍交付金及び施設提供等諸費はそれぞれ二十五億二千万円及び十億円である。

(ニ) 民生安定費

「第十二表」

		二九年度	二八年度	増減(△)
				(単位百万円)
1	生活保護費 註(1)	二八、一八七	二六、六九二	一、四九五
2	児童保護費	五、六三八	五、二六三	三七五
3	社会保険費 註(2)	九、七九六	九、五〇六	二九〇
4	結核対策費 註(2)	二三、二六二	二一、六八八	五七四
5	失業対策費 註(4)	二〇、五一八	一九、四八〇	一、〇三八
6	遺家族等援護費 註(1)	三、二五五	二、八四二	四一三
7	留守家族等援護費	一、八四二	二、一五八	△三一四
	小計	八二、五〇〇	七八、六二九	三、八七一
	一般会計との割合	八・三%	七・七%	

右表のごとく本年度経費より三十九億円を増加し予算の中に占める比率は八・三%となつている。又次の諸経費も一応これに準ずる経費として加えると次の通りである。

「第十三表」

		二九年度	二八年度	増減(△)
				(単位百万円)
8	輸入食糧価格調整補給金 註(4)(6)	九、〇〇〇	三〇、〇〇〇	△二一、〇〇〇
9	旧軍人恩給費 註(1)	六三、八一八	四五、〇〇〇	一八、八一八
10	文官恩給費 註(5)	一四、五六九	一一、五一三	三、〇五六
	小計	八七、三八七	八六、五一三	八七四

註(1) 生活保護費、遺家族援護費、軍人恩給費

本年度要生活保護者のうち旧軍人恩給、遺家族援護法に三十八万人ふり替つており又日雇労務者、健康保険の実施により生活保護の医療扶助六億円を減じ以上総計二十九億円が来年度生活保護から除いてあるので本年度より四十四億円余の増加となる。その増加の内容は次の通りである。

㊀ 対象人員を人口増加のほかに五%みていること。

㊁ 米価改訂、入院料の点数引上げによる単価改訂を行つたこと。

註(2) このうち日雇労務者健康保険の療養給付期間三箇月を六箇月に延長した。

註(3) 結核増床は九千床を予定した外、初めてのアフタケア施設を三箇所予定し、又失業保険の対象人員を最近の実績より更に十%を増加する。

註(4) 失業対策費の事業費補助は対象人員を五%増加した。この増加は主にデフレ影響の出る下半期に使用する。又就労日数は従来通り二十一日を見込む。

註(5) 文官恩給費については各委員あるいは公聴会公述人より是正の必要が説かれたことを記述にとどめる。

註(6) 外米を安く配給するための措置である。しかして食糧輸入を節減したことにより又輸入価格の下落により前年度より大幅な自然減少を生じたものである。

なお米による配給食糧は月十五日を確保する。

民生安定費等以上の一般会計支出と次の財政投資がこれと裏腹の関係をなし大衆の生活を支えるところの経費となつている。

「第十四表」

	財政投融資	二九年度	二八年度	増減(△)
				(単位億円)
11	農林漁業金融公庫	二二五	二六六	△四一
12	国民金融公庫	三一一	三二三	△一二
13	中小企業金融公庫	一五〇	一九〇	△四〇
14	住宅建設 註(1)	三三七	三一九	一八
	住宅金融公庫	一七五	一五〇	二五
	うち 勤労者厚生住宅	二三五	二三五	△一〇
	住宅対策費(一般会計)	一、〇二三	一、一三四	△一一
	小計	一、〇九八	一、〇二三	△七五

註(1) 昭和二十九年度の計画は次の通りである。

	戸数	金額 (単位百万円)
公営住宅	五三、〇〇〇	二、六〇〇
住宅金融公庫(一般住宅)	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇
同 (産業労働者住宅)	一〇、〇〇〇	三、五〇〇
勤労者住宅融資	一〇、〇〇〇	三、五〇〇
公務員宿舎	一、六〇〇	八〇〇
計	一〇四、六〇〇	三一、四〇〇

	二九年度	二八年度	増減(△) (単位百万円)
以上民生安定費予算及び投資総計	二七二、一八七	二七四、九四二	△二、七五五

以上は本年度民生安定費の大要である。しかしていわゆる一兆円のわく内に縮減する反面防衛関係費が増加しているため、バターか大砲かの論議がこの経費に集中したのであるが、緊縮予算が自立経済達成の前提であり、又防衛力の漸増を独立国の義務とする政府の立場からして特に緊縮予算の波を受け易い大衆に対し必要経費と資金を確保したものである。

(ニ) 公共事業費及び食糧増産費

国土保全、食糧増産及び道路、港湾等の国土設営及び災害復旧の投資的経費である。この経費の内訳は次の通りである。

「第十五表」

		二九年度	二八年度	増減(△)
				(単位百万円)
1	治山治水対策費	四三、一二九	三九、八一二	三、三一七
2	食糧増産対策費	三六、三二一	三五、七五二	五六九
3	道路港湾等事業費	二八、一八八	二七、八七三	三一五
4	災害復旧事業費	五三、二九二	六七、六〇三	△一四、三一一
5	治水食糧土木		四、〇〇〇	△四、〇〇〇
	合計	一六〇、九三二	一七五、〇四一	△一四、一〇九
		一六%	一七%	

一般会計に対する割合

なお、この関係の経費として国有林野特別会計(支出)三十二億円、国立公立文教施設費八十二億円がある。

特色

1 従来総花支出としてしばしば非難をうけたこと、又会計検査院よりは超過、架空工事等の不正、不当支出が指摘された点を考慮に入れたこと、又新規工事は本年度完成の小規模工事と災害復旧事業以外は行わないこと、又一億所百万円以下の小規模補助金を整理したこと等、効率的な支出の重点化を計り査定の厳正とまつて緊縮の線に沿つたことである。

2 支出の重点は、第十表に見るごとくに治山、治水と食糧増産対策におき、後者は特に土地改良におかれ現在の既耕地三百万町歩の活用を計り次いで干拓等の投資効果の早いものに重点をそそいだ。以上による食糧増産量は玄米換算七十一万石を見込まれる。

3 災害復旧事業費のうち、本年度災害は本年度第一次補正予算において千五百六十五億円を国庫負担分とし又本年度、昭和二十九年度、昭和三十年度にわたり三、五、二の比率で支出することを保守三派の協定としたのであるが、来年度においては大蔵省の査定その他の資料により国庫負担総額千百七十五億円と改め、災害激しん地に対しては三党協定通り行うがその他の地区は実情に沿つて支出し、昭和二十九年度末において六割復旧を見込み、又災害復旧の超過工事は改良事業として取り扱う。

(ハ) 文教関係費

「第十六表」

	二九年度	二八年度	増減(△)
			(単位億円)
1 義務教育費国庫負担金	七〇〇	五九四	一〇六
2 文教施設費	八二	九五 △	一三
3 国立学校運営費	三〇三	二七三	三〇
4 育英事業費	三九	三四	五
5 産業振興費	九	九	〇
6 科学研究費	九	九	〇
7 理科教育振興費	四	四	〇
8 学校図書館図書其他整備費	三	〇	三
計	一、一四八	一、〇一五	一三三

(ニ) 官庁営繕費

	二九年度	二八年度	増減(△)
			(単位百万円)
新規工事は一切見合わせ継続工事のみ計上したため相当額を減少した。	一、一三四	二、四五四 △	一、三一九

(ホ) 警察関係費

	二九年度	二八年度	増減(△)
			(単位百万円)
1 国家地方警察費	六、〇五三	二、六二一 △	一五、五六七
2 警察費	九、三四二	〇	九、三四二
計	一五、三九五	二、六二一 △	六、二二四

警察法の改正により国家地方警察及び市町村自治体警察が昭和二十九年六月限り廃止され、七月より都道府県警察が設置される。国及び地方警察費は三箇月の経費を計上、又警察費は警察庁関係の経費と都道府県警察に対する直接支弁分と補助分とを計上した。

なお、かかる改正により警察職員三万人の人員整理を行うことができ、中央及び地方を通じ八十三億円の軽減となる。

(ヘ) 地方財政費

「第十七表」

	二九年度	二八年度	増減(△)
			(単位百万円)
1 地方交付税交付金	一二一、六〇〇	〇	一二一、六〇〇
(新設)			
地方譲与税譲与金	七、九二二	〇	七、九二二
2 (〃)			
(揮発油税)			
地方財政平衡交付金			
3 (廃)	〇	一三七、六〇〇	△一三七、六〇〇
計	一二九、五二二	一三七、六〇〇	△八、〇七八
地方譲与税譲与金	一七、三〇〇	〇	一七、三〇〇
4 (入場税)			

以上のほかに地方財源としては次のものが国より交付あるいは予定され又今回煙草消費税を創設し国の専売益金の一部を地方移譲することとした。

5 国庫支出金	二六七、六一三	二七一、四一一 △	三、七九八
6 地方債	九五、七〇〇	一〇九、六〇〇 △	一三、九〇〇
7 たばこ消費税	九、七二七	〇	九、七二七
以上通計	五一九、八六二	五一八、六一一	一、二五一

本年度の特色は次の通りである。

(1) 昭和二十四年度においてシャウプ勧告に基く改正を行つて以来の大幅の財制制度の改革を加え、又警察制度の改正による行政制度の改革を行う。

交付税交付金　地方財政平衡交付金が標準収入と基準財政需要の差額を支給するという建前のため交付金増額要求は予算編成期に常に政治問題を引き起すことを例としているので、この弊を一掃し地方財源に安定と自治体の財政自主性を確保するため又法人税、酒税及び所得税の一定率を地方財源とし交付金配分方式に従い財源偏在を是正する方針を踏襲する。

2 譲与税　入場税を国税に移管しその九割を人口に応じて配分する。但し、国税ではあるが直接特別会計で賦課徴収の経理をする。

3 譲与税　揮発油税を道路面積に応じてその三分の二を配分する。

4 道府県税　道府県民税及び不動産取得税を創設、又大規模償却資産税を市町村税の固定資産税より分離創設し、たばこ消費税（市町村分の二分の一）を加え、道府県財政の建直しを図る。

5 市町村税　市町村民税の軽減、固定資産税より一部を道府県税に分離したこと。その財源補てんをたばこ消費税で補い、小売価格総額に対し $\frac{10}{115}$（道府県 $\frac{5}{115}$）とする。

(2) 以上の大幅の改正が行われるに至つたのは、シャウプ勧告による実施の当時から必ずしも実情に沿わないことが指摘されていたこと。またそのため次のごとき地方財政の赤字が現実に現われて赤字は慢性化したためである。

二七年度末推定　三百億円

本年度末推定　三百六十億円

赤字決算団体＝十一府県、五大都市、三都市、百十四市、九百十町村、合計千六十八団体

註　以上の赤字解消の再建整備は今回の財政制度改革の推移を見て行うこととなる。

(3) 逐年膨脹をつづけた地方財政は、中央財政と牽連する九千六百五十三億円に達した。本年度中央の方針に沿い緊縮を実行し百二十億円の節約を行い又人員整理も七―八万名を予定している。但し、警察制度の改正による増加百五億円に昨年の給与引上による増加四百十四億円、公債費増加百三十億円のため膨脹し前年度に対し需要増加額は四百八十九億円となる。

(4) 国から地方に付与する財源総額から国庫支出金及び地方債を除いた財源は、昭和二十八年度に比し百八十九億円の増加、税の自然増収は四百十一億円、計六百億円から税改制による調整を行うと四百七十七億円の経常収入の実質的増加を伴う。

(5) 国庫における事業費削減により国庫支出金は三十八億円を減少するため、臨時事業費は、二百四十五億円、起債は百三十九億円、それぞれ減少する。

(ト) 外航船舶建造資金貸付利子補給

	二九年度	二八年度	増減
			(単位百万円)
	三、七五二	三、〇四四	七〇八

外航船舶建造のため本年度市中融資について約六分の利子補給を行う。又開銀分には本年度限りで利子補給はせず開銀の経理内で処理することとなつた。

備考　第一次より現在までの計画造船に対する貸出実績額

	七六四（億円）
開銀	九四〇〇
市銀	一、七〇四
計	

(チ) 予備費

	二九年度	二八年度	増減(△)
			(単位百万円)
歳入	二三、〇〇〇	一七、五〇〇	四、五〇〇
	二九年度	二八年度	増減(△)
			(単位百万円)
租税及び印紙収入	七七一、八二〇	七五六、六七四	一五、一四六

「第十八表」

1	所得税源泉	二一五、七五〇	二二〇、七三八	△	四、九八八			
	申告	七一、八八二			五七三			
	計	二九二、六三二			五四一五			
2	法人税	一八七、六一七	二九二、〇四七	△	一〇、八一〇			
3	相続税	三、一六二	三、二一六	△	五四			
4	再評価税	五、八九七	一三、六五一	△	七、七五四			
5	酒税	一四〇、七七七	一四六、二二一	△	五、四四四			
5	砂糖消費税	三八、一二四	三三、八八五		四、二三九			
7	揮発油税	二三、七六七	一八、六八四		五、〇八三			
8	物品税	二四、三九八	二四、二〇八		一九〇			
9	繊維品消費税（新設）	八、五〇〇			八、五〇〇			
10	取引所税	三四五	二〇〇		一四五			
11	有価証券取引税	一、〇一四	一、一八八	△	二七四			
12	通行税	二、三七九	二、四〇一	△	二二			
13	関税	二五、〇〇〇	二五、八六四	△	八六四			
14	屯税	二四〇	二八八		一二			
15	印紙収入	二二、九六八	一七、一二三	△	五、八四五			
16	富裕税（廃止）		八五一	△	八五一			
	合計	七七一、八二〇	七五六、六七四		一五、一四六			

（備考）以上の諸税の外従来地方税たる入場税を国税移管したため、広義の租税及び印紙収入は入場税収入見積り百九十二億円を加え、昭和二十九年度総額は七千九百十億円となり、前年度比は三百四十三億円の増加となる。

昭和二十九年度租税及び印紙収入の特色は次の通りである。

(1) 直接税の軽減と間接税の増徴

「第十九表」

	直接税（比率）	間接税（比率）	その他（比率）	計（比率）
				（単位百万円）
二九年度	三七、六六八（三二）	三七、九四六（三三）	三、二四〇（三）	七九、八五四（一〇〇）
二八年度	四六、三九二（四八）	三四、八五二（三五）	三、二四〇（三）	七九、八八四（一〇〇）
増減	△ 二三、六四四	三、〇九四		△ 三〇

上表の通り租税負担総額は、本年度に比し百五十一億円の増徴（入場税を含めて三百四十三億円の増収）を計ることとしている。又その内容は、直接税において二十二億円余を減じ反面間接税において三百九億円の増収を図り直接税を軽減し、間接税に重点をおいた改革を行つた。しかしなお、本年度において直接税は租税収入の実に六十一％に達し、専売益金を間接税に加えた場合においても五十三％であり所得税中心の体系を維持している。又直接税における改正の重点は所得税と相続税の軽減であり、法人税は逆に百八億円の増収となる。但し、現行法による収入見込みよりすると若干軽減となることは次表によつて明らかである。次に直接税の主なものについて現行法による場合と改正による収入の比較表を示す。

「第二十表」

	現行法による収入見込額	改正法による収入見込額	増減（△）
			（単位百万円）
所得税	二一五、一五七	二八七、六三二	△ 二七、五二五
源泉	一四二、一五〇	二一五、七五〇	△ 二六、四〇〇
申告	七三、〇〇七	七一、八八二	一、一二五
法人税	一八九、五一七	一八七、六一七	△ 一、九〇〇
相続税	三四、六三	三一、一二	△ 三〇一

(2) 所得税は、基礎控除額七万円（現行六万円）に又扶養控除の引上げを行い生命保険料控除額及び青色申告者の専従者控除額の限度引上げとその配偶者の専従者控除を認めた。又退職後の控除額（現行二十万円）は最高五十万円に引き上げる。又所得税の納税人員は次の通りである。

	現行法納税人員	改正後納税人員	増減（△）
			（単位千人）
給与分	八、五三一	七、六四四	△ 八八七
申告分	二、六八九	二、三八五	△ 三〇四
計	一一、二二〇	一〇、〇二九	△ 一、一九一

(3) 資本蓄積の促進

今回の所得税の改正は、低額所得者の負担軽減であるため貯蓄の増加としては現われ難いが次の所得税改正は資本蓄積を目的として行つた。

1 生命保険の控除額引上げ

2 長期性預金に対して税率の引下げ

3 配当所得に対する源泉徴収率の引下げ

4 法人税率は現行通りである（四十二％）が、次の諸措置が行われる。すなわち(1)増資を行つた場合の特別軽減を計り、(2)輸出所得の一部控除制度の引上げ（プラント輸出）、輸出商社に対する控除限度額の引上げ等輸出振興控除制に対する改正、(3)価格変動準備金の改正等を行う。

(4) 社用族追放のため交際費、接待費、機密費等の一定額を超えた場合の金額の二分の一は損金に算入しないこととした。

(5) 間接税法の改正の特色は次の通りである。

しやし品に対し新税を設け（繊維消費税の創設）あるいは増徴を行い（物品税の一部、骨牌税の税率引上げ、高級酒に対する酒税の改正）又所得税等軽減に見合う財政調整のため一部間接税の増収を図つた（砂糖消費税、ビールの酒税増加）。

(6) 入場税の国税移管を行つたこと。

(ロ) 専売益金

		二九年度	二八年度	増減（△）
				（単位百万円）
1	日本専売公社納付金	一三〇、四三六	一五〇、八〇五	△ 二〇、三六九
2	アルコール専売事業特別会計納付金	一三〇、〇九二	一五〇、四五八	△ 二〇、三六六
		三四四	三四七	△ 三

特色は次の通りである。すなわち、専売益金の減少は益金の一部を地方移譲し、煙草消費税創設により二百九十一億八千二百万円を充てたためであり、公社においては増産とピースの小売価格引上げにより納付金総額の増大を図つたこと。

(ハ) 官業益金及び官業収入

		二九年度	二八年度	増減（△）
				（単位百万円）
1	官業益金	一三、二四七	一六、五七五	△ 三、三二七
	印刷局特別会計受入金	一、九一二	六、四六三	△ 四、五五一
	国営競馬特別会計受入金	三五九	二八八	七一
	その他	一、五五三	一、三二七	二二六
2	官業収入	一一、三三五	一〇、一一二	一、二二三
	病院収入	二九年度	二八年度	増減（△）
				（単位百万円）
		八、三九二	一三、八一四	△ 五、四二二
		七、六四五	一〇、〇九六	△ 二、四五一
		七四六	三、七一七	△ 二、九七一

(ニ) 政府資産整理収入

1	国有財産処分収入
2	回収金等収入

四、歳入

	二九年度	二八年度	増減(△)
			(単位百万円)
国有財産利用収入	三五、三九五	四三、八〇八	△八、四一三
納付金	二、六六七	六、九四三	△四、二七五
	九、八六六	一四、四三三	△四、五六七
諸収入	二二、八六一	二二、四三一	四三〇

特色　納付金減少の主要因は次の通りである。

1　日銀の収益減少による納付金減少九億九千五百万円

2　国民、住宅、農林漁業の各金融公庫の借入金利払の増加により収益を見込めず皆減し中小企業金融公庫のみが三億二千六百万円を予定したこと。

3　競輪の納付金は本年度から行わないことになる。

二　本予算の修正議決理由

本予算に対し社会党左右両派より編成替を求めるの動議が提出され、又自由党、改進党、日本自由党三派共同修正案が提出された。前者の内容は政府案より百二十二億円を圧縮した歳出入とも九千八百六十三億円、その内容の主なるものは防衛関係費を削減した財源をもつて、生産的支出、国民生活の安定及び治安確保を行いしかして公務員のベースアップ一万二千円、米価と現行配給価格の維持及び減税等を行わんとするものである。

又後者即ち保守三派による修正案は、緊縮予算の方針は原則的に賛成であり、又予算は速やかに通過成立の必要を認め、予算案の規模のわく内で経費の、より重点的な配分を行い緊縮予算執行面で、しわを受け易い中小企業に対し投資のわくを拡大することとした。

すなわち、次の通りである。

歳出

1　社会保障関係費の増　二、四七二百万円

内訳　1　国民健康保険助成金　九一七〃

2　保健所補助金　四三九〃

2　文教関係費の増　一、〇〇〇〃

内訳　1　危険校舎復旧費　六〇〇〃

2　僻地教育施設充実費　一〇〇〃

3　科学技術振興費　三〇〇〃

うち二億八千万円は原子炉の築造に関する費用とウラニウム・ゲルマニュームの探鉱の経費、二千万円は国会図書館におけるPBリポート購入費及び原子力関係資料の追加購入費

3　食糧増産関係費　一、五二九百万円

内訳　1　食糧増産対策費　一、三七九〃

2　優良種牛輸入費　五〇〃

3　蚕糸業振興費　五〇〃

4　生活改善普及事業補助費　五〇〃

4　予備費減少　五、〇〇〇〃

財源は予算原案百三十億円のうち五十億を充てるが、その本旨は、予算実行上において物価低落による予算の剰余を五十億程度ねん出すること。

一般会計については以上の通りである。又政府関係機関において次の修正が行われたことを付記する。

中小企業に対し国民金融公庫資金増加二十一億円、中小企業金融公庫に対し資金増加十九億合計四十億円原資を増加し、その資金を前者は資金運用部よりの運用計画変更と、後者は開銀への返済金を猶予することによつてまかなうものである。

以上の修正に関して次の三点の申合せ事項がある。

一、投融資計画委員会の設置

二、資産再評価の強制実施

三、生産協力協議会の設置

採決の結果、本予算は、前記の趣旨をもつて別紙自由党、改進党、日本自由党三派共同修正案の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三日

予算委員長　倉石忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

歳入歳出修正表

歳入

国会所管			
（歳入）衆議院経費	歳入予算額		一、六八〇、六四八、〇〇〇
歳入予算額			二三、二四七、〇〇〇
（歳入）国立国会図書館経費	歳入予算額		二〇、〇〇〇、〇〇〇
歳入予算額			七、〇〇〇、〇〇〇
（歳入）参議院経費	歳入予算額		一、七三五、八九五、〇〇〇
歳入予算額			一、一三七、四四〇、〇〇〇
（歳入）裁判所経費	歳入予算額		一七、一八〇、〇〇〇
歳入予算額			一八、〇〇〇、〇〇〇
（歳入）国立国会図書館経費	歳入予算額		五、〇〇〇、〇〇〇
歳入予算額			一、一七七、六〇〇、〇〇〇
（歳入）国立国会図書館経費	歳入予算額		三二〇、一八八、〇〇〇
歳入予算額			三〇〇、一八六、〇〇〇
（歳入）裁判所経費	歳入予算額		五〇、〇〇〇、〇〇〇
歳入予算額			八七〇、一八六、〇〇〇
（歳入）検察審査会経費	歳入予算額		三五〇、一八六、〇〇〇
歳入予算額			九、六三八、〇〇〇
（歳入）法務本省経費	歳入予算額		六、七七五、〇〇〇
歳入予算額			五九〇、〇〇〇
（歳入）検察庁経費	歳入予算額		七、三六四、〇〇〇
歳入予算額			三、八〇〇、七八〇、〇〇〇
（歳入）矯正施設経費	歳入予算額		三、二八〇、七〇八、〇〇〇
歳入予算額			六三三、八六九、〇〇〇
（歳入）更生保護事業費補助金	歳入予算額		一四、五八七、一一八、〇〇〇
歳入予算額			六三、八一八、七〇〇、〇〇〇
（歳入）旧軍人遺族恩給支給費	歳入予算額		一六〇、七〇七、〇〇〇
歳入予算額			九九七、〇六六、〇〇〇
（歳入）国庫補助負担金	歳入予算額		一九一、七六四、〇〇〇
（歳入）雑収入	歳入予算額		八五、七六四、〇〇〇
（歳入）国債整理基金特別会計へ繰入	歳入予算額		二二、〇〇〇、〇〇〇
（歳入）予備費	歳入予算額		五〇、〇〇〇、〇〇〇

国際会議其他諸費	3,934,000
計	80,500,907,000
（組織）国立世論調査所	
（項）国立世論調査所	20,891,000
（組織）南方連絡事務局	
（項）南方連絡事務局	42,191,000
南西諸島関係職員未払俸給手費	41,489,000
計	83,680,000
（組織）資源調査会	
（項）資源調査会	34,343,000
（組織）日本学術会議	
（項）日本学術会議	96,199,000
国際学術会議其他諸費	36,592,000
計	132,791,000
（組織）公正取引委員会	
（項）公正取引委員会	94,961,000
（組織）国家地方警察中央官署	
（項）国家公安委員会	2,011,000
国家地方警察官署	457,556,000
国家地方警察通信費	101,454,000
皇宮警察費	71,851,000
国家地方警察施設費	46,387,000
特別区自治体警察費補助	20,000,000
計	699,259,000
（組織）国家地方警察地方官署	
（項）国家地方警察官署	4,638,000,000
国家地方警察通信費	715,965,000
計	5,353,965,000
（組織）警察庁	
（項）警察庁	2,042,165,000
皇宮警察費	209,447,000
警察施設費	262,495,000
都道府県警察費補助	2,122,869,000
国際会議其他諸費	2,722,000
計	4,639,698,000
（組織）地方警務局	
（項）警察庁	4,703,153,000
（組織）国家消防本部	
（項）国家消防本部	52,137,000
国家消防本部施設費	1,250,000
消防施設整備費補助	302,955,000
計	356,342,000
（組織）土地調整委員会	
（項）土地調整委員会	15,039,000
（組織）宮内庁	
（項）宮内庁	320,838,000
（組織）調達庁	
（項）調達庁	1,283,263,000
調達労務管理費	944,293,000
調達庁施設費	10,395,000
英連邦軍使用施設諸費立替金	10,259,000
解除物件等処理費	58,115,000
計	2,306,324,000
（組織）行政管理庁	
（項）行政管理庁	121,107,000
統計調査事務委託費	632,282,000
計	753,389,000
（組織）地方監察官署	
（項）地方監察官署	545,795,000
（組織）北海道開発庁	
（項）北海道開発庁	190,286,000
北海道開発計画費	30,000,000
北海道開発局	956,316,000
北海道水道施設費	44,000,000
北海道住宅施設費	849,190,000
北海道河川等事業費	2,200,000,000
幾春別川総合開発事業費	1,010,000,000
北海道砂防事業費	56,500,000
北海道山林事業費	648,563,000
	1,773,477,000
北海道土地改良事業費	1,708,939,000
	1,444,988,000
北海道開拓事業費	1,365,500,000
北海道農業機械整備費	55,000,000
北海道漁港施設費	641,100,000
北海道道路事業費	3,515,210,000
北海道港湾事業費	648,900,000
北海道都市計画事業費	121,524,000
北海道建設機械整備費	176,600,000
	492,988,000
北海道耕地整備事業助成	407,046,000
北海道開拓実施費	1,034,851,000
北海道開発事業附帯事務費	177,526,000
	716,068,000
計	15,837,051,000
（組織）自治庁	
（項）自治庁	110,561,000
地方公務員研修費	8,037,000
町村合併促進対策費	1,900,000,000
衆議院議員及参議院議員補欠等選挙費	51,000,000
災害特例地方債元利補給金	1,887,879,000
交付金及び譲与税配付金特別会計へ繰入	129,522,000,000
計	133,479,477,000
（組織）保安庁	
（項）保安庁	54,459,088,000

	保安庁施設費	24,371,680,000
	計	78,830,768,000
	（組織）経済審議庁	
（項）	経済審議庁	193,609,000
	国土開発調査費	14,090,000
	土地調査費	121,949,000
	国際会議其他諸費	3,520,000
	計	333,168,000
		328,271,757,000
	総理府所管合計	329,041,839,000
	大蔵省所管	
	（組織）大蔵本省	
（項）	大蔵本省	1,166,398,000
	財政経済調査統計費	12,709,000
	国際会議其他諸費	23,838,000
	会計事務職員研修費	11,963,000
	税関職員養成訓練費	16,634,000
	非現業共済組合連合会等補助及交付金	1,513,790,000
	防衛支出金	58,480,000,000
	平和回復善後処理費	15,000,000,000
	奄美群島復帰善後処理費	2,000,000,000
	貿易調査統計費	17,175,000
	国庫受入預託金等利子	263,140,000
	国債償還	20,147,793,000
	国債諸費	22,876,439,000
	証券取引法施行費	4,314,000
	公認会計士法施行費	7,406,000
	ドイツ財産管理費	2,951,000
	公務員宿舎施設費	800,000,000
	国民金融公庫出資	2,000,000,000
	住宅金融公庫出資	5,000,000,000
	農林漁業金融公庫出資	9,500,000,000
	中小企業金融公庫出資	2,500,000,000
	国際航空事業出資	1,000,000,000
	日本電信電話公社交付金	500,000,000
	連合国財産補償費	2,599,897,000
	連合国財産返還補償処理費	120,298,000
	保険会社特別損失補償	4,307,000
		8,000,000,000
	予備費	13,000,000,000
		153,569,052,000
	計	158,569,052,000
	（組織）財務局	
（項）	財務局	1,629,491,000
	財務局施設費	28,501,000
	特殊施設処理費	237,007,000
	計	1,894,999,000
	（組織）税関	
（項）	税関	1,253,182,000
	密貿易取締費	35,542,000
	派出官吏費	314,798,000
	税関施設費	42,989,000
	税関船舶建造費	34,920,000
	計	1,681,431,000
	（組織）国税庁	
（項）	税務官署	1,735,425,000
	税務職員養成訓練費	181,397,000
	税務官署施設費	186,846,000
	計	2,103,668,000
	（組織）地方税務官署	
（項）	税務官署	14,105,009,000
	滞納整理費	538,326,000
	酒類密造取締費	122,178,000
	租税還付加算金	700,000,000
	計	15,465,513,000
		174,714,663,000
	大蔵省所管合計	179,714,663,000
	文部省所管	
	（組織）文部本省	
（項）	文部本省	1,271,046,000
	国際会議其他諸費	11,912,000
	教育統計調査費	57,542,000
	日本芸術院	24,694,000
	教育及研究諸施設運営費	18,580,000
	臨時教員養成費	7,733,000
	教員資格賦与講習費	51,222,000
	初等中等教育助成費	819,389,000
	産業教育振興費	899,493,000
	教員保健費補助	19,434,000
	科学振興費	1,034,303,000
	育英及学徒援護事業費	3,918,505,000
	社会教育助成費	155,317,000
	私立学校助成費	556,073,000
	国立文教施設整備費	1,937,100,000
		5,837,418,000
	公立文教施設整備費補助	5,137,418,000
	国立文教施設災害復旧費	60,948,000
	公立文教施設災害復旧費補助	1,064,634,000
	義務教育費国庫負担金	70,000,000,000
	文化功労者年金	32,500,000
		87,777,843,000
	計	87,077,843,000
	（組織）国立学校	
（項）	国立学校	22,532,468,000
	大学附属病院	5,813,842,000
	大学附置研究所	1,962,551,000
	計	30,308,861,000

	（組織）日本ユネスコ国内委員会	
（項）日本ユネスコ国内委員会		48,118,000
	（組織）国立教育研究所	
（項）国立教育研究所		29,052,000
	（組織）国立科学博物館	
（項）国立科学博物館		51,402,000
	（組織）国立近代美術館	
（項）国立近代美術館		31,134,000
	（組織）緯度観測所	
（項）緯度観測所		19,253,000
	（組織）統計数理研究所	
（項）統計数理研究所		24,640,000
	（組織）国立遺伝学研究所	
（項）国立遺伝学研究所		26,915,000
	（組織）国立国語研究所	
（項）国立国語研究所		26,744,000
	（組織）文化財保護委員会	
（項）文化財保護委員会		88,902,000
文化財保存事業費		441,595,000
国立博物館		122,068,000
文化財研究所		27,917,000
計		680,482,000
		119,024,444,000
文部省所管合計		118,324,444,000
厚生省所管		
	（組織）厚生本省	
（項）厚生本省		1,805,992,000
国立公園等運営費		70,224,000
厚生統計調査費		231,508,000
科学研究費補助		23,750,000
国際会議其他諸費		64,604,000
厚生省施設費		40,917,000
精神衛生費補助		433,942,000
		1,840,005,000
保健所費補助		1,400,130,000
結核予防費補助		1,962,295,000
伝染病予防費補助		760,243,000
性病予防費補助		71,828,000
癩予防対策費		101,718,000
水道施設費		543,955,000
水道施設災害復旧事業費		75,000,000
		1,040,000,000
簡易水道施設費補助		640,000,000
医療施設費補助		1,275,366,000
医師等国家試験費		24,482,000
国立病院特別会計へ繰入		1,570,071,000
医薬品等買上諸費		134,819,000
		28,486,610,000
生活保護費		27,986,610,000
身体障害者保護費		332,825,000
社会福祉施設費補助		782,553,000
災害救助費		350,000,000
社会福祉事業振興会出資		30,000,000
児童保護費		5,138,227,000
母子福祉費		620,000,000
社会保険国庫負担金		3,281,286,000
健康保険組合補助		664,631,000
		7,118,327,000
国民健康保険助成費		6,200,712,000
引揚者援護費		83,469,000
留守家族等援護費		1,768,035,000
戦傷病者戦没者遺族等援護費		3,255,000,000
旧軍人遺族等恩給事務処理費		203,031,000
		64,189,718,000
計		61,932,223,000
	（組織）人口問題研究所	
（項）人口問題研究所		18,563,000
	（組織）国立公衆衛生院	
（項）国立公衆衛生院		78,842,000
国立公衆衛生院施設費		7,140,000
計		85,982,000
	（組織）国立精神衛生研究所	
（項）国立精神衛生研究所		14,253,000
	（組織）国立栄養研究所	
（項）国立栄養研究所		23,827,000
	（組織）国立予防衛生研究所	
（項）国立予防衛生研究所		134,341,000
血清其他製造及検定費		52,937,000
国立予防衛生研究所施設費		11,900,000
計		199,178,000
	（組織）検疫所	
（項）検疫所		231,948,000
検疫所施設費		19,429,000
計		251,377,000
	（組織）国立癩研究所	
（項）国立癩研究所		6,007,000
国立癩研究所施設費		26,950,000
計		32,957,000
	（組織）国立療養所	
（項）国立結核療養所		9,452,562,000
国立癩療養所		1,382,075,000
国立精神頭部療養所		229,551,000
国立脊髄療養所		31,497,000
国立療養所看護婦養成費		194,029,000
		1,078,802,000
国立療養所施設費		865,292,000
		12,368,518,000
計		12,155,006,000

（組織）国立衛生試験所

（項）	国立衛生試験所	73,850,000
	医薬品等検定費	21,416,000
	国立衛生試験所施設費	1,335,000
	計	96,601,000

（組織）国立光明寮

（項）	国立光明寮	51,590,000
	国立光明寮施設費	19,124,000
	計	70,714,000

（組織）国立身体障害者更生指導所

（項）	国立身体障害者更生指導所	42,387,000
	国立身体障害者更生指導所施設費	7,569,000
	計	49,956,000

（組織）国立保養所

（項）	国立保養所	40,417,000
	国立保養所施設費	2,752,000
	計	43,169,000

（組織）国立教護院

（項）	国立教護院	18,550,000
	国立教護院施設費	8,620,000
	計	27,170,000

（組織）医務出張所

（項）	医務出張所	25,538,000

（組織）麻薬取締官事務所

（項）	麻薬取締官事務所	52,409,000

（組織）引揚復員官署

（項）	引揚復員官署	283,024,000
		77,832,847,000
	厚生省所管合計	75,361,947,000

農林省所管

（組織）農林本省

（項）	農林本省	1,606,791,000
	国際会議其他諸費	15,875,000
	農林漁業研究補助	100,000,000
	農村振興補助	400,552,000
	被害農家営農資金利子補給	1,993,035,000
	農業委員会費補助	2,396,608,000
	農林漁業組合再建整備補助	410,131,000
	農業保険費	16,041,477,000
	農林漁業統計調査費	144,605,000
	臨時農業基本調査費	33,580,000
	土地改良事業処理費補助	127,419,000
	開拓者助成費	266,358,000
	開拓者資金融通特別会計出資	1,485,565,000
	自作農創設維持助成費	698,436,000
	農産物増産助成費	1,145,309,000
	農作物病害虫防除助成費	726,624,000
		1,298,385,000
	農業改良普及事業費補助	1,243,385,000
	畜産振興費	573,163,000
	有畜農家創設資金利子補給	260,564,000
	家畜薬検査費	27,143,000
	家畜伝染病予防費補助	485,719,000
		425,212,000
	蚕糸業振興費	875,212,000
	農林本省施設費	128,053,000
		12,895,336,000
	土地改良事業費	12,430,874,000
		6,085,145,000
	開拓事業費	5,750,633,000
	農業機械整備費	225,000,000
	農業施設災害復旧事業費	15,447,794,000
	土地改良開拓事業等附帯事務費	172,609,000
		2,007,685,000
	耕地整備事業助成	1,657,577,000
	開拓実施費	1,664,728,000
		69,283,901,000
	計	68,034,819,000

（組織）食糧庁

（項）	食糧庁	676,780,000
	食生活改善費	1,764,880,000
	輸入食糧価格調整補給金	9,000,000,000
	食糧庁施設費	1,500,000
	計	11,443,160,000

（組織）林野庁

（項）	林野庁	174,851,000
	林業振興費	759,103,000
	農林漁業組合再建整備補助	8,012,000
	森林害虫駆除事業助成費	267,894,000
	林野庁施設費	28,982,000
	山林事業費	9,863,349,000
	山林施設災害復旧事業費	875,321,000
	山林事業附帯事務費	35,816,000
	計	12,013,328,000

（組織）水産庁

（項）	水産庁	196,707,000
	漁業調査取締船費	423,172,000
	日光養魚場及十和田湖化場費	5,041,000
	漁業調整事務局費	10,362,000
	漁船研究費	12,824,000
	水産業振興費	368,855,000

農林漁業組合再建整備補助	37,035,000
漁業調整事業助成費	128,497,000
漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償	101,616,000
減船整理補助	268,994,000
北海道魚田開発施設補助	41,799,000
水産庁施設費	29,790,000
漁業調査取締船建造費	86,000,000
漁港施設費	1,425,312,000
漁港施設災害復旧事業費	1,155,088,000
漁港整備事業附帯事務費	2,360,000
計	4,298,402,000
（組織）農業技術研究所	
（項）農業技術研究所	320,514,000
農業技術研究所施設費	12,555,000
計	333,069,000
（組織）農業試験場	
（項）農業試験場	799,268,000
農業試験場施設費	37,445,000
計	836,713,000
（組織）農業総合研究所	
（項）農業総合研究所	51,766,000
（組織）蚕糸試験場	
（項）蚕糸試験場	314,633,000
（組織）家畜衛生試験場	
（項）家畜衛生試験場	147,667,000
獣疫血清製造費	64,109,000
計	211,776,000
（組織）肥料検査所	
（項）肥料検査所	31,170,000
（組織）農薬検査所	
（項）農薬検査所	10,713,000
（組織）輸出品検査所	
（項）輸出品検査所	134,596,000
（組織）生糸検査所	
（項）生糸検査所	211,159,000
（組織）植物防疫所	
（項）植物防疫所	99,664,000
（組織）動物検疫所	
（項）動物検疫所	40,012,000
（組織）農村工業指導所	
（項）農村工業指導所	7,258,000
（組織）馬鈴薯原原種農場	
（項）馬鈴薯原原種農場	115,189,000
（組織）種畜牧場	
（項）種畜牧場	412,928,000
畜産振興費	123,753,000 73,753,000
計	536,681,000 486,681,000

（組織）地方農地事務局	
（項）地方農地事務局	720,311,000
（組織）統計調査事務所	
（項）統計調査事務所	3,296,007,000
臨時農業基本調査費	185,699,000
計	3,481,706,000
（組織）食糧研究所	
（項）食糧研究所	43,101,000
（組織）林業試験場	
（項）林業試験場	310,665,000
（組織）水産研究所	
（項）水産研究所	282,174,000
（組織）真珠検査及研究所	
（項）真珠検査及研究所	18,183,000
（組織）水産講習所	
（項）水産講習所	94,240,000
（組織）北海道鮭鱒孵化場	
（項）北海道鮭鱒孵化場	95,736,000
農林省所管合計	105,019,306,000 103,720,224,000
通商産業省所管	
（組織）通商産業本省	
（項）通商産業本省	1,259,133,000
商工鉱業統計調査費	170,214,000
貿易振興補助	299,606,000
工作機械等試作補助	100,000,000
爆薬処理費	34,726,000
資源開発補助	245,667,000
通商産業省施設費	101,850,000
国際会議其他諸費	25,257,000
計	2,236,453,000
（組織）工業技術院	
（項）工業技術院	128,817,000
科学技術研究助成費	885,000,000 600,000,000
試験所特別研究費	227,000,000
計	1,220,817,000 955,817,000
（組織）特許庁	
（項）特許庁	267,874,000
特許庁施設費	10,000,000
発明実施化助成費	35,500,000
計	313,374,000
（組織）中小企業庁	
（項）中小企業庁	62,487,000
中小企業振興費	372,816,000
計	435,303,000
（組織）通商産業局	
（項）通商産業局	1,073,454,000
商工鉱業統計調査費	23,510,000
計	1,096,964,000

（項）	中央計量検定所（施設）	91,024,000
（項）	繊維検査所（施設）	117,092,000
（項）	羊毛工業技術試験所（施設）	150,914,000
（項）	大阪工業技術試験所（施設）	114,945,000
（項）	名古屋工業技術試験所（施設）	114,477,000
（項）	地質調査所（施設）	21,822,000
（項）	鉱山工業試験所（施設）	50,223,000
（項）	資源調査所	212,503,000
（項）	鉱山保安監督部	197,508,000
（項）	鉱山保安監督署（施設）	336,243,000
	計	41,277,000
		377,520,000
（項）	鉱業出張所（施設）	85,301,000
（項）	燃料技術試験所（施設）	120,636,000
（項）	工業用水道事務所（施設）	101,488,000
（項）	鉱業権登録事務所（施設）	102,227,000
	国庫債務負担行為限度額	6,663,183,000
	計	6,663,183,000

一　昭和二十九年度特別会計予算に関する報告書

本予算の要旨

昭和二十九年度における特別会計の総数は、新設の交付税及び譲与税配付金特別会計を含めて三十二である。

三十二の特別会計の歳入歳出額を通計すると、歳入は一兆六千九百四十三億五千余万円、歳出は一兆六千百七億九千余万円となり、前年度にくらべて歳入二千九十七億八千余万円、歳出一千八百四十九億六千余万円の増加である。

以下、主要な特別会計の内容について概述する。

1　交付税及び譲与税配付金特別会計（新設）

歳入

一般会計より受入　千二百十六億円

地方交付税交付金財源受入　七十九億二千二百万円

揮発油税譲与金財源受入　百九十二億円

入場税収入　千六百万円

雑収入　千四百八十七億三千八百万円

計　千二百十六億円

歳出

地方交付税交付金　千二百十六億円

入場税譲与金　百七十二億八千万円

揮発油税譲与金　七十九億二千二百万円

一般会計へ繰入　十九億二千万円

国債整理基金特別会計へ繰入　千八十万円

諸支出金　二十万円

予備費　五千万円

計　千四百八十七億三千八百万円

この特別会計の内容は、次の三つに大別される。

イ　第一は、従来の地方財政平衡交付金に代るものであつて、所得税、法人税及び酒税の収納済額の一定割合を一般会計から受け入れ、これを地方交付税交付金として、大体従来の平衡交付金の配分方式に準じた方式により各地方公共団体に交付することになつている。その総額は千二百十六億円である。

ロ　第二は、新設の揮発油譲与税であつて、財源として一般会計から揮発油税総額の三分の一相当額（七十九億円の予定）を受け入れ、これを道路整備の財源として都道府県等に配分することにしている。

ハ　第三は、入場税に関するものである。入場税の国税移管に伴い、その収入をこの特別会計の歳入とし、そのうちの一割相当額（十九億円の予定）を一般会計に繰り入れ、残りの九割相当額（百七十二億円の予定）を入場譲与税として都道府県に配分することにしている。

2　外国為替資金特別会計

予算の基礎となつた国際収支は、一応次のように見込まれている。

二十九年度（見込）

受取

		百万ドル
輸出		一、三七五
駐留軍関係収入		七六〇
貿易外		三四〇
計		二、四七五
支払		
輸入		二、一四〇
貿易外		四二五
計		二、五六五
支払超過		△九〇

但し、この収支見込の数字は、今後の外貨予算編成等に当つて、受取支払両面にわたつて変容して行くであろうことは想像に難くない。

二十八年度（見込）

		百万ドル
輸出		一、二二〇
駐留軍関係収入		八一一
貿易外		五一九
計		二、五五〇
支払		
輸入		二、一七一
貿易外		五六九
計		二、七四〇
支払超過		△一九〇

3　資金運用部特別会計

資金運用部資金の運用計画は次のとおりである。

	二十九年度		二十八年度	
（原資）		億円		億円
預託金の増加		（一、三二四）		（一、三二六）
郵便貯金	九〇〇		八〇六	
簡保年金	二〇〇		二一五	
厚生年金保険	三〇〇		一八〇	
その他	一〇四		一二五	
既運用金の回収		（二五六）		（二一九）
国債	七六		二二	
地方債	一〇五		七五	
その他	七五		二三	
保有国債売却			一八一	
小計	一、五八〇		一、六二六	
前年度より繰越	一〇二		一九九	
合計	一、六八二		一、八二五	

（運用）

特別会計貸付			（一九）
郵政		（二五）	五
特定道路			一三
鉱害復旧		二〇	一
政府関係機関貸付			（五〇六）
日本国有鉄道		（七二〇）	一四五
住宅金融公庫		七〇	一〇〇
国民金融公庫		九五	五一
中小企業公庫		一〇五	二〇
農林漁業公庫		一〇五	五〇
日本開発銀行		二七五	一四〇
地方		四三〇	八〇八
勤労者厚生住宅資金		三五	二五
金融債引受		二〇〇	三〇〇
帝都高速度交通営団		一〇〇	一五
電源開発会社		一六〇	五〇
小計		一、五八〇	一、七二三
翌年度へ繰越		一〇二	一〇二
計		一、六八二	一、八二五

4　産業投資特別会計

昭和二十九年度における資金運用計画は次のとおりである。

	二十九年度	二十八年度
（収入）		
国債発行収入	億円 一〇	
緊要物資輸入基金特別会計整理残余金受入	二五	億円 二〇〇
運用収入	（一四二）	〇
利殖金	五一	（三四二）
納付金	八三	四〇
国債元利金回収	八	九七
小計	一六七	八
前年度より繰越	一九	一九七
合計	一八六	五四二
		八一
		六二三
（支出）	（一七五）	（六一〇）
産業投資支出	七五	四六〇
開発銀行	一〇〇	一五〇
電源開発会社		六
国債整理基金繰入	八三	七
予備金		
合計	一八六	六二三

5　厚生保険特別会計

昭和二十九年度における特色は次のとおりである。

イ　日雇労働者健康保険については、医療給付期間三箇月を六箇月とし、給付費の一割を新たに国庫負担としてその分の二億一千五百万円を一般会計から受け入れている。

ロ　厚生年金保険については、標準報酬月額の最高額八千円を一万八千円に引き上げて保険料収入の増加をはかるとともに、養老年金、障害年金等の給付額の引上げ、給付費に対する国庫負担割合の引上げ（一般分一割を一割五分に、坑内夫分二割は据置）等を予定している。

ハ　健康保険については事業量の自然増加を見込んでいる。

6　失業保険特別会計

昭和二十九年度の特色は次のとおりである。

イ　一般保険金の受給人員を昭和二十八年前半実績の約五％増と見込み、保険金支給額を前年度より約十一億円増加計上した。

ロ　職業補導所等の保険施設費を前年度の三倍弱に増加し、四億円を計上した。

ハ　給与改訂の平年度化、適用事業所数の増大等のため、保険料収入の増加（約三十七億円の増）が見込まれるとともに、業務取扱費の若干の増加（約一億円増）をはかつた。

7　食糧管理特別会計

イ　国内産米については、一応統制を前提とし、また国内産麦についても前年度同様政府買上げを行うこととして予算を編成した。国内産米麦の買入予定数量は次のとおりである。

	二十九年度（原千屯）	二十八年度（原千屯）
米	四、〇八三・〇	三、二一六・九
	（二七、二二〇千石）	（二一、四四五千石）
大麦	一五〇・〇	一五〇・七
はだか麦	二五〇・〇	二五五・一
小麦	四〇〇・〇	四〇〇・〇

買入価格は原則として昭和二十八年度の予算価格と同一としたが、米については一応予算上、供出完遂奨励金及び超過供出奨励金を基本価格に統合して一本価格にすることとし、別に早場米奨励金として、昭和二十八年度当初予算同様、総額八十一億一千九百万円を計上した。

	二十九年度	二十八年度
米	（石当りはだか） 八、七九五円	八、二〇〇円（うち五〇〇円は減収加算金）
大麦（五二・五キロはだか）	一、六三七	一、六三七
はだか麦（六〇キロはだか）	二、一九三	二、一九三
小麦（六〇キロはだか）	一、九七二	一、九七二

ロ　輸入食糧については、外米輸入の削減と米麦価格の低落のため、買入総額は前年度の二千四十億円から千六百四十九億円と大幅に縮少しているが、これは外貨節約の趣旨に沿うものといえよう。

買入予定数量並びに価格は次のとおりである。

	二十九年度 数量（千トン）	二十九年度 トン当り価格（ドル）	二十八年度 数量（千トン）	二十八年度 トン当り価格（ドル）
米	一、一四五	一八四	一、四五六	一九八
大麦	一、〇三三	七六	八五〇	八一
小麦	一、九六三	八四	一、九七三	八六

ハ　米の消費者価格については現行の内地精米十キロ七百六十五円をすえ置くこととし、また麦の売渡価格も買入価格同様据置を予定している。

ニ　食糧証券発行額は、二千二百六十億円で前年度より三百十億円の増加である。

8　国有林野事業特別会計

昭和二十九年度においては、新しく治山治水上重要な地域の民有保安林または治山事業の施行を要する林野を当会計で買取し、これに治山工事を施行することにしたのが特色である。これに要する経費は約三十二億円を予定している。なおこれに伴い、これまでのような利益金の一般会計繰入は行わないことにしている。

9　郵政事業特別会計

昭和二十九年一月からの仲裁裁定実施等に伴い、業務費は八百九十五億円と前年度より約百四億円増大しているが、収入面では料金改訂を行わず、事業量増大による増収でこれをまかなつている。また局舎等の建設費は前年度より若干圧縮した。

10　特定道路整備事業特別会計

昭和二十九年度においては、資金調達は一般会計からの繰入によらず、もつぱら資金運用

部からの借入（二十億円）によつている。また新規事業は一切行わず、既着手分の関門国道外三箇所の直轄工事の促進及び濃尾大橋外十八箇所の工事に対する貸付を予定している。なお昭和二十九年度中に、直轄工事では戸塚国道、貸付による地方公共団体の工事では住ノ江橋外四箇所が完成することとなつている。

二　本予算の可決理由

昭和二十九年度特別会計予算は、一般会計と同様に緊縮財政の方針をもつて編成されており、歳入歳出両面の内容もおおむね妥当である。以上のような理由で本予算は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三日

予算委員長　倉石　忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度政府関係機関予算に関する報告書

一　本予算の要旨

昭和二十九年度政府関係機関予算は、日本専売公社外八政府関係機関に関するものであつて、一般会計及び特別会計予算と同様緊縮予算の方針のもとに、支出の重点化と効率化を図ることに努め、財政面からのインフレ要因を排除する等の考慮によつて編成されているものである。

政府関係機関収入、支出予算は次の通りである。

収入

		二十九年度	二十八年度
1	日本専売公社	二四八、一六二、五一七	二四、八六六、九八九
2	日本国有鉄道		
	損益勘定	二五八、八七六、七四八	二五八、八七六、七四八
	資本勘定	五四、一八九、〇二四	五四、一八九、〇二四
	工事勘定	五三、九八三、〇二四	五三、九八三、〇二四
3	日本電信電話公社		
	損益勘定	一一五、九一六、五二七	一一五、九一六、五二七
	建設勘定	五三、一三九、八〇八	五三、一三九、八〇八
	資本勘定	五三、六三九、八〇八	五三、六三九、八〇八
	貯蔵品割掛勘定	一、六七一、六五四	一、六七一、六五四
	工作勘定	一、四五一、六〇四	一、四五一、六〇四
4	国民金融公庫	二、五〇〇、九三七	二、一〇六、五三八
5	住宅金融公庫	三、六八四、七二八	二、八九八、九一五
6	農林漁業金融公庫	二、九八七、四四〇	二、九三九、九六九
7	中小企業金融公庫	二、五六〇、〇五六	一、九九九、八三六
8	日本開発銀行	二一、五二一、二〇五	七、二九三、八〇七
9	日本輸出入銀行	一、一二四、一四一	四四八、二六
	合計	八七五、四一五、二二一	七三五、四二三、〇七七

次に、各会計別予算の概要について報告する。

(一)　日本専売公社

収入

	二十九年度	二十八年度（単位百万円）
たばこ事業収入	二二六、三八〇	二一〇、四一〇
塩事業収入	二〇、四六九	二〇、三五三
しおう脳事業収入	八六七	八〇九
雑収入	四四六	四四〇
計	二四八、一六二	二三二、〇一二

支出

	二十九年度	二十八年度（単位百万円）
たばこ事業費	五六、八〇七	五二、五九三
塩事業費	一八、一九〇	一六、七八六
しおう脳事業費	七五六	七〇四
その他の計	四九、一一四	一九、九五一
差引収入超過額	一二四、八六七	九〇、〇三三
棚卸資産増加額	一二三、二九六	一四一、九七九
納付金	六、七九七	八、四七九
	一三〇、〇九二	一五〇、四五八

たばこの売上げについては、昭和二十九年四月より「ピース」を五円値上げし、販売数量は千三十二億本（前年度九百七十四億本）を予定している。

なお、昭和二十九年度より、地方税として、たばこ消費税が新設されることとなつたため、その分が国庫納付金より減少することとなつた。その金額は二百九十一億八千二百万円である。たばこ消費税の税率は、その総額が小売価格総額に対し道府県分百十五分の五、市町村分百十五分の十である。

(二)　日本国有鉄道

収入

	二十九年度	二十八年度（単位百万円）
運輸収入	二五〇、二四〇	二四二、〇一〇
雑収入	八、五九五	六、九六〇
政府会計から受入	四一	四一
計	二五八、八七七	二四九、〇一二
支出	二十九年度	二十八年度（位単百万円）
事業費	二二三、三八八	二一四、四五〇
資本勘定へ繰入（減価償却費及び特別補充取替費）	三三、四八九	三一、五六二
予備費	二、〇〇〇	二、〇〇〇
計	二五八、八七七	二四九、〇一二
資本勘定収入	二十九年度	二十八年度（単位百万円）
損益勘定より受入	三三、四八九	三二、五六二
借入金	七、〇〇〇	一四、五〇〇
鉄道債券（公募）	二二、〇〇〇	八、五〇〇
〃（利用）	一、〇〇〇	一〇〇
不用施設及物品売却	七〇〇	五四、一八九
計	五四、一八九	五五、六六二
工事勘定収入	二十九年度	二十八年度（単位百万円）
支出		
工事勘定へ繰入	五三、九八三	五五、五六五
出資	九六	九六
借入金償還	一一〇	一一〇
計	五四、一八九	五五、六六二
工事勘定収入	二十九年度	二十八年度（単位百万円）
資本勘定より受入	五三、九八三	五五、五六五
計	五三、九八三	五五、五六五

支出
建設費　二、五〇〇
改良総係費　四、三三四　七、〇二二
電化設備費　七、八一六　三、八九〇
車輌費　一五、六二六　七、八〇五
諸設備費　二三、七〇七　一三、六五〇
計　五三、九八三　二三、一九八　五五、五六五

1　昭和二十九年度予算における特色は次の通りである。
昭和二十九年一月より仲裁裁定実施に伴う給与の改訂。
2　一、二等旅客運賃について通行税二十%を外わくに振り替えて二十億円の増収を図ることとし、その他は一切運賃の改訂を行わないこととする。
3　資金運用部から七十億円を借り入れ、鉄道債券（公募）百二十億円、同（利用）十億円の発行を行い、自己資金と合わせて五百四十億円をもつて、建設、改良、取替工事等に重点を置き、新線建設には二十五億円を計上している。
4　予算形式を公社法の規定によつて、勘定別に整理して編成した。
なお、昭和二十九年度より都市計画事業、港湾工事等に関連して、国鉄の工事を必要とする場合、地元引受けの鉄道債券（利用）を発行してその財源に充てることとし、十億円の発行を予定した。

(ロ)　日本電信電話公社

損益勘定
収入
電信収入　二十九年度　九、八一二
電話収入　一〇二、五七〇
受託工事収入　六七〇
雑収入　二、八六五
計　一一五、九一七
支出
業務費　二十九年度　七二、四一四
利子及債券取扱費　五、一八一
減価償却費　二三、六二二
予備費　一、五〇〇
資本勘定へ繰入　二三、二〇〇
計　一一五、九一七

建設勘定
収入
資本勘定より受入　二十九年度　五三、一四〇
電信電話債券　一二、〇〇〇
電話設備負担金　四、八一八
減価償却引当金　二三、六二二
損益勘定より受入　一二、七〇〇
政府会計より受入　〇
資産売当　五三、一四〇
計　二十九年度　二十九年度
支出
給与及事務費　六、一〇六

電信電話施設費　四〇、一四六
局舎建設費　六、三六三　六、七一一
諸施設費　五二、五　六二六
計　五三、一四〇　四六、九七三

昭和二十九年度予算における主要点は次の通りである。
1　電信電話債券の公募分の限度額を七十億円とする。
経常的経費の圧縮を図り、減価償却費を増額する。
2　電信電話施設拡張については、基礎設備に重点をおいて実施することとする。
3　電信電話施設拡張については、基礎設備に重点をおいて実施することとする。

(ハ)　国民金融公庫

資金の調達及び運用計画は次の通りである。

資金調達　二十九年度　（単位億円）
一般会計出資　二〇　四五
資金運用部借入　七〇　五一
回収金等　二三三　二一五
合計　三二三　三一一

資金運用　二十九年度　（単位億円）
普通貸付　二九三　二八
医療貸付　二三　二
遺族国債担保貸付　四　〇
恩給担保貸付　〇　五
更生資金貸付　三一三　三一一
母子家庭貸付　計

昭和二十八年十二月より恩給担保の貸付が開始されたが、昭和二十九年度からは年六分の低利で生活資金融資も行うこととなりそのため二十三億円の貸付を予定されている。
普通貸付の償還期限は三年乃至五年以内、利率九分九厘六毛である。

(ニ)　住宅金融公庫

資金調達　二十九年度　（単位億円）
一般会計出資　五〇　五八
資金運用部借入　九五　一〇〇
回収金等　五　一七
合計　一五〇　一七五

昭和二十九年度において百八十一億円（前年度二百十三億円）の貸付契約を締結する予定で、これによる融資対象戸数は一般公庫住宅三万戸、産業労働者住宅一万戸、計四万戸である。貸付契約金額のうち、昭和二十九年度中に貸し付けられる資金は百五十億円が予定されている。
なお、貸付利率は、一般公庫住宅が五分五厘、産業労働者住宅が六分五厘となつている。

(ホ)　農林漁業金融公庫

資金調達　二十九年度　（単位億円）
一般会計出資　九五　一〇六
資金運用部借入　一〇五　五〇
回収金等　二五　一〇
合計　二二五　二六六

資金運用　二十九年度　（単位億円）
土地改良　一〇五　一一二
林業　三四　四〇
（造林）　三　六

（林道）	一〇		一二
（伐採調整）	二一		二二
水産業	一九		八
塩業	一〇		一一
共同利用施設	五四		五六
小計	二二二		二二七
主務大臣指定災害復旧	三		三
復興融資承継分	〇〇		九
冷霜害対策	〇〇		一
冷害対策			二五
合計	二二五		二六六

本公庫の貸出利率は、最高八分で償還期限は五年乃至二十五年、据置期間は一年乃至五年である。

(ロ)　中小企業金融公庫

	二十九年度		二十八年度（単位億円）
資金調達			
一般会計出資	二五		二〇
資金運用部借入	一〇五		一〇〇
回収金等	四〇		〇
計	一七〇		一三〇

本公庫の昭和二十九年度における貸付金総額は百七十億円を予定している。

また、昭和二十九年度から乙方式（公庫が貸付を決定する方式）による貸付を開始し、融資の適正充実を期することとなつた。その貸付利率は、年一割、一件の貸出額は一千万円（中小企業協同組合は三千万円）までである。

(ハ)　日本開発銀行

	二十九年度		二十八年度（単位億円）
資金調達			
見返資金借入	〇		一四五
資金運用部借入	二七五		一四〇
産業投資会計借入	七五		三一五
回収金等	二四〇		一九〇
運用利殖金等	六二		五八
小計	六五二		八四八
前年度から繰越	一七		三〇
合計	六六九		八七八
資金運用			
貸付	六五〇		四〇
電力	三五〇		六〇
海運	一八五		三〇
石炭		九五	二五
鉄鋼			四〇
電気機械			四五
自家発電			
合成繊維			
安全器具			
その他の設備	二〇		四〇
予備			一八
翌年度へ繰越	一九		八七八
合計	六六九		

右の計画により昭和二十九年度の日本開発銀行の業務は、資金の貸付（国際復興開発銀行よりの借入金の貸付を含む。）及び回収（旧復金及び旧米国対日援助見返資金特別会計より承継した貸付金の回収を含む。）並びに貸付債券に関する整理等であり、貸付金は六百五十億円が予定されている。

(ニ)　日本輸出入銀行

	二十九年度		二十八年度（単位億円）
資金調達			
回収金	一〇二		七五
運用利殖等	四		四
小計	一〇六		七九
前年度から繰越	一二〇		一八八
合計	二二六		二六七
資金運用			
貸付	二二二		二四〇
輸出	一七七		一五〇
輸入	五		二〇
（東南亜開発及投資）	四〇		七〇
翌年度へ繰越	四		二七
合計	二二六		二六七

貸付利率は、基準金利を六分五厘とし、海外市場の開拓、確保又は転換のため特に緊急と認められる場合については、四分五厘以上六分五厘未満とし、四分五厘以下としなければ輸出が困難となる場合には四分以上、四分五厘未満とすることができることとなつている。

以上が政府関係機関予算の概要である。

二

本予算の修正議決理由

本予算に対し自由、改進、日本自由の三党より別紙のごとき修正案が提出された。

その趣旨は次のとおりである。

1　中小企業金融公庫より日本開発銀行への未払金支払額十九億余万円を猶予することとする。このため同公庫の貸付金総額は百九十億円となる。

2　国民金融公庫が昭和二十九年度において借入れをすることのできる金額の限度額七十億円を九十一億円に修正する。

従つて、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び日本開発銀行における資金の調達及び運用計画はそれぞれ次の通りとなる。

(1)　国民金融公庫

	修正原案（単位億円）	
資金調達		
一般会計出資	二〇	二〇
資金運用部借入	九一	七〇
回収金等	二三三	二三三
合計	三四四	三三三

資金運用において貸付額が二十一億円増額される。

(2)　中小企業金融公庫

	修正原案（単位億円）	
資金調達		
一般会計出資	二五	二五
資金運用部借入	一〇五	一〇五
回収金等	五九	四〇
計	一八九	一七〇

(3)　日本開発銀行

	修正原案（単位億円）	
資金調達		
見返資金借入	〇	〇

資金運用部借入	二六〇	二七五
産業投資会計借入	七五	七五
回収金	二二一	二四〇
運用利殖金等	六二	六二
小計	六一八	六五二
前年度から繰越	一七	一七
合計	六三五	六六九

資金運用において三十四億円の貸付額の減少となり、当初予定されていた六百五十億円の運用計画の内容に変更が生ずることとなる。

本予算は、一般会計及び特別会計予算と同様、緊縮方針のもとにわが国経済の充実強化並びに輸出の増進を図る等おおむねその達成上、適当と認め前記のごとき趣旨によつて別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三日

予算委員長　倉石　忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第30条	国庫金運用公債併せて22条の2の規定により、国庫金運用公債が、現在において8,100,000,000円を超えるときは、その超える金額の現金を7,000,000,000円を超えないこととなるまで繰入れをすることのできる金額の現金を7,000,000,000円と改める。

〔第十六号参照〕

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

太平洋戦争中の強行出炭による特別鉱害を、急速且つ計画的に復旧することによつて、公共の福祉を確保し、あわせて、石炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする現行法は、昭和二十五年法律施行以来、着々成果をあげていたのであるが、法律施行後の物価の値上りによる復旧工事費の増大及び現地における工事能力の制約等の理由により、現行法のままでは所期の目的を達成することが困難となつたのである。

議案の要旨は、次の二点である。

1　現行法では、特別鉱害に係る石炭鉱業権者の特別鉱害復旧特別会計への納付金の最高限度は、特別鉱害関係事業場において掘採した石炭については、トン当り二十円、その他の事業場において掘採した石炭については、トン当り十円と規定されているが、これをそれぞれ三十円、十五円に改める。（第二十四条第二項の改正）

2　本法の有効期間を二箇年延長して、昭和三十二年五月十一日までとする。（附則第二項の改正）

二　議案の可決理由

特別鉱害復旧臨時措置法の施行後における物価の変動により特別鉱害の復旧工事に要する費用が増大したことに伴い、鉱業権者の納付金の額を引き上げるとともに、同法の有効期間を二箇年延長して、特別鉱害を完全に復旧しようとする本案の要旨は、妥当なものと認め、全会一致をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年二月二十六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

狂犬病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

狂犬病予防法施行以来、狂犬病の発生は、逐次減少しているが、なお、根絶に至らず年々相当数の発生を見ているので、さらに狂犬病予防措置の強化に努めその根絶を図ろうとするものである。

改正の主なる点は、次の通りである。

1　野犬化防止のため、狂犬病予防員が犬の所有者からその不用となつた犬の引取りを求められたときは、これを引き取つて処分しなければならないこととすること。

2　狂犬病予防員が犬を捕獲しようとして追跡中に、犬が土地建物等に入つた場合、捕獲するためやむを得ないと認めるときは、看守者の許可を得てその場所に立ち入ることができるようにすること。

3　狂犬病が発生した場合において、けい留命令が発せられているにもかかわらず、けい留されていない犬について都道府県知事が緊急、且つ、有効に措置する必要があると認めるときは、狂犬病予防員をして、けい留されていない犬を薬殺させることができるようにし、この場合都道府県知事は、人及び他の家畜に被害を及ぼさないよう必要な措置を講じて、薬殺の適正化を図ること。

二　議案の修正議決理由

狂犬病のまん延防止及び撲滅を図ることはきわめて必要であるが、他面狂犬病予防員が追跡中の犬を捕獲するため、土地建物に立ち入り得る場合を制限する必要があるので別紙の通り修正することは時宜に適するものと認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第六条第一項中「前条」を「第五条」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項中「第四項」を「第六項」に、「二日以内」を「一日以内」に改め、同項の次の但書を加え、同項を第八項とする。

但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができないときは、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

第六条中第五項を第七項とし、第四項中「抑留した場所」を「捕獲した場所」に改め、同項を第六項とし、第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4　何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5　第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

第十条中「その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における」を削る。

第十四条第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第十八条第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に、この法律による改正前の第六条第四項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により所有者に対する通知が行われ、又は同条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の公示期間が満了した犬の処分については、この法律による改正後の第六条第八項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国有鉄道の収支の均衡を図るため、日本国有鉄道の一、二等の運賃及び料金を改訂しようとするもので、その主な点は次の通りである。

1　現行の一、二等普通旅客運賃は、通行税額を含めて三等普通旅客運賃のそれぞれ四倍、二倍となつているが、これを通行税額を含まない倍率とし、これに通行税額を加算すること。

2　一等の航路普通旅客運賃及び一、二等急行料金は現在通行税額を含めた運賃、料金として法定されているが、これをそれぞれ通行税額を含まない運賃、料金に改め、これらに通行税額を加算すること。

二　議案の可決理由

本案は、日本国有鉄道の財政状況よりみてやむを得ないものと認め、政府原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

港域法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、港湾事情の現状に対応して、港域の変更及び設定等を行い、もつて港域の調整を図ろうとするものであつて、その要旨は、次のとおりである。

1　苫小牧港外十港について港域を改めること。

2　佐木港について港域を定めること。

3　奄美群島の復帰に伴い、名瀬港及び古仁屋港について港域を定めること。

4　名瀬港及び千葉港を港則法の特定港とすること。

二　議案の可決理由

本案は、港域の整備を図るとともに船舶交通の現状に対応する措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月五日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、遠洋かつお・まぐろ漁業の操業区域の拡大に対応して、これら漁業の用に供する総トン数百五十トン以上千トン未満の船舶の船舶職員の資格について、二ケ年間を限り、船舶職員法の別表第七の乙区域内と、甲区域内との大体中間程度の資格を有する者を乗り組ませることをもつて足るものとするよう船舶職員法の特例を設け当該漁業の発展を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、当該漁業の出漁難を救済するため適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月五日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年度においては、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額は、前年度歳入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額に止め、前年度首国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入は、これを要しないこととするとともに日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対し負う債務の償還元利金は国債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般会計から償還資金の繰入があつたものとみなす特別の措置が講ぜられたのであるが、昭和二十九年度においても前年度と同様の特例的措置を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

最近における財政の状況にかんがみ、且つ、経理の簡素化を図るための措置としてきわめて適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

開拓者に対する貸付金の財源に充てるため、昭和二十九年度においても、従前の例にならい一般会計から開拓者資金融通特別会計に十四億八千五百五十六万五千円を限り繰入金をすることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近における国の財政の状況にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、十四億八千五百五十六万五千円である。

右報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

緊要物資輸入基金特別会計を現行法の実施の状況にかんがみ、昭和二十八年度限り廃止するとともに、その資産のうち現金を産業投資特別会計に、その他の資産及び負債を一般会計にそれぞれ帰属させる等所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

本特別会計は、緊要物資の取得及び売払のため、昭和二十六年度一般会計より二十五億円を受け入れて発足したのであるが、その後これら物資の需給も著しく緩和してきた現状においては、きわめて適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十八年度において三億二千五百九十万九千円、昭和二十九年度において五億九千六百六十万七千円、合計九億二千二百五十一万六千円である。

右報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

当せん金附証票法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

いわゆる宝くじは、当せん金附証票法に基き、政府、都道府県、五大市及び戦災都市にその発売が認められてきたのであるが、昭和二十九年度から政府による宝くじの発売の制度を取りやめようとするものである。

二　議案の可決理由

この制度は、戦後、浮動購買力の吸収と財政資金調達のための暫定措置として実施されたもので、経済の正常化に伴いなるべく早い機会に廃止さるべきものであるので、本案は、時宜に適した妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

昭和二十八年度予算をもつて、新たに正倉院保存修理室を新築することとなつたが、この建物を皇室用財産として取得しようとするものである。

二　本件の可決理由

この建物は、宝庫の収蔵物管理には必要欠くことのできない重要性を有するものであるので宝庫と同様、皇室用財産とすることは適切な措置であると認め、本件は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

財政法第四十二条の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十七年度一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費で昭和二十八年度に繰り越されたもののうち、当該年度内

に支払を終らないものについては、これを昭和二十九年度に繰り越して使用することができることとするものである。

繰越明許によると、繰越された経費については、事故繰越として更にその翌年度へ繰越ができることになつているが、そのためには、当該経費について当該年度中に支出負担行為が完了していなければならないという条件が必要である。

しかし右の安全保障諸費及び連合国財産補償費については、対外交渉又は審査上の困難等の事情のため、本年中に支出負担行為の完了という段階に至らぬものがあると認められるが、繰越し使用することができることとするものである。

二　議案の可決理由

両経費は対外的特殊事情と関係する方面が広汎なために計画の確立に時日を要するものが多い等の事情にかんがみ、大体において妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十七号参照〕

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、千九百五十三年十月二十四日国際連合憲章第九十三条2に基き、わが国が国際司法裁判所規程の当事国となるための条件を承知したい旨国際連合事務総長に申し入れたところ、国際連合総会は、同年十二月九日(一)国際司法裁判所規程の規定を受諾すること。(二)憲章第九十四条に基く国際連合加盟国のすべての義務を受諾すること。(三)総会が日本国政府と協議の上随時割り当てる公正な金額を国際司法裁判所の費用のため負担することを約束することの条件を決定したので、これを受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることといたしたい。よつて政府は、国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国が国際司法裁判所規程の当事国となることによつて、将来わが国が諸外国との国際紛争を規程の定むるところによつて国際司法裁判所に付託することにより、これを公平且つ平和的に解決することができるのである。よつて、本規程の当事国となることは妥当且つ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十九年度予算案に計上されている国立大学の学部及び国立短期大学の新設に照応して関係条文を改正しようとするものであつて、国立大学の学部の分離、公立大学の国立への移管、国立大学に夜間の短期大学部の併設、国立大学の附置研究所の整備統合及び国立大学に包括された従前の規定による学校の廃止等について規定するとともに、各国立学校の職員の定員は、政令で定めることとしている。

二　議案の可決理由

国立大学の整備充実を図るとともに勤労青年のために国立大学の施設を活用して夜間において勉学の機会を与えることの時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案の施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算中に約三千六百二十万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年三月八日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行保険給付の内容である療養の給付及び家族療養費の支給期間三箇月を六箇月に延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

日雇労働者健康保険における保険給付の内容は、他の社会保険のそれに比し、そん色があるため、これが改善の要望はきわめて強いものがあるが、その第一歩として療養の給付期間を延長することは最も時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に二十五億四千四百七十六万七千円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月九日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十八号参照〕

外務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は、第一に、わが国の対国連関係事務が増大し、且つ、わが外交上にその重要性が漸次加わつてきたことにかんがみ、在外公館の一つとして国際連合日本国政府代表部を設置することとなつたので、現行外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)第二十二条第二項中に国際連合日本政府代表部を加え、第二十四条に第四項を設け、国際連合日本政府代表部をアメリカ合衆国ニユー・ヨークに置くこと、及び第二十五条第二項中に国際連合日本政府代表部の長は特命全権大使とする旨を規定し、次に名誉領事の特殊性にかんがみ、同法第二十二条第二項から名誉総領事館及び名誉領事館を削り、同法第二十五条第二項から名誉総領事及び名誉領事を削り新たに第六章として第三十一条第一項に名誉総領事及び名誉領事の任命の根拠を明確にし、同条第二項においてその職務及びその他の必要事項を外務大臣が定める旨を規定すること。第二に、昭和二十九年度に在外公館を在ホンデュラス、在エル・サルヴアドル、在コロンビア、在アフガニスタン、在イラク、在シリア、在レバノンの七公使館及び在シドニー、在ハンブルグの二総領事館及び在トロント、在メダン、在レオ・ポルドヴイルの三領事館を新設し、在エジプト公使館の大使館への昇格を決定したので、在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の表にそれぞれ該当する追加及び削除をなすこと。第三に、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第一の大使、公使の号俸を四段階にし、現行一号俸の下にそれぞれ低い号俸を設けること。第四に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の別表に、前掲の新設及び昇格した在外公館に勤務する在勤俸の額を加える等のため、外務省設置法等の一部を改正しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、必要且つ妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の目的

本案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、加入者の保険的保護を厚くするため、保険金の最高制限額を引き上げようとするものであり、その要旨は、

1　保険金の最高制限額は現行八万円であるのを、十三万円に引き上げること。

2　施行期日は、昭和二十九年四月一日とすること。

である。

二　議案の修正議決理由

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、十三万円では加入者の保険的保護が十分でないと思われるので、これを十五万円に修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本法に関連して将来における保険金の最高制限額の引上げ方及び保険料率等に対する考究並びに簡易保険積立金の運用範囲に関し別紙のとおり附帯決議を附することを議決した。

右報告する。

昭和二十九年三月十一日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び┃┃は委員会修正）

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「八万円」を「十五┃三┃万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

保険制限額は、最近の経済事情を勘案すれば低位に過ぎるので、機会を見て更に考慮すること。

二　保険料率並びに利益配分率は少くとも民間保険程度までに考慮すること。

三　国家資金の性格にかんがみ、資金運用の範囲を拡大し、各種公益事業施設改善に融資するよう一段の努力を払うこと。

〔第十九号参照〕

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、水産業協同組合共済会の健全な発達を図るため、事業年度末において共済責任を果し、また、異状な災害の発生に備えるため新たに責任準備金の制度を設け、必要経費として計上することとしたものである。

二　議案の可決理由

本案は、共済事業の特殊性にかんがみ、必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十一日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

清掃法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在清掃事業の根拠法規となつている汚物掃除法は、明治三十三年の制定で、制定後五十数年間における都市の発展、人口の増加、産業の発達等は著しいものがあり、その反面、公衆衛生、なかんづく衛生工学は長足の進歩を示しており、現行法は今日の社会情勢に即応した清掃事業を行う上において、もはや充分にその機能を果すことができない現状にかんがみ、新たに清掃法を設けようとするものである。

本案の主なる内容は、次の通りである。

1　清掃事業における市町村、都道府県及び国の責務を明らかにするとともに、国民の積極的な協力についても規定を設けること。

2　清掃の対象となる汚物を実態に即応して規定すること。

3　特別清掃地域の制度を設けるとともに、季節的観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的に多数人の集合する地域については期間を限つて季節的清掃地域の制度を設けること。

4　特別清掃地域及び季節的清掃地域においては、みだりに汚物を投棄することを禁止し、ふん尿は一定の方法によらなければ肥料として使用してはならないこととすること。

5　清掃施設に関し、し尿浄化そう、し尿消化そうの維持管理の基準を定めるとともに、これらによるふん尿の処理が不完全であると認めるときは、都道府県知事が必要な措置命令をすることができることとすること。

6　特別清掃地域内においては市町村の作業の計画的運営に支障ならしめるために、汚物取扱業は、市町村長の許可を要することとすること。

7　全国的に生活環境の清潔保持を図るため公共の水域、一定の海域には、みだりにふん尿を捨てることを禁止し、大掃除の施行について規定すること。

二　議案の修正議決理由

清掃事業の能率的な運営によつて生活環境を清潔に保持し、もつて公衆衛生の向上に資するため、特別清掃地域及び季節的清掃地域を設定し、汚物を衛生的に処理し、清掃施設を整備するのほか、別紙のごとく修正することは最も時宜に適するものと認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。すなわち修正案の要旨は、次の通りである。

（一）　汚物の処理方法等が何等進歩の跡をみない現状にかんがみ、国の責務として、処理方法等に関する科学技術の向上を図るべきことを加えたこと。

（二）　特別清掃地域又は季節的清掃地域にあつては、業務上その他の事由で多量の汚物を排出する場合においても、その収集処分をすべて市町村長の責任とすることは、一部の者のために市町村長の責任を過重ならしめるおそれがあるので、かかる場合は、当該経営者その他に対し、市町村長がその汚物を処分することを命じ得るようにしたこと。

（三）　前項の場合、その命に従わなかつたときは、三万円以下の罰金に処し得ることとしたこと。

なお、右の罰則との均衡上、清掃作業を困難にするような特殊な汚物の排出者に対しても、命令に従わなかつたときは、同様の罰則を適用し得ることとしたこと。

（四）　特別清掃地域等における海浜の清掃の確保を図るため、海岸から二〇〇メートル以内の海面には汚物を捨ててはならないこととしたこと。（原案は一〇〇メートル以内）

（五）　特別清掃地域内の河川、運河等に、他地域よりのごみの流入を防ぐため、河川、運河等にはふん尿の外ごみも捨ててはならないこととしたこと。

（六）　特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、ふん尿をそのまま肥料として使用してはならないこととなる結果、その地域で農業を営む者は、ふん尿を肥料として使う場合は、これを処理するために何等かの施設を設けなければならない。然るにこの施設の設置をすべて農業経営者の個人的負担とすることは困難な場合もあるので、かかる場合は市町村長が農業経営に支障のないように必要な施設、例えば多槽式消化槽のごときものを進んで設置するよう責務規定を設けたこと。

（七）　汚物の運搬又は処分を業とする者を、単に衛生上その他から取り締るのみでは、運搬処分の計画的実施に支障を来すこと、運搬施設等を他に転用すること等のおそれがあるのでこれらの運搬処分を業とする者も、収集を業とする者と同様に、許可を要することとしたこと。

（八）　清掃施設の近代的整備を図り、且つ災害時等における清掃事業の徹底を図るため国庫補助の規定を設けたこと。

（九）　清掃施設の整備のためには地方債の確保が重要であるにかんがみ、特に清掃施設の設置に要する資金を融通あつ旋すべき国の責務を明らかにしたこと等である。

右報告する。

昭和二十九年三月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（目的）

第一条　この法律は、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営につとめなければならない。

2　都道府県は、市町村に対し、前項の責務が充分に果されるように必要な技術的援助を与えることにつとめなければならない。

3　国は、〇汚物の処理に関する科学技術の向上を図るとともに、〇市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が充分に果されるように必要な技術的及び財政的援助を与えることにつとめなければならない。

（定義）

第三条　この法律で「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体をいう。

（特別清掃地域）

第四条　特別区及び市の区域を特別清掃地域とする。但し、政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域を除く。

2　都道府県知事は、政令で定める基準に従い、町村の区域の全部又は一部を指定して、特別清掃地域とすることができる。

（清潔の保持）

第五条　特別清掃地域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の汚物を掃除して清潔を保つとともに、便所及び汚物容器を衛生的に維持管理しなければならない。

（汚物の処分）

第六条　市町村は、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならない。その収集及び処分は、政令で定める基準に従い、衛生的に行われなければならない。

2　市町村は、前項の計画を定めるにあたつては、特別清掃地域の全部にわたつて、土地又は建物の占有者によつて集められた汚物により環境衛生上の支障が生じないうちに、これを収集することができるようにしなければならない。

3　特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法により容易に衛生的な処分をすることができる汚物は、なるべく自ら処分するようにつとめるとともに、自ら処分しない汚物についても、食物の残廃物とその他のごみを各別の容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分に協力するようにつとめなければならない。

（多量の汚物の処理）

第七条　市町村長は、厚生省令の定めるところ

に係る事業場において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、又は処分すべきことを命ずることができる。

（特殊の汚物の処理）

第八条　市町村長は、特別清掃地域内の工場、事業場等で、清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物について必要な処理を施し、又は衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることができる。

（公共の清掃施設の設置）

第九条　市町村は、特別清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

（季節的清掃地域）

第十条　市町村長は、季節的観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場その他季節的に多数人が集まる特別清掃地域以外の場所について、環境衛生上必要があると認めるときは、期間及び区域を指定して、季節的清掃地域を定めることができる。

2　季節的清掃地域については、第五条、第七条及び前条の規定を準用する。

（汚物の投棄禁止）

第十一条　何人も、みだりに左に掲げる行為をしてはならない。

一　特別清掃地域若しくは季節的清掃地域又はこれらの地域の地先海面（海岸から百メートル以内に限る。）において汚物を捨てること。

二　下水道（終末処理場のある下水道を除く。）又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に汚物又はふん尿を捨てること。但し、営業処理のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。

三　政令で定める海域にふん尿を捨てること。

（ふん尿の使用方法の制限）

第十二条　特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

2　特別清掃地域又は季節的清掃地域において農業を営む者がふん尿を肥料として使用する場合においては、市町村長は、その者が前項の基準に適合した方法によりふん尿を肥料として使用することができるように、必要な施設を設けその他適当な措置を講ずるようにつとめなければならない。

（し尿浄化そう及びし尿消化そう）

第十三条　し尿浄化そうを設けようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）に届け出なければならない。但し、当該し尿浄化そうに関し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合は、この限りでない。

2　し尿浄化そう及びし尿消化そうは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3　都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、前項の施設によるし尿の処理が不完全であると認めるときは、その管理者に対し、当該施設を修理改造するまでこれを使用することを禁止し、又は当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査）

第十四条　都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、厚生省令で定めるところにより、その職員をして、し尿浄化そう又はし尿消化そうのある土地又は建物に立ち入り、その施設の維持管理に関し必要な検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（汚物取扱業）

第十五条　特別清掃地域内においては、その地域の市町村長の許可を受けなければ、汚物の収集○運搬を業又は処分として行つてはならない。

2　前項の許可には、期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

3　○汚物の収集につき○第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第十七条の規定により条例で定める○収集に関する○手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

4　第一項の許可を受けた汚物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、特別清掃地域内においては、政令で定める基準に従い、衛生的に汚物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

5　市町村長は、第一項の許可を受けた者が、その業務に関して第十○条の規定に違反し、又は第二項の規定による区域の制限若しくは条件若しくは前二項の規定に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その業務を行うことの全部又は一部を禁止することができる。

6　市町村長は、特別清掃地域内において汚物の運搬又は処分を業として行う者が、その業務に関して第十条の規定に違反し、又は第四項の規定に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行つたときは、その者に対し、期間を定めて、その業務を行うことを禁止することができる。

7　市町村長は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（大掃除の実施）

第十六条　建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、毎年一回以上、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

2　市町村長は、前項の計画において大掃除の日時、区域、方法等を定めるにあたつては、大掃除が当該市町村の区域の全部にわたつて円滑に実施されるようにしなければならない。

3　市町村の当該吏員は、大掃除の実施につき、実地に環境衛生上必要な指導をすることができる。

（環境衛生指導員）

第十七条　第十三条第一項に規定する当該吏員の職権及び清掃に関する指導の職務を行わせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。

2　環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の吏員であつて、政令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

（国庫補助）

第十八条　国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、左に掲げる費用の一部を補助することができる。

一　ごみ又はふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用

二　災害その他の事由により特に必要となつた清掃を行うために要する費用

（特別な助成）

第十九条　国は、市町村に対し、し尿消化そう、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

（手数料の徴収）

第二十条　市町村は、市町村が行う汚物の収集及び処分に関し、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（罰則）

第二十一条　第十四条第一項の規定に違反し、又は同条第五項若しくは第六項の規定による禁止処分に違反した者は、六箇月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条　第十三条第三項の規定による処分に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第七条（第十条第二項の規定により準用される場合を含む。）又は第八条の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条　公共の利益に反してみだりに第十○条各号に掲げる行為をした者は、三万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二十五条　正当の理由がなくて、第十三条第一項の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

（汚物掃除法の廃止）

2　汚物掃除法（明治三十三年法律第三十一号）は、廃止する。

（汚物収集業者に関する経過規定）

3　この法律の施行の際現に特別清掃地域内において汚物の収集又は処分を業として行っている者については、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、第十四条第一項の規定を適用しない。

4　前項の規定に該当する者が、同項の期間内にその旨を市町村長に届け出たときは、第十四条第一項の規定による許可があったものとみなす。

5　市町村長は、前項の届出があったときは、同項の規定による許可に期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

6　前項の規定による区域の制限又は条件は、第十四条第五項の規定の適用については、同条第二項の規定による区域の制限又は条件とみなす。

（代執行処分に関する経過規定）

7　この法律の施行前になされた汚物掃除法第七条第一項（同法第十一条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される費用の徴収については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

8　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十二号を次のように改める。

十二　清掃法（昭和二十九年法律第　号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

（保健所法の一部改正）

9　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「汚物掃除」を「清掃」に改める。

（下水道法の一部改正）

10　下水道法（明治三十三年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条但書中「改築又は増築工事」を「築造工事」に改める。

（建築基準法の一部改正）

11　建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「汚物処理そう」を「し尿浄化そう」に改める。

第九十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　建築主事は、第三十一条第二項に規定するし尿浄化そうに関して第六条第一項の規定による確認申請書を受理した場合においては、遅滞なく、これを当該申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

（地方財政法の一部改正）

12　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第六号中「下水道」を「下水道（下水道法（明治三十三年法律第三十二号）第二条の規定（同法第十四条の規定により準用される場合を含む。）による認可を受けた下水道に限る。以下同じ。）」に改める。

（土地収用法の一部改正）

13　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七　清掃法（昭和二十九年法律第　号）に規定する公衆便所、し尿浄化そう、し尿消化そうその他の清掃施設

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の内容の主な点は次の通りである。すなわち、第一点は、現在、大学における医学又は歯学の学部において、その進学課程の履修学科の内容と進度とが、専門課程と一致しない事情が起つているため総合大学においては、医学又は歯学の進学希望を有しながら他の学部に入学する者が相当に多く、一方単科大学にあつては、大学が希望するような入学者を確保しえない現象をきたしている。

よつて、昭和三十年度より、特別の事情があるときは、専門の課程のみを置くことができるようにし、もつて医学及び歯学の専門課程と進学課程との関連を調整し、第二点として、盲学校及びろう学校の中学部の就学義務を昭和二十九年度より逐年実施に移そうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、医学及び歯学の大学における履修課程を充実し、その進歩に資するところ多大なものがあることを認めるとともに盲学校及びろう学校の中学部の就学義務を昭和二十九年度から逐年実施することは、適当な措置であると認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十一日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

義務教育年限延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の算定基準について、その暫定的実施基準は、現行法においては附則第三項により、すなわち法律により規定しているのであるが、今回昭和二十九年度の予算措置において、この第三項に規定する生徒一人当りの坪数は〇・七坪によることとなく、一・〇八坪に引き上げられたために、本案はこの機会に、（イ）右第三項を削除し、（ロ）第五条第二項の中へ「政令で定めるところにより」を挿入して、将来の基準は、法律で定めることなく、政令で定めることに、方針を変更しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

義務教育年限延長に伴う公立学校施設の建設に要する経費の算定基準について、生徒一人当りの基準坪数が、〇・七坪から一・〇八坪に引き上げられても、これだけでは第十六回国会において本法が制定せられた当初から理想としている基本精神にはまだ達しない暫定的中間的基準坪数であるから、この一・〇八坪の基準坪数についても全部政令にゆずるという第五条第二項の改正規定は、これを削ることとし、附則第三項を削除しようとする改正規定もこれを削り、同項の表中「〇・七坪」を「一・〇八坪」に改めて、これに乗ずる生徒数のとり方は、

（一）　昭和三十一年度までに建築する場合にあつては、その年度の生徒数。

（二）　国の予算の関係上、その建築を昭和三十二年度以後に延ばさなければならない場合は、昭和三十一年度の生徒数。

（三）　昭和三十二年度以後において生徒数が著しく増加するため教育上支障が生じた場合、特別にこれを緩和する方途を講ずべきである。

という趣旨を明らかにして、その規定の方法は現行法のごとく政令にゆずることとし、次に今回の改正によつて本件の実施基準が、本法に規定されている災害復旧、戦災復旧の実施基準と同等にまで引き上げられたので、事務的にそれらと取扱いを同一にするために所要の改正をしようとする修正を適切と認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附して、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に十三億九千二百十七万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年三月十一日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は委員会修正）

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

公立学校施設費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように修正する。

第五条第二項中「校舎又は寄宿舎について、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

附則第三項を削る。

〔別紙〕

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　義務教育年限の延長に伴う中学校の施設の建設に要する経費の算定の場合における一・〇八坪の基準坪数に乗ずる生徒数を政令において規定するに当つては、国会修正の趣旨に基き、将来の生徒数の

増加に対処するため、必要な措置をすること。

二　中学校の中間的暫定基準である一・〇八坪を速やかに最低基準（従来の国会決議の線としては補正付一・二六坪）に引上げること。

三　学校教育の重要性と、今後全国的に生ずる児童生徒の急激異常増加に伴う学校施設の大量不足の難局突破の必要性にかんがみ、公立学校施設の基準までの建築（復旧及び改築を含む。）はおそくとも数ケ年後において現われる児童生徒の大量増加前にこれを完了するよう年次計画を明らかにし、その建築が学校ごとにそれぞれの実情に即し合理的に、計画的に遂行しうるよう所要の方策を講ずること。

四　積雪寒冷湿潤地帯における学校教育及び地方財政の特殊性に鑑み、屋内運動場の建設費については、中学校のほかに盲学校及びろう学校は勿論小学校についても速やかに国庫負担の対象とするよう予算措置を講ずるとともに、その他の地域における学校についても漸次屋内運動場を建設しうるよう予算措置を考慮すること。

五　学校建築は防火地域以外にも鉄筋造（鉄骨造を含む。）の建築ができるよう速やかに予算措置を講ずること。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期低利の資金を融通する機関としての農林漁業金融公庫は、業務開始以来約一年間に土地改良事業を中心に各業種に対し相当の貸付成績をあげ、また昭和二十八年の凍霜害及び冷害等の災害に際しても時宜に応じて融資を行つてきている。

昭和二十九年度における農林漁業金融公庫の貸付計画は、総額二百二十五億円を予定し、この資金源としては、一般会計からの出資九十五億円、資金運用部からの借入百五億円、既貸付金の回収二十五億円を充てることとしている。

このため、現行農林漁業金融公庫法における一般会計からの出資金に加え、新たに昭和二十九年度において九十五億円を増額しようとするのが本案の要旨であつて、なお、現行法の規定により、農林漁業資金融通特別会計廃止の際における資産の価額から負債の金額を差し引いた金額が公庫の資本金の一部となつているのがその後百五十五億一千四百万円と確定したので、この金額と現行法における一般会計からの出資金二百五億九千三百万円及び昭和二十九年度における出資金九十五億円を合計して、政府の出資金を四百五十六億七百万円とすることとしようとするものである。

以上の資本金増額により、農林漁業金融公庫の事業運営の円滑と基礎の堅実を図り、もつて農林漁業生産力の増強に寄与しようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業生産力の維持増進に必要な長期低利の資金を一層円滑に融通するための措置として、有効なものと認める。なお、農林漁業金融公庫の資金増額等による事業の拡大と、事業運営の万全を期する必要があるものと認めるので、本案は、別紙のとおり附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算において、農林漁業金融公庫に対する出資金九十五億円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月十二日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　農林漁業金融公庫の業務を、都道府県信用農業協同組合連合会に委託する場合、共同利用施設に関して信用農業協同組合連合会の行う資金貸付業務の対象を拡大すること。

二　農林漁業金融公庫の業務を、都道府県信用農業協同組合連合会に委託する場合、共同利用施設に関して信用農業協同組合連合会の行う資金貸付業務の対象を拡大することとし、これに伴い、資金運用部から相当額の資金源の増額を図ること。

三　農林漁業金融公庫、農林中央金庫の資金の貸付に関連して、農林漁業組合、同連合会の人事、業務等に対し不当に干渉するがごときことを排除し、運用の適正を期すること。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国における約十五万人の開拓者に対し、肥料、飼料等の購入に必要な短期営農資金を融通するための方途として、昭和二十八年に開拓融資保証法が施行され、政府は、保証基金として一億円を中央開拓融資保証協会に対して出資し、営農資金の円滑な導入を図つてきている。

この融資保証制度に対する関心がたかまり、また、資金需要が増大するに伴つて、開拓者及び都道府県の出資も漸次増加しつつあるので、更に昭和二十九年度において一般会計から五千万円を中央開拓融資保証協会に対して出資し、政府の出資金を一億五千万円に増額しようとするのが本案の要旨であつて、これによつて開拓者に対する融資額を増大し、食糧自給度の向上に寄与することを目的としている。

二　議案の可決理由

本案は、開拓者の農業経営の確立に必要な資金の一層円滑な融通を図るための措置として有効なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算において、中央開拓融資保証協会への出資金五千万円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月十二日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

肥料取締法の一部を改正する法律案（網島正興君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

肥料の品質の保全及びその公正な取引を確保するため、肥料取締法に基き、肥料の規格の公定、登録等の取締が実施されているのであるが、その取締の態様は、肥料の生産、流通又は、消費の実態に応じて自ら変化すべきである。

最近、配合肥料の普及に伴い、部落等を単位とする共同配合、農業協同組合等の行う小規模な肥料配合も漸次普及しつつあるが、これについては、大地域一律の配合形態をとるよりも、各小地域ごとにそれぞれ施肥基準を設定し、土壌に適応した配合肥料を供給することが、施肥の改善上合理的である。

しかしながら、現行肥料取締法においては、農民が自ら行う配合は別として、単位農業協同組合、個人等の行う小規模な配合事業についても、すべて農林大臣の登録を受けなければならないこととなつており、このような煩鎖な手続は、合理的な小規模配合事業の普及に支障を与える結果となつている。

以上の理由により、現行法を改正して、市町村の区域をこえない区域を地区とする農業協同組合又は個人の行う小規模な配合事業については、都道府県知事の登録を受ければ足りることとし、各地方の土壌その他の実態に即応した配合肥料の生産を促進しようとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、施肥の改善上合理的な肥料配合事業の普及を図り、農業生産力の向上に寄与するための措置として、有効なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十二日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

（第二十一号参照）

昭和二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和二十七年度において増加又は減少した国有財産総額及び同年度末国有財産現在額の報告で、昭和二十三年法律第七十三号国有財産法第三十四条の規定に基き、国会に提出されたものである。本年度中に増加した国有財産の総額は、一般会計並びに特別会計を通じ二千三百九十一億三千九百余万円、同じく減少した額は、九百八十九億四千七百余万円、この増加額と減少額との差引額（純増額）は、千四百一億九千二百余万円、年度末現在額は四千百六十四億五千四百余万円である。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和二十七年度中における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、昭和二十三年法律第七十三号国有財産法第三十七条の規定に基き、国会に提出されたものである。

本年度中の貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を通じ一億八百余万円、同減少額は、八千九百余万円、この増加額と減少額と

の差引額（純増額）は、千八百余万円、年度末現在額は一億七千五百余万円である。本年度における増加のおもなるものは生活困窮者の収容施設として貸し付けた分の五千八百余万円の増加によるものである。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。

昭和二十八年度一般会計予備費予算額は三十億円であるが、このうち昭和二十八年四月二十五日から同年十二月二十八日までの間において海外引揚者携行証書等返還に必要な経費、在日華人の送還に必要な経費、災害救済物資処理に必要な経費、北太平洋鮭鱒漁場調査に必要な経費、だ捕漁船乗組員救済に必要な経費、帰還輸送に必要な経費等に八億二千九百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十二日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度一般会計災害対策予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。

昭和二十八年度一般会計災害対策予備費予算額は百四十五億円であるが、このうち昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において、冬期風浪及び融雪災害復旧事業に必要な経費、凍霜害対策に必要な経費、第二号台風災害復旧事業に必要な経費、西日本水害及び和歌山地方水害復旧に必要な経費、第十三号台風災害復旧に必要な経費、第十三号台風等による風水害に伴う災害救助に必要な経費、冷害対策に必要な経費等に百十五億千五百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十二日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。

昭和二十八年度特別会計予備費予算額は四百十億八千九百余万円であるが、このうち、昭和二十八年七月三十一日から同年十二月二十五日までの間において、食糧管理、国有林野事業、労働者災害補償保険、失業保険各特別会計における西日本及び和歌山地方水害復旧等に必要な経費、農業共済再保険特別会計における再保険金の増加に必要な経費等に四十六億八千六百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十二日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度特別会計予算総則第九条に基く使用総調書（その1）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて国会の事後承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十八年度特別会計予算総則第九条の規定に基き予算を超過して支出したものは印刷局特別会計において、日本銀行券の製造数量増加に必要な経費五億八千二百余万円である。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十二日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日本国とアメリカ合衆国との間の郵便為替の交換業務は、戦前においては明治十八年の約定及びその追加条款によつて規制されていたが、戦後もアメリカ合衆国政府は、サン・フランシスコ平和条約第七条の基定に基いて、この約定及び追加条款の復活を通告してきたので、現在もこの戦前の約定が両国間に適用されているのである。しかしながら、戦前の約定には現在の事態に適合しない規定が多く含まれているので、政府は、アメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換の業務を改善するため、昭和二十八年十月二十九日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定に署名し、アメリカ合衆国政府は、同年十二月十日にワシントンで同約定に署名したのである。よつて政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、為替金額及び振出料金に関する事項、為替の振出及び払渡手続に関する事項、為替総額の精算手続に関する事項等を規定し、日米両国間の郵便為替の交換業務を改善するため、必要且つ妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十三日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的

本案は、外国郵便為替に関する料金であつて、条約に別段の定めがないが、それと同種の料金が万国郵便連合の郵便為替に関する約定に規定されているものは、同約定に規定する料金をこえない範囲内において、省令で定めることができるよう根拠規定を設けるとともに、奄美群島の復帰に伴い特例を設けて取り扱うべき南西諸島の範囲を現情に適合するよう改めようとするものであつて、妥当なものと認められるから、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十三日

郵政委員長　田中緑之進

衆議院議長堤康次郎殿

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的

本案は、郵便切手類及び印紙の売さばき人に支払う売さばき手数料の料率を改定するとともに、従来、規定上明確でなかつた二、三の事項を明定して規定を整備しようとするものである。

二　議案の要旨

（一）　売さばき手数料についての改正

1　売さばき手数料率を次のように改正すること。

に規定する同種の料金をこえない範囲内において、省令で定めることとすること。

2　南西諸島の範囲を、硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に改めることとすること。

3　施行期日は公布の日とすること。

二　議案の可決理由

本案は、本邦と米国、カナダ及び英国との各二国間の為替条約においては、外国郵便為替に関する料金の範囲を規定していないが、これらの条約に基く外国郵便為替に関する料金については、多数国家間の条約である万国郵便連合の郵便為替に関する約定に規定する同種の料金をこえない範囲で定めようとするものであつて、料金体系の点及び利用者に対する公平を期する点から妥当なものと認められ、又奄美群島の復帰に伴い、特例を設けて取り扱うべき南西諸島の範囲が変更されたので、その範囲を現情に適合するよう改めようとするものであつて、妥当なものと認められるから、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十三日

郵政委員長　田中緑之進

衆議院議長堤康次郎殿

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的

本案は、郵便切手類及び印紙の売さばき人に支払う売さばき手数料の料率を改定するとともに、従来、規定上明確でなかつた二、三の事項を明定して規定を整備しようとするものである。

二　議案の要旨

（一）　売さばき手数料についての改正

1　売さばき手数料率を次のように改正すること。

買受月額五千円をこえ五万円以下の金額　百分の五
買受月額五万円をこえ百万円以下の金額　百分の三
買受月額百万円をこえる金額　百分の一

2　現在売さばき人に支払う売さばき手数料の金額は、月額一万一千百円をこえてはならないとなつているのであるが、これを同手数料相当額である売さばき人が買い受けた郵便切手類及び印紙の月額において、百万円をこえるものは百万円とみなすに改めること。

（二）　従来明確でなかつた次の事項を明定して規定を整備すること。

1　売さばき人の行う郵便切手類及び印紙の売さばきは、原則として売さばき所においてなすべきものであること。

2　売さばき手数料は、売さばき人に委託した郵便切手類及び印紙の売さばきの取扱いにつき支払われるものであり、その額は売さばき所において売りさばくために買い受けた郵便切手類及び印紙の月額に応ずるものであること。

（三）　施行期日は、昭和二十九年四月一日とすること。

三　議案の可決理由

本案は、現行の郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所における郵便切手類及び印紙の売さばき手数料は、昭和二十四年に定められたものであるが、その後、郵便切手類及び印紙の売さばき額は、著しく増加し、最近においては、昭和二十四年当時の約二倍程度に増加しており、また、売さばきに要する経費も最近の賃金、物価、金利等から見て、昭和二十四年当時に比較し、若干増加しているものと認められるので、これら諸種の事情を考慮し、売さばき手数料を引き上げるとともに、従来規定の上でやや明確でなかつた売さばき人の行う売さばき業務の内容及び売さばき手数料の性格を明定して規定を整備しようとするものであつて、妥当と認められるから、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十七日

逓信委員長　正　　買受月額一万円以下の金額　百分の六
買受月額一万円をこえ十万円以下の金額　百分の三
買受月額十万円をこえ百万円以下の金額　百分の一

衆議院議長堤康次郎殿

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における地価の上昇に因り、住宅金融公庫の資金による住宅建設が阻害されているので、宅地の開発及び高度利用化により住宅の建設を促進するため宅地の開発に必要な資金の融通、高層家屋内の住宅に対する資金の貸付条件の改善等の措置を講じようとするものである。

その内容の主な点は、次の通りである。

1　地方公共団体その他の法人が土地を開発して譲渡する場合及びその土地の譲渡を受けた者が住宅を建設して譲渡する場合に、これらの事業の融資を受け得ることとし、且つ、公庫みずからこれらの事業を附帯的に行う途を講ずること。

2　土地の有効利用を図るため、高層住宅についての貸付条件を一般より有利にし、又、この場合、住宅以外の部分に対しても、その主要構造部の建設に必要な資金を貸し付けることができるようにすること。

二　議案の可決理由

現下の地価高騰等の実状にかんがみ、本案の趣旨は妥当なものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十六日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十二号参照〕

昭和二十八年度一般会計予算補正（第3号）に関する報告書

一　本予算の要旨

義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案が不成立となつたため、いわゆる富裕府県に対する昭和二十八年十二月以降の給与費国庫負担額を補正追加したものであつて、

1　歳出におけるその所要額は、二十七億八千万円である。その内訳は次の通りである。

東京都　十五億六千五百万円
大阪府　十億三千九百万円
神奈川県　一億七千六百万円

2　財源の調達については、あくまでインフレ抑制の建前を堅持し財政規模の膨脹を避けて、既定のわく内における不用見込額をもつてまかなうこととした。即ち

イ　文官等恩給費　二億二千九百九万九千円
ロ　衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙費　一億五千百三十九万六千円
ハ　保安庁経費　二億二千百三十四万円
ニ　国債諸費　七億七千二百三十四万円
ホ　国立学校及大学附属病院費　一億円
ヘ　特殊医薬品買上諸費　一億円
ト　輸入食糧価格調整補給金　十億円
チ　船舶建造及改造資金貸付金補助　八千五百八十二万五千円
リ　失業保険費負担金　一億二千万円

計　二十七億八千万円

右が本予算の歳入、歳出の内容である。

二　本予算の可決理由

本予算は、前記法律案の不成立に伴う善後措置として適切、妥当のものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、両派社会党より組替を求めるの動議が提出されたが、これは否決された。

昭和二十九年三月二十日

予算委員長　倉石　忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十四号参照〕

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（平井義一君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）により、公務員の恩給加算は廃止されたが、なお、従前の例によることとせられているところ、機関車乗務員等不健康業務に従事するものにつき、加算に代る措置が目下考究されているので、これらに対する移行の万全を期するため、従前の取扱をさらに一年間延ばそうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十八日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、郵便振替貯金に関する料金及び代金を調整して事業収支の均衡をはかるとともに、電話による通知の取扱を開始して加入者の利便を増進する等のため、規定の一部を改正しようとするものである。

二　議案の要旨

（一）　郵便振替貯金に関する料金及び代金を次のように改めること。

現行	改正
1　通常払込の料金 払込金額千円以下の場合　十五円 同　千円をこえ一万円以下の場合　二十五円 同　一万円をこえる場合　三十五円	払込金額千円以下の場合　二十五円 同　千円をこえ一万円以下の場合　四十円 同　一万円をこえる場合　六十円
1　通常振替の料金 3　通常現金払の料金 払出金額千円以下の場合　二十円 同　千円をこえ一万円以下の場合　三十五円	通常振替の料金　十五円 払出金額千円以下の場合 同　千円をこえ五千円以下の場合　五十円 同　五千円をこえ一万円以下の場合　七十円 同　一万円をこえ十万円以下の場合　九十円
同　一万円をこえ十万円以下の場合　五十円 4　小切手払の料金 払出金額一万円以下の場合　十五円 同一万円をこえる場合　三十円 交換払の場合　八円	払出金額一万円以下の場合　三十円 同一万円をこえる場合　五十円 交換払の場合　十五円
5　別名使用の料金、郵便振替貯金の譲渡の料金及び口座の開設の料金　二十円	別名使用の料金、郵便振替貯金の譲渡の料金及び口座の開設の料金　三十円
6　公金及び住宅金融公庫の償還金に関する取扱の料金 (1)　公金の払込　五円 (2)　住宅金融公庫の償還金払込　十円	(1)　払込　十五円 (2)　即時払　十五円
(3)　即時払　八円	
7　用紙の代金 (1)　払込書　三十五円 (2)　払出書及び小切手　三十五円	(1)　払込書　四十円 (2)　払出書及び小切手　五十円

（一）電信払込、電信振替、電信現金払並びに払込の取消、振替の請求の取消、払渡の停止及び払出の請求の取消の通知を電信ですることが規定されている場合において、郵政大臣が指定する郵便局と口座所管庁との間では、その通知を電話によるものとすること、及びこの場合には電話に関する料金を基準として省令で定める料金を徴収すること。

（二）現在、郵政大臣の指定する郵便局と口座所管庁との間における小切手払の電話による照会は無料で取り扱つているのであるが、この場合には電話に関する料金を基準として省令で定める料金を徴収すること。

（三）現在、簡易生命保険及び郵便年金の貸付金及び弁済金の受払に関する規定は、簡易生命保険法及び郵便年金法によることになつているのであるが、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用については、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律によることとなつているので、これを整備すること。

（四）現在、恩給又は年金の受給者が国民金融公庫からの貸付金を弁済する場合又は給与金を同公庫に預入する場合には、給与金を同公庫に預入する場合には、給与金を同公庫を加入者とする口座に受け入れる取扱があるが、同公庫はすべて郵便局窓口で給与金の代理受領をすることとしたため、右取扱は必要としなくなつたので、これを廃止すること。

（五）施行期日は、昭和二十九年四月一日とすること。

三　議案の可決理由

本案は、郵便振替貯金に関する現在の各種料金及び代金が、著しく低廉であつて、必要経費をまかなうに足りないから、これらを調整して事業収支の均衡をはかることとし、又電信払込、電信振替及び電信現金払などの通知を電信ですることが規定されている場合において、郵政大臣が指定する郵便局と口座所管庁との間では、その通知を電話によるものとして、取扱の処理を早くし、且つ、利用者の負担の軽減をはかることとし、なお、現在、郵政大臣が指定する郵便局と口座所管庁との間における小切手払の電話による照会は無料で取り扱つているのであるが、この場合には、電信による照会の場合との権衡から考えて、電話料の実費相当額を徴収することとするとともに、現行規定における不備の点の整備並びに事情の変化により不必要となつた規定の削除等をしようとするものであつて、おおむね妥当と認められるが、本事業運営上、若干留意を要する点があるので、別紙のとおり附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月十九日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

郵便振替貯金業務の利用の現況にかんがみ、処理日数の短縮を計る等極力サービスの改善に努めるとともに周知宣伝に力を致して利用の増加を計るよう企業会計の改善のため格段の努力を払うこと。

二

農産物検査法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農産物の公正且つ円滑な取引とその品質の改善を助長するために現行農産物検査法が施行されて以来、二年有半を経過したが、この間の経験により、検査制度に多少の欠陥のあることが認められる。すなわち、検査手数料の徴収については、収入印紙を検査請求書に貼付して納付せしめることとなつているが、この方法は受検者に対して不便が多く、且つ、検査手数料収入の確保上にも困難が伴い、また、検査済品に対する封かんの措置については、何らの規定がないために種々の不正行為が行われる等の事態が生じている。

以上の点にかんがみ、農産物検査手数料の納付を容易にし、検査手数料収入の確保を期するとともに、不正行為を間接的に防止するため、現行法に所要の改正を加えて、農産物検査の一層円滑且つ公正な遂行を図ろうとするのが本案の目的であつて、主な内容は次のとおりである。

1　農産物検査手数料は、新たに農林大臣が発行する特定の農産物検査印紙をもつて、省令の定めるところにより、納付しなければならない。

2　農林大臣は、農産物検査印紙の売さばき人を選定してその売さばきの業務を委託することができ、これに対して省令の定めるところにより売さばき手数料を支払う。

3　農産物検査印紙の売さばきに関する規定を設けるため「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律」に、また、農林省に農産物検査印紙の製造、発行、売さばきの権限を加えるため「農林省設置法」に、それぞれ一部改正を加える。

二　議案の可決理由

本案は、農産物検査業務の円滑化を図つて、農産物の公正な取引と品質の改善に寄与するための措置として、有効なものと認める。

なお、本案による改正後の農産物検査制度の運用について万全を期する必要があると認めるので、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度特別会計予算において、農産物検査印紙作成費千二十四万二千円及び農産物検査印紙売さばき手数料千二百十九万八千円、合計二千二百四十四万円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月十九日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農産物検査印紙の売捌手数料は、省令案によれば、その売渡月額の百分の三とあるも、農業協同組合等の取扱上の負担を考慮し、収入印紙の売捌手数料との均衡を失せざるよう、その最高率を引上げること。

二　穀物検定協会の構成、検定員の職務権限等について、必要に応じ法的措置を講ずると共に、所要経費の額及び支払方法等について、政府より実費の直接払いを行う等、これを明確ならしむるよう再検討を加えること。

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和二十九年度収支予算、事業計画及び資金計画につき、国会の承認を求めようとするものであつて、放送法第三十七条の規定により、同協会が作成し、郵政大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出されたものである。

二　[illegible]する[illegible]契約者から徴収[illegible]予算経理の基本[illegible]収入支出の款項別金額を、事業計画は計画の基本方針、建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は[illegible]支予算及び事業計画に基く資金の出入に関する計画をそれぞれラジオとテレビジョンとを区分して、定めるものであつて、その要点を挙げれば次のとおりである。

（一）収支予算

ラジオ

受信料	月額　六十七円（三箇月につき二百円）
収入	百億二千二百五十万二千円
資本収入	六億二千万円
減価償却引当金	五億四千三百万円
その他	七千七百万円
事業収入	九十四億二百五十万二千円
受信料	九十二億六千七百万円
交付金収入	五千五百十三万五千円
雑収入	八千三十六万七千円
支出	百億二千二百五十万二千円
資本支出	十億七百六十万円
建設費	五億五千万円
その他	四億五千七百六十万円
事業支出	八十七億六千四百九十万二千円
給与	二十七億八千百二十一万三千円
放送費	三十一億四千百十四万一千円
業務費	七億七千二十九万六千円
管理費	十億五千二十九万二千円
国際放送費	六千七百五十九万九千円
技術研究費	一億五千九万一千円
減価償却費	五億四千三百万円
その他	二億六千百二十七万円
予備金	二億五千万円

テレビジョン

受信料	月額　三百円
収入	十二億二千三百万円
資本収入	十億六千七百万円
放送債券	四億円
長期借入金	五億七千万円
減価償却引当金	九千七百万円
事業収入	一億五千六百万円
受信料	一億五千五百三十七万円
雑収入	六十三万円
支出	十二億二千三百万円
資本支出	四億九千七百万円
建設費	一億五千七百万円
その他	三億四千万円
事業支出	七億六百万円
給与	八千百七十二万六千円
放送費	三億六千四百五十四万円
[illegible]	一億六千二百七十三万四千円
[illegible]	九千七百万円
[illegible]	二千万円

（二）[illegible]

ラジオ

1　イ　放送番組の編集について、特に文化、産業及び教育放送の充実を図る。

ロ　地域別放送の放送時間を延長する。

2　事業設備の改善整備

イ　老朽放送設備の補修及び取替、並びに技術研究用設備の整備を図る。

ロ　老朽舎屋の改善、一般事務用機品の整備を図る。

3　研究部門の充実

イ　受信機の改善、及び無線、電子管、音響等の研究並びに各種技術調査の積極化を図る。

ロ　放送文化研究について、世論調査及び番組研究を強化する。

4　事業運営の合理化

イ　故障受信機の修理及び雑音障害の防止に努め、受信契約者の維持、増加及び受信料の確実収納を図る。

ロ　職員の給与について、生計費の昂騰並びに類似企業の給与水準との均衡にかんがみ、一六パーセント方の引上げを見込む。

ハ　減価償却費を増額し、資産の維持及び企業財政の健全化を図る。

5　国際放送等

イ　国際放送について、送信十方向十時間を十二方向十二時間とし、使用国語の拡充等により内容の充実を図る。

ロ　選挙放送については、衆議院議員その他の補欠選挙を、駐留軍関係放送については、役務提供を計画の目標とする。

6　受信契約者及び受信料

イ　有料受信契約者を年度初頭一千百二十万人、年度内純増加六十万人を見込む。

ロ　受信料の月額を現行の五十円から六十七円（三箇月につき二百円）に引き上げる。

テレビジョン

1　放送番組の編集については、その社会的影響に留意し、教育、報道及び健全明朗な娯楽放送に重点を置く。

2　東京、大阪及び名古屋の各局既設設備の整備を図るとともに、その放送番組の充実に努め、広島、福岡、仙台各局の建設に着手し、なお他の都市に建設するための調査を行う。

3　技術研究について、受像機の改善に関する調査研究に努める。

4　受信契約者及び受信料

イ　有料受信契約者数を年度初頭一万四千七百人、年度内純増加五万二千人を見込む。

ロ　受信料の月額を現行の二百円から三百円に引き上げる。

（三）資金計画

1　年度内受入額及び払出額をそれぞれラジオ九十五億二千円、テレビジョン十一億千九百五十万円、計百六億千九百五十万二千円と予定する。

2　前年度よりの繰越金八千九百二十万円、翌年度への繰越金八千三百六十万円を予定する。

三　本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照し妥当であり、特に、ラジオ受信料の値上げは低物価政策の堅持を必要とする現下の情勢にかんがみ、最少限度にとどめたものであつて、現行料金額を決定した昭和二十六年度以後の経済情勢の推移に徴してもやむを得ないものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件議決に際しては、別紙のごとき附帯決議がなされた。

右報告する。

昭和二十九年三月二十三日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項に基き、国会の承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、左の各項に掲げる事項の達成に努むべきである。

一　放送法第四十四条に規定する番組編集の基準により、政治的公平を堅持すること。

二　放送法第七条の趣旨に則り、全国普及並びに難聴地域の解消のため、置局、増力、教養放送の拡充に努めること。

三　経営合理化、経費の節減を図り、老朽設備の補修改善及び従業員の待遇向上に努めること。

四　生活保護法による被保護者に対し、受信料免除の措置を行うこと。

五　恩給法による不具廃疾者（特別項症より第七項症迄）に対し、受信料半額免除の処置を講ずること。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業信用保険制度実施後の経験にかんがみ、一段の活用度を増すため、本制度の改善により、中小企業者の信用力を更に厚くし、特に小口資金の融通を促進するとともに、中小企業の定義を改正しようとするのが本案の目的であり、改正の内容は次の通りである。

1　中小企業者の定義中消費生活協同組合及び同連合会を加えること。

2　指定法人を相手方とする信用保険中、指定法人が付保しうる債務の保証を手形の割引にも適用すること。

3　指定法人が小企業者の金融機関に対して、保証した債務の額が小企業者一人につき、合計十万円（その小企業者が中小企業等協同組合であるときは、合計三十万円）をこえないものに限り、保険金額を保険価額の百分の八十に引き上げる。

この小口保険制度の適用を受ける小企業者は、左の範囲とする。

イ　資本の額又は出資の総額が五十万円以下の会社

常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、二人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの

ロ　出資の総額が五十万円以下の中小企業等協同組合、農業協同組合、同連合会、消費生活協同組合及び同連合会であつて、特定事業を行うもの又はこれらの組合であつて、その構成員の三分の二以上が前号に掲げる者であるもの

ハ　医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの

二　議案の可決理由

現下の経済及び財政金融情勢のもとにおいて中小企業金融の前途はまことに困難なものがあることにかんがみ、ここに小口保証保険制度を創設することにより、一層中小企業金融、特に小口金融の円滑化に資することがきわめて大であり、且つ、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十三日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

輸出保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近におけるわが国国際収支の推移にかんがみ、今後なお一段と輸出を振興するため、新種保険を創設しようとするのが本案の目的であり、その改正の要点は次の通りである。

1　委託販売輸出保険制度の新設

である。即ち、輸出者が委託販売輸出契約に基いて貨物を輸出した場合、貨物の輸出に関し支出した費用を貨物の販売によつて回収することができないために損失を受けた場合、損失額に百分の八十を乗じて得た額を保険する制度である。

2　現行輸出保険制度について若干の技術的改正を行うこと。

二　議案の可決理由

海外市場における販売競争激化の傾向にかんがみ、現今の輸出貿易の振興に一層伸長を望まれる時期において、誠に時宜を得たものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十三日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国際的に供給が不足する物資等の需給を調整することにより、国民経済の健全な発展を図るとともに、国際経済の円滑な運行に寄与することを目的とする。現行法の有効期限は、本年三月末日までと定められているが、国際的供給不足物資中、ニッケル及びモリブデンについては、昨年来、一般的には、緩和の傾向をたどつているにもかかわらず、主要生産国である、カナダ及びアメリカにおいては、依然として、輸出の調整を行つているため、わが国への輸入も、必ずしも順調でない状況である。

よつて、これらの物資について、引き続き需給を調整することが必要であると認められるので、有効期間を更に一箇年延長するとともに、需給の均衡がとれるに至つたコバルト、タングステン及び白金を附表中より削除することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

輸入ニッケル、モリブデン等の需給を調整することにより、国民経済の健全な発展を図るため、現行法の有効期間を更に昭和三十年三月三十一日まで延長する等の要旨をもつ本案は、現下の経済情勢よりみて、妥当なものと認め、全会一致を以て、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十三日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

執行吏は、一般公務員と同様に恩給を受けることになつており、その年額は執行吏の手数料に対する国庫補助基準額、即ち執行吏が一年間に収入した手数料がその額に達しないときに国庫からその不足額を支給するための基準になつている金額を俸給額とみなして算出する。

この執行吏の国庫補助基準額は、昭和二十七年十一月一日以降は、一般公務員の給与の増額に伴い、一万二千八百二十円ベースによる十万八千円になつたので、増額した恩給年額が支給されることになつたが、昭和二十七年十月三十一日以前の執行吏については、増額されないままになつている。よつて、一般公務員の例にならつて、執行吏についても昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給については、昭和二十八年十月以降の分を増額する必要がある。

二　議案の可決理由

執行吏の恩給がわが国の恩給法体系の中に組み入れられない現状においては、本案は適当な処置であり、むしろ当時の国の財政事情と、その直後の法案提出制限のために今国会まで提出が遅れたわけであるから早急に現行法を改正する必要を認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度予算に十三万一千三百六十二円、昭和二十九年度予算に五十二万五千四百四十八円、合計六十五万六千八百十円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年三月二十三日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中央更生保護審査会の事務において最も重要なのは平和条約第十一条による戦犯服役者の拘禁釈放に関する事項である。現在巣鴨プリズンに残留する服役者七百八十余人は米、英、濠、豫の四箇国の関係のものであるが、これらの関係国は政治的に即時的全面釈放をすることには多大の難色を示し、むしろ、司法的に個別事件を除々に処理する意向を表明している。よつてわが国においてもこれに即応した勧告手続が必要となり、ちみつな調査と透徹した対策を必要とする。これがため、中央更生保護審査会の委員三人を五人として一委員一国を担当して、一日も早く戦犯服役者を釈放に向わしめたいとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

戦犯服役者の全面的即時的釈放は現下わが国民感情の念願であり、悲願でもある。巣鴨プリズンにおける国内的処遇においては必ずしも戦犯服役者の不満を招いていないけれども、平和条約第十一条による被拘禁者の釈放は前途容易ではない。あらゆる方途に訴えることとし、さしあたり、米、英、蘭、濠の四箇国につき、専門的な知識経験者四人をして、有効適切な勧告を行わしめる必要は急務中の急務であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十三日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（一）（その二）

〔第二十六号参照〕

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、海員及び航空従事者の養成、船舶航行の安全を図る等のため、所要の改正を行おうとするものであつて、内容の主な点は次のとおりである。

1　宮崎海員学校を廃止して、口之津海員学校を設置すること。

2　宮崎市に航空大学校を設置すること。

3　水先審議会に従前の審議事項の外、船舶職員法に定める事項その他海上航行の安全に関する事項を調査審議させることとして、その名称を海上航行安全審議会と改めること。

4　防衛庁設置法案に関連して、運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十八号）を廃止すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当と認められるが、第二条の規定は、防衛庁設置法案との関係上別途審議するを適当と認め、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に一億六千九百二十一万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年三月二十四日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案

（―は委員会修正）

運輸省設置法の一部を改正する等の法律

第一条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「航空標識所」を「航空大学校」に改める。

第三十七条第二項の表中「宮崎海員学校―香川県三豊郡粟島村」を「口之津海員学校―長崎県南高来郡口之津町」に改める。

第三十七条の三の次に次の一条を加える。

（航空大学校）

第三十七条の四　航空大学校は、航空に関する専門の学科及び技能を教授し、航空従事者を養成する機関とする。

2　航空大学校は、宮崎市に置く。

3　航空大学校の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十八条第一項の表中水先審議会の項を次のように改める。

運輸大臣の諮問に応じて水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）及び船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項その他海上における航行の安全に関する重要事項を調査審議すること。	海上航行安全審議会

第二条　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十八号）は、廃止する。

航空法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法の運用実績に徴し、航空機の耐空証明、飛行場及び外国人国際航空運送事業等に、実体に適合するよう所要の改正を行おうとするものであつて、内容の主な点は次のとおりである。

1　一定の滑空機に対する検査を簡易化すること。

2　航空事故を防止するため耐空証明の効力の停止又は有効期間を短縮し得ること。

3　自衛隊の設置する飛行場を、民間航空機が使用し得ること。

4　外国人国際航空運送事業者に対し、運賃又は事業計画について、認可制を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、民間航空事業の健全な発達を図るため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十四日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

あへん法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

医療及び学術研究の用に供するあへんの適正な供給を図るため、国内におけるけしの栽培を復活するとともに、国際条約の要請に基いて、あへんの輸入、輸出、一手買取及び売渡の機能を国に専属させる等必要な規正を設けようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　けしの栽培は、あへんの生産計画及び取締上の観点から栽培区域並びに栽培面積を指定し、その範囲内において、適正にして栽培経営能力等を有する者に栽培許可を与え、栽培の経営については、遺憾なきを期するため、特にけし耕作者に対して、播種前における収納価格の公告、モルヒネ鑑定前の概算払及び災害補償等の制度を設けるとともに、学術研究のため、特にけしの栽培、あへんの採取等を希望する者のために研究栽培者の制度を設けること。

2　あへんの収納及び売渡について、国はけし耕作者等の生産したあへんをすべて収納し、その収納価格は、あへんの生産事情、輸入、価格及びその他の経済事情等を考慮して適正な価格を定めることとし、又収納したあへんは輸入したあへんとともに、国が保有し、国内需給事情に即して適正な数量を麻薬製造業者に売り渡し、もつて医療用麻薬の適正な生産を期すること。

3　あへんは医療上、不可欠の麻薬の原料であるが、その反面恐るべき有害作用があるので、従来麻薬取締法に基き取締を行つているが、本案においても麻薬取締法と同様の取締をすることにすること、特にけしの栽培、あへん、けしがら等の取扱いに関し新たに取締の必要が生ずるので、取締規定を整理するとともに、あへん監視員の制度を設けて、取締上遺憾なきを期そうとすること。

二　議案の可決理由

あへんの適正な供給を図るため、必要な規正を設けることは最も時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

（小字及び――は修正）

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

昭和二十九年三月二十五日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十七号参照〕

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

義務教育諸学校の政治教育において、近時著しく教育基本法第八条の規定が守られなくなつている実情にかんがみ、義務教育諸学校の政治教育に関し、教育公務員に対して外部の者が政治上の偏向教育を行うように教唆せん動することを禁止し、これに違反する者を罰し、もつて義務教育における政治教育の中正を期しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、教育基本法第八条の規定の実施を阻害する事象を除こうとするものであるから、本案の題名を臨時措置法に改め、罰則の適用範囲を明確にするため第三条第二項を削除して同条第一項の「反対させる教育」を「反対させるための教育」に改め、なお附則において、本案の全国周知期間を考慮し、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することに改める。

右の修正部分を除く原案は、ともに義務教育諸学校における教育を政治的に中立ならしめるため適切なものと認め、別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条　何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる○ための○教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

2　前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

義務教育諸学校における政治教育が、近時著しく教育基本法第八条の規定に違背する情況になつてきたため、公立学校の教育公務員の政治的行為に関し、教育は国民全体に対し直接責任を負つて行われるべきもので、一地方のみの利害にとどまるものではないにかかわらず、現行法では国立学校の教育公務員が国家公務員法に基く全国的制限を受けているのに対し、公立学校の教育公務員は地方公務員法に基き、その勤務する学校の設置者たる地方公共団体の区域内に限られている。よつて公立学校の教育公務員も国立学校の教育公務員と同じく政治的行為の制限に関しては国家公務員法を適用し、もつて教育公務員の政治的行為に深入りすることによつて生ずる政治的偏向教育の弊害を除こうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、義務教育諸学校における政治的偏向教育を除去することを目的とするものであるから、第二十一条の三第一項の改正規定に、「当分の間」を加えて臨時措置の性格を持たしめ、なお、附則において、全国民知期間を考慮し、「公布の日から起算して十日を経過した日から」施行することに改める。

右の修正部分を除く原案に関し、義務教育諸学校における教育を政治的に公正なものにするため必要なものと認め、別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限等）

第二十一条の三　公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、○当分の間、○地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

2　前項の規定によりその例によるものとされる国家公務員法第百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第百十条第一項の例によるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から○起算して十日を経過した日から○施行する。

2　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「この法律」を「この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律」に改める。

第三十六条第二項但書中「公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。以下同じ。）に勤務する職員以外の職員は、」及び「公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域（当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第百五十五条第二項の市であるときは、その学校の所在する区の区域）外において、」を削る。

第五十七条中「公立学校」を「公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。）」に、「学校教育法に」を「同法に」改める。

〔第二十八号参照〕

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今次の税制改正の一環として、所得税について、基礎控除額、扶養控除額、生命保険料控除限度額及び退職所得の控除額の引下げ並びに青色申告書の専従者控除の範囲の拡張及び控除限度額の引上げを行い、山林所得について租税負担を軽減するとともに、予定申告制度を予定納税制度に改める等の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

国民の負担軽減のために適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今次の税制改正の一環として、法人税について、積立金に対する累積課税を廃止して同族会社についてのみ当該事業年度において留保した一定の金額について一回限りの特別課税を行うこととするとともに、同族会社の範囲を縮少する等の措置を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

税制の合理化の見地より適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

酒税の負担の実情等にかんがみ、清酒特級及び第一級、ビール並びに雑酒特級についてその税率を五分ないし一割程度引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

今次の税制の改正の一環として、妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

印紙税の負担の調整を図るとともに、その税率及び受取書等の課税最低限を引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

今次の税制の改正の一環として、妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における揮発油の消費の状況にかんがみ、その税率を二割程度引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

今次の税制の改正の一環として、妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

砂糖の消費状況にかんがみ、その税率を二割程度引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

今次の税制の改正の一環として、妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

米国対日援助物資等の清算事務もほぼ完了し、米国対日援助物資等処理特別会計の設置の目的が達成されたので、昭和二十八年度限りこの会計を廃止するとともに、その資産及び負債を一般会計に引き継ぐ等必要な措置を規定しようとするものである。

二　議案の可決理由
本特別会計設置の目的が達成された現状にかんがみ、大体において適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年三月二十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

一　議案の要旨及び目的
日本専売公社製造たばこの最高価格を定めている価格表のうち、両切紙巻たばこ「ピース」の最高価格を十本当り五円引き上げて、四十円から四十五円に改定し、これにより、約四十五億円の専売益金の増加を図ろうとするものである。
二　議案の可決理由
歳入財源の確保を図るため、「ピース」の価格を五円引き上げることはやむを得ない措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年三月二十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
今次の税制改正の一環として、主として相続財産等の価額が低額である場合の負担の軽減を図るため税率の引下げを行い、且つ、死亡保険金及び死亡退職金控除の引上げ等を行おうとするものである。
二　議案の可決理由
低額相続の場合の負担の軽減を図るため妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年三月二十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

骨牌税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
骨牌税の使用の状況にかんがみ、その税率を引き上げようとするものである。
二　議案の修正議決理由
今次の税制改正の一環として、妥当な措置であることを認めるが、諸般の実情を考慮して修正することを適切と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年三月二十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕
（小字及び┃┃は修正）

第四条第一項及び第二項を次のように改める。		
骨牌税ノ税率左ノ如シ		
第一種　麻雀（紙製ノ麻雀及之ニ類スルモノヲ除ク）		
甲類　象牙ヲ用ヒタルモノ	一組ニ付	六千円
乙類　牛骨ヲ用ヒタルモノ	一組ニ付	二千五百四千円
丙類　其ノ他ノモノ	一組ニ付	千八百一千円
第二種　第一種ノ骨牌以外ノ骨牌	一組ニ付	六十円

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
最近における本法律の実施の状況にかんがみ、酒造組合中央会等が大蔵大臣の認可を受けた協定と同一の内容の協定を酒造組合連合会又は酒造組合等が定める場合には、大蔵大臣の認可を要せず、届け出れば足りることとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、大蔵委員長提出の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案と実質的に同一の趣旨であり、適切な運営を図るため時宜に適した措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年三月二十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
最近における課税物品等の消費の状況にかんがみ、一部の物品についてその税率の引上げ及び調整を行うとともに、課税物品を追加し、また、高級毛皮製品について小売課税の方法の採用等を行おうとするものである。
二　議案の修正議決理由
今次の税制改正の一環として、妥当な措置であることを認めるが、諸般の実情を考慮して修正することを適切と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十九年三月二十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕
（小字及び┃┃は修正）

第一条第一項第二種戊類第五十一号から已類第六十四号までをそれぞれ当該類に属するものとして四号ずつ繰り下げ、同種戊類第五十号を次のように改める。

五十四	毛皮製品但シ第一種ヲ除ク	第六号ニ掲グルモノヲ除ク

第一条第一項第二種戊類第四十八号中「同部分品」の下に「但シ第四号又ハ第十七号ニ掲グルモノトシテ物品税ヲ課セラルルモノヲ除ク」を加え、同類第四十七号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、同種丁類中第四十六号を次のように改める。

四十八	小型普通乗用四輪自動車（電気ヲ動力源トスルモノニ在リテハ輪距百吋以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距百吋以下千五百立方糎以下又ハ四輪駆動式ノモノニ限ル）	第一条第一項第二種丁類第四十五号中「第五十八号」を「第六十二号」に改め、同類中第二十八号から第四十五号までを四号ずつ繰り下げ、同類第二十七号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。
三十一	オルゴール又ハ之ヲ用ヒタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ	第一条第一項第二種丙類第二十六号中「第四十六号及第六十号」を「第五十号、第五十号及第六十四号」に改め、同類中第十九号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号を削り、同類第十七号中「第四十四号」を第十一号及第四十八号」に改め、同号を同類第二十一号とし、同類第十四号中「第五十五号」を「第五十九号」に改め、同類中同号から第十六号までを四号ずつ、第十号から第十三号までを二号ずつそれぞれ繰り下げ、同類中第十六号及び第十七号として次の二号を加える。
十六	テレビジョン受像機及同部分品但シ第六十二号及第六十三号ニ掲グルモノヲ除ク	
十七	高級時計但シ第四号ニ掲グルモノヲ除ク	

第二条第二項の次に次の二項を加える。
内容積四立方呎以下ノ電気冷蔵器及瓦斯冷蔵器ニシテ前条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル

前条第一項第二種第五十号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル
第七条第一項第二号及同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。
第十三条の次に次の一条を加える。
第十三条ノ二　前条第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ハ之ヲ本法施行地ニ於テ使用シ（同条第四項ニ規定スル手続ニ依リ購入シタル物品ヲ当該購入者ガ使用スル場合ヲ除ク）若ハ譲渡シ若ハ輸受クルコトヲ得ズ但シ当該物品ニ付同条第一項第一号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル者又ハ同条第四項ニ規定スル手続ニ依リ購入シタル者ガ命令ノ定ムル手続ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前条第一項第二号又ハ第三号ノ適用ヲ受ケタル物品ハ其ノ物品税ノ免除ヲ受ケタル日ヨリ二年間其ノ用途以外ノ用途ニ供シ又ハ其ノ用途以外ノ用途ニ供スル為譲渡シ若ハ譲受クルコトヲ得ズ但シ同項第二号又ハ第三号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シ若ハ保税地域ヨリ引取リタル者又ハ此等ノ者（第一種ノ物品ニ付テハ小売業者）ヨリ当該物品ヲ購入シタル者ガ命令ノ定ムル手続ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前二項ノ承認ヲ受ケタル物品ニ付テハ其ノ承認ヲ受ケタル者ヨリ当該承認ヲ受ケタル時ニ於ケル価格（前条第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ニシテ同条第四項ノ適用ヲ受クル物品以外ノ物品ニ付テハ同条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル時ニ於ケル価格）ニ応ジ直ニ物品税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ前条第二項及第四項本文ノ規定ヲ適用セズ
前条第一項ノ規定ニ違反シタル者
第十八条第三項を次のように改める。
第一項ノ場合ニ於テハ犯人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テ同項第三号ノ規定ニ該当スルトキハ第十三条第二項又ハ第四項本文ノ規定ヲ適用セズ
第十八条第一項に次の一号を加える。
三　第十三条ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ（政令で定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。）以下のブラウン管を使用したもの及びその部分品（ブラウン管及びテレビジョン受像機箱に限る。）については、改正後の物品税法第一条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十五の税率による。

3　当分の間、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる改正後の物品税法第一条第一項第二種第三十四号に掲げる物品のうち果実を原料とした果実じゅう、果実水及び果実みつに課せられるべき物品の税率税率は、同法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

4　昭和二十九年六月一日から同年八月三十一日までの間に製造場から移出される前項に掲げる物品のうち、うんしゅうみかん、夏みかん（ひうが夏みかん、伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはっさくを含む。）、りんご又はぶどうのさいじゅうで濃縮しないものを原料とし、且つ、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水については、前項の規定にかかわらず、物品税を課さない。

5　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

6　物品税法第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品がその承認の際政府が指定した期間内にその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、若しくは輸出され、又はその承認を受けた用途に供されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）における物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

7　物品税法第十二条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品について、この法律の施行後にその用途が変更された場合における同条第二項の規定による物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

8　この法律の施行前から引き続いて改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者は、この法律の施行後一月以内に、○（昭和二十九年九月一日前から引き続いて第四項に掲げる物品を製造する者である場合には、昭和二十九年九月一日）以内に、○その旨及びその販売場又は製造場の位置をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

9　前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日○（その者が第四項に掲げる物品を製造する者である場合には、昭和二十九年九月一日）において物品税法第十五条の規定による申告をした者とみなす。

10　第六項及び物品税法第十八条第一項第一号の規定は、この法律の施行前から引き続いて改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者で、この法律の施行後一月以内に小売業又は製造を廃止するもの○及び○について、昭和二十九年九月一日前から引き続いて第四項に掲げる物品を製造する者で、同日以後一月以内に製造を廃止するものの保税地域以外の場所で左に掲げる物品（第二号又は第三号に掲げるものについては三個以上、第五号に掲げるものについてはその所持する数量全部の価格が十万円以上のものに限る。）を所持する当該物品の製造者又は販売者がある場合においては、当該物品については、その者が製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。この場合においては、第一号及び第五号に掲げる物品についてはその価格の百分の二十、第二号及び第四号に掲げる物品についてはその価格の百分の十、第三号に掲げる物品についてはその価格の百分の三十（テレビジョン受像機のうち、第二項に掲げるものについては百分の十五）の税率により算出した金額をその税額とする。

一　改正後の物品税法第一条第一項第二種第五号に掲げる物品

二　改正後の物品税法第一条第一項第二種第十号に掲げる物品（同法第二条第三項の規定の適用を受ける物品を除く。）及び同種第十一号に掲げる物品

三　テレビジョン受像機

四　改正後の物品税法第一条第一項第二種第二十八号に掲げる物品（輸距百十インチをこえるものを除く。）

五　改正後の物品税法第一条第一項第二種第十七号に掲げる物品

11　前項に規定する税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき
昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき
同年四月から八月まで

12　第九項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

13　この法律の施行の際製造場以外の場所において物品の販売者が所持する改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品については、政令で定めるところにより、物品税法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。

14　第六項、第九項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が改正後の物品税法第一条第一項の規定に基き政令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

15　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

関税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現下のわが国の情勢に即応させるため、関税法を全文改正して、関税の賦課及び徴収に関する規定を整備し、並びに税関手続の簡素化及び保税制度の活用等を図ることとするものである。

二　議案の可決理由

貿易の振興に資するために、妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

内外における諸情勢に即応させるため、無条件免税品を分類整備して追加し、輸出貨物の製造用の輸入原料品等についての関税の軽減又は免除に関する規定を拡大合理化し、輸入された違約品を返送する場合における関税の払いもどし制度を設けるとともに税関税その他の関税制度についての規定の整備を図ることとし、あわせて児童給食用ミルク等の関税の免税期間を延長して暫定的に関税率の一部につき調整を図る等を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

貿易の振興に資するために、妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国税徴収法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

納税の便宜を図るため、収税官吏が納税者から歳入の納付に使用できる証券以外の有価証券の提供を受け、これによる納税の委託を受けることができる制度を設けることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として、妥当な措置であることを認め本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年度において風水害、冷害等が異常に発生したことによつて、農業共済再保険特別会計の農業勘定に多額の支払財源の不足が生じ、これを補てんするため、とりあえず昭和二十八年度において八十五億円の財源措置が講じられたのであるが、なお相当額の不足が予想されるので、昭和二十九年度において、さらに五十五億円を限り一般会計から本会計の農業勘定に繰入金をすることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十八年度における風水害、冷害等の異常な発生に伴う措置としてきわめて適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は昭和二十九年度特別会計予算に五十五億円が計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするため、資金運用部特別会計の決算上の剰余金を、一般会計を経由することなく直接郵便貯金特別会計に繰り入れることができることとし、経理手続の簡素化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

経理手続の簡素化を図るための措置としてきわめて適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十九年度において一般会計から公庫に対する出資を二十億円増額することによりその資本金を百九十五億円とするとともに、国民金融審議会の委員に新たに中小企業庁を代表する者を加えることとするものである。

二　議案の可決理由

国民大衆の資金需要は、昭和二十九年度においても相当の額に達することが予想されるので二十億円の出資増加ではなお充分とはいい難いが時宜を得た適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

食糧管理特別会計の運営を円滑にするため、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を二百億円引き上げて二千六百億円とするとともに、農産物検査手数料を農産物検査印紙をもつて納付させることとするのに伴い、歳入歳出の規定について所要の改正を加えようとするものである。

二　議案の可決理由

本特別会計の円滑な運営を図るための措置としてきわめて適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国税収納金整理資金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の租税制度の下においては、過誤納等により収納した国税のうち、納税者に還付する金額は相当の額にのぼることとなるのであるが、現在はこれらの還付されることとなる金額をも国税収入として計上しているため、実質的な意味における国税収入をあらわす上においても合理性を欠くのみならず、これらの過誤納等による還付金を歳出予算から支出することは、財政会計制度の面からする諸制約を受けることとなる結果、ときとしてその還付事務の処理に円滑を欠き、ひいては納税思想に悪影響を及ぼすこととなるおそれもあるので、今回、国税収納金整理資金を設置して、国税収納金等はこれを本資金に受け入れ、過誤納等による還付金は、本資金から直ちにこれを支払うことができるようにし、当該還付金相当額を差し引いた国税収納金等の額を歳入に組み入れることとしようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、最近における国税の過誤納金の状況にかんがみ、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金還付事務の円滑化を図るための措置として適切なものと認めたが、本案の附則第四項の規定による国税徴収法の改正に伴い、関税法第十三条中の字句の一部について簡単な訂正をすることを適切と認め、別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　第二条第一項及び第二項並びに第八条第一項の規定の適用については、当分の間、国税に対する督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3　国税収納金等、過誤納金の還付金等又は還付加算金で、この法律による改正前の会計法及びこれに基く命令の規定により昭和二十八年所属の歳入金又は歳出金となるべきものについては、なお従前の例による。但し、昭和二十八年度の出納の完結の時までに収納され、又は支払われないものについては、この限りでない。

4　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条ノ六第一項中「「支出シ」を「支払決定ヲ為シ」に改め、「（第三十一条ノ七ニ依リ支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府ニ於テ其ノ支払ヲ旨ノ通知書ヲ納税義務者ニ発シタル日）」を削る。

第三十一条ノ七を削る。

5　証券を以てする歳入納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「租税其ノ他ノ」を「租税及」に改める。

6　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項、第三十六条第七項及び第五十四条第一項第二号中「支出」を「支払決定」に改める。

7　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四第六項、第二十六条の五第四項、第二十六条の八第四項及び第四十二条第一項第四号中「支出」を「支払決定」に改める。

8　会計法の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条から第七条までの規定中「租税その他の」を削る。

9　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「租税その他の」を「租税及び」に改める。

10　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　国税収納金整理資金を管理すること。

11　関税法（昭和二十九年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「支払う日」を「支払決定をする日」に改める。

刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、執行猶予者の再犯を防止し、完全な社会復帰を図り刑政の目的を達するため、必要な改正を行うとともに、あわせて、日本の航空機が外国航空を開始することになつたのに伴い必要な改正を行おうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　刑法第二十五条ノ二を改め、初度目の執行猶予者をも保護観察に付し得ることにすること。

2　保護観察は行政官庁の処分をもつて仮に解除することができることとすること。この期間中は解除を取り消されない限り、再度の執行猶予ができることとするとともに、遵守事項違反を理由として執行猶予の取消ができないこととすること。

3　遵守事項を遵守しなかつたときは、執行猶予を取り消すことができるとする場合を現行の再度の猶予者の外、初度目の猶予者

の場合をも適用の範囲に加えるとともに、猶予を取り消すことができるのは、その情状重いときとするため、第二十六条ノ二第二号を改めること。

4　附則において、この法律施行前に犯された罪については、初度目の執行猶予者には原則として保護観察を付し得ないこととすること。

5　第一条第二項を改正し、国外にある日本の航空機内の犯罪についても、日本の船舶内の犯罪と同様に処罰できるようにすること。

6　刑事訴訟法第二条を改正し、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地の裁判所も裁判することができることとすること。

二　議案の可決理由

執行猶予者の再犯を防止し、これが完全な社会復帰を図り刑政の目的を達するためには、本案のような執行猶予に関する諸規定を改正する必要があり、且つ、第十六回国会の法務委員会における附帯決議の線に沿つたきわめて妥当な措置である。又現行法では、日本航空機内で外国人が犯罪を犯した場合には、内乱、外患及びある種の偽造罪等を除いては、これを処罰できず、日本人が罪を犯した場合でも、「暴行、脅迫、略取、誘拐、賭博、あへん、麻薬に関する罪等は処罰できないことになつているので、本案は、今後の必要に応ずる妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十五日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

執行猶予者保護観察法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在保護観察を規定する法律には、犯罪者予防更生法があり、この対象となるものは、仮出獄者、少年院から仮退院中の者等の外、再度の執行猶予の言渡を受けた者等となつているが、本案と同時に提案されている刑法の一部を改正する法律案において初度目の執行猶予者をも保護観察に付しうることになつているので、この際執行猶予者に対する保護観察に関する独立の単行法を制定し執行猶予者の保護観察の適正を期そうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　執行猶予者の保護観察は、本人の住居地を管轄する保護観察所がつかさどるものとする。

2　遵守事項は、(イ)善行を保持すること、(ロ)住居を移転し、又は一箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ることの二つとし、保護観察に付された者は、すみやかに、一定の住居を定めこれを届け出るべきこととする。

3　補導援護は、公共の衛生福祉施設等にあつ旋する等の方法により、本人の就職、医療、宿所等を得ることを援助し、本人の環境を調整し、その他本人が更生するに必要な助言、連絡、その他の措置をとるものとする。

4　遵守事項の範囲内で、本人の性格、環境、犯罪の動機原因等から見て、違反のおそれが多いと思われる具体的事項を見出して、その遵守について適切な指示を与える等必要な措置をとる方法によつて、本人の更生を助長するよう指導監督する。

5　裁判の確定前であつても、本人から申出があつたときは、環境状態の調整を図ることができることとする。

6　保護観察の仮解除並びに仮解除の取消を地方更生保護委員会をして行わせるものとし、且つ、仮解除の取消に不服な者は、中央更生保護審査会に申立ができるものとする。

7　遵守事項違反を理由とする執行猶予の取消につき必要な呼出、引致、留置及び検察官への申出等の手続を規定し、これらの機関のその他の権限については、犯罪者予防更生法に準じて行うものとする。

二　議案の可決理由

犯罪の予防、犯罪者の改善更生を目的とする保護観察は現在、犯罪者予防更生法により、仮出獄者、少年院から仮退院を許されたもの等に対し行われており、再度の執行猶予の言渡を受けた者について、同じく犯罪者予防更生法により一律に行われているが、およそ保護観察は、犯罪の予防と犯罪者の改善更生を図るために行われるものである限りその目的にかなうように合理的に行う必要があり、執行猶予者に対する保護観察はその他の者の場合と同様な取扱をすることは適当でない。まして別に提案になつている刑法の一部を改正する法律案において初度目の猶予者についても保護観察が付されることになれば、ますますその必要が認められる。これについては第十六回国会の委員会において附帯決議がなされたものである。

委員会は、本案が第十六回国会の附帯決議の線に沿つたきわめて妥当な措置と認め、政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に二千九百八十二万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年三月二十五日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、さきに奄美群島に設けられた裁判所の職員の定員を裁判所職員定員法中に組み入れるとともに、今次の各行政機関の職員の定員の縮減に応じて、裁判所の職員についても、司法行政事務の簡素化等によりその定員を減少したため、裁判所職員定員法等について改正をしようとするものである。

二　議案の可決理由

奄美群島の復帰に伴う司法行政上の措置の一つとして、裁判所職員の定員を定めておくことは必要な措置であり、且つ、国家財政の現状にかんがみ、司法行政上の職員整理はやむを得ざることを認めるとともに、この際実際上の職員減少を最少限に止めることは必要であるから、両者を勘案して、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十五日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

母子家庭の経済的自立を助成し、生活意欲の助長を図るため、都道府県は母子家庭に対して生活資金その他の資金の貸付を行つているが、更に父母のない児童に対しても、修学資金及び修業資金の貸付を行う等の改正を行いその福祉増進を図ろうとするものである。

その要旨は、次の通りである。

1　父母のない児童に対しても、修学資金又は修業資金を貸し付けることにより、将来独立して自活することのできる能力を得る機会を与えようとすること。

2　都道府県における母子福祉資金貸付業務の特別会計の歳出に、貸付に関する事務に要する費用を加え、その限度を規制することとして、都道府県に対し事務費として一般会計からの繰入金以外に財源を与えようとすること。

二　議案の修正議決理由

社会的、経済的条件において、概して母子家庭の子女に劣る情況に在る父母のない児童に対して、修学資金及び修業資金の貸付を行い、その独立自活の促進を図ることは現下の社会経済情勢にかんがみきわめて時宜に適するものと認めるが、新たに支度資金の貸付対象を拡大するため別紙の通り修正することを適当と認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に二千万円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は委員会修正）

第三条第一項中「左の各号に掲げる資金を」の下に「父母のない児童に対し、○第二号、又は修業資金に掲げる資金を」を加え、同項中○第二号及び第七号を○次のように改め、同条に○それぞれ第二号、○及び第六号を○次のように改め、同条に次を加え、同項中「前項の場合において、」の下に「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対する」を加え、同条第四項を削る。

二　配偶者のない女子若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就職に際し必要な資金（以下「支度資金」という。）

六　配偶者のない女子が扶養している児童又は父母のない児童が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは大学に就学し、又

[illegible]昭和二十三年法律第二百一号）第十一条に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を受けるのに必要な資金（以下「修学資金」という。）

七　配偶者のない女子が扶養している児童又は父母のない児童が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金（以下「修業資金」という。）

第八条の次に次の二条を加える。

（財産管理者の不当使用）

第八条の二　都道府県は、第三条第一項の規定により父母のない児童に対し、○○支度資金、○○修学資金又は修業資金の貸付が行われた場合において、当該児童の財産を管理する親権を行う者又は後見人が、当該貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したときは、その者に対し、使用した金額に相当する金額を都道府県に納付すべきことを命ずることができる。

2　都道府県が前項の規定により納付することを命じた場合においては、当該父母のない児童の都道府県に対する貸付金の債務は、当該親権を行う者又は後見人が納付することを命ぜられた限度において消滅するものとする。

（後見人解任の請求）

第八条の三　第三条第一項の規定により○○支度資金、○○修学資金又は修業資金の貸付を受けた父母のない児童の後見人に、当該貸付金の使用に関し不正な行為その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五条の規定による後見人の解任の請求は、同条に定める者の外、都道府県知事も行うことができる。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業金融の困難は益々増大することも予想されるので、公庫に対する資金を増加し、公庫の融資対象の範囲を拡張することによつて、中小企業振興に効果をあげる必要がある。すなわち、本案の主な内容は次の通りである。

1　昭和二十八年度において、政府の一般会計から出資金百三十億円、昭和二十九年度における出資金二十五億円を増加して、一般会計からの出資金を百五十五億円に改めること。

2　中小企業者の定義に塩業組合、消費生活協同組合及び同連合会を加えること。

3　公庫に係る登録税を非課税にすること。

二　議案の可決理由

わが国経済において、中小企業の占める地位は最も重要であり、現今、経済自立達成の目的のために、種々の方途を施しているが、そのうちにあつて、中小企業の安定も当然施すべきである。

中小企業対策の一環としての金融対策中短期運転資金は相当量になつているが、この際長期資金の増額によつて、中小企業の安定を図ることは時宜を得たものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第十三回国会において制定以来、多数の戦傷病者、戦没者の遺族等に対し、国家補償の精神に基き援護を行つているが、昨年第十六回国会において改正せられた恩給法の規定による増加恩給又は傷病年金の支給対象に応じて、本法による戦傷病者に対する援護の対象を拡大する必要が生じたこと、及び戦没者の死亡が公務に起因しないと認定された場合においても、本案その他の諸事情から勘案し公務上の死亡と同様の処遇がされない不均衡を是正するため、必要な改正を行おうとするものである。その内容の主なものは、次の通りである。

（第一）

1　障害年金の支給の範囲を拡大し、恩給法別表第一号表ノ三に定める第一款症から第三款症までの不具廃疾の状態にある旧軍属に対しても障害年金を支給すること。但し、これらの款症の不具廃疾の状態にある者であつても、厚生大臣の定める状態にあるものについては、障害年金を支給しないで障害一時金を支給するものとすること。

2　障害年金及び障害一時金の額は、左表の通りとすること。

不具廃疾の程度	障害年金	障害一時金
第一款症	一九〇、〇〇〇円	八五〇、〇〇〇円
第二款症	一四〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
第三款症	三〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

（第二）

左に掲げる場合においては、従前の規定によつては弔慰金の支給事由とならないときも、弔慰金として、死亡した者一人につき五万円を支給するものとし、国債をもつて交付すること。

1　旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人が昭和十六年十二月八日以後において、故意又は重大な過失によらないで、戦争に関する勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した場合。

2　軍人又は準軍人が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間において、故意又は重大な過失によらないで、事変に関する勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和十六年十二月八日以後に死亡した場合。

3　恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の不具廃疾の状態にある者について、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、同法第七条中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」と、同法第十一条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、同法第十三条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十九年四月」とする。

4　昭和二十九年十二月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年一月及び同年四月の二期にそれぞれその額の三分の二及び三分の一を支給し、昭和三十年一月一日から同年三月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年四月に支給する。

5　この法律による第三十四条の規定の改正によりこの法律の施行と同時に弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

6　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項但書中「支給すべき遺族年金」の下に「及びこの法律の施行の際死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日」に、遺族年金の支給事由と同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける資格を有しない者に支給すべき遺族年金」を加える。

附則第十四項中「同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を「同一の事由による公務扶助料」に改める。

附則第十八項に後段として次のように加える。

この法律の施行後、軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有するに至つた者で、この法律の施行後その者が当該権利を有するに至るまでの間に、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があつたものについても、同様とする。

附則第二十四項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

「障害年金、障害一時金」に改める。

（第二十九号参照）

刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒処分に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

刑事訴訟法によれば公安委員会その他の機関が司法警察職員等を懲戒又は罷免するには、「別の法律」を制定して定めることになつている。しかるに、今日まで制定されなかつたのは検察関係と警察関係との意見の調整のためであ

る。この際懲戒罷免に関する規定を整備しようとするものである。

二　議案の可決理由

刑事訴訟法附属法律の一つとして本案を制定する必要があるし、且つ、検察官庁と警察官庁との数年にわたる意見の疎隔を調整した最後の覚書事項として政治的にも妥当なものと認める。よつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十七日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回の改正の要点は、簡易裁判所の名称の変更、管轄区域の変更、市町村の廃置分合による行政区画の変更、市町村の名称の変更等のために下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表を改正しようとするものである。

更に奄美群島の復帰に伴い、名瀬簡易裁判所及び徳之島簡易裁判所をこの際、他の簡易裁判所と同じく下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により設立される裁判所としようとするものである。

二　議案の可決理由

右記の裁判所の名称及び管轄区域の変更は、地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見をしん酌し、最高裁判所とも協議して決定したことを了承し、奄美群島の復帰に伴う司法行政上の措置としても遺憾ないことを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十七日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔第三十号参照〕

らい予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国立療養所の入所患者の家族は、生計が困難となつても患者に関する秘密漏えいへの危ぐのため現行制度による生活援護を受け得ないうらみがあるので、これらの者に対してらい予防法により生活援護を行い入所患者が安んじて療養に専念できるようにするとともに、厚生省の附属機関として、国立らい研究所を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

らい予防のため必要な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に七千七百十三万三千円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月二十九日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第六回国会において本院提出法案として制定せられた現行法は、施行以来既に四年を経過し、一昨年戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行と相まつて、身体障害者の福祉対策も漸次軌道に乗つてきたのであるが、今回これら措置の強化改善を図るため、所要の改正を加えようとするもので、本案の内容は次の通りである。

1　身体障害者更生援護施設のうち、ろうあ者更生施設を加えることとすること。

2　身体障害者に対して、その障害を軽減又は除去し、もつて、その更生に資するため、厚生医療の給付を行うこととすること。

更生医療の対象者は全国で約五万である。

3　本法の対象となる身体障害の範囲を規定する別表を改正すること。

4　中央身体障害者福祉審議会に出版物、芸能等について推薦又は勧告の権限を与えること。

二　議案の可決理由

身体障害者に対する福祉の措置として、厚生医療の給付を行うこと等の措置を行うことは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に千九百十七万円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月二十九日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

身体に障害のある児童に対しては、従来児童福祉法に基き療育相談、盲人安全つえ、補装具の交付、児童福祉施設への入所等の措置が行われているのであるが、今回かかる児童に対する福祉措置の改善を図る外、所要の改正を行おうとするのが政府の本案提出の理由である。

本案の要旨は次の通りである。

1　身体に障害のある児童に対し、生活の能力を与えるために必要な医療すなわち育成医療の給付を行うことにすること。

2　身体障害者手帳の交付を受けた児童に対して交付することになつている補装具の名称を整理し、補装具の交付又は修理を行う機関を明記すること。

二　議案の可決理由

身体障害児の福祉を図るため、必要な育成医療を給付する等の措置を行うことはきわめて時宜に適するものと認め、本案は原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に三千百一万五千円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年三月二十九日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　診療所における同一患者の収容時間の制限を診療所の管理者に対する訓示規定に改め、これに伴い、罰則に所要の整理を加えること。

2　右の改正に伴い、不要となる診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百五十九号）を廃止すること。

二　議案の可決理由

診療所における同一患者の収容時間の制限を緩和することは、国民医療上適切な措置と認め、本案は原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月二十九日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、第十六回国会において制定せられ、昨年八月以来未帰還者の留守家族そのものを対象として国の責任において留守家族手当、遺骨埋葬又は引取経費、療養の給付その他各種の援護が行われているが、今回援護の措置を更に強化するため、必要な改正を行おうとするものである。

その内容の主なるものは次の通りである。

1　遺骨埋葬経費を葬祭料と改め、一般邦人未帰還者の死亡の事実が判明した場合にも、この経費を遺族等に支給することとすること。

2　遺族がない場合においても、葬儀を行う者があれば、その者に遺骨引取経費を支給することができることとすること。

3　本法が沖縄地域に当初から円滑に通用されていたと同様の効果を生ぜしめるための特別措置を政令で定めることができることとすること。

4　従来外務省所管の一般邦人未帰還者の調査業務が明年度から厚生省に移管される機会に、厚生省の附属機関として、従来の留守業務部を改編して未帰還調査部とし、旧軍人軍属未帰還者等の調査業務等とあわせて未帰還者等の調査究明を一元的に実施する等の措置をとるため厚生省設置法に所要の改正を行うこととすること。

5　未帰還者留守家族等援護法の施行に伴う「一般職の職員の給与に関する法律」の一部の改正により、資格を失つた未帰還の国家公務員又は地方公務員に対しても従来の実績を保障する意味において、引き続き共済組合員たるの資格を保持せしめるようにするため、国家公務員共済組合法に所要の改正を行うこととすること。

二　議案の可決理由

未帰還者留守家族等援護法の適用を拡大すること等はきわめて時宜に適する措置と認め本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に百四十四万円を計上している。

右報告する。
昭和二十九年三月二十九日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

ガス事業法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
ガス事業を規制する現行法は、「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」であつて、これに代るべき恒久法とし、且つ又、従来旧公益事業令により電気とガスが一本で規制されていたものが今回、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るため、ガス事業の運営を調整するとともに、公共の安全を確保するため、ガスの製造及び供給に伴う危険を防止する目的で、ガス単独に立法化しようとするのが、本案の目的である。その内容の主なものは次の通りである。
1　ガス使用者の利益保護のために、従来供給地域が法的独占であつたものを許可制とし、休眠区域の整理縮少を可能とすること、ガス事業者にガスの熱量と圧力測定の義務を課すること及び苦情の申出制度を法定すること。
2　ガス事業の健全な発達を図るために、従来重複していた、許認可手続を簡素化すること及び聴聞事項の大幅整理を断行すること。
会計等の手続を簡素化して、事業の自主性を尊重すること。
3　公共の安全確保のために、保安規程を整備すること。すなわち、施設の維持義務を課し、改善命令をなしうることにすること。
導管工事の認可制を採用すること、ガス成分の測定義務を課すること及び主任技術者制度を設定すること。

二　議案の修正議決理由
本案は、ガス事業の恒久法として、時宜に適しているものと認めるが、本案の目的達成のためには、政府のガス事業運営の万全を期することの必要上、別紙の通り附帯決議を附して、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十九年三月三十日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

（ガス主任技術者免状）
第三十三条　ガス主任技術者免状の種類は、甲種ガス主任技術者免状及び乙種ガス主任技術者免状とする。
2　ガス主任技術者免状の交付を受けている者がその保安について監督をすることができるガスの製造及び供給の作業の範囲は、前項に規定するガス主任技術者免状の種類に応じて通商産業省令で定める。
3　ガス主任技術者免状は、左の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。
一　ガス主任技術者国家試験（以下「国家試験」という。）に合格した者であつて、通商産業省令で定めるガスの製造及び供給の作業に関する経験を有するもの
二　十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者であつて、前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定したもの
4　通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対しては、ガス主任技術者免状の交付を行わないことができる。
一　次条の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者
二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
5　ガス主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

［別紙］

ガス事業法案に対する附帯決議
本法案の運用に当り、政府は、特に、次の点に留意して、万遺憾なきを期すべきである。
一　ガス拡充五ケ年計画を強力に推進して、夥しい未処理需用家数の絶滅を速やかに図ること。
二　従来のガス事業者の営業方針は、普及率の向上よりも、需用家当り使用量の増加を重点としているが、今後は普及率の向上を重点とする様業者を指導監督すること。
三　従来のガス事業者中、ガス使用申込の場合、ガス器具の抱合せを条件とし、又は多量使用申込者に限り優先供給する事例あり、かかる選択供給については、その取締を厳重に励行すること。
四　ガス事業の経理を正確明朗のものとするため、ガス事業者の行うガス事業以外の事業についても、その内容を監査し、公益事業としての本分を逸脱しないよう充分監督すること。
五　供給規程は、本法の趣旨に則りサービス本位のものにすること。
六　ガスの料金に関し、これが不適当と認められる場合は、遅滞なく本法第十八条の規定によるガス料金の変更措置を行うこと。
七　現在のガス事業者中、経営規模、過小、弱体にして、公益事業として、不適当の者については、その統合につき検討のこと。
八　本法第十二条による兼業の許可に関しては、当該事業の中小企業者を圧迫するが如き事のない様配慮すること。
九　第五十三条の規定は労働組合運動の正常なる活動を阻害することなきよう運用すること。

［第三十］号参照］

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
今次の税制改正の一環として、長期の定期性預金等の利子所得に対する所得税を軽減し、配当所得に対する源泉徴収税率を引き下げ、価格変動準備金制度の合理化を図り、法人の支出する交際費等について課税上の特例を設け、法人が増資を行つた場合における配当につき一定額を限度として法人税を免除することとするとともに、輸出の促進に資するため、輸出所得の控除制度の拡充合理化を図り、又、探鉱の奨励に資するため、探鉱用の機械設備等について特別償却の制度を設けようとするものである。

二　議案の修正議決理由
今次の税制改正の一環として、妥当な措置であることを認めるが、諸般の実情を考慮して修正することを適切と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十九年三月三十日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

第五条の十一及び第五条の十二を次のように改める。
第五条の十一　昭和二十九年四月一日において現に存する法人（当該法人の合併法人（合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人をいう。以下同じ。）で同日後設立されたものを含む。）が、昭和二十九年十二月一日から昭和三十二年一月三十一日までの間に資本又は出資の増加（法人税法第十七条の二第一項に規定する同族会社の再評価積立金の資本組入に因る資本又は出資の増加を除く。以下本条において増資という。）を行い、当該増資の行われた日の属する事業年度から同日以後二年を経過した日の前日の属する事業年度までの各事業年度において当該事業年度の所得のうちから利益の配当（剰余金の分配を含む。以下本条において同じ。）をなした場合において、左の各号（昭和二十八年一月一日後に設立された法人（同日において減価償却資産を有していた法人の合併法人を除く。）又は同日において減価償却資産を有していなかつた法人については、第二号を除く。）に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該配当された金額のうち当該増資に因り増加した資本又は出資（合併に因る資本又は出資の増加については、当該合併に因り消滅した法人の資本又は出資の承継に係る部分を除き、額面株式を発行する株式会社が再評価積立金を資本に組み入れた場合又は商法第二百九十三条ノ三の規定により準備金を資本に組み入れた場合における資本の増加については、株式の発行のなかつた部分を除く。）に係る部分の金額（法人税法第六条の規定により法人税を免除される所得その他命令で定めるものに係る部分の金額及び当該増資の行われた日から二年を経過した日以後の期間に対応するものを除く。）については、当該資本又は出資の金額の年百分の十（再評価積立金の資本組入に因り増加した資本又は出資の金額については、年百分の五）に相当する金額を限度として、当該事業年度の所得に対する法人税を免除する。
一　当該法人が増資をなし又は配当をなす際において営む主たる事業が製造業、鉱業、建設業、運輸業及び通信業その他命令で定める事業である場合
二　昭和二十八年一月一日以後当該所得の生じた事業年度開始の日までに開始した各事業年度（当該事業年度が昭和三十年一月一日以後開始する事業年度である場合においては、昭和二十

八年中又は昭和二十九年中に開始した各事業年度）のいずれか一の事業年度開始の日における減価償却資産（昭和二十八年一月一日後に取得したものを除く。）の帳簿価額の合計額が同日における当該減価償却資産の再評価額の限度額（資産再評価法第三章（第十七条第一項但書及び第三十五条を除く。）の規定により計算した再評価額の限度額と当該事業年度開始の日における帳簿価額とのいずれか多い金額をいう。）の合計額の百分の八十に相当する金額以上である場合

三　当該所得の生じた事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該事業年度の減価償却資産の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額及び第五条の六、第五条の八、第七条の二、第七条の五、第七条の九又は第二十一条第二項の規定の適用に因り増加することとなる減価償却の額を含まないで計算した場合における償却範囲額とする。）の百分の九十に相当する金額以上である場合

四　当該利益の配当の額が資本又は出資の金額（額面株式のみを発行している株式会社については、発行済額面株式の株金総額）の年百分の二十に相当する金額以下である場合

　前項第三号に規定する償却範囲額は、電気供給業その他命令で定める公益事業で、当該事業に係る役務又は物品の供給の対価たる料金の決定について政府の認可を要し、且つ、当該料金の算定の基礎となる減価償却費の額が定額法により計算されているものを主たる事業とする法人の有する当該事業に属する減価償却資産でその償却額の計算について定率法によつているものについては、定額法により計算した場合における償却範囲額とする。

　第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に増資を行い、当該増資を行つた日以後二年内に合併に因り消滅した場合において、当該法人の合併法人が、その合併の日を含む事業年度から当該増資の行われた日以後二年を経過した日の前日の属する事業年度までの各事業年度の所得のうちから当該合併に因り承継した資本又は出資で当該増資に因り増加した資本又は出資から成る部分について利益の配当をなしたときは、合併の日以後は、当該合併法人について、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号の規定については、当該合併に因り消滅した法人について判定するものとする。

　第一項の資本又は出資の金額の年百分の十若しくは年百分の五に相当する金額及び同項第四号の年百分の二十に相当する金額の計算並びに法人が昭和二十八年一月一日以後合併した場合における合併法人の第一項第二号及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

　第一項又は第三項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定による申告書に、これらの項の規定により法人税を免除される金額の法人税免除に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書にその法人税を免除される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五条の十二　法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の事業年度を除く。）において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する金額（基準年度の交際費額がない場合又は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の営む主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額）をこえるときは、そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

　前項の規定は、同項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が五百万円に満たない法人及び命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。

　第一項の基準年度の交際費額とは、法人が昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額をいう。但し、昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の月数の合計が一年に満たない法人又は当該一年以内に開始した最初の事業年度開始の日以後に基準年度の交際費額のある法人が合併した場合における当該合併法人の基準年度の交際費額は、命令で定めるところによる。

　第一項及び前項本文の交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（もつぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他命令で定める費用を除く。）をいう。

　第一項及び第三項但書の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

　第七条の六第一項各号列記以外の部分中「（製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下同じ。）の第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額）」を削り、「百分の一」を「百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については、収入金額の百分の五とする。」に、「（その年において第八条第一項の規定により必要な経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年分の事業所得の金額から控除した金額）」を「として命令の定めるところにより計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　他から購入した物品の輸出
二　自己の製造した設備等の輸出
三　自己の製造した設備等の輸出のためにする輸出を行う者に対する物品の販売（当該輸出を行う者への販売を業とする者への販売を含む。以下本条及び第七条の七において同じ。）
四　自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（第二号に規定する設備等を除く。）の輸出
五　前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売
六　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。以下同じ。）の委託を受けて行う当該輸出業者の輸出のための物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売
七　陶磁器の輸出のためにする上絵付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売
八七　製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行う輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工
九八　外国航路において行う輸出貨物の運送
十九　対外支払手段を対価として行う運送（前号に掲げる運送を除く。）、修理、加工、建設請負又は工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供

　第七条の六第二項中「前項」を「第一項」に、「又は第六号」を「、第四号、第八九号又は第九十号」に、「又は当該取引に係る役務」を「、当該取引が外国航路における輸出貨物の運送であつたこと又は当該運送、修理、加工、建設請負若しくは譲渡若しくは提供」に改め、同条第三項中「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第七八号まで」に改め、同条第四項中「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第七八号まで」に、「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「第二号に規定する物品の輸出業者」を「第二号に規定する設備等若しくは第四号に規定する物品の輸出を行う者若しくは輸出業者」に、改め、「販売をなし、」の下に「陶磁器の上絵付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売をなし、」を加え、「第三号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第七八号まで」に改め、同条第六項中「第二十一条、第二十二条」を「第二十三条第一項若しくは第二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

　前項第二号又は第三号の設備等は、左の各号に掲げる物品でその輸出契約金額が千万円をこ

[illegible]当該物品をいう。

一　鉱工業生産設備、発電及び送電設備、ガス貯蔵及び供給設備（導管を除く。）、石油貯蔵設備、建設用機械設備、農業用機械設備、蒸気発生設備、通信用機械設備又は荷役設備の全部又は一部を構成する機械又は装置

二　建物用、橋りょう用又は鉄塔用の鉄骨（一の輸出契約に係るものを組み立てることにより建物用若しくは橋りょう用の鉄骨構造物又は鉄塔の全部又は大部分を構成することとなるものに限る。）及び発電用の水圧鉄管

三　船舶、航空機、鉄道用、軌道用若しくは産業用の車両又は自動車（自動二輪車及び自動三輪車を除く。）

左の各号に掲げる取引が行われた場合においては、第一項の規定により必要な経費とみなす金額の計算の基礎となる当該取引に因る収入金額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ左の各号に掲げる金額によるものとする。

一　輸出業者が第一項第二号又は第四号に掲げる取引をなした場合において当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引に因る収入金額から当該委託又は購入に因りこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二　陶磁器の上絵付を行う者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引をなした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付をしたものであるときは、当該取引に因る収入金額から当該購入に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三　製糸業者、紡績業者又は織物業者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引をなした場合において、当該取引に係る物品の輸出業者」を「第二号に規定する設備等若しくは第四号に規定する物品の輸出を行う者若しくは輸出業者」に、「第三号」を「第三号又は第四号」に改め、「陶磁器の上絵付を行う者へ売をなし、」の下に「陶磁器の上絵付を行う者へ号から第五号まで」を「第三号又は第五号から第七号まで」に改め、同条の自己の製造した陶磁器の素地の販売をなし、」を加え、第七項を次のように改める。

第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については、所得の金額に含まれるものとし、同法第十七条の二第二項の規定の適用については、所得の金額に含まれないものとする。

第八条の五第二項を次のように改める。

各事業年度開始の日において、農林漁業組合再建整備法に基く再建整備又は農林漁業組合連合会整備促進法に基く整備を行つている出資組合である農林漁業組合（農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下本条において同じ。）で同日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、昭和二十九年四月一日以後最初に終了する事業年度から農林漁業組合再建整備法第四条に規定する条件をみたした日又は農林漁業組合連合会整備促進法第四条に規定する条件をみたした日（当該農林漁業組合が再建整備と整備をあわせて行つている場合には、これらの日のうちいずれか遅い日。以下整備終了の日という。）の属する事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

前項の規定の適用を受ける農業協同組合連合会、森林組合連合会又は漁業協同組合連合会（以下本項において連合会という。）の直接又は間接の構成員たる出資組合である農林漁業組合で、各事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、昭和二十九年四月一日以後最初に終了する事業年度から当該連合会の整備終了の日（当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつている場合には、これらの連合会の整備終了の日のうち最も遅い日とし、又、当該農林漁業組合が同項の規定の適用を受ける場合において、当該連合会の整備終了の日又は当該遅い日が当該農林漁業組合の同項に規定する整備終了の日前であるときは、同項に規定する整備終了の日とする。）の属する事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、その留保した金額につ[illegible]消費生活共同組合及び消費生活協同組合連合会で各事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。但し、当該事業年度において、その組合員その他命令で定める者以外の者にその事業を利用させた場合においては、この限りでない。

第十二条第一項中「所得税法第九条第一項」を「所得税法第九条」に改め、同条第二項中「相続又は被相続人」を「相続、包括遺贈又は被相続人」に、「相続人」を「相続人又は包括受遺者」に改め、同項但書を次のように改める。

但し、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈に因り取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に包括遺贈に因り取得した山林については、この限りでない。

補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨

本案は、国の財政の健全化及び中央、地方を通ずる財政調整の見地から、国の補助金、負担金等について、整理する必要があるため

1　地方公共団体が法令に基いて実施する施策に伴う経費に対する補助金等のうち、職員の設置費、事務費等、または地方的な事務費及び事業費にかかる補助金等で、全額を地方財源の計算に繰り込むか、あるいは補助金等を低減することが妥当と認められるもの

2　民間団体等に対する補助金等で、補助金等の交付を停止または低減することが適当と認められるもの

等について所要の措置を講じようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、国の財政の健全化及び中央、地方を通ずる財政調整の見地から妥当なものと認めるが、補助金等の整理については、更に根本的検討をなす必要があるので、日本国有鉄道の共済組合に対する国庫負担の条文を除き、一年間の時限立法とするよう修正することとし、なお、昭和二十九年度一般会計予算の本院修正に対応し、保健所関係条文を削除することを必要と認め、別紙の通り附帯決議を附して、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三十日

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員長　葉梨新五郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は傍正）

目次

第一章　文部省関係（第一条―第六条）

第二章　厚生省関係（第七条―第十一条）

第三章　農林省関係（第十一条―第十六条）

第四章　通商産業省関係（第十七条・第十八条）

第五章　運輸省関係（第十九条―第二十二条）

第六章　建設省関係（第二十三条）

附　則

第一章　文部省関係

（公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法の施行の停止）

第一条　公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）は、当分の間、その施行を停止する。

（社会教育法に基く補助の特例）

第二条　公立の公民館に関する国の補助については、当分の間、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十五条及び第三十六条（公民館の補助その他の援助）の規定によらず、次項及び第三項に定めるところによる。

2　国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一　公民館の施設に要する経費

二　公民館に備え付ける図書その他の設備に要する経費

3　前項の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（図書館法に基く補助の特例）

第三条　公立図書館に関する国の補助については、当分の間、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二十条及び第二十二条（公立図書館に対する補助その他の援助）の規定によらず、次項及び第三項に定めるところによる。

2　国は、公民館に備え付ける図書その他の設備に要する経費の一部を補助することができる。

一　図書館の施設に要する経費

二　図書館に備え付ける図書館資料その他の設備に要する経費

3　前項の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（産業教育振興法に基く補助の特例）

第四条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二十条（教科用図書の発行に関する補助）の規定は、当分の間、適用しない。

（博物館法に基く補助の特例）

第五条　公立博物館に関する国の補助については、当分の間、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十四条及び第二十五条（補助金の交付その他の援助）の規定によらず、次項及び第三項に定めるところによる。

2　国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一　博物館の施設に要する経費

二　博物館に備え付ける博物館資料その他の設備に要する経費

3　前項の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の施行の停止）

第六条　新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭和二十七年法律第三十二号）は、当分の間、その施行を停止する。

第二章　厚生省関係

（保健所法に基く負担の特例）

第七条　保健所の創設費及びこれに伴う初度調弁費以外の保健所に関する諸費についての国の負担率は、当分の間、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第十条（国庫負担）の規定にかかわらず、四分の一とする。

（児童福祉法に基く負担の特例）

第八条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十二条（国庫負担）の規定中母子手帳に関する部分は、当分の間、適用しない。

（性病予防法に基く負担の特例）

第九条　性病の診療を行うための都道府県又は市町村（特別区を含む。）の診療所又は代用診療所に要する費用についての国の負担率は、当分の間、性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）第十九条（国庫負担）の規定にかかわらず、四分の一とする。

（精神衛生法に基く補助の特例）

第十条　公立の精神衛生相談所の運営に要する経費についての国の補助率は、当分の間、精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第八条（国の補助）の規定にかかわらず、四分の一とする。

（母子福祉資金の貸付等に関する法律に基く負担の特例）

第十一条　母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）第十五条第五項（母子相談員に要する費用）の規定中国の負担に関する部分は、当分の間、適用しない。

第三章　農林省関係

（農業改良助長法に基く補助等の特例）

第十二条　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第二条（助成の基準）各号に掲げる経費についての国の補助金又は委託金の交付については、当分の間、同条の規定によらず、次項に定めるところによる。

2　政府は、予算の範囲内において、農業に関する試験研究を助長するため、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、左の各号に定めるところにより、補助金又は委託金を交付する。

一　国及び地方の農業事情から見て緊要と認められる都道府県及びその他の試験研究機関の特定の試験研究に要する経費について、その全部又は一部

二　農業改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費について、その二分の一

三　農業改良助長法第十四条第一項第二号（農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示）の協同農業普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費について、その二分の一

3　都道府県は、当分の間、農業改良助長法第十六条の三（都道府県の負担）の規定にかかわらず、同法第十四条第一項第一号及び第二号の協同農業普及事業について、同法第十三条第一項（助成）の規定により交付される補助金の額が当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費に相当する額をこえるときは、そのこえる部分については、これを受領することができない。

（漁業法に基く負担の特例）

第十三条　漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する国の負担については、当分の間、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十八条（漁業調整委員会の費用）及び第百二十二条（内水面漁場管理委員会の費用）の規定によらず、次項に定めるところによる。

2　国は、政令で定めるところにより、漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に要する経費を負担する。

（家畜伝染病予防法に基く負担の特例）

第十四条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六十条（費用の負担）第一号又は第六号の経費のうち、家畜伝染病（同法第六十二条の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについての国の負担率は、当分の間、同法第六十条第一号又は第六号の規定にかかわらず、二分の一とする。

（水産資源保護法に基く負担の特例）

第十五条　国は、当分の間、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十九条（費用の負担）の規定にかかわらず、予算の範囲内において、都道府県知事が管理計画に基いて行う保護水面の管理に要する経費の一部を補助するものとする。

（漁船損害補償法の規定の読替）

第十六条　当分の間、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項（付保義務の発生）中「指定漁船（一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいう。以下同じ。）」とあるのは、「政令で指定する漁船（以下「指定漁船」という。）」と読み替えるものとする。

第四章　通商産業省関係

（自転車競技法に基く国庫納付金制度の停止）

第十七条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十条第三項及び第四項（国庫納付金及びその使途）の規定は、当分の間、適用しない。

（小型自動車競走法に基く国庫納付金制度の停止）

第十八条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十七条（国庫納付金）の規定は、当分の間、適用しない。

（建設大臣及び都道府県知事の指導監督）の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用については、当分の間、同法第二十七条（指導監督費の交付）の規定によらず、次項に定めるところによる。

3　国は、政令で定めるところにより、公営住宅法第二十六条第一項の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用の一部を当該都道府県に交付する。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2　この法律は、昭和二十八年度分の予算に係る補助金、負担金及び委託金については、適用しない。

3　第六条の規定は、昭和二十八年度以前に新たに入学した児童に対する教科用図書の給与については、適用しない。

4　第十七条、第十八条又は第二十六条の規定は、この法律の施行前に実施した競輪、小型自動車競走又はモーターボート競走（以下この項において「競輪等」という。）に係る国庫納付金の納付については適用しない。この場合において、競輪等の実施期間が昭和二十九年四月一日以後にわたるときは、当該競輪等に係る国庫納付金の金額は、同年三月三十一日までの期間に対応する部分の金額とする。

5　この法律は、第十八条の規定を除くの外、昭和三十年三月三十一日限りその効力を失う。但し、昭和二十九年度分の子算に係る補助金、負担金及び委託金については、同日後もなおその効力を有する。

〔別紙〕

補助金等の臨時特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、第十五条の規定については、本法の有効期限にかかわらず、可及的速やかに予算措置を講じ、二十トン以上百トンまでの漁船に対しても二十トン未満一トン以上の動力漁船と同一の取扱いをなすよう政令を改正実施すべきである。

二　政府は、農業改良助長法の精神に基き普及事業の発展に支障なきよう万全の措置を講ずべきである。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、行政事務の簡素合理化及び警察制度の改正等により行政機関職員の定員を縮減するとともに、昭和二十九年度における各省庁の事業予定計画に即応して必要最小限度の増員を認め、もつて行政機関全般の定員の適正化を図ろうとするものである。

すなわち、行政機関職員定員法第二条第一項の定員の表を改正して、現行の合計六十九万四千三百四十七人を六十三万三千四十九人とし、差引き六万一千二百九十八人を減じている。しかして同法第二条第二項に規定する警察大学校等の生徒二千六百人、同条第三項に規定する自治警察を廃止した市町村の警察職員を国家地方警察職員に振り替えておるもの一万八千九百九十六人及び地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員等八千五百五十人、並びに従来定員法外とされていた人事院が改組により国家人事委員会として定員法の規制を受けることとなるに伴い、その職員八百八十二人を加え改正前の職員の総数は七十二万五千三百七十八人となり、今回の改正によつて（定点観測船の移管に伴う気象台から海上保安庁への移替二百七十二人を除く。）増減差引き八万二千六百八十七人の減となり、第二条第一項の定員及び同条第二項の税関特派職員千五百人並びに地方自治法附則第八条の職員八千百四十二人、警察法第五十五条の地方警務官等二百八十人を加え、改正後の職員の総数は六十四万二千九百七十一人となる。

右の増減内訳は次の通りである。

1　減員

警察制度の改正に伴い国家地方警察から都道府県警察への移管に伴う六万百九十六人、行政事務の簡素合理化等に伴う二万九千百二十九人、在外公館勤務職員の振替に伴う十人、施設の廃止に伴う三十一人、国立病院の地方移譲に伴う三百八十七人、電信電話公社への設備移管に伴う四百八十人、計九万二百三十三人。

2　増員

大蔵省の入場税の国税移管及びしやし繊維品消費税の新設に伴う千百五十人、郵政省の郵便及び電気通信業務量の増加に伴う三千九百九十二人、厚生省のらい療養所及び精神頭部療養所の病床増設に伴う百六十一人、文部省の学年進行及び学部学科の新設等に伴う五百七十三人等計六千五百七十四人、及び、警察制度の改正に伴い自治体警察から通信関係職員の警察庁への振替に伴う九百七十二人、合計七千五百四十六人。

なお、大蔵省の職員のうち保税倉庫等特殊な場所に派出される税関特派職員については、これを第二条第一項の表とは別にしてその定員は政令で定めることとしている。

更に、附則においてこの法律は本年四月一日から、警察庁に関する部分は改正された警察法施行の日から、それぞれ施行することを定め、一般官庁については昭和三十年六月三十日、調達庁及び文部省国立学校の職員については昭和三十一年六月三十日、厚生省引揚援護関係及び警察関係職員については昭和三十二年六月三十日までの間にそれぞれ整理することとしている。しかして整理の円滑を期するため、退職者に対し改正後の定員又はこれに基く配置定数をこえる職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては政令の定めるところにより、本年六月三十日までの間（警察庁については警察法施行の日から三月を経過する日までの間）において、その意に反し臨時待命を命じ、又は申出に基き承認することができる臨時待命制度を設けている。その他法制局において二人を減ずるとともに、同局並びに会計検査院等における人員整理に関しても臨時待命に関する規定を準用すること並びに教育公務員特例法、公共企業体等労働関係法、恩給法並びに国家公務員等退職手当暫定措置法に関しその措置を明らかにしている。

なお、本案に関する財政措置については、人員縮減により、平年度において約百五十一億円の経費節減が予定されている。

二　議案の可決理由

本案は、国費節減並びに行政運営上妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三十日

内閣委員長　稻村順三

衆議院議長堤康次郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、自衛力漸増の線に沿い保安隊や海上警備隊を増強すべき装備その他の援助をアメリカ合衆国の千九百五十三年の相互安全保障法改正法に基き、同国より受けることを希望して、昨年七月より東京で援助協定の締結に関する具体的交渉を行つてきたが、本年三月八日外務大臣と在京アメリカ合衆国大使との間において日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の署名を了した。

本協定は、アメリカ合衆国が英仏その他三十箇国に近い国々との間に締結している同種の協定と大綱において同様な形式及び内容を有しているが、わが国が条約上負

つている軍事的義務が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く義務以外にないこと、協定の実施が憲法上の規定に従うべきこと、わが国の防衛力の増大にとつて経済の安定が不可欠の要素があること等諸外国の先例に見られない特異な規定を含んでいる。日本国との平和条約及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に賞かれている日米両国間の関係を更に強固にするとともに、わが国の防衛力の増強に必要な援助を受けることによつて独立国としての自衛能力の増大を図り、ひいて両国の安全保障を強化することによつて世界平和の維持に貢献することを目的とするものである。よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を批准することは、わが国の防衛力の強化に資する装備、資材その他の援助の供与を受けることができるとともに、アメリカ合衆国によるわが国における域外買付の増大による経済的利益も期待され、また日米両国の協力促進のみならず、域外買付を通じてのアジア諸国との提携強化及び自由世界の安全保障の維持の見地からも大なる効果が有ることにかんがみ、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、わが国の食糧等の需給計画上アメリカ合衆国の余剰農産物を購入することを適当と考え、またその支払代価の円による積立金の運用による経済的利益にも着目して、同国の相互安全保障法第五百五十条に基く余剰農産物の購入方について昨年八月以来東京で具体的交渉を行つてきたが、本年三月八日外務大臣と在京アメリカ合衆国大使との間において農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の署名を了した。

本協定は、アメリカ合衆国の余剰農産物のうち、わが国が必要とするものを総額五千万合衆国ドルまで円をもつて購入し、積み立てられる円資金の使途については別途の協定によりその一部が贈与としてわが国に供与されることとなつている。よつて政府は、この協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の食糧等の需給計画上、適当なばかりでなく、支払代価の運用による直接的及び間接的利益が少なくないことにかんがみ、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、農産物の購入に関する協定の締結交渉と並行して、昨年八月よりアメリカ合衆国政府との間に、同協定に基く余剰農産物の購入に伴う円の積立金の使途、その他に関する協定の締結につき具体的交渉を行つていたが、本年三月八日外務大臣と在京アメリカ合衆国大使との間において経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の署名を了した。

本協定は、余剰農産物の代金としてアメリカ合衆国政府に支払われる五千万ドルに相当する円資金中、一千万ドル相当分は、わが国の工業の援助のため及び経済力の増強に資する他の目的のため贈与としてわが国に供与され、残余の四千万ドル相当分は、アメリカ合衆国の軍事援助計画に基くわが国における域外買付のために使用されることを規定するとともに、アメリカ合衆国政府が対日民間投資に対して行う保証もまたわが国の工業生産及び潜在的経済力の発展に寄与すべきこと等をうたつている。よつて政府は、この協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の産業の発展に貢献する利益の少なくないことにかんがみ、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

アメリカ合衆国政府は、同国の経済協力法第百十一条に基く投資の保証に関し、わが国と協定締結方を提議しきたり、わが国もまた同国よりの資本導入を促進することを希望するので、昨年七月以来東京及びワシントンで具体的交渉が行われていたが、本年三月八日外務大臣と在京アメリカ合衆国大使との間において投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の署名を了した。

本協定は、わが国において行わるアメリカ合衆国国民の私的投資に対してアメリカ合衆国政府が保証を与え、その効果がわが国に及ぶことを日本政府が認めることにより、対日民間投資を促進しようとするものである。

よつて政府は、この協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の対日民間投資を促進し、わが国の産業の発展に貢献する利益が少なくないことにかんがみ、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年三月三十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

〔第三十二号参照〕

議員藤田義光君の逮捕について許諾を求めるの件に関する報告書

本件は、内閣より藤田義光君逮捕の許諾を求められたものであるが、委員会においては、慎重に考量の結果これに許諾を与うべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年四月一日

議院運営委員長　菅家喜六

衆議院議長堤康次郎殿

〔第三十三号参照〕

統計法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行統計法に基く国勢調査は、五年ごとに行うこととなつているが、今日では終戦直後のような激しい人口移動もなく、且つ、ぼう大な国費を要するので、これを十年ごとに行うことに改めるとともに国勢調査を行つた年から五年目に当る年に簡易な国勢調査を行うよう改めようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別調達資金の運営に関する事務の簡素化を図るため、アメリカ合衆国政府等からの受入金の同資金への受入等に関する事務を都道府県の職員に取り扱わせることができることにするとともに、所要の規定を整備することとし、あわせて「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」及び「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」の締結に伴い、これらの協定に基いて国際連合の軍隊又はアメリカ合衆国政府の特定の職員の需要に応じて行う物及び役務の調達についても、駐留軍の場合と同様、同資金において取り扱いうるようにし、更に、これに伴う給与の支払事務についてもその一部を銀行に委託して取り扱わせることができることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、特別調達資金の運営に関する事務の簡素化を図る等のための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

日本銀行券預入令等を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本銀行券預入令は、昭和二十

十年三月三十一日までに滅却していた旧日本銀行券の強制通用力を失わせるとともに、これをすべて金融機関等に対する預貯金等とし、一定の制限のもとに新日本銀行券によつて引き出させることを目的としていたが、その目的もすでに達せられたので、この際、同令を廃止すると同時に、経過措置として終戦後の引揚者及び今後の引揚者の携帯した旧日本銀行券の引換について所要の規定を設けている。

二　議案の可決理由

終戦後の引揚者の大部分は、その帰国の際に携帯した旧日本銀行券を税関に寄託せしめられたまま現在までこれを新日本銀行券と引き換える機会が与えられていなかつたので、これらの者に引換の機会を与えることは適当であり、本案は、きわめて時宜に適した妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

外国為替銀行法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　外国為替取引及び貿易金融の円滑を図るため、外国為替銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ監督の適正を期するとともに、金融制度の整備改善に資することを目的としている。

二　議案の可決理由

大蔵大臣の免許を必要とし、資本の最低限度を十億円と定め、業務は外国為替取引又は輸出入取引その他の対外取引に関する信用供与を主とし、一般国内貸出業務は制限するが、預金の受入れは特に制限しない等大体において妥当な措置であるが、なお、政府は低利円資金の供給、政府保有外貨の預託、輸入ユーザンス制を認める等優遇措置を講ずる必要があると認め、別紙のごとき附帯決議を附して、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

外国為替銀行法案に対する附帯決議

外国為替専門銀行に課せられた国民経済的使命の重要性にかんがみ、同行機能の完全なる発揮を図るため、政府は外国為替専門銀行に対し低利円資金の供給、政府保有外貨の預託、輸入ユーザンス制を認める等為替貿易金融制度の正常化の強力なる諸施策を検討の上急速に実施に移されたい。

右決議する。

〔第二十四号参照〕

国際砂糖協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、国際連合主催の下に、千九百五十三年七月からロンドンで開催された国際砂糖会議において作成されたものである。本協定の目的は、砂糖の輸出入国の立場を相互に調整し、世界自由市場の砂糖価格を安定せしめることをその骨子としたものである。

わが国が本協定の当事国となると、砂糖輸入国としての立場が保護されるのみでなく、自由市場の砂糖需給計画策定にも積極的な発言権を保有しうることになるのである。

よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定の当事国となることによつて、砂糖輸入国としての立場が保護されるばかりでなく、この分野における国際協力の実をあげることができるので、本協定を批准することは妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行地方税制は、シャウプ勧告に基いて、昭和二十五年制定せられたものであるが、その一部はいまだ実施に移されない等世の批判も相当あり、地方財政の現状にも適応しなくなつているので、政府は、地方制度調査会並びに税制調査会の答申をまつて、その趣旨に基き本改正案を立案したものである。

その改正方針は、地方団体の独立税源を拡充するとともに、地方団体相互間の税源の配分を合理化し、地方税負担の均衡を図り、あわせて税務行政を簡素化且つ合理化する措置を講じ、及び国、都道府県、市町村三者間における協力体制を確立するにある。

改正の内容は次の諸点である。

㈠　負担分任の精神を導入するために、道府県民税を創設すること。

本税は住民個人の所得に対する租税負担を増加せしめない趣旨において納税義務者の範囲、課税標準等を現行の市町村民税のそれと全く同一とし、その一定割合を移譲する形において賦課徴収するものとし、いわばこれを一本の住民税として運用しようとするものである。

㈡　附加価値税を廃止し、現行の事業税及び特別所得税を統合して一本の事業税とし、次の改正を加えて存置すること。

1　個人事業税の基礎控除を引き上げ、税率はおおむね現行の三分の二程度に引き下げるとともに、法人事業税につき所得五十万円以下の部分に軽減税率を適用することとし、また外形標準課税の範囲を改正して負担の均衡化を図ること。

2　税率区分を二本建に改め、非課税の範囲をおおむね法人税及び所得税のそれと合致せしめるよう整理する等負担の合理化を図ること。

3　課税標準たる所得を原則として法人税及び所得税において決定したものに合わせることとし、且つ、このために必要な国と地方団体相互間の協力関係を規定して、課税における責任を明確化するとともに、二重調査の煩を避けること。

4　二以上の道府県に事務所又は事業所を有するものに係る事業税の関係道府県への分割基準を一部改正して税収配分の適正化を図ること。

㈢　不動産取得税を創設すること。

本税は、土地又は家屋の取得に対してその所在する道府県において課するものであり、創設の趣旨は、比較的払い易い時機において固定資産税の前取りをするということ、反面、これによつて固定資産税の税率引下げを可能にし更にこの措置を通して償却資産一般に対する固定資産税の相対的な負担軽減を図ること、また不動産の評価を通じて市町村相互間の固定資産評価の均衡化を図ること等であり、更に本税創設の結果不急不要の建築等の抑制を期待するものである。

課税標準は、その不動産の価格、標準税率は百分の三、新築住宅及びその用地については一定の減額措置を講じてある。

㈣　自動車税につき、車種相互間並びに使用燃料の相違による負担の合理化を図り、且つ、若干の増収を求めて、税率の変更を行うとともに、徴税確保の措置を講ずること。

㈤　狩猟者税の税率を負担公平の立場から二本建に改めること。

㈥　たばこ消費税の創設

日本専売公社が小売人に売り渡すたばこに対し小売定価を課税標準として、小売人の営業所所在の道府県及び市町村において、それぞれ百十五分の五、百十五分の十を税率として課するものであつて、地方団体間の財源偏在の是正に寄与しつつ地方に独立財源を賦与しようとするものである。

㈦　市町村民税につき、道府県民税創設に伴い、この移譲分に相当するだけ税率を引き下げ、徴収方法を調整するなど所要の改正を加えること。

㈧　固定資産税につき次のごとき改正を加えること。

1　標準税率を百分の一・四（昭和二十九年度百分の一・五）に引き下げ、償却資産税の免税点を五万円に引き上げて負担の緩和、徴税の合理化を図ること。

2　発電、変電又は送電施設、地方鉄軌道の新設路線、企業合理化用資産、重要物産製造用資産、外航船舶、及び航空運送事業用航空機に対し、一定期間を限つて課税標準に特例を設け負担緩和を図ること。

3　大規模償却資産の固定資産税につき従来関係市町村に配分する制度をとつてきたのを改めて、昭和三十年度からは、人口段階別に規定する一定価額をこえる資産については、市町村の課税権を制限して、そのこえる部分につき道府県に課税権を認めることとして財源配分を適正化すること。但し、この措置によつて地元市町村が税収減の激減による財産権をきたさないよう、基準財政収入額が基準財政需要額の一・二倍以下となつ

る場合には、そこまで課税し得ることとする。

(ヘ) 自転車税及び荷車税を、徴税簡素化のため統合して自転車荷車税とすること。

(ト) 電気ガス税の非課税品目に、次の電気料金引上げの時より、地方鉄軌道、金属鉱物掘採に使用される場合等を追加すること。

(チ) 入場税を国税に移管して譲与税として地方に還元する関係上、地方税としてはこれを廃止すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、シャウプ税制に対する根本的な変改を意図するものであり、国との財源調整にも触れ、また地方交付税制度の制定等とも関連した相当画期的な改正案であるので、審議もきわめて広汎多岐にわたったのであるが、特に、本改正案策定の基本において国の緊縮予算のしわ寄せが見られること、地方の自主財源確保が不充分であること、地域的偏在の是正方法が不適当なこと、地方財政の窮乏化に対する正しい認識を欠くことなどが論点となつた。

かような観点に立つて、床次徳二君外三名から別紙のごとき修正案が提出せられた。修正案の要点は、

(イ) 事業税につき、個人事業に対する基礎控除を引き上げ、非課税範囲を整備すること。

(ロ) 不動産取得税につき、非課税及び負担緩和の措置を若干追加すること。

(ハ) 入場税を地方税に移すとともに、税率の引下げ、第三種施設利用に対する規定の整備を図ること。

(ニ) 遊興飲食税につき、免税点を引き上げ、宿泊に関する免税点を設けること。

(ホ) 自動車税の税率を整備すること。

(ヘ) 道府県民税及び市町村民税において、非課税範囲を追加すること。

(ト) 固定資産税について、非課税範囲を追加し、地方鉄軌道その他の特定資産に対する負担緩和の特別措置の遡及適用を取り止め、大規模償却資産所在市町村に対する財源保障措置を改正し、制限税率の引下げを行うこと。

(チ) 狩猟者税の税率を二本建に改めること。

(リ) 道府県たばこ消費税につき、入場税の国税移管廃止に伴う財政調整のための特例を設けること。

右修正案中、入場税に関する部分(ヨ)及び(リ)を除く部分は賛成多数をもつて可決、次に入場税に関する修正部分も賛成多数をもつて可決、修正案を除く原案も賛成多数をもつて可決、よつて本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月七日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

（別紙）

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第二十二条）

第二章　道府県の普通税

第一節　道府県民税

第一款　通則（第二十三条―第三十一条）

第二款　個人の道府県民税

第一目　所得割の課税総額及び課税標準並びに税率（第三十二条―第三十八条）

賦課徴収（第三十九条―第五十条）

第二目　均等割の税率（第五十一条）

賦課徴収（第五十二条―第五十四条）

第三款　法人等の道府県民税

第一目　税率（第五十五条）

第二目　申告納付並びに更正及び決定（第五十六条―第六十五条）

第三目　督促及び滞納処分（第六十六条―第七十条）

犯則取締（第七十一条―第七十一条の二）

第四目　事業税

第一款　通則（第七十二条―第七十二条の十一）

第二款　課税標準及び税率（第七十二条の十二―第七十二条の二十三）

第三款　法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二十四―第七十二条の百十一）

第四款　更正、決定等に関する救済（第七十二条の百十一条の二―第七十二条の百十一条の四）

第五款　督促及び滞納処分（第七十二条の百十一条の五―第七十二条の百十一条の十二）

第六款　犯則取締（第七十二条の百十二条―第七十二条の百十一条の十一）

第三節　不動産取得税

第一款　通則（第七十三条―第七十三条の四十一）

第二款　課税標準及び税率（第七十三条の四十二―第七十三条の四十四）

第三款　賦課及び徴収（第七十三条の四十五―第七十三条の百十一条の十二）

第四款　督促及び滞納処分（第七十三条の百十一条の十三―第七十三条の百十一条の十六―第七十三条の百十一条の三十三）

第五款　犯則取締（第七十三条の百十一条の三十四―第七十三条の百十一条の四十）

第四節　道府県たばこ消費税（第七十四条―第七十四条の百十二条の六）

第五節　入場税（第七十五条―第八十五条）

第一款　通則（第七十五条―第八十五条）

第二款　徴収（第八十六条―第九十八条）

第三款　更正、決定等に関する救済（第九十九条）

第四款　督促及び滞納処分（第百条）

第五款　犯則取締（第百七条―第百十二条）

第六節　遊興飲食税

第一款　通則（第百十三条―第百十七条）

第二款　徴収（第百十八条―第百三十条）

第三款　更正、決定等に関する救済（第百三十一条）

第四款　督促及び滞納処分（第百三十二条―第百三十八条）

第五款　犯則取締（第百三十九条―第百四十四条）

第七節　自動車税（第百四十五条―第百七十七条）

第八節　鉱区税（第百七十八条―第二百三十五条）

第九節　狩猟者税（第二百三十六条―第二百五十八条）

第十節　道府県法定外普通税（第二百五十九条―第二百九十一条）

第三章　市町村の普通税

第一節　市町村民税

第一款　通則（第二百九十二条―第三百二条）

第二款　申告義務（第三百三条―第三百十条）

課税標準及び税率（第三百十一条―第三百十七条）

賦課及び徴収（第三百十八条―第三百二十八条）

第三款　督促及び滞納処分（第三百二十九条―第三百三十五条）

第六款　犯則取締（第三百三十六条―第三百四十条）

第二節　固定資産税

第一款　通則（第三百四十一条―第三百五十八条）

第二款　賦課及び徴収（第三百五十九条―第三百七十七条）

第三款　督促及び滞納処分（第三百七十八条―第三百七十九条）

第四款　固定資産課税台帳（第三百八十条―第三百八十七条）

第五款　固定資産の評価及び価格の決定（第三百八十八条―第四百三十六条）

第六款　犯則取締（第四百三十七条―第四百四十一条）
第三節　自転車荷車税（第四百四十二条―第四百六十三条）
第四節　市町村たばこ消費税（第四百六十四条―第四百八十五条）
第五節　電気ガス税（第四百八十六条―第五百十八条）
第六節　鉱産税（第五百十九条―第五百五十条）
第七節　木材引取税（第五百五十一条―第六百十八条）
第八節　入湯税（第六百十九条―第六百六十八条）
第九節　市町村法定外普通税（第六百六十九条―第七百一条）
第四章　目的税（第七百二条―第七百三十三条）
第五章　都等及び固定資産税の特例（第七百三十四条―第七百三十九条）
第一節　都等の特例（第七百三十四条―第七百三十六条）
第二節　固定資産税の特例（第七百四十条―第七百四十六条）
第三節　道府県たばこ消費税の特例（第七百四十七条―第七百五十条）
附則

第一条第六号中「納付額」の下に「、納付の場所」を加え、同条第二項中「「道府県税」、」の下に「「道府県民税」、「道府県たばこ消費税」、」を、「「特別市税」、」の下に「「都民税」若しくは「特別市民税」、「都たばこ消費税」若しくは「特別市たばこ消費税」、」を加える。

第四条第二項中第一号から第七号までを次のように改める。

一　道府県民税
二　事業税
三　不動産取得税
四　道府県たばこ消費税
五　入湯税
六　遊興飲食税
七　自動車税
八　鉱区税
九　狩猟者税

第五条第二項中第三号及び第四号を次のように改める。

三　自転車荷車税
四　市町村たばこ消費税

第五条第二項中第八号から第十号までを次のように改める。

八　入湯税

第八条中第八項中「第一項」を「第二項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「前項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項及び第二項を次のように改める。

地方団体の長は、課税権の帰属その他この法律の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にし、その協議がととのわない場合においては、自治庁長官（関係地方団体が一の道府県の区域内の市町村である場合においては、道府県知事）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2　自治庁長官又は道府県知事は、前項の決定を求める旨の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から六十日以内に決定をし、遅滞なく、その旨を関係地方団体の長に通知しなければならない。

3　第一項の申出及び前項の決定は、文書をもつてしなければならない。

第十四条第二項中「徴税令書、」の下に「特別徴収税額の通知書、」を加える。

第十六条第一項第七号中「事務所、事業所又は事業」を「事務所又は事業所」に改める。

第十六条の二第一項第三号及び第四号中「又は業務」を削る。

第十六条の六の見出し中「法人税割」を「道府県民税若しくは市町村民税の法人税割」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第一項若しくは第二項」を「第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第三百二十一条の八第一項若しくは第二項」に、「法人税割」を「道府県民税若しくは市町村民税の法人税割」に、「第七百五十四条の二第一項第一号」を「第百一条の二十五第一項、第百三条の二十六第一項、第百三条の二十七第一項、若しくは第百四条の二第一項」に、「法人税割額」を「道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額」に改め、同条第二項中「「外国法人」という。」を「以下「外国法人」という。」に、「法人税割額」を「道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額」に改め、同条第三項中「法人税割額」を「道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額」に改める。

第十六条の七第一項及び第二項中「入場税又は」を削る。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　遡法に納付○○した地方団体の徴収金が、納付○○すべき金額の法律又は条例の規定による変更又は消滅により過納となつた場合における第一項の規定の適用については、当該過納額に相当する地方団体の徴収金は、その過納となつた○○又は納入○○があつたものとみなす。但し、法人税法第十九条第一項若しくは第二十条第一項の規定による申告書に係る法人税額を課税標準として算定した道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は第百二条○○第一項若しくは第百三条○○第一項の規定による事業税の過納額については、この限りでない。

第十九条第一項中「徴税令書、」の下に「特別徴収税額の通知書、」を加え、同条第一項及び第二項中「事務所、事業所又は事業」を「事務所又は事業所」に改める。

第二十条中「事務所、事業所若しくは事業」を「事務所若しくは事業所又は事業」に、「事務所、事業所及び業務所」を「事務所及び事業所」に改める。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「道府県税」の下に「（道府県民税を除く。以下本条中同じ。）」を加え、同条同項第一号中「、業務所」を削る。

第二十二条第一項中「、事業所若しくは業務所」を「若しくは事業所」に改める。

第二章中第一節及び第二節を次のように改める。

第一節　道府県民税

第一款　通則

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条　道府県民税について、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　所得税額　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。当該年度の初日の属する年の前年の所得について適用されたものをいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）の規定によつて納付すべき所得税額（特別減税国債法（昭和二十八年法律第百七十八号）第二条の規定により軽減された所得税額を含む。）をいい、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二条の二第一項の規定によつて徴収される所得税額、所得税法第五十五条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十六条の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法同条第五十七条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同法同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条の二第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同法同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同法同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九条第三項の規定によつて徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

二　法人税額　法人税法の規定によつて計算した法人税額（特別減税国債法第六条の規定によつて軽減された法人税額を含む。）で同法第十条及び第十二条の三の規定による控除前のものをいい、同法第四十二条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九条第三項の規定によつて徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

三　均等割　均等の額によつて課する道府県民税をいう。

四　所得割　市町村民税の所得割額を課税標準として個人に対して課する道府県民税をいう。

五　法人税割　法人税額を課税標準として法人に対して課する道府県民税をいう。

（道府県民税の納税義務者等）

第二十四条　道府県民税は、第一号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて課するものに対してはそれぞれ均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて、第二号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額によつて課する者に対しては均等割額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて課する。

一　道府県内に住所を有する個人

二　道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

三　道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四　道府県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

2　前項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割によつて課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五条　道府県は、左の各号に掲げる者に対しては、道府県民税を課することができない。

一　国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、健康保険組合及び健康保険組合連合会、○○国民健康保険組合、健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合、町村職員恩給組合連合会、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、○○水産業協同組合共済会、○○漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主責任相互保険組合、木船相互保険組合、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条又は第九十八条第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、宗教法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）による労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下第二百九十六条第一号において同じ。）の規定に基く国家公務員の団体、国会職員の団体並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四条の規定に基く地方公務員の団体

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）による組合（企業組合を除く。）及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

（法人等の道府県民税に係る徴税吏員の質問検査権）

第二十六条　道府県の徴税吏員は、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの（以下「法人等」と総称する。）の道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前号に掲げる者以外の者で当該道府県民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六十八条第一項の定めるところによる。

4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（法人等の道府県民税に係る検査拒否等に関する罪）

第二十七条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（個人の道府県民税の納税管理人）

第二十八条　第三百条の規定により市町村長に申告された個人の市町村民税の納税管理人は、当該納税義務者に係る個人の道府県民税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

（法人等の道府県民税の納税管理人）

第二十九条　法人等の道府県民税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所又は事業所を有しなくなつた場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

（法人等の道府県民税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）

第三十条　前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（法人等の道府県民税に係る検査拒否等に関する罪）

第三十一条　道府県は、法人等の道府県民税の納税義務者が第二十九条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款　個人の道府県民税

第一目　所得割の課税総額及び課税標準並びに税率

（所得割の課税総額の決定）

第三十二条　道府県知事は、道府県民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年における所得税額の合計額として、当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額に、当該道府県の条例で定める率を乗じて、当該年度において課すべき道府県民税の所得割の課税総額（以下「所得割の課税総額」という。）を定めるものとする。

2　前項の率は、百分の五を標準とするものとする。

3　道府県は、前項の率と異なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（所得割の課税総額の配賦）

第三十三条　道府県知事は、前条の規定によつて定めた所得割の課税総額を、当該道府県内の各市町村ごとの当該年度分の市町村民税の所得割額の課税標準とすることができる所得税額の合計額として当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額にあん分して、これを毎年四月三十日までに各市町村に配賦しなければならない。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に対しては、当該配賦額に代えて当該市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税標準となるべき所得税額に前条第一項の率を乗じた額をもつて当該市町村に対する配賦額とすることができる。

2　道府県知事は、天災その他特別の事情に因り、前項の規定によつて配賦すべき市町村ごとの所得割の課税総額を配賦することが不適当と認める市町村に対しては、当該道府県の条例の定めるところにより、当該市町村に係る所得割の課税総額を減額して配賦することができる。

（所得割の課税総額の配賦に対する異議の申立等）

第三十四条　市町村長は、前条の規定により所得割の課税総額の配賦を受けた場合において、当該市町村に配賦された所得割の課税総額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、その配賦を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

4　異議の決定は、文書をもつて、理由を附けて異議の申立をした市町村長に交付しなければならない。

5　異議の決定に不服がある市町村長は、前項の規定による文書の交付を受けた日から三十日以内に自治庁長官に訴願することができる。

6　異議の申立又は訴願の提起に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項又は前項の期間に算入しない。

7　自治庁長官は、第五項の訴願を受理した場合においては、その訴願を受理した日から六十日以内に裁決をし、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

8　訴願の裁決について不服がある者は、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

（所得割の課税総額の減額の方法）

第三十五条　道府県知事は、前条の規定に基く決定若しくは裁決又は判決に因り市町村に対して第三十三条の規定により配賦した所得割の課税総額を減額する必要が生じた場合において、当該市町村が配賦を受けた所得割の課税総額に基きすでに道府県民税を課したとき、その他当該年度の道府県民税について、これを減額することが困難であると認められるときは、当該決定若しくは裁決又は判決のあつた日の属する年度の翌年度において当該市町村に配賦すべき所得割の課税総額から当該減額すべき額を減額するものとする。

（所得割の税率）

第三十六条　第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村は、当該配賦を受けた所得割の課税総額を当該市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して当該市町村における道府県民税の所得割の税率を決定するものとする。

2　前項の所得割の税率を決定する場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3　第三十七条及び第四十条第二項の規定によつて所得割額が変更されたことに因つて所得割の課税総額が変更されることとなつた場合においても、第一項の規定によつて定めた所得割の税率は、変更しないものとする。

（所得割の賦課制限額）

第三十七条　前条第一項及び第二項の規定による所得割の税率によつて算定した○（第四十条第一項但書の規定によつて算定した場合を含む。）額が左の各号に掲げる額をこえることとなる場合においては、道府県民税の所得割額は、それぞれ、当該各号に定める額としなければならない。

一　所得税額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割額を課する場合においては、第二百九十二条第四号本文に規定する課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

二　課税総所得金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の課税標準となるべき所得税額の百分の二・五に相当する額

三　課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課する場合においては、当該市町村民税の所得割額の算定の基礎となつた課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の五に相当する額

（個人の均等割の税率）

第三十八条　個人の均等割の標準税率は、百円とする。

第一目　賦課徴収

（個人の道府県民税の賦課期日）

第三十九条　個人の道府県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（道府県民税の所得割額の決定及び変更）

第四十条　第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村の長は、当該市町村における個人の道府県民税の各納税義務者の市町村民税の所得割額に、第三十六条第一項及び第二項の規定によつて決定された所得割の税率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村○にあつては、当該所得税額に当該市町村○で、第三十三条第一項但書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村に対する所得割の課税総額の配賦額の基礎となつた第三十二条の規定により定められた率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。

2　前項の規定によつて市町村が行つた個人の道府県民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴については、個人の市町村民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴の例によるものとする。

3　第三百二十四条、第三百三十二条及び第三百三十三条の規定は、第一項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

4　道府県は、市町村が第一項の規定によつて行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。

（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等）

第四十二条　個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。

2　個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その納付額又は納入額がその納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の総額に満たないときは、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を道府県民税及び市町村民税の額にあん分した額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとする。

3　前二項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をあわせて収納する場合における国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）第六条の規定の適用については、道府県民税及び市町村民税は、一の地方税とみなす。

4　市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、これを道府県に払い込むものとする。

（個人の道府県民税の徴税令書等）

第四十三条　第四十一条第一項の規定によつて道府県民税を賦課徴収する市町村が当該道府県民税の賦課徴収に用いる徴税令書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の市町村民税の賦課徴収に用いるそれらの文書をあわせて、総理府令で定める様式に準じて作成するものとする。

（個人の道府県民税に係る納期限の延長）

第四十四条　市町村長が第三百二十二条の規定によつて個人の市町村民税の納期限を延長した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

（個人の道府県民税又は延滞金額の減免）

第四十五条　市町村長が第三百二十一条の二第三項、第三百二十三条又は第三百二十七条第二項の規定によつて個人の市町村民税又は延滞金額を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又は延滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）

第四十六条　市町村長は、第四十条の規定によつて所得割額を決定し、又は変更した場合においては、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、個人の道府県民税の納税義務者の数、所得割額の総額、所得割の税率その他必要な事項を報告するものとする。

2　市町村長は、毎年六月三十日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、毎年五月三十一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

3　道府県知事は、必要があると認める場合においては、前二項に規定するもの外、市町村長に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる。

4　道府県知事が、市町村長に対し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

5　道府県知事が、政府に対し、所得割の課税総額の決定及び配賦に関し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付）

第四十七条　道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、左の各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に対して交付しなければならない。

一　個人の道府県民税に係る徴税令書（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書をいう。）及び第三百二十一条の四第一項の規定によつて特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書の数を、それぞれ、政令で定める金額に乗じて得た金額の合計額

二　個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該道府県に払い込まれた金額に政令で定める率を乗じて得た金額

三　第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条の規定によつて市町村が還付した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

四　第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

五　第四十一条第一項においてその例によることとされた第三百二十一条第二項の規定によつて市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

2　市町村長は、道府県の条例の定めるところによつて、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に報告しなければならない。

3　道府県知事は、前項の報告があつた場合においては、その報告があつた日から三十日以内に、前項の徴収取扱費を交付するものとする。

（個人の道府県民税又は滞納処分の特例）

第四十八条　第四十六条第二項の規定によつて市町村長から道府県知事に対して、道府県民税の滞納に関する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、毎年十二月三十一日までの間において各市町村ごとに三月をこえない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法の規定による滞納処分の例により処分することができる。但し、当該一定の期間中に滞納処分に着手したものについては、当該一定の期間経過後においても滞納処分をすることができる。

2　市町村の徴税吏員は、前項の一定の期間中は、当該滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、納税者が徴税令書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除く外、徴収することができないものとし、また、同項の一定の期間前に滞納処分に着手したものについて滞納処分をする場合を除く外、滞納処分をすることができないものとする。

3　道府県の徴税吏員は、第一項の規定によつて道府県民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、あわせて当該納税者又は特別徴収義務者の市町村民税に係る地方団体の徴収金（当該道府県民税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付し、又は納入すべきものに限る。）を徴収し、又はこれについて滞納処分をするものとする。

4　市町村は、道府県が第一項及び前項の規定によつて滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、道府県に協力するものとする。

5　道府県は、第三項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした市町村民税に係る地方団体の徴収金を、翌月十日までに市町村に払い込むものとする。

6　道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に対し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならない。

（道府県が行う滞納処分の救済）

第四十九条　前条第一項及び第三項の規定による滞納処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

4　異議の決定は、文書をもつて、理由を附して異議の申立をした者に交付しなければならない。

5　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第一項の期間に算入しない。

6　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

7　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第五十条　個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八

条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損かいし、道府県及び市町村の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者若しくは特別徴収義務者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者又は特別徴収義務者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　納税者又は特別徴収義務者に対する第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4　第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

5　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

第三款　法人等の道府県民税

第一目　税率

（法人税割の税率）

第五十一条　法人税割の標準税率は、百分の五とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の六をこえることができない。

2　法人税割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

（法人等の均等割の税率）

第五十二条　法人等の均等割の標準税率は、年六百円とする。

2　法人（法人税法第四条の法人を除く。）の均等割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第五十三条第六項に規定する均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

3　第一項の年六百円の額は、六百円に法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第二目　申告納付並びに更正及び決定

（法人等の道府県民税の申告納付）

第五十三条　法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条の三第一項又は第二十二条の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度開始の日から六箇月の期間、同法第二十二条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日の属する事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十二条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

2　法人税法第二十一条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十二条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

3　法人税法第二十一条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書に係る法人税額にかつて決定した日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

4　前三項の法人は、法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度開始の日から六箇月の期間、同法第二十二条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日の属する事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十二条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

2　法人税法第二十一条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度開始の日から六箇月の期間、同法第二十二条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日の属する事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十二条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

3　法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人の道府県民税に係る申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

4　前三項の法人は、法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度開始の日から六箇月の期間、同法第二十二条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十二条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日から当該合併の日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

5　法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割額は、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九条第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定した法人税割額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額から減額したものとする。この場合において、法人税法第九条第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税割について、損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

6　法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日までに、前年四月から三月までの間の事実に基いて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

（法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第五十四条　前条第一項に規定する法人税法第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が前条第一項の申告書又はこれに係る同条第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（法人等の道府県民税の更正及び決定）

第五十五条　道府県知事は、第五十三条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に

係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税法の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（「確定法人税額」という。以下本項及び第二項において同じ。）若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、第五十八条の規定によつて確定法人税割額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、又は当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正することができる。

2　道府県知事は、納税者が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額及び法人税割額並びに均等割額を決定することができる。

3　道府県知事は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（法人等の道府県民税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第五十六条　道府県の徴税吏員は、前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正に因る不足税額又は決定に因る税額をいう。以下第二項において同じ。）があるときは、同条第三項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足税額に第五十三条第一項又は第二項の納期限（同条第四項の規定による申告に係る法人税割に係る不足税額についても同条第一項又は第二項の納期限によるものとし、なお、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは、百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付）

第五十七条　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が第五十三条の規定によつて法人の道府県民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付するとともに、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総理府令の定めるところによつて、その法人税割額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない。

2　前項の規定による分割は、第五十三条に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係道府県内ごとの事務所又は事業所について、法人税額を当該期間に属する各月の末日（当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。）現在における従業者の数を合計した数にあん分して行うものとする。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の修正）

第五十八条　前条の場合において、申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

2　前条の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なると認める関係道府県知事は、前項の道府県知事に対し、その修正を請求しなければならない。

3　第一項の道府県知事は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に前条の規定によつて関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がない旨の決定をしなければならない。

4　第一項の道府県知事は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がない旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係道府県知事及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

（関係道府県知事に不服がある場合の措置）

第五十九条　前条第四項の通知に係る同条第一項の道府県知事の処分に不服がある関係道府県知事は、自治庁長官に対し、裁定を求める旨の申出をすることができる。

2　自治庁長官は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。

3　自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

4　前項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、道府県知事が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

5　第二項の規定による自治庁長官の裁定について違法又は錯誤があると認める道府県知事は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

（法人等の道府県民税の納期限の延長）

第六十条　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、法人等の道府県民税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。

（法人等の道府県民税の減免）

第六十一条　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人等の道府県民税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、法人等の道府県民税を減免することができる。

（法人等の道府県民税の脱税に関する罪）

第六十二条　詐偽その他不正の行為によつて法人等の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第四項の申告によつて納付すべきものを除く。）の全部又は一部を免かれた場合においては、法人等の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2　前項の免かれた税額が百万円をこえる場合においては、情状に因り、前項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3　第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、本条の罰金刑を科する。

（法人税に関する書類の供覧等）

第六十三条　道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2　政府は、法人税法第三十二条の規定による更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び清算所得の金額並びに法人税額を当該更生又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3　前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

（納期限後に納付する法人等の道府県民税に係る延滞金）

第六十四条　法人等の道府県民税の納税者は、第五十三条第一項、第二項若しくは第六項の各納期限後

にその税金を納付する場合（第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）又は第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に、その納期限（第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第一項又は第二項の納期限とし、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間（法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正又は決定の通知を受けたことに因り第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）に応じ、当該金額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本条において同じ。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額（当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

（過法又は錯誤に係る法人等の道府県民税に関する更正又は決定の教済）

第六十五条　第五十五条第三項の規定によつて更正又は決定の通知を受けた者又は第五十八条第四項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数について修正の通知を受けた法人は、当該更正若しくは決定又は修正について違法又は錯誤があると認める場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　前項の場合において、第五十八条の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にするものとする。

3　第一項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

5　第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

6　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

7　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。

8　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

9　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第三目　督促及び滞納処分

（法人等の道府県民税に係る督促）

第六十六条　法人等の道府県民税の納税者が納期限（第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいい、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人等の道府県民税について同じ。）までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税割に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3　第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

4　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（法人等の道府県民税に係る督促手数料）

第六十七条　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

（法人等の道府県民税に係る滞納処分）

第六十八条　第六十六条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する罰）

第六十九条　法人等の道府県民税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠蔽し、損かいし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をした場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪）

第七十条　第六十八条第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対して、同項の罰金刑を科する。

（法人等の道府県民税に係る交付要求）

第七十一条　法人等の道府県民税の納税者が左の各号の一に該当する

場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人又は清算人に対して、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

（法人等の道府県民税に係る延滞加算金）

第七十二条の二の二　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは、百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通の杜絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第四目　犯則取締

（法人等の道府県民税に係る犯則取締法の準用）

第七十二条の二の二　法人等の道府県民税に関する犯則事件については、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

2　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、法人等の道府県民税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十五条の二の三　第七十三条の二の三の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても法人等の道府県民税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十六条の二の六　第七十三条の二の三の場合において、法人等の道府県民税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第二節　事業税

第一款　通則

（事業税の納税義務者等）

第七十七条の二　事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人に課する。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについては、第百十条の二十九及び第百十一条の二十一の規定を除き、本節中法人に関する規定を準用する。

3　事務所又は事業所を設けないで行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもつて、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課する。

4　第一項の「第一種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　物品販売業（動植物その他普通に物品といわないものの販売業を含む。）

二　金銭貸付業

三　証券業

四　物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。）

五　競技場、遊技場、集会場等の貸付業

六　製造業（物品の加工修理業を含む。）

七　電気供給業

八　ガス供給業

九　土石採取業

十　無線通信放送事業

十一　運送業

十二　運送取扱業

十三　自動車道事業

十四　運河業

十五　さん橋業

十六　船舶いけい場業

十七　貨物陸揚場業

十八　倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）

十九　請負業

二十　印刷業

二十一　出版業

二十二　写真業

二十三　席貸業

二十四　旅館業

二十五　料理店業

二十六　飲食店業

二十七　周旋業

二十八　代理業

二十九　仲立業

三十　周屋業

三十一　両替業

三十二　公衆浴場業

三十三　演劇興行業

三十四　遊技場業

三十五　遊覧所業

三十六　前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

5　第一項の「第二種事業」とは、左の各号に掲げるもので政令で定める主として自家労力を用いて行うもの以外のものをいう。

一　畜産業（農業に附随して行うものを除く。）

二　水産業

三　前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの（農業及び林業を除く。）

6　第一項の「第三種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　医業

二　歯科医業

三　薬剤師業

四　助産婦業

五　あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）

六　獣医業

七　装蹄師業

八　弁護士業

九　司法書士業

十　行政書士業

十一　公証人業

十二　弁理士業

十三　税理士業

十四　公認会計士業

十五　計理士業

十六　設計監督者業

十七　諸芸師匠業

十八　理容業

十九　前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

（収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者）

第七十八条の二の二　資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

（事業税と信託財産）

第七十九条の二の二　信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託（信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。）の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2　前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

（事業税の非課税の範囲）

第八十条の二の四　道府県は、国及び左の各号に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

一　都道府県、特別市、市町村、特別区及びこれらの組合その他政令で定める公共団体

二　日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行及び日本開発銀行

三　日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会

四　国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会

五　非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、輸出組合及び輸入組合

2　道府県は、左の各号に掲げる事

業に対しては、事業税を課することができない。

一　時事の報道を目的とする新聞（毎月二回以上号を追つて定期に発行されるものに限る。）を発行する新聞業及びこれらの新聞を送達する事業

二　学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの　及びもつぱら教育の用に供する映画を製作する事業で政令で定めるもの

三　新聞に広告を掲載することを取り扱う事業で政令で定めるもの

四　教科書の供給を行う事業で政令で定めるもの

五　一般放送事業

六　鉱物の掘採事業

（法人の事業税の非課税所得の範囲）

七十二　第八十一条〇の五　道府県は、左の各号に掲げる法人の事業の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、事業税を課することができない。

一　日本赤十字社、商工会議所及び日本商工会議所、民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人

二　弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁理士会

三　法人たる労働組合及び国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法又は地方公務員法に基く法人たる国家公務員、国会職員又は地方公務員の団体

四　漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主相互保険組合、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、〇水産業協同組合共済会、〇国家公務員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合

五　住宅組合、海外移住組合及び海外移住組合連合会並びに負債整理組合

六　損害保険料率算出団体

七　鉱害復旧事業団

2　前項各号に掲げる法人は、収益事業から生ずる所得に関する経理を、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して行わなければならない。

3　第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

（公益法人等の清算所得の非課税）

七十二　第八十二条〇の六　道府県は、前条第一項各号に掲げる法人の清算所得に対しては、事業税を課することができない。

（事業税に係る徴税吏員の質問検査権）

七十二　第八十三条〇の七　道府県の徴税吏員は、事業税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　当分に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　事業税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百十条の三（七十二　六十八）第一項の定めるところによる。

4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業税に係る検査拒否等に関する罪）

七十二　第八十四条〇の八　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（事業税の納税管理人）

七十二　第八十五条〇の九　事業税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

（事業税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）

七十二　第八十六条〇の十　前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

七十二　第八十七条〇の十一　道府県は、事業税の納税義務者が第八十五条〇の九の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款　課税標準及び税率

（法人の事業税の課税標準）

七十二　第八十八条〇の十二　法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び生命保険業にあつては各事業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

（事業年度）

七十二　第八十九条〇の十三　本節において「事業年度」とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項若しくは第三項に規定する期間をいう。

2　法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人については、法人税法第七条第二項の規定により当該法人が政府に申告し、又は政府が指定した期間をもつて、当該法人の事業年度とする。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもので規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものの事業年度は、その年の一月一日（年の中途において新たに設立したものにあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日）から十二月三十一日までの期間とする。

事業年度の期間が一年をこえる場合においては、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）をそれぞれ一事業年度とみなす。

5　法人が事業年度の中途において解散し、又は合併に因り消滅した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から解散又は合併の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

（法人の事業税の課税標準の算定の方法）

七十二　第八十八条〇の十二　第九十条〇の十四　第八十八条〇の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特

別の定をする場合を除く外、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。但し、○法人税法第二十五条第一の七の規定の例によらないものとし、○医療法人が健康保険の規定による青色申告書を提出する法人の六年法律第六十九号）の規定に基く医療につき支払を受けた金額は、総益金に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、総損金に算入しない。

2　第八十八条○の十二の清算所得は、左に掲げる金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該法人に係る法人税の課税標準である清算所得の計算の例によつて算定する。

一　法人が解散した場合において、その残除財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額（法人税法第九条の二から第九条の四までの規定により益金に算入されなかつた金額及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額をいう。以下本項において同じ。）、再評価積立金額（資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定による再評価積立金額をいい、清算中に同法第百四条の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額をいう。以下本項において同じ。）及び法人税法第十六条第一項に規定する積立金額の合計額（以下「解散当時の資本金額等」という。）をこえる場合のそのこえる金額

二　法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人（以下「合併法人」という。）が合併に因り消滅した法人（以下「被合併法人」という。）の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額（合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に対応するこれらの金額を控除した金額）、資本積立金額、再評価積立金額及び法人税法第十六条第一項に規定する積立金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

3　第八十八条○の十二の各事業年度の収入金額は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にあつては、当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却に因る収入金額その他政令で定める収入金額を控除した金額による。

4　第八十八条○の十二の各事業年度の収入金額は、生命保険業にあつては生命保険業を行う法人が契約した左の各号に掲げる生命保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一　保険期間が五年をこえる生命保険（普通保険約款において、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とすることとなつている生命保険を除く。）にあつては、各事業年度の初年度収入保険料（保険契約により最初の一年間の保険料に充当されるべき収入保険料をいう。以下第三号において同じ。）に百分の四十二を乗じて得た金額

二　保険期間が一年である生命保険にあつては、各事業年度の収入保険料（再保険料として収入する保険料を除き、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする生命保険で、被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定のあるものにつき収入した保険料のうち、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額）に百分の八を乗じて得た金額

三　前二号以外の生命保険にあつては、各事業年度の初年度収入保険料に百分の五を乗じて得た金額

（内国法人でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものの課税標準の算定）

第九十一条○この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下「内国法人」という。）でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものについて、この法律の施行地から生ずる所得とこの法律の施行地外から生ずる所得とを区分することが困難である場合においては、当該法人の所得の総額からこの法律の施行地外から生じた所得として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該法人のこの法律の施行地から生ずる所得とみなす。

（個人の事業税の課税標準）

第九十二条○個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2　個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得による外、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

（個人の事業税の課税標準の算定の方法）

第九十三条○前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得の計算上生じた所得又は損失を合算し、又は通算して算定する。但し、○第七十七条第六の三の規定による青色申告書を提出する個人の所得の算定については租税特別措置法第七条の六の規定の例によらないものとし、○所得税法第二十六条第一項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未帰還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法○若しくは児童福祉法○の規定に基く療養の給付若しくは更生医療の給付○又は生活保護法の規定に基く医療若しくは出産扶助のための助産若しくは結核予防法の規定に基く医療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2　前項の規定によつて個人の所得を計算する場合において、当該個人が同項の不動産所得を生ずべき事業と同項の事業所得を生ずべき事業とをあわせて行つているときは、当該不動産所得の計算上生じた所得又は損失と当該事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。但し、当該事業所得を生ずべき事業が第二種事業又は第三種事業である場合において、当該個人が第九十五条○第二項の規定に該当するときは、この限りでない。

3　第一項の規定によつて所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出する個人の所得を計算する場合において、当該個人の前年以前三年間における所得の計算上生じた損失で前年以前に控除されなかつた部分の金額は、当該損失の生じた年に当該青色申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して当該青色申告書を提出している場合に限り、当該個人の所得から控除するものとする。

（事業税の課税標準の特例）

第七十二条の十八　法人の行う電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び生命保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の情況に応じ、第七十七条第一項、第七十二条の十二第七項、第七十二条の十四第一項、第七十二条の十五第一項、第七十二条の十六及び前条の所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる。

2　地方鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたものの当該認定を受けた日の属する事業年度から当該認定を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度を経過した日の属する事業年度の事業税の課税標準については、第七十二条の十二第七項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

（二種以上の事業をあわせて行う個人の課税標準等の算定）

第七十二条の十九　第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行う個人（第二項の個人を除く。）が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、当該個人の行う事業を通じて算定するものとする。この場合において、当該個人の納付すべき事業税額は、当該所得から第七十二条の二十一第一項の規定により計算した金額を当該個人の行う事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

2　所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人で第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行うものがそれぞれの事業に関する経理を区分するとともに、また、同様とする。

3　出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合並びに中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会で各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものの事業税の課税標準である所得は、第七十二条の十四第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

（鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う者の所得の算定）

第七十二条の二十　鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得を課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の総益金又は総収入金額で除して得た数値に当該総益金又は総収入金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について法人又は個人が納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を控除した金額を乗じて得た額とする。

（基礎控除）

第七十二条の二十一　事業を行う個人については、その課税標準である所得から七十万円を控除する。

2　個人が年の中途において事業を開始し、又は廃止した場合における前項の規定の適用については、七十万円に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。

3　前項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（事業税の標準税率等）

第七十二条の二十二　法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。但し、法人の行う第七十二条の十八第九十四条の二第二項の規定の適用を受ける地方鉄道事業又は軌道事業に対する事業税の標準税率は、第二号に定めるところによる。

一　電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は生命保険業を行う法人　収入金額の百分の一・五

二　その他の事業を行う法人

特別法人　所得及び清算所得の百分の八

その他の法人　所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十五、所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

2　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する前項第二号の規定の適用については、当該法人の所得は、第百十条の十五の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

3　事業年度が一年に満たない法人に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

4　第一項第二号の「特別法人」とは、左に掲げる法人をいう。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会

二　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

三　貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会

四　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会

五　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）及び塩業組合

六　輸出組合及び輸入組合

七　船主相互保険組合

八　漁業会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び水産業協同組合共済会

九　森林組合及び森林組合連合会

十　蚕糸業会

十一　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

十二　証券取引所及び商品取引所

十三　医療法人

5　個人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　第一種事業を行う個人　所得から第七十二条の二十に規定する額を控除した金額（以下「課税所得金額」という。）の百分の八

二　第二種事業又は第三種事業（第三号に掲げるものを除く。）を行う個人　課税所得金額の百分の六

三　第三種事業のうち第七十七条第六項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人　課税所得金額の百分の四

6　道府県は、第一項及び前項の標準税率と異なる税率で事業税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

7　道府県が第七十二条の十八第九十四条の二第一項の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第一項、第五項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

（法人の事業税の税率の適用区分）

第七十二条の二十三　法人の行う事業に対する事業税の税率は、事業年度終了の日現在における税率による。但し、第七十二条の二十六第一項但書又は第七十二条の二十七第一項の規定により申告納付すべき事業税については当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における税率、第七十二条の三十第一項の規定により申告納付すべき事業税については、その分配の日の前日現在における税率、第七十二条の三十一第一項の規定により申告納付すべき事業税については、その合併の日現在における税率による。

第三款　法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収

（事業税の徴収の方法）

第七十二条の二十四　法人の行う事業に対するものについては、事業税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）

第七十二条の二十五　事業を行う法人は、第七十二条の二十六又は第七十二条の二十七の規定に該当する場合を除く外、各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を各事業年度終了の日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2　前項の場合において、法人がすべき申告納付は、確定した決算に基いてしなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因つて決算が確定しないため、同項の期間内に申告納付することができない場合においては、総理府令で定める手続によつて、事務所又は事業所所在の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、その決算の確定した日から二十日以内に申告納付することができる。

3　第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、所得又は収入金額、事業税額その他必要な事項を記載するとともに、これに所得に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるものをいう。以下第百二条の二十六及び第百十条の三十四第三項及び第百十条において同じ。）を添附しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

4　事業を行う法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前三項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

5　外国法人に対する第二項但書の規定の適用については、当該規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）

第百二条の事業を行う法人で事業年度の期間が六月をこえるもの（第百二条の二十六の規定に該当する法人を除く。）のうち、当該事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額があるものは、当該税額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。但し、当該法人は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二第三項若しくは第四項、第七十二条の十八第一項、第七十二条の二十第一項又は第七十二条の二十六第一項の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算したときは、当該所得又は収入金額に対する事業税額を申告納付することができる。

2　合併に因り存続した法人の事業年度の期間が六月をこえ、前事業年度中（前事業年度開始の日を除く。）又は当該事業年度開始の日から六月の期間内にその合併がなされた場合において、当該法人につき前項の規定を適用するときには、同項に規定する当該法人の当該事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額には、その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の事業税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した、又は納付すべきことが確定した税額（以下「被合併法人の確定事業税額」という。）を含むものとする。この場合において、当該法人は、前項本文の規定により申告納付すべき事業税額と左の各号に掲げる金額との合計額を申告納付しなければならない。

一　当該合併法人の前事業年度中に合併がなされた場合においては、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその合併の日までの月数の二倍を乗じた数を被合併法人の確定事業税額に乗じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二　当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月の期間内に合併がなされた場合においては、当該期間のうちその合併後の期間の月数を被合併法人の確定事業税額に乗じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除した計算した金額

3　第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添附しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

4　第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に申告納付しなかつた場合においては、当該法人については、当該期間を経過した時において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し同項本文の規定により提出すべき申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内に、その提出があつたものとみなされる申告書に係る事業税に相当する税額の事業税を事務所又は事業所所在地の道府県知事に納付しなければならない。

5　第七十二条の二十一第三項の規定は、第一項及び第二項の月数の計算について準用する。

6　事業を行う法人は、第一項本文に規定する前事業年度の事業税額がない場合においても、前五項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7　前六項の規定は、第八十一条の五第一項各号及び第八十八条の第二十二四項各号に掲げる法人については、適用しない。

（新たに設立した内国法人等で事業年度の期間が六月をこえるものの中間申告納付）

第百二条の二十七　新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人で事業を行うもののその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度の期間が六月をこえる場合においては、その新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人は、その六月をこえる事業年度については、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第八十八条の、第九十七条の第一項、第三項若しくは第四項、第九十一条の、第九十一条の十五又は第九十一条の二十第十四条の十八又は第九十六条の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算し、当該期間の事業税と

して納付すべき税額があるときは、当該期間終了の日から二月以内に、当該事業税額を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。前条第三項の規定は、この場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

2　前項の法人は、同項の期間について納付すべき事業税額がない場合においても、同項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

3　前二項の規定は、第八十一条の五（七十二）の第一項各号及び第九十八条の四（七十二）の二十一第一項各号に掲げる法人については、適用しない。

（中間申告を要する法人の確定申告納付）

第百四条の二十八（七十二）　事業を行う法人は、第百二条の二十六（七十二）又は前条の規定により申告納付すべき事業税額（「中間納付額」という。）以下本条、第百十条の二十六（七十二）、第百十条の二十九（七十二）及び第百十条の二十四（七十二）において同じ。）を控除した金額に相当する事業税額とする。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額は、当該各号に掲げる事業税額とする。

一　法人が第百二条の二十六（七十二）又は前条に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第百九条の三十三（七十二）第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第百十条の六（七十二）第一項若しくは第三項若しくは第百十条の八（七十二）第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該申告書に記載した事業税額、当該修正申告に因り増加した事業税額及び当該更正に係る追徴税額の合計額

二　法人が前条に規定する申告書を提出しなかつた場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第百十条の六（七十二）又は第百十条の八（七十二）の規定による決定又は更正があつたときは、当該決定又は更正に係る追徴税額

2　前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3　事業を行う法人は、第一項の事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4　第一項又は前項の場合において、事業を行う法人の申告納付すべき事業税額が、中間納付額に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する中間納付額又は中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。この場合においては、当該事業を行う法人は、第一項又は前項の申告書にあわせて、当該還付を請求する旨の請求書を提出しなければならない。

（清算中の法人の各事業年度の申告納付）

第百五条の二十九（七十二）　清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得又は収入金額を解散していない法人の所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第八十八条の十二（七十二）、第九十条の十四（七十二）、第九十条の十五（七十二）の十五、第九十一条（七十二）の十九、第九十六条の二（七十二）又は第九十六条の三（七十二）の規定により当該事業年度の所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。但し、清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配している場合においては、その納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額からその解散当時の資本金額等をこえる部分の金額（当該事業年度の期間中に二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、当該解散当時の資本金額等をこえる金額の合計額）についてすでに納付すべきことが確定した税額に相当する事業税額を控除した事業税額とする。

2　第百一条の二十五（七十二）の第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3　清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものが第一項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第百七条の二十一（七十二）の第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

4　清算中の法人は、清算中の各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、第一項及び第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

（残余財産の一部を分配する場合における清算所得に対する事業税の申告納付）

第百六条の二（七十二）の三十　清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配しようとするときは、残余財産の全部を分配する場合を除く外、分配の つど、分配の日の前日までに、そのこえる部分の金額を清算所得とみなして計算した課税標準たる清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2　第百一条の二十五（七十二）の第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3　第一項の法人が同項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第百七条の三十一（七十二）の第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

（解散法人の清算所得に対する事業税の確定申告納付）

第百七条の三十一（七十二）　清算中の法人は、残余財産が確定した場合においては、その確定した日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から左に掲げる事業税額（左の各号のいずれにも該当する場合においては、その合計した事業税額。以下本条、第百十条の六（七十二）、第百十条の八（七十二）及び第百十条の十一（七十二）において「清算中の予納額」という。）を控除した事業税額を納付するものとする。

一　解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに、清算中の事業年度が終了した場合において当該事業年度終了後二月以内に申告納付すべき事業税があるときは、その申告納付すべき事業税額の合計額

二　解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに財産の一部を分配した場合においてその分配の日の前日までに申告納付すべき事業税があるときは、その申告納付すべき事業税額の合計額

3　清算中の法人は、清算所得について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4　第百四条の二十八（七十二）の第四項の規定によつて申告納付すべき額が清算中の予納額に満たない場合について準用する。

（合併法人の清算所得に対する事業税の申告納付）

七十二の三十二　第百八条の〇の三十二　合併法人は、合併の日から一月以内に被合併法人の清算所得に対する事業税を被合併法人の事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2　第百一条の〇の二十五第三項の規定は、前項の場合において合併法人が被合併法人の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3　合併法人は、被合併法人の清算所得について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

（法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付）

七十二の三十三　第百九条の第百一条の二十五から前条までの規定によつて申告書を提出すべき法人は、当該申告書の提出期限後においても、第百十条の九の規定による決定の通知があるまでは、第百一条の二十五から前条までの規定によつて申告納付することができる。

2　第百一条の二十五から前条まで又は前項の規定によつて申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る所得、清算所得若しくは収入金額（以下「課税標準額」と総称する。）又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

3　第百一条の二十五から前条までの規定は、前項の規定による修正申告書の提出があつた場合に準用する。

（法人の事業税の更正及び決定）

七十二の三十四　第百十条の事務所又は事業所所在地の道府県知事は、所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が第百一条の二十五第三項（第百一条の二十八第二項、第百五条の二十九第二項、第百六条の二十第二項、第百七条の二の第二項及び第百八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定若しくは第百二条の三第三項（第百三条の二十七第一項後段において準用する場合を含む。）の規定による申告書（以下「申告書」という。）若しくは前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書（以下「修正申告書」という。）を提出する場合又は当該申告書若しくは修正申告書を提出した後において、事業税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該法人に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の事業税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

（法人の代表者等の　自署及び　押印の義務）

七十二の三十五　第百十条の二　申告書及び修正申告書には、法人の代表者（二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員）が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。且し、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で当該申告書又は修正申告書の作成の時において法人の業務を主宰している者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。

2　申告書又は修正申告書には、前項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書又は修正申告書の作成の時において当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書又は修正申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書又は修正申告書に記載しなければならない。

3　前二項の規定によつて申告書又は修正申告書に自署し、且つ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に関する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対しても適用があるものとする。

4　前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書又は修正申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

（法人の代表者等の　自署及び　押印の義務違反に関する罪）

七十二の三十六　第百十条の三　前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

（事業税に係る故意不申告の罪）

七十二の三十七　第百十条の四　正当な事由がなくて第百一条の〇の二十五第一項、第百四条の〇の二十八第一項、第百七条の〇の三十一第一項又は第百八条の〇の二十二第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（事業税に係る虚偽の　中間申告納付等に関する罪）

七十二の三十八　第百十条の五　第百一条の〇の二十六第一項但書、第百三条の〇の二十七第一項、第百五条の〇の二十九第一項又は第百六条の〇の三十一項の規定による修正申告書に虚偽の記載をして提出した場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（税務官署の　決定、更生の〇〇等に係る課税標準を基準とする法人の事業税の更正及び決定）

七十二の三十九　第百十条の六　事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの（第百十条の八第一項の規定に該当するものを除く。）が申告書又は第百九条の〇第二項の規定による修正申告書を提出した場合（第百一条の〇第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署（以下「税務官署」という。）が法人税法第二十九条の規定により更正したときは、当該法人が当該更生に基いて第百九条の〇の二十三第三項の規定による修正申告書を提出した場合を除く外、道府県知事は、当該更正に係る課税標準を基準として、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正するものとする。当該法人の事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署が法人税法第三十条の規定により決定した額が当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得と異なる場合において、当該法人が当該決定に基いて提出すべき第百九条の〇の二十三第三項の規定による修正申告書を提出しないときにおいても、また、同様とする。

2　前項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第百一条の〇第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業税の計算

の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条から第二十四条までの規定により申告し、若しくは修正申告した額があるとき、又は当該課税標準について税務官署が同法第三十条の規定により決定した額があるときは、道府県知事は、当該申告若しくは修正申告又は決定に係る課税標準を基準として、当該法人の所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

3　道府県知事は、前二項の規定によつて当該法人の当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準について税務官署が法人税法第二十九条又は第三十一条の規定により更正したときは、当該法人が当該更生に基いて第百九条の三十三第二項の規定による修正申告書を提出した場合を除く外、当該更正に係る課税標準を基準として、当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正するものとする。

4　第百四条の二十八第四項の規定は、同条第一項又は第百七条の二十一第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たない場合について準用する。

（税務官署に対する更正又は決定の請求）

第百十条の七　道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、税務官署に対し、法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一　前条第一項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から一年を経過した日（第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税法第二十九条又は第三十一条の規定による更正又は決定が行われないとき。

二　前条第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第百二条の二十六第四項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条又は第二十一条から第二十三条までの規定による申告書を提出せず、且つ、当該法人の事業税に係る申告書の提出期限から一年を経過した日（第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税法第三十条の規定による決定が行われないとき。

三　道府県知事が前条の規定によつて同条第一項の法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第二十九条又は第三十一条の規定により更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

2　前項の法人が申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合（第百二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）又は納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した場合においては、その調査によつて、収入金額又は所得及び事業税額を決定することができる。

3　道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した収入金額若しくは所得又は事業税額について不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができる。

4　第百四条の二十八第四項の規定は、同条第一項又は第百七条の二十一第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たない場合について準用する。

（更正又は決定の通知）

第百十条の九　道府県知事は、第百十条の六又は前条の規定によつて課税標準額又は事業税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（同族会社の行為又は計算の否認）

第百十条の十　道府県知事は、第百十条の八の規定によつて収入金額若しくは所得又は事業税額の更正又は決定をする場合において、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによつて、当該同族会社の収入金額若しくは所得又は事業税額を計算することができる。

2　前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事務所又は事業所（以下本項中「事業所等」という。）を有する法人で、その事業所等の二分の一以上に当る事業所等につき、当該事業所等の所長、主任その他の当該事業所等に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下本項中「所長等」という。）が前に当該事業所等において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、これを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときについて準用する。

3　第一項の「同族会社」とは、法人税法第七条の二第一項の同族会社をいい、同族会社であるかどうかの判定は、第一項の行為又は計算の事実のあつたときの現況によるものとする。

（法人の事業税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第百十条の十一　道府県の徴税吏員は、第百十条の六又は第百十条の八の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正又は決定した税額（第百四条の二十八第四項の規定による申告書を提出すべき法人がその申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る中間納付額を、第百五条の二十九又は第百六条の二の規定による申告書を提出すべきであつた

法人が第百七十二条の三十一の規定による申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る清算中の予納額を控除した税額）をいう。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）があるときは、第百十二条の九の規定による更正又は決定の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足税額に第百十二条の二十五第一項、第百十二条の二十六第一項、第百十二条の二十七第一項、第百十二条の二十八第一項、第百十二条の二十九第一項、第百十六条の三十第一項、第百十七条の三十一第一項又は第百十八条の三十二の納期限（第百十二条の二十八の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「法人の行う事業に対する事業税の納期限」という。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

3　前項の場合において、第百十二条の九の規定により更正又は決定の通知をした日が申告書の提出の日（申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過した日後であるときは、詐偽その他不正の行為により免かれた事業税額についての延滞金を除き、当該一年を経過した日から当該通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものとする。

4　道府県知事は、納税者が第百十三条の六又は第百十条の八の規定による更生又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第二項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付する法人の事業税の延滞金）

第百十二条の十二　法人の行う事業に対する事業税の納税者は、法人の行う事業に対する事業税の納期限後にその税金（第百九条の二第二項又は第三項の規定による修正申告に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。）を納付する場合（第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）においては、その税額に法人の行う事業に対する事業税の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額（当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　前項の場合において、法人が申告書を提出した日（申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過した日後に修正申告書を提出したときは、当該一年を経過した日から当該修正申告書を提出した日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3　道府県知事は、納税者が法人の行う事業に対する事業税の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第一項の延滞金額を減免することができる。

（法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第百十二条の十三　申告書（第百二条の二十六第一項本文の規定による申告書を除く。）の提出期限までにその提出があつた場合において、第百十条の六又は第百十条の八の規定による更正若しくは決定があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正若しくは決定に因る不足税額又は当該修正申告に因つて増加した税額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正、決定又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められる事実に基く税額を控除した税額）が二千円以上であるときは、その税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2　左の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、第一号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正若しくは修正申告前の申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に災が生じたことについて、第三号又は第四号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、それぞれ正当な事由がないと認める場合において、当該各号に掲げる税額が千円以上であるときは、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、それぞれその期間が一月以内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二月以内の場合においては百分の十五の割合、二月をこえ三月以内の場合においては百分の二十の割合、三月をこえる場合においては百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。但し、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該申告に係る税額について、申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において、第百十条の六第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足税額又は当該修正申告に因り増加した税額について、前号に規定する期間

三　申告書の提出期限までにその提出がないか又は事業税額がない旨の申告書の提出があつた場合において、第百十条の六第二項又は第百十条の八第二項の規定による決定があつたときは、当該決定に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から第百十条の九の規定による決定の通知をした日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において、第百十条の六第三項又は第百十条の八第三項の規定による更正があつたときは、当該更正に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から第百十条の九の規定による更正の通知をした日までの期間

3　道府県知事は、第百九条の二第三項の規定による修正申告書の提出があつた場合において税務官署の更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認めるとき、又は申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは第百九条の二第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合においてその提出が当該納税者に係る事業税額について第百十条の六若しくは第百十条の八の規定による更正若しくは決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該修正申告に係る過少申告加算金額を徴収せず、又は当該申告に係る税額若しくは当該修正申告に因り増加した税額にそれぞれ百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

官報　号外　昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（一）（その三）

（法人の事業税の重加算金）

第百十条の十四［七十二の四十七］　前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正に因る不足税額又は修正に因り増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）が二百円以上であるときは、その不足〇〇額税又は修正に因り増加した税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。この場合においては、当該不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しない。

2　前条第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額の外、その計算の基礎となつた税額（これらの税額の一部が事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一　前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二　前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて申告書を提出したこと。

三　前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3　道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において申告書又は修正申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4　道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

第百十条の十五［七十二の四十八］　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、第百一条［七十二の二十五］から第百八条［七十二の三十二］までの規定によつて事業税を申告納付し、又は第百九条［七十二の三十三］第二項若しくは第三項の規定によつて修正申告納付する場合においては、第二項に該当する場合を除き、当該事業に係る課税標準額の総額（第九十八条［七十二の二十二］第一項第二号に掲げるその他の法人で所得に対する事業税を納付すべきもののうち、その所得の総額が年五十万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第九十八条［七十二の二十二］第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）をこえるものにあつては、当該所得の総額を年五十万円以下の金額と年五十万円をこえる部分の金額とにそれぞれ区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載してこれを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合においては、課税標準額の総額に関する計算書及び関係道府県ごとの分割に関する明細書を当該申告書又は修正申告書に添附しなければならない。

2　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものが、第百二十二条［七十二の二十六］第一項本文の規定により関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付すべ（すべき事業税又は当該申告納付に係る）き事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額との合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。但し、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在において関係道府県に所在する事務所又は事業所が移動その他の事由に因り前事業年度の関係道府県に所在する事務所又は事業所と異なる場合においては、当該法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、当該法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた所得又は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同条同項但書の規定による申告納付をする法人に準じて第三項から第六項までの規定によつて関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とする。

3　第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を電気供給業、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、地方鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における地方鉄道及び軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行、相互銀行その他政令で定める金融機関が行う金融事業をいう。）及び保険業（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）によつて主務大臣の免許を受けて行う保険事業に限る。）にあつてはその二分の一を当該事務所又は事業所の数に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従事者の数にあん分して行うものとする。

4　前項の場合において、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、事務所又は事業所の数及び従業者の数は、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の数及び従業者の数をそれぞれ合計した数によるものとする。但し、第百二十二条［七十二の二十六］第一項但書若しくは第百二十三条［七十二の二十七］第一項の規定による申告又は当該申告に係る修正申告をする法人にあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、清算所得に対する事業税を納付すべき法人で第百五条［七十二］

○の二十九　七十二　○の三十一
○から　第百七条○まで若しくは第
七十二　○の三十二
百八条○の規定による申告又はこれらの申告に係る修正申告をするものにあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとする。

5　法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて課税標準額を関係道府県ごとに分割すべき基準（以下本項中「分割基準」という。）を異にする事業をあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行う場合を除き、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によつて当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

6　第一項及び前三項に定めるもの外、課税標準額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等）

第百十条の十六　四十九　前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第百十条の六又は第七十二　四十九　百十条の八の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。当該課税標準額の総額の更正又は決定に伴つて行うべき分割課税標準額（関係道府県ごとに分割された、又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。）の更正又は決定についても、また、同様とする。

2　関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額及び分割課税標準額につ

いて第百十条の八の規定による更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が左の各号の一に該当する場合においては、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

一　第百十条の八第一項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日

二　第百十条の八第二項の規定によつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限

三　第百十条の八第三項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、同条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定があつた日

3　前条第一項の法人の事業に係る分割課税標準額の分割の基準に錯誤があつたことに基く関係道府県ごとの分割課税標準額の変更は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が関係道府県知事と協議して行う。

4　関係道府県知事は、分割課税標準額について前項の規定による変更の必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、分割課税標準額の変更の請求をすることができる。この場合において、当該変更の請求は、前条第一項の規定による申告若しくは修正申告又は第一項の規定による更正若しくは決定があつた日から二月以内にしなければならない。

5　前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額の総額又は分割課税標準額の更正又は分割課税標準額の変更とみなす。

6　自治庁長官は、前項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めたときは、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、その更正若しくは決定又は変更の指示をしなければならない。この場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基いて当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額を更正し、若しくは決定し、又は分割課税標準額を変更し、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治庁長官に報告しなければならない。

7　自治庁長官は、第五項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要がないと認めたときは、その旨を当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならない。

8　第一項、第二項又は第六項の規定によつて当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がした課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更は、それぞれ関係道府県知事がした課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更とみなす。

9　外国法人に対する前八項の規定の適用については、これらの規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

（個人の事業税の賦課の方法）

第百十条の十七　五十　個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、第四項に規定する場合を除き、道府県知事は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち第九十三条○の十七　七十二　○第一項においてその計算の例によるものとされる所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする。但し、○第七十二条の十七第一項但書の規定の適用を受ける○個人の行う第七十七条第六項第一号から第五号までに掲げる事業に対し事業税を課する場合においては、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の前年中の所得を決定して事業税を課するものとする。

2　道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかつた場合において、税務官署が当該年度の初日の属する年の五月三十一日（第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする。

3　道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年の十月一日から十月三十一日までに、税務官署に対し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

4　年の中途において事業を廃止した個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、第一項の規定による外、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの期間に係る所得を決定して事業税を課するものとする。

5　道府県知事は、第三項後段の規定によつて更正の請求をした場合においては、遅滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。

（個人の事業税の納期）

第百十条の十八　五十一　個人の行う事業に対する事業税の納期は、八月及び十一月中において当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2　年の中途において事業を廃止した場合における当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の行う事業に対する事業税は、前項の規定にかかわらず、当該事業の廃止後（当該個人が当該年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を廃止した場合においては、当該年の三月三十一日後）直ちに課するものとする。

（個人の事業税の徴収の手続）
七十二　五十二　第百十条の十九　個人の行う事業に対する事業税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴税令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。
（納期限後に納付する個人の事業税の延滞金）
七十二　五十三　第百十条の二十　個人の行う事業に対する事業税の納税者は、その納期限（第百十条の二十八の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下個人の行う事業に対する事業税について同じ。）後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは、百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。
2　道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。
（二以上の道府県において個人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得）
七十二　五十四　第百十条の二十一　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に課する事業税の課税標準とすべき所得の総額は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が決定しなければならない。
2　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に関係道府県において所得を課税標準として事業税を課する場合においては、その所得は、総理府令の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所について同項の所得の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して定める。この場合において、従業者の数は、課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数によるものとする。
3　第一項の道府県知事が所得の総額を決定した場合においては、直ちに前項の規定によつて関係道府県において課する事業税の課税標準とすべき所得を定め、これを関係道府県知事に通知しなければならない。
4　関係道府県知事は、第一項の道府県知事が第二項の規定によつて定めた所得について異議がある場合においては、その事由を記載した書類を添えて、自治庁長官に対し、前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができる。
5　前項の規定による異議の申立に対する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。
6　自治庁長官は、特別の必要があると認める場合においては、第一項の規定によつて同項の道府県知事が定めた所得の総額又は第二項の規定によつて第一項の道府県知事が定めた所得の変更の指示をすることができる。
（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）
七十二　五十五　第百十条の二十二　個人の行う事業に対する事業税の納税義務者は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者にあつては総理府令の定めるところによつて、その他の者にあつては当該道府県の条例の定めるところによつて、それぞれ個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得、年の中途において事業を廃止した場合における当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得その他事業税の賦課徴収に関し必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。
（個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪）
七十二　五十六　第百十条の二十三　前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
2　人の代理人又は使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その人に対し、同項の罰金刑を科する。
（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）
七十二　五十七　第百十条の二十四　道府県は、個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が第百十条の二十二の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。
5　異議の決定は、文書をもつて、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。
7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。
8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。
（道府県知事の通知義務）
七十二　五十八　第百十条の二十五　道府県知事が第百十条の十七第一項但書又は第四項の規定によつて個人の所得を決定した場合においては、当該道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係るものにあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）は、遅滞なく、当該決定に係る個人の所得を税務官署に通知するものとする。
（法人税又は所得税に関する書類の供覧等）
七十二　五十九　第百十条の二十六　道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に対し、事業税の納税義務者で法人税若しくは所得税の納税義務がある法人若しくは個人が法人税法若しくは所得税法の規定によつて政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が法人税法若しくは所得税法の規定によつて当該法人若しくは個人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。
（事業税の脱税に関する罪）
七十二　六十　第百十条の二十七　詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた場合においては、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2　詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
3　前二項の免かれた税額が五百万円をこえる場合においては、情状に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。
4　第一項又は第二項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。
5　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑に科する。
（事業税の納期限の延長）
七十二　六十一　第百十条の二十八　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、事業税の納税者のうち、特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。
（事業税の減免）
七十二　六十二　第百十条の二十九　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において事業税の減免を必要とす

ると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、事業税を減免することができる。

（事業税に係る自治庁の職員の質問検査権）

七十二　六十三　七十二　四十九
第百十条の三十　第百十条の十六第
七十二
六項若しくは第七項又は第百十条
五十四
の二十一第五項若しくは第六項の場合において、自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、所得税清算所得又は収入金額の更正若しくは決定又はこれらの変更及びその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2　前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（自治庁の職員の行う検査拒否等に関する罪）

六十四
七十二
第百十条の三十一　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三　前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四款　更正、決定等に関する救済

（違法又は錯誤に係る事業税の賦課等の救済）

六十五
七十二
第百十条の三十二　事業税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　七十二　三十九　七十二　四十
第百十条の六又は第百十条の八
一
の規定による課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は七十二　四十六　七十二
第百十条の十三若しくは第百十条
四十七
の十四の規定による過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の場合において、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額又は事業税額の更正又は決定に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事）にするものとする。

4　第一項又は第二項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

七十二　四十九
5　第百十条の十六第六項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額について第三項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対してした第二項の規定による異議の申立に対する当該道府県知事の決定は、自治庁長官の指示に従つてしなければならない。

6　第一項の徴税令書又は第二項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて第一項の徴税令書の交付又は第二項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付又は通知を受けた日とする。

7　第一項及び第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、道府県知事が第百十条七十二
の六の規定によつて更正し、若しくは決定した所得若しくは事業税額又は第百十条の十七第一項本文五十
の規定によつて決定した所得に係る異議の申立に対する決定は、当該更正若しくは決定に係る所得若しくは事業税額の基準となつた法人税の課税標準又は当該決定に係る所得の基準となつた所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得について税務官署に再調査の請求又は審査の請求がなされている場合においては、当該再調査の請求に係る決定又は当該審査に係る決定が確定した後でなければ、することができない。

8　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

9　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項及び第二項の期間に算入しない。

10　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

11　第一項及び第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、事業税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第五款　督促及び滞納処分

（事業税に係る督促）

七十二　六十六
第百十条の三十三　納税者が納期限（法人の行う事業に対する事業税について更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした事業税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3　第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

4　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（事業税に係る督促手数料）

七十二
第百十条の三十四　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

（事業税に係る滞納処分）

七十二　六十八
第百十条の三十五　第百十条の三十三の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（事業税に係る滞納処分に関する罪）

第百十条の三十六　事業税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損かいし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免れる目的でこれらの行為をした場合においても、同様とする。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各項の罰金刑を科する。

（事業税に係る交付要求）

第百十条の三十七　納税者が左の各号の一に該当する場合においても、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、事業税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

六　納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

（事業税に係る延滞加算金）

第百十条の三十八　納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、事業税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

六　納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

（事業税に係る延滞加算金）

第百十条の三十九　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、事業税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通の杜絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第六款　犯則取締

（事業税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第百十一条の四十　事業税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第百十一条の四十一　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事業所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、事業税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第百十一条の四十二　第百十条の四十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても事業税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第百十一条の四十三　第百十条の四十の場合において、事業税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第三節　不動産取得税

第一款　通則

（不動産取得税に関する用語の意義）

第百十一条　不動産取得税について、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　不動産　土地及び家屋を総称する。

二　土地　田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三　家屋　住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいい、発電所及び変電所を含まないものとする。

四　住宅　主として人の居住の用に供する家屋をいう。

五　価格　適正な時価をいう。

六　建築　家屋を新築し、増築し、又は改築することをいう。

七　増築　家屋の床面積又は体積を増加することをいう。

八　改築　家屋の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。）の一種以上について過半の更新を行うことをいう。

（不動産取得税の納税義務者等）

第百十一条の二　不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。

2　家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもつて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。但し、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日をもつて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3　家屋を改築したことに因り、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもつて家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

（国等に対する不動産取得税の非課税）

第百十一条の三　道府県は、国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区に対しては、不動産取得税を課することができない。

（用途による不動産取得税の非課税）

第百十一条の四　道府県は、左の各号に掲げる者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一　日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会、○○及び鉱害復旧事業団連合が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二　宗教法人がもつぱらその本来の用に供する宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第三条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する建物及び土地を含む。）

三　学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産並びに日本赤十字社又は民法第三十四

条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

四　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業（以下第三百四十八条第十号において「社会福祉事業」という。）又は更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）による更生保護事業（以下第三百四十八条第十号において「更生保護事業」という。）を経営する者がその事業の用に供する不動産及び生活保護法による保護施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者更生援護施設を設置する者がその施設の用に供する不動産

五　前二号に掲げる不動産の外、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六　民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する不動産

七　健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、私立学校教職員共済組合法、国家公務員共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所の用に供する不動産

2　道府県は、保安林、墓地又は公共の用に供する道路、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう若しくは井溝の用に供するために土地を取得した場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（農地法の規定によつて国から土地を売り渡された場合における不動産取得税の非課税）

第百十一条の五　道府県は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定によつて国から土地を売り渡され、又は売り払われた場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（土地区画整理の施行に伴い換地の取得等に対する不動産取得税の非課税）

第百十一条の六　道府県は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）若しくは特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）による土地区画整理の施行に伴う換地の取得、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に伴う換地の取得又は土地改良法による農地の交換分合による土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2　道府県は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第八十二条の規定によつて土地をもつて損失を補償された場合又は耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）第十五条の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合における当該土地の取得又は当該耐火建築物の一部の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税）

第百十一条の七　道府県は、左の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一　相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。）に因る不動産の取得

二　法人の合併に因る不動産の取得

三　委託者から受託者に信託財産を移す場合における不動産の取得

四　受託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における不動産の取得

五　信託の受託者が更迭した場合における新受託者による不動産の取得

六　保険業法の規定によつて会社がその保険契約の全部の移転契約に基いて不動産を移転する場合における不動産の取得

七　日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第十条の規定によつて日本電信電話公社が政府と財産を交換する場合における不動産の取得

八　国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）第一条第一項の規定によつて民有林野を国有林野と交換する場合における土地の取得

九　森林法第八十六条第二項に規定する生産組合がその組合員となる資格を有する者から現物出資を受ける場合における土地の取得

（不動産取得税に係る徴税吏員の質問検査権）

第百十一条の八　道府県の徴税吏員は、不動産取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前号に掲げる者から金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該不動産取得税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　不動産取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百十一条の三十六第一項の定めるところによる。

4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪）

第百十一条の九　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税の納税管理人）

第百十一条の十　不動産取得税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

（不動産取得税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）

第百十一条の十一　前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税の納税義務者が納税管理人に係る不申告に関する過料）

第百十一条の十二　道府県は、不動産取得税の納税義務者が第百十一条の十の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、

裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款　課税標準及び税率

（不動産取得税の課税標準）

第七十三百十一条の十三　不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

2　家屋の改築をもつて家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築に因り増加した価格とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第七十三百十一条の十四　住宅を建築（新築した住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下第二項において同じ。）した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）につき百万円を価格から控除するものとする。

2　共同住宅等以外の住宅を建築した者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合にあつては、前後の建築に係る住宅をもつて一戸の住宅とみなして前項の規定を適用する。

3　公営住宅及びこれに準ずる住宅（以下本項において「公営住宅等」という。）を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者又は入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもつて建築に係る住宅とみなして第一項の規定を適用する。

3　4　[illegible]

4　5　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の規定に基く資金の貸付を受けて農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付を受けた資金の額を価格から控除するものとする。

5　6　法律の規定により土地又は家屋を収用することができる事業（以下本項において「公共事業」という。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者又は公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者が、当該収用され、又は譲渡した日から一年以内に、当該収用され、又は譲渡した不動産（以下本項において「被収用不動産等」という。）に代るものと道府県知事が認める不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

（不動産取得税の税率）

第七十三百十一条の十五　不動産取得税の標準税率は、百分の三とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で不動産取得税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

第三款　賦課及び徴収

（不動産取得税の納期）

第七十三百十一条の十六　不動産取得税の納期については、当該道府県の条例の定めるところによる。

（不動産取得税の徴収の方法）

第七十三百十一条の十七　不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2　不動産取得税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴税令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第七十三百十一条の十八　不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

2　前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

（不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第七十三百十一条の十九　前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税に係る不申告等に関する過料）

第七十三百十一条の二十　道府県は、不動産の取得者が第七十三百十一条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

（不動産の価格の決定等）

第七十三百十一条の二十一　道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。但し、当該不動産について増築、改築、損かいその他特別の事情がある場合において当該固定資産の価格により難いときは、この限りでない。

2　道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産又は前項但書の規定に該当する不動産については、第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。

3　道府県知事は、前項の規定によつて不動産の価格を決定した場合においては、直ちに、当該価格その他必要な事項を当該不動産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4　道府県知事は、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定を行つた結果、固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格について、市町村間に不均衡を認めた場合においては、理由を附けて、関係市町村の長に対し、固定資産税の課税標準となるべき価格の決定について助言をするものとする。

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第七十三百十一条の二十二　市町村長は、第七十三百十一条の十八第三項の規定によつて送付又は通知をする場合においては、道府県の条例の定めるところによつて、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあ

わせて道府県知事に通知するものとする。

（固定資産課税台帳等の供覧等）

第七十三百十一条の二十三　道府県知事が市町村長に対し、固定資産課税台帳その他不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第七十三百十一条の二十四　道府県は、土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上に住宅を新築した場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から六十万円（共同住宅等を新築した場合又は住宅を新築して譲渡し、若しくは貸付ける事業を行う者が譲渡し、若しくは貸付けるための住宅を二以上新築した場合において、当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の坪数で除して得た額に当該住宅の床面積の合計の二倍の面積の坪数を乗じて得た金額が六十万円をこえるときは、当該金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2　土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして、前項の規定を適用する。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第七十三百十一条の二十五　道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内に当該土地の上に住宅を新築する場合において前条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうち同条第一項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2　前項の申告は、第七十三百十一条の十八の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、道府県の条例の定めるところによつて、あわせてしなければならない。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消）

第七十三百十一条の二十六　道府県は、前条第一項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第七十三百十一条の二十四第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の還付）

第七十三百十一条の二十七　道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第七十三百十一条の二十四の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基いて、同条第一項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

（地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付）

第七十三百十一条の二十八　道府県は、地方鉄道軌道整備法第二条第一項の地方鉄道業者が同法第八条第一項の規定によつて地方鉄道の営業用固定資産について補助金の交付を受けた場合において、当該営業用固定資産のうち不動産についてすでに徴収した不動産取得税があるときは、当該地方鉄道業者の申請に基いて、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金のうち当該不動産に対する補助金の額に税率を乗じて得た額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

（不動産取得税の脱税に関する罪）

第七十三百十一条の二十九　詐偽その他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2　前項の免かれた税額が五十万円をこえる場合においては、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3　第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

（不動産取得税の納期限の延長）

第七十三百十一条の三十　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産取得税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。

（不動産取得税の減免）

第七十三百十一条の三十一　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、不動産取得税を減免することができる。

（納期限後に納付する不動産取得税の延滞金）

第七十三百十一条の三十二　不動産取得税の納税者は、第七十三百十一条の十六の納期限（第七十三百十一条の三十の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下不動産取得税について同じ。）後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　道府県知事は、納税者が第七十三百十一条の十六の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（違法又は錯誤に係る不動産取得税の賦課の救済）

第七十三百十一条の三十三　不動産取得税について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の徴税令書を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徴税令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付を受けた日とする。

4　第一項の規定による異議の申立の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四款　督促及び滞納処分

（不動産取得税に係る督促）

第七十三百十一条の三十四　納税者が納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（不動産取得税に係る督促手数料）

第百十三条の三十五　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

（不動産取得税に係る滞納処分）

第百十三条の三十六　第百十一条の三十四の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつて、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（不動産取得税に係る滞納処分に関する罪）

第百十三条の三十七　不動産取得税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に、当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損かいし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪）

第百十三条の三十八　第百十一条の三十六第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税に係る交付要求）

第百十三条の三十九　納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

六　納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

（不動産取得税に係る延滞加算金）

第百十三条の四十　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、不動産取得税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて交通の杜絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第五款　犯則取締

（不動産取得税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第百十三条の四十一　不動産取得税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第百十三条の四十二　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、不動産取得税に関する犯則事件が道府県知事をする公社の事務所所在の道府県において、公社に課する。

（たばこ消費税の税率）

第百十三条の二　たばこ消費税の税率は、百十五分の五とする。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等）

第百十三条の三　道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消

四十一の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても不動産取得税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第百十三条の四十四　第百十一条の四十一の場合において、不動産取得に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第四節　道府県たばこ消費税

（道府県たばこ消費税の納税義務者等）

第百十三条　道府県たばこ消費税（以下本節において、「たばこ消費税」という。）は、日本専売公社（以下本節及び第三章第四節において、「公社」という。）がたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第二十九条第一項に規定する小売人（以下本節及び第三章第四節において、「小売人」という。）に売り渡す製造たばこに対し、小売人がその販売の時によるべき同法第三十四条第一項の小売定価（以下本節及び第三章第四節において、「小売定価」という。）を課税標準として、小売人の営業所所在の道府県において、公社に課する。

2　前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の道府県において、公社に課する。

（たばこ消費税の税率）

第百十三条の二　たばこ消費税の税率は、百十五分の五とする。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等）

第百十三条の三　道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消

費税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に質問することができる。

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　道府県知事がたばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの売渡しに関する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（たばこ消費税の徴収の方法）

第百十二条の四　たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2　公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事務所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

3　公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4　道府県知事は、第二項に規定する納期限までに同項の申告書の提出がなかつたとき、又は前条第一項の規定により公社に質問し、若しくは同条第四項の規定により関係書類を閲覧し、若しくは記録する際において公社が第二項若しくは前項の規定により申告し、若しくは修正申告したたばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に対し、申告書又は修正申告書の提出を求めるものとする。

5　公社は、前項の規定によつて申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によつて、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

（たばこ消費税の納期限の延長）

第百十三条の五　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、特別の事情がある場合においては、公社に対し、たばこ消費税の納期限の延長をすることができる。

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）

第百十三条の六　公社は、第百十二条の四第二項の納期限後にその税金（同条第三項又は第五項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。）を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　道府県知事は、公社が第百十二条の四第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

「第二節　入場税」を「第五節　入場税」に改める。

第七十五条第三項中「（昭和二十六年法律第二百八十五号）」を削り、同条第四項第一号中「及びたまつき場」を「、たまつき場及びばんこ場」に改める。

第七十六条第二項中「入場料金又は利用料金とみなして、」を「入場料金又は利用料金の合計額とみなして、」に改め、同条第三項中「たまつき場」の下に「ばんこ場」を加える。

（入場税の税率）

第七十七条　入場税の税率は、入場料金又は利用料金を課税標準とするものにあつては、左の各号に掲げる場所又は施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　第一種の場所

イ　及びハに掲げる場所以外の場所

入場料金が一人一回について百五十円をこえるとき　入場料金の百分の四十

入場料金が一人一回について百五十円以下であるとき　入場料金の百分の三十

ロ　もつぱら文藝、芸術、音楽、舞踊、雑技、文楽若しくは能楽を研究発表する場所又は運動競技（競馬、競輪その他射こう的な行為を伴うものを含まないものとする。）を観る場所

入場料金が一人一回について七百円をこえるとき　入場料金の百分の二十

入場料金が一人一回について七百円以下であるとき　入場料金の百分の四十

ハ　競馬場、競輪場その他これらに類する場所

入場料金が一人一回について七百円をこえるとき　入場料金の百分の二十

入場料金が一人一回について七百円以下であるとき　入場料金の百分の四十

二　第二種の場所

入場料金が一人一回について四十円をこえ、七十円以下であるとき　入場料金の百分の三十

三　第三種の施設

イ　撞球場、ゴルフ場その他これらに類する施設で条例で指定するもの　利用料金の百分の五十

ロ　イ以外の施設　利用料金の百分の三十

2　学生又は生徒で政令で定める運動競技の施設を利用する者から料金を徴収する場合における入場税の税率は、前項第三号の規定にかかわらず、百分の十とする。

3　前条第三項の規定によつて入場税を課する場合における入場税の税率は、当該入場税の税額が利用料金を課税標準として入場税を課する場合における納入金の金額を著しく約束を失しないように定めなければならないものとし、左の表の上欄に掲げる施設について当該施設の利用物件の数量を課率とする場合においては、それぞれ下欄に掲げる額を標準として当該施設の所在する地域の区分等に従い条例で定めるものとする。

施設の種類	税額
一　まあじやん場	一卓につき月額五百円
二　たまつき場	一台につき月額千円
三　ばんこ場	一台につき月額百五十円

第七十七条の次に次の三条を加える。

（免税点）

第七十七条の二　道府県は、第一種又は第二種の場所への入場でその料金が一人一回について二十円以下であるものに対しては、入場税を課することができない。

2　道府県は、学校教育法第一条に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を第一種又は第二種の場所へ入場させる場合において、入場料金が一人一回について三十円以下であるときは、前項の規定にかかわらず、当該入場に対しては、入場税を課することができない。

（税額算定の特例）

第七十七条の三　第一種の場所における催物の主催者又は当該場所の経営者その他何らの名義をもつてするを問わずこれらの者とみなすべき者（以下「第一種の場所の経営者等」という。）が入場者から領収する入場料金及び入場税額の合計額が前条第一項に規定する金額（同項に規定する金額。以下本項において同じ。）をこえ、当該金額とこれに対し第七十七条第一項第一号に規定する税率のうち最低のもの又は同条同項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した入場料金及び入場税額の合計額から前条第一項に規定する金額を控除した額に相当する額をもつて当該第一種又は第二種の場所の経営者等の徴収すべき入場税額とみなす。

（入場税のみなす課税の場合の入場料金の算定）

第七十七条の四　第七十六条第二項の規定によつて第一種の場所への入場について入場税を課する場合における第七十七条第一項第一号の規定の適用については、第七十六条第二項の規定によつて入場料金の合計額とみなされる催物の経営その他第一種の場所の経営者等が第一種の場所へ入場させるために要した経費を当該場所に通常入場させることができる人員の数で除して得た額を入場料金とみなす。

第七十八条第一項中「（昭和二十六年法律第二百三十五号）」、「（昭和二十五年法律第二百三号）」及び「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

第八十四条第一項中第四項を第五号とし、同条同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第七十七条の二に規定する場合

「第三節　遊興飲食税」を「第五節　遊興飲食税」に改める。

第百十四条の二第二項を次のように改める。

2　道府県は、もつぱら菓子その他これに類するものを提供する場所で政令で定めるものにおける一人一回の料金が百円以下である飲食又は大衆飲食店で政令で定めるものにおける一人一回の料金が百二十円以下である飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない。

第百十四条の二に次の一項を加える。

4　道府県は、政令で定める大衆旅館における宿泊で一人一泊の宿泊料金が四百円から七百円までの金額の範囲内で当該旅館の所在する地域の区分に応じ政令で定める金額以下のものに対しては、遊興飲食税を課することができない。

「第四節　自動車税」を「第六節　自動車税」に改める。

第百四十七条第一項各号を次のように改める。

一　乗用車
普通自動車に属するもの
営業用
軸距（前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの間の距離をいう。以下本号において同じ。）が百二十インチ以下のもの　年額　一万八千五百円
軸距が百二十インチをこえるもの　年額　三万円
自家用
軸距が百二十インチ以下のもの　年額　三万六千円
軸距が百二十インチをこえるもの　年額　六万円
四輪以上の小型自動車に属するもの
営業用　年額　八千円
自家用　年額　一万六千円
二　トラック
営業用
揮発油を燃料とするもの　年額　一万四千円
その他　年額　二万一千円
自家用
揮発油を燃料とするもの　年額　一万四千五百円
その他　年額　二万三千円
三　バス
主として観光貸切用のもの
揮発油を燃料とするもの　年額　三万円
その他　年額　四万五千〇五〇円
揮発油を燃料とするもの
その他　年額　一万四千円
四　三輪の小型自動車
営業用　年額　二万三千円
自家用　年額　四千二百円
五　二輪の小型自動車　年額　二千五百五円
六　軽自動車　年額　千七百円

第百四十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に掲げるトラックの標準税率は、最大積載量が四トンをこえ五トン以下であるトラックについて適用される標準税率とし、同項第三号に掲げるバスの標準税率は、主として観光貸切用のバスにあつてはその乗車定員が四十人をこえ五十人以下であるものについて、その他のバスにあつてはその乗車定員が三十人をこえ四十人以下であるものについて適用する。

3　自動車税の賦課後にその課税客体である自動車の承継があつた場合において前の納税者が後の納税義務者の納付すべき自動車税の全部又は一部を納付しているときは、その納付に係る部分については、前の納税者の納税をもつて後の納税義務者の納税とみなし、前二項の規定は、適用しない。

第五節　鉱区税を「第七節　鉱区税」に改める。

第六節　削除を削る。

第七節　狩猟者税を「第八節　狩猟者税」に改める。

第二百三十七条を次のように改める。

（狩猟者税の税率）

第二百三十七条　狩猟者税の税率は、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ二千四百円とする。

一　当該年度の初日の属する年の前年分の所得税を納付する義務を有しない者又は農業を主たる生業とする者でもつぱら自家労力によつてこれを行う者　千八百円

二　その他の者　三千六百円

「第八節　道府県法定外普通税」を「第九節　道府県法定外普通税」に改める。

第二百六十三条中「普通徴収」の下に「、納付」を加える。

第二百七十四条の次に次の一条を加える。

（道府県法定外普通税の申告納付の手続等）

第二百七十四条の二　道府県法定外普通税を申告納付すべき納税者は、当該道府県の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2　前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該道府県の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

第二百七十六条第一項中「前条第二項の規定による納入申告書の下に（第二百七十四条の二第一項の規定による申告書を含む。以下道府県法定外普通税について同様とする。）又は第二百七十四条の二第二項の規定による修正申告書（第二百七十四条の二第一項の規定による申告を含む。以下道府県法定外普通税について同様とする。）又は修正申告に」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百七十七条第一項中「不足金額（更正に因る納入金額の不足額、又は決定に因る納入金額をいう。）を「不足金額（更正に因る税金若しくは納入金の不足金額又は決定に因る税額若しくは納入金額をいう。）に、同条第二項中「第二百七十五条第二項の納期限」を「第二百七十四条の二第一項又は第二百七十五条第二項の納期限」に、「納入の日」を「納付又は納入の日」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百七十八条「第一項中更正があつたとき」の下に「又は修正申告書の提出があつたとき」を加え、「当該更正前の納入申告」を「当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、同条第二号中「更正があつたとき」の下に「又は当該修正申告に因つて増加した税額」を加える。

第二百七十八条第二項各号列記以外の部分中「更正前の納入申告」を「更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、同条同項第二号中「更正があつたとき」を「当該更正に因る不足金額」を「更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足金額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改める。

第二百七十八条第三項中「提出があつた場合」の下に「又は修正申告書の提出があつた場合」を加え、「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「決定」を「決定又は更正」に、「納入申告に係る税額」を「納入申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額」にそれぞれ改める。

第二百七十八条第四項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百七十九条第一項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「納入申告書」を「納入申告書又は修正申告書」に、「更正に因る不足金額」を「更正に因る不足金額又は修正に因り増加した税額」に改め、同条第二項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「納入申告書又は修正申告書」に、「更正に因る不足金額」を「更正に因る不足金額又は修正に因り増加した税額」に改め、同条第三項中「納入申告書」を「納入申告書又は修正申告書」に、「当該納入申告に係る税額」を「当該納入申告に係る税額又は当該修正に因り増加した税額」に改め、同条第四項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百八十条第一項中「第二百七十四条の二第一項又は第二百七十五条第二項の納期限」に、「納入の日」を「納付又は納入の日」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百七十八条「第一項中更正があつたとき」の下に「又は修正申告書の提出があつたとき」を加え、「当該更正前の納入申告」を「当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、同条同項第二号中「更正があつたとき」の下に「又は当該修正申告に因つて増加した税額」を加える。

第二百八十二条第一項中「第二百七十四条の二第一項の規定による申告書」の下に「又は修正申告書」を加える。

第二百八十三条第一項中「第二百七十四条の二第一項の規定による申告書」の下に「又は修正申告書」を加える。

第二百八十四条第一項中「第二百七十四条の二第一項の規定による申告書」の下に「又は修正申告書」を加える。

第二百八十五条第一項中「第二百七十四条の二第一項の規定による申告書」の下に「又は修正申告書」を加える。

第二百八十六条第一項中「第二百七十四条の二第一項の規定による申告書」の下に「又は修正申告書」を加える。

第二百八十七条第一項中「第二百七十四条の二第一項の規定による申告書」の下に「又は修正申告書」を加える。

第二百九十二条第五号中「（昭和二十八年法律第百七十八号）」を削り、「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二条の二第二項」を「租税特別措置法第二条の二第一項」に改め、同法第六十二条の四第一項の規定によつて徴収される加算税額並びに」を削り、同条第七号中「二万円」を「三万五千円」に改め、同条第十号に次の但書を加える。

但し、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条の規定により遺族年金を受ける者にあつては、扶養親族の有無を問わないものとする。

第二百九十二条第十一号中「各事業年度の積立金に対するものを除き、」を削り、同条第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二　均等割　均等の額によつて課する市町村民税をいう。

十三　所得割　所得税額若しくは課税総所得金額又は課税総所得金額から所得税額を控除した金額（以下「所得税額等」と総称する。）を課税標準として課する市町村民税をいう。

十四　法人税割　法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

第二百九十四条各号列記以外の部分中「第一号及び第三号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、」を「第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「十万円」を「十二万円」に改める。

第二百九十六条を次のように改める。

（個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十六条　市町村は、左の各号に掲げる者に対しては、市町村民税を課することができない。

一　国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港湾法の規定による港務局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会、水害予防組合及び水害予防組合連合会、土地区画整理組合、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合、町村職員恩給組合

連合会、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、○○水産業協同組合共済会、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主責任相互保険組合、木船相互保険組合、学校教育法第一条又は第九十八条第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、宗教法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法による労働組合、国家公務員法第九十八条の規定に基く国家公務員の団体、国会職員法第十八条の二の規定に基く国会職員の団体並びに地方公務員法第五十四条の規定に基く地方公務員の団体

二　森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、輸出入取引法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合法で政令で定めるもの

第三百三条第二項中「第二百九十四条第二号から第四条までの者」の下に「（第二百九十六条第一号の者を除く。）」を加える。

第三百四条中「所得税法第二十七条第一項」を「所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、四月三十日までに、総理府令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百十一条第一項の表中「七百円」を「六百円」に、「五百円」を「四百円」に、「三百円」を「二百円」に改め、同条第二項中「九百円、六百五十円及び四百円」を「八百円、五百五十円及び三百円」に改め、同条第三項中「政令で定める。」を「政令で定めるところによつて計算したものによる。」に改める。

第三百十三条の見出し中「所得割」の下に「及び法人税割」を加え、同条第一項及び第二項中「百分の十」を「百分の七・五」に改め、同条第三項中「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第五項中「法人税額を課税標準として課する市町村民税（以下「法人税割」という。）」を「法人税割」に、「百分の十二・五」を「百分の七・五」に、「百分の十五」を「百分の九」に改める。

第三百十四条を次のように改め、第三百十四条の二を削る。

第三百十四条　削除

第三百十五条第二号中「所得税法第二十七条第一項の修正確定申告書」を「所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の申告書」に改める。

第三百十九条の見出し中「徴収の方法等」に改め、同条中「（第三百二十一条の十の規定の適用がある場合を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の道府県民税をあわせて賦課し、及び徴収するものとする。

第三百十九条の二の次に次の一条を加える。

（所得税において純損失の繰戻控除が認められた場合における所得割額の減額）

第三百十九条の三　市町村は、市町村民税の納税義務者で当該年度の初日の属する年の前年前三年間に純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額の還付を受けたものについては、その申請に基き、当該純損失の金額が前年の所得税の計算について同法第九条の二の規定を適用した場合において控除を認められるものであるときに限り、当該純損失の金額が同法同条の規定によつて控除されたものとみなして仮に算定した所得税額等を基礎として仮に算定した所得割額と当該年度分の所得割額との差額を当該年度分の所得割額から減額するものとする。この場合において、同法同条の規定によつて控除されたものとみなす金額は、前年度以前の年度の所得割について控除されたものとみなされなかつた金額に限る。

第三百二十一条の四第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第三百二十一条の五第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に、「五月から翌年二月まで」を「六月から翌年三月まで」に改め、同条第三項中「翌月の十日」の下に「（同項の事由が発生した日が四月二日から五月三十一日までの間である場合においては、七月十日）」を加える。

第三百二十一条の八第一項及び第二項中「以下法人税額について同様とする。」を削り、同条第四項中「課税標準の算定期間」の下に「（第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人税割について同様とする。）」を加える。

第三百二十一条の八に次の一項を加える。

5　法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割額は、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第九条第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定した法人税割額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額との差額をを当該申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額から減額したものとする。この場合において、法人税法第九条第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税割について損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

第三百二十一条の十を次のように改める。

第三百二十一条の十　削除

第三百二十一条の十二第二項中「よるものとし、第三百二十一条の十の規定の適用がある場合は、同条第三項に規定する納期限によるものとする。」を「よるものとする。」に改める。

第三百二十一条の十三第一項及び第三百二十四条第一項中「（第三百二十一条の十の規定の適用がある場合を含む。）」を削る。

第三百二十七条第一項中「（第三百二十一条の十の規定の適用がある場合は、同条第三項の納期限）」を削り、「納付又は納入の日までの期間」の下に「（法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けたことに因り第三百二十一条の八第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）」を加える。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

（個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等）

第三百三十四条の二　市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求める場合においては、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるものとする。

第三百四十一条第四号但書を次のように改める。

但し、自動車税の課税客体である自動車並びに自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車を除くものとする。

第三百四十二条の見出しを「（固定資産税の課税客体等）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百四十三条第二項後段中「又は所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているときは、」を「若しくは所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、」に改め、同条第四項中「償却資産」を「固定資産」に、「償却資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　農地法第九条の規定によつて国が買収した農地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第五条第一項の規定によつて農地法第九

条の規定により国が買収したものとみなされる農地を含む。）又は旧相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）第五十二条、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条、所得税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六十二号）による改正前の所得税法第五十七条の四、戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）第二十三条若しくは財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）第五十六条の規定によつて国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡の相手方に移転する日までの間はその使用者をもつて、その日後当該売渡の相手方が土地台帳に所有者として登録される日までの間はその売渡の相手方をもつて、それぞれ第一項の所有者とみなす。

第三百四十三条第六項中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）」を「都市計画法若しくは特別都市計画法」に改め、「土地区画整理」の下に「又は土地改良法による土地改良事業」を加え、「換地予定地その他の仮に使用し、」を「換地予定地、一時利用地その他の仮に使用し、」に、「第三百八十一条第七項」を「第三百八十一条第八項」に、「換地処分」を「換地処分又は換地計画」に改める。

第三百四十八条第二項第二号〇〇中「日本放送協会の下に、土地改良区、土地改良区連合」を加える。

同条同項同号

一の二　帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）による帝都高速度交通営団が直接地下高速度交通事業の用に供するトンネル

第三百四十八条第二項第三号中「（昭和二十六年法律第百二十六号）」及び「（昭和二十年勅令第七百十九号）」を削り、同条同項第六号に「並びにもつぱら公共の危害防止のために鉱さい及び鉱水の処理に係る施設」を加え、同条同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　健康保険組合、国民健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、私立学校教職員共済組合法若しくは国家公務員共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が所有し、且つ、経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、且つ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産

健康保険組合及び健康保険組合連合会が所有し、且つ、経営する病院、診療所及び政令で定める保健施設において直接その用に供する固定資産

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項〇〇中「並びに労働金庫及び労働金庫連合会並びに農業組合、信用金庫及び信用金庫連合会」を、健康保険組合及び健康保険組合連合会、水産業協同組合共済会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに農業組合」に改め、同条同項第六項を削る。

第三百四十九条から第三百五十条までを次のように改める。

（固定資産税の課税標準）

第三百四十九条　固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとする。

（発電、変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の二　新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋（もつぱら発電、変電又は送電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）及び償却資産で、電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者並びに農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）第二条第一項の農林漁業団体がその用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については、当該固定資産の価格の三分の二の額とする。

2　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに営業路線を開業するために敷設した地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（以下本項中「構築物」という。）、営業路線の軌間を拡張し、又は営業路線を複線化するために敷設した構築物を含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の二の額とする。

3　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条第二項若しくは第三項又は第六条の規定の適用を受ける機械設備等（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

4　所得税法第二十条又は法人税法第六条に規定する重要物産の製造、掘採又は採取の事業を行う者が機械若しくは設備（以下本項中「機械設備等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械設備等を自ら製作して、これを当該事業の用に供する場合においては、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該事業を開始した日の属する年の翌年の四月一日の属する年度から三年度分の固定資産税については当該機械設備等の価格の三分の一の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

5　主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又はもつぱら国際路線に就航する航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶又は航空機の価格の三分の一の額とする。

6　昭和三十八年十二月三十一日までに航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該事業を開始した日の属する年度から三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の一の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の二分の一の額とする。

（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）

第三百四十九条の三　市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額（前二条の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下本条において同様とする。）の合計額が左の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるもの（以下「大規模の償却資産」という。）に対しては、前二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額を課税標準として固定資産税を課するものとする。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	一億円
人口五千人以上一万人未満の町村	一億二千万円に人口千人を増すごとに二千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	二億一千万円に人口千人を増すごとに千万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	四億円（当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が四億円をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額とする。）

2　前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。）を控除した額は、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として税収入見込額（「基準財政収入見込額」という。以下本項において同様とする。）が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政需要額（「前年度の基準財政需要額」という。以下本項において同様とする。）の百分の百二十に満たないこととなる市町村については、同項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達することとなるように増額して同項の規定を

適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

3　前項の場合において、前年度の初日後当該年度の賦課期日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村の前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4　前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃に因り、当該年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をするものとする。

5　第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。但し、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、総理府令で定めるところによつて計算したものによる。

6　市町村長は、第四百十条第一項の規定によつて価額を決定した場合、第四百十七条第一項の規定によつて価額を決定し、若しくは修正した場合又は第三百八十九条第一項若しくは第四百十七条第二項の規定による配分の通知を受けた場合において、一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事及び当該納税義務者に通知しなければならない。

7　道府県知事は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に固定資産の価額を配分する場合において、当該市町村において一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にその旨をあわせて記載しなければならない。

8　自治庁長官は、三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にあわせて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

（固定資産税の税率）

第三百五十条　固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の一四五をこえることができない。

2　市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の二分の一をこえる場合において、固定資産税の税率を百分の二をこえて定めようとするときは、あらかじめ、その旨を自治庁長官に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出は、文書をもつてし、道府県知事を経由して、しなければならない。

4　道府県知事は、前項の規定によつて届出書を受け取つた場合においては、届出書を受け取つた日から二十日以内に、意見書を添えて自治庁長官にこれを送付しなければならない。

5　自治庁長官は、前項の規定によつて届出書の送付を受けた場合においては、当該市町村が届出に係る税率による税収入を災害その他やむを得ない事由に因る特別の財政需要に充てる必要があると認められる場合を除く外、当該市町村において適用すべき固定資産税の税率を固定資産の全部又は一部について当該届出に係る税率から百分の二までの間に制限することを指示することができる。

6　自治庁長官は、第二項の規定による届出に係る税率について前項の規定による指示をしようとする場合においては、当該届出書の送付を受けた日から三十日以内に、道府県知事を経由して、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

7　市町村は、前項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る税率をこえて固定資産税を課することができない。

第三百五十一条中「償却資産の固定資産課税台帳に登録された価格の合計額」を「償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額」に、「三万円」を「五万円」に、「その額」を「その価格の合計額」に改める。

第三百五十二条を次のように改める。

第三百五十二条　削除

第三百六十条及び第三百六十一条を次のように改める

第三百六十条及び第三百六十一条　削除

第三百六十三条を次のように改める。

第三百六十三条　削除

第三百六十四条第四項から第十一項までを削る。

第三百六十四条の二を削る。

第三百六十八条第一項中「若しくは第三百八十四条の規定によつて市町村長に申告をする義務がある者」を「若しくは第七百四十五条第一項において準用する第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者」に、「第四百十七条」の下に「又は第七百四十三条第二項」を加え、「決定した」を「決定し、又は修正した」に改め、同条同項に次の但書を加える。

但し、不足税額とすでに市町村長が徴収した固定資産税額との合計額が第三百四十九条の三の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額に対する固定資産税額をこえることとなる場合においては、当該市町村長が追徴すべき不足税額は、すでに徴収した固定資産税額と同条の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額に対する固定資産税額との差額を限度としなければならない。

第三百六十八条第二項及び第三百六十九条第一項中「第三百六十二条又は第三百六十三条の各納期限」を「第三百六十二条の納期限」に改める。

第三百七十条第一項中「（第三百六十八条第一項の規定によつて不足税額を追徴されることとなつた者を含む。）」を削り、同項但書を次のように改める。

但し、第三百九十八条第一項又は第七百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができる事項及び第四百三十二条の規定によつて審査の請求をすることができる事項については、市町村長に異議の申立をすることができない。

第三百七十条第五項中「訴願し、又は裁判所に出訴する」を「訴願する」に改め、同条第十項中「若しくは出訴」を削る。

第三百七十三条第十項及び第十一項を削る。

第三百八十一条第一項中「第三百四十三条第二項後段の場合にあつては、現にその土地を所有する者」及び同条第三項中「第三百四十三条第二項後段の場合にあつては、現にその家屋を所有する者」を、第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　市町村長は、前五項に定めるもの外、第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産については当該固定資産の価格に同条各項に定める率を乗じて得た金額を、第三百四十九条の三の規定の適用を受ける償却資産については同条の規定によつて市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

第三百八十三条第一項中「（第三百八十九条第一項又は第三百九十一条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が評価すべき償却資産の所有者を除く。）」を「（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは自治庁長官が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）」に改め、同条第三項を削る。

第三百八十四条を次のように改める。

第三百八十四条　削除

第三百八十五条第一項中「又は前条」を削る。

第三百八十六条第一項中「又は第三百八十四条」を削る。

第三百八十八条に次の一項を加える。

3　自治庁長官は、前項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続については、これを市町村長に示す際あわせて道府県知事に対しても示さなければならない。

第三百八十九条第一項中「第三百九十二条の二」を削り、「及びその価格を決定し、決定した価格」を「並びにその価格及び第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額（以下固定資産税について「価格等」という。）を決定し、決定した価格等」に改め、同条第二項から第五項まで中「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十条から第三百九十二条までを次のように改め、第三百九十二条の二を削る。

第三百九十条　削除

第三百九十三条中「又は第三百九十一条第一項」を削り、「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十四条の見出しを「（道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告）」に改め、同条第一項中「又は第三百九十一条第一項」を削り、同条第二項から第七項までを削る。

第三百九十六条第一項各号列記以外の部分中「価格」を「価格等」に改め、「若しくは第三百九十一条第一項」を削る。

第三百九十八条の見出し中「価格」を「価格等」に改め、同条第一項中「又は第三百九十一条第一項」を削り、同条同項及び同条第八項中「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十九条の見出し中「価格」を「価格等」に改める。

第四百条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百条の次に次の一条を加える。

（大規模の償却資産の価格等の登録）

第四百条の二　市町村長は、第七百四十三条又は第七百四十四条第三項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る償却資産の価格等及び市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を固定資産課税台帳に登録し、又は登録されているこれらの事項を修正して登録しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定によつて市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、その登録した金額に基いて、すでに決定した賦課額を更正しなければならない。

第四百一条に次の一号を加える。

五　第七百十三条の二十一第四項の規定によつて固定資産の価格の決定について助言をすること。

第四百三条第一項を次のように改める。

市町村長は、第三百八十九条又は第七百四十三条の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が固定資産を評価する場合を除く外、自治庁長官が示した評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて、固定資産の価格を決定しなければならない。

第四百八条第二項中「実地調査の結果」の下に「（第七百十三条の二十一第三項の通知に係る固定資産にあつては、当該固定資産について改築、損かいその他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除く外、当該通知に係る価格）」を加える。

第四百九条を次のように改める。

第四百九条　削除

第四百十条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百十一条から第四百十三条までを次のように改める。

第四百十一条から第四百十三条まで　削除

第四百十五条第一項中「価格」を「価格等」に改める。

第四百十六条を次のように改め、第四百十六条の二を削る。

第四百十六条　削除

第四百十七条を次のように改める。

（固定資産課税台帳の縦覧に供した日以後における価格等の決定又は修正等）

第四百十七条　市町村長は、第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2　道府県知事又は自治庁長官は、第三百八十九条第一項の規定による通知をした後において固定資産の価格等の決定がなされていないこと又は決定された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正するとともに、当該決定又は修正に係る固定資産が所在するものとされる市町村を決定し、及び当該決定又は修正に係る価格等を当該市町村に配分し、その配分に係る固定資産及びその配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、道府県知事又は自治庁長官は、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

3　第三百八十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第四百十八条中「価格」を「価格等」に改め、但書を削る。

第四百十八条の二を削る。

第四百十九条の見出し並びに同条第二項及び第三項、第四百二十条、第四百二十一条の見出し及び同条第一項並びに第四百二十二条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百二十九条を次のように改める。

第四百二十九条　削除

第四百三十四条　自転車荷車税の標準税率）

第四百四十四条　自転車荷車税の標準税率は、左の各号に掲げる自転車又は荷車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　自転車

原動機付自転車　年額五百円

その他　年額二百円

二　荷車

荷積牛馬車　年額八百円

荷積大車　年額四百円

荷積小車及びリヤカー　年額二百円

第四百四十五条の見出し中「自転車荷車税」に改め、同条第一項中「自転車荷車税」を「自転車荷車税」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第四百四十五条の二の規定によつて新たに取得された自転車又は荷車に対して課する自転車荷車税の賦課期日は、その新たに取得された日の属する月の翌月の一日とする。

第四百四十五条第二項中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。

（自転車荷車税の月割課税）

第四百四十五条の二　四月二日以後において新たに取得された自転車又は荷車に対しては、その新たに取得された日の属する月の翌月から翌年の三月まで月割をもつて、自転車荷車税を課する。

第四百四十六条から第四百六十二条まで中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百六十三条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「自転車税額」を「自転車荷車税額」に改める。

第四節を次のように改める。

第四節　市町村たばこ消費税

（市町村たばこ消費税の納税義務者等）

第四百六十四条　市町村たばこ消費税（以下本節において「たばこ消費税」という。）は、公社が小売人に売り渡す製造たばこに対し、小売人がその販売の時によるべき小売定価を課税標準として、小売人の営業所所在の市町村において、公社に課する。

2　前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の市町村において、公社に課する。

（たばこ消費税の税率）

第四百六十五条　たばこ消費税の税率は、百十五分の十とする。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等）

第四百六十六条　市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消費税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に質問することができる。

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　市町村長がたばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの売渡しに関する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（たばこ消費税の徴収の方法）

第四百六十七条　たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2　公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村長に納付しなければならない。

3　公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4　市町村長は、第二項に規定する納期限までに同項の申告書の提出がなかつたとき、又は前条第一項の規定により公社に質問し、若しくは同条第四項の規定により関係書類を閲覧し、若しくは記録する際において、公社が第二項若しくは前項の規定により申告し、若しくは修正申告したたばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に対し、申告書又は修正申告書の提出を求めるものとする。

5　公社は、前項の規定によつて申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によつて、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

（たばこ消費税納期限の延長）

第四百六十八条　市町村長は、当該市町村の条例の定めるところによつて、特別の事情がある場合においては、公社に対し、たばこ消費税の納期限の延長をすることができる。

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）

第四百六十九条　公社は、第四百六十七条第二項の納期限後にその税額の全部又は一部を納付しなかつたときは、その納付しなかつた税額を当該市町村長に納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　市町村長は、公社が第四百六十七条第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第四百七十条から第四百八十五条まで　削除

第四百八十六条に次の一項を加える。

3　前項の電気事業者とは、電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）においてその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第四号に規定する者をいい、同項のガス事業者とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第　号）第三条の規定による許可を受けた者をいう。

第四百八十九条第一項中第四号及び第五号を次のように改める。

四　銅鉱及び銅地金

五　鉛鉱及び鉛地金

第四百九十九条第一項中第七号を次のように改める。

七　亜鉛鉱及び亜鉛地金

第四百九十九条第一項中第七号の次に次の一号を加える。

七の二　硫化鉱

第四百九十九条第一項中第九号の次に次の一号を加える。

九の二　チタン地金（スポンヂチタンを含む。）

第四百八十九条第一項第十号中「及び黒鉛粉末」を「、黒鉛粉末及び黒鉛含有特殊粉末合金」に改め、同項第二十一号中「メタノール」の下に「、アンモニア」を加え、同項第二十三号中「カプロラクタム（シクロヘキサノンを含む。）」に改め、同項第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五の二　アルコール（やし油を原料として製造するものに限る。）

第四百八十九条第二項中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第五号のガス事業者が製造し、若しくは供給するガス以外のガス」を「ガス製造のため直接使用するガス」に改め、同条に次の一項を加える。

5　地方鉄道法又は軌道法の規定の適用を受ける地方鉄道業者又は軌道経営者で主として電気を動力として運輸事業を営むものが直接一般交通のための旅客又は貨物の運送の用に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

「第八節　削除」を削る。

「第九節　入湯税」を「第八節　入湯税」に改める。

「第十節　削除」を削る。

「第十一節　市町村法定外普通税」を「第九節　市町村法定外普通税」に改める。

第四百八十九条の次に次の一条を加える。

（市町村法定外普通税の申告納付の手続等）

第四百八十四条の二　市町村法定外普通税を申告納付すべき納税者は、当該市町村の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

2　前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該市町村の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

第四百八十六条第一項中「前条第三項の規定による納入申告書」の下に「（第四百八十四条の二第一項の規定による申告書を含む。以下市町村法定外普通税について同様とする。）又は第四百八十四条の二第二項の規定による修正申告書（「当該納入申告」を「当該納入申告」に改め、同条第二項から第四項まで同様とする。）又は修正申告」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第四百八十七条第一項中「不足金額（更正に因る納入金額をいう。）」を「不足金額（更正に因る税金若しくは納入金額をいう。）」に、「納入申告」を「当該納入申告」に改め、同条第二項中「第四百八十四条の二第一項又は第六百八十五条第二項の納期限」を「第四百八十四条の二第一項又は第六百八十五条第二項の納期限」に、「納入の日」を「納付又は納入の日」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第四百八十八条第一項中「更正があつたとき」の下に「又は修正申告書の提出があつたとき」を加え、「当該更正又は修正申告前の納入申告」を「当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、「不足金額」の下に「又は当該修正申告に因つて増加した税額」を加える。

第四百八十八条第二項各号列記以外の部分中「更正前の納入申告」を「更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、同条同項第二号中「更正があつたとき、当該更正に因る不足金額」を「更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたとき、当該更正に因る不足金額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改める。

第四百八十八条第三項中「提出があつた場合」の下に「又は修正申告書の提出があつた場合」を加え、「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「決定」を「決定又は更正」に、「納入申告」を「納入申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額にそれぞれ」に改める。

第四百八十八条第四項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第四百八十九条第一項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「納入申告書又は修正申告書」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「更正に因る不足金額」を「更正に因る不足金額又は修正に因り増加した税額」に、「二百円以上であるとき」を「二百円以上であるとき、又は修正に因り増加した税額」に改め「同条第二項各号中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改め、同条第三項中「納入申告書」を「納入申告書又は修正申告書」に、「当該納入申告に係る税額」を「当該納入申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改め、同条第四項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第六百八十九条第一項中「税金」の下に「（第六百八十四条の二第二項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同様とする。）」を加える。

第五章の標題中「都等」の下に「及び道府県たばこ消費税○○及び道府県固定資産税○○」を加える。

第七百三十四条の前に次の節名を附する。

第一節　都等の特例

第七百三十四条第一項中「第十節」を「第八節」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　都がその特別区の存する区域において第一条第二項の規定によつて課する第四条第二項第一号に掲げる税（以下本節中「道府県民税たる都民税」という。）及び前項の規定によつて課する第五条第二項第一号に掲げる税（以下本節中「市町村民税たる都民税」という。）は、あわせて都民税という。

第七百三十四条第三項中「第十一節」を「第九節」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　都が前項の個人又は法人の都民税の全部を課する場合においては、第一条第二項及び本条第一項の規定にかかわらず、道府県民税たる都民税と市町村民税たる都民税とを一の税とみなして、これについては、第三章第一節の規定を準用する。この場合において、同章同節中「市町村民税」、「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都」又は「都知事」と、第三百十一条第一項中「六百円」又は「二千四百円」とあるのは、それぞれ「七百円」又は「三千円」と、同条第二項中「八百円」又は「四千円」とあるのは、それぞれ「九百円」又は「四千六百円」と、第三百十三条第一項及び第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、同条第三項中「百分の十五」とあるのは「百分の二十」と、同条第五項中「百分の七・五」又は「百分の九」とあるのは、それぞれ「百分の十二・五」又は「百分の十五」と読み替えるものとする。

5　特別区が第七百三十六条第一項の規定によつて市町村民税たる都民税を課することとなつた場合における都に対する道府県に関する規定の準用については、第一条第二項後段に規定するもの外、第二章第一節の規定中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」又は「特別区長」と読みかえるものとする。

5　都が第一項の規定によつてその特別区の存する区域において、固定資産税を課する場合においては、第三百四十九条の三の規定は、適用しない。

第七百三十七条中「市町村民税」を「道府県民税、市町村民税」に改める。

第六章を削り第五章に次の一節を加える。

第二節　固定資産税の特例

（大規模の償却資産に対する道府県の課税権）

第七百四十条　大規模の償却資産が所在する市町村（第三百八十九条第一項の規定による配分の結果大規模の償却資産が所在することとなる市町村を含む。以下本条において同じ。）を包括する道府県は、普通税として、第四条第二項各号に掲げるものを課する外、当該大規模の償却資産に対し、当該大規模の償却資産の価額（第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三百四十九条の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条　道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条　道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定に関する異議の申立及び出訴）

第七百四十四条　前条の通知を受けた納税義務者は、その価格等の決定について不服がある場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、文書をもつて、道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前条の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同条の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税義務者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

3　第一項の規定による異議の申立を受けた道府県知事は、その申立を受理した日から三十日以内に決定し、遅滞なく、これを申立人及び関係市町村長に通知しなければならない。

4　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。

5　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

6　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、地方団体の長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）

第七百四十五条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の賦課徴収等に関しては、本節に特別の定があるものを除く外、第三百四十一条第四号及び第五号、第三百四十三条第一項、第三百五十三条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十四条から第三百六十七条まで、第三百六十九条、第三百七十条第一項から第五項まで及び同条第八項から第十項まで、第三百七十一条から第三百七十七条まで、第三百八十三条、第三百八十五条、第三百八十六条、第四百三条並びに第四百十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村」とあるのは「道府県」と、「市町村長」とあるのは「道府県知事」と、第三百七十条第五項中「道府県知事に訴願することができる。」とあるのは「裁判所に出訴することができる。」と読み替えるものとする。

2　道府県知事は、第三百八十三条若しくは前項において準用する第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者又は第三百九十四条の規定によつて道府県知事若しくは自治庁長官に申告をする義務がある者がそのすべき申告をしなかつたこと又は虚偽の申告をしたことに因り第四百十七条又は第七百四十三条第二項の規定によつて当該償却資産の価格を決定し、又は修正したことに基いてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額を追徴しなければならない。この場合において、不足税額のうち、第三百六十八条第一項但書の規定によつて市町村長が追徴することができる額があるときは、道府県知事の追徴すべき額は、当該不足税額から当該市町村長が追徴することができる額を控除した額とする。

3　第三百六十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて道府県知事が不足税額を追徴する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは「道府県」と、同条第三項中「市町村長」とあるのは「道府県知事」と読み替えるものとする。

（道府県が課する固定資産税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第七百四十六条　道府県が課する固定資産税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

2　前項の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、道府県が課する固定資産税に関する事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

3　第一項の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても道府県が課する固定資産税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

4　第一項の場合において、道府県が課する固定資産税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第三節　道府県たばこ消費税の特例（都道都道府県の課する道府県たばこ消費税等の特例）

第七百四十七条　前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となった基準財政収入額からこれに算入された第二項各号の規定によって課する道府県たばこ消費税（都にあっては、第七百三十四条第一項の規定によって課する市町村たばこ消費税を含む。以下本節において「道府県たばこ消費税」という。）及び第七百四十八条第一項の規定によって課するたばこ消費税の税収入見込額（地方財政平衡交付金法第十四条第二項の基準税率をもって算定した税収入額をいう。以下本項において同じ。）を控除した額に、本節の規定を適用しないものとした場合における当該年度の道府県たばこ消費税の税収入見込額を加算した額が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となった基準財政需要額をこえる場合におけるそのこえる額（以下本項において「超過額」という。）があると認められる都道府県（以下「超過都道府県」という。）については、当該超過都道府県は、第二項第四節の規定（第七百三十四条第一項の規定によって都が課する市町村たばこ消費税について準用される第三章第四節の規定を含む。以下本節において同じ。）にかかわらず、その超過額に係る道府県たばこ消費税（道府県たばこ消費税の額がその超過額に満たないときは、道府県たばこ消費税の全額）を課することができないものとする。但し、第七百四十八条第三項の規定によって不足都道府県に申告納付することを要しない部分に相当するたばこ消費税についてはこの限りでない。

2　前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃等に因り、当該年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をするものとする。

（不足都道府県が課するたばこ消費税）

第七百四十八条　前条の規定によって超過都道府県が課することができない道府県たばこ消費税として自治庁長官が定める額に相当する道府県たばこ消費税については、第七十四条及び第四百六十四条の規定にかかわらず、超過都道府県以外の都道府県（以下本節において「不足都道府県」という。）が普通税として、本節の定めるところによって課するものとする。（本節においてこれを「たばこ消費税」という。）

2　日本専売公社（以下本条において「公社」という。）は、前項の規定によって不足都道府県が課するたばこ消費税については、毎年四月一日現在により、自治庁長官の定めるところによって当該たばこ消費税の額を当該不足都道府県の人口にあん分して、当該不足都道府県に申告納付しなければならない。

3　前項の規定によって申告納付すべきたばこ消費税の額を地方財政平衡交付金法及びこれに基く命令の定めるところにより基準財政収入額に算入する結果当該年度の基準財政収入額が当該年度の基準財政需要額をこえることとなる不足都道府県に同項の規定によって申告納付するたばこ消費税については、公社は、前項の規定にかかわらず、自治庁長官の定めるところによって、そのこえることとなる額に係るたばこ消費税を申告納付することを要しないものとする。

4　前項の規定によって不足都道府県に申告納付することを要しないたばこ消費税については、公社は、自治庁長官の定めるところによって、超過都道府県に申告納付しなければならない。

5　第二項に規定する人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口によるものとする。但し、当該国勢調査又は人口調査が行われなかった区域のある都道府県については、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る人口を当該国勢調査又は人口調査の結果による人口に加算するものとする。

（たばこ消費税についての準用等）

第七百四十九条　不足都道府県が納条第一項の規定によって課するたばこ消費税については、総理府令で特別の定をする場合を除く外、第二章第四節の規定を準用する。この場合において、第二章第四節の規定による道府県知事又は市町村長の権限は自治庁長官が、道府県又は市町村の徴税吏員の権限は自治庁の職員で自治庁長官の指定する者が行うものとする。

2　超過都道府県が課する道府県たばこ消費税については、総理府令で特別の定を設けることができる。

（政令への委任）

第七百五十条　前三条に定めるものの外、超過都道府県が課する道府県たばこ消費税及び不足都道府県が本節の規定によって課するたばこ消費税について必要な事項は政令で定めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日昭和二十九年四月一日から施行する。但し、入場税及び遊興飲食税に関する改正規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

（新法の適用区分）

2　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人（法人税法第四条の法人を除く。）の道府県民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、法人の市町村民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分は○（入場税及び遊興飲食税に関する部分を除く。）昭和二十九年度分の地方税から適用する。

（道府県民税に関する規定の適用）

3　新法第五十三条第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において純損金が総益金をこえることとなったため法人税法第二十六条の四の規定によって法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から適用する。

4　昭和二十九年度分の個人の道府県民税に係る徴税令書には、新法第四十一条第一項においてその例によることとされた同法第一条第一項第六号及び第三百十九条の二第一項の規定にかかわらず、普通徴収に係る個人の道府県民税の額を記載することをもって足りるものとする。

（事業税に関する規定の適用）

5　道府県は、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する新法第七十二条の十八第九十四条○の三第三項に規定する法人の行う事業に対しては、同法同条同項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

6　前項に規定する場合を除く外、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、新法第七十二条の十二第八十八条○の十二及び第七十二条の十四第九十条○の十八の規定にかかわらず、電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業にあっては当該事業年度の所得及び清算所得による。但し、当該法人のうち地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものが昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に解散した場合において同年同月同日までに清算が結了したときにおける事業税の課税標準は、清算所得による。

7　昭和二十九年四月一日前に地方鉄道軌道整備法第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受け、又は同法第八条第三項の規定による補助を受けたものについては、同年同月同日において当該認定を受け、又は当該補助を受けたものとみなして、新法第七十二条の十八第九十四条○の二第二項の規定を適用する。

8　附則第六項の法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、新法第七十二条○○の二十二第九十八条○○第一項及び第三項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業を行う法人（第二号に掲げる法人を除く。）　収入金額の百分の一・六

二　附則第六項但書の適用を受ける法人　清算所得の百分の十二

三　その他の事業を行う法人　所得及び清算所得の百分の八

9　新法第七十二条○○第一項第二号に規定する特別法人　所得及び清算所得の百分の十二

附則第六項の法人で地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものに対する事業税の課税標準又は事業税の更正又は決定については、新法第七十二条の十九及び第百十条の八の規定にかかわらず、同法第百十条の八の規定を適用するものとする。

10　附則第六項の法人（新法第九十二条○○の二十二第八条○○第一項第二号に規定する特別法人を除く。）で二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業以外の事業を行うものに対する新法第百十条の十五第一項の適用については、その課税標準である所得の総額が年五十万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、

同法第九十八条○の二十二第三項の規定を適用して記算した金額。以下本項中同じ。）をこえる場合において、当該所得の総額を年五十万円以下の金額と年五十万円をこえる金額とに区分することを要しないものとする。

11　新法第百一条○の二十五第一項、第百二条○の二十七第一項、第百三条○の二十七第一項、第百四条○の二十八第一項、第百五条○の二十九第一項、第百六条○の二十一第一項、第百七条○の二十二第一項又は第百八条○の二十二第一項の規定により昭和二十九年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年五月三十一日とする。

12　前項の規定によつて昭和二十九年五月三十一日までに新法第百二条○の二十六又は同法第百三条○の二十九の規定による申告納付と同法第百四条○の二十八の規定による申告納付又は同法第百五条○の二十九若しくは同法第百六条○の二十一の規定による申告納付と同法第百七条○の二十一の規定による申告納付とをあわせて行わなければならないこととなる法人については、同法第百二条○の二十六若しくは同法第百三条○の二十九又は同法第百五条○の二十九若しくは同法第百六条○の二十一の規定による申告納付をすることを要しないものとする。

13　地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業以外の運送業、運送取扱業、生命保険業、農業若しくは林業を行う法人又は新法第九十四条○の十八第三項に規定する法人（新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつたものを除く。）でその事業年度の期間が六月をこえるものがこの法律の施行後最初に当該事業年度について申告納付すべき事業税は、前項に該当する場合を除き、同法第百二条○の二十六第一項但書の規定によつて申告納付しなければならない。

14　昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に解散した法人が新法第百五条○の二十九又は同法第百六条○の二十一の規定によつてこの法律の施行後最初に申告納付すべきこととなる場合において、すでに当該法人の当該清算中の事業年度が二回以上終了しているとき、又は二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、附則第十二項の規定の適用がある場合を除き、同法第百五条○の二十九及び同法第百六条○の二十一の規定によつてこの法律の施行後最初に申告納付すべきこととなる場合において、すでに当該法人の当該清算中の事業年度が二回以上終了しているとき、又は二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、附則第十二項の規定の適用がある場合を除き、前項の規定に準じて申告納付しなければならない。

15　昭和二十八年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算の結了しないものは、新法第百五条○の二十九から第百七条○の二十一までの規定にかかわらず、当該二回以上終了した各事業年度の所得若しくは収入金額に対する事業税額又は当該それぞれの分配に係る残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分の金額に対する事業税額を計算してこれを申告納付しなければならない。

16　個人の行う事業に対する昭和二十九年度分の事業税に限り、新法第九十三条○の十七第一項但書の規定にかかわらず、旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）又は旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の規定に基く療養の給付につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付に係る経費は、必要な経費に算入しないものとする。

17　個人の行う事業に対する昭和二十九年度分の事業税に限り、所得から政令で定める年度の前年度までの各年度分の事業税については、新法第九十二条○の二十一から整除すべき金額は、新法第九十七条○の二十一第一項の規定にかかわらず、年六万円とする。

（入場税に関する規定の適用）

18　改正前の地方税法第七十五条に規定する場所への入場又は施設の利用で昭和二十九年四月一日以後に係るものについて改正前の同法同条第一項の規定により徴収された入場税については、なお、従前の例による。この場合において、入場税の特別徴収義務者が改正前の同法第八十七条第三項の規定によつて徴収した入場税の額が入場税法（昭和二十九年法律第　号）の適用があつたものとした場合において徴収すべき入場税の額をこえるため、当該入場税の納税者の請求に基いてそのこえる部分に相当する金額を返還したときは、道府県は、当該特別徴収義務者の請求に基き、当該道府県の条例で定めるところにより、その返還した部分に相当する額を還付しなければならない。

（不動産取得税に関する規定の適用）

19　新法第百十三条の二から第百十三条の四十四までの規定は、建築された家屋に対して課する不動産取得税については、昭和二十九年七月一日から適用する。

20　昭和二十七年五月十五日以前において旧連合国最高司令官の要求に基いて使用されていた土地又は家屋で政令で指定する区域にあるものが返還された場合において、昭和二十九年七月一日以後当該土地に家屋を新築し、又は当該家屋を増築し、若しくは改築したときは、その新築、増築又は改築が当該土地等の返還を受けた日から三年以内に行われたものである場合に限り、当該新築、増築又は改築については、不動産取得税を課さないものとする。

（都道府県たばこ消費税に関する規定の適用）

21　新法中都道府県たばこ消費税に関する規定は、昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

22　新法第三百十九条の三の規定は、昭和二十七年以降の年において純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額の還付を受けたものについて昭和二十九年度分から、新法第三百二十一条の八第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度においてそのこえる部分に相当する金額を還付したときは、道府県は、当該特別徴収義務者の請求に基き、当該道府県の条例で定めるところにより、その還付した部分に相当する額を還付しなければならない。

（固定資産税に関する規定の適用）

23　新法第三百四十九条の三、第四百条の二及び第五章第二節の規定並びに固定資産税に係るその他の新法の規定（新法第四百十七条第二項を除く。）中新法第三百四十九条の三及び第五章第二節の規定に係る部分は、昭和三十年度分の固定資産税から、固定資産税に係るその他の新法の規定は、この附則に特別の定がある場合を除き、昭和二十九年度分の固定資産税から適用する。

24　昭和二十九年度分の固定資産税については、改正前の地方税法第三百九十一条及びこれに係る改正前の同法の規定は、なお、効力を有するものとする。

25　新法第三百四十八条第二項第二号の二の規定は、昭和二十九年一月一日以後において建設されたトンネルについて適用する。

26　昭和二十九年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の二第一項中「三分の一の額」とあるのは「三分の一の額（電気の供給を業とする者及び農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体については、六分の一の額）」と、新法第三百五十条第一項中「百分の一・四」とあるのは「百分の一・五」と、改正前の地方税法第三百九十一条中「価格」とあるのは「価格等」と、新法第四百十五条第一

項但書中「縦覧期間を設けることができる。」とあるのは「縦覧期間を設けることができるものとし、なお、第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産について、その価格にそれぞれ同条に定める率を乗じて得た額については、これを当該固定資産の所有者に通知することによつて縦覧に代えることができる。」と、同法第四百十七条第二項中「第三百八十九条第一項」とあるのは「第三百八十九条第一項又は第三百九十一条第一項」と、同法第四百三十二条第一項中「第四百十七条第一項」とあるのは「第四百十五条第一項若しくは第四百十七条第一項」とする。

26 新法第三百四十九条の二第一項の規定は昭和二十八年一月二日以降において建設された同法同条同項に規定する家屋及び償却資産について、同法同条第二項の規定は昭和二十八年一月二日以降において敷設された同法同条同項に規定する構築物について、同法同条第三項及び第四項の規定は昭和二十八年一月二日以降において取得され、又は製作された当該各項に規定する機械設備等について、同法同条第六項の規定は昭和二十八年一月二日以降において航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機について、それぞれ昭和二十九年度分の固定資産税から適用する。

27 新法第三百四十九条の二第一項の規定は、昭和二十八年一月一日以前において建設された同法同条同項に規定する家屋及び償却資産に対しては、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該固定資産が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和二十八年度までの年度の数を十から控除して得た数（以下本項中「残存年度数」という。）が五年度をこえるときは、昭和二十九年度分からその五をこえる数に相当する年度分については当該固定資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該固定資産の価格の三分の二の額とし、残存年度数が五以下であるときは、昭和二十九年度分からその数に相当する年度分については当該固定資産の価格の三分の二の額とする。

28 地方鉄道軌道整備法附則第四項の規定によつて同法第三条第一項第一号に該当するものとして同法同条同項の規定による運輸大臣の認定を受けたものとみなされる地方鉄道又は軌道及び同法附則第五項の規定によつて同法第二条第二項の新線とみなされて同法第三条第一項の規定による運輸大臣の認定を受けた地方鉄道又は軌道に係る新法第三百四十九条の二第二項に規定する構築物については、同法同条同項の規定を適用するものとする。この場合において、当該構築物に対して課する固定資産税の課税標準は、当該構築物が敷設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度（当該年度が昭和二十四年度以前の年度である場合においては、昭和二十五年度）から昭和二十八年度までの年度の数を十から控除して得た数のうち、その五をこえる数に相当する年度分については昭和二十九年度分から当該構築物の価格の三分の一の額とし、その後五年度分について当該構築物の価格の三分の二の額とする。

29 新法第三百四十九条の二第三項及び第四項の規定を昭和二十八年一月一日以前において取得され、又は製作された当該各項に規定する機械設備等に対して適用する場合においては、当該機械設備等に対して課する昭和二十九年度以降の年度分の固定資産税の課税標準は、当該機械設備等が取得され、又は製作された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年度から昭和二十八年度までの年度の数を六から控除して得た数のうち、その三をこえる数に相当する年度分については昭和二十九年度分から当該航空機の価格の三分の一の額とし、その後三年度分については当該航空機の価格の三分の二の額とする。

30 新法第三百四十九条の二第六項の規定を昭和二十八年一月一日以前において航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機に対して適用する場合においては、当該航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、当該事業を開始した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和二十八年度までの年度の数を六から控除して得た数のうち、その三をこえる数に相当する年度分については昭和二十九年度分から当該航空機の価格の三分の二の額とする。

31 28 昭和三十年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三第一項の表を左の表の通り読み替えて、同法同条同項の規定を適用するものとする。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	二億円
人口五千人以上人口一万人未満の町村	二億三千万円に人口千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口一万人以上人口三万人未満の市町村	三億六千五百万円に人口千人を増すごとに千五百万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	六億五千万円（当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額とする。）

32 31 新法中市町村たばこ消費税に関する規定は、昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

33 32 新法第四百八十九条第一項及び同法第四百八十九条第五項の規定は、この法律の施行の日以後において電気事業者の電気料金の変更について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日以後において使用した電気に対して課する電気ガス税から、電気ガス税に係るその他の新法の規定は、昭和二十九年四月一日から適用する。

（昭和二十八年度分以前の地方税）

34 33 昭和二十八年度分以前の地方税（法人の行う事業に対する事業税にあつては昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、○○入場税及び遊興飲食税に係る分、○市町村民税の法人税割にあつては昭和二十九年六月三十日以前の分、市町村民税の法人税割にあつては昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、電気ガス税に係る分については、この法律の施行の日以後においては、この法律の施行の日以後において電気事業者の電気料金の変更について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日前に使用した電気に係る分）については、改正前の地方税法第七百四十条第二項の規定を除き、なお、従前の例による。

35 34 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（日本銀行法の一部改正）

36 35 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項中「（昭和二十三年法律第百十号）」を「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」に改める。

（所得税法の一部改正）

37 36 所得税法の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「及び地方税法に規定する市町村民税（市町村民税に係る延滞金額を含む。）」を「並びに地方税法に規定する道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む。）」に改める。

（法人税法の一部改正）

38 37 法人税法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「市町村民税を「道府県民税若しくは市町村民税」に改める。

第十二条の二第三項中「その法人税額に係る市町村民税額」を「その法人税額に係る道府県民税額（均等割額を含む。）若しくは市町村民税額」に改める。

第十六条第二項中「及び地方税法の規定により市町村民税」を「並びに地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税」に改める。

第十七条の二第二項中「市町村

民税額」を「道府県民税額（均等割額を含む。）及び市町村民税額」に、「及び市町村民税額」を「並びに道府県民税額及び市町村民税額」に改める。

（競馬法の一部改正）

第39　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による入場税」を「入場税法（昭和二十九年法律第　号）の規定による入場税額に相当する額」に改め、同条第二項を削る。

（相続税法の一部改正）

第4038　相続税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「○物品税、○揮発油税、入場税、繊維品消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による附加価値税の税額で政令で定めるもの」を「○物品税及び○揮発油税、入場税及び繊維品消費税」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第4139　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の二を第九十七条の三とし、第九十七条の次に次の一条を加える。

第九十七条の二　第六十二条第一項の検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由に因るものを除く。）がないことを証する都道府県知事の書面を提出しなければならない。

2　陸運局長は、前項の書面の提出がないときは、第六十二条第一項の検査をしないものとする。

（税理士法の一部改正）

第4240　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「附加価値税」を「事業税」に改め、「事業税、特別所得税」を削る。

第六条第一号及び第八条第七号中「附加価値税」を「事業税」に改める。

第三十四条第二項中「、法人税法第二十五条第一項又は地方税法第五十二条第一項」を「又は法人税法第二十五条第一項」に改める。

（企業合理化促進法の一部改正）

第4341　企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第三条の表中

「軍人用販売機関等で地方税法第七十五条第二項から第四項までに掲げる場所又は施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場又はその利用	入場者又は利用者	入場税

を

「合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	合衆国軍隊	不動産取得税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等で地方税法第七十五条第二項から第四項までに掲げる場所又は施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場又はその利用	入場者又は利用者	入場税

」

に、「自動車税、自転車税及び荷車税」を「自動車税及び自転車荷車税」に、「自動車税及び」を「道府県民税及び市町村民税」に改める。

第四条中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第4543　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第二項但書中「第七条第三項」の下に「及び地方税法第八十九条○第四項（事業年度の期間が一年をこえる場合）」を加え、同条第四項中「第三十六条第五条を次のように改める。

第五条　削除

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第4442　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は業務」及び「及び特別所得税」を削る。

（法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付）」を「第百二十二条○の二十六○（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）」に改める。

（自治庁設置法の一部改正）

第4644　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　地方税法第三百五十四条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第十三条中第三号を次のように改める。

三　地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第十七条中第七号の次に次の一号を加える。

七の二　地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率の制限の指示に関すること。

（児童福祉法の一部を改正する法律の一部改正）

第45　児童福祉法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（身体障害者福祉法の一部を改正する法律の一部改正）

第46　身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項を削る。

（風俗営業取締法の一部改正）

第47　風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「まあじゃん屋」の下に「、ばちんこ屋」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3　前条第三号に掲げる営業を営む者は、第一項の許可を受けた後三月（ばちんこ屋その他これに類する営業で都道府県の条例で指定するものを営む者にあつては、一月）を経過するごとに、当該都道府県の条例の定めるところにより、当該期間の満了する日の属する月の前月までにその納付又は納入すべき入場税の納付又は納入すみであることを証する書類を添えて公安委員会に許可の更新を求めなければならないものとし、公安委員会は、滞納に係る入場税があるときは、当該都道府県の条例で定める特別の事情がある場合を除く外、その許可の更新を認めないものとする。

第48　この法律（附則第一項但書に係る部分を除く。）施行の際、既に風俗営業取締法第二条第一項の許可を受けているものについての前項の規定による改正後の同法同条第三項の規定の適用については、昭和二十九年五月一日に同法同条第一項の許可があつたものとみなす。

入場譲与税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、別途政府の提案に係る入場税法案によつて入場税が国税へ移管されることに伴い、入場税の収入額のうち一割に相当する額を国の収入とし、九割に相当する額を地方に譲与して、地方財源の調整を図ろうとするもので、地方譲与分はこれを都道府県に、その人口にあん分して年四回に分ち譲与するものである。

二　議案の否決理由

本案は、入場税の国税移管を前提とし、その収入の九割相当額を、地方財源の偏在是正のため、地方に移譲しようというのであるが、入場税は古くから地方税であり、支那事変特別費に充てるため、昭和十三年国税に移管され、その収入の一部が地方団体相互間の調整財源として還元されることになつたとはいえ、昭和二十三年再び地方税となり、シャウプ勧告によつて樹立された現行地方税法の体系では、遊興飲食税と並んで道府県の法定普通税となり更に事業税とともに、都道府県の税収の三大支柱となつている現状にかんがみ、これを国に移譲して更に国から人口あん分によつて譲与をうけることは、地方団体の個性と自主性を奪い、地方団体の財政運営に障害を与えるものであるから、財源調整は別の方法によるべきであつて、入場税は国税に移管すべきでない。従つて本案の目的とする入場税の譲与制はこれを排すべきものとして否決せられた。

なお、本案に対しては、加藤精三君外十一名より修正案が提案された。

修正案の内容は、入場税法案に対する修正案の内容と関連するもので、入場税の税率を軽減することによつて生ずることが予想せられる税の減収に伴う地方譲与税額の減少は、地方財政に不測の打撃

を与えるものであるから、そのおそれをなくするため、これに対処しようとするもので、次の三点を含んでいる。

1　昭和二十九年度における入場税法の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額が百七十二億八千万円に満たない場合においては、同年度分の入場譲与税は、第一条の規定にかかわらず、百七十二億八千万円とし、その差額は、一般会計の負担とする。

2　昭和二十九年度分の入場譲与税については、第三条の規定にかかわらず、七月、十月、一月及び三月において、それぞれ政令で定める金額を譲与するものとする。

3　昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは、「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額（前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額に満たなかつた場合においては、その差額に相当する金額を加算した額）」と読み替えるものとする。

以上三点を本法の附則に新たに三項を設けてこれを規定しようというのである。

しかしながら、この修正案は本案と同じく入場税を国に移譲すること を前提とするもので、しかもなお、譲与税制が地方財源の確保を目的とする精神をも不安ならしめたものとして反対の意見が多く採決の結果、否決された。

以上の理由により、本案及び修正案はともに否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月七日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

消費生活協同組合法施行以来、国民生活の安定と生活文化の向上のために組合が果した役割には、相当大きなものがあるが、その反面、社会経済情勢の変遷に伴い組合の組織あるいは運営について考慮を要する事項も現れているので、組合をその本来の使命達成に邁進せしめ、且つ、その健全な発達を促すため、消費生活協同組合に対する監督助長等について改善を図ろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が、その名称使用を他人に許諾することを禁ずること。

2　消費生活協同組合地域連合会の事業制限を撤廃すること。

3　剰余金の割戻に関する制限を従来の「五分」から「一割」までに引き上げること。

4　総会の議決事項に規約の設定、変更及び廃止を加え、又財務基準を新たに設けることとすること。

5　行政庁の報告徴収、検査又は措置命令等の監督権を実情に即して拡張し、且つ、解散命令については、当該組合に弁明の機会を与えて、その権利保護を図ることとすること。

二　議案の修正議決理由

消費生活協同組合の健全な発達を促すため、監督助長等について改善を図ることは必要であり、なお、別紙の通り修正することが時宜に適する措置と認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月五日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

（小字及び┌┐は修正）

〔別紙〕

第九十三条中「処分又は定款を守らせるために必要があると認めるときは、」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき○○、又は組合の運営が著しく不当であると認めるとき」に改める。（会計経理、適正でない）

第九十四条第一項中「又は定款」を「、定款又は規約」に改め、同条第二項中「処分又は定款を守らせるために、必要があると認めるとき」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の運営が著しく不当であると認めるとき」に改める。（会計経理、適正でない）

第九十五条第一項を次のように改める。

当該行政庁は、前条の規定による検査を行つた場合において、その組合が、左の各号の一に該当すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

一　その業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反していること。

二　正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後一年以内にその事業を開始しないこと。

三　前各号に掲げるもの外、その運営が著しく不当であること。（第一、会計経理、適正でない）

医業関係審議会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

去る昭和二十六年六月二十日に制定公布された医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は、明年一月一日から施行されることになつている。この法律によると、薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤をしてはならないこととなつているが、獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するとき及び医師又は歯科医師が、患者又は現にその看護にあたつている者から、特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合、省令の定めるところにより診療上必要があるとされる場合、及び省令の定めるところにより薬局の普及が十分でないとされる地域で診療を行う場合において、自己の処方せんにより自ら調剤するときは、販売又は授与の目的で調剤することができることになつているのである。又医師、歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に当つている者に対して処方せんを交付しなければならないこととなつているが、省令の定めるところにより処方せんを交付することが患者の治療上、特に支障があるとされる場合は、これを交付しなくてもよいとなつているのである。

以上のごとき省令の制定及び改正について調査審議させるため医薬関係審議会を設置し、その組織及び運営の方法を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

医師法第二十二条第一項但書、歯科医師法第二十一条第一項但書並びに薬事法第二十二条第一項第二号及び第三号に規定する省令の制定及び改正に関し調査審議させるため、医薬関係審議会を設置することは適当と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に三十八万円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年四月六日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、（一）投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の費用弁償額を実情に即するよう引き上げ、（二）公務員の給与改訂に即応して超過勤務手当を増額し、（三）物価の変動に伴つて薪炭費及び用紙費の単価を改訂し、（四）立会演説会における「まいく」借上料を積算の基礎に加え、（五）北海道の地域につき、燃料費の支給期間及び加算額の特例を設け、（六）指定病院、一定の船舶、監獄等の長を不在者投票管理者として行う不在者投票に要する経費につき、その特別な経費を見込むこととする等の諸点の外、離島における選挙執行の場合に予見されるごとき、特殊の必要経費については、自治庁長官と大蔵大臣との協議がととのつた場合においては、例外としてその地方団体に対して交付する額の「百分の五」をこえる額を調整費から特に交付することができることとするものので、ひつきよう、国会議員の選挙等の執行につき、国が負担する経費で都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に交付するものの基準等に所要の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国会議員の選挙等の執行について国の負担すべき経費につき、地方団体の負担を適正ならしめようとするものであり、その内容も実情に即するものであるから、適切な改正と認めて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月六日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本製鉄株式会社法廃止法は、日本製鉄株式会社が、企業再建整備法の規定による決定整備計画に従い、昭和二十五年三月三十一日解散して、清算事務に入つたのにともない、日本製鉄株式会社法を廃止するとともに、これに伴なう経過的措置を規定したものである。

すなわち、日本製鉄株式会社法の規定によれば、いわゆる一般担保制度の適用により社債の発行に当つて、工場抵当法による工場財団を組成する必要がなかつたため、同社の資産については、全く、工場財団の組成に必要な措置が講ぜられていなかつたのである。従つて、日本製鉄株式会社の第二会社たる八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の二社に対して、工場財団組成のための猶予期間を設け、二年を限つて、一般担保による社債の発行を許容するとともに、三年を限つて、社債の担保の効力を認め、更に見返資金等の貸付金の担保の効力についても、同様の措置をとつたのであるが、その後両社の設備合理化計画の進捗にともない、一般担保の対象となる債務も、急激に増加したため、規定された期限内に、この債務の見合う工場財団の組成を完了することが困難となつたので、昭和二十七年四月十二日法律第十一号をもつて期限を更に、それぞれ二年延長して今日に至つているのである。しかしながら、その後においても工場財団組成の手続は、きわめて複雑であるため、現在に至るも、工場財団組成を完了していないのである。よつて日本製鉄株式会社法廃止法による社債の発行期限を更に、二年延長するとともに、社債及び日本開発銀行の貸付金にかかわる担保の効力を、二年延長しようというのが、その要旨である。

二　議案の可決理由

日本製鉄株式会社法廃止法の施行後の情勢の変化にかんがみ、八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の社債等に対する一般担保の制度に関する同法附則第五項及び第六項の規定を改正しようとする本案の趣旨は、やむを得ない措置と認め、全会一致をもつて、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

現在鹿児島市における繊維製品検査は逐年激増の数量を示す状態となつた。従つて往々検査表示の円滑、迅速を欠く場合が生じてきたのである。

よつて、鹿児島市に出張所を設置し、検査表示の能率的運営を図り、品質の改善と海外における声価の向上に資そうとするもので、地方自治法第百五十六条第六項の規定による国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、輸出手続の円滑化、輸出品質の向上に資することに伴い輸出振興に寄与するものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

入場税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

地方財源の偏在を是正する等のため、地方税たる入場税を国において徴収することとし、課税範囲の調整、税率の引下げ等を行おうとするものである。

二　議案の修正議決理由

今次の税制改正の一環として、妥当な措置であることを認めるが諸般の実情を考慮して修正することを適切と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（課税標準及び税率）

（小字及び■は修正）

第四条　入場税は、入場料金を課税標準として、左の各号に掲げる税率により課する。

一　第一種の場所

入場料金が一人一回について四十円以下であるとき　入場料金の百分の二十五

入場料金が一人一回について四十円をこえ、七十円以下であるとき　入場料金の百分の二十八

入場料金が一人一回について七十円をこえ、百五十円以下であるとき　入場料金の百分の三十二

入場料金が一人一回について百五十円をこえるとき　入場料金の百分の四十

二　第二種の場所

入場料金の百分の十

2　交響楽、器楽、声楽等の純音楽、純オペラ、純舞踊、雅楽、文楽若しくは能楽をもつぱら研究発表する会場への入場又はスポーツを催す競技場への入場については、○その入場料金が一人一回について八十円をこえる前項第一号の規定にかかわらず、○入場料金の百分の二十から領収した金額が、前条第一項に規定する金額（前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この項において同じ。）をこえ、当該金額とこれに対し第四条第一項第一号若しくは同条第二項に規定する税率のうち最低のもの又は同条第一項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条第一項に規定する金額を控除した額に相当する入場税を課する。

但し、第一種の場所への入場（前条第二項に規定する場合に該当する入場を除く。）につき入場者から領収した金額については、この限りでない。

（入場券の交付及び切取の義務）

第十九条　経営者等は、左の各号に掲げる場合を除く外、興行場等に入場させるとき、又は前売その他いずれの名義でするかを問わず、あらかじめ入場料金を領収するときは、政府が発行する用紙（以下本条中「用紙」という。）をもつて入場券とし、これを入場者に交付しなければならない。

一　○第二種の場所への入場者から領収すべて一人一回について二十円以下である場合

二　第七条第一項第一号に規定する公務又は業務により入場する者を入場させる場合

三　第七条第一項第二号の規定の適用を受けるべき場合のうち入場料金を領収しないで入場させる場合

四　第八条第一項又は第二項の規定により免除を受ける催物を行う場合で、税務署長が指定するとき

五　第九条に規定する文化財のみを公開する場所に入場させる場合

六　その他入場券の交付を必要としないと認められる場合で、政令で定めるとき

2　前項の用紙は、税務署長が、政令で定めるところにより、経営者等に交付する。

3　税務署長は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、経営者等がその時までに納付しなければならない入場税を完納したこと及びその時までに使用していない用紙の数を確めた上でなければ、これを交付してはならない。

4　税務署長は、第十四条の規定によつて担保の提供を命じた場合において、経営者等に用紙を交付するときは、当該経営者等が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

5　経営者等は、毎月使用した入場券の種類別に枚数を記載した申告書を、第十条の規定による申告書にあわせて所轄税務署長に提出しなければならない。

6　経営者等は、入場者を興行場等に入場させる際、入場券の呈示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなければならない。

7　経営者等は、第二項の規定によつて交付を受けた用紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

8　用紙の種類及び様式又は形式は、大蔵省令で定める。

（記帳義務）

第二十二条　経営者等は、左に掲げる場合を除き、帳簿を備え、政令で定めるところにより、入場人員、領収した金額の総額その他業務に関する必要な事項を記載しなければならない。

一　○○第二種の場所への入場者から領収する常時の入場料金が一人一回につき二十円以下である場合

二　第九条に規定する文化財のみを公開する場合

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から一日から施行する。

2　この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に施行する。

3　第二十一条第一項前段の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続いて経営者等であるものについては、適用しない。

4　この法律の施行前、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第　号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧地方税法」という。）第七十八条第一項から第三項までの規定により入場税の免除を受けた催物で、この法律の施行の日から五日以内に開催されるものについては、第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた催物とみなす。

5　旧地方税法第八十四条第一項の規定により都道府県が作成して交付した用紙をもつて経営者等がこの法律の施行前に発行した入場券又は同条第二項に規定する入場券等引換券（同条第七項の規定により入場券とみなされるものに限る。）は、この法律の施行後三月間を限り、第十九条第一項の規定による入場券とみなす。

6　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「及び物品税」を「、物品税及び入場税」に改める。

7　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙」を「、物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙若しくは入場税法第十九条の規定による用紙」に改める。

8　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「揮発油税」の下に「、入場税」を加える。

9　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う刑事特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及び入場税法（昭和二十九年法律第　号）」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（入場税法の特例）

第十二条　軍人用販売機関等で、入場税法第一条に掲げる場所のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場については、入場税を免除する。

10　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「揮発油税」の下に「、入場税」を加える。

〔第三十六号参照〕

議員關谷勝利君、同岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件に関する報告書

本件は、内閣より關谷勝利君、岡田五郎君逮捕の許諾を求められたるものであるが、委員会においては、慎重に考量の結果これに許諾を与うべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年四月十三日

議院運営委員長　眷家　喜六

衆議院議長堤康次郎殿

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地方財政運営の窮状にかんがみ、地方団体の財政の自主性と安定性とを期する方途を講ずる必要があるので、法律の題名を地方交付税法と改め、従来の交付金と異なり、地方団体の独立財源の性格を有するものとなし、その交付税の平年度分の総額は所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ一定割合に相当する額なることを明示し、しかして各地方団体に対する交付税配付の基準は、現行地方財政平衡交付金法のそれによるものとし、もつて各地方団体が、その行うべき地方行政の合理的且つ水準的な運営を保障するに遺憾なきを期そうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、その趣旨目的は適切であり又、各地方団体に対する配付の基準及び方法も妥当と認められるが、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十をもつて、毎年度分の交付税とするのであつては、地方財政の現況に照し、明らかに、不十分であるから、百分の二十を百分の二十五と修正することを必要と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十二日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

第六条を次のように改める。

（交付税の総額）

第六条　所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十$\frac{〇〇}{〇五}$をもつて交付税とする。

2　毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十$\frac{〇〇}{〇五}$に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。

2　改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中九　固定資産税に係る部分は、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。

3　昭和二十九年度に限り、新法第六条第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十$\frac{〇〇}{〇五}$」とあるのは「所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十$\frac{〇〇}{〇五}$」と、同法同条第二項中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十$\frac{〇〇}{〇五}$」とあるのは「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の九・六六並びに酒税の収入見込額の百分の二十$\frac{〇〇}{〇五}$」と読み替えるものとする。

3　法

昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中

費	警察職員数	一人につき　三〇六、〇二〇$\frac{〇〇}{〇〇}$

」とあるのは「

一	警察費	人口一人につき　一六五$\frac{九〇}{九七}$

」とあるのは「

一	警察費	人口一人につき　一六五$\frac{九〇}{九七}$

」と読み替えるものとする。

4　昭和二十九年度に限り、新法第十二条第一項の表道府県の項中「

一	警察費	警察職員数　一人につき　三〇六、〇二〇$\frac{〇〇}{〇〇}$

」とあるのは「

一	警察費	警察職員数　一人につき　二二四、〇五〇$\frac{〇〇}{〇〇}$

」と、同表市町村の項中「

一	消防費	人口一人につき　一六五$\frac{九〇}{九七}$

」とあるのは「

一	警察費	人口一人につき　一六五$\frac{九〇}{九七}$
二	消防費	人口一人につき　一六五$\frac{九〇}{九七}$

」と読み替えるものとする。

人税割二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人（以下「道府県分割法人」という。）に係るものについては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、

とあるのは

「3　法人税割二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人（以下「道府県分割法人」という。）に係るものについては、当該法人に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る市町村民税のうち法人税割の課税標準、

と、同表市町村の項中

「3　償却資産(1)　地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの

とあるのは

「3　償却資産(1)　地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの

と読み替えるものとする。

6　昭和二十九年度に限り、新法第十六条第一項の表中「前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額」とあるのは「昭和二十八年度の当該地方団体に対する地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額」と、「前年度の交付税の総額」とあるのは「昭和二十八年度の地方財政平衡交付金の総額」と読み替えるものとする。

7　新法第十九条の規定は、昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金については、適用があるものとする。この場合においては、同条第一項中「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付税の額を通知」と、「普通交付税の額の算定の基礎」とあるのは「普通交付金の額の算定の基礎」と、同条第二項中「普通交付税の算定」とあるのは「普通交付金の算定」と、「交付を受けた普通交付税」とあるのは「交付を受けた普通交付金」と、「交付を受けるべきであつた普通交付税」とあるのは「交付を受けるべきであつた普通交付金」と、同条第三項中「交付税の算定」とあるのは「交付金の算定」と、「交付税の交付」とあるのは「交付金の交付」と読み替えるものとする。

8　昭和二十九年度に限り、奄美群島に係る地方交付税法の適用については、政令で特例を設けることができる。

9　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号から第二十四号まで中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十二条第二号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、同条第三号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「配分」を「交付」に改め、同条第四号中「地方交付税」を「地方交付税」に改め、同条第九号中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

第十七条第一号及び第二号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「配分」を「交付」に改め、同条第三号及び第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十九条第一項中「毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に関して、」を「地方交付税法第六条の三第二項の規定の適用に関して、」に改める。

10　地方税法の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条第三項及び第四項中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

11　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

12　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条及び第三十五条中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

13　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十九年度の揮発油税の収入額の三分の一に相当する額を揮発油譲与税として都道府県及び指定市に譲与することを内容とするものであるが、今次地方税制改正に伴う措置として、左の諸点を勘案し、立案されたものである。すなわち

1　「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」により、揮発油税相当額は道路整備五箇年計画の財源に充てるべきものとなつていること。

2　自動車の利用度の多い都道府県道はもち論、国道も管理責任者は都道府県及び五大市又はその長であり、その道路の管理に要する費用は、都道府県及び五大市の負担となつていること。

3　これらの道路の全部を道路整備五箇年計画の対象に採り入れ、国がその改築又は修繕の費用を負担又は補助するとしても、これに伴う地方負担分の財源が必要であるが、この計画に採りあげられるのはその一部であり、この計画に採り上げられた道路の維持に関する費用及びこの計画に採り上げない道路の維持、改築及び修繕に関する費用は、いずれも都道府県や五大市の負担であること。

4　地方団体の負担する道路費の財源に充てる意図もあつて、別途揮発油税法を改正して四月から揮発油税を二割程度増徴しようと計画されていること。

5　都道府県道の改築又は修繕は、必要な財源を地方に与えて、各都道府県の自主的財源の効率的使用をはかり、補助金交付に伴う弊害を除くことが望ましいこと。

しかしながら、「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が成立している関係上、この揮発油譲与税の制度を恒久法とせず、本案はこれを差し当り昭和二十九年度の措置とするに止めている。

しかして、揮発油税の昭和二十九年度収入額の三分の一相当額を都道府県及び五大市に譲与することとし、予算額七十九億円を計上しており、決算額との差額は昭和三十年度又は昭和三十一年度に精算することになつている。

譲与基準は、揮発油譲与税総額のうち、四十八億円は道路整備五箇年計画に定められた都道府県道の面積にあん分して譲与するものとし、残額は「国道」と「道路整備五箇年計画に定められた都道府県道以外の都道府県道」の面積にあん分して譲与するものとし、改築の要否による道路の種別、自動車一台当りの道路の延長等により補正ができる。

又揮発油譲与税の使途は、総額のうち四十八億円については、道路整備五箇年計画に定められた都道府県道の改築又は修繕に充てなければならないが、残額はひろく道路に関する費用に充てればよいことになつている。

なお、譲与時期は五月、八月、十一月の三回となつており、本譲与税の会計については、特別会計が設置され、一般の歳入歳出とは区分して経理される。

二

議案の可決理由

本案は、国の収入である揮発油税の一部を地方に譲与して、都道府県に道路に要する経費の自主財源を与えようとするものであるから可なりとするも、一応昭和二十九年度の臨時の措置となつているので、地方財政計画上将来において不測の圧迫を与えるものではないかとの疑もあり、又指定道路工事と経費、中央の指示等の関係につき論議されたが、採決の結果賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十三日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律及び補助金等の臨時特例等に関する法律に関連して、地方財政の健全且つ自主的な運営を図るため、地方公共団体における年度間の財源の調整に関する規定を設けるとともに、国庫負担金に関する規定を整備する等の必要がある。

すなわち従来の地方財政平衡交付金は地方交付税となり、その総

額は、毎年所得税、法人税及び酒税の一定率によつて一応自動的に定まる結果、地方団体の一般財源が基準財政需要額を著しくこえる場合には、地方団体は、地方交付税の交付を受けるものと否とを問わず、超過額の一部を積み立て、又は地方債の償還財源に充当する等自らその財源を調整する措置をとることとし、補助金等の臨時特例に関しては、母子相談員、母子手帳等に関する国庫負担に関する規定の適用を当分の間停止し、漁業関係の調整に要する経費を国がその全部又は一部を負担するものとするとともに、地方団体が負担する義務を負わない経費に関する規定を整備し、その他諸規定の整備に関しては地方債の流通性の確保に便ならしめるため、地方債に関する商法の準用規定を整備する外、警察法、地方税法等諸法律の制定あるいは改正に伴う整備を行おうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、諸法律の制定改正に伴い、地方財政の健全なる運営上当然の要求として本法の改正を要する事項を内容とする。

しかしながら、補助金等の臨時特例等に関する法律案が、昭和三十年三月三十一日限り、その効力を失うよう修正されたこと及び本案の附則に定める本法の施行期日が、昭和二十九年四月一日となつているので、これらの点について その是正を図るため、灘尾弘吉君外十名より別紙の通りの修正案が提出された。

採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、よつて本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十三日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

第三十六条を次のように改める。（小字及び━━は修正）

(国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならない事務に要する経費に関する特例)

第三十六条　第十条第七号の二の規定及び同条第八号の規定中母子手帳に関する部分は、当分の間、（昭和二十九年度に限り）適用しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。（昭和二十九年四月一日から施行する。）し、第五条の改正規定は昭和二十九年度分の地方税から、第十条、第十条の四及び第三十六条の改正規定は同年度分の負担金から適用する。

2　改正後の地方財政法第十二条第二項第二号中「警察庁」とあるのは、昭和二十九年六月三十日までの間は、「国家地方警察」と読み替えるものとする

〔第三十七号参照〕

昭和二十九年度特別会計予算補正(特第1号)に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、MSA協定の締結に伴い、アメリカ合衆国政府から経済的措置に関する協定に基いて贈与される円資金の経理を、一般会計と区分して行うため設置した特別会計で、その名称を「経済援助資金特別会計」とした。このため、昭和二十九年度における特別会計の数は三十三会計となる。

本予算の歳入、歳出予定額内訳は次の通りである。

1　歳　入

援助資金受入　三十六億円

運用利殖金収入　三千三百万円

雑収入　一千円

計　三十六億三千三百万一千円

2　歳　出

援助資金支出　三十六億三千三百万一千円

(工業力強化投融資に充てるものである。)

二　本予算の可決理由

本予算は、わが国工業の助成その他経済力の増強に資するため必要且つ妥当のものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十五日

予算委員長　倉石　忠雄

衆議院議長堤康次郎殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来の地方財政平衡交付金制度に代え、今般、新たに、地方交付税及び入場譲与税に関する制度を設けるとともに、昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する特別措置を講ずることとするのに伴い、これらの交付税及び譲与税の配付に関する政府の経理を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計を設置しようとするもので、地方交付税相当額の一般会計からの繰入金、入場税収入及び附属雑収入を収入とし、地方交付税交付金、入場譲与税譲与金、入場税収入の一割相当額の一般会計への繰入金及び附属諸費を歳出とする等所要の規定を設けることとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、地方交付税及び入場譲与税に関する制度の新設並びに昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する特別措置に伴うものとして大体において適切な措置であると認めるが、更に、この法律の施行に伴う経過的臨時措置として昭和二十九年度に限り入場譲与税法附則第二項の規定により一般会計において負担すべき額がある場合においては、入場税収入額中の一般会計に繰り入れるべき金額をもつてこれに充当することとし、なお不足があるときは一般会計からこの会計に繰り入れることとするとともに、この会計において一時借入金をした場合において歳入不足のためこれを年度内に償還することができないときは、その借換をすることができるように修正することを適当と認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び━━は修正）

1　この法律は、公布の日から施行する。（昭和二十九年四月一日から施行する。）し、昭和二十九年度分の予算から適用する。

2　昭和二十九年度に限り、入場譲与税法附則第二項の規定により一般会計において負担すべき額がある場合においては、第五条の規定により一般会計に繰り入れるべき金額のうち当該負担すべき額に達するまでの金額は、同条の規定にかかわらず、一般会計に繰り入れないでこれを当該負担すべき額に充てるものとする。

3　前項の場合において、なお不足があるときは、当該不足額に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2 4　昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律（昭和二十九年法律第　号）第七条に規定する揮発油譲与税の収入見込額に相当する金額は、昭和二十九年度において、同条の規定により追加して譲与される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、昭和三十年度又は昭和三十一年度において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

3 5　昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律第七条の規定により都道府県及び指定市から返還される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、その返還された年度において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

4 6　昭和二十九年度に限り、この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

5 7　前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

6 8　第四［六］項の規定による一時借入金は、昭和二十九年度の歳入［内に］をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることができる。

7 9　［前項但書］第四項の規定による［り借換をした］一時借入金の利子の支出に必要な金額は、［その借換をしたときから一年内に償還し］昭和二十九年度において、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

10　この会計において、第六項又は第八項但書の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支出に必要な金額は、その支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、昭和二十九年度内に償還する一時借入金の償還金については、この限りでない。

8 11　○第二［四］項の規定による一般会計からの繰入金、又は第三［五］項に規定する○返還される額に相当する金額○［○第三項若しくは］［又は第八項但書の規定による一時借入金の借換に因る収入金］は、その繰入をした年度、その又は返還された年度○［○又は昭和二十九年度］におけるこの会計の歳入とし、第二［四］項に規定する揮発油譲与税の収入見込額若しくは追加して譲与される額に相当する譲与金、第三［五］項の規定による一般会計への繰入金又は第四［六］項の規定に

よる一時借入金の利子○若しくは第9条の12その入項前段の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子○若しくは昭和三十年度又は昭和二十九年度○における歳入に繰入れをした昭和三十年度又は昭和二十九年度○における歳出とする。

自治庁設置法（昭和二十九年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　交付税及び譲与税配付金特別会計の経理を行うこと。

財政法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の内容は大体次の三点である。

先ず第一点は、現行法によると繰越明許費に係る歳出予算に基いて国が債務負担を行う場合において、その支払が翌年度にまたがるものについては、年度内に支出可能の部分についてのみ支出負担行為をなし、その他の部分は翌年度において歳出予算の繰越をまつて行うという方法をとらなければならない結果となるのであるが、今回これを大蔵大臣の承認をうけた場合においては翌年度において支出すべき部分をもあわせて当該年度内に債務負担をすることができることとするとともに、歳出予算の繰越については、繰越事務の円滑と迅速化を図ることとしている。

第二点は、国庫債務負担行為によつて国が支出すべき年限は、現行法では三箇年度以内となつているのを、継続費の年限が五箇年度以内となつている点をも考慮し、これを五箇年度以内に延長することとしている。

第三点として、あらたに分任支出負担行為担当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行う支出負担行為事務の円滑化を期することとする等所要の規定を設けることとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、財政会計制度の合理化と簡素化を図り、もつて、国の会計事務の円滑な運営に資するための措置として適切なものと認めたが、更に、今回の改正に伴い、予算執行職員等の責任に関する法律についても所要の字句改正を行うことを適当と認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

（別紙）　（小字は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の財政法の規定は、昭和二十九年度分の予算から適用する。

3　昭和二十八年度分以前の予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　各省各庁の繰越明許費に関し、翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を承認すること。

5　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「吏員」を「長又は吏員」に改める。

国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国民金融公庫が行う恩給等を担保とする金融に関し、その貸付債権の確保を図るとともに、公庫が行う業務の範囲を拡張することにより恩給担保金融を円滑にすることを目的としている。

二　議案の可決理由

担保に供された恩給等は、国民金融公庫だけがその支払を求めることができるものとし、又債務者はその債務を完済するまでは恩給等を受ける権利を放棄することができないこととし、又、公庫は恩給等を担保とする貸付に限つて事業資金以外の資金の小口貸付ができるよう特例を設ける等時宜に適した適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国有林野事業特別会計に森林資源の維持増強のための基金を設けることとするとともに、毎会計年度の損益計算上利益を生じ、且つ、その年度の歳入歳出の決算上剰余金があるときは、その剰余金に相当する金額の範囲内で、予算の定めるところにより、基金に組み入れ又は一般会計に繰入金をすることができることとし、さらに利益があるときは、損失補てんのための積立金として積み立てることとし、あわせて保安林整備臨時措置法案が成立する場合においては、同法の規定による国土保全上必要な森林等の買入を本特別会計の負担においてすることができることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、国有林野事業特別会計の円滑な運営に資するための措置としてきわめて適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十五日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨の主なるものは次の通りである。

1　探鉱又は二次採取法に対する補助金は、現行法では、当該探鉱を完了し、又は二次採取法の実施に必要な施設を完了した後に支払うことになつているが、石油及び可燃性天然ガスの探鉱又は二次採取法の実施には、長期にわたり、多額の資金を必要とし、しかも危険度が、著しく大きいために、所要資金を銀行等からの融資に依存することは、殆んど不可能な状況なので、これらに要する資金の融通を円滑にするために、現行の補助金の後払制度を廃止して、これを前渡し制に改めること。

2　探鉱又は二次採取法の補助金に係る納付金は、現行法では、当該鉱業権者に交付された補助金の累計総額が限度となつているが、この限度を廃止すること。

二　議案の可決理由

石油及び可燃性天然ガスの探鉱及び二次採取法に対する補助金の交付の方法を改めるとともに、納付金の限度を廃止しようという本案の趣旨は妥当のものと認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十三日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

石油資源探鉱促進臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

石油需要の急増に伴う国内石油資源開発の必要性と石油鉱業における探鉱の重要性にかんがみ、石油の探鉱を急速に促進することによつて、石油資源の積極的な開発を図ることを目的とする。

本案の要旨の主なものは次の通りである。

イ　有効期間を限定していること。

本案は、施行の日から十年以内に廃止するものである。

2　鉱業法の特例に関する措置を規定していること。

イ　施業案の変更の勧告及び命令について

通商産業大臣が、石油資源の開発を図るため、探鉱を急速に実施する必要があると認めて、指定した地域（以下「指定地域」という。）内に、存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者の届け出た施業案が、その鉱区の油層の状態を確認するため不適当であるときは、通商産業局長は、その施業案の変更を勧告及び命令することができるものとし、当該試掘権者が、施業案の変更の命令に従わないときは、試掘権の延長を許可しないものとする。

ロ　試掘権の存続期間の短縮について

指定地域における試掘権の存続期間を一年に短縮する。また、延長する場合の期間も、一回ごとに一年とする。

ハ　試掘権の譲渡に関する協議及び決定について

指定地域において、試掘権者が、三月以内に事業に着手しない場合、又は引き続き三月以上事業を休止している場合には、その地域の探鉱を適確に遂行するに足りる経済的基礎及び技術的能力を有する者は、通商産業局長の許可を得て、試掘権の譲渡について試掘権者と協議することができるものとし、協議をすることができず又は協議が、ととのわないときは、通商産業局

長の決定を、申請することが、できるものとする。

3　通商産業大臣は、石油の探鉱を、急速に実施するため、特に、必要があると認めるときは、指定地域内に存する石油を目的とする鉱業権に係る鉱業権者に対し、業務又は経理の改善に関する勧告をすることができること。

二　議案の可決理由

石油の探鉱を急速に実施することによつて、石油資源の開発を図るため、地域を指定して、石油を目的とする試掘権に関する制度について、臨時に特例等を設けようとする本案の趣旨は、おおむね妥当なものと認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附した。

右報告する。

昭和二十九年四月十三日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

石油資源探鉱促進臨時措置法案に対する附帯決議

一　石油資源の探鉱及び開発に関しては、その重要性、緊急性に鑑み具体的推進力たる予算的措置を強化すること。

二　政府は帝石の持株につき積極的に権利を行使し、本法の監督権と相俟つて増産の実績を充分あげさせるよう措置すること。

三　帝石重役陣の内紛が今後絶対起らぬよう厳重に措置すること。万一再燃する場合は円満解決するまで昭和二十九年度の助成金を支給しないこと。

四　帝石が、その使命を充分達成せざるときは、本法の活用により、石油試掘権の集中的偏在を排除し、以て、開発の合理化に務めること。

五　国家助成をうける石油採取事業の公益性にかんがみ、配当については他の公益事業と同様にすること。

六　わが国経済自立の立場から科学技術を振興し、人造石油の生産にも努力すること。

外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

外国人登録法によれば、外国人が登録証明書の交付を申請したり、あるいは有効期間の満了した証明書の切替をするには、本人の指紋を押なつしなければならぬ。しかるに指紋強制は日韓会談等にも悪影響があり、過去二年間延期してきたが財政上の支出の必要のため更に一年指紋押なつを延期しようとするものである。

二　議案の可決理由

人間の個人差を客観的に識別する方法として指紋を公簿に押なつすることが最も確実なことは異論のないところである。ただ東洋の諸民族は指紋強制を犯罪捜査に関係あるものと誤解していることと、十指法によると多額の財政的支出を必要とする点に難点があつた。今回の改正においては、在日朝鮮関係者の誤解を解き、一指法により財政的支出の軽減を図るということであるから、原案通り、なお、一年間指紋の押なつ実施を猶予すべきことを妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十四日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十八号参照〕

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行船舶職員法においては、本年八月三十一日まで、船舶職員の資格の緩和、一定の者に対する丙種船長、丙種機関長及び小型船舶操縦士の資格免許についての試験免除、海事関係学校卒業者に対する学術試験免除等の特別措置が認められているが、その後の船舶職員の充足状況にかんがみ、これら特別措置を昭和三十一年三月二十二日まで延期するとともに、これに関連して、海上運送法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第七十四号）に所要の改正を加え、もつて、船舶職員の充足の完璧を期そうとするのが、本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案は、船舶職員の充足実績に鑑み、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十六日

運輸委員長　関内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、長野営林局は、長野県西筑摩郡福島町に所在し、長野県一円及び新潟、岐阜両県の一部の国有林野及び官行造林地を管理経営しているが、現所在地に設置されたのは、昭和二十二年の林政統一及び国有林野事業特別会計発足に当り、当時の時間的制約及び資材経費不足等の事情を勘案して、一先ず福島町の元帝室林野局支局の建物を使用する暫定措置を講じたことによるものであつて、その後、国有林野事業の重要性が増すのにつれて、現所在地における不便もまた増大する結果となり、この早急な解決が望まれている。

すなわち、営林局の対社会的接触面が急激に拡大するに伴い、他の行政庁、関係団体等との連絡折衝が重要な任務の一つとなつてくるが、福島町は、地方の行政及び経済の中核から距離が遠く、対外交渉の面において時間的経済的に多大の犠牲を余儀なくされ、加うるに、山地狭あいの地勢にあるため宅地が乏しく、事業量の増加に適応した庁舎その他の施設の拡大の余地は全くなく、職員の勤務能率の上に著しい支障をきたしている現状である。

このような事情にかんがみ、長野営林局を、県都として地方の行政及び経済の中心地であり、且つ、広い敷地に恵まれている長野市に移転し、現在地における不便を解消して、国有林野事業の合理的経営と事務能率の向上を図ろうとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、国有林野の合理的管理経営及び事務能率の向上に寄与する措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度において実施する庁舎の基礎工事その他に要する費用は約三千五百万円と見込まれており、昭和二十九年度国有林野事業特別会計より支出する予定である。

右報告する。

昭和二十九年四月十六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

保安林整備臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国において、近時異常な大水害がひん発しているのは、戦時戦後を通じての森林の濫伐過伐がその誘因の一つとなつている。従つて、災害を未然に防止しあいはその被害を軽度に止めるためには、先ず水源山地の森林を造成し、その森林を国土保全の目的から適正に管理することが必要不可欠の条件である。

この意味において、森林の保安機能を高めるため、保安林の整備拡充を、治山治水対策の重要な一環として緊急に実施しようとするのが本案の目的であつて、主な内容は次のとおりである。

1　農林大臣は、重要河川の流域ごとに、保安林の配備、保安林における森林施業、保安施設事業、国による森林等の買入その他に関する「保安林整備計画」を中央森林審議会に諮問して定める。

2　保安林整備計画を実施するため必要がある場合には、現在森林法で定めている森林基本計画の一部を変更することができる。

3　保安林整備計画に基き、国土保全上必要なものとして、流域保全

のための保安林、保安施設地区内の森林及びこれらに隣接する森林で、国が一括管理することを相当とする森林を、国が買い入れるものとする。

4　買入の対象となつた森林が、地元住民の薪炭原木の採取、放牧採草の用に供されているものであつた場合は、価額の差額が二分の一以内ならば、国有林野と交換することができる。

5　森林法に基く流域保全の保安林について、森林計画で定める伐採制限や行為制限に違反した場合には、造林命令又は復旧命令を出すことが森林法に規定されているが、これらの命令に違反し、且つ、これに従うよう催告されてもなおこれに従わないときは、国がこれらの保安林の強制買取を行う。この場合は、農林大臣が中央森林審議会の議を経て手続を行う。

6　保安林等の買入、交換又は買取の場合の対価は、時価によるものとし、政令による評価基準に基いて算定する。

7　租税特別措置法の一部を改正して、保安林の買入等の場合における登録税、譲渡所得税及び再評価税について若干の特例を認め、また、地方税法についても、交換によつて森林等を取得する場合の不動産取得税は免除することとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、保安林の整備拡充を図つて、国土の保全に資する措置として、有効適切なものと認めるが、保安林等の国による買入、交換、買取の場合における税の減免措置について、公平を期するため、なお、修正を加える必要があり、なお、本案施行にあたつては、治山治水対策の一環として、恒久的に制度の確立を期するよう、運用の万全を図るべきものと認める。

よつて本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度国有林野事業特別会計事業費中、保安林等の買収のために約十五億円、買収した林野についての治山事業費として約十五億円及びこれらに関する調査等のために約二億円合計約三十二億円を、本案施行のための経費としてあてることとしている。

右報告する。

昭和二十九年四月十七日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、公布の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。

3　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による国有林野と民有林野との交換」の下に「又は国有林野と保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当する民有林野との交換」を加える。

第十四条○第二項中「清算金を取得するとき」の下に「又は基準日において個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第六条の規定により買い取られた場合」を「買取され、又は保安林整備臨時措置法第六条の規定に該当する民有林野を国有林野と交換する場合」を加える。

○第五項中「買収されられ若しくは当該収用の日」の下に「又は当該○買い入れ若しくは○買取の日」を加え、同条第二項第一号中「補償金の額」の下に「又は当該○買入若しくは土地等の○買取に因り取得する対価の額」を加える。

第十六条第一項中「又は特別都市計画法」を「、特別都市計画法」に、「交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分を除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、交換があつた場合又は個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該交換に伴い清算金を取得するとき」を加え、同条第三項中「又は土地の上に存する権利」を、「、土地の上に存する権利又は立木に改める。

第十六条第一項中「又は特別都市計画法」を「、特別都市計画法」に、「交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分を除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、交換があつた場合又は個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該交換に伴い清算金を取得するとき」を加え、同条第三項中「又は土地の上に存する権利」を、「、土地の上に存する権利又は立木に改める。

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の七第八号中「交換する場合」の下に「又は保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第　号）第四条に掲げる森林等に該当する民有林野を国有林野と交換する場合」を加える。

［別紙］

保安林整備臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の目的を達成するため、左記の措置を講ずべきである。

記

一、本法施行後における運用の実績を徴し、第四条の規定による買入れ措置の強化について検討すること。

二、保安林の保安機能を高度に発揮せしめるため、現行森林法につき再検討を加え、もつて恒久的保安林制度の確立を期すること。

三、国土保全、災害防除の徹底を期するため、治山施設、造林、林道事業並びに海岸その他の防災造林事業の強化拡充を行うこと。

四、国土綜合利用の見地から、林道の利用開発を一段と積極化して本来の機能を充分発揮せしむると共に、併せて開拓事業との関係をも考慮して、これが強化促進に寄与し得るよう更に一層の考慮を払うこと。

五、民有保安林を買取る場合、不必要にその個所を拡張する事なく、評価については公正慎重を期し、所有者に不安の念を抱かしめざるよう留意すること。

六、森林資源の過伐を防止し、併せて森林の保安的機能の確保に資するため、パルプ用材、坑木、電柱等につき、利用の合理化、未利用資源活用の徹底的強化を期すると共に、止むを得ざる不足分については外材の輸入を、貿易方式についても検討すること。

国有林野法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、国有林野の管理経営にあたつては、地元の多大な協力を必要とするとともに、地元施設制度の推進及び国有林野売払等の措置を通じて、地元市町村の財政及び産業等の向上振興に国有林野が貢献してきたところもまた大である。

この国有林野と地元との密接な協力関係を一段と促進する目的をもつて、国有林野法については、国有林野の貸付料及び使用料等の減免を行つて、さらに地元民の農林漁業経営の安定向上を図ることとし、又国有林野整備臨時措置法による国有林野売払等の業務が若干遅れている現状よりみて、同法の有効期限を延長しようとするのが本案の目的であつて、主な内容は次のとおりである。

（国有林野法の一部改正）

1　林道又は農道、水道施設又は用排水路、水害又は火災の予防施設、船揚場、水産物干場又は漁具干場その他公用、公共用又は公益事業用施設に供するため、国有林野を地方公共団体、水害予防組合、土地改良区、森林組合、農業協同組合及び水産業協同組合等に貸し付け、又は使用させる場合に、地元民の安定のため特に必要と認めるときは、その貸付又は使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

2　国有林野を、放牧採草地、ため池又は用排水路の敷地、林道又は農道の敷地その他農林漁業施設用敷地として、地元民の共同利用に供するため貸し付け、又は使用させる場合に、地元民の生業の維持又は農林漁業経営の安定のため特に必要と認めるときは、その貸付又は使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

3　風水害、冷害等の異常且つ広範囲にわたる災害により、国有林野の借受人又は使用者が、貸付、使用料を納付することが著しく困難であると認められるときは、その困難の程度に応じて

この場合、無償貸付又は使用の際は、国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定の準用を受ける。

（国有林野売払等の措置）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、公布の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。

3　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による国有林野と民有林野との交換」の下に「又は国有林野と保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当する民有林野との交換」を加える。

第十四条○第二項中「清算金を取得するとき」の下に「又は基準日において個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第六条の規定により買い取られた場合」を「買取され、又は保安林整備臨時措置法第六条の規定に該当する民有林野を国有林野と交換する場合」を加える。

○第五項中「買収されられ若しくは当該収用の日」の下に「又は当該○買い入れ若しくは○買取の日」を加え、同条第二項第一号中「補償金の額」の下に「又は当該○買入若しくは土地等の○買取に因り取得する対価の額」を加える。

第十六条第一項中「又は特別都市計画法」を「、特別都市計画法」に、「交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む。）は、所得税法第九条又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該収用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分を除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、交換があつた場合又は個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該交換に伴い清算金を取得するとき」を加え、同条第三項中「又は土地の上に存する権利」を、「、土地の上に存する権利又は立木に改める。

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の七第八号中「交換する場合」の下に「又は保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第　号）第四条に掲げる森林等に該当する民有林野を国有林野と交換する場合」を加える。

［別紙］

保安林整備臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の目的を達成するため、左記の措置を講ずべきである。

記

一、本法施行後における運用の実績を徴し、第四条の規定による買入れ措置の強化について検討すること。

二、保安林の保安機能を高度に発揮せしめるため、現行森林法につき再検討を加え、もつて恒久的保安林制度の確立を期すること。

三、国土保全、災害防除の徹底を期するため、治山施設、造林、林道事業並びに海岸その他の防災造林事業の強化拡充を行うこと。

四、国土綜合利用の見地から、林道の利用開発を一段と積極化して本来の機能を充分発揮せしむると共に、併せて開拓事業との関係をも考慮して、これが強化促進に寄与し得るよう更に一層の考慮を払うこと。

五、民有保安林を買取る場合、不必要にその個所を拡張する事なく、評価については公正慎重を期し、所有者に不安の念を抱かしめざるよう留意すること。

六、森林資源の過伐を防止し、併せて森林の保安的機能の確保に資するため、パルプ用材、坑木、電柱等につき、利用の合理化、未利用資源活用の徹底的強化を期すると共に、止むを得ざる不足分については外材の輸入を、貿易方式についても検討すること。

国有林野法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、国有林野の管理経営にあたつては、地元の多大な協力を必要とするとともに、地元施設制度の推進及び国有林野売払等の措置

当該料金を減免することができる。

4　共用林野について、従来共用者に国有林野の保護義務を課している場合に限り、使用の対価を免除する旨の定をすることができる規定があつたが、これを免除だけでなく減額することができることとする。

また、共同林野も貸付、使用の場合と同様、風水害、冷害等の異常災害によつて、使用料の減免ができることとする。

（国有林野整備臨時措置法の一部改正）

1　国有林野整備臨時措置法の有効期限を、昭和三十年三月三十一日まで延長する。

二　議案の可決理由

本案は、国有林野所在地の住民の農林漁業経営の安定に資する措置として有効なものと認める。なお、国有林野整備臨時措置法の実施に当つては、地元民福祉の増進に寄与するよう注意して運用する必要があるものと認める。よつて本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十七日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

国有林野法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国有林野整備臨時措置法の実施に当つて、政府は、左記の事項に注意して運用すべきである。

記

一部の地方公共団体においては、国より売払いを受けた林野の対価を、市中銀行より短期融資を受け、又は業者よりの出資を受けて国に納入し、その結果当該林野の立木を早期に伐採して売払い等の弊害が見受けられるので、いやしくも地元民の福祉の増進に寄与しないような用途にあてられることのないよう、政府は厳に注意すること。

〔第三十九号参照〕

自治庁関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

行政事務の簡素化に関連し、現行法令中比較的不要不急と認められるものは、これを整理することが必要と認められるが、自治庁関係の諸法令についても、「北海道三県協議費怠納者処分及同費に関し不服者出訴の件」外三十六件は、現在実効を喪失しているので、これらの法令の廃止を明確にしようとするものである。

二　議案の可決理由

行政事務の簡素化は必要であり、不急不要の法令、特に実効のない過去の法令は、廃止することはもとより当然であるから、賛成総員をもつて、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十九日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十九年度分の市町村民税の特別徴収に限り、市町村は給与の支払者及び納税義務者に対する特別徴収税額の通知を五月三十一日（現行四月二十日）までにするものとし、特別徴収義務者は、当該通知に係る月割額を六月から翌年三月（現行五月から翌年二月）まで給与の支払をする際毎月徴収して、当該市町村に納入するものとすることをその内容とするものである。

これは、別途政府の提案にかかり、すでに衆議院の議決を経て参議院に送付されている地方税法の一部を改正する法律案が制定実施されるまでの間に、現行法によつて手続を行うことによつてじやく起される混乱を避けようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、昭和二十九年度分の市町村民税の特別徴収の手続中、市町村からの通知、及び月割額の徴収納入期について、今国会において審議中の地方税法の一部を改正する法律案の内容に符合させ、もつて現行法によつて手続を行つた後、改正法が成立施行された場合の無用の混乱をさけようとするものであるからもとより妥当の処置である。

よつて、本案は、総員の賛成を得て、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月十九日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

離島振興法の一部を改正する法律案（綱島正興君外五十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、離島振興計画に基き、国が港湾工事を施行する場合、その費用の負担について、港湾管理者の行う港湾工事と同様、港湾法の特例を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

離島振興計画を合理的に実施するため適当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

〔第四十号参照〕

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（南條徳男君外二十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、北海道の開発を促進するため、北海道における港湾施設の整備を図るとともに、港湾の管理について所要の改正を行おうとするものであつて、その内容の主なる点は次のとおりである。

1　従来予算措置として行われている港湾施設用地の建設改良に要する費用に対する国の負担率を法律上明文化すること。

2　国の直轄工事によつて生じた土地工作物又は港湾管理者が設立されたとき、国が所有している港湾施設を公用のため必要なものを除き、港湾管理者にその負担の範囲内で無償譲渡しその他は管理を委託すること。

二　議案の可決理由

本案は、北海道の開発を促進するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

運輸省関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、政府の法令整理の方針に基き、運輸省関係法令のうち、所期の目的を達し、既にその存続の意義を失つた太政官布告二件及び法律二十一件を廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、必要且つ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

金融機関は新たに「在外資産負債処理勘定」を設けて当該金融機関への帰属が確定した在外資産、調整勘定利益金の残額等を同勘定の資産の部に計上し、これら資産の範囲内でいわゆる未払送金為替や在外預金等の在外債務の支払の途を開こうとするものである。

二　議案の可決理由

金融機関の調整勘定の処理を一層促進するとともに、従来、その対象から除外されていた在外店舗に係る資産及び負債についても、その速やかな処理を促進するために、本案は、きわめて適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

閉鎖機関令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

閉鎖機関の清算の促進を図るため、その在外店舗に係る債権債務のうち、未払送金為替、外地預金等については、現在残存している国内資産の限度内で支払を行い得ることとし、閉鎖機関の外地にある財産についても、特殊清算人は、特に必要があると認められる場合においては、在外財産についても、その管理、処分等の職務を行い得ることとするものである。

二　議案の可決理由

従来、閉鎖機関の在外店舗に係る債権債務は、清算の範囲外のものとせられて、これまで未処理のままとなつていたので、清算の促進を図るために、本案は適切な措置であることを認め、なお、引揚者の利益をも考慮し本改正法の運用に遺憾なきを期する旨の附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、旧横浜正金銀行等についても速かに未払送金為替及び在外預金の支払ができる措置を講ずるとともに、特殊清算人が債権者のために弁済すべき財産を信託する場合には主たる利益代表者に信託することとする等、引揚者の利益をも考慮して、本改正法の運用に遺憾なきを期せられたい。

通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

戦前日加両国間の通商関係は、旧日英通商航海条約によつて規律されていたが、同条約は昭和十七年七月失効した結果、わが国よりカナダに輸出される商品は、同国の最高関税率である一般関税率を適用され、わが国の対加貿易は年間約九千万ドルの入超を示す片貿易の状態にある。政府は、相互に最恵国税率を与える協定を締結する目的をもつて、昭和二十七年十一月以来カナダ政府との間に交渉を行つてきたが、本年三月三十一日オタワにおいてわが松平大使とカナダ側ピアソン外務大臣及びハウ通商大臣との間で通商に関する日本国とカナダとの間の協定の署名を了した。

本協定は、日加両国が相互に関税に関する最恵国待遇を与えることを定めている外、為替及び貿易制限に関し原則として無差別待遇を与えることとする一方、国際収支擁護のため必要な差別的制限を行い得ることとし、別に交換書簡により、カナダが一定の条件の下に関税評価を行い得ること及びわが国が小麦、大麦、木材パルプ等の九品目について原則として無差別待遇を与えることを定めている。よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定の成立によつて、わが国の産品は、カナダにおいてガット税率による最恵国税率を適用されることになり、今後のわが対加貿易は大幅に増大されることが期待されるので、本協定を批准することは、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十二日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

厚生年金保険法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

勤労者の恩給制度として戦時中に発達した現行の厚生年金保険法は、終戦後の国内経済の事情に対応して、寡婦年金、遺児年金等の新設、標準報酬、年金額の改訂、保険料率の引下げ等々の措置を講ずるため数次にわたつて改正を行つているのであるが、これらはいずれも臨時応急的な措置に過ぎず、ある程度経済の安定した時には、その全面的な改正が当時より予期されていたのである。

その後、わが国経済の急速な回復に伴い、社会保障制度の拡充整備は、ますます必要の度を加えているのみならず、本年から被保険者の一部に対し、養老年金の支給が開始される段階に至つた機会において厚生年金保険制度の全般にわたつて再検討を加え、保険給付の内容を改善し、且つ、その将来にわたつての恒久的な財政計画を樹立することによつて、長期社会保険としての基礎を確立するため厚生年金保険法を全面的に改正しようとするものである。

本案の主な内容は次の通りである。

1　保険給付及び保険料の計算の基礎となる標準報酬について、被保険者の賃金実態に合うようにするとともに、労資の負担増を考慮して若干の引上げを行うこと。

2　すべての年金給付が、老齢年金の給付内容を中心として均衡を保つような体系を考慮すること。

3　年金給付額を、定額に報酬比例額を加えるものとし、さらに被保険者によつて扶養されていた者の数によつて、加給年金を支給し、生活の実態にそい得るようにすること。

4　現行法において年額千二百円となつている老齢年金の額の最低を二万一千六百円とし、標準報酬の額に応じてさらに増額するようにすること。

5　障害給付について、障害の程度を合理的に区分するとともに、障害の程度の増悪軽減に応じて、給付額を増減し得るように改めること。

6　現行の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を一つの総合的な体系に統一して、新らしい遺族年金制度を設けること。

7　脱退手当金の制度を合理化すること。

8　従来支給していた年金のうち、低額なものは、一定額まで引き上げるよう、特別の措置を講ずること。

9　坑内夫以外の被保険者についての国庫負担の割合を保険給付費の一割から一割五分に引き上げることとすること。

10　労資の負担を勘案しつつ、財政の均衡を将来にわたつて保ち得るようにするため、保険料率を調節するとともに、少なくとも五年ごとに再計算することとすること、等である。

二　議案の修正議決理由

保険保付の内容を改善し、長期社会保険としての厚生年金保険の基礎を将来に向つて確立するため、おおむね妥当と認めるが、更に給付額の引上げ、年齢要件の緩和等を図り、今日の社会経済情勢に適応する措置を講ずることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決し、なお、別紙のごとき附帯決議を附した次第である。

なお修正案の要旨は次の通りである。

1　基本年金額中定額部分を一万八千円から二万四千円に引き上げること。

2　遺族年金の子又は孫に関する受給の資格要件たる年齢を十六歳未満から十八歳未満に引き上げること。

3　加給金の対象となる子の年齢を十六歳未満から十八歳未満に引き上げること。

4　従前の遺族年金、寡婦年金、遺児年金の例による保険給付に関しても、子又は孫の年齢を十六歳未満より十八歳未満に引き上げること。

5　従前の障害年金の例によつて支給する保険給付の額の最低額を二万一千六百円から二万七千六百円に引き上げ又、従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付の最低額一万八百円から一万三千八百円に引き上げること。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に十三億七千万円、厚生保険特別会計年金勘定において、六十九億七千百九十二万余円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年四月二十二日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び［　］は修正）

（基本年金額及び加給年金額）

第三十四条　基本年金額は、二一万八四千円、に被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2　被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、前項の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「二百四十」と読み替えるものとする。

3　被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、二一万八四千円に、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額と、第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者以外の被保険者

としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額を加算した額とする。但し、前項の規定が適用される場合は、この限りでない。

4　加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者又は子一人について、四千八百円とする。

第四十四条　前条第一項の加給年金額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の配偶者、十六歳未満の子又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にある子について計算する。

2　受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3　第一項に規定する配偶者又は子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その者については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとし、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一　死亡したとき。

二　受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三　配偶者が、離婚をしたとき。

四　子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五　養子縁組による子が、離縁をしたとき。

六　子（受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子を除く。）が、十六歳に達したとき。

七　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子（十六歳未満の子を除く。）について、その事情がやんだとき。

（遺族）

第五十九条　遺族年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、左の要件に該当したものとする。

一　妻については、左のいずれかに該当すること。

イ　四十歳以上であること。

ロ　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

二　夫、父母又は祖父母については、六十歳以上であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。

三　子又は孫については、十六歳未満であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。

2　前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族年金を受けることができる遺族としない。

3　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

（失権）

第六十三条　遺族年金の受給権は、受給権者が左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一　死亡したとき。

二　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三　直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四　離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。

2　妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一　第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻については、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3　子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一　子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき。但し、子又は孫が十六歳未満であるときを除く。

4　父母又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある夫、父母又は祖父母について、その事情がやんだときは、消滅する。但し、夫、父母又は祖父母が受給権を取得した当時六十歳以上であつたときを除く。

5　父母、孫又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、消滅する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

（厚生年金保険法特例の廃止）

第二条　厚生年金保険法特例（昭和二十六年法律第三十八号）は、廃止する。

（被保険者の資格に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に従前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）による被保険者である者が、引き続きこの法律による被保険者となつたときは、この法律の施行の際における資格の取得については、第十八条第一項の規定による都道府県知事の確認を要しない。

第四条　旧法による被保険者であつた期間は、この法律による被保険者であつた期間とみなす。但し、旧法による脱退手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による脱退手当金を含む。）の計算の基礎となつた期間は、この限りでない。

2　前項の期間のうち、次項の期間以外の期間は、男子にあつては、第一種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、第二種被保険者であつた期間とみなす。但し、その期間のうちに、鉱業法第四条に規定する事業場の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた期間があるときは、その期間は、男子にあつては、第三種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、その期間について、この法律中第三種被保険者であつた期間に関する規定を準用する。

3　第一項の期間のうち、旧法第二十二条の規定による被保険者であつた期間は、第四種被保険者であつた期間とみなす。

（標準報酬に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、引き続きこの法律による被保険者となつた者のうち、左の各号に該当する者については、この法律の施行の際におけるその資格の取得については、第二十二条第一項の規定による標準報酬の決定を行わず、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和二十九年五月から同年九月までの各月の標準報酬月額とする。

一　昭和二十九年四月の標準報酬月額が七千円以下である者であつて、同月の標準報酬月額に相当する額

二　昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2　第二十三条第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬は、第二十二条の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額は、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

第六条　旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

官報
号外
昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（一）（その四）

（従前の処分等）
第七条　この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（基本年金額の計算の特例）
第八条　基本年金額を計算する場合において、三千円未満の標準報酬月額があるときは、これを三千円として計算する。

（老齢年金の受給資格年齢の読替）
第九条　第四十二条第一項第一号中「六十歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。但し、旧法による被保険者であつた者に限る。

明治三十五年五月一日以前に生れた者	五十五歳
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者	五十六歳
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者	五十七歳
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者	五十八歳
明治四十四年五月二日から大正三年五月一日までの間に生れた者	五十九歳
明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

2　第四十二条第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。但し、附則第四条第二項但書の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間（以下「旧法による第三種被保険者であつた期間」という。）のある者に限る。

昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十五歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十七年四月三十日まで	五十六歳
昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで	五十七歳
昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで	五十八歳
昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで	五十九歳

（遺族年金の受給資格年齢の読替）
第十条　左の表の上欄に掲げる期間は、第五十九条第一項第二号中「六十歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の夫については、それぞれ同表の中欄のように、第六十五条中「五十五歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻については、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十五歳	五十歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十七年四月三十日まで	五十六歳	五十一歳
昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで	五十七歳	五十二歳
昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで	五十八歳	五十三歳
昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで	五十九歳	五十四歳

（老齢年金の特例）
第十一条　この法律の施行の際現に旧法による養老年金の受給権を有する者には、その者が第四十二条に該当しない場合においても、同条の老齢年金を支給する。但し、その養老年金が、旧法第三十一条第二項又は第三十五条第一項の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

2　前項の老齢年金については、第四十四条中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは、「受給権者が旧法による養老年金の受給権を取得した当時」と読み替えるものとする。

3　第一項の者には、同項の規定による老齢年金の額と旧法による養老年金の額との差額の十二分の一に相当する額に、養老年金の支給を受ける事由が生じた月の翌月から昭和二十九年四月までの期間の月数を乗じて得た額を一時金として支給する。

4　第一項の者がこの法律の施行の際現に旧法による障害年金の受給権をも有する場合には、その者には、前項の規定にかかわらず、同項の一時金を支給しない。但し、その障害年金が、旧法第三十六条第一項但書の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

5　第三項の規定による一時金については、その性質に反しない限り、この法律による保険給付に関する規定を準用する。

（継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間）
第十二条　継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基く被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者期間とこの法律の施行後五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくしてこの法律の施行後五十五歳に達したときは、その者が第四十二条に該当しない場合においても、その者の老齢年金を支給する。

2　前項の規定中「五十五歳」とあるのは、附則第九条第二項の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

（遺族年金の特例）
第十三条　この法律の施行の際現に旧法による遺族年金（旧法第三十一条第一項後段に規定する期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金に限る。）の受給権を有する者には、その者が第五十八条及び第五十九条に該当しない場合においても、第五十八条の遺族年金を支給する。

2　前項の者には、同項の規定による遺族年金の額と旧法による遺族年金の額との差額の十二分の一に相当する額に、旧法による遺族年金の支給を受ける事由が生じた月の翌月から昭和二十九年四月までの期間の月数を乗じて得た額を一時金として支給する。但し、旧法による遺族年金が、旧法第四十四条但書の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

3　前項の規定による一時金については、附則第十一条第五項の規定を準用する。

（継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間）
第十四条　継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、この法律の施行後に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

（旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が六箇月以上の者であつて、この法律の施行前に被保険者の資格を喪失したものが、附則第四条第二項に規定する期間内に発した疾病又は負傷及び

これらに起因する疾病によつて、その被保険者の資格喪失後二年以内に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

（従前の保険給付）

第十六条　この法律の施行の際現に旧法による年金たる保険給付（養老年金及び旧法第三十一条第一項後段に規定する期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者には、この法律の施行後も、なお従前の例による保険給付を支給する。その者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。

2　前項の規定による保険給付に関する事項のうち、この法律の第三章第一節及び第六節並びに第四章から第八章までに定める事項については、同項の規定にかかわらず、この法律の規定を準用する。

3　第一項の規定による保険給付のうち、従前の障害年金の例によつて支給する保険給付は、第四十八条、第四十九条、第五十条第二項、第五十六条第二号及び第六十九条第二号の規定の適用については、この法律による障害年金とみなす。

4　旧法による年金たる保険給付のうちこの法律の施行前に支給すべきであつたもの及び旧法による一時金たる保険給付であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

5　前項の規定により従前の例によつて支給する旧法による脱退手当金の受給権は、その受給権者がこの法律による被保険者となつたときは、消滅する。

6　第一項の規定による保険給付については、同項の規定によるほか、左の各号に定めるところによる。

一　従前の遺族年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子又は孫にも支給する。

二　従前の寡婦年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子がある寡婦にも支給する。

三　従前の遺児年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子にも支給する。

四　従前の加給金に相当する給付の額は、十六歳以上十八歳未満の子についても、加給する。

7　前項第四号の規定は、この法律の施行の際現に障害年金、遺族年金又は寡婦年金を受ける権利を有する者に支給する従前の加給金に相当する給付については、この法律の施行の際現に当該加給金の計算の基礎となつていない子に関しては適用しない。

第十七条　この法律の施行前に旧法によつて受給権が生じた年金たる保険給付に関して、前条第二項の規定により、第九十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項に定める消滅時効の期間は、この法律の施行の日から起算するものとする。

第十八条　附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の障害年金の例によつて支給する保険給付については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）が、二万一千六百円に満たないときは、同条同項の規定にかかわらず、これを二万一千六百円に引き上げる。

2　附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）が、一万〇八百円に満たないときは、同条同項の規定にかかわらず、これを一万〇八百円に引き上げる。

第十九条　附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同条同項の規定にかかわらず、一人につき四千八百円とする。

（障害年金の額の特例）

第二十条　この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

2　この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

3　この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

4　この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

（遺族年金の額の特例）

第二十一条　前条第一項又は第三項に規定する障害年金の受給権者が死亡したことによる遺族年金については、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その障害年金の額から加給年金額を控除した額の百分の八十に相当する額をその基本年金額とする。但し、その障害年金の受給権者が死亡した当時別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた場合に限る。

2　この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者がその資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条又は附則第十五条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその基本年金額とする。

3　この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその基本年金額とする。

4　この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、この法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者である者が死亡したことによる遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

（脱退手当金の額及び受給資格年齢の特例）

第二十二条　旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が五年以上の者であつて、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、第七十条の規定にかかわらず、旧法による被保険者であつた期間について従前の脱退手当金の例によつて計

算した額と、この法律の施行後の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第四に定める率を乗じて得た額との合算額とする。

2　前者の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、その者に第六十九条の脱退手当金を支給する。但し、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

（旧法による障害年金等と脱退手当金との関係）

第二十三条　旧法による障害年金若しくは附則第十六条第一項の規定により従前の障害年金の例によつて支給する保険給付又は旧法による障害手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による障害手当金を含む。）の支給を受けた者については、第六十九条第三号及び第七十条第二項の規定の適用については、これらの保険給付は、この法律による障害年金又は障害手当金とみなす。

（戦時特例）

第二十四条　昭和十九年一月一日から昭和二十年八月三十一日までの間において、鉱業法第四条に規定する事業の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた者のその期間における被保険者期間の加算については、なお従前の例による。

（被保険者の資格等に関する旧法による報告）

第二十五条　旧法による被保険者であつた期間に関して第七十五条の規定を適用する場合においては、同条第一項但書中「第二十七条の規定による届出」とあるのは、「旧法第九条の規定による報告」と読み替えるものとする。

（従前の保険料）

第二十六条　この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第二十七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（指定共済組合の組合員）

第二十八条　旧法第七十四条の規定に基く旧厚生年金保険法施行令（昭和十六年勅令第千二百五十号）第三十二条の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に関しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

第二十九条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「現ニ使用セラルル事業」を「現ニ使用セラルル事業所」に、同条同項第三号中「資格ヲ取得シタル日前」を「資格ヲ取得シタル月前」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条ノ二　被保険者ノ資格ノ取得及喪失ハ保険者ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得並ニ第十九条及前条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ喪失ハ此ノ限ニ在ラズ

被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ前項ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

保険者ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第一項ノ確認ハ第八条ノ規定ニ依ル報告若ハ第二項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職権ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第八十条第一項中「標準報酬」の上に「被保険者ノ資格、」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第三十条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第六十二条」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）第九十条」に改める。

第三条中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第九十条」に改める。

第四条第一項中「審査の請求は、」の下に「被保険者の資格、」を加え、同条第二項中「標準報酬」の上に「被保険者の資格又は」を加える。

第十九条中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第九十条」に、「厚生年金保険法第六十三条」を「厚生年金保険法第九十一条」に改める。

第三十二条第一項中「厚生年金保険法第六十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十条第一項」に、同条第二項中「厚生年金保険法第六十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十条第二項」に、同条第三項中「厚生年金保険法第六十三条」を「厚生年金保険法第九十一条」に、同条第六項中「厚生年金保険法第十一条ノ二第一項」を「厚生年金保険法第八十六条第五項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第三十一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項第二号中「同法第七十四条の規定に基き厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者」を「同法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員」に改める。

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）

第三十二条　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十一条第五項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）第八十七条第一項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第三十三条　地方自治法の一部を次のように改正する

別表第二第二号十八中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第三十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第三十五条　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六条ノ二」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）第十二条」に改める。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第三十六条　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六条の二」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）第十二条」に改める。

（日本電信電話公社法の一部改正）

第三十七条　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六条ノ二」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）第十二条」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第三十八条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六条ノ二」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）第十二条」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第三十九条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の定めるところによる。」を「旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の例による。」に改める。

附則第十五項中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

附則第十七項中「厚生年金保険法」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第　号）」に改める。

別表第一

廃疾の程度	番号	廃疾の状態
一級	一	両眼の視力の〇・〇二以下に減じたもの
	二	両上肢の用を全く廃したもの
	三	両下肢の用を全く廃したもの
	四	両上肢を腕関節以上で失つたもの
	五	両下肢を足関節以上で失つたもの
	六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
	七	精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
	八	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの
二級	一	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの
	二	一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、且つ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
	三	両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの
	四	咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの
	六	一上肢を腕関節以上で失つたもの
	七	一下肢を足関節以上で失つたもの
	八	一上肢の用を全く廃したもの
	九	一下肢の用を全く廃したもの
	一〇	両上肢のすべての指の用を廃したもの
	一一	両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一二	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの
	一三	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの
	一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの
三級	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
	二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの
	九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
	一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第二

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考　別表第一の備考と同じ。

別表第三

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
六〇月以上　七二月未満	一・一	二四月以上　三六月未満	〇・六
七二月以上　八四月未満	一・三	三六月以上　四八月未満	〇・九
八四月以上　九六月未満	一・五	四八月以上　六〇月未満	一・二
九六月以上一〇八月未満	一・八	六〇月以上　七二月未満	一・五
一〇八月以上一二〇月未満	二・一	七二月以上　八四月未満	一・八
一二〇月以上一三二月未満	二・四	八四月以上　九六月未満	二・一
一三二月以上一四四月未満	二・七	九六月以上一〇八月未満	二・四
		一〇八月以上	二・八

別表第四

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
一二月未満	〇・二	一二月未満	〇・二
一二月以上　二四月未満	〇・三	一二月以上　二四月未満	〇・四
二四月以上　三六月未満	〇・五	二四月以上　三六月未満	〇・六
三六月以上　四八月未満	〇・七	三六月以上　四八月未満	〇・九
四八月以上　六〇月未満	〇・九	四八月以上　六〇月未満	一・二
六〇月以上　七二月未満	一・一	六〇月以上　七二月未満	一・五
七二月以上　八四月未満	一・三	七二月以上　八四月未満	一・八
八四月以上　九六月未満	一・五	八四月以上　九六月未満	二・一
九六月以上一〇八月未満	一・八	九六月以上一〇八月未満	二・四
一〇八月以上一二〇月未満	二・一	一〇八月以上一二〇月未満	二・八
一二〇月以上一三二月未満	二・四	一二〇月以上一三二月未満	三・二
一三二月以上一四四月未満	二・七	一三二月以上一四四月未満	三・六
一四四月以上一五六月未満	三・〇	一四四月以上一五六月未満	四・〇
一五六月以上一六八月未満	三・三	一五六月以上一六八月未満	四・四
一六八月以上	三・六	一六八月以上	四・八
一四四月以上一五六月未満	三・〇	一二〇月以上一三二月未満	三・二
一五六月以上一六八月未満	三・三	一三二月以上一四四月未満	三・六
一六八月以上一八〇月未満	三・六	一四四月以上一五六月未満	四・〇
一八〇月以上一九二月未満	三・九	一五六月以上一六八月未満	四・四
一九二月以上二〇四月未満	四・二	一六八月以上一八〇月未満	四・八
二〇四月以上二一六月未満	四・六	一八〇月以上一九二月未満	五・二
二一六月以上二二八月未満	五・〇	一九二月以上二〇四月未満	五・七
二二八月以上	五・四	二〇四月以上二一六月未満	六・二
		二一六月以上二二八月未満	六・七
		二二八月以上	七・二

〔別紙〕

厚生年金保険法案に対する附帯決議

今回提案せられた厚生年金保険法案を見るに、将来勤労者のための年金制度の中核体となるべきものとしては、未だ不満とする点が少くないが、政府は次回の改正期までの間に可及的速やかに適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大し、又標準報酬については、健康保険法等と同様その最高額を三万六千円まで引き上げる等、これが内容充実を図るとともに、進んで国民年金制度樹立への基礎として、まず現行各種年金制度について総合的見地より根本的改正を行うことに最善の努力を払うべきである。

なお本法案の運営に関しては、政府は速やかに次の諸施策の実現方に邁進すべきことを要望する。

一、巨額に上る厚生年金保険積立金の管理運用については、効率的民主的措置を講じ、特に醵出者の意向を反映し得るよう工夫すること。

二、老人ホーム等の収容施設及び療養施設を増設して年金受給者が年金により老後生活を営み得る方途を講ずること。

三、年金受給権を担保とする金融の途を講ずること。

右決議する。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公共工事の前払金の保証事業に関する法律により設立されている建設業保証事業会社をして従来の業務の外に、新たに政府、地方公共団体が建設機械の製造代金の前渡しをする際におけるその保証をなし得ることとするとともに、建設業者が建設機械購入のための資金の融通を受ける際に、その債務の保証をなし得る途を開くことにより、建設業の機械化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

公共工事の適正な施工に寄与するとともに、建設工事の機械化を促進するため、本案の趣旨は妥当なものであると認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十二日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

建設機械抵当法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、新たに建設機械について動産抵当制度を確立して、従来適当な担保物を有しなかった建設業者に建設機械を担保化するの途を開き、金融機関からの長期融資を容易ならしめることにより、建設工事の機械化の促進を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

建設工事の機械化を促進し、あわせて諸外国に比べて著しく立ち遅れているわが国建設業の合理化に寄与するため、本案の趣旨は妥当なものであると認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十二日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

〔第四十一号参照〕

議員荒木萬壽夫君の逮捕について許諾を求めるの件に関する報告書

本件は、内閣より荒木萬壽夫君逮捕の許諾を求められたるものであるが、委員会においては、慎重に考慮の結果これに許諾を与うべきでないと議決した。

右報告する。

昭和二十九年四月二十四日

議院運営委員長　菅家　喜六

衆議院議長堤康次郎殿

〔第四十二号参照〕

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

船員保険法は、昭和十四年四月に制定以来船員労働者の生活の安定と福祉の向上を図るための唯一の総合的な社会保険制度として実施運営されてきたのであるが、この間社会経済情勢の変動に即応するため、二十数次にわたる改正がなされている。しかるに終戦後の特に困難な社会的経済的情勢の変化に対処するため講ぜられた措置のうちには、臨時的応急的なものとして将来経済の安定した際に再検討すべきものとされ、そのまま今日に及んでいる点が多く存している。

わが国の国民経済も漸く安定した今日、保険給付の内容を改善するとともに、保険財政の基礎を将来の見透しの下に確立して、できるだけ船員保険制度の内容の充実と合理化を図ろうとするものである。

本案の主な内容は次の通りである。

1　標準報酬について他の社会保険との調整を図り、現行の二十一等級を改め十九等級にするとともに、標準報酬の計算の基礎となる報酬月額の算定方法を合理化すること。

2　従来船舶内にある期間には支給されていなかつた療養の給付を、一定の場合には支給することとすること。

3　分べんに関する保険給付として、新たに分べん費、出産手当金及び育児手当金を創設して、船員労働者の福祉の増進を期すること。

4　失業保険部門については、失業保険法に準じて制度の合理化を図ること。

5　老齢年金については、現行の二万四千円の頭打ちをはずすとともに、その額は厚生年金保険法と同じく定額に報酬比例額を加えるものとし、さらに被保険者によつて扶養されていた者に加給金を支給し、生活の実態にそい得るものとすること。

6　職務外の事由により支給する障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の額の計算の基礎となる標準報酬月額について、現行の最終標準月額をとることを改め平均標準報酬月額によることとすること。

7　脱退手当金の制度を合理化すること。

8　従来支給していた年金のうち、低額なものは、一定額まで引き上げるよう、特別の措置を講ずること。

9　船舶所有者及び被保険者の負担を勘案しつつ、将来にわたつて財政の均衡を保ち得るよう保険料率を調整するとともに、少なくとも五年ごとに再計算することとすること。その結果保険料率は、当分の間失業保険の適用を受けるものについては千分の百六十一、失業保険の適用を受けない者については千分の百四十五にすること。

二　議案の修正議決理由

最近の社会経済的情勢の推移にかんがみ、老齢について行う保険給付の内容を改善するとともに、船員保険事業運営の実績に徴し、船員保険制度の合理化を図ることは必要と認めるが、更に給付額の引上げ、年齢要件の緩和等を図る措置を講ずることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、修正案の要旨は次の通りである。

1　老齢年金額中定額部分一万八千円を二万四千円に引き上げること。

2　遺族年金、寡婦年金、遺児年金に関する受給要件たる子又は孫の年齢を十六歳より十八歳に引き上げること。

3　加給金の対象となる子の年齢を、十六歳より十八歳に引き上げること。

4　従前の遺族年金額の最低を一万一千四百円から一万四千四百円に引き上げること。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算において、船員保険特別会計繰入金、二億六千七百五十二万余円を計上しており、船員保険特別会計予算において三十億九千三百七十八万余円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年四月二十三日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二章の次に次の一章を加える。

第二章ノ二　届出、記帳等

第二十一条ノ二　船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ報酬月額ニ関スル事項ヲ都道府県知事ニ届出ヅベシ

第二十一条ノ三　都道府県知事ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ第四条第二項ノ規定ニ依ル決定若ハ同条第三項ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタトキハ遅滞ナク之ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ通知スベシ

被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナル為前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

都道府県知事ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依

ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十一条ノ四　都道府県知事ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付之ヲ準用ス

第二十一条ノ五　被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ第十九ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第二十一条ノ六　厚生大臣ハ被保険者ニ関スル原簿ヲ備ヘ之ニ被保険者ノ氏名、被保険者ノ資格ノ取得及喪失ノ年月日、標準報酬其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ記録スベシ

（第二十三条ノ三中「十六歳以上」を「十八歳以上」に改める。）

第二十三条ノ四第一項中「第三十六条、第三十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第四十二条ノ三」に改め、「祖父母」の下に「並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第二十三条ノ六第一項第一号中「五十歳以上」を「五十五歳以上」に、同項第二号中「五十歳未満」を「五十五歳未満」に、「十六歳未満」を「十八歳未満」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号中「五十五歳以上」を「六十歳以上」に改め、同号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡当時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタル寡婦（五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第五十条ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ者ヲ除ク）

四　第二号ニ該当スル寡婦ニシテ同号ニ定ムル子ガ第五十条ノ四各号ノ一ニ該当スルニ至リタルコトニ因リ第四十九条ノ五ノ規定ニ依リ寡婦年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル当時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタルモノ（五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第五十条ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク）

第三節を第五節とし、同節を次のように改める。

第五節　老齢年金

第三十四条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ五十五歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者トシテ引続キ十一年三月以上ノモノ

イ　母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル被保険者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十一年三月以上ノモノ

一　十五年以上被保険者タリシ者

二　十五年未満被保険者タリシ者ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保険者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十一年三月以上ノモノ

イ　母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間（作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク）又ハ汽船捕鯨業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ロ　専ラ漁築場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ハ　漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

三　十五年未満被保険者タリシ者ニシテ三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一年三月以上（其ノ中七年六月以上ハ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ナルコトヲ要ス）ノモノ（前号ニ該当スル者ヲ除ク）

前項各号ノ一ニ該当スル者ガ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ被保険者ノ資格喪失後発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年以内ニ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ其ノ期間ヲ経過シタル場合ニ於テ別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号ニ掲グル程度ノ廃疾ノ状態ニアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齢年金ヲ支給ス

第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五条　老齢年金ノ額ハ二万八千円ニ平均標準報酬月額ノ百五十分ノ一ニ相当スル額ニ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額ヲ加ヘタル金額トス

第三十六条　老齢年金ノ支給ヲ受クル者ニ老齢年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳未満ノ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付四千八百円ヲ前条ノ老齢年金ノ金額ニ加給ス但シ老齢年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス

第三十三条第二項ノ規定ニ依リ老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ対シ遺族年金ヲ支給ス

第三十七条　老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ対シ遺族年金ヲ支給ス

第三十八条　第三十四条第二項ノ規定ニ依リ老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ者ノ廃疾ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号ニ該当セザル期間ガアルトキハ其ノ期間其ノ者ノ老齢年金ノ支給ヲ停止ス

第三十九条　削除

第四十一条ノ二第一項中「別表第五ニ定ムル廃疾ノ程度一級乃至三級」を「別表第五ニ定ムル第一号乃至第六号」に、「別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号」を「別表第四下欄ニ定ムル第一号乃至第六号」に、「十六歳未満」を「十八歳未満」に、「二千四百円」を「四千八百円」に改める。

第五十条ノ四第二号中「又ハ養子縁組（届出ヲ為サザルモ事実上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子トシ為リタルトキ」を削り、同条第四号中「男子タル配偶者、」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第三号ヲ第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　直系姻族以外ノ者ノ養子（届出ヲ為サザルモ事実上養子縁組関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）ト為リタルトキ

四　離縁ニ因リ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ト親族関係ガ終了シタルトキ

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

（標準報酬等）

第二条　この法律の施行前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者のうち、同日の前日における標準報酬月額が四千五百円、三万二千円又は三万四千円である者については、昭和二十九年五月から、その標準報酬を改定する。

第三条　この法律の施行前に被保険者であつた者の老齢、廃疾又は死亡に関し、この法律の施行後に保険給付の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に四千円に満たないものがあるときは、これを四千円とする。

第四条　昭和二十七年四月一日前及び同日以後において被保険者であつた者に関し、障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の額を計算する場合においては、第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、同日前の被保険者であつた期間の標準報酬月額は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

（積立金の移換）

第五条　この法律による改正後の第十五条ノ四の規定は、この法律の施行前に組合員たる被保険者となつた者に関しても、適用する。

（従前の規定に依る報告）

第六条　この法律の施行前に給船所有者が被保険者の資格の取得に関しこの法律による改正前の第九条第一項の規定に基き都道府県知事に対してした報告は、この法律による改正後の第二十一条ノ二の規定によつてした届出とみなす。

（従前の例による保険給付）

第七条　この法律の施行の際現に養老年金（この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第三十九条第一項の規定によりその支給を停止されている養老年金を除く。）を受ける権利を有する者に対しては、この法律の施行後も、なお従前の例による保険給付を支給する。その者若しくはこの法律の施

行の際現に左の各号に掲げる保険給付を受ける権利を有する者又はこれらの者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるこれらの者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。

一　職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金

二　寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金

三　この法律による改正前の第三十四条各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者が職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

（従前の養老年金の例による保険給付）

第八条　前条の規定による保険給付のうち、従前の養老年金の例によつて支給する保険給付の額は、同条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十五条及び附則第三条の規定に準じて計算した額とする。但し、その額は、従前の養老年金の額を下らないものとする。

2　前項の保険給付については、前条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「老齢年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」とあるのは、「従前ノ養老年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」と読み替えるものとする。

3　第一項の保険給付を受ける権利を有する者には、老齢年金を支給しない。

4　前項の者が、この法律の施行後に被保険者の資格を取得したときは、前条の規定にかかわらず、その保険給付を受ける権利を失う。

5　前項の規定により第一項の保険給付を受ける権利を失つた者が、老齢年金を受ける権利を取得した場合において、その者に支給する老齢年金の額が、同項の保険給付の額に満たないときは、この法律による改正後の第三十五条の規定にかかわらず、その額をその老齢年金の額とする。

（障害年金の額の特例）

第九条　この法律の施行の際現に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額（加給金の額を除く。）が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

2　この法律の施行の際現に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金の額については、第四十一条第一項第二号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額（加給金の額を除く。）が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

（寡婦年金等の額の特例）

第十条　この法律の施行の際現に寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者の寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金については、第四十九条ノ二及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十八号）附則第二条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金又は増額金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が八千円に満たないときは、これを八千円とする。この法律の施行の際現に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行後に死亡したことにより、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有するに至つた者についても、同様とする。

（遺族年金の額の特例）

第十一条　左の各号に掲げる遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が一万四千四百円に満たないときは、これを一万四千四百円とする。

一　この法律による改正前の第三十四条各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二　被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務上の事由により第四十二条ノ三第一項の規定による期間内に死亡したことによる遺族年金

三　附則第七条第一項前段に規定する者が従前の養老年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を失わないでこの法律の施行後に死亡したことによる遺族年金

2　左の各号に掲げる遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が一万円に満たないときは、これを一万円とする。

一　職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二　この法律の施行の際現に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行後に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

3　前二項の遺族年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とする。

（老齢年金の受給資格年齢の読替）

第十二条　この法律による改正後の第三十四条及び第三十八条中「五十五歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者であつた者であつて、左の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ、同表の下欄のように読み替えるものとする。但し、この法律による改正後の第三十四条第一項第三号の規定に該当する者については、この限りでない。

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

2　附則第八条第四項の規定により、従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を失つた者については、この法律による改正後の第三十四条第一項中「五十五歳」とあるのは、前項の規定にかかわらず、「五十歳」と読み替えるものとする。

（寡婦年金等）

第十三条　この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者が、この法律の施行後に、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病によりその資格喪失後二年以内に死亡した場合においては、その者がその疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日後に死亡したものであつても、その者の遺族にこの法律による改正後の第四十九条ノ二の規定による寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を支給する。

（寡婦年金等の受給資格年齢の読替）

第十四条　左の表の上欄に掲げる期間は、この法律による改正後の第二十三条ノ六第一項第一号から第四号までの各号中「五十五歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者であつた者の寡婦については、それぞれ同表の中欄のように、同条同項第五号中「六十歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者又は被保険者であつた者のかん夫については、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

（脱退手当金）

第十五条　この法律の施行前における被保険者であつた期間が三年以上である者で、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、この法律による改正後の第四十七条の規定にかかわらず、この法律の施行前における被保険者であつた期間について従前の例により計算した額に、この法律の施行後における被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第七に定める月数を乗じて得た額を加えた金額とする。

昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十歳	五十五歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十七年四月三十日まで	五十一歳	五十六歳
昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで	五十二歳	五十七歳
昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで	五十三歳	五十八歳
昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで	五十四歳	五十九歳

2　前項の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、この法律による改正後の第四十六条第一項の脱退手当金を支給する。

（従前の例による保険給付に関する国庫負担）

第十六条　この法律による改正後の第五十八条第一項の規定は、附則第七条の規定によつて従前の例により支給する保険給付（附則第八条第二項の規定による加給金を含む。）に要する費用について準用する。

2　前項の保険給付のうち、船員保険法中改正法律（昭和二十年法律第二十四号）附則第二条第二項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の適用を受ける保険給付に関する国庫の負担すべき費用については、なおこれらの規定によるものとする。

（未支給給付）

第十七条　養老年金又は寡婦年金、かん夫年金若しくは遺児年金のうち、この法律の施行前の月に係る分及びこの法律の施行前に受給権が生じた脱退手当金又はこの法律による改正前の第三十六条、第三十七条、第四十二条第二項、第四十二条ノ二、第四十九条ノ七若しくは第五十条ノ六第一号から第三号までの規定による一時金であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（遺族年金、加給金等）

第十八条　この法律の施行前に十六歳に達したことによりこの法律による改正前の第二十三条ノ三、第二十三条ノ六、第四十一条ノ二、第四十九条ノ五又は第五十条ノ四の規定の適用を受ける者に関する保険給付の支給については、この法律による改正後の第二十三条ノ三、第二十三条ノ六、第四十一条ノ二又は第五十四条ノ四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（従前の保険料）

第十九条　この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（遺族に対する年金制度の統合、及び調整）

第二十一条　寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の制度は、当分の間存置するものとし、すみやかに、これと遺族年金との統合及び調整が図られなければならない。

（他の法律の一部改正）

第二十二条　船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

第二十三条　船員保険法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項とする。

第二十三条　船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削る。

第二十四条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一般会計からの受入金」の下に「、国家公務員共済組合法による共済組合（以下「共済組合」という。）からの受入金」を、「保険給付費」の下に「、共済組合への移換金」を加える。

第二十五条　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「その者に係る責任準備金」を「その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

第八十二条中「養老年金」を「老齢年金」に改める。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

第九十六条の三　昭和二十九年五月一日前に第十三条第一号から第三号に規定する事由に該当した船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員について第八十二条の規定を適用する場合においては、同条中「老齢年金」とあるのは、「養老年金」と読み替えるものとする。

第二十六条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第五十条ノ六第四号」を「第五十条ノ六第一号」に改める。

厚生年金保険及び船員保険交渉法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

厚生年金保険と船員保険の両制度における老齢年金及び遺族年金は、その給付の基準は、原則として同一であるが各方面の要望に応じ、この機会に両保険における被保険者期間を通算して老齢年金又は遺族年金を支給できるようにし、両保険の被保険者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与せしめようとするものである。

本案の主な内容は次の通りである。

1　両保険における被保険者期間の通算は、

（一）　老齢年金を支給する場合

（二）　老齢年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を支給する場合

（三）　いずれかの保険において任意継続被保険者となるために必要な被保険者期間を計算する場合の、三つの場合に、これを行うことにすること。

2　両保険の被保険者期間を通算した場合における保険給付は、原則として、最後に被保険者であつた保険において、これを行うことにすること。

3　老齢年金の受給資格を得るために必要な被保険者期間は、厚生年金保険法においては、原則として二十年、船員保険法においては、原則として十五年ということになつているので、両保険の被保険者期間を合算する場合には、必要な調査を行うことにすること。

4　一の保険における老齢年金の受給権を有する者が他の保険の被保険者となつた場合又は一の保険における障害年金の受給権を有する者が同時に他の保険における老齢年金の受給権を有する場合あるいは同時に両保険における遺族年金の受給権を有するに至つた場合等につき、それぞれ必要な調整を行うことにすること。

5　両保険の被保険者期間を通算して行う保険給付に要する費用については、政令の定めるところにより、厚生保険特別会計と船員保険特別会計とにおいてあん分して負担することにすること。

二　議案の修正議決理由

厚生年金保険の被保険者が船員保険の被保険者となり、又は船員保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者となることが多い実情にかんがみ、新たに両保険の被保険者期間を相互に通算する制度を設け、もつて老齢年金又は遺族年金を受ける機会を広く与えることは必要と認めるが、厚生年金保険法案及び船員保険法の一部を改正する法律案が、それぞれ修正されたことに伴い、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお修正案の要旨は次の通りである。

基本年金額中定額部分一万八千円を二万四千円に引き上げること。

右報告する。

昭和二十九年四月二十三日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

【別紙】

（小字及び――は修正）

（船員保険法による老齢年金の額の特例）

第十二条　第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する船員保険法による老齢年金の額は、同法第三十五条の規定にかかわらず、左の各号に掲げる額を合算した額とする。

一　厚生年金保険法による基本年金額に相当する額

二　厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法

・第二十五条の規定により計算した額から、二四一万八千円を控除した額

2　前項第一号に規定する厚生年金保険法による基本年金額を計算する場合においては、同法第三十四条第二項の規定は、適用しない。

（遺族年金の額の特例）

第二十六条　第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二条第一項第二号又は第三号に規定する被保険者期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、船員保険法第五十条ノ二第一項第一号の規定にかかわらず、二四一万八千円に平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の百分の五十に相当する額とする。但し、その者が死亡前に船員保険法第三十四条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、この限りでない。

建設省関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、建設省関係法令のうち実効性のなくなつたもの、事務を簡素化すべきもの等について所要の改廃を行おうとするもので、その内容は次の通りである。

1　実効性のなくなつた左の法令を廃止すること。

イ　水利土功及学事に関する紛争統の件

ロ　道路法中特例に関する法律

ハ　空中写真の利用等に関する政令

2　事務の簡素化のため、水防法及び建築基準法の一部を改正すること。

二　議案の可決理由

実効性のなくなつた法令を廃止し、又は事務の簡素化のため二法律の改正を行うことは、必要な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十四日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

災害による被害者等で応急救助を要するものに寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者にそのために必要な機械器具を貸し付けるときは無償又は低額でることができる途を開くとともに、国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が災害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、災害救助又は施設の応急復旧の用に供するため必要な当該林野の産物等を低額で譲渡することができることとするものである。

二　議案の可決理由

最近における風水害等の発生時における救助の状況等にかんがみ、きわめて適切なものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

大蔵省関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

このたびの法令整理の方針に即応し、明治時代以来制定された大蔵省関係諸法令のうち、実効性がなくなつたもの等二百六十件を整理のため廃止し、あわせて事務手続を簡素化するため、たばこ専売法等を改正するとともに、これらの法令の改廃に伴つて経過措置を必要とするものについて所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

まず、廃止しようとしている二百六十件の法令は、おおむね特定の時期を対象とし、その時期における特定の措置を規定したものであり現在においては、すでにその実効性を喪失しているものであり、たばこ専売法等の改正は事務簡素化の見地からいずれもきわめて適切なものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

当分の間、国の所有に属する自動車を、国以外の者が所有する自動車と交換することができるみちを開き、これが効率的な活用を図るとともに、経費の節減等にも資することとし、又交換に際して、その価額が等しくないときにおける差額は、金銭で補足することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

国の所有する自動車の効率的な活用並びに経費節減等の見地より適切な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十七日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を実施するため、利子、使用料等に対する所得税の税率及び相続税に関する未成年者控除の特例等を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

日米租税条約の実施上きわめて適切なものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十七日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

町村合併促進法実施の実情にかんがみ、（一）新町村建設計画において定める事項として土地改良に関する事項を加えること。（二）町村合併の際の教育委員会及び農業委員会の各公選委員の任期の延長並びにその定数に関する特例を設けること。（三）一部事務組合又は事務委託の関係にあつた町村が合併した場合、組合関係又は委託関係は、合併後もなお存続するものとし、合併により消滅した町村の法律的地位は合併町村がそのままの形において引き継ぐものであることを明らかにすること。（四）社団法人が国民健康保険事業を行つている場合には、合併後も引き続き従来の区域において事業を行うことができるものとし、且つ、合併町村がその一部の区域において国民健康保険事業を行つている場合には、その実施区域を逐次拡張し得ることを認め、町村合併に伴う健康保険事業を円滑に実施することができるようにすること。（五）町村を市へ編入する場合における議会の議員の任期及びその定数に関する特例を設けること。（六）都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例を設けること等各般の事項について整備しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、町村規模の適正を図り、町村の合併を円滑に促進することが、地方自治の進展上、重要なることにかんがみ、きわめて適切妥当なものと認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十七日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔第四十三号参照〕

商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商品取引所の公共的機能と性格とにかんがみ、且つ、又現行法施行後の経験にも徴し、その運営の合理化を図るため、現行制度に適正な改善を加える必要が生じ、必要な事項に改正を施そうとするものである。

その改正の主要点は次の通りである。

1　商品取引所の設立を許可制に改めること。

2　商品取引所の定款の変更、業務規程のうち重要事項の変更については、主務大臣の認可を要すること。

3　会員信認金、仲買保証金、売買証拠金に充用する有価証券の範囲の拡大。

4　議決権及び役員の選挙権については、書面又は代理人行使を認めること。

5　二以上の商品市場において、又は他の取引所において売買取引する会員又は商品仲買人の純資産額の最低額を資産状態に応じ、加重することができること。

6　持分を承継して会員となつた相続人又は受遺者は、被承継人の未決済の売買取引に係る権利

義務を承継するものとするとともに、脱退した商品仲買人でも脱退前にした委託に係る未決済の売買取引の決済を結了できるようにすること。

以上の外、会員の脱退の予告、罰金及び過料の額の引上げ等条文整備を行う等である。

二　議案の可決理由

商品取引所の目的に即応するためには、最近又は将来において、取引所が投機市場化するおそれがあり、健全な発達を阻害する可能性が起り得るにかんがみ、運営の合理化を図ることは必要妥当なものと認め、本案は別紙のごとき附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

商品取引所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

砂糖、大豆、ゴム等輸入依存度の高い商品については、外貨事情の推移に即応し、第一二四条（定款、業務規程等の変更命令）、第一二一条（一定期間の業務停止）の発動について遺憾なきを期すること。

通商産業省関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

通商産業行政事務の簡素化を目的として、通商産業省関係法令のうち、既に死文化しているもの又は存在の意義が消失しているもの十三件を廃止するとともに、輸出品取締法、外国為替及び外国貿易管理法、火薬類取締法並びに計量法の四法律の一部整理を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政事務簡素化の一環として、適切、妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

経済援助資金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて、米国余剰農産物購入の見返の円資金のうち、本邦の工業の助成その他経済力の増強に資する目的のためにアメリカ合衆国政府から贈与される金額をもつて、あらたに、経済援助資金を設置し、その資金に関する経理を明確にするため、特別会計を設けることとしようとするもので、贈与円の受入金、運用資金の回収金、運用収益金等を歳入とし、資金の運用又は使用のための支出金を歳出としてその経理を行うこと等を規定している。

二　議案の修正議決理由

本案は、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基く措置として大体において適切なものと認めたが、更に、原案において本案の施行期日は昭和二十九年四月一日からとなつているが、既にその日を経過している実状にかんがみ、これを、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の予算から適用するよう修正することを適当と認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日（昭和二十九年四月一日から施行する。）から施行し、昭和二十九年度分の予算から適用する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　経済援助資金を管理並びに運用及び使用すること。

第十条中第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　経済援助資金を管理並びに運用及び使用すること。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

再評価積立金の資本組入については、従来株式会社についてのみ認められていたのであるが、株式会社以外の法人についても資本組入を認めようとするものである。

二　議案の修正議決理由

株式会社以外の法人についても資本組入を認めることは適切な措置であり、また株式会社が再評価積立金を資本に組み入れた場合における資本増加の登記について登録税の軽減措置を講じているのを株式会社以外の法人の場合にも同様の措置を講じようとする修正案はこれ又適切な措置であることを認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字は修正）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百十九条第二項中「因り株式」の下に「（出資証券を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

3　再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律

第八条第三項中「取締役会が定める。」を「商法第二百二条第三項（額面株式の発行価額）の規定にかかわらず、払込金額以上の適正な価額で取締役会が定めるものとする。」に改める。

4　臨時特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「再評価積立金を資本」の下に「（出資を含む。以下本項において同じ。）」を加え、「第四号」「第二号、第四号又は第八号ノ三」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴い、関税法等の特例を設けて、同協定に基き関税等の免除を受けて輸入され、又は調達された資材等の譲受について制限を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

議案の可決理由

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、国際連合の軍隊等に関し、所得税法、関税法、国税犯則取締法、たばこ専売法等の適用の特例を設けようとするものである。

一　議案の要旨及び目的

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施上、きわめて適切なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十七日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

当せん金附証票法の一部を改正する法律案（浅香忠雄君外十八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

当せん金附証票を拾得しその後その所有権を取得した者等が、その当せん金附証票の当せん金品を受け取ることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

現行の当せん金附証票法によれば、当せん金品の支払又は交付は、当該当せん金附証票の購入者又はその相続人その他の一般承継人に限られているので、たとえば最近岸和田市に起つた事例のように証票を拾得してその後その所有権を取得した者は当せん金品を受け取ることができないが、これははなはだしい不備欠陥であり、これを改めることは時宜に適した適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十七日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、国際連合軍のわが国における地位及び同軍隊に与えられるべき待遇を規定したものである。

刑事裁判権については、既に昨年十月に日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行政に関する議定書を締結しているので、本件は、もつぱら、財政経済問題について規定したものである。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国が国際連合に協力する責務上妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

一

本件の要旨及び目的

本件は、日本国におけるアメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権の処理について規定したものである。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国におけるアメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権について、その分担を明確にしたもので、本議定書を締結することは、妥当且つ必要な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

一

本件の要旨及び目的

本件は、千九百五十年六月七日にローマで作成された「万国農事協会に関する条約」によつて設立された国際機関であつて農業関係の諸情報のしゅう集研究刊行等の任務を行つてきたが、戦後千九百四十五年十月十六日に国際連合食糧農業機関憲章が作成され、国際連合の専門機関たる国際連合食糧農業機関が万国農事協会の任務を含む広汎な諸任務を遂行することとなつた。よつて、国際連合食糧農業機関第一回総会は、万国農事協会を廃止してその任務及び資産を国際連合食糧農業機関に移転するための議定書を作成することを勧告する決議を行い、この決議により万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書が作成され、千九百四十八年一月二十八日に効力を生じたのである。わが国は、既に国際連合食糧農業機関憲章を受諾しているにもかかわらず、法律上は、なお、万国農事協会の加盟国であるので、この不合理を改めるため、本議定書に加入しようとするものである。

よつて政府は、本議定書への加入について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書に加入することは、妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一

本件の要旨及び目的

本件は、日本国におけるアメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権について規定したものである。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、アメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権について、その分担を明確にしたもので、本議定書を締結することは、妥当且つ必要な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件に関する報告書

一

本件の要旨及び目的

万国農事協会は、千九百五年六月七日にローマで作成された「万国農事協会に関する条約」によつて設立された国際機関であつて農業関係の諸情報のしゅう集研究刊行等の任務を行つてきたが、戦後千九百四十五年十月十六日に国際連合食糧農業機関憲章が作成され、国際連合の専門機関たる国際連合食糧農業機関が万国農事協会の任務を含む広汎な諸任務を遂行することとなつた。よつて、国際連合食糧農業機関第一回総会は、万国農事協会を廃止してその任務及び資産を国際連合食糧農業機関に移転するための議定書を作成することを勧告する決議を行い、この決議により万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書が作成され、千九百四十八年一月二十八日に効力を生じたのである。わが国は、既に国際連合食糧農業機関憲章を受諾しているにもかかわらず、法律上は、なお、万国農事協会の加盟国であるので、この不合理を改めるため、本議定書に加入しようとするものである。

よつて政府は、本議定書への加入について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書に加入することは、妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一

本件の要旨及び目的

昨年五月からニユー・ヨークで開催されたあへん会議において「けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書」が作成され、わが国も会議出席国として審議に参加し、昨年六月二十三日本議定書に署名した。本議定書は、既にわが国が当事国となつている一連の麻薬条約を更に推進し、各締約国が(一)けしの栽培及びあへんの生産、使用、取引等を取り締まるための機関を設立すること、(二)あへんの在庫量を制限すること、(三)特定の締約国で生産されるあへん以外のあへんの輸出入を禁止すること並びに(四)あへんの使用及び輸出入の目的を医学上及び科学上の需要に限定することにより、麻薬の流入を国際的に一層強力に防衛することを目的としている。

よつて政府は、本議定書の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書を批准することは、あへん関係の分野における国際協力の実を挙げるため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一

本件の要旨及び目的

第二次世界大戦とこれにつぐ日本国の占領のため、約十年間は日本、スウェーデン間の通信連絡が異常状態に置かれ、その結果として、右期間中は工業所有権関係の出願書類を相手国に郵送し又は特許料、登録料等を相手国に送金納付することがきわめて困難であり、又時によつては全く不可能であつた。更に連合国の占領政策は、一時日本政府が外国人の出願を受理したり、又は日本人が外国に出願することを禁止していた。これらの理由により、日本・スウェーデン間において、互に相手国民の工業所有権を保護するための措置をとることができない状態にあつた。政府は、これらの権利を相互的基礎に立つて救済するための協定の作成につき、一昨年四月以来東京において交渉を行つていたが、本年三月三十一日両国間に完全な意見の一致をみ、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定を作成し、これに署名した。本協定は、工業所有権の特許又は登録のための優先期間の延長並びに消滅した工業所有権の回復又は更新及び無効となつた特許出願又は登録出願の効力回復を内容とするものである。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する事項について、日本・スウェーデン両国間の関係を規制するため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

臨時硫安需給安定法案（内閣提出、第十六回国会閣法第一六七号）に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

わが国における農業は、零細な規模の集約的経営を基本的性格としており、そのため、農業生産中に占める肥料の地位はきわめて高く、特に化学肥料の大宗である硫安は、最も重要な農業生産資材となつている現状であつて、従つて硫安の需給及び価格の安定を期することは、農業生産力の発展と農業経営の安定上不可欠の要件である。

以上の理由に基き、硫安工業の合理化と硫安輸出の調整に関する方策に対応して、硫安についての国内需要量の確保と国内価格の適正水準による安定とを図る措置を講じ、もつてわが国農業の発展向上に寄与しようとするのが本案の目的であり、その主な内容は次のとおりである。

1　農林大臣及び通商産業大臣は、硫安審議会の意見を聞いて、毎肥料年度ごとに硫安の需給計画を定める。

需給計画は、生産見込数量、国内消費見込数量、需給調整用としての保留数量（国内消費見込数量の一割を基準とする。）その他の事項を含むものとする。

2　農林大臣は、需給調整用としての保留数量の硫安を保管団体に買い取らしめ、これによつて国内硫安の需給調整を図る。

3　農林大臣及び通商産業大臣は、報告及び検査等によつて硫安の生産費を調査し、これに基いて、生産者の最高販売価格を定める。

4　硫安の需給の調整及び価格の安定に関する事項について、調査審議し、関係各大臣の諮問に応じ、また建議する機関として、硫安審議会を設置する。審議会は、硫安の生産、販売、消費の各代表者及び学識経験者の委員九人以内で組織する。

二

議案の修正議決理由

本案は、硫安の国内需要量を確保し、価格の安定を図つて、農業

生産力の向上と農業経営の安定に寄与する措置として、大体において有効適切なものと認めるが、硫安以外の重要肥料に対しても本案の措置を適用すること及び審議会の構成人員を増員することその他によつて、肥料の需給及び価格の安定に万全を期する必要があるので、これらの点について本案を修正すべきものと認める。

なお、硫安等の生産実態の調査機構を整備充実して、本案の目的達成にいかんなきを期する必要があると認める。

よつて本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

臨時硫安需給安定法

（目的）

第一条　この法律は、硫安の需給の調整及び価格の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「硫安」とは、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系窒素質肥料をいう。

2　この法律において「肥料年度」とは、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。

（硫安の需給計画）

第三条　農林大臣及び通商産業大臣は、硫安審議会の意見を聞いて、毎肥料年度の開始前に、○政令の定めるところにより当該肥料年度における硫安の需給計画を定めなければならない。

2　前項の需給計画に定める事項は、次の通りとする。

一　前年度からの繰越数量

二　生産見込数量又は輸入見込数量

三　国内消費見込数量

四　需給調整用としての保留数量

五　輸出見込数量

六　生産業者○又は輸入業者の翌年度への繰越在庫見込数量

前項第三号の国内消費見込数量は、政令の定めるところにより、国内消費実績の推定量と農業生産の事情とを勘案して定める。

4　第二項第四号の保留数量は、硫安の需給の調整のため必要な数量とし、同項第三号の国内消費見込数量の一割を基準とし、硫安の需給事情を勘案して定める。

5　第二項第五号の輸出見込数量及び同項第六号の繰越在庫見込数量は、その合計が、同項第一号及び第二号の合計数量から同項第三号及び第四号の合計数量を差し引いて得た数量となるように定める。

6　農林大臣及び通商産業大臣は、第一項の需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条　農林大臣及び通商産業大臣は、硫安の生産条件、需給状況その他経済事情の変動のため特に必要があると認めるときは、硫安審議会の意見を聞いて、前条第一項の需給計画を変更することができる。

2　農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により前条第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公表しなければならない。

（生産業者に対する生産の指示）

第五条　通商産業大臣は、肥料の需給の適正化を図るため必要があると認めるときは、肥料審議会の意見を聞いて、第三条第一項の需給計画に基き、肥料の生産業者に対し、肥料の種類、数量及び品質を定めてその生産を指示することができる。

（保管団体による硫安の買取、保管等）

第五条　農林大臣は、硫安の需給の調整を図るため、その指定する団体（以下「保管団体」という。）に対し、政令の定めるところにより、硫安の生産業者○又は輸入業者○からその生産した○又は輸入した硫安を買い取るべき旨を指示するものとする。

2　前項の規定による保管団体の指定は、○農業者を直接又は間接に構成員とする団体につき、○当該団体の申出によつて行うものとする。

3　保管団体は、第一項の指示を受けたときは、その指示に従つて硫安を買い取らなければならない。

4　農林大臣は、保管団体が前項の規定による買取の結果保有する硫安の数量の合計が第三条第二項第四号の保留数量に相当する数量になるように、第一項の指示をするものとする。

第六条　保管団体は、前条第三項の規定により買い取つた硫安を農林大臣の指示するところに従つて保管しなければならない。

2　保管団体は、農林大臣の指示によるのでなければ、前項の規定により保管する硫安を譲渡し、又は消費してはならない。

3　農林大臣は、前項の指示をするには、あらかじめ、硫安審議会の意見を聞かなければならない。但し、災害その他緊急の場合は、この限りでない。

4　前項但書の場合には、農林大臣は、遅滞なく、肥料審議会にその旨を報告しなければならない。

（保管団体の区分経理）

第七条　保管団体は、第五条第三項の規定による硫安の買取並びに前条の規定による硫安の保管及び処分の業務については、政令の定めるところにより、毎肥料年度、他の業務と会計を区分して経理しなければならない。

（欠損の補てん）

第八条　前条の規定により他の業務と区分して経理される会計に、毎肥料年度末において政令で定める事由により欠損を生じたときは、政府は、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その欠損金の額に相当する金額を当該団体に補助し、当該会計の欠損を補てんするものとする。

（資金の融通）

第九条　政府は、必要があると認めるときは、保管団体に対し、第六条第三項の規定による硫安の買取及び第七条第一項の規定による硫安の保管をするため必要な資金について、その融通のあつ旋その他適切な措置を講ずるものとする。

（生産業者に対する譲渡の指示）

第十条　農林大臣及び通商産業大臣は、硫安の需給の調整を図るため必要があると認めるときは、硫安審議会の意見を聞いて、硫安の生産業者に対し、その在庫状況、出荷能力等を勘案して、硫安を譲渡すべき旨の指示をすることができる。

2　前項の規定による指示は、次条第一項の規定により承認を受けた買入計画による買入に支障を及ぼすものであつてはならない。

（日本硫安輸出株式会社の買入計画の承認）

第十一条　日本硫安輸出株式会社は、第三条第二項第五号の輸出見込数量の範囲内で、硫安の買入計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、農林大臣の同意を得なければならない。

（生産業者販売価格○）

第十二条　農林大臣及び通商産業大臣は、硫安の価格の安定を図るため必要があると認めるときは、硫安審議会の意見を聞いて、硫安の生産業者○又は輸入業者○の販売価格につき、その最高額を定めることができる。

2　前項の販売価格の最高額は、政令の定めるところにより、生産費○又は輸入価格○を基準とし、農産物価格○その他の国民価格の経済事情を参しやくして定める。

3　第一項の規定による販売価格の最高額の定は、告示をもつてしなければならない。

第十三条　前条第一項の規定により販売価格の最高額が定められたときは、硫安の生産業者○又は輸入業者○は、その額をこえる価格による硫安の販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。

2　前条第一項の規定により販売価格の最高額が定められたときは、何人も、その額をこえる価格による生産業者○からの硫安の購入の契約をし、又は生産業者○若しくは輸入業者○への対価の支払をしてはならない。

3　前二項の規定は、政令の定めるところにより、農林大臣及び通商産業大臣の許可を受けたときは、適用しない。

（報告及び検査）

第十三条　農林大臣及び通商産業大臣は、肥料硫安の生産費、その他肥料硫安の需給の調整及び価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、肥料硫安の生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、政令の定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。

2　農林大臣及び通商産業大臣は、肥料硫安の生産費、又は輸入価格を調査するため必要があるときは、その職員に肥料硫安の生産業者、又は輸入業者の事務所、工場又は倉庫に立ち入らせ、その帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

3　農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、保管団体からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に保管団体の事務所若しくは倉庫に立ち入らせ、その帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

4　第二項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

5　第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（硫安審議会）

第十四条　経済審議庁に、肥料硫安審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、肥料硫安の需給の調整及び価格の安定、並びに日本硫安輸出株式会社に対する通商産業大臣がする処分その他の行為に関する重要な事項について調査審議する。

3　審議会は、肥料硫安の需給の調整及び価格の安定について関係各大臣に建議することができる。

第十五条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する。

一　肥料硫安の生産業者を代表する者　三人以内

二　肥料硫安の販売業者を代表する者　三人以内

三　肥料硫安の消費者を代表する者　三人以内

四　学識経験のある者　七人以内

3　審議会に会長を置く。

4　会長は、委員のうちから互選する。

5　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定したものがその職務を代行する。

7　委員は、非常勤とする。

8　前各項に定めるもの外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十六条　第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領若しくは支払をした者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項の規定に違反して、譲渡し、又は消費した者

二　第十三条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十三条第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める。

2　この法律は、昭和三十三年七月三十一日限り、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時までに保管団体が行つた硫安の買取、保管及び処分の業務の結果第七条の規定により他の業務と区分して経理する会計に生じた欠損又は残余財産についての第八条又は附則第四項の規定の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　昭和二十八年度においては、第三条第一項の需給計画は、同項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに定めれば足りる。

4　附則第二項の規定によりこの法律が効力を失つた場合において、保管団体が第七条の規定により他の業務と区分して経理する会計に清算の結果残余財産があるときは、政府は、政令の定めるところにより、当該保管団体に対し当該残余財産の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

5　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第六号中「肥料の生産に関すること」を「肥料の生産に関することで次号に掲げるもの以外のもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二　臨時硫安需給安定法（昭和二十八年法律第　号）に基く硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定及び生産費並びに及び輸入価格の調査に関すること。

6　経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（附属機関）

第十一条　左の表の上欄に掲げる機関は、本庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
経済審議会	内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議すること。
肥料硫安審議会	関係各大臣の諮問に応じ、硫酸アンモニアその他重要アンモニア系窒素肥料に関する重要事項につき調査審議すること。

二　議案の可決理由

従来の土地区画整理事業は、都市計画法及び特別都市計画法に基いて運営されており、その施行方法に関する主要事項は、これらの

1　土地区画整理法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、都市計画区域内において、公共施設を整備改善し、及び宅地の利用を増進するため、土地区画整理事業について、その施行者、施行方法等必要な事項を定め、もつて健全な市街地の造成を図ろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

臨時硫安需給安定法案に対する附帯決議

政府が本法に基き、権限をもつて硫安等の生産費を調査するに当つては、その機構及び人員を整備充実し、目的の貫徹にいかんなき措置を講ずること。

1　土地区画整理事業の円滑な運営を図るため、土地の所有者及び借地権者のみならず、その他の関係権利者についても、その意見が反映し得るように必要な措置を講ずること。

2　地方公共団体も自ら事業を施行することができるようにすること。

3　国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業は、建設大臣が、行政庁に施行させることができるものとし、なお、特に必要がある場合には、建設大臣自ら施行することができるようにすること。

4　一定規模以下の過小宅地及び過小借地又は関係利害者の同意があつた宅地については、換地に代えて建築物の一部を与え得ることとし、密集市街地等における土地の高度利用を図るようにすること。

法律において準用する旧耕地整理法の規定によつているが、同法は昭和二十四年に廃止され、その規定は、その後における社会事情の変遷に即応しないことにかんがみ、本案の措置は妥当なものであると認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に、戦災復興事業費その他として二十一億九千万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

土地区画整理法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、土地区画整理法の施行に伴い、関係諸法令の改廃を行い、且つ、既存の土地区画整理及び土地区画整理組合の切換又は整理を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

土地区画整理法の施行に伴う必要な経過規定であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

利息制限法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行利息制限法が明治十年の公布にかかるものであり、現在の国民経済生活に適合しないため、現行利息制限法を廃止し、これに代えて新たな利息制限法を制定しようとするものであつて、法案の要旨は次の四点である。

1　金銭消費貸借上の利息の最高限は次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

2　利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として(1)の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

3　金銭消費貸借に関し、債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。

4　金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定（違約金を含む）につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

二　議案の可決理由

銀行等の正規の金融機関に対しては、「臨時金利調整法」によつて行政上取締りが行われ、貸金業者については「貸金業等の取締に関する法律」が適用され一応の監督がなされ、なお、今国会において、この種取締法規（出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律）が制定されようとしておつて、極端な暴利は反社会的なものとして、刑罰をもつて臨むことのとなるのであるが、一般的な金銭消費貸借に対しても何等かの規制によつて国家機関の力をかりて取り立て得る利息の限度を示す必要があるのであつて、本案は、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、去る二月十九日署名された「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」により、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する事項が定められたので、これに伴い国内手続を定めようとするものである。

その内容は、昨年十月二十六日署名された「日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法」の内容と全く同様である。すなわち国際連合軍の施設内又は公務中の犯罪に対する刑事裁判権は、各連合国軍隊にあるが、それ以外はすべて原則としてわが国に刑事裁判権があることを規定したものである。

二　議案の可決理由

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法では、現在効力を発揮しているのはフランス、イタリー等の諸国である。今回イギリス、カナダ等の英連邦国その他の諸国に効力を発揮せしめる根拠法として「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」の制定を必要と認めるとともに、本案の内容には、本法務委員会の多年の主張と国民のよ論が盛られているので、適切妥当のものと認める。右の理由により本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

へき地教育振興法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現下の、わが国教育全般の諸情勢から見て、へき地における教育は、交通が至難で、且つ、自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれないこと、及び小規模であることなどのため、その施設設備が貧困な上に有資格教員の確保も困難な状態にある。よつて総合的な教育上の施策を実施し、へき地教育の改善を図ろうとするものである。

二　議案の修正議決理由

教育の機会均等の主旨にかんがみ、へき地教育の水準を高めることは極めて適切な措置であるが、なお、教員の定員等に関して特別な考慮を加える必要があるため、別紙の通りその一部を修正することの妥当なことを認め、これを修正議決すべきものと議決した次第である。なお、別紙の通り附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に一億一千六百五十八万七千円を計上している

右報告する。

昭和二十九年四月三十日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小学及び――は修正）

（定義）

第二条　この法律において「へき地学校」とは、交通至難（困難）で自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。

（都道府県の任務）

第四条　都道府県は、へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材、教員等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、前条に規定する市町村の任務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又は援助を行い、並びにへき地学校に勤務する教員の研修について教員に十分な機会を与えるように努めなければならない。

2　都道府県は、必要に応じ、へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けなければならない。

3　都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員に対する特殊勤務手当の支給について、特別の考慮を払わなければならない。

4　都道府県は、市町村の行うへき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払い、並びにこれらの者の採用について必要な指導、助言及びあつ旋をしなければならない。

（文部大臣の任務）

第五条　文部大臣は、へき地における教育について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、並びに前二条に規定する地方公共団体の任務の遂行について、地方公共団体に対し、適切な指導、助言を行い、又は必要なあつ旋をしなければならない。

（国の補助）

第六条　国は、市町村が行う第三条第一項第二号又は第三号に掲げる事務に要する経費について、予算の範囲内でその一部を補助するものとすることができる。

2　国は、都道府県が設置する第四条第二項に規定する施設に要する経費について、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

3　前二項の規定により国が補助する場合の経費の範囲、算定基準及び補助の比率は、政令で定める。

〔別紙〕

へき地教育振興法案に対する附帯決議

一、中央教育審議会に、へき地の教育事情を正確に反映させ、これが対策に資し得るような措置を速かに講ずること。

二、へき地学校に勤務する教員及び職員の特殊勤務手当を、速かに大幅に増額して支給し得るように必要な措置を講ずること。

三、へき地の小規模学校を本校等に統合して、教育効果の向上を図ろうとするときは、その施設について、これを国庫補助の対象とする途を開くように措置すること。

四、へき地における教育の特殊事情

並びにへき地学校の所在する地方公共団体の財政事情にかんがみ、集会室の建設だけではなくへき地の事情に即応するように校舎、寄宿舎の施設、設備についても、速かにその内容を整備するため、特別な基準を設け、及び国庫補助、起債等についても特別な措置を講ずること。

〔第四十四号参照〕

厚生省関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、既に死文化した法令又は存在の意義を失つた法令を廃止するとともに、行政事務の簡素化と行政事務処理方式の改善とを図るため、若干の規定を整理しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　「国民体力法」、「有毒飲食物等取締令」、「伝染病届出規則」及び「あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例」の四件の法令を廃止しようとするものである。

2　「精神衛生法」、「伝染病予防法」、「トラホーム」予防法」、「寄生虫病予防法」、「予防接種法」、「理容師美容師法」、「死体解剖保存法」、「保健婦助産婦看護婦法」、「薬事法」、「覚せい剤取締法」及び「児童福祉法」の十一件の法律の一部につき行政簡素化の見地から許可制度、届出制度等について、改正を加えようとするものである。

二　議案の可決理由

要旨のごとく、法令の整理及び行政事務の簡素化を図ることは時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

去る第七回国会で成立した文化財保護法実施後の状況にかんがみ、次の諸点に関し、更に整備を加えようとするものである。

1　史跡名勝天然記念物に限らず、重要文化財についても管理団体の規定を設け、その管理及び修理の万全を期する。

2　無形文化財について、新たに指定制度を設け、その保護を完全にする。

3　民俗資料の適切な保護を図るための規定を新たに設ける。

4　史跡名勝天然記念物を保護するとともに、所有権の財産権を尊重し、一般公益との調整を図るため、新たに規定を設ける。

5　罰則規定について、他の法令との均衡を保つように法的整備を行う。

二　議案の可決理由

本案は、文化財の保護を完全にするためきわめて適切な措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月三十日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

モーターボート競走法の一部を改正する法律案（岡部得三君外八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法の施行の状況にかんがみ、勝舟投票券購入仲介業者等を取り締まるため新たに罰則を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、モーターボート競走の円滑な実施を確保する措置として有効適切なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月六日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

防衛庁設置法案（内閣提出）に関する報告書

〔第四十五号参照〕

一　議案の要旨及び目的

本案は、現在の国際及び国内の諸情勢にかんがみ、保安庁法を改正して、防衛庁を設置し、その組織及び権限並びに国防会議について規定したものであり、その主な要旨は次の通りである。

第一は、防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的として、陸上、海上及び航空の三自衛隊を管理、運営並びにこれに関する事務を行うことを任務とし、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛するため行動すること並びにわが国の領空侵犯に対する措置を講ずることができることとすること。

第二は、職員の定員を、十六万四千五百三十八人とし、今回において、自衛官三万一千七百九十二人、その他の職員九千五百九十四人、計四万一千三百八十六人を増加することとし、これによつて、自衛官の定数は、陸上十三万人、海上一万五千八百八人、航空六千二百八十七人、統合幕僚会議二十人、計十五万二千百十五人、その他の職員の定数一万二千四百二十三人としている。

第三は、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐するため、八人以内の参事官を置くこととする。

第四は、内部部局に、新たに教育局を設けて五局とし、官房長及び局長には、参事官をもつて充てることとし、課長以上の職に対する制服職員の経歴者の任用制限の規定を削除すること。

第五は、航空自衛隊の新設に伴い、航空幕僚監部を設けることとし、幕僚監部は従来、内部部局であつたのを改め、陸上、海上及び航空の三幕僚監部は、それぞれの隊務に関する長官の幕僚機関とすること。

第六は、統合防衛諸計画の作成及び各幕僚監部の作成する防衛諸計画の調整等に関し長官を補佐するため、統合幕僚会議を新設し、その議長は専任とし、自衛官の最上位にあるものをもつて充てることとする外、統合幕僚会議に事務局を置くこととすること。

第七は、各自衛隊の所要物件及び役務の調達並びに建設工事について、一元的且つ経済的処理を図るため、附属機関として、新たに、調達実施本部及び建設本部を設けることとすること。

第八は、国防に関する重要事項を審議せしめるため、内閣総理大臣の諮問機関として、内閣に国防会議を置くこととし、その構成及び運営等については、別に法律で定めることとすること。

以上の外、附則で、この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとし、必要な経過措置を定める外、海上公安局法を廃止する等、関係法令の整備を行つている。

二　議案の可決理由

本案は、現在の国際及び国内の諸情勢にかんがみ、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計歳出予算において、保安庁分として計上されているが、予算総則第十四条の規定により、防衛庁に移し替えることができることになつている。

しかして、保安庁の歳出予算額は、七百八十八億三千七十六万八千円となつており、その内訳は、運営費五百四十四億五千九百八万八千円、施設整備費二十九億四千三百三十七万二千円、船舶建造費百十四億二千八百三十万八千円である。

右のうち、本案施行に伴う増勢分のための経費は、運営費百二十一億一千万円、施設整備費八十七億三千万円、船舶建造費二十三億七千万円合計二百三十二億一千万円となつている。

なお別に、国庫債務負担行為として、昭和二十九年度において施設整備費四十七億円、船舶建造費三十三億円合計八十億円がある。

右報告する。

昭和二十九年五月六日

内閣委員長　福村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

自衛隊法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、防衛庁の設置に伴い、従来の保安隊、警備隊に代えて、陸上、海上及び航空の三自衛隊を設置し、その任務、組織、編成、行動、権限、隊員の身分取扱等について、おおむね保安庁法の内容を基礎とし、自衛隊の新たな任務に即応して、必要な規定を追加整備するものである。

その主なる要旨は次の通りである。

第一、自衛隊の任務は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対して、わが国を防衛することを主とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

第二、自衛隊の最高の指揮監督権は、内閣を代表する内閣総理大臣にあるものとする。

第三、自衛隊は、陸上、海上及び航空の三部隊とし、これに関する基本的事項について改定し、部隊の組織、編成及び警備区域に関する事項は政令で定めることとする。

第四、部隊の機関として、自衛官の募集その他の事務に当る地方連絡部を新たに設ける。

第五、自衛隊の隊員につい

(1)　自衛官の階級を陸上、海上及び航空の各自衛隊別にそれぞれ十五階級とし、その呼称を定めること。

(2)　自衛隊の任務遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合は、防衛出動を命ぜられている陸士長等に対して任用期間を一年以内延長できることとしている。

(3)　自衛隊の新たな任務にかんがみ、隊員のよるべき服務の本旨を明確にしていること。

(4)　自衛隊の防衛力確保のため、志願により、任用期間を三年とする一万五千人の予備自衛官制度を創設することとし、これらの予備自衛官は、防衛招集命令に応じた場合には自衛官として勤務する外、年二回以内、一年を通じて二十日以内の訓練招集命令に応ずべきこととしていること。

第六、自衛隊の行動について、新たに防衛出動に関する規定を設け、すなわち、内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃又はそのおそれのあるとき、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認を得て、自衛隊の出動を命ずることができ、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで、自衛隊の出動を命ずることができるが、この場合には、直ちに国会の承認を求めなければならないとし、さらにわが国の領空不法侵犯に対処する措置について、新たに規定するほか、現行保安庁法における命令出動と要請出動とを、それぞれ命令による治安出動と、要請による治安出動とに改めることとすること。

第七、自衛隊は、防衛出動に際して、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができることとし、この武力行使は国際の法規及び慣例を遵守し、且つ、事態に応じ、合理的に必要と判断される限度をこえてはならないこととすること。

第八、その他

(1)　大学に在学する学生で修学後自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができることとしている。

(2)　防衛出動時に自衛隊は一定地域において、原則として、都道府県知事を通じ施設の管理、物資の収用、業務命令等を行うことができることとする外、公衆電気通信設備の優先的利用等ができることとしていること。

(3)　自衛隊は訓練のため、水面を使用する必要があるときは、都道府県知事の意見を聞き、一定区域及び期間を定めて、漁船の操業制限又は禁止を行うことができることとし、この場合における損失補償をなすこととしていること。

(4)　火薬類取締法等自衛隊に対する適用除外の諸法令について明示していること。

この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行することとし、その他所要の経過規定及び関係法律の改正を行つている。

二　議案の可決理由

本案は、現在の国際及び国内の諸情勢にかんがみ、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計歳出予算において、保安庁分として計上されているが、予算総則第十四条の規定により、防衛庁に移し替えることができることになつている。

しかして、保安庁の歳出予算総額は、七百八十八億三千七十六万八千円となつており、その内訳は、運営費五百四十四億五千九百八万八千円、施設整備費百二十九億四千三百三十七万二千円、船舶建造費百十四億二千八百三十八万八千円である。

右のうち、本案施行に伴う増勢分のための経費は、運営費百二十一億一千万円、施設整備費八十七億三千万円、船舶建造費二十三億七千万円、合計二百三十二億一千万円となつている。

なお、別に、国庫債務負担行為として、昭和二十九年度において施設整備費四十七億円、船舶建造費三十三億円、合計八十億円がある。

右報告する。

昭和二十九年五月六日

内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

企業資本の充実を促進し、その経営の安定と経理の健全化を図るために、一定規模以上の会社について資産の再評価を強制するとともに、一定限度以上の再評価を行つた者に対して再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講じようとするものである。

二　議案の修正議決理由

資産再評価を強制することは必要な措置であるとともに、再評価積立金の四割以上を資本に組み入れた場合でなければ年一割五分をこえる配当を行つてはならないものとなつているのを幾分緩和して三割以上を資本に組み入れた場合でなければ年二割をこえる配当を行つてはならないものと修正する必要を認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年四月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

【別紙】

（小字及び――は修正）

（最低再評価限度額まで再評価を行わなかつた場合の利益配当）

第十七条　昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに要再評価会社が第六条第一項の規定に違反して再評価を行わなかつた場合においては、当該事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において、当該会社の当該事業年度における資本の額の平均額（当該事業年度開始の日における発行済株式の発行価額の総額（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条ノ二第一号又は第二号（資本準備金）に掲げる金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）に対応する額をいい、当該事業年度中に資本の増加又は減少に因り発行済株式の発行価額の総額が増加し、又は減少した場合においては、当該資本の増加又は減少に因る発行済株式の発行価額の総額の増加額又は減少額に当該資本の増加又は減少があつた日から当該事業年度終了の日までの日数の当該事業年度の日数に対する割合を乗じて算出した金額を、当該開始の日における発行済株式の発行価額の総額に加算し、又はこれから控除して得た額をいう。以下同じ。）の百分の二十五に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

2　前項の規定は、同族会社（法人税法第七条の二（同族会社の定義）に規定する同族会社をいう。以下第十八条及び第四十条において同じ。）については、適用しない。

（資本組入れ又は減価償却が一定限度以下である場合の利益配当）

第十八条　再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十二年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において左の各号の一に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額の百分の二十五に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

一　再評価法第百九条（再評価積立金の資本への組入れ）及び株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の規定により当該事業年度終了の日までに資本に組み入れた再評価積立金の額（同法第三条第一項（資本組入れの場合の新株の発行）の規定により発行した株式の同項に規定する発行価額の総額をいう。）が、再評価法第百二条（再評価積立金の積立）、第百八条（合併の場合の再評価積立金の承継）若しくは第百十条（更正の場合の経理）（第三十七条第五項において準用する場合を含む。以下この号及び第四十条第二項において同じ。）又は第三十八条の規定により再評価積立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から、同法第百三条（再評価税の納付の場合の取くずし）、第百四条第一項若しくは第二項（滅失損等の場合の取くずし）、第百五条（調整勘定を設けている金融機関が行う取くずし）、第百七条第一項第三号（損失をてん補する場合の取くずし）又は第百十条の規定により当該事業年度終了の日までに取りくずした金額の合計額に同日後納付すべき再評価税額（旧再評価税額を含む。）を加算した金額を控除して算出した金額の百分の四十に満たない場合（同日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十五に

相当する金額以下である場合を除く。）

二　当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額（法人税法に基く命令で定める償却不足額があるときは、これを含まないで計算した金額とする。）の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合

2　租税特別措置法第五条の十一第二項（公益事業を行う法人の償却範囲額）は、前項第二号の普通償却範囲額の計算について準用する。

3　要再評価会社が施行日後に合併した場合における合併法人に対する前条及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

教育委員会の委員の半数改選に伴つてもたらされる地方財政の負担の軽減をはかるとともに、他の地方公共団体の選挙との均衡をはかるため、委員を四年ごとに一せいに改選することに改めるとともに、公職選挙法中関係規定の整備をはかろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、教育委員会の委員の任期に関する措置としては適当妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月六日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　森　三樹二

衆議院議長堤康次郎殿

交通事件即決裁判手続法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、交通に関する刑事事件の迅速適正な処理を図るため、その即決裁判に関する手続を定めるもので法案の要旨は次の通りである。

1　即決裁判の対象とする刑事事件は、道路交通取締法及び同法第三十条に掲げる命令に違反する罪にあたる事件とすること。

2　簡易裁判所は、右の事件について被告人に異議がないとき公判前、即決裁判をもつて、五万円以下の罰金又は科料を科し、刑の執行猶予その他の附随の処分をすることができるものとすること。

3　検察官は、即決裁判を請求するには、被疑者に対して、あらかじめ、即決裁判手続を理解させるために必要な事項について説明をし、この手続によることについて被疑者に異議がないかどうかを確かめ、公訴の提起と同時に即決裁判の請求をするものとすること。

4　検察官は、即決裁判の請求と同時に書類及び証拠物を裁判所に差し出すものとすること。

5　裁判所は、即決裁判の請求があつた場合、その事件が即決裁判をなすことができないか、又は相当でないと考えられるときは、通常の手続で審判するものとし、即決裁判に適する事件であるときは、即日期日を開いて公開の法廷で裁判するものとすること。

6　期日には、被告人の出頭を必要とし、裁判官と裁判所書記官が列席し、検察官の立会は任意とし、弁護人も任意に出頭し意見を述べることができるものとすること。

7　即決裁判期日には、裁判所は必要と認めるときは、適当と認める方法によつて被告人又は参考人の陳述を聴き書類、証拠物その他事実の取調ができるものとすること。

8　裁判は、被告人の憲法上の権利を侵さない限り期日において、取り調べたすべての資料並びに検察官が提出した資料に基いてすることができるものとし、口頭でこれを告知し、それには罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに裁判の宣告があつた日から十四日以内に正式裁判の申立ができる旨を告げるものとすること。

9　即決裁判の宣告があつたときは、被告人又は検察官は、その裁判所に書面で十四日以内に、正式裁判を請求することができるものとすること。

10　即決裁判は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下によつて確定判決と同一の効力を生ずるものとすること。

11　裁判所は、即決裁判を宣告する場合、相当と認めるときは仮納付の裁判を行い、これを直ちに執行することができるものとすること。

12　違反者の出頭を確保するため、道路交通取締法に第二十三条の三を加え、当該警察官又は警察吏員は、違反の現場において、保管証と引替に運転免許証又は運転許可証の提出を求めることができるものとすること。

二　議案の可決理由

交通関係事件は年々増加の一途をたどり、その処理に当る警察、検察、裁判は応接に暇がない状況であるが、現行法の下では、その適切な処理をするのに困難である。従つてこの種事件を処理する措置として本案はおおむね妥当なものと認められるが、手続の簡易迅速を望むに急なあまり、事件の拙速処理に流れ、裁判の権威を害するおそれもあり、又本案のような簡易手続を他の事件にまで拡張することは適当でないと認め、各派共同提案の別紙のごとき附帯決議を附して、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月六日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

交通事件即決裁判手続法案に対する附帯決議

一　本法の運用にあたつては、手続の簡易迅速に名をかり、裁判の権威を害することのないよう最善の注意を払うとともに、この種簡易裁判手続を他に拡張することがあつてはならない。

（第四十六号参照）

港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法の施行状況にかんがみ、法律運用上の不備を補うため、所要の改正を加えようとするものであつて、その内容の主な点は、次のとおりである。

1　港湾施設の範囲の拡大並びに港務局の業務の整備を図ること。

2　港湾区域及び港湾隣接地域内等における工事、構築物の建設等に対する規制を簡素化すること。

3　入港料の徴収及び公用負担の規定を整備すること。

二　議案の可決理由

本案は、港湾法の円滑な施行を期するため、有効適切な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月七日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、アメリカ合衆国の軍隊に対すると同様、国際連合の軍隊に対し道路運送法、道路運送車両法、水先法及び航空法の適用の特例を定めることとし、関係特例法に所要の改正措置を講じようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　道路運送法中自家用自動車の使用等に関する部分及び道路運送車両法中自動車の登録、車台番号の打刻、保安基準、整備、検査等に関する部分を適用しないこととすること。

2　水先法中強制水先に関する規定を適用しないこととすること。

3　航空法中耐空証明、航空従事者の技能証明、飛行場及び航空保安施設、航空機の運航、外国航空機に関する部分を適用しないこととすること。

4　施行期日

(1)　この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の効力発生の日から施行すること。

(2)　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の署名の日又はその後六箇月以内に同協定の当事者となる政府に係るものについては、同協定第二十一条4及び第二十二条4において、同協定がそ及されないこととなる場合を除き、この法律中航空法に関する規定は昭和二十七年七月十五日まで、その他の規定は昭和二十七年四月二十八日までそ及適用すること。

二　議案の可決理由

本案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、必要な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月七日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林水産業の基本的施設である農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設の災害について、現行法においては、個々の災害復旧事業を行う者に対して国が直接に補助することとなつているが、年々累増する災害の事業量、件数からみて、補助に関する末端の事務に至るまで国が直接の責任を負うことは事実上不可能であり、また現在、補助指令は国が行いその支払は都道府県に委任するという複雑な制度をとつているため、この権限の不明確さが不正事件等発生の一原因となつている。

この理由により、制度を改め、事の大小に応じて国と地方とに権限を分配し、大規模災害復旧事業は国が直接行い、小規模のものは都道府県が行つて国がこれに対する補助と監督に当ることとして、災害復旧事業についての国庫補助の適正化及び効率化を図ろうとするのが本案の目的であつて、その内容の主なものは次の通りである。

1　国は、都道府県に対し、都道府県が自ら行う災害復旧事業の場合は、その事業費の一部を、その他の者が行う場合は、その事業費につき都道府県が補助する費用を補助する。

2　都道府県は、補助を受けて災害復旧事業を行う者が、その補助金の交付を受けた年度において不当不正に補助金を使用した場合等は、その者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3　農林大臣は、都道府県に対し、災害復旧事業の適正な実施のために必要な検査、報告の徴取及び指示をすることができる。

二　議案の可決理由

本案は、農地等の災害復旧事業を適正、且つ効率的に実施するに資する措置として有効なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月七日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農林省関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

行政事務の簡素化及び行政事務運営の改善を主眼とする現行法令の整備改廃の方針に即応し、農林省関係法令の整理を行おうとするのが本案の目的であつて、その要旨は次の通りである。

1　人家稠密の地において牛豚類の豢養を禁ずる件、米穀供給のため中央備荒儲蓄金運用の件、馬匹の輸出を禁ずる件、外国領海水産組合法、樺太における漁業免許の取消及び漁業料の徴収に関する法律、臘虎膃肭獣猟業者等に対する交付金下付に関する法律、臨時米穀移入調節法及び獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律の八法令は、既に死文化しているので、これらを廃止する。

2　蚕糸業法中、いわゆる桑園豊繰制度に関する部分について、現在では桑園に対して統計調査部が行う統計調査があり、登録制度を廃止しても蚕糸行政上支障がないので、この関係条文を削除する。

3　家畜改良増殖法中、家畜人工授精師の毎年の届出義務に関する部分について、畜産行政の現段階においては、届出の強制の必要性が薄弱であるので、この条文を削除する。

二　議案の可決理由

本案は、行政事務の簡素化及び合理化に寄与する措置として妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月七日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案（内閣提出、第十六回国会閣法第一六八号）に関する報告書

一　議案の目的

硫安工業の合理化を促進し、及び硫安の輸出を調整すること。

二　議案の要旨

1　政府が、硫安工業の合理化を促進するため、生産業者に対し、合理化の勧告を行うことができるとともに、必要があると認めるときは、必要な資金について、融通のあつ旋その他適切な措置を講ずるものとすること。

2　硫安の生産業者の出資によつて、日本硫安輸出株式会社を設立すること。

本会社は、臨時肥料需給安定法に定める需給計画に基いて、硫安を買い入れ、これを輸出する業務を営むものとすること。

3　日本硫安輸出株式会社の行う正当な行為及び硫安の生産業者が、本法の認可を受けてする行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外すること。

三　議案の修正議決理由

硫安が、化学肥料の大宗として、食糧生産の最も重要な生産資材であるとともに、好個の輸出商品であり、輸出を伸張することは、わが国経済自立達成上、おおいに望ましいことである。

しかしながら、最近、西欧諸国より割安の硫安が、アジア諸国の市場に進出してきたため、わが国よりの輸出は、赤字を出して、国際競争に伍しているのが実状である。このような出血輸出を、長期にわたつて、継続することは、自ら限度があり、速やかに、国際的に割高な、わが国硫安の生産コストを国際的水準にまで引き下げることが必要である。

これがため、硫安工業の合理化を促進するとともに、硫安の輸出を調整するための臨時措置を講じようとする本案の趣旨は、妥当なものと認めるが、臨時肥料需給安定法案の修正により、別紙のごとき修正を行うことの必要を認め、多数をもつて、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

【別紙】

（小字及び――は委員会修正）

（目的）

第一条　この法律は、硫安工業の合理化を促進し、及び硫安の輸出を調整することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「硫安」とは、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系窒素肥料をいう。

（硫安工業の合理化）

第三条　通商産業大臣は、硫安工業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、肥料硫安審議会の意見を聞いて、硫安の生産業者に対し、生産設備及び技術の近代化、企業形態の改善その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

第四条　政府は、必要があると認めるときは、硫安の生産業者に対し、硫安工業の合理化を促進するため必要な資金について、融通のあつ旋その他適切な措置を講ずるものとする。

（日本硫安輸出株式会社）

第五条　日本硫安輸出株式会社（以下「会社」という。）は、硫安の輸出に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（事業の範囲）

第六条　会社は、左の業務を営むものとする。

一　輸出用の硫安の譲受

二　硫安の輸出

三　輸出業者に対する輸出用の硫安の譲渡

四　前三号の業務に附帯する業務

2　前項第一号の硫安の譲受は、臨時肥料硫安需給安定法（昭和二十八年九法律第二〇二号）第十〇条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた買入計画に従つて行うものとする。

（商号の使用制限）

第七条　会社以外の者は、その商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用してはならない。

（定款の変更等）

第八条　会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（監督）

第九条　通商産業大臣は、公共の福祉を確保するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（輸出の制限）

第十一条　会社以外の者は、会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

（流用の禁止）

第十二条　輸出する目的で会社から硫安を譲り受けた者は、当該硫安を輸出以外の用に供してはならな

い。但し、会社に譲渡する場合は、この限りでない。

（協定の認可）

第十三条　硫安の生産業者は、臨時肥料硫安需給安定法第十〇条の二第一項の承認があつた後において、通商産業大臣の認可を受けて、会社に譲渡すべき硫安の数量又はその取引条件について協定を締結することができる。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その協定の内容が不当に差別的であると認めるときは、認可をしてはならない。

3　通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、会社の行う正当な行為及び硫安の生産業者が前条第一項の認可を受けてする行為には、適用しない。但し、不公正な取引方法については、この限りでない。

（罰則）

第十五条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定に違反して硫安を輸出した者

二　第十二条の規定に違反して硫安を輸出以外の用に供した者

第十六条　第九条の規定による命令に違反し、又は第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合においては、その違反行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十七条　第十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第十九条　第七条の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一条及び第十二条の規定は、会社の設立の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律は、昭和三十四年七月三十一日又は会社の解散の時のいずれか早い時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この法律の施行の際現に硫安の輸出の契約を締結している者は、第十一条の規定にかかわらず、輸出することを妨げない。

4　通商産業大臣は、発起人を指定して、会社の設立に関する事務を処理させる。

5　発起人は、定款を作成して通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6　発起人は、設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

7　この法律の施行の際現にその商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

8　第七条の規定は、前項の期間内は、前項に規定する者には、適用しない。

軍事郵便貯金等特別処理法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替並びに外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金については、それぞれ異なる制限支払が実施されており、限度額以上の支払は留保されているのであるが、これらに対して一定の換算率により換算して支払の措置を講ずること等により、これが整理を促進するため、その特別処理に関する規定を設けようとするものである。

二　議案の要旨

（一）軍事郵便貯金及び軍事郵便為替とは、いずれも旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所において預入された郵便貯金又は振出の請求のあつた郵便為替をいうこととすること。

（二）外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金とは、いずれも旧外地等にあつた郵便局において預入された郵便貯金又は振出の請求があつた郵便為替あるいは払い込まれた郵便振替貯金の払込金をいうこととすること。

（三）旧外地等とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいうこととすること。

（四）軍事郵便貯金については、昭和二十年八月十六日以後預入された現在高（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつたものについては、その払いもどし前の現在高）の金額を、左のとおり換算した金額の合計額として支払うこととすること。

1　表示金額千五百円までの部分は、別表換算率甲により換算した金額を支払額とすること。

2　表示金額千五百円をこえる部分のうち別表換算率乙により換算した金額が三千五百円となるまでの部分は、同換算率により換算した金額を支払額とすること。

3　表示金額千五百円をこえる部分のうち別表換算率乙により換算した金額が三千五百円をこえることとなる部分は、別表換算率丙により換算した金額を支払額とすること。

（五）軍事郵便為替については、昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた金額（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払渡があつたものについては、その払渡前の金額）を、左のとおり換算した金額の合計額として支払うこととすること。

1　表示金額千円までの部分は、別表換算率甲により換算した金額を支払額とすること。

2　表示金額千円をこえる部分は、別表換算率乙により換算した金額を支払額とすること。

（六）外地郵便貯金については、昭和二十年十月一日以後預入された現在高の金額を、左のとおり換算した金額の合計額として支払うこととすること。

1　表示金額を別表換算率乙により換算した金額が五千円となるまでの部分は、同換算率により換算した金額を支払額とすること。

2　表示金額を別表換算率乙により換算した金額が五千円をこえることとなる部分は、別表換算率丙により換算した金額を支払額とすること。

（七）外地郵便為替については、昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた金額を、左のとおり換算した金額の合計額として支払うこととすること。

1　表示金額千円までの部分は、別表換算率甲により換算した金額を支払額とすること。

2　表示金額千円をこえる部分は、別表換算率乙により換算した金額を支払額とすること。

（八）外地郵便振替貯金については、昭和二十年十月一日以後払込まれた（口座に受け入れられたものは、その現在高）金額を、外地郵便貯金の支払措置に準じて支払うこととすること。

（九）軍事郵便貯金及び外地郵便貯金については、預金者の請求により、その貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付し、又は預金者が他に通常郵便貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れることとし、なお、引換交付前の軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の貯金通帳並びに外地郵便貯金であつた定額郵便貯金の貯金証書については、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱を除いて、預入及び払いもどしの取扱をしないこととすること。

（一〇）軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の払いもどし証書、軍事郵便為替又は外地郵便為替の為替証書及び旧外地等にあつた郵便振替貯金の口座所管庁の発行した払出証書で昭和十七年四月十七日以後この法律施行前に発行されたものは、この法律施行の日に発行されたものとみなして、新たに有効期間を計算することとすること。

（一一）この法律は、公布の日から施行することとすること。

取扱機関の所在地域（旧野戦郵便局及び旧海軍郵便所に最後に使用されていた郵便局その他の所在地域）	換算率（1円に対する表示金額）		
	甲	乙	丙
朝鮮及び台湾	1円	1円	1.5円
関東州	1円	1円	1.6円
華北	1円	11円	100円
華中及び華南	1円	11円	432円
香港及び海南島	1円	10円	10円
マライ及びビルマ	1円	11円	432円
旧蘭領東印度諸島（北ボルネオを含む。）	1円	1円	6円
その他の地域	1円	1円	1円

三　議案の可決理由

本案は、軍事郵便貯金及び軍事郵便為替並びに外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金については、従来それぞれ制限支払が実施されており、限度額以上の支払は留保されているのであるが、一般金融機関の取扱にかかる未払送金為替及び在外預金については、さきに在外財産問題調査会の答申に基き、これが支払措置を講ずることとなつている事情に相応じ、軍事郵便貯金等についても、これらの措置との均衡上、その預入金等が終戦後の価値の下落した現地通貨等によつて受け入れられている事情を考慮して、同調査会の答申に基き、その取扱機関及び表示金額に応じ、一般金融機関の未払送金為替又は在外預金の支払の際の換算率を適用して、その金額を支払うこととし、又軍事郵便貯金及び外地郵便貯金については、換算支払の実施に伴いその処理を促進し、取扱を斉一にするため、その貯金通帳は、すべて一般の通常郵便貯金の通帳に切り換えるかあるいは預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて預入している場合は、その貯金に組み入れることとし、なお、切替前の貯金通帳又は外地郵便貯金であつた定額郵便貯金の貯金証書によつては、窓口における即時払や一部払いもどし等の取扱をしないこととするとともに、軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の払いもどし証書並びに軍事郵便為替証書、外地郵便為替証書及び外地郵便振替貯金の払出証書で、終戦当時における混乱した状況の下に権利を行使する機会が与えられないため、期間が経過して権利が消滅してしまつたものについては、特例を設けて救済するため、昭和二十年八月十六日以後、有効期間が経過し、又は権利が消滅したものについては、この法律の施行の日にその払いもどしを証書等が発行されたものとみなして、新たに有効期間を計算することとし、もつて権利の存続をはかろうとするものであつて、おおむね妥当なものと認められるが、軍事郵便貯金等の資金は終戦後、全然内地に廻送されていないので、本法施行の結果、その支払に要する資金については、閣議決定に基き、さしむき繰替流用されることとなるのであるが、その資金は将来、当然一般会計より郵便貯金特別会計等へ補てんを要すべきものなので、別紙のとおり附帯決議を附して本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

衆議院議員　郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

軍事郵便貯金等特別処理法案に対する附帯決議

本法実施に伴い支払に要した資金については、将来政府は一般会計よりこの全額を補てんするよう善処すべきである。

日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、日本放送協会の昭和二十七年度における決算に関するものであつて、放送法第四十条の規定に基き、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果特に記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1　資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和二十八年三月三十一日現在における資産総額は四十七億八千五十三万三千余円、負債総額は二十三億三千八百八十万二千余円であつて、差引き、資本として二十四億四千百七十三万余円が計上されている。これを前年度末に比較すると、資産は約十七パーセントを増加し、負債は放送債券の発行増により約四十パーセントを増加している。

2　損益

損益計算書によれば、昭和二十七年度中の事業収入はラジオ関係六十三億七千百七十二万九千余円、テレビジョン関係四十五万九千余円（放送開始後二ケ月分）であつて、ラジオ関係ではその九十四パーセント、テレビジョン関係ではその全額が受信料収入であり、事業支出はラジオ関係六十二億六百九十八万余円、テレビジョン関係三千九百五十五万一千余円となつている。差引きラジオ関係では一億六千四百七十四万九千余円の剰余、テレビジョン関係では三千九百九万一千余円の欠損となつている。これを予算に比較すると収入につき約三パーセントの増、支出につき約〇・二パーセントの減を示すものである。

二　議決の内容

本件については異議がないと議決した。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

壱岐対馬電報料の件を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電報の全国均一料金制を壱岐対馬にも及ぼすために、明治二十三年法律第十六号をもつて公布されたこの法律が、すでにその使命を果し、実効を失つているので、法令整理上これを廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は妥当と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」の実施に伴い、電気通信関係において、国際連合の軍隊を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」の実施に伴うアメリカ合衆国の軍隊の取扱と同等にしようとするため、必要な改正を行おうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　電信電話料金につき公衆電気通信法の適用を排し、有線電気通信設備の設置及び使用等につき有線電気通信法の適用を排し、それぞれ「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」の定めるところによることとすること。

2　電話設備費につき、電話設備費負担臨時措置法の規定にかかわらず、その負担を要しないこととすること。

3　本法律の適用を、電信電話料金及び電話設備費の負担については平和条約効力発生の日に、有線設備の設置及び使用については有線電気通信法施行の日にそれぞれ及ぼさせること。

二　議案の可決理由

本案は、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」の締結に伴い必要な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（吉田安君外三名提出、第十六回国会衆法第八二号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

終戦直後旧連合国占領軍の進駐をみるや、占領軍は直ちに不動産の接収を開始した。この不動産接収は、戦後の非常処置であつたにかかわらず、日本国政府は土地工作物使用令の外は特別の法律を制定しなかつた。これがため、民法の賃貸借や、借地借家法の規定では、接収解除後の不動産に関する権利者間の紛争は処理し得られない。既に平和条約発効後は駐留軍に対する不動産の提供については行政協定に基く土地使用等の法律による不動産の提供が根拠法となつている。別に戦災地には、災都市借地借家臨時処理法が制定されている、これらの特別措置の法律に対比しても、接収地域に対しその接収解除後の権利調整のため、何らかの臨時特例法による解決が必要である。かくのごとくにして占領による不動産接収の跡始末は、政府自らなすべきであるにかかわらず特別調達庁、法務省、大蔵省、東京都庁等の間に、この問題に対する議が合わずこれがため接収不動産関係者の損害を見るに忍びず、やむを得ず本委員会においてこの法案を提案するに至つたのである。

次に本案の内容は、接収解除後の不動産の処理を原則的に、災都市借地借家臨時処理法の体裁を踏襲する建前となつている。

二　議案の修正議決理由

原案において所有者と賃借人との間で異論のある条文を削除する必要がある。すなわち接収建物の借家人に建物敷地優先借受権を付与し、あるいは接収建物の借家人に新築建物優先借受権を付与する条文は法理上も不当であり、実際上も不当の損害を与える虞がある。この理由により、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

接収不動産に関する借地借家臨時処理法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、旧連合国占領軍又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定を実施するため日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊若しくは日本国に駐留する国際連合加盟国の軍隊等に接収された土地又は建物に関し、その接収の解除後における借地借家関係を調整することを目的とするための措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「接収」とは、旧連合国占領軍に供するためにした左に掲げる行為及びこれに基いて旧連合国占領軍又は日本国との平和条約の効力発生後、旧連合国占領軍に引き続いて前条に規定する駐留軍隊等が、その用に供したことをいう。

一　旧土地工作物使用令（昭和二十年勅令第六百三十六号）により、国が土地又は建物を使用した行為

二　国が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から賃借した行為

三　旧連合国占領軍が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から直接その占有に移した行為

2　この法律において「接収の解除」とは、接収された土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者に返還することをいう。

3　この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいい、「借地権者」とは、借地権を有する者をいう。

（接収地の借地権者の土地優先賃借権）

第三条　土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日（この法律施行後接収の解除があつたときは、接収の解除の公告の日。以下同じ。）から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができる。但し、その土地を権原により建物所有の目的で使用する者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

2　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失（接収の際における除却を含む。以下同じ。）したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができる。

3　土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

4　土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

5　第一項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接収された当時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権であるときは、これらの規定は、適用しない。

6　第一項又は第二項の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地借家法（大正十年法律第四十九号）第二条（借地権の存続期間）の規定にかかわらず、二十年とする。但し、建物が、この期間満了前に朽廃したときは、賃借権は、これに因つて消滅する。

7　当事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかわらず、その合意により、別段の定をすることができる。但し、存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

8　第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収地の借地権者の借地権優先譲受権）

第四条　土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

2　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

3　前条第一項但書、第三項から第五項まで及び第八項並びに第九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律施行の日」とあるのは「借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立した日）」と読み替えるものとする。

（借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾）

第五条　前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

（土地使用を始めない場合の解除権）

第六条　第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定

により借地権の譲渡を受けた者が、その後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判又は調停が確定した後又はその調停が成立した後）六箇月を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。但し、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2　第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、建物所有の目的でその土地の使用を始めた後、建物の完成前にその使用を止めた場合にも、前項と同様である。

（賃貸人及び譲渡人の先取特権）

第七条　第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、借賃の全額又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

2　前項の先取特権は、借賃については、その額及び、もし存続期間若しくは借賃の支払時期の定があるときはその旨、又はもし弁済期の来た借賃があるときはその旨、譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

3　第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。但し、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）により徴収することのできる請求権、民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する共益費用、不動産保存又は不動産工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した賃権及び抵当権に後れる。

（接収地の借地権の対抗力）

第八条　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつて第三者に対抗することができない者は、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収地の借地権の存続期間及び契約更新の請求）

第九条　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者の当該借地権の残存期間がこの法律施行の日において二年未満のときは、この法律施行の日から二年とする。

2　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する建物が接収中に滅失した者については、その者がこの法律施行の日以後二年以内に建物を築造した場合においては、借地法第四条（更新の請求）の規定を準用し、同法第七条（建物の滅失の場合の法定更新）の規定は、適用がないものとする。

（接収地借地権の催告による消滅）

第十条　土地所有者は、この法律施行の日から六箇月以内に、第八条に規定する借地権者（接収の後更に借地権を設定している者を除く。）に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地権を存続させる意思があるかないかを申し出るように、催告することができる。もし、借地権者が、その期間内に、借地権を存続させる意思があることを申し出ないときは、その期間満了の時、借地権は、消滅する。但し、借地権者が更に借地権を設定している場合には、各借地権は、すべての借地権者が、その申出をしないときに限り消滅する。

2　前項の催告は、土地所有者が、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをすることができる。

3　前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、且つ、その掲示のあつたことを新聞紙に二回掲載して、これを行う。

4　公示に関する手続は、接収された土地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

5　第二項の場合には、民法第九十七条ノ二（公示による意思表示）第三項及び第五項の規定を準用する。

第十一条　借地権者が更に借地権を設定している場合に、その借地権を設定している者については、前条の規定を準用する。

（接収建物の賃借権者の土地優先賃借権）

第十二条　建物が接収された当時におけるその建物の賃借権者で、その建物の接収中にその建物が滅失した者は、その建物の敷地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができる。

2　第三条第一項但書、第三項、第四項及び第六項から第八項まで、第六条並びに第七条の規定は、前項の場合に準用する。

（接収建物の賃借権者の借地権優先譲受権）

第十三条　建物が接収された当時におけるその建物の賃借権者で、その建物の接収中にその建物が滅失した者は、その建物の敷地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

2　第三条第一項但書、第三項、第四項及び第八項、第五条から第七条まで並びに第九条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律施行の日」とあるのは「借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判又は調停が確定した日又はその調停が成立した日）」と読み替えるものとする。

（接収地が罹災建物又は疎開建物の敷地である場合の土地優先賃借権及び借地権優先譲受権）

第十四条　前二条の規定は、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二条第一項（第二項を除く。）及び第五条から第七条まで（第二項を除く。）の罹災建物の借主又は同法第九条の疎開建物の敷地の借地権者、借地権以外の権利に基いてその敷地にその建物を所有していた者若しくはその建物の借主であつて、昭和二十三年九月十四日現在において当該罹災建物又は疎開建物の敷地が接収中であつた者に準用する。但し、同日までに同法第二条第二項の規定による賃借の申出又は同法第三条（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による借地権の譲渡の申出をした者については、この限りでない。

（接収建物の賃借権者の建物優先賃借権）

第十五条　建物が接収された当時におけるその建物の賃借権者は、接収中にその建物が滅失した場合には、接収の解除があつた後、その建物の敷地又はその換地に、その賃借権者以外の者により最初に築造された建物について、その完成前に賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借家条件で、その建物を賃借することができる。但し、その賃借権者が、接収の解除があつた後、その賃借権者以外の者によりその敷地に建物が築造された場合におけるその建物の最後の賃借権者でないときは、その敷地の換地に築造された建物については、この限りでない。

2　前項の規定は、この法律施行の日から三年を経過した後に築造された建物については、適用しない。

3　第三条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

（接収建物の賃借権者の建物優先賃借権）

第十六条　建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の占有をそう失したため、その賃借権をもつてこの法律施行の日までにその建物について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その建物の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に賃借の申出をすることによつ

て、他の者に優先して、相当な借家条件で、その建物を賃借することができる。但し、その建物を権原により使用する者があるときは、その申出をすることができない。

2　第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその建物の引渡がなくても、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収建物の賃借権の対抗力）

第十七条　建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の占有をそう失したため、その賃借権をもつて、第三者に対抗することができない者は、その建物の賃借権の登記及びその建物の引渡がなくても、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収建物の賃借権の催告による消滅）

第十八条　第十条の規定は、建物所有者に準用する。この場合において、「第八条に規定する借地権者」とあるのは「第十七条に規定する建物の賃借権者」と、「借地権」とあるのは「建物の賃借権」と、「借地権者」とあるのは「建物の賃借権者」と読み替えるものとする。

2　前項の規定は、建物の賃借権者が更に賃借権を設定している場合に、その賃借権を設定している者に準用する。

（賃借権の設定による損失の補償）

第十九条　第三条若しくは第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条若しくは第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により借地権の譲渡を受けた者は、権原によりその土地を使用していた者及びその他の者に対し、工作物の移転料その他当該賃借権の設定又は当該借地権の譲渡によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

（接収地借地借家関係の裁判）

第二十条　第三条若しくは第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）に規定する借地条件、第十五条若しくは第十六条に規定する借地条件又は第四条若しくは第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）に規定する対価について、当事者間に、協議がととのわないときは、申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聞き、土地又は建物の状況その他一切の事情を参しやくして、これを定めることができる。

第二十一条　第三条、第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）、第十五条若しくは第十六条の規定による賃借の申出又は第四条若しくは第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による借地権の譲渡の申出をした者が敗人ある場合に、賃借しようとする土地若しくは建物又は譲渡を受けようとする借地権の目的である土地の割当について、当事者間に協議がととのわないときは、裁判所は、申立により、土地又は建物の状況、土地若しくは建物の賃借権者又は譲受人の職業その他一切の事情を参しやくして、その割当をすることができる。

2　裁判所は、当事者間の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に対し、相当な給付を命ずることができる。

（裁判の管轄及び手続）

第二十二条　第二十条又は前条の規定による裁判は、接収された土地又は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、これをする。

（鑑定委員会）

第二十三条　第二十条に規定する鑑定委員会については、罹災都市借地借家臨時処理法第十九条から第二十二条まで（鑑定委員会）の規定を準用する。

（民事調停法の準用）

第二十四条　第二十条又は第二十一条の規定による申立があつた場合には、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条（受訴裁判所の調停）の規定を準用する。この場合において、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（即時抗告）

第二十五条　第二十条又は第二十一条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。その期間は、これを二週間とする。

2　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（裁判の効力）

第二十六条　第二十条又は第二十一条の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（公告）

第二十七条　調達局長は、接収された土地又は建物について、接収の解除があつたときは、遅滞なく、官報及び新聞紙をもつてその旨を公告しなければならない。

2　前項の公告は、これを掲載した官報及び新聞紙の発行の日の翌日のうちいずれか遅い日にしたものとみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第七条の規定によりまだ弁済期の来ない借賃につき先取特権に関する登記を受ける場合においては、賃貸借の存続期間における借賃の全額から、すでに弁済期の来た借賃の額を控除した金額をもつて、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第二条第一項第九号に規定する債権金額とみなす。

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、去る二月十九日日本国及び関係国政府によつて署名された「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」及び「日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書」の発効に備え、民事に関する措置をなそうとするものであつて、その要旨は、日本国と前記協定及び議定書に署名した関係国のいわゆる国連軍及び関係者に、さきに制定された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法」の適用の範囲を拡張し、及適用しようとするものである。

二　議案の可決理由

国連軍駐留に伴つて起る日本国民に対する損害賠償問題については、合衆国駐留軍の場合と同様であるから、その国内的措置をとることは当然なことであると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に二千七百万円を平和回復善後処理費として計上している。

右報告する。

昭和二十九年五月十日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔第四十七号ノ参照〕

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（中島茂喜君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、道路整備特別措置法による地方公共団体が行う特定道路整備事業に対する資金の貸付が昭和二十七年度以降三箇年を限るものとなつているが、その進ちよく状況が昭和二十八年度及び昭和二十九年度において、三重国道等、九箇所が完成するに過ぎず、なお、約五十億円（内貸付分約三十五億円）の事業量が昭和三十年度以降に持ち越される状況にあるので、特定道路整備事業特別会計から地方公共団体に貸し付けることのできる期間を取あえず、昭和三十年度以降三年間延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

わが国道路の現況並びに特定道路整備事業の進ちよく状況にかんがみ、本案の趣旨は妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

労働基準法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、一定の事業について、使用者が労働者の雇入の際及び定期に、医師の外、歯科医師にも健康診断をさせるように、現行法の一部を改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、妥当な措置と認め、原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十九年五月十二日
労働委員長　赤松　勇
衆議院議長堤康次郎殿

〔第四十八号参照〕

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第三条第一項及び附属書Bの規定に基き、アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品又は情報等についてその秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するため必要な措置を講ずる必要があり、且つ、又日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定第七条によりアメリカ合衆国から貸与される船舶についても同様その秘密を保護する必要があるので、これをあわせて規定しようとするのが、本案の目的である。

二　議案の可決理由
アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品又は情報等について、その秘密を保護するため必要且つ、適切な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十九年五月十二日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

〔第五十号参照〕

警察法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
警察の管理と運営の民主的保障を確保するとともに、わが国情に即した警察組織を確立し、もつて治安の確保とその責任の明確化を図る必要ありとし、現行警察法の全文改正を行い、新警察制度を樹立しようとするものである。
その内容とするところは、現行の国家地方警察と市町村自治体警察の双方を廃止して、都道府県に都道府県警察を設け、中央に警察庁を置き、これに国家的警察事項を処理し、法定された事項と場合に、都道府県警察を指揮監督する権限を与える。
中央及び地方に公安委員会を置き、警察の民主的管理の建前を採るが、政府の治安責任を明確にするため、国家公安委員会の委員長には国務大臣をあて、警察庁長官及び警視総監は、国家公安委員会の意見を聞いて、内閣総理大臣が任免し、道府県警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免することを骨子とし、新法は特定の規定を除き、本年七月一日より施行しようとするものである。

二　議案の修正議決理由
現行警察法の既往の実績にかんがみ、且つ、独立後の新事態に即応するため、制度の改正は必要であり、政府の立案の目標は正当であるが、その具体的な内容については幾多の問題点があり、意見の対立批判があつて、自由党、改進党、日本自由党三派共同提案になる修正案が提出された。
修正の内容は別紙の通りであるが、その要点は前項に述べた人事権について、民主化の線を原案よりも強化するため、
（一）国家公安委員会を任免権の主体としたこと、（二）公安委員の資格制限を更に緩和したこと、（三）都の特例として、公安委員を五人としたこと、（四）五大都市のある府県の特例として、公安委員を五人とし、うち二人は当該市の市長が市議会の同意を得て推薦するものにつき知事が任命することとし、当該市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、市警察部をおき、市警察部長の任免は、方面本部長と同様の扱いとなり、更に、（五）附則において、市警察の設置に伴う特例を設け、本法施行後一年間は五大市に市警察を置き、市警察の区域につき警察の責務に任じ、市警察については当該市をもつて一の県とみなし、指定市所在の府県以外の県の県警察に関する規定を適用すること等である。以上の修正案の趣旨を認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十九年五月十五日
地方行政委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

目次
第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　国家公安委員会（第四条―第十四条）
第三章　警察庁
第一節　総則（第十五条―第十八条）
第二節　内部部局（第十九条―第二十六条）
第三節　附属機関（第二十七条―第二十九条）
第四節　地方機関（第三十条―第三十三条）
第五節　職員（第三十四条・第三十五条）
第四章　都道府県警察
第一節　総則（第三十六条・第三十七条）
第二節　都道府県公安委員会（第三十八条―第四十六条）
第三節　都道府県警察の組織（第四十七条―第五十八条）
第四節　都道府県警察相互間の関係（第五十九条―第六十〇条）
第五章　警察職員（第六十一条―第六十九条）
第六章　緊急事態の特別措置（第七十〇条―第七十四条）
第七章　雑則（第七十五条―第七十八条）
附則

（任務及び権限）

第五条　国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことを任務とする。

2　国家公安委員会は、前項の任務を遂行するため、左に掲げる事務について、警察庁を管理する。
一　警察に関する諸制度の企画及び調査に関すること。
二　警察に関する国の予算に関すること。
三　左に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。
イ　民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案
ロ　地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案
四　第七十〇条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
五　皇宮警察に関すること。
六　警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。
七　警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。
八　犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。
九　犯罪統計に関すること。
十　警察装備に関すること。
十一　警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。
十二　前号に掲げるもの外、警察行政に関する調整に関すること。

3　国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

（委員の任命）

第七条　委員は、〇任命権五年間に〇警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4　左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二　禁こ以上の刑に処せられた者

5　委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（長官）

第十六条　警察庁の長は、警察庁長官とし、〇国家公安委員会が〇内閣総理大臣の意見を聞いて、国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2　警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の行務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

3　国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、長官の罷免又は罷免に関し必要な勧告をすることができる。

（警備部の所掌事務）

第二十四条　警備部においては、警察庁の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。
一　警衛及び警備警察に関するこ

と。

二　警ら及び交通警察に関すること。

三　第七十〇条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

（組織及び権限）

第三十八条　都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

2　都道府県公安委員会は、〇都及び〇三人〇道府県にあつては五人の委員をもつて組織する。

3　都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

4　都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に関し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県の議会の同意を得て、任命することができる。

5　都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

（委員の任命）

第三十九条　委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、〇警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。但し、指定府県にあつては、その委員のうち二人は、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検事の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、当該指定府県の知事が任命する。

2　左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁こ以上の刑に処せられた者

3　委員の任命については、そのうち二人以上〇が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（委員の失職及び罷免）

第四十一条　委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失うものとする。但し、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合（第三十九条第一項但書に規定する委員については、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合）

一　第三十九条第二項各号の一に該当するに至つた場合

二　当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合（第三十九条第一項但書に規定する委員については、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合）

2　都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該都道府県の議会の同意を得て、これを罷免することができる。但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の罷免については、指定府県の知事は、当該指定市の市長に対しその市の議会の同意を得ることを求めるものとし、その同意があつたときは、これを罷免することができる。

3　都道府県〇知事は、〇指定府県を除く。委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

4　都知事及び指定府県の知事は、委員のうち三人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、第九条第三項各号の規定の例により、そのこえるに至つた員数の委員を、当該都及び指定府県の議会の同意を得て、罷免する。但し、新たに同一の政党に所属するに至つた委員のうちに第三十九条第一項但書に規定するものを含むときは、これらの委員のうち罷免すべきものは、くじで定める。

5　都道府県知事は、委員のうち一人〇（都及び指定府県にあつては二人）〇がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

6　前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

（方面公安委員会）

第四十六条　第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として、同条に規定する方面ごとに、方面公安委員会を置く。

2　第三十八条第二項及び第五項並びに第三十九条から前条までの〇道公安委員会及びその委員に関する〇規定は、方面公安委員会について準用する。この場合において、第三十八条第五項中「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及び都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（警視総監の任免）

第四十九条　警視総監は、〇内閣総理大臣〇国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上で国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2　都公安委員会は、警視総監の懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることができる。

（警察本部長の任免）

第五十条　警察本部長は、長官が国家公安委員会〇の意見を聞いて、任免する。〇が道府県公安委員会同意を得て

2　道府県公安委員会は、国家公安委長官に対し、警察本部長の懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることができる。員会

（方面本部）

第五十一条　道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。

2　方面本部に、方面本部長を置く。

3　方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道警察本部長の命を受け、方面本部の所属の警察職員を指揮監督する。

4　前条の規定は、方面本部長について準用する。この場合において、同条第二項中「道府県公安委員会」とあるのは、「方面公安委員会」と読み替えるものとする。

5　方面本部の数、名称、位置及び管轄区域は、国家公安委員会の意見を聞いて、条例で定める。

6　方面本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

（市警察部）

第五十二条　指定市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。

2　市警察部に、部長を置く。

3　市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

（警察署等）

第五十三条　都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2　警察署に、署長を置く。

3　警察署長は、警視総監、警察本部長又は方面本部長〇又は市警察部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。

4　警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

5　警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置くことができる。

（府県警察学校等）

第五十四条　警視庁に警視庁警察学校を、府県警察本部に府県警察学校を附置する。

2　道警察本部に道警察学校を、方面本部に方面警察学校を附置する。

3　警視庁警察学校、府県警察学校及び方面警察学校は、警察職員に対し、新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4　道警察学校は、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

（職員）

第五十五条　都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。

2　警視総監、警察本部長、方面本部長〇、〇市警察部長及び警察署長は、警察官をもつて充てる。

3　第一項の職員のうち、警視総監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官については長官が国家公安委員会〇都道府県公安委員会同意を得て国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4　都道府県公安委員会は、警視総監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官については長官に対し、その他の職員については警視総監又は警察本部長に対し、それぞれその懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることができる。

（職員の人事管理）

第五十六条　都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

2　前項の職員以外の都道府県警察の職員（以下「地方警察職員」という。）の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、服務並びに公務災害補償に関して地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規

則で定めることとされている事項については、第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。

（職員の定員）

第五十六条　地方警務官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、総理府令で定める。

2　地方警務官の定員（警察官についても、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

（組織の細目的事項）

第五十七条　本節に定めるもののの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

第四節　都道府県警察相互間の関係

（協力の義務）

第五十八条　都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。

（援助の要求）

第五十九条　都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2　前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3　第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

（管轄区域外における権限）

第六十条　都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

2　前項の場合においては、都道府県警察は、その権限を及ぼす区域を管轄する他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。

第五章　警察職員

（警察官の階級）

第六十一条　警察官（長官を除く。）の階級は、警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

（警察官の職務）

第六十二条　警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。

（警察官の職権行使）

第六十三条　都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定がある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

（現行犯人に関する職権行使）

第六十四条　警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百十二条に規定する現行犯人の逮捕に関しては、警察官としての職権を行うことができる。

（移動警察に関する職権行使）

第六十五条　警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察については、関係都道府県警察の協議により定められた当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

（小型武器の所持）

第六十六条　警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。

（被服の支給等）

第六十七条　国は、政令で定めるところにより、警察庁の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

2　都道府県は、前項の政令に準じて条例で定めるところにより、都道府県警察の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

（皇宮護衛官の階級等）

第六十八条　皇宮護衛官の階級は、皇宮警視監、皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡査部長及び皇宮巡査とする。

2　皇宮護衛官は、上官の指揮監督を受け、皇宮警察の事務を執行する。

3　第六十六条及び前条第一項の規定は、皇宮護衛官について準用する。

（礼式等）

第六十九条　警察職員の礼式、服制及び表彰に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章　緊急事態の特別措置

（布告）

第七十〇条　内閣総理大臣は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基き、全国又は一部の区域について緊急事態の布告を発することができる。

2　前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を発する日時を記載しなければならない。

（内閣総理大臣の統制）

第七十一条　内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、本章の定めるところに従い、一時的に警察を統制することができる。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を収拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

（長官の命令、指揮等）

第七十二条　第七十〇条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は布告に記載された区域（以下本条中「布告区域」という。）を管轄する都道府県警察の警視総監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

2　第七十〇条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。

3　第七十〇条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、布告区域（前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域）に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職権を行うことができる。

（国会の承認及び布告の廃止）

第七十三条　内閣総理大臣は、第七十〇条の規定により、緊急事態の布告を発した場合には、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

（国家公安委員会の助言義務）

第七十四条　国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職権の行使について、常に必要な助言をしなければならない。

第七章　雑則

（検察官との関係）

第七十五条　都道府県公安委員会及び警察官と検察官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

2　国家公安委員会及び長官は、検事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。

（恩給）

第七十六条　地方警察職員で左の各号に掲げるものは、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員とみなして、同法の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「総理府恩給局長」とあるのは「都道府県知事」と、第十六条中「国庫」とあるのは「最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル都道府県」と、第五十九条中「国庫」とあるのは「之ニ俸給ヲ給スル都道府県」と読み替えるものとする。

一　警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二　警視又は警部である警察官

三　事務吏員又は技術吏員

2　前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。

3　第一項各号に掲げる地方警察職員が引き続き恩給法第十九条に規定する公務員若しくは他の都道府県警察の同項各号に掲げる地方警

察職員となつた場合又は同条に規定する公務員若しくは公務員とみなされる者が引き続き同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、恩給に関する法令の適用については、勤続とみなす。但し、同法第二十六条第二項の規定の準用を妨げない。

（国有財産等の無償使用等）

第七十七条　国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条（同法第十九条において準用する場合を含む。）及び財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第九条第一項の規定にかかわらず、警察教養施設、警察通信施設、犯罪鑑識施設その他都道府県警察の用に供する必要のある警察用の国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）及び国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができる。

2　警察庁又は都道府県警察は、連絡のため、相互に警察通信施設を使用することができる。

（政令への委任）

第七十八条　この法律に特別の定がある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項、附則第六項及び附則第二十六項の規定は、公布の日から施行し、指定府県の府県公安委員会の委員及び市警察部に関する規定は、昭和三十年七月一日から施行する。

（従前の国家公安委員会及び都道府県公安委員会の廃止）

2　改正前の警察法（以下「旧法」という。）による国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、この法律（前項但書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行に伴い、廃止されるものとする。

（準備行為）

3　この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員及び都道府県公安委員会の委員並びに方面公安委員会の委員の選任のための手続その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（最初の国家公安委員会の委員の任命）

4　この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任期は、五人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

5　前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

6　この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することができる。この場合においては、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならないものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（最初の都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任命）

7　この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、○三人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年とし、その定数が五人の場合にあつては、一人は一年、二人は二年、二人は三年とする。○その定数が　場合にあつては、この場合において、第三十九条第一項但書に規定する委員の任期は、二人のうち、一人は二年、一人は三年とする。

8　前項に規定する各委員の任期は、都道府県知事が定める。但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の任期については、当該指定市の市長と協議して定める。

（従前の警察職員に関する経過規定）

9　この法律の施行の際、現に国家地方警察本部若しくはその附属機関又は警察管区本部（札幌警察管区本部を除く。）若しくはその附属機関の職員若しくは札幌警察管区本部の通信機関に所属する職員である者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれこの法律による警察庁若しくはその附属機関又は管区警察局若しくはその附属機関若しくは北海道地方警察通信部の職員となるものとする。

10　この法律の施行の際、現に札幌警察管区本部（通信機関に所属する職員を除く。）、札幌管区警察学校、都道府県国家地方警察又はその都道府県の区域内に存する自治体警察の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該都道府県に置かれる都道府県警察の職員となるものとする。この場合において、その都道府県警察の職員となるものの数が第五十六条の規定により政令又は条例で定められた定数をこえることとなるときは、そのこえる数の職員は、それぞれ、地方警務官又は地方警察職員の区分に応じ、政令又は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、定員外とすることができる。

（警察用財産の処理に関する経過規定）

11　この法律の施行の際現に警察の用にもつぱら供せられ、又は供せられる予定となつている財産のうち、国有の財産で都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要のあるもの、市町村有の財産で警察庁若しくは都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要のあるもの又は都有の財産で警察庁が引き続き警察の用に供する必要のあるものは、土地を除き、それぞれ、国と都道府県と、市町村と国若しくは都道府県と、又は都と国との間においてあらかじめ協議するところに基き、第三十七条第一項及び第二項に規定する経費の負担区分に従い、国から当該都道府県に、市町村から国若しくは当該都道府県に、又は都から国に譲渡するものとする。

12　この法律の施行の際現に警察の用にもつぱら供せられている国有又は地方公共団体所有の土地及びこの法律の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察が他の機関と共用している国有又は地方公共団体所有の財産で、警察庁又は都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要のあるものは、それぞれ、前項の例により、警察庁又は当該都道府県警察が使用することができるものとする。

13　前二項の規定による譲渡又は使用は、無償とする。但し、当該譲渡又は使用に係る財産に伴う負債がある場合その他政令で定める特別の事情がある場合においては、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることができる。

14　前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基き、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。

（給与に関する経過規定）

15　この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前の日で政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

（休職、特別待命又は懲戒処分に関する経過規定）

16　この法律の施行の際引き続き警察職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待命を承認されているもの休職若しくは特別待命の承認又はこの法律の施行の際引き続き警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行うものとする。

（不利益処分に関する経過規定）

17　この法律の施行前に警察職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

（公務災害補償に関する経過規定）

18　警察職員に係る公務に因る災害に対する補償で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきもの及びこれに対する審査は、その者がこの法律の施行後引き続き警察職員として在職する場合においては、同年七月一日以降当該警察職員に係る俸給その他の給与を負担すべき者が行うものとする。

19　この法律の施行前すでに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に対しこの法律の施行の際行われている公務に因る災害に対する補償並びに当該警察職員に対する前項に規定する補償及びこれに対する審査は、なお従前の例による。

（退職手当に関する経過規定）

20　この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に対しては、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下「退職手当法」という。）の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が国家公務員として引き続き勤続した期

間（その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで国家公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。）を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

21　この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に対しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間（その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。）を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

22　この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に対しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合における退職手当法第七条第五項前段の規定の適用については、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間には、退職手当を支給されないでこれに引き続いた国家公務員としての在職期間を含むものとする。

（恩給に関する経過規定）

23　この法律の施行前旧法附則第七条（旧法第五十三条において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。）又は警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百三十三号）附則第四項の規定の適用を受けていた者の従前の規定による自治体警察の職員としての在職については、これらの規定は、なおその効力を有するものとする。

24　この法律の施行の際旧法附則第七条の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き続き恩給法第十九条に規定する公務員たる警察庁の職員若しくは都道府県警察の職員又は第七十六条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合において、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受けなかつたときは、同法の規定の適用又は準用については、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間同法第十九条に規定する公務員として在職していたものとみなす。

一　警部補、巡査部長又は巡査である警察吏員

二　警察長又は前号に掲げる者以外の警察吏員

三　専門家、技術者又は書記

前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員としての在職は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員としての在職とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員としての在職は同法第二十条第一項に規定する文官としての在職とみなす。

26　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「改正法律」という。）の施行の際恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職した国家地方警察又は自治体警察の職員に対する改正法律附則第六条第二項の規定の適用については、同法同条同項中「八月」とあるのは、「一年」とする。

（共済組合に関する経過規定）

27　自治体警察の職員であつた者でこの法律の施行の際引き続き地方警察職員となるもののうち、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に定める退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受けない場合に限り、その者が自治体警察に勤務した期間は、同法第八十六条第一項の組合員であつた期間とみなす。この場合において、当該地方公共団体の長（町村職員恩給組合にあつては、管理者）は、政令で定めるところにより、その者に係る同法第十六条第一項に規定する資任準備金に相当する金額を同法第二条第二項第一号に規定する組合に払い込むものとする。

（市警察の設置に伴う特例）

28　この法律の施行後一年間は、指定市に、市警察を置き、市警察は、当該指定市の区域において、第二条の警務に任ずる。

29　この法律の施行後一年間は、指定府県の府県警察は、第三十六条第二項の規定にかかわらず、当該指定府県内の指定市の区域を除いた区域につき、第二条の警務に任ずる。

30　附則第二十八項の規定により指定市に置かれる市警察については、当該指定市をもつて一の県とみなし、指定府県以外の県の県警察に関する規定を適用する。

31　この法律の施行後一年間は、指定府県の府県公安委員会については、指定府県以外の県の県公安委員会に関する規定を適用する。

（政令への委任）

32　前各項に定めるもの外、この法律の施行のため必要な経過措置に関し（附則第二十八項から前項までの特例に関する経過措置を含む。）政令で定める。

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）

議案の要旨及び目的

警察法の施行に伴い、関係法令の規定を整備し、所要の経過措置を定める必要があるので、本則五十三条と附則六項とをもつて、三法律を廃止し、民事訴訟法の外五十一の関係法令の一部改正を行い、その他経過規定を定めようとするものである。

二　議案の修正議決理由

新たに警察法を制定施行すれば、当然必要となる関係法令の整備をなそうとするものであるから、本案の成立はもとより当然必要である。

警察法案が修正議決されたので、本案もまた、これに相応し別紙のごとく修正するを適切と認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

（警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正）

第四十四条　警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

第一条中「警察官等」を「警察官」に改める。

第二条中「国家地方警察の警察官又は市町村警察（特別区が連合して維持する警察を含む。以下同じ。）の警察吏員」を「警察官」に改め、「又は警察吏員」を削る。

第三条第一項中「国家地方警察」を「警察庁」に、「市町村警察の警察吏員」を「都道府県警察の警察官」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2　給付の原因である災害が、警察法（昭和二十九年法律第　号）第五十九条の規定により都道府県公安委員会からの要求に基き援助におもむいた警察官に協力援助したことに基因するものについては、当該警察官の援助を要求した当該都道府県公安委員会の属する地方公共団体がその給付を行うものとする。

第三条第三項中「警察法第六十三条又は第六十四条の規定により職務を行つた市町村警察の警察吏員」を「警察法第七十二条第三項の規定により同条第一項の布告区域（同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。）に派遣され当該区域内において職務を行つた警察官」に改め、同条第四項を削る。

第四条第一項中「国家地方警察本部」を「警察庁」に改める。

（有線電気通信法の一部改正）

第四十九条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第十一号を次のように改める。

十一　警察法（昭和二十九年法律第　号）第七十七条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。

（公衆電気通信法の一部改正）

第五十条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中第三号を次のように改める。

三　警察法（昭和二十九年法律第　号）第七十七条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。

第七十一条第三項中「国家地方警察若しくは自治体警察」を「警察庁若しくは都道府県警察」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第　号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

（都道府県公安委員会等の許可等の経過規定）

2　この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会のした処分とみなす。但し、当該処分に期限が附されている場合においては、当該処分の期限は、改正前のこれらの法令の規定により処分がなされた日から起算するものとする。

（都道府県公安委員会等に対する申請等の経過規定）

3　この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に対してなされた許可、免許その他の処分の申請、届出その他の手続は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。但し、改正前のこれらの法令の規定による許可、免許その他の処分の際すでに納付された手数料の返還については、改正後のこれらの法令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（道路における禁止行為に関する都道府県知事の定に関する経過規定）

4　この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法第二十六条第一項の規定に基き都道府県知事が道路における禁止行為について制定している禁止行為については、改正後の同法同条同項の規定によつて都道府県公安委員会が改廃の措置をとるまでの間、なお効力を有するものとする。

（災害給付に関する経過規定）

5　この法律の施行の際、この法律の施行前から引き続いて改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による給付を受けている者については、なお従前の例による。

6　警察官又は警察吏員に協力援助した者に係る災害に対する給付で、災害の原因によつて疾病の発生が確定した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについては、同年七月一日以降において実施すべきものは、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律第三条の規定により国が行うべきものに相当するものについては国が、都又は市町村が行うべきものについては都又は市町村が行うものとする。

7　この法律の施行後一年間は、この法律による改正後の法律の規定中「都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会」と、「都道府県警察」とあるのは「都道府県警察又は市警察」と、「道府県警察本部長」とあるのは「道府県警察本部長又は市警察本部長」と読み替えるものとする。

8　この法律の施行後一年間は、この法律による改正後の道路交通取締法第二十六条の三、風俗営業取締法第二条の二、古物営業法第十四条、質屋営業法第十一条及び銃砲刀剣類等所持取締令第十九条第一項中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は市」と読み替えるものとする。

9　この法律の施行後一年間は、この法律の附則第二項中「都道府県公安委員会のした処分」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会のした処分」と、この法律の附則第四項中「都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会」と読み替えるものとする。

〔第五十一号参照〕

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案

（内閣提出）

一　議案の要旨及び目的

郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員は、公共企業体等労働関係法の適用をうけており、給与その他労働条件は、団体交渉によることとなつているが、管理又は監督の地位にある者、若しくは機密の事務を取り扱う者は、同法によつて認められておらず、その給与等は一般職の職員の給与に関する法律その他一般職の国家公務員と同一の法令の適用をうけている。

従つて、企業の内部においては、職員の給与その他に不権衡を生じ、また、この給与等に関する事務が複雑となつている現状にかんがみ、この際、職員の給与の調整、事務の簡素化等をはかるために、これらの企業に勤務する職員に、国家公務員法の特例等を定めようとするのが本案の目的である。

本案の要点は次のとおりである。

1　この法律の適用の範囲を、公共企業体等労働関係法に規定する郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員で、管理又は監督の地位にある者のうち政令で定めるもの及び職員のものを除いた外の全部とする。

2　この法律の適用ある職員の給与については、現在各企業ごとに、それぞれの特別会計法で定められているのと同様の規定、すなわち給与の根本原則、給与準則及び給与総額に関する規定を設けることとする。

3　勤務時間等については、主務大臣又は政令によりその委任を受けた者が、勤務時間、休憩、休日及び休暇について一般職の公務員及び他の企業の事情を考慮した規程を定めることとする。

なお以上のほか給与等については、この法律の適用ある職員の給与に関する規定を排除すべきものを定めるとともに、公共企業体等労働関係法、各企業の特別会計法及び一般職の職員の給与に関する法律等につき所要の改正を加えようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案に対し、山口好一君外十二名より、現行の国家公務員法との関連において字句の訂正を内容とする修正案が提出せられて妥当なものと認められ、その修正部分を除いた本案は、郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員にして、公共企業体等労働関係法の適用者と非適用者との間における給与その他の不権衡の合理的是正はきわめて妥当な措置と認めるべきものと議決した次第である。

なお、同時に別紙のとおり附帯決議を附すべきものと議決せられたのである。

右報告する。

昭和二十九年五月十二日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（他の法律の適用除外等）（小字及び――は修正）

第七条　左に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。

一　国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項後段を除く。）、第一項後段、第二項及び第三項、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

二　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

三　一般職の職員の給与に関する法律の規定

四　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

五　国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）の規定

2　国家公務員法第八十六条第四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。

〔別紙〕

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案に対する附帯決議

第四条による給与準則並びに第六条による勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する規定は、公共企業体等労働関係法第八条第二項に定める団体交渉に制約を加えるものでない。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案（川島正次郎君外十四名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

最近のこの競走実施の実情にかんがみ、他の類似競技との不均衡を是正し、あわせて小型自動車競走個有の欠陥を除去する必要がある。

改正の内容は次の通りである。

1　東京都における組織する組合と、同一区域内に小型自動車競走場が存在する市町村とが施行者となり得ること。

2　額面金額に満たない場合、その券面金額を払戻金額とすること。

3　払戻金の額が、勝車投票券の払戻金の額について、他の類似競技との均衡を考慮し、若干の改正を加えること。

議案の可決理由

本法運用について、より一段と健全化するとともに、円滑ならしめるため、まことに妥当なものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十三日

通商産業委員長　大西禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

自転車競技法等の臨時特例に関する法律案（大西禎夫君外十六名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

今年度の予算の性格にかんがみ、国庫納付金が、今年度に限り停止せられたので、これに代るべき産業振興資金を本案によつて支出し、もつて産業振興とともに、輸出伸長をはかろうとするのが本案の目的であり、内容の要点は次の通りである。

1　従来の国庫納付金に代る納入金の受入機関として自転車振興会連合会、小型自動車競走連合会、全国モーターボート競走会連合会とし、その使途については、一切、主務大臣の定める計画及び指示に従つて行わせるとともに、納入金の一切の取扱は、商工組合中央金庫に委託すること。

2　納入金の受入機関として自転車振興会連合会、小型自動車競走連合会、全国モーターボート競走会連合会とし、その使途については、一切、主務大臣の定める計画及び指示に従つて行わせるとともに、納入金の一切の取扱は、商工組合中央金庫に委託すること。

3　この法律の有効期限を昭和三十年三月三十一日までとすること。

二　議案の可決理由

わが国の経済興隆は実に貿易伸長にある。特に輸出の増大は経済界に重大な課題となつている今日、国内機械工業の助長に万全の施策を遂行すべきは当然な措置であるにかんがみ、本案は、妥当適切なものと認め、別紙の通り附帯決議を付して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十三日

通商産業委員長　大西禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

自転車競技法等の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

わが国の農業の興隆は基礎的技術の向上にあるを以つて、その支出に当つては、出来得る限り有利目に添うよう考慮すべきである。

酪農振興法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

食糧の自給度を向上して、わが国経済自立に寄与するための基本的要件として、食糧の増産を図るとともに、食生活を合理化して米食偏重から脱却することが必要であつて、この食糧増産及び食生活合理化を図るには、現在の農業経営方式を変革特に乳牛を取り入れたいわゆる有畜農業経営に改善することが、きわめて有効適切な方策である。

しかるに、わが国においては、乳牛飼養農家の購入飼料に対する依存度が高く、従つて牛乳生産費が高いこと、乳牛の飼養密度が非常に稀薄であるため、集乳費及び処理加工費が高いこと等の悪条件によつて、乳製品の価格は諸外国に比して著しく割高となり、国民食生活の合理化に支障を与えるとともに、酪農経営がはなはだ不安定となる結果になつている。

本案は、酪農に関する悪条件を急速に除去して、酪農振興の方向を明示し、豊富低廉な牛乳、乳製品の供給により栄養を改善し、健康を増進するとともに、日本農業発展の基礎を確立することを目的として、その内容は次のとおりである。

1　乳牛、乳業、牛乳の処理加工施設が酪農に適する地域を、集約酪農地域として指定し、その地域を乳牛の飼養密度が濃厚であり、合理的な酪農経営が行われる地域に育成するために、国が助成及び資金のあつ旋等を行う。

2　集約酪農地域に関する酪農振興計画に基き、都道府県及び市町村は、地域内の草地の改良事業を行う。

3　集約酪農地域内における牛乳の集荷処理加工施設の設立又は変更については、都道府県知事の承認を要するものとする。

4　牛乳の取引契約の文書化を図るとともに、取引について紛争が生じたときは、都道府県知事があつ旋をするものとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、酪農の合理的な発展の条件を整備して食糧自給度の向上と食生活改善に寄与する措置として、大体において有効適切なものと認めるが、酪農振興計画の策定その他について更に改善すべき点を認めるので、これらの部分に修正を加える必要がある。

また、今後酪農振興の諸対策を総合した基本計画を策定する等の必要があるものと認める。

よつて、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　予算

本案施行に要する経費は、昭和二十九年度一般会計予算において、集約酪農地区の設定に必要な経費二億六千四百十六万五千円を計上している。また、草資源の造成改良に必要な経費として計上している一億七千九百二万七千円の一部を集約酪農地域内の草地改良事業の補助にあてることとしている。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕　（小字及び＿＿は修正）

酪農振興法案

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　集約酪農地域
第一節　集約酪農地域の指定（第三条―第八条）
第二節　集約酪農地域における酪農振興計画の基準（第九条―第十一条）
第三節　集約酪農地域における集乳事業及び乳業（第十二条―第十五条）
第三章　牛乳等の取引（第十六条―第二十一条）
第四章　雑則（第二十二条―第二十三条）

第一章　総則（第一条・第二条）

（目的）

第一条　この法律は、酪農の合理的な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度及び生乳等の取引の公正を図るための措置を定めることによつて、もつて酪農振興の基盤を確立し、酪農の生産及び農業経営の安定することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「生乳」とは、しぼつたままの牛乳（次項の省令で定める方法による処理を完了していない牛乳を含む。）をいう。

2　この法律において「集乳事業」とは、生乳を集荷する事業をいい、「乳業」とは、生乳に省令で定める方法による処理をして飲用牛乳とする事業及び脱脂乳、クリーム、バター、れん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいう。

（集約酪農地域の指定）

第三条　農林大臣は、その区域内の農業の発達を図るため酪農を振興することが必要と認められる一定の区域を、その区域に基き、集約酪農地域として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の指定を受けようとするには、同項の指定を受けようとする区域につき、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項について酪農振興計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

一　乳牛の飼養頭数の増加に関すること。

二　飼料の自給度の向上に関すること。

三　生乳の生産者の共同組織の整備（集乳事業及び乳業の合理化に関すること。

四　その他政令で定める事項

3　都道府県知事は、前項の酪農振興計画を定め、又は変更しようとするときは、省令で定める手続に従い、その区域内にある市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びにその区域内において乳業を行う者の意見を聞かなければならない。

4　第一項の規定による指定は、その区域が合理的な酪農経営の成立のために必要な左に掲げる要件を備え、且つ、前項の酪農振興計画がその区域における酪農の振興の方法として適当であると認められる場合でなければ、してはならない。

一　その区域における農用地の利用状況、農業労働条件その他乳牛の飼養に関する条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

二　その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳事業及び乳業の成立のための条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

（集約酪農地域の区域の変更）

第四条　農林大臣は、都道府県知事の申請に基き、集約酪農地域の区域を変更することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（指定の解除）

第六条　農林大臣は、集約酪農地域が第三条第三項に掲げる要件を欠くに至つたときは、集約酪農地域の指定を解除しなければならない。

2　農林大臣は、集約酪農地域について第三条第二項の酪農振興計画を達成することができないと認められるときは、都道府県知事の意見を聞き、集約酪農地域の指定を解除することができる。

第二節　集約酪農地域における自給飼料の生産のための草地の利用

（草地改良計画）

第九条　都道府県知事は、酪農振興計画に基き、毎年度、省令の定めるところにより、その計画に係る集約酪農地域の区域内にある○草地（農用地につき、当該年度における飼料作物の作付予定面積その他その生産に関し必要な事項を定めた計画をいう。以下同じ。）について、当該年度における改良予定面積、改良の方法その他草地の改良又は保全に関し必要な事項についての市町村別の計画を定め、これを公表しなければならない。

（都道府県又は市町村の行う草地改良事業）

第十条　都道府県又は市町村は、前条の規定により定められた計画を達成するために必要があるときは、その区域内にある草地につき左に掲げる事業（以下「草地改良事業」という。）を行うことができる。

一　かんがい排水施設、牧道その他草地の保全又は利用上必要な施設の新設又は変更

二　草種及び草生の改良又は保全のその他必要な事業

三　都道府県知事又は市町村長は、草地改良事業を行おうとするときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行うべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、賃借権又は政令で定める使用収益する権利を有する者○に通知し、その同意を得なければならない。

2　草地改良事業計画が前項の一号の事業を含む場合にあつてはその地域の全部又は一部を地区として土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定に基き設立された土地改良区又は土地改良区連合

3　前項の通知を受けた者が、通知を受けた日から二十日以内に、都道府県知事又は市町村長に対し、その所有し、又は使用収益する草地○（土地改良区又は土地改良区連合にあつてはその地区に属する草地）○について同項の通知に係る草地改良事業を実施することに同意しない旨の書面による申出をしなかつた場合には、その者は、該当期間の満了の時に、その実施に同意したものとみなす。

4　第二項の草地改良事業計画に係る草地の一部について前項の同意しない旨の申出があつた場合において、その申出に係る草地を除いた○又はその飼料若しくは農業の従事者の生活の安定○の目的に供されるものをいう。以下同じ。）について、当該年度における改良予定面積、改良の方法その他草地の改良又は保全に関し必要な事項についての市町村別の計画を定め、これを公表しなければならない。

（都道府県又は市町村の行う草地改良事業）

第十条　都道府県又は市町村は、前条の規定により定められた計画を達成するために必要があるときは、その区域内にある草地につき左に掲げる事業（以下「草地改良事業」という。）を行うことができる。

一　かんがい排水施設、牧道その他草地の保全又は利用上必要な施設の新設又は変更

二　草種及び草生の改良又は保全のその他必要な事業

三　都道府県知事又は市町村長は、草地改良事業を行おうとするときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行うべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、賃借権又は政令で定める使用収益する権利を有する者○に通知し、その同意を得なければならない。

2　草地改良事業計画が前項の一号の事業を含む場合にあつてはその地域の全部又は一部を地区として土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定に基き設立された土地改良区又は土地改良区連合

3　前項の通知を受けた者が、通知を受けた日から二十日以内に、都道府県知事又は市町村長に対し、その所有し、又は使用収益する草地○（土地改良区又は土地改良区連合にあつてはその地区に属する草地）○について同項の通知に係る草地改良事業を実施することに同意しない旨の書面による申出をしなかつた場合には、その者は、該当期間の満了の時に、その実施に同意したものとみなす。

4　第二項の草地改良事業計画に係る草地の一部について前項の同意しない旨の申出があつた場合において、その申出に係る草地を除い

てもその草地改良事業計画の実施に重大な支障がないときは、都道府県又は市町村は、その草地を除く第二項の地域内の草地について、当該草地改良事業計画に基く草地改良事業を行うことができる。

5　都道府県又は市町村が行つた草地改良事業により生じた施設の維持管理に関し必要な事項については、条例の定めるところによる。

6　第二項から前項までの規定は、都道府県又は市町村が集約酪農地域の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。

第三節　集約酪農地域における集乳事業施設及び乳業施設

（酪農事業施設の設置）

第十二条　集約酪農地域の区域内において、集乳事業施設又は乳業施設で政令で定めるもの（以下「酪農事業施設」という。）を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　当該酪農事業施設の設置によつて当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設の全部が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に応ずることができるものであること。

二　当該酪農事業施設が効率的その合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

三　当該酪農事業施設の設置により当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。

四　その他当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての酪農振興計画に適合するものであること。

（集乳事業又は乳業の開始等）

第十三条　集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき集乳事業若しくは乳業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につき集乳事業若しくは乳業を廃止し、若しくは省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（契約の文書化）

第十四条　集乳事業又は乳業を行う者に生乳、脱脂乳又はクリーム（以下「生乳等」という。）を継続して供給することを目的とする生乳等の販売に関する契約（以下「生乳等取引契約」という。）については、当事者は、書面によりその存続期間、生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡の方法その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2　生乳等取引契約を結び、又はこれを変更した場合には、当事者は、前項の書面の写（変更の場合には、変更に係る部分の写）を、省令の定めるところにより、都道府県知事に提出しなければならない。但し、集乳事業又は乳業を行う農業協同組合とその組合たる生乳の生産者とが結ぶ生乳等取引契約については、この限りでない。

3　都道府県知事は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、当該契約の当事者に対し、その内容を改善すべきことを勧告することができる。

（都道府県知事の行うあつ旋）

第十七条　生乳等取引契約につき紛争が生じたときは、当事者の双方又は一方は、政令の定めるところにより、手数料を都道府県に納付して、都道府県知事に対し、あつ旋を申請することができる。

第十八条　都道府県知事は、前条のあつ旋を、あつ旋委員により行わなければならない。

2　あつ旋委員は、都道府県知事が、事件ごとに、第一号に掲げる者の中から各一人及び第二号に掲げる者の中から一人以上を指名する。

一　各当事者の推薦した者

二　学識経験を有する者の中から都道府県知事が毎年前もつて委嘱した○公益を代表する者

3　前項第一号に掲げる者の中から指名されたあつ旋委員候補者は、当事者の負担とする。

第十九条　あつ旋委員は、当事者の意見を聞いてその事件の解決に必要な協定案を作成し、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2　あつ旋委員は、前項の協定案を作成することが著しく困難であるときは、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3　農林大臣は、前項の請求に係る協力をする場合において必要があるときは、酪農審議会の専門委員の中から適当な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。

4　当事者は、第一項の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これをあつ旋委員に提出しなければならない。

第二十一条　都道府県知事は、当事者の一方又は双方が第十九条第一項の協定案を受諾することを拒否した場合において、生乳等の公正な取引を促進するため必要があると認めるときは、当事者の秘密を除き、あつ旋の経過及び協定案を公表することができる。

（報告）

第二十二条　農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、生乳の生産者又は集乳事業若しくは乳業を行う者から必要な報告を求めることができる。

（酪農審議会）

第二十三条　農林省に、酪農審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、酪農振興に関する重要事項について農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

3　審議会は、委員十二人以内で組織する。

4　委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一　生乳の生産者の団体を代表する者　二人以内

二　乳業を行う者の団体を代表する者　二人以内

三　学識経験を有する者　八人以内

5　審議会に会長を置く。

6　会長は、委員の互選により選任する。

7　会長は、会務を整理し、審議会を代表する。

8　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

9　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

10　専門委員は、学識経験を有する者の中から、審議会の議決に基いて農林大臣が任命する。

11　専門委員及び専門委員は、非常勤とする。

10　前各項に規定するもの外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条　左の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　承認を受けないで酪農事業施設を新たに設置した者

二　第十四条第一項の規定による承認を受けないで酪農事業施設につき同項の省令で定める変更をした者

第二十四条　第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の過料に処する。

第二十五条　第十一条、第十三条又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において、政令で定める。但し、第十九条第三項、第二十三条及び次項の規定の施行期日は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で、政令で定める。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「畑地農業改良促進対策審議会」を「畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。」に改める。

第三十四条第二項の表中「畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の規定により調査審議すること。」を「畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。」に改める。

畑地農業改良促進対策審議会
酪農審議会

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）により酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。」

〔別紙〕

酪農振興法案に対する附帯決議

一　政府は、集約酪農地域として適当な地域についてすみやかに全国的調査を行うとともに、家畜需要、飼料、価格、販売、金融、財政等に関する諸対策を統合した酪農振興の基本計画の策定につとめること。

二　政府は、集約酪農地域の指定に当り、広く全国の農村を対象とするため、夫々の地域における経済的、社会的条件に相応した幅のある指定基準を設けると共に集約酪農地域以外の地域における有畜農家創設事業の進展を遅滞せしむることなきよう注意すること。

三　政府は、乳牛の積極的な改良増殖を促進するとともに、乳牛取引における不当なる中間搾取を排除するため、適切なる共同購買態勢を確立するよう指導すること。

四　政府は、草資源の造成改良その他草地の利用を一層拡充するため、道路、灌漑等の公共事業を起し、且つ、林地耕地等との調整につき速急に対策を講ずるとともに国有林野のうち草牧地として適当な地域について積極的に共用林野制度等の活用を図ること。

五　政府は、農業協同組合の行う乳及び乳業施設に対しては、生産指導事業に結びついた一体的な事業分野として確立しうるよう強力に指導すること。

六　政府は、生乳等の不公正取引防止に資する目的をもつて地方の実情に即し、都道府県農業協同組合連合会が取引契約の当事者の一方となるよう指導すること。

七　政府は、牛乳の集団的飲用を奨励促進するため、食品衛生法に定める基準の特例を設けるとともに、学校、事業場、病院等が直接生産者団体との間に継続的取引を行うよう指導し且つ設備等に対する助成の措置を講ずること。

八　政府は、乳製品に滞貨が生じ、酪農振興に支障を生ずるおそれがある場合には遅滞無く融資あつ旋等の措置を講ずること。

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会 衆議院会議録第六十七号附録（一）（その五）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日米両国間の経済上及び文化上の関係は、戦後著しく密接となり、特に昨年の秋日米友好通商航海条約が発効して以来、日米両国人の交渉はいよいよはげしくなつている。従つて、両国の領域にわたる経済的活動並びに財産の所有又は移転は激増するにかかわらず、日米両国の税法が異なつているため両国間に二重課税の事実が生じ又脱税の可能性が存するので、政府は、米国政府当局との間で、交渉を重ねてきた結果、両国間に完全な意見の一致をみたので、本年四月十六日ワシントン市において、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を作成し、これに署名した。

よつて政府は、本条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を批准することは、日米両国間における所得に対する二重課税及び脱税の問題を有効適切に処理する上において必要且つ妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

○衆議院会議録第六十七号附録（一）（その五）

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日米両国間の経済上及び文化上の関係は、戦後著しく密接となり、特に昨年の秋日米友好通商航海条約が発効して以来、日米両国人の交渉はいよいよはげしくなつている。従つて、両国の領域にわたる財産の所有又は移転は激増するにかかわらず、日米両国の税法が異なつているため遺産、相続及び贈与に対する租税に関し、両国間に二重課税の事実が生じ、又脱税の可能性が存するので、政府は、米国政府当局との間に交渉を重ねてきた結果、両国間に完全な意見の一致をみたので、本年四月十六日ワシントン市において、遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を作成し、これに署名した。

よつて政府は、本条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を批准することは、遺産、相続及び贈与に対する租税に関し、日米両国間における二重課税及び脱税の問題を有効適切に処理する上において必要且つ妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

外務省関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案による既存法令のうち整理を要するものは清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法（明治二十九年法律第八十号）及び居留民団法（明治三十八年法律第四十一号）の二法律であるが、これらは、いずれもわが国と清国及び朝鮮国との間の不平等条約に基くわが国の特権を前提としたものである。しかしこれらの不平等条約は現在すでに無効となつているため、前記二法律は死文化してしまつているので、これを廃止しようとするのである。

二　議案の可決理由

本案は、必要且つ妥当な措置であると認め原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第一に簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張し、訴訟物の価格を二十万円までと改めようとするものである。現行法においては、簡易裁判所の民事訴訟に関する管轄は、訴訟物の価格が三万円以下の事件に限られておつて、この限界が余り低きに過ぎるため、現在、簡易裁判所と地方裁判所の事務負担量がはなはだしく不均衡になつておるのを是正し、あわせて最高裁判所の負担調整をも考慮して、今回簡易裁判所の管轄範囲を拡張しようとするものである。

なお、この管轄拡張から生ずる弊害、不都合を除去する暫定措置として、特定簡易裁判所の民事訴訟事務の移転及び移転事務を担当する裁判官の配置については、最高裁判所規則で定めることとするのである。

第二に、家庭裁判所の家事調査官と少年調査官とは、現在、別個独立の官職をもつておるのであるが、両者の事務には、強度の関連性があるので、その有機的、総合的な運営を完うするため、家事調査官と少年調査官とを統合して、家庭裁判所調査官とし、また、家事調査官補と少年調査官補とを統合して、家庭裁判所調査官補とすることとするのである。

二　議案の修正議決理由

今回の簡易裁判所の事物管轄の拡張は、余り急激に過ぎ、地方の経済事情にそわないうらみがあるので、訴額二十万円を十万円と修正するを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

第三十三条第一項第一号中「三万円」を「二十万円に、「（行政処分の取消又は変更の請求を除く。）」を「（行政庁の違法な処分の取消又は変更に係る請求その他公法上の権利関係に関する請求を除く。）」に改める。

（――は修正）

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、『最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律』が、本年五月末日をもつて失効するため、民事訴訟法中最高裁判所の負担の調整と直接関係のある規定を改正しようとするものである。改正の要点は、次の四点である。

第一は、次の二つの方法で、上告手続の合理化を図るのである。

その一つは、上告理由を原判決の憲法違反及び判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背に限ることとすること。

その二は、上告の適法要件を原裁判所において審査させることとし、上告の適法要件を欠くことが明らかな場合には、原裁判所において、これを却下することができることとすること。

第二は、仮差押、仮処分事件の上告を制限すること。憲法違背を理由とするとき以外は、これら暫定的な処分は三審制による上訴手続を認める必要がないとするのである。

第三は、仮執行宣言付判決に対する上告提起等の場合における執行停止等の要件を加重すること。これによつて、控訴審の判決の執行力を強化し、最高裁判所の負担の調整に役立たせようとするのである。

第四は、調書及び判決の方式等の合理化を図ること。これらの事項は、訴訟法上特に技術的な面であつて、憲法による最高裁判所の規則制定権の範囲に属するものとの考えから、法律には、原則的な事項のみを規定し、細目は、規則の定めるところにゆだねようとするものである。

二　議案の修正議決理由

国民の権益保障の立場から、最高裁判所の機構改革をせずに、本

改正案が提出された矛盾に論議が集中し、ことに、原裁判所が上告を審理するということは、上訴制度を否認するものである。また、調書及び判決方式等の合理化、簡素化を急ぐの余り、裁判の正確性を欠く危険ありとして、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第一条　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百十四条第二項○を削る。○、第二百一条第二項及び第三百八十三条第二項

第百四十三条から第百四十五条までを次のように改める。

第百四十三条　調書ニハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ期日ニ於ケル審判ニ関スル重要ナル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第百四十四条及第百四十五条　削除

第百四十七条中「口頭弁論ノ方式ニ関スル規定ノ遵守」を「口頭弁論ノ方式ニ関スル事項ニシテ調書ニ記載シタルモノ」に改める。

第百四十八条を次のように改める。

第百四十八条　削除

第百四十九条中「第百四十二条乃至前条」を「第百四十二条、第百四十三条、第百四十六条及第百四十七条」に改める。

第百五十一条第四項を削る。

第百八十九条を次のように改める。

第百八十九条　削除

第百九十一条及び第百九十二条を次のように改める。

第百九十一条　判決ニ於テハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ主文ノ外事実及争点並理由ヲ明ニスルコトヲ要ス

第百九十二条　削除

第百九十三条第一項中「交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ」を「最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ」に改め、同条第二項を削る。

第百九十四条第二項、第二百二条第二項及び第二百四条第二項を削る。

第二百五十条を次のように改める。

第二百五十条　準備手続ニ於テハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二百五十五条第一項及び第三項中「又ハ之ニ代ルベキ準備書面」を削る。

第二百九十二条を次のように改める。

第二百九十二条　削除

第二百四十条を次のように改める。

第二百四十条　削除

第二百四十一条中「前条」を「第三百二十九条」に改める。

第二百五十八条ノ二　削除

第二百五十九条を次のように改める。

第二百五十九条　削除

第二百八十三条第二項を削る。

第二百九十一条を次のように改める。

第三百九十一条　削除

第三百九十三条に次の一項を加える。

仮差押又は仮処分ニ関シテ為シタル判決ニ対シテハ上告ヲ為スコトヲ得ズ。

第三百九十四条を次のように改める。

第三百九十四条　上告ハ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法の違背アルコト又ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ為スコトヲ得

第三百九十五条第一項中「判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ニ違背シタルモノトス」を「左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス」に改める。

第三百九十七条から第三百九十九条までを次のように改める。

第三百九十七条　上告ノ提起ハ上告状ヲ原裁判所ニ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

前条ニ於テ準用スル第三百七十条ノ規定ニ依ル裁判長ノ職権ハ原裁判所ノ裁判長之ヲ行フ

第三百九十八条　上告状ニ上告ノ理由ヲ記載セザルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル期間内ニ上告理由書ヲ原裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百九十九条　左ノ各号ニ該当スルコト明ナル場合ニ於テハ原裁判所ハ決定ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ要ス

一　上告ガ不適法ニシテ其ノ欠缺ガ補正スルコト能ハザルモノナルトキ

二　前条第一項ノ規定ニ違背シ上告理由書ヲ提出セズ又ハ上告理由ノ記載ガ同条第二項ノ規定ニ違背スルトキ

三　上告ガ法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ

前項ノ決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第三百九十九条の次に次の二条を加える。

第三百九十九条ノ二　原裁判所ハ上告状却下ノ命令又ハ上告却下ノ決定アリタル場合ヲ除クノ外事件ヲ上告裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第三百九十九条ノ三　第三百九十九条第一項各号ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ口頭弁論ヲ経ズシテ判決ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ得

第四百九条を次のように改める。

第四百九条　削除

第四百九条ノ二中「其ノ判決ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキニ限リ」を「其ノ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限リ」に改め、同条に次の一項を加える。

仮差押又ハ仮処分ニ関シ高等裁判所ガ第二審若クハ第三審トシテ為シタル終局判決又ハ地方裁判所ガ第二審トシテ為シタル終局判決ニ対シテハ其ノ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限リ最高裁判所ニ特ニ上告ヲ為スコトヲ得

第四百九条ノ三中「但シ」の下に「前条第一項ノ上告ニ付テハ」を加える。

第四百九条ノ四から第四百九条ノ六までを削る。

第四百十三条を次のように改める。

第四百十三条　抗告裁判所ノ決定ニ対シテハ其ノ決定ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ決定ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限リ更ニ抗告ヲ為スコトヲ得

第四百十六条第一項中「抗告ハ」を「抗告（第四百十三条ノ抗告ヲ除ク）ハ」に改める。

第四百十九条ノ二第一項中「其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所ガ為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキニ限リ」を「其ノ裁判ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限リ」に改める。

第四百十九条ノ二の下に「第一項」を加える。

第四百十八条第一項中「適法ナル異議ノ申立又ハ」並びに同条第二項中「異議若クハ」及び「申立若クハ」を削る。

第五百条第一項中「第四百九条ノ二ノ上告ノ提起アルトキ又ハ再審ヲ求ムル申立アルトキハ」を「第四百九条ノ二ノ上告ノ提起アリタル場合又ハ再審ヲ求ムル申立アリタル場合ニ於テ不服ノ理由トシテ主張シタル事情ガ法律上理由アリト見エ且事実上ノ点ニ付疎明アリタルトキハ」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項ノ裁判ハ第四百九条ノ二ノ上告ノ提起アリタル場合ニ於テ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スルトキハ原裁判所之ヲ為ス

第五百一条から第五百十二条までを次のように改める。

第五百一条　削除

第五百十一条　仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ対シ上告ヲ提起シタル場合ニ於テ其執行ニ因リ償フコト能ハザル損害ヲ生ズ可キコトヲ疎明シタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ又ハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ其ノ為シタル強制処分ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得

右裁判ニ付テハ第五百条第三項及ビ第四項ノ規定ヲ準用ス

第五百十二条　仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ対シ控訴ヲ提起シタルトキ又ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シ異議ヲ申立テタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ又ハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其ノ為シタル強制処分ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得

右裁判ニ付テハ第五百条第二項及ビ第三項ノ規定ヲ準用ス

第六百七十七条第二項中「第百四十二条」を「第四十二条」に、「第百四十三条」を「第四十三条」に、「第百四十四条」を「第四十四条」に改める。

第二条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「期日、期間」を「調書、期日、期間、裁判」に改め、「民事訴訟法ノ規定ハ」の下に「本法ニ例段ノ定アル場合ヲ除ク外」を加える。

第十七条第二項及び第三項を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第三十一条第三項中「第五百条」を「第四百十八条第二項」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。

2　この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の民事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の民事訴訟法をいう。

3　新法は、この附則に別段の定がある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4　この法律の施行前に、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件、地方裁判所の第二審の口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所の第一審の判決に対して上告する権利を留保して控訴をしない旨の合意した事件については、なお最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭和二十五年法律第百三十八号）の例による。

5　この法律の施行前に、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件及び地方裁判所の第一審の判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、なお最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭和二十五年法律第百三十八号）の例による。

6　この法律の施行前に高等裁判所が上告審としてした終局判決については、新法第四百九条ノ三において準用する新法第三百九十七条から第三百九十九条ノ三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　この法律の施行前にした上告裁判所の判決については、なお旧法第四百九条ノ四から第四百九条ノ六まで及び第四百九十八条の規定による。

8　この法律の施行前にした抗告裁判所の決定については、新法第四百十三条、第四百十四条但書において準用する新法第三百九十七条から第三百九十九条ノ三まで及び新法第四百十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　この法律の施行前にした決定及び命令については、新法第四百十九条ノ三において準用する新法第三百九十七条から第三百九十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　旧法第五百条第一項（旧法第五百十二条及びこの法律による改正前の非訟事件手続法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の裁判を求める申立であつてこの法律の施行前にしたものについては、新法第五百条、第五百十一条及び第五百十二条並びにこの法律による改正後の非訟事件手続法第三十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　附則第三項の規定は、この法律による改正後の非訟事件手続法に準用する。

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は次の三点である。

第一は、訴状に貼用すべき印紙の額は、訴額に応じて定めることとなつているが、現在その基準となるべき訴額が余りに少額をもつて区分されており、現下の経済事情にそわないうらみがあるので、訴額五百円まで、二千円まで、五千円まで、という三段階を廃し、訴額一万円までの訴訟については、印紙の額は一率に百円とし、また、訴額が一万円を超えるものについても、現行法が超過額千円ごとに一定額を加算することとしているのを改め、一万円ごとに一定額を加算することとすること。

第二は、非財産権上の請求にかかる訴状に貼用すべき印紙の額につき物価の上昇率等を考慮し、現行法が訴額を三万一千円とみなして定めているのを、五万円とみなすこととすること。

第三は、現行法は期日指定等の申立、その他申出、申請につき訴額又は請求額五千円を限界として貼用印紙額に差等を設けているが、今回の裁判所法の一部改正案の趣旨を考慮して、この限界を二十万円に引き上げることとし、また、印紙額についても、物価の上昇率、右の限界額の大幅引上げ及び十円未満の端数の整理等を考慮して、三倍から六倍程度に増額することとすること。

なお、同様の趣旨のもとに、商事非訟事件印紙法、及び民事調停法についても所要の改正を加えようとするものである。

二　議案の修正議決理由

今般の改正は、おおむね妥当な措置と認められるも、政府原案による訴状に貼用すべき印紙額の増額が最高六倍は、急激な増額に過ぎる嫌いがあるので、これを四倍半程度にとどめ、また裁判所法の一部改正において、簡易裁判所の事物管轄権を十万円に修正すべきものとし、別紙の通り、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十五日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第一条　民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

「訴訟物ノ価額金五百円マデ　十五円
同　二千円マデ　三十円
同　五千円マデ　五十円
五千円ヲ超ユルモノハ五千円ヲ超エ十万円マデノ部分ニ付テハ千円ニ達スル毎ニ十円、十万円ヲ超エ五十万円マデノ部分ニ付テハ千円ニ達スル毎ニ七円、五十万円ヲ超ユル部分ニ付テハ千円ニ達スル毎ニ五円ヲ加フ　百円
同　一万円ヲ超ユルモノハ一万円ヲ超エ十万円マデノ部分ニ付テハ一万円ニ達スル毎ニ百円、十万円ヲ超エ五十万円マデノ部分ニ付テハ一万円ニ達スル毎ニ七十円、五十万円ヲ超ユル部分ニ付テハ一万円ニ達スル毎ニ五十円ヲ加フ」

第二条第一項中「訴訟ノ価額ニ依リ」を削る。

第二条　第一項中「三万一千円」を「五万円」に改める。

第六条ノ二中「五千円」を「二十万円」に、「五円」を「二十円」に、「十円」を「六十円」に改める。

第六条ノ三中「五千円」を「二十万円」に、「十円」を「六十円」に、「二十円」を「百二十円」に改める。

第十条中「五千円」を「二十万円」に、「五円」を「二十円」に、「七円」を「二十円」に改める。

第十六条中「五千円」を「二十万円」に、「五円」を「二十円」に、「七円」を「二十円」に、「十円」を「六十円」に、「二十円」を「百二十円」に改める。

第二条　商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十円」を「百二十円」に改める。

第三条中「七円」を「二十円」に改める。

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日米相互防衛援助協定の締結交渉と併行して、政府は、かねてから昭和二十九年度防衛力増強計画に基き、米国政府に対し駆逐艦以下十七隻の供与を要請していたところ、最近米国政府は、まず駆逐艦二隻、護衛駆逐艦二隻合計四隻の貸与を決定するに至つたので、本年五月十四日東京において、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定を作成し、これに署名を行つた。本協定は、一昨年来、締結された日米船舶貸借協定とほぼ同業な内容を有し、わが国が供与を要請した艦艇中、今般貸与決定をみた四隻以外のものについては、今後の交渉により貸与が決定次第順次、附属書にのせられることになつている。

よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定の成立によつて、わが国の海上防衛力の増強のために必要な艦艇の貸与を受ける途が開かれ、さきに締結された日米相互防衛援助協定に基いて供与される他の装備と相まつて、均衡のとれたわが自衛力の建設に資することにかんがみ、本協定を批准することは必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

〔第五十二号参照〕

市町村職員共済組合法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合を設け、且つ、中央には、各組合の適正にして円滑な運営を期する等の目的をもつて市町村職員共済組合連合会を設置し、又所要の市町村職員共済組合審査会なる機関を設けることを要旨とするものであつて、その目的は国及び都道府県の職員並びに市町村の学校及び警察の職員に関する現行の共済制度を基準とし、いわゆる市町村の一般職員に対する処遇が、右等の者に比較して不公平にならぬような内容を持つ制度を確立しようとするものである。

二　議案の可決理由

市町村職員の共済組合制度は、いわゆる社会保障制度の一環をなすもので、右制度の統合整備は必要で、政府においては、鋭意検討中であるが差当りの措置として、この市町村職員を対象とする制度を創設することは、市町村の一般職員に適材を保有し又は良材を招致する上において、きわめて適切妥当であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に、本年度分所要の経費二億七千五百万円が計上されている。

昭和二十九年五月十九日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

市町村職員共済組合法案に対する附帯決議

一　社会保険に関する諸制度は、これを一元化し、統一した制度とすべきであることは当然であるから、できるだけ早い機会に健康保険及び厚生年金保険その他各種共済組合制度を統一すること。

二　本制度の運営に当つては、医師等の事務的負担を軽減するため、診療報酬の請求及び支払については、その方法及び手続きを、健康保険と同様とすること。

三　退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、国は厚生年金保険と同様少くも、その給付費の一割五分に相当する額を負担するよう努めること。

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、地方制度調査会の答申をも参考として地方制度全般にわたる改正を意図したのであるが、諸種の事情によつて、今回は、地方自治法関係は必要最少限度の改正に止めることとして、本案を提出したのであつて、市の人口要件を三万から五万に引き上げ、財産区に関して町村合併の推進に即応するよう所要の規定整備を行い、教育委員会法を改めて、助役と教育長との兼職を認める期間が本年三月三十一日までとなつているのを、なお当分の間、認め得ることとし、且つ、警察法の改正に伴う必要な技術的改正を加えることを内容とするものである。

二　議案の修正議決理由

本改正案は、市の人口要件の改正以外に大して実質的な内容がないのであるが、ただ警察法案について、衆議院において五大市について、特例及び暫定措置を認める修正を加えたのに伴い、本案に所要の修正を加える必要を認め、松永東君外十五名より別紙のごとき修正案が提出され、賛成多数をもつて本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十九日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

別表第六中第三号を次のように改める。

特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
警視総監	警察法第五十四条第二項の定めるところによる。	都
道府県警察本部長	警察法第五十四条第二項の定めるところによる。	道府県
方面本部長	警察法第五十四条第二項の定めるところによる。	道
市警察部長	警察法第五十五条第二項の定めるところによる。	府県
警察署長	警察法第五十四条第二項の定めるところによる。	都道府県

三　都道府県警察の職員中法律の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

附　則

（施行期日）

1　この法律中第二百五十二条の二、財産区及び地方自治法附則第六条に係る改正規定並びに附則第三項の規定は公布の日から、第八条第一項第一号の改正規定及び附則第二項の規定は公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から、その他の部分は警察法（昭和二十九年六第二号の改正規定中市警察部長に係る部分法律第　号）施行の日から施行は、警察法（昭和二十九年法律第　号）施行の日から一年を経過した日から、施行する。

（市の設置等に関する経過措置）

2　地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八条第三項の規定による町村を市とする処分については、左の各号の一に該当する場合に限り、改正後の同法第八条第一項第一号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

一　第八条第一項第一号の改正規定の施行の際現に都道府県知事に対して当該処分の申請がなされている場合

二　第八条第一項第一号の改正規定の施行の際現に定められている地方自治法第八条の二第一項の規定による都道府県の区域内のすべての市町村を通ずる市町村の廃置分合又は境界変更に関する都道府県知事の計画に基いて当該処分の申請がなされた場合

（教育委員会法の一部改正）

3　教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「規定にかかわらず、」の下に「当分の間、」を加え、同条第二項を削る。

（警察法施行に伴う経過措置）

4　警察法施行後一年間は、地方自治法中公安委員会、警察の職員その他都道府県警察に関する規定の適用については、同法第百五十五条第二条の規定により指定する市をもつて一の県とみなす。この場合においては、これらの市の区域を除いた区域をもつてその区域とみなす。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が締結せられたのに伴い、国際連合の軍隊等に対して、さきに合衆国軍隊等に対して日米行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法を設けた例にならつて、地方税法の臨時特例を設けようとするものであり、その内容もほぼ同法と同様、（一）国際連合の軍隊には、原則として地方税を課さないこと、（二）その軍隊の構成員、軍属等に対して市町村民税、電気ガス税を非課税とし、（三）軍人用販売機関に関しては、事業税、遊興飲食税を免除する等を内容とするものである。

二　議案の可決理由

本案は、合衆国軍隊等に対する

現行の地方税法の臨時特例法との均衡上当然の措置と認め、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十九日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

一　議案の要旨及び目的

（内閣提出）に関する報告書

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

南西諸島にあつた官署の職員で引き続き琉球諸島民政府職員となつた者について、国家公務員共済組合法による退職給付、廃疾給付及び遺族給付（以下「長期給付」という。）に関する部分の規定の適用上、恩給法等の取扱いと同様の身分継続を認めようとするものであり、その主な事項は次の通りである。

第一は、昭和二十一年一月二十八日において効力を有していた官署の職員の共済組合に関する法令に基いて組織された共済組合で政令で指定するものの組合員たる職員として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつた場合には、これを共済組合に関する法令の規定中長期給付に関する部分の適用上勤続したものと見なし、これらに長期給付を支給することとすること。

第二は、これらの長期給付に関する規定の適用を受けるものについて、琉球諸島民政府在職期間中は、共済組合の掛金は徴収しないこととし、その代り、この改正法施行の日以後引き続き琉球諸島民政府職員として在職する者に対する支給額は、その在職期間に応じて定めた額を控除することとすること。

第三は、恩給等の場合と同様に、共済組合法による退職年金についての最短給付年限に達した場合において、その者の申出により、在職のまま、給付を受け得る途を開くこととしたこと。

第四は、これらの長期給付に関する規定の適用を受けるものに対する給付に要する費用は、国庫が負担することとし、日本専売公社及び日本電信電話公社の共済組合の給付に要する費用は、当該共済組合の運営規則で定める割合に従い、その団体が分担することとすること。

その他、共済組合の給付に関する所得税について、恩給等に準じ特別措置を講じ、並びに所要の規定の整備を行つている。

二　議案の可決理由

本案の要旨は、共済組合に関する法令の適用上、恩給法等の取扱いに準ずるものであり、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度までの分の経費として、約一千九百六十八万五千円を要することとなるが、共済組合の整理資金から支出されることとなつている。

右報告する。

昭和二十九年五月十九日

内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国立世論調査所を廃止して、世論調査に関する企画立案等の事務は、総理府の大臣官房で所掌し、一般的な調査の実施面は民間機関を活用することとすること、及び在外財産問題の処理に関する基本的事項を調査審議するため、在外財産問題審議会を総理府の附属機関として設置することとし、これに伴い、引揚同胞対策審議会の審議事項から帰還者の在外資産に関する事項を削除し、なお、奄美群島の復帰に伴い、南方連絡事務局の所掌事務のうちから同群島に関する事務を削除しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上、妥当な措置と認め、原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に、総理府本府の項中在外財産問題審議会設置に伴う経費として四十九万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年五月十九日

内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、内閣及び総理府関係法令のうち、自治庁関係の分を除き、すでにその効力を失つているもの又は存置の必要性の乏しい左の法令を廃止しようとするものである。

1　大礼服及通常礼服を定め衣冠を祭服と為す等の件（明治五年太政官布告第三百七十三号）

2　大礼服及通常礼服着用日の件（明治五年太政官布告第三百七十三号）

3　大礼佩剣制（明治六年太政官布告第二百八十一号）

4　大礼服並軍人警察官吏等制服着用の外帯刀禁止の件（明治九年太政官布告第三十八号）

5　法律規則中戦時と称するは布告を以て定むるの件（明治十五年太政官布告第三十七号）

6　内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関する法律（明治三十九年法律第五十七号）

7　韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員の退隠料及遺族扶助料に関する法律（明治四十年法律第四十四号）

8　韓国在勤鉄道院所属官吏の恩給及遺族扶助料に関する法律（明治四十三年法律第二十八号）

9　会計検査官及行政裁判所高等官の休職に関する法律（大正二年法律第十二号）

10　恩給扶助料等の増額に関する法律（大正九年法律第十号）

11　朝鮮に於ける国勢調査に関する法律（大正九年法律第三十五号）

12　憲兵補の恩給に関する法律（大正十年法律第三十三号）

13　震災地の行政庁の権限に属する処分に基く権利利益の存続期間等に関する件（大正十二年勅令第四百十二号）

14　明治三十五年法律第四十九号国勢調査に関する法律の昭和二十年に於ける特例に関する法律（昭和二十年法律第一号）

15　議院法の特例に関する法律（昭和二十一年法律第五十九号）

16　国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十二号）

17　昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十四号）

18　昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭和二十七年法律第百九十号）

19　一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百十三号）

20　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）

二　議案の可決理由

すでに実効を喪失している法令の廃止は、妥当の措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十九日

内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律案（中村高一君外十九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

内閣総理大臣その他の国務大臣等国の重要な職にある者については、その職責の重大性にかんがみ、一般に商業、工業、金融業その他営利を目的とする私企業における役員等の地位を兼ね、或は自ら営利企業を営むことは、その職務の遂行の公正を確保するため好ましくない。それにもかかわらずこれらの職が特別職の国家公務員となつているため、国家公務員法の適用がないので、現在においては、官吏服務規律の規定に基き、所属長官の許可を受けてこれらの地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む事ができることになつている。かようなことは「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とする憲法第十五条の精神に照し、職務の純粋性を確保する意味においては、これを放任すべきことでない。

この考えにもとづいて、本案は内閣総理大臣その他の国務大臣等一定の範囲の公務員に対し、営利企業への関与を絶対に禁止するよう法律的措置をとつたものである。又営利企業以外の事業に関しても、これらの地位にある者が報酬を受けて、それらの団体の役員、顧問、評議員その他の地位につくことは望ましくない場合があるので、内閣の許可がある場合、又は法令等の規定に基いて、その地位に伴い当然兼任するというような場合の外は、これを制限するよう措置をとるものである。

二　議案の修正議決理由

本案に対して、山口好一君外十二名より、内閣総理大臣その他の国務大臣等一定の範囲の公務員に対し、営利企業への関与を絶対に禁止するを制限するにとどめることとし、内閣の承認を得た場合はこの限りでないとする内容の修正案が提出せられて、現状においては妥当なものと認め、なお、その

修正部分を除いた本案は、内閣総理大臣等の公務員の職務の公正な遂行を確保し、職務の純粋性を明確ならしめるために妥当な措置と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月十二日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、特定の公務員の占めている地位に伴う責任の重大性にかんがみ、これらの者の営利企業等への関与を制限することを目的とする。

（特定公務員の範囲）

第二条　この法律において「特定の公務員」とは、左に掲げる国家公務員をいう。

一　内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官及び政務次官

二　法制局長官及び内閣官房副長官

三　人事官及び検査官

四　大使及び公使

（特定公務員の営利企業関与の禁止）

第三条　特定の公務員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。但し、内閣の承認を得た場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定は、特定の公務員が法令の規定に基きその職に伴い営利企業以外の事業を行う団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる職を兼ねることとされている場合には、適用しない。

（特定公務員の営利企業以外の事業関与の制限）

第四条　特定の公務員は、報酬を得て、営利企業以外の事業を行う団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる職を兼ねてはならない。但し、内閣の承認を得た場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定は、特定の公務員が法令の規定に基きその職に伴い営利企業以外の事業を行う団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる職を兼ねることとされている場合には、適用しない。

（罰則）

第五条　前二条の規定により特定の公務員につき禁止又は制限されている職を兼ね、又は業務を営んでいる者は、当該公務員となろうとする場合においては、これらの規定にかかわらず、当該公務員となつた日から起算して三十日以内に限り、なおその職を兼ね、又はその業務を営むことができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に特定の公務員が第三条及び第四条の規定により当該公務員につき禁止又は制限されている職を兼ね、又は業務を営んでいる場合においては、その者は、これらの規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して三十日以内に限り、なおその職を兼ね、又はその業務を営むことができる。

中小企業安定法の一部を改正する法律案（小笠公韶君外二十七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、中小企業が直面している不況の原因の一つは相対的な設備過剰に基く、過度の競争にある。又昨年来の金融引締政策及び均衡予算に基く、財政政策等にかんがみ、その結果が一層中小企業に大きな影響を与えることは自明のことである。

しかして、中小企業自体の自衛策としてその団結を容易にし、中小企業に対する影響を緩和する措置を講じようとするのが本案の目的である。

次に改正の主要な点は次の通りである。

1　アウトサイダー規制に関する通商産業大臣の調整命令の発動形式として、現行の外、一定の条件の下に、当該業種に属する事業を営む者のすべてに対して、調整組合の調整規程の定の全部又は一部に従うべきことを命ずることができる制度を設けること。

2　現行法の第二十九条第一項の通商産業大臣の命令に関する規定を整備し、並びに命令に関する規定を国家的観点に立つて決し得るようにすること。

二　議案の可決理由

わが国経済に占める中小企業の重要性は勿論であり、当面している種々の問題が存在しているのである。

その解決策として、中小企業者自体の団結を容易にし、自衛的な方途を講じ、中小企業者の組織の力をもつてその不況に対処する本案の趣旨は妥当と認め、別紙のとおり附帯決議を附して、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

中小企業安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

通商産業大臣が本法案に基く命令を発する場合は、特に左記事項に付き留意すべきである。

（一）　当該中小企業の技術の向上、合理化の促進を積極的に推進すること。

（二）　我が国国民生活及び輸出産業に悪影響を及ぼさざること。

（三）　申請のあつた場合はすみやかに処置を講ずること。

〔第五十三号参照〕

証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近一部の貸金業者に見られるように、株券等の募集、売出等に際し、その株券等の額面価格が常に保証され、又は一定の配当等の支払が保証されるものと誤認させるような誇大な宣伝方法を用いて投資を勧誘し、これを信頼して投資に応ずる一般大衆に不測の損害を与えている実情にかんがみ、これらの勧誘行為の規制を一層強化しようとするものである。

二　議案の可決理由

投資者保護のために、誇大な宣伝による不当な勧誘行為を禁止し、これに違反した者を六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処することは、適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案における改正の主な事項は、次の通りである。

第一は、恩給受給権者が、恩給を受けることができない事由に該当した場合の届出義務は、従来、恩給給与規則に定められていたのを今回、これを恩給法上の義務とし、これに違背したときは、一万円以下の過料に処することとすること。

第二は、国家公務員の給与水準が、昭和二十九年一月一日から引き上げられたことに伴い、（イ）多額所得による普通恩給の一部停止に関する基準金額を改訂すること。（ロ）公務傷病関係恩給支給額の区分基準として恩給法の別表第二号表乃至第五号表並びに同法附則別表第三に掲げられている退職当時の俸給年額を改訂すること。

第三は、従来恩給の支給を停止しているいわゆる戦犯として拘禁中の者に対して、今回、これらの者は留守家族がある場合、その指定する留守家族に恩給を支給することとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当と認めるが、恩給裁定事務の促進並びに戦犯として拘禁中死亡した者の遺族に対する措置はいずれも必要なものと認め、別紙修正の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

政府原案については、約一千七百八十四万五千円、修正案については、恩給法上、約三千二百万円の増、戦傷病者戦没者遺族等援護法上、約二千七百六十万円の減となり、差し引き国費の純増額の概算は五百万円程度と見込まれるが、いずれも、本年度恩給局の予算の範囲内において措置され得る見込みである。

右報告する。

昭和二十九年五月二十日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

恩給法の一部を改正する法律

（小字及び――は修正）

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条ノ二の次に次の一条を加える。

第九条ノ三　恩給権者第九条、第五十八条、第五十八条ノ二、第七十七条又ハ第八十条ノ規定ニ該当シ其ノ他法律ノ規定ニ依リ恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク裁定庁ニ届出ヅベシ

第五十八条ノ四第一項中「八万円」を「九万五千円」に、「四十六万円」を「五十万円」に、「五十四万円」を「五十九万五千円」に、「六十二万円」を「六十八万円」に、「七十八万円」を「八十八万円」に、「百万円」を「百二十万円」に改める。

本則中第八十二条ノ三の次に次の一条を加える。

第八十二条ノ四　第九条ノ三ニ規定スル者故ナク同条ノ規定ニ依ル届

スル者ヲ含ム。）ノ死亡ニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケル者ガ二人以上アルトキハ、これらノ者ガ受ケル遺族年金ノ合算額ニ相当スル額ヲ控除シタ額トスル。但シ、遺族年金ノ支給ヲ受ケル者ノうち、当該公務員ト婚姻ノ届出ヲシテイナイガ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニアッタ者ガアル場合ニオイテハ、これニ一万円ヲ加算シタ額トスル。

（恩給法ノ一部ヲ改正スル法律ノ一部改正）

4　旧勅令第六十八号施行ノ際法律第三十一号ニヨル改正前ノ恩給法第四十六条及ビ第四十九条第二項ノ規定ニヨル第七項症ノ増加恩給並ビニ同法第四十六条ノ二及ビ第四十九条第二項ノ規定ニヨル第一款症カラ第四款症マデノ傷病年金（同法第五十条第一項又ハ第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタモノヲ除ク。）ヲ受ケテイタ者ニ、第一項ノ規定ヲ適用スル場合ニハ、その者ガ旧勅令第六十八号施行ノ際受ケていた当該恩給ノ裁定ニ係ル傷病ノ程度ヲその者ノ昭和二十九年四月一日ニオケル傷病ノ程度トみなす。但シ、その者ガ、その傷病ノ程度ニつきこれと異ナル意思ヲ表示シタ場合ハ、この限りでない。

附則第二十九条第四項ニ次ノ但書ヲ加ヘる。

但シ、その者ニ妻、子、父、母、祖父又ハ祖母ガあるときハ、これらノ者のうち、その者ノ指定スる者ニ年金又ハ一時金ヲ支給するものとする。

附則第三十五条ノ次ニ次ノ一条ヲ加ヘる。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法ニヨル遺族年金又ハ弔慰金ヲ受ケる者ガある場合ノ扶助料等ノ特例）

第三十五条ノ二　この法律施行前ニ死亡シタ旧軍人又ハ旧準軍人のその死亡ニつき、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条第一項第一号ニ規定スる場合ノ遺族年金又ハ同法第三十四条第一項ノ規定ニヨる弔慰金（同法同条第二項ノ規定ノ適用ニヨる場合ヲ除く。）ヲ受ケる者ガある場合ニおいてハ、当該死亡シタ旧軍人又ハ旧準拠ノ遺族ハ、附則第十条第一項第二号イニ掲ゲる者ニ該当スるモノヲ除く外、同項同号ニ掲ゲる者ニ該当するものとみなす。

2　前項ノ規定ハ、旧軍属ノ遺族ニついて準用する。

3　この法律施行前死亡シタ旧準軍人、旧準軍人又ハ旧軍属ノ遺族ノ扶助料ヲ受ケる権利ニついてハ、恩給法第十三条第一項ノ規定にかかわらず、当該旧軍人、旧準軍人又ハ旧軍属ガ公務ニ起因スる傷病ニ因リ死亡シたかどうかノ認否ニつき、総理府恩給局長ニ対シテハ何項ニ規定スる具申ヲすることはできないものとする。

附則別表第三(イ)ノ上欄中「二八二、八〇〇円」ヲ「二二三、六〇〇円」ニ、「一一八、二〇〇円」ヲ「一三九、二〇〇円」ニ、「九七、八〇〇円」ヲ「一一一、六〇〇円」ニ、「七九、八〇〇円」ヲ「九〇、〇〇〇円」ニ改める。

別表第三号表中「一一八、二〇〇円」ヲ「一三九、二〇〇円」ニ、「九七、八〇〇円」ヲ「一一一、六〇〇円」ニ、「七九、八〇〇円」ヲ「九〇、〇〇〇円」ニ改める。

別表第四号表及ビ第五号表ノ退職当時ノ俸給年額ノ欄中「四六五、六〇〇円」ヲ「五一二、四〇〇円」ニ、「三九八、四〇〇円」ヲ「四四〇、四〇〇円」ニ、「二九二、八〇〇円」ヲ「三二四、六〇〇円」ニ、「二四九、六〇〇円」ヲ「二八三、二〇〇円」ニ、「一一八、二〇〇円」ヲ「一三九、二〇〇円」ニ、「九七、八〇〇円」ヲ「一一一、六〇〇円」ニ、「七九、八〇〇円」ヲ「九〇、〇〇〇円」ニ、「七六、八〇〇円」ヲ「八六、四〇〇円」ニ改める。これらの表ノ欄中「四六五、六〇〇円」ヲ「五一二、四〇〇円」ニ、「二四九、六〇〇円」ヲ「二八三、二〇〇円」ニ、「一一八、二〇〇円」ヲ「一三九、二〇〇円」ニ、「九七、八〇〇円」ヲ「一一一、六〇〇円」ニ、「七九、八〇〇円」ヲ「九〇、〇〇〇円」ニ、「七六、八〇〇円」ヲ「八六、四〇〇円」ニ改める。

附則

（施行期日）

1　この法律ハ、公布ノ日から施行する。

（適用区分）

2　第五十八条ノ四ノ改正規定ハ昭和二十九年七月分ノ恩給から、別表ノ改正規定及ビ附則第四項中恩給法ノ一部ヲ改正スる法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下本項及び次項ニおいて「法律第百五十五号」という。）附則別表第三ノ改正規定ニ係ル部分ハ昭和二十九年一月一日から、附則第四項中法律第百五十五号附則ニ第二十二条及び第二十九条第四項ノ改正規定ニ係ル部分ハ昭和二十九年一月一日から、附則第四項及び附則第五項ノ規定ハ昭和二十九年四月一日から適用する。

3　昭和二十八年十二月三十一日以前ニ給与事由ノ生じた恩給については、別表ノ改正規定及ビ附則第四項中法律第百五十五号附則別表第三ノ改正規定ニ係ル部分にかかわらず、なお従前ノ例による。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法ノ一部ヲ改正スる法律附則第二十項ノ規定による遺族年金又ハ弔慰金ヲ受ける者がある場合ノ扶助料給与ノ特例）

4　公務員（公務員に準ずる者を含む。（以下同じ。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項の規定により遺族年金又ハ弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しているときは、昭和二十八年四月（公務員が昭和二十八年四月一日以後死亡した場合においては、その死亡の日の属する月の翌月。以下本項において同じ。）分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に裁定するものとし、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給についてのその最短恩給年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

5　法律第百五十五号附則第二十三条第四項の規定ハ、前項の場合に準用する。

6　前二項の規定により扶助料を給する場合において、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定により遺族年金ノ支給を受ける者が二人以上あるときは、これらの者が受ける遺族年金の合算額に相当する額を控除した額とする。但し、遺族年金の支給を受ける者のうち、当該公務員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者がある場合においては、これに一万円を加算した額とする。

（恩給法ノ一部ヲ改正スる法律の一部改正）

7　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条に次の一項を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法ノ一部ヲ改正する法律附則第二十項の規定による遺族年金又ハ弔慰金ヲ受ける者がある場合ノ扶助料給与ノ特例）

8　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九項を次のように改める。

（恩給法との調整）

29　未帰還者に関し、恩給法の規定による普通恩給の給与が行われる場合において、当該普通恩給の給与が始められた月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあった日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

9　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「この法律の施行の際この法律の施行後被拘禁者が死亡した場合は、当該死亡の際」を「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第　号）の施行後被拘禁者が死亡した場合において、当該死亡の際」に改める。

附則第二十二項を次のように改める。

削除

22　この法律施行前に死亡した公務員に関する改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第二十項から附則第二十三項までの規定による遺族年金の支給については、なお従前の例による。

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、出入国管理業務を能率的に処理するため、福岡入国管理事務所の管轄区域中、福岡県のうち、門司市のみならず小倉、戸畑、八幡、若松の各市、京都郡、築上郡及び遠賀郡を一括下関入国管理事務所の管轄区域に移すこととし、これに伴い八幡港及び若松港両出張所の所属を変更するとともに新潟、高岡、名瀬の各市に入国管理事務所の出張所を新設しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、出入国管理業務の効率化を図るため、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

航空技術審議会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、航空技術の向上を図るため、内閣総理大臣の諮問に応じて航空技術の研究に関する重要事項その他航空技術に関する各省庁行政の連絡調整に必要な事項を審議し、且つ、その結果を内閣総理大臣その他に勧告することを任務とする航空技術審議会を総理府の附属機関として新設しようとするものである。

審議会は、内閣総理大臣を会長に、国務大臣を副会長に、学識経験者及び関係各省庁の職員のうちから内閣総理大臣が任命する非常勤の委員十五人以内をもつて構成することとし、その事務は科学技術行政協議会事務局において処理することとしている。

二　議案の可決理由

本案は、航空技術の向上を図るため、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算総理府本府の項中二百十八万六千五百円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年五月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

調達庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定、日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書、並びに日米相互防衛援助協定の締結に伴い、調達庁の任務の中に、新たに、(1)国際連合の軍隊の不法行為による請求の処理、(2)合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同不法行為に基く請求の処理、(3)軍事援助顧問団の使用に供する宿舎等の施設及び役務の調達並びに提供した施設の返還に関する事務、(4)駐留軍及び軍事援助顧問団による直接調達又はそのためにする間接調達に関する契約から生ずる紛争の処理を加え、これに伴い、同庁の権限、各部の所掌事務に所要の改正、整備を行うとともに、業務の円滑な処理を図るため、既に置かれている職員についてこれを特別職として、総務部に調停官一人、不動産部に連絡調査官五人以内を置くことを規定し、又、国際連合の軍隊及び軍事援助顧問団のために労務に服する者で、国が雇用するものの身分及び勤務条件等については、アメリカ合衆国の軍隊のために労務に服するものと同様に、国家公務員とすることなく、また、国家公務員共済組合法も適用しないこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

（第五十四号参照）

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

盲学校及びろう学校の学齢児童生徒の教育上の特殊性にかんがみ、その修学に関し、国及び地方公共団体が必要な援助を行い、もつてその就学を奨励しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

盲学校及びろう学校の学齢児童生徒の就学上の困難を除去し、義務教育の普及向上を図るため適切な措置であるが、なお、別紙の通り養護学校も本案の対象として修正を加える必要のあることを認め、本案はこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附した。

右報告する。

昭和二十九年五月二十一日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

（別紙）

盲学校及び（小学及び――は修正）ろう学校○○及び養護学校への就学奨励に関する法律

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校及びろう学校○○及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がこれらの学校に就学する学齢児童生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する「学齢児童」及び同法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。）について行う必要な援助を規定し、もつて義務教育の普及奨励を図ることを目的とする。

（国及び都道府県の行う就学奨励）

第二条　都道府県は、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校又はろう学校○○（又は養護学校）への就学による保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、これらの学校への就学のために必要な経費のうち、左に掲げるものについて、その全部又は一部を支弁しなければならない。但し、国立の盲学校又はろう学校○○（又は養護学校）に就学する学齢児童生徒に係る経費については、国が支弁する。

一　教科用図書の購入費

二　学校給食費

三　通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費

四　学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

2　前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十六　盲学校及びろう学校○○及び養護学校の就学奨励に要する経費

（別紙）

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案に対する附帯決議

一　盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部についても将来義務学年に準じて就学奨励の措置を講ずること。

二　盲学校、ろう学校及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校への就学による保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の充実をはかるため、国又は都道府県が支弁し及び負担する経費の範囲を将来速かに学用品及び通学用品の購入費並びに実験実習見学費にまで及ぼし、更に寄宿舎居住に伴う食費その他援助費目全体について予算的措置の拡充をはかること。

三　盲者ろう者以外の心身に故障のある者に対する義務教育の現状にかんがみ、これが充実を図るため、関係法令及び教育施設の整備其の他必要な措置を速やかに講ずること。

文部省関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

教育職員免許法は、教職員の資質向上を目的とする基準を設けたものであるが、これが実施四年を経過した現在においては、その成果もあがつてきたので、この際仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事に関する免許状を廃止して現行法を簡素化し、直接養成における所要単位の内容を充実し、あわせて現職教育の上級免許状の取得方法を実情に即応するように措置しようとするものである。

明治時代以降に制定された次の四件の法令につき、次の理由によつてこれを廃止しようとするものである。

1　古器旧物保存方（明治四年太政官布告第二百五十一号）

本法は、文化財保護法の制定によつて全く実効性を失つている。

2　社寺境内樹木濫伐禁止の件（明治六年太政官布告第二百三十五号）

今日においては実情に即しなくなつている。

3　官立府県立師範学校卒業生の徴兵に関する件（明治二十二年法律第八号）

当然実効性を失つている。

4　市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法（昭和七年法律第二十三号）

今日においては全く適用の余地がなくなつている。

二　議案の可決理由

既に全く法律上の実効性を失つている法律四件について、これを廃止することの妥当なことを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十一日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

二、議案の修正議決理由

教育内容を改善し、行政事務を簡素化するためにきわめて適切なものであるが、なお、別紙の通り実習教員に関する特例等に関する規定を設ける等の必要を認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

第四条第一項中「、仮免許状」を削り、同条第二項第九号から第十一号までを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第九項中「又は仮免許状」を削り、「第三項」を「第二項」に、「二年（特別の事情のある都道府県で政令で定めるものについては、三年）」を「六年」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十項中「第五条第三項」を「第五条第三項本文」に改め、同項を附則第八項とする。

別表第四備考第一号及び第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号中「文部省令で定める。」の下に「（別表第五の場合においても同様とする。）」を加え、同表を別表第三とする。

五　この表により上級の免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数をこえる在職年数があり、第四欄に掲げる最低単位数が十五単位をこえるときは、そのこえる在職年数一年につき五単位を○○、そのこえる単位数○○を限度として、当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数をこえる在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。（別表第五及び第六の場合においても同様とする。）

六　この表により一級普通免許状を受けようとする者について第三欄に掲げる在職年数が十五年をこえるときは、第四欄に掲げる単位は、必要としない。この場合における在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数（在職年数が五年をこえるときは五年）を通算することができる。（別表第五から第七までの場合においても同様とする。）

別表第五を次のように改める。

別表第五

第一欄	第二欄	第三欄
受けようとする免許状の種類 ＼ 所要資格	基礎資格	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
一級普通免許状	中学校の職業実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一五
中学校において職業実習を担任する教諭　二級普通免許状	イ　大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	一〇
	ロ　大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
	ハ　中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	
高等学校において職業実習、商業実習、水産実習又は商船○○家庭実習○○農業実習実習、工業 一級普通免許状	高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一五
	イ　大学において第一欄に掲げる学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
	ロ　高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一〇

備考

一　実務の検定は、第二欄により、学力の検定は、第三欄によるものとする。

二　この表により中学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担任する教諭の二級普通免許状ハの項第三欄中「一〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許状の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十九年法律第　号）による改正前の施行法（以下「旧施行法」という。）の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の仮免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員にあつては昭和三十五年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十八年三月三十一日まで、高等学校の教育にあつては昭和四十二年三月三十一日まで、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の規定にかかわらず、それぞれ、当該仮免許状に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。

3　この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する小学校、中学校、又は幼稚園の教諭の仮免許状及び同日までに旧施行法の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状を有する者は、文部省令の定めるところにより、旧法第五条別表第四に規定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ、当該所要資格を有する者とみなされている者又は旧法第五条別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習（以下「職業実習」という。）を担任する教員の仮免許状に係る所要資格を得た者は昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該仮免許状に相当する学校の教諭（講師を含む。）○○の職にあることができる。

4　この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格を有する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。

実習を担任する教諭	二級普通免許状	ロ　高等学校の第一欄に掲げる実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。

一〇

三　前二項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
受けようとする免許状の種類 ＼ 所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状	第二項又は第三項前二項の規定により第一欄に掲げる学校の教諭の職にあることができること。	三	一五
高等学校教諭二級普通免許状	○第二項又は○前二項の規定により高等学校の教諭の職にあることができること。	五	四五
中学校又は高等学校において職業実習、工業実習又は農業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の二級普通免許状	○又は第三項第二項の規定により第一欄に掲げる学校においてそれぞれの実習を担任する教諭の職にあることができること。	三	一〇
養護教諭二級普通免許状	○又は第三項第二項の規定により養護教諭の職にあることができること。	三	一〇
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状	旧施行法の規定により盲学校又はろう学校の教諭の仮免許状の授与を受けていること。	三	六
	第二項○の規定により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けていること。	三	一〇

備考

一　この表により、盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第五項の規定を、前○項の規定に該当する者にあつては新法第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。

二　新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。

三　新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。

四　この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ。）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

五　この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有するときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

六　第二項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合においては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれその下欄に規定する年数」とあるのを「通算して、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者にあつては十三年、高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者にあつては十四年」と読み替えるものとする。

七　第三項に規定する所要資格に関しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五条別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五条別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。

八　この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条別表第一の項にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状の授与を受けることができる。

九　新法第六条第二項別表第三により、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者が、新施行法第一条第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の職員の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二条第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十一号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六条第二項別表第三の

それぞれの学校の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。

1012

新法第六条第二項別表第三により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭免許状の授与を受けているものであるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

1113

新法第六条第二項別表第三により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者で小学校助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、同表の小学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「五」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

14

第十一項から前項までの規定の適用を受ける者に対する新旧行政第七条第二項の規定の適用については、同項の表第六号下欄中「一二」とあるのを、「一三」と読み替えるものとする。

1215

新法第六条第三項別表第四により中学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により中学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第一条第一項の表の第二号に掲げる者若しくは同法第二条第一項の表の第六号、第九号、第十号、第十六号、第十七号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る中学校助教諭免許状の交付若しくは授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の中学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する専門科目十単位及び教職に関する専門科目三単位はすでに修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

1316

新法第六条第三項別表第四により高等学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により高等学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第二条第一項の表の第二号、第三号、第六号、第十号、第十九号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る高等学校助教諭免許状の授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の高等学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、甲教科にあつては教科に関する専門科目十五単位、乙教科にあつては教科に関する専門科目十単位及びそれぞれの教職に関する専門科目三単位は、既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

1417

新法第六条第二項別表第七により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の一級普通免許状を受けようとする者が、旧法第五条第一項別表第一又は第六条第二項別表第七によりそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新法第六条第二項別表第七の一級普通免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。

1518

新法第六条第二項別表第六により二級普通免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健婦助産婦看護婦法による准看護婦の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときには、同表の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「二」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。新法附則第八項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者が、同表により二級普通免許状を受けようとする場合に、その者が保健婦助産婦看護婦法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であり、且つ、同法第七条の規定による保健婦の免許を受けている者又は同法第五十一条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときも同様とする。

1619

新法附則第八項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者に二級普通免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二級普通免許状を授与された者に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

20

中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、新法第五条第三項但書の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

1721

高等学校において○農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、○九年以上○これらの実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）を卒業し、三年以上その学科に関する実地の経験を有する者又は高等学校の専攻科に二年以上在学し、これらの実習に関する学科の課程を修めた者に対しては、当分の間、新法第五条第三項但書の規定にかかわらず、○その者が同条第一項第二号又は同条第三項但書に規定することができる。

1822

前二項の規定は、当該臨時免許状の授与を受けようとする者の小学校から最終学校を本卒業し、又は終了するに至るまでの学校における修業の年数が、通算して九年に不足する場合は、その不足する年数に二を乗じて得た年数をその者の当該実施の経験年数から差し引いて、適用するものとする。

1923

第二十項又は第二十一項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習についての助教諭の臨時免許状を有する者に二級普通免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二級普通免許状を授与された者に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

1824

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、当分の間、第二項又は第三項の規定により小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とみなす。

2　前項の規定は、昭和三十五年三月三十一日までは、新法第三条○第一項及び○第二項の○○にあることができる者は昭和三十八年三月三十一日まで、第二項から第四項までの規定にかかわらず、盲学校、ろう学校又は養護学校の相当する各部の教諭となることができる。

3　前項の規定により高等学校の教諭の免許状の授与を受けた者は、昭和四十二年三月三十一日まで、

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）

に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、教育職員免許法の一部改正に伴い、関係法律の規定を整理しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

教育職員免許法の一部改正に伴う妥当な措置であるが、なお、同法案を修正したため、別紙の通り本案にも修正を加える必要のあることを認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小学及び――は修正）

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第一条　教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「仮免許状」を「臨時免許状」に、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第二条第一項の表の下欄中「仮免許状」を「臨時免許状」に、同表第十五号中「卒業した者」を「昭和三十二年三月三十一日までに卒業した者」に改め、同表の第二十五号から第三十三号までを削り、同表の第三十四号を第二十五号とし、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条　削除

第六条中「又は文部省令で定める講習の修了証明書」を削る。

第七条第一項を次のように改める。

第一条若しくは第二条の規定により高等学校教諭二級普通免許状の交付若しくは授与を受けた者（免許法附則第六項の表の第四号及び第五号の第一欄に掲げる基礎資格を有する者を除く。）又は第二条第一項第二十二号若しくは第二十三号の規定により盲学校若しくはろう学校の教員の二級普通免許状若しくは臨時免許状の授与を受

けた者に対して、教育職員検定により高等学校教諭一級普通免許状又は盲学校若しくはろう学校の教員の一級普通免許状若しくは二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、免許法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
受けようとする免許状の種類	所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員の免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数
高等学校教諭一級普通免許状	二級普通免許状	五	二〇
盲学校又はろう学校の教諭一級普通免許状	一級普通免許状	三	一〇
	二級普通免許状	三	一〇
	臨時免許状		

備考

一　この表により高等学校教諭一級普通免許状を受けようとする者については、免許法附則第五項の規定を準用する。

二　免許法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号、第五号及び第六号の規定は、この表の場合について準用する。

第七条第二項中「前項に規定する者」を「第一条又は第二条の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、免許法第六条第二項別表第三、第五、第六若しくは第七又は前項の規定により上級免許状の授与を受けようとするときは、」を「同項の表第四号上欄中「仮免許状」を「臨時免許状」に改め、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条　削除

附　則

1　この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　校長の選考について、改正後の教育公務員特例法第十三条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、教育職員免許法による教諭の二級普通免許状を有し、且つ、五年以上、教員の職又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に関する職その他の文部省令で定める教育に関する職にあつた者のうちから選考することができる。

3　教育長の選考について、改正後の教育公務員特例法第十六条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者のうちから選考することができる。

一　教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上教員の職にあつたこと。

二　五年以上文部省令で定める教育に関する職にあつたこと。

4　指導主事の選考について、改正後の教育公務員特例法第十六条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第四項の規定にかかわらず、教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上文部省令で定める教育に関する職にあつた者のうちから選考することができる。

5　教育職員免許法の一部を改正する法律による改正前の教育職員免許法又は改正前の教育職員免許法施行法の規定により、校長、教育長又は指導主事の免許状の授与を受けた者は、改正後の教育公務員特例法第十三条第三項並びに第十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ校長、教育長又は指導主事となる資格を有するものとみなす。

6　改正前の教育職員免許法施行法第八条の規定は、国立学校及び公立学校の校長については、なおその効力を有する。

7　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、第一項は」の下に「、別に法律で定めるものの外」を加える。

一　農業委員会法の一部を改正する法律案（小枝一雄君外十六名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

市町村農業委員会及び都道府県農業委員会は、発足以来二年有半の間に、農民の代表機関として、農地調整、自作農の創設維持、農業総合計画の樹立推進等の使命の完遂に努めてきているが、この間の経験にかんがみ、またその後の情勢の変化に即応してその使命を達成するために、今後の事務の遂行に最も適した構成を採ることが必要であると考えられる。

この意味において、都道府県農業委員会に代えて、都道府県農業会議を設立し、これが農業及び農民の代表機関として自主的にも活動しうることとするとともに、農業及び農民のための全国的組織を結成し、また末端の農業委員会の構成についても所要の改正を加えて、農業の改良発展と農民の地位向上を図るための農業委員会組織の整備確立を期そうとするのが本案の目的であつて、その内容の主なものは次のとおりである。

1　市町村農業委員会についての改正

選挙による委員の定数を、十人から十五人までの間の市町村条例で定めることとし、なお、選挙方法を簡素化する。

選任による委員を必置の委員とし、市町村長は、五人を限り、農業協同組合若しくは農業共済組合の推薦した学識経験者を市町村議会の推薦した学識経験者を委員として選任しなければならないこととする。選任による委員の総数は、選挙による委員の定数の三分の一以内とする。委員の任期は三年とする（現行二年）。

2　都道府県農業会議についての規定の追加

都道府県農業委員会に代り、都道府県農業会議を設立する。

都道府県農業会議は、法人として、郡市単位の代表者会議において農業委員会の委員及び農業協同組合の理事のうちから互選された者、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会及び農業協同組合連合会その他農業団体の代表者並びに学識経験者をもつて構成する。

その業務は、従来都道府県農業委員会が農地法その他の法令により所掌していた事務の外、農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に答申すること及び農業、農民に関する啓もう宣伝、調査研究等とする。

国は、都道府県農業会議の会議員及び職員に要する経費を負担し、それ以外の経費を補助する。また、所得税、法人税、事業税等の税を免除する。

3　全国農業会議所についての規定の追加

全国農業会議所を設立する。

全国農業会議所は、法人とし、全国を通じて一個とする。

その構成は、都道府県農業会議、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会その他農業の改良発達を図ることを目的とする法人及び学識経験者をもつてする。

その業務は、農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に答申すること及び農業、農民に関する啓もう宣伝、調査研究並びにこれらの事項についての都道府県農業会議に対する指導連絡を行うこととする。

全国農業会議所は、会員の加入及び脱退は自由とし、役員として理事十四人以内及び監事二人以内を置くこととする。

国は、全国農業会議所の行う業務に要する経費を補助し、また所得税、法人税、事業税等の税を免除する。

二　議案の修正議決理由

本案は、農民の代表機関としての農業委員会組織の整備強化を図つて、農業の発展及び合理化と農民の地位向上に寄与する措置として、有効適切なものと認めるが、「土地区画整理法」の制定及び「地方税法」の改正に伴い、条文の整理を行う必要があるので、本案は、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に計上している都道府県農業委員会費補助三千五百八十九万円の一部を都道府県農業会議費補助にあてることとしている。

右報告する。
昭和二十九年五月二十二日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（不字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、昭和二十九年七月二十日から施行する。

2　次項及び第七項の規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。

3　この法律の施行後最初に農業委員会の選挙による委員となる者の選挙については、この法律の施行前であつても、改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）第二章の規定を適用する。但し、選挙人名簿は、従前の市町村農業委員会委員選挙人名簿による。

4　この法律の施行の際改正前の農業委員会法（以下「旧法」という。）第二条の規定により市町村に現に置かれている市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条の規定による農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

5　この法律施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市の区に現に置かれている市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条第二項の規定により当該市に置かれる農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

6　この法律の施行の際現にその効力を有する市町村農業委員会委員選挙人名簿は、新法の相当規定により調製された農業委員会委員選挙人名簿とみなす。

7　市町村農業委員会の委員であつて旧法第十五条の規定による任期が昭和二十九年七月十九日までに満了しないものの任期は、同条の規定にかかわらず、同日までとする。

8　都道府県知事は、昭和二十九年七月三十一日までに、都道府県農業会議の会議員となるべき者を互選するための新法第五十五条第一項の代表者会議を招集しなければならない。

9　都道府県農業会議を設立するには、会議員となるべき者五人以上が設立委員となることを必要とする。

10　設立委員は、会則案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

11　会則その他都道府県農業会議の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

12　創立総会の議事は、都道府県農業会議の会議員となるべき者の三分の二以上の者が出席し、その五分の四以上の多数による議決を必要とする。この場合の議決には、新法第四十二条の規定を準用する。

13　設立委員は、創立総会終了の後遅滞なく、会則を都道府県知事に提出して、都道府県農業会議の設立の認可を申請しなければならない。

14　設立委員は、都道府県知事の要求があつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

15　第十三項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

16　都道府県農業会議は、第十三項の認可によつて成立する。

17　都道府県知事は、都道府県農業会議が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

18　都道府県農業委員会は、この法律の施行後も昭和三十年三月三十一日まで、なお存続する。但し、都道府県農業会議が成立したときは、当該都道府県の都道府県農業委員会については、この限りでない。

19　都道府県農業委員会に関する旧法の規定は、前項の規定により存続する都道府県農業委員会については、なおその効力を有する。但し、この法律の施行の際現に都道府県農業委員会の委員である者の任期は、前項の規定による都道府県農業委員会の存続期間中は、満了しないものとする。

20　第十八項の規定により都道府県農業委員会が存続する間は、前項本文の規定にかかわらず、その委員の選挙は行わない。

21　旧法の規定により行われた市町村農業委員会又は都道府県農業委員会の委員の選挙に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

22　都道府県農業会議及び全国農業会議所でない者でこの法律の施行の際現に都道府県農業会議若しくは全国農業会議所という名称又はこれらに類する名称を用いているものについては、この法律の施行後六箇月を限り、新法第九十四条の規定を適用しない。

23　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

第九十条第一項中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第二項」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項但書又は第四項」に改め、同条第二項中「農業委員会法第二条第二項」を「農業委員会等に関する法律第三条第二項」に改める。

農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条第四項若しくは第五項」の下に、「第二十九条第二項」を加え、同条第二項を削り、第五条第二項中「第二条第一項第五号の規定により国が取得した立木」を「第二条第一項第二号又は第五号の規定により国が取得した土地、立木」に改め、同項第一号中「第四十条の二第六項の規定により買収した立木」を「第十五条若しくは第四十条の二第六項の規定により買収し、又は同法第二十九条第二項において準用する同法第二十八条第一項若しくは第五項の規定により買い取つた土地、立木」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第二号中「措置法」の下に「第二十九条第一項の政府の所有に属する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるもの又は同法」を加え、「農業用施設又は」を「農業用施設若しくは」に、「第三条第一項」を「第三条」に改める。

25　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第三条第一項第二号中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第三項」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項但書又は第四項」に改め、第九十七条第一項中「農業委員会法第二条第二項」を「農業委員会等に関する法律第三条第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「都道府県農業委員会」を「都道府県知事」に改め、同条第六項中「前項の規定による請求を受けた場合には、」の下に「都道府県農業会議の意見を聞き、」を加える。

第九十八条第五項から第八項まで中「都道府県農業委員会」を「都道府県知事」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同条中第八項及び第九項をそれぞれ第九項及び第十項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可をするには、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

28　改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会がした指示、裁決、認可その他の処分は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した場合には、当該都道府県の知事がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

29　改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区

27　旧自作農創設特別措置法又は改正前の農地法施行法の規定に基いて都道府県農業委員会のした処分の取消又は変更を求める訴は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した後は、当該都道府県の知事を被告として提起しなければならない。

26　都道府県農業委員会を当事者又は参加人とする旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）、改正前の農地法施行法又は改正前の土地改良法の規定に基いてした処分に関する訴訟であつてその処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県農業会議の区域を地区とする都道府県農業会議が成立した際現に係属中のものは、当該都道府県農業会議の成立の日に当該都道府県の知事が受け継いだものとする。

第九十九条第九項中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改め、第百六条第一項、第百八条第一項及び第百九条中「第九十八条第八項」を「第九十八条第九項」に改め、第百十八条第一項第三号中「都道府県農業委員会又は」を削り、同条第五項中「都道府県農業委員会若しくは」を削り、第百二十二条第二項中「第九十八条第八項」を「第九十八条第九項」に改める。

域を地区とする都道府県農業会議が成立した際現に手続中のものは、当該都道府県の知事に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

30　造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

「都道府県農業会議」を「都道府県農業委員会」に改める。

31　耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業会議」に改める。

32　都道府県農業会議が成立するまでは、当該都道府県の区域における農地法、土地改良法、造林臨時措置法及び耕土培養法の適用については、これらの法律の規定中「都道府県農業会議」とあるのは、「都道府県農業委員会」と読み替えるものとする。

33　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十二号中「農業委員会」の下に「及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第五十五条第一項の代表者会議」を加える。

34　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十条の四第一項第四号を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市町村に農業委員会を置かなければならない。

第二百二条の二第七項中「、地方労働委員会及び農業委員会」を「及び地方労働委員会」に改める。

別表中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

別表第一第二十二号を次のように改める。

二十二　削除

別表第三第一号の六十九中「並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべき都道府県農業委員会の委員の数及び」を削り、「告示し、並びに」を「告示し、及び」に改める。

別表第三第六号を削る。

35　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に、同条第三項中「農業委員会法第五十条」を「農業委員会等に関する法律第三十四条」に改める。

36　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第七項中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第百三十六条中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

37　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

38　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

39　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五の次に次の一号を加える。

五ノ六　都道府県農業会議又ハ全国農業会議所ノ発スル証書、帳簿

40　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「社会福祉事業振興会、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

七十二　〇の五　第百八十一条〇第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

七十三　第百十一条の四第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　都道府県農業会議が直接その本来の業務の用に供する不動産

第二百九十六条中「社会福祉事業振興会、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。

第三百四十八条第二項第十三号中「私立学校振興会」の下に「、都道府県農業会議及び全国農業会議所」を加える。

第四百六条第一項第二号及び第四百二十五条第一項第三号中「市町村農業委員会又は都道府県農業委員会」を「農業委員会」に改める。

一

農業協同組合法の一部を改正する法律案（金子與重郎君外十六名提出）に関する報告書

農業協同組合法の一部を改正する法律案の要旨及び目的

農業協同組合法が制定以来五年余の間に、農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上のために努力してきた。しかしながらこの間の激しい経済的変動に対処する主体的条件が不充分であるため経営不振の状態に陥つた組合が多く、これらの組合の再建整備について種々立法措置等を講じ、組合発展のための監督、援助を行つてはいるが、なを、組合の組織、事業及び経営の面において整備強化を必要とする部分が少なくない現状である。

この実情にかんがみ、今後の経済状勢の推移に即応して組合の発展を期するために、組合の指導体制を確立するとともに、現行の組合制度に若干の改正を加えて、農民の協同組織の発達を促進しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　組合に関する規定の改正

農業協同組合の地区内の農業協同組合及び農民団体が組合に加入できることとする。

組合の事業について、新たに、定期積金の受入をも行うことができることとし、貯金、定期積金の受入及び共済事業については、員外利用の制限を適用しないものとする。また、共済事業を行う組合は、出資組合でなければならないし、且つ、同連合会については他の事業をあわせ行うことができないこととするとともに、行政庁の承認を受けて事業を行うこととする。

役員の組合に対する忠実義務を明文化し、且つ、その任務を怠つた場合における連帯損害賠償責任に関する規定を設ける。また、役員は総会において選任することもできることとする。

以上の外、組合の運営等に関して若干の改正を行う。

2　農業協同組合中央会に関する規定の追加

組合の総合指導組織として、農業協同組合中央会を全国及び都道府県の区域に設置する。

中央会は、組合の組織、事業及び経営に関する指導、監査、教育、連絡、紛争の調停、調査研究等及びこれらについての行政庁に対する建議を行う。

都道府県中央会の正会員は、その地区内の組合であつて加入脱退は、自由とし、全国中央会の正会員は、都道府県中央会及びその正会員たる組合又は連合会であつて、当然加入とする。

全国中央会は、都道府県中央会の事業の総合調整のため、その指導連絡及び必要に応じて指示等を行う。

国は、中央会の事業に要する経費の一部を補助することとするとともに、中央会に対して、法人税、所得税等の減免の措置を講ずる。

3　行政庁の監督権の強化

組合の設立、解散決議及び合併の認可についての必要な規定を整備する。

行政庁は、組合が必要な措置命令に従わないときは、その組合の業務の停止又は役員の改選を命じ、共済事業を行う組合の場合は、事業の承認を取り消すことができることとする。また、組合が事業外事業を行つたとき、又は法令に違反した場合に必要な措置命令に従わないとき等には、組合の解散を命ずることができることとする。

二

議案の修正議決理由

本案は、農業協同組合の指導体制を確立するとともに、組合組織を整備して、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図る措置として、大体において有効適切なものと認めるが、農業協同組合中央会の組織その他について改善すべき点があると認めるので、本案は、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十二日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十条第一項第二号中「貯金」の下に「又は定期積金」を加え、同項第八号から第十号までをそれぞれ次のように改める。

八　共済に関する施設

九　医療に関する施設

十　組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図り、又は農村の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設

第七十三条の次に次の一章を加える。

第三章　農業協同組合中央会

第七十三条の二　農業協同組合中央会（以下中央会という。）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

第七十三条の三　中央会は、都道府県農業協同組合中央会（以下都道府県中央会という。）及び全国農業協同組合中央会（以下全国中央会という。）とする。

第七十三条の四　中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第七十三条の五　中央会は、法人とする。

第七十三条の六　中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十三条の七　都道府県中央会の地区は、都道府県の区域に、全国中央会の地区は、全国の区域による。

2　同一の区域を地区とする中央会は、一個とする。

第七十三条の八　国は、毎年度予算の範囲内において、中央会の事業に要する経費の一部を補助することができる。

第七十三条の九　中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

一　組合の組織、事業及び経営の指導

二　組合の監査

三　組合に関する教育及び情報の提供

四　組合の連絡及び組合に関する紛争の調停

五　組合に関する調査及び研究

六　前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業

中央会は、組合に関する事項について、行政庁に建議することができる。

第七十三条の十　全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会に協議をさせ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第七十三条の十一　中央会は、第七十三条の九第一項第二号の事業を行おうとするときは、監査規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに第七十三条の二十一の農業協同組合監査士の服務に関する事項を記載しなければならない。

監査規程を変更し、又は廃止するには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第七十三条の十二　中央会の会員は、正会員及び准会員とする。

都道府県中央会の正会員たる資格を有する者は、都道府県中央会の地区の全部又は一部を地区とする組合とする。

都道府県中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で都道府県中央会の地区内に住所を有するもの○○のうち定款で定めるもの○○とする。

全国中央会の正会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一　都道府県中央会

二　都道府県中央会の正会員たる組合

三　都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合

全国中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人○○で定める。

第七十三条の十三　会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

前条第四項第一号又は第二号に該当する者は、全国中央会が成立したときは、すべてその正会員となる。全国中央会が成立した後において同項第一号又は第二号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

前条第四項第三号に該当する者及び准会員たる資格を有する者が全国中央会に加入しようとする場合には、第一項の規定を準用する。

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十二条第一項第一号及び第二号の規定を、その他の正会員及び准会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の十四　○都道府県中央会の正会員は、○各々一個の議決権（第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の正会員にあつては、代議員の選挙権）を有する。○全国中央会の正会員

第七十三条の十五　中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課することができる。

第七十三条の十六　中央会の会員に対してする通知又は催告については、第三十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

第七十三条の十七　中央会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　事務所の所在地

四　会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五　経費の分担に関する規定

六　業務の執行及び会計に関する規定

七　役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定

八　○第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会及び全国中央会にあつては代議員の選挙権

九　事業年度

十　公告の方法

定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十三条の十八　中央会に、役員として会長一人、副会長一人（全国中央会にあつては、三人以内）、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において選任する。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第七十三条の十九　会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

副会長は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときには会長の職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長及び副会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときにはその職務を行う。

第七十三条の二十　中央会の会長、副会長、理事及び監事には、第三十一条の二及び第三十二条並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を、会長には、第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条並びに民法第六十一条第一項の規定を、会長、副会長及び理事には、民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条の規定を、監事には、第三十三条及び第三十六条、民法第五十九条並びに商法第二百七十八条の規定を準用する。この場合において、第三十六条中「監事」とあるのは、「会長、副会長及び理事」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十一　第七十三条の九第一項第二号の事業を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

農業協同組合監査士は、省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

農業協同組合監査士の選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

第七十三条の二十二　都道府県中央会の総会は、定款の定めるところにより、代議員をもつて組織することができる。

2　代議員は、各々一個の議決権を有する。

3　代議員は、正会員が選挙した者をもつて、充てる。

4　代議員は、正会員たる組合の理事でなければならない。

5　代議員の定数は、正会員の総数のおおむね十分の一を下らないように定款で定めなければならない。

6　代議員の任期は、三年以内において定款で定める。

7　代議員の選挙については、第三十条第四項乃至第八項の規定を準用する。

第七十三条の二十三　○全国中央会の○総会は、代議員をもつて組織する。

2　代議員は、各々一個の議決権を有する。

代議員は、都道府県中央会にあつては正会員が選挙した者をもつて、全国中央会にあつては左に掲げる者をもつて充てる。

一　都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とする組合（その区域をこえる区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む。）であつて第七十三条の十四の規定により選挙権を有する正会員たるものが選挙した者

二　都道府県中央会の会長

三　正会員たる農業協同組合連合会で都道府県の区域をこえる区域を地区とするものごとに、全国中央会の定款で定める理事一人

前項の規定により正会員が選挙する代議員（以下選挙による代議員という。）の選挙については、第三十条第四項から第八項までの規定を準用する。

選挙による代議員は、選挙権を有する正会員たる組合の理事でなければならない。

都道府県中央会の代議員の定数は、正会員の総数のおおむね十分の一を下らないように、定款で定める。

前項第一号の規定により正会員が選挙する全国中央会の選挙による代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会員の数におおむね比例するように、定款で定める。

代議員については、前条第二項、第四項、選挙による代議員の任期は、三第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、前条第四項、第六項及び第七項中「代議員」とあるのは「第二項第一号の規定により正会員が選挙する代議員」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十三　中央会の成立の日から一年以内において創立総会で定める期間内は、代議員は、

○第七十三条の二十二第三項又は前条第二項の規定にかかわらず、都道府県中央会にあつては創立総会において選任した者をもつて、全国中央会にあつては創立総会において選任した者並びに同項第二号及び第三号に掲げる者をもつて充てる。

前項の規定により創立総会において選任する代議員（以下選任による代議員という。）は、発起人たる組合の理事又は正会員たる資格を有する組合で発起人に対し設立の同意を申し出たもの（全国中央会にあつては、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の理事でなければならない。

選任による代議員の定数は、創立総会において定める。

第七十三条の二十四　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　解散
三　会員の除名
四　役員の解任
五　毎事業年度の事業計画の設定及び変更
六　経費の賦課及び徴収の方法

前項第一号から第四号までに掲げる事項は、○都道府県中央会にあつては正会員（第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会にあつては、代議員）、全国中央会にあつては

中央会の総会には、第十六条第二項乃至第五項、第三十七条第三項、第四十五条、民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、

それぞれ「農業協同組合法第七十三条の二十四第三項に於て準用する同法第三十七条第三項」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十五　都道府県中央会を設立するには都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ発起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の二週間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を招集しなければならない。

前項の発起人の数は、五以上でなければならない。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会二以上を含まなければならない。

発起人は、創立総会を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は一部を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を、全国中央会の設立にあつては都道府県中央会の総数の三分の二以上及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会には、第五十八条第五項乃至第七項の規定を準用する。

第七十三条の二十六　発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、主務大臣の要求があるときは、中央会の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第七十三条の二十七　前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

第七十三条の二十八　中央会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第七十三条の二十九　中央会は、左の事由によつて解散する。

一　総会の議決
二　破産

解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

中央会の解散及び清算には、第六十九条乃至第七十二条、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条乃至第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項第三項、第百三十七条及び第百三十八条の規定を準用する。この場合において、第六十九条中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の二十九第三項に於て準用スル同法第六十九条」と読み替えるものとする。

第八十九条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、同条第二項中「第七十二条」の下に「（第七十三条の二十九第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十五条の二　左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

一　組合が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三　組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第九十五条の二の次に次の一条を加える。

第九十五条の三　行政庁は、第九十五条第三項の規定による処分をし、又は前条の規定による命令をしようとするときは、当該組合に対し、あらかじめ、処分又は命令をしようとする理由を通知し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

行政庁は、組合に対し、前項にいう処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合にあつては都道府県中央会の、都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合にあつては全国中央会の意見を聞かなければならない。

第九十六条中「総組合員」を「その総数」に改め、「総会」の下に「（創立総会を含む。）」を加える。

第百一条　左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

一　法律の規定に基いて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　第十条の二第一項の規定に違反したとき。

三　第十九条第二項の規定に違反したとき。

四　第二十条又は第七十三条の十三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五　第二十二条第二項後段（第七十三条の十三第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定に違反したとき。

六　第三十二条（第七十三条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七　第三十四条、第三十五条又は

第三十六条（これらの規定を第七十三条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八　第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（これらの規定を第七十三条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条第三項若しくは第三十九条第二項（これらの規定を第七十三条の二十において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

九　第四十九条又は第五十条第二項（これらの規定を第六十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

十　第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。

十一　第五十四条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十二　第六十四条第四項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

十三　第七十条又は第七十二条（これらの規定を第七十三条の二十九第三項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十四　第七十一条（第七十三条の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合又は中央会の財産を分配したとき。

十五　第七十三条又は第七十三条の二十九第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十六　第七十三条又は第七十三条の二十九第三項において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七　第七十三条又は第七十三条の二十九第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十八　第九十四条の二第一項の規定による命令に従わなかつたとき。

十九　この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条第七項及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日から六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の農業協同組合法第十条第一項第九号に規定する農村の生活及び文化の改善に関する事業、同項第十号に規定する事業及び同条第四項に規定する事業を行う農業協同組合連合会は、当分の間、なおその事業を行うことができる。

3　農業協同組合法第十条第七項及び第十条の二の規定の施行の際現に改正前の同法第十条第一項第八号の規定による事業を行つている組合は、改正後の同法第十条第七項及び第十条の二の規定にかかわらず、これらの規定の施行の日から一年を限り、その施行の際現に存する共済契約に係る事業を行うことができる。

4　農業協同組合法第四十四条第一項第八号及び第九号の規定のうち、中央会に係る部分は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業協同組合連合会」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

6　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ六の次に次の一号を加える。

五ノ七　農業協同組合中央会ノ発スル証書、帳簿

第五条第六号中「若ハ貯金通帳」を「貯金通帳、積金通帳若ハ積金証書」に改める。

7　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

8　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

第八十一条の七〇第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

第百十一条の七中第八号及び第九号をそれぞれ第九号及び第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　農業協同組合中央会が農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第　号）附則第二項に規定するその農業協同組合連合会からする所有する不動産を取得する場合における当該不動産の取得

第二百九十六条第一号中「農業共済基金、」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

第二百四十八条第四項中「及び連合会」を「、連合会及び農業協同組合中央会」に改める。

〔第五十五号参照〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒並びに営舎等に居住する保安官及び警備官の住所要件の認定に関し、公職選挙法中に、その居住地にあるものとの推定規定を設けることにより、無用の混乱をなからしめようとするものである。

二　議案の修正議決理由

学生生徒並びに保安官及び警備官の住所要件に関し、公職選挙法中にその推定規定を設けようとする本案の趣旨は妥当なものと認められるが、法理論の上より見ると、選挙法上の住所は民法第二十条に規定する住所に統一することがより妥当と認められるので、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十一日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　森　三樹二

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二百七十条の見出しを「（海外引揚者等と住所要件との関係）」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　この法律に規定する住所に関する要件を定めるに当つては、引き続き三箇月以来修学のため同一市町村の区域内にある寮、下宿その他これらに類するものに居住する学生生徒（学校教育法第一条の規定する学校の学生及び生徒をいう。以下同じ。）については、その者が寮、下宿その他これらに類するものに居住する直前に引き続き三箇月以来その市町村の区域内に住所を有する〇〇地にある〇〇ものと推定する。但し、当該学生生徒が、父母その他の親族が現に居住している引き続き三箇月以来同一市町村内に住所を有する〇〇ものと推定する。但し、当該学生生徒が、父母その他の親族が現に居住している引き続き三箇月以来同一市町村の区域内に住所を有するものに居住する

他の市町村の区域内に住所を有するものとして当該市町村の選挙管理委員会に申し出た場合は、この限りでない。

3　この法律に規定する住所に関する要件を定めるに当つては、引き続き三箇月以来同一市町村の区域内にある営舎又は同一市町村の区域内に定けい港を有する船舶内に居住する保安官又は警備官については、その者が営舎又は船舶内に居住する直前に引き続き三箇月以来営舎又は船舶内に住所を有していた父母その他の親族の現に住所を有する場所にあるものと推定する。但し、引き続き三箇月以来同一市町村の区域内に定けい港を有する船舶内に居住する保安官又は警備官が市町村の選挙管理委員会に申し出た場合は、この限りでない。前項但書の規定は、この場合に準用する。

4　第二項但書及び前項後段の規定は、これらの規定による申出があつた場合に限り、第二項本文及び前項前段の住所に関する推定規定の適用が排除される趣旨のものと解釈してはならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に登録の申請の期間中にある補充選挙人名簿（この法律施行の際既に確定しまだ選挙の調製及び当該補充選挙人名簿用いられていないものを含む。）

を用いてこの法律施行後最初に行われるべき選挙については、改正後の公職選挙法第二百七十条第二項から第四項までの規定にかかわらず、なお、従前の例による。

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案（内閣提出）

一　議案の要旨及び目的

最近の事例に見られるごとく、不特定且つ多数の者から金銭を受け入れ、後日出資者に不測の損失を招来せしめ、一般の経済秩序を混乱せしめている実状にかんがみ、出資金の性格を厳認せしめるような出資の受入を禁止し、一般大衆を惑わすような金銭の受入の方法を一掃して、もつて金融秩序の維持を図ろうとするのが本案の目的である。

二　議案の修正議決理由

本案は、きわめて時宜を得た適切な措置であるが、第一条の規定は一部表現が漠然として拡張解釈される虞があるのでこれを削除し、また貸金業等の取締に関する法律を廃止して貸金業者を野放しにすることは適当でないので貸金業の届出の義務を課し、大蔵大臣は、実態調査のため必要があるときは報告を徴し、調査する権限を有することとし、この権限の全部又は一部を都道府県知事に委任することができる等の修正を必要とすることとなつた。

更に第五条の高金利の処罰規定中「三十銭」とあるのを「二十五銭」に改めることは庶民金融の実情から必要やむをえない措置であることを認め、なお、本案の根本趣旨にかんがみ、検察権の不当な発動を抑制するため、別紙のごとき附帯決議を附して、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律

（出資金の受入の制限）

第一条　何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて、出資金の受入をしてはならない。

（高金利の処罰）

第五条　金銭の貸付を行う者が、百円につき一日三十銭をこえる割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をし、又はこれをこえる割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の規定の適用については、貸付の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。

3　第一項の規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付にあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。

4　一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなして第一項の規定を適用する。

5　金銭の貸付を行う者がその貸付に関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項の規定を適用する。

（物価統制令との関係）

第六条　金銭の貸付についての利息及び金銭の貸借の媒介についての手数料に関しては、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第九条ノ二（不当高価契約等の禁止）の規定は、適用しない。

（貸金業の届出）

第七条　業としての金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介（その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うものを除く。）で貸付の金額、貸付の利率、保管及び荒賃の媒介を業とする者がその取引に附随して行うものを除く。以下「貸金業」という。）を行う者は、その業を開始したときは、遅滞なく、政令で定める事項を記載した書面を添えて、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたときも、その変更があつた部分についても、また同様とする。

2　貸金業を行う者は、左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　貸金業を三月以上の期間にわたつて休止するとき

二　貸金業を三月以上の期間にわたつて休止した後貸金業を再開したとき

三　貸金業を廃止したとき

（報告及び検査）

第八条　大蔵大臣は、貸金業の実態の調査のため必要があるときは、貸金業を行う者からその業務に関し報告を徴し、又は当該職員をして貸金業を行う者の営業所又は事務所に立ち入り、その業務に関し調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

（金銭の貸付等とみなす場合）

第九条　第三条から第七条まで及び前四条の規定の適用については、手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付又は金銭の貸借とみなす。

（権限の委任）

第十条　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基く権限の全部又は一部を都道府県知事に委任することができる。

（その他の罰則）

第十一条　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第一条、第二条第一項、第三条又は第四条第一項の規定に違反した者

二　何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、第一条、第二条第一項、第三条、第四条第一項又は第五条第一項の規定に係る禁止を免かれる行為をした者

2　前項の規定中第一条及び第三条に係る部分は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、適用しない。

第十二条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二　第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十三

第九条　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第五条又は前条（第三条に係る部分を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める。但し、第三条並びに第七条及び第八条中第九条及び第十条、第十一条並びに第十二条に係る部分、第十三条中第三条に係る部分並びに次項から第十項までの規定は、公布の日から施行する。

2　第二条及び第三条の規定の適用については、相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）附則第三項に規定する既存無尽会社は、同法による改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）が同項の規定によりその効力を有する間、銀行とみなす。

3　第七条の規定の施行前から引き続いて貸金業を行つている者（その業を休止している者を含む。）は、この法律施行後二月以内に、政令で定めるところにより、大蔵大臣に届け出なければならない。但し、当該期間内にその業を廃止する場合においては、この限りでない。

4　前項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

5　貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第百七十号）は、廃止する。

6　銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第三十四条中「若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金」を「又ハ十万円以下ノ罰金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条ノ二　法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第三十五条中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改める。

第三十六条中「十円以上百円以下」を「一万円以下」に改める。

15 7 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第二十二条を削り、第二十一条を第二十二条とし、第二十条中「十円以上百円以下」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改め、同条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

16 8 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第二十二条中「十円以上百円以下」を「一万円以下」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条　法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス。

17 9 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「千円以下」を「一万円以下」に改める。

18 10 無尽業法の一部を次のように改正する。

第三十六条中「三千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第三十七条中「若ハ繋綱又ハ千円以下ノ罰金」を「又ハ十万円以下ノ罰金」に改める。

第四十一条を削り、第四十条中「十円以上百円以下」を「一万円以下」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十八条及び第三十九条中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改め、同条を第四十条とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十八条　法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依ル法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

19 11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

十四　○貸金業の実態を調査し及び○預り金となるべき金銭の受入についての情報の収集その他法令違反の防止に関すること。

〔別紙〕

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案に対する附帯決議

第二条第二項の不特定且つ多数の者という中には、株主といえども特定できるものはこれを包含しない趣旨であるから、本条の運用に当つては、不当に検察権を発動することのないよう、十分に慎重適切を期せられたい。

航空機製造法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とするのが本案の目的であり、その要旨の主なものは次の通りである。

1　現行法の改正により、法律題名を航空機製造事業法と改めること。

2　航空機の製造又は修理の事業について、現行法の届出制を改めて許可制とし、技術の優秀性と経営の健全性とを基調とした事業分野の確立を図るため、事業の開始についても許可を要すること。

3　許可制の適用をうけるものは、航空機、原動機、プロペラ、回転翼等、航空機製造事業の主体をなすとともに、事業の調整を行う必要が、特に大きいものに限定し、初級滑空機等については現行法通り届出制とすること。

4　この許可制に関連して、航空機製造事業者等が行う事業の区分の変更、特定製造設備の新増設、工場の移転についても許可制とすること。

二　議案の可決理由

航空機工業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するため、航空機及び原動機、プロペラその他航空機用機器の製造及び修理の事業の許可制度を設ける等の諒規定を整備しようという議案の趣旨は、妥当なものと認め、多数をもつて、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十五日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案（足立篤郎君外十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業協同組合及び同連合会は、農林漁業組合再建整備法及び農林漁業組合連合会整備促進法により、国から増資奨励金又は利子補給金の交付を受けて、その再建整備に努めている。この過程においては、これらの組合又は同連合会は、収支の成り立たない事業は廃止するとともに、これに関係のある固定設備等はすみやかに処分する必要があるが、これらの固定設備のうちには、金融機関再建整備法によつて、前の旧勘定に属するものが多いために、調整勘定が閉鎖されるまでは、主務大臣の認可を受けなければこれを自由に処分することができず、また、調整勘定に利益があつた場合の利益金についても、これを直接再建整備又は整備促進のために使用することができないことになつており、これらの事情が組合及び連合会の再建整備を促進する上に重大な障害となつている。

この障害を除去するため、金融機関再建整備法に特例を設けて、調整勘定及び調整勘定の利益金を組合及び同連合会の再建整備促進のために適正を処理することができることとしようとするのが本案の目的であつて、その内容の主なものは次のとおりである。

1　調整勘定に利益があつたときは、国又は地方公共団体に納付すべき額に相当する金額は、これを一旦国庫に納付せしめ、予算の定めるところにより、農業協同組合又は同連合会の再建整備促進のための経費に充当することとする。

2　固定資産の自由且つ早急な処分を可能とするため、評定評価基準による評価が行われていない場合においても、評定評価基準による評価のまま、調整勘定を閉鎖することができることとする。

二　議案の可決理由

本案は、農業協同組合及び同連合会の再建整備を促進するための措置として、有効なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十五日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔第五十六号参照〕

学校給食法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、且つ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し、左の事項を規定し、もつて学校給食の普及充実を図ろうとするものである。

1　学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びにその運営に要する経費のうち、政令で定める人件費は小学校等の設置者の負担とし、それ以外の経費は児童の保護者の負担として、負担区分を明らかにする。

2　国は、公立又は私立の小学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

3　国は、学校給食の用に供する小麦等の価格を、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第四条ノ三第二項の規定にかかわらず、低廉なものとして売り渡すことにより児童の保護者の負担を軽減する。

二　議案の可決理由

本案は、国民の食生活を改善し、国の経済に利するところ多く、且つ、学校教育上の効果も大きいきわめて適切な措置であることを認め、別紙の通り附帯決議を附し、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案の施行に要する経費

昭和二十九年度一般会計予算に文部省所管で五千四百万円、農林省所管で一般会計より食糧管理特別会計への繰入十七億六千四百八十八万円を計上している。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

学校給食法案に対する附帯決議

学校給食の教育上の重要性にかんがみ、政府は速やかに左の事項の実現を講ずべきである。

一　学校給食費の負担に困難を感ずる保護者（準要保護者）に対して適当な援助の措置をなすこと。

一　学校給食の適用を義務教育諸学校の全体に及ぼすこと。

一　脱脂粉乳に就ても国庫補助の措置をなすこと。

質屋営業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案」が提出され、金銭貸付の利息日歩三十銭をこえるものにつき罰則を定めることとなる結果、古来、質屋の商習慣として認められてきた月歩による利息計算方法が違法となるのであつて、これは、質屋が防犯上の義務をおい、またその利息が保管料、質受手数料を含む等の実状にかんがみ、不適当であるので、質屋については日歩三十銭をこえない範囲内で従来通りの月利計算方法を高金利処罰規定適用の最高限度計算の方法として認めるものである。

二　議案の可決理由

本案は、質屋営業の実態から見て特例措置を設けることが適当と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、目下審議中の国家公務員法及び行政機関職員定員法の改正と照応するものであつて、（一）地方公務員についても、現在、採用、昇任がともに条件附となつているのを、採用のみを条件附とするよう改めること、（二）不利益処分に際しての処分の理由説明書の交付申請に期限を附して十五日以内と限定すること、（三）地方公共団体が人員整理を実施する場合、条例をもつて、国家公務員の場合に準じて、臨時待命制度を実施し得るようにすること、以上の三点である。

二　議案の可決理由

本案の内容については、いずれも地方公務員の不利益となるおそれありとする論議もあつたのであるが地方公務員制度の現下の実情にかんがみ、おおむね妥当なものとせられ、本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結に伴い、国際連合の軍隊による施設の使用を円滑にするための措置を講ずるとともに、その施設の使用により損失をこうむつた者に対し、その損失を補償する等の措置を講じようとするものである。

その要点は次の通りである。

1　国連軍協定の効力発生の際国際連合の軍隊が現に使用している土地等を同協定の効力発生の日の後、なお引き続いて国際連合の軍隊の用に供するための必要がある場合には「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」の規定と同様に土地等を収用し、又は使用できることとする。

2　水面についても、同協定発生の日の後、引き続いて国際連合の軍隊の用に供する必要がある場合には「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律」の規定と同様に漁船の操業の制限又は禁止、並びにこれに伴う損失補償ができ得ることとする。

3　「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」にいうアメリカ合衆国軍隊の行為と全く同種の国際連合の軍隊の行為により農林漁業者等が、その事業の経営上被つた特別損失をアメリカ合衆国軍隊の行為による場合と同様に補償できることとする。

二　議案の修正議決理由

本案第一条における土地等の使用に関しては、従来、英連邦軍と調達庁間の覚書に基き、その都度措置されていたが、第二条における水面の使用による漁船の操業制限等による損失については、何等の措置も講ぜられていないため、平和条約の効力発生の日からこの法律施行の日までの間において国際連合の軍隊により行われた実質的な漁業経営上の損失についても「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律」の規定による損失補償の例により、その損失を補償する必要があるため、別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

2　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律

第一条中「日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国陸軍、海軍又は空軍」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊」に改める。

3　国は、国際連合の軍隊により日本国との平和条約の最初の効力発生の日から第二条の規定による措置がとられるまでの間に行われた漁船の操業の制限又は禁止により、従来通り漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律の規定による損失の補償の例により、補償する。

3 4　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為に伴う特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為に伴う損失の補償○並びに同法附則第三項の規定に基く損失の補償」に改め、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十九年法律第　号）第二条の規定に基く漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償○に関すること。

第十二条第一項第三号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するア

メリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律第二条の規定○4及び同法附則第三項の規定○5に基く損失の補償

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第百二十五条第一号及び第三号から第五号まで」を「第百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」に改める。

北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案（吉米地英俊君外四十二名提出）

一　議案の要旨及び目的

本案は、緊急開拓事業を実施するため、国が北海道において学校、診療所等の用に供させるため設置した施設等について、その設置の経緯及び管理の実情にかんがみ、これを関係市町村に譲与しようとするものである。

二　議案の可決理由

関係市町村において事実上相当多額の負担金を支出しており、管理の実情からみても、これを関係市町村に譲与することは最も適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔第五十七号参照〕

○5　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二条の規定

○4　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律第二条の規定

○5　及び同法附則第三項の規定

○4　に基く損失の補償

臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、臘虎膃肭獣猟獲取締法における罰則規定が他の漁業関係法令に比較して重くか酷に過ぎるのでこれを一部緩和しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和四十八年度における漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

五月九日から十日にかけて北海道方面に突如発生した暴風雨雪による被害の重大性にかんがみ、損害を受けた漁業者に対し、農林中央金庫等の金融機関が行う漁船及び漁網に対する復旧資金の融通について、都道府県等が利子補給及び損失補償を行うときは、国が、これらの経費について補助することにして、低利の復旧資金を融通しようとするものである。

本案の骨子は、これが復旧資金の総額八億五千万円、一人に対する融資額一千万円以内、償還期限一年以上五年以内、利率年六分五厘以内で本年の十二月三十一日までに貸し付けるものとしている。

二　議案の可決理由

今次の暴風雨により漁業者が漁船及び漁網に被つた損害はじん大であり、これが復旧については多額の費用を要し自力のみでは到底不可能であるからここに特別の措置を講じようとする本案の趣旨は、適切なものと認め、全会一致をもつて原案通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

日本中央競馬会法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国において、いわゆる馬券の発売を公認した競馬が行われたのは大正十二年に競馬法が制定されたときに始まり、その後昭和十一年に日本競馬会が発足して全国十一競馬場において競馬を施行していたが、戦時中は一時競馬を中止し、戦後再開されたときに現在の競馬法が制定され、日本競馬会の事業、資産等一切を国に引き継いで、国営競馬制度が施行され現在に至つている。

この国営競馬の形態は、諸外国にもほとんど類例のないものであつて、あくまで暫定的経過的なもので、早急に制度の改善を行う必要があり、あわせて行政簡素化の方針にも沿うため、現在の国営競馬を引き継いで施行する団体として日本中央競馬会を設立し、もつて競馬の健全な発展を図り、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　日本中央競馬会は法人とし、国営競馬特別会計に属している財産を資本金として、政府がこれを全額出資することとする。

2　競馬会に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、任期を三年以内とする。

禁治産者等の外、国務大臣、国会議員、政府職員又は地方公共団体の議会の議員及び過去一年間に政党の役員又は競馬会関係業者であつた者は、役員となることができない。また、役員の営利事業との兼職を禁ずる。

3　競馬会に運営審議会を置き、馬主、競走馬の生産者及び学識経験者をもつて組織する。

4　競馬会は、現在の国営競馬事業の一切を引き継いで業務を行う。

事業計画及びその変更は農林大臣の認可を受けなければならない。

5　競馬会の収支予算については、農林大臣の認可を受けなければならないし、借入金及び余裕金の運用についても農林大臣の許可を要する。

6　競馬会は、勝馬投票券の売得金の百分の十を国庫に納付しなければならない。

また、毎事業年度、剰余金の二分の一を国庫に納付し、十分の一以上を損失てん補準備金として積み立て、残余もすべて積み立てる。

7　農林大臣は、競馬会の監督のため、必要に応じて、命令をし、理事会に出席し、また、役員の解任、報告の徴収及び検査等を行う。

8　農林省の競馬部及び競馬事務所を廃止し、現在定員五百二十人の職員のうち、競馬の監督の事務に従事する五十五人以外の四百六十五人を農林省定員から除く。

二　議案の修正議決理由

本案は、競馬の健全な発達を図つて馬の改良増殖等に寄与する措置として、大体において妥当なものと認めるが、競馬会の運営等に関し、役員の欠格条項及び益金の使途その他に相当の改善を加えるべき点があり、また、競馬会発足後は、従業員の待遇向上等に充分留意すべきものと認めるので、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　管理（第七条―第十九条）
第三章　業務（第二十条―第二十二条）
第四章　会計（第二十三条―第三十条）
第五章　監督（第三十一条―第三十四条）
第六章　雑則（第三十五条○6―第三十六条○7）
第七章　罰則（第三十七条―第四十○○条）
附則

（役員の欠格条項）

第十三条　左の各号の一に該当する者は、理事長、副理事長、理事又は監事となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　懲役又は禁こに処せられた者

三　旧競馬法（大正十二年法律第四十七号）、旧地方競馬法（昭和二十一年法律第五十七号）又は競馬法に違反して罰金に処せられた者

四　国務大臣、国会議員、政府職員（国家人事委員会の指定する非常勤の職員を除く。）又は地方公共団体の議会の議員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

五　政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

六　競馬会が行う競馬に関係する馬主┃施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

第十八条　運営審議会は、委員二十人で組織する。

2　運営審議会の委員は、左に掲げる者のうちから、農林大臣が任命する。

一　競馬会が行う競馬に関係する馬主
二　競走馬の生産者
三　競馬会が行う競馬に関係する調教師及び騎手を代表する者
四　学識経験を有する者

3　第十二条の規定は、運営審議会の委員について準用する。この場合において、同条第一項中「三年以内」とあるのは、「二年以内」と読み替えるものとする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十三条　競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一　競馬を開催すること。
二　馬主、馬及び服色を登録すること。
三　調教師及び騎手を免許すること。

2　競馬会は、前項に掲げる業務の外、左の業務を行うことができる。

一　競走馬を育成すること。
二　騎手を養成し、又は訓練すること。
三　その他競馬〔馬術競技を含む。〕の健全な発展を図るため必要な業務

（国庫納付金）

第十四条　競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十〇一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2　競馬会は、毎事業年度、政令の定めるところにより、剰余金の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第四章　解散

（解散）

第十五条　競馬会の解散については、別に法律で定める。

（国庫納付金の審議会への諮問）

第十六条　政府は、第十四条の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、有害競馬防止特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）第四条及び競輪競技法（昭和二十九年法律第　号）第八条第一項の国の補助のための経費、馬の伝染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他畜産等の振興のために必要な経費並びに民間の社会福祉事業（公の支配に属しないものを除く。）の振興のために必要な経費に充てなければならない。この場合において、社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てる金額は、国庫納付金の額のおおむね四分の一に相当する金額とする。

2　前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第七章　罰則

第十七条　競馬会の役員又は職員が、その職務に関して、賄ろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、収受した賄ろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条の八　前条第一項に規定する賄ろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

第十八条の九　第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第十九条の四十　左の場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により農林大臣の認可又は許可を受けなければならない場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。
二　第五条第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。
三　第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四　第三十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十〇〇一条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。但し、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（競馬会の設立）

2　農林大臣は、設立委員を命じて、競馬会の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款並びに最初の事業年度の収支予算及び事業計画を作成し、これを農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

4　農林大臣は、競馬会の設立前に、競馬会の理事長を任命する。

5　附則第三項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継ぐとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。

6　理事長は、前項の規定による事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記の申請をしなければならない。

7　競馬会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（財産の承継及び出資）

8　第四条第一項に規定する動産及び不動産は、競馬会が、その成立の時に政府の国営競馬特別会計から承継するものとし、その承継があつたときは、同項の規定による政府の出資があつたものとする。

9　（第十三条の特例）
この法律の公布の際現に国営競馬の事務に従事する政府職員は、第十三条第四号の選択から任命までの期間に関する制限にかかわらず、競馬会の設立当初の役員となることができる。

10　（第二十七条の特例）
この法律施行後一年以内に開催される競馬（一回の競馬の開催期間がこの法律の施行後一年を経過した日以後にわたる場合には、当該開催期間の終了までのものを含む。）に対する第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十一」とあるのは「百分の十五」と読み替えるものとする。

（登録税法の特例）

11　附則第八項
前項の規定による国営競馬特別会計からの不動産の承継による所有権の取得の登記については、登録税を課さない。

（競馬法の一部改正）

12　競馬法の一部を次のように改正する。

本則中「政府」を「日本中央競馬会」に改め、「国営競馬」を「中央競馬」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第十一条の二を削る。

第十八条中「省令で定める」を「農林大臣の認可を受けて定める」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（中央競馬の停止）

第十八条の二　農林大臣は、日本中央競馬会が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して中央競馬を行つた場合には、日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命ずることができる。

第二十四条を次のように改める。

（秩序の維持等）

第二十四条　競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

第二十九条中第二号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走について

（経過規定）

13　この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十三条から第十五条までの規定により受けている登録は、改正後の同法の相当規定について受けたものとみなす。

14　この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十六条の規定により受けている免許は、その有効期間中は、改正後の同法の相当規定について受けたものとみなす。

15　附則第十〇〇二項の規定による競馬法の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国営競馬特別会計法の特例）

16　昭和二十九年度における国営競馬特別会計法（昭和二十四年法律第四十二号）の規定の適用については、同法第六条に規定するもの外、第二十七条の規定による競馬会からの国庫納付金をもつて国営競馬特別会計の業務勘定の歳入とし、中央競馬の監督に要する経費をもつて同勘定の歳出とするものとし、同法第七条第一項中「地方競馬の監督」とあるのは、「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替えるものとする。

（所得税法の一部改正）

17　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「及び鉱害復旧事業団」を「、鉱害復旧事業団及び日本中央競馬会」に改める。

（法人税法の一部改正）

18　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び日本

中央競馬会」に改める。

（登録税法の一部改正）

第1719　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本放送協会、」の下に「日本中央競馬会、」を、「放送法、」の下に「日本中央競馬会法、」を加える。

（地方税法の一部改正）

第1820　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の四第一項第三号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び日本中央競馬会」に改め、第百十一条の七に次の一号を加える。

十七　日本中央競馬会が直接その事業の用に供する固定資産

第七十三条の七に次の一号を加える。

三　日本中央競馬会法（昭和二十三年法律第　号）附則第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第2123　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を次のように改める。

十　中央競馬及び地方競馬を監督すること。

第四条中第三十九号及び第四十号を次のように改める。

三十九　獣医師及び装蹄師の免許をすること。

四十　日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命じ、その他これを監督すること。

第五条第二項中「、畜産局に競馬部を」を削る。

第十一条第一項第十一号を次のように改め、同条第二項を削る。

十一　中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。

第十三条中「競馬事務所」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

（行政機関職員定員法の一部改正）

第2022　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の農林省の項中「二三、二七七人」を「二三、二八四人」を「七〇、九一九人」に改め、同表の合計の項中「六三三、〇四九人」を「六三二、五八四人」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第1921　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の農林省の項中「畜産局「競馬部」を削る。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第2224　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「農業協同組合連合会」の下に「及び日本中央競馬会」を加える。

（日本中央競馬会法案に対する附帯決議）

日本中央競馬会は、経理の厳正を期し、役員の報酬等経費の節減に努めるとともに、調教師騎手等の待遇改善、生活安定に関し特段の措置を講ずべきである。

昭和二十九年四月

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十九年四月における凍霜害によつて、部分的に相当の被害を受けた地域があり、この中には、昭和二十八年の凍霜害に引き続き被害を受けた農家が多いので、その経営に及ぼした影響は多大である。

この事態に対処し、被害農家が今後その農業経営を維持するのに必要とする資金が円滑且つ低利で融通されるための措置を講じて、被害農家の経営安定を図ろうとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　凍霜害による春蚕繭又は農作物の減収が平年収穫量の百分の三十以上で、且つ、繭及び農作物の減収による損失額が農業による平年総収入額の百分の十以上である旨の市町村長の認定を受けた被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他の営農資金を、償還期限二年以内（政令で定める場合は三年以内）及び利率六分五厘以内の条件で貸し付ける。

2　この融資について、都道府県又は市町村が農業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に対し、利子補給及び損失補償を行つた場合、その利子補給額及び損失補償額のそれぞれ二分の一を国が補助する。

但し、利子補給に対する補助は、当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の額の範囲内とし、損失補償に対する補助は、当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十の額の範囲内とする。

3　国庫補助の対象となる融資は、総額三億円を限度とする。

4　「昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法」により営農資金の貸付を受けている農家が、昭和二十九年の凍霜害により再び被害を受けた場合、前年借り入れた資金の一部につき一年以内の期間を限り期限を延長することを認め、これに対して利子補給、損失補償の措置を継続して行う。

二　議案の修正議決理由

本案は、昭和二十九年の凍霜害被害農家の必要とする低利資金の円滑な導入を図つて、その経営安定に寄与する措置として、有効適切なものと認めるが、昭和二十九年五月に、北海道及び東北地方に暴風雪があり、また、石川県下に降ひようがあり、いずれも農作物及び農林漁業施設に相当の被害を与えたので、これら風雪害及びひょう害による被害農家に対しても、凍霜害の場合と同様、営農資金が利低且つ円滑に融通されるための措置を講ずる必要があるので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

昭和二十九年四月○及び五月における凍霜害○等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十九年○及び五月四月○における凍霜害○並びに同年五月における風雪害及びひょう害○等（以下「凍霜害○」という。）による春蚕繭又は農作物の減収が平年における春蚕繭又は当該農作物の収穫量の百分の三十以上であり、且つ、凍霜害○等による繭及び農作物の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨○又は風雪害によつて損失を受けた農業者にあつてはその耕作上の損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨の市町村長（全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては、組合管理者。次項において同じ。）の認定を受けたものをいう。

2　この法律において「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が、被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限二年（政令で定める場合は三年）以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十九年九月三十日までに貸し付けるものをいう。

第四条　前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、四三億○五千万円を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　被害農家で、昭和二十九年四月

○及び五月○○における凍霜害○○等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十九年法律第　号）第二条第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている営農資金のうち政令で定める額の範囲内の金額については、昭和二十九年九月三十日までに、その償還期限を二年をこえ三年以内（前項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内）とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを営農資金とみなす。

奄美群島復興特別措置法案（保岡武久君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島の復帰に伴い、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図り、住民の生活の安定に資するため、国の五箇年計画をもつてする特別措置として、強力で簡素な行政機構のもと、総合的な復興計画を策定し、且つ、これに基く事業を実施しようとするものである。

二　議案の可決理由

奄美群島は戦後八年間の政治的空白により荒廃その極に達しているので、短期間に、強力に、復興事業計画を遂行することが絶対必要であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附した。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

奄美群島復興特別措置法案に対する附帯決議

奄美群島が母国に復帰して既に半歳を経たが、その根本的な復興対策は未だ確立をみず、二十万島民は疲弊困憊の中に在つて一日も速やかな母国の強力な復興対策を待望している。政府は奄美群島復興特別措置法制定の趣旨にかんがみ、すべからく左の諸点に留意し、同島の急速な復興に特別の力を致すべきである。

一、同群島における行政は専ら産業の復興と民生安定とにその力を集中しできるだけ簡素な行政機構により、最少の行政経費を以て最大の行政効果を最も速やかにあげるよう特に留意すること。

二、復興計画を急速に実現するため充分な予算措置を講ずること。

奄美群島復帰善後措置費はあげて復興事業に充当し、国民の期待と信頼とに反せざるを期すること。

三、復興事業に関する経費については、特に厳正にして効率的な執行を期すること。

四、復興事業の遂行は、同島の現状にかんがみ一日も遅滞を許さないので、復興計画の決定前においても取あえず適切な措置を講ずること。

五、現地の特殊事情に鑑し、一般産業の復興に関する融資についても別段の考慮をすること。

〔第五十九号参照〕

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（村瀬宣親君外十六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、宅地建物取引業法施行の実情にかんがみ、登録手数料等の規定を改正しようとするものであり、その要旨は次の通りである。

1　登録手数料のうち、更新登録の手数料三千円以下を千五百円以下に引き下げること。

2　都道府県は、地方自治法の規定により、宅地建物取引業審議会を置くことができる旨の規定を設けること。

二　議案の可決理由

現在、宅地建物取引業の登録手数料は、当初の登録であると更新の登録であるとを問わず一律に三千円以下となつているが、更新の登録については、当初の場合に比べて手数も簡単である等の実情にかんがみ、これを千五百円以下に低減し、又、宅地建物取引業に関する苦情、紛争の処理等に当らせるため、都道府県に宅地建物取引業審議会を置くことを奨励する必要があると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

精神衛生法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦後覚せい剤、麻薬又はあへんの濫用による慢性中毒者が多数発生し、その中毒のために心身を害し、ひいては精神障害者になりつつあることは、国民の保健衛生上重大な問題である。これら慢性中毒者に適正な医療を施す等の保護を加え、これらの者が精神障害者におち入ることなく正常な生活にもどらしめようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　慢性中毒者を収容し治療するには、中毒者の症状とその特殊な事情により精神病院に入院し治療せしめることが不可欠であり、一方国及び都道府県立精神病院が現状において非常に少なく、これらの病院のみに対する設置措置だけでは需要をまかなえない事情にかんがみ、非営利法人立の精神病院に対しても設置費及び運営費の一部を補助することができることとすること。

2　覚せい剤、麻薬及びあへんの慢性中毒者又はその疑のある者について、精神障害者に関する保護義務者、保護の申請及び通報、精神衛生鑑定医の診察、知事による入院措置、保護義務者の同意入院、入院者の行動制限、退院手続、訪問指導及び保護拘束等に関する規定を準用することによつて、慢性中毒者を入院せしめて医療及び保護を行わなければならない場合、知事が入院措置をとることができることとし、又保護義務者による同意入院の途を開き、更に退院後は訪問指導を行う等中毒者の医療及び保護等に関する措置を講ずること。

二　議案の可決理由

覚せい剤、麻薬又はあへんによる慢性中毒が青少年等の心身を害しつつある現状にかんがみ、これらの者の医療及び保護等に関する措置を講ずることは最も時宜に適するものと認め、本案は原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

覚せい剤の濫用による弊害を防止するため、覚せい剤の密造を取り締るため、罰則の強化、及び取締法施行後種々運用に支障のある点を最近の状況に即応せしめようとするのが本案の目的である。

本案の要旨は次の通りである。

1　この法律の適用を受ける覚せい剤の範囲を拡張すること。

2　罰則を強化し、密造、密売買、不法所持及び不法使用を行つた

者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、更に営利の目的で、又は常習としてこれらの違法行為を行つた者は、七年以下の懲役に処し、なお情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処することとし、これらの場合において犯人が所有し、又は所持する覚せい剤は、没収することができることとすること。

3　覚せい剤研究者が、研究のため、厚生大臣の許可を受けた場合に限り、他人に対して覚せい剤を製造することができることとすること。

4　覚せい剤を保管し得る場所として、覚せい剤保管営業所を認め、それに応じた覚せい剤の移動をみとめること。

5　覚せい剤の廃棄について厳重な規定を設けること。

二　議案の可決理由

覚せい剤の濫用による弊害が最近特に顕著であることにかんがみ、罰則の強化を図る等、所要の改正を行うことは、最も時宜に適する措置と認め、別紙のとおり附帯決議を附し、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

覚せい剤による慢性中毒が青少年等の心身を害しつつある現状にかんがみ、政府は覚せい剤の製造、施用等の禁止につき速やかに万全の措置を講ずべきである。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案（苫米地英俊君外二十五名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、更生保護事業の健全な発達に資するため、公益法人たる更生保護会に対して、国有財産の減額譲渡又は貸付の措置を講じようとするものである。

二　議案の修正議決理由

更生保護会の外、農業改良助長法により地方公共団体が経営する経営伝習農場についても、国有財産の減額譲渡等ができるように修正案が提出されたが、これは妥当な措置であることを認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第三条第一項第一号中「チ　住民に貸貸する目的で経営する住宅施設」を「チ　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）第二条第二項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「更生保護事業施設」という。）を除く。）又は日本赤十字社（以下「日赤」という。）が経営する施設（農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条第一項第三号施設の事業の遂行のために設置する経営伝習農場その他これに準ずる施設を除く。）で住民に貸貸する目的で経営する住宅施設」に、同項第四号中「又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設」を「、更生緊急保護法第三条第二項に規定する更生保護会で民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「更生保護会」という。）又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設、更生保護事業施設」に、同条第二項中「日本赤十字社にあつては」を「更生保護会にあつては更生緊急保護法第十二条第二項の規定により同項第二号の費用について補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては」に改める。

第十一条第一項第一号中「社会福祉法人、」の下に「更生保護会、」を加える。

公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別公認会計士試験制度は、昭和二十九年七月三十一日で廃止されることとなるので、暫定的にその受験資格者に対して公認会計士試験の第一次及び第二次試験を経ることなく第三次試験を受ける資格を与えるため、第三次試験受験資格検定制度を設けようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案は、参議院先議で、参議院においては、検定の合格者を定める場合に、在職年数をしんしやくして定めることができることとし、また、特定の者については、検定を免除して直ちに第三次試験を受けることができることに修正したのであるが、これは適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

企業再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

仮勘定のある特別経理株式会社について、再建整備の最終的処理を促進するため、資産処分を急速に完了せしめ、一定期日における仮勘定利益の分配を行わせるとともに、仮勘定を閉鎖する途を開く等の措置を講じようとするのが本案の目的である。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当な措置であるが、解散会社について、その清算を停止して一旦退任した清算人が、後日主務大臣の指定する日においてふたたび復活することは必ずしも実情にそわない場合があるので、単に、主務大臣の指定する日以後において、利害関係人の請求により、清算人を選任するものと改めることが妥当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二十六条の次に次の七条を加える。

第二十六条の二　特別経理株式会社は、仮勘定の額が確定しない場合においても、昭和三十一年三月三十一日に、当該仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、仮勘定利益額がある場合において、当該仮勘定利益額から左に掲げる金額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、特別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならない。この場合において、仮勘定利益額の残額から特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、旧株主に、旧株主負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならない。

一　第二十五条の二第一項本文に規定する資産及び債権で仮勘定利益額の計算の日までにその処

分又は回収を完了しなかつたものの帳簿価額の合計額（当該資産の対価の一部を取得し、又は当該債権の一部を回収している場合において、その帳簿価額を減額していないときは、その取得した対価又は回収した額に相当する金額の合計額を控除した額）から残存株金額（指定時における資本の額から旧株主の負担した特別損失の額を控除した額をいい、残存株金額につき未払込の部分があるときは、その未払込の金額を除く。）を控除した金額

二　解散会社にあつては、前号に掲げる金額の外、イ及びロに掲げる金額の合計金額（ロの但書に規定する場合において、在外負債引当額が指定時在外負債超過額以下であるときは、イに掲げる金額）

イ　清算のため必要な経費の額。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社にあつては、仮勘定監理人の同意を得た金額に限る。

ロ　主務大臣の定める計算方法により在外負債（会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権（同項但書の債権を除く。）から除くものとして第七条第一項第二号の規定に基き命令で定めた債権に係る負債をいう。以下同じ。）の額から在外資産の額を控除してなお残額がある場合における当該残額（以下本条及び第二十六条の六において在外負債引当額という。）。但し、指定時現在で在外負債の総額が在外資産の総額を超えていた場合には、その超過額（以下第二十六条の六において指定時在外負債超過額という。）を在外負債引当額から控除した金額とする。

特別経理株式会社は、前項の規定により特別損失負担旧債権者又は旧株主に帰属せしめる金額を定める場合には、命令の定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を得なければならない。

特別経理株式会社は、第一項の場合において、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうちに、仮勘定を有する特別経理株式会社又は金融機関再建整備法第三十七条の規定により調整勘定を設けなければならない金融機関（以下本条及び第六十条において単に金融機関という。）があるときは、当該特別経理株式会社又は金融機関に対し、同項の規定により分配すべき金額（第六項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を、命令の定める期間内に、通知しなければならない。

金融機関は、昭和三十一年三月三十一日現在における調整勘定の利益金につき、金融機関再建整備法第三十七条の二又は同法第三十七条の三の規定により、その確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に対して分配することができる金額を、前項の期間内に、当該特別経理株式会社に対して通知しなければならない。

前二項の通知を受けた金融機関及び特別経理株式会社は、左に掲げる金額を、命令の定める期間内に、当該金額の分配を受けるべき特別経理株式会社に通知しなければならない。

一　金融機関にあつては、第三項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号の利益金とすることに因り、当該金融機関の確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に対し、前項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに同法第三十七条の二若しくは同法第三十七条の三の規定により分配することとなる金額

二　特別経理株式会社にあつては、前二項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上することに因り、当該特別経理株式会社の特別損失負担旧債権者又は旧株主である仮勘定を有する特別経理株式会社に対し、第三項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに第一項の規定により分配すべきこととなる金額

前三項の規定により特別経理株式会社が通知を受けた金額は、第一項の規定の適用については、これを当該特別経理株式会社の昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上すべき金額とする。

第二十六条の三　特別経理株式会社は、第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算を行つた場合において、当該計算を行つた日現在で、仮勘定利益額があり、且つ、当該仮勘定利益額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額（以下仮勘定の残額という。）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額以上となるときは、当該仮勘定を閉鎖することができる。

特別経理株式会社が前項の規定により仮勘定を閉鎖した場合には、その閉鎖の時において仮勘定の額が確定したものとみなして、この法律を適用する。この場合における第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「仮勘定利益額」とあるのは、「仮勘定の残額」とする。

第一項の規定により仮勘定を閉鎖した特別経理株式会社については、第二十五条の二第三項乃至第七項の規定は、これを適用しない。

特別経理株式会社が、第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合において、第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を完了したときは、当該特別経理株式会社については、第四十二条の二の規定は、これを適用しない。

第二十六条の四　特別経理株式会社は、随時、仮勘定の残額がある場合には、当該仮勘定の残額を、特別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配することができる。

第二十六条の二第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十六条の五　解散会社が第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収を完了した場合において、なお仮勘定の額が確定しないときは、当該解散会社は、主務大臣の認可を受けて、金融機関再建整備法第三十七条の二又は同法第三十七条の三の規定による調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下調整勘定受益権という。）又は第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権という。）を仮勘定を有する特別経理株式会社以外の者に譲渡することができる。

特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社は、前項の規定により調整勘定受益権又は仮勘定受益権を譲渡しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

第一項の規定による調整勘定受益権又は仮勘定受益権の譲渡については、金融機関再建整備法第三十七条の九の規定又は第二十九条第二項の規定は、これを適用しない。

第二十六条の六　在外資産を有する解散会社は、第二十六条の三第一項の規定に該当しない場合においても、第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収（調整勘定受益権又は仮勘定受益

権を有する場合には、前条第一項の規定によるその譲渡を含む。）を完了した後、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて左に掲げる事項を実行したときは、その仮勘定を閉鎖することができる。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社が当該事項を実行しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

一　在外負債を有しない解散会社にあつては、主務大臣の選任する者（以下特殊管財人という。）にその有する在外資産の管理を委託すること。

二　在外負債を有する解散会社にあつては、左に掲げる金額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託すること。但し、イ又はロに該当する場合において、仮勘定利益額がないとき、又は仮勘定利益額がその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額以下であるときは、イに掲げる金額に相当する部分の金銭の引渡及びその管理の委託を要しない。

イ　指定時在外負債超過額がない場合には、第二十六条の二第一項第二号ロに掲げる金額（当該金額が引渡の時現在の仮勘定利益額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額を控除した残額を超える場合には、当該残額）

ロ　指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額に満たないときは、指定時在外負債超過額をイに掲げる金額に加算した金額

ハ　指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額以上であるときは、在外負債引当額

第二十六条の三第二項前段の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合における第二十六条の規定の適用については、同条第一項中「場合においては、その超過額（以下仮勘定利益額という。）」とあるのは「場合において、その超過額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の額として仮勘定管理人の同意を得た金額（第二十六条の六第一項第二号イ又はロの規定に該当する場合には、同号イに掲げる金額を加算した金額）に相当する額を控除して、なお残額があるときは、その残額（以下本条において帰属範囲額という。）」とし、同条第二項乃至第四項中「仮勘定利益額」とあるのは「帰属範囲額」とする。

在外負債を有し、在外資産を有しない解散会社は、その仮勘定の額が確定した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、その有する在外負債の額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、その管理を当該特殊管財人に委託することができる。

在外負債及び在外資産を有する解散会社は、第二十六条の三第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、在外負債引当額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託することができる。

商法第四百二十七条の規定は、第一項の規定により解散会社が仮勘定を閉鎖した場合又は前二項の規定により解散会社が特殊管財人に金銭の引渡をなした場合において、在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務が終了したときに、これを準用する。

前項において準用する商法第四百二十七条第一項の規定による株主総会の承認があつたときは、清算人は、退任するものとし、当該会社の清算に関するすべての事務は、特殊管財人のなす事務を除き、第二十六条の八第一項の規定により主務大臣の指定した清算人が就職する日の前日まで、これを停止する。この場合においては、当該会社の帳簿並びにその営業及び清算に関する重要書類の保存者は、主務大臣が、これを定める。

第二十六条の七　特殊管財人の職務の執行は、主務大臣の監督に属する。

特殊管財人は、前条第一項、第三項又は第四項の規定により二以上の解散会社から引渡を受けた金銭を合同して運用することができる。但し、当該金銭とその他の資産とは、分別して管理しなければならない。

特殊管財人は、命令の定めるところにより、解散会社に代つて、前条第一項又は第四項の規定によりその管理を委託された在外資産に係る事務（特に委託を受けた場合には、在外負債に係る事務を含む。）を処理するものとする。

特殊管財人が前条第一項、第三項又は第四項の規定により引渡を受けた金銭の管理及び前項に規定する事務の処理に要する費用並びに特殊管財人の受くべき報酬は、命令の定めるところにより、当該金銭の運用により得た収益金のうちから支出することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

主務大臣は、特殊管財人がその任務に反する行為をしたときその他特殊管財人を不適当と認めるときは、これを解任することができる。

特殊管財人が死亡し、又は前二項の規定により退任し、若しくは解任されたときは、主務大臣は、直ちに特殊管財人を選任しなければならない。

特殊管財人の変更があつた場合には、その職務に係る権利義務は、命令で定めるものを除き、新たに選任された特殊管財人が、これを承継する。

主務大臣は、特殊管財人を選任し、若しくは解任し、又は特殊管財人が第五項の規定により退任したときは、その旨を公告する。

前九項に規定するものを除く外、特殊管財人が解散会社からの委託に基いて行う金銭の管理その他の事務の処理に関して必要な事項は、命令で定める。

第二十六条の八　主務大臣は、第二十六条の六第六項の規定により清算に関する事務を停止した解散会社につき退任した清算人は、主務大臣が指定する日に以後おいて、その再び清算人となる。但し、当該退任した清算人が死亡その他の事由に因り清算人となることができない場合においては、利害関係人の請求により、主務大臣が、清算人を選任するものとする。

前項の規定により解散会社の清算人が就職したときは、当該解散会社に関する特殊管財人の任務は、終了する。

信託法第六十五条及び同条において準用する同法第五十五条第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

〔第六十一号参照〕

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

地方教育委員会が義務設置せら

れたことにより、公立学校の校長及び教員の異動にさいし、地方公務員法第二十二条第一項の規定により、六箇月間は条件附採用となるため、人事交流の障がいとなつている。よつてこの障がいを除去し人事交流の円滑を図るため、大学以外の公立学校の校長及び教員の異動にあたつては、同一都道府県内では同法の適用を除外しようとするものである。

二　議案の可決理由

普通教育の内容を向上させるため、適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

砂利採取法案（大西禎夫君外十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

砂利の採取事業の合理的な経営の基礎を確立するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することが本案の目的であり、その要旨の主なものは次の通りである。

1　砂利を採取するため、他に累を及ぼすことのないよう、不断の監督とこれに基く、適切な処置を講ずるため、現場に、採取管理者を常置して、作業を監督させること。

2　河川等における採取を許可する際は、業者の合理的経営を維持できるように考慮すること。

3　河川等以外の土地における採取に対しては、採石法を準用して砂利採取権を認め、砂利を搬出する道路等の敷設について、必要最少限度の土地使用権を認めること。

二　議案の修正議決理由

砂利の採取の事業の合理的経営を確立するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図ることを要旨とする議案については、おおむね妥当と認めるが、本案第十三条の土地使用の規定等については、今後さらに検討すべきものとして、本案は別紙のごとく修正議決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議が附された。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（目出）

第四条　砂利採取業者は、砂利の採取に着手し、又はこれを休止し、再開し若しくは廃止したときは、省令で定める期間内に、その採取場の位置、その採取の方法、その年月日その他省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。但し、省令で定める規模以下の砂利採取業者については、この限りでない。

第四章　土地の使用

（土地の使用）

第十三条　砂利採取業者は、砂利の採取を行う土地又はその附近において、他人の土地（河川等以外の土地に限る。）を左に掲げる目的のため利用することが必要、且つ、適当であつて他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、海浜地、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は採草放牧地でないときに限る。

一　鉄道、軌道、索道、道路その他砂利の運搬用施設の開設

二　砂利の置場の設置

2　採石法第三十六条及び第三十七条の規定は、前項の規定による土地の使用に準用する。

第五章　雑則

（行為の効力）

第十四条　この法律の規定（第九条第二項、及び第十条第二項及び前条第二項の規定により準用する採石法第三十四条第二項の規定を含む。）によつてした処分、手続その他の行為は、砂利採取業者又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

（報告徴収及び立入検査）

第十五条　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、砂利採取業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（手数料）

第十六条　第十条第二項の規定により準用する採石法第三十四条第二項の規定による決定の申請をする者は、一件につき千円以内の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金額
一　第十条第二項の規定により準用する採石法第三十四条第二項の規定による決定の申請をする者	一件につき　千　円
二　第十三条第二項の規定により準用する採石法第三十六条第一項の規定する土地の使用の許可の申請をする者	一件につき　三千円

（公示）

第十七条　通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

（異議の申立）

第十八条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、次条の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第七章の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（裁定の申請）

第十九条　第十三条第二項の規定により準用する場合における採石法第三十六条第一項の許可若しくはその拒否又は同法第三十七条第一項の規定により適用された土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定による土地の使用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2　前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる

事項については、土地収用法第百二十九条の規定により訴願を提起することができない。

第五章　罰則

第十八条　第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十九条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条の規定による承認を受けないで採石権の設定を受けた者

三　第十五条第一項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十三条　第七条又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　採石法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「岩石」の下に「及び砂利（砂及び玉石を含む。以下本章において同じ。）」を加える。

第七条並びに第十六条第一項第二号、第三号及び第四号中「岩石」の下に「及び砂利」を加える。

第十条第一項第一号中「港湾、」の下に「海浜地、」を、「建物の敷地であるとき」の下に「並びに砂利の採取を目的とする採石権については、その土地が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であるとき」を、同項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業（砂利採取法（昭和二十九年法律第　号）第二条に規定するものをいう。以下同じ。）」を、第十六条第一項第四号、同条第四項第一号及び第二号並びに第二十九条第一項第二号中「採石業」の下に又は「砂利採取業」を加える。

第十条第二項中「保安林」を削り、「その土地が」の下に「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十七条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川附近の土地、同法第四十八条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の規定に基き保安林として指定された森林、同法第三十条の規定に基き保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条第一項の規定に基き保安施設地区として指定された土地又は同法第四十四条の規定により準用する場合における同法第三十条の規定に基き保安施設地区に予定された土地」を加える。

3　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は採石業（公益に関係のない一般の採石業）」を「採石業又は砂利採取業（公益に関係のない一般の採石業又は砂利採取業）」に改める。

第四条第十三号中「又は採石業」を「、採石業又は砂利採取業」に改める。

第二十五条第一項中「又は採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十九条」を「、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十九条又は砂利採取法（昭和二十九年法律第　号）第十九条」に改める。

4　森林法の一部を次のように改正する。

第百九十一条第三項中「又は採石業」を「、採石業又は砂利採取業」に改める。

5　農地法の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「又は採石業者」を「、採石業者又は砂利採取業者」に改める。

［別紙］

砂利採取法案に対する附帯決議

一　第十一条の運用については、都道府県知事は、建設業者の臨時的採取、一般の自家用需要者の小量採取又は新規業者の採取に支障を及ぼさないよう十分な考慮を払うこと。

二　この法案の実施に当つては、中小企業者の既存の営業権益を尊重する方針の下に、その合理化促進のためには協同組合化の方向に沿つて政府はこれを指導育成すること。

三　砂利採取業者が砂利の採取を行う土地又はその附近において、他の土地（河川等以外の土地に限る。）を

（一）　鉄道、軌道、索道、道路その他砂利の運搬用施設の開設

（二）　砂利の置場の設置

の目的のため利用することが必要、且つ、適当であつて他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、一定の条件の下にこれを使用することができるようにする必要があると認めるが、この使用方法については更に十分検討の上森林法第四章の規定等をも参酌し、要すれば後日所要の規定を追加すること。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（芳賀貢君外四十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十九年五月の北海道等における暴風雪により、農林水産業施設は相当の被害を受け、そのすみやかな災害復旧が望まれている。

このため、被害者が施設の災害復旧事業を行う場合に、昭和二十八年の大水害等の例にならい、高率の国庫補助を行うとともに、北海道における未開発漁田開発施設が大被害を受けたので、この施設を新たに補助対象とすることとし、もつて、災害復旧事業の促進を図ろうとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の修正議決理由

本案は、昭和二十九年五月の暴風雪による農林水産業施設の災害の復旧事業を促進する措置として有効なものと認めるが、国庫補助の適正を期するため、補助の対象を、開拓地における農舎、畜舎、住宅及び農業者の共同利用施設並びに未開発漁田開発の施設であつて政令で定めるものとする必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

附則第三項中「地域内において（小字及び――は修正）」を「地域内において」に改め、「風水害」の下に「及び昭和二十九年五月の暴風雪害」を加える。

附則第五項中「又は風水害」を「、風水害又は暴風雪害」に改め、「植付施設」の下に「並びに北海道未開発漁田開発の施設であつて政令で定めるもの」を加える。

附則第六項中「又は風水害」を「、風水害又は暴風雪害」に改める。

附則に次の一項を加える。

7　昭和二十九年五月の暴風雪害によつて必要を生じた災害復旧の事業については、開拓地

における農舎、畜舎、住宅及び農業者の共同の利用に供する施設（農業用施設を除く。）並びに北海道未開発無田開発の施設であつて政令で定めるものは、これを農業用施設とみなし、これらの災害復旧事業についての第三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「、次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める割に相当する部分については、同項各号）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「十分の九」と、「当該各号に定める比率をこえて」とあるのは「十分の九をこえて」と読み替えるものとする。

〔第六十五号参照〕

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案（佐藤洋之助君外二十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十九年六月に茨城県等の一部において激じんなひよう害が発生し、相当の損害が予想せられ、しかもこの被害地域は、前年の凍霜害及び冷害によりはなはだしい被害を受けた地域であつて、被害農家に及ぼす経済的打撃は非常に深刻であると見られるので、昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対して講じた措置と同様、六月におけるひよう害等の被害農家に対しても、その必要とする営農資金を、償還期限二年以内（政令で定める場合は三年以内）及び利率年六分五厘以内の条件で貸し付け、この融資について国が利子補給及び損失の補償を行う等、低利融資の円滑化を図る措置を講じ、もつて被害農家の経営安定に寄与しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、昭和二十九年六月におけるひよう害等の被害農家に対する融資が円滑に行われるための措置として有効なものであり、被害農家の経営安定に寄与するものと認めるので、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十九年六月十日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

特別委員会報告書

行政監察特別委員会報告書（行監調十九ノ一）

標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。

昭和二十八年十二月十八日

行政監察特別委員長　塚原俊郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

十二月中における本委員会の調査の概要

昭和二十二年法律第五十三号（社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律）に基く富士山頂の払下げを繞り大蔵省及び社寺境内地処分中央審査会の処置に関し世上とかくの風評があり、且つ、富士山が日本のシンボルとして世界の名山である特殊性からこれが処分に当りては慎重を期する必要があるので本委員会は「富士山頂払下げ関係事件」の調査をなし左記の通り証人を喚問して証言を求めた。

十二月十七日

富士山本宮浅間神社宮司　佐藤東君

大蔵省管財局長　窪谷直光君

元社寺境内地処分中央審査会委員　下村寿一君

厚生省国立公園部長　森本潔君

文部省調査局長　小林行雄君

また、本件処分の方法を検討するため左記の通り参考人より意見を聴取した。

十二月十八日

神社本庁事務総長　吉田茂君

国立公園審議会々長　下村宏君

評論家　阿部真之助君

日本自然保護協会々長　田村剛君

教育大学教授　和歌森太郎君

早稲田大学教授　有倉遠吉君

東京大学教授　石井良助君

行政監察特別委員会調査報告書

（行監調十九ノ二）

標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。

昭和二十九年三月九日

行政監察特別委員長　塚原俊郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

二月中における本委員会の調査の概要

保全経済会は、全国に二百箇所以上の店舗を有し、出資総額約四十五億円、加入者総数約十五万に達する特異の性格をもつた利殖機関であるが、従来その業務の運営についてとかくの風評があり、昨年十月二十四日突如として全国一斉に臨時休業に入つたが、この休業に立ち至つた事情につき世上幾多の疑惑をもたらしており、また一方、これに類似の特殊利殖機関の累増を見た今日、これら特殊利殖機関の業務運営の実態を明らかにし、かつ、これら特殊利殖機関に対する関係官庁の監督の当否を明らかにする必要があるので、本委員会は、更に「保全経済会等特殊利殖機関に関する件」の調査をなし左記の通り証人を喚問して証言を求めた。

二月一日

保全経済会顧問　松本慎次君

保全経済会顧問　早稲田柳右エ門君

保全経済会顧問　衆議院議員　平野力三君

仏教保全経済会会長　参議院議員　大谷瑩潤君

二月二日

前衆議院議員　廣川弘禅君

殖機関に関する件」について、左記の通り証人を喚問して証言を求めた。

三月九日

前保全経済会理事長室長　松本辰雄君

三月十一日

前保全経済会理事長室監査課長　神崎賢二君

三月十三日

大蔵省銀行局長　河野通一君

三月十六日

大蔵省銀行局長　河野通一君

三月十八日

東京国税局長　脇阪實君

三月二十日

法務省民事局長　村上朝一君

三月二十三日

不二林業株式会社社長　小柳善治君

三月二十五日

三宅証券商事株式会社取締役社長　三宅年喜君

三月三十日

法務省刑事局長　井本台吉君

行政監察特別委員会調査報告書
（行監調十九ノ四）
標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。
昭和二十九年四月三十日
行政監察特別委員長　塚原　俊郎
衆議院議長堤康次郎殿
〔別紙〕
四月中における本委員会の調査の概要
一　保全経済会等特殊利殖機関に関する件
保全経済会は、全国に二百箇所以上の店舗を有し、出資総額約四十五億加入者総数約十五万に達する特異の性格をもつた利殖機関であるが、従来、その業務の運営についてとかくの風評があり、昨年十月二十四日突如として全国一斉に臨時休業に入つたが、この休業に立ち至つた事情につき世上幾多の疑惑をもたらしており、また一方、これに類似の特殊利殖機関の累増を見た今日、これら特殊利殖機関の業務運営の実態を明らかにし、且つ、これら特殊利殖機関に対する関係官庁の監督の当否を明らかにする必要があるので、本委員会は、前月に引きつづき「保全経済会等特殊利殖機関に関する件」の調査をなし左記の通り証人を喚問して証言を求めた。
四月一日
新夕刊新聞社　山崎　一芳君
四月三日
新夕刊新聞社　山崎　一芳君
二　国有財産管理処分に関する件
（物納国有財産払下関係事件）
戦後財産税、相続税及び戦時補償特別税として物納された国有財産は、その売払実務を国から委託された委託業者が行つているが、委託業者の選定が適正でなかつたので、委託業者の中には予託金の使いこみをなし、そのため国及び多数の買受人に損害を与えているので、この実態を明らかにし関係官庁の監督の当否を明らかにし、なお、現行の委託制度についても再検討をする必要があると認め、本委員会は、国有財産管理処分に関する件（物納国有財産払下関係事件）の調査をなし、左記の通り証人を喚問して証言を求めた。
四月二十七日
関東財務局新宿出帳所管財第一課長　井上　俊介君
四月二十八日
新郊土地建物株式会社社長　飯沼　文二君
四月三十日　宋田　入郎君
行政監察特別委員会調査報告書
（行監調十九ノ五）
標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。
昭和二十九年六月二日
行政監察特別委員長　塚原　俊郎
衆議院議長堤康次郎殿
〔別紙〕
五月中における本委員会の調査の概要
国有財産管理処分に関する件（物納国有財産払下げ関係事件）
戦後財産税、相続税及び戦時補償特別税として物納された国有財産は、その売払実務を国から委託された委託業者が行つているが、委託業者の選定が適正でなかつたので、委託業者の中には予託金の使いこみをなし、そのため国及び多数の買受人に損害を与えているので、この実態を明らかにし関係官庁の監督の当否を明らかにし、なお、現行の委託制度についても再検討をする必要があると認め、前月に引き続き本委員会は、国有財産管理処分に関する件（物納国有財産払下げ関係事件）の調査をなし、左記の通り証人を喚問して証言を求めた。
五月七日
都不動産株式会社社員　中内　善馬君
五月二十八日
前関東財務局長　井上　義海君
前大蔵省管財局国有財産第二課長　牧野　誠一君
会計検査院検査第一局長　池田　修蔵君
国有財産管理処分に関する件
（富士山頂払下げ事件）調査報告書（行監調十九ノ六）
首題の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。
昭和二十九年六月二日
行政監察特別委員長　塚原　俊郎
衆議院議長堤康次郎殿
〔別紙〕
目次
第一章　調査の経過
第一　調査の要求
第二　委員の派遣
第三　証人及び参考人の喚問
第二章　調査の内容
第一　本件の経過
一　富士山本宮浅間神社の国有財産譲与申請について
二　社寺境内地処分中央審査会について
(一)　社寺境内地処分中央審査会に対する諮問について
(二)　審査会の審議
(三)　審査会の現地視察
三　大蔵大臣の処分の決定について
四　申請人の訴願について
五　訴願裁決のための審査会への諮問について
六　審査会の第一回目の意見と第二回目の意見と相違を生じた理由について
第二　富士山八合目以上の譲与申請と昭和二十二年法律第五十三号及びその附属法令との関係について
一　本法の趣旨及び本法構成上からみて
二　本法に規定する譲与の条件からみて
(一)　申請地が社寺上地、地租改正等によつて国有とたつた事由があるか
(二)　申請地が国有財産法により無償貸付けしてあるか
(三)　申請地がその社寺等の宗教活動を行うに必要であるか
1　富士山本宮浅間神社は神体山信仰にもとづく神社であるかどうか
2　神体山信仰にもとづく神社は神体山を所有しなければならぬか
3　富士山本宮浅間神社は宗教活動を行うに富士山八合目以上を所有しなければならぬか
三　本法施行令第二条の規定からみて
(一)　森林経営上並びに国土保安上からみて
(二)　公益上からみて
1　文化、観光上の観点より
2　国民感情の観点より
第三章　結論
第一章　調査の経過
第一　調査の要求
昭和二十八年六月十八日村をもつて、衆議院議員古屋貞雄君外四名より左記調査要求書が本委員会に提出せられ、同年八月九日の理事会において協議の結果、これを下調査することに決定した。
記
富士山頂払下に関する調査要求書
首題の件につき関係当局の執つた処置につき世上幾多の疑惑が持たれ世論の強い反対を受けておる実情であるから、これが真相を究明する必要ありと認め左記問題の点について調査されんことを望む。
一　問題の発端とその後の経過
(1)　昭和二十二年四月十二日法律第五十三号「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」が施行されるに及び昭和二十三年四月二十八日富士山本宮浅間神社より大蔵省に対し、「富士山頂は本社が宗教活動をする上に必要があるから八合目以上百二十二万六千坪を譲与されたい。」との申請書を提出したのである。
(2)　これに対し、大蔵大臣の諮

問機関たる社寺境内地処分審査会は昭和二十七年三月末「浅間神社が活動を行うに必要な地域として山頂四万九千坪を払い下げ、その他は国有にすべきである。」と答申しており大蔵大臣は答申通り昭和二十七年十二月八日譲与処分を決定しておる。

(3)　前記決定に対して、浅間神社側は、不服をとなえ同月十日「山頂八合目以上百二十二万六千坪全部を譲与されたい。」と訴願しておる。

(4)　これに対し、審査会は、同月二十三日「電波中継所、気象観測所等公共物の敷地を除く八合目以上の山頂全部を譲与すべきである。」と答申し同月三十一日審査会は解散しておる。

二　問題の諸点

(1)　審査会が第一回の答申をするまでに四年九箇月の長時日を費しておりながら何等実質的な調査もせずに前記神社に払い下げるよう答申しておる点。

(2)　大蔵大臣の譲与処分の決定に対する浅間神社の訴願に対し審査会は前述のごとく解散の直前急拠前答申をくつがえして全く逆の結論をだしておる点。

(3)　審査会は昭和二十七年三月大蔵大臣に答申しておりながら同年十一月下旬に至つて前記神社等を調査しているがなんのための調査か不思議であり（前述の訴願は同年十二月十日に行われている）、前記第二回のあわただしい答申の事情と思い合わせるとき神社側の猛運動に対し何等かの話合いがこのとき行われたと見られる点。

(4)　第一回第二回の答申を通じて山頂八合目以上の現地調査が全然行われていない点。

昭和二十八年六月十八日

衆議院議員　古屋　貞雄
同　古屋　菊男
同　小林　個一
同　平野　力三
同　鈴木　正文

衆議院行政監察特別委員長　吉武　恵市殿

第一　委員の派遣

本件に関しては、特に委員の実地調査の必要が認められたので昭和二十八年八月十三日より十五日まで三日間、本委員会理事小林進君が、本委員会を代表して、払下げ申請の対象となつている富士山八合目以上の実地調査をし、又同年十二月四日本委員会に国有財産管理処分に関する小委員会が設置されるに及び本件は、同委員会の所管として調査を進めることとなり、十二月九日、小委員長長谷川峻君、委員小林進君、同久保田鶴松君、同栗田英男君、同北山愛郎君の五名は、静岡県富士宮市所在富士山本宮浅間神社を視察した。その結果十二月十二日の理事会において本件に関し、証人の喚問、参考人の出頭を求め調査することを決定した。

第二　証人及び参考人の喚問

本件の調査のため委員会が喚問した証人及び参考人は次の通りである。

十二月十七日

証人　富士山本宮浅間神社宮司　佐藤　東君
〃　大蔵省管財局長　窪谷　直光君
〃　元社寺境内地処分中央審査会委員　下村　寿一君
〃　厚生省国立公園部長　森本　潔君
〃　文部省調査局長　小林　行雄君

十二月十八日

参考人　神社本庁事務総長　吉田　茂君
〃　日本自然保護協会理事長　田村　剛君
〃　国立公園審議会会長　下村　宏君
〃　評論家　阿部真之助君
〃　東京教育大学教授　和歌森太郎君
〃　早稲田大学教授　有倉　遼吉君
〃　東京大学教授　石井　良助君

以上

第二章　調査の内容

委員会において調査した主なる内容は、本件に関する現在までの経過並びに富士山八合目以上の譲与申請と昭和二十二年法律第五十三号（社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律）及び附属法令との関係等である。

第一　本件の経過

一　富士山本宮浅間神社の国有財産譲与申請について

戦前においては、神社は国と密接な関係に立ち、神社の用地は国有財産法上公用財産に属していたが、昭和二十二年法律第五十三号（社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律）が制定せられ、神社が国から無償貸付をうけている国有財産にして、社寺上地、地租改正、寄附等によつて国有となつた事実があり、且つ、社寺等の宗教活動を行うのに必要な範囲のものは、社寺等の申請にもとづいて、社寺境内地処分審査会に諮問して、主務大臣がこれをその社寺等に譲与することができることとなつた。富士山本宮浅間神社は、この法律にもとづき、昭和二十三年四月二十八日同神社が国から無償貸付けをうけている国有財産につき同神社本宮の分一万七千五百三十五坪二合二勺、奥宮の分百二十二万六千二十八坪九合五勺、計百二十四万三千五百六十四坪一合七勺の譲与を大蔵大臣宛申請した。

右申請書は、昭和二十三年四月三十日、大蔵省名古屋財務局富士宮出張所において受理、間もなく東海財務局沼津出張所に移管され、同所において内容の審査及び実地調査等を行い、昭和二十五年十一月、東海財務局長宛申請書を進達した沼津出張所長より進達された申請書は東海財務局において、再度審査が行われ、こえて昭和二十六年八月同局長は、本宮の分一万七千五百三十五坪二合二勺の譲与は認められるが、奥宮の分（富士山八合目以上）については富士山本宮浅間神社の宗教施設の敷地四百四十坪七合二勺を除く百二十二万五千五百八十八坪二合三勺は、公益上国有として存置するを適当と認める旨の意見を附して大蔵大臣宛処分の指示を求めた。

なお、申請書を受理してより大蔵大臣宛申請書が進達されるに要した期間は約三年半に及んでいるが、この点に関し、窪谷証人は、「当時沼津出張所の扱つた社寺関係の件数は千百余件、東海財務局のそれは約一万件に及び事務ふくそうした外、富士山頂という慎重を要する案件のため事務処理があとまわしとなつた。」と証言し、事務上の怠慢でもなければ故意に遅延せしめたものでもないとしている。

二　社寺境内地処分中央審査会に対する諮問について

(イ)　社寺境内地処分中央審査会について

神社の申請に対し処分を行う場合には、大蔵大臣は、事前に社寺境内地処分審査会に諮問しなければならないので、本件を昭和二十六年十二月二十一日に社寺境内地処分中央審査会（以下単に審査会という）に諮問した。

なお、本件の審査にあたつた委員は次の通りである。

審査会会長　舟山正吉　大蔵事務次官

委員

関係官庁官吏　内田常雄　大蔵省管財局長
久保田藤麿　文部省調査局長
大沢実　会計検査院検査第四局長
幸田午六　林野庁林政部長
学識経験者　下村寿一　（元女子学習院長）
有光次郎　文化財保護委員会委員（元文部事務次官）
井手成三　（元文部事務次官）
古川左京　日光東照宮宮司
庫田司氏　鶴岡八幡宮宮司
里見連雄　仏教連合会理事
立花俊道　八王子松門寺住職

(三)　審査会の審議

審査会への諮問に際し、大蔵事務当局は富士山八合目以上の処分に関して、「奥宮境内地百二十二万六千二十八坪九合五勺に関しては、同神社の宗教施設（奥宮社殿、末社久須志神社社殿、金明水、銀明水）の敷地四百四十坪七合二勺を除く、百二十二万五千五百八十八坪二合三勺は公益上必要なものとして国有存置を認める。」という試案を審査会に提示、審査会において本試案を中心に昭和二十六年十二月二十一日、昭和二十七年一月二十九日、同年二月二十七日の三回にわたり審議した結果「富士山八合目以上の譲与申請地中、譲与を適当と認める面積は四万九千九百五十二坪」と決定した。その内容は次の通りである。

建造物敷地――奥宮社殿敷地　五百坪
　　久須志神社敷地　二百〃
儀式及び行事用地――金明水　十六〃
　　銀明水　十六〃
　　大内院　四万七千三百〃
　　鋼馬社　十〃
　　剣ケ峰　百〃
　　三島岳　百〃
　　駒ケ岳　百〃
　　朝日岳　百〃
　　成就岳　百〃
　　久須志岳　百〃
　　白山岳　百〃
　　浅間岳　百〃
　　コノシロ地　一千〃
　　天拝所　十〃
　　参籠所　百〃
計　四万九千九百五十二坪

右決定について注目すべきは、事務当局の試案が修正されたことである。この点について、下村（寿一）証人は「法令により社寺に譲与し得る範囲は数項目規定されているにかかわらず、試案は社寺の建造物の敷地という一項目のみをあてはめ全般にわたる考慮を加えていないので委員の大部分は意外に感じた。神体山信仰においては、第五の項目（註、神社の尊厳を保持するため必要な土地）に考慮が払わるべきであるから原案を修正した。しかし委員の大多数は、この修正をもつてしても神社側は了承しないだろうという意見であつたが行政処分のことであるから一応神社側が納得すればよいだろう。」と証言している。すなわち事務当局の試案と審査会の見解との間に大きなへだたりがあつたので審査会としては一応修正し決定したが、この決定した意見も場合によつては神社側の不満をかい、将来に問題を生ずる可能性のあることも十分予測していたものと認められる。

(四)　審査会の現地視察

審査会の決定した意見を神社側がしるや、神社側は、審査会や事務当局に対し不服の意を表明し審査会の現地調査を含む再審査をつよく要望してきたので、審査会の委員は大蔵大臣が申請人に対し審査会の決定した意見と同一の内容によつて処分を行うならば、神社側は訴願の手続をとるであろうことを予測し訴願裁決のための諮問に備える必要を痛感するに至り審査会として現地調査を行うことを決定し、十月二十七日より同月三十日まで四日間富士山本宮浅間神社、同神社山宮、山梨県富士吉田市所在浅間神社等につき調査を行つた。この現地調査の目的については下村（寿一）証人は「文献や資料で一応の見当はついていたが、視察することとした。視察の内容は、本宮浅間神社の社殿の構造、祭礼の型式、神社周辺の行場、祈禱場、富士吉田浅間神社等であつた。」と証言している。

三　大蔵大臣の処分の決定について

大蔵大臣は、本件の処分について、さきに決定した審査会の答申と同一の内容の決定を行い、これにもとづき東海財務局長宛処分の指示をした。東海財務局長は昭和二十七年十二月八日指示通り申請人に処分の通知をした。

四　申請人の訴願について

東海財務局長より処分決定の通知をうけた申請人は、昭和二十七年十二月十日大蔵大臣宛「富士山奥宮境内地は神体山信仰により成立しているにもかかわらずこれを無視した処分が行われたことは当神社の存立を危たいにひんせしめると同時にその宗教活動を破滅に陥らしめるものである。」との理由で訴願を提起した。この間の事情について、佐藤証人は「譲与の申請地は法規に定める要件を十分に具備している。もし申請通り譲与が認められないならば、当神社の神体山である宗教性を全く無視しているものであると思い、いつでも訴願できるように準備をしていたが、昭和二十七年十二月八日に処分の決定を得たから十二月十日に訴願の手続をとつた。」と証言している。

五　訴願裁決のための審査会への諮問について

申請人の訴願に対し裁決するため、大蔵大臣は、昭和二十七年十二月十五日審査会に諮問したが、同月二十三日審査会は次の通り意見の決定をして大蔵大臣宛答申した。

なお審査会の委員中内田常雄氏退官に伴う後任として阪田泰二氏が委員に任命されたのみで、他の委員には変更はなかつた。

一　富士山頂の訴願の目的地については公用又は公益上必要な土地を除きこれを訴願人に譲与するのが相当である。

二　一の公用又は公益上必要な土地の範囲は実地の状況に即して決定すべきものである。

三　本件の処理に際しては、富士山の持つ特殊性にかんがみ将来の管理上の問題につき訴願人から誓約書を徴する等の措置を講ずることが望ましい。

以上の答申があつたが大蔵大臣はいまだ訴願の裁決を行つていない。

六　審査会の第一回目の意見と第二回目の意見と相違を生じた理由について

ここで問題として特に指摘さるべき点は、審査会の決定した意見が第一回目と第二回目との間に相違を生じたことである。この点について、下村寿一証人は「行政処分に関する裁量のことであるから、最初の決定で神社側が納得すれば解決するものと信じたが、神社側は了承せず訴願の手続をとつた。かくなれば、憲法及び法規により決定しなければならない。すなわち憲法は信教の自由を保障しており、宗教上の事項が著しく公共の福祉を害しない限り、国は宗教上の信仰、規律、慣習、伝統について干渉してはならない建前をとつている。又神社の申請は法律に定める要件を完全に具備していると認められるし、又筑波山の譲与等の先例もあるし、申立通りに処分しなければならない。又訴訟になつたとき審査会の決定がくつがえされることはその権威上忍びないものである。本来ならば、当初から八合目以上全部を神社に譲与すべしと答申した方がよかつたかもしれぬ。大蔵当局の原案はなかなかつよいもので大幅に修正することはできなかつた。」と証言し、又神社側の猛運動にうごかされて、意見の変更を見たのではないかとの疑問に対しては「私は断固として言明しますが、なんら請託ということはない。」と証言している。又同じく結論に相違をきたした点に関し、塩谷証人は、「神体山というものに対する考え方が最初審査会の意見決定の場合と次の審査会の意見決定の場合とにおいて異なつていると見受けられる。第一回の決定の場合においては、山そのものが御神体であるという考え方もあつたことは事実であるが、むしろ山を修験的行場と考え、人々が各種宗教的行動をする地域のみを申請者に譲与すればよいと考えたようであり、その後審査会委員の実地調査の結果、神社の社殿の構造、祭礼の型式等より山そのものが御神体であるとの認識を得、前回の考え方を修正したように思われる。」と証言している。

すなわち、第一回目と第二回目の意見決定上の相違について、審査会としては「申請通り八合目以上全部を神社に譲与することが最初から正当であると認めたにもかかわらず、大蔵当局の試案を修正することは困難であつた。」として、審査会の意見決定にあたつて行政官庁の原案固持の態度が強硬であつたことを主要としているが、大蔵省当局においては審査会は、富士山に対する神体山信仰に関する認識の相違がしからしめたものであるとしている。

以上両者の証言は、その主張を異にしているが、審査会が第二回目の意見の決定にあたり、現地調査を行うに至つた事情等を考慮するならば、結局第一回目と第二回目の意見決定に際して、審査会として神体信仰に対する認識上の相違があつたものと認められる。

第二　富士山八合目以上の譲与申請と昭和二十二年法律第五十三号（社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律）及びその附属法令との関係について

富士山八合目以上の国有財産の処分は、通常の国有財産の処分とはその趣を異にし、昭和二十二年法律第五十三号及びその附属法令に準拠して行われるものである。本件はこれらの法規に照し、いかなる処分の決定がなされなければならぬか。これは本委員会の調査の第二の点であり本法の趣旨並びに解釈等より考察せられたがその概要は次の通りである。

一　本法の趣旨及び本法構成上からみて

本法は、終戦後総司令部より発せられた神社神道に対する政府の援助を廃止せんとする一連の覚書によつて制定されたものであり、その趣旨は政教分離を貫こうとしているものである。このことは石井参考人も「本法施行の際において宗教団体に無償で貸し付けてある国有財産については、その沿革上社寺上地、地租改正等によつて国有となつた事実があり、且つ、宗教団体の宗教活動を行うに必要なものは、宗教団体に譲与して国家と特定宗教との伝統的な保護関係を断絶し、宗教団体をして自主独立の活動を行わしめようとするものである。」と述べている通りである。

すなわち新憲法の趣旨にのつとり、国は、社寺等に対する国有財産の無償貸付け関係をうちきるとともに、その善後措置として一定の要件を具備するものについては、これを社寺等に無償譲与し国と社寺との沿革的な財産上の特殊的関係を整理することを企図したものである。

すなわち本法は、その第一条において「社寺上地、地租改正によつて国有となつた国有財産で、この法律施行の際現に社寺等に対し国有財産法によつて無償で貸し付けてあるもののうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、社寺等においてこの法律施行後一年以内に申請したときは、社寺境内地処分審査会に諮問して主務大臣がこれをその社寺等に譲与することができる。」と規定し又本法施行令第二条において「法第一条に規定する国有財産にして国土保安、その他公益上又は森林経営上国において特に必要があると認めるものは国有として存置し前条の規定にかかわらず譲与をしない。」旨規定している。しかして本法第一条末尾の「……ことができる。」の解釈については塩谷証人は「一般に国有財産は、国有財産法にもとづきまして法律の特別の定めがなければ無償で譲与することができないが、本法は、その例外規定でございます。それで一般の場合には無償では譲与するということはできないけれどもかくかくの要件を備えた場合は荒り払つてよろしいという意味の権能を与えた規定だと考える。……本法末尾の「できる」という点については、この法律でいつております要件を備え、また売払いをする国有財産の範囲を定めた勅令の規定に合致したときは譲与すべきものであると解釈するのが適当であると思う。」と証言し、又有倉参考人は「法の第一条の要件を充足し、且つ、施行令第二条に該当しない場合、すなわち国有存置を必要としない場合には必ず主務大臣は、これを譲与すべき法的拘束をうけるものであり要件の具備を認めながら譲与しないときは違法処分となる。」と述

べ、又「法の第一条の要件を充足するが施行令の規定により国有存置を必要とする場合には、両方の条文の趣旨からして主務大臣は譲与すべきではない。しかして施行令の規定する要件を具備しているか否かの認定は主務大臣の自由裁量に属するものであり、かりに主務大臣が施行令に規定する要件具備の判断を誤つて処分した場合には違法処分ではないが不当処分になる。」と述べている。すなわち本法は、国有財産処分に関する例外規定であつて本法第一条に規定する譲与すべき要件を具備し、且つ、施行令に規定する譲与の制限規定に該当しない場合には大蔵大臣は譲与しなければならない法的束縛をうけるものであり、譲与の制限規定に該当する場合には譲与すべきものではないと解釈すべきである。

二　本法に規定する譲与の条件からみて

しからば本法に規定する譲与の条件からみて、申請地は譲与できるかどうか。本法の規定により譲与できるためには

（イ）申請地が社寺上地、地租改正等により国有となつた事由のあること。

（ロ）申請地が本法施行の際国有財産法により申請者に無償貸付けしてあること。

（ハ）申請地がその社寺等の宗教活動を行うのに必要があること。

の三つの条件がすべて充足されていなければならない。

㈠　（イ）の条件に関し、窪谷証人は「ずつと昔のことは明確でないが徳川時代安永八年十二月五日付富士山八合目以上の支配出入等に関する幕府の裁許状があり、これによれば（前略富士山八合目より上者大宮持たるべし）と裁断され八合目以上は富士山本宮浅間神社の所有であつたろうと考える。その後明治四年一月五日に公布された太政官布告、明治六年の地租改正条例にもとづく官有地民有地区分の規則により国有に移されたと解している。」と証言している。

又大宮持の「持」の意味については石井参考人は「当時の用語例では所有を意味する。」と述べている。

すなわち現行法における「所有権」という意味とは異なるにしても所有と解すべきであるから、明治維新以前、富士山八合目以上は富士山本宮浅間神社の所有であつたが、明治維新の際、社寺上地、地租改正によつて国有となつたという事実は認められる。

よつて（イ）の条件を具備しているものと認められる。

㈡　（ロ）の条件に関し、窪谷証人は「明治の初年来浅間神社より時の政府に対し八合目以上を浅間神社の奥宮境内地に確定してもらいたいという申請をしているが、明治三十二年七月二十八日付をもつて、静岡県知事より（富士山八合目以上浅間神社奥宮境内ノ件開墾ク）という指令があり、八合目以上は浅間神社の境内地に確定されたと考える……その後神社用地については、国有財産のうち公用財産として整理していたが昭和二十一年二月二日勅令第七十一号、いわゆるポツダム勅令と申しているが、その附則（本令施行ノ際現ニ国ニ於テ神社ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタル公用財産ハ之ヲ従前ヨリ引続キ神社ノ用ニ供スル雑種財産ト見做ス）の規定により雑種財産として整理されている……大正十年に制定された国有財産法第二十四条は（従前ヨリ引続キ寺院又ハ仏堂ノ用ニ供スル雑種財産ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ其ノ用ニ供スル間無償ニテコレヲ当該寺院又ハ仏堂ニ貸付シタモノト見做ス）ということになつており、従つてこの八合目以上のものについても貸付けの契約というようなものはないのであり、この法律の一般的規定にもとづく（見做ス）ということから現に無償で浅間神社に貸与をしているということは事実として認定してさしつかえない……」と証言し、国は富士山八合目以上を富士山本宮浅間神社に対し本法施行の際の国有財産法上無償で貸し付けしていた事実を確めている。

よつて（ロ）の条件を具備しているものと認められる。

㈢　（ハ）の条件に関し、窪谷証人は「当初の処分の際においては四万九千九百五十二坪が、宗教活動に必要と認定したが、その後宗教活動に必要な範囲はこれにとどまらないという意味の訴願がでて、この訴願の点につきまだ意見がまとまつていない。」と証言し四万九千九百五十二坪以外の地域は宗教活動を行うのに必要であるか否かいまだ認定を行つていないとしているが、本件は、富士山と神社の宗教上の関係であり十分検討しなければならぬ点である。

すなわち本件に関しては、富士山本宮浅間神社の性格、神体山信仰にもとづく神社と神体山との関係、神体山信仰においては神社は神体山を所有しなければならぬものかどうか等について論及せられたがその要旨は次の通りである。

1　富士山本宮浅間神社は神体山信仰にもとづく神社であるかどうか。

この点に関し、小林証人は「富士山本宮浅間神社はわが国全体に数多い浅間神社の根本の神社で、もとも社殿がなかつたのであります……木之花佐久夜毘売命の鎮座まします山そのものを御神体と仰いでおつたが、垂仁天皇の御代に現在の山宮の位置にはじめて社殿が造営され、平安朝初期に現在の位置に移されたといわれ……その頂上八合目以上は浅間の大神のしずまりますところすなわち神座とされており浅間神社の御神体として古来信仰の対象とされてきた。」と証言し、又佐藤証人は「富士山そのものが御神体でありますが、時勢が変化いたし八合目というところが、今日では神社の御神体の主要なる部分となつて、神様のお宿りになる場所である。特に噴火口を中心とした部分、これは昔から神社において内院又は幽宮と申し、そこに神の御霊がお宿りになつている……浅間神社は富士山

そのものが御神体となつている関係上、神社の御本殿の中には神様の御神体というものがなく御本殿の後に扉があり、お祭りの際にはこれを開いて富士山に相対するのである。お祭の形は山宮の土地は参りほこと称するものに富士山の御霊を移し、これを捧持して本宮の御殿の中に納める。」と証言し、両証人とも、富士山本宮浅間神社は富士山八合目以上を御神体とするいわゆる神体山信仰に基づく神社であり、このことは社殿の構造、祭祀の型式等からも実証できるものとしているが、石井参考人は「神体山としての純粋な形は、三輪山のように古来神殿の設けがなく、山麓に拝殿があつたのが純粋の形であり、富士山の方は山麓に拝殿だけでなく神殿までもある。しかも一般人が広く登山するということが行われ、神体性というものの純粋なものを相当失つている……」と述べ、富士山本宮浅間神社は神体山信仰にもとづく神社ではあるが、その神体山的性格はかなり稀薄になつているものとしている。

2　神体山信仰にもとづく神社は神体山を所有しなければならぬか

この点に関しては、佐藤証人は「信仰の根源である神体は神社の所有であることが完璧であり、信仰の対象である山の神社の宗教活動上不可欠である。」と証言し、和歌森参考人は「室町時代の末までの考え方では、神が山を支配しているということであつたが、次第に神領という概念にかわり、江戸時代になると社領と称し、浅間神社においても神社の所有地として自認していたといえる…信仰の対象になつているものを信仰するものがもつというのは普通である。」と述べ、又信仰の対象である山の特定の部分を区切つて宗教活動の対象として認めうるかとの点に関しては、和歌森参考人は「日本人の信仰観念からいえば神の霊は固定性をもたないものであり、特定の区域だけを限ることはその宗教活動にとつて支障がある。」と述べ、いわゆる神体山信仰にもとづく神社は通常信仰の対象である山全体を所有するものであるとしている。これに対して、阿部参考人は「未開時代にはめぼしい高い山はみんな信仰の対象であつた……天地の万物が神として見られた時代の信仰が現在生き残つているのが山岳信仰である…この山岳信仰を信仰する者は信仰する自由であるが、信仰するからといつて、その対象物を私有地にすることは理解できない……」と述べ、信仰するということによつて信仰の対象物を神社が所有せねばならぬということは客観的には妥当性は認められないものとしている。

3　富士山本宮浅間神社は宗教活動を行うに富士山八合目以上を所有しなければならぬか

この点に関し、小林証人も「絶対に所有しなければ宗教法人としての浅間神社は解散することはないと思う。」と証言し、和歌森参考人は「富士山というものは単に神体山信仰という性格だけの山ではなくして、いろいろな性質をもつているので神社が独占するということは無理である。……しかし浅間神社の行う宗教活動を妨げてはならない。」と述べ、富士山八合目以上はその性格の特殊性よりして、この場合必ずしも富士山本宮浅間神社が現行法における所有権を取得しなければならぬものであるとは断定していない。又神社の行う宗教活動の具体的内容については、小林証人は「宗教上の儀式、あるいはお祭を行う……信者を教化育成する等を意味する。」と証言しているが、富士山八合目以上の全地域がかかる意味の宗教活動を行う場として必要な地域であるとは認めがたい。

又小林証人は「いわゆる御神体として、この法律により、山全体が神社に譲与されたものが相当数あり、その代表的なものは奈良県の大神神社に対する三輪山、栃木県の二荒神社に対する男体山、石川県の白山比咩神社に対する白山、茨城県の筑波神社に対する筑波山等がそれであり現在富士山だけが未決定のまま残つている。」と証言し、富士山本宮浅間神社のみが同じく神体山である他の山に比べて均衡を失した処分を受けなければならぬ理由はないとしている。

これに対して、阿部参考人は「昔はいわゆる祭政一致で国の政治と社寺の信仰が密接に結びついて崇敬の対象である山は、神社の所有であつても、ともに公的性格をもつており富士山を神社のものにしても不思議でなかつた。……古い祭政一致時代の観念をいまの民法の所有に移し植えることは理解できぬ……かかる建前の法律はまちがつている……現代の考え方で国のためにどうすべきかということを根本にして措置する要がある。」と述べ、いわゆる神体山の処分については神社神道の国家宗祀とされていた時代と現代との間には大きなひらきがあることに着目して処分せねばならぬものであるとして、昭和二十二年法律第五十三号そのものについても再検討すべきであると示唆している。

又この法律について、有倉参考人は「法律自体憲法違反の疑いが濃厚であると思う……しかし連合国側の命令にもとづいて制定せられた沿革からすれば憲法違反であるかもしれないが有効なものである……連合国の命令にもとづいたものが存続している点に一つの欠点が見受けられる。」と述べ、法律自体に欠陥を含んでいることを指摘している。従つて前例をもつて

富士山八合目以上を富士山本宮浅間神社に譲与処分しなければならない妥当性を主張することはこの場合適当と認め難い。本法にもとづき政府の行つたいわゆる神体山の譲与処分は本法第一条に規定する国有財産のうち社寺等の宗教活動を行うのに必要な範囲を超えているのではないかとの疑もある。

以上証人、参考人の陳述等を要約するに富士山八合目以上の全地域は富士山本宮浅間神社の宗教活動を行うに必要な部分もあることは認められるが同地域全域にわたつて同神社の宗教活動を行うのに必要であるとは認め難い。

従つて(八)の条件を完全に具備しているものとは認められない。

三　本法施行令第二条の規定からみて

本法施行令第二条は、本法に規定する譲与条件を具備していても国土保安その他公益上あるいは森林経営上国において特に必要があると認めるものは国有として存置し譲与しない旨定めている。しからば富士山八合目以上はこの規定により国有として存置できるかどうか。

(イ)　森林経営上並びに国土保安上からみて

この点に関し、窪谷証人は「富士山八合目以上は不毛の地であり、国土保安森林経営という点については必ずしも明確なものが出てこない。むしろ公益という点に問題がある。」と証言し、八合目以上は国土保安もしくは森林経営上の必要により国有として存置する必要は認められないものとしている。

(ロ)　公益上からみて

この点に関して、窪谷証人は「大蔵省としてまだ最後的な考えがまとまつていない。」と証言しているが、本委員会においても調査の重要な課題となつたのである。このことはひつきよう富士山が神体山たる性格の外に文化、観光その他国土の象徴としての公益的性格を有しているからである。しからばこの公益的性格と本法施行令に規定する公益上必要なものとの関連において、国有として存置できるかどうか。

この問題に関し、観光、文化上の観点と日本国の象徴としての国民感情上の観点の二つに分けて考察することができる。

1　文化、観光上の観点より

この点について、下村(宏)参考人は「富士山は第一交通の幹線に近いところにあつて、日々数知れぬ大衆から仰ぎ見られ、しかも独立山の形であれだけ魅力がある。これから益々多数の登山者を迎えて、ここへどういう設備をせねばならぬかというと一神社あるいは一府県などの到底でき得べきでない。」と述べ、又田村参考人は「八合目以上は、富士箱根国立公園の利用の中心であり、利用の統制をはかるとともに、利用施設を整備しなければならぬ。又学術研究上、地形、地質、地衣地帯の植物景観等の観察場所として自然を保護しながら利用の統制をはからねばならぬ。」と述べ、又宗教上の関係については、田村参考人は「登山者の九十パーセントは信仰というより、レクリエーションの登山であり、自然観光のための登山であろう、神体山としての主張にも共鳴するが国立公園としての要望がはるかに大きい。」と述べ、富士山の現況からすれば信仰というより大部分は国立公園的な利用に供せられているから自然状態の保護、公共的利用のための施設の整備をはかり公共の福祉を確保するため国有に存置すべきであると主張している。なお同地域は、現在文化財保護法の適用をうけ特別名勝に指定されてある外、国立公園法上は特別地域に指定されている。

又近く厚生省において特別保護地域として指定する準備をすすめている。

この観光、文化の観点よりの国有存置の主張に対し、下村(寿一)証人は「公共の福祉についても審査会は十分考慮したが、神社の所有となつた場合においても国立公園法や文化財保護法の適用をうけるから公共の福祉を害することにはならない。」と証言し、佐藤証人も「国の法律には十分協力し公益に資したい。神社の所有だからというようなことは神社の本質からいつても、又社会が許さない。富士山のもつところのものを国民大衆又世界の人類のために十二分に提出し、文明に資したい。」と証言し、吉田参考人は「富士山の特殊性と、神社に無償譲与することとは矛盾するものではなく、国立公園法、文化財保護法は現に適用せられている。これでいまだ不十分ならば法をもつと適切に改め有力に施行せられるよう努めれば目的を達する。神社に譲与したからといつて学術的調査研究のための施設は、建てられないということはなく、又神社の私有地になつたからといつて神社は処分することもなければ、営利目的に使用したり、風俗を害するようなことをやつてもよいとはもうとう考えない。」と述べている。

これら証人の証言、参考人の陳述の要旨は、富士山八合目以上を神社に譲与しても、国立公園法、文化財保護法の適用をうけることになるから、これが効果的運営により一般公共の利益は十分に保護せられ、又神社としては一般公共の利用について妨げとなるような行為や又営利を目的とするような行為もしないから公益上の要請にはつねに応じうるとしている。

ところで、私有地に対する国立公園法の適用に関し、森本証人は「富士山頂が私有地であつても法律の適用はできるわけであるが、実際の運用の面からみて、私有地につよい権利の制限を加えるということは、法的には可能であつても実際上は困難である場合が多い。」と証言し、又田村参考人は「国立公園の土地の管理を徹底させる手段としてはその土地を国が直接もつことが理想的である。」と述べている。これに対し、窪谷証人は「国立公園の制度では必ずしも国有主義をとつておりません、民有地でありまず場合はそれに対して法律の定めるとこ

ろによつて、いろいろな規制ができることになつております。従つて国有でなければ国立公園としての機能は発揮しえないということもまたいい過ぎかと思います。しかしながら、国有地である方が管理には便利であるということもいえるだろうと思います。」と証言し、国立公園の立場からすれば公園内の土地の国有か私有かということは結局便宜上の問題であるとしている。すなわち国立公園としての行政運営上富士山八合目以上を国有地としておけば便利ではあるがただ、この故をもつて八合目以上をただちに国有として存置しなければならぬという理由は認められない。

又神社の所有に帰した場合神社は公益を妨げるがごとき行為はしないとの主張に対し、阿部参考人は「神社の一つの所有地になれば、今後どういうでたらめの措置をするかわからない。神社の性質上しないといつているが、それはしてもしようがないとした例もある、一たん民法的な私有地に帰属したからには将来不道徳な人間があつて、富士山のような立派な山を汚すようなことをした人があつた場合これをとりのぞくことはきわめてむずかしい。」と述べ、神社が公的性格を有するとはいえ、民法上の所有権を取得した場合、神社が誤つて目的外に使用することがあつても結局放任視する以外にすべはなく、神社の所有地となつた場合の将来に対して不安のあることを指摘している点は憲法第二十九条の規定にかんがみ重視さるべきであろう。

2　国民感情の観点より

富士山に対する国民感情は各種の要素を含んでいるが、この点に関し、下村(宏)参考人は「日本国土の一つの象徴となつている……山全体を尊重し、われわれの山だというような気持になつてきつつある……これは一つの愛情である。」と述べ、小林証人は「富士山はわが国土の象徴あるいは民族精神の象徴として国民的愛情のもとに敬慕されていることは、十分に認めるものである。」と証言している。すなわち富士山はその自然的容姿の秀麗、又規模の大なることより、日本国土の象徴として多数の国民より敬慕の的となつていること、しかしてこの敬慕という愛情の念は、必然的に「われわれ国民全体のもの」としての観念を生み「国有として存置させたい」という感情に発展しているが、この場合の国民感情は要するに国民全体のものとして国有として存置させたい感情に重きをおいて解釈すべきである。

しからばこの国民感情は、施行令に規定する公益に該当するかどうか、この点に関し、塩谷証人は「法律に規定する公益に該当するものは通常の場合においては、道路に使われる土地等具体的なものである。ところが富士山に対する国民の総有というか、国民全体がもつという国民感情は法律にいう公益というものの要素として考えられるかどうかということは訴願裁決の場合の最も大きな問題であり、この点まだ最後的な考えがまとまつていない。」と証言し、訴願裁決の遅れている主要な原因としている。小林証人は「公益というてありますのは、たとえば道路とかあるいは水道とかいうような現実的なものであつて、そういつた民族的愛情というものは必ずしもこれに該当しない。民族的なものであるということは国有とか、神社有とか何のだれ某個人の有であるというようなことにかかわらない。」と証言し、又下村(寿一)証人も「公益ということは審査会においても十分に考慮せられ、富士山に対する国民感情は公益と見なすことができるという少数意見もあつたが、多数の委員は法文に規定する公益というものは具体的な現実的なものを意味するものであり抽象的な概念を意味するものではないという意見であつた。」と証言し、審査会においてもこの問題が相当論議されたことを明らかにし、結局公益というものは具体的な公共の利益を指すという解釈をとり富士山に対する国民感情は施行令に規定する公益に該当しないものと認めている。この公益の解釈について有倉参考人は「いわゆる公益については外国の学者のいうところもばく然たるものであり、公の福祉が要求していることを行うべきであるとかあるいは国家目的にかなうような行為とか、いわば国や社会の利益というほどの意味であり場合に応じてこれを解釈しなければならないが、富士山の場合は国有を継続して行くかどうかということであり、所有権に対する侵害となる場合でないからさほど厳格に解釈する必要はないと思う。」と述べ、公益については明確な定義はつけられないが場合に応じて解釈せねばならぬとしている。

又石井参考人は「施行令に規定する公益の解釈は、立法目的ないし立法精神によつて強弱ある解釈が下さるべきであり施行令に規定する公益は社寺等が現に有し又有すべき財産権をはく奪しまたはこれを制限するための要件ではなく国が国有地を特に決定して社寺等に譲与するをチエックするための要件であるから、かかる場合の公益性は程度の低いものであつても十分であると考える。ところが国民の富士山に対する感情は絶対性を有しているものであるからこの場合の公益たりうるだけの利益性を有しているし又現在の富士山の神体山的性格は弱化しているものと認められ富士山を国有として残して置きたいという国民感情は弱化した神体山信仰を圧とうするにたるものであると確信している。」と述べ、富士山に対する国民感情はこの場合公益に該当するものと認めている。ところで弱化した神体山信仰と国民感情との比較上の問題に関し、佐藤証人は「国民的感情によつて日本の富士山がまつられることになり神社もできたわけであります。われわれ日本の遠い祖先たちがやむにやまれぬ気持をもつてその国民的伝統的思想が寄り固つてここに神社という一つ

の形式をとつてきた。私は国民全体にかわりまして富士山のお祭りをする者として神様にお仕えするのだから国民の期待にそいたい一念に燃えている。」と証言し、神社成立の由来もひつきよう国民的感情を背景に成立したものであり富士山が国民的信景を有する神社の所有に帰しても国民感情と矛盾するものでなく公益と合致するものであるとしている。

又和歌森参考人は「富士山の登山の対象等公の性格はやはり神体山的な性格というものが土台となつての動きではないかというふうに考えるし、事実においてお札をもらつて帰るということは広い意味の信仰対象として登山をしているのだということになるのである。この登山をするという行為の基礎に神体山的性格を置くとするならば結局国民の多くの人がやはりこれを神体山的属性として見ているということになり国民のものであるという考え方を尊重していいんではないかと思うが実際上この信仰を結集してお祭する中心点は浅間神社ということになりますからある部分は神社に譲与されなければならないというふうに考える。しかし特定の祈禱所とか行場ということだけに限ることは神社神道ではできない。結局一応全体として国有地とし神社の宗教活動上についての管理権と申しますか共同所有ということを成文化することができないものかと考える。」と述べている。

すなわち国民感情の中にも神体山的属性が潜在しておることは登山者の態度でも明らかであり、この神体山的属性を代表するものは神社であるから富士山に対するある部分は神社に譲与さるべきであるが、譲与さるべきものは神社神道の建前上特定の区域に限られないから、全体として国有としそのまま神社に管理させるか、ないしは国と神社との共同所有の形式をとることが望ましいと主張している。

以上の主張に対し、第一の国民感情と神体山との関係については、下村参考人は「宗教の人心を支配する力というものは科学の発達に伴いだんだん少くなつている。昔は登山者は信仰が主であつただろうが現在は信仰というより名山に登つてみたいという気持である。」と述べ、石井参考人も「富士山が浅間神社の神体山であるという性格はある程度残つていると認めるが神体山の純粋なものを失つているのではないかと思う。」と述べ、富士山に対する神体山的性格の稀薄性を指摘しているがこの点傾聴に価するものであるとともに、神道の国家宗祀としての関係が断絶された新憲法下においては神道に対する国民感情にも大きな変化をきたしているものと認められる。

第二の国有神社管理の形式と現行憲法との関係について、有倉参考人は「国有として相当広い地域を管理させることは憲法第八十九条に抵触する疑いが濃厚である。現行憲法においては、はつきりと国と宗教との分離ということが根底に流れている。むしろこの際きつぱりと憲法の精神にのつとつて関係を断絶する必要がある。」と述べ、この国有神社管理も現行憲法に抵触しこの際神社と国との関係を断つよう主張しているが、法律第五十三号もまた実にこの政教分離の精神を貫かんとして制定されたもので現行憲法上国有神社管理は不可能である。

以上述べた通り、この場合の公益という概念については各種の解釈が下されているが、この場合の解釈としては公共の具体的利益のみを指すものとの割切つた解釈のみにとらわれることは妥当とは認められない。富士山に対する国民的愛情ないしは日本国土の象徴として国有として存置したい国民感情は自然物中ひとり富士山のみに通ずるものであり富士山八合目以上が富士山本宮浅間神社の所有に帰した場合この国民感情を阻害するものと認められる。

しかしながら塩谷、小林両証人（行政担当）等の証言によれば国民感情という観念的なものは必ずしも公益に該当しないものとの解釈を下しているからこの場合国民感情は公益の概念に含まれると解釈することによつて行政運営上支障を生ずる可能性についても一応考慮を払い、富士山に対する国民感情を尊重するため特別の法的措置を講ずることが妥当であると考えられる。

第三章　結論

本件に関する調査の結果を左の通り結論する。

一　社寺境内地処分中央審査会の第一回の結論と第二回の結論の相違は、昭和二十二年法律第五十三号第一条に規定する社寺等の宗教活動を行うのに必要な範囲の認定に関し、第一回は富士山八合目以上を修験道としての神体として認識し、第二回は神社の神体そのものとの認識にもとづいた結果であつて、いわゆる神体山信仰に関する認識の相違が、かかる結果をもたらしたものである。

審査会は審査の過程において非難伝えられた第三者の請託を受けた事実は認められないが、神体山信仰の基本的性格の認識に大きな相違を生ぜしめ世上の誤解を招いたことはその権威を失墜せしめたものと認める。

二　政府は、富士山本宮浅間神社の譲与申請に対し、処分の決定を行うまでに、四年九箇月を要し、又この処分に対し、申請人より訴願の提起をうけ、すでに一年有余を経過するも、いまだその措置の決定を見ていないゆえんは、本件の特殊性にもとづくものとはいえ、政府当局の本件に関する積極的研さんの足らざるものであることを認める。

又、政府が行つた昭和二十二年法律第五十三号にもとづく国有財産に関する八万三千有余件の処分中、いわゆる神体山の処分は、同法第一条に規定する社寺等の宗教活動を行うのに必要な範囲をこえた不当処分の疑があるとの意見もある。

三　富士山八合目以上は富士山本宮浅間神社の宗教活動と密接な関係にあることは否定し得ないが、本委員会としては、同神社が同地域全部を所有することは、宗教活動を行うのに必要であるとの客観的妥当性は認めるに至らなかつた。

四　富士山は世界的名山として内外人の愛敬の的であり、なかんづく八合目以上は、文化観光等公益上重要な地位を占め、他方日本国土の象徴として国民的愛情のきわめて深いものがあるから、同地域（政府においてすでに処分を行つた地域はこれを除く。）を国有として存置することを適当と認めるものである。

これがためには要すれば特別の立法措置を講ずることが望ましい。

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その一）

請願に関する報告書

（第五十七号附録参照）

人事委員会

秋田県に対する薪炭手当制度化に関する請願（請願者　秋田市西根小屋町上町一番地秋田県官公労働組合給与対策協議会長松井慶太郎）（石山權作君紹介）（第一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方に在勤する公務員にとつて、冬期間の暖房用薪炭は必要不可欠なものであつて、最近の諸物価の高騰に伴い薪炭費の値上り著しく、これが購入に多額の出費を要し、公務員の生活は極度に窮乏しているが、国鉄では昨年より薪炭手当の必要を認め、現在国鉄及び電通職員には支給されている。ついては、秋田県の在勤公務員に対する薪炭手当を制度化されたいというのである。

二、請願の議決理由

物価高に伴い薪炭費の値上りにより、多額の燃料費の支出を要する東北地方在勤の公務員の生活の実状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

薪炭手当制度化に関する請願外五十七件（請願者　岩手県九戸郡野田村長川原文作外九十七名）（北山愛郎君紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷の悪気象条件下にある地域に勤務する公務員は、冬期間はなはだしい生計費の増高をみ、現行寒冷地手当の支給をもつてしてはまことに不十分な状態にある。ついては、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律を改正して支給額の最高を十割にするとともに、石炭手当に準じ薪炭手当を制度化されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷地在勤の公務員の冬期間における生計費の増高は、現行寒冷地域給の支給額をもつてしては不十分である実状にかんがみ、本請願の趣旨並に目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県毛馬内町に薪炭手当支給に関する請願（請願者　秋田県鹿角郡毛馬内町長大里清三外二名）（細野三千雄君紹介）（第一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県鹿角郡毛馬内町は奥羽山脈の懐に抱かれた積雪寒冷地で、冬期間が長いため年間のなかばはストーブ、こたつを常用する状態で薪炭の必要量は著しく多く、本町在勤公務員の生計費に占める薪炭費の割合ははなはだ高くなつている。ついては、薪炭手当を制度化し、毛馬内町に薪炭手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

冬期間が長いため多量の薪炭を必要とする毛馬内町在勤の公務員の生活の実状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県下に薪炭手当支給に関する請願（請願者　青森県知事津島文治外一名）（三和精一君紹介）（第一四号）及び同（請願者　青森市長島一番地青森県人事委員会委員長羽賀良太郎）（木村文男君紹介）（第四一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県のおかれている自然環境及び経済事情をみるに、長期にわたる越冬のために要する燃料費の累増はとうてい軽視することができぬものがあり、県下公務員の家庭経済に及ぼす影響はそのために他を犠牲にするの余儀ない状態にある。ついては、北海道の石炭手当を青森県下の公務員に支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

長期にわたる越冬のため多額の燃料費を必要とする青森県下の公務員の生活の実状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　岐阜県大野郡清見村岐阜県寒冷地給対策委員長藤本寧）（岡村利右衛門君紹介）（第一五号）及び同（請願者　兵庫県氷上郡鴨庄村立鴨庄小学校長塚本三郎外九百八十八名）（有田喜一君紹介）（第三〇〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律に基く石炭手当、寒冷地手当の金額では実質給与として確保されるべき性格も稀薄となるほどわずかであり、また国民生活水準のぜん次向上しつつある中に公務員は依然として劣悪な条件にすえ置かれ、ことに寒冷積雪地帯に生活する者にとつては燃料及び暖房のために食糧費さえ削減せざるを得ない実情にある。ついては、石炭手当については必要量を三・七トン、熱量をトン当り六千五百カロリとして現行の頭打ちを打破するとともに、北海道の石炭手当に準じ薪炭手当を制度化する等該法律を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷積雪地帯在勤の公務員は燃料費のため食糧費までを削減せざるを得ない生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県串木野市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県串木野市級地引上促進会長橋口行彦）（池田清志君紹介）（第四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県串木野市は近接の地域給三級地の鹿児島市及び川内市とともに県内経済の中枢として発展しているが、その好況は必然的に諸物価を高め、物価、消費水準は鹿児島市、熊本市、佐賀市を上まわり、在勤公務員の生活を困窮せしめている。ついては、串木野市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島市及び川内市に近接する串木野市の経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県鹿児島市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県鹿児島市議会議長新川近義）（池田清志君紹介）（第四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島市は日本南端の雄都として政治、経済、交通等の西漸で、特に奄美大島の復帰に伴い南西諸島との貿易の拠点として発展しているが、一面戦災都市と

して、戦後人口の増加と建築資材の高騰及び毎年の台風による家屋等の被害は必然的に物価の高騰をうながし、貸金と生計費の関係はきわめて不均衡の状態を呈している。ついては、鹿児島市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美大島の復帰に伴い南西諸島との貿易の拡点として発展している鹿児島市の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県真幸町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県西諸県郡真幸町長崎公外一名）（持永義夫君紹介）（第四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県西諸県郡真幸町は県唯一の温泉郷として知られ、且つ、国立公園霧島と日本三大展望の一と称せられる矢岳展望台を控える観光地である関係上、農村形態を示しているものの消費都市的傾向を示し、鮮魚、衣料品、日用品等のすべてを鹿児島、北九州より移入しているため、運賃等がかさみ、諸物価は都市より物価高を呈し、在勤公務員の生活は極度に困窮している。ついては、真幸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

観光地である真幸町の消費事情よりして日用諸物資が割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県の地域給指定等に関する請願（請願者　宮崎県知事田中長茂）（持永義夫君紹介）（第四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県下は地理的に災害の多い県であり、また観光地としての躍進県であるが、一般生活物資の生産はきわめて少なく、多くを阪神、北九州より移入しているため、諸物価は高騰しているにもかかわらず、地域給については九州各県の最低下位にある。ついては、延岡市の地域給を四級地（新三級地）に、宮崎市、都城市及び日向市を三級地（新二級地）に引き上げ、日南市、小林市、高千穂町、高鍋町、妻町、福島町、椎葉村、門川町、清武町、住吉村、本庄町、高岡町、諸塚村、生目村、南郷町、日ノ影町、真幸町、広瀬町、都農町、高原町及び富田村を新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般生活物資の生産が少なく、その大半を阪神北九州より移入している宮崎県下各市町村の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県金光町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県浅口郡金光町長工藤純之助外十二名）（星島二郎君紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡金光町は玉島市に隣接した宗教都市で、農産物は他に流出して必ずしも安価でなく、生活必需品も阪神、岡山より玉島、笠岡に移入されたものをさらに本町に供給される関係上、物価は隣接都市に比較して一、二割高となつている実情で、在勤公務員の生活は苦境にある。ついては、金光町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宗教都市である金光町の消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県吉田村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県厚狭郡吉田村地区官公職員地域給対策協議会長藤井彰外二名）（田中龍夫君紹介）（第四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県厚狭郡吉田村は下関市と同一の経済圏内にあるため、生活水準は下関市と同一の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県稲葉郡那加町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県稲葉郡那加町議会議長矢野和一外一名）（野田卯一君紹介）（第四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県稲葉郡那加町は岐阜市に接続しているため、生活水準は著しく高く、また本町内に駐留軍基地を有する関係上、基地特有の高物価となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、那加町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

駐留軍基地を有する那加町の特殊な物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県那加町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県稲葉郡那加町議会議長矢野和一外一名）（野田卯一君紹介）（第四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関市と同一経済圏内にある吉田村の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県武儀郡板取村議会議長長屋権九郎外一名）（野田卯一君紹介）（第九五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県武儀郡板野村は木材、薪炭の生産地で、これら関係業者の往来は必然的に諸物価を高騰し、また生活必需物資のほとんどを岐阜市に求めるため、高物価に一段と拍車を加えている実情にある。ついては、板取村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
木材、薪炭の生産地である板取村の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大藪町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県安八郡大藪町中島元太郎）（野田卯一君紹介）（第四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県安八郡大藪町は大垣市に近接し、同市と政治、経済、文化等において密接な関係をもち、日常生活物資も大垣市をはじめ、岐阜、名古屋の各都市に依存しているため、諸物価はこれらの都市より一割ないし二割高となり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、大藪町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大藪町は日常生活物資を、大垣市、岐阜、名古屋の各都市に依存している関係上、諸物価は割高とならざるを得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県高蔵寺町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡高蔵寺町長水野愛三外一一名）（神戸眞君紹介）（第四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県東春日井郡高蔵寺町は春日井市と瀬戸市に隣接し、中央線高蔵寺駅を有して自給自足の農村であつたが、戦時中軍需工場の建設、疎開者による人口の増加等によつて消費地と変り、生活物価は都市以上となり、在勤公務員の経済は極度に圧迫されている。ついては、高蔵寺町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
高蔵寺町の消費事情よりして、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県高蔵寺町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡高蔵寺町長水野愛三外一一名）（神戸眞君紹介）（第四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県高蔵寺町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡高蔵寺町長水野愛三外一一名）（神戸眞君紹介）（第四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県東春日井郡高蔵寺町は春日井市と瀬戸市に隣接し、中央線高蔵寺駅を有して自給自足の農村であつたが、戦時中軍需工場の建設、疎開者による人口の増加等によつて消費地と変り、生活物価は都市以上となり、在勤公務員の経済は極度に圧迫されている。ついては、高蔵寺町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
高蔵寺町の消費事情よりして、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県奥町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡奥町長五藤久三郎外四名）（鈴木幹雄君紹介）（第四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県中島郡奥町は織物の産地であり、本町を中心に大工場、大会社が集中している関係上、これら従業員の増加は消費面に直接影響を及ぼし、諸物価は著しく高騰し、生活水準は京阪神諸都市と同一状態にある。ついては、奥町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県下有数の織物産地である奥町の消費物価高騰の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県味岡村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡味岡村長　松浦庄五郎外十名）（神戸眞君紹介）（第四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県東春日井郡味岡村は春日井市等に隣接し、生活必需物資のほとんどを春日井市に求めるため、諸物価は著しく高騰して同市の交流等に支障をきたしている。ついては、味岡村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
味岡村は生活必需物資の大半を春日井市に求めるため、諸物価は同市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県坂下町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡坂下町長大野和嘉治外十一名）（神戸眞君紹介）（第四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県東春日井郡坂下町は名古屋市と多治見市の間に位し、生活必需物資のほとんどをこれら両市に求める関係上、交通費等の加算によつて諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、坂下町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
坂下町は生活必需物資のほとんどを名古屋市、多治見市に求めている関係上、諸物価は両市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県祖父江町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡祖父江町全官公職員協議会長石原春光外二百三名）（鈴木幹雄君紹介）（第四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県中島郡祖父江町は交通至便で、一宮市及び名古屋市に近く、従つてこれら両都市の影響を直接受けるため、諸物価、生活水準はきわめて高く、また町内に観光地を有する関係上、観光客の往来は高物価に一段拍車を加えている実情にある。ついては、祖父江町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
祖父江町は一宮市、名古屋市の影響を受け生活水準が高く観光地である関係上高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、

これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県木曽川町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県葉栗郡木曽川町長岸田行雄外六名）（鈴木幹雄君紹介）（第四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県葉栗郡木曽川町は一宮市及び名古屋市に隣接し、生活必需物資のほとんどをこれら大都市に求めるため、諸物価は著しく高く、生活水準も両市に比べなんら異なるところがない。ついては、木曽川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

一宮市及び名古屋市に隣接する木曽川町の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県平和村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡平和村長伊藤義二外六名）（鈴木幹雄君紹介）（第四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡平和村は津島市及び祖父江町に隣接し、経済、文化等はこれら市町と密接不離の関係にあつて、生活必需品等もこれら市町から移入されるため、近時毛織工業等の振興と相まつて、物価の高騰は著しいものがある。ついては、平和村の地域給を二級地あるいは三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

毛織工業等の振興しつつある平和村の生活必需品等の移入事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県北方村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県葉栗郡北方村長木村鉄太郎外二名）（鈴木幹雄君紹介）（第四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県葉栗郡北方村は地域給上級地の木曽川町、一宮市及び笠松町の市町に囲まれ、一宮市へ十分、名古屋市へ三十分、岐阜市へ十分の至便な交通網を有するので、これら都市と一体の商圏を構成しているため、在勤公務員の生活環境は都市となんら異ならない状況にある。ついては、北方村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

周囲を地域給上級地に囲まれている北方村の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県一宮市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県一宮市長伊藤一外二十七名）（鈴木幹雄君紹介）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県一宮市は織物の産地として全国の大会社、大工場が集中し、産業の発展に伴う人口の増加とともに、購買力もおう盛となつて消費面に影響を及ぼし、諸物価を高騰せしめ、また一方においては取引の関係上京阪神を主体とするため、本市の経済は京阪神諸都市と同一状態におかれている。ついては、一宮市の地域給を五級地（新四級地）に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

織物の産地である一宮市は産業の発展に伴い購買力もおう盛となり消費物価が高騰しつつある実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県大和町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡大和町長上田栄）（鈴木幹雄君紹介）（第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡大和町は一宮市の西南に隣接し、一宮市の都市計画区域内にあつて政治、経済、文化の各般にわたりほとんど同体の関係にあるにもかかわらず、地域給においては一宮市と差別されていることは不合理と思われる。ついては、大和町の地域給を引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大和町は政治、経済、文化の各般にわたり隣接の一宮市と同体の関係にある実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県島田市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県島田市長森昌也）（西村直己君紹介）（第四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県島田市は産業、文化、交通等あらゆる面において静岡市、浜松市及び清水市等の地域給上級地に劣らない発展を遂げており、大小多数の工場を有するので、生活必需品のほとんどをこれら諸市に依存してむしろこれを上まわる物価高になつている。ついては、島田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

島田市は、生活必需品の大半を静岡市、浜松市等に依存しており諸物価はこれらの諸市より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県三島市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県三島市久保町千四百九十五番地越波外外八十一名）（石橋湛山君紹介）（第四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県三島市は箱根、伊東、熱海等の観光温泉地を近くに控えているので、これら各地に諸物資を吸収され、物価の高騰を招来しているにもかかわらず、地域給ははなはだ不合理にすえ置かれている。ついては、三島市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三島市は箱根、伊東、熱海等の観光温泉地を近くに控えている関係上、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県祥村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県南安曇郡祥村長鎌崎金一外六名）（降旗徳弥君紹介）（第四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県南安曇郡祥村は一部農産物を除くすべての生活必需品を大都市又は近くの松本市より移入し、これをバス及びトラック等によつて運搬しているため、松本市に比べ平均一割の高価を示し、在勤公務員の生活は他の地域給指定地の各町村に比較してきわめて困窮している。ついては、祥村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

祥村は生活必需品の大部分を松本市その他の都市より移入するため諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願

は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県富岡町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県甘楽郡富岡町長百瀬千波外二十七名）（小峯柳多君紹介）（第五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県甘楽郡富岡町は大小多数の工場を擁する商工業地として発展しつつあり、養蚕を中心とする農村によつて囲まれた同地方唯一の消費地にして、文化も早くより発達し、生活程度も相当高くなつているが、物価は中小都市に劣ることなくむしろ高価であるから、民間給与よりも著しく低い公務員は常に困窮している。ついては、富岡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
富岡町は商工業地として発展しつつあり、生活程度も高く物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県赤津村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡赤津村長柏倉兵太郎外七名）（山口好一君紹介）（第五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県下都賀郡赤津村は日用品を始め生活必需品のすべてを十キロも離れた栃木市から購入するため、物価が高く、在勤公務員の生活状態はますます窮乏している。ついては、赤津村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
赤津村は生活必需品のすべてを栃木市から購入するため物価は同市より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県北郷村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡北郷村長中島滝造外十九名）（山口好一君紹介）（第五〇三号）及び同（請願者　栃木県足利郡北郷村相場利一外十九名）（小平久雄君紹介）（第五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県足利郡北郷村は足利市を中心とする機業地の一環として発展し、各般の経済事情はまつたく同市の影響下にあるので、一般の生活水準及び物価指数はなんら異ならない実情にある。ついては、北郷村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北郷村は一般の生活水準、物価事情等において足利市となんら異るところがない実情である。かかる点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県勝浦町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県夷隅郡勝浦町長富田好三）（森清君紹介）（第五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県夷隅郡勝浦町は人口一万五千余を数え、列車の増発とともに東京方面への通勤者も増加し、物価は上昇の一途をたどつているが、現在本町とすべて同一条件にある柏町、八街町が本町より地域給の上級地に指定されているのは不合理である。ついては、勝浦町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
勝浦町の交通量の増加に伴う物価上昇の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県成東町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡成東町長小出安栄昌）（千葉三郎君紹介）（第五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県山武郡成東町は国鉄総武本線に沿い千葉市と銚子市の中間に位する郡内の交通の要衝にして、東京方面からの買出人がひん繁に出入するので主食の価格を高騰せしめ、勢いその他の日常必需品も高くなつて隣接市町村を上まわつている。ついては、成東町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
成東町はひん繁な主食買出人の出入のため、いきおい主食の価格はその他の日常必需品の価格は高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県石岡町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県新治郡石岡町長川並要外二十四名）（丹羽喬四郎君紹介）（第五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県新治郡石岡町は水戸市、土浦市の中間に位し、人口二万六千を数え、なお連年増加し、隣接町村を合併して市制を施行するのも近く、国鉄、私鉄、バスの発着の増大、常磐線の電化に伴い交通の便はきわめて良好となつたが、諸物価は水戸、土浦両市をはるかに上まわり、他に収入のない在勤公務員の生活は危険な状態にある。ついては、石岡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
石岡町は常磐線の電化に伴い交通は極めて良好となり、諸物価は水戸、土浦両市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県小川町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県東茨城郡小川町長沼田藤四郎）（加藤高蔵君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県東茨城郡小川町は観光地の水郷及び東京都との交通便利で彼我の往来繁く、やみ屋の出入も多いので、商店は諸物価を観光地、大都市並につり上げているため、在勤公務員は生活費が著しく増高し常に困窮している。ついては、小川町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小川町はその交通事情等よりして、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県本郷村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県大飯郡本郷村長吉岡四郎右衛門外三名）（齋木重一君紹介）（第五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大飯郡本郷村は古くより丹後街道の宿場として知られ、水陸交通の要地で、本郷四箇村の中枢地をなし、近年鉱工業、林業等の生産が増加しつつある状態で、消費地としての生活に及ぼす影響は俸給生活者にとつても特に深刻である。ついては、本郷村を地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

近年鉱工業、林業等の生産が増加しつつある本郷村の消費事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県丸岡町の地域給引上げの請願（請願者　福井県坂井郡丸岡町長友影賢也）（齋木重一君紹介）（第五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡丸岡町は京福電鉄永平寺線及び丸岡線の分岐点にして交通の要衝となり、わが国最古の霞ケ城には観光客年とともに増加し、都市計画も実施されて都市の観を呈しており、また人口密度は全国一といわれ、従つて消費地の性格を示すので生計に及ぼす影響少なくない。ついては、丸岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

丸岡町の交通、人口密度、消費の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県見附町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県南蒲原郡見附町地域給対策協議会長斎藤為次郎）（三宅正一君紹介）（第五一二号）及び同（請願者　新潟県南蒲原郡見附町議会議長田井安平）（亘四郎君紹介）（第七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南蒲原郡見附町は近郷唯一の産業、文化の中心地であり、ことに紡織関係の生産並びに産額は近年著しく伸展して、化繊のみにても月額三億円を上まわる盛況であり、また工業地帯の拡張と人口の増加が著しく近い将来に市制実施を予定され、長岡市及び三条市に比べ物価指数、生活水準ともに差異を認められない消費地となつている。ついては、見附町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

見附町は長岡市及び三条市に比べ物価指数、生活水準ともに差異を認められない実情にある。かかる点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県野辺地町大字野辺地の地域給引上げの請願（請願者　青森県上北郡野辺地町長吉田昌三郎外十七名）（三浦一雄君紹介）（第五一三号）及び同（請願者　青森県上北郡野辺地町三浦三義人外七名）（夏堀源三郎君紹介）（第五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県上北郡野辺地町は東北本線、大湊線との分岐点に位する純消費地で、生活必需品の物価高は地方大都市以上で、在勤公務員の生活は困窮著しいものがある。ついては、野辺地町大字野辺地の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

天童町は駐留軍キャンプを控えている関係で物価指数は山形市と同等以上である点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県天童町の地域給引上げの請願（請願者　山形県東村山郡天童町長山本惣治郎）（黒金泰美君紹介）（第六〇五号）及び同（請願者　山形県東村山郡天童町議会議長横山精勇）（木村武雄君紹介）（第七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡天童町は山形市の北方約十キロに位し、天童温泉に接続し、駐留軍キャンプ街を控える関係で、物価指数は山形市と比較しても同等以上で、在勤公務員は赤字生活を続けている。ついては、天童町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

野辺地町は純消費地であるため生活必需品等については高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県増田町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡増田町長　石田喜兵衛外四名）（飯塚定輔君紹介）（第六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡増田町は立地条件上から物資の輸送に諸経費を要し、且つ、単作地帯であるため、野菜を他町村から購入している現状であり、特に最近の鉱山地帯の好況は物価をさらに高騰ならしめ、在勤公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、増田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

増田町の消費事情及び鉱山地帯の好況による物価高騰の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県横手市の地域給の引上げの請願（請願者　秋田県横手市長佐々木一郎外三名）（飯塚定輔君外一名紹介）（第六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県横手市は生活必需品を中心とする諸物価が秋田市に次ぐ第二位の高値を示し、東北六県都市中仙台、盛岡両市に次ぐ高価格地域であり、文化面においても地域給上級地の秋田、大館両市を上まわる。ついては、横手市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

横手市は諸物価が秋田市、仙台市、盛岡市に次ぐ高価格地域である実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県白里町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県山武郡白里町長内山仲外四名）（森清君紹介）（第六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県山武郡白里町は都会に近き関係と常時米軍の駐とんによる物資の濫費により、衣料品、食糧品、薪炭等は都会に比べかえつて高値を示している実情で、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、白里町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
白里町は衣料品、食糧品、薪炭等が都市に比べ高価格を示している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県武生市の地域給引上げの請願（請願者　福井県武生市長森広三郎）（斎木重一君紹介）（第六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福井県武生市の最近における生活物資の急騰は関西、関東方面以上であり、近隣の福井、金沢、富山の各市の上まわり、在勤公務員の経済生活は民間のそれに比べてはなはだ低級で見るに忍びないものがある。ついては、武生市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
武生市の最近における生活物資の急騰は福井、金沢、富山の各市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県本荘松の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡本荘村長藤野真一外三名）（齋木重一君紹介）（第六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福井県坂井郡本荘村は京福電鉄が村の中央を通じ、附近には北陸本線の要衝金津町、嶺地における漁港であり港である三国町、北陸一の芦原温泉、その背後には三国海水浴場、東尋坊越前松島等、近代的感覚によつて組織化された環境に囲まれ、諸物価は著しく高く、給料生活者は窮乏の一途をたどつている。ついては、本荘村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本荘村は周辺は著名な観光地によつて囲まれているため高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県大関村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡大関村長伊藤良三外十三名）（斎木重一君紹介）（第六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福井県坂井郡大関村は坂井平野の中心で、福井市へ十三キロ、芦原町、金津町及び丸岡町へ二ないし三キロの近接地にして、これら市町と同一の経済圏にあつて密接な関係にあり、交通、文化、経済上一体となつているため、生活条件は差異を認められないのにかかわらず、本村のみ地域給の無級地であることは不合理である。ついては大関村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大関村は福井市、芦原町、金津町及び丸岡町と同一経済圏にあり、生活条件にはなんら差異を認められない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県中郷村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県敦賀郡中郷村長岸三蔵外四名）（斎木重一君紹介）（第六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福井県敦賀郡中郷村は敦賀市の衛星的存在として経済的、文化的に密接不可分の関係にあり、従つて生活水準等においても同市となんら異るところがない。ついては、中郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
中郷村は生活水準等において敦賀市となんら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

土庄町及び渕崎村の地域給の引上げの請願（請願者　香川県土庄町長中塚卓蔵外四百六十八名）（赤城宗徳君紹介）（第六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県小豆郡土庄町及び渕崎村は生活物資を阪神地方に依存しているため、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県坂出市の地域給引上げの請願（請願者　香川県坂出市長畠田恭平外三十五名）（大平正芳君紹介）（第六一四号）及び同（請願者　香川県坂出市立坂出中学校長藤田芳弘外十九名）（成田知巳君紹介）（第八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県坂出市は本県で最も発展的な貿易港で、且つ、工場地帯として多くの会社、工場を有し、阪神及び岡山、広島等との交通ひん繁をきわめ、物価の高騰はもちろん、労賃、家賃、飲食等に至るまで著しく上昇し、在勤公務員の生活は極度に困窮している。ついては、坂出市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
坂出市における産業の実情及び物価の高騰が在勤公務員の生活を極度に圧迫している現状等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県多度津町の地域給引上げの請願（請願者　香川県仲多度郡多度津町長山崎祐一外二十八名）（大平正芳君紹介）（第六一五号）、同（請願者　香川県仲多度郡多度津町議会議長水沢良則外二十八名）（福田繁芳君紹介）（第四七五〇号）、同（請願者　香川県仲多度郡多度津町議会議長本沢良則外二十三名）（加藤常太郎君紹介）（第五〇〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県仲多度郡多度津町は海港都市で、隣接の丸亀、坂出両市とともに人口の密度大で、且つ、交通の要路に当り、終戦後日本国有鉄道多度津工場の大拡充と近接善通寺町に創設された保安隊により諸物資、特に魚類、そ菜類等が高騰し、京阪神の各都市となんら異ならないばかりか、むしろ高物価を示し、在勤公務員の生活は破た

んの状態にある。ついては、多度津町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

多度津町は、その特殊な経済事情からして高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中川原村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡中川原村長　北岡武男　外五名）（永田亮一君紹介）（第六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡中川原村は洲本市に隣接し、農業用資材、衣料、生活必需品等あらゆる物資を同市から移入するため、運賃等が加算されて、村内諸物価は常に市価を上まわる実情で、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、中川原村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中川原村は生活必需品等の物資を隣接の洲本市から移入するため運賃等の加算で物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県丸亀市の地域給引上げの請願（請願者　香川県丸亀市長　三原勝英外四十八名）（大平正芳君紹介）（第六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県丸亀市は四国一の高物価地域と称せられている上に、近接都市に保安隊が設置されて以来、その方面の需給増加著しく、あらゆる物価は高騰し、市内に居住する官公庁職員の生活は次第に困難をきたしている。ついては、丸亀市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地域的な物価高のため丸亀市内在住の公務員の生活は困難をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県伊里町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡伊里町役場代表河崎亀三郎　外四名）（大村清一君紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡伊里町は三石町及び備前町に接し交通上両町の中心となつており、古来岡山県文化発祥の地として近時とみに発達し、本町を中心とする市制実施の気運も高まつているが、主食はもちろん生活必需品は隣接町村と同じく京阪神、岡山方面から移入し、その価格はこれら右両町に比べなんら異ならない。ついては、伊里町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

伊里町は隣接の三石町及び備前町と同様に生活必需品を京阪神、岡山方面から移入しているので、その価格は右両町となんら異るところがない実情である。かかる点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県真庭郡久世町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県真庭郡久世町長　菱川忠義）（大村清一君紹介）（第六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡久世町は積雪寒冷単作地帯である関係上、生産物は一定の品種に限られ、生活必需品のすべてを岡山市等から移入している現状で、諸物価は運賃、手数料が加算されて高騰し、公務員の生活をきわめて困難ならしめている。ついては、久世町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

久世町は生活必需品のすべてを岡山市、津山市等から移入しているため諸物価は割高となつている現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県湯原町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県真庭郡湯原町長　西田守平　外五名）（大村清一君紹介）（第六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県湯原町は生活必需物資の大半を他の生産地から移入するため勢い、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県美作町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県英田郡美作町級地設定対策委員会代表者　水島計次郎）（大村清一君紹介）（第六二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡美作町は国鉄姫新線沿線の消費都市で、生活必需品のすべてを遠く阪神地区又は山陰地方よりあるいは岡山市、津山市より移入するため、運賃等が加算されて、これら各都市より諸物価は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、美作町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

美作町は生活必需品のすべてを阪神、山陰方面、あるいは岡山市、津山市より移入するため諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県飯岡村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県勝田郡飯岡村小学校尾島時雄　外九名）（大村清一君紹介）（第六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡飯岡村は東洋一を誇る同和鉱業櫛原鉱業所の所在地で、隣接吉岡を中心にして二千四百人の従業員は非常に優遇されているため、その消費生活は一般住民に大きな影響を与え、諸物価は都会同様に高騰し、公務員の生活面に脅威を与えている。ついては、飯岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

櫛原鉱業所の所在地である飯岡村の特殊な消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県赤坂町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡赤坂町地域給獲得協議会長　福井潔夫）（大村清一君紹介）（第六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡赤坂町は岡山市に近接し、生活物資のほとんどを同市に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は岡山市に比べてはるかに高価となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、赤坂町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
赤坂町は生活物資の大半を岡山市に求めるため諸物価は同市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県大崎町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県曾唹郡大崎町長薄口猛勇）（山中貞則君紹介）（第六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県曾唹郡大崎町は県の特産たるでん粉、焼ちゆう、種子油及び製糸工業が盛んで、南部大隅五箇町村の中心となり県下屈指の雄町といわれているが、近時は都市的形態を呈するに伴い生活程度も上昇し、隣接の高山町、串良町等の地域給地に比べなんらそん色ない情勢にある。ついては、大崎町を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大崎町は産業発展に伴い生活程度も上昇しつつある実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県財部町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県曾唹郡財部町長谷口治秀）（山中貞則君紹介）（第六二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県曾唹郡財部町は都城市に接し、消費物資のほとんどを同市に依存しているため、物価は同市よりも一割高を呈し、特に魚介類は海岸から遠隔の地点にあるので、運賃その他がかさみ鹿児島市より三割高となつている。ついては、財部町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
財部町は消費物資のほとんどを都城市に依存しているため、物価は同市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県古川町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県吉城郡古川町長蒲茂雄）（平野三郎君紹介）（第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡古川町は高山市とともに飛騨地区における政治、経済、文化の中心地にして、朝鮮動乱後引き続く木材景気に加え、神岡鉱山労務者五千名及び電源開発地四箇所の労働者八千名に対する生活物資の補給、慰安、娯楽施設はきわめて活況を呈しているが、これがため生活物資の高騰著しく、公務員の生活は本町発展の様相となつている。ついては、古川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
古川町は産業繁営に伴い生活物資の高騰著しい実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県古川町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県吉城郡古川町長蒲茂雄）（平野三郎君紹介）（第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡神岡町は神岡鉱業所を中核とする消費地帯で、鉱業景気と発電事業の振興に本町の物価を急激に上昇せしめ、大都市の物価指数をはるかに上まわるほどであるから、在勤公務員の生活はますます苦しくなる現況にある。ついては、神岡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
神岡町は神岡鉱業所の鉱業景気と発電事業の振興により物価が上昇しつつある実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県玉島市の地域給引上げの請願（請願者　岡山県玉島市長堀口功）（星島二郎君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県玉島市は高梁川の河口に臨時工業地帯を擁し、繊維、鉄工、造船等の大工場が集中され、近代的商工都市として著しい躍進を遂げているが、主食を始め日常必需品のほとんどを他に仰ぐ消費地にして、物価指数及び生活水準は岡山市、倉敷市に異ならない実情を示しながら、地域給ははなはだ不均衡になつている。ついては、玉島市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
近代的商工都市として躍進を遂げている玉島市は日常必需品の大半を他に仰いでいる消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県寄居町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県大里郡寄居町長岩田周）（荒船清十郎君紹介）（第六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡寄居町は熊谷市、川越市及び高崎市の中間に位して経済的影響下にあり、さらに観光地としての特殊性も加わり、生活水準又は物価指数の現況はこれら都市となんら差異を認められないにもかかわらず、本町のみ地域給に著しい差別を設けることは不合理である。ついては、寄居町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
観光地である寄居町の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は之を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県甘地村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県神崎郡甘地村長永良政市外四名）（堀川恭平君紹介）（第六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県神崎郡甘地村は南に隣接する福崎町及び田原村とともに同一経済圏にあり、物価又は生活程度も同様でありながら、地域給については差別されているため、在勤公務員は窮乏にあえぎ転出希望者が続出している。ついては、甘地村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
甘地村はその物価又は生活事情を隣接の福崎町、田原村と同じく

人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県川辺村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県神崎郡川辺村長山本与一郎外五名）（堀川恭平君紹介）（第六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県神崎郡川辺村は地域給上級地の田原村、福崎町と同一経済圏内にあつて、物価もまつたく同様であるにもかかわらず、地域給においては差別されている。ついては、川辺村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
川辺村は地域給上級地である田原村、福崎町と物価事情を同じくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県三瀬谷町の地域給引上げの請願（請願者　三重県多気郡三瀬谷町長前納格三外十名）（橘本清吉君紹介）（第六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県多気郡三瀬谷町は従来より生活物資を宇治山田市、松坂市に依存していたが、宮川総合開発事業の着手とともにその消費量は急激に増加し、これに伴つて諸物価は高騰したため、在勤公務員の生活はますます困窮している。ついては、三瀬谷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

従来より生活物資を他地区に依存している三瀬谷町は宮川総合開発事業の着手とともに急激な消費増加に伴い諸物価高騰しつつある実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県藤岡町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県多野郡藤岡町藤岡税務署長角田直忠外二十四名）（中曾根康弘君紹介）（第六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県多野郡藤岡町は当地方における政治、行政の中心地で、町民の生活水準及び諸物価は伊勢崎市、高崎市と比べはるかに高く、その他慣習的行事も多く、公務員の生活費も両市より出費が多い実情である。ついては藤岡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

藤岡町は伊勢崎市、高崎市に比べ生活水準及び諸物価がはるかに高い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県一身田町の地域給引上げの請願（請願者　三重県河芸郡一身田町長辻孫一郎）（田中久雄君紹介）（第六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県河芸郡一身田町は津市に隣接し、経済的にも常に緊密な関係を有し、物価事情においてもなんら差異がなく、また昭和二十九年一月一日をもつて同市に合併されることになつているのに、地域給が現在のまま取り残されれば、人事の交流等に多大の支障となる。ついては、一身田町の地域給を津市と同等の三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

一身田町は津市に隣接し物価事情において同市となんら差異がないのである。かかる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県高田村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三池郡高田村長柿原種雄）（山崎巌君紹介）（第六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三池郡高田村は地域給上級地の大牟田地区に隣接し、交通、産業、経済上の関係も正に同一のつながりをもつて、物価指数及び生計指数等の上からも、ほとんどその差を見出すことができない。ついては、高田村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高田村は物価、生計指数等において隣接の大牟田地区となんらの差異を見出すことはできないのである。かかる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県荒木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡荒木町長近藤卓雄外八名）（山崎巌君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡荒木町は久留米市に近接し、数年前より合併問題が考究されているほどの関係で、まつたく同市の一部を観を呈し、市外地としての本町に大工場は次々に建設され、このため生活費等の経済事情は同一であるにかかわらず、地域給が久留米市に比べて低位にあることは不合理である。ついては、荒木町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

荒木町は久留米市に近接し生活費等の経済事情は同市とまつたく同一である実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県三橋町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県山門郡三橋町長堀喜内外十八名）（山崎巌君紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県山門郡三橋町は周辺の久留米、大牟田、佐賀の各市への交通至便であるため、これら各市の住宅地帯として人口の増加著しく、加えるに本町は高畑公園を中心に水郷として風光明びで観光客の来遊も数多く、これら各市とまつたく同一の経済圏内にありながら、本町のみが現行地域給のままであることは不合理である。ついては、三橋町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

久留米、大牟田、佐賀の各市と同一経済圏にある三橋町の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大和町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県山門郡大和町長藤本清外二名）（山崎巌君紹介）（第六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県山門郡大和町は周囲の瀬高町、三橋町、高田村の消費実態と比べてなんらそん色がないのにかかわらず、地域給がこれら町村より低位にすえ置かれているのは不合理である。ついては、大和町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大和町は周囲の地域給受給地である町村の消費実態と比べてなんらそん色がない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県水田村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡水田村長下川秀樹外十名）（山崎巌君紹介）（第六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡水田村は久留米市、大牟田市、羽犬塚町、瀬高町、岡山村及び三橋村等に囲まれ、諸物価はこれら隣接町村となんら異なるところがないのに、本村のみ地域給が低いことは実に不合理で、人事の交流等に多大の支障をきたしている。ついては、水田村の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

水田村は物価事情等において周辺の市町村となんら異なるところ

おない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県福島町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡福島町長中島一之）（山崎巌君紹介）（第六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡福島町は久留米、大牟田両市の中間に位する交通の要地を占め、同郡の中心地として近く市制実施の機運にあるが、地域給においては県内の町村と比べて著しく不均衡であり、福岡、久留米、大牟田等の都市と人事交流をひん繁に行うべき立場にありながら、これが異動をすこぶる困難ならしめている。ついては、福島町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島町の地理的、経済的、諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県岡山村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡岡山村長末広栄外五名）（山崎巌君紹介）（第六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡岡山村は福島町と羽犬塚町の中間にあつて、生活様式、経済状態において両町となんら異なるところがなく、米麦その他の生産地であるので、福島、羽犬塚及び遠く大牟田市、久留米市からの買付が多く、物価高をきたし両町よりも高い状態にある。ついては、岡山村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島町、羽犬塚町の中間にある岡山村は生活、経済等の事情において両町と異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

公務員の給与改訂に関する請願（請願者　宮崎県延岡市大字岡富乙六百五十八番地大島高夫外二百九十四名）（片島港君紹介）（第六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の物価高に最低生活にあえぐ公務員の生活はいよいよ窮迫している。ついては、公務員の生活安定及び道義、文化の向上のため、給与の改訂を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の物価高により窮迫しつつある公務員の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

公務員の給与増額に関する請願（請願者　愛媛県新居浜市若水町川上金七外百二十九名）（安平鹿一君紹介）（第六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の物価の高騰著しく、給与改訂が遅れているため、公務員の生活はきわめて困窮しており、生計費の赤字の平均額は現行俸給額の約二箇月分となつている。ついては、公務員に年末手当を二箇月分支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の物価事情により困難となりつつある公務員の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県木佐木村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡木佐木村長徳永喜三次外六名）（山崎巌君紹介）（第六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡木佐木村は交通の要衝に位し、近接する久留米市、柳河市及び大牟田市の経済圏に包含され、物価指数はむしろこれら都市を上まわる状況で、在勤公務員の生活を脅かしているのみならず、近時地域給支給地への転出希望者が増加し人事交流上支障をきたしている。ついては、木佐木村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

木佐木村は地理的、経済的諸事情よりして高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大溝村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡大溝村長古賀彦次郎外二名）（山崎巌君紹介）（第六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡大溝村は交通機関の発展と商工業の勃興によつて一躍純農村から商工業並びに給与所得者の村となり、これがため生活水準、物価の上昇は著しく、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大溝村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大溝村は交通機関の発展と商工業の勃興により生活水準の上昇著しく高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県犬塚村外十九箇町村の地域給指定等に関する請願（請願者　福岡県三潴郡町村長会長富村幸登外二名）（山崎巌君紹介）（第六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡下の各町村は久留米市等から生活必需物資の大半を購入しているため、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道余市町の地域給引上げの請願（請願者　北海道余市郡余市町長坂本角太郎外二十七名）（椎熊三郎君紹介）（第六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道余市郡余市町は隣接小樽市の経済圏に属し、生活の実態は小樽市とまつたく同様であり、物価はむしろ同市を上まわる実情にある。ついては、余市町の地域給を小樽市と同級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小樽市の経済圏に属している余市町の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県上高瀬村の地域給引上げの請願（請願者　香川県三豊郡上高瀬村国警高瀬地区警察署長桑名秀雄外十五名）（大平正芳君紹介）（第七〇〇号）及び同（請願者　香川県三豊郡上高瀬村国警高瀬地区警察署長桑名秀雄外十五名）（成田知巳君紹介）（第八一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県三豊郡上高瀬村は観音寺町、多度津市、丸亀市及び琴平町と近接し、生活必需品のすべてをこれら市町より移入するため、諸物価は高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上高瀬村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
高瀬村の生活必需品移入の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県内海町の地域給引上げの請願（請願者　香川県小豆郡内海町長水野正義外二十四名）（赤城宗徳君紹介）（第七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県小豆郡内海町はしょう油の町で、近時これが活況著しく、生活水準は向上し、生活必需物資のほとんどを阪神地区等に求めるため物価高となり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、内海町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
内海町は生活必需物資のほとんどを阪神地区等に依存するため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県内灘村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県河北郡内灘村長中本長松外九名）（南好雄君紹介）（第七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県河北郡内灘村は金沢市に隣接し、物資のほとんどを同市に求め、また保安隊の演習及び米軍の試射を行われる関係から同市を上まわる高物価となり、しかも本村の官公庁、学校職員の三分の二は同市よりの通勤者であるため、生活条件に恵まれた同市への転勤を希求する者が続出している。ついては、内灘村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
内灘村の特殊な物価事情、同村勤務の公務員の通勤事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県戸倉町及び上山田町の地域給指定に関する請願（請願者　長野県埴科郡戸倉郵便局長柳沢勝三外一名）（倉石忠雄君紹介）（第七〇三号）及び同（請願者　長野県更級郡上山田町長村松英一）（羽田武嗣郎君紹介）（第七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県埴科郡戸倉町及び更級郡上山田町は隣接する観光温泉郷のため、諸物価の高いことは北信越地方随一にして生計費が著しく増高している。ついては、戸倉町及び上山田町の地域給を新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
戸倉町及び上山田町は観光温泉郷に隣接しているため高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県山前村の地域給引上げの請願（請願者　栃木県足利郡山前村長武藤滝象外六名）（山口好一君紹介）（第七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県足利郡山前村は足利、桐生両市の間に位して耕地少なく、機業が盛んで、一般生活水準は他地域に比べて著しく高度にあつて、本村の産業、経済は足利市に依存し、諸物価は平均約八パーセント同市より高くなつているため、現行地域給ははなはだ不均衡となつている。ついては、山前村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
山前村は産業、経済を足利市に依存し諸物価は同市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県足利郡山前村は足利、桐生両市の間に位して耕地少なく、機業が盛んで、一般生活水準は他地域に比べて著しく高く、物価も足利市よりかえつて一割は高くなつておりながら、現行の地域給はこれら両市に比べはなはだ不均衡である。ついては、葉鹿町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
葉鹿町は産業、経済ともに足利市、桐生市と密接な関係を有し物価はむしろ足利市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県菱村の地域給引上げの請願（請願者　栃木県足利郡菱村長小堀庄三外八名）（山口好一君紹介）（第七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県足利郡菱村は足利、桐生両市の間に位し、耕地少なく機業が盛んで、一般生活水準は他地域に比べ著しく高く、本村の経済、産業等の一切を桐生市に依存し、消費物資はほとんど同市より移入されるため常に一割ないし二割の高価を呈しながら、地域給ははなはだ不均衡となつている。ついては、菱村の地域給を桐生市と同級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
菱村は経済、産業等の一切を桐生市に依存し消費物資の大半を同市より移入している関係上、物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県葉鹿町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県足利郡葉鹿町長山口善三外八名）（山口好一君紹介）（第七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県足利郡葉鹿町は両毛機業地帯の中心都市足利、桐生両市にはさまれ、人口ちよう密にして機業が盛んで、産業、経済ともに両市と密接な関係を有し、一般の生活水準も著しく高く、物価も足利市よりかえつて一割は高くなつておりながら、現行の地域給はこれら両市に比べはなはだ不均衡である。ついては、葉鹿町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
葉鹿町は産業、経済ともに足利市、桐生市と密接な関係を有し物価はむしろ足利市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県三重村の地域給引上げの請願（請願者　栃木県足利郡三重村長岩下亀三郎外七名）（山口好一君紹介）（第七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県足利郡三重村は足利、桐生の両市の間に位し、耕地少なく機業が盛んで、一般生活水準は他地域に比べ著しく高く、しかも本村は産業、経済等の一切を足利市に依存し、消費物資のほとんどを同市より移入されるため常に同市よりも高物価でありながら、現行の地域給は、はなはだ不均衡になつている。ついては、三重村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
三重村は、消費物資のほとんどを足利市に依存している関係上物価は同市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願

は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県三和村の地域給引上げの請願（請願者　栃木県足利郡三和村長池森長三郎外九名）（山口好一君紹介）（第七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡三和村は足利、桐生両市の間に位し、生活必需物資のほとんどをこれら両市に求めるため、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、三和村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三和村は、生活必需物資のほとんどを足利、桐生両市より移入しているため、諸物価は両市を上まわっている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県小俣町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県足利郡小俣町長大川才二郎外十名）（山口好一君紹介）（第七〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡小俣町は足利、桐生両市に近接し、生活必需物資のほとんどをこれら両市に求めるため、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小俣町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小俣町は生活必需物資の大半を足利、桐生両市に求めるため諸物価は両市より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県日光町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県上都賀郡日光町長佐々木耕郎外二名）（山口好一君紹介）（第七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡日光町は本邦屈指の観光地である関係上、内外観光客の来遊多く、接待業者がすべての物資を高価で買入れるため、これが一般町民の消費面に及ぼし、物価は高騰し、物価指数と生活費の高額なることは県下随一の定評があつて、在勤公務員の生活は極度の苦境に追い込まれている。ついては、日光町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日光町は有名な観光地であるため内外の観光客多く、いきおい高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県郡山市の地域給引上げの請願（請願者　福島県郡山市長円治盛重外十三名）（粟山博君紹介）（第七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県郡山市は純消費地で、あらゆる生活物資のほとんどを遠隔の地域よりの供給をうけるため、他都市に比較して物価高をきたし、全国でも有数の物価高を続けている実情で、在勤公務員の生活は想像以上に困窮している。ついては、郡山市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

郡山市は生活物資の大半を他地区に依存している純消費地であるため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県矢場川村の地域給引上げの請願（請願者　群馬県山田郡矢場川村長三田豊作外七名）（長谷川四郎君紹介）（第七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県山田郡矢場川村は県下において最も物価指数の高いといわれる太田市、桐生市及び足利市に接し、その経済的関連はきわめて密接不離の関係にあるため、物価はこれら三市を上まわり、在勤公務員に大きな動揺を及ぼすに至り、人事行政に支障をきたしている。ついては、矢場川村の地域給を二級地に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

矢場川村の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県休泊村の地域給引上げの請願（請願者　群馬県山田郡休泊村長小内亮一外六名）（長谷川四郎君紹介）（第七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県山田郡休泊村は県下随一の物価高といわれる太田市並びに米軍駐留地を有する小泉町に囲まれ、その生活必需品のすべてをこれら市町に依存している関係上、本村の物価は近接三市より上まわる実情で、在勤公務員は他の高級地に転勤を希望する状態を呈し、本村の行政、教育上に容易ならぬ結果を生じている。ついては、休泊村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

休泊村は生活必需品のすべてを太田市、小泉町に依存している関係上、物価高は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県勝田町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県勝田郡勝田町長鷹取静男）（大村清一君紹介）（第七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡勝田町は日常生活必需品のほとんどを津山市、美作町方面より移入し、運賃及び手数料が加算される結果、常に都市よりも高物価指数を示しているので、給料生活者は生計費が増高して窮乏にあえぎ、これが打開策として近隣地域給支給地に転出する者が多く、人事行政上多大の支障を生じている。ついては、勝田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

勝田町は生活心需品のほとんどを津山市、美作町方面より移入している関係上、運賃が加算され物

価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県山陽町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡山陽町地区地域給引上協議会長生本三五）（大村清一君紹介）（第七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡山陽町は人口九千三百余の農商工の町であるが、岡山市に隣接するため経済生活はまつたくその影響下にあり、村内在勤公務員の生計費は同市のそれに比べむしろ上まわつている実情である。ついては、山陽町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

作東町は物資の集散は盛んであるが生活必需物資を阪神等の他地区に求めるため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県作東町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県英田郡作東町長江見秀夫）（大村清一君紹介）（第七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡作東町は姫路、津山両市の間に位し、国鉄姫新線の中間を占める主要都市で物資の集散盛んであるが、生活必需物資は阪神およびこれら両市等に求めるため、物価の高いことは自他ともに認められ、近隣の地域給支給地を上まわつている。ついては、作東町を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

作東町は物資の集散は盛んであるが生活必需物資を阪神等の他地区に求めるため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県大原町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県英田郡大原町長本田晴男外百六名）（大村清一君紹介）（第七一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡大原町は姫路、津山、鳥取の三市の間に位置する山間の消費地で、生活必需品の総べてを遠く阪神及びこれら三市方面より移入する結果、その価格はこれら都市はもちろん近隣の地域給支給地を上まわつているため、在勤公務員の生活は困窮の度を加えている。ついては、大原町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大原町は山間の消費地で生活必需品の総べてを遠く阪神その他の地区より移入するため、物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県邑久町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県邑久郡邑久町長奥田真須二外十五名）（逢澤寛君紹介）（第七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡邑久町は郡の中央部に当る要衝にして、同地方の交通、産業、文化の中心地で、近時文化の進展とともに町民の生活水準はとみに上昇しつつあり、現に地域給上級地の隣接西大寺市に比較して生活程度、物価指数はなんら差異を認められず、むしろ衣料、副食物等は一割ないし二割の高値となつている。ついては、邑久町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

邑久町は地域給上級地である隣接の西大寺市に比較して生活、物価等の事情はなんら異つておらぬ実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県八代市の地域給引上げの請願（請願者　熊本県八代市長古閑清紀）（坂田道太君紹介）（第七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県八代市は南九州における第一の近代的工業都市で、これら民間産業従事者と官公署勤務者との所得に著しいアンバランスを示し、しかも他市に比べて高物価のため在勤公務員の消費生活を強く圧迫している。ついては、八代市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八代市における民間産業従事者と公務員との所得の間に著しい不均衡が示されている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

神奈川県島屋村外七箇村の地域給指定に関する請願（請願者　神奈川県津久井郡島屋村長小林仙苗外二十二名）（小金義照君紹介）（第七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県津久井郡島屋村、青野原村、青根村、日連村、名倉村、沢井村、牧野村及び佐野川村は生活必需物資のほとんどを京浜、八王子等に求めるため、諸物価は著しく高く、住宅難とともに公務員の消費生活はきわめて困窮している。ついては、島屋村外七箇村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津久居郡島屋村外七箇村は生活必需物資の大半を京浜等の地区に求めるため諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県駄知町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡駄知町長塚本連郎）（加藤鐐造君紹介）（第七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡駄知町は名古屋市に近く、経済、文化ともに同市と密接不可分の関係にあつて、従つて生活水準も、物価もきわめて高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、駄知町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

駄知町は経済、文化ともに名古屋市と密接な関係にあり、いきおい生活水準、物価も高くならざるを得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大井町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡大井町長松下辰造）（加藤鐐造君紹介）（第七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡大井町は観光地を有する関係で、観光客の往来はげしく、必然的に諸物価を高め、また生活必需物資のほとんどを名古屋地区に求めるため高物価に一段と拍車をかけている実情にある。ついては、大井町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大井町は観光客の往来はげしく、しかも、生活必需物資を名古屋地区に依存している関係上、高物価は免れざる実情にかんがみ、

本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県肥田村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡肥田村長鈴木甲子郎外一名）（加藤鐐造君紹介）（第七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土肥郡肥田村は製陶業が盛んで、これに従事する勤労者の所得は高く、必然的に諸物価を高め、また生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上高物価に一段拍車を加えている。ついては、肥田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

製陶業が盛んで所得水準が高い肥田村の消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県藤沢村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県大里郡藤沢村長塚越艶松外九名）（荒船清十郎君紹介）（第七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡藤沢町は寄居県道に沿つて深谷町に接続し、経済生活は同町とほとんど変りない実情にある。ついては、藤沢村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

藤沢町は経済生活において隣接の深谷町とほとんど変りがない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

神奈川県南下浦町の地域給指定に関する請願（請願者　神奈川県三浦郡南下浦町長新倉誠一）（山本正一君紹介）（第七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県三浦郡南下浦町は横須賀市北下浦と接し、生活水準、諸物価において逗子、葉山、横須賀の各市町となんら異なるところがないにかかわらず、地域給の改訂によつて無級地に格下げになることは誠に不合理である。ついては、南下浦町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

下浦町は物価事情等において逗子、葉山、横須賀の各市町となんら異なるところがない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県高浜町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県羽咋郡高浜町高浜郵便局長岡部一郎外十名）（南好雄君紹介）（第七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県羽咋郡高浜町は能登における教育、経済、交通及び文化の枢要地で、商工業の発展に伴い羽咋町に劣らぬ完全な消費地となり、生活必需品のすべてを金沢市及び七尾市より供給される関係上、物価は県下でも上位を占め、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、高浜町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高浜町は生活必需品のすべてを金沢市及び七尾市に依存している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県高階村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡高階村長小金井要蔵外七名）（平岡忠次郎君紹介）（第七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡高階村は川越市の南に隣接するが、同市は南方に発展の途上にあり、実質的には境界は考えられず市の延長の観を呈し、すでに合併の気運も醸成されている状況にあつて、商工業発展し、交通またひん繁であつて、生活水準も高まりつつ同市に異ならない実態を示している。ついては、高階村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高階村は川越市に隣接し生活、物価等の事情において同市と異るところがない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県古谷村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡古谷村長小池平重郎外十名）（平岡忠次郎君紹介）（第七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡古谷村は川越市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高騰し、川越市をはるかに上まわる実情にある。ついては、古谷村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

古谷村は生活必需物資のほとんどを隣接の川越市に求める関係上、諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県福原村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡福原村長加藤百太郎外四名）（平岡忠次郎君紹介）（第七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡福原村は川越市、所沢市の間に位し、生活必需物資のほとんどをこれら両市に求める関係上、運賃等の加算で諸物価は著しく高く、川越市をはるかに上まわる物価高を示している。ついては、福原村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福原村は生活必需物資のほとんどを他地区より移入する関係上、運賃等の加算で諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県芳野村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡芳野村長金子武兵衛外六名）（平岡忠次郎君紹介）（第七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡芳野村は川越市の東北に接続し、物資の需給関係はもちろん産業、文化及び交通等きわめて密接な関係にあり、諸般の生活事情を同じくしながら地域給に著しい級差を設けられ、本村の教職員の八割が川越市よりの通勤者である現状においてはなはだ不合理を感ずる。ついては、芳野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

芳野村の交通事情、物資の需給等の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県霞ケ関村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡霞ケ関村長幡谷秀外五十六名）（平岡忠次郎君紹介）（第七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡霞ケ関村は従業員五百余名を数える帝国火工川越工場、霞ケ関ゴルフ場等の給与水準の高い事業場があり、また村民の約四割は俸給与所得者で交通の便を利して都市への通勤者多く、生活形態は都市にも劣らない状況にある。ついては、霞ケ関村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

霞ケ関村の交通事情、民間給与水準等の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県南古谷村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡南古谷村長細田一平外八名）（平岡忠次郎君紹介）（第七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡南古谷村は川越市に隣接し、国鉄川越線により大宮市に通ずるため経済上の影響を受けることきわめて多く、村民の生活状態は両市内におけるとなんら異なることなく、消費価格においてはかえつて高いのが現状である。ついては、南古谷村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

生活状態において隣接の川越市となんら異なるところがない南古谷村の消費物価等の実状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県名細村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡名細村長数野牧太外十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡名細村は川越市に接続し、行政、産業、交通等密接不離な関係にあつて両者の交易繁しく、ともに生活条件を同じくしながら、地域給の級差は依然として解消されていないため、本村の公務員に関する人事交流はきわめて困難をきたしている。ついては、名細村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

川越市に接続する名細村の産業、交通等の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大東村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡大東村長橋本高次外十二名）（平岡忠次郎君紹介）（第七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡大東村は地域給上級地の川越市に隣接し、飯岡町及び所沢市に近接する文化的農村にして、物価指数又は生活水準が比較的高く、これら各市町の農村部に比べなんら劣らない生活環境にある。ついては、大東村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大東村の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県山田村の地域給引上げに関する請願（請願者　埼玉県入間郡山田村長帯津工十郎外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第七七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡山田村は中心部より川越市までわずか一キロに過ぎず、レース工場又は米菓工場等多数の工場を有して同市の一部を形成しており、編入されたために地域給上級地に指定されている所沢市、飯能町の農村部に比べなんら異ならない経済事情にある。ついては、山田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山田村は地域給上級地である所沢市、飯能町と経済事情においてなんら異なるところがない実情にある。かかる点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県陶町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡陶町長加藤快三外四名）（加藤鎌造君紹介）（第七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡陶町は輸出陶磁器製造の盛んな町で、労働者はきわめて多く、農業生産は町民の二箇月をささえるのみで、労力と生計費が著しく高い特殊性のある町である。ついては、陶町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

陶町の特殊な産業、経済等の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県堺村及び美山村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡堺村長川上清外八名）（橋本龍伍君紹介）（第七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡堺村及び美山村は倉敷市、笠岡市、成羽町、小田町等に囲まれた高原地帯に位し、日常生活諸物資をこれら地域給支給地からトラックによつて搬入されるため著しく高価となり、両村在勤公務員の生計はなはだ困難となつている。ついては、堺村及び美山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

堺村、美山村は高原地帯に位し、日常生活物資その他の市町より搬入するため運賃加算となり諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県安登村の地域給引上げの請願（請願者　広島県賀茂郡安登村長宇根川松之輔外十名）（中川俊思君紹介）（第七八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡安登村は呉市に隣接し、生活必需物資のほとんどを呉市等に求める関係上、運賃等の加算によつて諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、安登村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

安登村は生活必需物資を呉市等に求めるため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県安積郡永盛町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県安積郡永盛町長河原治）（粟山博君紹介）（第七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県安積郡永盛町は経済的、文化的に郡下唯一の都市形態をなし、小商業、工業者の数は農家人口をはるかに上まわり、工都郡山の通環工業地及び住宅地的性格を有する消費地域であるため、生活

必需品等は郡山市を上まわる現状で、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、永盛町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

永盛町は郡山市の連環工業地及び住宅地的性格を有する消費地域であるため、生活必需品等の価格は同市を上まわつている現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県大里村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県河芸郡大里村長中川林助）（田中久雄君紹介）（第七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県河芸郡大里村は名古屋、京都及び大阪の中間に位し、日常生活必需品のすべてを津市、名古屋市に依存購入している関係上、運賃等がかさみ、これらの都市より割高となり、在勤公務員はきわめて困窮している。ついては、大里村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大里村は日常生活必要品のすべてを津市、名古屋市に依存しているため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県阿田和町の地域給引上げの請願（請願者　三重県南牟婁郡阿田和町長榎本耕造外九名）（橋本清吉君紹介）（第七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡阿田和町は和歌山県新宮市と三重県木本町の中間に位し、産業、経済その他町民の日常生活は最も高価といわれる新宮市に依存している関係上、諸物価は同市を上まわり、在勤公務員の生活状況は非常に困窮している。ついては、阿田和町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

阿田和町は産業、経済その他を新宮市に依存しているため、諸物価は同市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県神志山村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県南牟婁郡神志山村長山口寛吉）（橋本清吉君紹介）（第七八四号）及び同（請願者　三重県南牟婁郡神志山村議会議長須崎進外一名）（田中幾三郎君紹介）（第三二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡神志山村は通信交通機関のきわめて不便なへき地で、近くに熊野、吉野国立公園を控えている関係上、観光客多く、加えて北山川ダム建設計画が反映し、物価は伊勢方面に比較して二割高を呈し、勤務の公務員は極度に困窮している。ついては、神志山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

通信交通機関のきわめて不便なへき地である神志山村の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県飾磨郡の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県飾磨郡置塩村杉之内五百二十八番地堀尾純一）（河本敏夫君紹介）（第七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県飾磨郡は姫路市と一環の経済的特殊事情にあり、物価指数においても姫路市となんら異なるところなく、副食物、日用雑貨等ば同市を上まわる現状で、本郡の公務員は生活苦にあえいでいる。ついては、八木村、糸引村、四郷村、御国野村及び花田村の地域給を三級地に、家島町、余部村、曽左村、鹿谷村、置塩村、谷外村、谷内村及び菅野村を二級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

飾磨郡下各町村は物価事情等において姫路市となんら異るところがない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県浜坂町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外十六名）（小島徹三君紹介）（第七八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡浜坂町は農家の数きわめて少なく、純消費町であつて、町民の必要量の二割しか生産されず、不足は他町村より移入によつてまかなわれ、現在生活必需物資のほとんどを鳥取市等に求める関係上、米価は都市とほとんど同様であり、副食物は近隣の鳥取市より二割の高価を示している。ついては、浜坂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

純消費地である浜坂町の生活必需物資の需給の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県八坂村の地域給指定に関する請願（請願者　大分県速見郡八坂村長工藤進外二名）（重光葵君紹介）（第七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県速見郡八坂村は別府市を主軸とした同一の経済圏内にあるため、諸物価並びに生活水準はきわめて高く、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、八坂村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

別府市と同一経済圏内にある八坂村の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県宮之城町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町長手塚城）（池田清志君紹介）（第八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡宮之城町は本郡二十箇町村の政治、経済、交通の中心地で、且つ、都市的状態において鹿児島市に次ぎ第二位を占め、隣接川内市の玄関的存在を呈し、人的、物的の交流著しく、きわめて密接なる関係があるにもかかわらず、川内市と本町との間に地域給の差があることは不合理である。ついては宮之城町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮之城町の政治、経済、交通等の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県大野原村の地域給引上げの請願（請願者　香川県三豊郡大野原村長大西由雄外七名）（成田知巳君紹介）（第八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡大野原村は観音寺町に隣接し、且つ、交通上の要衝として商工業の急速な発展に伴い、物価は必然的に高騰し、こと

に焦介類、日常生活必需品は観音寺町を上まわる実情で、在勤公務員の生活苦は著しく、本町の行政、人事に支障をきたしている。ついては、大野原村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大野原村は商工業の急速な発展に伴い物価は高騰し、日常生活必需品等において隣接の観音寺町を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県粟井村の地域給引上げの請願（請願者　香川県三豊郡粟井村長西山芳一外六名）（成田知巳君紹介）（第八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡粟井村は観音寺町に隣接し、小都市的性格を持つた村で、近年の各種経済統制の緩和し、都市と農村の物価に変動をきたし、現在においてはむしろ都会よりも農村の物価高が顕著となつている実情で、生活必需品の高騰は著しく、在勤公務員の生活困窮は深刻なものがある。ついては、粟井村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

生活必需品の高騰著しい粟井村の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県本山村の地域給引上げの請願（請願者　香川県三豊郡本山村官公署労働組合協議会長橘田藤雄）（成田知巳君紹介）（第八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡本山村は政治、経済、文化の要衝地で、商工業の急速なる発達により急激に物価の高騰を招き、特に魚介類並びに野菜類等は観音寺町、丸亀市より購入するため、運賃等がかさみ、同市より割高となり、在勤公務員の生活困窮は深刻なものとなつている。ついては、本山村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

商工業の急速な発達により急激な物価高騰を招いている本山村の経済事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県財田大野村の地域給引上げの請願（請願者　香川県三豊郡財田大野村長谷川壘道外七名）（成田知巳君紹介）（第八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡財田大野村は三豊平野の中央に位し、財田大野駅を中心とした交通網は四囲を連ね、貨客の集散は激増の一途をたどり、観音寺町に次ぐ交通の枢要役割を果しているため、物価は著しく高騰し、加えて魚貝類並びに衣料品等の日常必需品のすべてを観音寺町に依存している関係上、本村の物価高に一段と拍車をかけている現状で、在勤公務員はきわめて困窮している。ついては、財田大野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日常必需品のすべてを観音寺町に依存している財田大野村の物価事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県辻村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡辻村長原数栄外五名）（成田知巳君紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡辻村は愛媛県に通ずる大幹線道路が本村の中心を縦走し、貨客の通過おびただしく、商店街が著しく発達し、物価において観音寺町を上まわる現状で、在勤公務員はほとんど都会地並の負担を余儀なくされ、生活はきわめて困窮している。ついては、辻村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

物価において観音寺町を上まわつている辻村の経済事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県松尾町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡松尾町長加藤彦治外一名）（秋清君紹介）（第八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡松尾町は千葉、銚子間に位する小都会で、物資は東京を経て購入している関係上、隣接の成東、八街町に比べて小売物価は高く、しかも本町は多くの官庁が密集し、多数の公務員が勤務しているにもかかわらず、隣接の八街、成東より地域給は低いということは不合理である。ついては、松尾町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

松尾町は東京を経て物資を購入している関係上、隣接の成東、八街町に比べて小売物価は高くなつている現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県福島町及び上松町の地域給引上げの請願（請願者　長野県西筑摩郡福島町向山知衛外三十二名）（増田甲子七君紹介）（第八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県西筑摩郡福島町及び上松町は全地域にわたり山岳重畳し、日照時間は一日数時間という深い谷に位する関係上、耕地はほとんどなく、生活物資のほとんどを他市町村から移入する現状で、物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活に対する圧迫は地域給三級地都市と同程度である。ついては、福島町及び上松町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島町及び上松町の地理的、経済的特殊事情よりして高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県塩尻町の地域給引上げの請願（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町長小沢正人）（増田甲子七君紹介）（第八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県東筑摩郡塩尻町は関東、関西、信越方面への交通上の要衝に位している関係上、町の発展は次第にその度を高め、生活様式もまた都会的様相をもつに至り、多くの官公署並びに民間工場等を有し、消費都市的形態をなし、日常必需品を松本その他の都市より移入しているため、物価は必然的に高騰している。ついては、塩尻町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日常必需品を松本その他の都市より移入している塩尻町の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県桶谷町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県遠田郡桶谷町斎藤望外二名）（佐々木更三

君紹介）（第八三二号）及び同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町須藤弥外二名）（只野直三郎君紹介）（第一八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県遠田郡涌谷町は本県の仙台以北地域における文化的、政治的中心地として、交通頻も激しく、各種官公庁、会社、学校等が多数設立され、諸物価は他地域に比べて著しく高くなつている。ついては、涌谷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

仙台以北地域における文化的、政治的中心地である涌谷町の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県滝宮村の地域給引上げの請願（請願者　香川県綾歌郡滝宮村長稲木正作外十三名）（加藤常太郎君紹介）（第八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県綾歌郡滝宮村は米麦中心の純農村であるが、交通の便よく讃岐の中央に位するため、農産物は都市の消費地に吸収され、村内ではかえつて購入も困難であり、特に総合病院の病棟増築による収容人員の増加及び家畜定期市、観光客の誘致等によつて生活必需品の高騰、家賃の騰貴等をきたし、他町村より勤務している者の多い本村官公庁、学校職員の生活はきわめて困窮している。ついては、滝宮村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

滝宮村の産業、経済、特に総合病院の病棟増築による収容人員の増加等の諸事情により物価高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県坂下町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡坂下町長吉村新六）（平野三郎君紹介）（第八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡坂下町は附近一帯の木材集散地と観光等の見地から、県下特異の位置を占め、さらに坂下発電所の設置及び災害復旧工事に伴う人口の増加は物資の需給増大をきたし、物価を急激に上昇せしめている。ついては、坂下町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

坂下町は、発電所の設置等に伴う人口増加により物資の需要が増大し物価上昇をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県神島外町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡神島外町長渡辺重次郎外外九名）（星島二郎君紹介）（第九一二号）及び同（請願者　岡山県小田郡神島外町岡山地方法務局神島外出張所八杉実外九名）（橋本龍伍君紹介）（第一〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡神島外町は笠岡、福山両市と同一経済圏内にあるため、諸物価及び生活水準は著しく高く、本町所在の神島化学工業株式会社神島工場従業員の高給与に比べ、低給与の在勤公務員の生活は多大の支障をきたしている。ついては、神島外町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県小田郡神島外町はその経済事情および産業事情により低給与の公務員の生活は著しく困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県真備町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡真備町長妹尾恵喜雄外六十八名）（橋本龍伍君紹介）（第九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡真備町は郡西南部地区の中心地として、各種官公庁及び学校が所在し、交通の要衝として近接倉敷市、玉島市等との往来ひん繁で、しかも吉備文化の発祥地として古来文化的水準が高く、生活程度も県下主要都市に比べ差異を認められないため、在勤公務員の生計費は著しく増高している。ついては、真備町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県吉備郡真備町はその文化的諸事情ならびに経済事情により公務員の生計費は著しく増高している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県昭和町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡昭和町長浅沼雄男外十二名）（橋本龍伍君紹介）（第九一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡昭和町は生産物に乏しく、主食を始め生活必需品のほとんどを岡山、倉敷の両市に求めているため、これら都市を上まわる高物価となり、隣接の地域給上級地高梁町及び総社町となんら異ならない経済事情にあるので、在勤公務員は生活苦に悩んで都市に転出し、人事交流を困難にしている。ついては、昭和町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県吉備郡昭和町はその経済事情ならびに産業事情により高物価となり公務員の生活は困窮して人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県都窪郡庄村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡庄村長難波晴太郎外五名）（橋本龍伍君紹介）（第九一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡庄村は県南部における交通上、経済上の重要地域として岡山、倉敷の両市を中心とする緊密な一環を形成し、先般両市に編入されたために一躍地域給上級地となつた各農村と同様な経済条件にあるので、著しく不均衡をきたし、本村公務員の物心両面に深刻な影響を与えている。ついては、庄村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡庄村はその交通事情ならびに経済事情により公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県黒木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡黒木町長原秀次郎）（山崎巌君紹介）（第九一六号）及び同（請願者　福岡県八女郡黒木町議会議長加藤慎一郎外一名）（田中稔男君紹介）（第三六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡黒木町は八女東部十箇村の政治、経済、文化の中心地であるが、海岸線から遠く、工業地帯から離れていること等のため、全国有数の高物価地域となり、近隣町村に比べきわめて不均衡な地域給によつて、公務員は転出希望者のみが続出し、人事交流は困難となつている。ついては、黒木町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
福岡県八女郡黒木町はその政治、経済等の諸事情により高物価となり公務員の生活を困窮させ人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県笠間町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県西茨城郡笠間町秋山半十郎外三百八十五名）（赤城宗徳君外二名紹介）（第九一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城県西茨城郡笠間町は当地方における政治、経済、交通の中心地で多数の官公庁、学校等を有し、また日本三大稲荷の一つである笠間稲荷神社の所在地であるため、全国からの参詣者後を絶たず、その数は年間百五十万人を数え、商業は活況を呈し、諸物価は著しく高騰している。ついては、笠間町を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
茨城県西茨城郡笠間町はその経済、政治等の諸事情により諸物価は著しく高騰している事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県曾根町外三箇町村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県印南郡曾根町長米田亮吉外四名）（岡田五郎君紹介）（第九一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県印南郡曾根町、米田町、伊保村及び大塩町は山陽線加古川市、姫路市の中間に位して同一の経済圏を形成し、近く高砂、荒井の二箇町村をも合併して市制実施を予定されているが、当地方は播磨臨海工業地帯に指定され、人口密度も高く、生活必需品等は神戸市、姫路市を上まわつている。ついては、曾根町外三箇町村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
兵庫県印南郡曾根町、米田町、伊保村及び大塩町はその産業事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県関市の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県関市長亀山一二）（野田卯一君紹介）（第九一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県関市は岐阜、大垣、高山、多治見、中津川の各市と並ぶ商工業都市であり、県中部における中心地として諸官公庁等が集中しているが、朝鮮動乱あるいは貿易再開等に伴い特需景気の刺げきを受け、利器工業の活況を見るや生活諸物価が高騰し、名古屋市及び岐阜市をしのぐ情勢にある。ついては、関市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県関市はその産業事情ならびに政治、経済事情により生活諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県河原田村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県三重郡河原田村長辻有太郎外三名）（木村俊夫君紹介）（第九二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県三重郡河原田村は四日市市、鈴鹿市、楠町の地域給支給地に囲まれ、四日市市の経済圏に属する生活水準の比較的高い地域にして、本村の公務員中約八割はこれら都市等の地域給支給地からの通勤者であるため、長く勤務を希望する者がなく欠員補充にさえ困難である。ついては、河原田村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県三重郡河原田村は、その地理的条件ならびに経済事情により生活水準高く公務員の人事に支障を来している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県四日市市の地域給引上げの請願（請願者　三重県四日市市長吉田千九郎外一名）（木村俊夫君紹介）（第九二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県四日市市は、全国二百八十余の都市中工業生産高は第十一位を占める工業都市であり、また過般東京、横浜、神戸、大阪等とともに重要特定港湾として指定を受け、二十七年度の統計においても、輸入において全国第五位を占める等物資流通面においても、全国有数の商業都市として発展しつつあつて、昨秋の旧海軍燃料廠の石油会社転用問題の決定を見、市勢は急激に活況を呈し名古屋市と大差を認められない現状にある。ついては、四日市市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県四日市市は、その産業事情等により市勢は急激に活況を呈し、物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県法勲寺村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県綾歌郡法勲寺村全官庁連盟吉沢信夫外百三十六名）（福田繁芳君紹介）（第九二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
香川県綾歌郡法勲寺村は、在勤公務員の大半が琴平町、善通寺町、丸亀市等の地域給支給地よりの通勤者であるため、生計費はこれら市町におけるよりも交通費だけ高くなつており、むしろ困窮度が高く、同様な文化生活を営むことも困難にして、人事交流上多くの支障をきたしている。ついては、法勲寺村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
香川県綾歌郡法勲寺村はその地理的条件ならびに経済事情により在勤公務員の生活は困窮し、人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県滝宮村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県綾歌郡滝宮村滝宮区検察庁検察官副検事安部義文外十三名）（福田繁芳君紹介）（第九二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
香川県綾歌郡滝宮村は交通の便よく、讃岐の中央に位する米麦中心の純農村であるが、農産物は郡内各市町の消費地に吸収され、しかも家畜定期市、観光客の誘致等によつて、諸物価は高騰し、他町村よりの通勤者である在勤公務員は低給与に生活困窮を招来している。ついては、滝宮村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
香川県綾歌郡滝宮村はその地理的条件ならびに経済事情により諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県池田町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県小豆郡池田町　長佐々木幸治外二名）（赤城宗徳君紹介）（第九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県小豆郡池田町は主食を始め必需品のほとんどを阪神地区に求め、また全国的ないよう油生産の販路が同地区であるため経済面に阪神圏に属し、輸送費等の関係から著しく高物価であり、しかも子弟の上級学校教育はすべて島外に出るため多大の経費負担となつて、在勤公務員の生計費は地方都市をはるかに上まわつている。ついては、池田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
香川県小豆郡池田町はその産業事情ならびに経済事情により物価の高騰著しく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は、妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県男衾村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡男衾村長石沢義夫外十一名）（荒船清十郎君紹介）（第九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡男衾村は地域給支給地の寄居町及び小川町に近接して経済的、文化的に緊密な関係を有し、近時製菓、被服ほう製等の産業が発展するとともに生活水準も上昇し、両町に異ならない実情にあつて公務員の生活を圧迫している。ついては、男衾村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県大里郡男衾村はその地理的条件ならびに産業事情により生活水準の上昇となり公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県豊橋市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県豊橋市長大野佐長外十一名）（八木一郎君紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県豊橋市は工業的産業都市の形態を整えるに至り、人口の急激なる増加とともに地代、家賃、食糧及び衣料等の生活必需品の物価は必然的に高騰をきたしている上に、地域給上級地の名古屋市、静岡市及び一宮市等に異ならない生活程度、文化水準にある本市公務員の生活はきわめて苦しい現況にあり、ぜん次改善されつつある民間給与との差もいよいよ開いている。ついては、豊橋市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県豊橋市はその産業事情ならびに経済事情等により物価は著しく高騰して公務員の生活はきわめて苦しい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県豊明村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県愛知郡豊明村長平野増平）（加藤鐐五郎君紹介）（第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県愛知郡豊明村は名古屋市と至近の地に位し、経済的、文化的に不可分の関係にあつてその影響を強く受け、また国営中京競馬場の新設に伴い競馬場を中心とした一大繁華街が出現したため諸物価も急騰しつつあつて、在勤公務員は生活苦から近接地域給上級地の町村へ転出する者が多くなつている。ついては、豊明村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県愛知郡豊明村はその地理的条件ならびに経済事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県知立町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡知立町長高木高治郎）（小林錡君紹介）（第九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県碧海郡知立町は西に中部日本の最大消費地である名古屋市、東は三河地方の中心都市岡崎市に直結し、さらに刈谷市以南の沿海都市と挙母市を中心とする山間工業地帯とを結ぶ電車が接続しているために、人員並びに物資の交流が激しく、物価はもつとも鋭敏に都市へ追随している。ついては、知立町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県碧海郡知立町はその地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県涌谷町の地域給指定に関する請願外一件（請願者　宮城県遠田郡涌谷町　早坂望外一名）（竹谷源太郎君紹介）（第九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県遠田郡涌谷町は仙台以北地域における文化、政治の中心地で、交通量も激増し、各種官公庁、会社、学校等が多数設立し、諸物価は他地域に比べ著しく高騰している。ついては、涌谷町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
宮城県遠田郡涌谷町はその政治、経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県扇田町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡扇田町駅長川村三郎外十一名）（斎藤憲三君外三名紹介）（第九三一号）及び同（請願者　秋田県北秋田郡扇田町全官公庁協議会長和田己蔵外一名）（石田博英君紹介）（第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
秋田県北秋田郡扇田町は主食を始め諸物資を他より移入しているが、近くに尾去沢、花岡、小坂等大小多くの鉱山を控える関係上物価の高騰著しく、しかも鉱山景気の影響を受けて生活水準は近接の宮城県村田町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県柴田郡村田町長枡健蔵）（竹谷源太郎君紹介）（第九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県柴田郡村田町は仙台、石巻及び塩釜の各市に次ぐ政治、経済の要衝に当る大消費地にして同郡下の中心地となり、中学校舎、体育館又は総合グランド等の諸施設はこれら各都市に劣らぬ文化水準を示し、生活程度は相当高位にあるが、仙台市をはるかにしのぐ物価高のため生計費が増高している。ついては、村田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大館市に優る状況である。ついては、鷹巣町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡鷹巣町はその産業地理的諸条件ならびに経済事情により生活水準高く、従つて高物価となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県角間川町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡角間川町平野正市外二名）（飯塚定輔君外二名紹介）（第九三二号）及び同（請願者　秋田県平鹿郡角間川町議会議長高橋英司外二名）（石山權作君紹介）（第二八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡角間川町は横手盆地の中央雄物川に沿つて発達し、諸事業場及び施設等において全県的に特色のある地区であるが、鉄道沿線から遠いため諸経費がかさみ、物価の高いことは県内随一といわれ、公務員の生計費は著しく増高して常に困窮している。ついては、角間川町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県平鹿郡角間川町はその地理的条件ならびに経済事情により物価高く、生計費は増高して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県昭和町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡昭和町長高橋清一外五名）（齋藤憲三君外三名紹介）（第九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡昭和町は商業活況を呈する交通の要衝にして、生活水準は都市的にして近接秋田市の影響を受けること大で、また主食及び水産物を除く生活必需品は秋田市をはるかに上まわり寒冷積雪地の特殊事情と相まつて、在勤公務員の生活は著しく窮乏している。ついては、昭和町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡昭和町はその地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県花輪町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県鹿角郡花輪町長大里周蔵外一名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九三四号）、同（請願者　秋田県鹿角郡花輪町議会議長大里文祐外二名）（石田博英君紹介）（第二〇五五号）及び同（請願者　秋田県鹿角郡花輪町議会議長大里文祐外一名）（石山權作君紹介）（第二八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県鹿角郡花輪町は郡下における商工業の中心都市で、在勤公務員は住宅難と一般民家との生活程度の差異が著しく、その生活はきわめて困窮している。ついては、花輪町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県鹿角郡花輪町はその産業経済事情により公務員は住宅難と物価高に悩まされ生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県金浦町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県由利郡金浦町長三浦庚子郎外十一名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九三五号）及び同（請願者　秋田県由利郡金浦町議会議長若松善一郎外十一名）（石山權作君紹介）（第二八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県由利郡金浦町は交通至便な消費都市である関係上、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、金浦町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県由利郡金浦町はその経済地理的諸条件により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県仁井田村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県河辺郡仁井田村議会議長相場千代一外三名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九三六号）及び同（請願者　秋田県河辺郡仁井田村長相場圭太郎外三名）（石山權作君紹介）（第二八五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県河辺郡仁井田村は秋田市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、仁井田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県河辺郡仁井田村はその経済地理的諸条件により諸物価は著しく高騰して公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県十二所町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡十二所町長野口弘外二名）（齋藤憲三君外三名紹介）（第九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡十二所町は城下町として発展した純然たる消費地で、町内には大滝温泉及び国立労災病院を有する関係上、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、十二所町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡十二所町はその経済事情その他により諸物価は著しく高く公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県小坂町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県鹿角郡小坂町長山田孝蔵外二名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九三八号）及び同（請願者　秋田県鹿角郡小坂町議会議長沢田芳雄外二名）（石川權作君紹介）（第二八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県鹿角郡小坂町は従来銀、銅鉱山町として発展してきたが、これらの鉱山より流出される鉱毒によつて生産物は皆無となり、従つて生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小坂町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県鹿角郡小坂町はその産業事情ならびに経済事情により諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県船川港町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡船川港町長中川重利外二名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九三九号）及び同（請願者　秋田県秋田郡船川港町議会議長秋山東久治外二名）（石山權作君紹介）（第二八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡船川港町は観光地で、また船川港を有する関係上、人と物との交流はげしく、諸物価を必然的に高騰させ、これがため在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、船川港町を秋田市と同様の地域給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡船川港町はその特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県浜田村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県河辺郡浜田村長相原利助外一名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九四〇号）及び同（請願者　秋田県河辺郡浜田村議会議長相原倉之助外一名）（石山權作君紹介）（第二八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県河辺郡浜田村は秋田市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算で諸物価は著しく高く、秋田市となんら異なるところがない。ついては、浜田村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県河辺郡浜田村はその経済地理的条件により諸物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県飯田川町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡飯田川町長淡路巌龍外四名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九四一号）及び同（請願者　秋田県南秋田郡飯田川町飯田川小学校長斎藤重吉外四名）（石山權作君紹介）（第二八五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡飯田川町は秋田市に近く、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては飯田川町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡飯田川町はその経済地理的諸条件により諸物価は高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県神宮寺町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県仙北郡神宮寺町長藤井久松外八名）（齋藤憲三君外三名紹介）（第九四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡神宮寺町は、生活水準及び諸物価が著しく高く、地域給支給地としてのあらゆる条件を具備しているにかかわらず、今なお、地域給が支給されないため公務員の生活は極度に困窮している。ついては、神宮寺町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県仙北郡神宮寺町はその経済事情により諸物価が著しく高騰して、公務員の生活は極度に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県浅舞町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡浅舞町長大和谷久雄外二名）（齋藤憲三君外三名紹介）（第九四三号）及び同（請願者　秋田県平鹿郡浅舞町議会議長鈴木豊七外二名）（石山權作君紹介）（第二八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡浅舞町は交通至便で、物資の交流はげしく、生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、浅舞町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県平鹿郡浅舞町はその地理的条件ならびに経済事情により諸物価は著しく高騰して、公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県秋田市の地域給引上げの請願（請願者　秋田県秋田市長武塙祐吉外一名）（齋藤憲三君外三名紹介）（第九四四号）及び同（請願者　秋田市議会議長田口長太郎外一名）（石山權作君紹介）（第二八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県秋田市は、全国的に見て諸物価並びに生活水準がきわめて高位にある。ついては、秋田市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県秋田市はその経済事情等により物価高く、生活水準も高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県佐野市の地域給引上げの請願（請願者　栃木県佐野市長伊藤弘憲外四十名）（武知勇記君紹介）（第九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県佐野市は県南部における行政、経済、文化の中心都市として発展し、また近時繊維産業も著しく発達し、宇都宮、足利の両市と比較しても地理的条件、経済状態等なんら異なるところがないにもかかわらず、地域給のみはなはだ差異があつて、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、佐野市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県佐野市はその地理的条件ならびに経済事情等により物価の高騰をきたして公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

介）（第一三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県日置郡伊集院町は交通至便で鹿児島市に近く、同市の高物価な経済的影響を直接に受け、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、伊集院町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県日置郡伊集院町はその地理的条件ならびに経済事情により諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県船川港町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡船川港町長中川重利外二名）（飯塚定輔君外三名紹介）（第九三九号）及び同（請願者　秋田県秋田郡船川港町議会議長秋山東久治外二名）（石山權作君紹介）（第二八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡船川港町は観光地で、また船川港を有する関係上、人と物との交流はげしく、諸物価を必然的に高騰させ、これがため在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、船川港町を秋田市と同様の地域給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡船川港町はその特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

た。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県厚見村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県稲葉郡厚見村長境田代）（野田卯一君紹介）（第九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県稲葉郡厚見村は岐阜市の南部に接続し、諸物価においても、住民の生活程度においても、同市となんら異なるところがない。ついては、厚見村の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県稲葉郡厚見村はその地理的条件によつて物価は著しく高騰して隣接の岐阜市と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県鏡島村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県稲葉郡鏡島村長服部為三郎外三名）（野田卯一君紹介）（第九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県稲葉郡鏡島村は岐阜市の枢要地域の一部をなす単一の村落で、あたかも市街地の中に村があるという奇観を呈しており、従つて経済事情は同市となんら差異がない。ついては、鏡島村を岐阜市と同等の地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県稲葉郡鏡島村はその地理的条件によつて経済事情は隣接の岐阜市と何ら異るところがないという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下中島村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡下中島村長大野逸雄外一名）（野田卯一君紹介）（第九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県羽島郡下中島村は地理的、経済的観点から、隣接の地域給支給地町村となんら差異がなく、その上在勤公務員のほとんどがこれら隣接町村からの通勤者であるため、その生活は極度に困窮している。ついては、下中島村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県羽島郡下中島村はその地理的条件ならびに経済事情により在勤公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下呂町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県益田郡下呂町全官公協議会長野田嘉兵衛）（岡村利右衛門君紹介）（第九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県益田郡下呂町は飛騨南部に位し、下野の草津、摂津の有馬と比肩する天下の三名泉の一といわれた温泉を有し、高山線、中央線等からの来遊者は日に数百人を数える盛況で、旅館、料理、サービス業等の商店が軒を連ねて小都市の形態に移行しつつあり、従つて諸物価の高騰著しく、この地に勤務する官公庁職員は周囲の華美な生活のうちにきわめて悲惨な生活を余儀なくされている。ついては、下呂町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県益田郡下呂町はその特殊事情により諸物価の高騰著しく在勤公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県萩原町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県益田郡萩原町長水谷忠成）（岡村利右衛門君紹介）（第九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県益田郡萩原町は高山線に沿う人口六千三百有余の小市街地で、萩原駅の乗降客数は本線中第三位を占め、南飛騨の政治、文化、教育、交通の中心地として、益田地方事務所を始め、二十有余の官公庁、学校等が所在しているが、山村なので耕地少なく、主食はもちろん、そ菜類、魚介類等のほとんどを他地方より移入するため、諸物価は著しく高く、住宅の不足による家賃の高騰と相まつて、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、萩原町を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県益田郡萩原町はその地理的条件ならびに経済事情により諸物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県杷木町の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡杷木町長飯田鉄次）（熊谷憲一君紹介）（第九五三号）、同（請願者　福岡県朝倉郡杷木町消防署長平田徳一）（福田昌子君紹介）（第一〇七五号）及び同（請願者　福岡県朝倉郡杷木町平田徳一）（中島茂喜君紹介）（第二五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県朝倉郡杷木町は交通、文化、教育、経済その他あらゆる面において当地方の中心地であるが、農耕地が僅少で食糧の自給ができず、純然たる消費地であつて、生活物資は久留米、福岡から移入するため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、杷木町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県朝倉郡杷木町はその経済事情等により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県安中町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県碓氷郡安中町長田中龍三外二十一名）（中曽根康弘君紹介）（第一〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県碓氷郡安中町は高崎、前橋の両市に近接し、耕地狭少で、諸物資の不足によつて諸物価は両市を上まわり、住宅難で家賃も高く、生計費の増大は在勤公務員の生活を困窮せしめている。ついては、安中町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
群馬県碓氷郡安中町はその地理的条件、経済事情により物価高く、生計費の増大は公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県室田町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県群馬郡室田町長中島憲治外十四名）（中曽根康弘君紹介）（第一〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県群馬郡室田町は高崎市に近接し、生活必需品のすべてを同市を経て移入するため、一割ないし二割高の物価高を示し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、室田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県群馬郡宝田町はその地理的条件ならびに経済事情により物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県矢島町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県由利郡矢島町長佐藤直太郎外一名）（齋藤憲三君紹介）（第一〇五六号）及び同（請願者　秋田県由利郡矢島町議会議長三浦太郎吉外二名）（齋藤憲三君紹介）（第二五三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県由利郡矢島町は城下町として発展してきたので、消費都市的性格が強く、矢島線の全通に伴い、官公署、工場及び発電所等の誘致による人口増加、又は観光客の出入等で、県下まれに見る高物価地域である。ついては、矢島町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県由利郡矢島町はその消費都市的性格と、経済事情等により高物価である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県毛馬内町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県鹿角郡毛馬内町長大里清三外二名）（須磨彌吉郎君紹介）（第一〇五七号）、同（請願者　秋田県鹿角郡毛馬内町議会議長木村平作外二名）（細野三千雄君紹介）（第二〇二一号）、同（請願者　秋田県鹿角郡毛馬内町議会議長木村平作外二名）（石田博英君紹介）（第二〇五四号）及び同（請願者　秋田県鹿角郡毛馬内町官公庁職員給与対策協議会長柳沢永治外二名）（石山權作君紹介）（第二八四七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県鹿角郡毛馬内町は大消費地の小坂、尾去沢鉱山さらに国立公園十和田湖及び大湯温泉に包囲された消費都市的性格を有した町で、これら鉱山地帯や観光地の影響を受け諸物価は異常に高く、近隣の尾去沢町及び花輪町とまつたく同様となつている。ついては、毛馬内町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県鹿角郡毛馬内町はその特殊事情ならびに経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県久賀町の地域給指定に関する請願（請願者　山口県大島郡久賀町長升井五郎左衛門）（受田新吉君紹介）（第一〇五八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口県大島郡久賀町は地域的及び文化的特殊事情によつて、生計費が著しく高く、物価指数はかえつて大都市を上まわる実情で、在勤公務員の家計はまことに窮乏している。ついては、久賀町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山口県大島郡久賀町はその地理的条件ならびに特殊事情により生計費が著しく高くなり公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大阪府枚岡町の地域給引上げの請願（願願者　大阪府中河内郡枚岡町長吉岡市次郎外三名）（杉山元治郎君紹介）（第一〇六〇号）及び同（請願者　大阪府中河内郡枚岡町教育委員会委員長北井庄太郎外一名）（杉山元治郎君紹介）（第一〇六一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大阪府中河内郡枚岡町は針線工業地で、大阪市の衛星都市として物価指数は同市となんら異ならないのみならず、むしろ高位となつているが、現行の地域給はきわめて不合理であつて、在勤公務員の生活は困窮している。ついては枚岡町の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
大阪府中河内郡枚岡町はその産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県袋井町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県磐田郡袋井町長戸倉誠蔵外十六名）（足立篤郎君紹介）（第一〇六一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県磐田郡袋井町は東海道線の沿線に位し、県西部における交通の要衝であるばかりか、多数の観光地を有するため、観光客の往来は必然的に諸物価を高め、静岡、浜松の両市をはるかに上まわる高物価となつている。ついては、袋井町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県磐田郡袋井町はその特殊事情、地理的条件により物価は著しき高物価となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県詫間町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡詫間町長小林義郎加藤常太郎

君紹介）（第一〇六二号）、同（請願者　香川県三豊郡詫間町国家警察高瀬地区署詫間警部派出所長安田実外十一名）（細田繁芳君紹介）（第一二四二号）及び同（請願者　香川県三豊郡詫間町須田郵便局長小林喜在外十三名）（大平正芳君紹介）（第一五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡詫間町は諸物資、殊に生活必需品のほとんどを遠く丸亀市、多度津町に求めるため丸亀市を上まわる物価高を示し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、詫間町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県三豊郡詫間町はその経済事情等により著しき物価高を示し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県東加茂郡盛岡村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県東加茂郡盛岡村長天野幾太郎）（小林錡君紹介）（第一〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東加茂郡盛岡村は周囲を山に囲まれ、耕地少く地勢的に恵れない辺境地で、わずかな野菜でも隣接の足助町に依存せねばならない関係上、物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、盛岡村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県東加茂郡盛岡村はその地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県鹿町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県養父郡八鹿町長武村太右衛門）（第一〇六四号）（有田喜一君紹介）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡八鹿町は各種官公署、会社、工場等を擁し、南但の中心地にして商工業盛んで、しかも観光地を有するため、諸物価の高騰著しく、在勤公務員の生活の困窮している。ついては、八鹿町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県養父郡八鹿町はその政治、経済事情により諸物価の高騰著しく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県出石町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県出石郡出石町長加藤由蔵）（有田喜一君紹介）（第一〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石郡出石町は県北部の日本海に面する山間地に位し、消費地的性格が顕著で、日常生活必需品を他町村より移入するため、二割程度の物価高となり、ことに冬季は積雪によつて交通が杜絶する等の生活の悪条件によつて、在勤公務員はきわめて窮乏している。ついては、出石町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県出石郡出石町はその地理的条件ならびに経済事情等により著しき物価高となり公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県佐治町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡佐治町長足立淡嶋外七名）（有田喜一君紹介）（第一〇六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡佐治町は商工業の発展著しく、郡北西部における政治、経済、交通の中心として都市的形態をなし、特に近年の交通網の発達は福知山、西脇の隣接都市との交通を深め、生活費はますます上昇し、郡内随一の傾向を示している。ついては、佐治町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県氷上郡佐治町はその産業事情ならびに経済事情等により生活費は著しき増高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県広谷町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県養父郡広谷町長太田哲夫）（佐々木盛雄君紹介）（第一〇六七号）及び同（請願者　兵庫県養父郡広谷町議会議長橋本恒治）（有田喜一君紹介）（第一〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡広谷町は郡の中心に位し、交通ひん繁で、産繭高は県下第一位を示す商工業都市として発展しているが、本町は明延鉱山等の大消費地区に囲まれているため、食糧品は不足し、物価指数の高いのも郡内第一位である。ついては、広谷町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県養父郡広谷町はその産業事情ならびに経済事情により諸物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県村岡町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美方郡村岡町長松岡保治外二十名）（佐々木盛雄君紹介）（第一〇六九号）及び同（請願者　兵庫県美方郡村岡郵便局長田中正一）（有田喜一君紹介）（第一〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡村岡町は郡東部における行政、経済の中心地にして、木材及び木炭の生産地であり、県下屈指の畜産地で、商取引、交通等が盛んで小都市を形成し、諸物価は著しく高騰している。ついては、村岡町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県美方郡村岡町はその産業事情ならびに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県吉備町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡吉備町長高木潤外六名）（橋本龍伍君紹介）（第一〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡吉備町は岡山、倉敷両市の間における大消費都市で、米麦以外の産物なく、他の生活必需物資を両市に求むるため物価高をきたし、在勤公務員の生計は困窮している。ついては、吉備町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡吉備町はその経済事情等により物価は著しき高騰をきたし、公務員の生計は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院におい

で採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県山川村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県山門郡山川村長岡辰雄外八名）（山崎巌君紹介）（第一〇七三号）及び同（請願者　福岡県山門郡山川村教育委員長吉田新太郎外七名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県山門郡山川村は大牟田市、久留米市と同一経済圏にあつて、地域給上級地の瀬高町、高田村等となんら異なるところがない。ついては、山川村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福岡県山門郡山川村はその経済事情により物価高となり他の地域給支給地に何ら異なるところがない実情よりして、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府綾部市の地域給引上げの請願（請願者　京都府綾部市長長岡誠外一名）（棚田秀一君紹介）（第一〇七六号）、同（請願者　京都府綾部市議会議長田中栄治外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第二七三六号）及び同（請願者　京都府綾部市内記町山口綾夫外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第四八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府綾部市は府北部の中心都市にして、舞鶴市及び福知山市と接続し、両市と密接不可分の関係を有し、経済的に同一圏内に属しているが、地域給において不均衡をきたしている。ついては、綾部市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
京都府綾部市はその地理的条件ならびに経済事情等により隣接の舞鶴市及び福知山市と何ら異なるところがないにもかかわらず、地域給に差等がある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県矢板町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県塩谷郡矢板町長高橋保平外二十一名）（船田中君紹介）（第一〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県塩谷郡矢板町は県北部の中心地にして林産物の供給地として有名であるが、塩原、日光等の多くの観光地に囲まれる関係上、物価の変動に著しく鋭敏で、物価指数は主要都市に比べてきわめて高位を示し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、矢板町を地域給新三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
栃木県塩谷郡矢板町はその産業事情並びに物価事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県上遠野村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡上遠野村長荒川久馬外四名）（松井政吉君紹介）（第一〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡上遠野村は常盤炭田地帯の西位にあつて躍進的な好況地区であるが、日常生活物資のほとんどを平市を中心とする湯本、植田町を含む商圏内より移入しているため常に一、二割高となり、特に炭田の好況による物価の上昇はなはだしく、公務員は赤字生活に苦しみ、他地区への転出者が続出する実情である。ついては、上遠野村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡上遠野村はその産業事情、経済事情等により物価は著しく高騰して公務員は赤字生活に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

青森県野辺地町大字野辺地の地域給指定に関する請願（請願者　青森県上北郡野辺地町県立高等学校長上野幸太郎外十六名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一〇七九号）及び同（請願者　青森県上北郡野辺地町立野辺地小学校長苫米地武男外十六名）（山崎岩男君紹介）（第一一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県上北郡野辺地町は東北本線、大湊線の分岐点に位する純消費地で、冬期は積雪二メートルに及び燃料費もかさみ、その上主食を始め生活物資のほとんどを青森、三戸方面より移入するため諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、野辺地町大字野辺地を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
青森県上北郡野辺地町はその地理的条件ならびに経済諸事情により諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県藤原町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県塩谷郡藤原町長日川通正外十六名）（山口好一君紹介）（第一一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県塩谷郡藤原町は観光地日光を控え、鬼怒川、川治の両温泉郷を主とする観光地で、しかも日本鉱業木戸ヶ沢鉱山等を有する工業地でもあるため純消費地としての性格強く、従つて生活必需物資のほとんどを移入する関係上、諸物価はきわめて高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、藤原町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
栃木県塩谷郡藤原町はその特殊事情ならびに産業事情等により諸物価はきわめて高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県山門郡東山村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県山門郡東山村長荒木萬壽夫君紹介）（第一一六八号）及び同（請願者　福岡県山門郡東山村議会議長戸島喜一外五名）（山崎巌君紹介）（第一一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県山門郡東山村は久留米市及び大牟田市の中間に位する関係上、これら両都市の影響を直接に受け、諸物価は著しく高騰している。ついては、東山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福岡県山門郡東山村はその地理的条件により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県北川内町の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県八女郡北川内町長小川百助外十一名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県八女郡北川内町は江戸時代より交通の要衝に当り、江崎塾をもつた文化の中心地として発達し、現在は人口も急激に増大し、学校、銀行、会社及び官公署等も

多い一小都市の観を呈しているが、諸物価は消費地として黒木町、福島町よりも高く、生活費が著しく増高している。ついては、北川内町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県八女郡北川内町はその特殊事情並びに経済事情等により諸物価高く生計費が著しく増高している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択と上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県黒木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡黒木町長原秀次郎外十二名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一一七〇号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡黒木町は日本観光地百選の一つ日向神けい谷を控え、県立矢部川公園の中心に位するため観光客が殺到し、さらに矢部川総合開発の中心地であり、海岸線から遠く、工業地帯から離れているため、物価をますます高騰せしめ久留米市及び福岡市を上まわっている。ついては、黒木町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県八女郡黒木町はその特殊事情ならびに経済事情等により諸物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県黒木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡黒木町長原秀次郎外十二名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県黒木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡黒木町長原秀次郎外十二名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県黒木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡黒木町長原秀次郎外十二名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一一七〇号）

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県八女郡羽犬塚町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡羽犬塚町羽犬塚財務事務所平沢利寛外七百七十四名）（山崎巖君紹介）（第三一八六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡羽犬塚町は久留米、大牟田の両市を結ぶ鹿児島本線における交通の要衝にある関係上、人口の移動激しく新興都市的要素を多分に有し、物価の上昇も著しく、ほとんど福島町よりも高騰しており、同町と地域給の級差が生じていることははなはだ不合理である。ついては、羽犬塚町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県八女郡羽犬塚町はその地理的条件その他により諸物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県矢作町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡矢作町長稲垣利作）（小林錡君紹介）（第一一七二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡矢作町は隣接岡崎市との交通ひん繁にして政治、経済、文化等まつたく同市と一体の関係にあるので、町民の生活水準は他町村に比べ著しく高く、あらゆる角度から検討しても現在県下において地域給一級地及び二級地に指定されている他の市町村に比べなんら劣るところが認められない。ついては、矢作町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡矢作町はその経済地理的諸条件により生活水準は相当に高くなつていて、県下の他の支給地と何ら劣るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県刈谷市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県刈谷市長岡本謹平外一名）（小林錡君紹介）（第一一七三号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県刈谷市は名古屋市に近接する工業都市で、市業従業者の数は市の人口の六割余に当り、その給与ベースも人事院勧告ベースを五千ないし八千円も上まつているが、公務員は今般の給与改訂によつて、地域給の一部が本俸に繰り入れられた結果、実質的な給与引上げはわずかにして依然として不安定な生活に脅かされている。ついては、刈谷市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

刈谷市はその地理的条件と工業都市としての性格よりして民間給与の高水準と公務員の給与水準に著しく不均衡を生じている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東京都五日市町の地域給引上げの請願（請願者　東京都西多摩郡五日市町長星野良一外八名）（中村高一君紹介）（第一二三七号）、同（請願者　東京都西多摩郡五日市郵便局長奥秋一郎外七名）（山花秀雄君紹介）（第一四七四号）及び同（請願者　東京都西多摩郡五日市町五日市区検察庁出田辰巳外八名）（山花秀雄君紹介）（第三二四二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都西多摩郡五日市町は生活必需物資のほとんどを東京区内に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は区内に比較してはるかに上まわる実情にありながら、地域給はきわめて低級地にすえ置かれている。ついては、五日市町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都西多摩郡五日市町はその給与的事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県都窪郡福田村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡福田村長増田敏郎外三名）（橘本龍伍君紹介）（第一二三八号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡福田村は岡山市、倉敷市の中間に位し、生活必需物資のほとんどをこれら両都市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は高く両市を上まわつている。ついては、福田村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡福田村はその地理的条件ならびに経済事情により諸物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県吉田町の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西蒲原郡吉田町長幸田重郎）（櫻井奎夫君紹介）（第一二三九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡吉田町は産業の発展著しく、物資の交流が盛んとなり、近接諸都市との物価指数はほとんど差異がなく、むしろ物資によつてはこれら各都市を上まわる実情にある。ついては、吉田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

一、請願の議決理由
新潟県西蒲原郡吉田町はその産業事情、経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府精華村の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡精華村長高田熊三郎）（柳田秀一君紹介）（第一二四〇号）、同（請願者　京都府相楽郡精華村助役杉浦孝行）（大石ヨシエ君紹介）（第一七四六号）、同（請願者　京都府相楽郡精華村議会議長西村福三）（大石ヨシエ君紹介）（第二七三五号）及び同（請願者　京都府相楽郡精華村祝園郵便局小西竜太郎外九名）（田中好君紹介）（第三四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府相楽郡精華村は交通がきわめて便利であるため、人と物との交流がはげしく、しかも村内には駐留軍の基地を有する関係上、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活は困難をきわめている。ついては、精華村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
京都府相楽郡精華村はその経済事情ならびに特殊事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県勿来町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡勿来町長青天目個治郎外九名）（關内正一君紹介）（第一二四三号）及び同（請願者　福島県石城郡勿来郵便局長赤津作衛外九名）（高木松吉君紹介）（第二一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡勿来町は常盤炭鉱地帯に位し、呉羽化成工場の新設等により耕地は年々減少の一途をたどり、且つ、これらの民間会社に従事する給与生活者の高給与と炭鉱関係者の集団購買力が本町の物価を著しくつり上げ、物価は平市に比べ平均一割ないし一・五割高を示し、在勤公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、勿来町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡勿来町はその産業事情、経済事情により民間給与の高水準をきたし、諸物価は高騰して公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県城崎郡香住町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県城崎郡香住町助役石田由作外三名）（有田喜一君紹介）（第一二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡香住町は裏日本における漁港の根拠地で、生活必需物資のほとんどを豊岡市等に求める関係上、諸物価は著しく高騰し大都市を上まわる実情にある。ついては、香住町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県城崎郡香住町はその特殊事情経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県久下村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡久下村長直田久太郎外五名）（有田喜一君紹介）（第一二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡久下村は福知山線と加古川線の交さ点に位する丹波路交通の要衝にして、且つ、大阪、加古川へ二時間ないし二時間半の近距離にあるため、播州、大阪地方との交易はひん繁をきわめ、大阪商人の出入が多く、日用雑貨等のすべてを阪神地方より購入している関係上、著しく物価高をきたして在勤公務員は極度の生活難に追い込まれている。ついては、久下村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県氷上郡久下村はその地理的条件および経済事情等により著しき物価高をきたし公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県柏原町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県氷上郡柏原町長伊元貞三郎外二十五名）（有田喜一君紹介）（第一二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡柏原町は福知山市、京都市及び大阪府に近く、生活必需物資のほとんどをこれら各都市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高騰し、大都市を上まわる物価高を示している。ついては柏原町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県氷上郡柏原町はその経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県味間村西古佐の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡味間村西古佐郵便局長波多野荘司外一名）（有田喜一君紹介）（第一二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡味間村西古佐は篠山町を中心とする交通網の重要なる地位を占め、交通の便を利用して阪神地方との貨客の往来もひん繁で、経済的にその影響を強く受けているが、しかるに本村大沢及び味間新字杉は地域給改訂後もその支給を受け、同一村内にありながら経済事情もまつたく同一の西古佐がこれより除外されていることは不合理である。ついては、味間村西古佐を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県多紀郡味間村西古佐はその経済事情等は同一村内の他の地区と全く同様であるにもかかわらず地域給が支給されていないという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県高田市の寒冷手当引上げの請願（請願者　新潟県高田市長関威雄）（櫻井奎夫君紹介）（第一二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県高田市は単作地帯の農村に囲まれた消費都市にして、これら農村はほとんど水田地帯のため野菜類のすべてを長野、群馬等に依存し、魚類についても県内の海岸線における漁獲高では自給できないので富山、三陸方面より移入されており、しかも本市は名のある積雪地で、冬期は輸送等の関係からこれらの物資はもちろん、薪炭に至るまで五、六箇月の需要量を用意しなくてはならないのみならず、雪崩防止、雪囲い等で出費が著しく増高している。ついては、高田市の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
新潟県高田市はその経済事情および季節的特殊事情により出費がかさんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会

議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡片貝町の諸物価は最近の経済状態の変転と駐留軍演習度のひん繁により著しく高騰している。ついては、片貝町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡片貝町はその経済事情及び特殊事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県足助町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県東加茂郡足助町加藤鉱三九外十六名）（小林錡君紹介）（第一二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東加茂郡足助町は名古屋市及び飯田市を結ぶ飯田街道の最要地で木材、薪炭の集散地であり、郡内文化、政治の中心地として、且つ、観光地であつて、人と物との交流が激しく、諸物資は名古屋、岡崎より仕入れるため、運賃がかさんで、物価は非常に高くなつている。ついては、足助町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県東加茂郡足助町はその地理的条件及び経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県氏家町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県塩谷郡氏家町全官公庁署協議会長矢沢高佳）（船田中君紹介）（第一二九三号）、同（請願者　栃木県塩谷郡氏家町氏家税務署長山岸一二三外二十二名）（山口好一君紹介）（第一三四五号）及び同（請願者　栃木県塩谷郡氏家町笹沼広太外二十二名）（尾関義一君紹介）（第一三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡氏家町は東北本線氏家駅を控えた近隣町村の文化、経済の中心地であるが、農業は単作地帯で、林業は山林がないため、日常生活必需品を他町村よりの供給を受けており、その他の生活物資も他から移入されるので、諸物価は著しく高騰している。ついては、氏家町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県塩谷郡氏家町はその産業事情、経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県真鍋島村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡真鍋島村長山本代吉外八名）（星島二郎君紹介）（第一二九四号）及び同（請願者　岡山県小田郡真鍋島村山室房雄外八名）（橋本龍伍君紹介）（第一二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡真鍋島村は主食を始め日用雑貨品のほとんどを笠岡市、多度津町より移入しているので、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、真鍋島村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県小田郡真鍋島村はその地理的条件及び経済事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県宇太町の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県宇陀郡宇太町官公署連絡協議会上野作治郎外五名）（仲川房次郎君紹介）（第一二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡宇太町は大宇陀、榛原の両町と隣接し、交通、文化の中心地として昔時より政治、経済、宗教面で、これら両町と密接不可分の関係にあるが、地域給においては著しく差異があるため人事の交流に多大の支障をきたしている。ついては、宇太町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良県宇陀郡宇太町はその経済事情等は隣接の支給地域と何ら異るところがないのに無給地であるがために人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県壬生川町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町地域給引上対策協議会長黒田徳外九名）（中村時雄君紹介）（第一二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県周桑郡壬生川町は郡政の中心地として発達し、国警周桑地区署、農林省愛媛食糧事務所壬生川支所、同出張所を始め、各種郡単位の官公庁がある外、民間会社としては富士紡績株式会社壬生川工場があつて、町民の生活様式はまつたく都市的であり、経済的条件は地域給上級地の大洲町、郡中町、三島町と同等の立場にある。ついては、壬生川町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県周桑郡壬生川町はその経済的諸事情において附近の支給地と同等の立場にあるにもかかわらず無給地であるという実情よりして、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県香住町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県城崎郡香住町森本由松）（佐々木盛雄君紹介）（第一三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡香住町は第三種指定の香住港を擁し、管内一府五県の農林省水産庁出張所が設置され、底びき漁業の発展とともに今や裏日本屈指の大漁業根拠地となり、漁船の出入きわめてひん繁な

ため通業者の消費は本町購買力の主体となり、著しい高物価の原因となつている。ついては、香住町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県城崎郡香住町はその産業の特殊性並びに経済事情により著しき物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県榎井村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県仲多度郡榎井村長篠原義孝外十二名）（大西賴夫君紹介）（第一三四七号）、同（請願者　香川県仲多度郡榎井村国鉄琴平駅長大野正夫外十一名）（福田繁芳君紹介）（第一四一四号）、同（請願者　香川県仲多度郡榎井村琴平電報電話局長中西秀義外百二十四名）（加藤常太郎君紹介）（第一四二九号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町琴平電報電話局長中西秀義外百十五名）（大平正芳君紹介）（第一五八七号）及び同（請願者　香川県仲多度郡榎井村の表玄関に当る琴平駅及び香川、徳島両県を結び琴平より高松に至る観光道路に沿う繁華街も本村地域内にあり、琴平参拝者は年間四百五十万を数えるため諸物価は県下に比類を見ない高騰ぶりを示している。ついては、榎井村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

一、請願の要旨及び目的

香川県仲多度郡榎井村は神都琴平町の表玄関に当る琴平駅及び香川、徳島両県を結び琴平より高松に至る観光道路に沿う繁華街も本村地域内にあり、琴平参拝者は年間四百五十万を数えるため諸物価は県下に比類を見ない高騰ぶりを示している。ついては、榎井村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県仲多度郡榎井村はその地理的条件並びに経済事情により諸物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県宮之城町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町中村三義外四十八名）（池田清志君紹介）（第一三四八号）、同外三件（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町友清健爾外三百四十九名）（池田清志君紹介）（第一四一五号）及び同（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町格野角新介外五十六名）（池田清志君紹介）（第一四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡宮之城町は郡下二十箇町村の政治、経済、文化及び交通の中心地にして、県下市町の連担戸数並びに都市的形態においても鹿児島市、谷山町に次ぎ第三位にあり、従来内市と人的、物的交流著しく密接な関係にあるが、地域給については不均衡な待遇を受け、公務員は苦しい経済生活を余儀なくされている。ついては、宮之城町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県薩摩郡宮之城町はその地理的諸条件並びに経済事情により公務員の経済生活はきわめて苦しい実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県大口町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県伊佐郡大口町長薗田長仁）（池田清志君紹介）（第一三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県伊佐郡大口町は山野線と宮之城線との交さ点に当り、同郡における政治、経済及び文化の中心地にして、地方事務所を始め諸官公庁、会社等が多く、勤労世帯は全世帯の三分の一を占め、従つて消費都市としての性格が強く、物価指数においても鹿児島に比べ大差を認められない。ついては、大口町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県伊佐郡大口町はその交通事情並びに経済事情により物価は著しい高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県築城村及び八津田村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県築上郡築城村大字築城原一男）（池田禎治君紹介）（第一四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県築上郡築城村及び八津田村は駐留軍の飛行基地を有する関係上、諸物価の高騰著しく、小倉市、八幡市を上まわる物価高を示しているにかかわらず、駐留軍基地を有する町村としてはきわめて低い地域給の指定を受けている。ついては、築城村及び八津田村の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県築城村及び八津田村は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県家島町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県飾磨郡家島町長楠長純外一名）（河本敏夫君紹介）（第一四一三号）及び同（請願者　兵庫県飾磨郡家島町議会議長高島庄太郎外一名　堀川恭平君紹介）（第三〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県飾磨郡家島町は播磨中の二十八の島より成る町で、耕地少く、主食を始め生活必需物資のほとんどを姫路市等に求める関係上、運賃等の加算によつて諸物価は高騰して、姫路市を上まわる実情にある。ついては、家島町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県飾磨郡家島町はその特殊事情並びに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県川内市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県川内市長岩満重）（池田清志君紹介）（第一四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市は県下第二位の商業都市であり、交通の至便とあいまつて物と人との交流が盛んで、諸物価は高騰し、しかも毎年の台風による被害は必然的に高物価に拍車を加えている結果となり、鹿児島、熊本、佐賀、広島等の各市と同様な物価及び消費水準を示している。ついては、川内市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県川内市はその商業都市としての性格並びに経済事情等により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県麻生町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県行方郡麻生町長鹿島易哉外一名）（第一四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県行方郡麻生町は郡の行政、産業、文化の中枢地にして、水郷の観光地であり、且つ、純消費地であるため生活必需物資のほとんどを東京方面より移入する関係上、物価は常に東京の価格に左右され、在勤公務員の生活は非常な困難をきたしている。ついて

は、麻生町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県行方郡麻生町はその経済事情その他により物価は著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上川町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡上川町長野田晴男外九名）（武田信之助君紹介）（第一四二〇号）、同（請願者　北海道上川郡上川町議会議長岡政治外九名）（芳賀貢君紹介）（第一四八五号）、同（請願者　北海道上川郡上川町上川営林署長中沢孝信外九名）（松浦周太郎君紹介）（第一五九〇号）及び同（請願者　北海道上川郡上川町上川郵便局長中川修外九名）（玉置信一君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡上川町は大雪山の山ろく高原地帯に位するので農産物の自給もできない消費地にして、町内大雪山国立公園層雲峡温泉には内外遊覧客が年間二十数万を、また森林資源、電源開発に従事する高賃金な人夫等は四千余を数えるため、本町の物価をいよいよ高騰せしめている。ついては、上川町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡上川町はその地理的諸事情並びに経済事情により諸物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上川町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡上川町長野田晴男外九名）（武田信之助君紹介）（第一四二〇号）、同（請願者　北海道上川郡上川町議会議長岡政治外九名）（芳賀貢君紹介）（第一四八五号）、同（請願者　北海道上川郡上川町上川営林署長中沢孝信外九名）（松浦周太郎君紹介）（第一五九〇号）及び同（請願者　北海道上川郡上川町上川郵便局長中川修外九名）（玉置信一君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡上川町は大雪山の山ろく高原地帯に位するので農産物の自給もできない消費地にして、町内大雪山国立公園層雲峡温泉には内外遊覧客が年間二十数万を、また森林資源、電源開発に従事する高賃金な人夫等は四千余を数えるため、本町の物価をいよいよ高騰せしめている。ついては、上川町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡上川町はその地理的諸事情並びに経済事情により諸物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

山形市は県下の政治、経済及び文化の中心地であるが、経済的にも、文化的にも、他県よりはるかに低く、なかんずく工業の発展は遅々たるものがあつて、後進性のもたらす結果として日常生活用品のほとんどを他県に依存するため高物価となり、在勤公務員は実質賃金の低下によつて苦しい生活を続けている。ついては、山形市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形市はその政治、経済等の諸事情により諸物価は著しい高騰をきたし公務員は苦しい生活を送つている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県山形市の地域給引上げの請願（請願者　山形市長鈴木重紘）（西村力弥君紹介）（第一四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形市は県下の政治、経済及び文化の中心地であるが、経済的にも、文化的にも、他県よりはるかに低く、なかんずく工業の発展は遅々たるものがあつて、後進性のもたらす結果として日常生活用品のほとんどを他県に依存するため高物価となり、在勤公務員は実質賃金の低下によつて苦しい生活を続けている。ついては、山形市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形市はその政治、経済等の諸事情により諸物価は著しい高騰をきたし公務員は苦しい生活を送つている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県藤岡村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡藤岡村長青木弥曾一）（小林錡君紹介）（第一四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西加茂郡藤岡村は魚介類を始め一般生活必需品を名古屋、岡崎、挙母の各市から移入するため、運賃等が加算されて、諸物価はこれら都市を上まわる高値を示している。ついては、藤岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県西加茂郡藤岡村はその経済事情により諸物価は著しい高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県長尾町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県大川郡長尾町長小川欣弥外十四名）（赤城宗徳君紹介）（第一四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県大川郡長尾町は高松市に近接し、雑貨、魚介類その他生活必需品を同市に依存するため、諸物価は著しく高くなり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、長尾町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県大川郡長尾町はその経済事情等により諸物価は著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府舞鶴市字大波下外四箇字の地域給引上げの請願（請願者　京都市中京区柳馬場姉小路東西駐留軍労働組合執行委員長小松高一郎）（棚田秀一君紹介）（第一四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍施設のある京都府舞鶴市字大波下、字大波上、字吉野、字白屋及び字長内は、地域給新三級地に指定されている字朝来と同一地区にあつて、生活水準、経済状況においてなんら異なるところがないにかかわらず、新二級地となつていることは、はなはだ不均衡である。ついては、字大波下外四箇字の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴市字大波下、字大波上、字吉野、字白屋及び字長内はその特殊事情により字朝来と地域給において差違があることは全く不合理であるという実情からして本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県釜石市の地域給引上げの請願（請願者　釜石市役所内岩手県釜石地区地域給対策協議会曾根武夫外八名）（柴田義男君紹介）（第一四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県釜石市は製鉄及び水産を根幹として発展し、市民の八割は勤労生活者であり、また当市は純消費地として特殊な立地条件下にあつて、諸物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、釜石市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県釜石市はその産業の特殊性並びに経済事情等より諸物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府孔舎衙村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡孔舎衙村長橋川嘉一郎外二名）（田中萬逸君紹介）（第一四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡孔舎衙村はその地理的条件その他により物価は著しく高騰して公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府中河内郡孔舎衙村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡孔舎衙村長橋川嘉一郎外二名）（田中萬逸君紹介）（第一四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡孔舎衙村はその地理的条件その他により物価は著しく高騰して公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会 衆議院会議録第六十七号附録（二）（その二）

青森県弘前大学教育学部附属中小学校の地域給指定に関する請願（請願者　弘前市下白銀町青森県弘前大学長事務取扱冨野壮子路）（淡谷悠蔵君紹介）（第一四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県中津軽郡駒越村所在の青森県弘前大学教育学部附属駒越中、小学校は河一本隔てて旧弘前市に接し、徒歩三分以内で市内に連する近距離にあつて、同市とまつたく同一環境にありながら、市外なる理由により、地域給が支給されないため、人事の交流等に多大の支障をきたしている。ついては、弘前大学教育学部附属中、小学校を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県中津軽郡駒越村はその地理的条件等により隣接の弘前市と全く同様の経済事情にあつて、地域給が支給されないので、特に弘前大学の職員の人事交流にはなはだしき支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県弘前市の地域給引上げの請願（請願者　弘前市下白銀町青森県弘前大学長事務取扱冨野壮子路）（淡谷悠蔵君紹介）（第一四七八号）、同（請願者　青森県弘前市議会議長神山隆文）（山崎岩男君紹介）（第一四七九号）、同（請願者　青森県弘前市長桜田清芽）（木村文男君紹介）（第二三五二号）及び同（請願者　青森県弘前市下町第二中学校教頭鈴木久治）（木村文男君紹介）（第四七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県弘前市は学都、観光都として中央大都市に比肩する高物価地であつて、一般公務員の生活安定は常におびやかされ、優秀公務員の誘致に支障をきたし、その影響するところ多大である。ついては、弘前市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県弘前市はその産業事情その他により諸物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活を脅し、人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大井町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡大井町長松下辰造）（楯肇次郎君紹介）（第一四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡大井町は天下の絶勝恵那峡を控え、観光客の往来はげしく、これがため諸物価は高騰し、国立療養所の患者の見舞客の来訪は一層物価高に影響を与えている。ついては、大井町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡大井町はその特殊事情等により物価の著しい高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県柏崎市の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県柏崎市長洲崎義郎）（宜四郎君紹介）（第一四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県柏崎市は地理的、経済的条件によつて、生活物資を遠く新潟市、長岡市から移入しているため、両市に比べて諸物価は高く、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、柏崎市を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県柏崎市はその地理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県西置賜郡荒砥町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西置賜郡荒砥町長橋本周司）（牧野寛索君紹介）（第一四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡荒砥町は近来商工業の発展著しく、消費地的様相を呈し、生活物資を他から移入するため、運賃加算等によつて、諸物価の高騰はなはだしく、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、荒砥町を地域給支給級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西置賜郡荒砥町はその産業事情並びに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県宇和島市の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県宇和島市住吉町宇和島市地域給対策委員会今岡睦）（井谷正吉君外一名紹介）（第一四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県宇和島市は四国西南部開発の中心地であり、物資の集散地であつて、生活水準高く、諸物価の高騰著しく、在勤公務員の生活はこれに伴わず一層の生活苦を忍んでいる。ついては、宇和島市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県宇和島市はその産業、経済の諸事情により生活水準高く諸物価は高騰して公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道下川町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡下川町長宮地誠次外八名）（芳賀貢君紹介）（第一四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡下川町は戦後未開発地への入植と森林資源の開発で、人口は増大し、躍進的な発展をきたした。加うるに村内に硫化鉱山三菱鉱業所を有するため、主食を始め日常生活必需品は近隣町村に比べ一段と高値となつている。ついては、下川町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡下川町はその特殊なる産業事情等により生活必需品の価格は著しく高値を示している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道美瑛町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡美瑛町長鴻上覚一外三名）芳賀貢君紹介）（第一四八六号）及び同（請願者　北海道上川郡美瑛町議会議長黒松秋夫外三名）（松浦周太郎君紹介）（第一五八八号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡美瑛町は旭川市の衛星都市として密接な関係にあり、交通、金融機関、文化施設及び衛生施設等の生活条件はまったく都市なみとなつているが、物価は旭川市を一、二割がた上まわり、住民税においては他の市町村の二倍ないし三倍の高額となつているので、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、美瑛町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡美瑛町はその地理的条件並びに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活はきわめて窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道豊富村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村全官公労働組合朝日春吉）（芳賀貢君紹介）（第一四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村は馬鈴しよを除く米、みそ、しよう油等の主食食料品を始め、衣類、日用品、雑貨に至るまで、札幌、旭川、稚内方面より移入するため、中間手数料が加算され、物価はいきおい割高となり、給料生活者の生計は極度に困窮している。ついては、豊富村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道天塩郡豊富村はその経済事情等により物価は著しく高騰して、給料生活者の生計は極度に窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道苫前町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道苫前郡苫前町議会議長広瀬仁三郎外二名）（松浦周太郎君紹介）（第一五八九号）及び同（請願者　北海道苫前郡苫前町長斎藤幸治郎外四名）（玉置信一君紹介）（第一八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡苫前町は漁業の根拠地であり、農産物の集散地であるが、日用雑貨類のほとんどを他地方に依存するため、運賃等が加算されて非常に高価となり、且つ、積雪寒冷の地であつて、被服、燃料、住宅等に多大の出費を要するので、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、苫前町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道苫前郡苫前町はその特殊事情、経済事情等により諸物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県関ケ原町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県不破郡関ケ原町長高井昌一外一名）（柳原三郎君紹介）（第一五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県不破郡関ケ原町は農耕地少なく、村民の八割が商工業に従事する純消費地であり、且つ、交通の便に恵まれた観光地であるため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて惨めな状態にある。ついては、関ケ原町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県不破郡関ケ原町はその産業事情等により諸物価は著しく高騰して、公務員の生活はきわめて惨めな実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県垂井町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県不破郡垂井町長立川鉄雄外一名）（柳原三郎君紹介）（第一五九二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県不破郡垂井町は交通至便の上に観光都市であり、消費町であるため、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、垂井町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県不破郡垂井町はその特殊事情により諸物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県沼田東村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県豊田郡沼田東村長田阪徹百外六名）（中川俊思君紹介）（第一五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県豊田郡沼田東村は三原市に接続し、生活水準及び諸物価において、同市となんら異なるところがない。ついては、沼田東村を三原市と同様な地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県豊田郡沼田東村はその地理的条件により三原市と生活水準等は何ら異なるところがないという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県本荘町の地域給等指定に関する請願（請願者　秋田県由利郡本荘町長猪股謙三郎外一名）（飯塚定輔君紹介）（第一五九四号）及び同（請願者　秋田県由利郡本荘町議会議長斎藤金七外一名）（石山権作君紹介）（第二八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県由利郡本荘町は本郡の政治、経済、文化の中心地で、県内四市を除く、第一の都市で生活水準高く、諸物価においても県内四市となんら差異がなく、さらに冬期は日本海から吹く風速による寒度は高く、生活に重大な支障をきたしている。ついては、本荘町を地域給新一級地に指定し、寒冷地手当を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県由利郡本荘町はその政治経済等の諸条件により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県串木野市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県串木野市長橋口行彦外七百十五名）（迫水久常君紹介）（第一五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県串木野市は県下最高の文化地帯であり、鉱山都市でもあり、しかも遠洋漁業の根拠地であるため、生活水準及び物価は著しく高く、鹿児島、熊本、佐賀等の各市を上まわり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、串木野市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
鹿児島県串木野市はその産業事情等により生活水準並びに物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県笠原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡笠原村野崎幸香外八名）（青木正君紹介）（第一七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北埼玉郡笠原村は地域給支給地の鴻巣町に接し、消費生活面はまつたく同町と同じであるにかかわらず、地域給において差があることは不均衡である。ついては、笠原村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県北埼玉郡笠原村はその地理的条件ならびに経済事情により隣接の地域給支給地鴻巣町と全く同様の実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県太井村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡太井村大字門井栗原利兵衛外十一名）（青木正君紹介）（第一七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北埼玉郡太井村は生活必需品のほとんどを熊谷市及び行田市から移入するため、運賃等が加算されて、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、太井村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県北埼玉郡太井村はその経済事情等により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県星宮村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡星宮村長寺田愛三外二名）（青木正君紹介）（第一七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北埼玉郡星宮村は熊谷市と行田市に隣接し、諸物価は両市と同等か、品目によつてはかえつて上まわるほどの高値を示している。ついては、星宮村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県北埼玉郡星宮村はその経済地理的条件により諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県伊草村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡伊草村伊草小学校長林与三次外二名）（松山義雄君紹介）（第一七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡伊草村は川越市に近接し、その影響を受けること大きく、諸物価は同市と同等か、品目によつてはかえつて高価となつており、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、伊草村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡伊草村はその地理的条件により諸物価は川越市よりも上まわるほどに高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県出丸村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡出丸村出丸小学校長鈴木三郎外二名）（松山義雄君紹介）（第一七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡出丸村は川越市及び大宮市に近接し、生活必需品のすべてを両市からの供給によつてまかなわれているため、諸物価は両市よりも高い。ついては、出丸村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡出丸村はその地理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県中山村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡中山村立中山小学校職員代表関口政治外五名）（松山義雄君紹介）（第一七三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡中山村は地域給支給地の川越市と松山町の中間に位し、両市町の影響を受けること大きく、諸物価においても両市町となんらそん色がない。ついては、中山村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡中山村はその地理的条件及び経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県三保谷村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡三保谷村鈴木達二外三名）松山義雄君紹介）（第一七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡三保谷村は川越市に近接し、その影響を受けること大きく、生活水準及び諸物価においてなんら異なるところがない。ついては、三保谷村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡三保谷村はその地理的条件及び経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県広田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡広田村長新井義外九名）（青木正君紹介）（第一七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡広田村は地域給支給地の行田市及び鴻巣等に近接し、生活諸物資をこれらの地域から移入するため、運賃等が加算されて、村内諸物価は一層の高騰を示しているが、地域給支給地とはなつていないため、公務員の生活困窮著しく、人事の交流にも支障をきたしている。ついては、広田村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡広田村はその地理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県南河原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡南河原村長加藤甚弥外十三名）（青木正君紹介）（第一七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡南河原村は熊谷、行田両市に近接し、村内には両市に通ずる県道があつて物資の交流はげしく、本村で生産される農産物は買あさりによつて市価並につり上げられ、両市の供給に依存する魚介類、日常生活物資の価格は運賃等が加算されて著しく高騰して、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、南河原村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡南河原村はその地理的条件並びに経済事情により生活物資の価格は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県太田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡太田村長柴崎祥外十三名）（青木正君紹介）（第一七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡太田村は行田市及び羽生町に接し、県道が東西に貫通して定期バス、トラック等の便があるため、両市町との物資の交流はげしく、諸物価は両市町と同等の高値を示している。ついては、太田村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡太田村はその地理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県中条村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡中条村長中村宏平外二名）（青木正君紹介）（第一七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡中条村は熊谷市に隣接し、村内諸物価は同市となんら差異が認められない。ついては、中条村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡中条村はその地理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県下忍村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡下忍村長荒井賢一外二名）（青木正君紹介）（第一七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡下忍村は行田市と接続し、生活水準においても、物価水準においても、同市となんら異なるところがない。ついては、下忍村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡下忍村はその地理的条件等により生活水準高く諸物価も高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県須加村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡須加村長藤野高輔外六名）（青木正君紹介）（第一七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡須加村は日常生活諸物資を行田市等から移入しているため、運賃等が加算されて村内諸物価は一層高くなり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、須加村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡須加村はその経済事情等により諸物価は高騰して公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県埼玉村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡埼玉村長関口七三外十八名）（青木正君紹介）（第一七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡埼玉村は行田市と境を接し、生活水準及び物価水準において、同市となんら差異がない。ついては、埼玉村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡埼玉村はその地理的条件等により生活水準高く諸物価も高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県屈巣村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡屈巣村長藤村鶯治外三名）（青木正君紹介）（第一七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡屈巣村は行田市及び鴻巣町に近接し、食料品を始め生活諸物資を両市町に依存するため、運賃等が加算されて、諸物価は両市町よりも高価となつている。ついては、屈巣村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡屈巣村はその地

理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

京都府八雲村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府加佐郡八雲村長佐藤実蔵）（大石ヨシエ君紹介）（第一七四七号）に関する報告書

京都府加佐郡八雲村は舞鶴市の郊外地区として密接な関係を有し、農産物の生産地でありながら、地理的関係から消費的であり、日常生活物資においては同市以上の高騰を示している。ついては、八雲村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府加佐郡八雲村はその地理的条件並びに経済事情により諸物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

京都府福知山市は京阪神と裏日本を結ぶ交通の要衝に位し、京阪神との物資の交流はなはだしく、京阪神と同一経済圏内にあつて諸物価は高く、殊に生活必需品は本市に生産工業がなく、移入によらねばならないため、運賃等が加算されて著しく高騰している。ついては、福知山市の地域給を中心部新四級地、周囲部新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府福知山市はその地理的条件並びに経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

秋田県扇田町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡扇田町長和田己蔵外二名）（細野三千雄君紹介）（第一七四九号）に関する報告書

秋田県北秋田郡扇田町は大館市に近接し、生活水準及び消費生活等は同市とまつたく同一条件下にある。ついては、扇田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡扇田町はその地理的条件により経済事情は大館市と同様の実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

福井県丹生郡白山村は武生市と同様の実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

福井県白山村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県丹生郡白山村白山中学校道端久作外三十二名）（齋木重一君紹介）（第一七五〇号）に関する報告書

福井県丹生郡白山村は武生市に隣接し、文化、経済その他あらゆる面にわたつて、同市と同等の条件を具備している。ついては、白山村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福井県丹生郡白山村はその地理的条件により経済事情等は武生市と同様の実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

茨城県多賀郡豊浦町は日立市に隣接する純消費町で、生活必需物資のほとんどを日立市等に求める関係上、運賃等の加算により、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、豊浦町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県多賀郡豊浦町はその地理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂郡大宮町は交通至便で、物資の集散地として、また文化、教育の中心地として発展し、近代的都市としての形態をなし、生活水準高く、諸物価の高騰著しいものがある。ついては、大宮町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県那珂郡大宮町はその産業、経済等の諸事情により生活水準高く諸物価の著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡大曲町及び花館村はその産業、経済の諸事情により諸物価は著しく高騰して、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大曲町及び花館村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県仙北郡大曲町及び花館村はその産業、経済の諸事情により諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大曲町及び花館村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

岡山県白石島村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡白石島村小田南地区警察署白石島駐在所　原田鹿太郎外五名）（中原健次君紹介）（第一七九八号）、同（請願者　岡山県小田郡白石島村長天野昇外四名）（星島二郎君紹介）（第一七九九号）及び同（請願者　岡山県小田郡白石島村中塚吉松外五名）（橋村龍伍君紹介）（第二〇二五号）に関する報告書

岡山県小田郡白石島村はその地理的条件、経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡大曲町及び花館村はその産業、経済の諸事情により諸物価は著しく高騰して、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大曲町及び花館村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県仙北郡大曲町及び花館村はその産業、経済の諸事情により諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大曲町及び花館村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

岡山県白石島村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡白石島村小田南地区警察署白石島駐在所　原田鹿太郎外五名）（中原健次君紹介）（第一七九八号）、同（請願者　岡山県小田郡白石島村長天野昇外四名）（星島二郎君紹介）（第一七九九号）及び同（請願者　岡山県小田郡白石島村中塚吉松外五名）（橋村龍伍君紹介）（第二〇二五号）に関する報告書

岡山県小田郡白石島村はその地理的条件、経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県多古町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県香取郡多古町林六十六番地木川省三郎）（竹尾弌君紹介）（第一八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県香取郡多古町は交通至便であり、従つて本町を中心に諸物資の交流が行われる関係上、必然的に物価は高騰し、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、多古町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県香取郡多古町はその経済事情等により諸物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県地蔵堂町の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長小川虎五郎）（北吟吉君紹介）（第一八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡地蔵堂町は諸物価が著しく高く、物価指数は新潟市に比べなんら異ならないのみか、物資によつてはるかに上まわる実情にある。ついては、地蔵堂町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県西蒲原郡地蔵堂町はその経済事情等は新潟市と異なるところなく物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県西蒲原郡地蔵堂町は交通至便であり、従つて本町を中心に諸物資の交流が行われる関係上、必然的に物価は高騰し、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、多古町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県西蒲原郡地蔵堂町はその経済事情等は新潟市と異なるところなく物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県地蔵堂町の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長小川虎五郎）（北吟吉君紹介）（第一八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡地蔵堂町は諸物価が著しく高く、物価指数は新潟市に比べなんら異ならないのみか、物資によつてはるかに上まわる実情にある。ついては、地蔵堂町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県西蒲原郡地蔵堂町はその経済事情等は新潟市と異なるところなく物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県藤田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡藤田村長松本正嘉外六名）（荒船清十郎君紹介）（第一八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡藤田村は交通至便で、村内には多数の工場を有し、これら高給与従業員の購買力によつて諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、藤田村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡藤田村はその産業事情等により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県花園村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡花園村長須藤利一外十一名）（荒船清十郎君紹介）（第一八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡花園村は深谷町及び寄居町等に隣接し、これら各町村と物価指数等においてなんら異なるところがないのみか物資によつてはこれら各町村を上まわる実情にある。ついては、花園村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡花園村はその地理的条件等により経済事情は深谷町、寄居町となんら異なるところがない実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道南富良野村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡南富良野村長村上寿造外六名）（玉置信一君紹介）（第一八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡南富良野村は旭川市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、南富良野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡南富良野村はその地理的条件並びに経済事情等により諸物価は著しく高騰して、在勤公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県六日市町の地域給指定に関する請願（請願者　島根県鹿足郡六日市町長藤永武夫）（中崎敏君紹介）（第一八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県鹿足郡六日市町は耕地少なく、しかも純消費地であるため、生活必需物資のほとんどを山陰及び山陽の大都市に求める関係上、運賃等の加算で諸物価は著しく高騰している。ついては、六日市町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

島根県鹿足郡六日市町はその産業事情、経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中川原村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡中川原村議会議長高田力蔵外二名）（永田亮一君紹介）（第一八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡中川原村は淡路島の玄関洲本市に隣接し、生活必需品等のあるゆる物資を同市を経て購入するため、諸物価は常に市価を上まわつているにもかかわらず、いまだ地域給が支給されないので、人事の交流等に支障をきたしている。ついては、中川原村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡中川原村はその地理的条件により経済事情等は洲本市と何ら異なるところがない実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県船津村の地域給引上げの請願（請願者　山梨県南都留郡船津村長渡辺真外二名）（鈴木正文君紹介）（第一八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県南都留郡船津村は河口湖の東南岸に位する関係上、観光及

び遊覧客の往来がはげしく、必然的に諸物価を高騰させ、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、船津村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県南都留郡船津村はその地理的条件、特殊事情により諸物価を著しく高騰させ、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県仙台市の地域給引上げの請願（請願者　宮城県仙台市長岡崎栄桂）（只野直三郎君紹介）（第一八一二号）及び同（請願者　仙台市新坂通四十八番地笠松政視）（庄司一郎君紹介）（第四七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県仙台市は東北第一の大都市として東北の政治、経済、文化、教育等の中心地で、文化、生活水準は非常に高く、住民の消費生活は地域給四級地の都市と同様になつている実情である。ついては、仙台市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県仙台市はその政治経済等の諸事情により生活水準高く物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県烏山町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡烏山町長龍福磯治外三名）（黒澤幸一君紹介）（第一八一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡烏山町は県境の特殊地帯に位し、零細商業者が多く、農家経営規模は県内でも最も少なく、従つて物価は日光、足尾町と同様程度に高くなつている。ついては、烏山町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県那須郡烏山町はその産業事情、経済事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県赤井村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県桃生郡赤井村長　菊地千代治外十三名）（小山倉之助君紹介）（第一八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡赤井村は、物価高の石巻市、矢本町との中間に位し、これら市町から直接、間接の影響を受け、諸物価は著しく高騰し、石巻市となんら異なるところがない。ついては、赤井村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡赤井村はその地理的条件により諸物価は著しく高騰して石巻市となんら異なるところがない実情にあるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県気仙沼市の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県気仙沼市長　宮井誠三郎外三十五名）（小山倉之助君紹介）（第一八一五号）、同（請願者　宮城県気仙沼地区官公庁給与対策協議会執行委員長　鈴木左夫）（日野吉夫君紹介）（第二三五一号）及び同（請願者　宮城県気仙沼地区官公庁給与対策協議会執行委員長鈴木左夫外一名）（小山倉之助君紹介）（第二八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県気仙沼市は県北端の漁港都市で、諸物価は仙台市を上まわり、県下第一の高物価地帯となつている。ついては、気仙沼市の地域給を新三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県気仙沼市はその地理的条件ならびに産業の特殊性により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

国立大学附属学校教官の給与改善に関する請願（請願者　京都市南京区全国国立大学附属学校連盟代表武田一郎）（大石ヨシエ君紹介）（第一九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立大学附属学校のもつ使命の重要性にかんがみ、これまで同校勤務教官の給与改善についてしばしば請願してきたが、いまだ実現を見ないことは遺憾である。ついては、（一）附属学校教官の給与体系を公立学校教員と別個として待遇の改善を図ること（二）附属学校生徒経費の増額（三）附属幼稚園教官の定員増加等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

その教育上の使命の重要性よりして国立大学附属学校に勤務する教官の給与改善は、考慮しなければならない段階にきていると思われる。従つて本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県徳山市及び南陽町の地域給引上げの請願（請願者　山口県徳山市長黒神直久）（受田新吉君紹介）（第二〇一四号）及び同（請願者　山口県都濃郡南陽町長椎木進外一名）（青柳一郎君紹介）（第三二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県徳山市及び都濃郡南陽町は戦後の復興目覚しく、山陽沿線屈指の工業都として発展し、会社工場の生産高も上昇しているので、これら民間会社工場の給与水準は県下において最も高く、生活水準も高くなつているが、独り公務員のみきわめて低い給与水準のため最下位の生活を余儀なくされている。ついては、徳山市及び南陽町の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山口県徳山市及び都濃郡南陽町はその産業事情並びに経済事情によつて生活水準高く、公務員の生活は甚しく困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県御笠村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県筑紫郡御笠村鬼木岩太）（館谷憲一君紹介）（第二三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡御笠村は大宰府町、二日市町及び東山家村等に囲まれ、これら各町村と物価水準が同等で、しかも昨年郡下最大の水害を受け、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、御笠村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県筑紫郡御笠村はその地理的条件により物価は隣接町村と何ら異なるところがなく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県山口村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県筑紫郡山口村長山座三郎外六名）（長正路君紹介）（第二〇一一六号）、同（請願者　福岡県筑紫郡山口村教育委員会代表八尋勇次外六名）（熊谷憲一君紹介）（第二〇一七号）及び同（請願者　福岡県筑紫郡山口村役場職員代表高野一蔵外六名）（中島茂喜君紹介）（第二〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡山口村は保安隊第四管区本部、米駐留軍基地の所在地に近く、福岡市及び二日市町の経済圏に含まれるが、日常物資の価格はすこぶる高く、生計費は近隣地域給指定地を上まわつている。ついては、山口村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県筑紫郡山口村はその特殊事情、経済事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県宝珠山村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡宝珠山村長井上佐太郎外九名）（熊谷憲一君紹介）（第二〇一九号）及び同（請願者　福岡県朝倉郡宝珠山村議会議長熊谷理一郎）（長正路君紹介）（第二三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡宝珠山村は郡内唯一の鉱業村にして、米の生産量は人口の半分にも満たない現状で純消費村の性格を有し、加えるに生活必需品は村外より搬入されるため物価は福岡市と同率を示し、特に衣料、鮮魚類はむしろ高価であるため、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、宝珠山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県朝倉郡宝珠山村はその産業事情、経済事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活を困窮せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県夜須村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡夜須村長岡部猛外九名）（中島茂喜君紹介）（第二〇二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡夜須村は福岡市、飯塚市に通ずる国道、国鉄、私鉄等の分岐点に近く、交通至便にして、生活水準高く、加えるに生活物資のほとんどを福岡市、久留米市より移入されているため、諸物価はこれら両市より高物価である。ついては、夜須村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県朝倉郡夜須村はその地理的条件ならびに経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県掛合町の地域給指定に関する請願（請願者　島根県飯石郡掛合町長帯刀育郎）（高橋圓三郎君紹介）（第二〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県飯石郡掛合町は郡の中心地にして、地方事務所を始めとする郡の枢要機関が集中的設置され、消費者は著しく増加し、しかも電源開発あるいは災害復旧事業等のため労務者が千数百名も転入し、物価高騰に拍車をかけている。ついては、掛合町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

島根県飯石郡掛合町はその政治経済の諸事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県総社町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県吉備郡総社町長柳本弘士智外二十七名）（橋本龍伍君紹介）（第二〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡総社町は岡山市及び倉敷市に近接し、生活必需品諸物資等を阪神及び岡山方面等から移入するためこれら物価は両市に並ぶとも劣らぬ実情にある。ついては、総社町の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県吉備郡総社町はその地理的条件及び経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県早島町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡早島町長妹尾利男外七名）（橋本龍伍君紹介）（第二〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡早島町は岡山市と倉敷市との中間に位し、県南部地区の政治、経済、交通の中心地であるが、大工場、病院等の大消費機関を有する関係上、諸物価は岡山、倉敷の両市よりも高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、早島町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡早島町はその地理的条件ならびに政治、経済諸事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県黒磯町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡黒磯町長真島秘外二十名）（高瀬傳君紹介）（第二〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡黒磯町は、那須北部の政治、経済、文化の中心として発展した新興都市で、工業製品を始め生活必需品のほとんどを宇都宮、東京方面より移入するため、これら諸物価は著しく高価で、本町の生活水準も今市町となんら異ならない。ついては、黒磯町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県那須郡黒磯町は、その経済事情等により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県阿万町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県三原郡阿万町長藤平保外四名）（永田亮一君紹介）（第二〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡阿万町は淡路島南部の要衝に位し、粘土かわら、タイル、玉ねぎ等の生産面に多彩な特異性を有し、その産出量は群を抜き全島有数の富裕地帯で、生活水準高いが、日用品を始めとする生活必需品のほとんどを阪神方面より移入するため高物価となり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、阿万町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県三原郡阿万町はその産業の特殊性及び経済事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道大津村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道十勝郡大津村長水沢一郎）（森三樹二君紹介）（第二〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝郡大津村は根室本線がわずかに本村の一角を通過するのみで、物資の輸送はバス、トラックを利用するため、遠く帯広市より移入している諸物資は交通費、輸送費がかさみ同市より二割程度の高物価となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大津村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道十勝郡大津村はその地理的条件並びに経済事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道千歳町の地域給引上げの請願（請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外二名）（横路節雄君紹介）（第二〇三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡千歳町は米軍地上部隊及び空軍の一大基地であり、わが国保安隊機械化兵団北方の総基地であつて、特殊な産業もなく、まつたく軍事都市として発展した消費地にして、一方国立公園支笏湖を有する国際観光都市でもあるため、文化水準及び生活程度が著しく高く、生活費はきわめて増高している。ついては、千歳町の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道千歳郡千歳町はその特殊事情により物価は著しく高騰して公務員は生活費の増大に悩んでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県倉垣村の地域給指定に関する請願（請願者　富山県婦負郡倉垣村増谷栄重）（三鍋義三君紹介）（第二〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県婦負郡倉垣村は米を主産物とし、野菜類はわずかに農家の自給を満しうる程度で、商店も皆無に等しくすべての生活必需物資を遠く富山市に求める関係上、運賃等がかさみ、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、倉垣村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

富山県婦負郡倉垣村はその産業事情並びに経済事情により物価は著しく高騰して公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県賀茂村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県東加茂郡賀茂村長柴田秀雄）（小林錡君紹介）（第二〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東加茂郡賀茂村は産物としてわずかに木材、薪炭を産する程度にして、米の産出量に乏しく、村民のほとんどは配給生活を余儀なくさせられ、生活必需品のほとんどは近接の足助町より移入しているため、運賃がかさみ、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、賀茂村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県東加茂郡賀茂村はその産業事情、経済事情により諸物価は著しく高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県山下村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県亘理郡山下村高瀬百番地畠山辰夫外十三名）（佐々木更三君紹介）（第二〇三三号）、同（請願者　宮城県亘理郡山下村山下中学校長菊地林外十三名）（只野直三郎君紹介）（第二〇三四号）、同（請願者　宮城県亘理郡山下村山下中学校長菊地林外十三名）（竹谷源太郎君紹介）（第二〇三五号）及び同（請願者　宮城県亘理郡山下村山下小学校長東見隼雄外十三名）（佐々木更三君紹介）（第二〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡山下村は国立結核療養所が設立されて以来、一大消費地になつたにもかかわらず、これに対する生産物が伴わず、食糧品を始めすべての商品を遠く仙台市に求める関係上、輸送費がかさみ、同市よりも高物価となり、さらに生活水準高く、長期間に及ぶ冬期の燃料費はばく大で、在勤公務員の生活を困窮せしめている。ついては、山下村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県亘理郡山下村はその特殊事情並びに経済事情等より物価は著しく高騰して公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県笠松町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡笠松町長梅田啓）（山本幸一君紹介）（第二〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡笠松町は名岐本線の要衝で、乗降客おびただしく、物資の集散ひん繁で、東海有数の機業地であるとともに毎月行われる競馬によつて物価はつり上げられ岐阜、一宮両市を上まわる現状である。ついては、笠松町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県羽島郡笠松町はその地理的条件及び経済事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県岐阜市の地域給引上げの請願（請願者　岐阜市長東前豊外一名）（山本幸一君紹介）（第二〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県岐阜市は県の政治、文化及び観光の中心地であり、戦災による被害の復興ぶりは全国一を示しているが、反面移入超過の純然たる消費地にして、物価を一宮市並びに名古屋市に比較すると、両市は全国的な衣料の製造地帯であり、濃尾平野及び伊勢湾を控える主食、鮮魚等の産地であるため、本市よりも著しく低廉となつており、しかも本市は地域給が不当に低く、在勤公員の物心両面に多大の影響を与えている。ついては、岐阜市の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県岐阜市はその産業、経済等の諸事情により物価は著しく高騰して公務員の生活をきわめて困窮せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県能代市の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県能代市長柳谷清三外一名）（石田博英君紹介）（第二〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県能代市は秋田杉の大森林地帯を控え、木材の集散並びに加工生産地として有名で、その後木材の需要の増大とともに、製材業は著しく発展を見るに至り、物価高騰の要因になつている。ついては、能代市を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

能代市の産業、経済の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県金田村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡金田村長松原五百蔵）（矢尾喜三郎君紹介）（第二〇五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡金田村は京阪神の大消費都市に近接する関係上、直接その影響を受け、諸物価並びに生活水準は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、金田村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京阪神の大消費都市に近接する金田村の物価水準、並びに消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県入間郡福岡村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡福岡村長富田英章外七名）（平岡忠次郎君紹介）（第二〇五九号）及び同（請願者　埼玉県入間郡福岡村議会議長塚越竹男外七名）（松山義雄君紹介）（第二二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡福岡村は川越市、志木町と諸物価並びに生活水準においてなんら異なるところがない。ついては、福岡村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府纐纈手町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡纐纈手町長岡村弥市郎外四名）（杉山元治郎君紹介）（第二〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡纐纈手町は大阪市、布施市等の大消費都市に近接する関係上、諸物価は著しく高く、布施市を上まわる実情にある。ついては、纐纈手町の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪市、布施市等の大消費都市において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県福岡村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡福岡村長富田英章外七名）（平岡忠次郎君紹介）（第二〇五九号）及び同（請願者　埼玉県入間郡福岡村議会議長塚越竹男外七名）（松山義雄君紹介）（第二二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡福岡村は川越市、志木町と諸物価並びに生活水準においてなんら異なるところがない。ついては、福岡村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府纐纈手町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡纐纈手町長岡村弥市郎外四名）（杉山元治郎君紹介）（第二〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

纐纈手町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県豊浦郡前町外二箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県豊浦郡豊田前町長和田良蔵外三名）（細迫兼光君紹介）（第二〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県豊浦郡豊田前町、西市町及び豊田下村は日本一の無煙炭生産地であり、しかも林産資源に恵まれている関係上、近時著しく産業が発展し、地方都市の形態を整えるとともに、生活水準及び物価は上昇の一途にある。ついては、豊田前町外二箇町村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊田前町、西市町、豊田下村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県形原町及び西浦町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県宝飯郡形原町長吉見正男外二百十八名）（福井勇君紹介）（第二〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡形原町及び西浦町は同一都市の形態を呈しており、ともに都市計画を推進しているが、ロープ及び漁網の麻工業は全国生産の六割を占めるのみならず、形原、西浦両港は第三種漁港として県下屈指のもので、漁獲高は約三億円を算し、一方両町は観光温泉地としても四季を通じて来客は著しい数に上り、一般町民の生活水準の向上と相まつてますます物価の高騰を刺戟している。ついては、形原町及び西浦町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

形原町及び西浦町の産業、経済の実情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県田原町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県渥美郡田原町長藤城佐一外二十九名）（福井勇君紹介）（第二〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡田原町は豊橋市と密接な関係にあつて経済的影響を受けること大きく、近時はセメント工業、でん粉製造等の農産加工が急速に発展しており、一方交通は異常な回復と発達を遂げているため、これら産物は盛んに大都市に移出され、経済が活況を呈するに従い、一般町民の生活はにわかに向上し、勢い物価の高騰を招来せしめている。ついては、田原町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊橋市と密接な関係にある田原町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県長谷村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県神崎郡長谷村長小路利雄外二名）（大西正道君紹介）（第二〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡長谷村、大山村及び越知谷村は播但線長谷駅及び神姫バス吉富、杉、役場前、大山、岩屋、福畑等の停留所を中心に市街地を形成し、地域給支給地の南福崎町、田原村及び生野町と同一経済圏にあつて生活環境を同じくし、従来公務員の人事交流もひん繁であつたが、現行地域給の不均衡は著しくこれを阻害している。ついては、長谷村外二箇村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長谷村、大山村及び越知谷村の産業、経済の実情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県幸島村の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県猿島郡幸島村長山高英一郎外十一名）（佐藤洋之助君紹介）（第二〇六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県猿島郡幸島村は人口八千八百余を擁する県下有数の標準村で町制施行の気運もあり、中心部の大字諸川のごときはつとに商家軒を連ね銀行、会社、工場及び料飲店も多いが、交通はすべて自動車に移存するため運賃等が加算され、諸物価は東京都に比べ約二割、古河市には約一・五割の高値となつており、在勤公務員の経済生活は最低水準にある。ついては、幸島村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
幸島村の地理的、経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免かれざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県北本宿村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡北本宿村伊藤菟賢外百九十八名）（福永健司君紹介）（第二一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北足立郡北本宿村は昨年九月都市計画法の指定を受け、今後住宅地又は商業都市として発展することを期待されているが、従来本村民は近接都市及び東京都への通勤者きわめて多い実情で、都会地との接触が非常に多いためその形態においても消費都市となんら異ならない。ついては、北本宿村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北本宿村の物価水準並びに消費形態の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県吹上町の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡吹上町長清水六郎）（福永健司君紹介）（第二一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北足立郡吹上町は行田市の表玄関に当り、近時上野、熊谷間の電車運転開始等好条件に恵まれますます発展すべき段階にあり、一面交通の便に伴つて生活水準も高められ、俸給生活者の生活状態は容易ならざるものがある。ついては、吹上町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
吹上町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県宗岡村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡宗岡村長金子栄吉外五名）（福永健司君紹介）（第二一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北足立郡宗岡村、水谷村及び内間木村は従来地域給一級地のところ今般の改正により無給地となつたが、すでに数回の請願に詳述したごとく本三箇村は旧志紀町が分離して誕生したもので、志木町、朝霞町等の地域給支給地と物価又は生活程度等すべて同じでありながらまことに不合理な待遇となつている。ついては、宗岡村外二箇村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
宗岡村、水谷村及び内間木村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県北足立郡安行村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡安行村長石川義雄外六十一名）（福永健司君紹介）（第二一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北足立郡安行村は植木、苗木の一大生産地として全国的に知られ、取引の活況を呈するにつれて生活程度も高まつているが、東京都にもわずか六キロを隔てるのみであり、都の衛星都市となつている川口市、草加町、谷塚町等の地域給支給地に比べなんら異ならない生活環境にある。ついては、安行村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
安行村の経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県酒田市の地域給引上げの請願（請願者　山形県酒田市酒田地区官公地域給引上期成協議会長佐々木良治）（池田正之輔君紹介）（第二一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県酒田市は庄内平野における物資の集散地及び日本海岸における海陸交通の要衝であり、且つ、県随一の商工業都市としてとみに活況を呈しているが、これに伴つて人口も急増し、住宅の払底による家賃の上昇はもちろん、諸物価の高騰をきたして東北都市のうち最高を示しているため、在勤公務員の生活は常に窮乏している。ついては、酒田市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
酒田市の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道喜茂別町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道虻田郡喜茂別町長菊地久治外十二名）（横路節雄君紹介）（第二一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道虻田郡喜茂別町は後志支庁管内山ろく地区の辺境に位し、地勢的に恵まれないため、主食を始め生活必需物資のほとんどを他地方に求める関係上、運賃等の加算によつて諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、喜茂別町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
喜茂別町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道神楽村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡神楽村長村上一郎外二十名）（芳賀貢君紹介）（第二一九七号）、同（請願者　北海道上川郡神楽村議会議長大和政次郎外二十名）（松浦周太郎君紹介）（第二一九八号）及び同（請願者　北海道上川郡神楽村議会議長大和政次郎外二十一名）（武田信之助君紹介）（第二一六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道上川郡神楽村は忠別川を隔てて神楽橋及び忠別橋により旭川市と接続し、同市と生活水準並びに物価はほとんど異なるところがないのみか、一部の物価は同市を上まわる実情にある。ついては、神楽村の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
旭川市と隣接する神楽村の物価水準、ならびに消費形態の実情よりして本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡国府村は高山市及び神岡町に隣接し、生活必需物資のほとんどを高山市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高騰して同市を上まわる実情にある。ついては、国府村を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
神岡町に隣接する国府村の立地条件、および経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県高山市の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県高山市長日下部礼一）（岡村利右衛門君紹介）（第二三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県高山市の物価は林産物を基礎とする産業事情と、観光を中心とする非生産的消費の宿命的支配を受けて著しく高く、生活水準も上昇の一途にあつて、在勤公務員の生活を圧迫している。ついては、高山市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
高山市の産業、経済の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県国府村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡国府村長前名三蔵）（岡村利右衛門君紹介）（第二二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県久々野村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県大野郡久々野村長桐山敏男）（岡村利右衛門君紹介）（第二三五三号）に関する報告書

岐阜県大野郡久々野村は発電事業を中心とする非生産的消費の支配を受け、しかも生活必需物資のほとんどを高山市に求めるため、諸物価は著しく高騰して名古屋市を上まわる実情にある。ついては、久々野村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
久々野村の地理的、経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県河合村及び坂下村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡河合村長藪下菊次郎外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第二三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡河合村及び坂下村は、目下電源開発事業が実施中であり、これに働く関係者はきわめて多く、しかも高賃金である関係上、本村の物資不足と相まつて物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、河合村及び坂下村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
河合村及び坂下村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的と妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道愛別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡愛別村長森畑勢太郎外三名）（武田信之助君紹介）（第二三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道上川郡愛別村は交通機関の発達により旭川市との往来もひん繁で、地域的にも、歴史的にも、同市の外廓地帯を形成するため、消費生活の実情は同市並びにその隣接町村と類似しており、ことに物価は同市にはほとんどの生活必需品を仰ぐ関係上むしろ高くなつている。ついては、愛別村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
旭川市との往来の頻繁な愛別村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的と妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県吉城郡河合村及び坂下村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡河合村長藪下菊次郎外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第二三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡河合村及び坂下村は、目下電源開発事業が実施中であり、これに働く関係者はきわめて多く、しかも高賃金である関係上、本村の物資不足と相まつて物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、河合村及び坂下村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
河合村及び坂下村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的と妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県大町の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北安曇郡大町長松田正人）（増田甲子七君紹介）（第二三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県北安曇郡大町の地域給指定に関しては、従前より本町の実情を訴えて善処方を願つてきたのであるが、いまだ実現するに至らず、本町在勤の公務員はきわめて悪条件下にあつて、二十八年七月長野県人事委員会においても本町の不均衡を認め、一級地を一挙三級地として人事院に申請する等まつたく異例の不遇を認めているところである。ついては、大町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県落合町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡落合町長福島童一外九名）（大村清一君紹介）（第二三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県真庭郡落合町は西美作の経済、文化の中心地であり、南は目下建設中の旭川ダム北部の起点となり、北は同じく建設中の湯原ダムに近接し、両ダム地域よりの移住者並びに出入が繁く、これがため物価の高騰著しく在勤公務員の生活を困窮せしめている。ついては、落合町を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
落合町の産業、経済の実情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県英田郡美作町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県英田郡美作町水島計次郎）（大村清一君紹介）（第二三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県英田郡美作町は国鉄姫新線沿線の消費都市で、生活必需品のすべてを遠く阪神地区又は山陰地方よりあるいは岡山市、津山市より移入するため、運賃等が加算され、これら各都市より諸物価は高騰し、在勤公務員はきわめて困窮している。ついては、美作町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
美作町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、こ

れを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県山陽町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡山陽町下市　関山幸二外九名）（大村清一君紹介）（第二三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡山陽町は人口九千三百余の農商工の町であるが、岡山市に隣接するため、経済生活はまつたくその影響下にあり、在勤公務員の生計費は同市のそれに比べむしろ上まわつている実情にある。ついては、山陽町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岡山市に隣接する山陽町の立地条件及び経済的諸事情よりして、いきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県長久手村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県愛知郡長久手村長伊藤浜一外五名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県愛知郡長久手村は大消費都市の名古屋市と県下随一の高物価地域である瀬戸市との中間に位する郊外村で、従来両市とあらゆる面において密接なる関係にあり、これら都市に職場を有するもの本村勤労者の四割を占め、従つて本村の文化、生活水準は著しく高位にあり、近隣の地域給上級地守山町、旭町に比べなんら異ならない現状にある。ついては、長久手村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
名古屋市と瀬戸市の中間に位する長久手村の物価水準並びに消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県品野町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県東春日井郡品野町長柴田要助外五名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県東春日井郡品野町は瀬戸市及び多治見市の中間に位し、両市とともに陶磁器生産地である関係上、諸物価並びに生活水準は両市となんら異なるところがない実情にある。ついては、品野町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
瀬戸市及び多治見市の中間に位する品野町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県東郷村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県愛知郡東郷村長相羽義一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県愛知郡東郷村は名古屋市に近接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、東郷村を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
名古屋市に近接する東郷村の物価水準並びに消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県愛知郡東郷村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県愛知郡東郷村長丹羽重泰外十五名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県愛知郡幡山村は瀬戸市に接続し、生活必需物資のほとんどを同市に求め、日常生活は瀬戸市民となんら区別できない状態下にある。ついては、幡山村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
瀬戸市に接続する幡山村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県新潟市の地域給引上げの請願（請願者　新潟県新潟市長村田三郎）（櫻井奎夫君紹介）（第二三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県新潟市は裏日本における一大中心都市であり、当市の消費水準及び小売物価は地域給三級地、四級地の都市と比較してなんらそん色がない。ついては、新潟市を地域給新三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
新潟市の物価水準並びに消費形態の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県小出町の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡小出町長桜井又衛門）（櫻井奎夫君紹介）（第二三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県北魚沼郡小出町は只見川電源開発に奥只見、黒又川開発基地として、その着工を見るに至つたため、著しく諸物価の高騰を見、生計費が非常にかさみ、さらに上昇の現況にある。ついては、小出町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
小出町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県白峰村及び尾口村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県石川郡白峰村長松原助治外二十一名）（岡良一君紹介）（第二三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県石川郡白峰村及び尾口村は白山ろくに位し、交通機関一日四往復のバスのみにして、生活必需物資の運賃に要する費用はばく大で、諸物価は地域給支給地よ

りもはるかに高く、在勤公務員の生活困窮は著しいものがある。ついては、白峰村及び尾口村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

白峰村及び尾口村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県黒沢尻町の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県和賀郡黒沢尻町長及川顕司）（高田弥市君紹介）（第二四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県和賀郡黒沢尻町は岩手県総合開発計画並びに交通の要衝として急激に発展し、市制実現の気運にあるが、最近における日常生活諸物価の変動著しく、町民の生活実態は実質的に都市と同じ状態にある。ついては、黒沢尻町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

黒沢尻町の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道愛別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡愛別村長森畑森太郎外三名）（松浦太郎君紹介）（第二四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡愛別村は旭川市に近接し、経済的に同市とは密接な関係を有し、食糧品、生活必需品、文化施設等のあらゆる消費物資のすべてを同市に依存するため、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、愛別村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

旭川市に近接する愛別村の物価水準ならびに消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県北相馬郡取手町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県北相馬郡取手町全官公庁協議会代表塚本信外二百三十名）（赤城宗徳君紹介）（第二四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県北相馬郡取手町は東京都の郊外都市として都心までわずか五十分の距離に位し、生活環境も都内におけるとまつたく変らない現状にあり、一方本町は利根川に面した景勝、保健の地として県営庶民住宅、引揚者集団住宅その他一般住宅も増加の一途をたどつているが、そのほとんどの者は東京都への通勤者で占められているため生活程度も都内同様である。ついては、取手町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

取手町の地理的、経済的諸条件を勘案するに妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県平井町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県木田郡平井町長原安雄外一名）（赤城宗徳君紹介）（第二四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県木田郡平井町は高松市に隣接する郡制時代の郡役所の所在地で八千五百余の人口を擁し、県立農科大学を始め十五の出先諸官庁の外、銀行、会社、工場等があつて、商店軒を並べる高松市の衛星都市となつており、従つて生活水準も同市とほとんど変らないのみならず、物資を依存するため物価はむしろ上まわつている実情である。ついては、[illegible]を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高松市に隣接する平井町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県水富村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡水富村長久下恭次）（松山義雄君紹介）（第二五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡水富村は人口四千百余人を有し、東京都心から約四十キロ、消和市より二十八キロ、川越市より十二キロにして、南に豊岡町、入間川町に接し、西に観光都市飯能市に接続し、交通、経済その他あらゆる面にわたつてきわめて緊密なる関係を有し、村民の生活程度もこれら各都市となんら差異がない。ついては、水富村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

水富村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県入間郡奥富村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡奥富村長平本金十郎外三名）（松山義雄君紹介）（第二五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡奥富村は商工業が発達して、織布工場、農産物加工場及び木工場等が増加するとともに、商店が進出し、小都会の様相を呈しているが、生活必需物価は隣接の入間川町、川越市を上まわる価格である。ついては、奥富村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

入間川町、川越市に隣接する奥富村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県温泉町の地域給指定に関する請願（請願者兵庫県美方郡温泉町長田中荘太郎外十八名）（佐々木盛雄君紹介）（第二五二八号）及び同（請願者　兵庫県美方郡温泉町議会議長斎木兼蔵外十八名）（有田喜一君紹介）（第二五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡温泉町は耕地面積きわめて少なく、加うるに温泉地であるので主食は純消費地の様相を呈し、生活必需品のすべてを他より求めるため、その価格は著しく高く、住宅不足による家賃の高騰と相まつて、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、温泉町を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
温泉地としての温泉町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県国立療養所長寿園職員の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県吾妻郡坂上村国立療養所長寿園長清水藤光）（武藤運十郎君紹介）（第二五三〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
群馬県国立療養所長寿園は県道高崎草津線の吾妻郡坂上村大字本宿岡谷地内より約一キロ隔てる西北方の高原に位し、きわめて交通不便である上に、日常生活物資のほとんどを四十キロから五十キロに隔てる高崎市及び前橋市より購入するので、諸物価の高騰著しく、職員の生活はきわめて窮乏している。ついては、国立療養所長寿園職員に地域給新一級地を支給されたいというのである。
二、請願の議決理由
長寿園の地理的、経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

地域給改訂に関する請願（請願者　宮城県古川市給与対策協議会長猪股春雄）（只野直三郎君紹介）（第二五三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
地域給制度については衆参人事委員会において、数回にわたり地域給の不均衡是正、段階の圧縮に意見の一致を見たが、このたびの地域給改訂に当つては、段階の圧縮のみが実施されたため、ますます不均衡のみぞを深めることとなつて、人事管理上に多大の悪影響を与えている。ついては、東北地方においては特に著しいものがあるから、速やかに地域給の不均衡を是正されたいというのである。
二、請願の議決理由
地域給の改訂にあたつて、段階の縮少のみ行われ、現状における不均衡是正の行われざることを非とし、すみやかに地域給の不均衡を是正されたいとの本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県石巻市の地域給引上げの請願（請願者　宮城県石巻市役所伊藤芳雄）（只野直三郎君紹介）（第二五三二号）、同（請願者　宮城県石巻市門脇字門寺前三十番地全官公庁石巻地区地域給対策協議会亀井晃）（只野直三郎君紹介）（第四六八六号）及び同（請願者　宮城県石巻市立町全官公庁石巻地域給対策協議会議長亀井晃）（小山倉之助君紹介）（第四八六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県石巻市は淡水港として、また観光地として有名で、市民の生活水準高く、諸物価も仙台市と比較して常に一割ないし二割の高値であり、生活必需品の買物は交通費をかけても仙台市で求めた方が有利という状態にある。ついては、石巻市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
観光地としての石巻市の特殊な経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県琴平町の地域給引上げの請願（請願者　香川県仲多度郡琴平町長細川秀雄外十七名）（福田繁芳君紹介）（第二五三五号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町琴平郵便局長氏部虎吉外十七名）（大平正芳君紹介）（第二八七二号）及び同（請願者　香川県仲多度郡琴平電報電話局長中西秀義外十七名）（成田知巳君紹介）（第二七三九号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町琴平郵便局長氏部虎吉外十七名）（大平正芳君紹介）（第二八七二号）及び同（請願者　香川県仲多度郡琴平電報電話局長中西秀義外十七名）（成田知巳君紹介）（第二七三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
香川県仲多度郡琴平町は全国的に有名な金比羅宮の所在地で、参拝客を背景として発展し、産業、文化、教育、商業、交通の中心地となり、諸物価は日常生活必需品に至るまで四国地方はもちろん、京阪神よりも高くなつている。ついては、琴平町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
琴平町の金比羅宮の所在地として著名な経済的諸事情よりして、いきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県備前町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡備前町備前簡易裁判所判事甲本源次外二十名）（小枝一雄君紹介）（第二五三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡備前町は片山町と伊部町が合併して誕生した県下有数の町であり、古来備前焼を始めとして東備文化の発達した地域にして、現在は耐火れんがの製造を中心とする工業が発展し、県東部における交通上の要地ともなつて近く市制実施の気運にあるが、その反面食糧、生活必需品の大消費地の性格は日ごとに濃厚となり、生活水準も著しく高くなつている。ついては、備前町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
備前町の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県勝山町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡勝山町長人見茂三郎）（小枝一雄君紹介）（第二五三七号）及び同（請願者　岡山県真庭郡勝山町大字勝山九十一番地高谷佳市）（大村清一君紹介）（第四三二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県真庭郡勝山町は美作地方の政治、交通、文化及び経済の中心地にして、郡下におけるほとんどの官公署、学校等の施設が集中しており、しかも附近は四箇所の温泉地の外、名所古跡に恵まれているので、四季観光客の出入が多いのみならず、電源開発による労務者が大量に移入してきたため、物価の騰貴は著しいものがある。ついては、勝山町を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
勝山町の産業、経済の事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県三石町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡三石町三宅辰雄外十一名）（小枝一雄君紹介）（第二五三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡三石町は山に囲まれて農耕地がほとんどなく、また培養農村も有しない消費地にして、耐火れんが工場とその原料採

搦のろう石鉱山が主体で、その従業員は全戸数の八割を占め、これら従業員はきわめて高賃金を得ているので、生活程度及び物価はいずれも高く、独り在勤公務員は一般町民と同様な文化生活を営むこともできないでいる。ついては、三石町の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三石町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県木山村及び美川村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡美川村長森川高蔵外百十四名）（小枝一雄君紹介）（第二五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡木山村及び美川村は物資を津山市、落合町、久世町、勝山町等より移入するので、相当の運賃が加算されたものを求めることとなり、これらの市町に在住する者よりも困窮している。ついては、木山村及び美川村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

木山村及び美川村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県伊里町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡伊里町浦上安次郎外九名）（小枝一雄君紹介）（第二五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡伊里町は地域給支給地の三石町、備前町に接し、古来岡山県文化の発祥地として文化水準が高く、赤穂線の建設に伴い伊里駅設置も確定し、市制実施の気運も高まつているが、米麦の主食を始め、一般必需品は京阪神、岡山等に求めているので右両町に異ならない物価となり、ことに工鉱よう業に従事する労務者の給与に比べきわめて低い給与の在勤公務員は日々の生活に苦しんでいる。ついては、伊里町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊里町の経済的事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県赤坂町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡赤坂町苅田福井潔夫）（小枝一雄君紹介）（第二五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡赤坂町は岡山市に近接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、赤坂町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山市に近接する赤坂町の立地条件および経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県久世町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡久世町長菱川忠義）（小枝一雄君紹介）（第二五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡久世町は積雪寒冷単作地帯である関係上、生産物は一定の品種に限られ、生活必需品のすべてを岡山市、津山市等から移入しているため、諸物価は運賃、手数料が加算されて高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、久世町を地域給新三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

久世町の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県雄神村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県上道郡雄神村長斉藤岐）（小枝一雄君紹介）（第二五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上道郡雄神村は接続する西大寺市の東玄関として国鉄赤穂線の経由も確定し、産業、経済は活気を呈して都市的様相を示し、村民の日常も電化、機械化されて文化的生活を営んでいるが、都市的発展に比例して物価が高騰しているため、在勤公務員のみはいよいよ困窮の度を増している。ついては、雄神村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西大寺に接続する雄神村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県湯原町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡湯原町植木小一外五名）（小枝一雄君紹介）（第二五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡湯原町は寒冷単作地帯で生産物少なく、生活必需品のほとんどを他の生産地から移入するため、諸物価は高騰し、しかも公務員の半数は他町村よりの転入者であつて、その生計は俸給手当のみに依存し、住宅難と相まつて、その生活は極度に困窮している。ついては、湯原町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

湯原町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県島田市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県島田市教育長曾我祐章外二十八名）（西村直己君紹介）（第二六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県島田市は産業、文化、交通等のあらゆる面において、静岡、浜松、清水市等に劣らない発展を遂げており、大小多数工場を有するので、生活必需物価はこれら各市を上まわつている。ついては、島田市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

島田市の産業、経済の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県小川町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡小川町長中野三郎）（西村直己君紹介）（第二六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡小川町は電話局、医療施設、市場及び娯楽機関等を接続する焼津市内のものを利用し、町民の多数は漁業、水産加工及び商業に従事し、商業上の組合

も同市と共同して運営する等すべて一体の関係にあつて、同市の都市計画のうちにも含まれ、従つて市内における同様な経済事情にある。ついては、小川町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小川町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県藤枝町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡藤枝町長山口森三外二十六名）（西村直己君紹介）（第二六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡藤枝町は地域給新一級地の島田市及び焼津市に近接し、新三級地の県都静岡市との往来もひん繁で、これら都市の物価に比べむしろ上まわる現状にあるので、在勤公務員は最低生活を維持することさえ困難である。ついては、藤枝町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

焼津市に近接する藤枝町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県青島町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡青島町長大石節外十七名）（西村直己君紹介）（第二六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡青島町は島田、焼津両市の中間に位置する新興都市として発展途上にあり、近く附近の町村と合併して市制施行の機運も熟しつつあつて、著しい人口の増加に伴つて物価も高騰し続け、町内の明治製菓、日本通運、中部電力及び静岡銀行等に比べきわめて低給与の在勤公務員は生活上はなはだ苦痛を感じている。ついては、青島町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青島町の産業および経済の諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県興津町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡興津町長　田中辰治郎外十一名）（西村直己君紹介）（第二六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡興津町は袖師町を隔てて清水市に接続し、国鉄、私鉄及びバス等の交通機関は清水市及び静岡市に直結して貨客の往来もひん繁であり、また商工会並びに旅館組合等の経済団体も清水市と一身同体の関係にあるため、本町の生活水準はこれら両市と異なるところがなく、ことに産業の発達と観光客の来訪等によつて、諸物価は著しく高騰している。ついては、興津町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

清水市に接続する興津町の立地条件および経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県吉田町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡吉田町武田千春外十三名）（西村直己君紹介）（第二六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡吉田町は茶の産地として知られ、近年繊維工業の興隆とともに商業も活況を呈しているが、日常必需品は農産物以外のすべてを遠く京浜、関西方面より仕入れるため、小売価格は予想外に高騰し、外来者もひとしく認めるところで、在勤公務員は常に生活苦に悩まされている。ついては、吉田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉田町の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県川崎町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡川崎町長浜崎庄吉外十八名）（西村直己君紹介）（第二六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡川崎町所在の官公署に勤務する者は、その職責の重大性を自覚して精進を重ねているが本町においては生活必需物資の価格が統計調査によつて明らかなごとくきわめて高く、他の地域給支給地はもとより静岡市に比べ生活費ははるかに上まわり、これが現状のまま推移するにおいては職責の遂行に重大な支障をきたす恐れがある。ついては、川崎町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川崎町の経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県金谷町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡金谷町長酒井実平外十七名）（西村直己君紹介）（第二六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡金谷町は大井川を隔てて島田市に隣接し、汽車及びバスの交通はきわめてひん繁であり、経済的、産業的に不離一体の関係にあつて、風俗、習慣、生活程度に至るまでなんら同市に異なるところがないにもかかわらず、現行の地域給ははなはだ不合理となつている。ついては、金谷町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

島田市に隣接する金谷町の立地条件、および経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県榛原郡川崎町所在の官公署に勤務する者は、その職責の重大性を自覚して精進を重ねているが本町においては生活必需物資の価格が統計調査によつて明らかなごとくきわめて高く、他の地域給支給地はもとより静岡市に比べ生活費ははるかに上まわり、これが現状のまま推移するにおいては職責の遂行に重大な支障をきたす恐れがある。ついては、川崎町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川崎町の経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県榛原郡金谷町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡金谷町長酒井実平外十七名）（西村直己君紹介）（第二六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡金谷町は大井川を隔てて島田市に隣接し、汽車及びバスの交通はきわめてひん繁であり、経済的、産業的に不離一体の関係にあつて、風俗、習慣、生活程度に至るまでなんら同市に異なるところがないにもかかわらず、現行の地域給ははなはだ不合理となつている。ついては、金谷町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

島田市に隣接する金谷町の立地条件、および経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県榛原郡吉田町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡吉田町武田千春外十三名）（西村直己君紹介）（第二六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡吉田町は茶の産地として知られ、近年繊維工業の興隆とともに商業も活況を呈しているが、日常必需品は農産物以外のすべてを遠く京浜、関西方面より仕入れるため、小売価格は予想外に高騰し、外来者もひとしく認めるところで、在勤公務員は常に生活苦に悩まされている。ついては、吉田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉田町の産業、経済の諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県興津町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡興津町長　田中辰治郎外十一名）（西村直己君紹介）（第二六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡興津町は袖師町を隔てて清水市に接続し、国鉄、私鉄及びバス等の交通機関は清水市及び静岡市に直結して貨客の往来もひん繁であり、また商工会並びに旅館組合等の経済団体も清水市と一身同体の関係にあるため、本町の生活水準はこれら両市と異なるところがなく、ことに産業の発達と観光客の来訪等によつて、諸物価は著しく高騰している。ついては、興津町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

清水市に接続する興津町の立地条件および経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県藤枝町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡藤枝町長山口森三外二十六名）（西村直己君紹介）（第二六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡藤枝町は地域給新一級地の島田市及び焼津市に近接し、新三級地の県都静岡市との往来もひん繁で、これら都市の物価に比べむしろ上まわる現状にあるので、在勤公務員は最低生活を維持することさえ困難である。ついては、藤枝町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

焼津市に近接する藤枝町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県青島町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡青島町長大石節外十七名）（西村直己君紹介）（第二六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡青島町は島田、焼津両市の中間に位置する新興都市として発展途上にあり、近く附近の町村と合併して市制施行の機運も熟しつつあつて、著しい人口の増加に伴つて物価も高騰し続け、町内の明治製菓、日本通運、中部電力及び静岡銀行等に比べきわめて低給与の在勤公務員は生活上はなはだ苦痛を感じている。ついては、青島町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青島町の産業および経済の諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県藤枝町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡藤枝町長山口森三外二十六名）（西村直己君紹介）（第二六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡藤枝町は地域給新一級地の島田市及び焼津市に近接し、新三級地の県都静岡市との往来もひん繁で、これら都市の物価に比べむしろ上まわる現状にあるので、在勤公務員は最低生活を維持することさえ困難である。ついては、藤枝町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

焼津市に近接する藤枝町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県郡中町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡郡中町米湊城戸豊吉外三十三名）（赤城宗徳君外一名紹介）（第二六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡郡中町は松山市に隣接し、人口一万六千を有する郡内の政治、経済及び文化の中心地で、松山市には交通機関の連絡もきわめてよく約二十分でその中心街に達する実情にあり、従つて同市との往来はまことにひん繁にして、経済的には一体の関係にあり、生活程度及び物価指数等は市内とほとんど同様である。ついては、郡中町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松山市に隣接する郡中町の立地条件および経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県松前町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡松前町長兵頭貞雄外九名）（赤城宗徳君外一名紹介）（第二六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡松前町は県下最大工場である東洋レーヨンを始めとし、松山市周辺における最大の工業地帯として近時飛躍的に発展しており、昭和二十六年には都市計画の認可も得、目下港湾の改修及び上下水道工事等諸般の態勢を整えつつあるが、本町の生活事情は松山市に比較して常に物価が割高で、生活水準は同一水準にある。ついては、松前町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松前町の産業、経済の実情よりして、いきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県南伊予村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡南伊予村長重松兼行外八名）（第二六五〇号）（赤城宗徳君外一名紹介）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡南伊予村は松山市に近接し、生活必需品のほとんどを同市から移入するため、運賃等が加算されて、諸物価は著しく高く、同市を上まわる高騰を示している。ついては、南伊予村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松山市に近接する南伊予村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県中山町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡中山町長亀本好恵外六名）（赤城宗徳君外一名紹介）（第二六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡中山町は松山市等に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市等に求める関係上、運賃等の加算で諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、中山町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松山市等に隣接する中山町の物価水準並びに消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県有度村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡有度村長栗田錦三外五名）（西村直己君紹介）（第二六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡有度村は静岡市及び清水市に隣接する関係上、直接、間接にその影響を受け、生活水準及び諸物価はこれら両市とほとんど異なるところがない実情にある。ついては、有度村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡市及び清水市に隣接する有度村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県赤穂市の地域給引上げの請願（請願者　赤穂市長小幡栄亮外一名）（大西正道君紹介）（第二六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂市のうち旧赤穂町は地域給一級地に指定され、旧坂越町及び旧高雄村地域は無級地であるが、市内の経済環境はほとんど同一でありなんら異なるところがない。ついては、赤穂市全地域を地域給新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

赤穂市の産業、経済の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県押野村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県石川郡押野村長南市太郎外八名）（岡良一君紹介）（第二六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県石川郡押野村は金沢市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算により諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、押野村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金沢市に隣接する押野村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県桑名市の地域給引上げの請願（請願者　三重県桑名市上之輪新田片桐勝已）（木村俊夫君紹介）（第二七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県桑名市は現在地域給新一級地として指定を受けているが、当市は名古屋市の衛星都市として、物価指数は名古屋市を始め県内七市をはるかに上まわる現状で、在勤公務員とその家族の生活は著しく困窮している。ついては、桑名市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

名古屋市の衛星都市である桑名市の物価水準並びに消費形態の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県宇摩郡上分町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県宇摩郡上分町森田逕）（前田正男君紹介）（第二七三八号）及び同（請願者　愛媛県宇摩郡金生町長井原照右エ門）（安平鹿

一君紹介）（第三〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県宇摩郡金生町及び上分町は繊維パルプを始め、製瓦、製材等が盛んで、交通網は著しく発達し、隣接町村の一大要所となり、物価は新居浜、西条市を上まわり、在勤公務員の生活ははなはだ困窮している。ついては、金生町及び上分町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金生町及び上分町の立地条件並びに経済的諸条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県山形市に薪炭手当支給に関する請願（請願者　山形市地域給寒冷地給対策協議会長鈴木電蔵）（西村力弥君紹介）（第二八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷地帯である山形市の住民にとつては、冬は年一回の災害的なものとされており、これがため早くは八月末、遅くも十月中には越冬準備を整えるのであるが、その金額は多大なものとなり、越冬のための借金は年間を通じても返済できない状況で、借金は年々増加の一途をたどり、とくに最近の経済事情等から極度に生活困窮をきたしている。ついては、山形市に石炭手当に準ずる薪炭手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷地帯である山形市の自然的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県十文字町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡十文字町長伊藤悌輔外二名）（石山權作君紹介）（第二八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡十文字町は雄勝、平鹿両郡の中央にあつて十八箇町村の政治、文化の中心地となり、仙北米及びりんごの産地として知られているが、近くに温泉地、鉱山、森林地帯を控えるため、移動人口の多いことと相まつて物価の高騰著しく、在勤公務員は赤字生活を余儀なくされている。ついては、十文字町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

十文字町の立地条件及び経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県大舘市の地域給引上げの請願（請願者　秋田県大舘市長佐藤敬治外二名）（石山權作君紹介）（第二八五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県大舘市は近くに花岡、小坂及び尾去沢の大鉱山を控えるとともに、全国第一の木材資源を有するので、これら従業員の高賃金等の影響で諸統計調査に明らかなごとく、現在地域給新二級地と同等以上の生計状態にあり、在勤公務員の生活は依然困難の一途をたどつている。ついては、大舘市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

花岡、小坂等の大鉱山をひかえる大舘市の物価水準及び消費形態の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県能代市の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県能代市全官公労働組合地域給対策協議会長渡辺喜代治外一名）（石山權作君紹介）（第二八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県能代市は杉の大森林地帯を控える木材の集散並びに加工生産地として知られ、近時木材需要の増大とともに製材業は著しく発展を見るに至り、これがため物価の高騰はなはだしいものがありながら、地域給は秋田市及び大舘市に比べ不均衡になつている。ついては、能代市を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大森林地帯をひかえる能代市の経済的特殊性よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県鷹巣町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町長成田喜八外一名）（石山權作君紹介）（第二八六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡鷹巣町は地方事務所以下各種官公庁が所在するのみならず、銀行、会社も多く、郡下の政治、経済及び文化の中心地となつているが、生活必需品の大半は移入に仰ぎ、勤労者が全世帯の四割以上を占めている実情で、大舘市、能代市の中間における最大の消費地となつており、高物価のもと在勤公務員は困窮をきわめている。ついては、鷹巣町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

各種官公庁の所在はもとより郡下における政治経済文化の中心地である鷹巣町の経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと

議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県上ノ山町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県南村山郡上ノ山町官公労協議会議長佐藤庄蔵）（西村力弥君紹介）（第二八六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡上ノ山町は山形市を隔てることわずか十二キロの距離にあり、近年とくにいんしんをきわめる東北第一の温泉観光地にして、近郊十七箇村の中心都市となり、各種工場及び官公署を擁して県下の五市に比肩する消費地で、在勤公務員の生計は多大の脅威にさらされている。ついては、上ノ山町を山形市と同じ地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

温泉観光地として著名なことはもとよりその経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる上ノ山町の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県限府町の地域給引上げの請願（請願者　熊本県菊池郡限府町長限田辰平外二十七名）（大久保武雄君紹介）（第二八六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県菊池郡限府町は城北地区における一小都市にして、郡下の経済、交通及び文化の中心をなすとともに、農林産物の集散地として発展し、交通の便を利して熊本市、大分市等の都市との往来もひん繁であるが、生産物としては米麦があるのみで、生活必需品のほとんどを他より移入しており、生活水準、物価指数ともに著しく高いため公務員の生計は困窮はなはだしいものがある。ついては、限府町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

郡下の経済、文化、交通の中心地であるばかりでなく農林産物の集散地として著名な限府町の経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県金沢市外十七箇市町村の地域給指定等に関する請願（請願者　金沢市広坂通り十二番地　石川県官公給与対策協議会議長室谷栄嗣外一名）（岡良一君紹介）（第二八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県下の金沢市外二市十一町五箇村の地域給引上げ又は指定については、昨年来あらゆる機会を通じて関係当局に実情を訴え、その実現を要望してきたが、いまだ実現されるに至らず、しかも今般の本俸繰入れ措置によってさらに不均衡を生じている。ついては、金沢市の地域給を新三級地に、小松市及び七尾市を新二級地に引き上げ、羽咋町、野々市町、押野村、寺井野町、根上町、美川町、鶴来町、宇出津町、穴水町、山上村、津幡町、飯田町、中条村、上戸村、若山村を新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金沢市外十七箇市町村の物価水準及び消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県三田町外二箇町村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県有馬郡三田町長和田精蔵外十五名）（富田健治君紹介）（第二八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県有馬郡三田町、三輪町及び長尾村は大阪市、神戸市、尼崎市を結ぶ三角形の頂点に位置し、物価指数全国最高位の芦屋市、西宮市に隣接するとともに、宝塚及び有馬温泉を控え、大都市の衛星地帯として交通、文化、経済等は完全な都市的形態を形成しているため、生活事情は阪神地区とほとんど変らない実情にある。ついては、三田町外二箇町村の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三田町、三輪町及び長尾村の立地条件並びに経済的事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県行田市の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県行田市長馬場秀夫外四十四名）（山本勝市君紹介）（第二九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県行田市は、隣接する大宮市、熊谷市、川越市及び所沢市がそれぞれ一、二、三級地に指定されているのに依然として一級地に据置きとなっているが、現在各都市間の物価差は極めて減少しているのみならず、過去の消費者物価指数においても本市は熊谷、川越両市を下まわったことがない。ついては、行田市の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

行田市の物価水準及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県越ケ谷町及び大沢町の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県埼玉郡越ケ谷町長大塚伴鹿）（山本勝市君紹介）（第二九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡越ケ谷町及び大沢町は東京都にわずか十五分で行ける近距離にあるので、東京方面への通勤者がきわめて多く、従つて町民の生活水準は高くなり、経済も東京と同一圏内に包含されているため、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、越ケ谷町及び大沢町を地域給新三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都に近接する越ケ谷町及び大沢町の立地条件及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府瓜破村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡瓜破村長全田健吉外十一名）（杉山元治郎君紹介）（第二九〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡瓜破村はわずか二メートルの小川を隔てて大阪市と隣接し、日用必需品のすべてを同市より搬入するため、運賃その他が加算されて、諸物価は高騰し、在勤公務員は極度の耐乏生活に苦しんでいる。ついては、瓜破村の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪市に隣接する瓜破村の立地条件及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県御前崎村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡御前崎村長小野田喜平外九

名）（西村直己君紹介）（第二九〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡御前崎村は県中部の突端に位置するへき地にして、生産物資は少ないが、人口は稠密であつて、米軍駐留基地が設置されている関係上、生活水準は著しく高く、諸物価のすべてを他町村から移入するため、運賃等がかさみ、一般諸物価は静岡、浜松市を上まわる実情で在勤公務員の生活は非常に困窮している。ついては、御前崎村を地域給新三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

県中部の突端に位置するへき地であり、かつ米軍駐留基地も設置されている御前崎村の立地条件及び経済的特殊性にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県菊川町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県小笠郡菊川町菊川郵便局長山内四郎次外十名）（西村直己君紹介）（第二九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡菊川町は人口六千のうち、農家が全戸数のわずか二十八パーセントに過ぎない郡下第二位の重工業都市であるが、生活必需品はほとんど他地域より求めているため、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活は極度に窮迫している。ついては菊川町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

郡下第二の重工業都市といわれる菊川町の物価水準及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県明治村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡明治村長沢田芳男外十五名）（小林錡君紹介）（第二九〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡明治村は、碧南刈谷、安城及び西尾市等の新興都市の間にはさまれている関係上、諸物価はそ菜類を除いてはこれら新興都市を上まり、地域給においては道路一つ、川一つを隔てているだけでこれらの都市と大きな差があるため、有能な人材は市街地に転勤し村の教育、文化面に重大なる影響を与えている。ついては、明治村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

明治村の立地条件及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県松本市の地域給引上げの請願（請願者　長野県松本市長松岡文七郎外十五名）（増田甲子七君紹介）（第二九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県松本市は近県の地域給新二級地の宇都宮、前橋、甲府、岐阜の四都市と小売物価を比較して、ほとんど差異がないばかりでなく、むしろこれら四都市以上の物価高を示しているにもかかわらず、いまだ新一級地であることは遺憾である。ついては、松本市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

松本市の物価水準及び消費形態よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県江津町の地域給引上げの請願（請願者　島根県那賀郡江津町長飯田豊外十二名）（大橋武夫君紹介）（第二九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県江津町の地域給引上げの請願（請願者　島根県那賀郡江津町長飯田豊外十二名）（大橋武夫君紹介）（第二九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県那賀郡江津町は中国山脈と日本海にはさまれた町にして、山野と砂地がほとんどで、農作物は生産されず、従つて主食を始めとする生活物資のすべてを他地域から移入するため、物価は大都市と同等以上となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、江津町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

江津町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県鳩ケ谷町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡鳩ケ谷町長名倉弥三郎）（井堀繁雄君紹介）（第二九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡鳩ケ谷町は川口市に周囲を囲まれ、純然たる市街地を形成している関係上、生活水準及び物価指数は同市となんら異なるところがない。ついては、鳩ケ谷町の地域給を新三級に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

川口市に囲まれている鳩ケ谷町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県中広川村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県八女郡中広川村長藤島儀市外四

名）（荒木萬壽夫君紹介）（第二九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡中広川村は地域給支給地の久留米市と福島町、岡山村の中間に位し、福岡市より熊本市に至る国道が本村を貫通して、バス及び電車による交通がひん繁で、これら隣接市町村となんら経済的事情が異ならないのみならず、物価は上まわっている実情で、在勤公務員の生活は困窮している。ついては中広川村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中広川村の立地条件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県槻木町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県柴田郡槻木町長大沼金治外十二名）（佐々木更三君紹介）（第二九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県柴田郡槻木町は県南部の政治、経済、産業、交通の要衝に位し、隣接仙台市、岩沼、船岡、大河原の各市町とともに一大消費地で、これら各市町との経済的往来もひん繁で、物価の高騰は仙台市及び隣接町村をもりようがするものがある。ついては、槻木町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

槻木町の物価水準及び消費形態よりしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府綴喜郡多賀村の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡多賀村長下村喜平外三名）（柳田秀一君紹介）（第二九九八号）及び同（請願者　京都府綴喜郡八幡地区警察署長秋広馬匹一外五名）（田中好君紹介）（第三四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡多賀村は京都、奈良の両市の中間に位し、交通至便にして両市との往来もひん繁で、経済的には京都、大阪、奈良の各市と同一経済圏内にあるため、生活費はこれら大都市となんら異ならないのみならず、物価はむしろ上まわつている実情にある。ついては、多賀村の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

多賀村の立地条件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府有智郷村の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡有智郷村長長村弁三外五名）（柳田秀一君紹介）（第二九九九号）及び同（請願者　京都府綴喜郡有智郷村議会議長内田光三外五名）（田中好君紹介）（第三四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡有智郷村は京都市、大阪市、枚方市、田辺町及び八幡町の大都市に近接している関係上、文化水準及び生活水準高く、必需品等の諸物価はこれらの都市の影響を受けて高騰しているにもかかわらず、本村と事情を同じくする田辺町及び八幡町がすでに地域給新二級地に指定され、本村のみが取り残されているのは遺憾である。ついては、有智郷村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

有智郷村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府井手町の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡井手町長山川熊次郎）（柳田秀一君紹介）（第三〇〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡井手町は京都市及び奈良市の中間に位し、両市の影響を直接に受けるため、物価指数、生活水準は著しく高く大都市を上まわる実情にある。ついては、井手町の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都市及び奈良市の中間に位する井手町の物価水準並びに消費形態の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府八幡町の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡八幡町長吉本伊次郎外五名）（柳田秀一君紹介）（第三〇〇一号）及び同（請願者　京都府綴喜郡八幡地区警察署長秋広馬匹一外五名）（田中好君紹介）（第三四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡八幡町は京都市、大阪市に近接し、生活必需物資のほとんどをこれら両都市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く両市を上まわる実情にある。ついては、八幡町の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八幡町の物価水準及び消費形態の実情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府宇治田原村の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡宇治田原村長西出孝太郎外六名）（柳田秀一君紹介）（第三〇〇二号）及び同（請願者　京都府綴喜郡宗治田原村宇治田原郵便局長高田哲夫外六名）（田中好君紹介）（第三四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡宇治田原村は宇治茶の生産地で、その取引はきわめて盛んであるが、生活必需物資のほとんどを京阪神及び大津市に求める関係上、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、宇治田原村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇治田原村の地理的、経済的諸条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議

に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府都々城村の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡都々城村議会議長和田音治外六名）（中田好君紹介）（第三四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡都々城村は地域給支給地の八幡町、田辺町、枚方市、宇治市及び城陽町に近接している関係上、生活水準、文化水準ともに高く、生活必需品を隣接都市より求めるため物価は八幡町、田辺町と同等で、食糧の一部を除いては京都市、大阪市より高価であり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、都々城村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

都々城村の立地条件及び経済的諸条件よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府田原村の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡田原村長住田利夫外五名）（柳田秀一君紹介）（第三〇〇四号）及び同（請願者　京都府綴喜郡田原村教育長奥谷愚正外五名）（田中好君紹介）（第三四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡田原村は宇治茶の生産地で、その取引はきわめて盛であり、しかも生活必需物資のほとんどを宇治市を始め京阪の都市に求める関係上、諸物価は著しく高騰して京阪大都市を上まわる実情にある。ついては、田原村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

田原村の立地条件及び産業の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府大原野村の地域給引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡大原野村長畑之右衛門外一名）（柳田秀一君紹介）（第三〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府乙訓郡大原野村は京都市及び向日町に隣接し、生活必需物資のほとんどを京都市等に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、長岡町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都市の隣接する長岡町の物価水準及び消費形態の実情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府長岡町の地域給引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡長岡町長西村勝太郎外八名）（柳田秀一君紹介）（第三〇〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府乙訓郡長岡町は京都市に隣接し、生活必需物資のほとんどを京都市等に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、長岡町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都市の隣接する長岡町の物価水準及び消費形態の実情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府向日町の地域給引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡向日町長和田伊一）（柳田秀一君紹介）（第三〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府向日町は京都、大阪両市の中間に位し、東海道本線及び京阪神急行電鉄に沿う密集した市街地を成し、町内の八割までが給与生活者である関係上、生活水準及び諸物価は大都市を上まわる実情にある。ついては、向日町の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都、大阪両市の中間に位いする向日町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

国立病院及び療養所勤務職員の特別手当に関する請願（請願者　東京都中野区新井町五百十四番地全日本国立医療労働組合代表井上五郎）（杉山元治郎君紹介）（第三〇二八号）及び同（請願者　東京都中野区新井町五百十五番地渡辺素良）（稲村順三君紹介）（第五〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年十二月人事院において国立病院、国立療養所職員のうち、伝染病患者、伝染病細菌、有害薬品取扱い者等の特別危険な業務に従事する者に対して特別業務手当を支給する決定を見たものの、大蔵省はこれに必要な予算を承認しないため、二十九年度からの実現が不可能な状態にあるが、これら職員は常に感染による危険、精神的苦痛等にさらされながら職務に精励しているのであつて、特別業務手当を支給することはきわめて適切なものである。ついては、昭和二十九年度から当該職員に対して伝染病患者等取扱い手当、伝染病細菌取扱い手当、有害品取扱い手当、不快作業手当等の特別業務手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

特別危険な業務に従事する国立病院及び療養所に勤務する職員の職務の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東北地方に薪炭手当制度化に関する請願外百件（請願者　青森県西津軽郡車力村長工藤吉之助外二百三名）（三和精一君紹介）（第三〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道に準ずる寒冷地帯の東北地方に在勤する公務員にとつて、冬期間の暖房用薪炭は必要不可欠なものにして、その費用もきわめて多額に上り、温暖地方の公務員に比べ極度に生活が圧迫されており、従つて昨年国鉄の仲裁委員会においてもその必要を認め、薪炭手当を支給すべきことを裁定に示し、現に国鉄職員にはこれが支給されている。ついては、東北地方に薪炭手当を支給するよう制度化されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道に準ずる寒冷地帯としての東北地方の自然的諸条件にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県名張町の地域給引上げの請願（請願者　三重県名賀郡名張町地域給対策委員会代表道浦一夫）（木村俊夫君紹介）（第三〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県名賀郡名張町は交通至便で、大阪、京都、奈良の郊外的存在にして、商取引はすべて直接大阪市と行われるため、諸物価は同市の影響をうけて著しく高騰している。ついては、名張町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
名張町の物価水準及び消費形態よりして本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長崎県崎戸町の地域給引上げの請願(請願者　長崎県西彼杵郡崎戸町長貞正人外十一名)(木原津与志君紹介)(第三〇五六号)、同(請願者　長崎県西彼杵郡崎戸町福浦郵便局長牛島謙三外九名)(白浜仁吉君紹介)(第三一三三号)及び同(請願者　長崎県西彼杵郡崎戸町本郷郵便局長松尾雅太郎外十一名)(中崎太郎君紹介)(第三五五五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長崎県西彼杵郡崎戸町は離島であり、且つ、純消費地であつて、石炭以外の生産物なく、飲料水を始め生活必需物資のすべてを長崎市及び佐世保市に依存するため、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く、炭坑従業員に比べ低給与の公務員の生活は困窮している。ついては、崎戸町の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
崎戸町の立地条件及び産業上の特殊性よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県妻島村の地域給指定に関する請願(請願者　愛媛県宇摩郡妻鳥村立中学校長大西文夫)(安井謙君紹介)(第三〇五八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛媛県宇摩郡妻鳥村は地域給支給地の川之江町、三島町及び松柏村の中間に位置し、これら各町村と経済的、文化的になんらの差異も認められないのみか、銅山川ダムの開通によつて著しく物価の高騰をきたしているにもかかわらず、いまだ無級地であるのは不合理である。ついては、妻鳥村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
妻鳥村の立地条件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県筑紫村及び山家村の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県筑紫郡筑紫村長田中弥四郎外九名)(熊谷憲一君紹介)(第三一三三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡筑紫村及び山家村は関西一を誇る九州電力の山家変電所の建設が実施されるに及び、北九州、関西方面の工業地帯電源の根拠となり、諸物価の暴騰著しく、経済、文化いずれの面より見ても、二日市町と同一の状況を呈している。ついては、筑紫村及び山家村を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
筑紫村及び山家村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県豊川市の地域給引上げの請願(請願者　愛知県豊川市長福山政一)(中野四郎君紹介)(第三一三五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県豊川市は、市内の旧豊川町が地域給新二級地で、その他の地域が新一級地に指定されているため、同一市内において地域給差が生じ、人事の交流に重大な支障をきたしている。ついては、豊川市の全地域の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
豊川市の経済的諸事情及び人事交流の実情よりして本願請の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県土浦市の地域給引上げの請願(請願者　茨城県土浦市長天谷虎之助外四十八名)(赤城宗徳君紹介)(第三一二八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城県土浦市は東京都の衛星都市的色彩を濃くするとともに、保安隊の拡充及び武器補給廠の新設等のため住宅は不足し、物価は著しい上昇状態にあるにもかかわらず、松戸、市川、船橋及び川口市より地域給が低いことは不合理であり、在勤公務員の生活は困窮度を増している。ついては、土浦市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
土浦市は、保安隊の拡充、武器補給廠の新設その他特殊な経済的諸条件の下にあり、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県楽瀬町の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県朝来郡楽瀬町長大西正外六名)(有田喜一君紹介)(第三一二九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県朝来郡楽瀬町は地域給上級地の和田山町、大蔵村に隣接し、農業生産物はきわめて少なく、一般生活物資の生産地及び漁場より遠いため物資の出まわり悪く、加うるに人口密度が高く、物価は和田山町、大蔵村を上まわる実情にあるにもかかわらず、本村のみが無級地であることはなはだ遺憾である。ついては、楽瀬町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の議決理由
県下唯一の温泉郷である真幸町の物価水準及び消費形態の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県真幸町の地域給引上げの請願(請願者　宮崎県西諸県郡真幸町長　相馬清　外二名)(伊東岩男君紹介)(第三一三一号)及び同(請願者　宮崎県西諸県郡真幸町級地引上対策協議会実行委員会委員長西山茂裕外二名)(伊東岩男君紹介)(第三一二五号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎県西諸県郡真幸町は県唯一の温泉郷として知られ、国立公園霧島と県立公園矢岳展望台等の観光地を有する関係上、諸物価は市制施行地と同様又はそれ以上となり、在勤公務員の生活は極度に困窮している。ついては、真幸町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の議決理由
梁瀬町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県朝来郡梁瀬町長大西正外六名)(有田喜一君紹介)(第三一二九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県朝来郡梁瀬町は地域給上級地の和田山町、大蔵村に隣接し、農業生産物はきわめて少なく、一般生活物資の生産地及び漁場より遠いため物資の出まわり悪く、加うるに人口密度が高く、物価は和田山町、大蔵村を上まわる実情にあるにもかかわらず、本村のみが無級地であることはなはだ遺憾である。ついては、梁瀬町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の議決理由
梁瀬町の立地条件及び経済的諸事情にかんがみ本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大阪府石切町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡石切町長後藤鎮穂外一名）（田中萬逸君紹介）（第三二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府中河内郡石切町は大阪市の東部に位し、戦時中避難地として住宅の建設と人口の増加により純住宅地と化し、日常生活物資の動態及び文化水準は大阪市となんら異ならないのにかかわらず、本町の地域給が現行のままでは行政面に多大の支障をきたしている。ついては、石切町の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
大阪市の東部に位いする石切町の経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県川越市の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県川越市長伊藤泰吉）（松山義雄君紹介）（第三二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県川越市は東京都の西北三十キロに位した県西部最大の都市で、物資の集散、金融、文化、交通の要衝にして、市内には多数の諸官署、工場を有し、東京都との経済的交流もひん繁で、物価は都となんら異ならず、しかも東上線の複線化によつて、さらに物価の高騰をきたすこと明らかである。ついては、川越市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
川越市の物価水準及び消費形態よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

熊本県牛深町の地域給引上げの請願（請願者　熊本県天草郡牛深町小学校長中田林五郎外二十一名）（吉田重延君紹介）（第三二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本県天草郡牛深町は熊本市を隔てること百四十五キロのいわし漁業を中心とする漁業都市にして、土地狭あいなるため農産物もほとんどない消費地で、生活物資はすべて他に求めており、輸送費に加え昨年後半期以来の豊漁を契機とする物価の上昇によつて、固定収入の公務員の生活は困窮しい状況にある。ついては、牛深町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
牛深町の立地条件及び漁業を中心とする同町の特殊な経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県木更津市の地域給引上げの請願（請願者　千葉県木更津市長山崎直外三十名）（水田三喜男君紹介）（第三二四五号）及び同（請願者　木更津市千葉県君津地方事務所長鈴木義光外三十名）（中村庸一郎君紹介）（第三二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県木更津市は国鉄房総線の中枢を占め、この地方の交通、産業、文化等の中心都市にして、終戦後連合軍の駐留とともに一般市民の生活が派手になり、物価指数の変動もきわめて敏感となつているが、ほとんどの生活品は京浜方面から搬入されており、諸物価の高いことは県内屈指のため在勤公務員の生活苦は著しいものがある。ついては、木更津市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
交通、産業、文化の中心地である木更津市の物価水準及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県北郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡北郷村長黒木一郎）（伊東岩男君紹介）（第三二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県南那珂郡北郷村は県の南端に位する山間へき地にして交通の便きわめて悪く、この悪条件は必然的に、物価を著しく高騰せしめ、隣接日南市に異ならない状態となり、ことに近年本村の主産業である木材の好況と、村民多数が勤務する日本パルプ日南工場の高賃金とはその高騰に一層の刺激を与えている。ついては、北郷村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北郷村の立地条件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県高崎町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡高崎町長眞崎敬義）（伊東岩男君紹介）（第三二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県北諸県郡高崎町は、都城市、小林市の中間に位し、これら両都の影響を直接に受けるため諸物価並びに生活水準はきわめて高位にある。ついては、高崎町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
都城市、小林市の中間に位置する高崎町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県中郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県中郷村長谷口準外一名）（伊東岩男君紹介）（第三二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県北諸県郡中郷村は地域給上級地の都城市に隣接し、生活物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃がかさみ、物価は都城市に比べて高物価であるとともに、衛生環境の不利な立地にあるため保健衛生費の支出が増大して在勤公務員の生活は困窮している。ついては、中郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
都城市に隣接する中郷村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県中郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県中郷村長黒木一郎）（伊東岩男君紹介）（第三二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県北諸県郡八代村は人口七千五百の山間へき地に位する村で、交通の不便はなはだしく、日常生活必需品のすべてを他町村に求めているため、運賃その他がかさみ、物価は宮崎市を上まわり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、八代村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
八代村の立地条件及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道広尾町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道広尾郡広尾町長真岩栄松外二十一名）（森三樹二君紹介）（第三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡広尾町は十勝唯一の農漁村で小都市的様相をなす町であるが、寒冷地に位する関係上、主食並びに副食物のほとんどが生産できず、生活必需品のすべてを帯広市より仕入れるため、物価は二割ないし三割高となり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、広尾町の地域給を新三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

十勝唯一の農漁村といわれる広尾町の経済的事情よりして、いきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県日南市の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県日南市長井戸川一）（伊東岩男君紹介）（第三三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日南市は日本パルプ工場並びに油津港の貿易指定港として発足するに及び名実ともに南九州の新興都市として発展しているが、反面純然たる生産消費都市の様相を呈し、物価は県の最高を示し、在勤公務員の経済生活はきわめて苦しい立場に追い込まれている。ついては、日南市を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日南市の立地条件及び経済事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県鵜戸村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡鵜戸村長福田広次）（伊東岩男君紹介）（第三三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡鵜戸村は日南海岸の一部として新興工業都市日南市及び宮崎市に隣接する観光農山漁村で、農作物にとぼしく漁業また小規模なため、生活必需物資はすべて日南、宮崎両市から購入する関係上、運賃その他が加算され、物価は必然的に上昇し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、鵜戸村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日南市及び宮崎市の中間に位いする鵜戸村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的はおおむね妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県山田町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡山田町長志々義重）（伊東岩男君紹介）（第三三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡山田町は都城市に隣接し、同市の住宅街たる観を呈している町で、生活必需物資は他地域より供給されるので高価なものとなり、さらに子弟の教育も都城、宮崎両市に通学するため多額の交通費等を要し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、山田町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

都城市に隣接する山田町の物価水準及び消費形態にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県作東町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県英田郡作東町長江見秀夫）（大村清一君紹介）（第三三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡作東町は姫路、津山両市の間に位し、国鉄姫新線の中間を占める主要都市で物資の集散盛んであるが、生活必需物資は阪神及びこれら両市等に求めるため、物価の高いことは自他ともに認められ、近隣の地域給上級地を上まわっている。ついては、作東町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

姫路、津山の中間に位いする作東町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県野市町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡野市町長村上正吉外六名）（長野長廣君紹介）（第三三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡野市町は高知市に接続し生活必需物資のほとんどを同市及び京阪神地方にもとめる関係上、諸物価は著しく高く高知市を上まわる実情にある。ついては、野市町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知市に接続する野市町の物価水準及び消費形態の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県赤岡町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡赤岡町長志摩村治外十四名）（長野長廣君紹介）（第三三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡赤岡町は農耕地狭少にして農産地に乏しく、野菜から鮮魚に至るまで高知市等より購入するため物価は高価となり、加うるに人口稠密で家賃は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては赤岡町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

赤岡町の立地条件及びその経済事情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県新潟市の地域給引上げの請願（請願者　新潟市長村田三郎）（稲葉修君紹介）（第三三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟市は人口二十三万を数える裏日本の一大中心都市であり、その消費水準及び小売物価において京浜地方となんら異ならず、関東以西における地域給三級地、四級地の都市に比べそん色がないにもかかわらず、級地が低位にあることはまことに不合理である。ついては、新潟市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟市の物価水準及び消費形態よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、こ

れを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県宍戸町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県西茨城郡宍戸町長深沢喜一郎）（大高康君紹介）（第三四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県西茨城郡宍戸町は郡下の政治、産業、文化の中心をなし、近き将来県内有数の工業都市に発展する気運におかれ、一方隣接都市である水戸、下館、石岡の環状の中心地点にあつて、都市計画実施の途上におかれているため生活水準、物価ともにこれら都市に匹敵し、生活必需品等においてはむしろ上まわる現状である。ついては、宍戸町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
郡下の政治、産業、文化の中心をなす宍戸町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県厚見村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県稲葉郡厚見村　厚見小学校長安田猛外一名）（野田卯一君紹介）（第三四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県稲葉郡厚見村は岐阜市に囲まれ、同市の市街地を形成している関係上、生活程度及び諸物価においてなんら異なるところがない現況にある。ついては、厚見村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
厚見村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県揖斐町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県揖斐郡揖斐町長谷口勇外十八名）（野田卯一君紹介）（第三四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県揖斐郡揖斐町は消費商工業都市で、生活必需物資のほとんどを隣接の大垣市及び岐阜市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高騰し両市を上まわる現状を呈し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、揖斐町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
揖斐町の物価水準及び消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大阪府四宮村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府北河内郡四宮村長植村正純）（綾香忠雄君紹介）（第三四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府北河内郡四宮村は地域給新四級地の寝屋川市に隣接し、しかも生活必需物資のほとんどを大阪市等に求める関係上、運賃等の加算で諸物価は著しく高騰し、大阪市内に比べ二、三割高く、給料生活者は生活困難となり、大阪市への転住者が増加しつつある現状である。ついては、四宮村の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
四宮村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道森町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道茅部郡森町長中野仁吉外十三名）（川村善八郎君紹介）（第三四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道茅部郡森町は函館市に隣接し、人口二万五千人を有する大町であるが、火山灰土のため農産物はほとんど収穫なく、生活必需物資のすべてを函館市より購入する関係上、運賃その他がかさみ物価は同市の二割高となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、森町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
函館市に隣接する森町の物価水準及び消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県川角村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡川角村長小久保一郎外四名）（松山義雄君紹介）（第三四五一号）及び同（請願者　埼玉県入間郡川角村川角中学校長島野義三外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第四七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡川角村は越生町、毛呂山町及び梅園村とともに越生ブロックとして一体の関係にあり、近時農業経営の機械化、交通機関の発達に伴う工業の興隆により、村民の生活水準を著しく高めており、近接川越、飯能及び所沢の各市に異ならない経済事情を示しているので、在勤公務員の生活は常に窮乏している。ついては、川角村を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
川角村の物価水準及び消費形態の実情よりして本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県西那須野町及び狩野村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡西那須野町長川上安一郎外十八名）（山口好一君紹介）（第三五〇六号）及び同（請願者　栃木県那須郡西那須野町農林省関東東山農業試験場畜産部長鈴木俊二外十八名）（黒澤幸一君紹介）（第三五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県西那須郡西那須野町及び狩野村は相隣接して東北本線に沿い、宇都宮市、白河市のほぼ中間に位し、塩原温泉の関門として東は大田原町、黒羽町に通ずる交通の要衝となり、那須北部地方における中心地として発展しているが、観光地の消費循環圏内にあるので、常時これら消費地の影響を受けこれら各市町より高物価である。ついては、西那須野町及び狩野村を地域給新一級に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
観光地の消費循環圏内にある西那須野町及び狩野村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県塩津村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡塩津村長福井稷外七名）（細井勇君紹介）（第三五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県宝飯郡塩津村は三河織物の主産地である蒲郡町、三谷町とともに織布工業の発展著しく、東海レイヨン蒲郡工場を始め多数の工場を有し、工員数は西宝第一で、しかも観光地帯であるため購買力がおう盛であり、物価を刺げきして名古屋、岡崎、豊橋を上まわつている。ついては、塩津村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
塩津村の経済的諸事情よりして

いきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県高橋村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡高橋村長渡辺見道外二名）（小林錡君紹介）（第三五〇八号）

一、請願の要旨及び目的

請願の要旨及び目的は愛知県西加茂郡高橋村は人口七千五百四十名を有し、矢作川に沿つて猿投町、挙母市及び岩津町にそれぞれ隣接しており、とくに挙母市の両肺部を形成して経済、文化等総べての点において緊密な関係にあり、物価の面においてはむしろ同市をはるかに上まわる現状で、給料生活者は窮迫の一途をたどりつつある。ついては、高橋村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高橋村の立地条件及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県高城町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡高城町長瀬崎政男）（伊東岩男君紹介）（第三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡高城町は郡下における文化、産業、交通の中心地として都市形態を形成し、都城市と密接な関係にある消費地で日常必需品のほとんどを同市に求めているが、城跡、古墳、寺院等の風物に恵まれているので観光客が絶えることなく、これらの物価に及ぼす影響が大きく都城市を上まわり、加うるに台風による災害は毎年じん大であるため在勤公務員の生活はすこぶる困窮している。ついては、高城町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高城町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県酒谷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡酒谷村長坂元末盛）（伊東岩男介君紹介）（第三五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡酒谷村は九州の最南端に位し、周囲山で囲まれた交通不便な地域にして、県下で最高の物価指数を示す工業都市日南市に隣接し、同市に諸物資を仰ぐため在勤公務員の生計は著しく困難をきたしており、ことに本村公務員の二割は日南市よりの通勤者が占めるので、これらの者は地域給がない上に高い交通費を必要とし事実上減俸されたこととなつている。ついては、酒谷村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

九州の最南端に位する酒谷村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県日野町外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡日野町長吉田武雄外十五名）（今井耕君紹介）（第三五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡日野町、北比都佐村及び西大路村は完全に一つの市街を形成し、経済的に同一圏内にあつて、八日市、水口、八幡の三町に隣接し、これらの地域給支給地と生活条件を比較するに諸経費はかさみ、むしろ両町をはるかに上まわる現状にあるにかかわらず、地域給が支給されないため在勤公務員の困窮は著しく人事の交流に多大な支障をきたしている。ついては、日野町外二箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日野町、北比都佐村及び西大路村の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県観音寺町の地域給引上げの請願（請願者　香川県三豊郡観音寺町長守武芳太郎外一名）（福田繁芳君紹介）（第三五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡観音寺町は高松、丸亀、坂出の三市とともに県下四大都市の一つで、市制こそ実施しないが市街地構成部分のみについても、面積及び人口はもちろん、諸物価並びに生活程度においても丸亀、坂出両市となんらことなるところがない現状にある。ついては、観音寺町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

観音寺町の物価水準及び消費形態よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府四宮村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府北河内郡四宮村上馬伏植村正純）（井上良二君紹介）（第三五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府北河内郡四宮村は大阪市に隣接し、生活水準は市内となんら異なるところがなく、しかも生活必需物資のすべてを市内より供給されるので物価は二、三割高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、四宮村の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

四宮村の立地条件及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県小杉町の地域給指定に関する請願（請願者　富山県射水郡小杉町長田町久和）（三鍋義三君紹介）（第三五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県射水郡小杉町は郡の中枢地として官公庁、学校等多数を擁し、職員は四百二十四名を数え、郡の行政、産業及び交通の中心地をなしているが、富山、高岡、新湊の三市に隣接する関係上、これら各市の発展に伴いその経済的影響は必然的に諸物価高騰を招き、物価は三市を上まわる実情にある。ついては、小杉町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

郡の中枢地である小杉町の物価水準及び消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県礪波町の地域給指定に関する請願（請願者　富山県東礪波郡礪波町五島円右エ門外二十四名）（三鍋義三君紹介）（第三五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県東礪波郡礪波町は穀倉地帯に位する関係上、その余剰米は京阪地方に高価で取引され、且つ、チューリップの産地のためこれ

が農家の購買力を高める結果、物価の高騰を招き俸給生活者はその物価高と住宅難とに絶えず困窮をきたしている現状である。ついては、嘱波町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

穀倉地帯に位いする嘱波町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県道場郵便局外二箇郵便局職員の地域給引上げの請願（請願者　神戸市兵庫区道場町道場郵便局長谷延昌外二名）（首藤新八君紹介）（第三六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県道場、大沢、八多各郵便局の所在する神戸市兵庫区道場、大沢、八多の各町は、二十六年神戸市に編入された地域で、二十三年に同市編入となつた山田、有野、有馬各町の地域給新四級地に隣接し、地理的、経済的及び文化的に同一圏内にあつてなんら異なるところなく、しかも本地域内の神戸市関係官公庁及び小中学校はすべて新四級地の手当を支給されているので、われわれ郵政職員のみ除外されていることは不合理である。ついては、道場外二箇郵便局職員の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

道場郵便局、外二箇郵便局職員の地域給引上げに関する本請願の趣旨並びに目的は、その経済的諸事情よりして妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

教職員給与法の改善に関する請願（請願者　東京都台東区北稲荷町下谷小学校長小野重内外十五万四千六百名）（大西正道君紹介）（第三六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員の給与は教職員給与法により、小、中、高の学校種別に給与差が設けられたが、小、中、高ともひとしく新制大学卒業と標準としている現在、かかる給与差はきわめて、不平等であるのみならず、小、中の方が労働強化を余儀なくされている勤務実態から見ても不合理であつて、この結果は必然的に義務教育の弱体化を招き、国民教育の将来を危くするものである。ついては、教職員給与法を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職員給与については、小、中、高ともひとしく新制大学卒業を標準とする建前にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

胸部疾患による一般公務員の休職期間延長に関する請願（請願者　盛岡市三戸町二百四十二番地小野寺真吾）（柴田義男君紹介）（第三七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核性疾患は早くて三年以上の長期療養を要するが、胸部疾患による一般公務員の休職期間は二年に限られているため、復職し得る人はきわめて少く、多くの者は更生の道を断たれて路頭に迷う状態でまことに悲惨である。ついては、胸部疾患による一般公務員の休職期間を三箇年に延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核性疾患の療養における特殊性にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県所沢市の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県所沢市五百五十番地所沢官庁職員協議会長木下正文）（松山義雄君紹介）（第三七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県所沢市は附近町村を中心に消費都市として東京都に隣接し、交通は至便をきわめ、生活用品を主として東京都より移入している状態で、ことに駐留軍のキャンプが設置されてから特殊婦人や商人の出入が多く、これが物価をつり上げ、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、所沢市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

所沢市の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

糸魚川町外五箇村の経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県糸魚川町外五箇村の地域給指定等に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡糸魚川町長磯野九一郎外七名）（猪俣浩三君紹介）（第三七〇九号）及び同（請願者　新潟県西頸城郡青海町長柳原新太郎外五名）（塚田十一郎君紹介）（第三七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡糸魚川町、青海町、大和川村、西海村、大野村及び今井村は商業の糸魚川町を中心として行政、経済上密接不離の関連を有し、近時当地区内の姫川流域に電源、鉱山及び森林等の資源の開発が活発化するに伴い、これに従事する外来移住者一万千人の高賃金による購買力は周辺の消費物価を著しく高騰せしめ、在勤公務員の生活にじん大な脅威を与えている。ついては、糸魚川町及び青海町の地域給を新二級地に引き上げ並びに大和川村、西海村、大野村及び今井村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

糸魚川町外五箇村の経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

ものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県西頸城郡青海町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西頸城郡青海町長柳沢新太郎外十一名）（猪俣浩三君紹介）（第三七一一号）及び同（請願者　新潟県西頸城郡糸魚川地区警察青海警察部派出所長白川栄蔵外十一名）（塚田十一郎君紹介）（第三七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡青海町は人口一万三千の小都市で、全国有数の石灰窒素工場を始め、姫川発電所工事等を有し、これに従事する外来移住者は七千人に達し、これらの高賃金取得者の購買力が勢い諸物価を高騰せしめ、まれにみる高物価地をなしているため、在勤公務員の生活は著しい脅威を受けている。ついては、青海町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

青海町の経済的特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県中山町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊豫郡中山町議会議長宮岡正実外六名）（關谷勝利君紹介）（第三七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊豫郡中山町は各種官庁を始め、林産物を中心とした製材所等を有し、この地方の中心的存在をなしているが、田地狭少にして米、その他の生活物資を松山、八幡浜より搬入するため運賃等がかさんで、物価は上まわつているにもかかわらず、隣接町は地域給

新一級地に指定され、本町のみが無級地であるということは遺憾である。ついては、中山町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中山町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県深川町及び仙崎町の地域給指定に関する請願（請願者山口県大津郡深川町三輪武夫外二名）（細迫兼光君紹介）（第三七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県大津郡深川町及び仙崎町は北九州、下関、宇部及び小野田地区を近く控え、交通、産業を問わず、地理的にも山陰地方における要衝として市制施行が行われる気運にある上に、本町における漁港を中心に鮮魚仲介人の出入多く、且つ、湯本、俵山両温泉の観光地であるため物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活は一段と窮迫の度を加えている現状にある。ついては、深川町及び仙崎町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

深川町および仙崎町の立地条件及び経済的諸事情よりして本請願の趣旨並びに目的はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県小野田市の地域給引上げの請願（請願者山口県小野田市長姫井伊介外一名）（今澄勇君紹介）（第三七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県小野田市は下関市と並んで多くの鉱業を有し、消費都市である関係上生活諸物資を主として広島、下関、北九州方面より移入するため、物価は著しく高価となり、ことに農地、市街地の鉱害はなはだしく、且つ、大風水害等による住宅難で生活費は一そう増高し、生活水準は下関、北九州となんら異ならない。ついては、小野田市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱業都市として著名な小野田市の経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県石岡市の地域給引上げの請願（請願者茨城県石岡市長川並要外三十三名）（丹羽雪四郎君紹介）（第三七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県石岡市は水戸、土浦の両市の中間に位し、隣町の高浜町と合併してできた新興都市にして、商店街は県下随一の整備充実を誇り、東京都の衛星都市として発展しつつある結果、物価は必然的に高騰し、加えて人口増加による住宅難が生活費を著しく高めている実情で、在勤公務員の生活は極度に圧迫されている。ついては、石岡市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

水戸、土浦両市の中間に位いする石岡町の物価水準及び消費形態の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県山田町の地域給指定に関する請願（請願者高知県香美郡山田町長町先）（長野長町庵君紹介）（第三八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡山田町は土讃線の要衝土佐山田駅を擁する香長平野の枢要部にあり、保健所、郡教育会館、家畜保健所及び蚕業取締所等を有して郡下の政治、経済、文化の中心地となり、近く市政施行を予定され、商工業はいんしんをきわめ、文化的生活程度も高く、近接高知市と同様な経済状態にある。ついては、山田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山田町の物価水準及び消費形態の実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県後免町外五箇村の地域給引上げの請願（請願者高知県長岡郡長岡村土佐長岡地方事務所山崎重利外二十九名）（長野長廣君紹介）（第三八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡後免町、大篠村、大津村、野田村、長岡村及び香美郡日章村は、いわゆる後免地区として高知市に隣接する交通の要衝に当り、地区内には地方事務所、農業試験場、高知大学農学部の官公庁等が集まり、県下の産業、文化における重要な位置を占めているが、元来高知県は全国的にも高度の消費県であり、高物価地域であることは衆知の事実であつて、本地区においても高知市に異なり町ない現状にある。ついては、後免外五箇村の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

後免町外五ケ村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県木造町の地域給指定に関する請願（請願者青森県西津軽郡木造町長伊藤藤吉外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第三八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県西津軽郡木造町は単作農業を主とした農村で、農産物のうち米は割合に廉価であるが、鮮魚類、衣料品及び野菜等は他地方に比べ著しく高く、ことに寒冷地のため冬期暖房費その他の出費が増高し、給与生活者はきわめて困窮している。ついては、木造町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

木造町の自然的諸条件及び経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県伊勢崎市の地域給引上げの請願（請願者群馬県伊勢崎市長大沢三郎外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第三九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県伊勢崎市は高崎、前橋、桐生の各市に近接して同一経済圏を構成し、伊勢崎銘仙の名によつて知られた繊物工業地帯であるが、近来は自動車工業を始め各種工業の発展に伴い消費都市としての性格を一層強めており、一方東京都内にもわずか二時間余の距離にあることにもよつて、京浜地区に異ならない生活事情にあるので給与水準の低い在勤公務員の生計はきわめて苦しくなつている。ついては、伊勢崎市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

繊物工業地帯として著名な伊勢崎市の特殊な経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県磐田市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県磐田市長赤松照彦）（足立篤郎君紹介）（第三九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県磐田市は隣接の浜松市と生活水準並びに諸物価を比較してなんら異なるところがないのにかかわらず、現行地域給が著しく低位に置かれているため在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、磐田市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
浜松市に隣接する磐田市の生計費の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県北波多村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡北波多村長井手万蔵外五名）（井手以誠君紹介）（第四〇四三号）及び同（請願者　佐賀県東松浦郡北波多村議会議長岡本富三郎外五名）（江藤夏雄君紹介）（第四一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県東松浦郡北波多村は唐津炭田を控えるので、村民の半数はその従業者となっており、近時市街地的な様相を呈するに至り町制施行を予定され、産業及び交通の発展は勢い住民の文化的生活の上昇をもたらしているが、炭鉱地帯の影響から物価がきわめて高く、給与水準の低い公務員の生活を脅やかしているのみならず、人事交流にも重大な支障を生じている。ついては、北波多村を地域給新一級地以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北波多村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県尾鷲町の地域給引上げの請願（請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町長太田寿）（濱地文平君紹介）（第四一〇九号）及び同（請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町議会議長村田重平）（田中幾三郎君紹介）（第四一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県北牟婁郡尾鷲町は現在地域給一級地の指定を受けているが、当町の経済的、地理的その他特殊事情によって在勤公務員の日常生活費は近時とみに高騰している現状にある。ついては、尾鷲町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
尾鷲町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県上灘町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡上灘町地域給対策協議会長米岡伊太郎）（武知勇記君紹介）（第四一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県伊予郡上灘町は古から諸物資の集散地で、海上輸送の中心地であったため経済的に重要な地位を占め諸物価は著しく高騰し、加えて交通の便と港湾の改築等の新施設に伴いこれら利用者が激増し物価の高騰に一段と拍車をかけ、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上灘町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
上灘町の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請請の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県境町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡境町長田島好作外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県佐波郡境町は伊勢崎市、太田市及び尾島町等に隣接し、蚕繭集散地として知られた町であるが、近年中小企業の発展に伴い交通機関の発達は著しく、東京都にわずか二時間の近距離にあるため野菜その他農産物は都内に吸収され、価格はむしろ生産地高の現象を生じ、生鮮魚介等のほとんどを京浜、伊勢崎方面より移入する関係上、物価は割高となり、在勤公務員は常に生活苦におびやかされている。ついては、境町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
伊勢崎市、太田市及び尾島町等に隣接する境町は、立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県宮郷村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡宮郷村長森村茂樹外九名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県佐波郡宮郷村は県の東南部に位する小農村であるが、前橋市、高崎市及び本庄町に隣近して同一経済圏をなし、且つ、東京都に近距離にある関係上、農産物はほとんど都内に吸引され、しかも生活必需物資のすべてを他市町より移入しているため、運賃等の加算により物価は都内を上まわる実情で、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、宮郷村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
前橋市、高崎市及び本庄町に隣近する宮郷村は、立地条件および経済事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の主旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県玉村町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡玉村町長渡辺襄外九名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県佐波郡玉村町は伊勢崎市、前橋市及び高崎市等に隣接し、東京都にわずか二時間半の近距離に位して、生活必需物資のすべてを東京方面から購入する関係上、物価はむしろ東京都を上まわり、養蚕が盛んなため農家の購買力は強く、これが著しく在勤公務員の生活をおびやかしている実情にある。ついては、玉村町を地域

給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊勢崎市、前橋市及び高崎市に隣接する玉村町の物価水準並びに消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県近江八幡市合併地域の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡馬淵村長岡本秀康外三名）（堤ツルヨ君紹介）（第四二八五号）及び同（請願者　滋賀県蒲生郡桐原村長重田源治郎外三名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県近江八幡市発足に伴う合併地域は、行政及び文化の状況、交通事情等から見て別個の地域として取扱い得ない実情にあり、生活必需物資等においても市の中心地の物価に直結しているのでかえつて高価となつているのに、地域給に差があることは人材の僱在をきたし、当地方在勤公務員の生活を困窮せしめるものである。ついては、近江八幡市発足に伴う合併地域の地域給を均一的新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八幡市発足に伴う合併地域の物価水準ならびに消費形態の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

観光地としての旧温泉郡興居島村の特殊な経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の議決理由

愛媛県興居島地区の地域給指定に関する請願（請願者　松山市三番町松山市長黒田政一）（中村時雄君紹介）（第四二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県松山市に昭和二十九年二月一日をもつて合併となつた旧温泉郡興居島村は、松山港の自然外港として、また国際観光温泉文化都市として将来の発展を期待され、諸物価も運賃の加算等によつて高価となつているにかかわらず、旧市内との地域給差のため人事の交流等に多大の支障をきたしている。ついては、興居島地区を旧市内と同様の地域給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県宮山村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡福相村長近江章外十一名）（船越弘君紹介）（第四二八六号）、同（請願者　広島県芦品郡有磨村長河村秀市外十一名）（高橋順一君紹介）（第四三一〇号）、同（請願者　広島県芦品郡宜山村長豊田静一外十一名）（高橋等君紹介）（第四四三二号）及び同（請願者　広島県芦品郡福相村郵便局長岡田顕二外十一名）（高津正道君紹介）（第四五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県芦品郡宜山村、福相村及び有磨村は福山市に隣接し、すべての生活環境はまつたく福山市経済圏内にあつて経済的、文化的等においてなんら異なるところがないにかかわらず、現在地域給が支給されないため、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、宜山村外二箇村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福山市に隣接する宜山村、福相村及び有磨村の立地条件、及びその経済的諸事情よりして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県田主丸町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡田主丸町長田中為五郎）（稲富稜人君紹介）（第四三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡田主丸町は郡西部の政治、経済、文化、交通の中心地で、交通至便にして久留米市及び日田市に直結し、両都市の諸物価並びに生活水準となんら異なるところがない。ついては、田主丸町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

田主丸町の地理的経済的諸条件よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県浮羽郡水分村は苗木、植木等の生産地にして田主丸町に隣接し、同町と物資の交流は激しく、諸物価、生活水準においてもなんら異なるところがない実情にある。ついては、水分村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

水分村の産業、経済の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県福富村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡福富村長大石信）（稲富稜人君紹介）（第四三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡福富村は貴重な遺跡の多い地で、農村とはいえ通勤者多く、生活必需物資のほとんどを吉井町、久留米市に求める関係上諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、福富村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福富村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県水縄村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡水縄村長林新吾）（稲富稜人君紹介）（第四三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡水縄村は地域給新一級地の田主丸町に隣接し、経済的に密接な関係にあつて彼我の往来もひん繁であり、苗木の生産は全国的に知られるので顧客の来村もきわめて多く、また景勝耳納の連峰には青少年野営訓練所の設立が予定され、観光地としての発展性も期待されている。ついては、水縄村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田主丸町に隣接する水縄村の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会 衆議院会議録第六十七号附録（二）（その三）

福岡県千年村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡千年村長久保田秀生）（稲富稜人君紹介）（第四三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡千年村は吉井町と並んで郡の中心市街地を形成する商工業地帯で、吉井町外三箇村の合併も近く実現の運びにあるが、北部は筑後川を隔てて杷木町及び原鶴温泉と相対し、村内若宮八幡宮、長野水神は観光コースとなつて来遊者が多く、交通機関においても浮羽、朝倉両郡における重要性は日毎に増加しており、かかる現勢にあつて村内の生活水準は著しく上昇し高物価とともに強く生活を圧迫している。ついては、千年村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千年村の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県家島町外十二箇村の地域給指定等に関する請願（請願者　兵庫県飾磨郡家島町外七箇村長小西義夫）（大西正道君紹介）（第四三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県飾磨郡家島町外七箇村と地域給新一級地の八木村外四箇村とはあらゆる面においてはほとんど同一条件下にあり、しかもこれら町村は姫路市に隣接して密接不離の関係を有し、近き将来姫路市に合併を予定され物価指数においても姫路市となんら異なるところなく、副食物、日用雑貨のごときはむしろ同市を上まわる現状にある。ついては、八木村、糸引村、四郷村、御国野村及び花田村の地域給を新二級地に引き上げ並びに家島町、余部村、曾左村、鹿谷村、置塩村、谷外村、谷内村及び菅野村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

姫路市に隣接する家島町外七箇村と八木村外四箇村とは立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県国立療養所古里保養園職員の地域給指定に関する請願（請願者　富山県婦負郡古里村国立療養所古里保養園長上坂竹茂）（三鍋義三君紹介）（第四三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県婦負郡古里村新町所在の国立療養所古里保養園に勤務する職員は日常所要物資を富山市より購入するため、運賃等の加算によつて同市在住者と比べ多くの時間と経費を負担し、その子弟の通勤においても運賃だけ多く負担する結果、他の療養所と均衡を欠きその生活は困窮している。ついては、国立療養所古里保養園の職員に地域給二級地若しくは一級地を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

古里保養園に勤務する職員の生活実態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県竹田町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡竹田町長足立壮太郎外十一名）（有田喜一君紹介）（第四三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡竹田町は郡下の中心和田山町に隣接し播但線に臨む交通上の要所となり、木工家具、竹細工を始め家内工業が盛んで全戸数の二割を占めるので、一般住民の所得が多く、生活水準が比較的高い上に、従来但馬地区は阪神地方と大差のない物価指数を示し、著しく生計費の増高をきたしている。ついては、竹田町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和田山町に隣接する竹田町の立地条件および経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県津市の地域給引上げの請願（請願者　三重県津市栄町三百六十番地荻原暁村）（木村俊夫君紹介）（第四四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県津市は城下町で、封建性が強く貧富の差も大きく、消費都市としての性格を多分に有しているが、県庁の所在地であり政府の出先機関は三十七、大学は三を数え、国鉄及び近鉄の沿線にあつて名実ともに県下政治、経済、文化の中心地で官公吏員の数は五千人に達しており、戦災の復興も遅々として進まないうちに十三号台風の被災で、加工食品類は東京都を上まわる現況に加えて、保安隊の駐留によりあるいは競艇地としてエンゲル系数は六十を突破している。ついては、津市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

津市の物価水準並びに消費形態の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県築上郡下の地域給指定等に関する請願（請願者　福岡県築上郡地域給対策協議会委員長安部譲治）（池田禎治君紹介）（第四四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県築上郡は北九州五市に近接する労働力供給地であり、郡内の経済事情は北九州各都市に依存している上に、朝鮮動乱の影響及び飛行場の設置等のため諸物価の高騰は著しいものがある。ついては、築上郡下の指定町村の地域給をそれぞれ一級ずつ引き上げるとともに無級地となつている町村を新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北九州五市に近接する築上郡の物価水準並びに消費形態の実情よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県神戸町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県安八郡神戸小学校長小林和士夫外五名）（野田卯一君紹介）（第四四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県安八郡神戸町は地域給新

二級地の大垣市に連接し、東邦レーヨン大垣工場を始め諸工場を有する工業都市として、県下第一の驚異的大発展をなし、生活必需物資のほとんどを大垣市より移入するため諸物価は同市よりも高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、神戸町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大垣市に連接する神戸町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県北多久町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県小城郡北多久町長東郷嘉八外十名）（井手以誠君紹介）（第四四一八号）及び同（請願者　佐賀県小城郡北多久町議会議長野口貞吉外十名）（江藤夏雄君紹介）（第四五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県小城郡北多久町は国鉄唐津線及び国道佐賀、呼子線の中央に位する交通の要衝で、町内には三菱、明治鉱業を始め十三箇所の炭鉱を有し、これに関連する産業と商店が発展し、人口も飛躍的に増加して第二の筑豊地区といわれており、四月一日より五箇町村合併による多久市として発足することに決定しているので、必然的に物価の高騰著しく一般俸給生活者は極度に困窮している。ついては、北多久町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北多久町の産業経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県因島市の地域給指定に関する請願（請願者　広島県因島市長安松延二外二十五名）（高橋等君紹介）（第四四三一号）、同（請願者　広島県因島市因島土生郵便局長村井嘉美外二十五名）（岡本忠雄君紹介）（第四四七五号）及び同（請願者　広島県因島市因島簡易裁判所判事星野寅次外二十五名）（高津正道君紹介）（第四五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県因島市は日立造船、田熊造船の大工場を始め、これらの下請工場とこれに依存する商工業者を主とする工業都市を形成し、尾道、今治を中心とする中国、四国間の物資交流の中継地となり、あるいは九州、近畿を結ぶ海路交通の要衝となつているが、工場従業員の給与水準は相当高く、従つて商業も活況を呈しており、農家においてものり、かんきつ等の特産物を有するため収入が多く、裕福な経済事情を反映して一般市民の文化生活水準も相当高いので、ひとり公務員の生活は常に困窮をきわめている。ついては、因島市を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

因島市の産業、経済の実情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県上川淵村外六箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県前橋市長岡口志行外七名）（藤枝泉介君紹介）（第四四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡上川淵村、下川淵村、芳賀村、桂萱村、群馬郡東村、元総社村及び総社町はいずれも前橋市を取り巻く町村で、近く同市に編入されることとなつているのみならず、各町村の生活必需物資のほとんどを前橋市に求める関係上、諸物価は同市を上まわる実情にして、合併に際しても地域給の差は人事の交流に支障をきたし、優秀人材が旧市域に集まる結果となる。ついては、上川淵村外六箇町村を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

前橋市に隣接する上市淵村、下川淵村、芳賀村、桂萱村、群馬郡東村、元総社村及び総社町の立地条件及び経済的諸事情よりしていきおい、生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県塩瀬町及び山口町の地域給引上げの請願（請願者　西宮市長辰馬外一郎外三名）（富田健治君紹介）（第四四七三号）及び同（請願者・兵庫県西宮市議会議長武居巧外三名）（山口丈太郎君紹介）（第四六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県西宮市塩瀬町及び山口町は、僻楚地にして物価の高いこと県下随一の定評ある宝塚町、有馬温泉にそれぞれ接続し、人家は互に交錯して境界線も判然としないほどの関係にあるので、物価のすべてはこの両地域と全く変らず、家賃のごときは神戸、西宮旧市地域となんら異ならない状況にあり、また居住者の大半は俸給生活者であるが、ことに公務員は地域給が低いため居住地勤務を嫌い、優秀な人材は挙げて阪神地方に転出している実情にある。ついては、西宮市塩瀬、山口両町の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

塩瀬町及び山口町の僻楚地としての特殊な経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県下の地域給指定等に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（牧野寛索君紹介）（第四四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤務地手当支給地域級区分の決定は消費者物価と生計費との地域差を基礎としているようであるが、物価の安定に伴い地域差は非常に縮まつてきていると思われるのに、山形県の地域給は他県に比べてきわめて不利な取扱いを受け、全市町村数中手当支給市町村数の占める割合は全国平均三十四パーセントに対しわずか七・六パーセントであつて、全国最低を示し、比較的低位にある東北各県と比べてもなはだ低位にあることは誠に遺憾である。ついては、山形県下の地域給を全国並に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

経済事情の安定に伴い、地域差の縮少が予想されるおりから、全国最低の山形県下の地域給を他府県なみに引上げられたいとの本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

教職員給与法の改善に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員の給与三本建の実施に伴い、同一学歴、同一勤務年数は同一給与であるべき給与法の根本体系を歪すこととなり、国民に課せられた重要なる義務教育を軽視し、その影響するところきわめて多大である。ついては、旧制大学及び新制大学卒業の学歴を有する小、中学校教職員に対して高等学校教職員と同様の給与措置を講じられるよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

同一学歴、同一勤務年数は同一給与であるべきとする給与の建前からして、本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県江津市の地域給引上げの請願（請願者　島根県江津市島根県立江津工業高等学校長山本樹夫外四十一名）（中崎敏君紹介）（第四五四号）及び同（請願者　島根県江津市江津郵便局長横田尚憲外四十二名）（中村英男君紹介）（第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県江津市は本年四月一日をもつて市制を施行した新興都市であるが、中国山脈と日本海にはさまれ、山野と砂地がほとんどで農作物は生産されず、主食を始め生活物資のすべてを他地域に依存している実情であり、特に本市は山陽パルプ、日本製鋼等の大工場を有するため、人口が著しく増加し、諸物価の高騰、住宅難をきたしている。ついては、江津市の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
江津市の物価水準ならびに消費形態の実情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岩手県巻堀村の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県岩手郡巻堀村長工藤定平）（柴田義男君紹介）（第四五八六号）、同（請願者　東京都大田区田園調布一丁目二十二番地昆貞外一名）（田子一民君紹介）（第四七一二号）及び同（請願者　岩手県岩手郡巻堀村深倉順一外九名）（中居英太郎君紹介）（第四七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県岩手郡巻堀村は盛岡市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算で諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、巻堀村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
盛岡市に隣接する巻堀村の立地条件およびその経済的諸事情よりして生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県初島町の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県海草郡初島町長岡村太一郎外四名）（坊秀男君紹介）（第四六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県海草郡初島町は元来消費地であるところに、東亜燃料工業が設立され、人口は急激に増加し、生活必需品のほとんどを和歌山市、海南市等より仕入れなければならないようになり、物価は必然的に高騰しているにもかかわらず、隣接町の下津町、箕島町は地域給新一級地で、これら両町となんらそん色のない本町が無級地であるということは遺憾である。ついては、初島町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
初島町の産業、経済上の特殊性よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県大子町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県久慈郡大子町地域給対策協議会長八代保外二十名）（山崎猛君紹介）（第四六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県久慈郡大子町はさきの給与改訂によつて従前地域給の指定を受けていない地域と同様に扱われる結果となり、在勤六百余の公務員の生活は困窮をきたしている。ついては、大子町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
大子町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県安塚村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡安塚村長増田秀雄）（田中彰治君紹介）（第四六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県東頸城郡安塚村は他の町村に比較して生計費が著しく増高しているので、在勤公務員の生活に及ぼす影響はきわめて大きく、人事行政等に多大の支障をきたしている。ついては、安塚村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
安塚村の経済的諸事情よりしていきおい生計費の増嵩を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県喜多方市の地域給指定に関する請願（請願者　福島県喜多方市長神山虎彦外二名）（河原田稼吉君紹介）（第四六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県喜多方市は、会津地方の若松市に次ぐ政治、経済殊に農産物の集産地として新潟県との出入が盛んで、物価の変動がはなはだしく、且つ、本市は電源地を近く控え、豊富な資源と労働力が勢い各種民間会社の設立をうながし、これに伴う従業員の増加のため、物価は急激に高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、喜多方市を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
喜多方市の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県高萩町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県多賀地方事務所長桜井茂男外二十五名）（山崎猛君紹介）（第四七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県多賀郡高萩町は県北の海岸地帯に位し、常陸、磐城の大炭田を控え、且つ、観光地として目覚しい復興を示しているが、住宅難は著しく、日用品のほとんどを

東京都に求めているため、物価は他町村を上まわり、在勤公務員の生活は窮迫している。ついては、高萩町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高萩町の観光地による特殊な経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

国家公務員に対する寒冷地及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　長野県北安曇郡大町長松田正人外二十名）（増田甲子七君紹介）（第四七四九号）及び同（請願者　長野県北安曇郡大町議会議長伊藤半二外二十一名）（萩元たけ子君紹介）（第四九三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地在勤公務員の実態は暖房、被服のため食費を削減している有様である。ついては、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律を（一）寒冷地現行五級地八割以下の五段階を最低五級地十割とし、以下二割きざみの五段階とし、（二）薪炭手当を制度化し、北海道に準ずる地域に支給し、（三）石炭手当の所要量を三、七トンに増加し、現行の頭打ちを打破するよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地在勤公務員の生活実態よりして本請願の趣旨はおおむね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県直島町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県香川郡直島町宮本道衛）（成田知巳君紹介）（第四七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県香川郡直島町は住民の七割が給与生活者であり、米麦等の主食を始め野菜類に至るほとんどを他に依存し、魚介類においても高級魚が多く、大衆用のいわし、さば等の収獲は皆無であつて、物価は高松、玉野両市を上まわる現状にして、しかも年間百万トンの船舶出入はさらにこれをつり上げている。ついては、直島町を地域給新二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

直島町の地理的、経済的諸条件よりしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県志度町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県大川郡志度町長多田善樹外十七名）（成田知巳君紹介）（第四七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県大川郡志度町は高松市に近接し、貨客の往来ひん繁にして同一都市の感があり、近隣町村の中心として郡下第一位の人口を擁するとともに、高徳線、高松電鉄、大川バス等の東讃交通の要衝に位し、一方志度寺を始め多和文庫等の名所旧跡に富み、船用ウインチその他鋳物工業の発祥地として産業も活況を呈しているので、勢い生計費は増嵩して他地域に比べ著しく高くなつている。ついては、志度町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高松市に近接する志度町の立地条件及びその経済的諸事情よりして生計費の増嵩を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県新庄中学校職員等の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県田辺市新庄中学校P・T・A会長畑地実外二名）（辻原弘市君紹介）（第四八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県田辺市は本年二月四日元新庄村を合併したが、同地域に勤務する中学校及び小学校職員に対する地域給は法規により支給できない旨の通知を受け誠に困却しており、同地域の教育振興に及ぼす影響は多大なものがある。ついては、田辺市に合併した元新庄村中学校及び小学校職員の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

田辺市の産業、経済の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府河内長野市の地域給引上げの請願（請願者　大阪府河内長野市長　職務執行者　山田憲三）（杉山元治郎君紹介）（第四八六六号）及び同（請願者　大阪府河内長野市長小柴竹虎）（田中萬逸君紹介）（第四九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府河内長野市は地域給新四級地の富田林市に隣接し、生活必需品及び食糧品のほとんどを大阪、堺両市から移入しているため運賃が加算され、諸物価は両市を上まわる高値を示し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、河内長野市の地域給を新四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

河内長野市は生活必需品及び食糧品のほとんどを大阪、堺両市から移入しているため運賃が加算され、物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県名和村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡名和村長小花波治作外八名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡名和村は伊勢崎市と埼玉県本庄町の中間に位し、両市町の郊外地の感を呈して諸物価も魚介類、野菜及び米穀等は都市と同一価格か、又はそれ以上の高物価で、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、名和村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

名和村の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県豊受村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡豊受村長立川寿太郎外十名）（第四八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡豊受村は伊勢崎市と本庄町及び境町に囲まれ、東武バスによつてこれらと直結しており、東京都へも二時間余にして連する位置にあつて、元来伊勢崎銘仙の中心となつているので文化生活水準も近村に比べて高く、消費物価の高騰とともに公務員の生活を著しく脅かしている。ついては、豊受村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊受村在住の公務員は同村の消費物価高騰のため著しく生活を圧迫されている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県森町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県玖珠郡森町長了戒惟光外十八名）（鷹瀬正雄君紹介）（第四八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県玖珠郡森町は地方事務所を始め、諸官署を擁して郡下の中心となり、九州横断道路久大線の開通に伴つて農林産の飛躍的振興を見るとともに、九重山耶馬渓及び飯田高原を控えるため観光客の数も著しい数に上つているので、本町の経済的伸展は勢い日常生活に影響して生計費の増高をきたし、寒冷地の特殊事情と相まつて在勤公務員の生活は悲惨な状況にある。ついては、森町を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

森町は農林産業の伸展、観光客数の著増のためその影響を受け生計費の増嵩をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県長井町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西置賜郡長井町長井地区官公労協議会長　横山八次）（黒金泰美君紹介）（第四九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡長井町は生産物少なく、生活必需物資のほとんどを山形市及び米沢市に求める関係上、運賃等の加算で、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活は圧迫している。ついては、長井町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長井町は生活必需物資のほとんどを山形市、米沢市に求めるため諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県日和田町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県安積郡日和田町長伊藤亀三郎外九十七名）（渠山博君紹介）（第四九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県安積郡日和田町は電力源及び交通等工業の立地条件に恵まれ、東邦電化工場を始め鉄工業、木工業の大小工場十二を数えるとともに、従来近接郡山市と密接な関係にある商業地として知られ、町制施行以来三十年の歴史を有する都市的消費地域となつているため、本町の物価並びに生活程度は郡山市をむしろ上まわる状況にある。ついては、日和田町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日和田町は郡山市に近接している都市的消費地域であり、同町の物価、生活程度の現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきもの認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県山南村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡山南村長松岡定雄外十一名）（第四九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡山南村は備後畳表の産地として著名であるが、衣食の生産物は自給自足のできない山狭の地で、そのほとんどを近接の福山市、尾道市より移入する関係上、物価はこれらの都市を上まわる現状で、加えるに八日谷ダム建設工事の着工に伴い諸物価は高騰し、在勤公務員は苦境にあえいでいる。ついては、山南村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山南村の消費事情ダム建設工事の着工に伴う物価高騰の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県好間村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡好間村長鈴木栄一外一名）（高木松吉君紹介）（第四九三四号）、同（請願者　福島県石城郡好間村立好間第一小学校長横田滝蔵外百九十九名）（關内正一君紹介）（第四九三五号）及び同（請願者　福島県石城郡好間村収入役金成繁外百九十九名）（松井政吉君紹介）（第四九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡好間村は常磐炭田の中心地で、村内には古好間及び小田等の炭鉱があつて純消費村である関係上、生活必需物資のほとんどを平市等に求めるため、運賃等の加算で諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、好間村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

好間村は生活必需物資のほとんどを平市等に求めるため諸物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県相馬町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県北相馬郡相馬町川村静）（葉梨新五郎君紹介）（第四九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県北相馬郡相馬町は東京都心まで常磐線で一時間の近距離にあり、ことに最近は取手町まで電化されたので、急速に郊外都市的色彩を濃厚にし、都心に通勤する者多く、町営住宅も続々建設され、その様相と性格はすでに勤務地手当支給地たる取手町、我孫子町と同等となつた。ついては、相馬町を地域給支給地に指定されたいというのである。

鹿児島県屋久村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦）（岩川與助君紹介）（第四九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡上屋久村は屋久島の中心地にして、村民の生活様式は消費形態に準じており、しかも消費生活に最も関係の深い商品は北九州、鹿児島より移入されるため、販売価格は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上屋久村を地域給新一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上屋久村は主要な消費物資を北九州、鹿児島より移入しているため物価は高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由
相馬町は交通機関の改善とともに急速に郊外都市的色彩を濃厚しでいる現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県常磐市の地域給指定に関する請願（請願者　福島県常磐市長矢吹荘司外一名）（松井政吉君紹介）（第四九九一号）及び同（請願者　福島県常磐市議会議長越田和文雄外一名）（高木松吉君紹介）（第五〇四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県常磐市は本邦第一の常磐炭田の中心地にして大小十数炭鉱を有し、人口の約六割はその従業員及び家族で占められ、また同市は常磐線随一の温泉郷で旅館三十軒を有し、その利用客は積年増加しているも、日常の必需物資のすべてを他より移入しているので、はなはだ高い物価指数を示し、食糧事情においては大都市同様となつている。ついては、常磐市を地域給新二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
炭鉱地帯である常磐市の産業事情、消費の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県吾桑村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡吾桑村長島崎秀則外五名）（濱田幸雄君紹介）（第五〇一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡吾桑村は県下第二の都市須崎市に隣接し、生活諸物資のすべてを同地域から移入するため、諸物価は高く、村民の生活及び文化程度も非常に高水準にあるので生活費はかさむ一方で、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、吾桑村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
吾桑村は生活物資のすべてを隣接の須崎市から移入しているため諸物価は高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県相生市の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県相生市長岡田源吾）（大上司君紹介）（第五〇一九号）及び同（請願者　兵庫県相生市役所内相生市地区全官公庁級地引上対策委員会大田利雄）（大上司君紹介）（第五〇四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県相生市は現在地域給新二級地に指定されているが、本市の地理的特殊事情及び経済環境からして他の大消費都市に比べなんら差異が認められないのみならず、かえつて高額を要する実情にある。ついては、相生市の地域給を新三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
相生市の地理的特殊事情、経済環境等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県谷地町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長市川清矩）（牧野寛索君紹介）（第五〇二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山形県西村山郡谷地町は往時最上川の舟運を利して農産物集散の中心地として活況を呈したが、その後交通機関の発達から取残され、奥羽本線神町駅まで十・六キロ、左沢線寒河江駅まで八・一キロと県内主要市町に類例を見ない不利な条件からちよう落の傾向をたどつているので、運輸交通の不便によつて高物価となり、県下の地域給支給地域におけるよりもはるかに生計費の増高をきたし、在勤公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、谷地町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
谷地町は運輸交通の不便のため高物価であり、勢い生計費の増高をきたし公務員の生活を著しく圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県磐城市の地域給指定に関する請願（請願者　福島県磐城市長立花秀吉外三十名）（関内正一君紹介）（第五〇四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県磐城市は小名浜町を中心に江名町、泉町及び渡辺村が合併して去る三月に市制実施をみたもので、本地域に日本水素工業株式会社を始め会社、工場の設立を見、また小名浜臨港鉄道により国鉄泉駅と連絡されるに及んで海陸の交通が開け、県下有数の都市として躍進を続け、只見川の電源開発に伴つてさらに発展するものと思われるが、この急激な膨脹の結果、住宅並びに食糧の不足等をきたし、勢い諸物価の高騰は著しくなつている。ついては、磐城市を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
磐城市は、産業の進展に伴う急激な膨脹の結果、住宅、食糧等の不足をきたし、勢い諸物価の高騰を招いている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県寒河江町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡寒河江町長渡辺春吉）（牧野寛索君紹介）（第五〇二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山形県西村山郡寒河江町は官公署、商店、工場等を中心とした純消費都市で、附近の農産物は大都市と直結している関係上、本町における諸物価並びに生活水準は山形市を上まわる実情にある。ついては、寒河江町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
寒河江町は純消費都市で諸物価は山形市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県恵那市の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那市長松下辰雄）（櫻井奎夫君外三名紹介）（第五〇五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那市は木曾川にダム式発電が開始されるに伴い、製材、パルプ、ダンボール製紙等の諸工業が発達し、商業も交通の便と相つて年とともに盛んとなり、且つ、天下の絶勝恵那峡を擁する観光地としても有名であるが、積雪寒冷地帯で生活必需品のすべてを名古屋方面に求めるため、物価は高騰し、住宅難により家賃も値上げされ、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては恵那市全域を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
恵那市の観光地としての特殊事情及び生活必需品を名古屋方面に求めるため高物価をきたしている現状等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県隼人日当山町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡隼人日当山町長野辺辰雄外二名）（池田清志君紹介）（第五〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県姶良郡隼人日当山町は国鉄日豊線及び肥薩線との分岐点に位置し、生産部門においてはほとんど町内の需要を満たし得ない実情にあり、主食を始め生活必需品を他町村及び鹿児島市に求めているため同市より高物価となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、隼人日当山町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
隼人日当山町は主食を始め、生活必需品を鹿児島市その他の町村より移入するため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

青森県百石町の地域給指定に関する請願（請願者　青森県上北郡百石町長三村久太郎外十四名）（山崎岩男君紹介）（第五〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県上北郡百石町は八戸市、大三沢町に接し、国連軍駐留地である市川村水目沢と大三沢の中間に位する関係上、これら市町村の影響はなはだしく、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は極度に困窮している。ついては、百石町を地域給新一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
百石町は近接の八戸市、大三沢町等の影響により、諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県西武町の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡西武町長吉田善平外十三名）（山口六郎次君紹介）（第五〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡西武町は繊維業地で、その周辺は風光明びなため都会地からの観光客も多く、都会との交流ひん繁にして生活水準も高く、物価等あらゆる面において他の地域給支給地となんら異ならない実情にある。ついては、西武町を地域給新二給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
西武町は生活水準物価等において、他の地域給支給地となんら異ならない実情にある。かかる点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

公務員の期末手当増額に関する請願（請願者　仙台市清水小路十番地仙台郵便局佐藤時子）（只野直三郎君紹介）（第五〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
公務員の生活はその後の物価の値上りによつて苦しくなる一方で、現在辛うじて生計を維持している実情にある。ついては、公務員の期末手当を一箇月分支給されたいというのである。
二、請願の議決理由
物価の値上りのため困難をきたしている公務員の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県陶町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県瑞浪市陶町陶郵便局長永井哲郎外三名）（岡村利右衛門君紹介）（第五一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県瑞浪市陶町は輸出陶磁器製造の盛んな町で、労働者はきわめて多く、農業生産は町民の二箇月をささえるのみで、労力と生計費が著しく高い特殊性のある町である。ついては、陶町の地域給を新二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
陶町における陶磁器産業の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十七日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

外務委員会

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（請願者　京都市中京区夷川通烏丸西入守山久次郎外六名）（田中伊三次君紹介）（第六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後八年を経た現在、今なお数万の同胞がソ連、中共に抑留されれ消息不明のまま放置されているが、政府は第三国に解決を依存し、自主外交の施策なきは遺憾である。ついては、速やかにこれが対策を確立し、予算措置を講じ、政府の責任を明示し、抑留同胞の帰還、戦犯者の釈放に万全を期し、民族の独立、基本的人権の確立を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は抑留同胞帰還の実現及び戦犯者の釈放等に万全を期せられたいというのであつて、この趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十六日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（請願者　山口県宇部市藤山区上朱花田チエ子外二十九名）（吉武恵市君外四名紹介）（第六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後八年を経た現在、今なお海外に抑留生活を続け、その他消息不明の人々が祖国引揚げの日を一日千秋の思いで待ちわびており、一方その留守家族は現実のきびしい生活苦と戦いながらひたすらに帰還を願いながら耐えているのである。ついては、海外同胞の引揚げ促進に対する強力な措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は海外抑留中の同胞の引揚促進に努力されたいというのであつて、その趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十六日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（請願者　長野県議会議長下平柄四）（降旗徳弥君紹介）（第九八八号）、同（請願者　長野県議会議長平津光久外四名）（小川平二君紹介）（第九八九号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第九九〇号）、同（請願者　長野県議会議員欠原克己）（中澤茂一君紹介）（第一二五四号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎外一名）（井出一太郎君紹介）（第一二九〇号）、同（請願者　長野県議会議員滝上正男）（原茂君紹介）（第一六〇六号）、同（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町中村環）（増田甲子七君紹介）（第三〇一五号）、同（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二番地在外同胞帰還促進全国協議会執行委員長島立広次）（有田八郎君紹介）（第三二五七号）及び同（請願者　福島市杉妻町十六番地福島県留守家族連合会長鈴木賞）（山下春江君紹介）（第三五六二号）に関する請願。

一、請願の要旨及び目的
平和条約が発効して一年有余の今日、なお、ソ連中共地域における残留者の完全救出、生死不明者の安否調査、死亡者の遺骨遺品の

送還等、国民的悲願である幾多の重大問題が未解決の状態にあり、また巣鴨に服役中の戦犯者についても、条約発効後の減刑赦免の数が発効前のそれに比べ、著しく減少をきたしているので、服役者はいつ出所できるか見とおしがつかず、いたずらに焦慮おう悩させ、留守家族を絶望に陥らしめ、国民として実に忍び得ないことである。ついては、政府は抑留者戦犯両問題完全解決のため具体的外交施策を有効適切に推進し、調査機構を一元化し、且つ、必要な予算措置を講じ、徹底的調査究明の実施等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は抑留同胞帰還の実現及び戦犯者の釈放等に万全を期せられたいというのであつて、この趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（請願者　京都市中京区烏丸通島丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟代表守山久次郎外六名）（水谷長三郎君紹介）（第一四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来八年を経た今日、いまだ数万の同胞が海外に抑留され、また消息不明のまま放置され、政府は今なお、第三国にこれが解決を依存し、自主外交の施策なきはもつとも遺憾とするところである。ついては、政府は、（一）巣鴨刑務所の戦犯者に対し減刑釈放の方途を講じ、（二）ソ連中共残留同胞帰還促進に最善を尽し、（三）消息不明の同胞に対する調査究明の根本的対策を樹立し、（四）未帰還全留守家族に対する生活保障の確立を期する等の諸施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、戦犯者の減刑釈放、ソ連中共残留者の帰還促進、消息不明の同胞の調査及び未帰還の留守家族に対する生活保障等に努力されたいというのであつて、この趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（請願者　長野県諏訪市三千二十一番地長野県在外同胞帰還促進家族連盟委員長島立広次）（吉川久衛君紹介）（第三六六二号）、同（請願者　佐賀県佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会長安永沢太）（舘林三喜男君紹介）（第三八四九号）、同（請願者　佐賀県佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会高橋義男井手以誠君紹介）（第四〇〇七号）、同（請願者　佐賀県佐賀市赤松町佐賀県同胞引揚促進会長安永沢太）（江藤夏雄君紹介）（第四一二三号）及び同（請願者　仙台市勾当台通二十七番地宮城県留守家族同盟代表門間正寿）（庄司一郎君紹介）（第四二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来九年間留守家族は肉身の帰還のみを唯一の念願として生活苦に耐えてきたが、最近ソ連、中共の動きは政府の働きかけいかんによつては多大の成果を期待されるにかかわらず、政府の自主的引揚交渉の推進に積極的努力をされないのは遺憾である。ついては、在外未帰還同胞の帰還促進のため、（一）抑留当事国に対し具体的交渉の開始（二）中国紅十字会代表の招待（三）調査、究明業務の強化及びこれが必要な経費の確保（四）政府の一方的推定に基く死亡処理の中止撤回（五）ソ連、中共、北鮮、外蒙及び南方各地区等における残留者の調査、引揚げの推進等を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は在外未帰還同胞の帰還促進に努力せられたいというのであつて、この趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

福岡県板付駐留空軍基地の存在により、九州大学をはじめ附近所在の各諸学校は日夜爆音に悩まされ、特に学術研究講義上じん大な損害を受けている。ついては、板付駐留空軍基地を撤去されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は関係者にとつて重大な問題であり善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

古賀新宮地区に駐留軍演習場設置反対に関する請願（請願者　福岡県粕屋郡古賀町長篠崎須一外四名）（田中稔男君外一名紹介）（第六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県粕屋郡古賀町新宮地区に駐留軍演習場を設置することは、近くの国立療養所の重症患者の安静を阻害し、結核患者千五百人の散歩海岸を奪取することになるばかりか、小学校及び住宅地に接近し、風紀及び衛生上不適当であり、且つ、海岸の漁民五百五十戸が枯死状態になる等その影響はじん大である。ついては、これが設置に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は関係者にとり重大問題であり、社会上教育上の影響も重大であつて、善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍施設返還に関する請願（請願者　広島県知事大原博夫外二名）（高津正道君紹介）（第七〇号）及び同（請願者　広島県呉市長鈴木術外一名）（宮原幸三郎君外三名紹介）（第七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市は現在失業者一万一千余名と国連軍駐留者一万三百名を擁しており、将来若し国連軍が引揚げた場合においてはさらに多大の失業者を生ずることは明らかであつて、これが救済と呉市の産業振興を図るためには相当の企業施設が必要である。ついては、国連軍使用施設をなるべく集約的に利用せられ、余裕施設を速やかに返還されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、呉市並びに労務者にとつて重大であり、国連軍使用中の余裕施設返還要望は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

離島大島を駐留軍の艦砲射撃演習場に使用反対に関する請願（請願者　青森県議会議長中島清助）（三浦一雄君外一名紹介）（第五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍の艦砲射撃場として接収の計画あるとされている北海道松前郡大島村西方四十浬にある大島は各種海草、漁族の豊富な漁場であり、また回遊魚族の優良魚道でもあつて、大島を中心とする附近漁場は地元北海道はもちろん、青森県漁民のこれに依存するところきわめて大であるが、これを艦砲射撃場として使用するときは魚道をしや断し、その被害はじん大となり、関係漁民の死活問題となる。ついては、離島大島を駐留軍の艦砲射撃場として使用することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、関係漁民にとつては重大問題であり、この善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、こ

衆議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

静岡、愛知両県境の坊ケ峰山頂に米軍の軍事施設を設置する計画を知り、地元静岡県引佐郡三ケ日町としては、山頂に神社があつて古来春秋二回の祭事を執行するため神社関係者及び土地所有者が承諾しないこと、地元部落民が神社の移転も承諾しないこと、本町内にかかる施設の設けられることには全町民が不賛成の意思表示をしていること等の理由からこれに反対せざるを得ない。ついては、坊ケ峰山頂の米駐留軍施設の設置計画を中止されたいというのである。

坊ケ峰山頂に米軍施設設置反対に関する請願（請願者　静岡県引佐郡三ケ日町長堀口真隆外四千七名）（中村幸八君紹介）（第五五九号）に関する報告書

二、請願の議決理由

本請願は関係者にとつてはまことに妥当な趣旨と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

大津村駐留軍演習場設置反対に関する請願（請願者　北海道十勝郡大津村議会議長大坂岩吉外一名）（森三樹二君外二名紹介）（第六六三号）及び同（請願者　北海道十勝郡大津村青年団長岩崎敏夫外四十五名）（森三樹二君紹介）（第六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は北海道における駐留軍の陸海総合演習地を十勝郡大津村に設ける意向であるが、若し演習場が設置されたときは、本村の水、農、畜、林の各産業は致命的な打撃を受けるばかりでなく、学校教育、社会に及ぼす影響もじん大で、本村は重大な存亡の岐路に立つことになる。ついては、これが設置に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、各関係業者にとつては、重大であり、又教育上社会上においても問題があるので、善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

用賀旧陸軍衛生材料廠の接収解除に関する請願（請願者　東京都世田谷区弦巻町二丁目三百二十三番地加藤宣幸）（三輪壽壮君紹介）（第七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都世田谷区用賀の旧陸軍衛生材料廠跡が駐留軍に接収されようとしているが、同附近一帯は緑地地域で、学校、幼稚園など六十を数える文教地区であつて、若し接収されれば、教育上はもちろん、社会的に与える影響もきわめて大である。ついては、これが接収を解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、社会上教育上影響重大であつて、これが善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

豊海駐留軍高射砲射撃演習場撤去に関する請願（請願者　千葉県山武郡豊海町長桜井熊雄）（森清君紹介）（第一二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年突如として千葉県山武郡豊海町真亀地先に米駐留軍高射砲演習場が設置され、以来六箇年にわたり町民は物心両面に絶大な損失被害を受けつつ今日に及んでいるが、われわれは日本の独立と同時に当然この苦境から開放されるものと信じ、政府当局の善処を期待してきたところ、日米合同委員会は単に演習条件をわずかに緩和したのみで一方的に継続使用を決定し、演習は日ごとに猛烈をきわめ、依然として地元住民の日常生活に不安と損害を与えている。ついては、該演習場を撤去されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の関係者の善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

日本原に駐留軍演習地設置反対に関する請願（請願者　岡山県勝田郡新野村勝田郡婦人協議会代表草　刈静代外三百六十四名）（小枝一雄君紹介）（第二五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡日本原は旧陸軍の演習地として強制買収されたもので、戦後直ちに地元農民に返還されるものと確信し、その払下げを政府に要請していたところ、今般意外にも米駐留軍の演習地として使用されるとのことであるが、同地方は積寒地帯であり、農家の平均耕作面積はわずか六反歩に過ぎないので、日本原耕地への期待は大なるものがあり、加うるに日本原のうち新野村には組合立の高校があるから、駐留軍による青少年及び婦女子に与える影響についてもきわめて憂慮されている。日本原の駐留軍演習地設置に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、関係者にとつては誠に妥当なものであると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

高須海岸に米軍演習地設置反対に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（永田良吉君紹介）（第三七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市高須海岸に米軍演習地を設置することは、同地方一帯の水産業、農業及び教育等の面にじん大な影響を与えるのみならず、これによる民心の動揺は憂慮すべきものがある。ついては、高須海岸に米軍演習地を設置することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

代々木山谷町駐留軍独身宿舎建設反対に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木山谷町百八番地天瀬千鶴外一名）（帆足計君紹介）（第四二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都渋谷区代々木山谷町を中心とするワシントンハイツ隣接地域における駐留軍独身宿舎建設に対し、さきに地元有志より教育環境、学校敷地の確保、風紀及び国民感情の諸点から再三反対の請願をなしてきたが、その後地元民が結成した反対期成同盟代表者による米国側との交渉の結果、日本政府の要請があれば、立退くとの回答があり、ことに学校敷地については十分考慮協力する旨が明らかにされた。ついては、これが有効適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、誠に妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

世田谷区の米軍使用施設に関する請願（請願者　東京都世田谷区弦巻町三丁目昭和薬科大学学友会基地対策委員会代表永井育二）（鈴木茂三郎君紹介）（第四二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都世田谷区内の昭和薬科大学に隣接する国立衛生試験所の一部を米軍が使用しているため、同大学女子学生の暴行事件、実験の生命である水、ガス、電気の不足

等学生の被る弊害は著しく、文教の地世田谷区にかかる不幸が学生の身近に生ずるのは遺憾である。ついては、この地に学ぶ六百数十名の学生をかかる弊害から守る適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は関係者にとつて重大な問題であつて善処要望の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

日中貿易協定並びに仮契約実行に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目十二番地日中機械貿易協議会会長　宇佐美滋）（田中稔男君紹介）（第六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国経済の自立達成にとつて中国市場との交流は不可欠な条件であり、機械業界も要望するところであるが、わが国経済の現状が米国の主導下におかれているため、これが実現が困難であり、先般締結された新日中貿易協定並びに仮契約に関してもその全面的実現は困難となつている。ついては、（一）機械輸出品目を西欧並みに解除すること（二）機械輸出に関し片貿易（ポンド払い）方式を実現すること（三）バーター方式である限り一元的調整機関を確立すること（四）協定の実行に関し業者の渡航すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、日中貿易促進のため善処されたいというのであつて、その趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

日中貿易促進に関する請願（請願者　北海道議会議長　蒔田余吉）（椎熊三郎君紹介）（第一二〇二号）及び同外三件（請願者　名古屋市中川区玉船町四丁目一番地高砂鉄工株式会社名古屋工場内　土崎一郎外三名）（風見章君紹介）（第四二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の産業経済の発展は中国との正常な貿易関係の推進にかかつている。ついては、速やかに日中貿易協定及び中国政治協商会議代表のわが国招請を承認し、また今後友好密接な日中貿易を促進するため、両国間相互の自由なる渡航ができるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、わが国経済の発展のために必要な日中貿易促進のため、両国間に自由に渡航できるよう努力されたいというのであつて、その趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

日中、日ソ貿易促進に関する請願（請願者　新潟市山ノ下通り二丁目七十七番地日中貿易促進会議新潟事務局新保耕策外二十一名）（穂積七郎君紹介）（第四三二九号）及び同外二件（請願者　新潟市白山公園労働会館内新潟県労働組合連合会長佐藤貞次外六名）（風見章君紹介）（第四三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在わが国の経済不況より脱出する唯一の道は日中及び日ソ貿易の全面的且つ実際的な促進にかかつている。ついては、（一）中日貿易協定の政府承認（二）中国政治協商会議代表の招請（三）日中、日ソ両国間との自由な相互渡航の政府承認（四）北洋材輸入契約のためのソ連貿易代表受入の政府承認等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はわが国経済の発展に必要なる要望であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

韓国抑留漁船対策確立に関する請願（請願者　山口県萩市長安村正人）（吉武恵市君紹介）（第六一号）及び同（請願者　山口県萩市議会議長吉賀要作）（田中龍夫君紹介）（第五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公益水面における韓国の不法行為によつて多数の漁船をだ捕されるにいたり、山口県外海沿岸漁民は致命的打撃を受けている。ついては、（一）政府の外交交渉による李ラインの撤廃（二）だ捕抑留船及び乗組員の即時送還（三）だ捕抑留船を失う場合の損失及び抑留中の失業損失の補償（四）だ捕抑留船漁船の人命、財産の保護（五）だ捕抑留船員の人名、生活状況等の情報を公報すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、関係漁業者にとつて致命的打撃であつて善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

韓国抑留漁船対策確立に関する請願（請願者　山口県萩市東浜崎町百三十七番地江頭哲爾）（吉武恵市君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年一月韓国は広範な海洋主権を宣言し、平和裡に操業する日本漁船に対ししばしば迫害を加え、遂には強行手段による漁船のだ捕、乗組員の抑留等の暴挙を行い、当該家族の悲歎はもちろん、日本海漁業は危機にひんしている。ついては、これが対策として、（一）李ラインを撤回せしめるとともに交渉決裂下における公海操業の安全を確保すること（二）抑留船員の釈放及びだ捕漁船の返還に万全の措置をとること（三）抑留船員及び漁船に対する国家補償の措置を講ずること等を速やかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は関係漁業者にとつては死活上の重大問題であつて善処要望の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

韓国抑留漁船対策確立に関する請願（請願者　山口県萩市議会議長吉賀要作）（吉武恵市君紹介）（第二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

韓国は一方的に李ラインを設定して公海の自由を破壊し、しかも武力によつて約千八百隻の漁船と三万数千人の生業を奪い、遂に国家の監視船までだ捕連行し、不法にも裁判に附し、その財産たる漁船、漁具を没収し、乗組員を監禁する等、わが国の漁民に与えた被害著しく、特に山口県萩市越ケ浜、玉江浦両地区の損害はなはだしく、零細なる漁民の家庭は生命の不安と生活の危機におののいている。ついては、これが対策として、政府は速やかに適切なる措置を講ずるとともに、漁船及び乗組員の釈放を要求し、衣類その他の差入れ、通信の許可を韓国に求め、李ラインの解決を計り、留守家族に見舞金の支給、生活保護法の適用等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、関係漁業者にとつては死活上の重大問題であつて、善処要望の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

韓国抑留漁船対策確立に関する請願（請願者　岐阜県大垣市議会議長上田松治郎）（大野伴睦君紹介）（第五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州海域は元来わが国さば釣漁場で年間百億円に上る漁獲高をあ

げる重要な漁場であつたが、韓国はいわゆる「李ライン」を一方的に設定し、九州西海域の公海を独占化し、遂に漁船のだ捕等の不法事件をひん発せしめ、わが国さば釣漁業は壊滅的な打撃を被るに至り、これに従事する漁民及び家族に深刻なる影響を与えている。ついては、李ラインの撤廃並びにだ捕漁船及び乗組員の即時返還を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は関係漁業者にとつては死活上の重大問題で、善処要望の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

韓国抑留漁船対策確立に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

韓国は一方的宣言によつて、公海に李ラインを設定し、わが国の漁船及び乗組員をだ捕、抑留し、わが国水産業に打撃を与えている。ついては、韓国をして、即時李ラインを撤廃し、武力行為を停止せしめ、速やかに日韓漁業協定を締結し、安全操業ができるよう措置するとともに、だ捕漁船並びに漁業の損害に対して賠償の保証をするよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、関係水産業にとつては死活上の重大問題であつて、善処要望の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する請願（請願者　仙台市小田原宮町東裏丁七番地宮城県漁業協同組合連合会長丹野実）（只野直三郎君紹介）（第四五五五号）、同（請願者　高知県安芸郡室戸町議会議長上田喜次郎）（濱田幸雄君紹介）（第四六五四号）及び同（請願者　宮城県議会議長粟野豊助）（只野直三郎君紹介）（第四六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

太平洋上ビキニ環礁水域の公海上において行われた水爆実験のため、日本漁民が災害を受けたことは船員、漁船及び漁獲物のみの損害に止まらず、わが国の漁業、特に遠洋漁業の発展の前途に一大暗影を投げることになり、この種の実験がさらに将来も行われることになれば、漁獲物の価格は低下し、魚族資源の衰滅を招き、水産国たるわが国漁業の上に重大なる事態が生ずること明らかである。ついては、この問題が日本政府のみではいかんともなし得ない国際問題であるが、今後この種の問題が起らぬよう、関係当局が原爆及び水爆の実験中止のため、また被爆漁民に対する補償のための適当なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、わが日本国民殊に関係漁業民にとつては誠に重大問題であつて、これが善処要望の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件（請願者　北海道根室町根室漁業協同組合長川端元治外九名）（伊藤郷一君外二名紹介）（第六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る九月下旬ソ連三十トン級の油そう船が北海道野付半島に漂着し、現地村当局は拾得物として保管しているが、日本漁船の北海操業について、ソ連が友好的取扱いの措置をなしている現在、国際間の刺戟をさけるためにも、これが措置は遺憾であり、現地も冬期の結氷期を迎え該船の保管に困難をきたしている。ついては、漂着ソ連油そう船を急速且つ円満に返還できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願（請願者　東京都港区麻布市兵衛町二丁目四番地全日本労働組合会議準備会委員長滝田実）（井堀繁雄君外一名紹介）（第四二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一九五二年ぜネバで開かれた第三十五回国際労働総会が採択した社会保障の最低基準に関する条約は、世界の主要各国政府、使用者、労働者の各代表が社会保障についての現代的観念から、保護を受けるものの範囲、保護される事故、受給資格条件、給付率、給付の内容などに関する国際的基準を示すものとして、わが国もこれを批准する道義的責任があり、また対外的にいかに重要な意義と影響を有するかはいうまでもないところであつて、現行のわが国社会保険制度からみても、この条約を批准して国内的立法措置になんら困難も生ずるものではないことは明らかである。ついては、この条約を速やかに批准されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

海外移民対策確立に関する請願（請願者　仙台市勾当台通二十八番地宮城県議会事務局粟野豊助）（只野直三郎君紹介）（第四六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後わが国の人口は海外からの帰還とその後の自然増加のため、八千有余万のぼう大な数にのぼり、狭少な国土と乏しい資源に依存して自立せねばならないことは余りにも悲壮な現実であり、従つて人口政策は他の施策に優先させなければならないことは明らかで、幸い南米移民の道が開かれ、外務省にも海外移民局が設置されたことは誠に喜びに堪えない。ついては、政府はさらに一段とその送出機関並びに経済的援助等につき適切且つ恒久的な一連の移民政策を確立し積極的に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はわが国人口問題とも関連し、この趣旨は妥当なるものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十六日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

厚生委員会

旧戦艦陸奥の戦没者遺体引揚げに関する請願（請願者　広島市宇品町三百二十八番地米本勘市外三十七名）（佐竹新市君紹介）（第七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧軍艦陸奥は瀬戸内海にて沈没以来十年の歳月を経ているが、この間政府はなんらの対策も講ぜず、幾多の遺体はそのままとなつており、遺族としてもいかんともすることができないためその心痛ははかり知れないものがある。ついては、旧戦艦陸奥の全遺体を速やかに引揚げられたいというのである。

二、請願の議決理由
遺族の心情にかんがみ、本請願の要旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

奈佐村に簡易上水道敷設に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡奈佐村長岡谷藤右衛門）（佐々木盛雄君紹介）（第一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡奈佐村宮井部落は地勢、地質の関係上、飲用水がきわめて不良で、年々消化器系伝染病が発生しており、特に台風十三号により道路の破損、堤防の欠壊を見てからは、飲用水が汚染して全然使用不能となり、まことに憂慮に堪えない。ついては、奈佐村に簡易上水道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
保健衛生上、本請願の要旨は適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

医療金融公庫設置に関する請願（請願者　栃木県足利市歯科医師会長須永源蔵外三十八名）（栗田英男君外一名紹介）（第一九三号）及び同（請願者　栃木県那須郡黒磯町二百五十四番地檜川次郎外二十五名）（高瀬傳君外一名紹介）（第一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
医療担当者は健康保険制度によつて安い単価で医療を行い、且つ、重税の負担にあえぎながら生計を維持しているために、日とともに進歩する医術を採り入れ、老朽した施設を改善して優れた医療を国民大衆に与える余地はまつたくない、かかる現状にあつて医療設備の改善と運転資金として長期低利な資金面のあい路が打開するならば、医療は国民のために大なる福祉をもたらすものと信ずる。ついては、国民金融公庫の医療担当者に対する融資のわくを拡大するとともに医療金融公庫を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は適切で、医療金融公庫の設置は、国民医療上の緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立ハンゼン氏病療養所の医師等の増員並びに待遇改善に関する請願（請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津国立多摩全生園内末木平重郎）（山花秀雄君紹介）（第一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立ハンゼン氏病療養所の職員は国立病院及び結核療養所の職員に比べ、その数きわめて少なく、しかも給与水準も低く、患者の治療に困難を生ずることはもとより、患者が重労働のほとんどを負担する状態で、病勢は悪化し、看護、附添、治療を始めとする療養所の運営に重大なる支障をきたしている。ついては、国立ハンゼン氏病療養所の医師、看護婦、附添婦等を増員し、これら職員の待遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由
らい療養所の医師等を増員し、職員の待遇を改善することは入所患者の療養上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立大分病院の整備拡充に関する請願（請願者　大分県大分市馭の原後藤十郎）（廣瀬正雄君紹介）（第二〇一号）及び同（請願者　大分県大分市馭の原笠置静）（金光庸夫君紹介）（第二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立大分病院は明治末期の建築であるから老朽著しく、整備のために年々相当の経費を必要とし、なお利用患者の増加により狭あいとなり、大規模の改築及び外来病とうの築造を痛感していたところ、一昨年厚生省の指導により、これが整備計画を作製し、予算要求中に地方移譲の対象となつてたな上げせられ、すでに三年を経んとしているが、県議会においても地元民の要望に応え国立大分病院の存置と整備拡充の決議を行い、国立医療機関としての強化を願つている。ついては、国立大分病院を存置し、これを整備拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由
国民の保健衛生上、医療機関の整備拡充は緊要なもの と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立ハンゼン氏病療養所の医師等の増員並びに待遇改善等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津国立多摩全生園内末木平重郎）（山花秀雄君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立ハンゼン氏病の治療、研究の充実及び療養所の建物の破損防止並びに患者の療養生活の維持を図ることは現下の必要欠くことのできないものである。ついては、(一)療養所職員の増員並びにその待遇改善(二)療養慰安金の増額(三)作業賞与金の増額(四)ハンゼン氏病研究所の設置(五)国立多摩全生園の病室を中心とする療養施設の整備と改善(六)高等学校三箇所の新設等について、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
らい患者は病気の性質上、又長期療養者の多い実情にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

片山病ぼく滅対策確立に関する請願（請願者　広島県深安郡千田村長河相惇一郎外八名）（岡本忠雄君紹介）（第二〇五号）、同（請願者　広島県深安郡御幸村長三好与一郎外十一名）（船越弘君紹介）（第二〇六号）及び同（請願者　広島県芦品郡宜山村長豊田静一外八名）（高橋頴一君紹介）（第二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県深安郡御幸村及び神辺を中心に九箇町村八百町歩にわたつて発生している片山病（日本住血吸虫病）は、従来のごとく生石灰、石灰窒素による殺貝法のみでは完全ぼく滅は不可能で、昭和二十五年以降は厚生省並びに県の助成をもつてこうきよコンクリート舗装により宮入貝の撲滅を期しているが、一部分の舗装では善効を得られない。しかるに全地域を実施するためには約三億円を要し、従来の補助額にては四十年後に完成することになる。ついては、今後毎年度三千万円の片山病ぼく滅施設建設事業費の割当並びにそれに対する国庫補助わくを四割に増加されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は、適切で緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

鴨川町外六箇町村に組合立伝染病院設置に関する請願（請願者　千葉県安房郡鴨川町長相川政治外六名）（水田三喜男君紹介）（第二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県安房郡鴨川町、東条村、天津町、小湊町、曽呂村、太海村及び江見町は、鴨川保健所管内の大半にして人口三万五千余あり、法定伝染病は年々増加し、各町村とも旧来の隔離病舎を使用しているが、いずれも不便な場所にあつて医療機関と隔絶しているため治療上多くの困難をきたしている。ついては、鴨川町外六箇町村組合立伝染病院の設置を許可するとともに補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は、国民の保健衛生上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

築館町に保健所設置の請願（請願者　宮城県栗原郡築館町長千葉秋男）（長谷川峻君紹介）（第二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県栗原郡は二十七箇町村、人口十四万を数えるが、保健所は若柳町に一箇所設置されているのみで、保健所の施設利用並びにその事業執行等は加重となつており、さらに玉山及び花山ダムの完成とともに加速度的に保健衛生事業の拡充強化を必要としているため、築館地区警察署管の十三箇町村を一区域とする保健所の新設が要望されている。ついては、築館町に保健所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
公衆衛生上、本請願の要旨は最も適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

北海道引揚無縁故者集団収容施設疎開住宅建設促進に関する請願（請願者　旭川市六条通り九丁目北海道引揚者疎開住宅建設促進期成会長旭川市長坂東幸太郎）（武田信之助君外二十名紹介）（第二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後樺太、千島その他海外からの引揚者中無縁故者六千九百三十一世帯を、国は応急措置として北海道の旧軍用施設その他の既存建物に集団収容をしたのであるが、このうち国庫補助による疎開住宅に入居した者及び自力によつて住宅を確保した者を除き、いまだに二千九十五世帯の者が最悪の条件下に不安定な生活を続けているので、国の責任において急速に疎開住宅を建設することが必要である。ついては、建築坪当基準単価を北海道の実態に即した額としその八割を国庫補助とすること、市町村負担となる二割について起債により財源措置を講ずること等について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

生活保護法による保護基準率引上げに関する請願（請願者　岡山県議会議長峰谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生活保護法による保護基準は経済状勢の変化に伴いぜん次是正されているが、なお幾多検討を要すべき点が見られる。すなわち生活扶助費においては、今日最低栄養量の維持が困難であり、肺結核等により療養所、病院で医療保護を受けている患者のうち、生活困窮者に支給されている日用品費は月額わずか六百円に過ぎず、また生業、住宅扶助についても現下の物価情勢を勘案されていない。ついては、生活保護法による保護基準を実情に即するよう速やかに改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由
現在の社会経済情勢下、生活保護法の保護基準額を引上げることは適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立療養所の給食費増額に関する請願（請願者　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七番地国立宇多野療養所内谷元峰男外千二百八名）（柳田秀一君紹介）（第二一九号）、同（請願者　千葉県印幡郡佐倉町国立佐倉療養所患者自治会代表加瀬昭利）（小川豊明君紹介）（第二二〇号）、同（請願者　富山県東礪波郡城南町国立療養所北陸荘内水木四郎外六百二十一名）（内藤友明君紹介）（第二二八号）及び同（請願者　山口県熊毛郡阿月村日本患者同盟山口県支部代表田中忠夫外三百四十六名）（細迫兼光君外二名紹介）（第四〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在国立の療養所及び病院において療養中の結核患者の給食費は療養所九十三円、病院八十五円に過ぎず、給食状況は余りにも粗悪なため到底必要な基準栄養量並びに熱量をせつ取できず、患者の窮状は深刻をきわめている。ついては、これら患者の給食費を一人一日百三十円に引き上げるとともに、生活保護法による諸基準額を二倍に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
療養患者に対し、適当な栄養を支給するため患者食費の引上げを行うことは現下の社会経済情勢下緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

衛生検査技師法制定に関する請願（請願者　横浜市神奈川区青木通り神奈川保健所内日本衛生検査技術者会長中村豊）（柳田秀一君紹介）（第二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
衛生検査技術員の業務内容は臨床医と直接の関連性を有し、病理、組織、医化学、細きん及び血清等に医師とともに研究又は検査を行い医学に貢献しているのであるが、国家的に規定する法律がないため身分、待遇ともに悪く、小使、作業手程度で取り扱われている施設が多く、従つて転業者が増加し地方では補充さえつかず、医療の一角が崩れつつある状況である。ついては、衛生検査技師法を速やかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は、適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

大麻取締法廃止に関する請願（請願者　広島県沼隈郡松永町農業委員会沼隈郡協議会長矢野茂外三名）（岡本忠雄君紹介）（第二七四号）、同（請願者　広島県沼隈郡松永町今津一君紹介）（第六九九号）、同（請願者　広島県沼隈郡松永町今津二百二十一番地宇田恒外八名）（船越弘君紹介）（第一四〇七号）及び同（請願者　広島県沼隈郡松永町重政誠之外六名）（船越弘君紹介）（第二一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県沼隈郡は、古来より大麻が重要な特産物として栽培されているが、大麻取締法は講和条約の発効後も、国際協定があるがために存続している状態で、大麻栽培が逐年減少の傾向にあつて、原料麻の値上りに伴い備後畳表の生産費も高騰し、その他大麻栽培農家の諸経費の増大と複雑なる手続を必要とし、栽培農家は困窮するばかりである。ついては、速やかに大麻取締法を廃止するか、若しくは生産農家が安んじて栽培できるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
大麻取締法を改正することは妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

大樹町に排水溝設置の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡大樹町の市街地は現在戸数八百、人口五千を擁し、国道帯広、浦河線が中央を走り交通ひん繁で、昭和二十六年町制施行後は商取引が盛んとなり、戸数もぜん増の傾向にあつて将来の発展が期待されているが、未だ排水溝なく、融雪時や降雨時には排水の途なく、泥土じんかいが路面に漂流して交通に支障をきたすのみならず、家屋にも浸水しきわめて不衛生である。ついては、大樹町に排水溝を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は適切で、国民の保健衛生上とくに必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族援護強化に関する請願（請願者　山口市八幡馬場山口県遺族連盟会長吉富幸助外五万七千六百三十五名）（青柳一郎君紹介）（第五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦没者遺族は国家に対し多大の犠牲を払いながら、なお、戦没者の精神を継いで心から祖国の再建を図り道義の確立に最善を尽しているが、政府が採られた恩給法改正等の措置は一般公務員のそれに比べて均衡を失している等まことに遺憾である。ついては、恩給法並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法を改正し、戦没者遺族の公平適切なる援護強化を期されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族援護強化に関する請願（請願者　静岡県浜名郡長上村遺族代表森脇宗重外百五十七名）（中村幸八君紹介）（第五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦没者遺族に対する年金及び弔慰金が支給されるようになつたが、各人個々の条件によつてその額の多少は免れないとしても、生活の自由と権利とを与えられた憲法下にありながら、まつたくその線に添えない遺族のあることはなはだ遺憾である。ついては、戦没者遺族の援護を強化されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立弘前病院改築に関する請願（請願者　青森県知事津島文治外二名）（熊美省吾君外一名紹介）（第五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立弘前病院は東北地方における基幹病院として存置されたのであるが、その後政府の施策をみるに国立病院の改築整備は大都市に集中され、本病院のごときはいまだ顧みられない状態であるが、しかし弘前病院は県内はもちろん秋田県、あるいは遠くは北海道より受診患者がくる実情で、平均入院患者三百五十名、外来患者約三百名を数えるため、現在の老朽施設にてはこれ以上の収容診療は不可能である。ついては、国立弘前病院を速やかに整備改築されたいというのである。

二、請願の議決理由
国民の保健衛生上、医療機関の整備はとくに必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

結核予防法の一部改正に関する請願（請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟代表丸山員弥）（三宅正一君紹介）（第五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核療養は新療法の出現によつてある程度は好転しているものの、医療券、共済及び健康保険の打切り、あるいは自己負担の過重等のため療養の中途で退院の止むなきに至り、生活のためにする無理な労働から再発、再入院と悪循環を繰り返しているのみならず、周囲に感染の危険を蔵して現状にあるので、速やかに根本的な結核対策を樹立すべきである。ついては、結核の予防、治療、後保護、社会復帰に至る一貫した体系の下に医療並びに経済的保護を裏付けとするよう結核予防法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、適切で、要旨のごとく、結核予防法を改正することは、結核対策上も時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

御岳山地区の国立公園施設計画に関する請願（請願者　東京都西多摩郡大久野村長山崎角助外二十四名）（並木芳雄君紹介）（第五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都西多摩郡大久野村は秩父多摩国立公園御岳山地域に編入されて国立公園の一部として指定を受け、観光利用者のために道路、

バンガロー、遊園等を村費で建設し、白岩の滝瀑、鐘乳どう及び展望場等の観光資源に恵まれ、国立公園施設の設置にはきわめて好条件を有している。ついては、御岳山地区に自然科学探訪歩道、林間学校を有する野遊場等を開設し、大久野村の資源と村有地を活用されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立公園の施設整備は国民の保健衛生上からも緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者の援護強化に関する請願（請願者　和歌山県日高郡御坊町傷い軍人会長井原好一外一名）（田渕光一君紹介）（第六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦とともに大日本傷い軍人会並びに協助会は解散せしめられ、傷い軍人は国家の援護を絶たれたが、先般ようやく傷病恩給、年金の復活等を見るに至つたものの、なお多くの者はなんらの補償も受けられないまま放置され、その生活はきわめて深刻なものがある。ついては、（一）増加恩給並びに一時賜金の増額（二）国鉄無賃乗車証の実施（三）傷い軍人軍属に対する強制履傷法の制定（四）国税、地方税の減免額の強化等の措置を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会経済情勢下、傷い軍人の窮迫した実情にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

養護施設等に対する収容措置費増額に関する請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地全社協内全国養護施設協議会委員長松島正儀）（杉山元治郎君紹介）（第六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国五百の養護施設は戦災引揚孤児等の児童を引受け、その健全な成長発達に多大の努力を傾注しているが、物価の漸次高騰しつつある今日、現行の収容措置費のまかない費一人一日五十四円七十七銭、被服費等一人一日十六円六十五銭ではとうてい児童の必要を満すことは困難である。ついては、これが収容措置費のまかない費を日額二十円、その他経費を日額十円程度それぞれ増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会経済事情にかんがみ、養護施設の措置費を増額することは最も時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

ねずみ、こん虫駆除事業費国庫補助に関する請願（請願者　長野県上田市長水野耕蔵）（羽田歩嗣郎君紹介）（第六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ねずみ、か、はえ、のみ、しらみ等の駆除事業は伝染病予防法によつて、全国的に発展しつつあるが、その財政的措置が平衡交付金に繰り込まれており、本事業が地味であり、且つ、大部分の市町村においては、その市町村の行政としてとりこんでいない実情であり、これではとうてい現在以上の成果を期し難い。ついては、ねずみ、こん虫駆除事業に対する財政措置を補助金に切り替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は適切で公衆衛生上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

保育所措置費国庫補助増額に関する請願（請願者　福島県議会議長蓮沼龍輔）（調内正一君紹介）（第九一〇号）、同（請願者　福島県知事大竹作摩）（粟山博君紹介）（第一〇九一号）、同外一件（請願者　大分県日田市長岩尾精一外二百十一名）（山下春江君紹介）（第一一八三号）、同（請願者　福島県福島市杉妻町福島県農業協同組合連合会長田辺四郎）（山下春江君紹介）（第一二六五号）、同（請願者　東京都三宅島三宅村長浅沼重四郎外二百二十五名）（加藤勘十君紹介）（第一三〇九号）、同（請願者　宮城県仙台市外記町宮城県社会福祉協議会長中川善之助）（只野直三郎君紹介）（第一八四一号）及び同外一件（請願員長渡辺一寿外一名）（山下春江君紹介）（第一三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉法に基き、児童保護者が労働又は疾病の理由によつて保育に欠ける児童を、市町村長が措置した費用は、保護者又はその扶養義務者から徴収するも、これらの者が生活困窮のため徴収し得ない部分は国、県及び市町村の負担となつているが、この事例は逐次増加し、市町村負担はきわめて多大となつている。ついては、保育所措置費の国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

保育事業の実情にかんがみ、前記のごとき措置をとることは極めて適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

保育事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　大阪府北河内郡交野町小路太郎）（浅香忠雄君紹介）（第一〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉施策のうち、保育事業のになつている実務はこれに対する社会的要求と相まつて、今日ますますその重大性を加えつつあつて、入所措置を要する幼児の数も増加の一途をたどつているが、その反面、最低基準に基く定員制を固守させようとする方針と措置費の過少算定予算からくる問題等のため、民間施設の経営はまつたく危機に直面している。ついては、保育事業に対して国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

保育事業の実情にかんがみ、前記のごとき措置をとつたことは極めて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者の援護強化に関する請願（請願者　東京都渋谷区永住町二十五番地日本傷い軍人会長蒲穆）（青柳一郎君紹介）（第一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家最大の犠牲者である戦傷病者を保護するための援護機関を拡充強化し、これが早急なる解決を図ることは日本再建の基本問題である。ついては、（一）戦傷病者に割当の方法により優先的に職場を提供し不具の故をもつて解屈しないこと（二）再発した傷病に対しては国費で診療すること（三）戦傷病者の援護機関を充実すること（四）国鉄の無賃乗車証を交付すること等を基本とする法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会経済情勢下、戦傷病者の窮迫した実情にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国民健康保険事業振興に関する請願（請願者　東京都港区麻布本村町三十五番地水山忠則）（青

柳一郎君紹介）（第一一八五号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険は社会保障制度の基盤をなすものであり、国民生活の安定を期する上にきわめて重要な施策である。ついては、（一）国民健康保険法第二条を改正してこれを義務制とすること（二）療養給付費に対する国庫負担は国民健康保険法に二割と規定すること（三）直営診療施設に対する国庫補助はこれを二分の一とし、保健婦に対する補助は全額とすること（四）保険者及び連合会の事務費は全額国庫負担とすること（五）国民健康保険法に中央会に関する規定を設けるとともに、その事業費に対する国庫負担の途を開くこと等を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として、国民健康保険事業に対し、前掲のごとき措置を講ずることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

大麻取締法の一部改正に関する請願（請願者　広島県双三郡三良坂町長山口精一外一名）（船越弘君紹介）（第一四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大麻取締法の施行以来、これが栽培農家は諸経費の増大と手続の繁雑等により、著しく生産意欲は低下し、農家経済に及ぼす影響は多大である。ついては、大麻取締法を改正して、免許制を届出制に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

無名戦士の墓献納に関する請願（請願者　埼玉県入間郡越生町財団法人世界無名戦士之墓建設会代表長谷部秀邦）（山口六郎次君外一名紹介）（第一七六九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近政府は太平洋戦争における無名戦没者の墓を建設する意図あるやに伝えられるが、財団法人世界無名戦士之墓建設会は所定の場所に建塔工事に着手し、すでになかばまで進んでいる。ついては、これが完成のうえ無条件で政府に献納したいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立福知山病院に患者輸送用自動車整備に関する請願（請願者　福知山市字内記福天地方全官公庁北勤組合協議会議長池部清）（大石ヨシエ君紹介）（第一八二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立福知山病院は当地方唯一の公的綜合医療機関として関係地方民に多大の便益を与えているが、患者の輸送については従来同病院の乗用車に依存していたところ、老朽にして廃車に等しく、常時故障するため応急の用を果さず、また同地方は幹線道路以外は山間地帯であるから交通の便悪く、市内タクシーによるときは多大の費用を要し随時救急にも間に合わない状況である。ついては、国立福知山病院に患者輸送用自動車を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上、該病院に患者輸送用自動車を整備することは緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

健康保険事業強化に関する請願（請願者　愛媛県松山市湊町健康保険組合連合会愛媛県支部長宮脇先）（中村時雄君紹介）（第一八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険には昭和二十八年度より給付費の約二割が国庫補助されているが、社会保障の理念から健康保険に対しても国民健康保険と同様に取り扱うべきであり、また先般の健康保険法の一部改正によつて、多数の健康保険組合の財政難が予想されるので、国庫補助による救済が必要である。ついては、健康保険給付費の国庫負担を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は極めて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立神戸療養所増築に関する請願（請願者　神戸市国立神戸療養所長永坂三夫）（大石ヨシエ君紹介）（第一八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後結核患者は逐年増加の一途をたどり、人口の多い神戸市においては特に多く、その反面収容加療の施設が少なく、収容人員が僅少であつて、まことに憂慮すべき状態に置かれている。ついては、国立神戸療養所を増築されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策上、本請願の要旨は緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

医師実地修練改善に関する請願（請願者　仙台市北四番丁東北大学医学部長陵学生会インターン対策委員会山田吉男）（只野直三郎君紹介）（第一八三九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国のインターン制度は社会的、経済的条件を無視して米国のインターン・ショップを模倣したもので、発足当時からの教育内容、収容施設、身分の保証、経済事情等、医師実地修練に対する不備の点がいまだ改善されていないために医学生を悩ましている。ついては、医師実地修練制度を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会的、経済的条件下、医師実地修練制度を改善することは緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

社会保険における暖房料認可に関する請願（請願者　仙台市東二番町七十六番地仙台市立病院長一見越夫外十二名）（佐々木更三君紹介）（第一九六二号）、同（請願者　東京都文京区本郷湯島二丁目病院会館内社団法人日本病院協会長　上条秀介）（菊池義郎君外二名紹介）（第二八三〇号）、同（請願者　宮城県塩釜市立病院長佐藤馨外十一名（只野直三郎君紹介）（第三四六一号）及び同（請願者　宮城県塩釜市立病院長佐藤馨外十一名）（小山倉之助君紹介）（第四〇一九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険診療報酬単価の原価計算には冬期暖房料が計上されておらず、北海道においてのみ、特に採暖料として入院一人一日七点、外来一件五点が支給されているが、東北地方は北海道に準ずる寒冷地手当支給地であつて、その支給がないことは、はなはだ心外に堪えない。ついては、東北地方においても冬期間社会保障患者のため実際に暖房を用いている病院に対し、社会保険における暖房料を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

生活保護法による保護基準率引上げ等に関する請願（請願者　東京都江戸川区小岩町江戸川病

院内岩佐英一外二百五十八名）（天野公義君紹介）（第二三二三号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町江戸川病院新生会代表岩佐英一）（島上善五郎君紹介）（第二三九七号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目三千五十一番地江戸川病院新生会代表鈴木音次郎）（山口シヅエ君紹介）（第二六〇三号）、同（請願者　東京都葛飾区新宿町四丁目千六十番地柴又病院新生会代表上村隆一郎）（山口シヅエ君紹介）（第二六八六号）、同（請願者　東京都北多摩郡村山村字中藤国立療養所村山病院患者むらやま会代表後藤恒年）（山花秀雄君紹介）（第二三二一九号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目三千五十一番地江戸川病院内五味作三）（山口丈太郎君紹介）（第四二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行生活保護法による保護基準額は、主食費一人一食分六円四十五銭、副食費一日五人分で百八円という現在の物価高に比べて余りにも低い額であるため、これが適用者は憲法第二十五条に保障された健康にして文化的な生活はおろか、餓死寸前の悲惨な生活をさまよい続けている。ついては、生活保護法による保護基準額を引き上げるとともに、保護法対象者の増加に要する予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会経済情勢下、生活保護法の保護基準額等は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

松本市にモデル国立病院設置の請願（請願者　長野県松本市長松岡文七郎外一名）（増田甲子七君紹介）（第二三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年政府は国立病院の整備方針を決定して全国的に中心病院を設置したが、長野、新潟、山梨三県の甲信越地方には全然これを残されなかつたが、幸い長野県松本市の国立松本病院は常時入院、外来各三百五十名の患者を収容し、その分布は一市六町七十五箇村その他県外となつている現況で、地域についても甲信越地方の中心位置にあるため、大衆医療の普及徹底には好適の条件を有している。ついては、国立松本病院を整備改築してモデル国立病院を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上、医療機関を整備することは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立松本病院を甲信越地区の中心病院として整備拡充に関する請願外一件（請願者　長野県北安曇郡七貴村長堀内千万里外十六名）（増田甲子七君紹介）（第二三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県松本市所在の国立松本病院は発足以来大衆の医療機関として、各種社会保険患者はもちろん、信州大学附属病院でも取扱いを拒否している生活保護法患者等を率先収容し、また東京以北における唯一の厚生医療機関の指定を受ける等、不完全な施設にもかかわらず多大の成果を収め、関係地方民の受ける恩恵もきわめて大であるが、今回同病院を全国においても特に貧困な本県に移管し、又は使命の根本的に異なる信州大学附属病院にするがごときは本地方住民に及ぼす被害はじん大なものがある。ついては、国立松本病院を甲信越地区中心病院として整備拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上、医療機関を整備することは、とくに必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立松本病院を関東裏日本の中心病院として整備拡充に関する請願外一件（請願者　長野県西筑摩郡王滝村西筑摩郡町村会長松原重良外二十名）（増田甲子七君紹介）（第二四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県西筑摩郡下の各町村は、年間五千九百八十二名に上る入院患者と六千百七十五名に達する外来患者を国立松本病院に依頼し、とくに生活保護法患者の全員千七百八十名の入院を依託しているが、政府は近く同病院を財政貧困なる本県又は松本市等に移管を企図している由が伝えられ、従来多大の恩恵を受けている地元民を憂慮せしめている。ついては、国立松本病院を関東地方裏日本の中心病院として存続するとともに、これが整備拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上、本請願の要旨は適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立療養所臨浦園の災害復旧工事施行に関する請願（請願者　青森県東津軽郡野内村国立療養所臨浦園沼畑哲三）（淡谷悠蔵君紹介）（第三〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡野内村国立療養所臨浦園は、昭和二十六年の火災により診療棟、第一病棟及び附属建物を焼失し、その復旧については機会あるごとに工事の実施を懇請してきたが、遂に今日まで実現されず、この間万難を排して医療使命の達成に努力しつつ最大限の対策を講じているが、このため患者の収容力の減殺、医療運営機能の阻害、職員の過労、不健康等をもたらし、復旧工事はこれ以上の遅延を許されない状況にある。ついては、該療養所の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上、本請願の要旨は、とくに必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

社会保険診療報酬一点単価引上げ等に関する請願（請願者　大阪市天王寺区上本町大阪府医師会長　井関健夫外三千百八十六名）（松永佛骨君外二名紹介）（第三一一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の医療社会保険の実情では、医師達は安んじて国民医療に万全を期することができない段階に達している。ついては、（一）社会保険診療報酬一点単価を二十円に引上げ、（二）社会保険診療報酬に対する課税を一般官公立医療機関と同等に扱い、（三）社会保険診療報酬に対する税の源泉徴収を撤廃し、（四）社会保険診療報酬一点単価の地域差を撤廃する等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会経済情勢下、本請願の要旨は適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

生活保護法医療費支払に関する請願（請願者　京都市上京区上賀茂京都博愛会病院長富田精）（中川源一郎君紹介）（第三二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府下においては府及び市の財政赤字により、生活保護法による医療費が支払われず国庫の支出を期待しているものの、医療社会事業施設である各病院は著しく困窮し、しかもこのしわよせは患者待遇の低下及び従業員の給与不払いとなるばかりか、生活保護法による患者の強制退院もやむない実情となつている。ついては、生活保護法による医療費を速やかに支払われるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当なるものと

認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県に国立結核アフター・ケア設置に関する請願（請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟代表内山平治）（第三三五四号）及び同（請願者　新潟県西蒲原郡内野町国立内野療養所宮本厳外一名）（櫻井奎夫君紹介）（第三四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者が回復して社会へ出ても、予後の療養環境が不備のため、再発又は感染源となることが非常に多く、これが対策としてアフター・ケア施設の完備がきわめて必要とされているが、新潟県は裏日本の湿地帯に位し、北陸地方とともに結核の脅威の中におかれ、これに対する適当な施設がなく、県民の結核に対する不安は多大である。ついては、新潟県下にアフター・ケア施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

設地にアフター・ケア施設を設置することは、地理的にも、又結核対策上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願（請願者　奈良県高市郡高取町大字下小島奈良県医師連盟委員長河辺直之外三百五十六名）（仲川房次郎君紹介）（第三三六四号）、同（請願者　京都市上京区丸田町通智恵光院東入京都府医師会長鈴木次郎外一万千三十八名）（中川源一郎君外一名紹介）（第三八八九号）、同（請願者　津市栄町二丁目百四十九番地三重県医師会長伊藤貞郎外六百五十八名）（橋本清吉君紹介）（第四四〇三号）及び同（請願者　岐阜市長住町二丁目四番地岐阜県医師会長吉村良雄）（平野三郎君紹介）（第四六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険診療報酬の一点単価は現下の経済的諸条件から見て余りにも低廉にして医療機関の経営並びに医療従事者の生活を破滅に追いやるものであつて、かかる状態においては適正なる医療は行い難く、わが国の国民保険上に及ぼす影響は深刻なものがある。ついては、現行社会保険診療報酬の一点単価十一円五十銭（乙地区）を昭和二十九年度より二十円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会経済情勢下、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

谷地町立保育所増築費補助に関する請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長市川　清矩外二名）（牧野寛索君紹介）（第三四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡谷地町立保育所は現在収容定員七十名のところ九十六名をも収容しており、さらに来年度は二百五十名の申込みもあつて、これを収容するため保育所の増築こそ焦びの急務となつているが、窮迫せる町財政にしてはとうていこれが実現は困難である。ついては、谷地町立保育所増築費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

社会保障関係経費確保に関する請願（請願者　兵庫県神戸市生田区中山手通二丁目兵庫県社会福祉協議会長　朝倉斯道外十四名）（山口丈太郎君紹介）（第三五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保障に関する予算は憲法に基く国民の最低生活を保障する経費であつて、若しこの経費がたとえ緊縮政策のためとはいえ他の犠牲になれば、戦後九年にしてようやく安定の域に近ずいてきた国民生活に大きな脅威を与えるばかりでなく、国民の思想の上にも悪影響をも及ぼすこととなる。ついては、社会保障関係経費を確保するとともに、さらにこれが強化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

受胎調節普及に関する請願（請願者　山形市香澄町大字寺四百九番地中村とき方絲田きみこ）（牧野寛索君紹介）（第三五九三号）、同（請願者　神戸市長田区片山町五丁目二十三番地日本看護協会兵庫県支部代表高口住子外一名）（山口丈太郎君紹介）（第三六一八号）、同（請願者　広島市千田町日赤病院内田中よしの）（高橋順一君紹介）（第三六八三号）、同（請願者　北海道札幌市南七条西十八丁目北海道助産婦会長竹村マヤ）（椎熊三郎君紹介）（第三六八四号）、同（請願者　松山市北歩行町愛媛県助産婦長栗林はる）（井谷正吉君外一名紹介）（第三七六一号）、同（請願者　岐阜市緑町九番地岐阜県助産婦会長西尾のぶ）（岡村利右衛門君紹介）（第四〇六六号）、同（請願者　仙台市元寺小路百九番地宮城県助産婦会長五十嵐とまを）（只野直三郎君紹介）（第四一四〇号）、同（請願者　鹿児島市南林寺町二十五番地鹿児島県助産婦部会満尾マツ外四百二十名）（床次徳二君紹介）（第四三三八九号）及び同（請願者　福岡市春吉一番丁福岡県助産婦部会園田スサノヲ外千五百二十一名）（福田昌子君紹介）（第四七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の人口問題解決と最近の人工妊娠中絶に伴う母体保護のため、受胎調節の普及を図ることはきわめて緊要であるが、その現状は漸増的に普及を見ているものの、効果は十分とはいい難く、とくに低額所得階層には一割ないし二割程度しか普及されていないことはきわめて遺憾である。ついては、受胎調節の普及を強力に推進するため、低所得者に対する受胎調節実施指導料及び避妊器具薬品の経費を国庫で負担するとともに、受胎調節実施指導員が避妊薬品の取扱いができるように措置し、あわせて優生保護相談所の整備と受胎調節普及事業の積極的進展を図る財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の実情にかんがみ、本請願の要旨は時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

健康保険傷病手当金支給期間延長に関する請願（請願者　群馬県北群馬郡金島村金井大日向荘

内日本患者同盟群馬支部委員長代理小川正男外一名）（武藤運十郎君紹介）（第三六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核は手術後最低二箇年の療養が必要とされているが、現在健康保険による傷病手当金の支給期間はきわめて少なく、これがため患者は手術後まもなく社会復帰を余儀なくさせられている関係上、再発する者の数は著しく増大している。ついては、健康保険の傷病手当金支給期間を一年延長し、これに伴う国庫補助を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核患者に対し、健康保険の傷病手当金支給期間を延長することは結核対策上も特に必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

社会保障費増額等に関する請願（請願者　東京都目黒区上目黒八ノ五百六十三番地大平勗）（柳田秀一君外二名紹介）（第三七六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の社会保険制度はきわめて複雑多岐にわたり、その間になんらの統一性がないため関係医師のこうむる事務的、経済的不利は著しく大なるものがある。ついては、これが緊急対策として社会保障関係費を増額し、社会保険診療報酬の適正化を図るとともに制限診療を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

社会保険診療報酬に関する請願（請願者　千葉市仁戸名国立千葉療養所前田正治外九百三十二名）（臼井莊一君紹介）（第三八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉市仁戸名所在の国立千葉療養所の看護婦寄宿舎は、戦災により木造二階建三百九十一坪を全焼したので病棟を仮宿舎として使用しているが、病棟間に介在するため衛生管理その他の点において不便が多く、これが新築は単にそれら不便を解決するのみならず、直ちに結核病床百五十床の増設となりまたこれにあふれる患者を収容することが可能となる。ついては、該療養所の看護婦寄宿舎を明年度中に新築されたいというのである。

二、請願の議決理由
国立療養所の特殊事情にかんがみ、該地に看護婦宿舎を建設することは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

柔道整復師の健康保険診療報酬一点単価引上げに関する請願（請願者　東京都文京区春日町一丁目一番地社団法人全日本柔道整復師会長金井良太郎）（荒船清十郎君紹介）（第四〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
一昨年医師の取扱う健康保険の診療報酬については、その全国的運動によって一点の単価は甲地域十一円五十銭、乙地域十円五十銭に引き上げられ、しかも所得税の軽減措置を受けるというきわめて有利な条件を得たが、当時柔道整復師は社会保険の重要性を顧慮して軽挙盲動を避け隠忍自重して今日に及んでいるが、その後諸物価の高騰によって現在のごとき低い単価にてはとうてい適正な診療を期し得ない状況にある。ついては、柔道整復師の取扱う健康保険の診療報酬一点単価を甲地域十二円、乙地域十一円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
現下の社会経済情勢下、柔道整復師の診療報酬一点単価を要旨のごとく引上げることは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

傷い軍人の割当雇用に関する請願（請願者　東京都渋谷区永住町二十五番地日本傷い軍人会笠時乗）（大久保武雄君紹介）（第四二四八号）、同（請願者　新潟市寄居町七百八番地新潟県傷い軍人会長小倉新作）（三宅正一君紹介）（第四三八七号）及び同（請願者　横浜市南区通町一丁目五番地青木孝平）（三浦寅之助君紹介）（第四四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
傷い軍人の雇用は現在優先雇用として企業体の道義心に訴えて処理することとして指導されているが、一般傷い軍人に対する関心が乏しいのみならず情実雇用に傾いているので、その就職更生は非常に困難で悲惨な状況にあり、また一方身体障害者雇用促進協議会が中央、地方に設置され、傷い軍人の雇用について各企業体に勧奨することになっているものの、現にその機能を十分に発揮しておらず、またその機能を発揮するだけの力をもっていない有様なので、西欧諸国に実施されている割当雇用の立法化を切望するものである。ついては、傷い軍人の雇用に関し各企業等の実情に則した比率により雇用割当を実施するよう強力な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
現在の社会情勢下、傷い軍人の窮迫した実情にかんがみ、すみやかに救済の方途を講ずる必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国民健康保険助成交付金交付に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡久下村長直田久太郎外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第四三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡久下村は台風十三号によって未曾有の被害を被り、これが応急対策として多大な村費を支出したため健康保険特別会計に計上せる繰入金も予定通り実績化せず、且つ、災害に伴う保険税を減額措置をせざるを得ない状態となり、これらの原因によって昭和二十八年度国民健康保険助成交付金交付の基本条件に該当しないことになったが、この基本条件については「災害その他特別な事由のある場合には」非該当の保険者に対しても交付される但書が設けられてあり、本村はこれに該当するものと考えられる。ついては、久下村に国民健康保険助成交付金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月十一日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国民健康保険における医療給付費の二割国庫負担法制化に関する請願（請願者　松山市堀之内愛媛県国民健康保険組合武士未順太郎外五十一名）（中村時雄君紹介）（第四三六二号）、同（請願者　新潟県中頸城郡直江津町長川澄農治外五十六名）（稲葉修君紹介）（第四四八五号）及び同外三件（請願者　広島県山県郡戸河内町長川本清一外三名）（佐竹新市君紹介）（第四四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十九年度の予算編成に際し、国民健康保険における医療給付費の国庫負担率は一割五分に引き下げられたが、若しこれが実施されるならば、現在においてすら五十億円の赤字を有する国民健康保険経済はますます窮乏の極に達し、国民健康保険事業の崩壊を見ることは明らかであって、まことに憂慮に堪えない。ついては、国民健康保険における医療給付費の二割国庫負担を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は国民健康保険事業の実情にかんがみ、きわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願

は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立ハンゼン氏病療養所の医師等の増員並びに待遇改善等に関する請願（請願者　熊本県菊池郡合志村菊池恵楓園患者代表伊藤保）（杉山元治郎君紹介）（第四四一九号）及び同（請願者　熊本県菊池郡合志村菊池恵楓園患者代表菊池三二郎）（大久保武雄君紹介）（第四四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年七月われわれハンゼン氏病患者代表が関係当局に開陳した各事項については、その一部は本年度においては、その一部は本年度においてその実現を見ることができたが、ほとんどの面が未解決のままにあることはまことに遺憾である。ついては、左記事項を早急に実現されたいというのである。

（一）医師、看護婦及び現業職員の増員と待遇を改善すること（二）患者作業の改善、作業慰労金及び不自由舎の特別慰安金を増額すること（三）文化教養費一人年額三千円、食費一人一日百三十円に増額すること（四）増床を含む医療施設及び附帯施設を完備すること等。

二、請願の議決理由

らい患者は、病気の性質上、又長期療養者の多い実情にかんがみ、前掲の如き措置を講ずることは必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立療養所の給食費増額に関する請願（請願者　長野県議会議長下平晒四外一名）（小川平二君紹介）（第四四九一号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎）（松平忠久君紹介）（第四四九二号）、同（請願者　長野県議会議員小沢貞孝）（萩元たけ子君紹介）（第四五一六号）及び同（請願者　長野県議会議員萩原宋一郎）（中澤茂一君紹介）（第四五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立療養所の給食費は昭和二十七年十二月に決定されたままの九十二円に過ぎず、消費者物価指数の相当上昇した現在、この金額では必要熱量及び栄養品のせつ取はできず、昨年の凶作とこれに伴う食糧事情の悪化により患者の窮状は深刻をきわめている。ついては、国立療養所の給食費を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所における患者に対し、適当な栄養を支給するため患者食費の引上げを行うことは現下の社会経済情勢下、緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

三陸海岸等一帯を国立公園に指定の請願（請願者　宮城県議会議長粟野豊助）（只野直三郎君紹介）（第四五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸海岸並びに松島、旭山、箆岳山、牡鹿半島、金華山を含む一帯は、この規模において、また景観において、あるいは自然的環境において他にその比を見ない観光地である。ついては、三陸海岸等一帯を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者の援護強化に関する請願（請願者　大津市白玉町二十一番地滋賀県傷い軍人会代表沢幸吉）（今井耕君紹介）（第一六一号）、同外一件（請願者　愛知県名古屋市北区柳原町二丁目二番地佐々木善一外一名）（中野四郎君紹介）（第一六二号）、同（請願者　横須賀市佐野町六丁目十七番地春日義樹）（志村茂治君紹介）（第一六三号）、同（請願者　神奈川県鎌倉市雪ノ下三百八十四番地山本信祥）（山本正一君紹介）（第一六四号）、同（請願者　神奈川県平塚市平塚三千七十八番地児玉利三郎）（河野一郎君紹介）（第一六五号）、同（請願者　京都市中京区浜川通東洞院西入山科喜一）（柳田秀一君紹介）（第一六六号）、同（請願者　鹿児島市鹿児島県傷い軍人会川越守二）（池田清志君紹介）（第一六七号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地松村黄次郎）（木村俊夫君紹介）（第一六八号）、同（請願者　茨城県結城郡菅原村古谷長一郎）（風見章君紹介）（第一六九号）、同（請願者　茨城県多賀郡高萩町根本漆）（大高康君紹介）（第一七〇号）、同（請願者　熊本県熊本市南千反畑町百五番地笠時乗）（大久保武雄君紹介）（第一七一号）、同（請願者　鹿児島県鹿児島市山下町一番地川越守二）（迫水久常君紹介）（第一七二号）、同（請願者　高知県高知市五台山三ッ石山崎重幸）（濱田幸雄君紹介）（第一七三号）、同（請願者　茨城県北相馬郡取手町場中次郎）（葉梨新五郎君紹介）（第一七四号）、同外一件（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地杉村黄次郎）（木村俊夫君紹介）（第一七六一号）、同（請願者　東京都中央区明石町二十八番地東京都傷い軍人会馬場徹）（菊池義郎君紹介）（第一七六二号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地松村黄次郎）（橋本清吉君紹介）（第一七六三号）、同（請願者　岐阜県岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会長加藤亮一）（平野三郎君紹介）（第一七六四号）、同（請願者　徳島市佐古町十四丁目徳島県傷い軍人会長森山伊一）（生田宏一君紹介）（第一七六五号）、同（請願者　仙台市外記町十二丁目宮城県身体障害者福祉協会傷い軍人部会長松川安世外一名）（只野直三郎君紹介）（第一七六六号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会長和田邦男）（中澤茂一君紹介）（第一七六七号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会副会長福田文男外一名）（松平忠久君紹介）（第一七六八号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会本部花村愛策外一名）（降旗徳弥君紹介）（第一七六九号）、同（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町芝沢清助外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一七七〇号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会副会長御園信応）（小川平二君紹介）（第一七七一号）、同（請願者　長野県上高井郡須坂町岡部真喜男）（原茂君紹介）（第一七七二号）、同（請願者　鎌倉市大町名越二千三百六十六番地池田清）（池田清志君紹介）（第一七七三号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地杉村黄次郎）（木村俊夫君紹介）（第一七七四号）、同（請願者　茨城県築波郡旭村今鹿島木村藤一郎）（赤城宗徳君紹介）（第一七七五号）、同外一件（請願者　茨城県那珂郡小瀬村三村勇外一名）（塚原俊郎君紹介）（第一七七六号）、同外一件（請願者　茨城県古河市雷電二丁目鈴木仙吉外一名）（佐藤洋之助君紹介）（第一七七八号）、同（請願者　茨城県多賀郡多賀町鈴木正夫）（山崎猛君外一名紹介）（第一七七九号）、同（請願者　茨城県新治郡石岡町仲町鈴木信紀）（丹羽喬四郎君紹介）（第一八〇号）、同（請願者　神奈川県横浜市鶴見区生麦町千四〇番地東条昇）（門司亮君紹介）（第一八一号）、同（請願者　茨城県土浦市外西町九木吉之介）（原彪君（改）紹介）（第一八二号）、同外一件（請願者　茨城県東茨城郡川根村山口源重郎外一名）（加藤高蔵君紹介）（第一八三号）、同（請願者　神奈川県横浜市佐野町六丁目十七番地春日義樹）（小泉純也君紹介）（第一八四号）、同（請願者　兵庫県神戸市生田区中山手通三丁目藤井八郎）（小島徹三君紹介）（第一八五号）、同（請願者　名古屋市北区柳原町二丁目二番地愛知県傷い軍人会長佐々木善一）（加藤鐐五郎君紹介）（第一八六号）、同（請願者　神奈川県中郡伊勢原町東大竹三百九十一番地中郡傷い軍人会長佐野喜代重）（安藤覺君紹介）（第一八五六号）、同（請願者　福井市館町福井県傷い軍人会真田清一郎）（坪川信三君紹介）（第二六〇四号）、同（請願者　福井市館町福井県傷い軍人会真田清一郎）（植木庚子郎君紹介）（第一七六〇号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地杉村黄次郎）（木村俊夫君紹介）（第一七六一号）、同（請願者　東京都中央区明石町二十八番地東京都傷い軍人会馬場徹）（菊池義郎君紹介）（第一七六二号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地松村黄次郎）（橋本清吉君紹介）（第一七六三号）、同（請願者　岐阜県岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会長加藤亮一）（平野三郎君紹介）（第一七六四号）、同（請願者　徳島市佐古町十四丁目徳島県傷い軍人会長森山伊一）（生田宏一君紹介）（第一七六五号）、同（請願者　仙台市外記町十二丁目宮城県身体障害者福祉協会傷い軍人部会長松川安世外一名）（只野直三郎君紹介）（第一七六六号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会本部花村愛策外一名）（降旗徳弥君紹介）（第一七六九号）、同（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町芝沢清助外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一七七〇号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会副会長御園信応）（小川平二君紹介）（第一七七一号）、同（請願者　長野県上高井郡須坂町岡部真喜男）（原茂君紹介）（第一七七二号）、同（請願者　鎌倉市大町名越二千三百六十六番地池田清）（池田清志君紹介）（第一七七三号）

号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県傷い軍人会長川越守二）（赤路友蔵君紹介）（第三五二九号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会本部　高木明男）（今村忠助君紹介）（第三六八五号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県傷い軍人会長川越守二）（池田清志君紹介）（第三六八六号）、同外一件（請願者　兵庫県西脇市土比延町兵庫県傷痍軍人会西脇支部長岡本喜一郎）（岡田五郎君紹介）（第三九〇九号）、同（請願者　兵庫県津名郡富島町兵庫県傷痍軍人会津名郡支部長山田孝一）（永田亮一君紹介）（第三九一〇号）、同（請願者　島根県松江市殿町一番地島根県傷い軍人会長小川全勝）（大橋武夫君紹介）（第三九一一号）、同（請願者　愛媛県松山市一番町愛媛県傷い軍人会本部会長空谷光友）（中村時雄君紹介）（第三九一二号）、同（請願者　熊本市千葉城町熊本県傷い軍人会長笠時乗）（吉田重延君外一名紹介）（第三九一三号）、同（請願者　千葉市吾妻町千葉県傷い軍人連合会河野治平）（竹尾弌君紹介）（第三九一四号）、同（請願者　金沢市土屋町石川県傷い軍人会長徳田保久）（喜多壮一郎君紹介）（第三九一五号）、同（請願者　福岡県庁民生部世話課福岡県傷い軍人会長加藤政太郎）（中島茂喜君紹介）（第三九一六号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原氷上郡傷痍軍人会長村岡健太郎外一名）（有田喜一君紹介）（第三九一七号）、同（請願者　兵庫県神戸市生田区加納町三丁目百十八番地神戸市生田区傷痍軍人会長安崎清）（首藤新八君紹介）（第三九一八号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県傷い軍人会長川越守二）（追水久常君紹介）（第三九一九号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷い軍人会長山科喜一）（中村三之丞君紹介）（第四〇五四号）、同（請願者　秋田市上米町一丁目二十三番地藤原冨蔵）（細野三千雄君紹介）（第四〇七二号）、同（請願者　金沢市土屋町カ四十の十九番地石川県傷い軍人会長徳田保久）（辻政信君紹介）（第四〇七四号）、同（請願者　兵庫県伊丹市森本七百七十番地伊丹市傷い軍人会長阪部勇外一名）（富田健治君紹介）（第四〇七五号）、同（請願者　盛岡市仁王平山小路九十番地岩手県傷い軍人会長柴内魁三）（田子一民君紹介）（第四〇七六号）、同外一件（請願者　兵庫県姫路市姫路西本町姫路市傷い軍人会代表高部喜慈外二名）（堀川恭平君紹介）（第四〇七七号）、同（請願者　福岡市西中州福岡県民生部世話課福岡県傷い軍人会副会長寺崎清）（熊谷憲一君紹介）（第四〇七八号）、同（請願者　兵庫県有馬郡三輪町三輪七百七十四番地有馬郡傷い軍人会長　後藤一二三外一名）（原健三郎君紹介）（第四〇七九号）、同（請願者　松江市殿町一番地島根県衛生民生部援護課内島根県傷い軍人会長　小川全勝）（櫻内義雄君紹介）（第四〇八〇号）、同（請願者　鳥取市東町鳥取県傷い軍人会長　山形長太郎）（赤澤正道君紹介）（第四〇八一号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県社会福祉会館内岡山県傷い軍人会長佐々木春彦外一名）（逢澤寛君紹介）（第四〇八二号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県社会福祉会館内岡山県傷い軍人会吉備郡支部長横田卯平）（橋本龍伍君紹介）（第四〇八三号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡河東村宍粟郡傷い軍人会長　内海保男外一名）（大西正道君紹介）（第四〇八四号）、同（請願者　千葉県傷い軍人連合会高橋正次）（寺島隆太郎君紹介）（第四〇八五号）、同（請願者　熊本市熊本県庁世話課内熊本県傷い軍人会長笠時乗）（園田直君紹介）（第四一四三号）、同（請願者　兵庫県尼崎市上守部字中町八番地尼崎市傷い軍人会森田龍平外一名）（山下榮二君紹介）（第四一四四号）、同（請願者　広島市宇品町旧運輸部構内広島県傷い軍人会長津田欣二外三名）（船越弘君紹介）（第四一四五号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地三重県傷い軍人会副会長池田多喜男）（中村清君紹介）（第四一八七号）、同（請願者　兵庫県豊岡市御陵通弁天筋十番地但馬地区傷い軍人会連合会長平田金治外一名）（小島徹三君紹介）（第四一八八号）、同（請願者　広島市宇品町旧運輸部構内広島県傷い軍人会本部内尾道支部長松岡卓二外三名）（高橋禎一君紹介）（第四一八九号）、同（請願者　札幌市南十条西十四丁目北海道傷い軍人会長松沢定外一名）（苫米地英俊君紹介）（第四二五一号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町五丁目東京都江戸川区傷い軍人会長矢武正一）（島村一郎君紹介）（第四二五二号）、同（請願者　札幌市南十五条西十丁目北海道傷い軍人会札幌支部長渡辺忠平外一名）（椎熊三郎君紹介）（第四二七四号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷い軍人会副会長岩谷末治）（水谷長三郎君紹介）（第四二七五号）、同（請願者　広島市宇品町旧運輸部構内広島県傷い軍人会呉市支部長森元一美外三名）（中川俊思君紹介）（第四二九三号）、同（請願者　松江市殿町一番地島根県衛生民生部援護課内島根県傷い軍人会長小川全勝）（中崎敏君紹介）（第四三二七号）、同（請願者　静岡市御幸町十一丁目十番地静岡県傷い軍人連合会長陰山七五郎）（塩原時三郎君紹介）（第四三四三号）、同（請願者　奈良市小西町十八番地奈良県傷い軍人会長井倉金造）（前田正男君紹介）（第四三六四号）、同（請願者　山形県米沢市上花沢小国町二千二百十六番地米沢市傷い軍人会長長瀬健次郎）（西村力弥君紹介）（第四三六五号）、同（請願者　米沢市上花沢小国町二千二百十六番地米沢市傷い軍人会長長瀬健次郎）（牧野寛榮君紹介）（第四三八四号）、同（請願者　大阪市南区田島町二番地大阪府傷い軍人会長西岡巌）（浅香忠雄君紹介）（第四三八五号）、同（請願者　新潟市寄居町七百八番地新潟県傷い軍人会長水倉新作）（三宅正一君紹介）（第四三八六号）、同（請願者　大阪市南区田島町二番地大阪府傷い軍人会長西岡巌）（杉山元治郎君紹介）（第四四二一号）、同（請願者　福岡県三井郡味坂村八坂百六十五番地福岡県傷い軍人会副会長寺崎清喜）（林信雄君紹介）（第四四二二号）、同（請願者　奈良市小西町十八番地奈良県傷い軍人会長井倉金造）（伊瀬幸太郎君紹介）（第四四三六号）、同（請願者　大分市中島五条三丁目大分県傷い軍人会長米谷三雄）（廣瀬正雄君紹介）（第四四三七号）、同（請願者　新潟市寄居町七百八番地新潟県傷い軍人会長水倉新作）（佐藤芳男君紹介）（第四四三八号）、同（請願者　山口県徳山市細之町浅見敏彦）（青柳一郎君紹介）（第四四九号）、同（請願者　高崎市桐川町六十三番地日本傷い軍人会群馬県連合会長田村武二）（松井豊吉君紹介）（第四四九〇号）、同（請願者　山形県米沢市上花沢小国町米沢市傷い軍人会長長瀬健次郎）（上林與市郎君紹介）（第四五一三号）、同（請願者　山口県下関市彦島塀越山口県傷い軍人会長岩上清澄）（吉武恵市君紹介）（第四五一四号）、同（請願者　浦和市常盤町四丁目四十四番地埼玉県身体障害者福祉会連合会長磯田正則外一名）（松永東君紹介）（第四五五九号）、同（請願者　宮城県塩釜市南町三百二十二番地佐々木栄三郎外二名）（竹谷源太郎君紹介）（第四五五五号）、同（請願者　三重県河芸郡合川村徳居石川竹男外一名）（中井徳次郎君紹介）（第四五六六号）、同（請願者　浦和市岸町四丁目百六十六番地新藤三郎外二名）（川島金次君紹介）（第四五六七号）、同（請願者　岐阜県武儀郡大矢田村岐阜県傷い軍人会代表辻三郎外一名）（加藤鐐造君紹介）（第四五六八号）、同（請願者　富山市泉町三番地富山県傷い軍人会代表天坂正一外一名）（土倉宗明君紹介）（第四五七〇号）、同（請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会代表池田利男外一名）（大橋忠一君紹介）（第四五七一号）、同（請願者　和歌山市和歌浦町和歌山県傷い軍人連合会長遠北久）（田渕光一君紹介）（第四五七二号）、同（請願者　兵庫県赤穂郡御居村尾長谷二百一番地今川正雄外一名）（大上司君紹介）（第四五七三号）、同（請願者　富山市泉町三番地富山県傷い軍人会代表山田恵三外一名）（綴治良作君紹介）

（第四五七三号）、同（請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会事務局長黒田明外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第四五七四号）、同（請願者　大垣市久瀬川町一丁目二十番地種田正芳外一名）（野田卯一君紹介）（第四五七五号）、同（請願者　岐阜県郡上郡八幡町三上勇外一名）（平野三郎君紹介）（第四五七六号）、同（請願者　仙台市同心町三十番地宮城県傷い軍人部会長松川安世外一名）（庄司一郎君紹介）（第四五七七号）、同（請願者　埼玉県浦和市常盤町埼玉県身体障害者福祉会連合会長磯田正則外二名）（松山義雄君紹介）（第四五七八号）、同（請願者　埼玉県入間郡高麗川村原宿戦傷病者部会長武野谷丈助外一名）（松崎朝治君紹介）（第四五七九号）、同（請願者　福井市舘町十番地荒井公一外一名）（福田一君紹介）（第四五八〇号）、同（請願者　山口県徳山市大字徳山二番丁浅見敏彦）（細迫兼光君紹介）（第四五九二号）、同（請願者　茨城県多賀郡多賀町茨城県傷い軍人会多賀郡支部鈴木正夫）（山崎猛君外一名紹介）（第四五九三号）、同（請願者　香川県仲多度郡善通寺町香川県傷い軍人会常任理事有木功）（福田繁芳君紹介）（第四六一九号）、同（請願者　高松市塩屋町五十二番地香川県傷い軍人会代表白井要平）（大平正芳君紹介）（第四六二〇号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地三重県傷い軍人会長松村黄次郎）（田中幾三郎君紹介）（第四六三四号）、同（請願者　札幌市南十五条西十丁目北海道傷い軍人会長松沢定外一名）（町村金五君紹介）（第四六三五号）、同（請願者　札幌市南十五条西十丁目北海道傷い軍人会札幌支部長渡辺忠平外一名）（松浦周太郎君紹介）（第四六三六号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町真島三平外一名）（山手満男君紹介）（第四六三七号）、同（請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会代表鷲見勇）（柳原三郎君紹介）（第四六三八号）、同（請願者　岐阜市白木町二十八番地岩崎岩外一名）（橋爪次郎君紹介）（第四六四〇号）、同（請願者　福井市舘町福井県傷い軍人会代表伊藤栄次）（山本幸一君紹介）（第四六三九号）、同（請願者　岐阜市白木町二十八番地岩崎岩外一名）（橋爪次郎君紹介）（第四六四〇号）、同（請願者　福井市舘町福井県傷い軍人会真田清一郎）（齋木重一君紹介）（第四六四一号）、同（請願者　和歌山市関戸三百七十八番地西本貫一外一名）（辻原弘市君紹介）（第四六四二号）、同（請願者　富山市泉町三番地富山県傷い軍人会黒瀬宗範外一名）（三鍋義三君紹介）（第四六四三号）、同（請願者　和歌山県日高郡御坊町七百十番地東常吉外一名）（田中緑之進君紹介）（第四六四四号）、同（請願者　茨城県新治郡石岡町仲町新治郡傷い軍人会長鈴木信紀）（丹羽喬四郎君紹介）（第四七七八号）、同（請願者　茨城県猿島郡新郷村大字坂間五十八番地猿島郡傷い軍人会長内田徳）（佐藤洋之助君紹介）（第四七七九号）、同（請願者　山口県下関市新町浅見敏彦）（今澄勇君紹介）（第四七八〇号）、同（請願者　長崎市桜町十九番地長崎県傷い軍人会長佐々野連）（白濱仁吉君紹介）（第四八〇九号）、同（請願者　名古屋市北区柳原町二丁目二番地愛知県傷い軍人会長佐々木善一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四八一〇号）、同（請願者　茨城県鹿島郡鉾田町六百四十八番地鹿島郡傷い軍人会長石崎省三外一名）（橋本登美三郎君紹介）（第四八一九号）、同（請願者　茨城県真壁郡下館町甲八百二番地広瀬広）（赤城宗徳君紹介）（第四八二〇号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷い軍人会和田忠彦）（大石ヨシエ君紹介）（第四八二一号）及び同（請願者　水戸市北横町千九百十七番地水戸市傷い軍人会長横山保悦）（加藤高蔵君紹介）（第四八五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦とともに大日本傷い軍人会並びに協助会も解散せしめられて傷い軍人は国家の援護を絶たれたが、先般ようやく傷病恩給、年金の復活等を見るに至つたものの、なお多くの者はなんらの補償も受けられないままに放置されている現状で、全国の傷い軍人は日本傷い軍人会を結成し援護更生事業に邁進することとなつたが、しかしながら資金の調弁がはなはだ困難にして関係者を苦慮せしめている。ついては、接収ダイヤモンド貴金属等による政府収益金の一部を日本傷い軍人会の資金に充てられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在における傷い軍人の援護更生事業の実情にかんがみ、本請願の要旨は適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十四日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立療養所の給食費増額に関する請願（請願者　長野県議会議員溝上正男）（原茂君紹介）（第四七六〇号）、同（請願者　長野県議会議員小林継太郎）（綿族憲弥君紹介）（第五〇〇四号）及び同（請願者　長野県議会議員中山龍輔）（井出一太郎君紹介）（第五一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立療養所の給食費は昭和二十七年十二月に決定されたままの九十二円に過ぎず、消費者物価指数の相当上昇した現在、この金額では必要熱量及び栄養品のせつ取はできず、昨年の凶作とこれに伴う食糧事情の悪化により患者の介（第一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般サイパン島を始め玉砕島の一般民間人が新たに陸海軍の軍属に編入され、遺族に対して援護法が適用されるに至つたが、南方地域における元南洋拓殖株式会社、元南洋興発株式会社等の従業員で太平洋戦争のため現地において徴用され、戦没せる者の遺族に対しては、当時の戦況の詳細が明確を欠き、援護法第三十四条の直接戦闘に参加したものでないとの理由で、これが適用を受けられず、遺族の窮状その極に達している。ついては、在南会社従業員の遺家族に戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

現地徴用により戦没した者の遺族の心情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国民健康保険における医療給付費の二割国庫負担法制化に関する請願（請願者　青森県西津軽郡鳴沢村長木村藤兵衛）（木村文男君紹介）（第四七八一号）、同（請願者　鳥取県日野郡八郷村長安田広蔵）（足鹿覚君紹介）（第四七九五号）及び同外二件（請願者　青森県南津軽郡光田寺村議会議長福井圭逸外二名）（木村文男君紹介）（第四七九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年度の予算編成に際し、国民健康保険における医療給付費の国庫負担率は一割五分に引き下げられたが、若しこれが実施されるならば、現在においてすら五十億円の赤字を有する国民健康保険経済はますます窮乏の極に達し、国民健康保険事業の崩壊を見ることは明らかであつて、まことに憂慮に堪えない。ついては、国民健康保険における医療給付費の二割国庫負担を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、国民健康保険事業の実情にかんがみ、極めて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国民健康保険における医療給付費の二割国庫負担法制化に関する請願（請願者　青森県西津軽郡鳴沢村長木村藤兵衛）（木村文男君紹介）（第四七八一号）、同（請願者　鳥取県日野郡八郷村長安田広蔵）（足鹿覚君紹介）（第四七九五号）及び同外二件（請願者　青森県南津軽郡光田寺村議会議長福井圭逸外二名）（木村文男君紹介）（第四七九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年度の予算編成に際し、国民健康保険における医療給付費の国庫負担率は一割五分に引き下げられたが、若しこれが実施されるならば、現在においてすら五十億円の赤字を有する国民健康保険経済はますます窮乏の極に達し、国民健康保険事業の崩壊を見ることは明らかであつて、まことに憂慮に堪えない。ついては、国民健康保険における医療給付費の二割国庫負担を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、国民健康保険事業の実情にかんがみ、極めて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願

は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

受胎調節普及に関する請願（請願者　鳥取県米子市錦町二丁目　鳥取県助産婦部長田中たつ）（足鹿覚君紹介）（第四七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の人口問題解決のための人工妊娠中絶に伴う母体保護のため、受胎調節の普及を図ることはきわめて緊要であるが、その現状は漸増的に普及を見ているものの、効果は十分とはいい難く、とくに低額所得階層には一割ないし二割程度しか普及されていないことはきわめて遺憾である。ついては、受胎調節の普及を強力に推進するため、低所得者に対する受胎調節実施指導料及び避妊器具薬品の経費を国庫で負担するとともに、受胎調節実施指導員が避妊薬品の取扱いができるように措置し、あわせて優生保護相談所の整備と受胎調節普及事業の積極的進展を図る財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の実情にかんがみ、本請願の要旨は時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者の援護強化に関する請願（請願者　長崎市桜町十九番地長崎県傷い軍人会長佐々野達）（中嶋太郎君紹介）（第四八七八号）、同（請願者　名古屋市北区柳原町二丁目二番地愛知県傷い軍人会長佐々太善一）（伊藤好道君紹介）（第四八七九号）、同（請願者　大津市白玉町二十一番地滋賀県傷い軍人会大藤吉助）（堤康次郎君紹介）（第四九一一号）、同（請願者　札幌市南十五条西十丁目北海道傷い軍人会北島逸外二名）（小平忠君紹介）（第四九一四号）、同（請願者　大津市白玉町二十一番地滋賀県傷い軍人会石塚民三郎）（今井耕君紹介）（第四九二五号）、同（請願者　大津市白玉町二十一番地滋賀県傷い軍人会松宮一郎）（堤ツルヨ君紹介）（第四九七四号）及び同（請願者　神奈川県平塚市平塚三千七十八番地平塚傷い軍人会長冨玉利三郎外五名）（河野一郎君紹介）（第五一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦とともに大日本傷い軍人会並びに協助会も解散せしめられて傷い軍人は国家の援護を絶たれたが、先般ようやく傷病恩給、年金の復活等を見るに至つたものの、なお多くの者はなんらの補償を受けられないままに放置されている現状で、全国の傷い軍人は日本傷い軍人会を結成し援護更生事業に邁進することとなつたが、しかしながら資金の調弁がはなはだ困難にして関係者を苦慮せしめている。ついては、接収ダイヤモンド黄金属等による政府収益金の一部を日本傷い軍人会の資金に充てられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在における傷い軍人の援護更生事業の実情にかんがみ、本請願の要旨は適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

無名戦士の墓献納に関する請願（請願者　埼玉県入間郡大家村長吉川与一外四十四名）（山口六郎次君外一名紹介）（第四九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近政府は太平洋戦争における無名戦没者の墓を建設する意図あるやに伝えられるが、財団法人世界無名戦士之墓建設会は所定の場所に建塔工事に着手し、すでになかばまで進んでいる。ついては、これが完成のうえ無条件で政府に献納したいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

簡易水道敷設の請願（請願者　高知県高岡郡檮原村長崎村義郎）（長野長廣君紹介）（第四九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡檮原村井高部落は同村の中心役場所在地を隔てる二十二キロの地点にあり、戸数四十、人口二百十六の集団部落にして、その給水状況は竹どいを連結して各戸に分注給水しているが、水量が不足して僅かな点滴水を貯え用水に充てている状態のため環境衛生は不良をきわめ、診療所に遠く医師の診療を受けない下痢及び腸炎患者等は年々多発している実情にあるので、採水方法について過去数回にわたり計画を行うも財源を得られないため実現できないでいる。ついては、檮原村井高部落に簡易水道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、公衆衛生上も必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

岩木山ろく地帯を国立公園に指定の請願（請願者　青森県議会議長　中島清助）（木村文男君紹介）（第五〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県の岩木山周辺地帯は津軽富士といわれる秀麗な山容をめぐつて西に海岸の大景観を有し、十二湖は世界に有名なスコットランドのレーク地帯を想わしめ、南には数多の温泉郷を擁し、且つ、山ろくを中心として重要文化財に指定された岩木山神社、高照神社あり、その他渓流、滝等一として観光資源ならざるはなく、指呼の間にある十和田湖を結ぶ交通施設を改善すれば、一段と観光資源を上昇せしめ、観光客誘致に寄与するところ大である。ついては、岩木山ろく地帯を国立公園に指定することは、国民の保健衛生上からも必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

通商産業委員会

電力料値上げ反対に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第一八二号）、同（請願者　長野県議会議員黒岩市兵衛）（中澤茂一君紹介）（第一一二九号）、同（請願者　長野県議会議長下平駒四）（降旗徳弥君紹介）（第一一三〇号）、同（請願者　長野県議会議員平沢光次外一名）（小川平二君紹介）（第一一三一号）、同（請願者　長野県長野市妻科町後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第一一三二号）、同（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第一三七七号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一四〇八号）、同（請願者　長野県議会議員溝上正男）（原茂君紹介）（第一五五四号）、同（請願者　山形県議会議員鈴木伝六外一名）（黒金泰美君紹介）（第二三三一号）、同（請願者　東京都目黒区議会議長堀野熄輔）（安井大吉君紹介）（第二六二一号）、同（請願者　東京都中野区議会議長栗原輝）（花村四郎君紹介）（第二六九三号）、同（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町中村環）（増田甲子七君紹介）（第三〇三九号）、同（請願者　神奈川県横浜市南区清水ケ丘三十四番地横浜市婦人団体連絡会雁井悦子）（三浦寅之助君外二名紹介）（第三三一〇号）、同（請願者　宮城県仙台市北材木町百四十二番地宮城県土地改良協会高橋忠五郎）（只野直三郎君紹介）（第三四九九号）、同（請願者　福島県議会議長蓮沼龍輔外一名）（助川良平君紹介）（第三五三四号）、同（請願者　福島県議会副議長渡辺鉄太郎外一名）（佐藤善一郎君紹介）（第三五三五号）、同（請願者　福島県知事大

竹作摩外一名）（粟山博君紹介）（第三五七九号）、同（請願者　福島県議会議員松浦年三郎外一名）（山下春江君紹介）（第三五八〇号）、同（請願者　福島市杉妻町十六番地小松信太郎）（松井政吉君紹介）（第三七四二号）、同（請願者　大阪市議会議長　粟井岩吉）（大矢省三君紹介）（第三七六五号）、同（請願者　東京都中央区佃島町五十四番地東京都電力協会長土光敏夫外十五名）（只野直三郎君紹介）（第三八三二号）、同（請願者　宮城県議会議長粟野豊助）（只野直三郎君紹介）（第四一五五号）、同（請願者　東京都練馬区議会議長井口仙蔵）（中村梅吉君外一名紹介）（第四二一九八号）、同（請願者　東京都八王子市三崎町十六番地三多摩運輸労働組合同盟執行委員長河野斎外五百九十二名）（山花秀雄君紹介）（第四二九九号）及び同（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君紹介）（第四四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電力会社は今回また料金値上げの計画を進めている由であるが、電力は国民生活上絶対欠くことのできないものであり、また現段階においては会社自体の経営合理化によつて容易に解決し得る問題であるから、これを衝要者に転嫁するごときは国民生活を脅かすのみならず、産業の発展を阻止する結果となる。ついては、電力料金の値上げに反対するというのである。

二、請願の議決理由

電気料金値上げの国民生活並びに諸産業に及ぼす影響のじん大なるにかんがみ、本請願の要旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

電力料金値上げ反対に関する請願（請願者　仙台市本荒町二十番地鉄興社仙台出張所内東北地方電力需要者連盟会長佐野隆一）（只野直三郎君紹介）（第三八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回東北電力株式会社は政府に対し電気料金の値上げを申請しているが、東北地方の電力消費は他地区と異なり、産業用電力が全体の六十パーセントを占めており、若し電力料金が値上げされるならば、操業度は著しく低下し、同地方の産業、経済等に多大な影響を及ぼすこととなる。ついては、電力会社に対して、（一）供給力の過少想定を訂正し、（二）金利の引下げ及び租税の軽減を図り、（三）水火力調整金を廃止し、（四）違約金規程の適正化及び最大需用電力十五分計量を廃止すること等によつて電力料金の値上げを取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地区の特異性と電気料金値上げの諸産業に及ぼす影響のじん大なるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

東北、北陸地方の電力料金値上げに関する請願（請願者　東京都中央区日本橋本石町三丁目四番地東北、北陸地方電力問題協議会長田村文吉）（只野直三郎君紹介）（第三五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国九電力株式会社は政府に対し電気料金の値上げの認可を申請しているが、電力はあらゆる国民活動の基礎的資材であつて、その価額を引上げることの悪影響は広範且つじん大である。ついては、電力料金値上げの諸産業に及ぼす影響のじん大なることを認め、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

電気料金値上げの国民生活及び諸産業に及ぼす影響のじん大なるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。ただ、水力調整金制度については未だ研究の余地がある。）よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

中国電力株式会社の電力料金値上げ反対に関する請願（請願者　岡山市上伊福岡山県議会事務局内中国地区電力料金地域差徴廃期成同盟会長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第三二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中国電力株式会社の電力料金の値上げは政府の昭和二十九年度の予算編成方針である緊縮予算、低物価政策を根底から崩壊せしめるものであり、同会社の現行電力料金は全国で最も高率にして、他の低料金地区に追従して電力料金の引上げを行う必要が認められない。ついては、中国電力株式会社の電力料金の引き上げに反対するとともに、同料金引上げの原因除去のための低利資金の確保、金利の引下げ、税制改革等の対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

中国地区の電力事情の特異性にかんがみ、あわせて電気料金値上げの諸産業に及ぼす影響のじん大なることを認め、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

九州電力株式会社の電力料金値上げ反対に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（瀬戸山三男君紹介）（第四二〇〇号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（岩川奥助君紹介）（第四九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年九州電力株式会社が創立以来、二十六、二十七年の二回にわたつて電力料金の値上げが行われ、すでに値上げ前の約二倍に近い料金になつているにもかかわらず、今回さらに値上げを企図しているが、電気が国民生活上の必需品であり、一般産業の基幹動力源としてきわめて公益性の高いものである本質にかんがみ、値上げの主な理由とする電源開発のための資金については社債発行限度の増わく、借入金利の低減又は経営の合理化等に努力し、一般需要者の負担軽減を期すべきである。ついては、九州電力株式会社の電力料金値上げに反対するというのである。

二、請願の議決理由

九州の電力事情の特殊性を認め、且つ、諸産業に及ぼす電気料金値上げの影響にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

東北電力株式会社においては、季節的、臨時的に使用する電力料金は前納となつているが、農業用電力特にかんがい排水揚水機は季節的使用であるため、当該年の天候によりその使用量に相当の差異があり、従つて毎年三千万円に及ぶ料金を各農家に算定賦課し、これを徴収することは農家収入有無の時期的関係もありきわめて困難であつて、しかも揚水機自体は固定施設であり、料金納入についての危険性を伴わないので、保証金制度的な前納の措置は撤廃すべきである。ついては、農業用電力料金は米穀年度の精算期等において納付することの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の確立をはかるとともに、農事用電力の性格にかんがみ、本請願の要旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

かんがい排水用電力料金値下げ反対に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通り二丁目二十七番地全国土地改良協会副会長小枝一雄外一名）（小枝一雄君紹介）（第三八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
電力会社においては今回再び一方的理由のもとに、かんがい排水用電力料金の全国平均一割四分という大幅な値上げを決定して認可申請を行つているが、かんがい排水施設に依存して農業を営む特殊地域の農民はあらゆる悪条件を克服しつつぼう大な設備資金と多大な維持管理費を負担しており、とくに昨年の凶作により農家経済は破たんの一途をたどりつつある現状にあるので、公益事業である電力料金の値上げはその及ぼす影響がじん大である。ついては、かんがい排水用電力料金は現行どおり一般の料金と切り離して別建とするとともに、その特殊性にかんがみ基本料金及び使用電力量料金を引き下げ、現在の支払料金単価の範囲にとどめられたいというのである。

二、請願の議決理由
農事用電力の特殊性と食糧増産の見地よりして、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

かんがい排水用電力料金値上げ反対等に関する請願（請願者　宇都宮市塙田町四百八十五番地　栃木県土地改良協会長佐藤清一郎外一名）（小平久雄君紹介）（第三五七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
電力会社においては今回再び一方的理由のもとに、かんがい排水用電力料金平均四割一分という大幅な値上げを決定して認可申請を行つているが、かんがい排水施設に依存して農業を営む特殊地域の農民は、あらゆる悪条件を克服しつつぼう大な設備資金と多大な維持管理費を負担しており、とくに昨年の凶作により農家経済は破たんの一途をたどりつつある現状にあるので、公益事業である電力料金の値上げはその及ぼす影響じん大である。ついては、かんがい排水用電力料金の値上げを行わないのみならず特別料金制度を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由
農事用電力の性格にかんがみ、併せて農家経済の確立を期するため、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

電源開発関係資金増額等に関する請願（請願者　東京都中央区築地三丁目八番地土木工業協会長鹿島守之助外十五名）（山崎岩男君紹介）（第三八五七号）及び同（請願者　東京都新宿区築土八幡町熊谷組内電力建設協力会常務理事熊谷太三郎外十五名）（池田清志君紹介）（第四〇三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
電源開発はわが国自立経済達成上不可欠の緊要問題であり、万難を排して強力に推進しなければならないが、新規発電設備は従前のものに比べ著しく高価となり電源開発工事予定計画の実現は容易でない現状にある。ついては、電源開発工事予定計画の遂行に関する電源開発関係財政投資を増額し、日本開発銀行貸出金利を年五分以下に引き下げをされたいというのである。

二、請願の議決理由
わが国自立経済確立を期するため、電源開発の一日も速やかならんことは、目下の急務であるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

四国の電源開発促進等に関する請願（請願者　愛媛県商工会議所連合会頭滝勇）（中村時雄君紹介）（第一三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
四国地方は電力に著しく不足しているのみならず、電力再編成以来は不当に高率な料金地域差をつけられ、中小企業者は多大の重圧にあえいでいる。ついては、四国の電源開発を促進するとともに、肱川ダム建設、道前、道後平野及び四国西南地域の開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
現下のわが国現状において、自立経済の再建を計るには、電力増強にまつところはなはだ大である。この際、電源開発を促進することは、まことに妥当なることであり、本請願の要旨は、きわめて適切なものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

奄美大島電力発電並びに既存電力施設改善に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奄美大島の自立経済の基盤は電力事情の解決にあるが、現在の大島電力株式会社の施設は八箇年の行政的空白により全面的に老朽し、その発電能力とともに電圧が著しく低下して、復興による需要面の増大をとうてい満たし得ない状態にある。ついては、奄美大島電力発電並びに既存電力施設改善に対し、従来の融資援助のみでなく国庫補助の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
奄美大島における電力の特異なる現状を認めるとともに、島民の不利不便を除去するため、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

電源開発工事予定計画促進に関する請願（請願者　東京都中央区築地三丁目八番地土木工業協会長鹿島守之助外十四名）（山崎岩男君紹介）（第三八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
産業の根幹たる電源の開発がわが国自立経済上絶対に必要且つ焦眉の急務にして、さきに電源開発促進法の成立を見たにかかわらず、電源開発予定計画費を国家予算より大幅に削減し、その結果として既定工事の繰延べ又は中止のやむなきに至ることは、各産業界に重大なる打撃を与えるのみならず、労働者の失業問題をじやつ起する等国策上に容易ならざる影響を及ぼすことは必至である。ついては、電源開発予定計画をあくまで遂行されたいというのである。

二、請願の議決理由
電源開発が現下の急務であることはきわめて明白なことであり、あらゆる障害を克服して、速やかに電力を増強すべきである。かかる実情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

信濃川水力発電第四期工事促進に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町長位下松五郎外三十二名）（田中角栄君紹介）（第二八二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄信濃川発電計画の最終工事である第四期工事は、今回関係当局の尽力によつて魚沼線復元の起工も進ちよくし、工事の輸送力増強と相まつて、既存機械力及び施設の利用、地元町村の協力体制等からますます好条件に恵まれ、本工事の早期完成は関係町村の期待はもとより、国家的にも緊急を要することである。ついては、国鉄信濃川発電第三期工事の完成に伴う既定計画の第四期工事を速やかに着手されたいというのである。

二、請願の議決理由
電源開発の促進は、目下の急務であるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

一般電気供給事業者の兼業投資に関する請願外一件（請願者大阪市東区京橋三丁目五十七番地近畿ラジオ電器協会長松下幸之助外二名）（紹介議員清十郎君紹介）（第三八〇四号）、同（請願者大阪市東区京橋前ノ町二丁目一番地関西電気工事工業協同組合連合会理事長栗原信虎外十三名）（田中織之進君紹介）（第四〇三五号）及び同（請願者広島市西天満町橋本佳加外二名）（高津正道君紹介）（第四〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は新電気事業法を立案中とのことであるが、同法案の制定により電気事業者の兼業並びに兼業に対する投資が認められるようになるならば、その運用いかんによつては独占公益事業団体の性格にもとるばかりでなく、関係中小企業者に直接じん大な影響を及ぼし、業界を混乱に導き電波と電気業との発展を阻止するものである。ついては、電気事業法案中第十二条及び第三十七条に小型電気機器の製造販売業者等の関係中小企業を保護育成するよう一般電気事業者の兼業投資に関する規制措置を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由
電気事業者の兼業により被る中小企業に対する圧迫を避けること

る。故は本請願の要旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

青森市に電気試験所支部設置に関する請願（請願者青森県上北郡浦野舘村大字沼崎米内山義一郎外三名）（淡谷悠蔵君紹介）（第五〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
電気試験所は工業技術院の研究機関として全国に九箇所の支所を設置して本所への連絡を保つかたわら地域的問題の解決並びに電気機器の検定業務等直接のサービスに尽力しているが、現在東北地区においては福島支所があるのみで、青森を中心とする岩手、秋田県下の企業界はこれを活用することが事実上不可能な状況にある。ついては、青森市に電気試験所支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
電気試験所の、職務を円滑に行い、且つ、電気機器の検定業務等のサービスの万全を期するため、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県下炭鉱の電気周波数変更に関する請願（請願者東京都中野区天神町十七番地東部石炭協会長岩川与助）（塚原俊郎君紹介）（第一九八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京電力会社は茨城県下炭鉱の電気周波数を五十サイクルに統一するため、三億三千五百五十余万円にのぼるぼう大な工事費を炭鉱の負担と犠牲において強引に押し進めているが、この工事は生産上なんらの利益なく、逆に工事期が長期にわたるので、工事の繁雑多岐から雑多のトラブルさえ生じ、個々の炭鉱ではとうていこれが資金の負担は困難である。ついては、茨城県下炭鉱の周波数変更による直接の受益者である電力会社と国の財政とにより本工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
電気周波数の不統一による不利不便にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

県北炭鉱地区の電気周波数変更に関する請願（請願者茨城県議会議長鈴木一司）（塚原俊郎君紹介）（第一九九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京電力会社は契約電力更改を機とし、茨城県北炭鉱地区の電気周波数を五十サイクルに変更することを条件として提示したが、中小企業たる県北炭鉱界はきわめて不況にあえぎ、経営を維持することにも困難をきたしているのに、この切替えのために三億三千万円に及ぶばく大な工事費をかけることは不可能である。ついては、本工事は一に電力会社の事情に基く

ものであるから、通産省が中心となつて妥当なる解決を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
電気周波数の不統一によつて、被る不利不便にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

商店街の街路燈及びネオンの休電反対に関する請願（請願者東京都千代田区有楽町二丁目五番地電気研究所内全日本商店街連合会長保坂幸治外二百九名）（田嶋好文君紹介）（第二八九号）及び同（請願者愛知県名古屋市中区富沢町三丁目十番地山田泰吉外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
商業者にとつて最も大切な年末、年始に際し、また冬期渇水による電力不足を理由に街路燈、ネオンが消されているが、これは商業者の夜間営業を事実上禁止するに等しいものであつて、生活安定を確保する上においても絶対反対であり、街路燈、ネオンによる電力消費量はきわめて微々たるものである。ついては、商店街の街路燈及びネオンの休電に反対するというのである。

二、請願の議決理由
休電により受ける商店経営上の不利と国民生活安定確保の見地よりみて、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

高隈山及び国見山の地下資源開発に関する請願（請願者鹿児島県鹿屋市長鬼島静雄外一名）（永田良吉君紹介）（第四九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅半島の高隈山及び国見山地帯は金、銀、銅、鉄等の地下資源が豊富に埋蔵している。ついては、地下資源開発のため同地方に地質鉱床調査班を派遣されたいというのである。

昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

工鉱業地帯整備促進法制定に関する請願（請願者福島県町村会長横山宗延）（第八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国経済振興のかぎは工鉱業の伸張に係つていることは論をまたないところで、今国会に提案を予定されている工鉱業地帯整備促進法の成立を見るならば、電源、石炭、労働力に恵まれている地区においては総合的開発計画の樹立とともに、産業の開発振興が促進され、国家再建に至大なる貢献をするものと確信される。ついては、本法を速やかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
電源、石炭労働力等の恵まれている地区を総合的に開発するための立法の制定を要望する本請願の趣旨は、わが国経済自立達成の見地よりみて、きわめて妥当なものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由
鹿児島県大隅半島の高隈山及び国見山地帯に埋蔵されている豊富な地下資源開発のため、速やかに地質鉱床調査隊を派遣せられたいという、本請願の趣旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

石炭産業危機対策確立に関する請願（請願者　東京都千代田区平河町二丁目全国市長会館内全国鉱業市町村連合会長行実重十郎）（大石ヨシエ君紹介）（第三三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石炭鉱業は金融の不円滑、高炭価等の諸問題に当面する外、最近はとくに外国炭の輸入と重油への転換により、国内炭の需要は著しく減少しており、このため貯炭は累積し、自発的な出炭抑制により四千五百万トンを目標に企業の合理化に努めているが、なお需給の不均衡は是正されず不振の一途をたどつている。かくのごとき状況を放置すれば、その不振は各般の関連産業に波及し、他面失業群を生み社会不安を醸す等国家社会に及ぼす影響は大である。ついては、外炭の輸入及び重油転換の防止方法を含む炭業安定化の総合的、恒久的国策を樹立されたいというのである。
二、請願の議決理由
石炭産業は基幹産業であり、これが盛衰はわが国経済に至大なる影響を及ぼすものである。しかるに、最近外国炭の輸入及び重油の転換等により、石炭鉱業は不振にあえいでいることは誠に憂慮すべきことであり、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

天北炭利用工業化促進に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長朝日春吉外二名）（武田信之助君紹介）（第四〇三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道天塩郡豊富村の天北炭埋蔵量は九億八千六百万トンと称せられ、目下日曹天塩、三菱豊富、浅茅野の各炭鉱が年産二十五万トンを生産し、さらに機械整備によつて四割近くの出炭増を予想されるが、天北炭は低品位と交通不便とによつてその利用は極度に制限され、完全消費ができない現況にあるので、これを利用する科学工業の振興を強く要請されている。ついては、天北炭利用の火力発電を新設するとともに、グルマニューム の採取、スラッグセメント、低温乾りゅう工業等に優れた本石炭を高度に工業化されたいというのである。
二、請願の議決理由
科学工業振興の見地より、北海道に豊富に埋蔵されている天北炭を利用して、これを高度に工業化されたいという本請願の趣旨は、一応妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

鉱毒対策費国庫補助に関する請願（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君紹介）（第二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
硫黄硫化鉱を生産する松尾鉱山の農産物に与える被害はじん大で、これが対策を鉱山側と協力し、石灰による鉱毒水の化学的中和の方法により年間三千万円の経常費とさらに水路堤防沈でん池等の設備資金として数千万円を投じて被害防止に努めているが、今回鉱山側において鉱毒水の地下水化の方法により完全処理の実現可能を確め、これが実施計画中であるが、地下水化に必要なさく井に巨額の経費を要する。ついては、これが完成に万全の策を樹立し、国庫補助によつて実施促進を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
松尾鉱山は、自己の責任において、岩手県当局の協力の下に現在鉱毒水の化学的中和方法により、鉱毒対策に努力しているようであるが、鉱毒水の完全処理化には多大の経費を要するものであり、本請願の趣旨は一応妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

矢部川鉱さい流出に伴う漁業被害補償に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会長森幸太郎）（田中稔男君紹介）（第四六〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
通産省の監督である星野鉱山が福岡県八女郡星野村千々岩谷に累積した鉱さい七万トンが一時に流出したため、矢部川の魚族が全滅し、水産資源保護と魚族増殖、生産確保に大なる損失を被り漁業権行使の上に重大なる支障をきたしている。ついては、矢部川鉱さい流出に伴う漁業被害について助成措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
矢部川鉱さいの流出に伴い、矢部川の貴重な水産資源が全滅したことは、水産資源保護等の見地よりみて、大いに憂慮すべきことであり、本請願の趣旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

鉱害を受けた久保田村に上水道敷設の請願（請願者　佐賀県佐賀郡久保田村長村田隆長）（江藤夏雄君紹介）（第七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県佐賀郡久保田村は井戸水を飲料水として使用してきたが、本村の過半を占める南部地域は戦争中非常採掘をした隣村の砥川炭鉱の影響を受け、井戸水が減少して現在ではほとんど使用不能となり、やむを得ずかんがい用水を利用している状態で、一度伝染病が発生すればただちにまんえんの危険にさらされ憂慮すべき状態にある。ついては、臨時石炭鉱害復旧法を適用し久保田村に上水道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
石炭の採掘による鉱害のため、井戸水がこ渇したために種々の不便と危険にさらされていることは、民生安定の見地よりみてきわめて憂慮すべきことであり、本請願の趣旨は大いに妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

イラン石油の輸入促進に関する請願（請願者　盛岡市内丸岩手県陸運協力会長高橋佐太郎外八名）（中居英太郎君紹介）（第一五四二号）、同（請願者　盛岡市岩手県バス事業協会長帷子康一郎外八名）（柴田義男君紹介）（第一五四三号）、同（請願者　新潟県新潟市一番堀通新潟県バスハイヤー協会長中野四郎太外一名）（北吟吉君紹介）（第一七七〇号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三番地ノ三全国自家用自動車組合連合会長満尾君亮）（岡田五郎君紹介）（第一九八二号）及び同（請願者　新潟市流作場新潟県トラック協会長佐藤寿）（稲葉修君紹介）（第三四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
自動車運送業界は常に良質低れんなる燃料の供給を要望していたところ、昭和二十八年春に至り、少量ながらイラン石油の輸入を見たため、自動車燃料の品質は保証され、価格の安定を期することができたが、最近イラン石油が輸入困難となるに伴い、一部業者は早くも外貨割当事情等を理由に市価の引上げを発表し、自動車業者に多大の不安を与えている。ついては、イラン石油の輸入を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
わが国石油生産実績は国内需要を充足するには余りに少量すぎる

といい得る。しかしてこれらは輸入にまつ外なく従つて、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

石油資源開発に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（松岡俊三君外一名紹介）（第八六五号）及び同（請願者　新潟県刈羽郡上小国村議会議長小松正倫外二十名）（北吟吉君紹介）（第一〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国は石油の生産地帯及び産出量もきわめて微弱で、全消費量の大部分を輸入油に依存しなければならない現況であるが、今回石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会より石油開発に関する答申が提起され、且つ、この主要開発地帯として、秋田、新潟、北海道とともに、本県の庄内及び内陸油田が指定されており、エネルギーの資源たる石油の増産こそわが国経済を発展させる根幹であつて、これが答申に基く増産対策を全面的に支持する。ついては、石油資源の開発に飛躍的政策をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十八年九月、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の答申に基く、国内石油資源の開発について適切なる政策をとられたいという本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

石油資源開発に関する請願（請願者　北海道議会議長蒔田余吉）（椎熊三郎君紹介）（第一二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国における石油生産量は総需要量のわずか五パーセントにすぎず、残余を輸入に依存しているため、需要の増大に伴い、国内産油の増加を期さない限り、ばく大なる外貨を消費することとなるが、この状態を改善するにはわが国の石油資源の未開発地域の開発促進にあり、特に北海道は含油層堆積地帯が道の西部、中部、東部にわたつている。ついては大な地域に総合開発五箇年計画を実施し北海道未開発油田の開発を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

貴重なる未開発石油資源を、計画的に開発することは、外貨節約の見地よりみても、又わが国経済自立の観点よりみても、きわめて緊急且つ、重要なことであり、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

重油並びに外国炭の輸入制限に関する請願（請願者　福島市字品町千三百四番地広島石炭同業連合会山本惣吉外四十名）（佐竹新市君紹介）（第三六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭価引下げの対策を講ずることは物価引下げの前提条件であり、これがもつとも適切な方法は石炭の増産にあるが、しかしこの増産を阻むものは重油並びに外国炭の輸入にあるから、これを極度に制限し、もつて国策上重要な外貨の節約を図り、国際収支の均衡を保持することは日本経済自立の根本である。ついては、重油並びに外国炭の輸入を制限し、石炭鉱業の長期計画を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の燃料対策は、石炭、重油の相互関係は重要な課題である現下における炭価の問題重油の輸入は外貨事情等を勘案せば解決困難である。従つて、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

天然ガス開発促進に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長朝日春吉外二名）（武田信之助君紹介）（第一五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村の未利用地下資源として稚内より天塩、遠別地方に至る帝国石油所有の石油鉱脈に随伴する天然ガスはきわめて豊富に埋蔵され、掘さく以来三十箇年間衰退することなく噴出し続けているが、帝国石油においてはいまだ本格的企業化を行わず、日産二万立方メートルが空しく放置されているので、資源保護の上から緊急に利用開発すべきである。ついては、天然ガスの合理的開発と工業化の促進を帝国石油に実施せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

資源保護の観点から、北海道稚内より天塩遠別地方の天然ガスの開発と工業化を促進せしめられたいという請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

アルミ産業振興対策確立に関する請願（請願者　大阪市東淀川区宮原町四百七十二番地日本アルミ労働組合宮崎米一）（山口丈太郎君紹介）（第三一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アルミ産業のうち、加工部門はボーキサイトの輸送に日本船の制限等があつて、運賃が不当に高くついていること、電力料金が不均衡であること等のため、原料が著しく高いので輸出不振のため生産過剰となり、今や崩壊寸前にあるので、これが打開策として地金の輸入方を当局に懇請しているが、そのつど地金三社の妨害により、又は三社を擁護する当局の外貨不足を理由にいまだ実現できない状況である。ついては、アルミ製品の輸出増進を図ること、ボーキサイト輸入価格及び船舶事情の合理化と国内電力料金の均等化を図ること、三社協定価格を自由価格制とすること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

アルミニウム工業は、わが国経済発展の見地よりみて大に伸張すべき産業であり、本請願の趣旨はアルミニウム工業振興のために妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

外国産鉛筆用材の輸入制限に関する請願（請願者　北海道議会議長蒔田余吉）（椎熊三郎君紹介）（第一二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における鉛筆用軸板の生産は重要産業の一つとなつている

が、近年輸出用鉛筆材として、アメリカ産インセンスシダー材の輸入が増大しているため、本道の鉛筆用軸板工業は外国材の圧迫をうけ、きわめて不況の実情にある。ついては、外国産鉛筆用材の輸入を制限し、国内鉛筆軸板工業の維持育成を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の外貨事情は憂慮に堪えないものがある。従つて、外貨節約と国内資源にて十分用途を講じ、輸入品に依存せずその目的を達し得るものは国内産に転換又は輸入制限の方途をとるべきである。従つて、本請願は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

北洋材輸入に関する請願（請願者　青森市議会議長伊東善五郎）（第四八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県における木材工業は主要工業の一つとして、かつてソ連より青森市並びに大湊町へ海洋いかだにより、北洋材が輸入され、相当なる活用と利用をあげるとともに国際貿易に大なる貢献をしていたのであるが、戦時中の乱伐により木材不足をきたし、一方建設、加工等の需要が増大し、木材は高騰の一途をたどるのみにして、木材工業はこれがため著しく衰微していることは誠に憂慮されているところで、このときに当り北洋材を輸入し、これら業界の発展を図ることが急務と考えられる。ついては、北洋材輸入実現のために特別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

第二次大戦後わが国は戦時中の乱伐のため、山林は想像以上に荒れ、その上、戦後、復興資材として需要も急激に増加し益々木材の不足をみたのである。山林の乱伐は治山治水に影響するところ多大につき、今後これ以上の乱伐を実施することは災害を導発する憂えあるにかんがみ、本請願の趣旨は妥当適切なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

米国の可燃性織物輸入禁止措置対策に関する請願（請願者　福島県伊達郡川俣町字鉄炮町四十七番地福島県織物同業会長高橋利吉）（第四〇三号）、同（請願者　福島県知事大竹作摩外二名）（助川良平君紹介）（第四一〇三号）、同（請願者　福島県伊達郡飯野町長大内二郎外十七名）（佐藤善一郎君紹介）（第四五〇一号）、同（請願者　福島県伊達郡飯野町助役鈴木行海外十七名）（鈴木義男君紹介）（第四五一九号）及び同（請願者　福島県伊達郡川俣町議会議長黒江義人外三十五名）（助川良平君紹介）（第四六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米国政府は災害予防の目的のため可燃性織物禁止法を制定し、本年七月一日よりこれが実施されることになつているが、現在米国向けに輸出されているわが国の絹織物並びに同製品のほとんどが同法の適用を受けるおそれがあり、若しこれが実施されるならば、絹織物は七十パーセント、同製品は八十パーセントが軽目もので、これらの輸出が今後と絶し、関係業者は壊滅的打撃を被ること明らかである。ついては、米国政府が同法の適用から軽目絹織物及び同製品を除外するよう努力されたいというのである。

二、請願の議決理由

可燃性織物の対象品は大部分わが国生産にして、その九九％は輸出に向けられている。そのうちハンカチが二十八年には一八億円（約）の輸出があり、その生産業者は中小企業者、農民の手によるのである。しかして輸出が阻止された場合その結果は憂慮に堪えないものがある。従つて本請願は趣旨妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

輸出絹ハンカチーフ及びマフラーの検査標準設定に関する請願（請願者　福島県伊達郡川俣町字鉄炮町四十七番地福島県織物同業会長高橋利吉）（助川良平君紹介）（第四〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般輸出絹ハンカチーフ、マフラー専門委員会より羽二重は三匁以下の加工輸出を除外する案が提出されたが、三匁以下の羽二重は福島県の特産品で明治初年以来大量に輸出されており、現在羽二重生産の二割五分を占め、そのうち九割がハンカチーフ、マフラーに加工して輸出しており、一方近時海外需要者のし好は軽目ものに移行し、今後規格検査も施行されることになつているので正常製品の輸出を阻害することがなくなり、前記除外案の理由とする不正製品を十分抑制し得るものと考える。ついては、輸出絹ハンカチーフ、マフラーの検査標準設定に際しては二・七匁羽二重のハンカチーフ加工輸出を残存されたいというのである。

二、請願の議決理由

ハンカチーフ、マフラーの輸出は北米等を初め、海外市場は広範囲にわたつている。しかるに近次わが国の貿易実情は不振といわざるをえない。このときにハンカチーフ、マフラーの輸出を伸長せしめることは、実に緊要なことである。従つて、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

韓国産のり輸入のための外貨資金割当に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡御津町下佐脇村上忠七）（第三八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年度国内産乾のりは昨年十二月以降の暖冬と本年一月の長雨とによつて、のり発芽が海中において腐敗したため、国内生産量は平年作の六十パーセント以下と称せられ、従つて価格は高騰の一途をたどり、大衆の需要を満し得ない実情にして、輸入によつてその需給並びに価格の調整を行うことが必要である。ついては、専門業者団体である韓国のり輸入問屋協同組合に韓国よりのりの輸入の取扱いができるようにし、これに外貨資金の割当を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

韓国のり輸入は、国内生産者に与える影響は実に重大なものである。この輸入にあたり、その数量、輸入方法等は慎重に考慮すべきである。以上により本請願は趣旨妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

韓国のり並びに鮮魚輸入に関する請願（請願者　東京都千代田区神田錦町三丁目十五番地日韓水産物貿易協同組合理事長橋岡保彦）（岡本忠雄君紹介）（第四三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日韓貿易が常に両国外交のいけにえとなり不幸な障害に災されつつ今日に至り、両国貿易の発展を阻害していることは衆知の事実であるが、日本の対韓国輸出は昭和二十六年以来年々好事の成果を挙げつつあり、ことに本年度は韓国復興資材の対日発注、硫安十一万トン余の成約を見ているが、一方韓国側においては鮮魚、のり等の水産物が同国対外輸出の六割を占め、そのうち九割までが対日依存であり、額にして三百五十万ドル以上には出ないもので、わが国全体の輸入額としてさしたる額とならないのに反し、韓国にとつては経済的以外に政治的ないし社会的問題として政府、国民ともに重視している。ついては、韓国のり並びに鮮魚輸入の措置を講じ日韓貿易振興に資せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

韓国のりの消費国は、わが国が最も多量な消費を占めておる、国内生産も相当数量に達しているが、しかし需要をまかない得ない現況と近年不作の状態からのりの価格も上昇をたどつている。その

上、日韓貿易の実績はわが国が貸越し、すなわち黒字となつている。これらを解決するとともに、日韓国交改善のため、本請願については当然の趣旨であり、妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格等の請願（請願者福島県伊達郡川俣町字鉄砲町四十七番地福島県織物同業会長高橋利吉外八名）（助川良平君紹介）（第二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県はわが国輸出絹織物の三大生産地の一として知られているが、本県に国営繊維製品検査本所がないため、生産出荷の促進、技術の改善等に業者のこうむる不利不便はきわめて多大である。ついては、横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格し、あわせて小高支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国輸出品は、輸出検査規定、基準に則り検査を実施している。これは輸出品の海外市場における声価の向上に努めるためである。そのため生産地に検査所を設置し輸出伸長に寄与しておる実状である。今後検査及び検査所の改善拡張に留すべきである。従つて、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格等の請願（請願者福島県伊達郡川俣町字鉄砲町四十七番地福島県織物同業会長高橋利吉外八名）（助川良平君紹介）（第二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県はわが国輸出絹織物の三大生産地の一として知られているが、本県に国営繊維製品検査本所がないため、生産出荷の促進、技術の改善等に業者のこうむる不利不便はきわめて多大である。ついては、横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格し、あわせて小高支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国輸出品は、輸出検査規定、基準に則り検査を実施している。これは輸出品の海外市場における声価の向上に努めるためである。そのため生産地に検査所を設置し輸出伸長に寄与しておる実状である。今後検査及び検査所の改善拡張に留すべきである。従つて、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格等の請願（請願者福島県伊達郡川俣町字鉄砲町四十七番地福島県織物同業会長高橋利吉）（助川良平君紹介）（第二七六四号）及び同（請願者　福島県伊達郡川俣町字鉄砲町四十七番地福島県織物同業会　副会長　渡辺　弥平治）（小川平二君紹介）（第四一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年福島県産輕目羽二重は品質向上に伴つてアメリカを始め諸外国の需要を喚起し、逐年増産しつつあつてわが輸出絹業界に大いに嘱望されているが、絹織物の三大生産地のうち福井、金沢にはいずれも繊維製品検査所が設置され、本県のみ本所が設置されていないため生産、出荷の促進、あるいは技術の改善上業界の受ける不利不便は多大である。ついては、横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格するとともに小高支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は趣旨妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

産業工芸試験所九州出張所存置に関する請願（請願者　久留米市長山下善助外五十一名）（山崎巖君紹介）（第一一二三号）及び同（請願者　宮崎市　別府町　四番地宮崎県商工会議所連合会頭有馬美利外五名）（片島港君紹介）（第一五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に当り、産業工芸試験場九州出張所の廃止が提案されている由であるが、同出張所は九州産業工芸品の国内需要と輸出振興及び九州各県関係機関の相互連けいの拠点として、多大の使命をになつているのであつて、このような輸出振興に先行する産業工芸技術の振興を軽視する措置は絶対に納得できない。ついては、産業工芸試験所九州出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

九州産業工芸品の国内需要の増大と輸出振興並びに工芸技術向上の見地より、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

工業技術院産業工芸試験場東北支所存置に関する請願（請願者　宮城県議会議長粟野豊助）（只野直三郎君紹介）（第一九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は今回の行政機構改革に伴い、工業技術院産業工芸試験場東北支所を地方移管若しくは廃止する由であるが、東北支所は本地方における通商産業省所轄の唯一の有力な産業研究指導機関として、創設以来二十余年も工芸水準の向上、産業の発展に寄与してきたので、特に東北は未開発の資源を豊蔵し、これが開発利用はわが国経済振興上緊要なものである。ついては、工業技術院産業工芸試験場東北支所を存置し、これが拡充強化をされたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地区における、工芸水準の向上及び産業の発展の見地よりみて、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する請願（請願者　香川県高松市大阪工業技術試験所四国出張所存置期成同盟会長伏見尊次）（成田知巳君紹介）（第七九七号）及び同（請願者　大田区入新井町三丁目百四十三番地鹿島民昌）（稲田繁芳君紹介）（第九〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構の改革に当り、大阪工業技術試験所四国出張所を廃止し、これを地方に移譲せんとしているが、若しこれが実現すれば、四国地域における工業技術の向上を阻害し、ひいては四国産業の発展を阻止するものとなる。ついては、大阪工業技術試験所四国出張所を存置し、さらにこれを拡充強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

四国地域における工業技術の向上及び四国産業の発展の見地よりみて、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

国営小林アルコール工場存置に関する請願（請願者　宮崎県議会議長　日高弥一）（片島港君紹介）（第二一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に伴つて、宮崎県小林市に所在する国営小林アルコール工場を廃止すると伝えられるが、若し、これを実施すれば、農家経済は破たんをきたし、本県の産業経済を混乱に陥らしめるものとなる。ついては、国営小林アルコール工場を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県の産業、経済の振興のためにも、また農家経済向上の見地よりみて、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

神戸銀行を中小企業金融公庫代理店に指定の請願（請願者　兵庫県産業振興協議会長岸田幸雄外六名）（山口丈太郎君紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県は多種多様の産業構造を包蔵し、従来より神戸銀行が県下唯一の地元銀行として、県内に支店百五十余を有し、県下資金量の八割以上を占め、銀行取扱数の九十五パーセントは中小企業者を対象とし、本県唯一の中小企業対象の金融機関として使命を果しているが、中小企業金融公庫の取扱いについて一時的にも除外されることは中小企業者として絶対的苦脳であり、且つ、企業に及ぼす影響はじん大なものがある。ついては、神戸銀行を中小企業金融公庫代理店として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京阪神地方に存在する中小企業の救は、わが国中小企業の中

る地位は重要なものがある。例えば、昨年十二月調査による都道府県別工業診断実施状況は大阪地方において、二十七年度一、〇四六件を数え、全国件数二、八九二件の半数を占めておるのである。これに対する金融操作も当然中小企業を対象として融資が行われているのである。以上の実情を勘案しまして、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員会

三陸鉄道敷設の請願（請願者宮城県議会議長今野貞亮）（只野直三郎君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県より岩手県に至る三陸沿岸地方はまつたく交通機関の恩恵より除外され、四十数年前より三陸鉄道の敷設を叫んできたが、いまだ実現されず、しかも本地区は産業、経済の発展著しく、東洋一のスレートの特産地である石巻市あるいは女川町、雄勝町等の経済地域を包含し、且つ、農産物の豊庫たる桃生郡飯野川町、本吉郡柳津町等を有してます〳〵産業開発の途上にある。ついては、石巻市より飯野川町を経て柳津町に至る三陸鉄道の敷設を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

新宮、若桜間に鉄道敷設の請願（請願者　兵庫県姫路市長石見元秀外四十九名）（大上司君紹介）（第三一三号）及び同（請願者　鳥取県鳥取市長入江親外四十九名）（堀川恭平君紹介）（第一一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県姫路市より新宮町、山崎町、若桜町を経て鳥取市に至る国鉄新宮、若桜線の建設は国道二十九号線の通ずる山陽兵庫と山陰鳥取を最短距離で結ぶ重要な路線で、大阪、鳥取間を一時間余り短縮し、交通運輸上ひ益するところ多大で、ことに山林王国といわれる兵庫県宍粟郡、鳥取県八頭郡を縦貫するので、当地方のばく大な埋蔵資源の開発促進と山陽、山陰の物資の交流に重大な役割を果たすものである。ついては、新宮、若桜間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系路上の見地より、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

岩内、黒松内間に鉄道敷設の請願（請願者　北海道岩内郡岩内町長山本律）（椎熊三郎君紹介）（第三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡岩内駅から黒松内駅に至る区間に鉄道を敷設することは沿線の鉄鉱、林産、農産等の資源開発上きわめて重要なことであるのみならず、函館本線の改良工事施行上よりも絶対必要であつて、第十六回国会においても鉄道敷設法等の一部を改正する法律案として本問題が可決され、八月一日に公布されている。ついては、岩内、黒松内間（後志西海岸鉄道）の鉄道敷設工事を昭和二十九年度より着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

荒海、西那須野間に鉄道敷設の請願（請願者　栃木県那須郡大田原町長益子万吉外九名）（黒澤幸一君紹介）（第三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

野岩羽鉄道の建設は米沢、若松、栃木県を連結し、関東と裏日本をつなぐ重要路線として計画され、本年中に会津若松を起点として栃木県境大字滝ノ原まで開通の予定であるが、これを延長して荒海（福島）三依（栃木）を経て塩原経由西那須野駅に連絡することにより裏日本と表日本とは完全に連絡され、沿線地方産業の開発に寄与するところ多大なものである。ついては、荒海、西那須野間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

滝ノ原、今市間に鉄道敷設の請願（請願者　栃木県上都賀郡今市町長青木源吉外十二名）（黒澤幸一君紹介）（第三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡今市より鬼怒川、川治、三依、福島県滝ノ原、喜多方を経て山形県米沢市に至る野岩羽線中、未開通部分の今市町より滝ノ原間に鉄道を敷設することは沿線各地のばう大なる地下資源及び森林資源を開発し、隣県秋田、山形、新潟の各県における生産物資の輸送上に、あるいは東北本線の複線的役割を果し国家経済に及ぼす影響は大である。ついては、滝ノ原、今市間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

上越西線敷設の請願（請願者　新潟県知事岡田正平外四十九名）（豆四郎君紹介）（第三一七号）、同（請願者　新潟県東頸城郡安塚村長増田秀雄外五十名）（塚田十一郎君外三名紹介）（第六九三号）及び同（請願者　新潟県議会議長児玉新太郎外八名）（田中角栄君外六名紹介）（第五〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北陸線と上越線との接続する鉄道すなわち信越、北陸両線の交さ地点である直江津駅から分岐し、中頸城郡、東頸城郡を横断して中魚沼郡を経て上越線六日町駅に至る鉄道を敷設することは、沿線各地のばう大なる地下及び森林資源を開発し国家経済上まことに大なる貢献をなすのである。ついては、速やかに上越西線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系統上の見地より、現地の実情を調査の上、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

上越西線敷設の請願外二件（請願者　新潟県中魚沼郡田沢村長大島孝平外九十八名）（鍛冶良作君紹介）（第三一八号）、同（請願者　東京都品川区上大崎三丁目三百番地酒井忠博外五名）（植木庚子郎君紹介）（第三一六九号）、同（請願者　東京都杉並区永福町二百三十七番地南嘉一外八名）（喜多壮一郎君紹介）（第三一三三〇号）、同（請願者　富山市安住町七十九番地上越西線直江津越後湯沢間敷設連合期成同盟会長石坂興一外二十八名）（鍛冶良作君外一名紹介）（第三三七八号）及び同（請願者　富山県議会議長湊栄吉外二十八名）（喜多壮一

郎君外一名紹介）（第三四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上越西線の敷設について、信越本線直江津駅と上越線越後湯沢駅を結ぶ線と、直江津駅と上越線六日町駅とを結ぶ線との両案が地元民の間で競願されているが、湯沢、直江津を結ぶ方が地質、地形上、特に勾配の上からも工事が非常に容易であり、直江津、六日町間より三十キロ短縮される。ついては、上越西線を直江津、湯沢間とし、速やかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系路上の見地より、現地の実情を調査の上、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

上越西線再調査に関する請願（請願者　新潟県中魚沼郡田沢村長大島孝平外四十五名）（北岭吉君紹介）（第一一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

目下敷設請願中の上越西線は地元新潟県の直江津、六日町間支持者と直江津、湯沢間支持者との意見不一致により、去る二月建設審議会においてたな上げとなつたため、これが一本化を急速に実現する必要に迫られ、八月には一市五郡期成同盟会理事会にて、また九月の高田市の総会にては直江津、湯沢間支持者欠席中に一方的に直江津、六日町間に方針決定を議決したためであるが、人口、産業開発、観光資源等あらゆる角度から検討して北陸、関東を最短距離で結ぶ一大環状線の直江津、湯沢間がはるかに優れていると信ずる。ついては、上越西線を再調査し適正なる裁断を仰ぎたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系路上の見地より、現地の実情を調査の上、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

白糠鉄道敷設の請願（請願者　北海道白糠郡音別村千葉製治外六名）（森三樹二君紹介）（第三二〇号）、同（請願者　北海道白糠郡白糠町長青木金吾外二名）（伊藤郷一君外二名紹介）（第三二一号）及び同（請願者　北海道白糠郡白糠町議会議長坂本正能外二名）（本名武君紹介）（第三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

白糠鉄道は北海道根室本線白糠駅から北方二股、足寄村を経て網走本線足寄駅に至る七十六キロの路線で、昭和二十八年法律第百四十七号によつて鉄道予定線となつたが、これが完成は沿線の石炭十億トン、八千万石の原始林と六千町歩農地の開発を可能にするものである。ついては、白糠鉄道の敷設を二十九年度から着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

喜米鉄道敷設の請願（請願者　福島県耶麻郡岩月村長菊地新七郎外六十四名）（河原田稼吉君紹介）（第三二三号）及び同（請願者　福島県耶麻郡喜多方町幽岳小百合外二十四名）（黒金泰美君外一名紹介）（第三二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

会津喜多方駅と熱塩駅とを結ぶ日中線を米沢まで延長して喜多鉄道を完成すれば、わが国における化学繊維工業並びに綿糸機業上に必要不可欠な白土、その他の地下資源及び林産資源の開発を促進するばかりでなく、物資の輸送を円滑にする便宜は想像以上のものがある。ついては、喜米鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

宮林鉄道敷設の請願（請願者　宮崎県宮崎市長荒川岩吉）（相川勝六君紹介）（第三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊本線宮崎駅と小林市を結ぶ宮林鉄道の完成は沿線各地の豊富な農林産物を開発し、ことに当地方の電源を開発することはわが国産業界に貢献するところ大であるばかりでなく、物資の輸送を円滑にする便宜は想像以上のものがある。ついては、宮林鉄道を昭和二十九年度より敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び地方交通の利便を図るため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

名羽線鉄道開通促進に関する請願（請願者　北海道雨龍郡幌加内村長青木鉄雄外二名）（玉置信一君紹介）（第六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名羽線は北海道上川郡名寄町より苫前郡羽幌町に至る鉄道で、名寄町、朱鞠内までは昭和十六年に開通したが、朱鞠内より羽幌に至る四十三キロ余が未開通のままとなつているが、本線は北海道北方地域開発の横断幹線鉄道として、凍結するオホーツク海と不凍結の日本海を直結し、留萌苫前炭田の開発及び林産資源の生産に資するのみならず、沿線の景勝地に対する観光価値も大である。ついては、名羽線の鉄道開通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄吉都線延長の請願（請願者　宮崎県都城市長曾木重貴外三名）（瀬戸山三男君紹介）（第六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南九州総合開発の一環として、宮崎県霧島盆地の農林産資源の開発と南部日南地帯の林水産資源の開発との関連性から、重要港湾油津港を含む日南地帯との直結路線として、国鉄吉都線を延長して都城より牛ノ峠を経て日南を結ぶ約四十キロの最短路線を開さくすることは当地方の開発上最も効果的である。ついては、国鉄吉都線を日南市まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その四）

赤穂線鉄道開通促進に関する請願（請願者　岡山県知事三木行治）（紹介）（第七三〇号）、同（請願者　岡山県西大寺市長家野猛之外一名）（逢澤寛君紹介）（第七九一号）、同（請願者　岡山県西大寺市長家野猛之外二名）（逢澤寛君紹介）（第四九九八号）及び同（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（逢澤寛君紹介）（第五一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄赤穂線は山陽本線相生駅より分岐し、同線西大寺駅に接続する播備内海沿岸地帯を貫通するもので、相生市より赤穂市を経由し和気郡南部より業地帯を通り、邑久、上道両郡並びに西大寺市の穀倉地帯を通る重要路線である。ついては、赤穂線全線の開通を遅くとも三十一年度に実現するため所要の経費を各年次確保され、路線の未測量区間の測量調査をただちに実施の上、東西両方面より早急に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、請願区間の鉄道工事完成については、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

長崎、佐世保間に鉄道敷設の請願（請願者　長崎県西彼杵郡高島村長福崎俊多）（本多市郎君紹介）（第七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県長崎市より西彼杵半島を経て佐世保市に至る区間は全国でも有数なる高熱量の粘結炭の生産地を始め水産、農林産物の生産地で、これらの天然資源が未開発のまま放置されているのは一に交通機関の不便からで、この間に鉄道を敷設すれば、天然資源の開発を促進するのみならず、鉄道輸送網の上からも、またわが国産業の発展にきわめて重要な役割を果たすものである。ついては、長崎、佐世保間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

川口、只見間に鉄道敷設の請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（關内正一君紹介）（第八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

只見川水系電源地帯の早期開発は緊急を要するところで、すでに片門、柳津発電所の新設を見、さらに上田、本名の発電所は建設途上にあり、田子倉、奥只見の電源開発も目しように迫るとき、奥会津の豊富なる地下資源の開発促進と併行して、鉄道の敷設は正に喫緊事である。ついては、会津線川口、只見間の鉄道を速やかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

遠美線敷設の請願（請願者　岐阜県恵那郡遠山村長佐々木利八）（岡村利右衛門君紹介）（第八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄東海道本線掛川駅を起点とし、静岡県西北部より愛知県東北部を斜断し、岐阜県東南部を縦走して国鉄中央線大井駅に至る延長八十一キロの遠美線は、すでに大正十一年に計画され、静岡県側は掛川駅より二俣町まで、岐阜県側は大井駅より明知町までそれぞれ敷設され、その後戦禍により中断され放置されているが、本路線は静岡、愛知、岐阜にまたがる山林資源地帯を縦走する重要路線で、これが実現されれば経済的、文化的に国家にひ益するところきわめて大なるものがある、ついては、遠美線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

国鉄大畑線を大間まで延長の請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外八名）（山崎岩男君紹介）（第一二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡は無尽蔵と称せられる鉄、石灰石等の地下資源を始め、林産、水産資源を豊富に埋蔵し、これが開発を促進するには国鉄大畑線を大間まで延長することが緊要であり、さらに目下修築中の大間港整備が完成すれば、本州と北海道との連絡が一時間余りでできることになる。ついては、速やかに国鉄大畑線を大間まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

北条線を播但線福崎駅まで延長の請願（請願者　兵庫県加西郡町村長会長藤岡今次外二百八十名）（岡田五郎君紹介）（第一九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄北条線と播但線福崎駅との間は、現在兵庫県道第三十九号が縦貫しているが、当地方は林、農、畜産資源が豊富であるため、物資の移出入はひん繁で道路のふくそうはなはだしく、現状をもつては、とうてい物資の円滑なる輸送は期

し得られない状態にあり、また旅客の輸送も現在民営自動車によつて、わずか一日六往復しているのみで、通勤、取引上に多大の不便をきたしており、観光客は遠く姫路をう回して来訪する有様である。ついては、大播磨総合工業地帯の背後地等として、将来著しい発展が予想される当地方の輸送機関として、北条線を播但線福崎駅まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

小本線宇津野、浅内間鉄道敷設促進等に関する請願（請願者岩手県下閉伊郡田老町下閉伊郡町村会長久保利七）（鈴木善幸君外三名紹介）（第二一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄小本線宇津野、浅内間の鉄道敷設工事は昭和二十七年九月着工以来着々進行中であるが、今回政府は明年度予算において本工事費を削減される由であるが、本線の敷設によつて当地方の各種資源の開発は促進され、地方はもとより国家経済に多大な貢献を与えるものである。ついては、小本線宇津野、浅内間の工事を継続するとともに小本まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便を図るため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設については、充分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

二俣、佐久間間に鉄道敷設の請願（請願者　静岡市県庁内国鉄未成線二俣佐久間線敷設期成同盟会長斎藤寿夫）（塩原時三郎君外十三名紹介）（第二二七二号）、同（請願者　静岡県副知事吉岡恵一）（戸塚九一郎君外十三名紹介）（第二二〇四号）及び同（請願者　静岡県磐田郡二俣町長包坂佐一外七名）（中村幸八君紹介）（第四五八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二俣線二俣駅より佐久間ダム建設による飯田線付替路線に接続し佐久間村に至る国鉄未成線二俣佐久間線の敷設は、無尽蔵の森林資源及び地下資源を開発して地方産業の飛躍的振興をもたらすため、その早期実現は国家的見地より緊急を要するものと認められる。ついては、二俣、佐久間線の建設工事を優先的に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

豊浜線敷設の請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の国鉄宗谷線豊富駅よりオーツク海方面各町村の文化、経済、産業の中心をなしている北見線浜頓別を連絡すれば、浜頓別駅より日曽鉄道間にある仁達内原野約三千八百三十八町歩並びに上猿払原野二千四百五十町歩の農耕適地の開発及び森林地帯約千百余町歩の森林経営が容易となるのみならず、上猿払及び仁達内方面にある石炭埋蔵量推定四億トンの開発を促進し、日本海方面とオーツク海方面とを密接に結ぶことができ上武線敷設の請願（請願者　群馬県太田市長堀越節蔵）（松井豊吉君紹介）（第二四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上武線の敷設については再三請願しているとおり、熊ケ谷、太田、桐生の三市を結び、栃木県足尾方面に連絡するとともに東京都への所要時間を短縮し、沿線各地の産業の発展と文化の向上に資するものにして、関係地方民の待望久しきところで、今回幸いに関係当局において実地調査を行われるに至り感謝に堪えない。ついては、速やかに上武線敷設に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を図る等のため、予算案を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日、

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄吉備線を福山市まで延長の請願（請願者　岡山県知事三木行治　外三名）（橋本龍伍君紹介）（第二八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉備線総社駅より福塩線神辺駅を経て福山市に至る区間は農産物、林産物並びに鉱業資源に恵まれておる関係上、輸送量はきわめて多く、しかも鉄道敷設工事が容易な地域である。ついては、国鉄吉備線を福山市まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

四国循環鉄道敷設促進に関する請願（請願者　愛媛県知事久松定武外一名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国の西南地域は四国随一の資源地帯にして世界一優良品質と称せられる石灰層、わが国三大漁場の一つ、無尽蔵の森林資源及び三十一万キロワットの包蔵電力等を有しながら、交通機関に恵まれぬため空しく死蔵されており、これら重要資源の開発は一にかかつて四国循環鉄道の完成にある。ついては、高知県幡多郡江川崎村、高岡郡窪川町間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設については、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

左荒線敷設の請願（請願者　山形県知事村山道雄）（牧野寛索君紹介）（第二九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県の産業、文化は東北各県とともに後進県なるがため、工鉱業の比重を高めるべく県の総合開発計画を樹立し県民一致の努力を傾注しているが、運輸交通施設の整備こそ最大の前提要件で、すでに予定線として鉄道敷設法別表に掲げられている左沢、荒砥間の左荒線は、奥羽線への連絡と、置賜西部よりさらに長井線、米坂線を経由して羽越線への連絡とを可能ならしめ、また水力発電所の建設、沿線一帯の地下資源、森林資源の開発に寄与するところきわめて大である。ついては、左荒線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のた

め、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

左荒線等敷設の請願（請願者　山形県西村山郡町村会長渡辺彦吉外一名）（敏野寛索君紹介）（第四四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡下の左荒線、間鶴線、寒楯線はいずれも重要地点を連絡する重要路線にして、沿線一帯は木材、薪炭、米穀等の生産はなはだ多く、最近は果樹、たばこ、羊毛、機織及び酪農等の副業もすこぶる盛んとなり、ことに朝日岳一円は無尽蔵の地下資源を有している。ついては、これが開発と地方文化向上のため、該三線に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

野岩羽鉄道加路線敷設促進に関する請願（請願者　栃木県塩谷郡塩原町長坂内四郎外二十九名）（佐藤親弘君紹介）（第二九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡今市町より福島県南会津郡田島町に至る野岩羽本線鉄道建設の重要性はすでに政府当局も認められるところで、その敷設工事は福島、栃木の県境まで進ちよくしており、やがて開通するものと思われるが、これの追加路線として東北本線西那須野駅から塩原温泉郷を経て該線に接続する西塩線を敷設すれば、東北本線と野岩羽本線が連絡し、沿線地下及び観光資源の開発にひ益するところ大である。ついては、西塩線の敷設方を配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を図る等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大糸線開通促進に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡小滝村議会議長伊藤梅吉外二十二名）（塚田十一郎君紹介）（第三一七二号）及び同（請願者　新潟県西頸城郡小滝村長北山万十郎外二十名）（田中彰治君紹介）（第三一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大糸線は中央線松本を分岐点として新潟県糸魚川において北陸線に合する路線で、その敷設工事は戦時中に中止されたものが、昭和二十七年に再び着工され、現在進ちよく中で、その沿線地域は豊富な地下資源、森林資源に恵まれ、産業開発上、観光上からも地元民は一日も早く完成することを切望している。ついては、明年度予算圧縮によつて工事を打ち切ることなく、大糸線敷設工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設については十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきもの認とめる。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄岩日線敷設の請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第三三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線岩国駅から山口線日原駅に通ずる岩日線は、沿線地域の豊富な林産、農産及び鉱産資源の開発上もつとも必要な路線で、これが実現の暁は陰陽連絡の最短路線として山陰、山陽の産業、経済、文化の交流発展をもたらし、観光客、通学生の利用も飛躍的に増大するものと確信している。ついては、岩日線の敷設を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに交通系路上の見地より、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

中村、上ノ山間に鉄道敷設の請願（請願者　宮城県刈田郡白石町長麻生寛道）（佐々木更三君紹介）（第三三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県中村町、宮城県白石町及び山形県上ノ山町間の鉄道敷設は、東北本線及び常磐、奥羽の三線を結び、表裏日本相互の物資交流を容易ならしめるとともに、国立公園候補地たる蔵王連峰とこれを囲む各温泉郷等の観光地帯を一環とする上に必要欠くべからざる重要線にして、国鉄予定線に決定されて以来、久しきに及ぶ今日、なおその実現を見ないことはまことに遺憾である。ついては、該区間の鉄道を速やかに建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄日田線敷設工事継続施行に関する請願（請願者　福岡県小倉市長荒浜田良祐外六名）（廣瀬正雄君紹介）（第三四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は明年度予算の編成に当つて、鉄道新線建設費を大幅に削減して、すでに昭和二十七年度より継続工事を進めているものも中止されるやにそく聞するが、福岡県小倉市より田川郡添田町を経て大分県日田市に至る鉄道日田線は、ほとんどの工事を終り、未開通区間はわずかに十二キロを残すのみにして、若しこれが工事が中止されれば、鉱工業地帯の北九州並びに筑豊炭田地区と木材の集散地として著名な日田市との輸送上に、また産業の開発、石炭の増産等における損失はきわめて大なるものがある。ついては、国鉄日田線敷設工事を昭和二十九年度においても継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設については十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

日南鉄道敷設工事継続施行に関する請願（請願者　宮崎市長荒川岩吉外二名）（伊東岩男君紹介）（第三五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県を南北に縦貫する日南鉄道の敷設工事は北郷、宮崎間わずか十六キロを余すのみで中止となつていたところ、昨年ようやく着工の運びに至り速やかに開通されることを期待するものであるが、その開通は日南地方南九州総合開発特定地域の包蔵する農林、水産等の資源開発上不可欠の条件である。ついては、日南鉄道敷設工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通系路の整備並びに地方産業の振興を図る等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設については十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

日南鉄道内海線敷設促進に関する請願外四件（請願者　宮崎県南那珂郡南郷町長荒武倉次郎外六十五名）（伊東岩男君紹介）（第四三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日南鉄道内海線の鉄道敷設工事は昨年九月着工の運びとなり、県民あげて盛大なる祝賀会を開催して多年の宿望が達成せられたことを喜びあつたが、昭和二十九年度緊縮予算により路線の調査だけに止まる模様なので県民ひとしく憂慮している。ついては、陸の孤島として交通文化に恵まれない当地方開発のため、該線の鉄道敷設工事に即時着工されたいというのである。

一、請願の議決理由
交通系路の整備並びに地方産業の振興を図る等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設については考慮すべきものと認める。
よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

神奈川県西部地区の国鉄輸送力増強に関する請願（請願者　小田原市緑町中井一郎外三名）（小金義照君紹介）（第四〇八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
神奈川県西部地区はわが国でも有数の健康地区で、富士箱根国立公園の主要部分を形成し、東京に対する西方浮動距離圏として、近年著しく発展し人口も激増しつつあるが、輸送能力がきわめて悪く、当地方の産業、経済、文化等の向上を阻害しているも、現在の国鉄線の簡単なる改良工事によつて旅客貨物ともに輸送力を増強することができる。ついては、平塚、国府津間に貨物線を敷設するとともに御殿場線の複線を復活し気動車を運転されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興を図る等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

高森、日の影間の鉄道開通促進に関する請願（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第四三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本、延岡を結ぶ南九州横断鉄道は、すでに熊本県において阿蘇郡高森町まで、宮崎県では西臼杵郡日の影町まで開通を見、余すところ未開通区間は十余里となつているが、この沿線一帯は鉱物、林産物等豊富な資源に恵まれ、且つ、風光明びな観光地を形成しており、本線の開通は当地方産業の振興はもちろん、沿線地帯の政治、経済、文化の向上発展に寄与するところ大である。ついては、速やかに高森、日の影間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興を図る等のため予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

国鉄小本線の延長に関する請願（請願者　岩手県下閉伊郡岩泉町八重樫圭助）（中居英太郎君紹介）（第四九一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄小本線は現在宇津野駅より浅内まで延長工事を施行中であるが、これをさらに岩泉まで、一期工事として小本村まで延長されれば、いわゆる「岩手のチベット」と称せられる酪農地帯、林産資源及び地下資源の開発に重要なる意義をもつものであり、将来三陸沿岸鉄道が実現されればこれと直結して国家経済に一大拠点となることは明らかである。ついては、国鉄小本線を小本村まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便をはかるため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

大飯線を秩父市まで延長に関する請願（請願者　埼玉県飯能市長町田右二郎外百二十八名）（山口六郎次君外一名紹介）（第四九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県飯能市の大飯線大宮、飯能の基点から入間郡原市場村及び同名栗村を経由し、秩父市に至る鉄道の敷設は大正十二年に私鉄名栗鉄道の建設認可等となつたが、その後工事なかばにして財界変動のため遂に工事中止のまま今日に至つているが、本沿線住民の交通はきわめて不便であるのみならず、農産物、林産物の資源に恵まれながら交通不便のため、これら資源の開発も実施できない実情にある。ついては、大飯線を原市場、名栗を経由して秩父市まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。
よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

鉄道敷設法の一部改正等に関する請願（請願者　北海道檜山郡江差町字上野町三十番地檜山鉄道促進期成同盟会長谷口太一）（山崎岩男君紹介）（第五〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鉄道敷設法「別表」敷設予定鉄道線路は同法施行以来相当の長年月を経過し、終戦後のわが国経済の現況から、地方産業開発上敷設予

定線の大幅な追加編入を要し、また北海道江差線木古内より分岐して大島に至る線は、現在福山線として大島まで敷設され、大島まで予定線となつているが、大島を起点として日本海沿岸を江差線の終点を経て瀬棚線の終点を結ぶ延長百五十キロに鉄道を敷設することは地方産業開発上重要である。ついては、鉄道敷設法の別表の改正と該区間を別表に追加編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

北海道宗谷本線美深駅より興浜北線北見枝幸駅に至る間の美幸線敷設については、昭和十八年に実地測量等を完了して工事着手準備中戦争のため中止されて今日に至つているが、当区間は農産物、林産物並びに鉱工業資源が豊富に埋蔵しているも、交通不便のためこれら資源の開発は進まず、天与の資源はいたずらに奥地に死蔵されている現状にある。ついては、美幸線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

美幸線敷設の請願（請願者　北海道中川郡美深町長西尾六七外十名）（松浦周太郎君紹介）（第五一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道宗谷本線美深駅より興浜北線北見枝幸駅に至る間の美幸線敷設について、昭和十八年に実地測量等を完了して工事着手準備中戦争のため中止されて今日に至つているが、当区間は農産物、林産物並びに鉱工業資源が豊富に埋蔵しているも、交通不便のためこれら資源の開発は進まず、天与の資源はいたずらに奥地に死蔵されている現状にある。ついては、美幸線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

美幸線敷設の請願（請願者　北海道中川郡美深町長西尾六七外十名）（松浦周太郎君紹介）（第五一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道宗谷本線美深駅より興浜北線北見枝幸駅に至る間の美幸線敷設について、昭和十八年に実地測量等を完了して工事着手準備中戦争のため中止されて今日に至つているが、当区間は農産物、林産物並びに鉱工業資源が豊富に埋蔵しているも、交通不便のためこれら資源の開発は進まず、天与の資源はいたずらに奥地に死蔵されている現状にある。ついては、美幸線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

常磐線取手、平間電化の請願（請願者　茨城県議会議長鈴木一同）（原彪君（改）紹介）（第三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

時局の推移に伴い常磐線の持つ使命はきわめて大きく、その沿線地域は広大なる穀倉地帯と豊富なる山林資源、地下資源、水産資源を有し、京浜地区に対する重要な物資供給資源地帯である。ついては、毎年激増する首都近郊輸送の緩和策として、常磐線取手、平間を電化するため、昭和二十九年度予算に関係経費を計上し、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

運送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算及び現地の事情等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

常磐線取手、平間電化の請願（請願者　茨城県議会議長鈴木一同）（原彪君（改）紹介）（第三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

時局の推移に伴い常磐線の持つ使命はきわめて大きく、その沿線地域は広大なる穀倉地帯と豊富なる山林資源、地下資源、水産資源を有し、京浜地区に対する重要な物資供給資源地帯である。ついては、毎年激増する首都近郊輸送の緩和策として、常磐線取手、平間を電化するため、昭和二十九年度予算に関係経費を計上し、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

運送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算及び現地の事情等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

高崎線及び上越線電車化促進の請願（請願者　群馬県知事北野重雄外二名）（武藤運十郎君紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄高崎線及び上越線は沿線地域における産業の興隆、教育、文化の交流、観光客の往来等に起因して、旅客は逐年増加混雑するに反し、運輸機関の整備拡充が伴わず、東京都の衛星地帯となつている本地域は一方に利根特定地域総合開発計画の根幹をなしているため、山積する交通対策に苦慮している。ついては、高崎線（両毛線前橋を含む。）及び上越線（高崎、渋川、水上間）を電車化されたいというのである。

二、請願の議決理由

運送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算及び現地の事情を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

仙山線電化の請願（請願者　宮城県議会議長今野貞亮）（庄司一郎君紹介）（第三五五号）、同外一件（請願者　宮城県仙台市長岡崎栄松外十七名）（只野直三郎君紹介）（第三五六号）及び同（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（牧野寛索君紹介）（第四七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市より山形市に通ずる仙山線は表裏日本を結ぶ重要幹線として、広く東北の産業、文化の面に重要な役割を果しており、輸送力の増強とスピード化は切実な要請となつているが、地形上の悪条件のため、これを満し得ない現状にあることは遺憾である。ついては、仙山線の全線にわたる電化を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

運送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算及び現地の諸事業を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

常磐線の複線電化に関する請願（請願者　福島市杉妻町十五番地福島県相馬地区町村会長横山宗延外一名）（關内正一君紹介）（第八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線は東京と東北、北海道を結ぶ重要な幹線で、その利用度は日増しに増大しつつあるが、今なお、平、岩沼間が単線であるため、輸送力は減殺され、福島県相馬、双葉両郡はもちろん、東北、北海道地方の開発は著しく阻害されている。ついては、速やかに常磐線の複線電化を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算及び現地の諸事業を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

京都、草津間に電車運転の請願（請願者　大津市東浦一番町滋賀県鉄道電化促進期成同盟会長吉川孫右衛門）（堤康次郎君紹介）（第一三二二号）、同（請願者　京都市中京区河原町御池角岩本健一）（堤ツルヨ君紹介）（第四九二八号）、同（請願者　京都市中京区河原町御池角石田芳之助）（矢尾喜三郎君紹介）（第四九二九号）、同（請願者　京都市中京区河原町御池角生水徳松）（水谷長三郎君紹介）（第四九三〇号）及び同（請願者　京都市議会議員小沢勘一郎外一名）（中村三之丞君紹介）（第四九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線京都、草津間電車運転

は戦前すでに計画され、一部着工中に戦争のため中絶されていたもので、戦後沿線の人口は増大の一途をたどり、京阪神地方への通勤者もますます多くなる傾向にありながら、交通機関はきわめて貧困であり、ことにこの区間における逢坂山、東山両トンネルは延長四・二キロにも及び、ばい煙は常に車内を覆い乗客の苦痛はなはだしきものがある。ついては、京都、草津間若しもこれが困難の場合は京都、大津間に国鉄電車を延長運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算、電源等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

東北本線電化促進に関する請願（請願者　栃木県知事小平重吉）（只野直三郎君紹介）（第一九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線については、明年度より調査費を計上し、国鉄電化五箇年計画の第一年度として取扱う旨、総裁より言明されたが、東北本線の電化は最も緊急を要するもので、明年度より工事費を計上して実施されるべきものである。ついては、東北本線のうち、大宮、仙台間の電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算、電源等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

中央線甲府、長野間の電化は沿線住民の多年の要望にかかわらず、いまだ実現の運びに至つていないが、本線は全国有数の山林県を縦横断しているので、急こう配、屈曲、トンネルが多く、輸送力に大なる制約と運行に長時間を要し、衛生上にもすくなからぬ悪影響を与えており、またいかに生産力の増強が図られても完全な輸送力の確保なくしては、とうてい住民の福祉増進は期し得られない。ついては、石炭の節減、輸送力の増強、速度の高度化による円滑なる運行を図り、もつて政治、経済、産業、文化の発展に寄与するため、速やかに甲府、長野間の電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、石炭の節約を図る等のため予算、電源等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

京都、草津間電化促進の請願（請願者　滋賀県栗太郡草津町長黒川広太郎外三十二名）（森幸太郎君紹介）（第二六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県は京都、大阪等の大都市に近接し、しかも琵琶湖等の大観光地を有する関係上、観光遊覧客の往来はげしく年々増加の一途をたどり、京都、草津間の各列車は常に超満員の混雑を呈し、加うるに逢坂山、東山の二大隧道があつて、ばい煙による乗客の困惑は言語に絶するものがある。ついては、京都、草津間の電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、石炭の節約を図る等のため予算、電源等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

中央本線、篠ノ井線及び信越線電化の請願（請願者　長野県議会議長下平柄四外一名）（小川平二君紹介）（第四五〇四号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎）（松平忠久君紹介）（第五〇五号）、同（請願者　長野県議会議員小沢貞孝）（萩元たけ子君紹介）（第四五二二号）、同（請願者　長野県議会議員小林繁太郎）（降旗徳弥君紹介）（第四五二三号）、同（請願者　長野県議会議員萩原克己）（中澤茂一君紹介）（第四六七八号）、同（請願者　長野県議会議員溝上正男）（原茂君紹介）（第四七六九号）及び同（請願者　長野県議会議員中山謙輔）（井出一太郎君紹介）（第五一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の最重要幹線として中央本線、篠ノ井線及び信越線の電化については再三にわたつて要望しているも、いまだ実現されないが、これら各線はいずれも表日本と裏日本とを結ぶ主要路線として貨客の輸送は逐年増加の一途をたどり、且つ、沿線にはわが国を代表する数多くの観光地や、豊富な電源を有し、これら各線の電化によつてもたらす政治、経済、産業及び文化の発展に貢献するところじん大である。ついては、中央本線、篠ノ井線（甲府、長野間）及び信越線（高崎、横川間及び軽井沢、長野間）の電化を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算、電源等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

普通急行列車安芸号に二等寝台車連結に関する請願（請願者　広島県知事大原博夫外二十一名）（高橋禎一君紹介）（第三〇二号）、同（請願者　広島県尾道市長天野彦三外二十二名）（岡本忠雄君紹介）（第三〇三号）及び同（請願者　広島県議会議長檜山柚四郎外二十二名）（高津正道君紹介）（第三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県は国際観光地帯として近年内外観光客の増加著しく、且つ中国地方の政治、経済、文化の中心地として重要な地位を占めている関係上、普通急行列車の安芸号の利用率は本県各駅を通過する急行列車中首位を占めている実情で、安芸号に二等寝台車の連結を地元政財界及び官公庁等から強く要望しているのみならず、本県に来訪する国際関係要人又は観光客の要請に沿うことも困難な現状である。ついては、普通急行列車安芸号に二等寝台車を連結されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

特別急行列車かもめ号の運転区間延長に関する請願（請願者　福岡県知事杉本勝次外七十名）（高橋禎一君紹介）（第三〇五号）、同（請願者　広島県尾道市長天野彦三外七十二名）（岡本忠雄君紹介）（第三〇六号）及び同（請願者　広島県知事大原博夫外七十二名）（高津正道君紹介）（第三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄当局は現在博多、京都間を運行中の特別急行かもめ号を博多、東京間に延長する計画を検討中とのことであるが、西日本はわが国の政治、経済、産業、文化等にわたつて京阪地方に劣らない重要な地位を占め、且つ、政府の出先機関もきわめて多く、上京者の数は増大しているにかかわらず、西日本を従断する特別急行はかもめ号のみで、しかも博多、京都間だけであつて、緊急旅行者は著しい不便を被り、西日本の産業、経

済の振興と行政能率の向上に多大の支障をきたしている。ついては、特別急行列車かもめ号の運転区間を博多、東京間とし、全区間を特別急行として運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

西日本、東京間に特別急行列車運転の請願（請願者　広島県広島市日本銀行広島支店長増田常次郎外三十三名）（高橋禎一君紹介）（第六九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

西日本（岡山、広島、山口及び九州各県）と東京を結ぶ特別急行列車の運行については、目下国鉄当局においてその計画を検討中とのことであるが、これが実現は西日本における産業、経済の発展にきわめて大きく、特に従来特別急行列車の利用に恵まれない関係住民はこれが実現を強く要望している。ついては、上京用務の能率化を確保するため、上り東京駅着時刻を九時以前とし、下り東京駅発時刻を十七時以後とする西日本、東京間の特別急行列車を運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大湊線及び大畑線に旅客貨物列車増発等に関する請願（請願者　青森県下北郡大湊町長佐々木由吉外九名）（山崎岩男君紹介）（第一二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡下の各資源の開発に伴い、大湊線、大畑線の物資、旅客の需要は増大して毎列車超満員で立すいの余地ない現状にあり、また警備隊大湊地方総監部設置等により二等旅客列車の利用も増加しつつある。ついては、大湊線及び大畑線に旅客貨物列車を増発し、二等旅客列車を増結されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

羽越線経由青森、上野間に急行列車運転の請願（請願者　秋田市長武塙祐吉ほか山崎岩男君紹介）（第一二一五）号に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在羽越線を経由する青森、上野間に臨時急行列車が運行されているが、これが利用者は増大し、地域関係住民の受ける文化、経済、産業等の利益は多大なものがある。ついては、現在運行中の臨時急行列車を定時化して運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

武豊線に列車増発等に関する請願（請願者　愛知県知多郡武豊町小迎三十八番地竹内英男外三十名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第一四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

武豊線は戦前上下線とも各二十四本であつたが、現在は各十二本になつているため朝の通勤列車の混雑はなはだしく、また地元商工業者の商用上時間的不経済は著しいものがある。ついては、該線の武豊発上り線七時から八時の間に一本、二十二時頃一本と下り線武豊駅着午前、午後各一本をそれぞれ増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

磐越東線外二箇線の客車改善に関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（關内正一君紹介）（第八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

磐越東線は福島県海岸地帯より唯一の横断路線にして従来すこぶるひん繁であり、水郡線は交通の中心地郡山市と水戸市を結ぶ重要路線であり、また会津線は只見川水系開発の基本路線であるが、これら各線の客車はまつたく廃車に近い老朽車のまま放置されていることは本県の経済、文化に影響するところじん大である。ついては、磐越東線外二箇線の客車を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

磐越東線及び同西線の連結に関する請願（請願者　福島県議会議長蓮沼龍輔）（松井政吉君紹介）（第四二一〇号）、同（請願者　福島県議会副議長渡辺鉄太郎外一名）（助川良平君紹介）（第四二一一号）、同（請願者　福島県知事大竹作摩外一名）（栗山博君紹介）（第四二五八号）及び同（請願者　福島県議会副議長渡辺鉄太郎外一名）（佐藤善一郎君紹介）（第四二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

磐越東線は東北本線郡山と常磐線平とを結び、沿線地域は幾多の資源に恵まれるのみならず、常磐炭鉱及びセメント、肥料等の工場を有して異常な発展を遂げ、また磐越西線は福島県と新潟県を結ぶ重要路線で林産、鉱産地帯を貫通しており、従つてこの東西両線を最大限に活用するため一貫運行を実現することは現下の急務となつている。ついては、磐越東線及び同西線を磐越本線として一本化し、急行列車の運転をも可能ならしめるよう改良工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかる等のため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

飯山線の運輸改善に関する請願（請願者　新潟県中魚沼郡水沢村長井口清一外百五十二名）（田中彰治君紹介）（第四二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯山線は上越線と信越線とを結び、運輸の改善によつては重要幹線たり得るので、沿線地方の文化向上の見地からも強くその改善を要望されており、ことに十日町市誕生によりこの要望は切実となつている。ついては、飯山線の始発及び終着を長岡駅と長野駅とすること、列車を増発し客車と貨車を分離運行すること。中間駅の停車時間を短縮することを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

準急行列車ちどり号の常時運転等に関する請願（請願者　広島県比婆郡庄原町比婆商工会議所会頭後藤商）（佐竹新市君紹介）（第四二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陰陽連絡二等車附準急列車ちどり号は昨年十月末に運行されて以来、この沿線に散在する奇勝帝釈峡、スキー、登山に好適の道後山、比婆山、三井野原及び風景絶佳の庄原町上野公園、西城川沿岸等への観光客誘致に、また広島市を中心とする各都市の交流にひ益するところ大なものがあり、地方民一同深く感謝している。ついては、準急行列車ちどり号を常時運転するとともに、山陰側はトンネルと急坂多きため、夏期における旅行は熱気とばい煙で不愉快きわまるものがあるから、この際二等車連結ディーゼル機関車による一層のスピード運行を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

左沢線に列車増発等に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第四四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形駅を起点とする左沢線は県下随一の乗降客数を有するので、鉄道当局の厚意により気動車が配車となり利用者一同感謝していたが、今般意外にも突如として減車となつたため、通勤時に際してはその混雑目に余るものがあり、平日でも満員で、多人数が乗車不能となる状態にある。ついては、左沢線に対して（一）列車本数の増発、（二）連結車の増加、（三）寒河江駅止りの列車を左沢駅まで延長、（四）左沢行下り最終列車を奥羽本線下り列車に接続するようダイヤの変更等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

長崎本線廻り特別急行列車運転の請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎）（本多市郎君紹介）（第五〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県は中央と遠く隔てている関係上、鉄道交通に恵まれず、現在本土と本県を結ぶ急行列車は雲仙号ただ一本のみであるため、利用度が高く、長崎、岡山間あるいは東京まで空席がなく立ち続ける乗客もあり、その疲労と不快により観光地長崎、雲仙への旅行を忌避する者多く、観光地はもちろん国家的にも多大な損失となつており、さらに本県は南方諸国及び中共地区に対する貿易の基地であり、国際的に占める位置はきわめて重要である。ついては、現在京都、博多間を運行中の特別急行列車を長崎本線廻り東京、長崎間特別急行列車に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図る等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。

よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

甘木線にディゼルカー運転の請願（請願者　福岡県朝倉郡町村会長井口久七郎外二百四十一名）（龍谷憲一君紹介）（第三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡地方においては現下の困難な就職及び住宅事情から、遠く十数里の福岡、博多に通勤する者が多いが、国鉄甘木線は運行回数が少ないため西鉄久留米線を利用し、数時間を要する状態で、肉体的にも、経済的にも過重の負担となつている。ついては、甘木線にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

函館本線小樽駅、岩見沢駅間等にディゼルカー運転の請願（請願者　北海道岩見沢市岩見沢商工会議所会頭三谷栄次郎）（椎熊三郎君紹介）（第六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩見沢市は北海道の中央に位し、交通の至便とあいまつて空知炭田を近くに控える関係上、逐年人口は激増して交通機関特に鉄道の利用者は著しく増加し、今後ますます混雑すること明らかで、岩見沢、小樽間又は支線として最も旅客の多い幌内線においてもその極に達している。ついては、函館本線小樽駅、岩見沢駅間及び幌内線岩見沢駅、幾春別駅間にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

函館本線小樽駅、岩見沢駅間にディゼルカー運転の請願（請願者　北海道札幌郡江別町長古田島蕉平外一名）（椎熊三郎君紹介）（第六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の政治、産業、文化の中心地帯である小樽、札幌、江別、岩見沢駅間の輸送力を増大し、交通難を緩和することは同地方の産業、文化を発展せしめ、北海道の総合開発を促進せしめるものにして、本区間の国鉄沿線の人口は六十七万を数え、総合開発の進展に伴い近い将来には百万に達するものと予想されるので、現有の輸送力にてはとうてい満足し得ない状況にある。ついては、函館本線小樽駅、岩見沢駅間にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

日豊本線にディゼルカー運転等の請願（請願者　宮崎県知事田中長茂外一名）（池田清志君紹介）（第一三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県及び鹿児島県は優れた景観、豊富な温泉又は繁茂する熱帯植物等観光資源に恵まれながら、事業的に他地方に劣つているのは不便な交通機関に原因しているため、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

志布志線にディゼルカー運転の請願（請願者　宮崎県都城市長曾木重貴外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日南市、南那珂郡方面と鹿児島県大島半島一帯とは古くから都城市を中心として文化的、経済的に同一圏内にあつて、逐年貨客の交流は激しくなつているが、これが運輸に当る志布志線の列車運行はきわめて少なく、またそのほとんどが老朽車であるため、関係者は著しく不利不便を被つている。ついては、志布志線にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

めで、しかも日豊線のごときは大分、別府間において百三十余のトンネルを有する悪条件下にあつて、陸の孤島の感がある。ついては、日豊本線のデイゼルカーの運転、九州循環急行列車の運転、門司より大分までの準急を宮崎に延長及び都城止り急行たかちほを鹿児島まで延長等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

土讃線高知、佐川駅間にガソリンカー運転の請願（請願者　高知市長氏原一郎外四十九名）（第二〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土讃線のガソリンカー運転区間は高知市より以東土佐山田駅までで、同市以西にはその利便がないのみならず、列車の回数も少なく、ことに高知、佐川駅間の不便と混雑は著しく、しかも佐川町は県西南部の中心であり、予土線の起点でもあつて、交通の要衝となり、高知、佐川間の住民で両市町への利用者は著しい数に上りひとしく不便をきわめている。ついては、高知、佐川駅間にガソリンカーを運転されたいというのである。

二、請願の議理決由

当該地方の旅客交通の利便を図る等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

三国線金津、芦原間にディゼルカー運転の請願（請願者　福井県小浜市酒井七十四番地畑中清美外四百七十一名）（坪川信三君紹介）（第四一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県下の三国、芦原、金津を経て福井、武生方面に通ずる間の住民は、三国線及び北陸本線を足とし、これによつて生活を支えられているが、三国線は戦時中の非常態勢により撤去され、終戦後八年余を経た今日、いまだ完全に復元されず、福井、港間にとどまつているのみならず、運転回数が少ないため、沿線丘陵地帯における唯一の農産物である甘しよの輸送、県立九頭龍公園、丹勝東尋坊及び芦原温泉への観光客並びに三国、福井間の通勤等に多大の不便をきたしている。ついては、三国線金津駅、芦原駅間にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

宮之城線にガソリンカー運転の請願（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町薩摩郡町村議会議長会長宇都宮敦馬）（池田清志君紹介）（第四一二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮之城線は列車運転の数がきわめて少なく、これがため沿線住宅は著しく不利不便を被つている。ついては、宮之城線にガソリンカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

米坂線にディゼルカー運転の請願（請願者　山形県西置賜郡豊原村長金子春次外六名）（牧野寛索君紹介）（第四六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奥羽本線米沢駅より羽越線を結ぶ米坂線は平地少なく、山岳地帯が多く、しかも数十箇所にわたつてトンネルがあるため、乗客者はばい煙によつて旅行等に困難をきわめておるのみならず、沿線は山林地となつている関係上、火災の危険性はきわめて多大なものがある。ついては、米坂線にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

長井線にディゼルカー運転の請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（牧野寛索君紹介）（第四七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長井線は山形県西置賜、東置賜両郡を貫通して奥羽本線に連絡する支線にして、沿線二十五箇町村住民の県都山形市への往復等その利用者は多数にのぼり、また昨年末完成した野山ダム発電工事の本格化に伴いさらに重要性を増しているが、運転回数が少ないのみならず、貨客車の連結等のため停車時間が長く乗客の不便は著しいものがある。ついては、長井線にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方旅客交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

長井線にディゼルカー等運転の請願（請願者　山形県西置賜郡町村会長斎藤弥助）（牧野寛索君紹介）（第四七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長井線は山形県東置賜、西置賜両郡を貫通し、奥羽本線に連絡する支線で、沿線二十五箇町村住民の県都山形市への往復等その利用者は多数に上り、加うるに昨年末完成した野山ダム発電工事の本格化に伴いさらに重要性を増しているが、運転回数が少ないのみならず、貨客車の連結等のため停車時間が長く、利用者の不便は著しいものがある。ついては、長井線にディゼルカー又はガスカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の旅客に交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

志布志、古江間にディゼルカー運転の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町百四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄志布志、古江間には戦前ディゼルカーを運転していたが、現在休止中で大隅地方民の不利不便はきわめてじん大である。ついては、志布志、古江間にディゼルカーの運転を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

金沢駅構内操車場移転に関する請願（請願者　石川県議会議長宮永嘉雄）（河野密君紹介）（第三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄金沢駅中橋踏切を中心とする地帯は都市計画上工業地帯に編入されており、将来金沢工業港の進展とともに最も重要な地帯であるが、同踏切りは一日のうち、十三時間余にわたり交通が遮断され、附近住民の歩行はもとより、物資の輸送においても多大の不便を与えている。ついては、速やかに金沢駅構内の操車場を移転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかる等のため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

山陽本線瀬戸駅、西大寺駅間に駅設置の請願（請願者　岡山県議会議長後藤和夫）（橋本龍伍君紹介）（第五七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽本線瀬戸駅と西大寺駅との区間は八、二キロもあり、しかも沿線一帯は酒米、白桃、ぶどう等の産地であるが、駅に遠いため生産物の輸送並びに通勤に多大の不便を被つている。ついては、瀬戸駅、西大寺駅間に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

山陽本線瀬戸駅、西大寺駅間に駅設置の請願（請願者　岡山県議会議長後藤和夫）（橋本龍伍君紹介）（第五七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽本線瀬戸駅と西大寺駅との区間は八、二キロもあり、しかも沿線一帯は酒米、白桃、ぶどう等の産地であるが、駅に遠いため生産物の輸送並びに通勤に多大の不便を被つている。ついては、瀬戸駅、西大寺駅間に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

上越線西前橋駅設置の請願（請願者　群馬県知事北野重雄外二名）（武藤運十郎君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

前橋市は国鉄路線の便悪く、現在の両毛線前橋駅のみでは県都としての運輸事情の改善は望めず、住民の不便はもとより県政の発展に影響するところ大であるので、上越線と本市とを直結することを県内外を問わず多年にわたり熱望されているところである。ついては、新橋市の西辺群馬大橋に通ずる地点に上越線西前橋駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

上越線西前橋駅設置の請願（請願者　群馬県知事北野重雄外二名）（武藤運十郎君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

前橋市は国鉄路線の便悪く、現在の両毛線前橋駅のみでは県都としての運輸事情の改善は望めず、住民の不便はもとより県政の発展に影響するところ大であるので、上越線と本市とを直結することを県内外を問わず多年にわたり熱望されているところである。ついては、新橋市の西辺群馬大橋に通ずる地点に上越線西前橋駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

飯田線阿智駅設置の請願（請願者　静岡県磐田郡城西村長　奥山享二）（足立篤郎君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯田線水没路線の附替えが佐久間村、城西村及び水窪町を経て大嵐駅に至る路線に確立したことをそく聞するが、本路線の城西村地内の通過する実キロ数は附替え全路線の約五分の三に相当し、沿線は部落が散在し、地下及び林産資源の豊富な地域で、地元村民は鉄道敷設に伴う福祉を等しく享受できるよう熱望している。ついては、城西村相月八百八十八番地、同二千百八番地、同二千六百五十二番地に停留所（一箇所貨物併設）を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

飯田線阿智駅設置の請願（請願者　静岡県磐田郡城西村長　奥山享二）（足立篤郎君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯田線水没路線の附替えが佐久間村、城西村及び水窪町を経て大嵐駅に至る路線に確立したことをそく聞するが、本路線の城西村地内の通過する実キロ数は附替え全路線の約五分の三に相当し、沿線は部落が散在し、地下及び林産資源の豊富な地域で、地元村民は鉄道敷設に伴う福祉を等しく享受できるよう熱望している。ついては、城西村相月八百八十八番地、同二千百八番地、同二千六百五十二番地に停留所（一箇所貨物併設）を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

中央線立川、国立駅間に東立川駅設置の請願（請願者　東京都立川市議会議長尾崎義蔵）（福田篤泰君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線立川、国立西駅の中間地域である羽衣町並びに曙町方面が急激に発展しつつあつて、これら住民の多くは通勤、通学者にして、なお、保安隊立川駐屯部隊、東京都国警機動隊等の官庁あるいは立川大学、市立高校等が設置されており、交通上立川、国立の両駅では遠隔のため不便をしている。ついては、これら両駅の中間に東立川駅（仮称）を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

中央線立川、国立駅間に東立川駅設置の請願（請願者　東京都立川市議会議長尾崎義蔵）（福田篤泰君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線立川、国立西駅の中間地域である羽衣町並びに曙町方面が急激に発展しつつあつて、これら住民の多くは通勤、通学者にして、なお、保安隊立川駐屯部隊、東京都国警機動隊等の官庁あるいは立川大学、市立高校等が設置されており、交通上立川、国立の両駅では遠隔のため不便をしている。ついては、これら両駅の中間に東立川駅（仮称）を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

頸城町に設置する駅の位置に関する請願（請願者　鹿児島県揖宿郡頸城町長　椿井栄吉外一名）（池田清君紹介）（第三六（三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩半島の南部に敷設される枕崎線は本年度より山川、頸城間を着工されることとなり、関係住民の大いに期待しているところであるが、これが停車場の設置位置については開発の基礎並びに発展策に大きな影響を有するので、頸城町としては行政、産業、文化及び交通上緊要な各地区に設置されることを要望している。ついては、頸城町大字郡、牧之内三俣、御領、別府石垣水成川中間、別府大川の五地区に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、実情に即して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

頸城町に設置する駅の位置に関する請願（請願者　鹿児島県揖宿郡頸城町長　椿井栄吉外一名）（池田清君紹介）（第三六（三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩半島の南部に敷設される枕崎線は本年度より山川、頸城間を着工されることとなり、関係住民の大いに期待しているところであるが、これが停車場の設置位置については開発の基礎並びに発展策に大きな影響を有するので、頸城町としては行政、産業、文化及び交通上緊要な各地区に設置されることを要望している。ついては、頸城町大字郡、牧之内三俣、御領、別府石垣水成川中間、別府大川の五地区に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、実情に即して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄越美北線中南福井駅東側に駅設置の請願（請願者　福井市板垣町福井市南部地区旅客駅設置同盟会長川島博外七名）（齋木重一君紹介）（第一二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

多年待望の国鉄越美北線福井、大野間はいよいよ本年度より工事再開の機運にあり、北陸本線南福井駅を起点とされるものと考えられるが、同線は南北に走る北陸本線に対して丁字型に東西を貫くもので、万一北陸本線の西部に起点停車場を設置する場合は、両線が交さし、交通上危険であり、北陸本線の東部に起点停車場を設置すれば、この線の表玄関となり、近くの福井市の都市計画に伴う幹線道路との関連においても、利用価値が大である。ついては、越美北線起点停車場を北陸本線東側地点に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき

生産は近年著しく増大しつつあるが、両駅間には一の簡易停車場もなく、しかも両駅にきわめて遠距離にあるため、三戸郡古米地、田部村福田部落の住民は通学、通勤及び物資輸送等に多大な不利不便を被つている。ついては、鰺吉、北高岩両駅間の古米地地内に信号場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

き考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島本線東郷駅、赤間駅間に駅設置の請願外二件（請願者福岡県宗像郡東郷町長安部幸兵衛外千六百八十名）（熊谷憲一君紹介）（第一五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡東郷町は鹿児島本線東郷駅と赤間駅の中間にあるが、北に工業地帯、南に福岡市があるため、現在住宅地として発展しつつあつて、上、下ともに通勤者が多い状況で、本町住民はもちろん、河東、南郷の各村等も東郷駅と赤間駅の中間に新駅設置を熱望している。ついては、鹿児島本線東郷、赤間両駅間に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

東海道本線焼津、藤枝間に駅設置の請願（請願者　静岡県焼津市長高宮茂一外二名）（西村直己君紹介）（第一九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回静岡県焼津市が豊田村を合併し、さらに隣接町村の包含を予定して大都市建設計画を樹立するに当り、新たな観点と構想をもつて検討を加えた結果、東海道本線焼津、藤枝駅間に駅を新設することは、大焼津市建設と志太郡中部の開発には欠くべからざるものであるとの結論に達するとともに、関係十二万住民もその実現を多年念願してきたところである。ついては、該区間の豊田地区に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄出目駅拡張等に関する請願（請願者　高知県高岡郡檮原村長崎村義郎外十九名）（井谷正吉君外二名紹介）（第四〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄出目駅は宇和島、江川崎間に位し、乗降する旅客数は同線における最高で、貨物取扱い上においても木材、鉱石マンガン等その量は年々増加の一途にあるのみならず、四国循環鉄道江川崎、窪川間の開通をま近に控え、その重要性はきわめて増大しつつあるが、現在の駅庁舎はきわめて狭あいにして、駅前の乗込道路の便悪く、省営バスの出入等は危険な状態で、関係住民の不利不便は大である。ついては、国鉄出目駅庁舎、駅前を拡張するとともに乗込道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の交通利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄張碓駅移転に関する請願（請願者　北海道小樽市張碓町木村幸蔵）（横路節雄君紹介）（第四〇三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄張碓駅は北海道小樽市張碓町より約一、八キロの峻険な断崖下の狭あい地にあるため貨物を運ぶ道路もなく、従つて貨物は人の肩車によつて運搬されている現状できわめて不便且つ危険な実情にある。ついては、当駅を小樽市張碓町に移転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

芸備線備後八幡、小奴可間に簡易駅設置の請願（請願者　広島県比婆郡田森村長佐々木正夫外二十五名）（船越弘君紹介）（第四六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

芸備線備後八幡、小奴可間の沿線地帯は農産物を始め林産物の生産地であり、しかも敏國神社が存する関係上参詣者はおびただしく、その数三千余人に及んでいるが、当地方に駅がなく、備後八幡、小奴可両駅より遠距離にあるため関係住民は諸物資の輸送及び日常の列車乗降等に著しく不利不便を被つている実情にある。ついては、芸備線備後八幡、小奴可間に簡易駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の交通の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

古河、栗橋駅間に駅設置の請願（請願者　茨城県猿島郡新郷村内田晃外一名）（佐藤準之助君紹介）（第四七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線古河、栗橋駅間の新駅設置方についてはさきに再三請願をなしてきたが、この地帯から東京方面に通勤通学する者は毎日千人以上にのぼり、これらはいずれも二里ないし四里の古河駅又は栗橋駅まで通つている現状で、さらに猿島郡の主要農産物を始め各種野菜類の出荷についても不便をきわめ、出荷遅延のため被る損害は実にじん大なものがある。ついては東北本線古河、栗橋駅間の茨城県猿島郡新郷村大字中田新田に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

新塩釜駅設置の請願（請願者　宮城県塩釜市長桜井辰治外一名）（竹谷源太郎君紹介）（第四九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線海岸廻り線が開通されて九箇年を経過しているにかかわらず、塩釜市内の新塩釜駅はいまだ駅舎と附属建物が築造されていないが、本市は発展に必要な諸条件を具備し、貿易港として、また漁港としての重要性はますます加重され、松島を包含する観光地区としても飛躍的な発展を期しつつあり、当駅の営業開始はひとり地元民並びに背後地域のみでなく、国家的見地からしても十分是認せられるところである。ついては、新塩釜駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通の利便を図る等のため、予算等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

房総東線勝浦、御宿間に簡易駅設置の請願（請願者　千葉県夷隅郡勝浦町長冨田好三外一名）（森清君紹介）（第五〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

房総東線勝浦、御宿間に簡易駅を希望する地域は往時貧弱な一漁村であつたが、勝浦町と合併するに及んでとみに振興し、同地域を貫通する産業道路の完成によつてさ

らに進展し、鉄道の恩恵に依存する人事の往来、物資の交流も旺盛となつている。ついては、附総東線勝浦、御宿間に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通利便をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄鴨宮駅南側昇降口設置の請願（請願者　神奈川県足柄下郡酒匂町全印刷局労働組合酒匂支部執行委員長鈴木喜太郎）（片山哲君外一名紹介）（第五〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線鴨宮駅は近年印刷局酒匂工場の従業員を始め、大同毛織小田原工場その他国鉄職員等の通勤者の激増により、通勤時の混雑は目に余るものがあつて、新たに改札口を一箇所設置する必要がある。ついては、鴨宮駅に南側昇降口を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通事情にかんがみ、実情に即し請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

南矢代地内にディゼルカー乗降場設置の請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村長西山眞三郎外一名）（有田喜一君紹介）（第一一三九号）及び同（請願者　兵庫県多紀郡城南村長小林隆一外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第四七〇五）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般ディゼルカーが運転されることとなつた福知山線の篠山口駅、古市間は、四キロもの距離があり、またその中間古市村南矢代部落には小学校分校、幼稚園分園及び駐在所等のある同村の要衝であるが、この南矢代に乗降場が設置されれば、同村及び城南村民の阪神方面への通勤者又は一般の利用者は一日約三百人を予想され、沿線住民にもたらす利便ははなはだ大である。ついては、南矢代地内にディゼルカー乗降場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

川代地先に気動車駐車場設置の請願（請願者　千葉県茂原市長松本紋四郎）（森清君紹介）（第四四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県茂原市は豊富な天然ガス利用による諸工場が最近とみに増加し、その活況を見るとき将来の発展は期して待つべきものがあり、なお、同市の工場誘致条例による適用工場の実現とこれに附属する工員住宅の設置等は、都市計画並びに立地条件よりして旧飛行場の利用が計画されており、この結果必然的に茂原、本納間に気動車駐車場設置の要があり、市民も等しく要望しているところである。ついては、茂原市川代地先に気動車駐車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の交通利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

草野部落地内にディゼルカー乗降場設置の請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村長西山眞三郎外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第四七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡古市村の西南部及び同郡今田村の東部は草野部落を交通上の支関としており、同地域は阪神方面への通勤者及びよう業、凍豆腐の取引業者は相当数に上つているが、福知山線古市駅と藍本駅の間は五キロもあるので、中間の草野部落一帯の住民は鉄道利用にきわめて不便をしている。ついては、草野部落地内にディゼルカー乗降場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

八日市地内にディゼルカー乗降場設置の請願（請願者　兵庫県氷上郡前山村長近藤鍵一）（佐々木盛雄君紹介）（第四七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近く福知山線にディゼルカー運転が開始されることになつているが、同線の丹波竹田駅と市島駅間は四・二キロの距離があり、関係利用者はすこぶる不便であるから、その中間八日市地内に乗降場を設置されれば地元前山村を始め、吉見村及び竹田村の通勤者、農業多角経営の権威者として知名な近藤正氏への各方面から来る視察者、その他一般利用者等一日二百五十人平均の乗降客に多大の利便を与えるものと確信する。ついては、八日市地内にディゼルカー乗降場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

泉橋踏切附近にガソリンカー停留場設置の請願（請願者　山形県南村山郡上山町長松本長兵衛外三名）（牧野寛索君紹介）（第四九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡上山町旭町泉橋踏切附近は近時その発展目覚しく、人家が密集して、北部繁華街の中心部となり、山形市、神町及びこれが近郊の官庁、会社、駐留軍基地、各学校等に通勤又は通学する者並びに戦後逐年発展しつつある蔵王鉱山関係の利用者等を考慮するとき、泉橋踏切附近にガソリンカー停留場設置による恩恵はきわめて大なるものがある。ついては、泉橋踏切附近にガソリンカー停留場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者に国鉄無賃乗車復活に関する請願（請願者　福井市舘町福井県傷い軍人会眞田清十郎）（坪川信三君紹介）（第二六二四号）、同（請願者　福井市舘町福井県傷い軍人会勝倉嘉左エ門）（植木庚子郎君紹介）（第二七七六号）、同（請願者　東京都中央区明石町二十八番地東京都傷い軍人会馬場鍈）（菊池義郎君紹介）（第二七七七号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地三重県傷い軍人会長松村黄次郎）（橋本清吉君紹介）（第二七七八号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地三重県傷い軍人会長松村黄次郎）（橋本清吉君紹介）（第二七七九号）、同（請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会長加藤亮一）（平野三郎君紹介）（第二八二八号）、同（請願者　徳島県傷い軍人会長森山伊一）（生田宏一君紹介）（第二九七九号）、同（請願者　仙台

市外配丁宮城県身体障害者福祉協会傷い軍人部会長松川安世外一名）（只野直三郎君紹介）（第三二九一号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地六長野県傷い軍人会長　和田邦男）（中澤茂一君紹介）（第三三七〇号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会副会長福文男）（松平忠久君紹介）（第三三七一号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会本部花村愛策）（降旗徳弥君紹介）（第三三七二号）、同（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町芝沢　清助）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四〇四号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会副会長　御園信応）（小川平二君紹介）（第三四八五号）、同（請願者　鎌倉市大町名越二千三百六十六番地池田清）（池田清君紹介）（第三五二二号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県傷い軍人会長川越守二）（赤路友蔵君紹介）（第三五三三号）、同（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会高木明男）（今村忠助君紹介）（第三六九四号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県民生部世話課内鹿児島県傷い軍人会長川越守二）（池田清志君紹介）（第三六九五号）、同外一件（請願者　兵庫県西脇市上比延町兵庫県軍人会西脇支部岡本喜一郎外一名）（岡田五郎君紹介）（第三九二三号）、同（請願者　兵庫県洲本市小森谷洲本市戦傷い軍人会長荻野武雄）（永田亮一君紹介）（第三九二四号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原氷上郡傷い軍人会長村岡健太郎）（有田喜一君紹介）（第三九二五号）、同（請願者　福岡県庁民生部世話課福岡県傷い軍人会長加藤政太郎）（中島茂喜君紹介）（第三九二六号）、同（請願者　石川県金沢市土屋町石川県傷い軍人会長徳田保次）（喜多壮一郎君紹介）（第三九二七号）、同（請願者　千葉市吾妻町千葉県傷い軍人連合会河野治平）（竹尾弐君紹介）（第三九二八号）、同（請願者　熊本市千葉城町熊本県傷い軍人会長笠時乗）（吉田重延君外一名紹介）（第三九二九号）、同（請願者　愛媛県松山市一番町愛媛県傷い軍人会本部空谷光友）（中村時雄君紹介）（第三九三〇号）、同（請願者　島根県松江市殿町一番地島根県傷い軍人会長小川全勝）（大橋武夫君紹介）（第三九三一号）、同（請願者　兵庫県神戸市生田区加納町三丁目百十八番地神戸市生田区傷い軍人会長安崎清）（首藤新八君紹介）（第三九三二号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県傷い軍人会長川越守二）（迫水久常君紹介）（第三九三三号）、同（請願者　京都府中京区夷川通東洞院西入京都府傷い軍人会長　山科喜一）（中村三之丞君紹介）（第四〇五三号）、同（請願者　秋田市上米町一丁目二十三番地藤原富蔵）（細野三千雄君紹介）（第四〇九〇号）、同（請願者　石川県金沢市土屋町ヵ四十の十九番地石川県傷い軍人会長徳田保久）（辻政信君紹介）（第四〇九一号）、同（請願者　兵庫県伊丹市森本七百七十番地伊丹市傷い軍人会長服部勇）（富田健治君紹介）（第四〇九二号）、同（請願者　岩手県盛岡市仁王平山小路九十番地岩手県傷い軍人会長　柴内魁三）（田子一民君紹介）（第四〇九三号）、同外一件（請願者　兵庫県姫路市西本町姫路市傷い軍人会高部齊蘇外一名）（堀恭平君紹介）（第四〇九四号）、同（請願者　福岡県民生部世話課福岡県傷い軍人副会長寺崎清）（熊谷憲一君紹介）（第四〇九五号）、同（請願者　島根県松江市殿町一番地島根県傷い軍人会長小川全勝）（櫻内義雄君紹介）（第四〇九六号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県傷い軍人会長邑久郡支部長守時万太郎）（逢澤寛君紹介）（第四〇九七号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県傷い軍人会吉備郡支部会長横田卯平）（橋本龍伍君紹介）（第四〇九八号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡河東村宍粟郡傷い軍人会長　内海保男）（大西正道君紹介）（第四〇九九号）、同（請願者　千葉市吾妻町千葉県傷い軍人連合会高橋正次）（寺島隆太郎君紹介）（第四一〇〇号）、同（請願者　熊本県庁世話課内熊本県傷い軍人会長笠時乗）（園田直君紹介）（第四一五一号）、同（請願者　兵庫県尼崎市上守部字中町八番地尼崎市傷い軍人会長森田龍平外一名）（山下榮二君紹介）（第四一五二号）、同（請願者　広島市宇品町旧運輸部構内広島県傷い軍人会長津田欣二）（船越弘君紹介）（第四一五三号）、同（請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地三重県傷い軍人会副会長池田多喜男）（中村清君紹介）（第四一九五号）、同（請願者　兵庫県豊岡市御陵通弁天筋十番地但馬地区傷い軍人会連合会長平田金治外一名）（小島徹三君紹介）（第四一九六号）、同（請願者　広島市宇品町旧運輸部構内広島県傷い軍人会本部内呉市支部長森元一美外三名）（高橋順一君紹介）（第四一九七号）、同（請願者　札幌市南十条西十四丁目北海道傷い軍人会長松沢定外一名）（苫米地英俊君紹介）（第四二一五四号）、同（請願者　札幌市南十条西十四丁目北海道傷い軍人会札幌支部長渡辺忠平外一名）（稚内三郎君紹介）（第四二七八号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷い軍人会副会長岩本末治）（水谷長三郎君紹介）（第四二七九号）、同外一件（請願者　東京都豊島区池袋二丁目千百六十二番地東京都傷い軍人会今仁文雄外一名）（坪川信三君紹介）（第四三〇一号）、同（請願者　松江市殿町一番地島根県衛生民生部援護課内島根県傷い軍人会長　小川全勝）（中崎敏君紹介）（第四三三二号）、同（請願者　静岡市御幸町十一丁目十番地静岡県傷い軍人連合会長脇山七五郎）（塩原時三郎君紹介）（第四三四七号）、同（請願者　奈良市小西町十八番地奈良県傷い軍人会長　井倉金造）（前田正男君紹介）（第四三七一号）、同（請願者　山形県米沢市上花沢小国町二千二百十六番地米沢市傷い軍人会長長瀬健次郎）（西村力弥君紹介）（第四三七二号）、同（請願者　米沢市上花沢小国町二千二百十六番地米沢市傷い軍人会長長瀬健次郎）（牧野寛索君紹介）（第四三九二号）、同（請願者　大阪市南区田島町二番地大阪府傷い軍人会長西岡巌）（浅香忠雄君紹介）（第四三九三号）、同（請願者　新潟市寄居町七百八番地新潟県傷い軍人会長水倉新作）（三宅正一君紹介）（第四三九四号）、同（請願者　大阪市南区田島町二番地大阪府傷い軍人会長西岡巌）（浅香忠雄君紹介）（第四三九五号）、同（請願者　新潟市寄居町七百八番地新潟県傷い軍人会長水倉新作）（佐藤芳男君紹介）（第四四四五号）、同（請願者　山口県徳山市細之町浅見敏彦）（宮柳一郎君紹介）（第四五〇二号）、同（請願者　高崎市柳川町六十三番地日本傷い軍人会群馬県連合会長田村武二）（松井豊吉君紹介）（第四五〇三号）、同（請願者　米沢市上花沢小国町二千二百十六番地米沢市傷い軍人会長　長瀬健次郎）（上林與市郎君紹介）（第四五二〇号）、同（請願者　山口県下関市彦島堀越山口県傷い軍人会長岩上清澄）（吉武恵市君紹介）（第四五二一号）、同（請願者　山口県徳山市大字徳山二番丁浅見敏彦）（細迫豪光君紹介）（第四六〇五号）、同（請願者　茨城県日立市助川下町日立市傷い者厚生会事務所鈴木陸奥夫）（塚原俊郎君紹介）（第四六〇六号）、同（請願者　香川県仲多度郡善通寺町香川県傷い軍人会常任理事有木功）（大平正芳君紹介）（第四六二三号）、同（請願者　香川県仲多度郡善通寺町香川県傷い軍人会代表白井要平）（加藤常太郎君紹介）（第四六五六号）、同（請願者　福岡県三井郡味坂村八坂百六十五番地福岡県傷い軍人会副会長寺崎清喜）（林信雄君紹介）（第四四二八号）、同（請願者　横浜市南区通町一丁目五番地青木孝平外一名）（三浦寅之助君紹介）（第四四四二号）、同（請願者　奈良市小西町十八番地奈良県傷い軍人会長井倉金造）（伊瀬幸太郎君紹介）（第四四四三号）、同（請願者　大分市中島五条三丁目大分県傷い軍人部会米谷三雄）（廣瀬正雄君紹介）（第四四四四号）、同（請願者　新潟市寄居町七百八番地新潟県傷い軍人会長水倉新作）（佐藤芳男君紹介）（第四四四五号）、同（請願者　山口県徳山市細之町浅見敏彦）（宮柳一郎君紹介）（第四五〇二号）、同（請願者　高崎市柳川町六十三番地日本傷い軍人会群馬県連合会長田村武二）（松井豊吉君紹介）（第四五〇三号）、同（請願者　米沢市上花沢小国町二千二百十六番地米沢市傷い軍人会長　長瀬健次郎）（上林與市郎君紹介）（第四五二〇号）、同（請願者　山口県下関市彦島堀越山口県傷い軍人会長岩上清澄）（吉武恵市君紹介）（第四五二一号）、同（請願者　山口県徳山市大字徳山二番丁浅見敏彦）（細迫豪光君紹介）（第四六〇五号）、同（請願者　茨城県日立市助川下町日立市傷い者厚生会事務所鈴木陸奥夫）（塚原俊郎君紹介）（第四六〇六号）、同（請願者　香川県仲多度郡善通寺町香川県傷い軍人会常任理事有木功）（大平正芳君紹介）（第四六二三号）、同（請願者　香川県仲多度郡善通寺町香川県傷い軍人会代表白井要平）（加藤常太郎君紹介）（第四六五六号）、同（請

願者　長崎市桜町十九番地長崎県傷い軍人会長佐々野連)(辻文雄君紹介)(第四七三八号)、同(請願者　富山市泉町三番地　富山県傷い軍人会長森田忠平)(土倉宗明君紹介)(第四七八三号)、同(請願者　福井市館町福井県傷い軍人会眞田清一郎)(福田一君紹介)(第四七八四号)、(同請願者　和歌山市和歌浦町和歌山県傷い軍人会連合会長遠北久)(世耕弘一君紹介)(第四七八五号)、同(請願者　浦和市常盤町四丁目四十四番地埼玉県身体障害者福祉会連合会長磯田正則)(松山義雄君紹介)(第四七八六号)、同(請願者　山口県下関市新町浅見敏彦)(今澄勇君紹介)(第四七八七号)、同(請願者　仙台市外記丁宮城県身体障害者福祉協会傷い軍人部会長松川安世外一名)(竹谷源太郎君紹介)(第四七八八号)、同(請願者　長崎市桜町十九番地長崎県傷い軍人会長佐々野連)(白濱仁吉君紹介)(第四八〇八号)、同(請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷い軍人会和田忠彦)(大石ヨシエ君紹介)(第四八二五号)、同(請願者　浦和市常盤町四丁目四十四番地埼玉県身体障害者福祉会連合会月岡正美外一名)(川島金次君紹介)(第四八二六号)、同(請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会辻三郎)(加藤鐐造君紹介)(第四八二七号)、同(請願者　埼玉県北葛飾郡桜田村奈良定外二名)(平岡忠次郎君紹介)(第四八二八号)、同(請願者　浦和市常盤町四丁目四十四番地埼玉県身体障害者福祉会連合会戦傷者部会山本嘉十郎外)(松永東君紹介)(第四八二九号)、同(請願者　和歌山県日高郡御坊町田中啓三)(坊秀男君紹介)(第四八三〇号)、同(請願者　和歌山市和歌浦町和歌山県傷い軍人会連合会橋爪嘉昭)(田渕光一君紹介)(第四八三一号)、同(請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会代表河上宏)(岡村利右衛門君紹介)(第四八三二号)、同(請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会久保田時造)(大橋忠一君紹介)(第四八三三号)、同(請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会事務局長黒田明)(野田卯一君紹介)(第四八三四号)、同(請願者　茨城県真壁郡下館町甲八百二番地　広瀬広)(赤城宗徳君紹介)(第四八三五号)、同(請願者　茨城県鹿島郡鉾田町六百四十八番地鹿島郡傷い軍人会長　石崎省三外一名)(橋本登美三郎君紹介)(第四八三六号)、同(請願者　茨城県新治郡石岡町仲町新治郡傷い軍人会長鈴木信紀)(丹羽喬四郎君紹介)(第四八三七号)、同(請願者　茨城県猿島郡新郷村大字坂間五十八番地猿島郡傷い軍人会長内田徳)(佐藤洋之助君紹介)(第四八三八号)、同(請願者　浦和市常盤町四丁目四十四番地埼玉県身体障害者福祉会連合会戦傷者部会木村隆)(松崎朝治君紹介)(第四八三九号)、同(請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会武藤政次(稲葉大郎君紹介)(第四八四〇号)、同(請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会上野道得)(山本幸一君紹介)(第四八四一号)、同(請願者　和歌山市県庁内傷い軍人連合会黒木三郎)(辻原弘市君紹介)(第四八四二号)、同(請願者　仙台市外記丁十二丁目十六番地宮城県身体障害者福祉協会松川安世外一名)(佐々木更三君紹介)(第四八四三号)、同(請願者　三重県宇治山田市一の木町三百四十八番地三重県傷い軍人会副会長菊野松次郎)(中井徳次郎君紹介)(第四八五九号)、同(請願者　水戸市北横町千九百七十七番地水戸市傷い軍人会長横山保悦)(加藤高蔵君紹介)(第四八六〇号)、同(請願者　岐阜市神室町四丁目三十六番地岐阜県傷い軍人会兵藤達哉)(柳原三郎君紹介)(第四八六一号)、同(請願者　長崎市桜町十九番地長崎県傷い軍人会長佐々野連)(中嶋太郎君紹介)(第四八八九号)、同(請願者　大津市白玉町二十一番地滋賀県傷い軍人会大藤吉助)(堤康次郎君紹介)(第四八九〇号)、同(請願者　大津市白玉町二十一番地滋賀県傷い軍人会石塚民三郎)(今井耕君紹介)(第四九二七号)、同(請願者　栃木県下都賀郡豊田村大字洪井九十二番地栃木県傷い軍人会副会長鶴見清一郎外二名)(戸叶里子君紹介)(第四九六一号)、同(請願者　大津市白玉町二十一番地滋賀県傷い軍人会松宮一郎)(堤ツルヨ君紹介)(第四九七六号)及び同(請願者　神奈川県平塚市平塚三千七十八番地平塚市傷い軍人会長児玉利三郎外五名)(河野一郎君外五名紹介)(第五〇九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い軍人に対する国鉄無賃乗車証の交付は、ポ勅令の発布とともに解消となつたが、傷い軍人は国のために肉体の一部を犠牲とし、不幸にして不具はい疾の身となつたのであり、それ以来は不自由な体にむち打つて祖国再建に微力を捧げつつ、苦難の生活を耐え忍んでいるのである。ついては、国家の恩恵的処遇として、戦傷病者に国鉄無賃乗車証の交付を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における諸情勢の推移にかんがみ、請願の趣旨につき慎重に考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

義務教育生徒通学乗車船賃割引に関する請願(請願者　京都府北桑田郡周山町北桑田郡校長会長井上経二)(柳田秀一君紹介)(第一一四四号)、同(請願者　東京都千代田区一ッ橋通り教育会館内全日本中学校長会長野口彰)(徳安實蔵君紹介)(第二四五四号)及び同(請願者　京都府京都市立中学校長会長辻本延二)(大石ヨシエ君紹介)(第二一七五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

通学定期券の料金が義務教育の生徒と大学、高校等の非義務教育と同割引率であり、またバス運賃はキロ当り単価が鉄道の約二倍にして、割引率はさらに低率である等、義務教育通学生徒は不合理な負担に苦しんでいる。ついては、(一)義務教育生徒の鉄道、バス通学定期券及び乗車船賃を義務教育児童と同額にし、(二)義務教育生徒の通学定期券の料金をすえ置き、(三)義務教育生徒の通学交通費は一定の距離、料金を超過するときは機会均等の原則に従い補償の途を講ずる等の措置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育生徒の通学における経済的負担を軽減するため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

魚類の鉄道運賃引下げに関する請願(請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県旋網漁業協同組合伊藤佐十郎外五名)(鈴木善幸君紹介)(第三三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業の再生産及び一般消費大衆のたん白質確保の両面から見て、現行国鉄貨物運賃中、とくに魚類運賃は業界の容認し得ない不合理性がある。ついては、魚類に対する貨物運賃を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

魚類に対する運賃の業界並びに消費者に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、負担力等を充分勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

歯ブラシの貨物小口扱特別賃率の免除に関する請願(請願者　大阪市生野区勝山通七丁目八番地関西輸出刷子工業協同組合理事長富山徳次郎)(有田二郎君紹介)(第三五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

歯ブラシは石けん、歯磨と同様生活必需品であり、業者は優良品

をもつとも低廉なる価格にて市場に提供すべく鋭意努力しているが、現行の貨物小口扱特別賃率が免除されない限り、この希望もとうてい実現できず、ロこう衛生普及上あるいは外貨獲得の見地から憂慮に堪えない。ついては、歯ブラシの貨物小口扱特別賃率を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該商品の生活必需品的性格にかんがみ、将来においても請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

夏みかんの鉄道運賃引下げに関する請願（請願者　山口県萩市東萩財団法人鉄道貨物協会東萩地区委員長藤井一男外十一名）（田中龍夫君紹介）（第五七三号）

一、請願の要旨及び目的

本年の貨物等級改正に当つて、夏みかんは温州みかんと一級の差があつたにかかわらず、同一等級に引き上げられたが、夏みかんは完熟期が晩熟期であるので腐敗し易く、また温州みかんのトン当り積載量は二百四十貫程度に比べ、夏みかんは百八十貫程度しか積載できず、販売価格も夏みかんの方が四割程度安くなつているので、現行の鉄道運賃では、生産者の生きる途は生産費の低下を計る以外になくなる。ついては、夏みかんの現行鉄道運賃等級五級を六級に引下げ、減トン扱による減トン率を現行小型一トン、中型二トンを小型二トン、中型三トンとし、遠距離割引を六百キロ以上を所定運賃の一割減、千キロ以上を一割五分減にする等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

貨物運賃の生産業者に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

青函航路貨物運賃改正に関する請願（請願者　北海道議会議長蒔田余吉）（稚内三郎君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の青森、函館間の貨物運賃制度は実キロが百十三キロに対し、その約四倍である四百五十キロの高率料金制度を採用しているため、開発途上にある北海道の産業、経済等の伸展に多大な制約を加え、且つ、道民の生活に少なからぬ影響を及ぼしている。ついては、青函航路貨物運賃を実距離百十三キロ程による合理的な運賃制度に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

開発途上にある北海道産業の伸展を図る等のため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国鉄関門トンネル通過による貨物運賃加算率廃止に関する請願（請願者　山口県下関市長　福田泰三外二名）（吉武恵市君外三名紹介）（第三七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄関門トンネルはわが国産業経済の大動脈としてますます重要性を加えているが、これを通過する貨物の運賃は、実距離六・三キロに対し三十キロという営業キロが開通以来十余年に及ぶ今日も適用されているので、とくに近距離の場合この加算によつて割高となり貨物の運賃比率が増大し、地元商工業者にとつて過重な負担となつている。ついては、国鉄関門トンネル通過による貨物運賃加算率を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

貨物賃率制度の経済界一般に及ぼす影響の大なる点にかんがみ請願の趣旨につき善処するよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

貨物運賃特別割引制度存続に関する請願（請願者　島根県議会議長中島竜一）（高橋圓三郎君紹介）（第四二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄当局では近く貨物運賃特別割引制度の廃止を考慮しているようであるが、万一この制度が廃止されるときは農林水産等の生活必需物資の運賃値上りをきたし、殊に山漁村等における生産が打撃を受けるばかりでなく、国民の日常生活に及ぼす影響は大である。ついては、貨物運賃特別割引制度を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

農林水産物資に対する運賃の生産者並びに消費者に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、貨物運賃特別割引制度を存続せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

輸出用黄板紙の国内鉄道運賃割引に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東三丁目紙パルプ会館内板紙連合会長神山広）（中川源一郎君紹介）（第四九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

黄板紙の輸出は鋭意努力を重ねた結果、四月には戦前最高時にやや近い一千九十三トンに達し、なお海外からの引合はますます増加する傾向にあるが、世界の市場に優位するオランダの黄板紙に対抗し将来の大市場を確保するため、わが国の輸出価格は出血の実情にあり、なんらかの援助措置がとられないかぎり、これ以上の輸出を期待することは困難である。ここにおいて黄板紙の価格に占める鉄道運賃の比重は一般紙類の平均に対して二・五四倍となつているので、輸出振興の見地からこれが運賃割引の措置を要請するものである。ついては、輸出用黄板紙の国内鉄道運賃を三割引されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出振興の見地より、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

旧播丹鉄道従業員に退職金支給に関する請願（請願者　兵庫県加古川市篠原町国鉄公舎内加古川機関区西鰭支区長小林庫司外十名）（岡田五郎君紹介）（第三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧播丹鉄道は昭和十八年戦争目的完遂のため強制的に買収され、その職員も国鉄に引き継がれて、その待遇も私鉄勤続期間が通算され、国鉄職員としての不平等な取扱いはなく、退職金についても当然加算されるものと確信していたが、今回政令二百十五号によつて、退職金には旧播丹鉄道時代の年数が認められないと決定され、勤続三十年をはるかに越し、すでに五十歳を越した老職員等は退職を目前に控え、その不安は誠に深刻なものがある。ついては、旧播丹鉄道従業員に播丹鉄道在職期間を通算し、国鉄職員並に退職金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該職員の老後の生活の安定をはかるため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

上越線水上駅以北の群馬県内各駅を高崎鉄道管理局へ編入の請願（請願者　群馬県知事北野重雄外二名）（武藤運十郎君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上越線水上、湯檜曽、土合の各駅は群馬県利根郡水上町に所在しているにもかかわらず、新潟鉄道管理局が管轄し、ことに水上駅は県境から十数キロも群馬県内に入

り込んでおり、その上この地方は林産、鉱産及び観光資源に恵まれ、これらの開発、保全、利用の県施策執行に際し、運輸交通の面に当る国鉄管理局が県内の高崎市より遠隔の新潟市に所在するため、その円滑且つ迅速な運営を期し得ず不便をきたしている現状である。ついては、上越線水上駅以北の群馬県内各駅を高崎鉄道管理局へ編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

都城機関支区を本区に昇格の請願（請願者　宮崎県都城市長曾木重貴外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県都城市は南九州地方における産業、経済、文化の中心的主要都市であり、特に、日豊本線、吉都線及び志布志線の交さする要衝として本県及び鹿児島県の資源開発上にきわめて重要な役割を果しつつあり、都城機関区の本区昇格については、地方民の熱望するところで、貨客の臨時運転、補助機関車運転の車両不足の解決、機関車配置の関係による運転制限の解消等によつても、これが実現は焦びの急務となつている。ついては、都城機関支区を本区に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通の利便を図るため、予算、要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

宇都宮駅南方東北本線ガード改築に関する請願（請願者　栃木県塩谷郡北高根沢村大字上高根沢二千三百九十三番地阿久津武儀外四十二名）（佐藤親弘君外一名紹介）（第七九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線宇都宮駅南方石井街道のガードは五十余年前に架設されたもので、高さ三メートル、幅三・五メートルの狭いものであり、茨城県水戸市、下館地方に通ずる唯一の主要路線として、また那須郡南部及び芳賀郡全域の人員、貨物交通路上にあるため、交通の安全はもとより、宇都宮市の発展にも一大障害となつている。ついては、宇都宮駅南方東北本線ガードを改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

正徳浜踏切に警手復活に関する請願（請願者　広島県尾道市吉和町農業協同組合長里瀬馬平外三名）（岡本忠雄君紹介）（第二一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尾道市吉和町正徳浜踏切に警手が廃止されてから三箇年余になるが、この間事故はひん発し、関係住民の恐怖の的となつている。ついては、正徳浜踏切に警手を復活させるか、又は地下道を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の交通の安全を確保するため、実情に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

セトセ部落地内鉄道用地牧野払下げに関する請願（請願者　北海道岩内郡小沢村字セトセ工藤吉雄外十名）（椎熊三郎君紹介）（第三六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡小沢村セトセ部落の住民十一戸は食糧増産を期するためと本年度の冷害にかんがみ、有畜農業の振興を意図して家畜の導入並びに増産に意を注いでいるが、牧野に利用し得る土地がなく、加うるに当部落に沿つて南北に走る函館本線の鉄道用地の防雪林は日照時間を減ぜしめて作物の生育に多大の影響を及ぼしている。ついては、セトセ部落地内鉄道用地牧野を払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の実情を調査検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

坂町駅前鉄道用地払下げに関する請願（請願者　新潟県岩船郡保内村大字坂町飯沼正三）（稲葉修君紹介）（第四六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

羽越線全通と同時に大正三年以来四十年間、新潟県岩船郡保内村の三羽越線坂町駅前の鉄道用地を借用し今日に及んでいるが、借用敷地を除くと玄関前敷地狭あいのため通路がなく、出入に困難をきたし営業経営に重大なる影響をきたしている。ついては、羽越線坂町駅前の鉄道用地百八十九・四一平方メートルを払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現地の実情を調査検討の上請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

吉和漁師町及び塩浜西新開の両踏切に警手配置復活に関する請願（請願者　広島県尾道市吉和町正徳浜全日本自由労働組合尾道分会岡田三郎外千五百六十二名）（岡本忠雄君紹介）（第五八二号）及び同（請願者　兵庫県尾道市栗原町二千九十五番地大崎一博外千九百八十名）（高津正道君紹介）（第四七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県尾道市吉和町地内の吉和漁師町踏切と塩浜西新開踏切はともに列車がすれ違うことが多く、特に前者は全く見通しがきかない状況にあるので、学校及び保育園に通ず子供等にとつて危険をきわめており、昭和二十五年三月までは警手がいたため無事故であつたが、これを廃止後犠牲者はすでに十余名を数え、二十七年四月には四名もの園児が犠牲となり大きな社会問題となつている。ついては、両踏切に警手を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の安全を期するため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

鉄道踏切における傷害事故防止に関する請願（請願者　東京都世田谷区代田一丁目三百九十五番地児玉いつえ）（館俊三君紹介）（第四六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者児玉いつえの長男稜一（六才五箇月）は、本年一月小田急線代田二号踏切において電車の下敷きとなつて重傷を負い間もなく失血死を遂げたが、見通しの悪いまま放置している踏切の状況や負傷者に対する応急処置の誤り等から一切の責任は会社側にあると考えるも、会社は占用軌道内へ不注意に立入つたことに全部の責任があるとしてなんら誠意ある態度を示めさず、また一方陸運局の事故録案

引にも就学前の子供の事故は保護者の不注意として十ばひとからげの扱い方であり、これはひとえに鉄道諸法規が明治時代のものであり交通機関発達のため会社育成を図るの余り、人命保護という点が等閑に付されている結果であろうと考える。ついては、鉄道踏切等に関する鉄道諸法規が人命保護中心のものとなるよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における鉄道踏切事故激増のすう勢にかんがみ交通の安全を期するために請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員長　關内　正一

鉄道踏切施設整備強化に関する請願（請願者　東京都世田谷区祖師谷町一丁目千三百四十三番地伊藤武郎外三千五百七十四名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大都市並びにその周辺の交通量は近年とみに増大し、これに伴う各種鉄道も路線の拡張、速度の高度化等について種々対策が講ぜられているにかかわらず、鉄道の踏切施設のみは旧態依然としてはなはだ不完全きわまる状態のまま放置されているため、人命事故は急激に増加し、また一たび事故発生の場合における鉄道会社側の一方的な態度と相まつて一般市民の間に不安と不満の声が高まつている。ついては、鉄道踏切施設に対する政府の監督を厳にし、これが監督機関と監督基準を明確にするとともに、現在の実情を調査する目的をもつて議会において公聴会を開催されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における踏切事故の激増せる実情にかんがみ、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員長　關内　正一

豊永駅、久生野間等に国営自動車運輸開始の請願（請願者　高知県長岡郡東豊永村長高木定盛外五名）（長野長廣君紹介）（第六九一号）及び同（請願者　高知県長岡郡東豊永村議会議長下村彦之進外五名）（長野長廣君紹介）（第一五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土讃線豊永駅より東豊永村久生野に至る区間及び同豊永駅より国道二十三号線、大杉駅を経て大杉村立川刈屋に至る区間には自動車の運行がないため、当地区関係民はきわめて不利不便を被つている。ついては、豊永駅、久生野間及び豊永駅、立川刈屋間に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便を図るため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員長　關内　正一

市之倉曾木線に国営自動車運輸開始の請願（請願者　岐阜県土岐郡妻木町長木村養一外七名）（加藤鉄造君紹介）（第一九〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県多治見市之倉、土岐郡笠原町、妻木町は陶磁器製造が盛んで、近年製造技術の交換著しく、また燃料を曾木村及び恵那郡南部に求め、原材料製品の交換が増加したが、これら各町村を結ぶ市之倉曾木線に交通機関がないため、関係住民の不利不便は多大である。ついては、市之倉曾木線に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、車両、要員等を考慮して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員長　關内　正一

窪川線に国営自動車増発に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡吉野生村長布末光）（井谷正吉君外一名紹介）（第二一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡窪川町と愛媛県宇和島市間を結ぶ国鉄自動車窪川線は従来一日三往復の運転を行い周辺町村民に多大の便益を与えてきたが、国鉄江川崎線が開通されて以来、二往復に削減され、この削減された一往復は最も利用者が多かつたため、関係住民はきわめて不利不便を被つている。ついては窪川線に国営自動車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき善処するよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員長　關内　正一

雲伯線に国営自動車運輸開始の請願（請願者　島根県飯石郡吉田村田部長右エ門外七百三十三名）（大橋武夫君紹介）（第一九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県飯石郡吉田村、仁多郡阿井村、三沢村、三成町、八川村、横田町、島取県多里村の八箇町村を結ぶ雲伯線に国営自動車を運行すれば、鉄道に恵まれないへき地の交通は開け、文化の向上はもとより、地方産業の振興に資するところきわめて大である。ついては、雲伯線に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員長　關内　正一

隠岐島に国営自動車運輸開始の請願（請願者　島根県周吉郡西郷町恒松安夫）（櫻内義雄君紹介）（第四八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県隠岐島は人口四万五千、面積三百四十八方キロ、バスの運行し得る道路延長約百キロあるが、現在定期バスの運行はわずか四十キロにも満たず、且つ、一日二往復程度に過ぎない状況にあり、沿岸の小型発動機船の定期便も欠航が多いため、島内の交通はきわめて不便で、産業並びに文化の発展を著しく阻害している。ついては、隠岐島に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通の利便を図るため、車両、要員等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

衆議院議長堤康次郎殿

運輸委員長　關内　正一

柳井駅、錦橋間に自動車運輸開始の請願（請願者　山口県玖珂郡伊陸村長松村鏸世外二名）（岸信介君紹介）（第四一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡下の柳井駅、伊陸村、玖珂町、南河内村、錦橋を結ぶ路線は、郡の南北を最短距離に連絡する交通上の動脈となつており、ことに今後岩日線の設置等により交通量の増大することは明らかで、交通網の整備は産業、文化の向上に不可欠の要件として関係住民の強く望むところとなつている。ついては、柳井駅、錦橋間に自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院にお

いて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国営自動車による路線外団体貸切輸送免許に関する請願（請願者　滋賀県甲賀郡水口町国鉄自動車亀草線協力会長西居忠一外十四名）（矢尾喜三郎君紹介）（第三四八号）及び同（請願者　兵庫県多紀郡篠山町山口房次郎外百三十六名）（佐々木盛雄君紹介）（第三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営自動車線の沿線地域は観光又は視察等を行うとき、国営自動車の路線外団体貸切が許可されていないので、遠隔地の民営バスを利用する外なく、関係住民は多大の不利不便を余儀なくされている。ついては、国営自動車による路線外の団体貸切輸送を免許されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国営自動車の路線外団体貸切輸送に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町薩摩郡町村議会議長会長宇都宮敬馬）（池田清志君紹介）（第四二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩地方においては民間バスも少なく、容易に需要を満し得ないので、国営自動車の路線外貸切利用を希望する者がきわめて多いが、その利用は制限されている上に民間自動車業者の同意を得る等の煩さな手続きを必要とするのではなはだ困惑している。ついては、国営自動車の路線外団体貸切の制限を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方旅客交通の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

東京都に自動車検査場増設に関する請願（請願者　東京都新宿区四谷一丁目社団法人東京自動車協会長阿由葉等司外十二名）（天野公義君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都における自動車検査場は、昭和九年管下車両四万程度を目途に企画設計された鮫洲検査場があるのみで、近時車両の急増に伴い一日の受検車両数は平均五百両の多きに達するため、構内の混雑と検査の渋滞は目に余る状況にある。ついては、鮫洲検査場の施設改善と検査官を増員し、都内適地（城東、城北地区等）に検査場二箇所を増設し、施設拡充のための財源の一部は道路運送車両法の規定に基く手数料を充当する等の対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における都内自動車の激増にかんがみ、実情に即し、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

民営自動車の市内営業出願不免許に関する請願（請願者　愛知県名古屋市議会議長鈴村健）（田嶋好文君紹介）（第五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋市においては、最近民営バス業の運行が盛んとなり、乗者はきそつて市内路線の獲得による一般乗合旅客自動車免許の申請を行つており、ことに帝産及び中日本観光の両自動車株式会社の市街中心部運行路線免許申請は都市交通事業に対抗し、権益追求の意図をもつて公正健全な都市交通の発展を無視し、利益追求を第一義とするのであつて、これらは名古屋市の交通行政の遂行並びに全市民の福祉増進を阻害するものである。ついては、都市交通の一元的経営と公益優先の見地から、民営自動車の市内営業の出願を免許しないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

都市における自動車運送事業の重要性にかんがみ、現地の実情に即して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

自動車損害賠償責任保障制度確立に関する請願外一件（請願者　佐賀市上芦町六十二番地佐賀県自家用自動車組合理事長古賀倫達）（鍋林三喜男君紹介）（第一九〇七号）及び同（請願者　佐賀県唐津市西唐津七千百二十三番地増本藤一外百五十八名）（江藤夏雄君紹介）（第二一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は自動車損害賠償責任保障制度を確立する由であるが、本制度の確立は自動車数が増加の一途にある今日きわめて適切なもので、自動車使用者としても急速なる実施を期待するも、極力負担の軽減を切望する。ついては、速やかに自動車損害賠償責任保障制度を自動車使用者が組織する自動車相互保険組合法制度を必須附帯条件として制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における自動車交通の発展にかんがみ、その健全なる発達に資するため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

乗合自動車路線の一部変更に関する請願（請願者　東京都豊島区池袋一丁目五百二十一番地小川徳三郎外四百五十七名）（關谷勝利君紹介）（第四九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都豊島区池袋二丁目入百八十一番地より同池袋四丁目三百九十三番地を経由し練馬区江古田町に至る乗合自動車路線の許可申請が提出されているが、この池袋区域内は池袋駅を中心とする繁華街で、諸車等の交通量は戦後とくに激増しておりながら、道路の幅員は狭あいをきわめ、しかも人道、車道の区別さえないので、通学児童、生徒あるいは通行人は常に危険にさらされ、地元民としても対策に苦心している現状にある。ついては、池袋二丁目八百八十一番地より池袋四丁目三百九十三番地間の乗合自動車路線の許可申請に対して変更の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の実情にかんがみ、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

自動車運送事業の免許制度廃止反対に関する請願（請願者　宮崎市南広島通一丁目一番地宮崎運輸株式会社長藤元源次）（相川勝六君紹介）（第三五一号）、同（請願者　宮崎市高千穂通り一丁目三十七番地弓削辰行）（片島澄君紹介）（第三五二号）、同（請願者　愛知県瀬戸市山脇町十八番地瀬戸自動車運送株式会社長中島信一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第三五三号）、同（請願者　佐賀県神埼郡神埼町富士自動車株式会社長水田辰男）（鍋林三喜男君紹介）（第三五四号）、同（請願者　東京都中央区銀座東一丁目二番地日本トラック協会長小野哲）（岡田五郎君紹介）（第六〇号）、同（請願者　長野県諏訪郡下諏訪町五千四百四十六番地丸山補三郎外二名）（小川平二君紹介）（第七四〇号）、同（請願者　愛知県岡崎市朝日町字沢渕四番地岡崎陸運株式会社長坂部兼満）（小林錦君紹介）（第七四九号）、

同（請願者　鳥取県鳥取市東品治町五十四番地六日本通運株式会社鳥取支店長宮下英男）（紹介）（第八一二五号）、同（請願者　岐阜県郡上郡八幡町大字島谷郡上トラック運輸株式会社長園田勝次郎）（紹介）（第八一二六号）、同（請願者　宮崎県日向市大字富高八千二百三十番地富島運送株式会社長大野巌）（紹介）（第八七〇号）、同外一件（請願者　岐阜県可児郡今渡町可児運輸株式会社長大竹庄太郎外一名）（紹介）（第九一一号）、同（請願者　長野市三輪田町千三百三番地信越定期自動車株式会社長山口道之助）（紹介）（第一四〇号）、同（請願者　鹿児島県鹿児島市平之町三十八番地日東自動車株式会社長吉村武二）（紹介）（第一四一号）、同（請願者　鳥取県鳥取市今町二丁目ヨ丸運送株式会社長由谷義治）（紹介）（第一二〇八号）、同（請願者　愛知県刈谷市大字刈谷字八丁南三十三番地大興運輸株式会社長藤井清七）（紹介）（第一三一一〇号）、同（請願者　奈良県奈良市三条川崎町三百二十七番地奈良県貨物自動車協会長小鍋原太郎）（紹介）（第一五四号）、同（請願者　佐賀県神埼郡神埼町富士貨物自動車株式会社長水田辰男）（紹介）（第一三七八号）、同（請願者　鳥取県鳥取市今町二丁目二十七番地日ノ丸運送株式会社長由谷義治）（紹介）（第一三七九号）、同（請願者　沼津市上土官日本通運沼津支店長河辺清外六名）（紹介）（第一五四八号）、同（請願者　岐阜県加茂郡上麻生村東武運輸株式会社長平岡卓三）（紹介）（第一五四九号）、同外五件（請願者　島根県松江市殿町十九番地ノ一島根県経済農業協同組合連合会長安部厚外五名）（紹介）（第一五五〇号）、同外一件（請願者　静岡県沼津市我入道江川町大一トラック急送株式会社長鈴木万吉外六名）（紹介）（第一五六号）、同（請願者　静岡県庵原郡富原町蒲原自動車運輸株式会社長佐藤寛次）（紹介）（第一五七号）、同（請願者　静岡県磐田郡豊田町森下自動車株式会社長永井倭一外一名）（紹介）（第一五八号）、同（請願者　静岡県三島市七百九十六番地伊豆運送株式会社長山口盛枝外三名）（紹介）（第一五九号）、同（請願者　静岡市栄町日本通運株式会社静岡支店長伊東三男外四名）（紹介）（第一六〇号）、同（請願者　静岡県浜松市相生町遠州自動車運送株式会社長小林健一郎外三名）（中村幸八君紹介）（第一六一号）、同（請願者　盛岡市大沢川原小路盛トラック株式会社長岡部岩雄外三名）（高田弥市君紹介）（第一六二号）、同（請願者　福島県伊達郡梁川町字中町東北運送株式会社長宍戸喜七）（八百板正君紹介）（第一六三号）、同（請願者　福島市清明町福島運送株式会社取締役亀谷栄治）（佐藤善一郎君紹介）（第一六四号）、同（請願者　静岡県引佐郡気賀町気賀自動車運送株式会社長奥村菊重）（長谷川保君紹介）（第一六五号）、同（請願者　福島県相馬郡原町平和貨物自動車運送株式会社長　渡辺武雄）（高木松吉君紹介）（第一六六号）、同（請願者　福島県平市字田町磐城通運株式会社長鈴木条三郎）（關内正一君紹介）（第一六七〇号）、同（請願者　茨城県久慈郡太田町茨城県公益トラック協会長島津三郎）（大高康君紹介）（第一六七一号）、同（請願者　福島県白河市郭内白河興根運送株式会社長興根勝治）（山下春江君紹介）（第一六七二号）、同（請願者　岐阜県大垣市旭町二丁目西濃トラック運輸株式会社長田口利八）（大野伴睦君紹介）（第一六七三号）、同（請願者　静岡県沼津市我入道江川町大一トラック急送株式会社長鈴木万吉外六名）（石橋湛山君紹介）（第一六七四号）、同（請願者　福島県平市字鍛冶町九番地磐城貨物自動車株式会社長渡辺重三郎）（高木松吉君紹介）（第一六七五号）、同（請願者　隰山市上伊福岡山県貨物運送株式会社長石松吉之丞）（大村清一君紹介）（第一六七六号）、同（請願者　福島県河沼郡坂下町字市中三番地田村貨物自動車運送有限会社長武田智博）（助川良平君紹介）（第一六七七号）、同（請願者　高知県高知市前町二十四番地高知県貨物自動車協会長上田統造）（濱田幸雄君紹介）（第一六七八〇号）及び同（請願者　千葉県君津郡久留里町市場合資会社久留里運送店代表社員伊東隆三）（中村庸一郎君紹介）（第一六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革並びに人員整理のため、自動車運送事業の免許制度廃止を企図するやにそく聞するが、本事業の公共性と社会的責務の重要性にかんがみ、免許制度は絶対に必要であり、またこれが廃止は貴重な輸入資材を無駄し、国際収支上における損失を増大するものである。ついては、自動車運送事業の免許制度を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車運送事業の健全なる発展を期するため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

岩内港拡張工事施行に関する請願（請願者　北海道岩内郡岩内町長山本律）（紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡岩内町所在の岩内漁港は港湾施設が不備であるため、荒天時における漁船のけい留は不可能となり、また上架施設及び物揚場の狭少による漁船並びに漁獲生産に受ける被害はきわめて甚大なものがある。ついては、岩内漁港の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩内港における港湾施設の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

羽幌港修築工事施行に関する請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎外二名）（玉置信一君紹介）（第三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡羽幌港は砂土の移動堆積がはなはだしく、且つ、西又は北北西風に対する施設が不十分なため、船舶の出入に危険を伴い極度に利用価値を減じている実

情にある。ついては、羽幌港の防砂堤及び島堤の築設に特別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

羽幌港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

合津湾しゅんせつに関する請願（請願者　熊本県天草郡今津村長石兼武雄外四名）（吉田重延君紹介）（第三六一号）及び同（請願者　熊本県天草郡町村会長大谷秀彦外四名）（岡田直君外二名紹介）（第一一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

指定港湾合津港は天草島の最東端に位し、表玄関としての要地を占め、古来商港として旅客の乗降及び物資の集散等利用度の高い港であるが、海深浅く、船舶の荷役、陸揚、発着等にきわめて支障をきたしている。ついては、合津港をしゅんせつされたいというのである。

二、請願の議決理由

合津港の現状にかんがみ、本請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

武豊港を重要港湾に復活の請願（請願者　愛知県幡豆郡平坂町長石川瞰一郎外七名）（伊藤好道君紹介）（第五七〇号）及び同（請願者　愛知県知多郡武豊町長中川益平外四名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡武豊港は港湾としての沿革古く、深海線の陸岸に近接し、天恵的良港の形態を備え、戦後は中島飛行機株式会社、川崎重工株式会社、日本油脂株式会社等の異常な発展に伴い、港勢も日日増進し、港湾法制定に際しては重要港湾に編入されたが、さきの閣議において重要港湾より削除されたことは誠に遺憾である。ついては、武豊港を重要港湾に復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

武豊港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

根占港修築に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡根占町長坂口逸己外二名）（山中貞則君紹介）（第五七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡根占港は風水害による港湾の荒廃著しく、港内が浅いため満潮時においてすら船舶の出入に支障をきたしているが、当地方は南九州特定地域として開発計画の進展と自然公園候補地としての観光的立場からも、将来貨物の搬出入及び船舶の出入、来往旅客もますます増加されることが予想される。ついては、速かに根占港の修築工事を昭和二十九年度に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

根占港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

油津港外防波堤延長工事施行に関する請願（請願者　宮崎県日南市長井戸川一外一名）（持永義夫君紹介）（第五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日南市の油津港は天然の良港で、商港に、また漁港に、その実績はなはだ大であるが、毎年来襲する台風圏内にあるためそのつど、港内の船舶は一瞬にして大破沈没する等きわめて悲惨な状態を現出している。ついては、油津港の外防波堤延長工事を昭和二十九年中に完了されたいというのである。

二、請願の議決理由

油津港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

塩釜港に一万トン岸壁工事施行に関する請願（請願者　宮城県塩釜市長桜井辰治外一名）（竹谷源太郎君紹介）（第七五七号）及び同（請願者　宮城県知事宮城音五郎外一名）（只野直三郎君紹介）（第一九一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県塩釜港は戦後海運界の復興とともに著しく活発化し、大型船舶の入港トン数は年々増加の一途をたどっているが、本港は航路が浅く、且つ、一万トン級の岸壁の設備がないため、外港にて積荷の一部を荷役し、内港に入港している現況であり、航路水深も七メートルに過ぎないので、三千トン岸壁に接岸するのも危険この上なく、着船は著しく困難である。ついては、塩釜港に一万トン岸壁工事を昭和二十九年度において施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩釜港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

稚内港整備促進に関する請願（請願者　北海道稚内市議会議長岩田直蔵）（松浦周太郎君紹介）（第一一三七号）、同（請願者　北海道稚内市長西岡斌外一名）（武田信之助君紹介）（第一一三八号）及び同（請願者　北海道議会議員浜森辰雄）（椎熊三郎君紹介）（第一二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

稚内港は北海道北部の唯一の商港であるとともに、日本海、オホーツク海の交さする突端に位するわが国屈指の漁業根拠地であり、その背後地には拡大なる天北の沃野があつて、本道開発の線に沿い年々開発されつつあり、また埋蔵量十二億トンと推定される天北炭田の地下資源は本港の利用度を一層上昇せしめているが、本港の現船岸は大型船のふ頭としては極度に狭あいなるため、近年激増しつつある移出入貨物を処理できず、いたずらに資源の開発を阻害している実情にある。ついては、速やかに稚内港を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

稚内港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

青森工業港整備に関する請願（請願者　青森県青森市長横出実外一名）（第二一〇四号）（山崎岩男君紹介）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森港は本州の北関門であり、北方開発の基地として発展してきたが、工業港的色彩はなんら見るべきものがない。ついては、位置的優位性及び水陸交通の至便と原材料の入手容易等、臨海工業地帯造成上多くの利点を有する青森工業港を速やかに整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

小湊港使用開始に関する請願（請願者　青森県東津軽郡小湊町長辻村秀雄外五名）（山崎岩男君紹介）（第一二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県小湊港は昭和十八年運輸省の北海道、本土間の航送連絡港として建設に着工され、幾多の犠牲と多大な費用を投じ昭和二十三年ようやく完成したものであるが、今なお、本港が使用されず放置されたままとなっていることは、当地方はもちろん、国家的にもきわめて不経済である。ついては、小湊港の使用を速やかに開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道、本土間の輸送力増強を図るため、予算等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大間港修築等に関する請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外十三名）（山崎岩男君紹介）（第一二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在本州、北海道連絡は青函連絡のみで、貨客の運送に万全を期し難い実情にあつて、本州、北海道の最短距離に位する大間、函館間に新航路を新設すれば、数時間の短縮ができ、燃料等の節約も多大である。ついては、大間、函館間の新航路を開設するとともに、大間港を国営で修築し、且つ、大間鉄道を速やかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

大間港の北海道連絡拠点としての重要性にかんがみ請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

鵜飼港修築工事継続に関する請願（請願者　石川県珠洲郡宝立町長山崎長次）（南好雄君紹介）（第一二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡宝立町の経済資源である水産業の開発上重要な使命を有する鵜飼港は、鵜飼川の河口を利用した能登内浦沿岸有数の港であるが、同川上流よりの土砂の流出と風波激浪とによつて漂砂の堆崩著しく、河口閉そくのため小型漁船の出入さえできない状態に陥り、一朝荒天に際会すれば、遠く鳴島宇出津港に避難するのやむなき実情にして、防波堤、防砂堤及び港内しゆんせつ等国庫並びに県費助成を得て二十七年度より五箇年継続工事を計画実施中である。ついては、二十九年度にも鵜飼港修築工事を継続実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

鵜飼港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

酒田港しゆんせつに関する請願（請願者　山形県知事村山道雄）（池田正之輔君外一名紹介）（第一五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県酒田港は近時貿易の振興に伴い、管内工場で使用する原材料の外国より輸入するもの相当数に上り、その運送船も八千トンから一万トンとなり、漸次大型船に移行しつつあるが、本港の水深不足のため、ほとんど回避され、はなはだしい場合は入港予定計画の船舶すら入港を見合せなければならない実情で、県産業経済に及ぼす影響は多大である。ついては、酒田港の航路水深を常時九メートルに確保できるよう国庫補助でしゆんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

酒田港への入港船舶の大型船化に対応して、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

宇和島港修築に関する請願（請願者　宇和島市長中平常太郎）（井谷正吉君外一名紹介）（第一五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県宇和島港は、四国西南部における中心港の位置にありながら、既往二十年にわたり、修築のみるべき施設なく、荷役に困難と非能率を示しているが、今後、後方地域の開発による産業の発達とともに物資の需要量は急増する見込みで、昭和二十八年計画目標移出入貨物数量は約三十五万トンで、現在県営の修築工事を施行中なるも事業費僅少なるため遅々として進ちよくしない。ついては、宇和島港の現状が四国西南総合開発の一あい路となつている現状から、本港の修築費の配分増額につき配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

宇和島港の港勢に対応して、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

香深港修築工事施行に関する請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市）（玉置信一君紹介）（第一二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道礼文島唯一の指定港で、内地、小樽を起点として利尻、礼文両島の連絡並びに稚内、利尻、礼文を結ぶ三角航路の重要港にして、且つ、また北方漁業策源基地等としての重要な使命を有しているが、本港内防波堤の延長不足等の施設不完備なため定期船も碇泊できず、海上時化に際しては船舶に多大の被害を及ぼす等、漁業、交通に大なる支障を生じている。ついては、香深港の防波堤を延長等の修築工事を実行されたいというのである。

二、請願の議決理由

香深港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

新居浜港改修工事施行の請願（請願者　愛媛県新居浜市惣開町千五百三十一番地大野唯蔵）（越智茂君外一名紹介）（第四三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年開港場に、次いで二十五年重要港湾に指定された愛媛県新居浜港の改修は二十八年度より五箇年計画事業として認められ目下施行中であるが、同港は北ないし北東の風に対しては絶対に港内の静穏を期し難く、とくに冬季における荷役作業能力を減殺されること多大であるので、これが防止対策としては既設の防波堤百メートルの延長と、港内御代島側より百二十六メートルの防波堤を築造することが唯一の手段と考えられる。ついては、新居浜港の防波堤築造費及び物揚場築造費六千四百万円を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

新居浜港の現状にかんがみ請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

屋久島宮之浦港修築に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦）（岩川興助君紹介）（第四九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県屋久島は港に恵まれず、九州と結ぶ唯一の手段である海上交通を確保できず、島民は幾多の不便と苦痛に耐えていたところ、去る十二月二十二日の離島振興対策審議会の振興計画に同島宮之浦港の修築工事が採択されるに至り、島民の喜びは大である。ついては、宮之浦港の修築を本年度中に着工できるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

屋久島島民の利便を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

安芸港築設に関する請願（請願者　高知県安芸郡安芸町長野町悟外一名）（第五〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡安芸町は県東部海岸地帯における商工都市として重要な地位を占め、その好適なる立地条件は工場誘致指定地に予定されるとともに、近時周辺地域の農林、水産業の発展に伴い産業道路建設に意を注ぎ、奥地各方面に通ずる重要幹線道路が整備拡充されつつあるが、これら産業道路と密接な関係にある港湾の築設は、高知市以東室戸岬に至る海岸線に一つの商港を有せぬ現状にもかんがみ従来久しきにわたつて熱望されているところである。ついては、安芸町に商港兼漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

定点観測業務続行に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町一丁目七番地中央気象台職員組合執行委員長大和順一）（山口丈太郎君紹介）（第二六四号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

気象技術上不可欠の貴重な資料を残している北方及び南方洋上の固定点観測は十一月末をもつて廃止となつたが、固定点観測は海洋上の保安と標準測候所としての役割を果し、高層気象及び防災に必要な観測上の要点となつているので、これが廃止は予報、警報その他関連の気象技術の低下をもたらすことじん大である。ついては、定点観測業務を中央気象台で続行するよう適切な処置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

気象災害を未然に防止するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

三陸沖定点観測再開に関する請願（請願者　岩手県宮古市長中屋重治外一名）（鈴木善幸君紹介）（第三二〇五号）及び同（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君紹介）（第四四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沖の定点観測は昭和二十八年十一月末をもつて打ち切られたと伝えられるが、当観測は航海能所と称せられる三陸沖の海難を未然に防止し、海洋資源の開発と海上交通保安の確保及び北海道、東北地区における凶冷の早期予知の上においてきわめて重要なものである。ついては、三陸沖の定点観測を速やかに再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の気象災害を未然に防止するとともに当該海域における船舶航行の安全を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

海上定点観測再開に関する請願（請願者　甲府市橋町十八番地　山梨県農業委員会長天野久）（鈴木正文君紹介）（第四〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在海上定点観測は、予算の関係上中止されているが、近年気象状態の危険率は著しく増大し、一層適確な予報を必要とする際にその資料提供を不可能とするかかる事態は不測の災害を社会並びに農民に与え、海上定点観測の予算の何十倍にも達する損害を生ずる危険性がある。ついては海上定点観測を再開し気象観測の拡充を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

気象災害を未然に防止するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

紋別町に測候所設置の請願（請願者　北海道紋別郡紋別町長大西寅平）（松田鐵藏君紹介）（第三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走測候所管轄区域は網走、斜里常呂及び紋別の四郡となつているが、このうち紋別郡は一面がオホック海に接し、その他は重畳たる山岳に囲まれ、他の三郡に比べ気象上において著しく差異があるにかかわらず、測候所は全管内の一隅たる網走市にあるため関係住民はきわめて不利不便を被つている。ついては、紋別町に測候所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における気象災害を未然に防止するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県に測候所設置に関する請願（請願者　秋田県知事池田徳治）（石田博英君紹介）（第二一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県は冷害、雪害、風害等のあらゆる気象災害により、多大の犠牲を被り、産業の発展を阻害するところが大きく、ことに本年のごとく冷害による被害五十億円にのぼる現状で、この種の災害を測候所の設置によつて未然にある程度防ぐことができると信ずる。ついては、県南、県北の二地区の測候所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

気象災害を未然に防止するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

羽幌町に燈台設置の請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町長渡部良次郎外二名）（玉置信一君紹介）（第三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の日本海海岸線は燈台の設置箇所が納沙布以下わずか十指を数えるほどで、とくに礼文島から高島岬を結ぶ百六十五海里の海岸線には防波堤燈台程度が点在するのみで、焼尻燈台のみが唯一の航標となつている実情であるが、当地方沿岸は岩礁連担して航行にきわめて危険であるばかりでなく、風浪激しく、潮流も早いため海難事故がひん発する地帯である。ついては、当地方唯一の海陸交通の要衝羽幌町に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域における船舶航行の安全を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院において採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

紋別町に電波標識施設設置の請願（請願者　北海道紋別郡紋別町長大西真平）（松田鐵藏君紹介）（第二二九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道紋別郡紋別町はオホーツク海域操業漁船の根拠地として、また商港としても重要な役割を果しているが、漁業期間中は濃霧が多く、且つ、無線局の現有施設がはなはだ小規模のもので、沖合漁船の位置測定が困難である等、操業船舶の航行に大なる不便を与え、遭難事故も上昇し多大の損害を被つている。ついては、紋別町に電波標識施設を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域における漁船の操業並びに航行の安全を確保するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

紋別警備救難署設置等に関する請願（請願者　北海道紋別郡紋別町長大西真平）（永井勝次郎君紹介）（第二三〇号）及び同（請願者　北海道紋別郡紋別町議会議長笠井耕蔵）（松田鐵藏君紹介）（第二三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道紋別郡紋別町はオホーツク海に操業する漁船の根拠地として重要な役割を果しているが、近時ひん発する暴風浪並びに濃霧による遭難船の数も上昇をきわめ、また国外船によるだ捕事件等、この種の問題は枚挙に暇ない有様であるが、オホーツク海浴岸における現有警備救難署は稚内、網走の二箇所あるのみで、この間百五十マイルの海岸線にはなんらの施設がなく、これでは遭難事故発生の際応急救助の万全は期せられない。ついては、紋別町に警備救難署を設置するとともに大型監視船を配属されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域の実状に対応して、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

釧路港にハーバー・レーダー設置の請願（請願者　北海道釧路市長佐熊宏平）（伊藤郷一君紹介）（第一九〇四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
釧路港は東北海道における唯一の重要港であり、本道の発展は一に同港の港勢いかんにかかつているが、本港の特色は濃流と暖流が交さするため、例年五月より九月までは特有の海霧が来襲し、出入船舶の運航に支障を生じ、漁船の遭難等はもちろん、大型船舶等も港外に仮泊を余儀なくされる実情にある。ついては、釧路港にハーバー・レーダーを設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域における海難を防止するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

鼓崎燈台新設に関する請願（請願者　石川県珠洲郡西海村長霜山宝蔵外三名）（喜多壮一郎君紹介）（第四二八〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
能登半島沖合は戦後貿易通商の伸展に伴い、日本海域中の重要航路として内外船舶の航行が激増しており、また日本海固指の漁場を有するので出漁機帆船の数も著しく増加しているが、燈台は半島の突端禄剛岬とこれより以西四十海里の舳倉島に設置されているのみで、航行船舶は鳳至郡、珠洲郡境界沖合より珠洲郡西海村沖合に至る約十海里の航行区間は、前記燈台の標識を認めることができないので針路を誤る漁船が多く、基地帰着が遅れる等乗組員の苦慮はもとより基地の不安はじん大である。ついては、西海村長橋地内鼓崎に燈台を新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域における船舶航行の安全を確保するため請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

予瀬航路標識設置に関する請願（請願者　長崎県南松浦郡鼓宿町長大坪喜一外一名）（西村久之君紹介）（第四二三四九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
五島列島随一の島しよにして、林産は長崎県下有数であり、地下資源にも恵まれろう石の生産は全国一といわれ、また東洋一を誇る赤瀬漁場及び立小島漁場等を控え水産業界の大いに嘱目するところであるのみならず、東支那海への遠洋漁業の根拠地として盛観を呈しているが、鼓宿港口に面して干潮時にようやく頭部を露出する予瀬と呼ばれる浅瀬があり、出入港の船舶は航路標識がないため夜間方向を誤つて座礁遭難するものがきわめて多い。ついては、鼓宿港平瀬に航路標識を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域における海難を防止するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

新潟市に空港設置の請願（請願者　新潟県知事岡田正平外四名）（稻葉修君紹介）（第二六九〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟市は民間航空の発着地としてきわめて好条件に恵まれ、しかも北陸地域の経済、政治、文化の中心地であるばかりか、旅客、貨物及び郵便等の営利採算上からしても、民間空港の設置点として十分価値あるものと確信している。ついては、新潟市に民間航空の空港を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区の立地的条件にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

松島空港使用促進に関する請願（請願者　宮城県桃生郡矢本町長大江真志次外二十名）（内海安吉君紹介）（第三〇三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県桃生郡矢本町所在の松島飛行場は、さきに駐留軍当局の許可もあつて民間空港として指定され、昭和二十七年度の同空港整備予算をもつて事務所及び待合室等はすでに完成し、無電施設もほぼでき上つており、一方東京、北海道間のローカル線も近く開始される予定と聞いているが、同空港使用の延引していることは関係地方民の深く遺憾とするところである。ついては、松島飛行場を民間航空寄港地として正式に路線を許可しその使用を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該飛行場の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

大阪、宮崎間定期航空路開設促進に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（瀬戸山三男君紹介）（第四三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
由来宮崎県は本邦最南端にあつて中央ときわめて遠隔の地域であるため、常に時流に遅れ経済、文化ともに後進県たらざるを得ない一要因をなしているので、つとに民間航空路の開設促進について関係方面に陳情してきたところであるが今回幸い宮崎市内赤江飛行場に航空大学が設置され諸施設も整備されることとなり、とくに今秋宮崎市において開催される産業観光博覧会を目前に控えるため、県民は開設実現の一日も早いことを熱望している。ついては、大阪、宮崎間に定期航空路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区の立地的条件にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

福岡、鹿屋間に航空路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪より四国を経て大分、宮崎、鹿屋に至る間には今なお航空路が開設されていないのは遺憾である。ついては、大阪、鹿屋間に航空路を開設する必要がある。ついては、福岡、鹿屋間に航空路を速やかに開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方における交通の利便を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

大阪、鹿屋間に航空路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町百四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪より四国を経て大分、宮崎、鹿屋に至る間には今なお航空路が開設されていないのは遺憾である。ついては、大阪、鹿屋間に航空路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方における交通の利便を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

木造船事業の保護育成に関する請願（請願者　広島県沼隈郡千年村常石造船株式会社長神原勝太郎）（高橋禎一君紹介）（第二九八〇号）、同（請願者　広島県沼隈郡千年村神原勝太郎）（佐竹新市君紹介）（第三二〇三号）、同（請願者　広島県沼隈郡千年村大字常石千年造船株式会社長浜田真寿夫外四〇名）（高津正道君紹介）（第三三六八号）及び同（請願者　広島県沼隈郡浦崎村有限会社三谷造船所三谷一男外五十一名）（岡本忠雄君紹介）（第四五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時中小海運業の内航貨物減少に伴つて、船腹は過剰となり、これが船主の経済に影響して工事が激減しているにもかかわらず、中小造船業の野放しと相まつて企業は乱立し、新造船に対する需給均衡の破たんはダンピングを増長し、企業合理化の必要を認めながらその余裕さえなく、そのしわ寄せは技術低下となつて現れ、輸出船においては自ら不信を招き、このまま推移すれば、事業はますます混乱すること必至である。しかるに総トン数五百トン以下の造船業にはなんらの規正もなく、臨時船舶管理法の失効に伴い、木船建造は野放しとなり、なんら助成策を考慮されていないことは遺憾である。ついては、木造船事業を保護育成されたいというのである。
二、請願の議決理由
木造船事業の健全な発展を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

船舶職員法の一部改正に関する請願（請願者　東京都港区麻布市兵衛町全日本海員組合長塩山寿）（冨吉榮二君紹介）（第三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
船舶職員法は昭和二十六年に改正されたが、当時占領下にあつたため、その改正はきわめて実情にそぐわない点がはなはだ多い。ついては、（一）船舶の運航、機関の運転若しくは無線電信による通信に関する学術を教授する学校の所定の課程及び練習を終り、運輸大臣が学術試験に合格すると認める者には、学術試験を行わないで相当の免状を授与し得るようにし、（二）甲種免状については、その効力を漁船に限定した制限免状を設定し、（三）附則第二項による猶予期間を一年延長し、昭和三十年八月三十一日までとする等同法の一部を改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
船舶職員の需給状況に応じ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

小型船舶職員養成のための国庫補助に関する請願（請願者　岡山県邑久郡牛窓町長香川三六外五名）（逢澤寛君紹介）（第七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
機帆船及び定期交通船等小型貨客船の船舶職員養成は喫緊の要務となつているが、乗組員が船舶職員を志望して市町村等の主催する養成講習会において一箇月間の海技講習を終了し、船舶職員法所定の試験を受ける諸経費は全部自己負担であるため、受講の機会を逸する者が多く、船舶運航の技術はますます低下し地方海運産業振興の一大障害となつている。ついては、小型船舶職員養成に関し国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
小型船舶職員の養成の円滑を期するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

第十次計画造船の建造割当促進に関する請願（請願者　長崎県議会議長岡本行）（白濱仁吉君紹介）（第四七〇四号）及び同（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（逢澤寛君紹介）（第四九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十九年度緊縮予算の実施に伴い、商船の建造に対する国家資金のわくは著しく縮減となり、鋼材補給金、利子補給金等の助成策も近く打ち切られようとしているとき、造船疑獄事件の発生により第十次計画造船割当も全然見透しがつかず、このため全国各造船所はまつたく混乱状態に陥り、このまま推移するにおいては、造船業は壊滅的な行詰りとなり、工員の大量首切りが行われて深刻な社会不安をじやく起すること明らかである。ついては、速やかに第十次造船計画を樹立し、各造船所への建造船当を決定されたいというのである。
二、請願の議決理由
造船事業の健全な発達を図るため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

モーターボート競走による国庫納付金引下げに関する請願（請願者　全国モーターボート競走施行者協議会長津市長堀川美哉）（木村俊夫君紹介）（第四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

モーターボート競走法の主たる目的の一つは地方財政への寄与であり施行者の眼目もまたここにあるが、現行法規に定める国庫納付金の賦課率は舟券売上額の多寡にかかわらず一率に三パーセントであるから、売上額の少い場合は国庫納付金の負担に堪え得ないこととなり本来の目的に逆行する結果となる。ついては、売上金額（毎回次ごとの一日平均額）に対する国庫納付金の率を五百万円まで全額免除、六百万円まで〇・五パーセント、以上百万円増すごとに〇・五パーセント増とし最高三パーセントとするよう軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

モーターボート競走の健全な発達を図るため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

第十次計画造船の建造割当促進に関する請願（請願者　広島県因島市土生町二千二百九十三番地日立造船労働組合内石川政郎外七名）（佐竹新市君外一名紹介）（第五〇〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第十次計画建造割当が海運造船汚職等に関連して著しく遅延しているが、これ以上遅延するときは必然的に造船所並びに関連産業の縮小閉鎖等を招来し、これら産業労働者百五十万人の生活を破滅に陥れ、社会的不安をじやく起するのみならず、ひいてはわが国経済自立を阻害し、国際収支の悪化を一層助長することになる。ついては、第十次計画造船建造割当を速やかに決定するとともに、造船に対する助成策並びに中小企業助成策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

造船業並びにこれが関連産業の健全な発達を図るため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

タグボートの配置復活に関する請願（請願者　洞海湾運営協議会長吉田敬太郎）（岡部得三君紹介）（第三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州海運局若松支局のタグボートは二十七年四月以来廃止され、その後は小型船舶の入出港に際しては汽船会社等のタグボートを利用し、大型船舶には遠く九州海運局のものを回航していたが往復三時間も要し、且つ門司入出港の軍用船増大等のため回航不可能となり、軍用船のみは辛じて八幡製鉄所所属のタグボートの応援を得ているが、一般船舶はその応援を得ることがほとんど不可能な状態で、今後内外国大型船舶の入港ますます増加を予想される本港にこれらの需要に応ずるタグボートの設置は下可欠となつている。ついてはタグボートの配置を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶の入出港の円滑を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

波見港、大阪港間の航路復活に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町百四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅波見港と大阪港間には戦前毎週二回大阪商船会社所属船の寄港により、大隅地方の貨客の利便はきわめてじん大であつたが、現在休止中のため多大の損失を被つている実情にある。ついては、速やかに波見港、大阪港間の航路を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

大隅地方の貨客の利便を図るため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

郵政委員会内郷村に無集配局設置の請願（請願者　福島県石城郡内郷町大字御厩字下宿一番地菅波丈十一外八名）（關内正一君紹介）（第二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡内郷町は人口三万八千で、常磐炭鉱を始め十六の炭鉱を擁し、平市、湯本町、小名浜町の中間にあつて石城郡の産業、経済の中心地であるにもかかわらず、無集配局はもちろん、銀行、信用組合その他の金融機関もなく、同地内二千九百余名の町民の不便不利ははなはだしく、最も近い郵便局まで約三キロもあつて、貯金、郵送、為替、電信の全般にわたり多年郵便局の設立を切望している。ついては、内郷村に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配特定郵便局を設置することについては、附近局との距離の関係もあつて、差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

笠間村に郵便局設置の請願（請願者　東京都港区芝公園五号地十五番地井村徳二外三十四名）（喜多壯一郎君紹介）（第二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県石川郡笠間村、蝶屋村及び宮保村は郵便局の設置がないため、電信、電話、預貯金事務あるいは為替、送金事務の郵便関係全般に不便をきたし、利用者は遠距離地区の郵便局を利用せねばならず、交通不便により個人の郵便事項処理の場合は丸一日を要する不便さで三村民は挙つて郵便局の設置を切望している。ついては笠間村に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配特定郵便局を設置することについては、附近局との距離の関係もあつて、差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

水ケ崎簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願（請願者　宮城県西白杵郡高千穂町長佐藤寿）（山島雅君紹介）（第二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県西白杵郡高千穂町と日の影町との境に位する水ケ崎簡易郵便局は延岡市より熊本市に通ずる九州横断道路の要点にあつて、鉱、林産関係及び発電所等を控える広範な区域を有しているが、簡易郵便局の取扱事務は無集配局に比較してきわめて狭く、特に電信、電話、電信為替あるいは国庫金等の受払事務及び代金引換の取扱いをしないので、関係利用者の不利不便は多大である。ついては、水ケ崎簡易郵便局を無集配郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

川水流簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北方村長早瀬利喜弥外六名）（片島港君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡北方村地内の川水流簡易郵便局は開設以来地理的好条件に恵まれ、利用者も激増し、取扱件数も県内十九簡易局中三位を下らない現状であるが、村勢の進展に伴い簡易郵便局の窓口事務取扱いでは到底一般村民の欲求を充足することができない。ついては、川水流簡易郵便局を無集配郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

岩田郵便局に集配事務開始の請願（請願者　和歌山県西牟婁郡岩田村長山本伍市外八百二十六名）（辻原弘市君紹介）（第三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡岩田村地内の岩田郵便局は無集配局として、また村内唯一の国営施設として、隣村の住民に広く利用されているが、本村の郵便物の取集が一日ずつ遅れ、わずか八キロ隔てた田辺市に出した郵便物が配達されるまで三日間を要する実情であり、その他内容証明、料金別納等に関しても多大の不便を被っている。ついては、岩田郵便局に集配事務を速かに開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来の機会に集配事務を開始するの要ありと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

関豊村に無集配郵便局設置の請願（請願者　千葉県君津郡関豊村長石井保外十九名）（水田三喜男君紹介）（第三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県君津郡関豊村は戸数四百、人口二千余の山村にして県内においてもっとも辺ぴな地で、二十五年簡易郵便局法の公布に伴い委託契約を締結し、役場に併設以来郵政事務を司掌しているが、その状況は一箇月の取扱件数一千三百件にも及び、簡易局にては郵政事務全般の取扱不可能な状況のところ、二十八年八月をもって契約期間が満了となる。ついては、関豊村に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

和田村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　広島県双三郡和田村長石田竜郎外三十四名）（船越弘君紹介）（第三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県双三郡和田村地区三百戸、十日市町地区百戸、比婆郡山内西村地区三百戸の者は従来山内西、八次及び塩町の各郵便局を利用しているが、いずれも相当の距離で往復半日又は一日を要する不便と不自由を続けている。しかるに昭和二十五年和田簡易郵便局を開設されたものの、これら約七百戸の住民の要望に応ずる郵便事務は少なくとも無集配郵便局の設置が必要である。ついては、和田村大字和知に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

水分村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　福岡県浮羽郡水分村殖木四百二十の四秋山保国外六名）（荒木萬壽夫君紹介）（第二七三号）、同（請願者　福岡県浮羽郡水分村長山本公平外六名）（稲富稜人君紹介）（第三七四号）及び同（請願者　福岡県浮羽郡水分村議会議長栗木初次郎外六名）（石井光次郎君紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡水分村は植木及び苗木の全国的な産地にして送金高数千万円にのぼり、経済上では田主丸町の重要な位置にあるのみならず、交通においても要衝となっているが、郵便局は田主丸、船越両局を利用するため二キロ半の遠距離となり、住民はきわめて不便をしている。ついては、水分村に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の条件を具備していないが、願意は相当理由があるから、将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置の要ありと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

谷山郵便局を普通局に昇格の請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山郵便局従業員代表小野島英清）（赤路友蔵君紹介）（第三七八号）及び同（請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町福元大野範養）（床次徳二君紹介）（第三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡谷山郵便局は従来の特定局機構の内容では業務の遂行上あらゆる面に支障を来たすのみならず、現在谷山町は近代文化都市への発展を目指して躍進途上にあるので、郵政業務においても優秀にして能率的な運行を必要としており、なお同局は先年近代的な局舎がしゅん工しており、全職員も普通局に昇格されることを念願し期待している。ついては、谷山郵便局を普通局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は相当理由があると思われるから、趣旨実現方につき政府において十分考慮の要ありと認める。よって本請願は、これを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

鷲沢簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願（請願者　宮城県栗原郡鷲沢町字南郷木瀬田四十二番地鈴木金男）（庄司一郎君紹介）（第三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県栗原郡鷲沢町は従来細倉郵便局を有していたが、昭和二十六年本町の実態を考察され、市外地の南郷に鷲沢簡易郵便局の設置をみたが、該局の周辺には役場、農協、駅、商店等が並びも早や簡易郵便局ではあらゆる点から不便にして、関係町民六千余はこれが昇格を熱望している。ついては、鷲沢簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

豊中郵便局舎新築に関する請願（請願者　大阪府豊中市長城本電波外一名）（原田憲君紹介）（第三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊中市の豊中郵便局舎はすでに二十八年も育ており、飛躍した豊中市勢の伸張に著しい立遅れをしているのと、位置が市城の変更で適切でないため、さきに郵政省の希望によりこれが敷地として本市中央部の市有地七百五十坪を譲渡し、その際に新局舎の建築は二十八年度に施行することを条件の一としてあるが、その後今日に至るも予算の関係上着工に至つていない。ついては、二十九年度予算には該局舎建築費を計上し速やかに移転新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は至当であるから、急速新築すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

岩田郵便局の集配事務開始に関する請願（請願者　和歌山県西牟婁郡岩田村長山本伍市外五百九十一名）（辻原弘市君紹介）（第三八四号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡岩田村大字岩田塩地宗太外六百七十二名）（田中織之進君紹介）（第二四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡岩田村は戸数五百四十、人口三千余を数える紀南地方最大の米麦産地であり、かんきつその他果実の生産地である文化的農村にして、村内の岩田郵便局は設置以来すでに二十余年広く村民に利用されてきたが、無集配郵便局のため郵便物が著しく遅滞する等、村民の不利不便は多大である。ついては、岩田郵便局に無集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来適当の機会に集配事務を開始するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

馬立原簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願（請願者　鹿児島県鹿屋郡財部町長谷口治秀）（山中貞則君紹介）（第五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋郡財部町は、南北の地域が通信施設に恵まれず、現在馬立原簡易郵便局が設置されているが、取扱事務の範囲が限定されているため、地域隣保住民はきわめて不便を被つている。ついては、馬立原簡易郵便局を物集配特定郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

勝岡簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願（請願者　宮崎県北諸県郡三股町長桑畑政沖外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡三股町勝岡簡易郵便局は開設以来事務量とみに激増し、昭和二十七年度の取扱数は一万六千四十二口に達し、県下の簡易郵便局中において首位を占め、無集配特定局に比較するときはその数七十一局中十二、三番目に位し、町内の宮村、長田各特定局を上まわつているが、その取扱事務に簡易局としての制限があり、町民は三キロないし四キロを往復して納税する等きわめて不便をしている。ついては、勝岡簡易郵便局を無集配特定局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

芳野郵便局の集配事務開始に関する請願（請願者　熊本県鮫瀬郡芳野村長中村重実）（吉田安君紹介）（第七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県鮫瀬郡芳野村は戸数五百七十七戸を有する農村で、果実園芸の発達著しく、村民の文化的生活も向上しているが、芳野郵便局は無集配局として設置以来十五年、業務は年々繁忙の度を加え、ことに貯金業務は表彰されること数回に及び、二十三年度には電話の交換機も設置されているが、無集配局のため郵便物は隣接の熊本市に三日も要する状況で、村民はきわめて不便をしている。ついては、芳野郵便局の集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか、又は将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

本請願の趣旨は妥当であるから、将来適当の機会に無集配事務を開始するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

曾佐村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　兵庫県飾磨郡曾佐村長大樹永算外十名）（有田喜一君紹介）（第一六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県飾磨郡曾佐村は姫路市の西方に隣接して戸数六百を数え、中央にそびえる書写山には円教寺を始め数種の国宝を有し、播磨平野と瀬戸内海を一望におさめる風光は古来より知られるため、阪神方面からの観光客も著しい数に上つているが、しかるに本村並びに東隣姫路市安産地区には郵便局がなく、また北隣の置塩村にはようやく戦後に設置を見たものの、地勢狭長のため南部の住民には利用価値が少なく、関係住民及び観光客はきわめて不便をしている。ついては、曾佐村に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか、又は将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

徳田に簡易郵便局設置の請願（請願者　茨城県久慈郡小里村大字徳田三百七十九番地ノ一飯沼広）（山崎猛君紹介）（第一九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県久慈郡小里村は県の最北端に位する山間へき地で、村内の部落間には山岳地帯が多く、村内大字大中に郵便局が設置されているが、その日に通信の便を得られるのはほんの小部落で、大字徳田、里川等は一里半ないし四里も郵便局から離れ、預金、通信、急用等には泊りがけで用をたす状態で、その不便と苦労は多大である。ついては、小里村大字徳田に簡易郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は簡易郵便局設置の条件を具備しているから、将来適当の機会に簡易郵便局を設置すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

荒川簡易郵便局を特定局に昇格の請願（請願者　兵庫県姫路市長石見元秀外十一名）（堀川恭平君紹介）（第一九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県姫路市荒川地区は人口一万を数えるも、本地内の荒川簡易郵便局が簡易郵便局であるため、税金、積立貯金及び電信電話等の事務を取り扱われず、関係住民は納税等のため貴重な時間と費用をかけて遠方に行く状態で、その不利不便は多大である。ついては、荒川簡易郵便局を特定局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見ても無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

広島県双三郡十日市町の国鉄備後十日市駅は芸備線中の最大駅であるとともに福塩線の始発駅であり、一日平均乗降人員は約七千五百名を数え、また駅前始発の国鉄バスの出雲今市、広島、石見大田の各線も約四千名に達する県下有数の交通上の要地で、なお、同駅前には専売公社三次出張所、日本通運三次支店、双三地区警察署その他会社、旅館、商店等が密集しますます発展しつつあり、加うるに同地は観光地として年間約十万名の観光客があり、いずれも十日市駅及び駅前に発着するバスを利用している。ついては、十日市駅前に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の条件を具備していないが、願意は相当理由があるから、将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置の要ありと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

平井地区に特定郵便局設置の請願（請願者　岡山市平井千四百九十一番地田面章外五十五名）（小枝一雄君紹介）（第二六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山市平井地区は同市操陽地区とともに古くから操南地区と呼ばれ、小学校二校、中学校一校を持つ田園都市で、その面積は約二箇村隣接に相当するが、金融機関としては操業地区に農業協同組合が存在するのみで、門田、網浜地域とは丘陵地帯で相隔てているため、地元民は常に多大なる不利不便を感じている。ついては、平井地区に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか、又は将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

安室に無集配郵便局設置の請願（請願者　兵庫県姫路市田寺農林省中国農業試験場長竹内二郎外四名）（有田喜一君紹介）第二六九二号）及び同（請願者　兵庫県姫路市元町六十八番地ノ九宗行源治方堤津三次）（有田喜一君紹介）（第四六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

姫路市安室地区は御立、田寺、辻井の三部落五百六十三戸を有するも、いまだ無集配郵便局すら設置されていないが、姫路本局までは二マイル以上の距離があり、且つ、隣村曾左村は現在飾西郵便局で管轄されている関係上、安室地区の住民は郵便物等の利用にきわめて不便を感じている。ついては、安室地区に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか、又は将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

折原村に無集配郵便局設置の請願（請願者　埼玉県大里郡折原村大字立原奥原徳太郎外五名）（荒船清十郎君紹介）（第二八九二号）及び同（請願者　埼玉県大里郡折原村長川島米作外三十八名）（松崎朝治君紹介）（第三二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡折原村は山間へき地に位する関係上、村内の交通はきわめて不便で、しかも村内に郵便局がないため八キロ離れた郵便局を利用する状態で、村民の不利不便は著しいものがある。ついては、折原村に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか、又は将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

中之町に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　広島県三原市長戸田勝巳外四名）（岡本忠雄君紹介）（第三一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県三原市中之町は本市の住宅地としての計画も進み、戸数が激増しつつあり、さらに三原工業高校を有するとともに、市内十数町歩の塩田活用の具体化に伴い、中之町寒川跡の住宅地化計画等で飛躍的発展を予想されるので、同町に通信と金融機関を兼ねる郵便局の新設は、住民の福祉はもとより三原市の発展上緊要な条件であると考える。ついては、三原市中之町に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の標準にほぼ達しており、なお願意も相当理由があるから将来、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要ありと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

合併市町村内の郵便局及び電報電話局統合に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第四六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村合併の進展に伴い、郵便

局及び電報電話局の管轄を異にする市町村の合併を余儀なくされているものが多数生じつつあるが、合併により同一行政区画となつて通信需要が激増しながらも、管轄局を異にするためにかえつて郵便物集配の遅延、電報電話連絡の不便が増大し、合併の趣旨に背反する事態を招来しつつある現状である。ついては、合併市町村内の管轄を異にする郵便局及び電報電話局の整理統合を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、市町村合併の場合行政区と郵便区との調整については、十分考究を要すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月八日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

電気通信委員会

一、小出、只見間に電話回線架設の請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長近藤宏外十三名）（田中角栄君紹介）（第二九五号）に関する報告書

小出、只見間に電話回線架設の請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長近藤宏外十三名）（田中角栄君紹介）（第二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡小出町、福島県南会津郡只見村間の電話は現在相当利用されているが、中継回数多きため、通話は困難をきわめ、ことに只見川及び黒又川の電源開発の決定に伴い、建設用務その他一般用務の利用は急激に増加の一途をたどること明らかである。ついては、小出、只見間の電話回線を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、なるべくすみやかに関係市外電話回線の増設を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

一、宮崎、延岡間に電話地下ケーブル線敷設に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高彌一）（片島港君紹介）（第一五五六号）に関する報告書

宮崎、延岡間に電話地下ケーブル線敷設に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高彌一）（片島港君紹介）（第一五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は毎年台風の進路に位するため、一般の被害はもちろん、通信線路の被害はきわめて大きく、これがため災害のつど通信が杜絶し、県民の受ける不利不便は多大であり、現在電話線路の地下ケーブル施設が福岡より熊本を経て都城まで完成し、近く都城から宮崎までが開通の運びになつている。ついては、宮崎市より延岡市までの間にも電話地下ケーブル線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の台風等による災害に対処するため、なるべくすみやかに通信線路の地下ケーブル化を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

一、亀崎電信電話局の統合に関する請願（請願者　愛知県半田市亀崎町田中五番地太田芳郎外四十四名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四八六号）に関する報告書

亀崎電信電話局の統合に関する請願（請願者　愛知県半田市亀崎町田中五番地太田芳郎外四十四名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県半田市亀崎電信電話局は半田市大字亀崎、同大字乙川の一部を区域としているが、半田市のほとんどが半田電話局の区域であり、同一市内に二電話局を有しているので両地域の即時通話ができず、今後亀崎地区の発展とともにさらに市内中心部との関係が緊密となることが予想されるから、現状のまま亀崎電話局を独立させておいては一層不便を増すことになる。ついては、亀崎電信電話局を半田電話局に統合されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話事情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会においてこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

一、兵庫県美方郡村岡町、兎塚村、小代村、射添村と城崎郡長井村は商工業の取引等、城崎郡香住町との関係が多く、そのため養父郡八鹿、村岡、香住間の物資輸送と交通量は最近とみに増加しているが、これら町村と香住との通話は浜坂局を中継しており、八鹿局方面は豊岡を中継し、八鹿、村岡、香住間を直通する電話回線がないので、待ち時間が長い上に、冬季は浜坂、豊岡中継ともに山岳起伏のため障害となり、不通の場合が多く常に不便を感じている。しかして八鹿、村岡間には保守専用回線もあり、また国警の統合により村岡、原線もある。ついては、八鹿、村岡、香住の三局を接続する電話回線を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、なるべくすみやかに関係市外電話回線の増設を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

一、伊那電報電話局新築等に関する請願（請願者　長野県上伊那郡伊那町長熊谷友一郎外二十五名）（原茂君紹介）（第二一五〇号）に関する報告書

伊那電報電話局新築等に関する請願（請願者　長野県上伊那郡伊那町長熊谷友一郎外二十五名）（原茂君紹介）（第二一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上伊那郡伊那町は近時著しく産業が発達し、これに伴い通信の利用が激増しているが、伊那電報電話局庁舎は郵便局と同居にあるためきわめて狭あいで、しかも交換方式が小電式である関係上、利用者の必要に応じられず、郡の中枢地としての通信能率に著しく悪影響を及ぼしている。ついては、伊那電報電話局庁舎を新築し、電話交換方式を大共電式に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、なるべくすみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

一、兵庫県美方郡村岡町、兎塚村、小代村、射添村と城崎郡長井村は商工業の取引等、城崎郡香住町との関係が多く、そのため養父郡八鹿、村岡、香住間の物資輸送と交通量は最近とみに増加しているが、これら町村と香住との通話は浜坂局を中継しており、八鹿局方面は豊岡を中継し、八鹿、村岡、香住間を直通する電話回線がないので、待ち時間が長い上に、冬季は浜坂、豊岡中継ともに山岳起伏のため障害となり、不通の場合が多く常に不便を感じている。しかして八鹿、村岡間には保守専用回線もあり、また国警の統合により村岡、原線もある。ついては、八鹿、村岡、香住の三局を接続する電話回線を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、なるべくすみやかに関係市外電話回線の増設を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

一、香川県香川郡男木島、女木島は高松より海底線一回線で接続され、三局一回線で電信電話の通話を確保していたところ、その後加入者の増加に従い男木島、直島間に新たに海底線が布設され、高松、女木島、男木島間に接続した結果、高松への直通回線新設に伴い予想外に通話が増加して常に通信混乱の状態を呈し、通話停止の状態をきたしている。ついては、高松、男木島間に四心入海底線を増設されたいというのである。

香川県香川郡男木島、女木島は高松より海底線一回線で接続され、三局一回線で電信電話の通話を確保していたところ、その後加入者の増加に従い男木島、直島間に新たに海底線が布設され、高松、女木島、男木島間に接続した結果、高松への直通回線新設に伴い予想外に通話が増加して常に通信混乱の状態を呈し、通話停止の状態をきたしている。ついては、高松、男木島間に四心入海底線を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話のふくそうを緩和するため、すみやかに所要海底電線の増設を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

一、坂井局電話を海南局に所属替えの請願（請願者　和歌山県海草郡巽村長亀井重雄外八十名）（田中織之進君紹介）（第三六九七号）に関する報告書

坂井局電話を海南局に所属替えの請願（請願者　和歌山県海草郡巽村長亀井重雄外八十名）（田中織之進君紹介）（第三六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県海草郡坂井局は海南局の隣接局として、地理的にも海南市とは密接不可分の関係にあるが、現在の坂井局の施設ではまことに不便であつて、海南局との連絡のつど市外通話で待合せを要し、地方産業の発展を著しく阻害している。ついては、坂井局電話を海南局に所属替えされたいというのである。

二、請願の議決理由

海南市隣接地区の電話事情にか

んがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会においてこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

非常無線通信協議会の保護育成に関する請願（請願者　熊本市新堀町四十番地九州地方非常無線通信協議会長橘照雄）（松前重義君紹介）（第三九七六号）

一、請願の要旨及び目的

非常無線通信協議会は中央、地方地区と各ブロックごとに主として無線局の免許を受けた者が自主的に組織して、電波法第五十二条、第七十四条に定める非常の事態に際し必要な緊急通信を円滑に実施できるよう、非常無線通信の訓練並びに実施計画の策定及びその実行を任務とする任意団体であるが、その活動状況は年々発生する台風等に際して公衆有線通信施設の機能停止に代位し、ことに昨年の大水害には国家及び地方行政に貢献するところ大であつたと自負している。しかるに本協議会はほとんど関係者の献身的努力に依存し、その運営経費さえ構成団体への割当によつて辛うじてまかなつている状態で、訓練、訓練等の実施についても十分な活動をし得ない現状である。ついては、該協議会の設定及び運営に法的根拠を与えるよう関係法律を改正するとともに財政的援助等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

非常の事態に際し必要な緊急通信の実施を円滑にするため、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者の放送聴取料免除に関する請願（請願者　東京都渋谷区永住町二十五番地日本傷い軍人会長蒲穆）（橋本登美三郎君紹介）（第四一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者に対する恩給並びに年金の復活を見るに至つたが、その金額はきわめて少なく文官の約三分の一に過ぎない状態で、その生活は困窮著しく傷い軍人のラジオ放送聴取料を免除されれば経済上の助けとなるばかりでなく、国民感銘を深くし自力更生の意欲をさらに強くするものである。ついては、戦傷病者のラジオ放送聴取料を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦傷病者の生活困窮の実情にかんがみ、請願の趣旨実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

合併町村内の電話交換取扱機構統合に関する請願（請願者　島根県議会議長中島清一）（島清一郎君紹介）（第四五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併が全国的に実施されている今日、合併町村内の電話交換取扱郵便局が合併前そのままに数局存置されているということは町村合併促進の本旨に反するばかりでなく、現行進行しつつある合併施策にも相当の影響を及ぼすものであり、なお、これが統合にあたつては地元民に多額の公債引受を要求している例があるとのことであるが、現在の地元民の経済力をもつてしてはかかるばく大な負担はとうてい困難である。ついては、合併町村内の電話交換機構を速やかに一本化し、これが経費を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併促進の趣旨にかんがみ、通話上の不便を除去するため、予算、資材等を勘案して将来適当の機会において、これが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

日田市に大分放送局の中継放送所設置に関する請願（請願者　大分県日田市長岩尾精外一名）（広瀬正雄君紹介）（第五〇三九号）に関する請願報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県日田市に昭和二十一年ラジオ中継放送所が開設され、地方文化の高揚に多大の貢献をなしてきたが、同二十五年福岡放送局の増強によりわずか四年にして廃止の止むなきに至つたため、本市の地理的悪条件が極度に電波感を弱めまつたく聴取不可能の現状となり、県政の速報、農作物に対する気象及び予測等の行政、文化に重大なる影響を与えている。ついては、日田市に大分放送局の中継放送所を速やかに再設するとともに、これに伴う地元負担金を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方文化向上の見地から、地域別放送の充実を図るとともに、ラジオ聴取状態を改善するため、将来適当の機会において、これが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

建設委員会神町キャンプ接収地の補償に関する請願（請願者　山形県北村山郡東根町字若木武田儀蔵）（上林与市郎外一名紹介）（第六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年六月連合軍の進駐によりキャンプ地区として接収された山形県北村山郡東根町字若木開拓農地三百七十五町歩は農和成立後も引続き接収され、開拓民は生活の基礎を破壊され、これに代る代替地のあつ旋等の救済措置はまつたくなく、全開拓者は接収を免かれた残存の小面積の土地に追い込まれじん大な被害を受けている。ついては、神町キャンプ接収地の代替地と損害補償の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

長節、温根沼間運河開さくのための基礎調査に関する請願（請願者　北海道根室郡和田村長西田豊平外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦によつて漁業の宝庫を失つた根室地方は小資本で経営可能な浅海漁業に従事することとなり、その結果資源は減少の一途をたどつている現状にあつて、根室郡和田村地内長節、温根沼間の運河開さくにより、根室地方オホック海沿岸の漁船を太平洋中合漁業に従事せしめ、オホック海沿岸浅海資源の養護と振興を図ることは急務である。ついては、長節、温根沼間運河さくの基礎調査を本年度中に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源開発のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

久慈川改修工事費増額に関する請願（請願者　茨城県久慈郡太田町茨城県久慈川改修期成同盟会長武藤常介）（大高康君紹介）（第三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県久慈郡と那珂郡の間を貫流する久慈川改修工事は

年に着工されたが、経費少額なため少部分の工事に着手するより外に方法なく、一朝豪雨に際会すれば破壊され、工事着手前よりはなはだしい惨害を被ることしばしばで、連年三億円以上の被害を受けている実情である。ついては、久慈川改修工事費を年間二億円以上の経費で今後五箇年で完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道小出只見線中未改修区間の改修工事促進に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角栄君紹介）（第三八九号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村議会議長住安嘉一外一名）（田中角栄君紹介）（第七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道小出只見線は只見川電源開発の中心地帯を通り、福島、新潟両県の文化交流の要路であり、附近に多くの鉱山を有する重要路線であるが、新潟県北魚沼郡入広瀬村大白川新田から福島県境に至る線道路は自動車の運行が不可能で、沿線一帯の林産、鉱産物の開発に影響するところ多大である。ついては、県道小出只見線中の未改修区間の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道田辺龍神線中未改修区間の改修工事促進に関する請願（請願者　和歌山県日高郡中山路村久保要三郎外五百七十一名）（田中角栄君紹介）（第三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年七月の水害により和歌山県日高郡の山路郷唯一の交通輸送路たる龍南線が各所で落橋及び道路の荒廃のため交通できない状況となり、各地よりの救援物資は田辺市より県道田辺龍神線によつて運ばれ、途中の虎ケ峰の坂路四キロの未改修箇所を徒歩輸送で物資を供給したのであり、かくのごとく山里の村々は交通路を一本のみとすることは災害に際して危険である。ついては、県道田辺龍神線中の未改修区間虎ケ峰の坂路四キロの改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

北上川治水工事施行等に関する請願（請願者　宮崎県議会議長今野良亮）（只野直三郎君紹介）（第二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川は宮城、岩手両県を結ぶ重要な河川にして、これが治水を計ることは北上川総合開発促進の根幹をなすものであるが、石巻市、塩釜市及び下流沿岸町村においては砂津町より下流神取までの区間に土砂堆積したため、舟航不可能となり、舟運業者は失業状態となつている。ついては、北上川治水の完成と同川下流のしゅんせつ工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

黒又川電源開発のための輸送道路開発の請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角栄君紹介）（第三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡入広瀬村は黒又川電源開発の緒に村で、すべての発電所が本村地内の工事となる関係から、水没地等はばく大となり、耕地少なく、山林資源に依存して生計を営む村民の苦悩は多大で、自然黒又川奥地流域の開発が村民に残された唯一の活路となつており、電源開発のための輸送道路を黒又川本流沿いに開設すれば、村民の利便と電源開発の資材の輸送に便利で効果も挙る。ついては、黒又川電源開発のための輸送道路を黒又川本流沿いに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源開発の見地より輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

天龍川中部地区を建設省直轄河川改修工事地域に編入の請願（請願者　静岡県磐田郡二俣町長匂坂佐一外四名）（中村幸八君紹介）（第三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下伊那郡天龍峡より静岡県磐田郡二俣町に至る天龍川中部地区は、二十余年来堤防等の改修工事が施行されず、近年電源開発による河川敷の低下等によつて、出水に際してきわめて危険な状態にあるためダム建設に伴う堤とう補強工事を必要とされ、大規模な治水工事の施行が痛感されるが、現下の地方財政窮乏では完全な工事を期待することができない。ついては、天龍川中部地区を建設省直轄河川改修工事地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

砂防防災ダム建設に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡今田村長荻野秀治）（佐々木盛雄君紹介）（第三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡今田村は標高三百四十五メートルの郡下最高地に位し、東西に黒石川、四斗谷川が流れ、曩時中の濫伐のため毎年黒石川がはん乱して堤防、護岸、流域耕地等の被る被害はじん大である。ついては、黒又川上流に砂防防災ダムを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧工事に地元民使用に関する請願（請願者　愛知県知多郡上野町大字名和字浜須賀二十三番地磯部竹松外三十八名）（久野忠治君紹介）（第三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

台風十三号によつて、愛知県知多郡東、西の両海岸は堤防の決壊道路、繕りよう等に多大な被害を受け、これが応急工事は地元業者で実施したが、恒久的工事も緊急を要するものである。ついては、これが災害復旧工事を発注するときは当地管内のり災民を優先的に使用する地元業者に発注されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

破間橋架替えの請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（第三九八号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村議会議長佐安嘉一外一名）（田中角栄君紹介）（第七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道小出只見線中新潟県北魚沼郡入広瀬村大字大栃山と大字穴沢間に架かる破間橋は昭和三年に架設されたもので、耐荷荷重が少ない上に、老朽はなはだしく、特に交通量増加に伴い橋りょうの荷重は増大し危険な状態にある。ついては、破間橋を速やかに架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

布川町、佐原市間に橋りょう架設の請願（請願者　茨城県稲敷地方事務所長池田博彦外八十六名）（第四〇〇号）及び同（請願者　茨城県稲敷郡金江津村長海保雄夫外二十四名）（竹尾弌君紹介）（第四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

利根川下流地域は全国有数の穀倉地帯であつて、且つ、東京に近接しているにもかかわらず、利根川をはさみ千葉、茨城の両県をつなぐ交通設備が不完全なため、茨城県稲敷郡下及び千葉県香取、印旛の両郡下は現在も物資、文化の交流に渡し舟によつている有様で、経済的にも、文化的にもはなはだ立ち遅れている状態にある。ついては、布川町、佐原市間に橋りょうを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の不便を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

建築基準法の一部改正に関する請願（請願者　名古屋市東区南外堀町仲伊三郎）（大矢省三君紹介）（第四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建築基準法の制定に伴い、横浜、名古屋、京都、大阪及び神戸の各市は同法第四条の規定に基く、建築行政の移管を所管府県と交渉を重ねてきたが、昭和二十六年に横浜市のみにこれが実現しただけで、他の四市はいまだ解決せず、さきの国会にこれが促進のための同法改正案が上程になつたものの審査未了となつている。ついては、建築基準法の一部改正案を可決されたいというのである。

二、請願の議決理由

建築事務の簡素化のため、考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

天建寺橋取付道路変更に関する請願（請願者　福岡県三潴郡安武村長滝優信外一名）（荒木万寿夫君紹介）（第四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

筑後川放水路の改修工事により、福岡県三潴郡安武村地内の中島堤防が廃堤となつたためますます弱体化し、遂に今次の水害によつて欠壊した結果、人家、農地の八割は流失又は浸水するところとなり、これが復旧は安武村及び対岸の大善寺町土井外の死活の問題にして、水防に関しては従来両町村間の紛争が絶えない実情であるが、現在筑後川に架設中の大善寺町地内天建寺橋の取付道路予定線は地勢上巨額の工費を要し、これを中島堤防を利用すれば災害復旧工事も併用され、既存道路の利用もでき、紛争の原因が解消される等、その効果はさらに大と信ずる。ついては、天建寺橋取付道路計画は中島堤防を利用するよう変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定等のため、考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

猪名川改修工事促進に関する請願（請願者　兵庫県尼崎市長坂本勝外十九名）（原田憲君外四名紹介）（第四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府、兵庫県界を流れる猪名川は川幅の広狭区々で、迂曲はなはだしく、堤防は薄弱で、災害ごとに破堤され、本年も台風十三号によつて各所において決壊しているが、沿岸には重要都市が集在し、これが被害の産業経済に及ぼす影響が大なるため、昭和二十四年に関直轄施行河川として総工事費二十億円、十箇年継続事業として復活着工されたが、五箇年を経るも事業費総額の一割弱で、工事完成にはなお二十数年を要する状況である。ついては、猪名川改修工事を五箇年で完成できるよう予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

冷害並びに災害土木事業対策確立に関する請願（請願者　長野県議会議長下平晌四）（井出一太郎君紹介）（第四〇五号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（小川平二君紹介）（第四〇六号）、同（請願者　長野県議会議員樋沢静雄）（吉川久衛君紹介）（第四〇七号）、同（請願者　長野県議会議員塩川清兵衛）（中沢茂一君紹介）（第四〇八号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第五九一号）及び同（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町中村環）（増田甲子七君紹介）（第三〇四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県は本年四月から九月にわたる凍霜害、台風十三号の災害、あるいは天候不順に伴う冷害等によつて昭和九年以来の凶作となり、農家経済は危機に直面し、県当局も県単事業等によつて災害農家の現金収入の途を計る等の対策に努力しているが、限られた県財政では十分なる施策の遂行は望みえない実情にある。ついては、冷害並びに災害対策費の大幅な増額を図り、急速且つ完全なる救済施策を計画的に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

日勝産業幹線道路開設に関する請願（請願者　北海道上川郡清水町長西川与三外一名）（伊藤郷一君紹介）（第四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在北海道十勝国上川郡清水町より日高国沙流郡日高村に通ずる路線の開設は幾多の未開発資源を包蔵し、これが資源の開発と経済交流を必要とする日高、十勝の産業開発促進のためにも、また北海道開発上にも最も緊急なる施策である。ついては、日勝産業幹線道路を速やかに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会 衆議院会議録第六十七号附録（二）（その五）

萩浦橋を永久橋に架替えの請願（請願者　富山市長富川保太郎）（三鍋義三君紹介）（第四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山市内の各河川は台風十三号によつて急激に増水し、神通川も警戒水位を突破し、下流に架せられた萩浦橋は約八十メートルにわたり流失するに至り、利用者は遠く十キロも離れた富山大橋を迂回する状態で、当地方の産業、文化に多大なる支障をきたしている。ついては、萩浦橋を永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

交通不便を除き輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

荒川中川総合開発促進に関する請願（請願者　東京都議会議長佐々木恒司外一名）（荒船清十郎君紹介）（第四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

荒川及び中川は全国まれに見る低地河川で、年々排水不良となり、流域耕地の約半数を湿田単作地帯となし、関係住民の生活にきわめてじん大な影響を及ぼしている。ついては、中川改修事業を昭和三十年度において完成するよう昭和二十八年度において事業費六億円を確保し、中川放水路並びに二瀬多目的ダムを早期に完成するため、中川に九億円、二瀬に七億円の事業費を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

民主安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

仙台市地内各河川等の災害復旧工事施行に関する請願（請願者　宮城県仙台市議会議長早坂忠）（庄司一郎君紹介）（第四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市は戦災復興事業の進展に伴い、近代的大都市として発展しつつあるが、本市内を貫流する各河川及び橋りょうは財政窮迫のため災害時のまま放置され、当市発展上少なからざる支障となつている。ついては、仙台市内名取川沿岸の総合改修工事並びに災害復旧工事、名取、広瀬両川合流地点の無堤防地帯の早期築堤、広瀬川に架設せる国道橋と鉄道橋両岸の改修工事、荒川改修工事の着工及び仲瀬橋、宮沢橋等の災害復旧工事並びに広瀬橋の拡張工事等を速やかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道小代八南停車場線の改修工事施行に関する請願（請願者　兵庫県美方郡兎塚村山本菊之助外十五名）（佐々木盛雄君紹介）（第四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道小代八南停車場線は兵庫県美方郡兎塚村を東西に縦断する重要幹線道路であるが、破損個所多く、しかも降雨期等においてはぬかるみのためまつたく通行不能となり、地方産業、経済の発展にきわめて不利不便を与えている。ついては、速やかに県道小代八南停車場線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通不便を除き輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年六月十五日　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その五）

昭和二十九年六月十五日　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その五）

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

曽呂村地内地すべり対策確立に関する請願（請願者　千葉県安房郡曽呂村長川名若太郎）（水田三喜男君紹介）（第四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡曽呂村大字東地先の横岡山脈の頂上が崩壊し、住宅、耕地、道路等にじん大なる被害を与え、これがため関係住民は応急対策を施しているが、個人の力にてはとうてい抗し難い実情にある。ついては、本村地内の地すべりの恒久的対策を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

岩屋谷川改修工事促進に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡小川村長横山吉兵衛外百十三名）（佐々木盛雄君紹介）（第四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡小川村を貫流する岩屋谷川は急流で、しかも河川敷より耕地及び宅地が低いため、降雨の際はいん濫し、家屋、農耕地等は一瞬にして流失の惨状を呈する状況にある。ついては、岩屋谷川に改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

三国川、五十沢川合流河川の改修工事促進に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡五十沢村長西潟鎌一外五名）（田中角栄君紹介）（第四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南魚沼郡五十沢村の平坦部を並行して流れる三国川及び五十沢川は戦前、戦後を通じ、山林の濫伐のため、わずかな降雨によつてもこう水の危険にさらされ、西河川の侵蝕荒廃は加速的となり、関係住民の不安はきわめて深刻な実情にあるので、これが対策として、五十沢川を三国川に合流し、五十沢川の河川敷を耕地化することが経済的にも、治水にも多大の効果がある。ついては、五十沢川を三国川に合流し、三国川を全面的に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

府県道石打停車場上田線の改修工事促進に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡石打村長阿部仙太郎外五名）（田中角栄君紹介）（第四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
府県道石打停車場上田線は新潟県南魚沼郡石打停車場より同郡中之島村を経て府県道六日町沼田線に同郡上田村と結ぶ重要な産業路線であるが、破損箇所多く、近時の交通量の増大にその利用価値がますます増加しているものの、貧困な県財政にてはとうていこれが改修を施行しえない。ついては、府県道石打停車場上田線を国費をもつて改修工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

磐田、犬居線道路を府県道に認定の請願（請願者、静岡県磐田市長赤松照彦）（足立篤郎君紹介）（第四二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県磐田市より周智郡犬居町に至る路線は北遠州地方と南遠州地方を結び、物資の交流、集散に、また、木材、林産物の宝庫犬居町、光明村及び数地村の奥地産業開発に重要な使命を果しているが、本路線中最大の延長を有する大藤村は県道路が一つもなく、一千百万坪の磐田原台地の産業開発は著しく遅れ、また数地村も南北両遠地方の連絡の要衝にありながら県道路網に遠く、眠れる北遠の宝庫として惜しまれている。ついては、磐田、犬居線道路を府県道に認定されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発促進のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

円山川下流増補工事施行に関する請願（請願者　豊岡市長佐川辰夫外十二名）（小島徹三君紹介）（第四二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国直轄事業として昭和十年に完成した円山川下流部はその後水源山地の荒廃と降雨量の増加等によつて危険な状態となり、特に台風十三号の際は堤防決壊寸前の様相となり、関係住民の不安は増大しているが、現下の増補工事の進ちよく状況では完成に百年も要するような有様で、誠に憂慮に堪えない。ついては、円山川下流増補工事を国の直轄事業として速かに完了されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

沼田川及び天井川に脊割堤築設に関する請願（請願者　広島県豊田郡沼田東村長田阪徹百）（中川俊思君紹介）（第四二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在広島県三原湾和田沖干拓事業が着手されているが、本計画中の堤防築設工事はこう水時において天井川の排水に憂慮すべき事態が予定される。すなわち天井川は河床低く、幅員狭く、水勢至つて緩慢なるため、幅員広く、水量多く、水勢強き沼田川の水圧によつて、天井川の排水は阻害され、加えるに満潮の際はその影響を受けて、天井川中流に位する沼田東平野一帯は一層の水害を被ること明らかである。ついては、沼田川及び天井川に脊割堤を海中長く突出し、両川の流水を区分するとともに、天井川河川内に港湾施設を絶対に設置しないようにされたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に考慮を要すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

気仙沼地域等を北上総合開発地域に編入の請願（請願者　宮城県気仙沼市長宮井誠三郎外一名）（長谷川峻君紹介）（第四二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県気仙沼地域は本県の最北端に位し、豊富な水産資源を持つ三陸漁場を控える気仙沼港は古くより天然の良港として、近年とみに活発化し、北洋漁業の根拠地として絶好の条件を具備し、また近く完成予定の三陸鉄道沿線より生産される鉱、林産物の量も多く、総合開発地域としての最適であるにかかわらず、北上水系を理由にこれが対象にならなかつたことは遺憾である。ついては、気仙沼地域を含む本吉地方を北上総合開発特定地域に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業の開発のため、考慮を要すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

船川港線外二箇路線を国道に編入の請願（請願者　秋田県南秋田郡船川港町長中川重利外九名）（細野三千雄君紹介）（第四二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県男鹿半島は本年六月県国立公園に指定されて以来、国立公園十和田湖の一環として観光客の来訪は激増の一途をたどりつつあるが、この景勝地の玄関口である秋田市と東日本有数の貿易港船川港及び県北最大の商工業地能代市と県内における最も優秀な漁獲物の産地である北浦漁港及び椿漁港を直結する船川港線、能代船川港線、北浦船川線の三道路は男鹿半島の観光と県内産業の発展とともに、その交通量は逐年激増している。ついては、これら船川港線外二箇路線を国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発促進のため、早急に考慮を要すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

吉野川改修工事促進に関する請願（請願者　徳島市長長尾新九郎外四十五名）（岡田勢一君紹介）（第四二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
吉野川は流路延長二百四十キロ、流域面積三千六百五十二平方キロのわが国屈指の大河川で、若し堤防が決壊すれば、濁流の猛威の下流平地の全域に及び、地元民の多年の苦心も一朝にして水泡に帰するため、昭和二十二年より第二期改修工事に着手されているが、今日まで予定計画の二割の完成を見たのみで、残余工事の完了には後十数年を要するような状態で沿岸住民の不安は日々増大している。ついては、吉野川の改修工事を来年度より促進するため予算増額その他適切なる措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

大和川右岸補強工事施行に関する請願（請願者　大阪府中河内郡矢田村長川本谷一外二十五名）（杉山元治郎君紹介）（第四二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大阪府を南北に貫流する大和川の右岸補強工事は、柏原地区より瓜破地区までの区間が数年前より進められているが、その下流矢田村地区以西はまつたく中止のままとなつており、本地区は大和川の彎曲部に当り、河幅狭く、河底浅く、台風十三号襲来の際にも全村に避難命令が発令された程で、

係住民は降雨毎に不安におののいている。ついては、大和川右岸矢田村地区の補強工事と河幅拡張工事を速やかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

南谷地区内河川を天神川改修工事区域に編入の請願（請願者鳥取県東伯郡関金町長鷲見文憲外二十一名）（赤澤正道君紹介）（第四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡の大山特定地域内の諸河川は地勢、地質の関係上、そのほとんどが急流荒廃河川で、古くから年々水害がひん発し、松河原、大鳥居、安歩部落等の南谷地区内は今なお、荒廃地のまま放置されている現状で、本地区の住民は不安におのいている有様であるが、今回治山治水に関し天神川の根本的改修が樹立され、上流に砂防工事、下流に改修工事が施行されつつあるも、その中間に位し、最も軟弱危険地帯とされる当地域だけ未計画のまま放置されている。ついては、天神川改修工事終点上流関金町南谷地区内延長五キロを天神川改修区域に編入の上、速やかに一貫した改修を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

士別、紋別間に道路開設の請願（請願者　北海道上川郡士別町長佐々木良五郎）（松浦周太郎君紹介）（第四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡士別町より紋別町に至る道路の沿線は豊富な地下資源と森林資源及び農耕地が未開発のまま放置され、本路線中、未開発地区は朝日村似峡から滝の上町奥佐久留間のわずか十六キロで、これを貫通すれば奥地資源の開発を促進し、諸物資の交流を円滑にし、政治、経済、文化の向上と住民の福祉増進に寄与するところ大である。ついては、士別、紋別間の道路の開設を明年度より施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源開発と住民の福祉増進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

士別、苫前間に道路開設の請願（請願者　北海道苫前郡苫前町長斎藤孝治郎外十一名）（松浦周太郎君紹介）（第四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡士別町より苫前郡苫前町に至る道路は中部北海道と西海岸を連絡する唯一の重要路線で、これが完成の上は林産資源と地下資源の開発及び西海岸の鮮魚等を短時間に輸送交流することが可能となり、沿線各地の産業の振興に寄与するところ大なるものがある。ついては、士別、苫前間の道路を速やかに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発促進のため早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

紀の川堤防増強に関する請願外二件（請願者　和歌山市長高恒善一外四百三十九名）（坊秀男君紹介）（第四三〇号）及び同（請願者　和歌山県那賀郡麻生津村長木村保外十七名）（坊秀男君紹介）（第一二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県の北部を貫流する紀の川は県下唯一の穀倉地帯を擁し、沿岸に密集する村落と河口に人口二十余万を有する和歌山市を控え、本県産業発達の大動脈であるが、さきに建設省では本河川の大改修を施行したが、連年にわたる出水によつて、低水護岸施設も崩壊している現状で、一朝堤防決壊の際は大穀倉地帯及び沿岸町村はもちろん、和歌山市も惨禍を招来するおそれがあり、民心の不安はその極に達している。ついては、紀の川堤防を根本的に増強されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大規模ダム築造管理に関する請願（請願者　北海道札幌市北四条西十四丁目北海道土地改良協会長宮北三七郎）（小林忠君紹介）（第四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道電力株式会社の雨龍ダムは本年不当な無警告放流を行つたため、下流沿岸一帯にじん大な損害を与えた。ついては、かかる事態を避け、且つ、事態発生に対する根本的解決を図るため、（一）多目的ダムの築造においては、これが農業水利と関連する場合その水温低下に対する復元措置及び損害補償に関する事項を法律により規定すること（二）大規模ダムのこう水時及び渇水時における放流管理及び不当放流によるあらゆる損害補償に関する事項を法律によつて規定されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源開発と民生安定のため、早急に法律化の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

和田組合村外二箇村に国営治山治水事業施行に関する請願（請願者　長野県下伊那郡和田組合村長山崎康夫外二名）（原茂君紹介）（第四三三号）及び同（請願者　長野県下伊那郡木沢村長前沢博人外二名）（原茂君紹介）（第五八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下伊那郡和田組合村、上村及び木沢村における本年七月十八日から九月二十二日までの降雨量は実に五百七十二ミリに達し、このため崩落による土砂の押出しははなはだしく、その堆積は最高七メートルに及び、河川は荒廃し、県下最大の被害を被つたが、この災害の最大原因である和田組合村外二箇村の荒廃地関係は実に二百五十町歩に及び、これを放置すれば災害を繰り返し、三箇村はもちろん下流平岡村までに影響し、住民の死活問題となつている。ついては、速やかに和田組合村外二箇村に国営治山治水事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

住宅建設促進に関する請願（請願者　大阪市東区大手前大阪住宅復興促進協議会長小田原大造）（堤ツルヨ君紹介）（第四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
公営住宅法による第一期公営住宅建設三箇年計画は明年度をもつて完了するが、実戸数は当初の計画戸数十八万戸の三分の二をはるかに下まわる七万五千三百七十九戸に過ぎず、深刻な住宅事情は依然緩和されず、かかる情勢下にあつては産業労働者住宅資金融通法に基く住宅の建設を助長育成することが重要であり、宅地取得の利便を図ることが望ましい。ついては、第一期公営住宅建設三箇年計画の完全実施、産業労働者住宅の融資増額及び条件緩和、住宅用地取得のため農地法の一部改正と宅地造成分譲事業の助成等の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、住宅建設につき一段と考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

小樽、倶知安間に開発道路開設の請願（請願者　北海道小樽市長荒川岩吉外十一名）（相川勝六君紹介）（第四四〇号）及び同（請願者　宮崎市本町町村会館内宮崎県町村議会議長会長井口秀夫）（片島港君紹介）（第四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道小樽市沙見合町毛無山より赤井川村を経て倶知安町字大和に至る路線のうち、赤井川村から倶知安町に至る十三キロは昭和二十七年七月までに第二次実地調査を終つたのみで放置されているが、本路線を完成すれば、豊富な地下資源と森林資源及び一千町歩に及ぶ耕地が開発され、わが国の再建に重要なる役割を果すものである。ついては、速やかに小樽、倶知安間の開発道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

磯谷、島野間に電電道路開設の請願（請願者　北海道岩内郡岩内町長山本律）（椎熊三郎君紹介）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
二級国道江差、小樽線中磯谷、島野間の電電道路の開設は電電の地下資源の開発を促進し、総鉱量三百七十万トン以上の採鉱を可能ならしめるものであるが、工事年度計上額が僅少なため将来幾十年を必要とするか不明で、関係住民の待望するごとき進ちよく状況ではない。ついては、磯谷、島野間に電電道路の開設を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

二級国道小樽、江差線中磯谷、島野間の道路改修工事は昭和二十六年度より着工されているが、なお、相当の年月と多額の国費を必要とするも、当地域は豊富な地下資源と海陸ともに多くの資源を蔵しておりながら、いまだ未開のまま放置されている状態で、これが早期完成は地方産業の興隆を促進すること明らかである。ついては、磯谷、島野間の道路改修工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
資源開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

広川を国直轄河川に編入の請願（請願者　福岡県三潴郡三潴村長富松幸登外十九名）（荒木萬壽夫君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広川は毎年降雨期になると沿岸一帯に被害を与え、ことに本年六月の豪雨には堤防六箇所が決壊し、被害総額三十数億に達する惨状を呈したが、これは広川が県単独管轄なるため局部補修工事に限定されているからである。ついては、広川を国直轄河川に編入し、治水の根本対策を確立されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

倶知安橋を永久橋に架替えの請願（請願者　北海道虻田郡倶知安町長松実菱三）（椎熊三郎君紹介）（第四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道虻田郡倶知安町字高砂部落より倶知安市街に通ずる倶知安橋は昭和二十二年木橋として架設されたものであるが、最近の交通量の増大に伴い、各所に破損を生じ、しかも当地区は豪雪地等の関係上、その橋脚は著しく安定を欠き、関係住民の不安は増大している。ついては、倶知安橋を永久橋に架替えられたいというのである。
二、請願の議決理由
交通の安全と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

一ッ瀬橋を永久橋に架替えの請願（請願者　宮崎県宮崎市長荒川岩吉外十一名）（相川勝六君紹介）（第四四〇号）及び同（請願者　宮崎市本町町村会館内宮崎県町村議会議長会長井口秀夫）（片島港君紹介）（第四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
県道佐土原、高鍋線中の一ッ瀬橋は宮崎市、住吉、那珂、佐土原、新田、富田及び高鍋の各町村を連絡する重要な橋であるが、木橋のためこう水のつど中央部が流失し、特にトラック、バス等の運行が増大した今日、車両通過の際に橋体は動揺して危険を感ずるようになつている。ついては、一ツ瀬橋を永久橋に架替えられたいというのである。
二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

新国道百九十九号線を遠賀等の海岸地帯を経て福岡市に延長の請願（請願者　福岡県宗像郡勝浦村長永島計七）（熊谷憲一君紹介）（第四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡市と北九州工業地帯との交通量の増加率は人口の増加率と産業経済の上昇率を越えて年々増加の一途をたどり、両地区を結ぶ特別高能率な産業道路の建設を緊要とするも、山間部並びに陸傾斜地を通ずる道路は、豪雨に際して被害が大きく、これに反し海岸、平坦地の道路は被害程度も軽く、しかも海岸には玄海唯一の漁業基地

たる決ノ鳥漁港、その築港、その築果樹園芸の産地、理想的住宅地等を有している。ついては、東京より福岡県若松市に至る新国道百九十九号線を延長して遠賀、宗像、糟屋の各郡の海岸地帯を経て福岡市に至る道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の安全と輸送力確保につき、技術上考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

金ケ崎橋を永久橋に架替えの請願（請願者　岩手県胆沢郡金ケ崎町長小原永太郎外五名）（志賀健次郎君紹介）（第四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県胆沢郡と江刺郡とを結ぶ重要路線上の金ケ崎橋は現在架替えを要するほど危険な状態にあつて、トラック等による貨物の運搬にも不安が感ぜられ、関係町村の産業振興上に及ぼす影響は多大である。ついては、金ケ崎橋を永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

二級国道秋田、盛岡線改修工事促進に関する請願（請願者　岩手県盛岡市議会議長北太郎外十五名）（鈴木善幸君紹介）（第四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手、秋田両県の北部を横断して日本海と太平洋を結ぶ秋田、盛岡路線は本年五月二級国道に指定されたが、本路線のうち、秋田県生保内町及び岩手県御明神村間の道路は峠馬の交通にも困難をきたし、沿道地域における重要資源の開発に支障を生じている。ついては、二級国道秋田、盛岡線の改良工事、特に該区間の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

二級国道下関益田線改修工事促進に関する請願（請願者　山口県豊浦郡黒井村長新田義介外二十一名）（田中龍夫君紹介）（第四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道下関益田線は鳥取、島根、山口の各県の主要都市を結ぶ重要路線であるが、きわめて狭あい且つ貧弱で、地方産業の開発に支障をきたしている。ついては、二級国道下関益田線の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大山村の災害復旧工事費国庫補助に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡大山村長西尾俊二）（佐々木盛雄君紹介）（第四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡大山村は台風十三号によつて、公共施設の災害ことにはなはだしく、その他耕地の流失等、ばく大な被害を被り、これが復旧に努力しつつあるも、現下の窮迫せる村財政をもつてはとうていこれが実現は困難である。ついては、大山村の災害復旧工事費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

城崎町の災害復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡城崎町長西村六左衛門）（佐々木盛雄君紹介）（第四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡城崎町は本年九月の台風十三号によつてひん大な被害を被つた。ついては、城崎町の災害復旧を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に復旧の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

国府村の災害復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡国府村長長沢昌）（佐々木盛雄君紹介）（第四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡国府村は台風十三号によつて、八代川の堤防は各所で決壊し、鎧川井せきは多大な災害を受けた。ついては、国府村のこれら災害の復旧を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大庭村の災害復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県美方郡大庭村長宇野真）（佐々木盛雄君紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡大庭村は本年の再度にわたる台風によつて、その被害総額は千百十三万六千円に及び、国庫補助の対象とならない十万円以下のものを加えると千三百万円の多きに達しているが、これが復旧費の国庫補助はきわめて少く、村当局は苦慮している。ついては、大庭村の災害復旧を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

上久下村の災害復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡上久下村長村上英夫）（佐々木盛雄君紹介）（第四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡上久下村は台風十三号によつて、道路、堤防、護岸その他農産物等にじん大なる被害を受け、特に篠山川の両岸は決壊し、上久後、下久後の田畑一町五反歩を流失し、その他危険な箇所が相当数あり、一貫的な治水計画による築堤工事の必要が痛感される。つい ては、上久下村の災害復旧工事を全額国庫負担で施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

南河内村の火災復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡南河内村長細見元次郎）（佐々木盛雄君紹介）（第四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡地方は台風十三号によつて多大なる被害を受けたが、

なかでも南河内村は篠山川及び宮田川の合流地点にあつて水量も大きく、且つ、浸水時間も長かつたため、農作物並びにその他の施設の被害はじん大であつた。ついては、南河内村の災害復旧を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡草山村は台風第十三号によつて多大な被害を受け、流失又は決壊した道路、河川、橋りよう等は早急に復旧を要するが、これらの復旧事業費は三百十三万七千円にしてこのうち百四十九万円は国庫補助対象分として計上されている。ついては、草山村の災害復旧促進について格段の配慮をされたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

草山村の災害復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡草山村長細見義雄）（佐々木盛雄君紹介）（第四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡久下村は台風十三号によつて多大なる被害を受けたが、その原因は篠山川の屈曲多い上に川幅狭く、且つ、河岸堤防の薄弱部が多いためである。ついては、篠山川の改修工事を施行するとともに、本村の災害復旧を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

久下村の災害復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡久下村長直田久太郎）（佐々木盛雄君紹介）（第四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡大蔵村は台風十三号によつてじん大なる災害を受け、農作物の減収をきたして農家経済に重大なる影響を及ぼしている。ついては、大蔵村の災害復旧を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

大蔵村の災害復旧促進に関する請願（請願者　兵庫県養父郡大蔵村長足立寅治）（佐々木盛雄君紹介）（第四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡久下村は台風十三号によつて多大なる被害を受けたが、その原因は篠山川の屈曲多い上に川幅狭く、且つ、河岸堤防の薄弱部が多いためである。ついては、篠山川の改修工事を施行するとともに、本村の災害復旧を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

山口村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡山口村長杉田義一）（佐々木盛雄君紹介）（第四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県朝来郡山口村は円山川を中心とする中小河川の多い農山村で、台風十三号による被害はきわめて大なるものがあつたが、窮迫せる町村財政ではとうていこれが復旧工事の施行は困難である。ついては、山口村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

三椒村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡三椒村長田中規矩雄）（佐々木盛雄君紹介）（第四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡三椒村は台風十三号によつてじん大な被害を被り、渡るに橋なく、部落から部落に至る仮橋を造つて通行し、護岸の決壊とともに、水路は崩れ、耕地が流失して困窮の極に達しているが、来春の植付けまでに、これらを修理しなければ耕作にも重大な影響を及ぼすもの、これに要する経費が多額のため困窮している。ついては、三椒村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

照来村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県美方郡照来村長中井譲）（佐々木盛雄君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡照来村は本年の再三の風雨により、少なからぬ被害をこうむり、これが復旧は食糧増産の上からも早急を要するが、復旧費が多額のため、とうてい地元負担のみで実施することができない。ついては、照来村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

美和村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡美和村長芦田恵）（佐々木盛雄君紹介）（第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡美和村は台風十三号によつて各所に山崩れを生じ、村内を貫流する竹田川ははん濫して農作物等を流失する等じん大なる災害を与え、農民は極度に困窮している。ついては、美和村に臨

時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

奥竹野村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡奥竹野村長坂本勘治郎外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡奥竹野村は台風二号及び台風十三号によつて二重のじん大なる被害を受け、道路、護岸等の復旧は最も急を要するも、窮迫せる村財政ではいかんともできない。ついては、奥竹野村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

古市村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村長西山貫三郎）（佐々木盛雄君紹介）（第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡古市村は本年六、七月の水害の後、河川及び道路の復旧に鋭意努力中であつたとき、台風十三号に襲われ、未曾有の大災害を被つた。ついては、古市村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

港村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡港村長高谷実太郎）（佐々木盛雄君紹介）（第四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡港村は風水害により公共施設、農地、林道、水道等に多大の被害を被り、これが復旧は緊急を要するものである。ついては、港村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

雲部村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡雲部村農業協同組合長岸本良太郎）（佐々木盛雄君紹介）（第四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡雲部村は台風二号及び十三号によつて、農作物、農業施設に多大の被害を被り、これが復旧に鋭意努力中なるも、復旧費が多額であるため、困窮せる農家経済ではとうていこれが実施は困難である。ついては、雲部村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

中川村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県新来郡中川村長藤尾義談）（佐々木盛雄君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡中川村は台風十三号によつて未曾有の大被害をこうむり、被害総額は六千百九十三万一千円に達し、関係住民はきわめて悲惨な生活下にある。ついては、中川村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

城南村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡城南村長小林隆一）（佐々木盛雄君紹介）（第四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡城南村は台風十三号によつて古今未曾有の大被害を被り、村民は応急措置を講じているが、貧弱な村財政にてはとうていこれが復旧は困難である。ついては、城南村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

村雲村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡村雲村長畑中重次）（佐々木盛雄君紹介）（第四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡村雲村は台風十三号によつて未曾有の大被害を被り、これが復旧に懸命の努力をしているが、貧弱な村財政にてはとうていこれが復旧は困難な実情にある。ついては、村雲村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除と民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

長井村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡長井村長樋本久克）（佐々木盛雄君紹介）（第四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡長井村を貫流する矢田川は急流で、しかも過年度災害のままとなつていたため、台風四号及び十三号によつて、河川ははん乱し、本村はばく大な損害を被り、村民はきわめて悲惨な実情にある。ついては、長井村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

畑村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡畑村長畑貞一）（佐々木盛雄君紹介）（第四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡畑村は台風十三号によつて多大な被害を被り、公共事業費が本年度標準税収入を越え、また農作物の減収は例年の三割以上となつているため、これが復旧は困難である。ついては、畑村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これ

を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

星田村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　大阪府北河内郡星田村基辺安太郎）（浅香忠雄君紹介）（第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府北河内郡星田村は台風二号による復旧工事が完成をしない間に、又も台風十三号に襲われ、道路、河川の決壊、耕地の流失等、千六十八万円の多額にのぼる災害を受け、貧弱な村財政にてはとうていこれが復旧は困難である。ついては、星田村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

水本村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　大阪府北河内郡水本村長西田七郎平）（浅香忠雄君紹介）（第四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府北河内郡水本村は台風十三号によつて、各河川は氾濫し、道路河川の決壊及び耕地の埋没、流失等じん大なる災害を受け、被害総額九千万円にのぼり、本村のごとき貧弱村ではその復旧工事の施行は困難である。ついては、水本村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

津田町に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　大阪府北河内郡津田町長三宅一郎）（浅香忠雄君紹介）（第四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府北河内郡津田町は昭和二十六年七月、さらに二十七年の豪雨により破損復旧工事の完成前に、本年の台風二号に引き続く台風十三号によつて決定的な被害を被り、産業は著しく縮し、町民は疲労困憊し、現下の町財政ではとうていこれが復旧は困難である。ついては、津田町に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

交野町に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　大阪府北河内郡交野町長伊藤頑州）（浅香忠雄君紹介）（第四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府北河内郡交野町は、昭和二十六年七月、二十七年七月の豪雨による被害の復旧が完成の域に達しないときに、本年の台風二号、八月の豪雨に引き続き九月の台風十三号によつて河川、道路、水路等に徹底的な被害を被り、産業は著しく縮し、町民の疲弊はなはだしく、現下の町財政ではこれが復旧はとうてい困難である。ついては、交野町に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

田原村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　大阪府北河内郡田原村長曾根耕一郎）（浅香忠雄君紹介）（第四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府北河内郡田原村は台風第十三号によつて、一瞬にして農地、土木関係の施設に惨憺なる大損害を被り、これが復旧には全力をそそぎ完全復旧を念願しているが、財政的に地元負担は現在以上とうてい至難である。ついては、田原村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

川内川改修に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡吉松町長中水千利外一名）（池田清志君紹介）（第五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県姶良郡吉松町は川内川の上流部に位し、豪雨期において年々水害の惨状をまぬかれることができず、特に本年は当町における重要交通路である吉松橋橋脚に大なる被害を受けきわめて危険な状態にある。ついては、吉松橋を改修延長し、川内川のこれに関する築堤工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
交通の不便を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

信濃川水系砂防工事施行に関する請願（請願者　長野県南安曇郡安曇村小林藏太郎外二十六名）（降旗徳弥君紹介）（第五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県南安曇郡安曇村は大正年間末期の木曽川治水事業の実施によつて二分され、分断された笠田島は行政、経済その他の面にじん大なる困難に直面し、ことに教育上において児童が厳寒酷暑の中を渡船して通学する関係上、出水時にあつては七十余日を欠席する状態で、さらに今なお、岐阜方面より川島村を経て愛知県へは渡船にて交通している実情である。ついては、名古屋市より一宮市を経て川島村を通じ那加町、岐阜市に至る県道に川島大橋を架設されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

川島大橋架橋の請願（請願者　岐阜県羽島郡川島村長川瀬宣治外三十二名）（大野伴睦君紹介）（第五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県羽島郡川島村は大正年間末期の木曽川治水事業の実施によつて二分され、分断された笠田島は行政、経済その他の面にじん大なる困難に直面し、ことに教育上において児童が厳寒酷暑の中を渡船して通学する関係上、出水時にあつては七十余日を欠席する状態で、さらに今なお、岐阜方面より川島村を経て愛知県へは渡船にて交通している実情である。ついては、名古屋市より一宮市を経て川島村を通じ那加町、岐阜市に至る県道に川島大橋を架設されたいというのである。
二、請願の議決理由
交通の不便を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
梓川及び高瀬川は信濃川の上流水源に位し、長野県における急流荒廃河川で、梓川はその上流において焼岳の大崩壊地をはじめ、いまだ幾多の荒廃の渓流並びに山腹を有し、水害ごとに新崩壊地を見る状態であり、また高瀬川流域砂防工事は着工以来、日が浅くいまだ基本せき堤すら完了せず、流出土砂はおびただしく、下流地域はきわめて危険な実情にある。ついては、信濃川水系の梓川及び高瀬川流域の砂防工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

福地村地内堤防築設に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡福地村深井後藤幸治郎外百四十六名）（川俣清音君紹介）（第五八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県平鹿郡福地村深井部落は年々出水に悩まされ、今回下流の築堤工事が実施されることになつたが、建設省計画案によると、堤防敷地二町七反歩及び堤外に残された土地数町歩が荒廃若しくは水魔にさらされることになり、農業をもつて生計を樹てる村民には絶対に承服できないことである。ついては、本計画を一部変更し、旧河川沿いに築堤され、新川を開さくされたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

福地村地内堤防築設に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡福地村深井後藤幸治郎外百四十六名）（川俣清音君紹介）（第五八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県平鹿郡福地村深井部落は年々出水に悩まされ、今回下流の築堤工事が実施されることになつたが、建設省計画案によると、堤防敷地二町七反歩及び堤外に残された土地数町歩が荒廃若しくは水魔にさらされることになり、農業をもつて生計を樹てる村民には絶対に承服できないことである。ついては、本計画を一部変更し、旧河川沿いに築堤され、新川を開さくされたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

藤原ダム関係犠牲者に水面使用権並びに漁業権使用に関する請願（請願者　群馬県利根郡水上町藤原林賢二）（藤枝泉介君紹介）（第五四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国土総合開発の一環として行なわれた群馬県利根郡水上町の藤原ダムの建設によつて、地元民は多大なる犠牲をよぎなくされている。ついては、人造湖の水面使用権並びに漁業権を藤原ダム関係犠牲者に優先的許可するよう特別の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

藤原ダム関係犠牲者に水面使用権並びに漁業権使用に関する請願（請願者　群馬県利根郡水上町藤原林賢二）（藤枝泉介君紹介）（第五四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国土総合開発の一環として行なわれた群馬県利根郡水上町の藤原ダムの建設によつて、地元民は多大なる犠牲をよぎなくされている。ついては、人造湖の水面使用権並びに漁業権を藤原ダム関係犠牲者に優先的許可するよう特別の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

藤原ダム建設に伴う補償費予算化に関する請願（請願者　群馬県利根郡水上町藤原賢二）（藤枝泉介君紹介）（第五八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
群馬県利根郡水上町藤原ダム建設工事は着々進捗しつつあるが、この建設のための犠牲になる地元民に対する補償並びに更生費について、なんらの予算処置がないことは関係犠牲者として誠に不安に堪えない。ついては、これが補償費の全額を昭和二十九年度予算に計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

藤原ダム建設に伴う補償費予算化に関する請願（請願者　群馬県利根郡水上町藤原賢二）（藤枝泉介君紹介）（第五八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
群馬県利根郡水上町藤原ダム建設工事は着々進捗しつつあるが、この建設のための犠牲になる地元民に対する補償並びに更生費について、なんらの予算処置がないことは関係犠牲者として誠に不安に堪えない。ついては、これが補償費の全額を昭和二十九年度予算に計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

新田地先堤防延長工事施行に関する請願（請願者　静岡県静岡市安部川伝馬町新田小長井勘三郎外三百十二名）（西村直己君紹介）（第五八七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡市安倍川伝馬町新田地先堤防延長工事については先般来請願書を提出しているが、第十三号台風により、その危険はますます増大し万一の場合も憂慮されている。ついては、新田地先堤防の延長工事を速やかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸道路開設に関する請願（請願者　愛知県北設楽郡鳳根村田辺秀世外六名）（細井勇君紹介）（第五八八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
佐久間ダムの建設に伴い、愛知県北設楽郡富山村の大半、鳳根村及び神原村の一部落は水没することになり、犠牲となる村民の受ける打撃は多大にして人心の動揺も激しいので、今後犠牲者の生活あるいは残村の交通等に対して万全の対策を講じ、民生の安定に資することを期待するが、なかんずく付替えされる鉄路の代償として自動車道路を建設し、観光及び森林開発に供されることは等しく要望されている。ついては、愛知県の計画する天龍川西岸道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸道路開設に関する請願（請願者　愛知県北設楽郡鳳根村田辺秀世外六名）（細井勇君紹介）（第五八八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
佐久間ダムの建設に伴い、愛知県北設楽郡富山村の大半、鳳根村及び神原村の一部落は水没することになり、犠牲となる村民の受ける打撃は多大にして人心の動揺も激しいので、今後犠牲者の生活あるいは残村の交通等に対して万全の対策を講じ、民生の安定に資することを期待するが、なかんずく付替えされる鉄路の代償として自動車道路を建設し、観光及び森林開発に供されることは等しく要望されている。ついては、愛知県の計画する天龍川西岸道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

貸家組合法の一部改正等に関する請願（請願者　東京都中央区京橋二丁目一番地セントラルビル内全国貸家組合連盟会長山田新之助外二名）（青柳一郎君紹介）（第五九〇号）及び同（請願者　東京都中央区京橋一丁目セントラルビル内全国貸家組合連盟会長山田新之助外二名）（青柳一郎君紹介）（第六三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
戦後住宅問題はきわめて重大となつているにもかかわらず、庶民住宅供給機関の大部分を占め、且つ、長年の経験と技術とを有する貸家組合組織は等閑に付され、政府は住宅営団、住宅金融公庫その他の官営機関にのみ依存して住宅問題の解決を図つたのであるが、その成果はきわめて寒心に耐えぬ状態であるが、幸にして貸家組合は強固なる団結の下に古い歴史と豊富な経験及び技術を生かし本来の任務に尽している。ついては、貸家組合に住宅建設資金を融資するとともに、貸家組合法の目的、組織並びに事業の各般にわたつて改正を行い、住宅問題解決に寄与せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
住宅問題解決のため、考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

伊丹飛行場の騒音等による特別損失補償に関する請願（請願者　兵庫県伊丹市長坂上富穂）（高田健治君紹介）（第五九四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県伊丹市立神津小学校は米軍駐留の伊丹飛行場に近いため、エンジンの移動調整、飛行機の離着陸又は頭上通過ごとの騒音で授業の中断、変更を要する状況で、ことに音楽及び放送等の音感教育には多大の障害をきたし、しかも本校舎は老朽危険にもなつているので移動を計画したものの、現在地以外に適地が皆無であり、財源もないから対策に苦慮している実情である。ついては、防音装置をした校舎新築のため該校に対して特別損失補償をされたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

内川村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡内川村長岸本源六）（佐々木盛雄君紹介）（第六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡内川村は本年再度の大風水害により、村の中央を貫流する円山川の堤防が決壊したため、耕地の九割を始め村道の流失等未曾有の大被害を受けたが、これが復旧事業には貧弱な村財政ではとうてい完遂を期することができない現状にある。ついては、内川村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に実施する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

後川村と大阪府境に砂防ダム建設の請願（請願者　兵庫県多紀郡後川村長日下六三郎）（佐々木盛雄君紹介）（第六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡後川村の中央を流れる武庫川支流の羽束川は台風十三号によつてはん濫し、附近一帯の護岸、堤防及び耕地等を流失、埋没し、じん大なる被害を与えたが、本河川は、平常においてはかんがい、飲料としてまた工場用、発電用として、その経済効果は多大であるも、急流で、両護岸は荒廃のまま放置されており、関係住民の不安は大である。ついては、後川村と大阪府境に砂防ダムを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

新登川、占冠間等に道路開設の請願（請願者　北海道夕張市長北島光蔵外三名）（玉置信一君外一名紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道夕張市新登川を起点とし勇振郡占冠村に至る約十四キロ及び千歳郡千歳町を起点とし追分町に至る約十五キロの道路の新設は、将来北海道の幹線たるべき札幌、帯広線の一環をなすものにして、本道に取残された豊富な資源地帯を貫き、沿線の資源開発並びに夕張、札幌方面と十勝、帯広方面とを結ぶ最短距離の重要路線にして、輸送の増強、時間の短縮等関係市町村の発展はもちろん、本道の開発事業に対する効果が多大である。ついては、両道路の新設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

県道宇美商柳線改修工事促進に関する請願（請願者　福岡県粕屋郡宇美町長今長谷茜八）（鍋谷憲一君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡内の県道宇美商柳線は本郡の中央部を南北に縦貫する唯一の産業重要路線にして、昭和二十七年度から県及び国庫の補助を得て改修中であるが、一万八千メートルの残存工事があり、これに要する工事費は一億数千万円と見積られるところ、二十八年度においては三百万円の補助に過ぎず、予定の三十二年度までに完成するか、否かを全郡民は憂慮焦そうしている。ついては、これが路線の改修工事費の国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
交通の不便を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

県道畑山安芸線改修工事促進に関する請願（請願者　高知県安芸郡畑山村長高橋輝明）（長野長廣君紹介）（第六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十六年度より国庫補助により府県道改良工事を施行中の高知県道畑山安芸線は、いまだに二千四百メートルが未改修で、現在のような工事進行状態では昭和三十三年まで完成できず、しかもこの県道の終点から香美郡西川村及び槇山村を通ずる奥地開発林道無川柿ケ久保線が昭和二十八年に完成することになつており、これと連絡する県道が未完成ならば、多額の経費と数年の歳月を要して奥地を開発した該林道がまつたく利用価値のないものとなる。ついては、速やかに県道畑山安芸線の改修工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

吉井川下流改修工事促進に関する請願（請願者　岡山県西大寺市長家野猛之外十四名）（逢澤寛君紹介）（第七三二号）及び同（請願者）岡山県和気郡和気町議会議長徳永熊市外一名）（逢澤寛君紹介）（第五〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県を流れる吉井川は天下三大悪川の一と称せられる最も荒廃した原始河川で、戦時中における流域地帯の山林の濫伐によつて、大雨の際は急激に出水して沿岸住民にしばしば被害を与え、昭和二十一年度より改修工事に着手されたが、現在の進ちよく状態では、あと二十箇年も要する有様で、関係住民は常に危険を感じ、生産意欲も減退している。ついては、吉井川下流の改修工事を今後五箇年計画をもつて完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

千早村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　大阪府南河内郡千早村長鎌谷勇治）（田中萬逸君紹介）（第七三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府南河内郡千早村は台風十三号によりじん大な災害を受けたが、本村は財政きわめて貧弱で、村民も災害により負担能力きたため、これが復旧に困難をきたしている。ついては、千早村に臨時特別交付金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害復旧のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

富田林市の災害復旧促進に関する請願（請願者　大阪府富田林市長尾崎茂一外一名）（田中萬逸君紹介）（第七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府富田林市は台風第十三号によりじん大な被害を受け、その後各方面にわたり詳細な調査を行つた結果、当初の予想をはるかに上まわり、農地の壊地を除いてもその被害総額は実に二億五千五百万円に達する実情にして、本市の財政事情においてはこれらの復旧はとうてい不可能である。ついては、富田林市の災害復旧促進のため国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害復旧のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

例臨法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

駐留米軍隊の行為による特別損失補償により校舎移転実施に関する請願（請願者　大阪府豊中市大字寺輪二百七十七番地斎藤悦子外四千二百十九名）（原田憲君紹介）（第七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊中市立螢池小学校は米空軍基地の伊丹飛行場を隔てる百メートル余の近距離にあり、且つ、東西滑走路が校舎と併行しているため、教室内における発言がほとんど聴取不可能となり、学習活動は中断せられ、思考力、記憶力ともに減退して学習能率の低下をきたし、義務教育の実を挙げ得ないのみならず、飛行機事故による危険もあつて教育上重大な障害となつている。ついては、駐留米軍隊の行為による特別補償法に基き本校舎の移転を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずべき必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

河内村に臨時特例臨法適用に関する請願（請願者　大阪府南河内郡河内村長上野朝）（田中萬逸君紹介）（第七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府南河内郡河内村は台風第十三号により、家屋、農地及び道路等じん大なる被害を受け、これが復旧に全力を傾けているが、本村の財政力はきわめて貧困にして困難である。ついては、河内村に臨時特例法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

正喜橋架替えの請願（請願者　埼玉県大里郡寄居町長岩田周外六十名）（荒舘清十郎君紹介）（第八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道小川寄居線の寄居町地先より対岸鉢形村に架設されてある正喜橋は大正九年にしゆん工したもので、自動車の激増等による利用度とみに多きを加える現下の交通事情においては、老朽又は幅員狭小のため危険をきわめ、関係住民が憂慮する状態に至つている。ついては、正喜橋を架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

舞鶴市に臨時特例臨法適用に関する請願（請願者　京都府舞鶴市字布敷四百三十六番地池内農業協同組合長仲信夫外四千三百八名）（芦田均君紹介）（第一〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後の再建途上にある舞鶴市はさきの台風十二号により、再び惨禍を被り鋭意復興に努めているが、本市は被害激しんで、当然臨時特例臨法が適用されるものと信じていたが、その期待に反して除外されたために市民の失望はすこぶる大である。ついては、舞鶴市に臨時特例臨法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

和田村の災害復旧工事費国庫補助等に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡和田村草部地区共同施行代表横田芳之助外十名）（有田喜一君紹介）（第一一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡和田村は台風十三号により農地、農業用施設に多大なる災害を受けたが、これが復旧は窮乏せる村財政をもつてはとうてい困難である。ついては、和田村の災害復旧工事費に対して国庫補助及び低利資金の貸付等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に対策を講ずべき必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

芦田村に臨時特例臨法適用に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡芦田村長小寺逸八）（有田喜一君紹介）（第一一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡芦田村は台風十三号により、本村中央部を貫流する佐波川、遠阪川、芦田川等がはん濫して、耕地、人家、橋りよう等に多大なる被害を与えたが、窮乏せる本村財政ではこれが復旧はとうてい困難である。ついては、芦田村に臨時特例臨法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

小坂村に臨時特例臨法適用に関する請願（請願者　兵庫県出石郡小坂村長太田四郎外二名）（有田喜一君紹介）（第一一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年八月に来襲せる台風のため、兵庫県出石郡小坂村の水稲は多大の被害を受け、本村は重大な危機に直面している。ついては、小坂村に臨時特例臨法を適用されたいというのである。

一、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

船城村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫郡氷上郡船城村長臼井俊雄）（有田喜一君紹介）（第一一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡船城村は台風十三号により農作物の大減収をきたし、いまや農家経済は破たんの直前にある。ついては、船城村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

今田村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡今田村長荻野秀治）（有田喜一君紹介）（第一一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡今田村は台風二号により被害を受け、さらに十三号とたびかさなる台風に、堤防、橋りよう等の公共施設及び二百八十町歩の水稲の流出、冠水等の未曾有の大被害を被り、農民はまつたく失望のどん底にあつて、これが復旧はとうてい村費のみでは困難である。ついては、今田村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

城北村に臨時特例諸法適用に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡城北村長倉垣青）（有田喜一君紹介）（第一一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡城北村は台風十三号りのため、四千二百余万円に達する大被害を受けたが、窮乏せる村財政をもつてはこれが早急なる復旧は不可能である。ついては、城北村に臨時特例諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

空知川山部橋を永久橋に架替えの請願（請願者　北海道空知郡山部村長中田寿明外五名）（武田信之助君紹介）（第一一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡山部村を縦貫する国道三十八号線は日高、石狩、十勝の三国を結ぶ本道随一の主要幹線道路で、この路線の空知川に架設される山部橋は、本村はもちろん隣接する上川地方南部及び空知、十勝の農、鉱、林産地帯の関門を占める最重要橋りようであるが、その幅員は四メートルの狭い木橋であり、架設以来十七年余を経るため腐朽の度はなはだしくきわめて危険である。ついては、空知川山部橋を永久橋に架替せられたいというのである。

一級国道三号線中未改修区間の改修工事促進に関する請願（請願者　福岡県八女郡福島町長中島一之外三名）（山崎巌君紹介）（第一一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道三号線は九州を最短距離に縦断する重要路線で産業、経済、交通上の動脈となつているが、久留米市より熊本市までの区間は幅員狭く屈曲が多いので、昨今の交通事情下にあつては、これが改修は急を要する状態にある。ついては、一級国道三号線中久留米市、熊本市間の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の不便を除き輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

共栄橋を永久橋に架替えの請願（請願者　群馬県群馬郡倉賀野町長大山七次郎外三名）（中曾根康弘君紹介）（第一一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道金井倉賀野停車場線の多野郡八幡村と群馬郡倉賀野町の境界烏川に架設してある共栄橋は、両郡を結ぶ重要なる橋りようであるが、元来老朽であり、加うるに風水害のため一時危険にひんしたところ県において応急修理を施し辛うじて現在に至つているもので、県は架替えの必要を認め二十七年において県五箇年計画に編入し、早急架替えられることになつているものの、その施行に当つては多大の経費を必要とするので、県費のみではとうてい実現不能と思われる。ついては、共栄橋の永久橋架替えについて国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

近文道路改修工事施行に関する請願（請願者　北海道上川郡比布村長宮崎乗雄外三名）（松浦周太郎君紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近文道路は北海道上川郡比布、東鷹栖、鷹栖の三村の連絡道路として昭和二年に開設されたのであるが、開拓地比布第二地区の比布、東鷹栖村界附近はすこぶる急坂且つ幅員狭小なるため交通上きわめて支障をきたしている。ついては、近文道路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の不便を除き輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

黒部川右岸入善町地先の被害復旧工事施行に関する請願（請願者　富山県下新川郡入善町長右井栄次郎外十四名）（鍛冶良作君紹介）（第一一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

黒部川右岸富山県下新川郡入善町一帯の堤防護岸は連年の被害により危機にひんしているが、かかる状態のまま放置して一度堤防が決壊すれば、その被害は入善町一帯の五千戸を始め四千町歩の耕地及び、呉羽紡績入善工場が水禍を受けること明らかである。ついては、黒部川右岸入善町寺円地じり地先無堤防地帯の漫しよく流失被害箇所の本堤防築造、改修工事等の施行促進のため、二十九年度予算の大幅なる増額を行われたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

加古川小支流四斗谷川流域に防災工事施行に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡今田村長荻野秀治）（有田喜一君紹介）（第一一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

加古川支流四斗谷川流域の兵庫県多紀郡今田村地域は毎年相次ぐ水害を受けているが、なかんずく

二十八年の災害は堤防決壊十三箇所、耕地の流失及び耕土の流出等四十町歩余に達し、農家経営に支障をきたしているのみならず、出水のつど災害が繰り返されるごとき現状にては、とうてい安んじて農業経営を継続することが困難である。ついては、加古川小支流四斗川地域の河川改修による防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

羽束川に砂防ダム建設の請願（請願者　兵庫県多紀郡後川村長日下六三郎）（有田喜一君紹介）（第一一五三号）及び同（請願者　兵庫県多紀郡後川村議会議長小倉芳信）（山口丈太郎君紹介）（第一一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

台風十三号により武庫川支流羽束川がはん濫し、兵庫県多紀郡後川村一帯は堤防決壊、耕地の流失及び埋没、橋りょうの流失等悲惨な被害を受けたが、この災害は本村のみならず羽束川下流小野村、高平村も同様にして、今後かかる災害を防止するためには、砂防ダム建設が絶対必要にて同流域全住民の熱望するところである。ついては、羽束川に砂防ダムを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

黒石川上流に砂防ダム建設の請願（請願者　兵庫県多紀郡今田村長荻野秀治）（有田喜一君紹介）（第一一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

黒石川は降雨の度に出水することおびただしく、加うるに急流曲折の多い河川のため堤防、耕地等の受ける被害はじん大であるが、兵庫県多紀郡今田村においても昭和二十年来再三の被害を受け、ことに二十八年台風十三号による大災害に遭遇し村民一同あ然としている実情にあるが、これら災禍を未然に防止するには黒石川上流の砂防ダム建設以外にない。ついては、黒石川上流に砂防ダムを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

石狩川治水法線計画実施に関する請願（請願者　北海道空知郡江部乙町長松儀一男外四十六名）（武田信之助君外一名紹介）（第一二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回札幌市石狩川治水事務所で発表された江部乙町と雨龍村の関係地域における石狩川治水計画法線は昭和十五年に計画された治水線に比べ、農耕地の損害が多大となり、食糧増産に及ぼす影響が大で、且つ、流水処理が従来となんら異なるところなく、工事費はむしろ多額を要するばかりでなく、しかも第一次計画線を変更して本地区のみ曲線とする重大な理由が発見できず、将来これが防災上あるいは経済上から石狩川治水事務所発表の計画は妥当でない。ついては、石狩川治水法線を昭和十五年度調査治水計画によつて治水工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、根本治水対策につき、考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

二級国道飯田、浜松線改修工事促進に関する請願（請願者　静岡県浜名郡赤佐村長青島弘外一名）（中村幸八君紹介）（第一二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡赤佐村を南北に貫通する二級国道飯田浜松線改修工事の施行は村民等しく感謝している。ついては、国鉄ガードまでの幅杭を打ち買収面積の明確を期すこと、土地の買収地上物件の補償を一挙に行うこと、国道ガードより二俣町地先までの路線を早急に決定すること等は本事業完成の要件と考えるので、これが実現につき配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一級国道十八号線舗装工事促進に関する請願（請願者　長野県埴科郡戸倉町長兒玉広司）（羽田武嗣郎君紹介）（第一二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県東北地区を縦貫する一級国道十八号線は関東より東京を経て新潟県を結ぶ陸上輸送の大動脈として、近時その利用度は急速に上昇し、なかんずく長野、上田両市間は交通量県内最多の路線であるが、現在長野市、篠之井町間の十キロは舗装されているが、屋代町、上田市間二十三キロは砂利道のため路面の損もうはなはだしく、その維持はまつたく不可能なる状況に加えて疾走する自動車の砂じんは終日空を覆い、沿道住宅の衛生に及ぼす影響は多大である。ついては、該国道の屋代町、上田市間を速やかに舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿道住民の衛生と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

国道一号線舗装工事促進に関する請願（請願者　静岡県浜名郡可美村長高橋栄一郎外七名）（中村幸八君紹介）（第一二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡可美村は工業都市の浜松市と観光地弁天島との間にある関係上、村内を縦貫する国道一号線の交通量おびただしく、トラック、観光バス等は一日に三千両を数える現状にあるが、本村地内の該道路のうち千四百メートル

は二十七年度に、千九百三十四メートルは本年度内に舗装工事を完了するが、残りの七百三十九メートルのうちには急坂曲折の雌所があり危険をきわめている。ついては、該区間の舗装、改良工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

二万橋架替えの請願（請願者　岡山県吉備郡真備町長味尾寛喜外八名）（橋本龍伍君紹介）（第一二八二号）に関する報告書

府県道箭田西阿知停車場線を結ぶ岡山県吉備郡真備町地先の二万橋は、本流上のみの木橋にして、すでに腐朽箇所が多く動揺はなはだしい上に、橋りょうより左岸堤防までの約百五十メートルはわずかの降雨にも冠水して交通不能となり、県南北の交通は中断される実情にあつて地方文化、経済に及ぼす影響じん大である。ついては、二万橋を左右両堤防に接続する長大橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

国立周辺排水幹線路建設に関する請願（請願者　東京都北多摩郡国立町長佐藤康麿外二十八名）（福田篤泰君紹介）（第一三二四号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

国分寺、砂川、立川等近隣地域よりすりばち底の地形をなす国立町に流入する排水は市街地一帯に浸水し、衛生、交通、保安等の面において憂うべき現状であるので、本町においてはつとにこれが対策に腐心し、大吸水池の建設等排水処理に専念しきたつたのであるが、大量の排水はすでに吸水能力を失い、降雨時には附近一帯の被害は著しいものがあり、東京都においても根本的解決策として国立周辺排水路建設計画を進めているが、数億の巨費を要するため実現の前途には幾多の困難がある。ついては、国立周辺排水幹線路計画の実現に最善の援助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道栃岡谷地線改修工事促進に関する請願（請願者　山形県北村山郡西郷村河島工藤惣一外八十名）（上林與市郎君外一名紹介）（第一五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年八月山形県北村山郡西郷村河島に計画された県道栃岡谷地線の改良工事施行は、先年来紛争を続けてきたが、本村及び部落民の永久の幸福と社会公共の福祉に貢献し、紛争解決の唯一の方途として、これが犠牲を最小限に止めて実施されるべきである。ついては、県道栃岡谷地線の幅員拡張の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

物部川東岸堤防築設に関する請願（請願者　高知県香美郡佐古村武内研外五十三名）（長野長廣君紹介）（第一五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県の宝庫ともいうべき香長平野を貫流する物部川の堤防は近年著しく荒廃し、一朝大雨に際して地元関係住民は重大な危険にさらされている現状で、近く西岸堤防補強工事の完成によつて、さらに東岸一帯は危機が増大し、農民の生産意欲に多大な悪影響を及ぼしている。ついては、物部川東岸堤防の補強築設工事を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

豊岡村道五十号線を県道に編入の請願（請願者　高知県長岡郡豊岡村長村上茂尚）（長野長廣君紹介）（第一五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊岡村道五十号線は高知県長岡郡豊岡村の中央部を南北に通じ、小集部落と中島部落を結ぶ路線で、村民等の利用価値はきわめて多く、高知市及び大津村を結ぶ上において最短距離線であり、現在同方面の交通、産業の発展に多大な影響を与え、当地方の交通運輸産業上の重要幹線となつている。ついては、豊岡村道五十号線を県道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発促進と輸送力確保のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

北上川下流改修工事促進に関する請願（請願者　宮城県登米郡米谷町長佐藤鶴治外四名）（内海安吉君紹介）（第一六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県登米郡上沼村及び錦織村地域より北上川両岸に沿つて米谷町、浅水村、登米町、豊里町及び柳津町に至る間の、昭和二十二年における災害箇所は県において応急復旧工事を行い、現在建設省において工事施行中であるが、堤防の幅員狭く、且つ、低い箇所があるため出水時には決壊の危険がある。ついては、該区間の北上川下流の堤防改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

政府は埼玉県岩槻町と千葉県野田市を結ぶ環状線二級国道建設を計画し、その予定級の実測を進めているとのことであるが、同路線の区間は七里、春岡、柏崎、岩槻、和土、新和、川通、武里、大袋、新方、桜井、豊野、金杉、旭、松伏領を通過すれば、埼玉県における穀倉地帯にして辺ぴなる地方を貫通する重要幹線となり、同地方産業文化に寄与するところきわめて大と考える。ついては、該環状線二級国道はこれら各地域を通過するよう計画し、施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業、文化の開発のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

環状線二級国道路線計画に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡岩槻町長平野広外二十九名）（松崎朝治君紹介）（第一六七六号）に関する報告書

串木野市内国道舗装工事施行に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市長橋口行彦外一名）（迫

水久常君紹介）（第一六七七号）

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県串木野市は遠洋漁業の根拠地であるとともに、金、銀、鉱山で著名な三井金属串木野鉱業所、日本鉱業荒川鉱業所等があつて、その発展に伴い幹線道路たる同市内国道の交通量は逐年増大しつつあるが、現在該国道は舗装がしていないため、荒廃の度が著しく、物資輸送に多大の不利不便をきたしている。ついては、串木野市内の国道の舗装工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
新潟県柏崎市より刈羽郡石黒村及び東頸城郡松之山村を経て南魚沼郡湯沢村に至る道路は、中越地方と国鉄上越線を直接し、関東一円との産業、経済、文化等の交流にきわめて重要な路線であるが、刈羽郡鵜川村より石黒村を経て東頸城郡山手村の間八キロと中魚沼郡田沢村より南魚沼郡石打村の間三キロがいまだ不通のため、関係住民はきわめて不利不便を被つている。ついては、柏崎、湯沢間の産業道路の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

高田村地内鵜川の災害復旧工事促進の請願（請願者　新潟県刈羽郡高田村長中村幹一）（田中角栄君紹介）（第一七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鵜川流域のうち、新潟県刈羽郡高田村地内は災害箇所が多く、わけても昭和二十六年度災害第二百四十六号、第二百四十七号及び昭和二十七年度災害第百六十五号地点は逐次その被害が拡大し、このまま放置すればきわめて危険な状態が憂慮される。ついては、高田村地内鵜川のこれら災害箇所の復旧工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

高田村地内鵜川の災害復旧工事促進の請願（請願者　新潟県刈羽郡高田村長中村幹一）（田中角栄君紹介）（第一七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
柏崎、湯沢間の産業道路改修促進に関する請願（請願者　新潟県刈羽郡高田村長中村幹一外四名）（田中角栄君紹介）（第一七九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県柏崎市より刈羽郡石黒村及び東頸城郡松之山村を経て南魚沼郡湯沢村に至る道路は、中越地方と国鉄上越線を直接し、関東一円との産業、経済、文化等の交流にきわめて重要な路線であるが、刈羽郡鵜川村より石黒村を経て東頸城郡山手村の間八キロと中魚沼郡田沢村より南魚沼郡石打村の間三キロがいまだ不通のため、関係住民はきわめて不利不便を被つている。ついては、柏崎、湯沢間の産業道路の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧のための低利資金融資額増加に関する請願（請願者　福岡市天神町一番地福岡県町村長会長吉田繁）（熊谷憲一君紹介）（第一八五一号）、同（請願者　佐賀県佐賀郡川上村長大山利入外六名）（江藤夏雄君紹介）（第二一二六号）及び同（請願者　大分県三重町役場内首藤卓美）（村上勇君紹介）（第二六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年の風水害によつて災害を受けた各町村は災害復旧工事の進ちょくに伴つて、つなぎ融資その他で応急措置を講じていた復旧資金も次第に枯渇し、現在資金面の窮迫とこれが対策に苦慮している。しかるに農耕地に多大の被害を受けた町村においては食糧増産の見地からも農民の生活維持の面からも、水稲の植付に支障のないよう措置しなければならない実情に迫られているので、国庫補助以外の不足分に対しては一部を国の指示に基く低利資金の融資を仰ぐとしても、なお過半の不足額は別途借入金によらねばならない実情にある。ついては、災害復旧資金に対する低利資金融資のわくを拡大するとともに、これが利子補給の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害復旧と防除の促進のため早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

川上村に臨時特例財法適用に関する請願（請願者　大阪府南河内郡川上村長竹鼻真作）（田中萬逸君紹介）（第一八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府南河内郡川上村は台風十三号によつてびん大なる被害を受け、これが復旧に努力している現下の貧弱なる本村財政では、これが復旧はとうてい困難で、村民の負担能力も限界にきている。ついては、川上村に臨時特例財法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

棚倉村に臨時特例財法適用に関する請願（請願者　京都府相楽郡棚倉村長森村米吉）（大石ヨシエ君紹介）（第一八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府相楽郡棚倉村は昨年八月十四日の豪雨により多大の被害を受け、これが復旧に鋭意努力しつつあるとき、再び台風十三号に襲われて、復旧作業も水泡に帰し、家屋、耕地等に大災害を被り、り災者は自失の虚脱状態にある。ついては、棚倉村に臨時特例法案を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

久世郡に臨時特例財法適用に関する請願（請願者　京都府久世郡町村議会議長会長園田松太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第一八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府久世郡下は台風十三号によつて、淀川堤防が五百メートル決壊し、未曾有の大被害を被り、り災者は路頭に迷い、町村は民生安定、災害復旧等に努力しているが、財政窮迫と余りにも災害が大きいので、いまだこれが復興の緒がつかめない現状である。ついては、久世郡に臨時特例財法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認めるよつて、由良川左岸和久市堤防を始め各所で決壊し、未曾有の大災害を被り、これが復旧には市財政並びに個人の財政力ではとうてい見込が立たない現状にある。ついては、福知山市に臨時特例財法を適用されたいというのである。

一、請願の要旨及び目的
京都府福知山市は台風十三号によつて、由良川左岸和久市堤防を始め各所で決壊し、未曾有の大災害を被り、これが復旧には市財政並びに個人の財政力ではとうてい見込が立たない現状にある。ついては、福知山市に臨時特例財法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認めるよつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
京都府久世郡下は台風十三号によつて、淀川堤防が五百メートル決壊し、未曾有の大被害を被り、り災者は路頭に迷い、町村は民生安定、災害復旧等に努力しているが、財政窮迫と余りにも災害が大きいので、いまだこれが復興の緒がつかめない現状である。ついては、久世郡に臨時特例財法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認めるよつて、由良川左岸和久市堤防を始め各所で決壊し、未曾有の大災害を被り、これが復旧には市財政並びに個人の財政力ではとうてい見込が立たない現状にある。ついては、福知山市に臨時特例財法を適用されたいというのである。

一、請願の要旨及び目的
京都府福知山市は台風十三号によつて、由良川左岸和久市堤防を始め各所で決壊し、未曾有の大災害を被り、これが復旧には市財政並びに個人の財政力ではとうてい見込が立たない現状にある。ついては、福知山市に臨時特例財法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除と民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認めるよつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

利根川架橋の請願（請願者　茨城県稲敷郡金江津村長海保鰊夫外百二十四名）（竹尾式君紹介）（第一九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県稲敷郡下及び千葉県香取郡印旛郡下は全国有数の穀倉地帯で、東京に近接しているにかかわらず、利根川をはさんでいるため交通不便となり、経済的、文化的にきわめて不利となつている。ついては、市川町、佐原市間四十キロの中間の利根川に国費をもつて架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の不便を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

府県道三沢本郷線改修に関する請願（請願者　愛知県北設楽郡豊根村生産道路三沢本郷線期成同盟会長荒川春一外二名）（福井勇君紹介）（第一九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道三沢本郷線はわずか愛知県北設楽郡豊根村を縦断しているが、昭和二十八年度工事施行終点より小田峠に至る一キロの区間が未改修のため、本路線の効果は半減し、地方産業、文化の発展に多大な支障をきたしている。ついては、府県道三沢本郷線の未改修区域を明年度において完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業、文化の発展のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

岡山県下の各河川は戦時中における上流水源地帯の山林の濫伐等により、多量の土砂を流出するため、その荒廃著しく、一朝豪雨に際会すれば、たちまちはん濫して、流域の人家、耕地等に多大の被害を与える恐れがあるが、現下の町村財政窮乏のためとうていこれら各河川の砂防工事を施行することは困難である。ついては、岡山県下各河川の砂防工事を国費をもつて速やかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大手川改修計画に関する請願（請願者　京都府与謝郡宮津町字柳縄手鶴賀京日町宮嶋由多加）（大石ヨシエ君紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡宮津町当局は町内を貫流する小河川大手川の改修を国費をもつて遂行すべく、事前に沿岸住民になんらの了解を求めず、単に町議会の議決をもつて建設省に提出をしたが、本計画は二億五千万円を要するほう大なもので、広範な地域にわたり沿岸住民百余戸の宅地及び農地を失わしめ、その損失は実に大で、関係住民はこれが実施されることを憂慮している。ついては、大手川改修計画を徹底的に審議して、適宜なる改修計画にされるよう適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、慎重に考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

東頸城郡下道路の防災工事施行に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡安塚村東頸城郡振興会長武江喜作外一名）（塚田十一郎君紹介）（第一九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡は鉄道、舟運の便なく、すべての輸送は山岳地帯に開さくされた道路に依存しているが、崩雪による決壊、豪雨による崩土、地すべりによる壊滅等のため道路交通が常に不安な状態におかれている。ついては、本郡安塚村大字小谷島、大島村大字中野、松代村大字田沢及び松之山村大字天水越の危険箇所を国庫補助道路防災工事として速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

東頸城郡下橋りようを永久橋に架替えの請願（請願者　新潟県東頸城郡安塚村東頸城郡振興会長武江喜作外一名）（塚田十一郎君紹介）（第一九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡は鉄道、船運の便がなく、すべての物資輸送は山岳を縫つて開さくされた道路を唯一の生命線としているが、この道路も半歳の間で豪雪の下敷となり、このため雪害、水害、地すべり等による道路、橋りようの被害はなはだしく、ことに腐朽著しい部内八十五の木橋はほとんど荷重制限をなされており危険をきわめている。ついては、東頸城郡下の橋りようを可及的多数の永久橋架替え及び補修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

早川に災害土木事業助成工事施行に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡上早川村斎藤治）（塚田十一郎君紹介）（第一九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

早川は途中前川と合流し新潟県西頸城郡上早川村、下早川村及び大和川村のいわゆる早川郷を貫流し、この間早川に沿つて耕地三千町歩、大小二十余の橋りようを数えるが、相次ぐ災害により堤防はほとんど流失、荒廃のままになつており、降雨出水のつどこれら耕地、橋りよう及び道路等の被害を増大し、早川郷は応急の復旧工事を行いつつあるが、未安成箇所は五十余箇所を数え二億四千万円を要する実情である。ついては、早川に災害土木事業助成工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

県道和田松代線改修工事継続等に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡安塚村東頸城郡振興会長武江喜作外一名）（塚田十一郎君紹介）（第一九九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県東頸城郡下における道路の現況は、県道数二十六、その延長二千二百七十二キロのうち、改良済は延長わずかに二十九キロに過ぎない実情で、近時自動車の大型化、重量化及び交通量の激増に伴い、その運行に多大の支障を来している。ついては、重要幹線にして緊急を要する県道和田松代線の改修工事を継続するとともに、県道新潟安塚線及び菖蒲川原停車場線の安塚村、大島村間の局部改修工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

三国国道開さく工事促進に関する請願（請願者　新潟県知事岡田正平外三名）（藤枝泉介君外一名紹介）（第一九九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
一級国道十七号線は東京都と新潟市を最短距離に結ぶ本邦横断道路としての重要性にかんがみ、昭和二十七年度より三国峠開さくに着手し、政府直轄事業として着々施行されているが、本路線は新潟、群馬両県はもちろん、表裏日本を結ぶ陸上交通に画期的一大変革をもたらすものと期待され、本国道開さくの早期完成こそ緊喫の要務であることを痛感する。ついては、本国道の三国峠未開さく区間改良工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
交通と絶を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

阿仁川改修工事促進に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡米内沢町長鈴木鉄之助）（石田博英君紹介）（第二一七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県北秋田郡阿仁部地方を貫流する阿仁川は原始河川のまま放置されていたため、昭和二十七年度より改修工事が施行されているが、政府は来年度予算において、これが工事費を削減若しくは廃止する由で、せつかく局部改良によつて堆積せる土地が工事中止によつて流失し、着工中の堤防は決壊し、沿岸各地に被害を与え、今日までの努力も水泡に帰すことが予想される。ついては、阿仁川改修工事を二十九年度においても計画通り施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、原案の通り早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

秋芳川沿岸地盤沈下地帯対策事業費国庫補助に関する請願（請願者　岡山県上道郡雄神村長斎藤岐外一名）（逢澤寛君紹介）（第二二七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十一年の南海大震災による秋芳川沿岸地盤沈下地帯は、西大寺市の一部と上道郡上道町、雄神村、浮田村及び赤磐郡瀬戸村の一市四箇町村にまたがり、耕地面積は四百六十七町歩に及んでいるが、平均標高約三十センチの低下をきたしているため排水著しく不良となり、毎夏降雨期には耕地一面でい海と化し湛水数日に及び、農作物の被害は米産約六百石、麦産約千二百石の減収となつている。ついては、該地帯の排水ひ門、伏越、水路護岸等の対策事業費を国庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

県道周匝弓削線改修工事促進に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡山方村長直原恒外一名）（逢澤寛君紹介）（第二一七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡周匝村を起点とし山方村を経て久米郡弓削町に通ずる県道周匝弓削線は、昭和三年県道に編入された山方村を縦貫する唯一の幹線道路であるが、幅員は〇・五ないし一・五メートルという局下でも例を見ない状況にして車馬の通行はまつたく不可能なので、山方村は他の二箇村と合併し、新町村建設計画の第一順位にこの県道改修を予定しているものの県費のみに依存することは困難である。ついては、県道周匝弓削線改修工事を助成されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

布部橋を永久橋に架替えの請願（請願者　北海道空知郡富良野町長古東久平外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二二七六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道空知郡富良野町を縦貫する一級国道三十八号線は本道随一の重要幹線道路で、この路線の中心をなす富良野町地先空知川に架設してある布部橋は、隣接する芦別市を始め上川支庁管内の南部地方及び空知、十勝の農、鉱、林産地帯の関門となる最重要橋りようであるが、その幅員は四メートルという狭い木橋であり、十余年を経ているので腐朽の度もはなはだしく危険な状態にある。ついては、布部橋を永久橋に架替えられたいというのである。
二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

阿仁川改修工事促進に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町成田喜八）（石田博英君紹介）（第二二七七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県北秋田郡を貫流する阿仁川は延長五十八・九キロに達し、流域の耕地は三千二百ヘクタールあるが、従来放置されていたので出水時にはただちにはん濫し、その被害は耕地二千百町歩に及んでいる。幸い政府及び県は二十七年度において局部改修を行い、二十八年度においても継続実施されているも、いまだその延長は三十五キロに過ぎず、明年度以降なお二十一キロを残しているので速やかに完成するよう地元民は強く要望している。ついては、阿仁川改修工事を明年度も継続実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

豊平川右岸道路開さく促進に関する請願（請願者　北海道札幌市北四西二丁目右岸道路特急開さく期成会会長横田宗外十二名）（椎熊三郎君紹介）（第二三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
札幌市豊平町字真駒内より岡町石山に至る交通は元地方費道札幌室蘭線によつて行われていたが、昨年五月より同地区が駐留軍の接取地域内のため、一般の交通が禁止され、これがため関係住民はきわめて不利不便を被つている実情にある。ついては、豊平町字真駒内もいわ橋より豊平川右岸沿いに岡町字石山市街に至る間に道路を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由
交通の不便を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

篠原村地内国道一号線舗装工事施行等に関する請願（請願者　静岡県浜名郡篠原村長相会誠治外九名）（中村幸八君紹介）（第二三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県浜名郡篠原村を東西に通ずる国道第一号線は、路面狭あいで、砂じんはなはだしく、雨天の際は泥ねいと化し、一般通行人の迷惑はもちろん、交通事故は後を絶たず、衛生的見地よりもきわめて憂慮すべきである。ついては、篠原村地内の国道第一号線を南部新路線に変更し、現国道を県道として速やかに舗装工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

日勝産業幹線道路開設等に関する請願（請願者　北海道上川郡清水町長西川与三外一名）（伊藤郷一君紹介）（第二三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在北海道十勝国上川郡清水町より日高国沙流郡日高村に通ずる路線の開設は幾多の未開発資源を包蔵し、これが資源の開発と経済交流を必要とする日高、十勝の産業開発促進のためにも、また北海道開発上にも最も緊急なる施策である。ついては、日勝産業幹線道路を速やかに開設されるとともに、町村道熊牛美葛線を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由
資源開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

日間賀島村の災害復旧工事促進に関する請願（請願者　愛知県知多郡日間賀島村長斎藤佐七）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県知多郡日間賀島村は台風十三号の中心地となつたため、家屋を始め護岸、防波堤及び田畑に多大な被害を被り、日間賀島村の村民の生活はきわめて悲惨な実情にある。ついては、日間賀島村の災害復旧工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

頓別市街地海岸防災施設設置に関する請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡頓別市街地は頓別漁港の背面に当り、砂丘地帯であるため暴風に際して海岸及び道路が決壊すること多く、暴風のたび毎に市街地の危険度が増し、住民に不安を与え、頓別漁港の維持にも支障をきたしている。ついては、頓別漁港南方六百メートルの区間に海岸防災突堤施設を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

仁連内二股、上猿払間に産業開発幹線道路開設に関する請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道仁連内二股、上猿払間は多くの天然資源に恵まれているが交通不便なため、これら資源の開発は放置されているのみか、関係住民の日常の不利不便は多大なものがある。ついては、仁連内二股、上猿払間に産業道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
交通の不便を除き、産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

頓別川及び宇曾丹川治水工事促進に関する請願（請願者　北海道枝幸郡頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡浜頓別及び中頓別両町の中心を貫通する地方費河川頓別川及びその支流である宇曾丹川は、蜿曲はなはだしく、戦時戦後を通じての奥地森林の濫伐がわざわいして、出水がひん繁として起り、流域の農耕地及び人家に多大の被害を与えている。ついては、昭和二十六年度より施行中の該両川治水工事を昭和二十九年度以降において速やかに完成できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に完成すべき必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

塩津村の高潮対策費に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡塩津村長福井穣）（福井勇君紹介）（第二五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
台風十三号によつて破堤決壊した愛知県宝飯郡塩津村の太田、捨石及び浅井新田の各護岸工事は、さきに災害復旧費並びに高潮対策費の査定を得て村民一同安心をしていたが、最近伝えられるところによれば、高潮対策費の一部が削減されるとのことであり、まことに憂慮に堪えない。ついては、塩津村海岸線の実情を考慮して、高潮対策費を削減しないよう取り計われたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

新橋を永久橋に架替えの請願（請願者　愛知県西春日井郡師勝村久地野高木吉之助外七名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県西春日井郡山田村大字比良地区内の新川に架せられている新橋は、幅員わずか四メートルの木橋であるが、本橋の北東に位する小牧飛行場並びに三菱重工業株式会社の利用関係上、外人自動車、重量トラックの往来がけげしく、加うるに北部奥地と名古屋を結ぶ最短路線上にあるため、バス、トラックの交通量も多く、現在のごとき狭あい且つ老朽な橋では危険きわまりない。ついては、新橋を永久橋に架替えされたいというのである。
二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

春日村地内国道一号線舗装工事施行に関する請願（請願者　愛知県西春日井郡清洲町農業協同組合長古沢親吾外七名）（早稲田栴右エ門君紹介）（第二五〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国道十二号線中愛知県西春日井郡春日村地内及び清洲地内二千三百メートルの間は、いまだ舗装されていないが、同路線は日々三千台余りに及ぶ自動車の運行を見る現況で、そのたびにじんあいの発散おびただしく、附近人家は多大の迷惑を被り、農作物の発育は阻害され、降雨に際しては泥ねい化して自動車の運行にも支障をきたす状態にある。ついては、該区間の舗装工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の確保と衛生上の理由より、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

黒川筋助成工事促進に関する請願（請願者　新潟県三島郡宮本村長山岸謙吉）（小林進君紹介）（第二六一四号）及び同（請願者　新潟県三島郡宮本村議会議長布川務一郎外一名）（小林進君紹介）（第四三〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県三島郡宮本村地内黒川筋改修の助成工事は、昭和二十七年度に約百五十メートル、二十八年度約二百メートルが完了したのみで、延長三千七百メートルの一割に過ぎないが、一方本村においてはこの改修工事に併行して黒川沿いの耕地百三十町歩の土地改良事業を計画し、すでに二十七年度以来工事を統行しており、また資材の整備等改修工事の促進に万遺憾なきを期している。ついては、黒川筋改修の助成工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

稲津橋を永久橋に架替えの請願（請願者　福井県足羽郡酒生村長吉田丹助外六名）（坪川信三君紹介）（第二六一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県足羽郡酒生村地先足羽川に架設の木橋稲津橋は、県道東郷松岡線及び東郷丸岡線の交通の要衝に当る重要橋りようであるが、明治四十年に架設されたもので老朽著しくなつていたところ、昨年の相次ぐ災害によつて橋脚の沈下、橋げたのひ曲、桁斜等をきたし、歩車人馬の交通はまつたく不能となつている。ついては、稲津橋を永久橋に架替えられたいというのである。
二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

県道新井飯山線を準国道に編入の請願（請願者　新潟県中頸城郡新井町長増井準太郎外二十三名）（田中彰治君紹介）（第二六一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡新井町より長野県下水内郡飯山町に至る県道新井飯山線は、近年とみに交通がひん繁となり、輸送量は著しく増大しているが、道路の状態きわめて悪く、しかも屈曲が多く、幅員も狭小で、交通の不便はまことに大であり、このため当地方唯一の交通機関たるバスの速度は緩慢となり、運転回数も制限され、トラックにおいても同様の状況で、地元民は早急に改修されること熱望している。ついては、県道新井飯山線を準国道に編入して改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

関門国道隧道工事促進に関する請願（請願者　下関市長福田泰三外二十四名）（平井義一君紹介）（第二六一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
関門国道開さく工事は昭和二十七年度において予算三十一億五千万円で五箇年継続の特別道路整備事業として工事を再開して以来今日に至つているが、その後物価等の値上りにより、昭和二十九年度既定年度割の七億円をもつてしては予定の工程は完成せず、五箇年計画は不可能となるばかりか、すでに切り拡げを開始している今日、工期を延長することは施工上きわめて危険状態をいやつすることとなる。ついては、関門国道隧道工事費の既定年度割予算を増額し、当初の計画通り完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送国策の見地から、早急に施行の完成を必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

二級国道福知山大阪線改修工事施行に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村長西山貫三郎外一名）（有田喜一君紹介）（第二六一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
二級国道福知山大阪線は山陰地方より大阪方面への重要路線にして、その利用度はますます増加しているが、道路の幅員狭小なるのみならず、路面のおうとつも多く、なかんずく兵庫県多紀郡古市村南矢代地先は急カーブになつているため、毎日十数台の自動車が何回となく後退待避してようやく進行する状態で、自動車の時間的不経済はもちろん、通行人に対しても危険をきわめている。ついては、二級国道福知山大阪線の改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

八重坂峠改修費国庫補助に関する請願（請願者　兵庫県宍粟郡三河村長阿曾実外十名）（大上司君紹介）（第二六一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
県道平福山崎線の兵庫県宍粟郡三河村と土万村の境にある延長約二百メートルの八重坂峠は、本県西部の山岳地帯を横断し、鉄道を有しない同地方の唯一の重要路線であるが、急坂であるのみならず、屈

曲が多く幅員も狭小で、交通上きわめて危険にして事故がひん発しているため、県においても改修の要を認め、しばしば改修に着手しながら、工費の僅少と地元負担の関係で常に局部的に終らざるを得ない状況にある。ついては、八重坂峠改修費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

二級国道八戸仙台線中川の上地区内道路改修工事施行に関する請願（請願者　宮城県桃生郡大谷村長太田昱）（内海安吉君紹介）（第二六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道八戸仙台線中宮城県桃生郡大谷村小船越字川の上地区道路約二千メートルの地域は、石巻市から飯野川を経て気仙沼に至る主要道路であるが、一方が直接迫波川に接し、片側は人家が軒を連ね、幅員が狭い上に屈曲はなはだしいため、バス、トラック等の交通に困難をきたし、しばしば河中に転落する等の交通事故が生じ、しかも出水の際は交通不能となり、附近人家数十戸の床上浸水をきたす等、その不利不便は大である。ついては、該国道中迫波川に面した川の上道路約一千メートルの幅員拡張及びかさ置き並びに天王橋より川の上の中間約千メートルの屈曲箇所を直線道路に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

小山田迫水系改修工事促進に関する請願（請願者　宮城県登米郡南方村西郷上字野谷地太田稔外一名）（内海安吉君紹介）（第二七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川総合開発の一環として、北上川本流地域の治山治水事業は着々実施されているが、一方小山田、迫水系の改修は技術的に至難な事業として放任されているため、河川のはん濫の度がはげしく、その被害は逐次増大している実情にある。ついては、小山田川は東北本線を基点として旧迫川三ツ口に向け直行せしめて、瀬峯川と最短距離において合流させ、旧迫水川は三ツ口を基点として下流旧迫川河口北上本流の合流点まで直線化するよう改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

新橋架替えの請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村長西山貫三郎外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第二七一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道百七十六号福知山大阪線のうち、兵庫県多紀郡古市村古森所属の新橋は、山陰地方より阪神方面への交通の要路にあつて、毎日二百余台に上る大型自動車等の運行を見ているが、同橋は幅員狭あいにして老朽はなはだしく、現状のままでは耐久力も時間の問題で危険この上ない。ついては、新橋を架替えされたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

万石橋架替えの請願（請願者　宮城県牡鹿郡渡波町長馬場勤助外九名）（内海安吉君紹介）（第二七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡渡波町の万石浦水道に架設されている万石橋は、一級県道石巻金華山線上の重要橋りようにして昭和七年に完成したものであるが、近時の交通事情から幅員狭少で十分機能を果し得ず、一方橋脚位置等によつて潮流に影響し、漁獲高が激減していたところ、一昨年カムチヤツカ沖地震の津波により橋脚が沈下するとともに、橋面に亀裂が生じ交通危険な状態にある。ついては、万石橋の災害工事施行に当り交通及び漁業上さらに役立つよう近代的設計をもつて新しく架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

道路整備費の財源等に関する臨時措置法による予算措置に関する請願（請願者　島根県松江市殿町島根県道路協会長太佐徳之助）（高橋圓三郎君紹介）（第二七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年七月道路整備費の財源等に関する臨時措置法が公布され、ガソリン税収入を財源として道路整備五箇年計画が樹立され、明年度より実施されることになつているが、その財源のうち、九十七億円が地方交付金として都道府県に交付される由であるが、その交付方法が種々問題とされており、一地方道は自動車交通の激増による道路の損傷著しく、幅員の拡張と線形の改良に迫られているも、現下の地方財政ではとうていこれが完備を期せられず、しかも該法は主要地方道のみを対象とし、他の一般地方道はかえりみられず、荒廃の極に達している。ついては、該法による予算措置を講じ、道路整備費を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網完成のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道塩河江谷地線舗装工事施行に関する請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長市川清矩外一名）（牧野寅次郎君紹介）（第二八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡谷地町が多年要望していた県道大蔵谷地線中、本町前小路大通りの舗装工事が昭和二十八年度より着工できたことは欣く喜びとするところであるが、同工事は延長四百メートルで大通りの半分にも達しないので、なお、引き続き明年度においても県道塩河江谷地線約四百メートルの舗装工事を施行することにより、交通の便はもとより産業、文化等にひ益するところ大である。ついて

は、明年度において該区間の舗装工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

衛生上及び輸送力確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

道路工事につき国の直轄工事継続施行に関する請願（請願者秋田市長武塙祐吉外十二名）（石山禮作君紹介）（第三一七七号）、同（請願者秋田県能代市長柳谷清三郎外十三名）（細野三千雄君紹介）（第三二九四号）、同（請願者秋田県南秋田郡下新城村長柏谷栄吉外十二名）（石田博英君紹介）（第三三三六号）及び同（請願者秋田県南秋田郡飯田川村長淡路巌蔵外十三名）（中島茂喜君紹介）（第三四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田市地区において、昭和二十七、八年度に秋田、土崎間のコンクリート舗装工事が国直轄工事として施行されたが、その工事情況は最新の技術と優秀な機械力をもつて実施され、そのでき形については一般市民の賞讃を博しているばかりか、モデル工事としてもきわめて有意義なもので、民間負業者の向上、地方財政の面からも国の直轄工事は継続する必要がある。ついては、道路工事につき国直轄工事を継続実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

国直轄のモデル工事のため、継続施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

富山県東礪波郡庄川町野村の中央部を貫流する和田川は、延長九キロ、幅員十五メートル余の河川に過ぎないが、融雪期及び降雨期に際してはん濫し、流域耕地及び山林に多大な被害を与え、これが災害防止に努力しているも、貧弱なる村財政では応急対策のみにして、年々の災害を繰り返すばかりである。ついては、和田川を準河川に認定し改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

和田川を準河川に認定の請願（請願者富山県東礪波郡庄川町野村長松島有之外一名）（内藤友明君外一名紹介）（第三一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県東礪波郡庄川町野村の中央部を貫流する和田川は、延長九キロ、幅員十五メートル余の河川に過ぎないが、融雪期及び降雨期に際してはん濫し、流域耕地及び山林に多大な被害を与え、これが災害防止に努力しているも、貧弱なる村財政では応急対策のみにして、年々の災害を繰り返すばかりである。ついては、和田川を準河川に認定し改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

秋田県男鹿半島は本年六月県国立公園に指定されて以来、国立公園十和田湖の一環として観光客の来訪は激増の一途をたどりつつあるが、この景勝地の玄関口である秋田市と東日本有数の貿易港船川港及び県北最大の商工業地帯能代市と県内における最も優秀な漁獲物の産地である北浦漁港及び椿漁港を直結する秋田船川港線、能代船川港線の二道路は男鹿半島の観光と県内産業の発展とともに、その交通量は逐年激増している。ついては、これら秋田船川港線及び能代船川港線を国道に編入されたいというのである。

秋田船川港線及び能代船川港線を国道に編入の請願（請願者秋田県南秋田郡船川港町長中川重利）（細野三千雄君紹介）（第三二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県男鹿半島は本年六月県国立公園に指定されて以来、国立公園十和田湖の一環として観光客の来訪は激増の一途をたどりつつあるが、この景勝地の玄関口である秋田市と東日本有数の貿易港船川港及び県北最大の商工業地帯能代市と県内における最も優秀な漁獲物の産地である北浦漁港及び椿漁港を直結する秋田船川港線、能代船川港線の二道路は男鹿半島の観光と県内産業の発展とともに、その交通量は逐年激増している。ついては、これら秋田船川港線及び能代船川港線を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に実施の上改修するの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

船越水道開さく工事施行に関する請願（請願者高知県高岡郡浦ノ内村長上田辻益）（長野長廣君紹介）（第三三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡浦ノ内村地先浦ノ内半島の根元に当る船越地区を開さくして水道にすれば、湾度の増水を湾内に導入して真珠貝の飛躍的増殖が可能となり、土佐かつお漁業に必要不可欠のうえいわしを大増産することができるのみならず、沿岸漁業の振興あるいは漁船等の海難防除にもなる一石三鳥の効果をあげ得る。ついては、浦ノ内半島船越水道を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由

水産開発のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

ヌッチ川改修工事施行に関する請願（請願者北海道余市郡余市町長坂本角太郎）（椎熊三郎君紹介）（第三四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道余市郡余市町を貫流するヌッチ川はう余曲折はなはだしく、融雪降雨期には増水はん濫して川岸の侵しょく決壊は年々増加しており、特に下流二千二百メートルの地帯は本町有数の米麦及び果樹地帯で、その被害は一百数十町歩、数千万円を算するため堤築の進展を著しく阻害し、また川岸に接する七百戸余の民家に便水すること多く、保健衛生上からも本川の改修は町民の切望するところとなつている。ついては、ヌッチ川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除と民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

島の海護岸工事施行に関する請願（請願者宮城県亘理郡荒浜町長菊地喜四郎外三名）（内海安吉君紹介）（第三四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡島の海を囲む護岸は荒浜、逢隈、吉田三箇町村の農耕地を保全し、関係農家の福祉を目的として明治初年に築設されたものであるが、雄石を空積した仮工事に過ぎず、その後数十年にわたつてほとんど未改築のまま放置されているため、近年の台風等によつて石積は崩壊し、高潮時には

越水する個所も随所に生じている状態で、県においても応急補修を実施しているも完全でなく、関係三島町村は危機にひんしているにかかわらず、現下の町村の財政にてはとうていこれが補修工事ができない実情にある。ついては、島の海岸堤防工事を国庫補助をもつて速やかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大高根射撃場使用による特別損失補償に関する請願（請願者山形県北村山郡戸沢村斎藤省五外二名）（松岡俊三君紹介）（第三四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在日米軍射撃場として使用している山形県北村山郡大高根射撃場は葉山山ろくから中腹に及ぶ五千町歩の林野で、この林野は製炭、製薪及び農業経営に地元民の生活の基盤として密接不可分の関連を維持してきたもので、この射撃に伴う損失に対しては林野特産物損失補償額算定基準の制定を見、ようやく補償措置が具体化されようとしているが、いまだになんらの補償措置が講じられていないため、大高根村の木材業者は重大なる危機に直面している。ついては、大高根射撃場地区内の山林に働く木材業者の損失を日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律第一条に規定する事業に含むものとして適正なる補償措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

北海道地方貫江差瀬棚線のうち、貝取澗村字長磯、字白泉間の道路は檜山支庁管内江差町と瀬棚町を結ぶ道路にして、日本海に面する道南唯一の幹線道路であるが、本路線は蛇行曲折の山狭あるいは山岳丘陵の海岸まで迫つた断がい上に設けられているため、交通は不便且つ危険にして、自動車の運行は不可能の現状で、これがために無限に近い石炭、森林及び漁業等の未開発資源が放置されるということは遺憾である。ついては、本路線中長磯、白泉間の道路改良工事を速やかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通上の危険を除き、輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

海岸浸しょく防止対策工事施行に関する請願（請願者　青森県東津軽郡蓬田町長蟹田好文外三名）（山崎岩男君外三名紹介）（第三四九〇号）、同（請願者　青森県東津軽郡蓬田村長武井己之吉外三名）（山崎岩男君外三名紹介）（第四六六〇号）及び同（請願者　青森県東津軽郡蟹田町議会議長張山浅吉外三名）（兼谷悠蔵君紹介）（第四七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡蟹田町及び蓬田村一帯の海岸は毎年決潰を見、早くからその修復補強が切望されていたが、余りにも工事規模が大なるため、そのつど実現に至らなかつたところ、台風第十三号によつて波浪津波のごとく押よせ土地の決壊、家屋の流出倒壊等その被害はじん大をきわめ、住民は移転の場所なく、生命財産の危険にさらされている現状である。ついては、当海岸の浸しょく防止対策工事の応急措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

保津村住宅地帯堤防等改修工事施行に関する請願（請願者　京都府南桑田郡保津村長関本新五郎外三名）（田中好君紹介）（第三四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡保津村は口丹波盆地の最下流に位するため、保津川のこう水に絶えず脅かされてきたが、近時上流各河川が改修されたにもかかわらず、保津川堤防は旧態のまま放置され、加えるに本村の住宅地帯を愛宕谷川が貫流し、同地帯はたびたび両川による被害を被つている。ついては、保津村住宅地帯を守るため保津川の堤防改修と愛宕谷川の改修を速かに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

鳥羽地内上桂川右岸堤防補強工事施行に関する請願（請願者　京都府船井郡八木町易浅田信夫外七十九名）（田中好君紹介）（第三四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡八木町字鳥羽地内において、上桂川と園部川との合流地点から上桂川下流二百メートルまでの右岸は台風十三号によつて未曾有の被害をこうむり、一朝豪雨の際には決壊すること明らかで関係住民は不安におののいている。ついては、鳥羽地内の上桂川右岸堤防の補強工事を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大阪地内上桂川右岸堤防災害復旧工事施行等に関する請願（請願者　京都府船井郡八木町長浅田信夫外五百二十五名）（田中好君紹介）（第三四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡八木町の中央を流れる上桂川は川底が上昇していた上に、堤防がぜい弱であつたので、昨年の台風十三号の来襲に際して堤防の決壊によつて国道の損壊を始め、荒城六百戸の民家、公立病院、中小学校及び三百余町歩の耕地は惨たんたる被害を受け、その後応急の復旧工事に努めようやく復興のしよ光を見るに至つたが、なお崩壊した堤防等を身近かになが雨時、不安と焦燥のうちに日を送らねばならない実情である。ついては、八木町大字大阪地内国道及び同地点より寅天井せきまでの堤防の復旧と同町八木島、八木地籍堤防の改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

幡豆郡の災害復旧工事施行に関する請願（請願者　愛知県幡豆郡寺津町長鵜井誠蔵）（中野四郎君紹介）（第三四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡一帯は台風十三号の中心通過地点となり、海岸堤防を始め耕地、人家等多大の被害を受け、海岸堤防の復旧工事が近く施行されることになつているが、同工事中決壊口以外の部分は次年度以降に実施されるとのことであり、また決壊を免れた箇所でも堤防裏側の土砂のほとんどが崩れ落

も、決壊寸前の状態にあるので本年七、八月の台風期を控え郡民は不安におのの いている。ついては、幡豆郡下の海岸堤防の危険箇所の本工事又は土砂による裏付け、かさ上げ等の応急工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

年谷川下流改修工事施行に関する請願（請願者　京都府南桑田郡亀岡町長大槻喜男）（田中伊君紹介）（第三四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡樫田村に源を発し、亀岡町の西部郊外村界を形成しつつ桂川に注ぐ延長十キロの年谷川は、二十六年七月の豪雨により平和池の決壊も伴い、その全域にわたつて大災害を被つたが、その後山陰本線橋梁部の下流約一キロは依然放置されており、未改修地点は曲折して河積狭小となり、既改修地域に比べ急流に十メートルの段差を生じ、さらに下流に向つて狭あいとなつているので、一朝豪雨があれば鉄道の不通、堤防の決壊等被害の増大は明らかである。ついては、年谷川下流の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

府県道出石福知山線の改称等に関する請願（請願者　兵庫県出石郡高橋村長西本高志）（佐々木盛雄君紹介）（第三五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石町を起点とし福知山市に至る府県道出石福知山線は、古来山陰道として京街道線と称せられ、北但馬と丹波を結ぶ最重要路線であるが、この起点を豊岡市まで延長して府県道豊岡出石線と一元化せしめれば、豊岡市においては神戸豊岡線に接続し、福知山市では京都福知山線及び大阪福知山線にそれぞれ接続するので、その利用度は大きく地方産業、文化の開発に貢献するところ少なくない。ついては、府県道出石福知山線を豊岡市まで延長し、これを豊岡大阪京都線と改称して国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業、文化の開発のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

平田町地内の地すべり防止工事に関する請願（請願者　島根県簸川郡平田町長木佐徳之助外一名）（櫻内義雄君紹介）（第三六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県簸川郡平田町の地すべり防止工事については、一箇所百万円以上の工事費を要するところのみを対象とする方針に決定されたが、本町は山陰地震帯上に位するの関係上、地動はひん繁に発生して連年水害のつど地すべりを起し、全町に大小九十三箇所の災害箇所を有している現状である。ついては、平田町地内の地すべり工事費百万円以下の小規箇所に対しても工事費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

府県道寺島田端線に架道橋架設の請願（請願者　東京都北区田端町千七百四十五番地架道橋開設期成同盟会長多家隆外二十名）（鈴木仙八君紹介）（第三六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山手線田端駅東方四百メートルの地点にある府県道寺島田端線は、東北地方との交さ点で遮断されているため、本郷方面より田端大橋を経由して下谷方面工業地帯に連絡する車馬は大う回の上に国鉄回送線で両断され、毎日数十回の待機雑とうを余儀なくされるか、又は二箇所の直角曲道となつていて危険この上ないガードを通らねばならず、その不利不便はまことに大である。ついては、府県道寺島田端線に架道橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

清水、直江津間の中部日本横断国道改修工事促進に関する請願（請願者　山梨県知事天野久外十八名）（戸塚九一郎君外十八名紹介）（第三七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清水、直江津間の中部日本横断道路は静岡県清水港と新潟県直江津港とを結ぶ重要幹線で、静岡、山梨、長野及び新潟にわたる豊富な林産資源の開発及び表日本と裏日本との物資交流にきわめて重要なる使命を持つているのであるが、本路線総延長三百十六キロのうち百八十九キロが未改修のためその機能は著しく減殺されている現状である。ついては、昭和三十年度より実施される道路整備五箇年計画を採択の上速やかに改良工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路国策上の見地より、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

高千穂山系下荒要地区砂防工事施行に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡西岳村長新盛寅太郎外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第三八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霧島山ろくに累積する火山灰土は降雨とともに崩壊して平時千川である大淀川に流出するので、宮崎県北諸県郡西岳村を始め流域一帯ははん濫する濁流によつて大被害を受けているが、この原因は下流のみの砂防工事を行い、上流部である西岳村荒要地区を放置している結果によるものと考えられる。ついては、高千穂山系の西岳村荒要地区における砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

荒砥橋を永久橋に架替えの請願（請願者　山形県西置賜郡荒砥町長橋本周司外五名）（牧野寛索君紹介）（第三八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡荒砥町地内最上川に架設せられている荒砥橋は、同郡の北部、平野部東西を結ぶ重要な橋りようであるが、近年輸送の増大と長年月のため衰損その極に達し、三トンの重量制限をして通行している現状である。ついては、最上川改修工事施行の一環として荒砥橋を永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、こ

れを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

小山田迫水系改修工事促進に関する請願（請願者　宮城県登米郡南方村長太田稔外一名）（小山倉之助君紹介）（第四〇三八号）

一、請願の要旨及び目的

小山田、迫水系は地形的にも、政治的にも、複雑にして至難な事業として放置されているため、流域数千町歩の耕作農民はじん大な水禍を被りながら過去数十年にわたつて苦闘しており、しかもはん濫の度はますます増大する傾向にあつて寒心にたえないものがあるので、宮城県当局においてもこの実情を認め本格的改修に対する基礎調査を完了し、明年度より工事実施の技術的態勢を整えている。ついては、小山田川は東北本線を基点として旧迫川三ツ口に向け直行せしめ、瀬峯川を最短距離において小山田川と合流せしめるとともに、旧迫川の三ツ口を基点として下流迫川河口北上本流の合流点まで直線化されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

府県道北川内草野線開設の請願（請願者　福岡県三井郡草野町長吉木光男外四名）（山崎巌君紹介）（第四一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三井郡草野町、同八女郡北川内間の道路は府県道北川内草野線として認定されているが、地方財源等の理由によつて今なお、一部の開設を見たのみで、完成していないため同地方民の不利不便はきわめて多大で、当地方産業の発達を阻害している。ついては、府県道北川内草野線開設費を国庫補助し速やかに全通されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道国府御油停車場線等舗装工事施行に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡御津町長三浦鹿蔵外十八名）（福井勇君紹介）（第四二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡御津町大字西方地内の県道国府御油停車場線及び前芝御油停車場線は、蒲郡三谷あるいは幡豆郡方面から国道東海道並びに豊川市、入楽方面に通ずる主要道路で、その交通はきわめてひん繁であるが、路面の破損はなはだしく、晴天には土ほこりを巻き上げ、雨天に際しては汚泥と化し、店頭の商品をけがす等修たんたる状況を呈し、一方自動車等の輸送上にも多大の不利不便をきたしている。ついては、県道国府御油停車場線及び前芝御油停車場線の舗装工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

衛生上及び輸送力確保の上から、早急に施行の必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

ダム建設に伴う特別立法措置に関する請願（請願者　東京都港区芝汐留七番地日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟会長鳥海政治郎）（久野忠治君紹介）（第四二二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国各地におけるダム建設の現状は特別立法措置により適正な補償をなすにあらざれば諸種の障害を発生し、とうてい国土総合開発の円滑な促進は期し得ない実情にある。ついては、(一)ダム建設に関する諸問題を処理する関係各省庁の強力な統合機関を設置すること(二)固定資産税は全額を犠牲町村に附与すること(三)水面使用権及び漁業権は犠牲者及び犠牲地区町村に優先的に附与すること(四)公共自治体の再建のための町村の開発計画の実施については被害地区町村の要望を入れ、企業者が責任をもつて措置すること(五)水没者の生活更生並びに自治体の再建計画実施のため国有林野の払下げにつき特別措置をなすこと等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国土総合開発の円滑なる遂行のため、早急に対策の樹立が必要であるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大和川改修工事促進に関する請願（請願者　奈良県知事奥田良三）（仲川房次郎君紹介）（第四二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大和川は奈良県の中枢部を貫流し県唯一の大河川で、その流域には無数の中小支流を有するので豪雨があると水位は急激に上昇し、罹災増大する水禍に県民等しく改修促進の要を痛感しているところ、幸い昭和十三年より建設省直轄工事として治水工事を施行されているが、上流部の未改修区域においては今なお遅々として進ちよくしない状況にあるため、地元民の不安は依然解消されず、ことに昨年の大水害によつて一日も放置できない状態にある。ついては、大和川改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

小鹿野町、荒川村間の道路を県道に編入の請願（請願者　埼玉県秩父郡小鹿野町長浅見義佐外九十九名）（荒船清十郎君紹介）（第四三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡小鹿野町より荒川村に通ずる一里余の道路は、西秩父と奥秩父を最短距離に結ぶ観光道路であるとともに、沿線約一千町歩にわたる農林産地帯を擁しているが、幅員狭く、しかも整備されていないので、従来西父秩より荒川村方面に通ずるには遠く尾田蒔村、秩父市を西上するか、両神村をう回せざるを得ない状況で、関係地方の文化、産業に及ぼす影響は多大なるものがある。ついては、小鹿野町、荒川村間の道路を県道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業、文化の開発のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

寺村橋架替えの請願（請願者高知県吾川郡大崎村長井上三房外十四名）（長野長廣君紹介）（第四三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県吾川郡大崎村地先仁淀川に架設されている寺村橋は大正九年に架設されたもので、現代のごとく発達した各種自動車によるひん繁にして重量物資の運搬には耐えないため、その損耗実にははだしく大修理を施工すること八回に及び、そのつど約一箇月は臨時仮道又は渡舟を利用している状況で、関係町村の受ける経済的損失はきわめて大なるものがある。ついては、国道三十三号線の改修工事に附随して寺村橋を架替えられたいというのである。
二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

木曾川下流改修工事促進に関する請願（請願者　愛知県津島市大字津島伊藤行雄外一名）（佐藤観次郎君紹介）（第四三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県海部郡地内の木曾川堤防は目下建設省において増補工事を施行中であるが、本堤防は明治三十一年洪地に築堤したきわめて軟弱なもので、大こう水の場合は全面崩壊の危険が多分にあり、加うるに下流一帯は上流から流出した土砂のため、河床は二メートル以上も上昇し、国鉄関西線鉄橋から下流河口までは堆積した土砂で、一面に砂丘が出現し著しく洪水を阻害している。ついては、木曾川下流一帯の堤防内に小段を設けるとともにしゅんせつ工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

鍋田川せき留工事施行に関する請願（請願者　愛知県海部郡鍋田村長武田収一外二名）（佐藤観次郎君紹介）（第四三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鍋田川は木曾川最下流の愛知、三重両県境界より分派して伊勢海に注ぐ河川法施行河川であるが、木曾川改修工事施行の結果、鍋田川堤防は分派地点より二メートル以上も低くなり、こう水にあえば全面的に破堤されること必定で、関係住民は常に不安に駆られている。ついては、愛知県海部郡鍋田村地先の鍋田川せき留工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

湯田ダム建設に伴う犠牲者補償に関する請願（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君紹介）（第四四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国土総合開発に基く北上特定地域総合開発の一環である湯田ダムの建設については、水没する住民に対し、工事着工前に補償問題を解決し、犠牲者の生業に万全の対策を講ぜざれば、水没する多くの人人に深刻なる不安を与え、社会問題を招来するのみならず工事着工にも多大な悪影響を及ぼすものとなる。ついては、湯田ダム建設に伴う犠牲者に対し速やかに補償の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
国土総合開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

国道箱根一号線改修工事施行に関する請願（請願者　神奈川県足柄下郡湯本町長松島佐和治外八名）（小金義照君紹介）（第四四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道箱根一号線は関東、関西を結ぶ重要な産業道路であるのみならず、国立公園箱根の幹線道路であつて、一般自動車の往来ひん繁で、特に六トン、七トンあるいは八トンの貨物自動車の運行による路面の破損著しく、しかも昭和七年以来改修工事が施行されないため、荒廃その極に達しこのまゝ放置するならば全面的な交通と絶の危機を招来することになる。ついては、速やかに本路線を全面的に改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
交通杜絶の危機を防ぐため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

最上川左岸堤防補強工事施行に関する請願（請願者　山形県西村山郡北谷地村長大場正市外五名）（牧野寛索君紹介）（第四四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県西村山郡北谷地村字新吉田東法師川合流点より同北村山郡大久保村字下釜に至る区間の最上川左岸は今なお、堤防補強工事が施行されないため著しく荒廃し、一朝最上川が増水すると、堅牢なる右岸堤防に支えられた余水は左岸の貧弱な防水堤を乗越えて耕地に浸入し関係農民に致命的打撃を与えている現状にある。ついては、該区間の最上川左岸堤防の補強工事を速やかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定と災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

西村山郡下各河川の砂防工事施行に関する請願（請願者　山形県西村山郡寒河江町長渡辺喜吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第四四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県西村山郡は、地形が急で、地質がぜい弱な第三紀層で、このうえ森林の過伐等により水源地の荒廃著しく、こう水のつど本郡の被る損害ははなはだしく、災害の大きな原因となつているが、これを防止し、産業の振興を図る唯一の方途は本郡下の各河川に砂防せき堤施設を築設することにある。ついては、西村山郡の各河川の砂防工事を速やかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

西村山郡下各河川及び道路の災害復旧工事費全額国庫補助に関する請願（請願者　山形県西村山郡寒河江町長渡辺喜吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第四四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県西村山郡下の各河川及び道路の災害復旧工事はいずれも緊急措置を必要としているが、現在災害復旧事業は公共事業費のわく内から支出されているため、これが公共事業の推進をはなはだしく

阻害しているのみか、災害復旧事業は突発的、臨時的措置であるから公共事業外の別途の財源より支出されるべきものであり、復旧工事は早期完成こそ災害軽減の重大要件である。ついては、西村山郡下の各河川及び道路の災害復旧費を全額国庫補助の予算的措置を講じ、速やかに復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

道路愛護法制定に関する請願（請願者　茨城県知事友末洋治外十四名）（山崎猛君紹介）（第四五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路は文化の源であり人類の幸福の基本であるが、近来道路の破損、荒廃著しく、運輸の不利不便はもとより交通事故をひん発している等、まことに憂慮に堪えないものがあり、これが修理改善はきわめて緊急なることを痛感する。ついては、道路愛護法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路愛護のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

道路整備費の国庫補助に関する請願（請願者　福島県南会津郡田島町甲三千四百五十九番地南会津開発協会常任理事冨山忠一）（河原田稼吉君紹介）（第四五六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪地にして鉄道のない地方は従来冬期の六箇月間はバス、トラック等の運行が杜絶し、住民は恵まれない厳冬生活に還る実情であつたが、終戦後はブルトーザー等の機械力によつて除雪し交通を確保するに至り、由来搬出困難とされていた奥地林の木材、薪炭等を輸送することも可能となり、地勢的に宿命となつていた積雪地の産業に画期的効果をもたらしている。これら除雪費は地方財政上相当の重圧となり、除雪事業の永続は困難視されている。ついては、府県道及び市町村道の除雪費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の不便を除き、輸送力確保のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

広瀬橋の幅員拡張に関する請願（請願者　宮城県議会議長栗野豊助）（只野直三郎君紹介）（第四六一一号）及び同（請願者　仙台市勾当台通二十八番地宮城県議会事務局内荒井律二外一名）（只野直三郎君紹介）（第四六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道四号線中仙台市を貫流する広瀬川に架せられている広瀬橋は、都市計画により幅員拡張となつた本路線との幅員において十二メートルの差があるため、橋りょうの両翼にて人道並びに車道は電車軌道と交錯し、多大の不便と交通事故をひん発している。ついては、広瀬橋の幅員を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

福田橋を永久橋に架替えの請願（請願者　兵庫県加東郡社町長岸野助十郎外千七百十六名）（小林絹治君紹介）（第四七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道姫路社線中の加古川に架せられた福田橋は台風十三号によつて中央部が流出し、現在仮橋にて辛ろうじて人馬の通行に耐えているが、本橋はバス、トラック等の運行ひん繁で、当地方の重要産業路線上にあつて、地方住民の不利不便はきわめて多大である。ついては、福田橋を永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

東北興業株式会社強化に関する請願（請願者　東京都千代田区永田町一丁目一番地東北振興連合会長佐藤尚武）（只野直三郎君紹介）（第三四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北興業株式会社は東北地方の開発並びに殖産興業を図り、もつて地方財政に寄与せしめる見地において、同社設立当時よりさらに重大な存在意義を有することを確信し、先般東北七県及び北海道知事、議会議長合同会議において同社の改革強化方策を決議した。ついては、東北興業株式会社の強化方策具体化について格段の援助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方開発促進のため、早急に考慮すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

本山町営住宅建設予定地変更に関する請願（請願者　高知県長岡郡本山町浜田嶋）（長野長廣君紹介）（第四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡本山町の第二種公営住宅建設敷地は本町第一の公園として保護育成している上街公園の隣接地で、この地に町営住宅を建てることは、永久に眺望と風致を害し、公園としての生命を滅殺するものであつて、市街地住民は一致して反対している。ついては、本山町営住宅建設予定地を変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

公園育成のため、早急に対策を講ずるの必要あるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道隠地天応停車場線災害復旧工事促進に関する請願（請願者　広島県安芸郡天応町長友井太一郎外五名）（宮原幸三郎君紹介）（第四八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県道隠地天応停車場線は賀茂郡と安芸郡を結び一級国道三十一号線に連絡する重要路線であるのみならず、大屋川流域災害防止の上からもきわめて緊要な路線であるが、昭和二十年よりたびかさなる災害を受けたため交通に支障をきたしており、すでに復旧と改良は査定に合格しているも工事は遅々として進捗を見ないのは、はなはだ遺憾である。ついては、隠地天応停車場線の災害復旧工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

郷川砂防えん堤工事施行に関する請願（請願者　広島県安芸郡上浦刈島村長平松庚雄外四百九十六名）（宮原幸三郎君紹介）（第四八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県安芸郡上蒲刈島村は瀬戸内海南端に位する孤島で、人口五千四百を有する農山村であるが、戦時中山林を濫伐したため極度に荒廃しており、このまま放置すれば土砂流出の恐れあるのみならず、夏期は干害によつて水稲が枯渇し、高台の住家は飲料の水にも見舞われている。ついては、上蒲刈島村大浦字堀屋合地先の鍋川に砂防えん堤工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧事業促進に関する請願(請願者 福岡県知事杉本勝次外十五名)(紹介議員 熊谷鐘一君外五名紹介)(第四八六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨年度九州、山口県を襲つた大水害の復旧については被災県民協力して復旧に努力してきたが、昨年度における国庫負担は建設省関係十五パーセント、農林省関係十二・五パーセントという実情にあつて、また応急復旧資金として措置されたつなぎ資金並びに財政調整上の融資も返還を命ぜられる等、罹災県市町村は復旧資金のねん出に苦しみながら復旧工事を進めている現状であるにもかかわらず、本年度の国庫負担も僅少で、出水期を前にして住民の不安は大である。ついては、政府の既定方針通り災害復旧事業が遂行し得るよう善処されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿

国連軍協定の締結に伴う救済措置に関する請願(請願者 広島県呉市長松本賢一外一名)(前田栄之助君外一名紹介)(第四八七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国連軍協定の締結後における呉市の現状は、接収施設の返還につきては一部施設の返還に止つているため、旧軍港市転換法の目的達成にはなお不十分で、所期の計画達成が困難となり、また地方税法の適用についても日米行政協定に準じ適用除外されたため、自主税源の確保が不能となり、地方自治の健全な発達は阻害されている実情にある。ついては、米軍の駐留する地域については安全保障賠償によつてそれぞれの補償あるいは代替施設の建設等がなされている点等を考慮され、速やかに救済措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
都市復興のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿

旧軍港四市は旧軍港市転換法の施行以来、同法に基く基本的建設計画に準じて事業の進展に努めてきたが、近時諸情勢の推移に伴い旧軍用財産を防衛施設に使用されようとする事態の生じたことは、これら関係市として多大なる関心を有すると同時に、市民感情にも最善の留意を払いつつ防衛施設と産業施設の調整を図り、もつて国策の推進と各市における振興諸方策の実現を達成すべきものと考える。ついては、新たに防衛諸施設のため旧軍用財産を使用する場合は旧軍用市転換法の趣旨に基き、そのつど事前に関係市と緊密なる連絡をなすとともに協議されたいというのである。
二、請願の議決理由
民主安定のため、民主的方法に依る協議の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿

旧軍用財産使用に関して事前協議要望に関する請願(請願者 神奈川県横須賀市長楠瀬芳三外三名)(前田栄之助君外一名紹介)(第四八七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧軍港市転換法の施行に伴う犠牲者補償に関する請願外一件(請願者 宮城県玉造郡鳴子町鳴子ダム建設立退者更生組合長高橋治郎)(内海安吉君外一名紹介)(第四八九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県の鍛倉大崎耕土約二万町のかんがい用地として、また水害防止のため玉造郡鳴子町地内の鳴子ダム建設工事は進ちよくしているが、これがため父祖伝来の土地家屋等が水没し、強制的に立退きをさせられる犠牲者の補償は水田一反歩当り十二万円、畑一反歩八万一千円等の僅少なもので、これを只見川田子倉ダム地区の補償に比べまことに不合理である。ついては、鳴子ダム建設に伴う犠牲者の補償に立法措置を講じ合理的なものにされたいというのである。
二、請願の議決理由
国土開発と民生安定のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿

鳴子ダム建設に伴う犠牲者補償に関する請願外一件(請願者 宮城県玉造郡鳴子町鳴子ダム建設立退者更生組合長高橋治郎)(内海安吉君外一名紹介)(第四八九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧軍用財産使用に関して事前協議要望に関する請願(請願者 神奈川県横須賀市長楠瀬芳三外三名)(前田栄之助君外一名紹介)(第四八七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧軍港市転換法の施行以来、同法に基く基本的建設計画に準じて事業の進展に努めてきたが、近時諸情勢の推移に伴い旧軍用財産を防衛施設に使用されようとする事態の生じたことは、これら関係市として多大なる関心を有すると同時に、市民感情にも最善の留意を払いつつ防衛施設と産業施設の調整を図り、もつて国策の推進と各市における振興諸方策の実現を達成すべきものと考える。ついては、新たに防衛諸施設のため旧軍用財産を使用する場合は旧軍用市転換法の趣旨に基き、そのつど事前に関係市と緊密なる連絡をなすとともに協議されたいというのである。
二、請願の議決理由
民主安定のため、民主的方法に依る協議の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿

第二期公営住宅建設三箇年計画に関する請願(請願者 東京都港区芝虎ノ門八番地日本住宅協会長藤山愛一郎)(田中角栄君紹介)(第四八九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
第一期公営住宅三箇年十八万戸建設計画は本年度で終了するが、政府予算はその裏付を欠き、あるいは地方公共団体の財政難から、これが計画は実現難となつている。ついては、本年度に樹立さるべき第二期公営住宅建設計画は建設戸数を少なくとも年間十万戸以上とするとともに、政府財政資金を優先的に確保し、これが実施に完璧を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、住宅建設につき、一段と対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長 久野 忠治
衆議院議長堤康次郎殿

首都圏における住宅建設促進に関する請願(請願者 東京都港区芝虎ノ門八番地日本住宅協会長藤山愛一郎)(田中角栄君紹介)(第四八九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
首都圏における住宅の建設は人口の激増に伴わず、住宅難はますます深刻をきわめているので、まずその充足供給を図るため特別の機関を設置する等の措置が必要と考えられ、また建設される住宅のほとんどは木造平家建であるため、市域は著しく拡大され、通勤上の非能率、不経済は多大なものがある。ついては、都心部に多層共同化による住宅の大量建設を行い、また適当な位置に住宅衛星都市を配置するよう隣接県の交通至便な未利用地を開拓する等、行政区域を超過した措置を講じ、首都圏に

おける住宅建設を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、住宅建設につき、一段と努力の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

住宅修理費国庫補助に関する請願（請願者　東京都港区芝虎ノ門八番地日本住宅協会長藤山愛一郎）（田中角榮君紹介）（第四八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近数箇年における年間住宅建設戸数はわずかに二十数万戸で、毎年必要とされる人口の自然増加、災害による損失、老朽朽による需要増戸数をさえ下まわつている状態にあり、戦後八年を経て今なお不足している三百数十万戸を少しも解消し得ないのみならず、ますます住宅難を激化し、将来まことに容易ならざる事態を予測される。ついては、住宅建設を国策の重点において総合的諸施策を強化し、少なくとも民間自力二十万戸、公庫融資及び公営各十万戸の建設を実現するよう抜本的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、住宅建設につき、一段と対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

住宅建設促進に関する請願（請願者　東京都港区芝虎ノ門八番地日本住宅協会長藤山愛一郎）（田中角榮君紹介）（第四八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公営住宅建設の財源は国庫補助金、起債及び地方一般財源から構成されるが、財政の窮乏に禍されてぜん次その遂行を制約されている実情である。ついては、公営住宅事業は完工後逐次資金の回収が可能であるから起債については特別わくを考慮し、また地方財源については国営宝くじ取止めの機会を利用して住宅くじを発行する等、その財源を確保する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、住宅建設につき、一段と考慮すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

公営住宅建設資金確保に関する請願（請願者　東京都港区芝虎ノ門八番地日本住宅協会長藤山愛一郎）（田中角榮君紹介）（第四八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公営住宅建設の財源は国庫補助金、起債及び地方一般財源から構成されるが、財政の窮乏に禍されてぜん次その遂行を制約されている実情である。ついては、公営住宅事業は完工後逐次資金の回収が可能であるから起債については特別わくを考慮し、また地方財源については国営宝くじ取止めの機会を利用して住宅くじを発行する等、その財源を確保する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、住宅建設につき、一段と考慮すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

住宅金融公庫融資の貸貸共同住宅重点化に関する請願（請願者　東京都港区芝虎ノ門八番地日本住宅協会長藤山愛一郎）（田中角榮君紹介）（第四八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近建築費及び地価の値上りによつて、住宅金融公庫の融資利用者は次第に富裕層に上昇の傾向を示し、公庫発足当初の目標と背ちするので、今国会に対策を審議されたが、今や自己住宅を増加するよりは貸貸住宅の増加が喫緊の政策であると思考される。ついては、貸貸共同住宅等不燃高層の住宅建設に対する資金融資わくの比率を高めるとともに、公益法人のわくを外して借家需要を満すよう講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、住宅建設につき、一段と努力が必要であるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

産業労働者給与住宅融資の一元化に関する請願（請願者　東京都港区芝虎ノ門八番地日本住宅協会長藤山愛一郎）（田中角榮君紹介）（第四八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在産業労働者住宅に対する助成融資は、産業労働者住宅資金融通法によつて住宅金融公庫で取り扱われており、これに併行して厚生年金積立金の還元融資による労働者住宅建設が厚生省から都道府県の転貸によつて行われ、この両者はそれぞれの条件、窓口を異にしているため、借入希望の事業体は双方に手続して重複利用し、あるいは不利な一方を辞退している例が多く、他面事務の混乱と資金の効率を阻害している実情にある。ついては、それぞれ所管の建設、厚生両省協定して、その条件を合致せしめるとともに窓口を一元化し、施策の効率化を高められたいというのである。

二、請願の議決理由

産業労務関係の住宅建設の能率化につき、末端事務の徹底的簡素化の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

ダム建設に伴う被害町村の補償対策確立に関する請願（請願者　東京都港区芝汐留七丁目全国ダム対策町村連盟代表島海政治郎外三十八名）（阿良一君紹介）（第四九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土総合開発の一環としてこう水調節、電源、かんがい及び工業用水その他水資源の開発、利用、保全等のため全国的にダムの建設を実施され、これによつて関連地域は諸種の資源、産業等に著しい被害を受けているが、適正なる補償等当面の諸問題に関する対策が樹立されていないので、その促進を困難ならしめている。ついては、ダム建設に伴う政府の統合機関の設置、税に関する特例措置、水面使用権及び漁業権の優先附与等を実現し、被害町村における補償対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土総合開発のため、ダム建設につき、一段と考慮を要すべきものがあるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

土地収用法の一部改正に関する請願（請願者　東京都新宿区筑土八幡町電力建設協力会鹿島守

之助外十五名）（鍋田一君紹介）（第四九八九号）及び同外一件（請願者　東京都中央区築地三丁目八番地土木工業協会三島誠也外七名）（鍋田一君紹介）（第五一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
電源開発及び多目的ダムの建設並びに道路、鉄道建設等の公共公益事業の促進を図ることは、わが国自主経済達成上欠くべからざる緊急の国家的要請であり、これに関連して起る損失補償問題等を公正且つ迅速に解決する制度の確立が当面の課題となつている。ついては、電源開発及び多目的ダム建設促進を図るため土地収用法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
ダム建設のため、法制の整備につき、一段と考慮を要すべきものがあるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

長安口ダム建設に伴う犠牲者補償に関する請願（請願者　徳島県那賀郡宮浜村長安口ダム水没補償対策連合会代表　射本利信）（阿部五郎君紹介）（第五〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
徳島県営長安口ダム建設に伴うわれわれ二百余戸の水没者は、本事業の重要性にかんがみ早急移転をもつて極力その円滑な進行を期さんとする決意をもつて、一昨年来適正な補償を決定されるようあらゆる手段を尽し要請してきたが、県はわれわれの真意を無視し補償に対するなんらの誠意を示さず、公共事業に名をかりて一方的に工事を進め、あるいは個人の権益を侵害し、あらゆる宣伝と圧迫により水没者を窮地に追い込まんとする現状にある。ついては、長安口ダム建設に伴う水没者に対して適正な補償を速やかに決定されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定のため、水没者の補償につき、一段と考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

桜橋架橋の請願（請願者　岡山市長横山昊太）（逢澤寛君紹介）（第五〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山市の桜橋は都市計画大学網浜線の旭川横断個所に架設する岡南地区の無橋地帯を結ぶ唯一の橋りようで、同地方の開発に欠くことのできないものとして、数年前からその必要性が叫ばれてきたが、財政上の関係でいまだ実現に至らず、目下市営渡船によつて利便を図つているものの、朝夕の通勤時は混雑をきわめ人命の危険すら感じている状況にある。ついては、桜橋を速やかに架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

肝付川口変更に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町百四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅半島肝付川口より同河川の左岸に沿つて東串良町及び唐人町に至る間に運河を開設し、もつて大隅地方の産業開発を図ることはきわめて緊急事である。ついては、これが大隅運河開設のための設計調査を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業の開発促進のため、早急に考慮を要すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

ダム建設に伴う被害町村の補償対策確立に関する請願（請願者　東京都港区芝汐留七番地日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟会長鳥海政次郎）（久野忠治君外十名紹介）（第五〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国土総合開発の一環をなすダム建設諸計画は全国的にますます大規模に実施されるすう勢にあるが、一方ダム建設に伴う水没市町村、耕地、公共建物、鉄道、道路、橋りよう等の被害は大きく、且つ、県道上路市振停車場線上路橋架替えの請願（請願者　新潟県西頸城郡青海町長柳沢新太郎外三名）（田中彰治君紹介）（第五〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県道上路市振停車場線中の塩川に架かる上路橋は、その腐朽はなはだしく、普通トラックはもちろん、小車、牛馬車といえども運行不能にして、わずかにリヤカー類のみが危険をおかして交通できる程度で、このまま放置されるならば、当地方の産業交通は絶し、住民の生活に重大な脅威を与えるとともに、山林資源の早期開発の意欲が阻害され誠に憂慮すべき状態にある。ついては、上路橋を架け替えられたいというのである。

二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十八日
建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

その犠牲となつて移住した住民も生活の安定が得られず、常に不安にかられているので、早急にこれが補償を実施する必要がある。ついては、公共補償の一環として、水没犠牲市町村及び水没犠牲者の更生措置を講ずるとともに、ダム建設関係市町村及びダム対策協議会等におけるダム建設対策諸費用を二十九年度より企業者等において負担する等の適正なる諸対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土総合開発のため、ダム建設につき、一段と考慮を要すべきものがあると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

経済安定委員会

離島航路整備に関する請願（請願者　香川県小豆郡豊島村長藤原長八外十七名）（成田知巳君紹介）（第七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡豊島村は瀬戸内海に浮ぶ離島で、天然資源に恵まれているが、海上交通がきわめて不便であるため、本島の産業経済、文化、教育等あらゆる面にわたつて不利となり、島民は極度に貧困している。ついては、豊島村に離島振興法を適用し、国費による船舶を建造して交通の便を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

豊島村の後進性を除くため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

離島振興対策実施地域に指定の請願（請願者　兵庫県三原郡沼島村長中元政吉）（富田健治君紹介）（第一三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡沼島は県の最南端に位する孤島で、外洋に直面して内海の島々より風波を強く受け、港湾設備も不備であるため、著しく海上交通は制約され、文化、産業、通信等あらゆる面において遅れている。ついては、沼島を離島振興対策実施地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

沼島の振興をはかるため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

離島振興法による予算措置に関する請願（請願者　福島県宗像郡大島俊基外三百十四名）（熊谷憲一君紹介）（第一九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家として離島の後進性を除去し、もつて産業の発展と島民の生活安定を図ることはきわめて重要である。ついては、昭和二十九年度予算において、離島振興対策審議会で決定した四十億円を確保し、別に調査費事務費として八百万円を計上するとともに、離島振興費目を新たに設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

離島振興の実効を期するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

蘆品郡を特殊土じよう地帯に指定の請願（請願者　広島県芦品郡町村会長唐川嘉市外三名）（高橋禎一君紹介）（第二五二号）及び同（請願者　広島県議会議長檜山紬四郎外一名）（高橋禎一君紹介）（第二四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県芦品郡は花崗岩地帯で、これが風化分解せる砂土よりなり、表土はほとんどなく、植物の生育にきわめて悪く、荒廃地は年年増大し、農耕産業全般に重大なる影響を与えている。ついては、芦品郡を特殊土じよう地帯に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業生産増進のため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

電源開発及び多目的ダム建設促進のための特例法制定に関する請願外一件（請願者　東京都中央区築地三丁目八番地社団法人土木工業協会長鹿島守之助外十三名）（福田一君紹介）（第四八六三号）、同（請願者　東京都中央区西八丁目堀二丁目十六番地全国建設業協会清水康雄外一名）（福田一君紹介）（第四九八八号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町七丁目一番地電力中央研究所松永安左エ門外九名）（只野直三郎君紹介）（第五〇四二号）及び同（請願者　東京都千代田区有楽町一ノ七番地電力中央研究所松永安左エ門外九名）（福田一君紹介）（第五一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電源開発及び多目的ダムの建設促進を図ることは、わが国自主経済達成上欠くべからざる緊急の国家的要請であり、これに関連する損失補償問題等を公正且つ迅速に解決する制度の確立が当面の課題となつている。ついては、電源開発及び多目的ダム建設促進のための特例法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

ダム建設の促進をはかるため妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

電源開発及び多目的ダム建設促進のための特例法制定に関する請願外一件（請願者　東京都中央区築地三丁目八番地社団法人土木工業協会長鹿島守之助外十三名）（福田一君紹介）（第四八六三号）、同（請願者　東京都中央区西八丁目堀二丁目十六番地全国建設業協会清水康雄外一名）（福田一君紹介）（第四九八八号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町七丁目一番地電力中央研究所松永安左エ門外九名）（只野直三郎君紹介）（第五〇四二号）及び同（請願者　東京都千代田区有楽町一ノ七番地電力中央研究所松永安左エ門外九名）（福田一君紹介）（第五一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時の電源開発はダム式大規模のものが多く、その関係するところも多方面にわたつており、工事に伴う用地その他に関する補償問題の早期且つ公正なる解決を著しく困難ならしめているが、これが解決を図るための法令としての現行土地収用法は手続が煩さにして、問題の解決に長時日を要するのみならず、政令による補償基準を欠くので、協議又は裁定が遅延し、緊急を要する電源開発工事の促進に適合しない憾みがある。ついては、土地収用法の改正、公益事業の開発工事促進のための特例に関する特別法の制定、政令による補償基準の制定を行い、補償問題の解決を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

電源開発を円滑に推進するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度離島振興予算確保に関する請願（請願者　鹿児島県屋久島上屋久村長深田直彦外一名）（岩川與助君紹介）（第四九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県屋久島は、道路、漁港、耕地等が原始状態に近く、これらの整備は急務となつているが、

台風の通路に当る等幾多の悪条件に阻まれ、同島の豊富な資源開発はもとより、学校施設その他文化施設もなんら見るべきものがなく、これら諸問題を解決する唯一の鍵として離島振興法に全幅の期待を寄せている。ついては、屋久島振興のため本年度離島振興予算を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

屋久島の振興を促進するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

国土開発中央道建設促進に関する請願（請願者　山梨県知事天野久外二百十一名）（古屋貞雄君紹介）（第五〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

多年にわたる調査研究の結果、提案された国土開発中央道建設案はわが国の森林、地下及び水力等の資源を総合的に開発し、沿道未開地域の発展と新生産業のぼつ興をきたすのみならず、文化、観光等を助長し、急迫せる国家経済を一転して飛躍的繁栄に導く大原動力である。ついては、速やかに国土開発中央道の建設を国家事業として促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

未開発資源を開発し、わが国経済の進展に寄与せしめるため妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

ダム建設に伴う政府統合機関設置に関する請願（請願者　東京都港区芝汐留七番地日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟会長鳥海政次郎）（久野忠治君外十一名紹介）（第五〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ダム建設に関しては、洪水調節を主としたもの及び多目的ダムを建設省、かんがい用水を主としたものを農林省、発電を主とするものは通産省とそれぞれが主管しており、また政府直轄、都道府県営、電力会社直営等により調査、計画、施行されているので、企業主体によつてこれが諸問題に関する措置を異にし、従つて被害市町村の犠牲者はダム建設の目的いかんにかかわらず、その被害、犠牲を異にするものではないため、企業主体によつて異なる措置をとることは被る迷惑きわめて大である。ついては、ダム建設に伴う企業主体を統合した強力な政府機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

ダム建設を円滑に推進するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

ダム建設に伴う税等の特例措置に関する請願（請願者　東京都港区芝汐留七番地日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟会長鳥海政次郎）（庄司一郎君外十二名紹介）（第五〇八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ダム建設による被害市町村及び水没犠牲者はまことに悲痛な実情にあるので、被害市町村の財政、産業を確立し、水没犠牲者の速やかな更生を図つて不安動揺を防止することは急務となつている。ついては、(一)水没犠牲者に対する補償金並びに完全に更生するまで免税とすること(二)ダムに関する固定資産税は全額を犠牲市町村に附与すること(三)ダム建設が公共企業の場合においても課税を認めること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

ダム建設に伴う被害市町村及び水没犠牲者に対する救済の万全を期するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

ダム建設に伴う国有林野払下げ等に関する請願（請願者　東京都港区芝汐留七番地日本茶業協会全国ダム対策町村連盟会長鳥海政次郎）（庄司一郎君外十名紹介）（第五〇八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土総合開発の一環としてこう水調節、電源、かんがい及び工業用水その他水資源の開発利用、保全等のため全国的にダム建設が実施されているが、一方その犠牲となつて移住した住民は適正なる補償等当面の諸問題に関する対策が樹立されていないので、常に不安にかられている。ついては、ダム建設に伴う水没犠牲者更生のため、国有林野を払下げるとともに、水没犠牲市町村における土地改良事業等に対する助成率に特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

ダム建設に伴う犠牲者に対する補償を均衡ならしめるため適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

ダム建設に伴う漁業権附与に関する請願（請願者　東京都港区芝汐留七番地日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟会長鳥海政次郎）（庄司一郎君外十名紹介）（第五〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土総合開発の一環として建設されるダムは全国的に実施され、しかもこれらの諸計画はますます大規模に行われるすう勢にあり、関連地域の住民は著しい影響を受けているので、水没犠牲者の生活安定並びに更生については万全の施策を講ずる必要がある。ついては、ダム建設に伴う水没犠牲者及び市町村に対して漁業権を優先的に附与するとともに、事業計画を樹立して毎年適量を放流する等将来の漁業確立を期されたいのである。

二、請願の議決理由

ダム建設に伴う水没犠牲者に対する補償の万全を期するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長代理理事　加藤　宗平

衆議院議長堤康次郎殿

〔第六十一号附録参照〕

内閣委員会

恩給金庫復活に関する請願（請願者　東京都江戸川区小岩町五丁目百六十五番地中川金蔵外百十五名）（島村一郎君紹介）（第一号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町群馬県応召者戦傷病者遺族等旧軍人関係者恩給権擁護連盟委員長野口俊太郎）（小峯柳多君紹介）（第二一三号）、同（請願者　青森市大字柳町五十二番地保全経済会青森支店内青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（三浦一雄君外一名紹介）（第五四一号）、同（請願者　東京都目黒区駒場馬込町八百六十一番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会会長山雅四郎）（青柳一郎君紹介）（第六二六号）、同（請願者　静岡市西草深一丁目三番地静岡県元軍人遺家族生活擁護連盟会長馬淵逸雄）（堀原時三郎君紹介）（第七四七号）、同（請願者　大分県大分市中島五条大分県恩給権擁護連盟安部朗外三百九十七名）（山下春江君紹介）（第七七四号）、同（請願者　島根県松江市雑賀町二百番地岡崎清三郎）（高橋圓三郎君紹介）（第八九〇号）、同（請願者　香川県善通

寺町千二百三十四番地中塚進）（大牟正芳君紹介）（第八九一号）、同（請願者　青森県青森市大字沖館字小浜百九十番地　青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（木村文男君紹介）（第九五四号）、同（請願者　福岡市西新町本通り一丁目福岡県旧軍人恩給連盟委員長高橋清作）（簡谷意一君紹介）（第九五五号）、同（請願者　奈良市萬福園伽井町五百六十三番地奈良県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長堀之内新蔵）（秋山利恭君紹介）（第一三四一号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（楠美省吾君紹介）（第一五六四号）、同（請願者　千葉県君津郡小櫃村貢恵洲六十四番地坂谷亀之助外六百五十八名）（千葉三郎君紹介）（第一五六五号）、同（請願者　松山市二番町友愛会館内愛媛県恩給権擁護連盟委員長岡本馬太郎外五百五十三名）（簡谷勝利君紹介）（第二一八五号）、同（請願者　京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町三十二番地駒井吾一外九百十三名）（田中伊三次君紹介）（第二二八四号）、同（請願者　盛岡市菜園二十三番地岩手県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長石田豊蔵）（高田弥市君紹介）（第二四一五号）、同（請願者　岐阜市鷺井町二丁目一番地岐阜県恩給権擁護連盟委員長谷口弥兵衛）（平野三郎君紹介）（第二四一六号）、同（請願者　千葉市登戸町一丁目十三番地曾根良吉外四百六十九名）（臼井荘一君紹介）（第二二五二号）、同（請願者　広島県広島市出汐町五百八十九番地広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎）（鷲尾弘吉君紹介）（第二七三四号）及び同（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三丁目五百四十番地大木堅造外六百二十九名）（花村四郎君紹介）（第三三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係者の恩給が復活したが、これらの者は長年の恩給停止のため生活の資を奪われ、真に窮乏のどん底にあり、現存の金融機関による恩給金融の途のみでは、とうていこれが救済を図ることはできない。ついては、恩給金庫を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人及びその遺族の生活困窮並びに現行恩給担保金融の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　大分県恩給権擁護連盟会長安部朗）（神近市子君紹介）（第五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係者の恩給支給については文官との差別はなはだしく、既得権者と未裁定者間に著しい不公平がある。ついては、旧軍関係者の恩給受給資格の決定には従軍加算を認め、恩給法特例審議会建議の普通恩給給与条件中「引き続く」を削除し、一時恩給年限を三年とし、文官と差をつけず公平を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都目黒区中目黒一丁目一番地山本尊司）（稲村順三君紹介）（第六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文官十六年三箇月に引き続き元海軍技師三年四箇月の十九年七箇月の実在職年をもつ者が恩給法附則第二十四条第四号によつて、退官の終期が内閣辞令で明らかであるにかかわらず、他のあいまいである極少数の軍属と連帯的処分により恩給権を否定されているが、これは軍属に対するきわめて不公平なものであり、良民を故なくほうむる残酷なものである。ついては、恩給法の一部を改正してこれら軍属に恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

軍属に関する恩給制度の沿革にかんがみ本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦犯者に恩給支給に関する請願（請願者　東京都豊島区巣鴨刑務所内笠井平十郎）（松浦周太郎君外一名紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年八月に公布された恩給法の一部を改正する法律によると、旧軍人軍属の恩給権は一般に復活され、またソ連中共の抑留戦犯者にも恩給を支給されることになつたが、現に巣鴨刑務所に拘禁中の戦犯者のみは年金たる恩給を停止し、又は一時金たる恩給の支給を差し止めることになつているのは実に不合理である。ついては、巣鴨刑務所の戦犯者に対して一般旧軍人軍属とひとしく恩給を支給されるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦犯者の留守家族等の生活の実情等にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給進達事務に対する国庫補助増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元軍人軍属の恩給復活、戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定により、鹿児島県下の受給資格者は遺族、傷い軍人等合計十万人を数え、しかも本県は戦災のため恩給進達事務の基本的要件である兵籍簿のほとんどを焼失し、その業務遂行にはきわめて困難であり、また今般復帰した奄美大島関係者の分もあつて、他府県に比べ事務量が著しく多く、費用の不足をきたしている。ついては、鹿児島県に対する恩給進達事務費の国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県における特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡佐伯北村大字稲荷百五十三番地岡山県元軍人恩給復活期成連盟中務楽治外六十五名）（大村清一君紹介）（第五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人の恩給が復活を見、関係者一同深じんなる感謝と敬意を表するものであるが、恩給法の内容については研究改善を要する点が多々ある。ついては、未裁定者にも加算を認め、文武官の恩給額の不均衡を是正し、個々の在職年数を通算し、一時恩給は五年にする等恩給法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その六）

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会会長山縣四郎外一名）（庄司一郎君紹介）（第六五〇号）、同（請願者　山形市若竹町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（池田正之輔君紹介）（第八一九号）、同（請願者　島根県松江市雑賀町二百番地岡崎清三郎）（高橋圓三郎君紹介）（第八八八号）、同（請願者　香川県善通寺町千二百三十四番地中塚進）（大平正芳君紹介）（第八八九号）、同（請願者　青森県青森市大字沖館字小浜百九十番地石戸勇一）（楠美省吾君紹介）（第一五八一号）、同（請願者　松山市二番町友愛会館内愛媛県恩給権擁護連盟委員長岡本馬太郎外九百三十五名）（綱谷勝利君紹介）（第二一九一号）、同（請願者　山口市厳島町山口県庁世話課内山口県恩給権擁護連盟代表高橋忠治）（岸信介君紹介）（第二一九二号）、同（請願者　富山市神通町富山文化園内富山県旧軍人恩給権擁護連盟代表森田範正）（土倉宗明君紹介）（第二一九三号）、同（請願者　高崎市鼻地町三十八番地群馬県旧軍人関係者恩給権擁護連盟委員長野口俊太郎外一万一千四百八十八名）（中曾根康弘君紹介）（第二一九四号）、同（請願者　京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町三十二番地駒井吾一外八百七十七名）（田中伊三次君紹介）（第二二八二号）、同（請願者　盛岡市菜園二十三番地岩手県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長石田豊蔵）（高田弥市君紹介）（第二四一一号）、同（請願者　岐阜市鷺井町二丁目一番地岐阜県恩給権擁護連盟委員長谷口弥兵衛）（平野三郎君紹介）（第二四二一号）、同（請願者　千葉市登戸町一丁目十三番地曾根良吉外四百四十二名）（臼井荘一君紹介）（第二五二四号）、同外一件（請願者　新潟市沼垂五千六百八十二番地山崎永吉外千四名）（渡邊良夫君紹介）（第二五二五号）、同（請願者　山形市若竹町五百八十番地山形県軍人恩給連盟代表中村助之外四百六十九名）（吉田重延君紹介）（第二六三五号）、同（請願者　広島市出汐町五百八十九番地広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎）（難尾弘吉君紹介）（第二七二一号）、同（請願者　岡山市上伊福旧軍人関係恩給連盟会長片岡覚太郎）（遠藤寛君紹介）（第二七二二号）、同（請願者　三重県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長服部米次郎）（田中久雄君紹介）（第三五二一号）、同（請願者　藤沢市鵠沼六千四百八十四番地仙波安芸）（小泉純也君紹介）（第三六四八号）、同（請願者　鹿児島県川内市大小路町前原秀外八百八十名）（池田清志君紹介）（第五〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに旧軍人軍属の恩給が復活したが、その内容において、かつて恩給法上等しく公務員であった旧軍人軍属と一般公務員との間に著しく均衡を失している点が認められる。ついては、恩給法を改正して、（一）旧軍人軍属の実在職年は一般公務員と同様に取り扱い、その合算、通算に規定してある差別的条項を廃止し、（二）加算廃止によって矢権となるべき未裁定者にも既裁定者同様に加算を認め、これによって恩給を受ける権利を裁定されたものにはその実在職年に基く恩給を支給するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稻村順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦犯者に恩給支給に関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会会長山縣四郎外一名）（庄司一郎君紹介）（第六五〇号）、同（請願者　山形市若竹町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（池田正之輔君紹介）（第八一九号）、同（請願者　島根県松江市雑賀町二百番地岡崎清三郎）（高橋圓三郎君紹介）（第八八八号）、同（請願者　香川県善通寺町千二百三十四番地中塚進）（大平正芳君紹介）（第八八九号）、同（請願者　青森県青森市大字沖館字小浜百九十番地石戸勇一）（楠美省吾君紹介）（第一五八一号）、同（請願者　松山市二番町友愛会館内愛媛県恩給権擁護連盟委員長岡本馬太郎外九百三十五名）（綱谷勝利君紹介）（第二一九一号）、同（請願者　山口市厳島町山口県庁世話課内山口県恩給権擁護連盟代表高橋忠治）（岸信介君紹介）（第二一九二号）、同（請願者　富山市神通町富山文化園内富山県旧軍人恩給権擁護連盟代表森田範正）（土倉宗明君紹介）（第二一九三号）、同（請願者　高崎市鼻地町三十八番地群馬県旧軍人関係者恩給権擁護連盟委員長野口俊太郎外一万一千四百八十八名）（中曾根康弘君紹介）（第二一九四号）、同（請願者　京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町三十二番地駒井吾一外八百七十七名）（田中伊三次君紹介）（第二二八二号）、同（請願者　盛岡市菜園二十三番地岩手県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長石田豊蔵）（高田弥市君紹介）（第二四一一号）、同（請願者　岐阜市鷺井町二丁目一番地岐阜県恩給権擁護連盟委員長谷口弥兵衛）（平野三郎君紹介）（第二四二一号）、同（請願者　千葉市登戸町一丁目十三番地曾根良吉外四百四十二名）（臼井荘一君紹介）（第二五二四号）、同外一件（請願者　新潟市沼垂五千六百八十二番地山崎永吉外千四名）（渡邊良夫君紹介）（第二五二五号）、同（請願者　山形市若竹町五百八十番地山形県軍人恩給連盟代表中村助之外四百六十九名）（吉田重延君紹介）（第二六三五号）、同（請願者　広島市出汐町五百八十九番地広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎）（難尾弘吉君紹介）（第二七二一号）、同（請願者　岡山市上伊福旧軍人関係恩給連盟会長片岡覚太郎）（遠藤寛君紹介）（第二七二二号）、同（請願者　三重県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長服部米次郎）（田中久雄君紹介）（第三五二一号）、同（請願者　藤沢市鵠沼六千四百八十四番地仙波安芸）（小泉純也君紹介）（第三六四八号）、同（請願者　鹿児島県川内市大小路町前原秀外八百八十名）（池田清志君紹介）（第五〇八八号）、同（請願者　青森県青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（木村文男君紹介）（第一〇五〇号）、同（請願者　奈良市高畑町伽井町五百六十三番地奈良県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長堀之内歳）（秋山利恭君紹介）（第一三四〇号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（楠美省吾君紹介）（第一五八〇号）、同（請願者　山口市厳島町山口県庁内世話課内山口県恩給権擁護連盟代表高橋忠治）（岸信介君紹介）（第二一九〇号）、同（請願者　京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町三十二番地駒井吾一外九百名）（田中伊三次君紹介）（第二二八五号）、同（請願者　盛岡市菜園二十三番地岩手県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長石田豊蔵）（高田弥市君紹介）（第二四一二号）、同（請願者　岐阜県岐阜市鷺井町二丁目一番地岐阜県恩給権擁護連盟委員長谷口弥兵衛）（平野三郎君紹介）（第二四二一四号）、同（請願者　山形市若竹町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（池田正之輔君紹介）（第八一九号）、同（請願者　群馬県高崎市鼻地町三十八番地野口俊太郎）（中曾根康弘君紹介）（第三一三一号）、同（請願者　三重県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長服部米次郎）（田中久雄君紹介）（第三五二一号）、同（請願者　藤沢市鵠沼六千四百八十四番地仙波安芸）（小泉純也君紹介）（第三六四九号）、同

（請願者　山形県東置賜郡漆山村字池黒四百二番地佐藤善内外千五百二十四名）（木村武雄君紹介）（第三七七二号）、同（請願者　熊本市大江町三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟千田貞雄外二百八十名）（吉田安千田貞雄外五百十二名）（藤田雄光君紹介）（第四二六三号）、同（請願者　熊本市大江町三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表千田貞雄外五百四十六名）（吉田重延君紹介）（第四二七八号）、同（請願者　熊本県玉名郡八嘉村寺田熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表平川三嗣外五百七十二名）（上塚司君紹介）（第四四四九号）、同（請願者　熊本県玉名郡玉名町大字中九番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表南庄太郎外五百十四名）（大久保武雄君紹介）（第四五二九号）及び同（請願者　熊本県玉名郡玉名町大字中九番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表南庄太郎外八百九十名）（大麻唯男君紹介）（第四七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに旧軍人軍属の恩給が復活されたが、戦犯者の恩給については、その処遇が個々の実情に照して余りにも公正妥当を欠くものであると認められる。ついては、恩給法を戦犯の被疑者として抑留又は逮捕中に死亡した者に及ぼし、それらの遺族に公務扶助料を支給し、現に国内に拘禁中の戦犯者を未帰還公務員として取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

戦犯者の遺族等の生活の実情等にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給支給額引上げに関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会代表柴山兼四郎外一名）（庄司一郎君紹介）（第六五二号）同（請願者　山形市香町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（池田正之輔君紹介）（第八一八号）、同（請願者　島根県松江市雑賀町二百番地岡崎清三郎君紹介）（第八九二号）、同（請願者　香川県善通寺町千二百三十四番地中塚進）（大平正芳君紹介）（第八九三号）、同（請願者　青森県青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（木村文男君紹介）（第一〇四八号）、同（請願者　奈良市高畑町伽井町五百六十三番地奈良県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長堀之内新蔵）（秋山利恭君紹介）（第一三三九号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（楯兼省吾君紹介）（第一五八二号）、同（請願者　松山市二番町友愛会館内愛媛県恩給権擁護連盟委員長岡本馬太郎外六百名）（鍋谷勝利君紹介）（第二一八八号）、同（請願者　山口市厳島町県庁内世話課内山口県恩給権擁護連盟代表高橋忠治）（岸信介君紹介）（第二一八九号）、同（請願者　京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町三十二番地駒井吾一外九百六十五名）（田中伊三次君紹介）（第二一八三号）、同（請願者　盛岡市菜園二十三番地岩手県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長石田豊蔵）（高田弥市君紹介）（第二四〇九号）、同（請願者　岐阜市雲井町二丁目一番地岐阜県恩給権擁護連盟委員長谷口弥兵衛）（平野三郎君紹介）（第二四一〇号）、同（請願者　山形県村山市香町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（木村武雄君紹介）（第二六三四号）、同（請願者　広島市出汐町五百八十九番地広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎）（難尾弘吉君紹介）（第二七二八号）、同（請願者　岡山市上伊福旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長片岡覚太郎）（逢澤寛君紹介）（第二七二九号）、同（請願者　藤沢市鵠沼六千四百八十四番地仙波安芸）（小泉純也君紹介）（第三六五〇号）、同（請願者　山形県村山部津山村字山元百二番地高橋万六外千六百四十二名）（木村武雄君紹介）（第三七七三号）、同（請願者　熊本市大江町三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表千田貞雄外三百八十一名）（吉田安君紹介）（第四一六一号）、同（請願者　熊本市大江町三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟千田貞雄外五百八名）（藤田義光君紹介）（第四二六〇号）、同（請願者　東京都千代田区永田町衆議院第一議員会館内池田清志）（池田清志君紹介）（第四三三六号）、同（請願者　熊本市大江町大江三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表千田貞雄外五百四十六名）（吉田重延君紹介）（第四三七六号）、同（請願者　熊本県玉名郡八嘉村寺田熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表平川三嗣外五百六十一名）（上塚司君紹介）（第四四四七号）、同（請願者　熊本県玉名郡玉名町大字中九番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表南庄太郎外六百十一名）（大久保武雄君紹介）（第四五三〇号）及び同（請願者　熊本市春日町四百二十番地田村耕作外千五十二名）（大麻唯男君紹介）（第四七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般軍人恩給の復活を見たことは誠に感謝に堪えないが、しかしその内容において、かつて旧恩給法上等しかつた軍人、軍属の恩給給与水準が一般公務員に比較してはなはだ低位におかれ、著しく均衡を失しているのはきわめて遺憾である。ついては、軍人恩給の支給額を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍人下級者の公務扶助料引上げに関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会代表柴山兼四郎外一名）（庄司一郎君紹介）（第六五二号）、同（請願者　山形市香町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（池田正之輔君紹介）（第八一八号）、同（請願者　島根県松江市雑賀町二百番地岡崎清三郎）（高橋圓三郎君紹介）（第八八六号）、同（請願者　香川県善通寺町千二百三十四番地中塚進）（大平正芳君紹介）（第八八七号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長堀之内新蔵）（秋山利恭君紹介）（第一三三九号）、同（請願者　山形市香町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（池田正之輔君紹介）（第二一一号）、同（請願者　島根県松江市雑賀町二百番地岡崎清三郎）（高橋圓三郎君紹介）（第八八六号）、同（請願者　香川県善通寺町千二百三十四番地中塚進）（大平正芳君紹介）（第八八七号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長堀之内新蔵）（秋山利恭君紹介）（第一三三九号）、同（請願者　広島市出汐町五百八十九番地広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎）（難尾弘吉君紹介）（第二七二九号）、同（請願者　和歌山市北島西ノ丁七十一番地湯川清次外二百八十五名）（坊秀男君紹介）（第二四〇八号）、同（請願者　新潟市水道町二丁目八百一番地斎藤忠吉外七百三十八名）（渡邊良夫君紹介）（第二五二三号）、同（請願者　山形市香町五百八十番地山形県軍人恩給連盟会長南雲親一郎）（木村武雄君紹介）（第二六三七号）、同（請願者　広島市出汐町五百八十九番地広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎）（難尾弘吉君紹介）（第二七三〇号）、同（請願者　岡山市上伊福旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長片岡覚太郎）（逢澤寛君紹介）（第二七三一号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町三十八番地野口俊太郎）（中曾根康弘君紹介）（第三一三〇号）、同（請願者　三重県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長服部米次郎）（田中久雄君紹介）（第三五五〇号）、同（請願者　藤沢市鵠沼六千四百八十四番地仙波安芸）（小泉純也君紹介）（第三六五二号）、同（請願者　和歌山県那賀郡田中村広野

高橋豊外七百四十一名）（坊秀男君紹介）（第三九七九号）、同（請願者　熊本市大江町三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟千田貞雄外三百七十七名）（吉田安君紹介）（第四一五九号）、同（請願者　熊本市大江町三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟千田貞雄外五百十二名）（藤田義光君紹介）（第四二六二号）、同（請願者　東京都千代田区永田町衆議院第一議員会館内池田清志）池田清志君紹介）（第四三三五号）、同（請願者　熊本市大江町大江三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表千田貞雄外五百二十一名）（吉田重延君紹介）（第四三七五号）、同（請願者　熊本県玉名郡入嘉村寺田熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表南庄太郎外六百五十四名）（大久保武雄君紹介）（第四五二八号）及び同（請願者　熊本県玉名郡玉名町大字中九番地南庄太郎外千百三十九名）（大窪唯男君紹介）（第四七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般軍人恩給の復活を見たことは真に感謝に堪えないが、しかしその内容においては、かつて恩給法上等しく公務員であつた旧軍人、軍属と一般公務員との間に著しく均衡を失している点があり、特に旧軍人中下級者の公務扶助料の額は戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金よりも少額となつているのは不合理である。ついては、旧軍人下級者の公務扶助料を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人下級者の遺族の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

元満蒙開拓青少年義勇隊員に恩給法等適用に関する請願外一件（請願者　静岡県志太郡青島町千二十五番地曽根敏郎外二千四百二十名）（戸塚九一郎君紹介）（第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元満蒙開拓青少年義勇隊は当時の国策に順応して大陸に渡航し、その目的に努力していたのであるが、戦争末期においては軍と行動をともにし、終戦後も外地に抑留され、病のために死亡した者、身体障害者となつた者等、誠に不幸な状態にあるが、これらの者に対し十分なる弔慰、援護その他の救済が行われていないのは遺憾である。ついては、元満蒙開拓青少年義勇隊員に対して恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用し、軍人軍属に準ずる国家的待遇をされたいというのである。

二、請願の議決理由

元満蒙開拓青少年義勇隊員の行動並びにその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正等に関する請願（請願者　高松市一番町二十八番地香川県恩給権擁護連盟理事長中塚進外七千八百四名）（大平正芳君紹介）（第七二八号）及び同外二件（請願者　岡山県玉野市築港七千三百二十五番地橋本定寿外三百四十八名）（星島二郎君紹介）（第九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係者の恩給が復活し、われわれの感謝するところであるが、その恩給法中には多くの不合理若しくは不均衡の事実が発生し、しかもその大多数は徴兵出身、応召者の権利関係で、これが放置されれば、全国百数十万の壮年層にじん大なる悪影響があることと憂慮される。ついては、（一）応召動務年を通算すること（二）公務員との不均衡を是正すること（三）公務員との不均衡を是正すること（四）年金恩給と一時恩給との選択権を附与すること（五）恩給金融公庫を設立すること等を実現するよう恩給法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　岡山県倉敷市八王寺二百四番地黒石茂喜）（橋本龍伍君紹介）（第七六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係の恩給が復活を見たことは深く感謝するところであるが、その恩給法については研究、改善を要する点が多い。ついては、恩給法を改正して（一）未規定者の加算を復活すること（二）個々の在職年数を通算し、一時恩給を五年に改正すること（三）文武官の不均衡を是正すること（四）戦争受刑者は海外抑留未帰還者と同様に取扱うこと等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給の比例増額等に関する請願（請願者　兵庫県神崎郡福崇村五百六十三番地兵庫県退職公務員連盟神崎郡支部水谷万次外二百十九名）（河本敏夫君紹介）（第七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年一月から公務員の給与改訂が実施されるのにかかわらず、現行恩給法による支給額が一万二千八百円ベースのまますえ置かれるのはその前後に退職する公務員の恩給に不均衡をきたし、また先般人事院が勧告した国家公務員の退職年金法制定は地方公務員にも及ぼすべきはもちろん、既得権者にもそ及適用しなければ公正の原則を破るものである。ついては、二十九年一月分以降の恩給を比例増額すること、恩給担保により消費資金をも貸出す金融機関を設置すること、人事院勧告の国家公務員退職年金法を制定して地方公務員及び既得権者にもそ及適用すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

退職公務員の生活は、恩給に依存するところ大なる実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給の比例増額に関する請願（請願者　岐阜県岐阜市加納永井町二丁目岐阜県退職公務員連盟理事長中島秀次外二十九名）（岡村利右衛門君紹介）（第八三五号）、同（請願者　島根県鹿川部荘原村黒田儀太郎外三百三十一名）（高橋圓三郎君紹介）（第八八〇号）、同（請願者　兵庫県加東郡社町田中三百二十三番地堀内喜代治外三百二十名）（岡田五郎君紹介）（第八八一号）、同外一件（請願者　兵庫県加古川市加古川町西本町一丁目澤久次外四百二十名）（吉田賢一君紹介）（第八八二号）、同（請願者　長野県小県郡東塩田村広川静治外三百四十名）（松平忠久君紹介）（第八八三号）、同（請願者　群馬県前橋市栄町六十二番地桜井菊次郎外四百七十三名）（櫻枝泉介君紹介）（第八八四号）、同（請願者　神奈川県川崎市南幸町三百六十一番地石川八代次外百四十五名）（土井直作君紹介）（第八八五号）、同（請願者　群馬県多郡新里村群馬県退職公務員連盟勢多支部長井上慶太外百十八名）（金子與重郎君紹介）（第九五六号）、同（請願者　神奈川県足柄上郡酒田村円通寺九十三番地神奈川県退職公務員連盟理事長本吉外四百七十四名）（小金義照君紹介）（第九五七号）、同（請願者　和歌山市高松松ケ丘和歌山県退職公務員連盟奥津儀三郎外六百四十二名）（坊秀男君紹介）（第九五八号）、同外一件（請願者　静岡県浜名郡浜名町小松千三百八番地静岡県退職公務員連盟浜名

郡支部長竹内儀一郎外二百七十二名）（長谷川保君紹介）（第九五九号）、同（請願者　岐阜県退職公務員連盟理事長中島芳次外二十九名）（山本幸一君紹介）（第九六〇号）、同（請願者　富山県富山市千歳町教育会館内富山県退職公務員連盟上新川郡支部長野田安太郎外一名）（三鍋義三君紹介）（第九六一号）、同（請願者　宇都宮市小幡町二千六百三十五番地栃木県退職公務員連盟高橋貞外二百十三名）（船田中君紹介）（第九六二号）、同（請願者　山形県新庄市十日町八十一番地佐藤庄作外九十五名）（松岡俊三君紹介）（第九六三号）、同（請願者　山形市東原六十番地長井小四郎外五百五十三名）（牧野寛索君紹介）（第九六四号）、同（請願者　岩手県胆沢郡水沢町岩手県退職公務員連盟桐山丑五郎外二百二十四名）（小澤佐重喜君紹介）（第九六五号）、同（請願者　大阪府寝屋川市秦大阪府退職公務員連盟森安茂一外三百三十八名）（淺香忠雄君紹介）（第九六六号）、同（請願者　長野県埴科郡坂城町西沢民一郎外七十一名）（松平忠久君紹介）（第九六七号）、同（請願者　山口県小野田市大字小野田四千三百十番地山口県退職公務員連盟小野田支部長櫛田正隆外五十四名）（田中龍夫君紹介）（第九六八号）、同（請願者　富山県魚津市役所内富山県退職公務員連盟魚津市支部長泉毅外一名）（鍛冶良作君紹介）（第九六九号）、同（請願者　岡山県倉敷市連島町大崎日本退職公務員連盟岡山県支部藤原慎一外二百五名）（橋本龍伍君紹介）（第九七〇号）、同（請願者　高崎市大橋町二百六十番地群馬県退職公務員連盟高崎支部鈴木銀蔵外三百六十五名）（中曾根康弘君紹介）（第九七一号）、同（請願者　福島市大町福島市信用金庫内福島県退職公務員連盟会長大和田弥一外一名）（山下春江君紹介）（第九七二号）、同（請願者　北海道小樽市入舟町七丁目十五番地横山友次郎外五十四名）（椎熊三郎君紹介）（第一一五八号）、同（請願者　静岡県浜名郡浜名町静岡県退職公務員連盟浜名郡支部長竹内儀一郎外二百六十名）（中村幸八君紹介）（第一一五九号）、同（請願者　長野県埴科郡松代町飯島忠夫外百六十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一一六〇号）、同（請願者　神奈川県平塚市馬入二千八百十八番地神奈川県退職公務員連盟平塚支部長鈴木竹次郎外五百十一名）（河野一郎君紹介）（第一一六一号）、同（請願者　大阪府貝塚市畠田二十二番地大阪府退職公務員連盟理事武本謙吉外五百四十七名）（松田竹千代君紹介）（第一一六二号）、同外二件（請願者　静岡県静岡市大岩宮下町四十八番地静岡県退職公務員連盟静岡市支部長石川治繁外千二百七十六名）（西村直己君紹介）（第一一六三号）、同（請願者　静岡県静岡市浅間町一丁目一番地杉本金作外五百十二名）（下川儀太郎君紹介）（第一一六四号）、同外三件（請願者　香川県高松市桜町香川県退職公務員連盟高松市支部長国井俊次外百五名）（大西順夫君紹介）（第一一六五号）、同外一件（請願者　兵庫県多紀郡城北村沢田兵庫県退職公務員連盟多紀支部北内久幸外一名）（有田喜一君紹介）（第一一六七号）、同（請願者　埼玉県児玉郡北泉村大字栗崎二十三番地倉本京介外二百六十五名）（杉村沖治郎君紹介）（第一一六八号）、同（請願者　神奈川県横浜市鶴見区東寺尾町六千三十番地神奈川退職公務員連盟和田佐助外三百五十一名）（門司亮君紹介）（第一一六九号）、同外一件（請願者　長野県上高井郡須坂町大字須坂七百六十番地山崎作治外千百十一名）（倉石忠雄君紹介）（第一一七〇号）、同（請願者　栃木県宇都宮市塙田町三百五十六番地栃木県退職公務員連盟上野尊司外二百三十九名）（尾関義一君紹介）（第一一七一号）、同（請願者　広島県佐伯郡五日市町大字海老沙浜二十二番地ノ一堀尾一夫外百四十八名）（堀尾弘吉君紹介）（第一一七二号）、同外一件（請願者　長野県上水内郡北小川村大字瀬戸川九百九十八番地清水嘉治郎外百八十一名）（中澤茂一君紹介）（第一一七三号）、同（請願者　山形県米沢市福田町千六百三十七番地山本徳四郎外八十六名）（黒金泰美君紹介）（第一一七四号）、同（請願者　山形県南村山郡上ノ山町十日町田中三百二十六番地　粟野武平外百二十九名）（西村力弥君紹介）（第一一七五号）、同（請願者　新潟県新潟市学校町通三番町五千三百二十三番地大竹僧造外九名）（櫻井奎夫君紹介）（第一一七六号）、同（請願者　福島県福島市大町福島市信用金庫内福島県退職公務員連盟会長大和田弥一外一名）（助川良平君紹介）（第一一七七号）、同（請願者　長野県諏訪郡湖東村西角丑助外三百十名）（小川平二君紹介）（第一一七八号）、同（請願者　奈良県宇智郡大阿太村森田正義外百三十六名）（前田正男君紹介）（第一一七九号）、同（請願者　岡山県倉敷市平田三十四番地中村孝平外二百三十五名）（星島二郎君紹介）（第一一八〇号）、同（請願者　兵庫県美嚢郡淡河村兵庫県退職公務員連盟美嚢郡支部代表北野貫一外百四十四名）（岡田五郎君紹介）（第一一八一号）、同（請願者　奈良県吉野郡下市町上坂町仁司匡美外百四十四名）（仲川房次郎君紹介）（第一一八二号）、同（請願者　兵庫県西宮市満池谷町三十六番地兵庫県退職公務員連盟西宮武庫支部代表中川新吾外八百九十八名）（富田健治君紹介）（第一一八三号）、同（請願者　栃木県宇都宮市塙田町三百四十番地兵庫県退職公務員連盟西脇市多可郡支部代表笹倉富太郎外六百十二名）（小林絹治君紹介）（第一一八四号）、同（請願者　奈良県大和高田市大字土庫田中清太郎外百六十三名）（伊瀬幸太郎君紹介）（第一一八五号）、同（請願者　岩手県盛岡市加賀野久保田岩手県退職公務員連盟盛岡市支部代表鳥取万次郎外百九十名）（田子一民君紹介）（第一一八六号）、同外一件（請願者　鳥取県米子市錦町二丁目鳥取県米子市退職公務員連盟会長崎田茂信外百三十名）（赤澤正道君紹介）（第一一八七号）、同（請願者　三重県宇治山田市河崎町七百二十一番地仲上彰一外三百三名）（橋本清吉君紹介）（第一一八八号）、同（請願者　島根県松江市殿町島根県退職公務員連盟松江支部代表曾田篤一郎外五百七十一名）（櫻内義雄君紹介）（第一一八九号）、同（請願者　長野県北佐久郡岩村田町掛川良平外五百十二名）（井出一太郎君紹介）（第一一九〇号）、同（請願者　島根県浜田市天満町二町内島根県退職公務員連盟浜田支部代表深谷権一外六十一名）（高橋圓三郎君紹介）（第一一九一号）、同（請願者　岐阜県美江寺二十六番地岐阜県退職公務員連盟理事長中島芳次外二十九名）（野田卯一君紹介）（第一一九二号）、同（請願者　宮城県栗原郡築館町字町家敷五十二番地千葉源太）（長谷川峻君紹介）（第一一九三号）、同外一件（請願者　山口県佐波郡出雲村大字堀三千四百四十二番地山口県退職公務員連盟佐波支部長宮崎正弥外三百七十三名）（宮柳一郎君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　岩手県宮古市八幡通岩手県退職公務員連盟代表佐々木恒夫外二百二十七名）（中居英太郎君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　栃木県佐野市堀米町六十七番地ノ四栃木県退職公務員連盟代表大橋

録郎外二百十五名）（山田長司君紹介）（第一四一九号）、同外一件（請願者　愛媛県東宇和郡中川村大字田苗真土三百五十七番地夢媛県退職公務員連盟東宇和支部長牧野元春外百十八名）（井谷正吉君外二名紹介）（第一四二〇号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡吉田町大字北小路甲百九十九番地愛媛県退職公務員連盟北宇和支部吉田分会長黒田始男外六十八名）（井谷正吉君外二名紹介）（第一四二一号）、同（請願者　大阪市阿部野区共立通二丁目大阪府退職公務員連盟理事浜中与四郎外三百八十八名）（野原覺君紹介）（第一四二二号）、同（請願者　群馬県碓氷郡磯部町大字西上磯部日本退職公務員連盟碓氷支部長城田正平外百四十七名）（武藤運十郎君紹介）（第一四二三号）、同（請願者　山口県都濃郡南陽町宮ノ前山口県退職公務員連盟都濃支部長山田重晃外六十名）（佐藤榮作君紹介）（第一四二四号）、同（請願者　岡山県吉備郡総社町大字井尻野日本退職公務員連盟岡山県支部吉備郡支部代表白神僧太郎外四百六十名）（橋本龍伍君紹介）（第一四二五号）、同（請願者　愛媛県温泉郡久米村大字鷹子八百三十番地愛媛県退職公務員連盟温泉支部長長浦通計外三百七十九名）（鵜谷勝利君紹介）（第一四二六号）、同外一件（請願者　福岡県田川郡添田町野田福岡県退職公務員連盟田川郡支部代表中村武久外千二百三十五名）（林信雄君紹介）（第一四二七号）、同（請願者　高知県長岡郡介良村長崎伊之助）（長野長廣君紹介）（第一四二八号）、同（請願者　岩手県盛岡市馬場小路二十九番地小田島政蔵外百六十四名）（柴田義男君紹介）（第一四五九号）、同（請願者　愛媛県南宇和郡御荘町平城千九百七十六番地愛媛県退職公務員連盟南宇和支部長丸碧庄三郎外四十八名）（井谷正吉君紹介）（第一四六〇号）、同（請願者　長野県諏訪郡湖東村笹原両角丑助外二百六十八名）（原茂君紹介）（第一四六一号）、同（請願者　兵庫県神戸市生田区下山手通七丁目四十六番地村上金次郎外二百五十九名）（中井一夫君紹介）（第一四六二号）、同外一件（請願者　三重県員弁郡三里村大字平塚千九十六番地三浦保行外二百九十七名）（木村俊夫君紹介）（第一四六三号）、同（請願者　新潟市学校町通三番町五千三百二十三番地大竹鋼造外十四名）（宜四郎君紹介）（第一四六四号）、同（請願者　福井県坂井郡芦原町田中中一番地ノ一神尾仁哉外三十五名）（坪川信三君紹介）（第一四六五号）、同（請願者　大阪府南河内郡長野町長野椋本辰治郎外三百八十六名）（田中萬逸君紹介）（第一四六六号）、同（請願者　鳥取市白兎三十三番地鳥取県気高退職公務員連盟長三橋尊蔵外六百九十四名）（德安實藏君紹介）（第一四六七号）、同（請願者　岐阜市加納永井町二丁目岐阜県退職公務員連盟理事長中島芳次外二十九名）（楯肇次郎君紹介）（第一四六八号）、同外二件（請願者　兵庫県養父郡養父町奥米地七百七十四番地足立利雄外千三百十六名）（小島徹三君紹介）（第一五六六号）、同（請願者　山梨県東山梨郡諏訪町二千四百十八番地岡義治外千七十名）（鈴木正文君外四名紹介）（第一五六七号）、同（請願者　新潟県学校町通二番町七百十二番地片山三男三外十二名）（稲葉修君紹介）（第一五六八号）、同（請願者　宮城県栗原郡金成町小野村字町百十五番地宮城県退職公務員代表木村敬之外六百四十五名）（内海安吉君紹介）（第一五六九号）、同（請願者　群馬県沼田町沼田二千九百八十一番地中村万吉外百三名）（藤枝泉介君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者　広島県豊田郡幸崎町広島県退職公務員連盟幸崎町部会長守安恭次郎外十四名）（中俊思君紹介）（第一五七一号）、同（請願者　愛媛県伊予郡郡中町愛媛県退職公務員連盟伊出孝吉外百五名）（中村時雄君紹介）（第一六九七号）、同（請願者　愛媛県伊予郡北伊予村神崎渡部慶太郎外百十名）（鵜谷勝利君紹介）（第一六九八号）、同（請願者　秋田県仙北郡大曲町下飯田斎藤大助外九十八名）（根本龍太郎君紹介）（第一六九九号）、同（請願者　新潟県新潟市学校町通二番町七百十二番地片山三男外十九名）（北吟吉君紹介）（第一七〇〇号）、同（請願者　兵庫県印南郡米田町平津六百四十一番地正木栄治郎外二百八十六名）（小林絹治君紹介）（第一七〇一号）、同（請願者　山口県下関市長府逢坂町原田一二外二百十八名）（今澄勇君紹介）（第一七〇二号）、同（請願者　兵庫県姫路市土山東町三十七番地野村晋亮）（堀川恭平君紹介）（第一七九二号）、同（請願者　新潟市学校町通三番町五千三百二十三番地今山政三郎外四名）（井伊誠一君紹介）（第一九九八号）、同（請願者　新潟市白山浦一丁目六百二十二番地阿部権四郎外十名）（佐藤芳男君紹介）（第一九九九号）、同（請願者　広島県尾道市土堂町四百七番地ノ二広島県退職公務員連盟尾道市支部長安藤増太郎外一名）（高橋等君紹介）（第二〇〇〇号）、同外一件（請願者　愛媛県温泉郡浅海村大字浅海原甲七百四十二番地忽那秀市外四百九十八名）（武知勇記君紹介）（第二〇〇一号）、同外一件（請願者　静岡県磐田郡南御厨村新出三百三十六番地静岡県退職公務員連盟磐田郡支部長鈴木治吉外五百七十二名）（竹山祐太郎君紹介）（第二〇〇二号）、同（請願者　新潟県新潟市学校町通三番町新潟県退職公務員連盟会長大竹鋼造外十四名）（三宅正一君紹介）（第二〇〇三号）、同（請願者　兵庫県加

同（請願者　宮城県仙台市北七番丁四番地渡辺重蔵外九百四名）（只野直三郎君紹介）（第一六八三号）、同（請願者　東京都世田谷区東玉川町六十一番地木村久七郎外千八百五十五名）（三輪壽壯君紹介）（第一六八四号）、同（請願者　宮城県玉造郡川渡村大口字赤湯十八番地高橋嘉兵衛外六百十名）（小山倉之助君紹介）（第一六八五号）、同（請願者　静岡県小笠郡静岡県退職公務員連盟小笠郡支部長中山吉平外二百八十六名）（竹山祐太郎君紹介）（第一六八六号）、同（請願者　埼玉県秩父市大字大宮六百七十八番地　浅見鐐蔵外二百七十四名）（荒船清十郎君紹介）（第一六八七号）、同（請願者　神奈川県横浜市神奈川区白幡西町十四番地並木常蔵外六百五十六名）（三浦寅之助君紹介）（第一六八八号）、同（請願者　香川県三豊郡観音寺町甲三千百八十七番地堀野善太郎外七名）（細田繁芳君紹介）（第一六八九号）、同外二件（請願者　佐賀県杵島郡南有明村大字牛屋四千四百六十七番地丸田弥八外九百十名）（舘林三喜男君紹介）（第一六九〇号）、同外一件（請願者　香川県三豊郡観音寺町甲三千百八十七番地堀野善太郎外十三名）（大平正芳君紹介）（第一六九一号）、同（請願者　佐賀県佐賀市赤松町二百三十九番地松尾諒平外千百五十一名）（江藤夏雄君紹介）（第一六九二号）、同（請願者　東京都中野区本町通五百十番地矢野次郎外七百四十六名）（菊川忠雄君紹介）（第一六九三号）、同外一件（請願者　愛媛県南宇和郡御荘町愛媛県退職公務員連盟南宇和支部長丸碧庄三郎外百十七名）（高橋英吉君紹介）（第一六九四号）、同外二件（請願者　静岡県沼津市高島町高島安外三百三十五名）（遠藤三郎君紹介）（第一六九五号）、同（請願者　新潟県新潟市

古川市加古川町西本町一丁目村津久次外三百四十七名）（吉田賢一君紹介）（第二〇〇四号）、同外二件（請願者　鹿児島県熊毛郡西之表町西之表植村捨次郎外百三十名）（岩川與助君紹介）（第二〇〇五号）、同（請願者　福井県丹生郡織田町久守孫右衛門外六十名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇六号）、同（請願者　宮城県仙台市錦路六軒丁六丁目二番地高橋玄治外九百二十六名）（佐々木更三君紹介）（第二〇〇七号）、同（請願者　埼玉県浦和市高砂町五丁目百四十八番地有元久五郎外千三百七十五名）（川島金次君外二名紹介）（第二〇〇八号）、同（請願者　東京都葛飾区高砂町二百六十四名）（正木清君紹介）（第二〇〇九号）、同（請願者　東京都文京区小日向台町一丁目三十一番地市川守吉外千四十三名）（鳩山一郎君紹介）（第二〇〇十七号）、同（請願者　岡山県津山市田町九十六番地育井荒一外二百十七名）（大村清一君紹介）（第二〇〇十八号）、同（請願者　新潟市西大畑町中村慈平外十六名）（田中彰治君紹介）（第二〇〇十九号）、同（請願者　愛知県丹羽郡古知野町大字古知野今井富三郎外百六十二名）（根本龍太郎君紹介）（第二〇〇二〇号）、同外一件（請願者　福井県丹生郡朝日町桑原又兵衛外百五十名）（植木庚子郎君紹介）（第二〇〇二一号）、同外三件（請願者　岡山市嶽井小川凍外七百九十六名）（逢澤寛君紹介）（第二〇〇二二号）、同（請願者　名古屋市熱田区新尾頭町二十七番地後藤基醫）（辻寛一君紹介）（第二〇〇二三号）、同（請願者　三重県志摩郡磯部村大字恭掛三百八十二番地瀬川須平外二十二名）（中村清君紹介）（第二〇〇二四号）、同（請願者　愛知県東春日井郡小牧町大字小牧二千七百三十一番地平手久之助外七十名）（神戸眞君紹介）（第二〇〇二五号）、同（請願者　東京都板橋区板橋町八町目二千百七十四番地宮川先外千五百六十名）（鈴木仙八君紹介）（第二〇〇二六号）、同（請願者　静岡県島田市中河川一丁目静岡県退職公務員連盟島田市支部長大石広二外三十八名）（堀原時三郎君紹介）（第二〇〇二七号）、同（請願者　佐賀県神埼郡境野村大字下西二十八番地末次繁外六百十八名）（三池信君紹介）（第二〇〇二八号）、同（請願者　奈良県生駒郡郡山町南郡山二百九十二番地沢井弁造外三百五名）（秋山利恭君紹介）（第二〇〇二九号）、同（請願者　福井県大野郡大野町広瀬均外二百七十五名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇三〇号）、同（請願者　宮城県仙台市通町百二十五番地宮城県退職公務員代表鈴木健治外八百十四名）（竹谷源太郎君紹介）（第二〇〇三一号）、同（請願者　兵庫県洲本市上物部兵庫県退職公務員連盟洲本支部代表吉野南潮外二百三十四名）（永田亮一君紹介）（第二〇〇三二号）、同外一件（請願者　埼玉県熊谷市大字熊谷千百二十一番地田口次作外四百九十五名）（松崎朝治君紹介）（第二〇〇三三号）、同（請願者　福井県大野郡大野町清水百三十八番地広瀬均外二百十五名）（植木庚子郎君紹介）（第二〇〇三四号）、同（請願者　滋賀県伊香郡高時村大字石道中村喜平外二百九十九名）（森幸太郎君紹介）（第二〇〇三五号）、同外一件（請願者　東京都荒川区三河島町七丁目四百九十四番地田村寅二外千二百六名）（天野公義君紹介）（第二〇〇三六号）、同（請願者　東京都中野区本町通五丁目十番地矢野登次郎外六百八十二名）（花村四郎君紹介）（第二〇〇三七号）、同外一件（請願者　三重県河芸郡黒田村大字三行千百六十四番地後藤謙外四百八十九名）（田中久雄君紹介）（第二〇〇三八号）、同（請願者　福岡県浮羽郡浮羽町大字浮羽町八百六十番地松田資之外二千三百五十八名）（荒木萬壽夫君紹介）（第二〇〇三九号）、同（請願者　福井県大野郡大野町清水百三十四ノ十五番地大宮松栄外二百七十五名）（坪川信三君紹介）（第二〇〇四〇号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡三島村愛媛県退職公務員連盟北宇和支部長松本義光外七十四名）（井谷正吉君紹介）（第二〇〇四一号）、同（請願者　東京都世田谷区上馬町二丁目三十五番地横溝二清外千四百二十四名）（鈴木茂三郎君紹介）（第二〇〇四二号）、同（請願者　福井県坂井郡金津町福井県退職公務員連盟坂井郡東部支部沙見市衛外百二十六名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇四三号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡横川町中ノ九百六十三番地沼田龍雄外八名）（池田清志君紹介）（第二〇〇四四号）、同（請願者　大阪市西淀川区大和田町八十七番地恩地庄太郎外九十名）（西尾末廣君紹介）（第二〇〇四五号）、同外一件（請願者　埼玉県北埼玉郡水深村角田伊助外五百四名）（齋木正君紹介）（第二〇〇四六号）、同（請願者　長野県西筑摩郡大桑村三村和海外三百十二名）（増田甲子七君紹介）（第二〇〇四七号）、同（請願者　茨城県真壁郡下妻町大字下妻乙ノ六十九番地武井清三郎外八百六十二名）（赤城宗徳君紹介）（第二〇〇四八号）、同（請願者　兵庫県神戸市生田区下山手通八丁目四百六番地秋山藤五郎外四百五十三名）（首藤新八君紹介）（第二〇〇四九号）、同（請願者　茨城県新治郡石岡町井坂実之助外七百六十七名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二〇〇五〇号）、同（請願者　東京都西多摩郡戸倉村二百二十八番地堀内利愛外二百九十三名）（並木芳雄君紹介）（第二〇〇五一号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇〇五二号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇五三号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇〇五四号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇〇五五号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇〇五六号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇〇五七号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇〇五八号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇〇五九号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇〇六〇号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇〇六一号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇六二号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇〇六三号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇〇六四号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇〇六五号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇〇六六号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇〇六七号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇〇六八号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇〇六九号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇〇七〇号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇七一号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇〇七二号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇〇七三号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇〇七四号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇〇七五号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇〇七六号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇〇七七号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇〇七八号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇〇七九号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇八〇号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇〇八一号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇〇八二号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇〇八三号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇〇八四号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇〇八五号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇〇八六号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇〇八七号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇〇八八号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇八九号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇〇九〇号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇〇九一号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇〇九二号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇〇九三号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇〇九四号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇〇九五号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇〇九六号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇〇九七号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇〇九八号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇〇九九号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一〇〇号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一〇一号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一〇二号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一〇三号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一〇四号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一〇五号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一〇六号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一〇七号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一〇八号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一〇九号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一一〇号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一一一号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一一二号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一一三号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一一四号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一一五号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一一六号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一一七号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一一八号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一一九号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一二〇号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一二一号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一二二号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一二三号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一二四号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一二五号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一二六号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一二七号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一二八号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一二九号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一三〇号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一三一号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一三二号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一三三号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一三四号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一三五号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一三六号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一三七号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一三八号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一三九号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一四〇号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一四一号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一四二号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一四三号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一四四号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一四五号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一四六号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一四七号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一四八号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一四九号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一五〇号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一五一号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一五二号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一五三号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一五四号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一五五号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一五六号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一五七号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一五八号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一五九号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一六〇号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一六一号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一六二号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一六三号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一六四号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一六五号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一六六号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一六七号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一六八号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一六九号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一七〇号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一七一号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一七二号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一七三号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一七四号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一七五号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一七六号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一七七号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一七八号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一七九号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一八〇号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一八一号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一八二号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一八三号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一八四号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一八五号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一八六号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一八七号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一八八号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一八九号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一九〇号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇一九一号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇一九二号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇一九三号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇一九四号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇一九五号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇一九六号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇一九七号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一九八号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇一九九号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇二〇〇号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇二〇一号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇二〇二号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇二〇三号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇二〇四号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇二〇五号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇二〇六号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇二〇七号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇二〇八号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇二〇九号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇二一〇号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇二一一号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇二一二号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇二一三号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇二一四号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇二一五号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇二一六号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇二一七号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇二一八号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇二一九号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇二二〇号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇二二一号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇二二二号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇二二三号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇二二四号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇二二五号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇二二六号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇二二七号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇二二八号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇二二九号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇二三〇号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇二三一号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇二三二号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇二三三号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇二三四号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇二三五号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇二三六号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇二三七号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五丁目二千二百二十四番地加藤清重外二千六百八十五名）（加藤高藏君紹介）（第二〇二三八号）、同（請願者　大阪府中河内郡相模原大県二十四番地大橋順子外三百七十四名）（松永佛骨君紹介）（第二〇二三九号）、同（請願者　群馬県甘楽郡一ノ宮町大字一ノ宮群馬県退職公務員連盟甘楽支部長伊沢一二外四百四十四名）（小峯柳多君紹介）（第二〇二四〇号）、同（請願者　福井市宝永上町福井県退職公務員連盟福井市支部連合会代表峯岩雄外百二十四名）（齋木重一君紹介）（第二〇二四一号）、同（請願者　大阪府池田市室町三番町千十四番地ノ二水川真蔵外四百六十九名）（原田憲君紹介）（第二〇二四二号）、同（請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二百四ノ二番地神戸半七郎外二百七十六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇二四三号）、同外二件（請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作）（菊池義郎君紹介）（第二〇二四四号）、同（請願者　神戸市灘区上野新田四百二十一番地横山藤太郎外四百八十一名）（中井一夫君紹介）（第二〇二四五号）、同（請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四丁目西入桜木町鈴木博也外二百七十七名）（中川源一郎君紹介）（第二〇二四六号）、同（請願者　茨城県水戸市松本町五

同（請願者　栃木県足利市丸山町六百八十一番地小島徳蔵外二百一名）（栗田英男君紹介）（第二九〇〇号）、同外一件（請願者　兵庫県相生市新町四千八十九番地金谷つや外六百名）（河本敏夫君紹介）（第二九八四号）、同（請願者　北海道網走市台町土屋八郎外百三十三名）（永井勝太郎君紹介）（第二九八五号）、同（請願者　茨城県久慈郡大田町江幡久米吉外四名）（大高康君紹介）（第二九八六号）、同外四件（請願者　福井県今立郡上池田村稚荷第三十号字野猪子兵衛外二百二十八名）（植木庚子郎君紹介）（第二九八七号）、同（請願者　福島県河沼郡坂下町千五百七十八番地関川七蔵）（青家喜六君紹介）（第三〇四一号）、同（請願者　宮城県加美郡鳴瀬村四日市場宿二十七番地宮城県職員公務員代表村山貞之助外九百十九名）（本間俊一君紹介）（第三〇四二号）、同（請願者　北海道旭川市七条三丁目右十号岩谷八郎外百十八名）（武田信之助君紹介）（第三〇四三号）、同（請願者　三重県桑名市益生町三百四十八番地野口清蔵）（木村俊夫君紹介）（第三〇四四号）、同（請願者　北海道札幌市南十三条西十四丁目久田儀兵衛外二百三十三名）（横路節雄君紹介）（第三〇四五号）、同（請願者　兵庫県美方郡温泉町井上兵庫県退職公務員連盟美方郡支部代表松元憲太郎外百十一名）（小島徹三君紹介）（第三〇四六号）、同（請願者　北海道小樽市松ケ枝町二十一番地小川原寛負外二百十四名）（椎熊三郎君紹介）（第三〇四七号）、同（請願者　茨城県結城郡結城町大字結城杉田祐四郎外九百八十七名）（風見章君紹介）（第三一八一号）、同（請願者　静岡県田方郡対島村赤沢三十二番地山口久三外七十名）（久保田豊君紹介）（第三一八二号）、同（請願者　東京都世田谷区若林町五百九十八番地永沢武雄外千三百五十一名）（安井大吉君紹介）（第三一八三号）、同（請願者　北海道稚内市弁天通二丁目若林辰雄外百二十四名）（芳賀貢君紹介）（第三一二五号）、同外三件（請願者　福井市昭和町八十番地福井県退職公務員連盟福井市支部代表山崎真太郎外百四十七名）（富木重一君紹介）（第三一二六号）、同（請願者　広島県豊田郡河内町退職公務員連盟会長佐々木茂一外三十三名）（中川俊思君紹介）（第三一二七号）、同（請願者　愛媛県温泉郡久米村退職公務員連盟温泉郡支部長浦通外三百七十九名）（中村時雄君紹介）（第三一二八号）、同（請願者　岡山県勝田郡新野村武下良策外百三十三名）（大村清一君紹介）（第三一一九五号）、同外五件（請願者　福井県大飯郡高浜町事代福井県退職公務員連盟大飯郡支部長江上秀吉外四百四十五名）（坪川信三君紹介）（第三一二九六号）、同（請願者　山形県東田川郡藤島町越後京田字南大坪二番地斎藤正市外三十二名）（上林與市郎君紹介）（第三一二九七号）、同（請願者　愛媛県八幡浜市大谷口愛媛県退職公務員連盟八幡浜支部長毛利兵一郎外四十九名）（高橋英吉君紹介）（第三一三八号）、同（請願者　三重県鈴鹿郡亀山町市ケ坂百九十三番地土呂正遵外百十三名）（田中久雄君紹介）（第三一三九号）、同（請願者　北海道夕張市本町五丁目五十三番地戸沢金次郎外百四十名）（小平忠君紹介）（第三一四〇号）、同（請願者　福井県坂井郡鶉村伊井伊平外二十九名）（坪川信三君紹介）（第三一四一号）、同（請願者　石川県江沼郡東谷奥村字滝木二百十九番地西納璋外八百十八名）（坂田英一君紹介）（第三一五四六号）、同（請願者　金沢市仙石町二十七番地教育会館内石川県退職公務員連盟会代表三島理保外八百十六名）（益谷秀次君紹介）（第三一五四七号）、同（請願者　金沢市仙石町二十七番地教育会館内石川県退職公務員連盟安達支部長青野勝美）（佐藤善一郎君紹介）（第三一九二一号）、同（請願者　秋田市土手長町秋田県退職公務員連盟秋田市支部長東忠之輔外三十九名）（細野三千雄君紹介）（第四〇四〇号）、同（請願者　秋田県由利郡本荘町本田仲町秋田県退職公務員連盟由利郡支部長櫛野美規外百四十九名）（齋藤憲三君紹介）（第四〇四一号）、同（請願者　福島県岩瀬郡須賀川町矢野保太郎）（鈴木義男君紹介）（第四一〇七号）、同外一件（請願者　愛知県半田市北大股町四十六番地愛知県退職公務員連盟半田支部長鈴木順治郎外一名）（久野忠治君紹介）（第四二三二号）、同（請願者　松山市今市二丁目七百七十四番地退職公務員連盟松山支部長近藤和雄外百五十七名）（中村時雄君紹介）（第四二八三号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町大字堀之内三百二十三番地新潟県退職公務員連盟北魚沼郡支部代表大平朝吉外百四十四名）（宜四郎君紹介）（第四三一八号）、同外七件（請願者　福井県丹生郡立待村竹部武外三百四十八名）（細田一君紹介）（第四三一九号）、同（請願者　松山市今市二丁目七百七十四番地愛媛県退職公務員連盟松山市支部長近藤和雄外百六十九名）（武知勇記君紹介）（第四三一五三号）、同（請願者　千葉県印旛郡根郷村神川四百六十四番地千葉県退職公務員連盟印旛郡支部長大野浜蔵）（竹尾弋君紹介）（第四三五四号）、同（請願者　千葉県館山市館山七百九十六千葉県退職公務員連盟館山市支部長小林守治郎外千三百二十九名）（中村勝一郎君紹介）（第四三七九号）、同（請願者　千葉市長洲町一丁目百七番地千葉県退職公務員連盟千葉市支部長千脇六郎外九百四十五名）（臼井荘一君紹介）（第四三八〇号）、同（請願者　千葉県船橋市宮本町一丁目千九百二十八番地千葉県退職公務員連盟船橋市支部長岡本直道外七百十八名）（吉川彙光君紹介）（第四三八一号）、同（請願者　千葉県市原郡市原村市原九十二番地千葉県退職公務員連盟市原郡支部長山越毅一外七百十八名）（始関伊平君紹介）（第四三八号）、同（請願者　千葉市吾妻町教育会館内千葉県退職公務員連盟理事長高木京次郎外三千八百六十名）（山村新治郎君紹介）（第四四一二号）、同（請願者　広島県福山市佐波町広島県退職公務員連盟福山市支部長相原道登外一名）（高橋等君紹介）（第四四一三号）、同（請願者　千葉県館山市館山七百九

十六番地千葉県退職公務員連盟館山支部長小林守治郎）（中村庸一郎君紹介）（第四五三一号）、同（請願者　千葉県夷隅郡東海村釈迦谷八百六十六番地退職公務員連盟勝郡支部長沼倉富之助外七十三名）（飯塚定輔君紹介）（第四七五号）、同外一件（請願者　香川県綾歌郡宇多津町二千二百三十八番地香川県退職公務員連盟綾歌郡支部長大松太平外百二十三名）（加藤常太郎君紹介）（第四八九八号）、同（請願者　仙台市外記丁十二ノ十五番地宮城県退職公務員連盟理事長岩井克己）（庄司一郎君紹介）（第五一〇六号）及び同（請願者　長野県南佐久郡向田町百三十番地竹内好太外六百四十名）（井出一太郎君紹介）（第五一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来退職公務員の恩給額改訂措置は現職公務員の給与改訂と同時に行われていたにもかかわらず、昭和二十八年度第二次補正予算においては、現職公務員の給与改訂行われたのに、退職公務員の恩給額が現状のままえ置かれてることは誠に不当である。ついては、退職公務員の恩給額を現職公務員の給与改訂と同時に増額改訂が行われるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

退職公務員の生活は恩給に依存するところ大なる実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　岡山県井原市門田町軍人恩給連盟支部均井竹次郎外四百六十名）（是島二郎君紹介）（第一〇四九号）、同（請願者　岡山県御津郡一宮村小林重三郎外五百二十八名）（大村清一君紹介）（第一一二三号）、同（請願者　岡山県吉備郡福谷村橋本降夫外四十五名）（橋本龍伍君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　熊本市大江町大江三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟理事長牛島満外四百八十名）（吉田安君紹介）（第一七二三号）、同（請願者　熊本市大江町大江三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表千田貞雄外九十八名）（吉田重延君紹介）（第二七二四号）、同（請願者　熊本県玉名郡玉水村大字部田見千十一番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表上井厚外五百三十四名）（大久保武雄君紹介）（第二九九〇号）及び同（請願者　熊本市大江町大江三十五番地熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表千田貞雄外五百三十四名）（大麻唯男君紹介）（第三〇四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係の恩給が復活したことは感謝に堪えないが、まだ現行恩給法には研究、改善すべき点が多数ある。ついては、恩給法を改正して、（一）加算の復活（二）文武官の不均衡の是正（三）個々の在職年数を通算し、引き続きを削除し、また一時恩給を五箇年に改正（四）戦争受刑者は海外抑留未帰還者と同様に取扱い、刑死者には公務扶助料の支給等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

なお、本請願の上は、内閣に送付すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都渋谷区永住町二十五番地蒲穆）（青柳一郎君紹介）（第一一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元傷い軍人に対する傷病恩給の復活は基本的には認められるに至つたが、これが手続等において不利不便があり、しかも受給者は多くの家族をかかえて生活苦にあえいでいる。ついては、恩給法を改正して、（一）既裁定の第七項症ないし第四款症（改正法第一款ないし第五款症）該当者に対して恩給を自動的に復活支給すること（二）家族加給は現在数をもつて支給すること（三）終戦の混乱時において未手続者に対して時効を延期すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人傷い者の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政等の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都品川区上大崎四丁目二百四十九番地日本国有鉄道機関車労働組合中村順造）（加藤勘十君紹介）（第一二九〇号）、同（請願者　東京都千代田区国鉄内日本国有鉄道機関車労働組合瀬戸敏夫）（楯肇次郎君紹介）（第一五八五号）、同（請願者　東京都品川区上大崎四丁目二百四十九番地全国機関車乗務員分科会副会長元山俊美）（三輪壽壮君紹介）（第二〇五二号）、同（請願者　鳥取県米子市明治町五十一番地森崎一夫）（赤澤正道君紹介）（第二三四六号）、同（請願者　山梨県甲府市飯田町二千七百十七番地斎藤佐太男）（古屋菊男君紹介）（第二三四七号）、同（請願者　東京都品川区上大崎四丁目二百四十九番地新井勝美）（櫻井奎夫君紹介）（第二三四八号）、同（請願者　東京都港区芝白金台町二丁目二十二番地車田守）（福田篤泰君紹介）（第二九五号）、同（請願者　東京都世田谷区池尻町五百二十五番地山本重夫）（安井大吉君紹介）（第二八六六号）、同（請願者　神奈川県足柄上郡福沢村竹松七百六十五番地国府津機関区機関士山室清一外義照君紹介）（第二九八九号）、同（請願者　福岡県直方市山部菊竹町四百四十四番地梅木恒光）（青野武一君紹介）（第三一一九号）、同（請願者　神奈川県足柄上郡金田村金子三千四百九十二番地多田操蔵）（山口シヅエ君紹介）（第三一一〇号）、同（請願者　東京都新宿区諏訪町二十八番地島田俊正）（辻文雄君紹介）（第三一二一号）、同（請願者　神奈川県横浜市戸塚区柱町二百八十八番地斎藤明）（吉田賢一君紹介）（第三一二二号）、同（請願者　神奈川県足柄下郡下中村中村原百八十一番地荘司悦郎）（前田栄之助君紹介）（第三一二三号）、同（請願者　神奈川県横浜市西区石崎町一丁目十三番地中川仲雄）（日野吉夫君紹介）（第三一二四号）、同（請願者　神奈川県小田原市新玉一丁目四十六番地亀井栄造）（矢尾喜三郎君紹介）（第三一二五号）、同（請願者　神奈川県横浜市神奈川区綿花町一丁目一番地伊東重明）（門司亮君紹介）（第三一二六号）、同（請願者　福島県福島市天神町三十番地加藤六郎）（山下春江君紹介）（第三一二七号）及び同（請願者　広島県双三郡十日市町日本国有鉄道機関車労働組合永谷満明）（高津正道君紹介）（第三五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄における機関車乗務員は、その業務が石炭燃焼による有害ガスの危険にさらされ、複雑な機械類激を全身にうけ、視覚及び聴覚は騒音の中から四囲の安全注視を続ける等、実に間断のないので、直接人体に及ぼす影響は多大で、実に不健康業務でありながら、給与は警察監獄職員等のごとく特別加算もなく、しかも大正八年恩給法上の在職年の計算について一年につき〇、五年の加算が認められたものも、昭和二十八年法律第百五十五号恩給法の一部改正によつて、廃止されたが、これが措置は蒸気機関車乗務員等の志気を害するのみならず、鉄道輸送の安全を著しく低下させるものである。ついては、昭和二十八年法律第百五十五号附則第四条中「この法律施行後八月」を「保険数理を基礎とした、新たな恒久的社会保障制度が制定実施されるまで、在職年の計算については、恩給法第三十八条から第四十条までの改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。」と改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

機関車乗務員の業務の実情並びにこれらの業務が恩給法上の不健康業務であつた沿革にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

再任特定郵便局長の在職年数通算に関する請願（請願者　広島県甲奴郡出総村田総郵便局長井上商一郎）（紹介議員弘君紹介）（第一四一〇号）、同（請願者　岡山県都窪郡妹尾町岡山県妹尾郵便局長岡鹿之助外三百二十二名）（橋本龍伍君紹介）（第一九八八号）、同（請願者　兵庫県佐用郡平福町平福郵便局長松田武夫）（大上司君紹介）（第二六二一号）、同外一件（請願者　福岡市東領町福岡東領郵便局長小田部正与外百二十一名）（熊谷憲一君紹介）（第二七八一号）、同外一件（請願者　長崎県南高来郡加津佐町加津佐郵便局長増崎泰外二百三十六名）（本多市郎君紹介）（第二八四一号）、同外一件（請願者　佐賀県三養基郡基山町木山口郵便局長原幸一外百五十五名）（江藤夏雄君紹介）（第二八四二号）、同（請願者　熊本県上益城郡甲佐町甲佐郵便局長高田豊水外百五十四名）（大久保武雄君紹介）（第二八四三号）、同（請願者　愛媛県上浮穴郡仕七川村仕七川郵便局長古川通貴外五十名）（鍛冶谷勝利君紹介）（第二八四四号）、同（請願者　宮崎県児湯郡美々津町美々津郵便局長三好玄蕃外七十名）（相川勝六君紹介）（第二八九二号）、同（請願者　大分県北海部郡佐賀関町大分県南部佐賀関郵便局長会長原五郎外百二十九名）（村上勇君紹介）（第二八九四号）、同（請願者　広島県双三郡吉舎町吉舎郵便局長石田正二外四百五十名）（岡本忠雄君紹介）（第二九七二号）、同（請願者　高知県高岡郡浦ノ内村浦ノ内郵便局長田中豊美外六十名）（濱田幸雄君紹介）（第二九七三号）、同（請願者　鹿児島県日置郡伊作町伊作郵便局長源田千秋外百七十六名）（迫水久常君紹介）（第二九七四号）、同（請願者　山口県下関市幡生町坂田猛夫外三百八十一名）（吉武恵市君紹介）（第三〇三七号）、同外一件（請願者　福岡県築上郡椎田町梅林富造外百三十一名）（平井義一君紹介）（第三〇三八号）、同（請願者　松江市古志原郵便局長小村宏外二百十九名）（大橋武夫君紹介）（第三一一七号）、同外一件（請願者　熊本県八代郡下岳村岩村勲外百四十三名）（坂田道太君紹介）（第三一一八号）、同（請願者　徳島県名西郡石井町石井郵便局長山下義長外百十名）（生田宏一君紹介）（第三一七四号）、同（請願者　香川県坂出市西通町二番地宮田丑平外五十八名）（大平正芳君紹介）（第三一七五号）、同（請願者　大分県宇佐郡東院内村本院内郵便局長二百市貞徳外百二十九名）（細田吉蔵君紹介）（第三一七六号）、同（請願者　福岡県三井郡小郡町田中倭一郎外百九名）（山崎巌君紹介）（第三一二一号）、同（請願者　福岡県直方市新町郵便局長重松林外五十六名）（麻生太賀吉君紹介）（第三四一四号）、同（請願者　鹿児島県給良郡東国分村東国分郵便局長中馬政男）（山中貞則君紹介）（第三七〇五号）、同（請願者　愛媛県越智郡鏡村大三島郵便局長波辺正外四十九名）（高橋英吉君紹介）（第三七七四号）及び同（請願者　宮崎県東臼杵郡本庄町本庄郵便局長巣山敏外八十四名）（瀬戸山三男君紹介）（第五一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特定郵便局長の恩給については、昭和二十五年法律第八十七号附則第八項によつて、昭和二十二年十二月三十一日現在現職にある者に限り、それ以前の勤続期間の二分の一を公務員在職年数に通算されているが、公職追放にあつて現職に復帰した特定郵便局長のほとんどは昭和二十二年十二月三十一日以前に追放されたため、同法の適用を受けられずきわめて不利益を被つている。ついては、追放解除により再就職した特定郵便局長は昭和二十二年十二月三十一日以降現職とみなし、一般局長同様に旧在職年数の通算を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

当時における追放の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は考慮の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給に関する請願（請願者　京都府舞鶴市泉源寺府営住宅十六号輿水直文）（大石ヨシエ君紹介）（第一七九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦地加算で恩給年限に達し昭和二十年県世話課より進達済の者であるが、当時は戦争末期の混乱のため軍人恩給事務がほとんど進ちよくしなかつた実情にあつたので、今般の復活に当り既得権を裁定済にのみ限定することは不公平である。ついては、軍人恩給に関する既得権の範囲を裁定済に限定せず進達済にまで拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の本旨並びに終戦前後の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

傷病恩給裁定における結核症基準引上げに関する請願（請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内石渡正好）（内藤友明君紹介）（第一七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の傷病恩給制度は同じ傷い軍人でも、戦傷（外科）と戦病（胸部症患）との間に待遇上の差を設け、戦傷者は重点的、優先的に厚遇して恩給の裁定を受けているが、これらは同じく公務に基因するのであつて、結核患者の場合重症でも五項症で裁定されていることは、結核症の特殊性とその作業能力を理解していないからで、かかる差別はきわめて不合理である。ついては、傷病恩給裁定における結核戦病者の項症基準を二項症引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

肺結核症等の内部疾患の特異性並びにこれら傷病者及びその家族の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦犯者に恩給支給に関する請願（請願者　東京都世田谷区太子堂町四百六十一番地笠井千代）（山下春江君紹介）（第一九三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

連合国であつた外国が戦時中の行動に対して裁判し、拘禁したという点ではソ連抑留者も巣鴨拘禁者もまつたく同様であり、未帰還者留守家族等援護法でも同様に待遇されているが、恩給については、巣鴨在所者が差別待遇をうけていることははなはだ遺憾で、その留守家族は悲惨な生活を続けている。ついては、現に巣鴨に服役中の戦犯者留守家族に対し普通恩給又は一時恩給を支給するとともに、戦争受刑者として服役中の期間最低恩給年限に達するまで恩給年限に通算され、これによる恩給受給資格者に相当の恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦犯者の留守家族等の生活の実情等にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に対して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡高城村川畑武雄外二百三十名）（池田清志君紹介）（第二〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行恩給法は旧軍人と文官との差別著しく、既裁定者と未裁定者間にはなはだしい不公平がある。ついては、これが是正のため恩給法を改正して、（一）仮定俸給を文官と旧軍人とを同一に改め、（二）未裁定者の既裁定者と同様恩給最短年限に達するまで加算を認め、（三）召集、応召のため勤務を断続した者に通算を認め、（四）恩給金庫の設置等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政

の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　岡山市石関町六十番地岡山県旧軍人関係恩給権擁護連盟岡山市支部代表中張歓一郎）（大村清一君紹介）（第二〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係の恩給が復活されたことは深く感謝するところであるが、いまだ恩給法には研究改善を要する点が多い。ついては、恩給法を改正して、（一）文武官の不均衡の是正（二）引き続きを削除し、個々の在職年数を通算し、一時恩給を三年に改正（三）加算の復活（四）刑死者、獄死者の遺族に対して未帰還者遺族と同様に公務扶助料の支給（五）戦死受刑服役者に対して恩給を支給する外、未帰還者の抑留期間と同様に拘禁中の期間を恩給年数に通算すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

元台湾の州、庁有給吏員の恩給復活に関する請願（請願者　栃木県河内郡薬師寺村大字仁良川　舘野武三外二十名）（舘林三喜男君紹介）（第二六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国が独立して第三年目を迎え、すでに内外地の諸公務員の恩給が復活を見ている現在において、台湾総督府令制定に基く州、庁有給吏員の恩給のみが復活されずに放置されていることは、たとえいかなる事由によるにせよ、われわれ既得権者として、しかも老境に入り、生活苦にあえぐ無一物の引揚者にとつて実に悲痛の感に堪えないところである。ついては、元台湾の州、庁有給吏員の恩給を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

元台湾の州、庁有給吏員に対する処遇の経緯にかんがみ、本請願の趣旨は考慮の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

地方公務員中雇よう員の恩給制度確立に関する請願（請願者　福岡県大牟田市役所内福岡県自治団体従業員組合協議会山田輝雄外五名）（青野武一君紹介）（第二六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公務員のうち、雇よう員となるが故に今日まで、その恩給制度が制定されなかつたことはまことに遺憾であり、先般の恩給法改正に際しても、かねての懸案が実施されるのを、われわれ雇よう員は期待していたところ遂に実現されなかつたが、もとより恩給は永年勤続者に与えられる老後の慰労金にして、職務のいかんにかかわらず、永年勤続という実績は認められなければならないと確信している。ついては、地方公務員中雇よう員の恩給制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

公務の本旨に基づき、本請願の趣旨は、考慮の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍人下級者の公務扶助料引上げに関する請願（請願者　京都府与謝郡与謝地方町村遺族連合会長岸本季生外三名）（大石ヨシエ君紹介）（第二六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次改正された恩給法の戦没軍人遺族の公務扶助料において、下級軍人の階級は一般公務員と異り、国家の権力によつて強制的に徴集されたものである等の特殊な事情にあることの考慮が払われていないのみならず、かえつて恩給停止前に比べ下級者ほど冷遇されているが、実社会と隔絶し矛盾のはなはだしい軍隊の階級そのままをもつて、人命の補償である扶助料の基礎としたことは偏重不当である。ついては、旧軍人下級者の公務扶助料を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人下級者の遺族の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正等に関する請願（請願者　滋賀県大津市丸屋町十二番地平戸義次外九千百四十一名）（今井耕君紹介）（第二七二五号）及び同（請願者　東京都北区上十条五丁目二十番地東京都旧軍人恩給権擁護連盟北区有志会長宮原昌法外四十二名）（庄司一郎君紹介）（第三七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人軍属の恩給が復活したが、その内容において、かつて恩給法上等しく公務員であつた軍人軍属と一般公務員との間に著しく均衡を失し、しかも旧軍人中下級者の公務扶助料は戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金よりも少額となつており、戦犯者の恩給上の処遇が余りにも公正妥当を欠いている。ついては、（一）旧軍人軍属の実在職年は一般公務員と同様に取り扱い、その合算、通算に関する規定してある差別的条項を廃止すること（二）加算廃止によつて失権となる未裁定者にも既裁定者同様に加算を認め、これによつて恩給を受ける権利を裁定されたものにはその実在職年に基く恩給を支給すること（三）旧軍人下級者の公務扶助料を引上げること（四）戦争受刑者の処遇を是正すること（五）軍人恩給給与水準の引上げを行うこと等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十二番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会代表柴山兼四郎）（八木一郎君紹介）（第二八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係の恩給については加算制度が廃止され、とくに勤労の実績である実在職年に関してさえも不当な制約を加える等、幾多の不合理、不公平を生じている。ついては、（一）恩給法（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十四条第一項を削除すること（二）同条第二項に新たに規定を加え、旧恩給法第三十二条に規定する加算年についてはこれにより普通恩給の最短年限に達する者が当該年限に達するまでの加算はこれを恩給の基礎在職年に算入すること（三）同条第三項の者にも前号の追加規定を準用すること（四）附則中前三号に関連する条項を整理すること等、恩給法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給支給促進に関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百九十六番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会代表柴山兼四郎）（八木一郎君紹介）（第二八六九号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地柴山兼四郎）（小泉純也君紹介）（第三六五一号）及び同（請願者　東京都千代田区永田町衆議院第一議員会館内

池田清志）（池田清志君紹介）（第四二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人関係の恩給ことに公務扶助料が遅滞しているので、その促進を要望する声が全国的に起りつつある。ついては、左記事項を速やかに措置されたいというのである。（一）恩給支給事務費を都道府県に増額交付すること。（二）恩給裁定事務の簡素化を図ること。（三）下級者の公務扶助料額を戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金額よりも低額とならないよう改正すること。

二、請願の議決理由

公務扶助料受給者の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日　内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都青梅市下長淵七百十九番地久保進外三千四百三十四名）（並木芳雄君紹介）（第二九八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人軍属に対する恩給の復活されたことは有権者のひとしく感謝するところであるが、文官との間に格段の差別を設けてあることは不均衡にして、今後保安隊が文官より武官に切り替えられるであろうときに際して、問題を残すことは明らかである等多くの不合理な点がある。ついては、遺族扶助料の最低額を引上げること、実在職年の継続制を通算制にすること、文武官の不均衡を是正すること、加算を認めること等、恩給法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日　内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍人中昭和八年徴募兵並びに志願兵に対する恩給法の特別取扱等に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市一ノ宮町北川好孝外三千七百二十九名）（田中久雄君紹介）（第三〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給法によってその支給を受ける旧軍人は、下士官及び兵は十二年以上、准士官以上は十三年以上の連続勤務の者となっており、昭和八年一月と七月入団の志願兵は、終戦までに十二年三箇月ないし七箇月であるため、同勤続年数でありながら下士官の者は支給され、准士官以上であった者は一時恩給のみと成績良好の者に不利な結果が生じており、しかも准士官以上には学校出身の将校と一兵卒から累進した特務士官とがあり、一率に将校として取り扱われれば、一時金の最低であるため昭和八年入団の特務士官はきわめて不公平な待遇を受けることになる。ついては、旧軍人中昭和八年海軍徴募兵、志願兵及び将校の特異性を勘案し、恩給法の特別取扱いと支給額の増額を配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の本旨にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日　内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍人恩給制度確立等に関する請願（請願者　北海道小樽市花園町西二丁目十番地須藤勝太郎外十七名）（椎熊三郎君紹介）（第三〇五〇号）、同外二件（請願者　長野県北佐久郡小諸町小諸高等学校丸山恒雄外百六十七名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一二八号）、同外二件（請願者　福岡県朝倉郡杷木町杷木中学校佐々木政雄外六十名）（熊谷憲一君紹介）（第三一二九号）、同（請願者　長野県北佐久郡岩村田町岩村田高等学校富岡修輔）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一八四号）、同（請願者　茨城県水戸市木折町五千三百五十九番地青木知男）（山崎猛君紹介）（第三一九五号）、同（請願者　長野県北佐久郡芦田村御料高等学校今井聖三外二名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一三九号）、同（請願者　松山市一番町公立学校事務職員協会愛媛分会長兵頭博道）（中村時雄君紹介）（第三一四〇号）、同（請願者　長野県小県郡丸子町長依田敏治外五十六名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一九八号）、同（請願者　長野県上田市常入二百九十番地小県蚕業高等学校新村安男外二百五十八名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三三八一号）、同（請願者　上田市大字常入上境田二十七番地小松政人外二百七十六名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三五〇五号）、同（請願者　長野県上田市新参町上田松尾高等学校中沢正生外百三十六名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三六二四号）及び同（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢高等学校内田敏夫外二名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校に勤務する事務職員は、地方公務員法において校長、教員と同じく公立学校の教職員と認められているにかかわらず、教育公務員特例法より除外されているため、その身分待遇はその特殊性を考慮されず、また教育委員会法施行後は恩給法の適用を除外され、恩給基礎在職年の中断は、本人の不利益はもちろん、人事の適正配置を著しく阻害している。ついては、公立学校事務職員に教育公務員特例法を適用してその身分待遇を改善し、恩給法の適用を復活し、在職年の通算を認める等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校事務職員の勤務の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日　内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　金沢市上新木町一丁目八番地石川県旧軍人関係恩給権擁護会長伊佐一男）（富多壮一郎君外二名紹介）（第三三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給法による旧軍人関係者の処遇については、なお、文官に比べはなはだしき不均衡を生じており、また敗戦の責任を旧軍人のみに帰するがごとき処置をとっていることはまことに遺憾である。ついては、断続せる勤務年数も通算し、軍人の特殊事情にかんがみ加算を認め、文武官の不均衡を是正するとともに、戦犯刑死者に対しては公務扶助料を、服役中の者には服役年数をも加算して支給するよう恩給法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日　内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍人下級者の公務扶助料引上げに関する請願外七件（請願者　東京都世田谷区羽根木町千六百四十一番地木下逸外二百六十一名）（安井大吉君紹介）（第三三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般軍人恩給の復活を見たことは感謝に堪えないが、その内容においてはかつて恩給法上等しく公務員であった旧軍人と一般公務員との間に著しく不均衡を生じており、ことに軍人の公務扶助料は他の一般公務員のそれに比べてきわめて少額であり、しかもいまだ未受領者が多数存する実情にある。ついては、軍人関係者特に下級者の公務扶助料を引き上げるとともに、未受領者の支給範囲を拡張し、未受領者には速やかに支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人下級者の遺族の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日　内閣委員長　稻村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給支給促進に関する請願（請願者　東京都北区袋町二丁目千三百八十三番地高山忠治外四十一名）（庄司一郎君紹介）（第三七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給法の改正により旧軍人軍属の恩給が支給されるに至つたことは感謝に堪えないところであるが、旧軍人軍属は過去八年間言語に絶する忍苦の生活に耐えいてきたものであり、遺族特に未亡人においては遺児をかかえ日屈等によつて、やつと生活をささえている状態で、恩給、扶助料等の支給の速やかなることを熱望しているものの、現行恩給制度が複雑なため、著しく恩給支給が遅滞しているのは遺憾である。ついては、恩給支給のあい路を調査研究するとともに、軍人恩給を速やかに支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人及びその遺族の生活の実情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

奄美大島公務員の身分保障並びに恩給法適用に関する請願（請願者　鹿児島県大島郡名瀬市松里町一番地奄美大島公務員身分恩給対策協議会議長宮山清外二名）（山中貞則君紹介）（第三七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美大島の公務員は同じ日本の公務員でありながら、その身分、恩給等は内地の公務員と比べてきわめて不利な点が多く、八年間戦争の犠牲者として苦境にしんぎんしてきたので、復帰の上は本土と同様の取扱いがされるべきである。ついては、分離期間中南西諸島行政官庁より発令された公務員は日本行政官庁の発令とみなして身分を保証し、外地及び本土よりの引揚者に対しては奄美大島上陸の日をもつて本土引揚者と同様の措置を講ずる等、奄美大島の公務員に対して昭和二十一年一月二十八日にそ及して本土公務員と同様の身分の保障及び恩給法の適用をするよう特別措置法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後における奄美大島の特殊な経緯にかんがみ、本請願の趣旨は考慮の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

元朝鮮の地方公務員に恩給支給に関する請願（請願者　福島県田村郡七郷村大字遠山沢宗像勝三）（助川良平君紹介）（第三九八〇号）及び同（請願者　宮城県志田郡松山町広岡台六十三番地相沢久蔵）（只野直三郎君紹介）（第四三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元朝鮮の地方公務員が所定の年限を勤続して退職した場合は、条例の定めるところにより国家公務員の恩給に相当する退隠料を支給されることになつていたところ、終戦によつて勤務庁が自然解消となつたためその退隠料の恩恵に浴し得なくなつたが、等しく日本の領土内における公務員であるから内地と同様に取扱われるべきであると考える。ついては、元朝鮮の地方公務員に恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

元朝鮮の地方公務員の勤務の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するところあるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　千葉県茂原市高師四百二十番地鈴木俊二外八十九名）（千葉三郎君紹介）（第四一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに旧軍人軍属の恩給が復活したが、その内容においてかつて恩給法上等しく公務員であつた旧軍人軍属と一般公務員との間に著しく均衡を失している点が認められるので、これが不合理を是正する必要がある。ついては、恩給法を改正して、（一）旧軍人軍属の実在職年は一般公務員と同様に取り扱い、その合算通算に関する差別条項を廃止すること（二）加算廃止によつて失権となるべき未裁定者にも既定者同様に最短年限に達しないものの加算を認めること（三）旧軍人下級者の公務扶助料の額が援護法の遺族年金よりも少額となつたものに対しその不合理な点を是正すること（四）戦争受刑者に対する待遇を公務員並に扱うこと（五）恩給金庫を創設すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

時効にかかる傷病恩給の取扱に関する請願（請願者　東京都千代田区永田町衆議院第一議員会館内池田清志）（池田清志君紹介）（第四二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧勅令第六十八号による傷病恩給を受くべき者が当時軍人、軍属の恩給停止を傷病恩給をも含めた全面的停止と誤解し請求を行わず、あるいは請求手続きのために必要な諸費が賜金額に対してマイナス勘定になるというので、ついに所定の手続を行わずにそのまま時効にかかつて恩給権を失い、戦後の混乱と異常な経済変動に生活苦にあえいでいるが、これらやむを得ないと認められる事由によつて恩給権を失つたものに対して法的措置によつて時効にかからなかつた場合と同様に取り扱うべきである。ついては、かかるものに対して昭和二十八年法律第百五十五号恩給法附則第十六条、第二十一条及び第二十二条の規定に準じた法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後の混乱並びに異常な経済変動等の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族に対する扶助料支給促進に関する請願外一件（請願者　京都市中京区上本能寺前町市役所内京都市遺族会連合会長石田芳之助外十六名）（中川源一郎君紹介）（第四三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般恩給法が施行され、戦没者遺族に対する扶助料が支給されることになつているが、これら扶助料請求に対する裁定は著しく停滞しており、この現況をもつてすれば完了まで二、三年を要するとさえ伝えられているが、事務の簡素化その他の措置により扶助料を速やかに支給することが生活苦にあえぐ戦没者遺族を援護する緊急策と考えられる。ついては、戦没者遺族に対する扶助料を速やかに支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

公務扶助料受給者の生活実情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給支給に関する請願（請願者　静岡県磐田郡上浅羽村浅名六百八十五番地小池個一）（中村幸八君紹介）（第四三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡上浅羽村浅名六百八十五番地在住の小池金一は、公務員としての在官十六年七箇月と軍隊の実役一年を加えて十七年七箇月となつたので、恩給下賜有資格の確認を得て昭和二十年十月二十五日退官したが、恩給裁定が遅れて退官後約一年を経た二十一年九月十九日に下附となつたため、さきの恩給法の改正により二十一年一月三十一日までに普通恩給裁定を受けたものは軍隊実役年数が通算されたにかかわらず、その恩典に浴せず、一時恩給裁定を受ける不運になつた。ついては、本人の責に帰すべからざる原因によつて、恩給裁定が遅れたのであるから小池金一に恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
恩給制度の本旨並びに本件事務処理の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　長野市県庁前南県町六百九十五番地長野県傷い軍人会常任理事高木明男）（倉石忠雄君紹介）（第四四一四号）及び同（請願者　横浜市南区通町一丁目五番地青木孝平）（三浦寅之助君紹介）（第四四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行恩給法によれば、七項症ないし四款症者に対しては、昭和二十九年四月一日以降の現症により恩給を支給するよう規定されており、この該当者は再診療を受けそれぞれ添付書類を整備し裁定庁に請求するのであるが、現在の国立病院の診断事務能力をもつては、これが該当者の処理には長年月を要し、また民間開業医は諸般の事情から恩給診断には適しない実情にある。ついては、傷い軍人の七項症より四款症までのうち終身給を受けていたものには生存調査により自動的に昭和二十九年四月一日より支給するとともに、同じく有給恩給（五年）の裁定を受けていた者には自動的に三年間支給し、その三年の間に再審査を行い、症状程度により支給するよう恩給法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
恩給処理事務の促進並びに第七項症以下の旧軍人傷い者の生活実情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　広島県比婆郡東城町大字川西伊藤厳）（船越弘君紹介）（第四五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
恩給法第六十条により文官在職十七年以上にて退職したときは、普通恩給が給せられるよう規定されており、昭和二十一年勅令第六十八号による奏任文官の期間除算に関する規定が廃止された今日では、当然この除算されている期間は通算されるものと期待していたところ、恩給法附則第二十四条により不可解にも軍属七年未満のものは通算されていないが、これは恩給復活の主旨に反するのみならず、軍人、軍属七年未満の者も勤続中恩給基金を国に納入しているのであるから、かかる差別は不公平である。ついては、七年未満の実在職年者に恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正等に関する請願（請願者　熊本市大江町大江三十五番地千田貞雄外三百四十七名）（大麻唯男君紹介）（第四七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧軍人関係の恩給については加算、通算、戦犯刑死者遺族の扶助料その他遠やかに是正改善を要する点が少なくない。ついては、左記のとおり恩給法を改正されたいというのである。（一）加算全廃の結果旧法によれば有権者となる者で失権となつた者には最低恩給額に達するまで加算を認めること（二）在職年通算における引き続き七年以上の制限を撤廃し、第二十八条の原則を適用して文官との均衡を保つこと（三）一時恩給の引き続く七年以上の制限を緩和し、第六十七条の規定を準用して引き続く三年以上とすること（四）戦犯刑死者遺族に公務扶助料を支給すること（五）第十一条を改正して独立の恩給金融機関としての恩給金庫を創設すること。

二、請願の議決理由
恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

元特定郵便局長の在職年数通算に関する請願（請願者　富山県氷見市本川八十一番地氷見郵便局長服部徳次郎）（土倉宗明君紹介）（第四七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
特定郵便局長の恩給については、昭和二十五年法律第八十七号附則第八項によつて昭和二十二年十二月三十一日現在現職にある者に限り、それ以前の勤続期間の二分の一を公務員在職年数に通算されているが、昭和二十二年十二月三十一日以前に当該特定郵便局が普通郵便局に昇格し、準文官たる特定郵便局長から引き続き普通郵便局長となつた元特定郵便局長の恩給の在職年の計算には同法の適用を受けられず、四十五年も勤務して恩給を支給されない結果となつている。ついては、普通郵便局長としての就職に継続する元特定郵便局長としての勤務年数の二分の一に相当する年月数を恩給法第十九条第十一項に規定する公務員としての在職年に通算して恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
特殊の事情ありたることにかんがみ本請願の趣旨は考慮の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部を改正する法律の一部改正に関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地柴山兼四郎）（小峯柳多君紹介）（第四九九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十八年法律第百五十五号恩給法の一部を改正する法律によれば、旧軍人軍属については引き続き七年以上勤務するにあらざれば公務員の在職年を通算されないことになつているが、これはかつて恩給法上等しく公務員であつた旧軍人軍属と一般公務員との間に著しく均衡を失することとなり、また同法は、危険率が高く、身心を労することが烈しいことにより、その勤務の性質に応じ認められていた加算制度を廃止しているが、これが制度はなんらの特権的な意義を有せず、既往の規定を廃するのは妥当でない。ついては（一）附則第二十四条第一項を削除すること（二）附則第二十四条第二項を「実在職年に附すべき算年は旧恩給法第二十二条に規定のものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しない。」と改めること（三）前二項に関連しする条項を整理すること等、同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
恩給制度の沿革並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者に対する増加恩給の裁定に関する請願（請願者　秋田県本荘市国立秋田療養所篠原武外三十名）（石山權作君紹介）（第五〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行恩給法による旧傷い軍人に対する増加恩給の裁定は、外科的傷いに比べ内科的疾患を軽視する嫌が見受けられるが、両側空洞性、肺結核症等の結核症は他の疾患とは本質的に異り、社会的に作業能力を失なつているのにもかかわらず、第四項症以上に裁定された前例を聞かず、このため療養所に入院中の者に対する月額八千円の療養費自弁の現状では再起不能に陥つている戦病者にとつていできない問題である。ついては、増加恩給の裁定は内科的疾患に対してもその症状に応じ特項症以下それぞれの項症の裁定を受けられる

よう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

肺結核症等の内部疾患の特異性並びにこれら傷病者及びその家族の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恵庭町に保安隊施設設置に関する請願（請願者　北海道千歳郡恵庭町長国司順一外一名）（椎熊三郎君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡恵庭町は小樽、札幌、苫小牧及び室蘭等の重要都市をつなぐ鉄道、国道線上の中央に位し、周囲一帯は平坦地で、町内に旧陸軍演習場三千六百町歩と国有林一万余町歩を有し、保安隊の演習場として最適である。ついては、恵庭町に保安隊施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の立地条件並びに地元民の要望にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

東北地方開発法制定に関する請願（請願者　岩手県町村会長藤原喜蔵）（只野直三郎君紹介）（第三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は積雪寒冷という自然的条件に恵まれない地帯にありながら、戦時中は人的、物的資源の供給源として強制的に国家の要請に応ぜしめられ、戦後は日本の穀倉として食糧の供出に大きな犠牲を払つてきたのであるが、政府は本地方の開発には余り積極的でなく、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法程度で糊塗せんとするのは遺憾である。ついては、東北地方に北海道開発法と同様な東北地方開発法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

加久藤村を保安隊演習場に接収反対に関する請願（請願者　宮崎県西諸県郡加久藤村開拓農業協同組合代表川岸忠良）（伊東岩男君紹介）（第七九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般保安庁は宮崎県西諸県郡加久藤村に保安隊の演習場設置を計画しているが、その予定地域内の開拓地における入植者は引揚げ者又は農家の二、三男にして、入植後七年間困苦に耐えて開墾し、ようやく自活できるまでに至つたもので全員永住の地に決めており、その設置には入植者はもちろん村民も強く反対している。ついては、加久藤村に保安隊演習場設置の計画を取り止められたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区入植者の実情並びにその切実なる要望にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

山根村及び上中妻村地内に保安隊演習場設置反対に関する請願（請願者　茨城県東茨城郡上中妻村長小林静外三百六十四名）（加藤高蔵君紹介）（第一〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県東茨城郡上中妻村及び山根村地内の二十五万坪が保安隊演習用地として買収される由であるが、本地区は両村耕地の水源地帯で、かんがい上欠くべからざるものにして、これが実現は両村民の薪炭、採草等の営農に及ぼす影響がじん大で村民の死活問題となつている。ついては、山根村及び上中妻村地内に保安隊演習場を設置することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

当該地元住民の実情並びにその切実なる要望にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

青少年問題協議会に補助金交付に関する請願（請願者　山口県小野田市長姫井伊介）（田中龍夫君紹介）（第四五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後青少年の不良化、犯罪増加の傾向は年を追うて悪化しているが、これが保護育成と不良化防止を図る青少年問題協議会は財政的裏付けが薄弱のため、その活動を制約されていることは、まことに遺憾である。ついては、青少年問題協議会に補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

青少年の保護育成並びに不良化防止の重要性にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

農地開発営農施設費補助金交付に関する請願（請願者　福島県知事大竹作摩）（関内正一君紹介）（第一六号）、同（請願者　福島県議会議長遠沼龍輔）（松井政吉君紹介）（第一七号）、同（請願者　福島県議会副議長渡辺鉄太郎）（助川良平君紹介）（第一八号）及び同（請願者　福島県郡山市堂前町七十六番地　福島県煙草連合会長長南長六）（山下春江君紹介）（第一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年における未曾有の冷害凶作によつて農村は今や危機にひんする実情にあり、この緊急事態に対処する救農対策は各種土木事業を促進して農家の現金収入を確保し、さらに融資、営農、厚生その他各般の施策を講じ、また農家経営の窮境による中小商工業者の打撃に対する方途をも必要とするが、これらのぼう大なる対策費の負担は現下の地方財政には不可能である。ついては、冷害対策としての地方財政平衡交付金の増額及び地方債のわくを拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方における冷害凶作が地方における災害対策費を増嵩させ地方財政を圧迫することは自明のことで、単に地方財源のみをもつて措置することの不可能なことももまた自明のことであるから、国庫支出金の増額及び地方債のわくの拡大を要望することも固より理由のある所でその方法等については政府において研究を要するものと

認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

自動車税軽減に関する請願（請願者　宮崎県日向市大字富高八千二百三十番地富島運送株式会社長大野巌三相川勝六君紹介）（第二四三号）、同（請願者　佐賀県神埼郡神埼町大字田道ケ里富士貨物自動車株式会社長永田辰男）（紹介議員　古賀喜三郎君紹介）（第二四四号）、同（請願者　宮崎県日南市大字星倉飫肥トラック運送株式会社長杉山機智郎）（瀬戸山三男君紹介）（第六八七号）、同外五件（請願者　鳥取県松江市東朝日町百三十八番地松江運送株式会社長片寄恭蔵外五名）（高橋圓三郎君紹介）（第七四八号）及び同（請願者　高知市駅前町二十四番地高知県貨物自動車協会長上田統造）（濱田幸雄君紹介）（第三三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきの地方税法の一部改正により大幅な減税をされたが、自動車は税法上認められた事業用償却資産であり、自動車運送事業者が税制度の矛盾により、幾多の重復せる課税が課せられていながら、独り自動車税のみが高率に改正されたことはなはだ遺憾に苦しむところである。ついては、自動車税は財産課税の一環として固定資産税と同率の課税に改め、トラックの税率は一台年額六千円程度に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方税における自動車税の取扱については幾多の変遷を経ており、国会における毎回政府の提案とともに考究を加えつつあるが、固定資産税と同一の扱は評価における困難があり、一台の税率の軽減はつとめて実情に副わんとしているが、物価水準との関係もあり、今後なお他の物価との比例や地方財政全体の関係からも考究の余地ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

古物営業法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区大平町二丁目八番地社団法人農業電化協会長木田川一隆外四名）（小川豊明君紹介）（第二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年電線類の盗難被害著しく、とくに農事用配電線の施設地域は人家少なく監視も十分行き届かないために、技術的にもあらゆる対策を講じているにもかかわらず、もつとも被害の受け易い状態におかれ、食糧生産に重大な影響を及ぼしているが、盗難電線はくず物として処分せられ、現行の古物営業法の対象とはならないので取締りが困難にして、行政上の予防も万全の対策が講じられていたとはいえない現状にある。ついては、故意またはくず金属を古物営業法の対象に入れるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

古物営業法第一条にいう古物と古物に非らざるもの即ち本件請願における盗難電線類にして屑物として処分せられるものとの区別は必ずしも明らかでないので取扱に困難を感ずるが、被害の実情及び盗難防止の見地からは本請願の要請はこれを考究し、その救済の方法を発見すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

糸井村の平衡交付金引上げの請願（請願者　兵庫県養父郡糸井村長仲村徳之助）（小島徹三君紹介）（第二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡糸井村は和田山、養父の各駅までそれぞれ六キロの山間へき地に位し、冬期間は降雪が多いため毎年十数日は交通不能に陥る状態であるから、貧弱村ながら児童の通学上小学校も本校二校と分校を設置している状態であるが、平衡交付金算定に当つては、前年度は二級地であつたものが本年度は無級地とされ、近隣町村と比べきわめて不合理である。ついては、糸井村の平衡交付金を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

交通不便なる山間へき地においては財政需要も割高となることは自明の理であり、地方交付税の算定に当つては補正係数等において考慮されている。本件請願にかかる糸井村の級別指定については相当の理由があるものと想われるが、近隣町村とはなはだしき権衡を失するならば更に研討を加うべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　兵庫県加東郡小野町横町中尾真太郎外七百三十二名）（岡田五郎君紹介）（第二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小商工業者は所得税、住民税、遊興飲食税等各種の諸税を課せられ、とくに事業税の負担はきわめて大きく営業の危機は加速度的に深まつているが、同税の一部業種に対する減免等その内容を検討するとき不合理、不公平著しく、業態の実情を考慮したものとは考えられない。ついては、個人事業税の課税対象から勤労所得分を控除するとともに、法人及び個人両者の税率を一率に六パーセント以下とするよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

事業税が中小商工業者にとつて相当の負担であることは因より認められるところであるが、地方税の負担分任と広益課税の本質が止むを得ないについては国会においても常に考慮を加えつつあるが、個人事業税における家族勤労の所得分を控除することはなお政府の容れた所となつていない。法人の場合とは若干趣の異るものがあるが、この点はなお、研究を要する問題である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方税法の一部改正に関する請願外二件（請願者　徳島県那賀郡宮浜村長越野芳行外二名）小笠公韶君紹介）（第二九号）、同（請願者　新潟県岩船郡三面村町貝沼文四郎外十八名）（稲葉修君紹介）（第三三四六号）、同（請願者　山口県都濃郡向道村長田中繁外二名）（青柳一郎君紹介）（第三九八三号）及び同外一件（請願者　徳島県那賀郡宮浜村長越野芳行外二名）（小笠公韶君紹介）（第四一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税法第三百四十八条第一項に該当する団体が行う発電施設に対する固定資産税は非課税となつているが、地元市町村をして固定資産税の税源たらしめ、もつて課税の公平と均衡を保ち、間接被害者を更生せしめて市町村の財政を援助し、その協力を得て発電事業の早期完成を図ることが緊要である。ついては、これが発電施設に固定資産税を賦課し得るよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方税法における固定資産税の非課税の範囲はなるべくこれを縮小するが適当と考えられるが、特に公共企業体の所有する固定資産に対しては研究の余地あり、漸次その範囲は縮小されつつある。なお進んで国又は地方公共団体等の所有する発電施設に対して固定資産税を非課税とすることについては私企業との権衡上からも更に考究すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　静岡県浜名郡北浜村長雨宮文吾）（中村幸八君紹介）（第三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡北浜村は二十六年度上、下期法人税について、すでに当該年度の決算は認定されているにもかかわらず、国税局決定による法人税減額を理由に日清紡績株式会社より村民税、法人税割の修正申告による過納還付金、還付加算金の過納還付請求を受け、本年度法人割の減少に伴う歳入欠陥と還付金による歳出の不当増加で、本村財政は窮地に陥つている。ついては、その町村予算額に対して多額の過誤納金等を還付する場合は三箇年以上の猶予又は分割還付のできるようにすること、還付加算金はその直接の責任が町村にない限り加算金を附さないこと等地方税法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本件請願におけるがごとき内容の案件においては、たとえその原因が、徴税者、納税者いずれの側にありとするも、一時に多額の還付金及び加算金を納税者に還付することは困難である場合が多いことは推察に難くない。特に三、四年前の過誤納金等に関するしかも多額の金額に登るものはその困難の度がはなはだしいことはもちろん、当該団体の財政に及ぼす影響は尠少でないから、本件は特に研究対策を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

旅館の遊興飲食税撤廃等に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目一番地全国旅館組合連合会長浜田次郎）（原茂君紹介）（第三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地方制度調査会において遊興飲食税を国税に移管しようとする答申案を作製中のことであるが、同税は戦時中の特別税であり、旅館に対する賦課は納税の義務者たる宿泊者が納得の上において納めることができない税にして、しかも徴収技術の上において公平を期することが困難であり、地方自治体の重要財源である等によつて、国税に移管することは不当である。ついては、旅館の遊興飲食税を撤廃されたいが、若しこれが実現できないときは現行どおり地方税とし、国税移管に反対されたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税は国税に移管されず地方税に止つたので、その点で請願の趣旨は達成されたのであるが、遊興飲食税を全面的に撤廃したいという趣旨はなお実現できなかつたけれど、旅館の飲食を除く宿泊料金のみについては国会修正により一定限度の免税点が設けられたからして本請願の趣旨は一応達成されたと思う。なお残余の点については今後研究さるべきと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

遊興飲食税の国税移管反対に関する請願（請願者　東京都江東区深川白河町三丁目一番地深川料飲食業組合連合会長高橋利寿）（後沼稲次郎君紹介）（第三二号）、同（請願者　千葉県木更津市大和町三百七十五番地茂木丑次郎外二百四十一名）（中村庸一郎君紹介）（第三三号）、同（請願者　京都市下京区西木屋町五条下ル里見新三郎）（前田正男君紹介）（第五四号）、同（請願者　愛知県知多郡大野町字洲崎六十二番地山田八重子外千名）（中野四郎君紹介）（第八四一号）、同（請願者　栃木県鹿沼市鹿沼千五十五番地鹿沼旅館組合代表竹沢正一外百十五名）（高瀬傳君紹介）（第一〇八〇号）及び同外一件（請願者　佐賀県佐賀市高坪町料食業組合代表金子高治外一名）（辻文雄君紹介）（第一七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般地方制度調査会において、遊興飲食税を国税に移管せしめる案が作成されたが、本税は本質的にも、沿革から見ても地方税として存置するのが至当であり、地方財源の偏在是正のために移管せんとすることはあまりにも便宜主義で、本税徴収の本義や長所を没却するものであり、しかもこれが徴収の困難なるにかんがみ国税に移管された場合徴収上の混乱摩擦が憂慮される。ついては、遊興飲食税の国税移管に反対するというのである。

二、請願の議決理由

地方財源の偏在是正のために遊興飲食税を国税に移管せんとした地方制度調査会の答申は一応もつともであるが、又本税の本質が地方税に適することから、今回は国税に移管されなかつたので、本請願の主旨は一応達成しているが、入場税との関連もあり、将来なお研究の余地ある問題である、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

狩猟者税軽減に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第三八号）及び同（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（橋本龍伍君紹介）（第五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の地方税法では狩猟者税について狩猟を業とする者千八百円、その他の者三千六百円と規定されているが、実際の徴税に当つて非業者の判定がきわめて困難にして徴税にはなはだしい難点を有し、さらに一般農村県における実情は零細な農家が農閑期に有害鳥獣の駆除を行つている程度であつて、収益はきわめて僅少にして、これら狩猟者のほとんどが非業者に該当するため、都市における遊興的に狩猟する者と同一の税額を課することは酷に過ぎると考えられる。ついては、狩猟者税を一律とし、その軽減を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

狩猟者税についてはさきに国会において業者及び非業者の区別を設け、税率を高低二種に区分したのであるが、今回の政府原案においては、この区別を撤廃し一率税として提案された。本委員会においてこれを修正し、従前通り二種に区分したが唯その区分方法において改善を加え、所得税の納税義務者たるといなとによる区分並びに農業を主たる生業とするものという区分に改めることとしたので、本請願の主旨は形はかわるが一部達成したのである。しかし全体的にはなお考究すべき問題である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進に関する請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第三九号）及び同（請願者　岡山県議会副議長浅越和夫）（橋本龍伍君紹介）（第五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併促進法の実施は画期的な大事業であり、政府としてもこれが完遂に努力されたい。ついては、（一）町村合併促進法施行令第十二条に規定する補助金交付は事務範囲を拡大し補助率を引き上げること（二）合併町村に対しては前項にいう事務費のみならず、その建設計画に伴う事業費に対してもとくに補助し得るよう同施行令を改正すること（三）前項の補助金に対しては別わくの補助金を交付する措置を講ずること（四）合併町村の建設計画に対しては前二項の補助金の外、起債のわくを拡大し優先的に許可して援助すること（五）町村合併促進法第三十条に規定する都道府県の措置については、当該都道府県に対して補助金交付の方途を講ずること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併促進法の実施について、促進の実効をあげるための諸方策のうち、政府のなすべきこととしての要望をかかげた本請願の主旨はもとより当然のことである。できうべくんばそれらの全部の実現が望ましいのであるが、今後可能な限りその理想を達成すべく考究し対策を樹立すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

上村に特別平衡交付金交付に関する請願（請願者　長野県下伊那郡上村長松下逸雄）（原茂君紹介）（第四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下伊那郡上村は先般相次ぐ大水害により家屋の流失及び損壊、耕地の冠水、橋りょうの壊落等その惨状は言語に絶し、村の一切を挙げて復旧に努力しつつあり、上村川下流三箇村二千戸にとつても本村地区の復旧及び治山治水は死活に影響するので緊急を要する問題である。ついては、上村の災害緊急応急措置費として特別平衡交付金二百万円を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害による被害復旧のため、災害緊急措置費として特別平衡交付金の交付を要望する本請願の主旨は至極当然のことと認められる。政府は可能な限り、本件について考慮を加え、その要望に副うべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

倶知安町上水道の昭和二十八年度起債認可に関する請願（請願者　北海道虻田郡倶知安町長松実孝三）（椎熊三郎君紹介）（第四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡倶知安町の上水道敷設計画は、初年度において補助金二百万円、起債四百万円の承認及び許可を得、本来公共事業工事としては原則的に八百万円の施工を義務づけられているが、実際に現地の客観状勢は一部送水管工事において難さく施工せざるを得なくなり、また将来の工事計画よりしてこの際一挙に尻別川南岸まで施工することが事業促進上有利なことに意見の一致を見たが、既定財源のみでは本計画を遂行し難く、また町費充当も困難な実情にある。ついては、本町上水道の昭和二十八年度分起債としてさらに四百万円を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

上水道設置の財源として起債を求めることは当然であるが、一旦承認を得た金額では工事の進行に伴い不足を生じた分につき、更に起債の額の増加を希望することも自然ではあるが、果して国の地方財政計画全体から見た場合許容せられるか、否か、考究を要する問題であるが、本件は政府において可能な限りこれを認め善処する要ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方税制改革案反対に関する請願外一件（請願者　広島県豊三郡君田村長田中斉外七名）（高橋禎一君紹介）（第四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の地方税制改革案として、償却資産を固定資産税の課税各体より除外して償却資産税を創設し、その二分の一は府県税に移譲されるとのことであるが、かくては発電施設所在町村の行政はきわめて窮地に陥ることとなり、当該町村が同施設の開発に当つて幾多の犠牲と損害を甘受し、将来の固定資産税収入を期待せるが故に協力したもので、貧困なる地方財政のきわめて重要な税源となつている。ついては、現行税法を存続し、地方税改革案に反対されたいというのである。

二、請願の議決理由

大工場特に発電施設の所在する市町村にとつては固定資産税の取扱は、その市町村の財政に至大の関係のあることはもちろんであるが、この点について今回の政府の提案にかかる地方税法の改正案においても考慮を用い、かかる固定資産所在市町村の課税権に若干の制限を附し、一定の価額をこえる部分については道府県にその課税権を与えたのであるが、一方政令の規定において発電施設等の固定資産税の課税権の主体たる市町村の範囲を拡大しているのであつて、本請願の主旨はなお考慮すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

都市水利施設整備費増額に関する請願（請願者　宮城県仙台市議会議長早坂忠）（庄司一郎君紹介）（第一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時仙台市の復興は急激な進展を示し、住宅、工場並びに人口等は激増し、東北唯一の大都市として飛躍的発展をとげているが、これに伴う水利施設の整備は旧態そのままで環境衛生上重大なる問題となつている。ついては、仙台市下水道第四期事業計画を速やかに承認するとともに、都市水利施設整備事業に対する補助額を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市行政における水道の地位は極めて高い。仙台市の急激な近代的発展に伴う水道施設の完備はその必要なるこというまでもない。水道事業計画の承認及び補助額の増額を要請する本請願の主意は因より考慮すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

らい療養所内の選挙演説許可に関する請願（請願者　熊本県菊池郡合志村恵楓園増重文）（松前重義君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

らい療養所内における選挙演説は公職選挙法第百六十六条によつて禁ぜられ、公報あるいは放送の便宜は与えられているが、有権者がもつとも適確に候補者を検討し得る機会は直接候補者に接し得る機会を置いて他になく、療養所のごとく施設が広く、かなりの娯楽設備まで許されているところでは場所と時間にさえ考慮が払われるならば、個人あるいは立会演説は当然許されるべきである。ついては、らい療養所においても立候補者の政見発表演説ができるよう公職選挙法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

公職選挙法においては、病院、診療所その他の療養施設の中においてはいかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする演説を行うことができないことになつているが、それはそれとして理由のあることであるとしても、選挙運動における演説の重要性を考えるとき、本件請願のごとく特殊の療養施設内においては患者の特殊性の故に一定の条件の完備する場合においてこれを認めるべきか、否か、研究に値する問題である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

奄美大島復帰後の振興対策確立に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美大島は今回ダレス長官の声明によつて、わが国に復帰することに決定したが、この八年間に島民の財政、産業、生活、文化等は最悪の状態にたち至り、これが復興施策を行うに鹿児島県の赤字に苦しむ財政では不可能である。ついては、奄美大島島民の生活を少なくとも内地並みに建直すため、全額補助で復興事業の外、民生安定を図る特別な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美群島が敗戦の荒廃と外国軍の占領による疲弊に悩んだ終戦後八年の空白を埋め、本土並みの状態に復興させることは緊急の要望であり、本委員会は奄美群島復興特別措置法案を可決し、本院の通過を見たのであるが、その本旨は正に本請願の主旨にそうものである。同法案議決に当つては本委員会は、附帯決議を付し、奄美群島の産業、文化・交通・民生等各般の復興につき国が特別の措置を

議することを定めた本法の主旨の実現について、政府は速やかに方途を樹て予算補助等に格段の意を用うべきことを要望したのである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

償却資産税創設反対に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡上麻生村二千四百六十四番地の一井戸加久三）（大野伴睦君外二名紹介）（第五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方制度調査会の答申案によれば、市町村所在の償却資産に対する現行固定資産税の二分の一は府県税に移譲するとのことであるが、地方財政の窮状には自主財源の充実以外に道なく、答申案は市町村の既得財源を細分分散せしめ、地方税制を複雑化し、町村財政の安定を阻害するものであり、特に府県と償却資産を折半することはなんら客観的な根拠なく、特に発電施設関係町村においては地勢、経済、民生の点から従来の固定資産税に依存せざるを得ない状態で、かかる急激な改革は自治運営に支障をきたすものである。ついては、償却資産を固定資産税の課税客体より除外して、償却資産税を創設することなく、現行税法の趣旨を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本国会において政府提案にかかる地方税法の一部を改正する法律案に含まれた改正事項中、本請願に関するものがあり、財源の偏在を是正する目的を以て、発電施設等大規模工場の所在する市町村の固定資産税の課税権を一定の価格をこえる部分について制限を加え、その部分を道府県の課税の対象とした。しかしながら発電施設等の固定資産税の課税権の主体となる市町村の範囲は政令で関係市町村に拡大し、当該市町村の本件についての利害には考慮を払つてあるが、本請願は主旨においてなお考慮を払うべきものがあると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

警察法の一部改正に関する請願（請願者　岡山県笠岡市議会議員高田武夫外四百三十名）（橋本龍伍君紹介）（第五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政機構改革審議機関にて審議中の地方行政機構改革中の警察制度に関する部門において、都道府県に公安委員会を置き、その構成員は警察又は検察の前歴のない者より任命する趣旨であるやに聞くが、該条項中には禁治産者又は破産者で復権を得ない者、禁こ以上の刑に処せられた者をも除外しているので、これらと警察又は検察の前歴者とを同一に取扱われるのはなはだ偏見不合理にして、また他の類似委員会においても、その構成員に職域代表を参加せしめることを通例としながら、公安委員会のみこれら前歴者を忌避することは憲法第十四条の精神に反する立法である。ついては、公安委員会の委員には警察、検察の前歴者も一般人と同一に取り扱われるよう警察法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

民主警察の理想を堅持するため公安委員会制度はきわめて重要な意義を有する。しかして公安委員の資格は警察運営の中立性の保持と警察の官僚化防止の点から十分に考慮せられねばならない。政府は今国会に提案した警察法案において公安委員会の制度を強化する見地から委員の資格制限を大幅に緩和し、適材を得る路を拡大したが、なお、検察と警察の前歴ある者は除外した。警察が権力行政たるの特異性を考えたものであるが、本請願のごとき見方もあり、委員会においてはその前歴は委員就任前五年以内のものを除外することとした。しかしながら本件の主旨は憲法との関連もあり、更に研討を要するものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

日本国有鉄道等に固定資産税課税の請願（請願者　岐阜県大垣市議会議長上田松治郎）（大野伴睦君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の歳入欠陥に苦しむ地方財政の確立強化を図り、地方自治の発展を期することは緊要であるが、現行の地方税法においては日本国有鉄道、日本放送協会、日本専売公社及び日本電信電話公社等のごとき担税力のある企業体の直接その事業に供する資産に対して固定資産税を課することができない。ついては、地方財政の確立及び民間企業との均衡上から、これら公社に固定資産税を課せられるよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

負担分任と応益主義の原則に立つ地方税制の建前からは非課税はなるべく行わぬ方がよろしいのであつて、現にその方向に進みつつある。本請願にいうがごとき日本国有鉄道等の公共企業体その他公益団体に対しては、なお、その団体の行う事業の公益性の故にそれらの団体の有する固定資産税に対しては固定資産税を課するのはその本来の用に供するもの以外のものとなつている。しかし地方財政の現状及び地方税の本質からも更にすべての固定資産に対しても課税すべきものとも考えられるのであつて、その公益性と課税法の影響等研究を要するものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方事業税に対する特別措置に関する請願（請願者　愛知県挙母市大字挙母字大保町三十六番地佐藤元治）（伊藤好道君紹介）（第五四八号）及び同（請願者　愛知県瀬戸市京町二百五十八番地水野政一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

洋服仕立業者並びに織維加工業者はすべてが自己の勤労によつて収入を得る肉体労働者であり、それによつて生活をささえる所得賃金労働者であるにもかかわらず、請負業ということで事業税の対照とされているのは不公平であり、このため業者は重税に苦しみ転廃業のやむなきに至つている。ついては、洋服仕立業者並びに織維加工業者に対する事業税を撤廃するか、若しくは第二種事業税に移管し、技能修得者一人当り六千円以上の控除等に関する特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

主として自家労力による零細な業者に対する事業税が納税者の負担として重きに過ぎるとの声は相当に喧伝せられる所であり、事業税全般としてこれを軽減すべきものとして今国会における政府提案の地方税法の一部改正案においても取上げられ、一般に税率の軽減、免税点引上げ等を行つたのであるが、本委員会においてもこの点に修正を加え、この傾向を更に強化した。よつて本件はその主旨において更に研討を加うべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

古書籍業に対する事業税免除に関する請願（請願者　東京都千代田区神田小川町全国古書籍商組合連合会理事長村口四郎外一名）（西村直己君紹介）（第五四九号）、同（請願者　静岡県浜松市高町百二十七番地静岡古書籍商組合連合会理事長白柳友治）（長谷川保君紹介）（第四一七五号）及び同（請願者　大阪市南区日本橋筋二丁目大阪古書籍商業協同組合理事長村田新之助）（大矢省三君紹介）（第四四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに地方税を改正し、出版業に対する事業税を免除したが、出版物を国民の需給に応じて販売し、又はこれを回収して再供給をする文化財の仲介者である古書籍業を含まなかつたことは片手落ちの措置であり、ことに戦後わが国の図書館、研究所、調査機関等の復興は古書籍業の手によつて完成されたといつたといつても過言でなく、わが国文化の推進には出

版業と古書籍業とは車の両輪のごとき使命を果している。ついては、古書籍業に対する事業税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

今国会における地方税の改正については、事業税の非課税の範囲は整理の方針で行われた。元来非課税の範囲は縮少し、一般課税を低率とすべきものであるから、本件請願の主旨は必ずしも妥当としてこれを実現することは困難な事情にある。しかしながら出版業との文化事業的関連を主張する本請願の主旨は一応考慮すべきものと認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方公共団体の財政再建整備法制定促進に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂雄）（山中貞則君紹介）（第五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県の財政需要は年々増加の一途をたどり、自主財源はわずかに十七パーセントで、その反面平衡交付金並びに国庫補助金が七十一パーセントを占めるきわめて自主性の乏しい財政事情となっており、起債においても幾種の制約により、公共事業もほとんど実施困難な現状である。ついては、地方公共団体の財政再建整備法の速やかなる立法措置を講ずるとともに、歳入欠陥補てんのため長期地方債の発行並びに地方債のわくの増大等を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政における実質上の自主性の喪失は、顕著な事実であり、地方財政再建整備の必要は年来痛感されているところである。本委員会においては、先国会以来その目的達成のため案を練つており、本国会においても、特に地方財政再建整備に関する小委員会をもうけこれを研討したが、なお本会期中に成案を得てこれを実現するに至らなかつた。よつてこれを閉会中も継続審査することに決定したが、近き将来においてこれを実現すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方公共団体勤務の臨時職員の取扱に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町全国自治団体労働組合協議会委員長　占部秀男外一名）（門司亮君紹介）（第五五三号）及び同（請願者　東京都千代田区有楽町全国自治団体労働組合総連合委員長　都永利雄外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第一八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共団体に勤務する臨時職員は各地方公共団体の定員の二割ないし三割というぼう大な数を占め、その仕事も一般事務、技術の補助、監督等恒久的な常勤の職に従事しながら、単に臨時という名称のもとに日給わずか二百円ないし四百円で、昇給もなければ手当もつかず、劣悪な労働条件のもとに、二箇月ないし六箇月ごとに更新しながら七年も八年も勤務しているが、これは地方公務員の任用規定第十七条による職員としないからで、またこれらの者は第二十二条による臨時的任用の職員でもない。ついては、地方公共団体に勤務する臨時職員の給与、身分等について一般職員と同一の取扱いをされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公務員法にいう正規の臨時職員に非ずして、しかも名を臨時職員といいながら、実質上常勤のものとほとんど変りなく数年にわたり勤務する職員が、各地方団体に多数在勤する現状は誠に遺憾であるが、事実上にわかに解職乃至整理することは職員の一身上及び事務処理の両面から困難である。よつていずれかのこれに対する措置は早急に研究し方針を樹立すべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

市営住宅建設事業費起債認可の請願（請願者　長野県諏訪市長　金井清）（原茂君紹介）（第五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県諏訪市は諏訪地方における政治、経済、文化等各般の中心地で、農村よりの人口集中が著しく、加うるに観光温泉の特殊性にもより住宅難は深刻な問題となり、一方同市の農家は本年の凶作等のため肥料代にも窮しておるため、本市は農地の買上げと農家の労働力を吸収して市営住宅を建設することにより、住宅難の緩和と農民救済を計るべく起債事業を企図するに至つた。ついては、諏訪市営住宅建設事業費の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

諏訪市の特殊事情に基き、住宅難の緩和と農民救済を計るため、市営住宅建設事業を起し、その財源として起債の認可を要望することはけだし市として当然のことである。可能な限り政府もその要請に考慮を払うべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

営業用トラックに対する自動車税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東一丁目二番地日本トラック協会長小野哲）（岡田五郎君紹介）（第六五八号）、同（請願者　宮崎県都城市中原町四千四番地都城運送株式会社長藤崎栄蔵）（瀬戸山三男君紹介）（第八〇一号）、同（請願者　鳥取県鳥取市東品治町五十四番地六日本通運株式会社鳥取支店宮下英男）（徳安実蔵君紹介）（第八二三号）、同（請願者　岐阜県郡上郡八幡町大字島谷千四百六十番地郡上トラック運輸株式会社長岡田勝次郎）（平野三郎君紹介）（第八二四号）、同（請願者　宮崎市高千穂通り一丁目三十七番地日本通運株式会社宮崎主管支店長中村有次郎）（相川勝六君紹介）（第八二五号）、同（請願者　横浜市中区海岸通一丁目二番地の乙神奈川県経済農業協同組合連合会営原道也）（小金義照君紹介）（第八九六号）、同外一件（請願者　岐阜県武儀郡美濃町二千九百六十六番地越美通運株式会社社長中島春市外一名）（平野三郎君紹介）（第八九七号）、同外一件（請願者　須磨市田中町七十五番地日本通運株式会社前橋支店長大島寅吉外三名）（篠枝泉分君紹介）（第八九八号）、同（請願者　群馬県甘楽郡富岡町上丸富岡運送株式会社社長佐藤又五郎外二名）（小峯柳多君紹介）（第九七六号）、同（請願者　鳥取市今町二丁目日ノ丸運送株式会社長由谷義治）（古井喜実君紹介）（第一一七四号）、同（請願者　山形市香澄町字大宝寺五百九番地山形県トラック協会理事長酒井久三郎）（黒金泰美君紹介）（第一二五〇号）、同（請願者　山形市八日町全日通労働組合新潟地区山形支部本部執行委員長佐藤正二）（西村力弥君紹介）（第一二五一号）、同（請願者　奈良市三条川崎町三百二十七番地奈良県貨物自動車協会長小原鶴太郎）（前田正男君紹介）（第一二九七号）、同外一件（請願者　愛知県西加茂郡猿投町中部陸運株式会社取締役大矢金次郎外一名）（小林錦君紹介）（第一三五一号）、同（請願者　鳥取市今町二丁目二十七番地日ノ丸運送株式会社長由谷義治）（赤澤正道君紹介）（第一三五三号）、同（請願者　静岡県沼津市我入道江川町十九番地ノ一大一トラック急送株式会社長鈴木万吉外六名）（勝間田清一君紹介）（第一四三五号）、同外一件（請願者　岐阜県　岡崎市朝日町字沢渕四番地岡崎陸運株式会社長坂部兼義外一名）（小林錦君紹介）（第一四三六号）、同（請願者　岐阜県加茂郡上麻生村東武運輸株式会社長平岡卓三）（岡村利右衛門君紹介）（第一四三七号）、同外一件（請願者　岐阜県土岐郡駄知町二千百七十六番地ノ六駄知通運株式会社取締役加藤新平外一名）（横錐夫君紹介）（第一四九〇号）、同（請願者　和歌山市八番丁三番地ノ二坂本猪外五名）（坊秀男君紹介）（第一四九一号）、同（請願者　広島県佐伯郡大竹町中国運輸株式会社長児玉敬江）（佐竹新市君紹介）（第一五九六号）、同（請願者　岐阜県益田郡萩原町五百二十番地益田運輸株式会社長野中

幸二）（岡村利右衛門君紹介）（第一五九七号）、同（請願者　山口市宇野令山口県トラック協会理事長市木万四）（青柳一郎君紹介）（第一五九八号）、同（請願者　名古屋市中村区下広井町一丁目名古屋通運株式会社長山本吉邦）（春日一幸君紹介）（第一七〇六号）、同（請願者　神奈川県横浜市中区海岸通神奈川県経済農業協同組合連合会理事清水治作外一名）（河野一郎君紹介）（第一七〇七号）、同（請願者　神奈川県横浜市中区海岸通神奈川県経済農業協同組合連合会副会長重田朝光外一名）（安藤覚君紹介）（第一七〇八号）、同（請願者　神奈川県横須賀市若松町三丁目横須賀運送株式会社長新倉義雄）（山本正一君紹介）（第一七〇九号）、同（請願者　群馬県吾妻郡草津町大字草津十五番地池上通運株式会社長池上光明外四名）（中曾根康弘君紹介）（第一七一〇号）、同外一件（請願者　広島県安芸郡府中町字千代広島食糧株式会社社長小早川寿一郎外一名）（岡本忠雄君紹介）（第一七一一号）、同（請願者　広島県双三郡十日市町芸備自動車株式会社長加藤憲蔵）（船越弘君紹介）（第一七一二号）、同（請願者　神奈川県横須賀市若松町三丁目横須賀運送株式会社長新倉歳一）（志村茂治君紹介）（第一七一三号）、同（請願者　神奈川県横浜市神奈川区青木通横浜東部運送株式会社取締役清水存）（三浦寅之助君紹介）（第一七一四号）、同（請願者　愛知県豊橋市新川町字市南豊橋運輸株式会社長本多浩）（綱井勇君紹介）（第一七一五号）、同（請願者　東京都中央区新川一丁目東京貨物自動車運送事業協会長渡辺庄吉）（河野密君紹介）（第一七一六号）、同（請願者　福島県双葉郡富岡町双葉貨物自動車株式会社長石川洗次郎）（高木松吉君紹介）（第一七一七号）、同（請願者　広島県安佐郡可部町山佐運送株式会社長万盛人）（岸田正記君紹介）（第一七一八号）、同（請願者　北海道旭川市大町四丁目道北旭川貨物自動車株式会社長岡盛四郎外八名）（武田信之助君紹介）（第二〇四一号）、同（請願者　札幌市北一条西七丁目北海道トラック協会専務理事森本保治）（苫米地英俊君紹介）（第二〇四二号）、同外一件（請願者　広島県福山市三之丸町備後通運株式会社長竹島正義外一名）（高橋等君紹介）（第二〇四三号）、同外一件（請願者　岐阜県大野郡久々野村大字久々野久々野運輸株式会社長高井斎外三名）（岡村利右衛門君紹介）（第二〇四四号）、同（請願者　群馬県太田市大字太田番外東武通運株式会社太田支店長久保田寿外一名）（笹本一雄君紹介）（第二〇四五号）、同外一件（請願者　福島県若松市栄町会津合同貨物自動車株式会社社長五十嵐庄作外一名）（河原田稼吉君紹介）（第二〇四六号）、同（請願者　東京都武蔵野市境五百番地北多摩運送株式会社長久保田渡）（福田篤泰君紹介）（第二〇六七号）、同（請願者　東京都豊島区雑司ケ谷町一丁目二十九番地池袋食糧運送株式会社長相川誠）（天野公義君紹介）（第二〇六八号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町八街ほ三百十三番地八街合同自動車運輸株式会社長林恒司）（寺島隆太郎君紹介）（第二〇六九号）、同（請願者　千葉県市原郡八幡町八幡九百七十三番地市原自動車株式会社長深山茂）（始関伊平君紹介）（第二〇七〇号）、同（請願者　千葉県印旛郡木下町竹袋十六番地木下通運株式会社長松本実）（竹尾弌君紹介）（第二〇七一号）、同（請願者　埼玉県川越市大字川越千五百九十三番地武蔵貨物自動車株式会社長桑田璽三）（松山義雄君紹介）（第二〇七二号）、同（請願者　埼玉県川口市青木町一丁目埼京運輸株式会社長藤田均平）（松永東君紹介）（第二〇七三号）、同（請願者　静岡県沼津市我入道江川町大一トラック急送株式会社長鈴木万吉外六名）（遠藤三郎君紹介）（第二〇七四号）、同（請願者　静岡県庵原郡蒲原町小金四百五十番地蒲原自動車運輸株式会社長佐藤寛次外七名）（塩原時三郎君紹介）（第二〇七五号）、同（請願者　静岡県磐田市中泉五百九十六番地磐田運送株式会社長永井侶一）（足立篤郎君紹介）（第二〇七六号）、同（請願者　静岡県三島市七百九十六番地伊豆運送株式会社長山口盛枝外三名）（山田彌一君紹介）（第二〇七七号）、同（請願者　静岡市栄町日本通運株式会社静岡支店長伊藤三男外四名）（西村直己君紹介）（第二〇七八号）、同（請願者　静岡県浜松市相生町遠州自動車運送株式会社長小松健一郎外三名）（中村幸八君紹介）（第二〇七九号）、同（請願者　福島県伊達郡梁川町東北運送株式会社長宍戸喜七）（八百板正君紹介）（第二〇八〇号）、同（請願者　広島市元宇品町加藤海運株式会社広島支店長松岡美茂）（岸田正記君紹介）（第二〇八一号）、同（請願者　福島市清明町福島運送株式会社取締役亀谷栄治）（佐藤善一郎君紹介）（第二〇八二号）、同（請願者　盛岡市大沢川原小路盛岡トラック株式会社長岡部岩雄外三名）（高田弥市君紹介）（第二〇八三号）、同（請願者　東京都品川区五反田一丁目東急運輸株式会社長花房金三郎）（三輪壽壯君紹介）（第二〇五号）、同（請願者　静岡県引佐郡気賀町気賀自動車運送株式会社長奥村菊重）（長谷川保君紹介）（第二一〇六号）、同（請願者　福島県相馬郡原町平和貨物自動車株式会社長渡辺武雄）（高木松吉君紹介）（第二一〇七号）、同（請願者　福島県平市字田町磐城通運株式会社長鈴木糸三郎）（鯛内正一君紹介）（第二一〇八号）、同（請願者　北海道旭川市宮下通九丁目日本通運株式会社旭川支店長僧田重）（松浦周太郎君紹介）（第二一〇九号）、同（請願者　高崎市高砂町群馬自動車運送株式会社長中村三郎外十一名）（中曾根康弘君紹介）（第二一一〇号）、同（請願者　群馬県佐波郡玉村四丁目本多宇平外二名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　北海道帯広市東三条南十五丁目帯広道路運送協力会長清兼政市）（本名武君紹介）（第二一二号）、同（請願者　東京都青梅市師岡西多摩運送株式会社長長田村利一）（並木芳雄君紹介）（第二一三号）、同（請願者　東京都北区神谷町二丁目玉子運送株式会社長浜野清吾）（高瀬傳君紹介）（第二一四号）、同（請願者　茨城県久慈郡太田町茨城県公益トラック協会長島津三郎）（大高康君紹介）（第二一五号）、同（請願者　静岡県沼津市三枚橋字惣作沼津貨物自動車運輸株式会社長鈴木喜三郎外六名）（石橋湛山君紹介）（第二一六号）、同（請願者　岐阜県大垣市旭町西濃トラック運輸株式会社々長中口利八）（大野伴睦君紹介）（第二一七号）、同外一件（請願者　愛知県東春日井郡高蔵寺町東栄自動車株式会社長稲垣芳九郎外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二一八号）、同（請願者　福島県白河市敦内白河関根運送株式会社長関根勝治）（山下春江君紹介）（第二三七九号）、同（請願者　愛知県瀬戸市山脇町瀬戸自動車運送株式会社長中島信一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四二三号）、同（請願者　大分県別府市東豊運送株式会社更生管理人松岡能秀）（廣瀬正雄君紹介）（第二六六五号）、同（請願者　福島県平市字鍛冶町磐城貨物自動車株式会社長渡辺重三郎）（高木松吉君紹介）（第二七四二号）、同（請願者　長崎県西彼杵郡茂木町本郷茂木運輸株式会社長山口三四郎外六名）（田口長治郎君紹介）（第二九一八号）、同（請願者　愛媛県松山市宮田町トラック協会代表島本友次郎）（中村時雄君紹介）（第二九一九号）、同（請願者　大分県中津市大字島田三豊運送社長深尾新吉）（綴田喜東君紹介）（第二九二〇号）、同（請願者　岡山市上伊福岡山県貨物運送株式会社長石松吉之丞）（大村清一君紹介）（第二九二一号）、同（請願者　長崎県佐世保市三浦町三十五番地西山式一外七名）（辻文雄君紹介）（第二九二二号）、同（請願者　広島県福山市三之丸町備後通運株式会社長竹島正義）（高橋禎一君紹介）（第二九二三号）、同外五件（請願者　長崎市丸尾町渋谷運送有限会社長渋谷弥作）（木原津與志君紹介）（第二九二四号）、同（請願者　長崎県東彼杵郡彼杵町東彼自動車運送株式会社代表前田弘一外三名）（西村久之君紹介）（第三一〇一号）、同（請願者　福島県河沼郡坂下町字市中三番両沼貨物自動車株式会社長赤城勝良）（菅家喜六君紹介）（第三一〇六〇号）、同（請願者　東京都武蔵野市境北多摩運送株式会社長久保田渡）（山花秀雄君紹介）（第三一一四二号）、同外一件（請願者　広島市千田町三丁目広島運輸株式会社長田中恭造外一名）（灘尾弘吉君紹介）（第三一四三号）、同（請願者　愛知県南設楽郡新城町八束自動車株式会社長舩三郎）（綱井勇君紹介）（第三一四四号）、同（請願者　長崎市台場町四丁目一番地日本通運株式会社長崎支店長門司武）（白濱仁吉君紹介）（第三一二四号）、同（請願者　長崎市元船町五丁目九番地九州商船株式会社長原万一郎）（田口長治郎君紹介）（第三二五二号）、同（請願者　福島県田村郡三春町字南町八十二番地田村貨物自動車運送有限会社長武田知博）（助川良平君紹介）（第

三三八八号）、同（請願者　高知市駅前町二十四番地高知県貨物自動車協会長上田統造）（第九八一号）、同（請願者　千葉県君津郡久留里町市場五百三十四番地合資会社久留里運送店代表社員伊東隆二）（第三二八九号）、同（請願者　神奈川県横須賀市若松町三丁目横須賀運送株式会社取締役広川正雄）（小泉純也君紹介）（第三六五九号）、同（請願者　三重県四日市市浜田千六百番地三重陸運株式会社長加藤茂雄）（木村俊夫君紹介）（第三七一四号）、同（請願者　三重県宇治山田市宮後町五百六十六番地南勢運送株式会社長丹羽憲治外二名）（濱地文平君紹介）（第三七八二号）、同（請願者　愛知県半田市字更生四番地半田通運株式会社長中川一郎）（赤松勇君紹介）（第三九八五号）及び同（請願者　三重県四日市市大字東富田五百八十四番地暁運輸株式会社長田村末松外一名）（中村清君紹介）（第四一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

営業用トラックは、税法上認められた事業用減価償却資産であるから、当然固定資産税の課税客体として、トラック個々の資本的価値あるいは使用収益的価値に応じた課税をなすべきである。ついては、同事業はすでに担税力の限界を越えている等の実情をも考慮し、営業用トラック（普通車）に対する自動車税を一台年額六千円程度に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車税の適正化については毎国会、政府も国会も検討をつづけて来たのであるが、トラックに対しては、今回の政府提案にかかる地方税法改正案において、外形標準課税を廃して実質課税としたいので、その点については本件請願の主旨は達成せられている。ただ一台年額六千円程度の軽減すべしとの願意は地方財政全般の見地から達成されないが、一般物価や諸税との権衡等地方税制の全体系からも今後研究を続ける必要ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

かま製造業者を特別所得税第二種業務に変更の請願（請願者　兵庫県加東郡小野町播州かま工業協同組合理事長石井武吉外三十名）（岡田五郎君紹介）（第六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農家の必需品であるかまは農閑期における副業の一環として原始的作業によつて製造され、その所得もきわめて零細である。ついては、かま製造業者を特別所得税第二種業務に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

事業税については、今国会における政府提案の地方税法の一部改正案において相当規模の改正を試み、特別所得税を廃止して事業税の対象を三種の業種に分ち、従来の税率を一般に低下したものである。本件請願の願意は要するにかま製造業の実体に即し、これに低率課税をなすべきものに変更されたいというにあるが、今回の改正では第一種事業に分類されており、三種のうちでは高率の部にある。しかしながら前示のごとく従前より実質は百分の十二から百分の八と軽減されたのであるが、本件願意のごとく他種事業に比較してなお低率の課税をなすべきか否かは検討を加うべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

自転車税及び荷車税の随時賦課に関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（調所正一君紹介）（第八三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行地方税法において、自転車税及び荷車税は年税とされ、随時賦課が認められていないため、脱税行為を誘発しつつある現状である。ついては、自転車税及び荷車税に随時賦課をなし得るよう税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

今回の地方税法の一部改正によつて、自転車税及び荷車税はこれを一本化し、自転車荷車税とし、更に四月二日以後において新たに取得された自転車又は荷車に対してはその翌月から翌年三月まで月割をもつて、本税を課し得ることとしたので、本請願の主旨はおおよそその目的を達成したものと思われるが、本税の脱税行為の防止その他適正な運営については更に考慮すべきものありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方財政制度改革に関する請願（請願者　長野県議会議長下平丙四二倉石忠雄君紹介）（第九八一号）、同（請願者　長野県議会議員長野市妻科町平沢光久外二名）（小川平二君紹介）（第九八二号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎外一名）（松原忠久君紹介）（第九八三号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一三八四号）及び同（請願者　長野県議会議員黒岩市兵衛）（中澤茂一君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一三八四号）及び同（請願者　長野県議会議員濱上正男）（原茂君紹介）（第一四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般地方制度調査会において、政府に答申された現行地方制度の改革のうち、地方財政制度の改革については、（一）地方税制の改革につき、比較的全国不遍的財源を有すると認められるもの（例えばたばこ、酒等）は地方配付率を引き上げ地方移譲とすること等（二）赤字地方公共団体の財政再建整備については、対象となる決算は昭和二十七年度及び昭和二十八年度とし、歳入欠陥は事業繰延べ、繰上げ充用等実質上の赤字も対象とすること等（三）地方交付税制の創設については、その事務手続を簡素明確にするとともに、地方債の許可及び融資手続中町村に関する発行予定額の決定等は知事が決定すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本件請願の主旨とする三点については、それぞれ政府並びに国会において検討を加え、すでに今国会において、地方税法の一部改正及び地方交付税法等に関して一部実現を見たものもあり、地方財政の再建整備については、なお国会において継続審査に付し検討をつづけているものもある。いずれも地方財政制度に関する重要問題であつて、これらは今後更に検討をつづけ、改善を加えてゆくべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

洗張業に法律第二百二号適用に関する請願（請願者　愛知県名古屋市千種区穂波町一丁目十三番地名古屋洗張業協同組合代表鶴坂清三郎外百七十二名）（加藤鐐五郎君紹介）（第九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般地方税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百二号）によつて、クリーニング業者に対する課税率が低減されたが、これと同じ洗濯業にして主として和装品を洗濯し、クリーニングを兼業しなければ生活を維持してゆけない洗張業者は伝統的な古い歴史を有する業体として解釈され、この法律の適用から除外され、旧税率の適用をうけるのは誠に不合理である。ついては、クリーニング業者と同様に洗張業に対しても法律第二百二号を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

今回の地方税法の改正においては、事業税について整理を行い、特別な軽減措置はなるべくこれを廃止し、その代り、一般に税率を低下せしめた。すなわちクリーニング業については従前の特別扱を止め第一種の業に加えたが、税率は従前と同一としたことにより本件請願の主旨にあるがごとき不公平を除去し得たと思われるが、なおかかる業態の事業については事業税の負担過大の現状にかんがみ、更に研究を要するものありと認める。よつて本請願は、これを

議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

償却資産税創設反対に関する請願（請願者　福島県河沼郡日橋村長直壁宗辰外十三名）（紹介）（第一三〇六号）、同（請願者　山形県東田川郡立谷沢村長秋葉五治外六名）（紹介）（第一四九二号）、同（請願者　福島県相馬郡石神村長羽根田権外十四名）（高木松吉君紹介）（第一四九三号）、同（請願者　福島県河沼郡新鄭村長清野兵一外十三名）（栗山博君紹介）（第一六一一号）、同（請願者　福島県北会津郡一箕村長鈴木正行外十三名）（山下春江君紹介）（第一六一二号）、同（請願者　福岡県粕屋郡久原村長井上哲次郎外三十六名）（藤田昌子君紹介）（第一九二四号）及び同（請願者　栃木県塩谷郡藤原町長石川通正外一名）（黒澤幸一君紹介）（第一九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税源の偏在を是正するとの理由で、市町村が現に自己所在の償却資産に対して課税している税額の半分を県に移譲するところの償却資産税の創設について、地方制度調査会、税制調査会から政府へ答申されたが、税源偏在是正の方法は町村の既得税源を取りあげて行うべきでなく、税源不足の町村に新財源を与えて平均化し、財政的に独立してから改正がなされるべきであつて、今次の答申は逆方向をねらい、平衡交付金該当町村の数を増加し、地方自治に不安を与えるものである。ついては、償却資産税の創設に反対するというのである。

二、請願の議決理由

償却資産税の創設に反対する本請願の主旨は一応了解せられるが、一面において過度の財源偏在はこれを是正すべきであり、今回の地方税制の改正においては一定限度の超過財源はこれを府県に移譲するよう、大規模固定資産を有する市町村に対してその課税権を制限した。よつて従来のままの固定資産税は昭和三十年度から、この限度においては、制限を受けることになつたが、償却資産税を創設したものではない。ただ地方財源が一般には貧困である現在、その配分については更に研究の要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方制度改革に関する請願（請願者　兵庫県養父郡八鹿町長武村太右エ門外四名）（佐々木盛雄君紹介）（第一三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は地方制度調査会の答申に基き、地方制度改革の準備を進め、警察、教育、地方財政等において五大都市の特例を認めようとしているが、かかる措置は農村の財政負担を過重ならしめるのみならず、都市と農村の共存共栄の実を阻害し、その離反対立を一層強めるものである。ついては、五大都市並びにその他大都市に対する警察、教育事務配分の府県と同一扱い、地方税財政制度の特例設置等に反対するというのである。

二、請願の議決理由

地方制度の改革にあたり、五大都市の特例を認めることに反対なりとする本請願の主旨は、残存区域や農村との関係とその一体性を害するものであるとの理由によるもので、固より承認されることであるが、又一面その一体性を害せざる範囲において大都市の現実に占める地位または果たす機能においてその特殊性を無視することができない。今次警察法の改正においても政府原案においては一体性を尊重し、これを特別の扱いとしなかつたが、本委員会においては修正を加え若干五大市の特例を認めた。しかし本件はその他の問題についても今後更に研究を要する問題である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

防災機構の一元化促進に関する請願（請願者　岩手県盛岡市岩手県消防協会長佐々木卯右衛門）（柴田義男君紹介）（第一四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革に当り、現在の国家消防本部を廃止し、新たに総理府の外局として設置される警察庁の附属機関において、国の消防事務を取り扱う案が審議されている由であるが、元来純然たる自治行政であるべき消防を警察に附属することは自治消防の本質にもとるのみならず、警察と消防は根本的にその性質を異にし、両者の限界を明確にして運営されるものであつて、若し、これが改革によつて、警察と消防が一元的に運営されては消防の自治は根本から破壊され、自治消防は著しく阻害されるのみならず、防災の態勢に弱体化を招来することになる。ついては、中央、地方を通ずる現在の消防機構を存置し、複雑な現在の消防機構を総合一元化して強力な防災活動の態勢を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

消防組織の独立と自治消防の態勢強化を要望する本請願の主旨は誠にもつともであつて、今回の行政改革の一環としての警察制度の改正においてもこの主旨は尊重せられ、消防が地方自治から離れ、又警察機構の一部としてこれに従属するがごとき制度とはしなかつた。なお進んで消防の自主性と防災活動態勢の強化については一段と工夫をこらし、その実現に邁進すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

営業用トラックに対する自動車税等軽減に関する請願（請願者　新潟市流作場二千四百九十二番地新潟県トラック協会長佐藤斉）（北吟吉君紹介）（第一七一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税制調査会の税制改革案によつて、トラック運輸事業が一般企業と同じく法人税、事業税が軽減されても、自動車税、揮発油税が引上げられては企業の特殊性から税制改革の恩恵はきわめて少なく、資本蓄積はとうていできない。ついては、トラック事業がすでに担税力の限界を越えている等の実情をも考慮し、営業用トラック（普通車）に対する自動車税を一台年額六千円程度に、揮発油税を一キロリットル八千五百円に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車税の税率軽減は年来の要望であり、政府並びに国会においては、地方税法の改正ごとに常に検討を加えている所である。本請願の願意もおおむね了承するにやぶさかでないが、ただ一般物価や地方財政の現状に照らし、今次改正のごとき程度の課税は止むを得ない所である。しかしながら自動車の現代社会における機能や地方団体の財政事情の変遷ともにらみ合せ、更に将来研究をつづける必要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

乗合自動車税軽減に関する請願（請願者　奈良市油阪町一番地奈良交通株式会社社長鈴木角一郎）（伊瀬幸太郎君紹介）（第一七二五号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目ノ四日本乗合自動車協会長伊能繁次郎）（大石ヨシエ君紹介）（第一七二六号）、同（請願者　大分市大分県乗合貸切自動車協会長松岡能秀）（木下郁君紹介）（第一七二七号）、同（請願者　石川県金沢市上胡桃町北陸鉄道株式会社長沢野茂次）（宮多駐一郎君紹介）（第一九二〇号）、同（請願者　山口市今市一丁目四番地山口県バス協会長井上隆一）（田中龍夫君紹介）（第一九二一号）、同（請願者　兵庫県養父郡八鹿町全但交通株式会社長田中寛）（佐々木盛雄君紹介）（第一九二二号）、同（請願者　青森市大町五丁目青森県林業会館内青森県乗合バス自動車協会長安田才助）（山崎岩男君紹介）（第一九二三号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目六番地大井川鉄道株式会社長結城安次）（塩原時三郎君紹介）（第一九二六号）、同（請願者　新潟県三条市大字北中中越自動

車株式会社長西田平吉）（宜四郎君紹介）（第二二二七号）、同（請願者　山形県鶴岡市大字大宝寺庄内交通株式会社長佐藤政吉）（加藤精三君紹介）（第二二二八号）、同（請願者　山形県鶴岡市大字大宝寺字大場二十四番地守屋武勇）（池田正之輔君紹介）（第二二二九号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通四丁目兵庫県乗合自動車協会長草刈喜三郎）（堀川恭平君紹介）（第二三〇七号）、同外二件（請願者　前橋市一毛町二百十五番地上毛電気鉄道株式会社長五十嵐小太郎外三名）（藤枝泉介君紹介）（第二三〇八号）、同（請願者　福岡県八女郡黒木町大字楽寿原堀川自動車合資会社代表堀川久助）（稲富稜人君紹介）（第二三〇九号）、同（請願者　長野県岡谷市諏訪自動車株式会社長高橋英夫）（小川平二君紹介）（第二三一〇号）、同（請願者　兵庫県加古川市浜路交通株式会社長土屋恒治）（永田亮一君紹介）（第二三一一号）、同（請願者　岩手県下閉伊郡岩泉町岩手県北自動車株式会社長八重樫金十郎）（中居英太郎君紹介）（第二三一二号）、同（請願者　千葉県館山市北条千八百二十番地の三日東交通株式会社三平宏）（中村勝一郎君紹介）（第二三五号）、同（請願者　奈良市油阪町一番地奈良交通株式会社長鈴木角一郎）（仲川房次郎君紹介）（第二四二五号）、同（請願者　鹿児島市武町五百一番地鹿児島県乗合旅客自動車組合理事長林田雄一）（尾崎末吉君紹介）（第二四二六号）、同（請願者　大分市勢家千百三十七番地大分県乗合貸切自動車協会長松岡能秀）（金光庸夫君紹介）（第二四二七号）、同（請願者　兵庫県姫路市駅前町神姫合同自動車株式会社長稲井稔）（河本敏夫君紹介）（第二四二八号）、同（請願者　札幌市北三条西七丁目北海道バス協会長伊藤篤郎）（武田信之助君紹介）（第二五四五号）、同（請願者　長野県上田市天神町上田丸子電鉄株式会社長山浦国久）（羽田武嗣郎君紹介）（第二五四六号）、同（請願者　茨城県水戸市大手町茨城県乗合自動車協会長板本政太郎）（塚原俊郎君紹介）（第二五四七号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目日本乗合自動車協会長伊能繁次郎）（山口丈太郎君紹介）（第二五四八号）、同（請願者　千葉県船橋市前原新京成電鉄株式会社長吉田秀弥）（吉川兼光君紹介）（第二五五〇号）、同（請願者　大阪府池田市井口堂阪急バス株式会社長米倉市郎）（山口丈太郎君紹介）（第二五五九号）、同（請願者　高知県高知市駅前町高知県乗合自動車協会長野村健一郎）（濱田幸雄君紹介）（第二六〇号）、同（請願者　兵庫県姫路市駅前町姫路乗合自動車株式会社長稲井稔）（岡田五郎君紹介）（第二六一号）、同（請願者　岐阜県多治見市本町一丁目東濃鉄道株式会社長加藤乙三郎）（平野三郎君紹介）（第二七四五号）、同（請願者　盛岡市日影門外小路岩手中央バス株式会社長高橋佐太郎）（田子一民君紹介）（第二八〇三号）、同（請願者　山口市今市一丁目四番地山口県バス協会長井上隆一）（細迫兼光君紹介）（第二八〇四号）、同（請願者　宮崎市南宮崎駅前宮崎県旅客自動車協会長岩切章太郎）（伊東岩男君紹介）（第二八〇五号）、同（請願者　甲府市橘町一番地山梨県乗合旅客自動車協会長金丸康三）（鈴木正文君紹介）（第二八〇六号）、同（請願者　広島市千田町三丁目広島県乗合乗用自動車協会長伊藤信之）（高橋輔一君紹介）（第二九二五号）、同（請願者　香川県高松市浜ノ町六十二番地香川県旅客協会理事長古林善雄）（大西誠夫君紹介）（第三六〇八号）、同（請願者　香川県三豊郡観音寺町三豊バス株式会社取締役河田正典）（大平正芳君紹介）（第三〇六五七号）、同（請願者　千葉県館山市北条千八百二十番地日東交通株式会社専務取締役三平広）（中村庸一郎君紹介）（第三〇六六号）、同（請願者　千葉県市原郡五井町五井小湊鉄道株式会社長坂斎梅三郎）（始関伊平君紹介）（第三〇六三号）、同（請願者　仙台市東四番丁宮城県バス協会長桜中剛寿）（長谷川峻君外一名紹介）（第三〇六四号）、同（請願者　千葉県印旛郡成田町成田バス株式会社長本庄重三）（寺島隆太郎君紹介）（第三〇六五号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目日本交通協会内日本乗合自動車協会副会長孔太郎外一名）（稲葉文太郎君紹介）（第三〇六六号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目日本交通協会内日本乗合自動車協会長伊能繁次郎）（柳原三郎君紹介）（第三〇六七号）、同（請願者　神奈川県横須賀市日之出町横須賀タクシー株式会社長外崎征之助）（小泉純也君紹介）（第三〇六八号）、同（請願者　千葉県印旛郡成田町成田バス株式会社小川三男外一名）（小川豊明君紹介）（第三一二六号）、同（請願者　広島市千田町三丁目広島県乗合乗用自動車協会長伊藤信之）（灘尾弘吉君紹介）（第三一三七号）、同（請願者　東京都墨田区小梅一丁目二番地東武鉄道株式会社長根津嘉一郎）（佐藤洋之助君紹介）（第三一五五号）、同（請願者　秋田県大館市松木境八十二番地秋北乗合自動車株式会社長横内吉右エ門）（石田博英君紹介）（第三三〇五号）、同（請願者　盛岡市日影門外小路岩手中央バス株式会社長高橋佐太郎）（中居英太郎君紹介）（第三三五一号）、同（請願者　香川県高松市浜ノ町六十二番地香川県旅客協会理事長古林善雄）（大西誠夫君紹介）（第三六〇八号）、同（請願者　香川県三豊郡観音寺町三豊バス株式会社取締役河田正典）（大平正芳君紹介）（第三六五七号）、同（請願者　千葉県館山市北条千八百二十番地日東交通株式会社専務取締役三平広）（中村庸一郎君紹介）（第三六六八号）、同（請願者　奈良市油阪町一番地奈良交通株式会社長鈴木角一郎）（伊藤幸太郎君紹介）（第三七一五号）、同（請願者　仙台市堀通九十四番地仙台鉄道株式会社長吉村広吉）（竹谷源太郎君紹介）（第三七一六号）、同（請願者　京都府与謝郡加悦町加悦鉄道株式会社長坂本武）（森清君紹介）（第三七一七号）、同（請願者　彦根市古沢町五十番地近江鉄道株式会社常務取締役井波一二）（堤康次郎君紹介）（第三七一八号）、同（請願者　松山市北持田町百三十一番地愛媛県旅客自動車協会理事長小坂伝之進）（細谷勝利君紹介）（第三七五〇号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目四番地日本交通協会内日本乗合自動車協会長伊能繁次郎）（岡村利右衛門君紹介）（第三七八三号）、同（請願者　香川県丸亀市津ノ森百七十番地琴平電鉄株式会社長亀井栄造）（大平正芳君紹介）（第三七八四号）、同（請願者　長野市権堂町二千二百一番地長野電鉄株式会社山本孝雄）（中澤茂一君紹介）（第三七八五号）、同（請願者　広島県庄品郡広谷村広島県バス協会理事楠高四郎）（高橋等君紹介）（第三八一二号）、同（請願者　三重県津市下部田三重旅客自動車協会長安保正敏）（福本潤吉君紹介）（第三八一三号）、同（請願者　青森県三戸郡五戸町南部鉄道株式会社長苫米地義三）（三浦一雄君紹介）（第三八一四号）、同（請願者　鳥取県米子市東町三十八番地日ノ丸自動車株式会社米子支店長中村辰雄）（古井喜実君紹介）（第三八一五号）、同（請願者　松江市北松江一畑電気鉄道株式会社長山本孝吉）（高橋圓三郎君紹介）（第三八一六号）、同外一件（請願者　香川県高松市玉藻町七十一番地高松バス株式会社長山下博一外一名）（大西誠夫君紹介）（第三八四一号）、同（請願者　三重県桑名市大字桑名五百九十一番地日本通運株式会社桑名支店長長江嘉市）（中井徳次郎君紹介）（第三八四二号）、同（請願者　徳島県板野郡松茨村粟田善吉阿部五郎君紹介）（第三九五二号）、同（請願者　和歌山県八番丁三番地和歌山県旅客自動車会長小林尚一）（坊秀男君紹介）（第三九五三号）、同（請願者　島根県能義郡飯梨村島根鉄道株式会社長若槻修道）（櫻内義雄君紹介）（第三九八四号）、同（請願者　名古屋市中村区笹島二丁目二百二十六番地愛知県乗合自動車協会長千田憲三）（伊藤好道君紹介）（第四〇四六号）及び同（請願者　鳥取県西吉郡西郷町大字中町鴻紋汽船株式会社長中川秀政）（高橋圓三郎君紹介）（第四二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税制調査会の答申案によると、自動車税の五割引上げを行う由であるが、自動車税は昭和二十八年度に大幅に増税されたもので、さらにこれが引上げとともに自動車税を固定資産税に移行されては、地方交通に負担しているバス事業を軽視したものであり、就中遺憾である。ついては、(一)自動車税の五割引上げ反対、(二)自動車税の固定資産税移行反対、(三)軽油車に特別増税することに反対、(四)「主として観光貸切」の字句を削除、(五)現行自動車税の基準となる乗車定員の準則を各府県の実情に即するよう改正、(六)バス特に営業

用自動車税率の軽減をされたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車税の軽減を要請する主旨については、これを了承するも必ずしも今回の税法の改正において、本請願の要請通りには実現しなかつたのであるが、今日の物価並びに他の納税義務者との権衡及び地方財政の現状からこの程度の課税はやむを得ず、バスの外形標準課税廃止、自動車税の固定資産税移行反対の点等は請願の要望と一致する。その他の願意に関してはなお、今後更に検討を要するものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

自動車税引上げ反対に関する請願（請願者　茨城県久慈郡大田町日立電鉄株式会社長森島貞一）（山崎猛君紹介）（第一八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回自動車税の五割引上げが企図されているが、これは自動車運送業のみに限らず、産業及び国民経済生活に影響するところ多大で、これが税率は現行法通りすえ置くべきである。ついては、自動車税の五割引上げに反対するというのである。

二、請願の議決理由

自動車税の五割引上反対を主張する本請願の主旨は、今回の地方税法改正に当りては、そのまま実現されなかつたのであるが、これは今日の物価との権衡、地方財政の実態から止むを得ざるに出たもので、能う限りは自動車税の税率の軽減及びその他本税の課税運営の適正を企て且つ幾分づつこれを実現に移していくのである。なお本税については本請願の主旨にかんがみ、更に考究すべきものありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

舞鶴市の特別交付金に関する請願（請願者　京都府舞鶴市長蜷峨根達雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市の二十八年度平衡交付金額は前年度より三千百八十二万七千円も大幅な減少となり、その主な原因は生活保護費、態容補正並びに基準財政収入額の過大見積り等によるものと思考されるが、本市においては普通交付金に算定されない特別経費及び特別の理由による税の減少も実にばく大な額となつて財政に及ぼす影響は由々しいものがあり、加うるに過般の台風第十三号による公共施設等の災害対策費は本市財政上決定的な打撃を受けている。ついては、舞鶴市の特別交付金算出に当つては格別な配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は二十八年度の実績に徴し、舞鶴市の財政の実体について自治庁当局が充分な認識をもつて地方交付税の配分に適正を得べく善処することを望むものであるが、もとより、特別なる財政需要や一方歳外の財政収入減についても十分なる考慮が払われねばならぬことは当然のことであるから、政府においてこれを検討すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

市制施行についての特例に関する請願（請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外一名）（横路節雄君紹介）（第一九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市制施行の要件については地方自治法第七条、第八条並びに二百五十四条の外、都道府県条例で定められ、また今般の地方制度調査委員会の答申によると新設市の人口は五万以上とすることになつているが、地方自治法第二百五十四条による人口は、官報に公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口となつているため、北海道千歳郡千歳町のように人口急激する町村においては、すでに現行法による市としての諸条件を具備しているのに、市制の施行が実施できないという不合理な事態が生じている。ついては、国勢調査の人口によらなくても、市としての諸条件が整つた場合は、確実な公示方法による人口によつて市制施行ができるよう、特例を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

市となるための人口要件を五万とすることは今回の地方自治法の一部改正によつて決定したのであるが、その人口数の統計については本請願の指摘するように地方自治法第二百五十四条に規定されており、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果によることになつており、この点については今回別に手は加えられなかつたが、本請願の例のごとき人口急激に膨脹し、市政の必要ある場合には特段の工夫をなすべきかきわめて重要な問題である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

遊興飲食税の市町村還元に関する請願（請願者　千葉県佐原市長坂本斉一）（山村新治郎君紹介）（第二二〇三号）、同（請願者　香川県高松市長国東照太）（大西禎夫君紹介）（第三五九九号）、同（請願者　岡山県津山市長中島琢之）（小枝一雄君紹介）（第三六〇〇号）、同（請願者　千葉県木更津市長山崎直）（小高熹郎君紹介）（第三六〇一号）、同（請願者　長野県諏訪市長金井清）（小川平二君紹介）（第三六〇二号）、同外一件（請願者　静岡県伊東市長太田賢治郎外一名）（山田彌一君紹介）（第三六〇三号）、同（請願者　山形県米沢市長高橋広吉）（黒金泰美君紹介）（第三六〇四号）、同（請願者　福島県若松市長村井八郎）（河原田稼吉君紹介）（第三六〇五号）、同（請願者　北海道旭川市長坂東幸太郎）（武田信之助君紹介）（第三六〇六号）及び同（請願者　長野県諏訪市長金井清）（櫻内義雄君紹介）（第三六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村自治強化のための最大の障害は財政基礎の薄弱にあり、なかんずく観光事業を推進するために各都市はそれぞれ窮乏せる財政よりぼう大な金額を支出して観光客を誘致しているにかかわらず、これに対しほとんど助成が考えられず、特にかつて当該観光都市の重要な観光財源であつた観光客の遊興飲食税も全部都道府県の収入となつている。ついては、遊興飲食税は市町村から徴収した税額の五十パーセントをその市町村に還元するよう措置し、本年度分に限り特別平衡交付金によつて交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光都市の財政と遊興飲食税との関連はその実質的関係において不可分関係あるにかかわらず、本請願に指摘するがごとき不合理の点あることは県と市との財政配分において検討を要するものがある。さし当り県が収納する本税の幾分を特別平衡交付金の形において、観光都市に還元せられたしとの本件請願の主旨は考慮に値するものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

災害緊急融資金を長期起債に切替えの請願（請願者　鹿児島県給良郡帖佐町長井之口義満）（池田清志君紹介）（第二二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年十月十四日のルース台風により鹿児島県給良郡帖佐町営の塩田及び製塩工場が流失したため、短期融資金三百万円を財務部より借入れたが、二十六年度末において災害緊急融資資金千九十万円が交付となつたので、これを長期起債と誤信し、これが資金のうちから財務部借入金の返済をしていたところ、二十七年度末に千九十万円の返納を命ぜられ苦慮している。ついては、災害緊急融資金を長期起債に切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害を受けた地方団体が、これが対策として緊急融資を受けても短期に償還することは困難であることは想像にかたくない。長期償と斟酌したものにつき長期償に切替を要望する本請願の主旨はもとより可能ならば考慮して善処すべきものと認められるが、ともかく当局において事案を実質的に検討する要ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において事案を実質的に検討する要ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

内川村を昭和二十八年法律第二百二十九号適用町村に指定の請願（請願者　兵庫県城崎郡内川村長岸本源六外一名）（第二一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡内川村は昭和二十八年の水害によつて村税滅免のため著しい財政収入の不足をきたし、一方災害救助、伝染病予防、苗代、病虫害駆除等緊急止むを得ない諸対策費の支出がきわめて多額に上るので、起債による財政措置を講じなければならない実情にある。ついては、内川村を昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十九号）該当町村に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本件請願は関係当局において事案の実体を調査し、当該村の被つた水害その他の事情を勘案して、特例法を適用する町村として指定するに値するか、否かを検討する要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　群馬県利根郡新治村長岡田作夫外一名）（第二四三三号）及び同（請願者　高知県香美郡美良布町議会議長公文宮治外十三名）（第二四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行地方税法では私企業に課税し、公企業は非課税対象となつているので、同一企業でありながら事業主体の相異によつて地元町村にはなはだしい財政の不均衡を生じ、ことにせき堤築造等による発電施設は土地家屋の水没、水利の阻害等地元住民に精神的、物質的じん大な苦痛を与え、地方自治の存立を困難ならしめるにもかかわらず、同施設を非課税対象としていることは課税の公平と均衡の原則を無視し、被害町村の財政を破たんに導くものである。ついては、地方税法第三百四十八条第一項の団体が行う発電施設に固定資産税を賦課し得るよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
公企業と私企業との間の地方税法特に固定資産税、課税の不均衡は、つとに問題となつてきたところであり、先般国鉄の発電施設を、直接その事業の用に供しないものである理由から、課税するような地方税法を改正した次第もあるので、課税の均衡上はもとより、施設所在の公共団体の財政の観点からも本請願の趣旨は将来、地方税制の改正に当つて他の関係問題と関連して再検討すべきものと考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

自転車競技法に基く指定に関する請願（請願者　愛知県瀬戸市長加藤章外五名）（早稲田柳右エ門君外一名紹介）（第二四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県瀬戸市は発展の基盤たる財政的裏付けに乏しいため、自転車競技法第一条の規定に基く指定を受け、これが収入によつて財源の確保を計りたい。ついては、県下一宮市の競技場の一部使用中の丹羽郡犬山町外二町が来る九月をもつて期限満了となるから、これを機会に本市を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
自転車競技施行都市指定については、当該市の財政事情を十分に考慮して決定せらるべきは論をまたないところであり、本請願につても、政府においては充分その実情を調査した上、その趣旨を達成し得るよう措置する必要を認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

事業税軽減に関する請願（請願者　名古屋市中村区水主町二丁目一番地名古屋米穀商組合副組合長川松要治郎）（加藤清二君紹介）（第二五九号）、同（請願者　東京都千代田区神田佐久間町全国事業税対策協議会加盟東京小売酒販組合広川弘禅）（根本龍太郎君紹介）（第二五六〇号）、同（請願者　静岡県藤枝町鬼岩寺全国事業税対策協議会静岡支部静岡県商工会連合会長西野平四郎）（石橋湛山君紹介）（第二五六一号）、同（請願者　東京都中央区越前堀一丁目十番地国井秀作）（只野直三郎君紹介）（第二八〇一号）及び同（請願者　東京都千代田区日比谷公園中央内東京生花商組合連合会長宮島鎗吉）（原茂君紹介）（第二八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行事業税法によれば、法人経営と個人経営の負担の均衡が極端に不公平となつているため、零細な個人業者は過重な税の重圧にあえいでおり、その滞納額はおよそ一千億円以上に達している。ついては、この滞納額の一掃と窮乏せる零細個人業者救済を図る一石二鳥の施策として、事業税が著しく変ぼうを見た二十六年度までの全年度を通じて、個人事業者に対しては、二十八年八月二十五日付、自丙税発第百八十四号」土建関係業種にかかる事業税の課税標準についての通牒に準じて勤労控除をし、且つ、所得税課税で非課税の取扱いを受けているものに対しては、国が担税力なしと認定したのであるから、事業税を免除する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
法人事業税と個人事業税との不均衡の問題は、地方税法における最も大きな論議の的であつて、今国会における地方税法の改正並びに国会修正において、多少は個人事業税の負担軽減を図つたのであるが、財源の関係上且つその軽減方法に検討を加える必要上、十分その目的を達しなかつたのであるが、将来は事業税そのものの根本的検討とともに個人事業の現下の苦境とわが国産業における地位とにかんがみ、本請願の趣旨に副うよう考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

すし業者に対する遊興飲食税の免税点設定に関する請願（請願者　東京都新宿区角筈一丁目一番地毛利鋼三）（大石ヨシエ君紹介）（第二六六七号）、同（請願者　東京都港区芝新橋二丁目三十番地すし業組合全国協議会実行委員長深井周二外十三名）（宇都宮徳馬君紹介）（第二九一〇号）及び同（請願者　東京都新宿区角筈一丁目一番地毛利鋼三外十三名）（小泉純也君紹介）（第三六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在甘味喫茶等に対しては遊興飲食税の免税点が設定されているが、日常生活のうち最も大切な主食のかわりとなり、且つ、素ぼくな接待食となるすしに対してはなんらの免税措置が講ぜられていないので、すし業者はもちろん大衆一般に多大な影響を与えている。ついては、一食百五十円以下のすしに対して免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由
主食を供する大衆食堂に対する免税点の引上げは喫茶等に対する取扱いとの均衡上また、大衆飲食の現状からも必要な措置と認め、今国会において地方税法を修正して一食百二十円の免税点をおくことに改めた結果、すし業者も当然その対象となるのであつて、本請願の趣旨はほぼ達成されたのであるが、理想としては遊興飲食税の

撤廃がのぞましいのであり、従つてその段階として、財源の見透しのつき次第、免税点は更に引上げられるべきものと思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

遊興飲食税撤廃に関する請願（請願者　広島市胡町十番地広島県遊興飲食税撤廃期成同盟会長岡徹）（大石ヨシエ君紹介）（第二六六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の遊興飲食税は、税法によつて徴税方法が規定されているにかかわらず、実際は都道府県税務当局及び全国業者に遵守されていないため、都道府県税務吏員の悪徳行為と業者の脱税行為を促進し、遵法精神を忘却させる結果となつているが、本税を撤廃し、その埋り財源として酒類に消費税を課すれば、適正完全なる税徴収ができて健全なる財源が獲得し得るのみならず、消費者に安価な飲食物を提供し得る。ついては、酒類に対して消費税を課税し、この財源のもとに遊興飲食税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税が徴税技術上、きわめて困難な税種であることは、一般に認められている処である。財源を他に求め得るならば本税の撤廃は望ましいことであるが、本請願のいうごとく酒税の消費税をもつて代り財源とすべしという主張も一つの考え方として検討する価値あるものと考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併に関する請願（請願者　京都府与謝郡加悦町長細井真義）（大石ヨシエ君紹介）（第二六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝地方の町村合併については、その第一案として、与謝村、桑飼村、加悦町、三河内村を合併して一つの町とし、市場村、岩屋村、山田村、石川村を併合して一つの町とする案と、その第二案として、以上の八箇町村を合併して一つの町とする案と、さらにその第三案として、以上八箇町村と岩滝町及び吉津村を合併する案が考慮されているが、町村合併はその目的である町村行政力の強化、行政費の節約等の観点に立つてこれを実施すべきである。ついては、堅実でしかも容易な第一案によつて町村合併を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は実地調査の結果に徴さなければ、その妥当性を決し得ないが、町村合併の目的は、本請願の主張するごとく町村行政力の強化、行政費の節約等にあることは固よりであつて、いたずらに規模の増大のみを求め、又は情実や、目前の利害にとらわるべきではない。政府においては十分実状を調査して適正な判定を下す必要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　中井　一夫

委員長

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法改正に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地全国自家用自動車組合連合会長満尾君亮）（鹿安實藏君紹介）（第二七四一号）

同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目五番地後藤清松外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第三三三〇八号）

同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目五番地後藤清松外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第三三三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国三万有余を数える時計修理販売業者に課せられている事業税は、各地方の条例によつて定められているので、地域的にきわめて不均衡且つ高率となるのみならず、業界の実情にそわぬため、業者はその重圧にあえぎ、勤労意欲を減殺されつつある。ついては、時計修理財売業者はその規模業態から見て、明らかに自家勤労業者であるから自家労賃控除を認めるとともに、現在適用されている事業税第一種所得税を第二種所得税に類別転換されたいというのである。

二、請願の議決理由

時計修理販売業者に限らず自家労力を主とする個人事業については、事業税において自家労賃の控除を認めることは、個人事業税一般の軽減の一方式として考究すべきであり、業種の類別についても公平の見地から更に検討を加える必要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　中井　一夫

委員長

衆議院議長堤康次郎殿

自動車税引上げ反対に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地全国自家用自動車組合連合会長満尾君亮）（鹿安實藏君紹介）（第二七四一号）

同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目五番地後藤清松外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第三三三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は税制の改革に伴い自動車に巨額の増税を課し、営業用と自家用に区分する由であるが、自動車税は現行税率そのものが著しく高率で、しかも生産機構の主要部門である自動車の発達を阻害することは国勢の伸長を阻止するものであり、自家用乗用車はしやし的なものでなく、中小企業者用自動車は営業上欠くことのできないものである。ついては、自動車税に対する現行税率を是正し、営業用、自家用の課税差別を撤廃し、中小企業者用自動車の増税を取り止め、自動車政策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車税については、近時しばしば、しきりに増税が行われてきたのであつて、負担の激変を生じていることは遺憾であるが、自動車のわが国産業上に果す役割を十分勘考して、公平妥当な税率を策定することはきわめて必要と思う。今国会における改正及び修正は財源の関係もあつて決して十全のものではないので、次の機会には、本請願の趣旨も参考として更に合理的に改正する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　中井　一夫

委員長

衆議院議長堤康次郎殿

時計修理販売業者に対する事業税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区新富町八番地山岡猪之助）（宇都宮徳馬君紹介）（第二八〇〇号）、同（請願者　青森市大字大町百五十四番地福士冨五郎外一万名）（伊瀬幸太郎君外三名紹介）（第三一四五号）及び同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目五番地後藤清松外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第三三三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国三万有余を数える時計修理販売業者に課せられている事業税は、各地方の条例によつて定められているので、地域的にきわめて不均衡且つ高率となるのみならず、業界の実情にそわぬため、業者はその重圧にあえぎ、勤労意欲を減殺されつつある。ついては、時計修理財売業者はその規模業態から見て、明らかに自家勤労業者であるから自家労賃控除を認めるとともに、現在適用されている事業税第一種所得税を第二種所得税に類別転換されたいというのである。

二、請願の議決理由

時計修理販売業者に限らず自家労力を主とする個人事業については、事業税において自家労賃の控除を認めることは、個人事業税一般の軽減の一方式として考究すべきであり、業種の類別についても公平の見地から更に検討を加える必要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　中井　一夫

委員長

衆議院議長堤康次郎殿

建築板金業者に対する事業税軽減に関する請願（請願者　東京都港区赤羽町四番地米内一郎外五十名）（三輪壽壯君紹介）（第二八七三号）及び同（請願者　大阪市北区老松町二丁目二十一番地

大阪府板金工業協同組合理事長戸田常蔵外六十六名）（八百板正君紹介）（第二八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在建築板金業者（俗称ブリキ屋）は全国に四万五千人ほどあつて、このうち徒弟及び職人を使い企業を営む者は全体の百分の一に過ぎず、そのほとんどが一人親方と称し、企業性なく、大工の同様工賃のみの請負によるもので、日雇労務者とその実収はなんら異なるところがない実情にある。ついては、建築板金業者に対する事業税を減免するとともに、所得税を勤労所得税並みに軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

事業税において、労力を主とし、企業的性格の乏しい大工、左官等の業務を課税対象とすることは、多大に疑問があるところであり、本請願の場合のごときも同様であつて将来なんらかの軽減措置を研究する必要を認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

遊興飲食税法中簡易旅館及び簡易宿泊所に対する地方税免除に関する請願（請願者　東京都新宿区新宿四丁目六十三番地全日本簡易宿組合連合会長松井修一郎）（安井大吉君紹介）（第三三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

簡易旅館及び簡易宿泊所に対して一般旅館と同様に遊興飲食税が課せられているが、この宿泊対象者は商用、観光、出張等の一般旅行者と異なり、浮浪者、自由労務者、下級の工員及び商人等であり、しかもこれらの者は簡易旅館及び簡易宿泊所を住居としてとう留し、主食の配給をここで受け、選挙権もこの簡易宿で行使するのであつて、実質的に彼等の住宅的存在となつている。ついては、簡易旅館及び簡易宿泊所に対する地方税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、今国会における地方税法の国会修正によつては既実現せられたのであるが、なお飲食の部分については必ずしも明確であるとはいえないので、この点今後明定する必要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

営業用貨物三輪車に対する自動車税軽減に関する請願（請願者　東京都新宿区四谷一丁目一番地全日本小型運送協会連合会長北条秀一）（天野公義君紹介）（第三三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は自動車税率を引上げる由であるが、営業用貨物三輪車は他の業種に比べて競争が激しく、運賃は下降傾向にあるので収入が減少し、他面自家用貨物自動車の営業類似行為に対する取締りが適切を欠くためますます窮地に追いやられ、しかも国税、地方税及び特別の法規による事業上の負担が過重となつている。ついては、営業用貨物三輪車に対する自動車税を現行税の三割に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車税の適正な税率をいかに定めるかは困難な問題であり、今国会における改正及び修正も地方財源との関係もあつて、必ずしも適当とはいえないものである。本請願の趣旨ももつともであるので将来十分研究して妥当な解決を図る必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

印刷基本美術家に対する地方税軽減に関する請願（請願者　東京都千代田区神田小川町二丁目一番地武崎ビル内日本印刷基本美術家団体連合会中村利一）（大石ヨシエ君紹介）（第三三一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

印刷術の基本的技術者である印刷図案、印刷版画及び銅版彫刻等の印刷基本美術家の文化の貢献に対する重要性を認識するものは少なく、これらに対する課税はきわめて不自然な形となつて現れ、請負業種に含まれたり、源泉課税の対象にされたり、さらに地方税は第一種事業税が課せられるという状態であるが、印刷美術家は個々の技術能力に応じて報酬を受けているもので、国家の国料、作家の稿料と等しい形であつて、かかる技術料にはなんらの利潤も含まれず、純利益なき印刷基本美術家に商業的対象課税の第一種事業税の適用は不適当である。ついては、印刷基本美術家に対する地方税を特別所得税あるいはこれに類する軽減されたものに改められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願にある印刷基本美術家のごときは企業家というよりはむしろ技術家であつて、一般事業税の対象とすることは妥当でないであろう。今国会の地方税法改正によつて特別所得税は事業税に統合されておおむね第三種事業に繰り入れたのであるが、本業務はこの第三種事業に該当するものと思われるのであつて、政府においてはその業務の実体を調査して、他の同様の業務とも比較検討して、改正を考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと決議した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

遊興飲食税の特別徴収義務に関する請願（請願者　京都府京都市七条新地京都府貸席お茶屋組合連合会長里見新三郎外十四名）（大石ヨシエ君紹介）（第三三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特殊席貸御茶屋業という特殊の許可営業者のなす茶寮、酒肴等の販売代金に対する課税は妥当であるが、許可営業の範囲外である従業婦の自由意思に基いてなす行為の収入に課税することは、民法第九十条及び労働基準法第六条からしても、この種の収入より税を徴収することは公序良俗に反する行為を公認することとなり、公娼制度を廃止した国家の最高政策にもとるものであるにもかかわらず、政府はこれらの収入に課税し、納税額を入割増額要求することは不合理である。ついては、かかる遊興飲食税の特別徴収を全面的に廃止するか、若しくは納税し得る範囲に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税における花代の性格についても議論の存するところであるが、これを特別徴収の形で徴収することに大きな問題がある。できればこの種の遊興飲食税は撤廃することがすつきりすると思われる。政府は将来本税の課税方式を十分考究して、その改善を図るべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方自治法第百二十七条に関する請願（請願者　東京都北多摩郡国立町議会議員篠村三郎）（福田篤泰君紹介）（第三三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都北多摩郡国立町議会は昨年八月山崎善弘議員が本町に住所なしとの結論から議員の資格なしと議決したが、山崎議員がこの決定に対して不服の申立ができるのはその議決に至る間の手続上だけに限るもので、議決の内容すなわち住所の有無に関する決定には絶対に服従すべきものであるにかかわらず、裁判所はその議決の内容たる住所の有無に関する事実認定について町議会決議の取消を、次いで行政処分執行停止決定の申立を受理したが、町議会はその構成又は町政に関する議決、決定については町民に対してこそ責任を負うものであるから、その受理は不法であると信ずる。ついては、若し、裁判所が議会の議決を裁判できるとすれば、司法権が政治に干渉することになり、憲法上の問題となるので、地方自治法第百二十七条を改正するか、同条第四項の

解釈に疑義なからしめるよう指示されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願に関する事項については、地方自治法の規定は明瞭を欠くものがある。この具体的の問題についての解決はもちろんであるが、将来この種疑義の発生せざるよう、政府の検討と措置を望むものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

国庫納付金制度廃止に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目全国競輪施行者協議会長東京都知事安井誠一郎）（只野直三郎君紹介）（第三四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

競輪等による国庫納付金制度の廃止が政府の方針として決定を見たことはまことに時宜を得た適切な措置であり、全国施行者等しくこれが実現を切望している。すなわち地方財政は毎年の災害、人口の自然増、給与ベースの改訂等により新規財政需要額は逐年増加しており、なお二十九年度は政府の財政緊縮政策による交付金、補助金等の大幅削減が予想される現状において、二十億円に達する国庫納付金の免除はきわめて貴重な財源である。ついては、国庫納付金制度を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、本年度より実現せられたのであるが、その納付金の一部は、本年度については自動車産業その他工業技術等の助成に向けられることとなつており、この点来年度からは本請願の趣旨に副うよう措置する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

市制施行についての特例に関する請願（請願者　北海道上川郡名寄町長鈴木秀吉外一名）（玉置信一君紹介）（第三四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市制施行の要件については地方自治法、都道府県条例で定められ、また地方制度調査委員会の答申案によると新設市の人口を五万以上としているが、地方自治法第二百五十四条の規定する人口は官報に公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口となつているため、北海道上川郡名寄町のごとく人口が著しく急増した町村においては、すでに現行法による市としての諸条件を具備しているにもかかわらず、市制の施行ができないという不合理な事態が生じている。ついては、国勢調査の人口によらなくとも、市としての諸条件が整つた場合には確実な公示方法による人口によつて市制の施行ができるよう特例を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

市制施行の要件となる人口を数年前の統計に求めることは、人口変動のはなはだしい実状においてきわめて不適当である。なんらか現状に最も近い計数を確実に推計し得る方法を発見して、これを市制施行要件の基準となし得るよう研究し、速やかに法的措置を講ずることは本請願の要望するごとく必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

谷地町警察署存置等に関する請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長市川清短外十七名）（牧野寛索君紹介）（第三四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡谷地町は郡の北端に位し、北村山郡と接して近在の八箇村とともに最上川と寒河江川とにはさまれた特異的な存在として政治的、経済的に相似した性格と特質を有し、本町を中心に発展し、そこに発生する刑法事案、民事訴訟問題もこれらの各村に関連すること多いのであるが、これら各村における事案発生のつど楯岡町、寒河江町まで行かねばならず、その時間的、経済的浪費はじん大で、関係町村民は等しく本町に区検察庁の設置を望んでおり、また警察法改正に伴つて町村自治体警察が廃止されれば、治安上の欠陥から生ずる諸問題の増加は必至である。ついては、谷地警察署の設置維持とその管轄区域を近在八箇村に拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、警察の府県一本化に伴う警察機構の切り替えに際し、十分考慮を払うべき事案と思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

府県民税創設反対に関する請願（請願者　宮城県古川市長三浦篤）（只野直三郎君紹介）（第三四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県民税を新たに創設することは市町村財政の基礎を危くし、民主政治の根本原則ともいうべき地方自治の形態を著しくゆがめることとなる。ついては、府県民税の創設を取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

府県民税の創設はすでに決定を見たのであるが、本請願の主張するごとき点も十分考慮せられねばならないので、本税施行の実際をとくと検討して、地方自治の運営に多大の障害をきたすことなきよう措置するとともに将来他の方途によつて本税にかわる効果を期し得るよう研究する余地ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

学校校舎整備費起債認可に関する請願（請願者　埼玉県大里郡三尻村長細見大観外五名）（松崎朝治君紹介）（第三四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡三尻村は終戦後飛行場跡に入植した開拓団のため学童が激増し、小学校校舎の不足が著しく、二部授業実施の止むなきに至り、今般校舎の増築と危険度のきわめて高い西校舎の改築とを施行することになつたが、昨年来の凍霜害、天候異変による凶作のため村財政は極度に窮迫て、同校舎整備費のねん出がきわめて困難な状態にある。ついては、六・三制校舎整備補助事業分及び危険校舎改築補助対象分との補助額以外の全額の起債を認め、危険校舎の改築補助対象は実施事業の一部分であるため従前どおり単独起債のわくを確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制校舎の整備、危険校舎改築のごとき事業は地方団体として、一日も猶予し難い緊急の要務であり、その財源措置は優先的に考慮する必要がある。本請願のごとき場合単独起債のわくを確得することはきわめて重要であると考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方税法の一部改正反対に関する請願（請願者　東京都千代田区神田一ツ橋教育会館内東京都教職員組合連合委員長谷川正三外九千二百五十七名）（菊川忠雄君紹介）（第三五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二十九年度予算案においては、市町村税二百億が府県財政に吸収され、政府資金による地方債引受が百三十億も減額され、歳入面では七百億減税は立消えとなり、かえつて入場税が国税に移管されている等、地方財政に破壊的圧力が加えられているのみならず、都道府県民税を創設して地方住民に人頭割的大衆課税の重圧を加えようとしている。ついては、地方自治を擁護し国民大衆の生活を守るた

め今次の地方税改正に反対するというのである。

二、請願の議決理由

地方税法の改正はすでに成立を見たのであつて、本請願の反対する都道府県民税も創設に決した次第であるが、その今後の運営が本請願のいうごとく地方自治の障害となり、住民の負担を加重するような結果を招来することのないよう留意するとともに仮りにかかる事態を生ずるに至るならば、速やかにその是正を図る必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願（請願者　神戸市須磨区千歳町一丁目五番地兵庫県クリーニング協同組合代表松尾富松）（小林絹治君紹介）（第三七一二号）、同（請願者　兵庫県西宮市羽衣町三十八番地河田平八郎外百八十四名）（小島徹三君紹介）（第三七八六号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十三番地東京都クリーニング商工業協同組合理事長赤羽長一郎外五十七名）（鈴木茂三郎君紹介）（第三九四〇号）、同（請願者　大分市中島二条五千九百九十四番地大分県クリーニング業協同組合理事長河上元吉外五十一名）（廣瀬正雄君紹介）（第三九四一号）、同（請願者　市川市二丁目三千四十九番地千葉県クリーニング商工業協同組合理事長飯野嘉吉外六名）（鈴関伊平君紹介）（第三九四二号）、同（請願者　焼津市焼津静岡県クリーニング業組合連合会会田中正一外七十五名）（中村幸八君紹介）（第三九四三号）、同（請願者　徳島市徳島本町一丁目徳島県ドライクリーニング協同組合（幾峨山要）（阿部五郎君紹介）（第三九四四号）、同（請願者　福井市松本下町福井県クリーニング連合会林厚）（坪川信三君紹介）（第三九四五号）、同（請願者　広島市中広町九百七十三番地広島県クリーニング組合連合会会長木村周次郎外九十名）（前田栄之助君紹介）（第三九四六号）、同（請願者　長野市早苗町八十三番地長野県クリーニング協同組合会長田中貞雄）（小川平二君紹介）（第三九四七号）、同（請願者　長野市南石堂町　長野県クリーニング業協同組合連合会山崎敏外四十八名）（降旗徳弥君紹介）（第三九四八号）、同（請願者　徳島市徳島本町一丁目徳島県ドライクリーニング協同組合副理事長井上辰太郎外十名）（小笠公韶君紹介）（第三九四九号）、同（請願者　呉市神田町十二丁目十五番地呉市ドライクリーニング協同組合代表中山太郎外一名）（中川俊思君紹介）（第三九五〇号）、同（請願者　仙台市柳町五十八番地宮城県クリーニング協同組合理事長大岡進外十二名）（竹谷源太郎君紹介）（第三九五一号）、同（請願者　兵庫県西宮市羽衣町二十二番地志戸吉次郎外百八十四名）（富田健治君紹介）（第三九八九号）、同（請願者　福島市陣場町三十八番地福島県クリーニング協同組合理事長大賀昇作）（佐藤善一郎君紹介）（第三九九〇号）、同（請願者　香川県高松市花園町千二百八十一番地香川県クリーニング協同組合理事長永井繁次）（園田繁芳君紹介）（第三九九一号）、同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合理事長市川米三郎）（伊藤郷一君紹介）（第三九九二号）、同（請願者　長崎市岩川町三十番地長崎県クリーニング協同組合理事松岡文作外百二十六名）（白瀬仁吉君紹介）（第三九九三号）、同（請願者　宮崎県日向市財光寺日向市クリーニング協同組合八木弥市郎（五島巻君紹介）（第三九四四号）、同（請願者　静岡県浜松市鴨江町千五百八十六番地静岡県クリーニング業組合連合会会河西宇市郎外七十六名）（足立龍郎君紹介）（第三九五五号）、同（請願者　愛知県名古屋市北区田幡町二丁目百七番地愛知クリーニング商業協同組合理事長山田利一外十二名）（赤松勇君紹介）（第四〇四八号）、同（請願者　栃木県宇都宮市一条町三丁目栃木県クリーニング組合連合会岡川万蔵）（小平久雄君外一名紹介）（第四〇四九号）、同（請願者　甲府市境町二十番地山梨県クリーニング工業協同組合理事長大宮山宗忠外十名）（鈴木正文君紹介）（第四〇五〇号）、同（請願者　香川県高松市藤塚町三十五番地川渕卓外二十五名）（大西禎夫君紹介）（第四〇五一号）、同（請願者　滋賀県彦根市一番町五十三番地滋賀県クリーニング商工業協同組合前田春吉外十名）（森幸太郎君紹介）（第四〇五二号）、同（請願者　茨城県水戸市馬口労町六丁目二千二百五十八番地茨城県クリーニング商工業協同組合小林弥三郎）（葉梨新五郎君紹介）（第四一一二号）、同（請願者　水戸市備町六丁目六番地茨城県クリーニング商工業協同組合池田正作）（塚原俊郎君紹介）（第四一一三号）、同（請願者　神戸市灘区天城通り七丁目九番地山下清外百七十二名）（首藤新八君紹介）（第四一一四号）、同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商工業協同組合理事長市川米三郎）（小平忠君紹介）（第四一一五号）、同（請願者　彦根市一番町五十三番地滋賀県クリーニング商工業協同組合山本直一外九名）（今井耕君紹介）（第四一一六号）、同（請願者　熊本市横手町千百三十一番地熊本県クリーニング協同組合理事長森健次）（園田直君紹介）（第四一一七号）、同（請願者　松山市北京町二丁目愛媛県クリーニング協同組合連合会鈴木林三郎）（安平鹿一君紹介）（第四一一八号）、同（請願者　山口市中河原二十一番地山口県クリーニング協同組合理事長中野三郎）（青柳一郎君紹介）（第四一六九号）、同（請願者　長野市早苗町八十三番地長野県クリーニング業協同組合連合会長田中貞雄）（井出一太郎君紹介）（第四一七〇号）、同（請願者　茨城県水戸市馬口労町六丁目茨城県洗染クリーニング商工業協同組合代表水島米蔵外五十一名）（加藤高蔵君紹介）（第四一七一号）、同（請願者　鹿児島県高麗町六百九十二番地鹿児島県クリーニング事業協同組合理事長二町栄熊外六十六名）（池田清志君紹介）（第四一七二号）、同（請願者　山口市中河原二十一番地山口県クリーニング協同組合中野次郎）（石村英雄君紹介）（第四一七三号）、同（請願者　甲府市境町二十番地山梨県クリーニング工業協同組合理事長大宮山宗忠外十名）（古屋貞雄君紹介）（第四一七四号）、同（請願者　新潟市沼垂西横田町七百四十五番地新潟県洗染商工業協同組合連合会代表宮沢寅蔵）（三宅正一君紹介）（第四二〇八号）、同（請願者　愛知県岡崎市井田町四丁目百五十七番地愛知県西三クリーニング協同組合理事長小田政治外三十二名）（伊藤好道君紹介）（第四二〇九号）、同（請願者　山口市中河原二十一番地山口県クリーニング協同組合酒井良知）（今澄勇君紹介）（第四二三九号）、同（請願者　新潟県高田市仲町三丁目百七番地上越洗染商工業協同組合理事長岩島清司）（田中彰治君紹介）（第四二四〇号）、同（請願者　新潟市沼垂東横町七百四十五番地新潟県洗染商工業協同組合連合会小野秀松）（北畑吉君紹介）（第四二四一号）、同（請願者　青森県八戸市二十八日町十五番地八戸クリーニング協同組合理事長栗本幸一外二十六名）（三浦一雄君紹介）（第四二四二号）、同（請願者　金沢市西堀川町三十一番地石川県クリーニング協同組合理事長杉山外次外七十五名）（喜多壮一郎君紹介）（第四二六五号）、同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合理事長市川米次郎）（椎熊三郎君紹介）（第四二六六号）、同（請願者　福島県平市薄磯小路十四番地福島県クリーニング協同組合平支部長篠原忠次外一名）（松井政吉君紹介）（第四二八七号）、同（請願者　佐賀市腐人町百六十番地佐賀県クリーニング協同組合理事長大石吉郎）（鍋林三喜男君紹介）（第四三一一号）、同（請願者　千葉県市川市二丁目三千四十九番地千葉県クリーニング商工業協同組合理事長飯野亀吉）（白井荘一君紹介）（第四三四一号）、同（請願者　高知市五反田三十二番地高知県クリーニング洗染協同組合理事長城田政

昭和二十九年六月十五日　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その六）

治外七十二名）（長野長廣君紹介）（第四三五八号）、同（請願者　静岡県焼津市焼津九百三十番地静岡県クリーニング業組合連合会代表田中正一外十五名）（勝間田清一君紹介）（第四四五三号）、同（請願者　埼玉県北足立郡与野町中里百六番地浦和洗染クリーニング協同組合理事長加藤彦右エ門外一名）（松永東君紹介）（第四四五四号）、同（請願者　新潟市沼垂西横町七百四十五番地新潟県洗染商業協同組合連合会富浜寅蔵）（稲葉修君紹介）（第四四七七号）、同（請願者　青森県八戸市二十八日町十五番地八戸クリーニング協同組合理事長栗本幸一）（山崎岩男君紹介）（第四五三四号）、同（請願者　愛媛県松山市北京町二丁目愛媛県クリーニング協同組合連合会代表鈴木林三郎）（越智茂君紹介）（第四六八九号）、同（請願者　佐賀市唐人町百六十番地佐賀県クリーニング協同組合理事長大石吉郎）（三池信君紹介）（第四九三七号）及び同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合理事長市川米三郎）（永井勝次郎君紹介）（第四九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は地方税法の改正を企図しているが、クリーニング業は未洗物、既洗物の区分管理の容器や設備等の特別な支出と規制上の事務的な時間空費の負担がある上に、季節事業の性格を多分に持つ関係上、収入の面において非常に不安定性なものであつて、同法の改正によつて特別の支出負担を生じ、大衆の消費経済に直接影響を及ぼすこととなる。ついては、地方税の改正に当つては特別所得税を存続し、またはこれを事業税に統合すると否とを問わず本業における個人及び法人ともに地方税の標準税率を百分の五とし、中小企業等協同組合法により設立された本業の法人の所有する小型四輪車トラック、三輪トラック及び二輪車はこれを非課税とし、資本金二百万円以下の本業の一般法人及び個人で前号の自動車については税率を現行通りにすえ置くとともに、市町村税固定資産税のうち、一般償却資産の免税点を現行三万円より三十万円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

クリーニング業の特殊な立場については、十分考慮すべきものがあり、先般事業税について特別の措置が講ぜられたのであるが、今回の地方税法の改正においては、全体的に税率の引下げを行うとともに所得税等の特別扱いを整理する等の方針がとられた結果、同業の特殊性が一応認められなかつたのであるが、同業に限らず中小企業については、将来思い切つた税の軽減を図る必要があるので本請願の趣旨は十分考究すべきものと考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

安足間発電所の固定資産価格配分に関する請願（請願者　北海道上川郡愛別村長森畑森太郎）（松浦周太郎君紹介）（第三七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡愛別村は米作主体の農村であるが、石狩川の水力発電施設の隧道暗きよが村内を通過しているため、水温の低下をきたし、その被害五千七百万円の多額にのぼり、村民経済は極度に低下している現在において、逐年増加する村財政をまかなうことが困難なため、村民税、固定資産税に依存することを余儀なくされ、一方上川町は大規模な事業施設を有するから町民の税負担も軽く、隣接する町村間の財政上にはなはだしい不均衡をきたしている。ついては、上川町所在安足間発電所の大規模発電施設に固定資産税を賦課し昭和二十九年度から愛別村に配分されたいというのである。

二、請願の議決理由

大規模固定資産税の配分の問題は種々の観点から論議のある所であるが、今回の地方税法改正においては近隣町村への配分を取止めることとなつた。しかし堰水地域等はこれを施設所在の町村と認めることとしているので、本請願のごとき場合もこれに準ずる取扱いをすることによつて問題の解決を図ることができると思う。政府としても十分その実状を調査して、他との均衡を損しないよう善処すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

発電施設ダム用地市町村の償却資産税に関する請願（請願者　長野県下伊那郡大下条村朝岡荘三）（今村忠助君紹介）（第三八八一号）、同（請願者　長野県下伊那郡大下条村大字千三百七十四番地熊谷龍男外一名）（原茂君紹介）（第三九五六号）及び同（請願者　長野県下伊那郡大下条村吉岡庄二）（大石ヨシエ君紹介）（第四七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

せき堤式発電施設は他の一般償却資産と異なり、上流ダムがあつてこそ始めて発電が可能であり、ダムを評価の対象とすべきであり、ダム地元関係市町村はその益少なく、被る被害のじん大さは農地山林が湖底に沈むだけでも明らかであるが、今回の地方税法改正案にはせき堤式発電施設に最も必要なダム用地市町村がこの発電施設に対し固定資産税を課することができないこととなつているのは遺憾である。ついては、ダム用地市町村を発電機、せき堤、水路等の所在地市町村と同様若しくはそれに準じて償却資産税を課することができるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、今回の地方税法改正にかかわらず、実際の取扱上は施設所在町村として扱われることとなるのではぼその目的を達していると思われるが、なお法文の上でもこの間の関係を明瞭にするよう研究する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進法の一部改正に関する請願（請願者　栃木県足利郡山辺町議会議員早川賢市外十九名）（小平久雄君紹介）（第三八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併促進法施行前に市に編入合併した町村においては、次期市会議員選挙に至るまで編入地域住民の代表を議会に送ることができず、従つて同地住民の意思が市政に十分反映されないため、編入合併の目的であつた地域の発展を阻害している。ついては、町村合併促進法施行前に市に編入合併した町村住民の意思が市会において十分反映できるよう町村合併促進法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併促進法施行前の合併町村については、第三十四条に、本法の適用関係を規定しているが、議員の任期、定数に関する特例は認められていない。しかしこの点は本請願のいうごとく編入地域住民の次期選挙まで、議会に反映できないという不合理を生んでいるので、促進法による合併町村との均衡上なんらか是正の方途を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

選挙違反の連座制強化に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡若木村全国地域婦人団体連絡協議会古賀くにゑ外二千四百七十一名）（井手以誠君紹介）（第三九〇二号）、同（請願者　兵庫県三原郡沼島村清水みちし外三千四百八十五名）（山口丈太郎君紹介）（第三九〇三号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡蓮田町大字黒浜千二百九十七番地清水しげ子外三千二百二十五名）（井堀繁雄君紹介）（第三九〇四号）、同（請願者　兵庫県朝来郡粟鹿村兵庫県連合婦人会代表藤原千代子外三千六百十八名）（小島徹三君紹介）（第三九三四号）、同（請願者　浦和市原山新田百三十五番地埼玉県地域婦人会連合体会長大友よふ外千三百三十四名）（杉村沖治郎君紹介）（第三九三五号）、同（請願者　大宮市桜木町二丁目五百二十七番地加藤和子

外千二百九十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第三九三六号）、同（請願者　姫路市東今宿清水すみ子外三千四百六十九名）（大西正道君紹介）（第三九三七号）、同（請願者　兵庫県津名郡釜石村上島兵庫県連合婦人会古賀しげ子外千六百八十二名）（山下榮二君紹介）（第三九三八号）、同外一件（請願者　兵庫県加古川市西本町三丁目兵庫県連合婦人会渡辺まさ子外一万四百七十七名）（吉田賢一君紹介）（第三九三九号）、同（請願者　埼玉県熊谷市本町一丁目清水ます外二千七百八十四名）（川島金次君紹介）（第三九九八号）、同（請願者　佐賀県神崎郡東背振村新葉古賀トメ外二千四百七十一名）（館林三喜男君紹介）（第四一二二号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目二千七百五十一番地丸山あい子外千七十一名）（山口シヅエ君紹介）（第四一六五号）、同（請願者　兵庫県朝来郡梁瀬町天名瀬加藤芳子外二千四百二十一名）（有田喜一君紹介）（第四三一一三号）、同（請願者　兵庫県三原郡松帆村宝明寺林禎子外千九百十八名）（富田健治君紹介）（第四五五六号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡栢間村柴山牧郷大山喜代外八百七十七名）（青木正君紹介）（第四六五五号）、同（請願者　兵庫県姫路市南条二百三番地広瀬うの外二千九百五十三名）（大上司君紹介）（第四七一五号）、同（請願者　兵庫県三原郡榎列村大榎列西村寿子）（原健三郎君紹介）（第四七一六号）、同（請願者　兵庫県朝来郡竹田町百六十八番地西村はる）（佐々木盛雄君紹介）（第四七一七号）、同（請願者　兵庫県芦屋市打出大東町六十八番地西村りう子外千三百八十三名）（永田亮一君紹介）（第四七九〇号）、同（請願者　佐賀県杵島郡江北町石原古賀千代子外二千四百七十九名）（江藤夏雄君紹介）（第四八〇四号）、同（請願者　佐賀県杵島郡北方町追分古賀みどり外二千二百三名）（三池信君紹介）（第四八〇五号）及び同（請願者　兵庫県姫路市飾磨区英賀甲七百五番地加藤たまの）（堀川恭平君紹介）（第四八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政界は汚職事件が相次ぎ国民にその腐敗ぶりをまざまざと見せているが、この政治と金の悪因縁はひつきよう選挙に巨額の運動費を要するところから生ずるのであるから、根本は全国民の自覚の問題であるも、もつとも早くそして効果的に政治浄化を図る途は選挙違反の連座制を強化する以外にないと信ずる。ついては、公職選挙法における連座制を強化し、運動員より悪質違反者を出した場合は事情のいかんを問わず、候補者はこれに連座して責任をとらせ選挙権、被選挙権の長期停止となるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

選挙違反の連座制は、政界浄化の重要なポイントをなすものであることは論をまたないところであり、国会において目下その方向に改正が考えられている。この意味で本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

府県単位の自治体警察設置に関する請願外七件（請願者　愛知県知多郡阿久比町婦人会長新海あさの外五十七名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第三九〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は現行警察制度を改革せんとしているが、警察の民主化を府県単位に求める以上、別にその区域内に五大市警察を認めることは二重であり、警察経費を二重に消費するのみか、その責任の帰属が不明確となり、犯罪捜査の一元的統制が困難となり、その能率を低下せしめるものである。ついては、自治警察は府県単位に限ることとし、大都市に自治体警察を設置することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、今回の警察法改正によつてほぼ達成せられたものであるが、その趣旨とするごとく、警察費の節減、責任帰属の明確化、犯罪捜査の一元的統制の諸点が新警察制度によつて十分達成されるよう運営されなければならないのであり、この意味において本請願については今後とも十分その趣旨を尊重する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

遊興飲食税の免税点設定に関する請願（請願者　東京都北区西原百三十四番地山本宗平）（宇都宮憲馬君紹介）（第三九八二号）

一、請願の要旨及び目的

大衆的実用飲食に対する遊興飲食税は戦時中いやしい抑制のため、創設された税制度であつて、国民生活も戦前の水準に回復した今日、かかる制度を存続することは一般庶民生活に圧迫を加え、ひいては活動意欲を減退せしめるものであつてその弊害はきわめて大である。ついては、一人一回の飲食料金が百五十円以下のものに対して遊興飲食税を課することができないよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、もつともであり、今回の地方税法の改正においても、百二十円以下の大衆食に対しては課税しないよう修正を加えたのであるが、これを将来百五十円程度に引上げることも財源が許す限り実現すべきものと考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

不動産取得税創設反対に関する請願（請願者　大阪市東区南久宝寺町二丁目五十六番地全日本不動産協会長山浦徳史外一万八千二百八名）（大矢省三君紹介）（第三九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は不動産取得税の創設を意図しているとのことであるが、同税はすでに実施されたが戦災による住宅難解決を極度に困難としたので、昭和二十五年シャープ勧告に基く税制改革に際し廃止されたものと大同小異であり、一方住宅金融公庫法をもつて住宅の建設を奨励しながら、反面不動産取得に高率課税を行うことは著しく矛盾している等、政府自らが推進してきた住宅問題解決の政策と相反し、ようやく軌道に乗りつつある住宅建設を全面的に阻害するものである。ついては、不動産取得税の創設に反対するというのである。

二、請願の議決理由

不動産取得税の創設はすでに決定したのであり、庶民的な住宅建設を阻害しないよう特例措置を講じたのであるが、なお直接、間接に住宅建設に悪影響を与える面もないとはいえないので、同税の実施については、十分その弊害の除去に留意して本請願の趣旨を尊重する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

乗合自動車税軽減に関する請願（請願者　広島県豊田郡栗町芸陽自動車株式会社長土岸武夫）（第四一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乗合自動車事業は交通に恵まれない山村等における唯一の交通機関として地方経済の発達と文化の交流に多大の貢献をなすところの公共事業であるが、今回の揮発油税、自動車税の大幅増税はこれらバス業者の浮沈にかかる重大問題であるのみならず、一般大衆の生活を無視した暴挙である。ついては、乗合自動車事業に対して、(一)軽油車の税額引上げを五割以内に止めること(二)定員別の標準

基準を四十一人以上五十人までに引上げること(二)外形課税を廃して所得課税にすること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

乗合自動車は、わが国のごとき地勢及び経済事情においては、鉄軌道にかわる重要な交通、運輸の手段であることにかんがみ、鉄軌道並みの保護育成を必要とすると思われる。今日の地方税法の国会修正によって本請願の趣旨が一部達成せられたのであるが、なお十分検討を加えて公平適正な課税形態を確立する要がある。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

入湯税の地域差設定に関する請願（請願者　福島県田村郡小野新町大字谷津作福島県南湯泉旅館業組合連合会長二瓶章外十四名）（助川良平君紹介）（第四〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年八月より引き上げられた現行入湯税は一率に入湯宿泊人一人につき二十円となっているが、熱海、別府、登別等全国的大温泉地と、自炊その他低廉なる料金にて扱う山間の鉱泉地とを混同することは著しい錯誤であり、一般庶民階級の純療養客と小規模な鉱泉業者に過重の負担を強いるものである。ついては、地方税法第六百二十条の入湯税について特定地区二十円、一等地区十円、二等地区五円、三等地区三円、例外地区無税と地域差を設けるよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

入湯税に浴場施設の差異、利用者の負担力ないし利用目的による差等も附すべしという考え方は、税負担の公平の立場から妥当な主張と思われる。条例によって、地域ないし施設による税率区分を設け得るよう改正することは、必要であると思う。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

営業用トラックに対する自動車税すえ置き等に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東一丁目二番地日本トラック協会長小野哲）（只野直三郎君紹介）（第四一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は地方税法の一部を改正して、営業用トラックに対する揮発油税を二割、自動車税を五割引上げんとしているが、トラック運送事業は現下の経済悪循環によって致命的打撃を受け、且つ、揮発油税、自動車税及び事業税の外形標準課税等の重税にあえぎつつあるとき、またかかる措置が強行されるにおいてはわが国経済自立の基幹をなすトラック運送業に陥れるものである。ついては、営業用トラックに対する自動車税を(一)揮発油を燃料とするもの年額一万四千円にすえ置き(二)ディーゼル車年額二万一千円に軽減(三)小型三輪車年額三千五百円に軽減(四)納期を年三回ないし四回に改めるとともに、事業税の外形標準課税を廃して所得課税とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、今回の地方税法改正によって一部その目的を達したのであるが、トラック運送事業のわが国経済における地位の重要性にかんがみ、財源の許す限りその税負担の軽減を図ることについては、今後更に検討を要するものありと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方自治法による市制要件中人口基準引上げ延期に関する請願（請願者　北海道空知郡滝川町長神部俊郎外二十一名）（松田鐵蔵君紹介）（第四一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は地方自治法を改正して市制施行の人口要件を現行三万から五万に引上げを意図しているが、かくては町村合併促進に暗影を投ずるのみならず、さきに合併によって市制施行した新市との均衡を失うことになる。ついては、現行地方自治法による市制要件中、人口基準三万の引上げ改正は町村合併促進法失効期である昭和三十一年九月まですえ置きとし、これがやむえない場合は、昭和三十年三月までに市制施行の意思決定があった町に限りこれが許容の経過措置規定を改正法に設定し、また市制要件人口は現在人口を基準とするよう緩和措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

市制施行の人口要件を五万に引上げる点の地方自治法改正はすでに決定を見たのであるが、町村合併促進との関係をも考慮してその施行時期及び経過措置に特例を認めて本請願の趣旨をある程度実現しているのである。ただ町村合併は当初より市制を目指して進行中のものが意外に多く、しかしてその合併実施には相当日時をかける必要も考えられるので、本請願のごとく合併促進法による合併には一切従前の要件を適用し、且つ、現在人口を基準にとる方法をも考慮に入れることが公平であるとも考えられるので、実施の事情と睨み合せて必要ある場合には本請願の趣旨のごとく法の改正を考慮すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進関係法規の改正に関する請願（請願者　福島市杉妻町十五番地蓮沼龍輔（鈴木義男君紹介）（第四二〇六号）、同（請願者　福島県議会副議長渡辺鉄太郎外一名）（助川良平君紹介）（第四二〇七号）、同（請願者　福島県知事大竹作摩外一名）（粟山博君紹介）（第四二三八号）及び同（請願者　福島市杉妻町十五番地福島県議会副議長渡辺鉄太郎）（佐藤善一郎君紹介）（第四二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併促進法の施行以来、急速に合併気運が上昇し、すでに福島県においては今期定例議会で市町村の廃置分合につき議決したる件数十七件、境界変更については二件を算している状況で、今後さらに活発に推進されることが予想されるが、これが合併推進過程において重要なる事項である地方自治法第七条第五項及び町村合併促進法第六条第六項による関係町村の議会議決は、過半数の議決でたりることに定められているため、少数の出席議員によって議決される結果、事後一大紛争をきたすことがあり、また地方自治法第四条においては、地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更する場合は出席議員の三分の二以上の同意を要すると規定されており、重要なる町村合併に関する議会の議決には、すくなくとも特別に多数をもって議決することが適切であると考えられる。ついては、このような実情を考慮し、町村合併促進関係法規を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併は焦びの急務であると同時にその合併の方式、態容等は将来住民の福祉に多大の影響をもち、地方自治の運命を左右する重大な契機となるものであるから、一時の思いつきや目前の利害等に動かされることなく慎重に決定すべきものである。従って本請願の指摘するごとき事態ありとすれば、きわめて遺憾であるので、政府においては議会の議決を慎重にするよう指導するとともに必要あれば、本請願の主張するごとく法の改正を考慮すべきものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その七）

広告代理業の事業税免除に関する請願（請願者　東京都千代田区銀座六丁目五番地日本新聞広告業者協会幹事長吉田秀雄）（池田清志君紹介）（第四三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地方税法の一部改正に当り、再び事業税創設当初と同様に新聞社、民間放送局には事業税を免除して、新聞広告代理業には免除の特典を与えない意向とそく聞するが、元来新聞事業は広告と販売収入によつて経営され、民間放送事業はまつたく広告事業のみに依存して経営されており、また若しも新聞並びに放送事業が非課税、代理業が課税対象となつたときには、同一広告を新聞社又は放送局が取扱う場合は非課税となり、広告代理業者が取扱う場合は課税されるがごとき法的不合理も起ることとなり、且つ、広告代理業があくまで新聞社並びに民間放送局と一体的機関である等、これらの特質と実情を十分勘案されるべきである。ついては、広告代理業に対し今後も引き続き事業税免除の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、今回の地方税法の国会修正によつてほぼその目的を達したのであるが、広告代理業と民間放送事業との関係については、今後その実情をよく調査検討して、適切な措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

自家用自動車税軽減に関する請願（請願者　長野市南千歳町八百四十五番地長野県自家用自動車組合長塚田豊明外七百八十一名）（關谷勝利君紹介）（第四三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般地方税制度の改正に当り、自動車税がさらに引上げられるようであるが、かかる増税は政府の企図する物価の引下げに逆行し、経済復興を叫ばれている産業界の発展を著しく阻害し、ことに小型自動車を所有する中小企業者はすでに担税力の限界に達しており、医師の場合は一般患者の経費増加となり重大な社会問題をじや起するおそれがある。ついては、中小企業者及び医師の所有する自家用自動車税を現行どおりすえ置かれたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車税の課税において、その用途、所有者の担税力等による税率区分は現在十分には考慮に入れられていないのであるが、本請願の指摘するごとき場合には、考慮を要する点と思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

ニュース映画及び教育映画の製作事業に対する事業税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東一丁目二十八番地正力松太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第四四三四号）及び同（請願者　東京都中央区銀座西二丁目三番地読売映画社取締役社長田口助太郎外三名）（床次徳二君紹介）（第四四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在時事の報道を目的とするニュース映画の製作事業並びに学術研究、学校教育、社会教育等に関する映画製作事業に対しては、事業税が課せられているが、ニュース映画は事業税の対象となつていない放送事業、新聞事業と本質的に同一なものであり、また学術研究、学校教育、社会教育映画は、これらの出版業がいずれも免税となつているのであるから、映画にのみ課税するのは妥当でない。ついては、ニュース映画及び教育映画の製作事業に対する事業税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育映画を製作する事業については、本請願の趣旨は達成されたのであるが、ニュース映画も、ある意味においては教育映画と同様の事態にあると思われるので、同様の扱いを講ずる要があるのではないか、この点今後研究を要する問題と思う。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進法の一部改正に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第四四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併促進法第三十七条は市に対する同法の適用を十万未満の市に限定し、それ以外の市と町村の合併については同法に規定する一切の行財政の特例的援助を行わないこととしているが、人口十万以上の市と周辺小規模町村の合併によつて地方自治の運営が合理的なものとなる場合のきわめて多い実情において、同法の適用される市の人口要件を十万未満と限定している理由には認め難いものがある。ついては、町村合併促進法第三十七条の人口要件を十五万未満に引き上げるよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併促進法の市に対する適用範囲が十万未満の市に限定されている点については、本委員会においても十五万程度に引上げる要ありとの意見が有力であつたが、なお研究の要ありとして、実現を見るに至らなかつた事情もあり、今後とも研究を要するものとして、政府においても本請願の趣旨を現実の事態に即して検討すべきものと思う。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

地方行政　委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

市町村職員共済組合法制定に関する請願（請願者　神戸市生田区中山手通四丁目七十八番地兵庫県市町村職員健康保険組合理事長岡田源吾）（山口丈太郎君紹介）（第四五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回自治庁において市町村職員共済組合法が作成され、今国会に提出されるやにそく聞するが、従来市町村職員の待遇は国家公務員及び都府県職員の共済制度の存在に比べて著しく均衡を失している。ついては、市町村共済組合法を速やかに制定し、地方公務員である職員も国家公務員である職員と等しく国務遂行上の職員であることを明確にし、地方公務員の地位向上と精神的素質の改善を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、今国会において市町村職員共済組合法案の本院における議決によつてその目的を達したのであるが、その制度の運営に当つては国家公務員及び府県職員の共済制度に比して均衡を失しないよう、且つ、今後一層改善して社会保障の完璧を期するよう政府においては特段の工夫をこらす必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

田野倉区及び小形山区の都留市合併反対に関する請願（請願者　山梨県南都留郡禾生村小形山佐藤斉外十一名）（平野力三君紹介）（第四六六六号）、同（請願者　山梨県南都留郡禾生村田野倉大月市制合併促進協議会田野倉区委員長中村虎蔵外十一名）（大石ヨシエ君紹介）（第四七一八号）及び同（請願者　山梨県南都留郡禾生村田野倉、小形山大月市制合併促進協議会田野倉区副委員長　都倉誠意外十一名）（藤田義光君紹介）（第四八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県南都留郡のうち、谷村町、賀茂村、宝村、禾生村及び盛里村の一町四箇村を合併する都留市制案に対して、禾生村大字田野倉区及び小形山区は谷村町と遠隔の地にあり、且つ、大月町に近接して地理的、経済的に密接な関係にあるので、大月町に合併することを希望し、都留市制案に反対してきたにかかわらず、前記五箇町村議会さらに山梨県議会において両地区住民の意思を無視して同市制案を議決した。ついては、禾生村田野倉及び小形山両区の都留市合併に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願のごとく、町村合併において一部の反対がありながらその意思が無視されるという場合は、ある程度やむを得ない事情もあると思うが、合併の際の無理が、将来の町村行政に禍根を残すことときことは厳に警戒すべきことであり、そのためには十分時日をかけて各方面の納得を得た上で合併を実施に移すことが望ましい。本請願の場合は、一つの事例として政府においては、実状をよく調査して法の不備ありとせば、速やかに改正の方途を講ずる等円満な解決を図る必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進法の一部改正に関する請願（請願者　栃木県宇都宮市議会議長高橋新吉外七名）（第四六九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併促進法第三十七条第一項第三号の「町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。」規定によれば、第九条（議員の任期定数に関する特例）の規定が除かれているため、実際問題として、市が町村を編入合併する場合の障害となつている。ついては、この場合にも町村が町村を編入する場合と同様に第九条を準用して町村議員が一箇年間在職できるように同法を改めるとともに、分村合併の場合の第十一条第四項の住民投票は「五分の四」を「三分の二」に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併促進法の適用を、五万以下の市にも認めるという以上、議員の任期、定数に関する特例を認めるべしとする考え方は、ある程度妥当な見解であると思う。又第十条の住民投票の賛成票の定足数を五分の四から三分の二に緩和するという考え方も、従来の法制上の類例から見れば適当とも考えられる。実体に即して善処すべき問題であるから政府の研究を必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に関する請願（請願者　仙台市勾当台通二千七番地宮城県町村議会議長会副会長氏川金三郎）（只野直三郎君紹介）（第四八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の審議に当り、衆議院においては政府の原案を修正して地方交付税率を所得税、法人税及び酒税の百分の二十五とされたことはきわめて当を得たものであるにかかわらず、参議院においてはこの修正を再度修正し、政府原案に戻すやに伝えられるが、現在地方の財源不足は約五百億円となつており、この数字をもつて計算すれば前述の三国税は百分の二十八を要し、百分の二十五でもなお僅少に過ぎるものがある。ついては、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の審議にあたり、最低限度衆議院修正の率を下まわらぬよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交付税の税率の問題は地方財政の全体の適正規模の問題とつながる重要な問題であり、衆議院地方行政委員会としては、三国税の百分二十五以上を適正と考えた次第であるが、諸種の事情から百分の二十二として若干の追加財源を見込むことによつて一応妥協する外なかつた。しかし、将来は他の財源或は制度の改正とも関連して本請願の趣旨の達成されるよう考究することを必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
地方行政　委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

法務委員会

岐阜保護観察所高山支部設置に関する請願（請願者　岐阜県知事武藤嘉門外七名）（岡村利右衛門君紹介）（第四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は明年度全国で必要な特定地域に保護観察所の支部設置を企図している由であるが、岐阜保護観察所は本庁を岐阜市に置き、岐阜県下一円を管轄区域としているので、同市より遠隔地にある高山市を中心とした大野、吉城、益田の各郡からなる飛騨山岳地帯はその恩恵に浴する不利不便で、且つ、本地方は電源開発工事が十数箇所行われ、県外より流れ込む保護対象者多数のため、犯罪件数漸増の状況にあつて、まことに憂慮に堪えない。ついては、高山市に岐阜保護観察所高山支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本国会で、刑法の一部を改正し、執行猶予者の範囲を拡張し、これ等の者に対しては保護観察に附するよう画期的な刑事政策を打出したのであつて、これ等の政策を行うには観察所の設置は必要で、きわめて妥当なことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県地方法務局岡出張所存置に関する請願（請願者　千葉県長生郡岡村長大多和信作外七名）（森清君紹介）（第八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県長生郡岡村に設置されてある千葉県地方法務局岡出張所が廃止又は事務停止をされるとのことであるが、これが実現されれば、隣接四箇町村民は三里ないし四里を隔てる茂原町、一宮町の出張所に出向かねばならず、へき地に位する住民の不利不便は多大である。ついては、千葉県地方法務局岡出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいへ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

湯野村に岡山地方法務局出張所設置の請願（請願者　岡山県川上郡湯野村長田村富一外五名）（橋本龍伍君紹介）（第九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県地方法務局吹屋出張所は川上郡吹屋町、湯野村、平川村、宇治村及び中村大字布寄を管轄し、これら管轄区域の北端に位し

ているため、平川村、湯野村より五里ないし六里の距離にあつて、両村民が登記出願するには中途で一泊するという不便さである。ついては、岡山地方法務局出張所を湯野村に新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より、請願の趣旨に沿うよう善処したいとの意見があつた。委員会は本請願を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

高松法務局詫間出張所存置に関する請願（請願者　香川県三豊郡詫間町長小林義郎外九名）（紹介）（第九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革によつて、香川県三豊郡詫間町所在の高松法務局詫間出張所を整理統合される由であるが、本出張所は二町三箇村にわたる登記その他の事務を取り扱い、その件数は同局観音寺支局に次ぎ、関係住民はむしろ当該出張所の拡充強化を望む実情にある。ついては、高松法務局詫間出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府法務局四条畷出張所存置に関する請願（請願者　大阪府北河内郡四条畷町長辻丑松外十三名）（紹介）（第一〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府法務局四条畷出張所は明治元年設置され、昭和二十三年に移転の風説を聞くや、地元民はこれが阻止の運動を起し、敷地、建物の買取及び増築等あらゆる犠牲を払つて存続を要望してきたが、若し今回の行政整理により本出張所が廃止されれば、四条畷町を中心として住道町、四条町、田原村、星田村、水本村等の七万四千四百人の住民の不利不便は実に大である。ついては、大阪府法務局四条畷出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

札幌法務局留寿都出張所存置に関する請願（請願者　北海道虻田郡真狩村字留寿都　菊池久治外二名）（紹介）（第一一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

札幌法務局留寿都出張所は大正八年に設置されて以来、喜茂別町、真狩村及び留寿都村の登記事務を遂行し、取扱件数も昭和二十六年以降年間三千余件を数えるが、今回の行政改革に伴い同出張所の廃止あるいは閉鎖等が行われるならば、交通に恵まれない関係町村民は倶知安町に行かねばならないので、経済的に重大な影響を受けることになる。ついては、札幌法務局留寿都出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

青森地方法務局藤崎出張所存置に関する請願（請願者　青森県南津軽郡藤崎町佐藤敬三（木村文男君紹介）（第一三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森地方法務局藤崎出張所は明治二十九年に開設され、現在管轄区域における戸数は三千戸、人口は二万人、耕地は田地千五百町歩、畑地六百九十町歩にして、登記件数も逐年増加しつつあるが、若し行政改革に伴い、本出張所が廃止となれば、管内町民の不利不便はもちろん、現に関係町村で計画を進めている都市計画等に多大の支障をきたすことになる。ついては、青森地方法務局藤崎出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

松山地方法務局北条出張所存置に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡北条町長得能久吉外四名）（中村時雄君紹介）（第一三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政整理に伴い、法務局地方出張所の廃止統合等が行われる由であるが、松山地方法務局北条出張所は明治二十年に開設され、現在の登記管轄区域は一町四箇村にわたり、取扱事件も増加の一途をたどつているため、職員の手不足をきたしているほどで、若し本出張所が廃止となれば、関係住民に与える不利不便はまことに大きい。ついては、松山地方法務局北条出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

津地方法務局内城田出張所存置に関する請願（請願者　三重県度会郡内城田村長中世古繁一外七名）（橋本清吉君紹介）（第一三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津地方法務局内城田出張所管内四箇村は三重県度会郡中央部山間部に位置し、宇治山田市と十二キロないし三十二キロを隔てる不便な地域のため、大正年間にこの出張所を設置されたものであるが、今回の行政機構改革により万一廃止されるがごときことになれば、関係村民に与える影響は多大なものがある。ついては、津地方法務局内城田出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結

果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局三良坂出張所存置に関する請願（請願者　広島県双三郡三良坂町長山口精一外五名）（船越弘君紹介）（第一三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に当つて、広島法務局三良坂出張所を廃止統合される由であるが、本出張所は双三郡東部六箇町村の登記事務等を取り扱い、関係住民の便益は多大で、若しこれが廃止されれば、二十五キロも離れた三次支局に行かねばならず、管内住民の登記手続等に要する不便は著しいものがある。ついては、広島法務局三良坂出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局三良坂出張所存置に関する請願（請願者　広島県双三郡三良坂町長山口精一外五名）（船越弘君紹介）（第一三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に伴い、広島法務局羽和泉出張所が廃止されれば、管内関係住民は六里離れた三原市及び八里離れた甲山町に行かねばならず、交通不便に加えて経済的な負担は多大である。ついては、広島法務局羽和泉出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局羽和泉出張所存置に関する請願（請願者　広島県御調郡羽和泉村長東義夫外十三名）（船越弘君紹介）（第一三八七号）及び同（請願者　広島県御調郡久井村長新越政雄外十二名）（高橋禎一君紹介）（第一四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に伴い、広島県法務局羽和泉出張所が廃止されれば、管内関係住民は六里離れた三原市及び八里離れた甲山町に行かねばならず、交通不便に加えて経済的な負担は多大である。ついては、広島法務局羽和泉出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局布野出張所存置に関する請願（請願者　広島県双三郡布野村長有馬四郎外三名）（船越弘君紹介）（第一三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に伴い、広島法務局布野出張所を廃止統合される由であるが、若しこれが実現すれば、広島県北中国山脈中分水嶺に位する布野村及び作木村の住民の受ける不利不便はきわめて多大である。ついては、広島法務局布野出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局宮内出張所存置に関する請願外一件（請願者　広島県比婆郡口北村三上正之外一名）（船越弘君紹介）（第一三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に伴い、法務局出張所の廃止統合が企画されているが、広島法務局宮内出張所管内は比婆郡北部のへき地で、交通の便悪く、加えるに管轄地域広大にして、部落は散在し、現在の出張所をもつてしても、土地、家屋の異動実査等に相当困難をきたしている実情で、これが廃止は部落民の不便はもちろん、町村の事務処理上に重大なる支障を招来する。ついては、広島法務局宮内出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局宮内出張所存置に関する請願外一件（請願者　広島県比婆郡口北村三上正之外一名）（船越弘君紹介）（第一三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に伴い、広島法務局布野出張所を廃止統合される由であるが、若しこれが実現すれば、広島県北中国山脈中分水嶺に位する布野村及び作木村の住民の受ける不利不便はきわめて多大である。ついては、広島法務局布野出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局宮崎出張所存置に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長小野弘外一名）（片島港君紹介）（第一四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に伴い、宮崎地方法務局東郷出張所を廃止するやに伝えられるが、若しこれが実現すれば、広大の地域にわたり、しかも交通不便な東郷村民の受ける経済的、精神的影響はきわめて大である。ついては、宮崎地方法務局東郷出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局宮崎出張所存置に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長小野弘外一名）（片島港君紹介）（第一四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に伴い、宮崎地方法務局東郷出張所を廃止するやに伝えられるが、若しこれが実現すれば、広大の地域にわたり、しかも交通不便な東郷村民の受ける経済的、精神的影響はきわめて大である。ついては、宮崎地方法務局東郷出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局八重出張所存置に関する請願（請願者　広島県山県郡本地村長藤井林八外九名）（佐竹新市君紹介）（第一六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島法務局八重出張所はぼう大な事務量をかかえ、現在その取扱件数は山県郡内第一位を占めており、若し、今回の行政機構改革によつて、これが廃止されれば、関係町民並びに諸官庁、会社の被る時間的、経済的損失はじん大である。ついては、広島法務局八重出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局八重出張所存置に関する請願（請願者　広島県山県郡本地村長藤井林八外九名）（佐竹新市君紹介）（第一六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島法務局八重出張所はぼう大な事務量をかかえ、現在その取扱件数は山県郡内第一位を占めており、若し、今回の行政機構改革によつて、これが廃止されれば、関係町民並びに諸官庁、会社の被る時間的、経済的損失はじん大である。ついては、広島法務局八重出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

京都地方法務局物部出張所存置に関する請願（請願者　京都府何鹿郡豊里村長田中俊一郎外八

名）（大石ヨシエ君紹介）（第一六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に際して、法務局出張所がその対象となつている由であるが、京都地方法務局物部出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局御手洗出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局御手洗出張所（請願者　広島県豊田郡御手洗町長藤林政五郎外十二名）（中川俊思君紹介）（第一六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に当り、法務局出張所の廃止統合が行われる由であるが、広島法務局御手洗出張所は本県の最南端に位する一孤島にあつて、交通機関としては汽船の外なく、若しこれが廃止となれば、関係住民の被る時間的、経済的損失はじん大である。ついては、

広島法務局深江出張所存置に関する請願（請願者　福岡県糸島郡福吉村長長田郡三外二名）（熊谷憲一君紹介）（第一八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴つて福岡法務局深江出張所の廃止に関する通達があり、福吉、深江及び一貴山の関係三箇村民は従来その恩恵を受けること大であるため、万一廃止されるがごとき場合に被る経済的負担と時間的損失の倍加されることを憂慮している。ついては、福岡法務局深江出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎地方法務局本城出張所存置に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡本城村長内田博己外三名）（伊東岩男君紹介）（第一八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎地方法務局本城出張所管内の南那珂郡本城村は、福島町の中心より六キロ以上、都井村においてはさらに七キロの遠隔地にあり、且つ、両村との間には山岳重畳として交通機関は一日数回のバスを頼るのみで、若し本出張所が廃止され福島出張所に統合されると、両村民の受ける影響は大なるものがある。ついては、宮崎地方法務局本城出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

岡山地方法務局鴨方出張所存置に関する請願（請願者　岡山県浅口郡鴨方町長神沼三外四名）（橋本龍伍君紹介）（第一九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山地方法務局鴨方出張所は明治二十九年に開設され、管轄区域も浅口郡鴨方、六条院、里庄、寄島、金光の各町の広範囲にわたり、取扱件数も多く、若し行政機構改革により、これが廃止されたときは、関係住民の被る不利不便はじん大である。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局豊田出張所存置に関する請願（請願者　広島県豊田郡大草村長岡田熊吉外四十名）（中川俊思君紹介）（第二一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政機構改革に当り、広島法務局豊田出張所の存廃については地元広島県豊田村、大草村及び椛梨村は多大の関心を寄せているが、本地域は那北部の要衝としてと交通至便であり、発展の途上にあつて戸数の増加するに従い登記の取扱件数も年々増加し、地元各村は去る二十七年三十万円を挽出して庁舎の修築を行つたところである。ついては、広島法務局豊田出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても、人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

地方法務局出張所存置に関する請願（請願者　宮崎市橋通り宮崎県町村会長坂元未盛）（片島港君紹介）（第二一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府は行政機構改革の一環として、地方法務局の出張所を整理統合するやにそく聞するが、登記事務は住民の財産確保、保全上権利義務の帰属を明確にする重要なる事務にして、若しも現在設置してある出張所の廃止をみるときは住民の被る不便は計り知れないものがあり、町村行政の円滑なる運営を妨げるものである。ついては、地方法務局出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果

法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革により、津地方法務局滝原出張所が廃止されれば、関係住民の不利不便はもとより、奥伊勢地方産業、経済、文化の発展に多大な支障をきたすこととなる。ついては、津地方法務局滝原出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

津地方法務局滝原出張所存置に関する請願（請願者　三重県度会郡滝原町長奥村彦三郎外七名）（中村清君紹介）（第二二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革により、津地方法務局滝原出張所が廃止されれば、関係住民の不利不便はもとより、奥伊勢地方産業、経済、文化の発展に多大な支障をきたすこととなる。ついては、津地方法務局滝原出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

仙台法務局津谷出張所存置に関する請願（請願者　宮城県本吉郡津谷町長米倉長治郎外二十名）（佐々木更三君紹介）（第二六七〇号）及び同（請願者　宮城県本吉郡津谷町議会議長菅原忠蔵外十三名）（小山倉之助君紹介）（第二八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に伴い、仙台法務局津谷出張所が廃止となる由であるが、現在津谷出張所管内の隣接町村は町村合併による再編成の過程にあり、若し、これが廃止されるならば、町村合併は阻害されるのみか、関係住民の受ける不利不便はきわめて多大となる。ついては、仙台法務局津谷出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

松山地方法務局日吉出張所存置に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡日吉村長渡辺綱雄外七名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の行政改革に伴い松山地方法務局日吉出張所が廃止されるやに伝えられるが、管内愛媛県北宇和郡日吉村及び高川村は交通不便な地域にして、現在においても同出張所に遠いものは五里も隔つているため、これが廃止された場合にはさらに数里の距離が加わることになつて、関係住民の不便と経済上における負担は実に大なるものがある。ついては、松山地方法務局日吉出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

松山法務局大洲支局等存置に関する請願（請願者　愛媛県喜多郡大洲町長田中紺蔵外二十五名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施を企図し、その対象として松山法務局大洲支局及び長浜出張所、粟津出張所、内子出張所、肱川出張所を廃止するやに伝えられるが、若しこれが実現すれば、地方住民の公証供託登記申請等においてきわめて不便となり、且つ、経済上の負担は甚しく大となる。ついては、松山法務局大洲支局及び長浜外三箇出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局津田出張所存置に関する請願（請願者　広島県佐伯郡津田町百五十番地隅田丈七外七名）（難尾弘吉君紹介）（第二七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革の一環として、広島法務局津田出張所を廃止統合するとのことであるが、本出張所は諸官衙、会社並びに工場等相当数に及ぶ津田町を中心に五箇村を管轄し、昨年度の登記総件数は実に二千百件に及び、発電所ダム設置に伴う登記事務等は激増の一途をたどりつつあつて、これが廃止は関係住民の被る損害計り知れないものがある。ついては、広島法務局津田出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局中条出張所存置に関する請願（請願者　広島県深安郡中条村長藤井勇外十四名）（高橋禎一君紹介）（第二九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革の一環として、広島法務局中条出張所を廃止統合されるとのことであるが、本出張所はへき地五箇村を管轄するため、これが廃止されれば、関係村民は著しい不便を被り、ことに近年経済界の発展に伴い、道路拡張改良工事、農業用施設等により、ますますその利用度を高めている今日、これが廃止は時代逆行もはなはだしきものである。ついては、広島法務局中条出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島地方法務局百引出張所存置に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡百引村長前田栄吉外三名）（第一九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今次の行政機構改革によって、鹿児島県肝属郡百引村所在の鹿児島地方法務局百引出張所が廃止される由であるが、若しこれが実現されれば、百引村及び市成村の住民は六里ないし七里の距離を隔てるところに一日を費して出張しなければならなくなり、村民も多大な不利不便を被るのみならず、村行政執行にも大なる支障をきたすことになる。ついては、鹿児島地方法務局百引出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

高知地方法務局檮原出張所存置に関する請願（請願者　高知県高岡郡檮原村長崎村義郎）（長野長廣君紹介）（第三〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡檮原村は人口一万一千人を擁し、日本屈指の広大な面積を有する山村で、人家は重畳たる山岳の間に点在するので交通もきわめて不便である。しかるに今般行政整理に伴い高知地方法務局檮原出張所は廃止されるやに伝えられるが、現在本村の中心に位置する同出張所より管内の最遠距離にある部落までは実に八里半に及び、登記のためには宿泊を要する状態であるから、若しも廃止されるようなことがあれば、関係住民の不利不便は言語に絶する。ついては、高知地方法務局檮原出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

仙台法務局広瀬出張所存置に関する請願（請願者　宮城県宮城郡広瀬村長庄子平治外五名）（庄司一郎君紹介）（第三〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今次の行政機構改革の一環として、仙台法務局広瀬出張所が廃止統合される由であるが、当出張所は宮城県宮城郡広瀬村、大沢村及び名取郡秋保村を管轄し、ことにこの地方は数千町歩に及ぶ共有林を有し、遺産、相続、分筆等に、その重要性は欠くことのできない登記行政機関で、これが廃止になれば、管轄三箇村民の不便は実に大である。ついては、仙台法務局広瀬出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

神戸地方法務局家島出張所存置に関する請願（請願者　兵庫県飾磨郡家島町長純外一名）（堀川恭平君紹介）（第三〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般の行政整理に伴い神戸地方法務局家島出張所が廃止されることを懸念されるが、管内の兵庫県飾磨郡家島町は姫路市飾磨港より海上二十キロ余を隔て、播磨灘の中央に点在する四十余の島しよからなり、人口一万を有する周囲との連絡きわめて不便な地でありながら、現在海運、漁業、石材、土建等の会社、団体も多く、ことに海運業は本町の大半を占め、登記の対象となる国籍船は二百数十隻を算える特殊事情を有し、若し家島出張所が廃止されるがごとき場合は、その不利不便は言語に絶するものがある。ついては、神戸地方法務局家島出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局新市出張所存置に関する請願（請願者　広島県芦品郡新市町長唐川喜市外三十名）（高橋禎一君紹介）（第三三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡新市出張所は、新市町以下八箇町村を管轄区域としているが、本区域は備後かすりを始め各種繊維産業が発展しつつあつて、土地家屋の移動等の登記事務がきわめて多い現状において、今般の行政整理によつて廃止されるがごときことがあれば、関係住民の不便は言語に絶するものがある。ついては、広島法務局新市出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

広島法務局都谷登記所存置に関する請願（請願者　広島県山県郡都谷村長神後一得外二名）（佐竹新市君紹介）（第三五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今次の行政機構改革によつて広島法務局都谷登記所が廃止される由であるが、山県郡は地域はなはだ広く、山間に部落が点在し、山によつて四等分され、その間の交通はきわめて不便で、本登記所が廃止されれば、一件の処理にも数日を要することとなり、住民の被る損害は実に大である。ついては、広島法務局都谷登記所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし、法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたいはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

岡山地方法務局新加茂出張所存置に関する請願（請願者　岡山県苫田郡加茂町長川島貞二外十七名）（大村清一君紹介）（第三六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡新加茂町に所在する岡山地方法務局新加茂出張所は開設以来五十余年、管内新加茂町外六箇町村住民の登記申請等に利用され、近時取扱件数もますます増加しつつあるが、今回の行政機構改革に伴つて廃止されるがごときことがあれば、関係住民の不便は著しいものがあるので等しく憂慮している。ついては、岡山地方法務局新加茂出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

名古屋法務局新城支局存置に関する請願（請願者　愛知県南設楽郡新城町星川重助外三名）（細井勇君紹介）（第三七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は名古屋法務局新城支局を格下げして人権擁護等の事務を豊橋支局に移管するとのことであるが、当支局は二十九箇町村十一万人を管轄し、これが停止されれば、関係住民は六十キロ以上も離れた豊橋まで出向かねばならず、しかも山間へき地の当地方住民の不利不便はじん大なものがある。ついては、名古屋法務局新城支局に人権擁護等の事務を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎地方法務局日南支局存置に関する請願（請願者　宮崎県日南市長井戸川一外八名）（持永義夫君紹介）（第三九二二号）及び同（請願者　宮崎県南那珂町村長会長谷口盛行外八名）（伊東岩男君紹介）（第三九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎地方法務局日南支局管下の日南市外十一箇町村は、九州の南端に位する交通不便な地域に偏在しながらも政治、経済、文化の面においては早くからその存在を認められ、ことに司法行政においては明治二十三年飫肥裁判所の設置より、昭和二十四年現在の日南法務支局が発足して今日に至る間実に六十余年に及び、県内の都城、延岡、高千穂三支局に劣らない成績を収める状況にあつて、管下市町村においてもその重要性にかんがみ独立庁舎敷地として千五百坪を購入寄附し、庁舎についても近く解決の見通しにある今日である。ついては、宮崎地方法務局日南支局を出張所に格下げすることなく存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

津地方法務局富洲原出張所存置に関する請願（請願者　三重県議会議員樋口善一外二十一名）（木下郁君紹介）（第四〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今次行政改革の一環として津地方法務局富洲原出張所を廃止するやにそく聞するが、同所は昭和五年に三重県三重郡富田町、富洲原町、川越村、朝日村、大矢知村、八郷村及び下野村の二町五箇村を管轄する登記所として設置され、以来同地区は富田、富洲原両町の四日市市編入と戦時中に各種大会社、工場が多数建設され、これに伴い同地方産業は急速に発達し、さらに多くの官公庁を有するため同所の取り扱い件数は年々増加しつつある。ついては、津地方法務局富洲原出張所を存置するとともに同所で法人商業登記ができるよう機構を改められたいというのである。

二、請願の議決理由
政府は、昭和二十九年度において大幅に行政整理を行わんとし法務省関係特に法務局においても人員整理が行われるので、その結果法務局の各出張所が廃止になることを請願者が憂慮したことは当然であつて、この種一般国民と特に関係の深い機関はいかなる理由によつても廃止すべきではなく、本年度は存置されたとはいえ本請願はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

印章法並びに印刻師法制定に関する請願（請願者　大阪市東区平野町四丁目一番地大阪府印章組合連合会長吉崎之雄外二百八十名）（山口好一君紹介）（第五三号）及び同（請願者　大阪市東成区西今里町二丁目二十番地大阪府印章組合東成支部永井章二郎外二百八十名）（神谷富三君紹介）（第五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦後の印章による犯罪は枚挙に暇なき有様で、このまま放任されれば誠に憂慮に堪えぬ事態の発生も計り知れない。ついては、印章師の素質の低下を防ぎ、印刻師法による責任の自覚と教養を高め、技能者養成の制度で防犯上の教育徹底を計るため、印章法並びに印刻師法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
印章による犯罪の発生少なからざる現況にかんがみ、且つ、業界の地位向上のためにも本請願の趣旨は妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
法務委員長　小林　錡
衆議院議長堤康次郎殿

戦災火災等による滅失戸籍及び除籍謄本再製費国庫補助に関する請願（請願者　広島県町村議会議長会長井上元夫）（高橋龍一君紹介）（第四六号）及び同（請願者　広島市議会議長永田百太郎）（高津正道君紹介）（第四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦災火災等により滅失した戸籍謄本を七月末までに、除籍謄本を十一月末日までに、それぞれ再製提出するよう指示があつたが、この経費の関係町村負担額は臨時職員の雇傭及び基準額が実情と著しくかけ離れた低額に査定されている等のため、相当多額にのぼり、窮乏せる町村財政は一層困難となつている実情にある。ついては、これが経費は特別平衡交付金に算入せず、別途に平衡交付金のわく外として算定し交付されたいというのである。

二、請願の議決理由
戸籍簿は各国民の存在の実態を決定する公的帳簿であり、同時に自然人の私権の発生消滅を証する唯一のもので、その取扱は一日たりとおろそかにすべきものではない、このごとき重大なる公文書の再製費を各市町村の自費にまかすべきではなく、政府は予算の許す範囲でなんらかの措置を講ずべきできわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院にお

いて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

中頓別簡易裁判所新築に関する請願（請願者　北海道枝幸郡中頓別町長浅水辰蔵外一名）（松浦周太郎君紹介）（第四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道枝幸郡中頓別町所在の中頓別簡易裁判所並びに旭川家庭裁判所中頓別支部庁舎は、狭あい且つ粗末なもので、建築以来多年の年月を経過して腐朽はなはだしく、業務の執行に多大の支障をきたしている。ついては、これが両庁舎を昭和二十九年度中に新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より請願の趣旨に沿うて善処したい旨意見があつた。委員会は本請願を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

旭川地方法務局羽幌出張所改築に関する請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎外一名）（玉置信一君紹介）（第五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旭川法務局羽幌出張所庁舎は大正十二年に移転改築したもので、そのほとんどが旧庁舎の材料を使用したため、腐朽度は甚過できない危険な状態となつておりながら、ひつ迫する財政事情から改築ができず応急修理を行つて現在に至つている。ついては、これが庁舎を国庫負担で速やかに改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より請願の趣旨に沿つて善処したいとの意見があつた。委員会は本請願は妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

山口拘置所船木支所拡張に関する請願（請願者　山口県厚狭郡船木町長長谷川幸助外二名）（細迫豪光君紹介）（第五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口拘置所船木支所は現下の社会状勢から定員の三倍も収容しているので、人権じゆうりんのそしりを免れぬ状態にして、収容能力が少ないため、小野田市署、国警厚狭東地区警察署、同西地区警察署の三箇所に代用監獄を設置しようやく切り抜けている有様で、しかも建物は考朽にして種々支障をきたしている。ついては、山口拘置所船木支所を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より本請願の趣旨を了とし善処したいとの意見があり、委員会は本請願を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

名古屋保護観察所豊橋支部設置に関する請願（請願者　豊橋市役所内名古屋保護観察所豊橋支部設置促進委員会委員長大野佐長外二千二百八十名）（八木一郎君紹介）（第八四六号）及び同（請願者　愛知県南設楽郡新城町字入船愛知県入名、南設楽、北設楽郡保護司会代表本田九穂外三千三百八名）（鍋井勇君紹介）（第三三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県豊橋市を中心とする東三地方は県下における新しく発展しつつあるきわめて枢要な地域であつて、名古屋市とは遠隔地にあるため、名古屋地方裁判所、名古屋地方検察庁、名古屋刑務所等の司法、法務機関はいずれもその支部の設置を見ているが、常時地域社会の各機関と密接なる連絡提携を必要とする保護観察所については、いまだ設置されず、多大の不利不便を感じており、特に昨年十二月一日より、刑執行猶予者の保護観察の実施により、その対象者が増加し、観察所支部の必要性を痛感している。ついては、東三地方に名古屋保護観察所豊橋支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本国会で刑法の一部を改正し、執行猶予者の範囲を拡張し、これ等の者に対しては保護観察に附するような画期的な刑事政策を打立てたのであつて、これ等の政策を完全に行うには観察所の設置はきわめて必要で妥当なことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

谷地町に検察庁設置の請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長市川清矩）（牧野寛索君紹介）（第五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡谷地町は近在十箇村の政治、経済の中心地として発展しているが、本町及びこれら各村より発生する刑事、民事の事件は年間約二百五十件を数え、関係者は二里以上も離れている寒河江町及び楯岡町へバスその他の交通機関を利用しなければならない現状で、町村民の時間的空費と経費の負担は多大である。ついては、谷地町に区検察庁を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

区検察庁は、簡易裁判所とともに一警察署単位に設け、簡易な事件を簡単に処理する目的であつて、国家予算の許すかぎり設置されることが望ましいのであり妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

谷地町に簡易裁判所設置の請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長市川清矩）（牧野寛索君紹介）（第五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡谷地町は近在十箇村の政治、経済の中心地で、本町及びこれら各村に発生する刑事、民事の事件は年間を通じて約二百五十件を数え、関係者は二里以上も離れている寒河江町及び楯岡町へバス等の交通機関を利用しなければならない現状で、町村民の時間的空費と経費の負担は多大である。ついては、谷地町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易裁判所は一警察署を単位に設け令状の発付を迅速に処理し、又簡易な事件を簡単に解決して国民に親しみやすい裁判所とするために設けられたものであり、国家予算の許すかぎり設置するのがその目的に添うものでありきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

福岡高等裁判所及び高等検察庁支部を鹿児島市に設置の請願（請願者　鹿児島県知事重成格外五名）（山中貞則君紹介）（第五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は終戦八年を経た今日、その復興目覚しく、中央の出先機関も多く、しかも昭和二十七年の南西諸島の復帰とさらに本年の奄美大島の日本帰属によつて、行政機関は著しく拡大され、本県の特殊地理条件に伴い、法務上に関する諸問題が増大している。ついては福岡高等裁判所支部及び福岡高等検察庁支部を鹿児島市に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の答弁としては、現在宮崎市に高等裁判所、高等検察庁の支部が設置されておる関係上、最高裁判所の予算措置において、相当困難な事情があるので、十分最高裁判所側とも協議し、本請願の趣旨にそえるよう善処したいとのことであつた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

石川町に簡易裁判所設置の請願（請願者　福島県石川郡石川町長吉田嘉重外二名）（河原田稼吉君紹介）（第一〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡石川町は県南における政治、経済、文化等の中心地にして、近時人口の増加並びに隣接地の振興に伴い種々の事件が多くなつているが、そのつど約一日を要する棚倉、あるいは白河の簡易裁判所にゆくため、町民の不利不便は多大なものがある。ついては、石川町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易裁判所は一警察署を単位に設け令状の発付を迅速に処理し、又簡易な事件を簡単に解決して国民に親しみやすい裁判所とするために設けられたものであり、国家予算の許すかぎり設置するのがその目的に添うものであつてきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

簡易裁判所に家庭裁判所出張所設置の請願（請願者　岐阜県関市議会議長遠藤斉治郎）（野田卯一君紹介）（第三四三〇号）及び同（請願者　岐阜県関市長亀山一二外一名）（大橋忠一君紹介）（第三四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時社会状勢を反映し家庭事件の激増著しく、岐阜県関市においてもその例外としないところであるが、当地方は家庭事件のみ岐阜家庭裁判所の管轄下に属している関係上、一泊又は一日以上の時間と出費を伴つて岐阜市まで出向かねばならず、当市民の時間的経済的不便は著しいものがある。ついては、簡易裁判所に家庭裁判所出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

家庭裁判所は、家事審判法で定める家庭に関する事件の審判調停、少年法で定める少年の保護事件の審判を為す裁判所であつてこれ等の事件は、簡易迅速に国民に親しみやすく処理される必要があり、当事者が出頭にさいし、宿泊を必要としたり、多大の経費を要するようでは本来の目的に添うものではない、国民に接する機関ほど拡充し国民の声に答えるべきでありきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

千葉家庭裁判所佐原支部の権限を甲号に昇格の請願（請願者　千葉県佐原市長坂本斉一外百十一名）（山村新治郎君紹介）（第四二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉家庭裁判所佐原支部は元佐原区裁判所として発足以来、取扱い事件は逐年増加の一途をたどり、特に近時においては少年事件並びに法定合議事件が激増しているが、当支部の権限は乙号に属するため、甲号に属する事件は管内より交通不便な千葉家庭裁判所八日市場支部で扱われているので、事件の送致、家族の面会、訴訟の連絡等に一日を費す困難を感じている状態である。ついては、千葉家庭裁判所佐原支部の権限を甲号に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より最高裁判所に連絡の上請願の趣旨に沿つて善処したい旨の意見があつた。委員会は本請願を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

戦犯者釈放に関する請願（請願者　山口県阿武郡奈古村三千八百十一番地齊藤仁代外二十九名）（吉武恵市君外四名紹介）（第五五号）、同（請願者　秋田県鹿角郡大湯町佐藤茂登子）（細野三千雄君紹介）（第五六号）、同（請願者　和歌山県有田郡糸我村大浦善一外三百八十名）（田渕光一君紹介）（第五七号）、同（請願者　山口県光市室積町大町住宅松井顕一）（岸信介君紹介）（第五八号）、同（請願者　岡山県勝田郡河辺村中塚一男外四名）（大村清一君紹介）（第二七八六号）、同（請願者　山口県萩市長安村正人外七名）（田中龍夫君紹介）（第二八七六号）、同（請願者　青森市青森県理容師美容師連合会長岡崎義三外四万二千三百五十八名）（淡谷悠蔵君紹介）（第三〇一六号）及び同（請願者　山口県萩市長安村正人外八名）（青柳一郎君紹介）（第三二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後八年戦犯者の大幅な減刑釈放にもかかわらず、巣鴨拘留所には今なお八百九十名の受刑者が釈放の日を一日千秋の思いで待ちわびておるが、これらの人々は敗戦の犠牲者として刑を受けたのであつて、人道的にもこの人々個人にこれ以上の苦悩を負わせることは忍び難いものであり、また留守家族にあつては現実のこのきびしい生活苦に一家の主柱を失いについては、速やかに講和条約第十一条を廃止し、戦犯者を釈放する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

敗戦後九箇年、平和回復後満二年を経過した今日、未だ戦犯者の名のもとに自由を拘束されているが、いまだ多数の戦犯者が拘留され、ことに米国関係戦犯者の解決は各国に比べて立ち遅れ、密接不可欠の関係にある日米協力に重大なる影響を与えている。ついては、戦犯者の即時全国釈放をするよう関係諸国に対し外交交渉を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

敗戦後九箇年、平和回復後満二年を経過した今日、未だ戦犯者の名のもとに自由を拘束されている国民の存在することは、誠に遺憾なことであつて、人類平和のためにもこの種国民の存在することは許されない。政府は厳然たる態度をもつてこれ等不幸な国民の釈放のために努力すべきで本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

戦犯者釈放に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後八年を経た今日、各国の寛大なる処置によつて戦犯者の減刑、釈放がなされているが、いまだ多数の戦犯者が拘留され、ことに米国関係戦犯者の解決は各国に比べて立ち遅れ、密接不可欠の関係にある日米協力に重大なる影響を与えている。ついては、戦犯者の即時全国釈放をするよう関係諸国に対し外交交渉を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

敗戦後九箇年、平和回復後満二年を経過した今日、未だ戦犯者の名のもとに自由を拘束されている国民の存在することは、誠に遺憾なことであつて、人類平和のためにもこの種国民の存在することは許されない。政府は厳然たる態度をもつてこれ等不幸な国民の釈放のために努力すべきで本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

戦犯者釈放に関する請願（請願者　豊橋市関屋町五十三番地林真一外九名）（辻寛一君紹介）（第二二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに決議された戦犯釈放の件を即時実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
敗戦後九箇年、平和回復後満二年を経過した今日、未だ戦犯者の名のもとに自由を拘束されている国民の存在することは誠に遺憾なことであつて、人類平和のためにもこの種国民の存在することは許されない。政府は厳然たる態度をもつてこれ等不幸な国民の釈放のために努力すべきで、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日　法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

詐欺横領事件に関する請願（請願者　東京都新宿区四谷二丁目五番地引揚者団体全国連合会理事長北条秀一外一名）（古屋貞雄君紹介）（第二七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十九年一月二十一日最高裁判所第一小法廷においてなされた渡会悦の詐欺横領事件に関する上告却下は、上告の趣旨をまつたく究明しないものであり、しかも占領下英濠軍の圧力とけん制によつて成立しない罪を成立せしめたものである。ついては、当該事件にかかる真相を究明し、法の権威確立はもとより人権擁護の大義をまつとうされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨を見るに確定判決に対する異議のごとく認められ、政府の意見も訴訟手続によるべきであるとのことであつたが、請願の趣旨をよく検討するときに、請願者の意思は本件のごときは人権じゆうりんの疑いを持つがかかる事態の再び起らないよう人権擁護に当られたいとの趣旨と解する。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日　法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

戦犯者釈放等に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（牧野寛索君紹介）（第四四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
過酷なる戦争裁判により戦争の責任を一身に負つて獄中にしんぎんし、あるいはソ連に抑留されて望郷の念に駆られ、一方これらの肉親は終戦後八年の悲しみに耐えつつある事実は日本独立の今日断じてわれらの忍び得ないところである。ついては、戦犯者釈放並びに抑留者引揚げ促進に対する適切な措置を速やかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
敗戦後九箇年、平和回復後満二年を経過した今日、未だ戦犯者の名のもとに自由を拘束されている国民の存在することは誠に遺憾なことであつて、人類平和のためにもこの種国民の存在することは許されない。政府は厳然たる態度をもつてこれ等不幸な国民の釈放のために努力すべきで、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日　法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

中国人の入国許可に関する請願（請願者　佐世保市京坪町三十五番地長崎華僑総会佐世保分会代表林其根外三十四名）（辻文雄君紹介）（第四八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
先般日本国政府より自発的帰国令を受けている在日華僑長崎支部佐世保分会所属の中国人のほとんどは第二次世界大戦当時日本の国内にあつて日本政府に表裏協力したため、終戦後帰国したものの日本国への協力者の名のもとに中国を追われ、物心両面の苦痛に堪えかね、唯一の安住の地を求め再び日本国に脱した者であつて、思想的にも共産主義者でないのみか今日の生活は米軍関係者のクリーニング業に従事し、外貨獲得の面においてささか日本国のために働いている者達である。ついては、これら中国人に対し入国の許可を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由
従来密入国者については、人道主義の立場から、個別審査の上、出入国管理令違反として、強制収容して送還するのを原則としておる。本請願の分も、十分審査したが、在留許可すべき理由が認められないので、現行法の定めるところによつて、処置する以外に方法はないものと考える旨の政府答弁があつて当委員会においては、この種の審査制度について改正すべき余地のあることが考慮せられた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日　法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

敗戦後九箇年、平和回復後満二年を経過した今日、未だ戦犯者の名のもとに自由を拘束されている国民の存在することは誠に遺憾なことであつて人類平和のためにもこの種国民の存在することは許されない。政府は厳然たる態度をもつてこれ等不幸な国民の釈放のために努力すべきで、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日　法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

福岡地方裁判所小倉支部等の昇格に関する請願（請願者　福岡県小倉市香春口五丁目九百二十一番地吉武政則）（林信雄君紹介）（第五〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡地方裁判所小倉支部並びに福岡地方検察庁小倉支部の管轄区域は北九州五市を始めとする広範囲に及び、両支部の取扱う事件数は全国有数の本庁、福岡地方裁判所及び福岡地方検察庁の取扱い件数を上まわつている実情にある。ついては、福岡地方裁判所小倉支部を地方裁判所に、福岡地方検察庁小倉支部を地方検察庁に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方裁判所は北海道を除く他の府県においては一府県一地方裁判所主義を取り政府はこれを固執し、他に設置は困難だとの意見であるけれどもいずれもこれに拘泥する必要はなく、地方裁判所に相当する以上の事件数があるのであれば地方裁判所を設置することが国民の人権を保障することにもなるのであるから、政府は国家予算の許すかぎり設置すべきを相当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日　法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

大蔵委員会
旧小松島航空隊敷地を旧地主に払下げの請願（請願者　徳島県那賀郡坂野町大字和田島森本豊外三十一名）（小笠公韶君紹介）（第六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
徳島県旧小松島航空隊敷地の旧地主は数年間作物を栽培する土地なく、あわれな生活を送つている。ついては、旧小松島航空隊敷地を旧地主に払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該者の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

勤労所得税軽減に関する請願（請願者　山形県米沢市御廟町六千百三十一番地高橋祝外四名）（西村力弥君紹介）（第七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤労所得税がきわめて高率であるため、一般勤労者はさらに生活苦を余儀なくされている。ついては、勤労所得税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般勤労大衆の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

金庫及び手提金庫に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　名古屋市中村区大門通り木下与根一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金庫及び手提金庫はさきに物品税を撤廃された鋼鉄製書類箱と同種の事務用器で、その需要高の七十パーセントが諸官公庁用として供されている実情であつて、これに物品税を課してもなんら国庫の税収とならないのみか、有望な輸出品である本品の生産を低下せしめている。ついては、金庫及び手提金庫に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

業界の窮状にかんがみ、適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有財産特別措置法の一部改正に関する請願（請願者　宮城県議会議長今野貞亮）（只野直三郎君紹介）（第八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海外引揚者等の収容施設の用に供している旧軍関係の国有財産は国有財産特別措置法により、政府が地方公共団体又は法人に対し譲渡又は貸付ができることになつているが、宮城県においては終戦時県内の既成あるいは半成の旧軍工場関係の工員住宅を当時諸般の事情により、緊急住宅管理の措置として社会福祉法人宮城県同胞援護会がその管理維持に当つており、現在では建物も相当腐朽して補修費がかさみ、その維持管理に困難をきたしている。ついては、国有財産特別措置法を改正して、該施設を該法人又はその使用者に低額をもつて譲渡できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該法人の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

生命保険の所得税並びに相続税法上の取扱に関する請願（請願者　東京都中央区京橋第一生命分館全国生命保険外務労働組合連合会中央執行委員長城俊三）（庄司一郎君紹介）（第八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生命保険は本質的に加入者による加入者自身のものであつて、わが国経済自立の長期資金の供給源であるが、現行の控除額は経済状態あるいは社会事情に徴してきわめて低額で、これが引上げは物価倍率との関連においても早急に改善する必要があり、また遺族の生活維持のため準備された生命保険は百万円まで相続税から免除されるべきものである。ついては、死亡保険金の受取人に対する相続税法第十二条第四号の非課税額を百万円に、生命保険料に対する所得税法第十一条の六の控除額を年額四万円にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

保険事業の発展のため、きわめて適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

中小企業に対する税制改革に関する請願（請願者　石川県金沢市安江町金沢菓子業協同組合理事長中宮茂松外一名）（坂田英一君外一名紹介）（第八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後所得税の申告が実施されて以来、たびたびその改革が行われてきたが、減税の裏付薄弱のため弱小企業者に対しては年を追うて重圧化し、遂に担税力の限界を越え、到壊寸前の業者が続出している有様でまことに遺憾である。ついては、（一）控除額の増加による利益は納税者のものとし、（二）医療費はその全額を控除し、（三）営業不振による固定資産の譲渡に対する所得は最低又は免除し、これの代り財源として取得者に対する増加税を課し、（四）特定業者の利益擁護のため悪用されている青色申告の不合理を是正し、（五）家族従業員の給料を認める等税制を改革されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

松川葉たばこの冷害対策確立に関する請願（請願者　福島県たばこ耕作組合連合会長南長六外十四名）（山下春江君紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の冷害と長期にわたる降雨に松川葉たばこはじん大なる減収をきたし、耕作者の藉経費もばく大となり、現況のままでは耕作者の不安は増大するばかりである。ついては、耕作者の生産意欲を高揚するとともに産地の恒久確立をきするため、松川葉たばこの緊急適切なる冷害対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

たばこ耕作者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

鉱床補てん費控除制度確立に関する請願（請願者　広島市八丁堀二十六番地中国産業会館内中国地方鉱山会長新井友蔵）（高橋禎一君紹介）（第二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の鉱業は戦後合理化の徹底等により自力で現状までに復興したが、探鉱に必要な資金の蓄積がなく、その根底は著しく貧弱であつて、相当の危険性や投機性を有する新鉱床の再開連には一般工業に比べ現行税制の原料すなわち埋蔵鉱体について再調達の制度がとられないため鉱業資本の蓄積に困難をきたしている。ついては、（一）山許鉱産物販売価額に対し、鉱種別に定めた一定率を乗じた額か、企業の課税額の利益の五十パーセントの額かいずれか少い方を限度とする額を鉱床補てん費として税法上損金と認めること、（二）山許鉱産物販売価額に対する鉱種別一定率は鉱体の現在価値と鉱体から生ずる鉱産物収入の比率によつて決すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱業資本の蓄積を促進するため、きわめて適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

宇賀神社御神酒醸造に対する酒造税免除に関する請願（請願者　香川県三豊郡笠田村宇賀神社奉賛会長高橋定四郎外三百九十四名）（福田繁芳君紹介）（第五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県三豊郡笠田村の宇賀神社は延喜以前の古社といわれ、当神社の御神酒は五穀豊じょう、工芸の発展を祈願して伊勢神宮並びに朝廷に献じ、神社外に持出すことを禁止しているもので、自家用料酒と異なるものであつて、明治三十三年六月十六日付をもつて、当時の酒造税法第三十六条により醸造の免許と酒造税の特典を与えられてきたが、戦後占領下における諸法規の改廃に伴い御神酒醸造に対して納税の対照となしたるはわが国再建に必要なる敬神崇祖の良俗美風に反し、外国の悪思想注入の機会を与える結果となる。ついては、宇賀神社の御神酒醸造に対する酒造税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該者の特殊事情にかんがみ、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

漆器に対する物品税免除に関する請願（請願者　静岡県静岡市研屋町十七番地八木由蔵外十九名）（西村直己君紹介）（第五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
漆器は零細な家内工業で典型的な弱小企業であり、しかも国民大衆の日常生活用具として欠くことのできない必需品であるにもかかわらず、これが課税の対象とされていることはきわめて不合理である。ついては、飲食用漆器は物品税を免除し、その他の漆器については免税点を引上げ、免税点を越えた額についてはその超過額のみを課税の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由
業界の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

藤原ダム建設に伴う移転補償費免税に関する請願（請願者　群馬県利根郡水上町藤原林賢二）（藤枝泉介君紹介）（第五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県利根郡水上町の藤原ダム建設工事に伴う移転補償費は、関係犠牲者千五百名の最小限の更生資金であり、犠牲者の更生面には万全を期して不安動揺を防止しなくてはならない。ついては、藤原ダム建設工事に伴う移転補償費に対して免税措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該関係者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

中小企業に特別融資に関する請願（請願者　宮崎県延岡市本小路北秋田信良外二十五名）（片島港君紹介）（第六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
税金及び生活費の高騰により中小企業者は年末に至つてますます困窮し、破産又は倒産が相次いで起つているのでこのまま放置できない情勢にある。ついては、中小企業者に年末特別融資の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
中小企業者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県熊毛郡西之表町長西村建夫外三名）（岩川興助君紹介）（第七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県熊毛郡は甘しょ栽培を主業として生計をなしているが、最近外国産含蜜糖の多量輸入により本郡産含蜜糖は一斤当り三十五円前後に下落し、約四円の赤字を出すに至り、しかも生産農家に対する税金は一割をしめており、その他製糖事業税、農業所得税、さらに町村民税等の負担を負わされ、本郡の甘しょ栽培業者は全滅の窮地に追い込まれている。ついては、熊毛糖業振興のため外国産含蜜糖の輸入を減ずるとともに砂糖消費税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由
業界の窮状を打開するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊毛糖業振興に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡西之表町長西村建夫外三名）（岩川興助君紹介）（第七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行のたばこ小売人の利益率は定価の八分に統一されているが、これは今日の諸物価及び他商品の利益率から見て著しく低額であるため、小売人は最低の生活すらも続けることができず、さらにピース、光の値上げが行われれば、下級品に需要が移つて行くことは必然で、小売人の生活はますます困難となる。ついては、たばこ小売人の利益率を一割に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
たばこ小売人の窮状並びに専売益金確保の見地より、適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

たばこ小売人の利益率引上げに関する請願（請願者　福岡市字妙見日本専売公社福岡出張所内福岡たばこ販売協同組合理事長田中丸善輔外十六名）（熊谷憲一君紹介）（第七五三号）、同（請願者　日田市大字庄手たばこ販売協同組合理事長南良一外百五十名）（鹿瀬正雄君紹介）（第一八五六号）及び同（請願者　大分県西国東郡高田町豊後高田たばこ販売協同組合理事長佐藤満外四十九名）（西村栄一君紹介）（第二九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
たばこ小売人の利益率は定価の八分に統一されているが、これは今日の諸物価及び他商品の利益率から見て著しく低額であるため、小売人は最低の生活すらも続けることができず、さらにピース、光の値上げが行われれば、下級品に需要が移つて行くことは必然で、小売人の生活はますます困難となる。ついては、たばこ小売人の利益率を一割に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
たばこ小売人の窮状並びに専売益金確保の見地より、適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

登録税法の一部改正に関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（関内正一君紹介）（第八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方税法の改正により、固定資産の評価は市町村の評価審査委員会において調査決定することになつており、その決定に基き登録申請をした場合、登記所においては登録税法第十九条の六及び七を適用し、申請の大半は登記所の認定により登記されているが、これは評価員の権威を失墜させ、評価員設置の意義を喪失するものである。ついては、評価員の評価をもつて登録できるよう登録税法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方税法改正の趣旨にかんがみ、きわめて適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

電源開発に伴う移転補償費の免税に関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（第六一〇号）

電源開発に伴う移転補償費の免税に関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（第八七九号）

報告書

一、請願の要旨及び目的

電源開発のため犠牲となり祖先伝来にして、且つ、農民唯一の生産資本たる土地の強制接収についての補償金に対しては、現行税法は譲渡による所得税を徴収することになつているが、かくては農民の再起を不能ならしめるとともに開発の促進を妨げるものである。ついては、電源開発に伴う移転補償費を免税されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区農民の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

葉たばこの冷害対策確立に関する請願（請願者　福島県議会議長渡辺鉄太郎）（第九〇三号）、同（請願者　福島県議会議長渡辺鉄太郎）（助川良平君紹介）（第一一〇一号）、同（請願者　福島県福島市杉妻町福島県農業協同組合連合会長田辺四郎）（第一二六六号）及び同（請願者　舞鶴市魚屋西日本たばこ耕作組合連合協議会長田中源三郎）（大石ヨシエ君紹介）（第一八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年産葉たばこは気候異変に伴う長期降雨並びに再度にわたる水害に際会し、これが保護育成に当つたが、その結果は予期以上の減収となり、生産意欲は著しく減退している。ついては、これが応急施策として、(一)本年の特殊事情にかんがみ、葉たばこ減収加算金交付制度の設置(二)たばこ耕作団体の活動を促進し、再生産指導を強化するため特別交付金の交付等を講じ、さらに恒久対策として(一)葉たばこ産地の育成強化を図るため生産関係予算の大幅な増額(二)葉たばこ収納価格審議会の法制化とその運用の強化等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

税理士無試験登録に関する特例延長の請願（請願者　兵庫県姫路市花影町三丁目一番地の二井上武三）（堀川恭平君紹介）（第一〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の附則の特例によれば、昭和二十六年八月三十一日現在において国税及び地方税の事務に従事した期間が政令で定める当該規定の年限に達している者に対して、法施行の日より三箇月以内に本人の申請により税理士無試験登録の特典を与えられたが、事務多忙のためその特典が公布されたのを知らず、手続未了のために、この恩典に漏れた者は全国で七百人に及び、しかも行政整理により職を失い、生活難におびやかされているものが多数にのぼつており、同じ一定の有経験者でありながら、両者の差異ははなはだしいものがある。ついては、税理士無試験登録に関する特例を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

一定の有経験者でありながら税理士無試験登録に関する特例の恩典に浴さなかつた者の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

家具に対する物品税軽減に関する請願（請願者　和歌山市田中町五丁目和歌山和家具協同組合連合会長前田音吉外三名）（坊秀男君紹介）（第一二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十二年物品税法が戦時立法として制定された当時は全商品にわたり比較的平等であつたが、その後とくに戦後各業界の運動による撤廃、減税等を行つたため、現在の物品税そのものは余りにも不平等、不均衡であり、税率においても同様であるが、ことに家具は過重な課税を行われており、また品目、寸法、品種が多種多様である上に多数の小企業者によつて形成されているため、幾多の不合理及び疑義があり、業者は苦慮している。ついては、家具に対する物品税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

家具は生活必需品であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

所得税制度改正に関する請願（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目十五番地全国菓子協同組合連合会理事長北本兵次）（田嶋好文君紹介）（第一三〇三号）、同（請願者　広島市空鞘町九十四番地広島県菓子協同組合連合会理事長住田綱吉外一名）（難尾弘吉君紹介）（第一六〇一号）、同（請願者　香川県高松市井口町香川県菓子商工業協同組合理事長吉岡熊吉外一名）（大平正芳君紹介）（第一六〇二号）、同（請願者　奈良県奈良市芝辻町奈良県菓子工業協同組合理事長鍛冶義次）（仲川房次郎君紹介）（第一八一八号）、同（請願者　三重県津市栄町三重県菓子商業協同組合理事長奥田重夫外一名）（中村清君紹介）（第二二〇四号）、同（請願者　北海道旭川市四条通り十三丁目旭川菓子商組合長高橋檀夫）（武田信之助君紹介）（第二六六六号）、同（請願者　北海道旭川市四条通十三丁目旭川菓子商組合長高橋檀夫）（松浦周太郎君紹介）（第二七五五号）及び同（請願者　広島市空鞘町広島県菓子協同組合連合会長住田綱吉）（中川俊思君紹介）（第二七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後所得税の申告制が実施されて以来、たびたび改革が行われてきたが、その減税の裏付の薄弱から減税施策が逆作用して弱小企業、家内商工業者にとつて年とともに重圧化し、遂に担税力を超える苛酷なものとなつている。ついては、中小企業者に対して、最低限度三年間の所得額をすえ置き、青色申告のとりていできない弱少企業に対しては別途に対策を講じ、また事業所得に対する一定割合の勤労控除を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の窮状等にかんがみ、きわめて適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

商工中央金庫等による政府資金融資に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第一三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県のごとく農林漁業等原始産業を主体とする県においては、これらの産業はもとより一般中小企業も政府から商工中央金庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林中央金庫等を通じて、地方に流動する金融の恩恵を受けることはきわめて多く、政府の企図されているがごとく国家予算の大幅縮減に伴つて、これら金融機関を通じて地方に流される政府資金が制約される場合には、地方産業並びに中小企業に及ぼす影響はじん大である。ついては、島根県の実情にかんがみ、これら金融機関を通じて政府資金の十分なる融資を受けられるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

島根県の産業発展のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

化粧品に対する物品税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋馬喰町三丁目三番地東京化粧品工業会会長外池五郎三郎外九名）（島村一郎君外一名紹介）（第一四九八号）及び同（請願者　東京都中央区日本橋馬喰町東京化粧品工業会副会長伊東栄外九名）（福田繁芳君紹介）（第二二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
物品税は戦時中消費抑制の目的をもつて創設されたもので、終戦後八年を経た今日、いまだにこれが継続されていることはきわめて不合理であり、また化粧品は国民大衆の日用必需品であり、業者は中小及び零細企業で、納税のため著しく困窮している。ついては、化粧品に対する物品税を撤廃するか、若し、これが不可能な場合においては、現在三割の課税となつている丙類第十四号に属する化粧品の税率を五分に軽減し、物品税納期を現行よりさらに三十日延期するとともに利子税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由
一部の化粧品はすでに日用必需品となつている現状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

石油関税の減免措置延期に関する請願（請願者　茨城県久慈郡太田町日立電鉄株式会社社長森島貞一）（山崎猛君紹介）（第一八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石油関税率を一割減税する特別措置が昭和二十六年三月の関税定率法の改正以来毎年引続きとられていることは自動車輸送関係者の感謝するところであるが、最近の貿易とくに輸出振興上国際価格に対する生産費引下げの一環としていよいよこれらの措置を必要としている。ついては、二十七年度に実施された石油関税の減免措置を引き続き二十八年度にも認められたいというのである。

二、請願の議決理由
輸出振興上の見地より、適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

特殊金融業の法制化反対に関する請願（請願者　愛媛県松山市末広町愛媛相互銀行社長高橋作郎）（中村時雄君紹介）（第一八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦後における資本の不足とインフレ進ちよくの結果、高金利の類似金融機関が多数発生するに至り、今回株主相互金融方式の法制化が提起されているが、経済の正常化された状態において、高金利による株式相互金融の経営は困難であり、信用金庫及び信用組合等の類似機関をつくり、金融機構の混乱を招く結果をきたす等、その弊害は実に大である。ついては、特殊金融業の法制化に反対するというのである。

二、請願の議決理由
金融機構の混乱を避けるため、きわめて適切妥当なる要望であり、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

清涼飲料及びし好飲料に対する物品税免除に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋堀留町一丁目四番地全国清涼飲料工業会理事長西田儀八）（塚田十一郎君紹介）（第二五七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
清涼飲料及びし好飲料に対して物品税を課することは、これらと競争の地位にある菓子、果物等総ての飲食物がすでに廃税又は非課税となつている現状において実に不公平にして、このため競合商品と不利な競争関係にある結果、業者の破滅を招来せしめており、またこの課税の負担によつて商品価値以上の価格となるので、安くするために不衛生な飲料を生ぜしめている等、大衆飲料たる本品に及ぼす影響はじん大であり、同税の免税こそ当然の措置である。ついては、清涼飲料及びし好飲料に対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
業界の窮状にかんがみ、適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

物品税法廃止に関する請願（請願者　東京都中央区西八丁堀二丁目七番地全国物品税撤廃期成同盟会長豊田雅孝外二十二名）（有田二郎君外一名紹介）（第二八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在物品税法によつて課税の対象となつておるものは実に七十三種目にのぼり、これに対し最高五割から最低三分の物品税が課税されているが、物品税法創設当時と現在とでは社会情勢その他に著しく変化を生じ、これがため戦前の特別立法である物品税は多くの矛盾と不合理が生じている。ついては、物品税法を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
立法の趣旨にかんがみ、適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

棚倉税務署存置に関する請願（請願者　福島県東白川郡棚倉町長近藤芳策外九名）（山下春江君紹介）（第二九四三号）及び同（請願者　福島県東白川郡鮫川村長吉田義美外九名）（倉家喜六君紹介）（第三〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県東白川郡棚倉町所在の棚倉税務署は、かつて大正十三年に白河税務署に合併されたために、管内であつた棚倉町、高城村、豊里村、鮫川村等よりは六里ないし十三里の距離を往復せざるを得なかつたので、その復活を切望してきたところ、ようやく昭和二十三年に実現され、関係住民はやつと安心したのであるが、今回行政整理によつて再び廃止されるやに聞くにつけまことに憂慮に堪えない。ついては、棚倉税務署を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方の特殊事情にかんがみ、きわめて適正なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

国有財産炭鉱労務者医療救護施設の使用料免除に関する請願（請願者　福岡市極楽寺町三十五番地福岡県社会保険炭鉱医療協会長武内礼蔵外二名）（伊藤卯四郎君紹介）（第二九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国有財産炭鉱労務者医療救護施設は、当時建設担当機関であつた産業復興公団との貸付契約によつて、財団法人福岡県社会保険炭鉱医療協会にその運営をまかせられ、その後国有財産として大蔵省に引き継がれたため、当協会が受託後の経過により、当然適切な主張と倒じて要請する貸付使用料の減免がいまだ解決されずにいるが、当協会は地方公共団体又は国有財産特別措置法による指定法人と実質的、内容的になんら差異がない実情にある。ついては、昭和二十六年十一月二十四日の産業復興公団と当協会との契約による貸付使用料を昭和二十六年四月一日以降免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
該協会の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

局納みつまたの納入数量確保並びに価格安定に関する請願（請願者　愛媛県松山市南堀端町愛媛県連合農村青壮年会議執行委員長川原盛行）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県における最大の現金収入源たるみつまたは、政府並びに県の指導育成によつて、主要農産物として重要性を増しつつあるが、昭和二十八年に至り、台湾麻の輸入増加のためみつまた価格は大暴落をきたし、生産農民に大きな動揺と経済的困窮を与えている。ついては局納みつまたの大量供用による局納数量の増大並びに価格安定に適切なる措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
みつまた生産農民の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

生命保険の所得税並びに相続税法上の取扱いに関する請願外一件（請願者　東京都中央区京橋二丁目八番地第一生命分館全国生命保険外務労働組合連合会中央執行委員長城峻三外一名）（庄司一郎君紹介）（第三〇五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生命保険は多数の人が少額の分担金を持ちよつて死亡、偶発の事故又は所定の年限を経過した場合に、比較的大なる経済保障を行うもので、本質的に加入者による加入者自身のものであつて、昭和二十六年生命保険に対する所得税及び相続税の特別控除を復活し、毎年その控除額の引上げを行つてきたが、現下の経済状態から見て、これはきわめて低額で、物価倍率との関連より早急に改善すべきである。ついては、（一）死亡保険金の受取人に対する相続税法の非課税額を百万円に引上げ、（二）生命保険料に対する所得税法の控除額を年額四万円に引上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
保険事業発展のため、きわめて適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

婦人団体の健全なる育成発展の促進に関する請願（請願者　横浜市南区清水ケ丘三十四番地横浜市婦人団体連絡会代表雀井悦子）（三浦寅之助君外二名紹介）（第三一九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
全国の婦人団体は各地域において婦人の向上、地域社会及び平和的文化国家の建設に多大な貢献をしているが、この婦人団体の資金獲得のための催し物を行うに当つて、常に税金問題がそのあい路となつている。ついては、地方税法第七十八条第二項の政令中に社会教育団体である婦人団体を加え、婦人団体の主催する事業に対しては免税の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
婦人団体の健全なる育成発展のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

果汁及び果汁飲料に対する物品税免除に関する請願（請願者　三重県南牟婁郡市木村冨本朝吉）（田中幾三郎君紹介）（第三二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国における果汁及び果汁飲料はかんきつ類を始め、りんご、ぶどう等の市場の安定と生果としての不適格品の処理とを目的として必然的に発生したものにして、これに物品税を課することは栽培農家の経済を根本的に破壊するのみならず、果汁飲料の正常なる発達を阻害するものである。ついては、果実汁をし好飲料から削除するとともに、日本農林規格案に合格する果実水、果実蜜をし好飲料から除外されたいというのである。
二、請願の議決理由
果汁飲料の正常なる発達を図るため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

都農町に葉たばこ収納所設置の請願（請願者　宮崎県児湯郡都農町たばこ耕作組合長新名浅吉外八名）（片島港君紹介）（第三五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県児湯郡都農町は葉たばこの生産地で、その耕地は逐年拡張されて現在では五十町歩に達し、今後もますます発展しつつあるが、本町にたばこ収納所がなく、毎年学校の講堂を臨時に使用しているため、教育上多大の支障をきたし、また収納に際しても講堂では採光等が十分でないので、収納のつど相当の損失を受けており、一方近くの収納所に運搬するとしても十六キロ隔てる真鍋町まで行かねばならず、関係住民の不便は大である。ついては、都農町に葉たばこ収納所を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区農民の利便のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

国有財産の不正譲与調査に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡若桜町大字春米四十六番地山根辰治）（德安實藏君紹介）（第三七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取、兵庫両県境の須賀山にある須賀宮には速須佐之男命及びおきさき稲田姫を祭つてあり、古来歴代皇室の直轄で勅祭されてきた霊域にして、皇室の宝物が奉安されているが、鳥取県八頭郡若桜町に所在する不実の宗教法人旧春米神社に、須賀山上陵並びに神宮を譲与未登録動物園の入場税取扱に関する請願（請願者　松山市日之出町愛媛県立道後動物園長清水栄盛）（安平鹿一君紹介）（第三六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県立道後動物園はいまだ創設時にあるため経営上種々苦慮しており、とくに入場税は従来地方であつたから県内の操作によつて支障のないよう取り計らつてきたが、今回国税移管となるので困難な経営を余儀なくされるものと予想され、しかもこのことはひとり本県に限らず全国動物園においても共通の問題であると考えられる。ついては、博物館法未登録動物園に対しても国立又は登録動物園と同等の取扱いとし、これが不可能な場合にも免税額を現行入場料まで引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
当該者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

することが企てられている。ついては、これが不正譲与を調査されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該事件究明のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

クリーニング業における揮発油税免除に関する請願（請願者　広島市中広町九百七十三番地広島ドライクリーニング協同組合理事長木村岡太郎）（岸田正記君紹介）（第三八四八号）、同（請願者　広島市中広町九百七十三番地広島ドライクリーニング協同組合専務理事広井一郎外一名）（佐竹新市君紹介）（第三八八五号）、同（請願者　福島市陣場町三十六番地福島県クリーニング協同組合理事長大賀昇）（鈴木義男君紹介）（第三八八六号）、同（請願者　神戸市須磨区千歳町一丁目五番地兵庫県クリーニング協同組合代表松尾富松外百八十四名）（小林絹治君紹介）（第三八八七号）、同（請願者　兵庫県城崎郡日高町江原二百二十七番地西田三郎外九百十二名）（有田喜一君紹介）（第三九五九号）、同（請願者　福島市陣場町三十六番地福島県クリーニング協同組合理事長大賀昇作）（高木松吉君紹介）（第三九六〇号）、同（請願者　福井市松本下町福井県クリーニング連合会林厚）（坪川信三君紹介）（第三九六一号）、同（請願者　神戸市須磨区千歳町一丁目兵庫県クリーニング協同組合稲垣捨吉外百八十四名）（山下榮二君紹介）（第三九六二号）、同（請願者　長野市早苗町八十三番地長野県クリーニング業協同組合連合会長田中貞雄外百四名）（小川平二君紹介）（第三九六三号）、同（請願者　徳島市徳島本町一丁目徳島県ドライクリーニング協同組合理事長樋峨山要）（小笠公韶君紹介）（第三九六四号）、同（請願者　仙台市柳町五十八番地宮城県クリーニング協同組合理事長大岡進外十名）（只野直三郎君紹介）（第三九六五号）、同（請願者　栃木県宇都宮市一条町三丁目栃木県クリーニング組合連合会岡川万蔵）（小平久雄君紹介）（第四〇一二号）、同（請願者　高松市花園町千二百八十一番地香川県クリーニング協同組合川瀬卓外二十六名）（大西禎夫君紹介）（第四〇一四号）、同（請願者　香川県高松市花園町千二百八十一番地香川県クリーニング協同組合理事長永平繁次外二十六名）（大平正芳君紹介）（第四〇一五号）、同（請願者　愛知県名古屋市北区田幡町二丁目百七番地愛知県クリーニング商業組合理事長山田利一外十二名）（赤松勇君紹介）（第四〇一六号）、同（請願者　島根県松江市殿町百二十一番地荒木文三郎）（畑内義雄君紹介）（第四〇一七号）、同（請願者　彦根市一番町五十三番地滋賀県クリーニング商工業協同組合代表前田春吉外十一名）（堤ツルヨ君紹介）（第四〇六一号）、同（請願者　彦根市一番町五十三番地滋賀県クリーニング商工業協同組合理事三須宗一外十名）（森幸太郎君紹介）（第四〇六二号）、同（請願者　島根県松江市殿町百二十一番地島根県洋染商業協同組合荒木文三郎）（高橋圓三郎君紹介）（第四一二五号）、同（請願者　宮城県塩釜市舟戸三百六番地塩釜クリーニング協同組合理事長大竹勘六）（佐々木更三君紹介）（第四一六号）、同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商工業協同組合理事長市川米三郎）（小平忠君紹介）（第四一七号）、同（請願者　佐賀市鬼人町百六十番地佐賀県クリーニング協同組合理事長大石吉郎）（井手以誠君紹介）（第四一二八号）、同（請願者　松山市北京町二丁目愛媛県クリーニング協同組合連合会鈴木林三郎）（安平鹿一君紹介）（第四一二九号）、同（請願者　山口市中河原二十一番地山口県クリーニング協同組合理事長中野三郎）（青柳一郎君紹介）（第四一七六号）、同（請願者　甲府市塩町二十一番地山梨県クリーニング工業協同組合理事長大宮山宗忠外十名）（古屋貞雄君紹介）（第四一七七号）、同（請願者　新潟市沼垂東横町七百四十五番地新潟県洗染商工業協同組合連合会代表宮沢寅蔵）（三宅正一君紹介）（第四二一〇号）、同（請願者　埼玉県飯能市本町一丁目南十七番地埼玉県西部クリーニング協同組合理事長町田徳太郎外一名）（平岡忠次郎君紹介）（第四二一一号）、同（請願者　愛知県岡崎市井田町四丁目百五十七番地愛知県西三クリーニング協同組合理事長小田政治外三十一名）（伊藤好道君紹介）（第四二一二号）、同（請願者　山口市中河原二十一番地山口県クリーニング協同組合酒井良知）（今澄勇君紹介）（第四二四三号）、同（請願者　新潟県高田市仲町三丁目百七番地上越洗染商工業協同組合理事長岩島清司）（田中彰治君紹介）（第四二四四号）、同（請願者　青森県八戸市二十八日町十五番地八戸クリーニング協同組合理事長栗本幸一外二十六名）（三浦一雄君紹介）（第四二四五号）、同（請願者　金沢市西堀川町三十一番地石川県クリーニング協同組合理事長松本外次外九十四名）（喜多壯一郎君紹介）（第四二六八号）、同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合理事長市川米三郎）（稚内三郎君紹介）（第四二六九号）、同（請願者　静岡県焼津市焼津九百三十番地静岡県クリーニング業組合連合会代表田中正一外十四名）（勝間田清一君紹介）（第四四五五号）、同（請願者　浦和市北浦和町一丁目九番地埼玉県クリーニング協同組合連合会理事長岡根忠外一名）（松永東君紹介）（第四四五六号）、同（請願者　新潟市沼垂西横町七百四十五番地新潟県洗染商業協同組合連合会富沢寅蔵）（稲葉修君紹介）（第四四八一号）及び同（請願者　神戸市須磨区千歳町一丁目五番地兵庫県クリーニング協同組合代表松尾富松外百五十二名）（山下榮二君紹介）（第四七一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は毎年度揮発油税の収入額に相当する金額を道路整備のため都道府県及び指定市に譲与税として交付することになつたが、この揮発油税設定の理由は自動車による道路の損壊や、新規の道路開設に当つて最も道路の利用度の高い自動車が当然道路の整備費を負担すべきものであるとされた結果であり、クリーニング業者が使用する揮発油に本税を賦課することは、立法主旨からしても、その理由がないのみならず、本業に課税されれば当然原価に加算され結局家庭経済を圧迫することになる。ついては、クリーニング業におけるドライクリーニングに使用する揮発油については揮発油税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の衛生保健上の見地よりしてきわめて適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧外貨債の有効化に関する請願（請願者　広島市三川町四十二番地外貨債復活申請期成同盟会佐々木善一外三十一名）（大高康君紹介）（第四〇〇八号）及び同（請願者　広島市三川町四十二番地外貨債復活申請期成同盟会代表加藤利作外三十二名）（内藤友明君紹介）（第四九五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長期間にわたる海外在住中に貯蓄したドル貨をもつて日本政府保

証の外貨債を購入することは、恩給に代るべき老後の余生における準備にもつとも信頼できる方策とされていたので、当時の在米日本人は老後を祖国で暮すためこの方法をとつたが、その後われわれの所有した外貨債は昭和十八年外貨債処理法によつて、強制的に円貨債に不当な率で借換えられ現在はほとんど無価値となつており、二十六年の法令によつて債券が外国にあつたものは有効化し、日本に持帰つたものについてはいまだになんらの考慮を払われていないことはまことに遺憾である。ついては、旧外貨債の有効化について援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の窮状等にかんがみ、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

彫刻に対する生産課税を小売課税に変更の請願（請願者　奈良市鍋屋町十二番地奈良県木彫家協会代表竹林熊（伊瀬幸太郎君紹介）（第四〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本の彫刻は世界的に優れ、保護育成さるべきであるにもかかわらず、終戦後高率の物価税が課せられ、生産者は致命的打撃を受けているが、同一の美術部門である書画は一割の小売課税のみで、しかも作家にはなんらの納税義務がないのに、彫刻においては生産課税としてアトリエを出れば入金のいかんにかかわらず、三割の課税がなされ、わけても申告手続が繁雑であり、調査、罰則等侮辱するがごとき行為が多く、地方によりこの税法の解釈が異なり不明朗きわまりない。ついては、彫刻に対する生産課税を小売課税とし書画同様に取り扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

彫刻家の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧海仁会並びに海友社の施設及び附属物の転換処理に関する請願（請願者　横須賀市大津町井田二千二百六十番地大岩義一外二名）（山本正一君紹介）（第四二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧海仁会並びに海友社の施設及び附属物の一切は過去半世紀以前より旧海軍々人の零細なるきよ金を根基として造営され、幾千万の青年軍人がここを唯一の修養道場として、またいこいの場所として鋭気を養い責任遂行に邁進した歴史的伝統に輝くきわめて意義深き聖堂である。ついては、これが転換処理に際しては営利団体又は個人的利得を対象とせず、光輝ある由緒を汚さぬよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該施設等の特殊性にかんがみ、適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

杷柳製魚釣籠に対する物品税免除に関する請願（請願者　豊岡市大開西豊岡貿易協会長衣川隆三外一名）（有田喜一君紹介）（第四三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国的特産である北但馬地方の杷柳産業振興のためには、米国向を主体とする海外市場の進出なくしてとうていその目的を達し得ない実情にあるが、現行物品税法第一条に掲げる物品中の釣用具類に包含されている関係で、輸出の場合は第十三条の規定に基き免税されることにはなつているも、諸般の手続による承認を必要とするので、底の浅い零細農村の家内副業形態を主体として成立つている杷柳産業に従事する者にとつてはまことに繁雑であり、このため生産及び取扱い能率を阻害甚しく生産意欲を減退せしめている。ついては、物品税法第一条中の「第二種丙類二十五釣用具類」から杷柳製魚釣籠を除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

杷柳産業振興のため、きわめて適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

しよう脳専売制度存続に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂（山中貞則君紹介）（第四五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府はしよう脳の専売制度を廃止するやにそく聞するが、鹿児島県はしよう脳の生産量及び原木蓄積量において全国の大半を占め、本県特産としてきわめて重要な地位を示しているので、これによつて生活を維持する農民はその収入の多寡が直ちに死活の問題ともなつており、同事業は長年の専売制度の実績からして関連産業の育成、中小企業の発展に寄与し、今日専売制度を廃止すれば、業界の混乱はもちろん関係農民に多大の打撃を与えることになる。ついては、いよいよ脳専売制度を存続するとともに原木収納価格を大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該関連産業の育成発展のため、適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国民金融公庫の貸付わく拡大に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂（山中貞則君紹介）（第四五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県下の中小企業者並びに一般県民は現下の金融機関による金融引締め等の諸施策によつて、金融は極度に窮迫し、県下企業の打撃はもとより、生活困窮者の生業の停滞とあわせて、その窮状はきわめて深刻な実情にある。ついては、国民金融公庫の貸金貸付わくを拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

古仁屋港を貿易港に指定の請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美大島における古仁屋港は全島の中枢部に位し天然の良港として広く知られ、特に本港より輸出する物資は枕木建築用木材、黒糖、家畜及び大島つむぎ等に及び、その貿易額は年々ばく大にのぼつており、また本港はこの海域の水産基地並びに避難港としても重要なる地位を占めている。ついては、古仁屋港を貿易港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美大島の貿易発展のため、きわめて適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

印刷局使用みつまた受入量復元に関する請願（請願者　高知市北本町一丁目七十九番地高知県経済農業協同組合連合会会長藤田三郎）（長野長廣君紹介）（第四七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

みつまたは、印刷局が紙幣原料として採り上げたことにより発展してきた本邦独得の特用作物であり、山間農業経済の重要な換金作物であるが、戦後外国貿易の再開によりマニラ麻の輸入が容易となり、必要時、必要量を安価に入手し得るようになつたので、民需工場はもちろん従来みつまたを使用してきた印刷局も昭和二十八年度来受入量を半減しマニラ麻パルプ

を適用するようになつたため、生産過剰の様相を呈し、これが生産農家はひとしく憂慮している。ついては、印刷局使用みつまた受入量を復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

みつまた生産農家の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

元日本海運報国団財団の資産譲与に関する請願（請願者　神戸市生田区海岸通三丁目二十六番地全日本海員組合長陰山寿）（竹谷源太郎君紹介）（第四八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

港における船員のための福利施設は、その必要度がいかに大なりとはいえ、現在の国家財政をもつて拡充を図ることは至難な実情にあつて、これが次善の策として昭和二十三年政令第二百三十八号によつて政府に接収された元日本海運報国団財団の資産を、船舶所有者と船員所有者との船員の協力体である財団法人日本海員会館に返還し、その責任において船員の福利を図らしめ、もつてわが国海運の発展に寄与せしめることは時宜を得た措置と考える。ついては、元日本海運報国団財団の資産を日本海員会館に無償で譲与する法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

船員の福利増進のため、きわめて適切妥当なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法の一部改正に関する請願（請願者　京都府福知山市岡ノ下国立福知山病院長衣川清一外二十一名）（大石ヨシエ君紹介）（第四八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立病院の過半数を地方に移譲する国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法は、医療の適正化並びに経営の合理化を破るものであるのみならず、学術の総合的研究を不可能ならしめ、国民大衆の診療に支障をきたすものであつて、本法公布後の地方移譲の実態並びにその進展状況から見て六十の国立病院を地方に移譲することはわが国の実情に即さない誤つた措置である。ついては、現在残されている移譲予定四十八施設と存置予定の二十四施設の計七十二施設に対し、具体的にその実態を調査し、国立病院のあり方に鮮明なる一線を画すよう同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民大衆の診療に支障をきたすことのないよう速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋市にたばこ専売局製造工場設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第四九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島は年々たばこ耕作反別も増加しつつあつて、たばこは当地方の唯一の生産業であるが、いまだにたばこ加工工場がなく、大隅地方の住民は阪神地方の工場に出かせぎに行く有様である。ついては鹿屋市にたばこ専売局製造工場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便のため、適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

湖山飛行場跡解放に関する請願（請願者　鳥取市湖山町景井万蔵外三名）（足鹿覚君紹介）（第四九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中強制買収された鳥取市湖山飛行場敷地は終戦後区画整理とともにそのほとんどを農民に復元となつたが、滑走路約九町歩は軍用地として残され、最近市においてはこれを買取存置して鳥取飛行場を開設する由で、関係農民はひとしく憂慮している。ついては、湖山飛行場跡は農耕適地として農民にとつてまたとない土地であるから農地として解放されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区農民の窮状にかんがみ、きわめて適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧駒沢練兵場跡を住宅敷地に払下げに関する請願（請願者　東京都世田谷区下馬三百五十九番地高桑純夫外千三十八名）（鈴木茂三郎君紹介）（第五〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近大蔵省が定めた東京都世田谷、目黒両区にまたがる旧駒沢練兵場跡の十六万坪の国有地の払下げ方針によると、世田谷、目黒両区の小学校敷地を始め、保安隊用地、公園地及び地理調査所用地等になつているが、現在東京都民の住宅難、わけても敷地難はきわめて深刻なものがあつて、このほう大な国有地を保安隊用地として五万九千坪も払下げるのは遺憾である。ついては、旧駒沢練兵場跡の保安隊用地に払下げ分を都営住宅敷地に払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

住宅難緩和のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧駒沢練兵場跡を学校敷地に払下げに関する請願（請願者　東京都世田谷区下馬三百五十九番地高桑純夫外千三十八名）（鈴木茂三郎君紹介）（第五〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都世田谷、目黒両区にまたがる国有地旧駒沢練兵場跡は、最近大蔵当局が定めた払下げ方針によれば、両区学校敷地として一万三千坪を認められたのみで、二部授業解消に対する現状打開策にとどまるものであるが、予定される公務員住宅及び都営住宅が建設されるときは、さらに小、中学校の新設を要することは明らかである。ついては、旧駒沢練兵場跡の国有地を今後の人口増加に備えさらに学校敷地として確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地区の特殊性にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

水産委員会

大樹町沿岸に漁港築設の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外三名）（伊藤郷一君紹介）（第二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡大樹町は太平洋の漁田に面し、その沿岸は四季を通じて大なる漁獲を有し、十勝国における水産物の揚陸地として寄与するところ大であるが、漁港の施設がないので小規模な漁船のみに限られている実情で、若し動力船けい留場が設備されれば、その漁獲高は現在の十数倍に増加するものとして期待されている。ついては、大樹町沿岸に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、大樹町沿岸に漁港を築設されたいというのであるが、該地方における漁業の発展に寄与する所極めて大であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

苫前町に漁港築設の請願（請願者　北海道苫前郡苫前町長斎藤孝治郎）（松浦周太郎君紹介）（第二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡苫前町字力昼は古くから天塩沿岸中の漁業地帯として知られ、近年においてはにしん単一漁業より沖合漁業に進出しているが、一朝暴風に際すると避難する設備がないため、出漁をちゅうちょすること多く、水産業振興上誠に遺憾に堪えない。ついては、苫前町字力昼に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、苫前町に漁港を築設されたいというのであるが、該地方における漁業の発展にぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

合成繊維漁網への転換促進に関する請願（請願者　盛岡市内丸七二ノ一岩手県旋網漁業協同組合長伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時合成繊維漁網の実用化が認められ、その優秀性も十分一般から認識されているが、その価格がきわめて高いため、普及が遅々として進んでいないことは遺憾である。ついては、これが転換促進方策として、合成繊維漁網購入に対して助成金を交付し、長期且つ低利の資金融通の方途を講じ、製造会社に対しては恩恵措置等によつて、量、質、価格ともに漁網用に導入を容易ならしめ、その他普及及び促進上機宜の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、合成繊維漁網綱の普及促進を図られたいというのであるが、合成繊維の発展に伴い漁網綱に使用することは漁業の発展を促進し大いに寄与するのである。これがために国から助成することはきわめて適当なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

漁船保険料引下げに関する請願（請願者　岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県旋網漁業協同組合長伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の漁業の経営は資材の高騰に比べ、魚価不安定のため漁民の経済著しく困窮し、漁船保険料の支払いが容易でない実情にある。ついては、漁船保険料の引下げ、若しくは国及び県地方公共団体において補助金等を交付する等実質的に加入者負担の軽減策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁船保険料を引上げ加入者負担を軽減されたいというのであるが、漁業経営の安定を図るためには、漁業の実情にかんがみ、ぜひともこの必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

漁船建造費に対する長期低利資金融資に関する請願（請願者　岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県旋網漁業協区組合長伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の旋網漁船は二、三十トン級の小型船で、戦前建造の老朽船が多く、現今の操業海区及び漁具の構造等から見て、完全なる操業ができない状況にあるが、資金難のため、その建造が不可能となつている。ついては、特別な漁船建造資金のわくを設定し、各県において計画的に建造し得るよう長期融資の方途を講じ、漁業転換促進特別措置法案に旋網漁業を含める等の措置を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、旋網漁船における実情にかんがみ、漁業転換促進特別措置計画の範囲に入れられたいというのであるが、該漁業の事情はきわめて経営困難であるから、これが整備転換を促進する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

漁業補償制度確立に関する請願（請願者　岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県旋網漁業協同組合長伊藤佐十郎外五名）（鈴木善幸君紹介）（第二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業による漁獲量が不漁や天災のため予定及び計画に比べて著しく減少したとき、また附帯的に漁具等の施設が災害によりある程度以上に損害を受けたときは、漁業経営者は致命的な打撃を被り、漁業経営に一大恐威を受ける。ついては、漁業の自然災害、不漁による損害を相互救済する漁業災害補償制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、漁業災害補償法を制定せられたいというのであるが、わが国漁業の実情から漁業の経営安定を期するためその必要性は十分に認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

日中漁業調整促進に関する請願（請願者　福岡県福岡市議会議長高丘稔外十一名）（今澄勇君紹介）（第二六九号）、同（請願者　福岡県福岡市長小西春雄外十一名）（赤路友蔵君紹介）（第二七〇号）及び同（請願者　山口県下関市長福田泰三外十一名）（田口長治郎君紹介）（第二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

以西遠洋漁業は長年にわたりわが国民の水産食糧の補給源として平和的に発展してきた重要産業であるが、終戦以来国際情勢の変化によつて、同海域における操業は不安定となり、また出漁漁船及び船員のだ捕抑留等の事件がひん発し、水産業に多大の打撃を与えている。ついては、これが対策として適宜の措置を講じ、速やかに中国との善隣互恵の精神に基き日中漁業調整を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、日、中間の漁業調整を促進されたいというのであるが、以西遠洋漁業の近年操業海域における打撃にかんがみ、これが速やかなる解決を図つて、安全操業ができるように適当な措置することはきわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

西浦地域に西浦船入ま築設の請願（請願者　北海道苫前郡焼尻村長志水要）（松浦周太郎君紹介）（第三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道焼尻島北面海岸線約四キロにわたる百五十二戸のうち、漁業者百三十九戸がにしんその他の漁業に従事しているが、附近に船入まがないので、少し磯波があると出漁ができず、毎年漁具、漁網を被損流失してばく大な損害を被り、また発動機船のけい船場所もないので、沖合漁業はもちろん近くに漁田を有しながら、これが開拓もできない状態にある。ついては、焼尻村字西浦地域に船入まを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、焼尻村西浦に船入まを築設されたいというのであるが、この地方における漁業の発展にぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

真珠貝採取後の行政措置に関する請願（請願者　大阪市天王寺区大道三丁目全国輸出貝ボタン工業協同組合理事長　福山幾蔵）（前田正男君紹介）（第五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
アラフラ海において採取せられた真珠貝を真珠貝のまま国外に輸出することは、わが国の輸出貝ボタン業に潰滅的打撃を与えるのみならず、外貨獲得の面からも大損失である。ついては、真珠貝を国内において加工して輸出するよう適切なる行政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、アラフラ海産の真珠貝を国内において加工細工をして輸出することは、国内産業の発展に資するために必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

油津漁港修築に関する請願（請願者　宮崎県日南市長井戸川一外一名）（持永義夫君紹介）（第五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県日南市油津港は東南九州における唯一の漁港として重要な地位を占め、今後漁業施設の完備あるいは順次拡大される漁区に伴い、水揚高も増大されるものと予想されるとき、本港の修築工事が施行されつつあることは誠に感謝に堪えない、また第二種突堤の建設及び港内しゅんせつについても二十九年度中に完了する予定になつている。ついては、油津港の修築を当初の計画通り完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、油津漁港の修築工事を完成されたいというのであるが、これが完成は該地方における漁業の発展が飛躍的に促進されるため、ぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

新島黒根漁港修築工事施行に関する請願（請願者　東京都新島本村長植松藤吉外六名）（菊池義郎君紹介）（第七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都新島は周囲海域の漁場開発、抗火石及びとじ等の地下資源の移出、温暖なる気候を利用する花き、そ菜の栽培、温泉並びに景勝地の観光開発等、天恵の富力を活用、開発して同島の振興に資し、わが国経済に寄与することが、期待されているが、その基礎条件は荒廃した港湾施設を整備することが急務となつている。ついては、新島黒根漁港の修築工事を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は黒根漁港の修築工事を実施されたいというのであるが、新島近海における漁業の発展を促進し、同島の産業開発にも寄与するのにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

蟹田漁港修築工事継続に関する請願（請願者　青森県東津軽郡蟹田町長笹田好文外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県津軽郡蟹田漁港は昭和二十六年第一種漁港に指定され、地元民の多年にわたる宿望であつた本港の修築工事が昭和二十八年より五箇年継続事業として着工されたことはまことに感謝に堪えないが、今般政府においては既往の継続港の中止又は中断する圧縮政策に転換された由であり、若し本港の修築工事が中断となつた場合は、漁港としての機能はまつたく無意味となる。ついては、本港の修築工事を継続し、予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、蟹田漁港修築の工事を継続されたいというのであるが、該地方における漁業を発展させるためにはぜひとも必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

泊漁港修築工事継続に関する請願（請願者　青森県上北郡六ケ所村長佐々木高寿外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一一二六号）及び同（請願者　青森県上北郡六ケ所村議会議長木村政次郎外一名）（山崎岩男君紹介）（第一一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県上北郡六ケ所村地内の泊漁港は昭和二十六年七月第一種漁港に指定され、昭和二十八年より五箇年継続事業として着工されたが、今般政府においては既往の継続港は中止又は中断する圧縮政策に転換される由であり、若し本港の修築工事が中断となつた場合は、漁港としての機能はまつたく無意味となり、水産業の発展に及ぼす影響は大である。ついて、本港の修築工事を継続し、予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は、該地方における漁業の発展を促進するためにきわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

泊漁港等修築工事継続に関する請願（請願者　青森県知事津島文治）（淡谷悠蔵君紹介）（第一一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県泊漁港及び蟹田漁港はそれぞれその重要性を認められて、昭和二十八年度より工事三百万円をもつて修築工事が施行されていたところ、今回本工事を昭和二十九年度より中止する由であるが、これが実施されれば、今までの工事は水泡に帰し、工事費中三割を負担した地元漁民の落胆、悲歎はまことに大である。ついては、泊、蟹田両漁港の修築工事を昭和二十九年度以降も継続できるよう国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、泊漁港及び蟹田漁港修築工事を継続されたいというのであるが、該地方における漁業の発展を促進するためにぜひとも必要であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

漁業調整事務所の強化確立に関する請願（請願者　兵庫県但馬漁業協同組合連合会長守山源太郎）（有田喜一君紹介）（第一一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回の行政整理に伴い、中央出先機関の廃止が問題となつている

が、京都府及び石川、福井、兵庫、鳥取、島根の各県を管轄区域とする水産庁出先機関香住漁業調整事務所は、主に中型機船底曳網漁業並びに機船旋網漁業の大臣許可事務の代行ができる機関として、出漁をきそう漁業者に多大の利便と生産上の効果をもたらしており、業者はさらにその強化確立を切望している。ついては、香住漁業調整事務所を存置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、香住漁業調整事務所を存置せられたいというのであるが、該管轄区域における漁業の発展に資するために、その機能の強化はぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

美国港船入ま整備拡張工事施行に関する請願（請願者　北海道美国郡美国町長福井石太郎）（紹介議員三郎君紹介）（第一二一三号）

一、請願の要旨及び目的

北海道美国郡美国町所在の美国漁港は、近年漁獲の生産が増大し、従来の漁船はほとんど大型漁船に改造されて現在の船入まではとうていこれらの漁船は収容できず、漁船の被害とあいまつて漁業生産に多大な支障をきたしている。ついては、速やかに美国漁港の船入ま及び荷揚場の拡張整備工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、美国漁港の船入ま及び荷揚場の拡張整備工事を実施されたいというのであるが、これはこの地方における漁業の発展を促進するのにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

漁業災害補償法制定に関する請願（請願者　福岡市長小西泰雄）（熊谷憲一君紹介）（第一五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

以西底びき網漁業は主要漁場たる東支那海、黄海において中共の不法な捕及び銃撃等がひん発し、人的、物的に漁業者は多大な損失を被り、精神的に深刻なる脅威にさらされており、さらに韓国においても同様なる不法行為を敢行するに至つたため、以西底びき網漁業及びさばつり漁業は壊滅的打撃を受けている。ついては、抑留船員の生活維持、だ捕漁船の損害てん補、被害漁業者の緊急融資等のための漁業災害補償法の制定を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、漁業災害補償法を制定せられたいというのであるが、わが国漁業の実情にかんがみ、漁業の経営安定を期するためその必要性は十分に認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

密漁船取締に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（持永義夫君紹介）（第四八五八号）及び同（請願者　宮崎県日南市県有埋立地第二号地油津漁業協同組合長理事川上善次）（伊東岩男君紹介）（第五〇一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時中型機船底びき網漁業の漁業関係法令を無視した操業により、漁場資源は激減の一途をたどつているのみならず、沿岸漁船及びその漁具に多大の被害を与え、沿岸漁民の疲弊窮乏はその極に達しているので、宮崎県においては二隻の取締船を配船しているが、密漁船の性能がはるかに優るので、取締りは困難をきわめ、漁場秩序を維持し、沿岸漁業の振興を図るためには中型機船の底びき網漁業全廃の必要を痛感している。ついては、中型機船底びき網漁業全廃までの措置としてその取締りを強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、中型機船底びき網漁船の密漁行為を取締強化せられたいというのであるが、該海域における魚族資源の保護と沿岸漁業の安定を期するため、きわめて適切妥当なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

鵜飼漁港修築工事継続に関する請願（請願者　石川県珠洲郡宝立町長山崎長次外二名）（辻文雄君紹介）（第一八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡宝立町所在の鵜飼漁港は、能登外浦における漁業基地として整備するため、昭和二十八年度より修築工事を実施しているが、政府は明年度予算において本港改修工事費を削減する由であり、若し、これが実現されれば、本県漁業の発展上あるいは漁民の生活不安を招来するものとなる。ついては、富来漁港の修築工事を明年度も継続できるようこれが予算を増額計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、富来漁港の修築工事を継続されたいというのであるが、これはこの地方における漁港を発展させるためにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

富来漁港修築工事継続に関する請願（請願者　石川県羽咋郡西海村長木下弥栄次外一名）（辻文雄君紹介）（第一八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県羽咋郡西海村の富来漁港は、能登外浦における漁業基地として整備するため、昭和二十八年度より修築工事を実施しているが、政府は明年度予算において本港改修工事費を削減する由であり、若し、これが実現されれば、本県漁業の発展上あるいは漁民の生活不安を招来するものとなる。ついては、富来漁港の修築工事を明年度も継続できるようこれが予算を増額計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、富来漁港の修築工事を継続されたいというのであるが、これはこの地方における漁港を発展させるためにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

四十七度以南さけます流網漁業に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東二丁目十三番地全国さけます流網漁業者組合連合会長千葉留三郎（鈴木善幸君外一名紹介）（第二二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年北洋の母船式さけます流網漁業が再開され、次いで昨年は四十七度以南の同漁業再開を見たことは関係者の喜びとするところであるが、昨年の四十七度以南における成果は往年のごとき北洋の繁栄までには遠く及ばず、漁業の安定と漁民の経営不安除去のためには幾多改正を必要とするものがあり、一面日ソ間の国際関係の微妙なる今日、業者の自肅と統制を一段と強化する必要が認められる。ついては、（一）監視及び調査船を出すこと（二）漁区を拡張すること（三）操業期間を繰り下げること（四）独航船のトン数を増大すること（五）許可隻数を増加すること（六）連合会の責任ある統制によつて操業を実現すること等について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、四十七度以南におけるさけます流網漁港の完全操業を実現したいというのであるが、これには、政府の理解ある協力と業者の自主的な責任感とが必要である。この漁業の発展を促進するにはきわめて適切妥当なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

頓別漁港を第三種漁港に昇格に関する請願（請願者　北海道枝幸郡頓別町長佐々木顕吉外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡頓別漁港は昭和二十七年農林省第一種漁港に指定され、その後ぜん次整備され、漁獲生産においても着々その実績を挙げているばかりか、今日においては稚内港より枝幸港間の唯一の避難港としてその重要性は増大している。ついては、頓別漁港を第三種に指定し漁港施設を完備されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、頓別漁港を第三種漁港に昇格されたいというのであるが、これはこの地方における漁業を発展させるためにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

斜内漁港築設に関する請願（請願者　北海道枝幸郡頓別町長佐々木顕吉外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡斜内港は天然の地形に恵まれ、しかもこの沖合は豊富な漁田を控えているにかかわらず、中型、大型動力漁船による沖合漁業ができないため、これが放置されている実情にある。ついては、斜内港を第一種漁港に指定して施設を完備されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、斜内港を第一種漁港として築設されたいというのであるが、これはこの地方における漁業を発展させるためにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

ひとで被害対策確立に関する請願（請願者　千葉県千葉郡通り町佐久間竹松外四十名）（小高熹郎君紹介）（第二七一二号）同（請願者　千葉県浦安漁業協同組合長尾頭三之助外四十名）（吉川兼光君紹介）（第二七一三号）及び同（請願者　東京都大田区糀谷町三ノ九四一松原茂一）（宇都宮徳馬君紹介）（第三一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県東京内湾沿岸浅海は各種貝類の生産地として、三千万坪に及ぶ海域に良好な漁場を形成し、沿岸一万戸漁家は浅草のりとともにこれによって生計を営んでいるが、二十八年十一月頃より湾内最大の幼貝供給地たる浦安地区をはじめとして、沿岸一帯の貝類せい息養殖場に貝類の大敵たるひとでが爆発的に発生し、その区域は次第に拡大するとともに数も増加の一途をたどり、いまや全海域の貝類は全滅の危機に直面している。ついては、現状のまま推移すれば、内湾貝類資源は滅亡し、漁民は生計の途を絶たれることとなるから、このひとで駆除のため、（一）経費総額四千万円の援助交付と駆除技術指導（二）幼貝購入まき付費一億五千万円の長期融資及びこれに対する利子補給千五百万円の交付（三）貝類害敵及びその駆除予防方法の徹底的研究調査の実施等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は、東京湾沿岸における「ひとで」によって被った損害を国費で救済せられたいというのであるが、地元負担のみにては万全を期することができないものと考え、国において適当なる措置を必要とすることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

漁港予算増額に関する請願（請願者　岩手県盛岡市内丸七十二ノ一番地岩手県漁港協会会長鈴木善幸）（鈴木善幸君紹介）（第二八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
漁業の基本施設である漁港の整備は沿岸住民の多年の要望であるが、政府は来年度予算において漁港整備計画予算を削減する方針を採っている由なので、関係漁民はひとしく憂慮している。ついては、（一）昭和二十七年度以前着工漁港の早期完成と漁港予算を大幅に増額すること（二）昭和二十八年度着工漁港は継続施行し得るよう予算措置を講ずること（三）昭和二十九年度においては第一次整備計画の未着工漁港の残り全部が着工できるよう予算措置を講ずること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、第一次整備計画の漁港が完工するように予算の増額を期せられたいというのであるが、わが国漁業の実情にかんがみ、これが急速なる整備は最も急務であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

陸奥湾内魚礁設置費国庫補助に関する請願（請願者　青森県議会議長中島清助）（浪谷悠蔵君紹介）（第三一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近陸奥湾における漁獲高は海況の変化等によって年々減少し、沿岸漁民は窮乏の一途をたどっているので、これが対策は急務となっているが、よって経済的に効果があり、経営上安定度の高い定着性の魚類、貝類等の増殖を図り、併せて津軽海峡から侵入する底びき密漁船を防止するため、陸奥湾沿岸四十一箇所に一千五百万円の予算をもって魚礁を設置する計画である。ついては、該魚礁設置費に国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、陸奥湾内に魚礁を築設するに国庫の補助を得たいというのであるが、該湾における漁業の実体にかんがみ、この計画はきわめて効果的であるが、沿岸漁民の経済から見て国の援助をうけることはぜひとも必要なことであると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

差閉港を漁港に指定の請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市）（玉置信一君紹介）（第三二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
差閉港は北海道礼文郡香深村の東部に位し、礼文島周辺の優秀漁田に近い関係上、漁業が最も活発であるが、港の施設がないため、年々生産力の減収、輸送荷役の阻害等の支障をきたし、遺憾において簡易船だまりを築設したものの、現在漁業の態勢から現状は不十分である。ついては、差閉港を漁港として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、差閉港を漁港として指定されたいというのであるが、これはこの地方における漁業を発展させるためにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

被災かつお、まぐろ漁船主に漁業権交付等に関する請願（請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県かつお、まぐろ漁業者協会長佐々木大三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦時中徴用されて沈没したかつお、まぐろ漁船に対し戦後期限つきで復旧を認め建造させたが、戦災者はその損害じん大なため立直りがおくれ、期限内に復旧建造ができず今日に至っており、ことに岩手県においてはいまだ復旧されず、これを建造するにも漁業権なく、資金の借入も困難な現状で、関係民は窮況に追い込まれている。ついては、戦災かつお、まぐろ漁船主に漁業権を交付するとともに建造資金を貸与されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は、戦災かつお、まぐろ漁船の実情にかんがみ、漁

業権の復権及び建造資金の融通は、ぜひとも認めてやることが妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮野漁港築設工事継続に関する請願（請願者　北海道久遠郡真取澗村長松前吉太郎外三名）（川村善八郎君紹介）（第三四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道久遠郡真取澗村の宮野港築設工事は二十八年着工され、村民一同感謝に堪えないところで、本港施設整備の速やかなる完成を切望している。ついては、本工事を二十九年度においても継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、宮野漁港築設工事継続されたいというのであるが、これはこの地方における漁業を発展させるためにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊石漁港しゆんせつ等に関する請願（請願者　北海道爾志郡熊石村長針谷為治外二名）（川村善八郎君紹介）（第三四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡熊石村は人口八千八百有余の純漁村にして農漁山村の資源に富み、これが全面的開発によつて檜山支庁管内沿岸の中心漁業資源地として名実ともにそなわる村で、現在既設漁港として築設されているのは海岸線二十キロを有する本村内の熊石港あるのみで、近海の避難港としても重要性を有しているが、大型漁船の出入困難なため、漁場開発上多大の支障をきたしている。ついては、熊石港のしゆんせつ並びに拡張工事を明年度より継続事業として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、熊石漁港のしゆんせつ並びに拡張工事をされたいというのであるが、これはこの地方における漁業の発展を図るために、ぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

漁船損害補償制度の拡充強化に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡香住町西上重武）（佐々木盛雄君紹介）（第三七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船損害補償法の一部を改正する法律の趣旨に基づく総トン数二十トン以上百トン未満の漁船の義務加入の場合における普通損害保険料の半額国庫負担は、不可解にも昭和二十九年度予算において全額削除となつたが、近時漁船は沿岸漁業ですら大型化の傾向にあつて、保険料国庫負担の対象漁船を百トンまで拡張することは保険行政発展の上より不可欠であるばかりでなく、一般漁民の多年の要望であり、このような一旦制定された法律の実施に伴う予算を全額削除するが如き措置は断じて承服できない。ついては、これが予算を確保するとともに本法を改正して特殊保険及び漁船乗組員給与保険の加入を容易にするため、これが保険料の国庫負担部分を大幅に増額し、とくに特殊保険は政府の再保険を百パーセントとされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁船保険の普及促進を図つて漁業経営の安定を期するために、二十トンから百トン未満までの漁船を義務加入の場合、保険料の半額を国庫負担をされたいというのであるが、この点は、当然に実現すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

漁船保険料国庫補助に関する請願（請願者　宮崎県日南市油津港油津漁業協同組合長川上善次）（伊東岩男君紹介）（第四〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年八月漁船損害補償法の一部改正により満期保険制度を実施するとともに、義務加入における純保険料半額を国庫負担とする対象漁船二十トン未満を百トン未満にまでに拡張されたが、最も期待されたこの拡張は明年度より実施されることになつているので、明年度の新規予算として農林省より大蔵省に対し予算要求中のところ、新規予算の故をもつて全額削除されるに至り大型漁船所有者を失望させている。ついては、漁船保険料国庫負担の百トン未満まで拡充に伴う明年度予算を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁船保険の普及促進を図つて漁業経営の安定を期するために二十トンから百トン未満までの漁船を義務加入の場合、保険料の半額を国庫負担をされたいというのであるが、この点は、当然に実現すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

内水面魚族の保護増殖に関する請願（請願者　東京都千代田区霞関文部省社会教育局内日本釣魚振興会長戸辰男）（木下郁君紹介）（第四〇八六号）及び同（請願者　東京都千代田区霞関文部省社会教育局内日本釣魚振興会竹内順三郎）（島村一郎君紹介）（第五〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時水力発電、都市上水及び工業用水等各種の水利事業により、内水面魚族なかんずくさけ、ます、あゆ、うなぎ等のそ河魚族にいん大な影響を与えているので、そのせい息繁殖のために適当な環境を与え天然資源の永続的利用を図るべきである。ついては、水利に当つては魚族の問題を優先的に考慮し、いかなる場合にも洗水を枯渇させることなく、せき堤築造には必ず完全な魚道を設けてその管理を厳重にするとともに、汚水及び悪水流出の恐れあるものには浄化装置を施すよう勧告されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、内水面における魚族資源の保護、増殖をされたいというのであるが、わが国における蛋白質食糧の給源としてきわめて合理的且つ経済的であるため、この内水面漁業の発展を図る必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

保田漁港しゆんせつに関する請願（請願者　千葉県安房郡保田町長福原実外一名）（中村幅一郎君紹介）（第四四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県安房郡保田漁港は近時著しく活況を呈し漁獲高も多大であるが、港内の水深がきわめて浅く、しかも港内狭あいのため船舶のけい留に困難をきたしている実情にある。ついては、保田漁港のしゅんせつ工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、保田漁港のしゅんせつ工事を施行されたいというのであるが、これは、この地方における漁業の発展を図るために、ぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

水産関係業者に対する水爆被害対策に関する請願（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地六大都市水産物卸売人協会長寺田省一外三名）（鈴木善幸君紹介）（第四七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般の水爆実験による被害漁獲物の入荷品については関係当局の適切な指示に基き埋没処理しているにもかかわらず、一般消費者は異常な恐怖心におそわれ、その結果水産物全般に著しい悪影響を与え、極度の売行不振をきたしている状況にあり、これがため市場関係者の被つた損害実にじん大である。ついては、水産物に対する消費者の不安を一掃するよう啓もう宣伝方策を講ずる外、市場関係業者の被つた被爆魚の処理、入荷魚類の衛生検査、運搬処理及び冷蔵庫保管等に要した費用の損害補償をされたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨は、市場関係者が被つた水爆被害を補償せられたいというのであるが、一般消費者に及ぼす点等も考え、きわめて、妥当なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

河口漁港修築に関する請願（請願者　北海道余市郡余市町長坂本角太郎）（椎熊三郎君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道余市郡余市町の河口港は昭和二十五年第一種漁港として指定され、これを高度利用化の一端として、本港をしゅんせつし、護岸を施せば余市町の漁船のみならず、近海航行の漁船の寄港、避難にすこぶる好適となる。ついては、登川下流余市川に合流する点より鉄道線路に至る七百メートルの間をしゅんせつし、護岸工事を施して運河とする工事を昭和二十九年度において実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、余市町河口漁港をしゅんせつされたいというのであるが、これは、この地方における漁業の発展を図るために、ぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

元地漁港工事施行に関する請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市外二名）（玉置信一君紹介）（第三二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道礼文郡香深村元地漁港は礼文島西海岸唯一の漁港で、しかも避難港としての使命を有しているが、西海岸に航路標識がないため、航行船舶の不便は著しく、夜間は航路を失い、転覆、座礁すること多いので、二十八年夏から修台建設工事が着工されている。ついては、元地漁港の工事を昭和二十九年度においても施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、香深村元地漁港に築設されたいというのであるが、この地方の漁業を発展させるためにぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

漁業転換措置方策に伴う金融確保に関する請願（請願者　鳥取県農林部長仲原善一外三名）（足鹿覺君紹介）（第四八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県においては県下五万漁民の窮状打開のため、鳥取県漁業振興協会を結成し、漁業振興三箇年計画を樹立し、これが実現に懸命なる努力を傾注しているが、政府の漁業転換措置法策に伴う金融措置は遅々として進まず、大資本家の救済方策のみを主眼として一時的に偽まん糊し終らんとしているように思われる。ついては、漁業転換措置方策に伴う金融を確保されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、漁業転換資金の融通を促進されたいというのであるが、該地方のみならずわが国漁業は行き詰つた実情にあるため、漁業再整備が必要である。これがため転換に必要な資金の確保はぜひとも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

ひとで被害対策確立に関する請願（請願者　千葉県知事柴田等）（小高芳郎君紹介）（第四八五七号）及び同（請願者　神奈川県知事内山岩太郎外四十六名）（中村庸一郎君紹介）（第五〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十八年九月より昭和二十九年四月までの八箇月間に東京内湾一帯に異常発生したひとでの被害によつて、あさり及びはまぐり漁業は壊滅の打撃を受け約二億円に及ぶ損害を沿岸零細漁民に与えたため、千葉県当局はこれを救済する緊急措置として窮迫せる地方財政より三百万円の補助金を予算に計上したが、これのみでは沿岸漁民の救済を図ることは困難である。ついては、国費をもつてひとで被害対策に予算を計上し、沿岸零細漁民救済に万全の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨は、東京湾沿岸における「ひとで」によつて被つた損害を国費で救済せられたいというのであるが、地元負担のみでは万全を期することができないものと考え、国において適当なる措置を必要とすることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年五月二十九日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

原爆及び水爆による被害補償措置に関する請願（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君外七名紹介）（第五〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
南太平洋上における水爆実験により受けたわが国水産業の損害はまことにじん大であり、しかもその被害は今なお跡を絶たず、尊い犠牲者さえ生じている。ついて

は、かかる悲惨事を再び繰り返さぬよう関係各国に訴えるとともに、これが被害者及び水産業の直接関係被害に対し医療施設の完璧、これに伴う医療費及び生活費の補償並びに被爆船、被害漁具及び漁獲物の廃棄の賠償等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、水爆実験により水産業の被つた損害は賠償等の措置をせられたいというのであるが、わが国水産業の発展を期するためにはぜひとも必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

郵政委員会

大館郵便局舎新築の請願（請願者　秋田県大館市全逓信従業員組合大館支部執行委員長成見伍平外八名）（石山権作君紹介）（第四九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県大館郵便局舎は昨年四月類焼したので、郵便課と貯金課は市役所の一隅に、庶務会計課と保険課はそれより一キロ離れた川原の堤防際に仮局舎を設け、り災業務の復旧と日常業務の運営に努力しているが、分割されている不自由、仮局舎の狭あい、施設の不備等はもとより、公衆は不便を訴え、市当局も建物の明渡しを要求している状況にある。ついては、大館郵便局舎の新築を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は至当であるから、急遽新築すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

永野田無集配郵便局を鹿屋郵便局集配区域下に変更の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第四九六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市永野田郵便局は無集配局で、現在大姶良郵便局の集配下にあるため郵便の遅配による同局管轄下の住民の不利不便は実に大である。ついては永野田無集配郵便局を鹿屋郵便局の集配区域下に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、町村合併による附近局の郵便区調整をもあわせ将来適当の機会に趣旨実現を要すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

彦部村に郵便局設置の請願（請願者　岩手県紫波郡彦部村大字大巻第十地割百十三番地佐藤晋一外六名）（田子一民君紹介）（第四九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県紫波郡彦部村は村内に郵便局がなく、しかも既設郵便局は北上川を隔てているため、その利用不便はなはだしく、村民は貯金の預入等に難儀をしている。ついては、彦部村に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配特定郵便局を設置することについては、利用戸数等の関係もあつて差向き実現困難であるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

古河郵便局区内に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　茨城県古河市長小池宗次郎外一名）（丹羽喬四郎君紹介）（第五〇〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県古河市は人口三万二千を擁する商業の中心地にして、今後ますます発展のすう勢にあるが、市内古河駅の西方地域はもはや発展の余地なく、その主軸は次第に東方に移りつつあるも郵便局がないため、多大の不利不便をきたしている。ついては、古河市東方地域に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の条件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

労働委員会

職業安定法施行規則の一部改正に関する請願（請願者　福岡県八幡市大門町五丁目八幡製鉄現業労働組合代表栗山強六外三十一名）（青野武一君紹介）（第二八四号）及び同（請願者　福岡県八幡市大門町五丁目八幡製鉄現業労働組合副組合長松永徳夫）（多賀谷眞稔君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

職業安定法の実施による労働者供給事業の禁止並びに同法施行規則第四条の請負作業の規制は労働民主化のため画期的な措置であつたが、昨年これが改変され、請負の形式をもつて行う作業も必要な要件を具備しない限り労働者供給事業と認めるという、認定の具体的根拠となるべき認定基準の廃止等により、請負事業の形態のうちにおける労働者供給事業の排除を困難ならしめ、使用者は請負制度の復活を試み直庸労働者をもつて実施している作業を逐次請負化せしめている等、われわれの看過し得ない事態が続出している。ついては、昨年改変された職業安定法施行規則を復元せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

労働者供給事業の禁止は、非民主的な就労の方法を排除するため、きわめて重要であることにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

新居浜市に国立労災病院設置の請願（請願者　愛媛県知事久松定武外一名）（中村時雄君紹介）（第一八八号）、同（請願者　高知県知事川村知嘉治外十五名）（中村時雄君紹介）（第一七六五号）及び同（請願者　愛媛県議会議長井原岸高外二十八名）（越智茂君外二名紹介）（第二八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国地方は労災病院のごとき産業災害に対する専門的病院の施設がなく、遠く九州小倉の労災病院を利用している現状であり、しかも愛媛県新居浜市は別子銅山を中核とした五大工場の所在地で、四国における唯一最大の重化学工業都市で、地理的にも四国の中心であり、環境的にも好条件を備え、労災病院設置に最適な地域である。ついては、新居浜市に国立労災病院を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

四国地方における実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

事業附属寄宿舎規程改正に関する請願（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目六番地全国繊維産業労働組合同盟会長滝田実）（矢尾喜三郎君外一名紹介）（第五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の寄宿舎浴場の衛生措置基準は事業附属寄宿舎規程に規定されたわずか四項目によつて律せられているに過ぎず、これを寄宿舎浴場以外の一般浴場に適用されている公衆浴場法並びにそれに基く各都道府県条例の衛生措置基準に比較するとはなはだ大きな隔たりがある。ついては、寄宿舎浴場の

設備を衛生並びに風紀上から万全を期するよう、事業附属寄宿舎規程第二十七条を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の寄宿舎浴場の衛生措置基準の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

港湾労働法制定に関する請願（請願者　東京都大田区山王三丁目全日本港湾労働組合中央執行委員長兼田富太郎）（正木清君紹介）（第六九八号）、同（請願者　東京都大田区山王二丁目全日本港湾労働組合鈴木正夫）（春日一幸君紹介）（第二八三九号）及び同（請願者　東京都大田区山王二丁目千八百二十五番地全日本港湾労働組合中央本部海運産業労働組合中央協議会議長蓜山寿）（大石ヨシエ君紹介）（第三三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

港湾運送事業は荷役量が波動性を有するため、経営者は常時日雇いに依存するので、港湾労働者は就労の不安定から浮浪性に流れ、六大港においては無秩序と悲惨な姿を現出している。ついては、港湾労働者の雇傭の恒常化と収入の安定を図る港湾労働法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

港湾における労働条件の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

官公労働者に対する仲裁裁定等実施に関する請願（請願者　長野県議会議長下平躬四）（倉石忠雄君紹介）（第一一三三号）、同（請願者　長野県議会議員平沢光久外二名）（小川平二君紹介）（第一一三四号）、同（請願者　長野県議会副議長後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第一一三五号）及び同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

官公労働者に対する仲裁裁定並びに人事院勧告は消費者物価調査、消費者物価指数及び民間賃金等を勘案して措置されたものである。ついては、官公労働者は法律によつて争議権が禁止されているから、勤労者の生活擁護と民生安定を図るため、これが裁定、勧告を完全実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

官公労働者の生活擁護のため、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

事業附属寄宿舎規程改正に関する請願（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目六番地全国繊維産業労働組合同盟会長滝田実）（門司亮君紹介）（第一一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国繊維産業の民主的発展の促進と女子を主体とする事業附属寄宿舎居住労働者の生活諸条件の向上並びに保健衛生保護のため、現行事業附属寄宿舎規定は速やかに改正すべきである。ついては、該規程を、(一)第十六条を「寄宿舎には三室に一箇の割合で適当な場所にたんつぼを備えなければならない。」に、(二)第十九条第一号を「一室の居住面積は床間及び押入れを除き、一人について四平方メートルとし、一室居住人員は四人以下とすること。」に、(三)第十九条第四号を「各室に寝具その他雑品を収納するため適当な押入れ又は個別の戸棚を設け、和室には床の間を設けること。」等に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

事業附属寄宿舎に居住する労働者の生活諸条件等を考慮して、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者増加に関する請願（請願者　新潟県刈羽郡石黒村長田辺伊久外一名）（田中角榮君紹介）（第一七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県刈羽郡石黒村は陸の孤島と称せられる寒村で、耕地少なく、村民のほとんどが出かせぎ等によつて生活を維持してきたが、近年人員の増加、機械化の進歩及び企業の不振等によつて、これらの収入は皆無となり、失業対策事業の就労による収入を期待しているも、就労日数一箇月平均十日では生計を維持することはきわめて困難である。ついては、地方失業対策事業を緊急失業対策事業に変更し、最低一箇月間の就労日数を二十回とし、就労労務者を第三・四半期以降一日二十名の割当を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業費増額等に関する請願（請願者　東京都品川区東大崎三丁目三百二十九番地馬場大静）（青野武一君紹介）（第二七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業は実施以来五年を迎え、国土復興の一翼として大きな役割を占めているが、今後事業の円滑な運営と事業効果を挙げるためには、現在の労働条件の改善を図ることが必要である。ついては、失業対策事業費を二百億円に増額し、全国平均労力費予算単価を三百二十円（現在二百八十二円）月収八千円、東京都の場合は最低四百円（現在三百三十八円）月収一万円にそれぞれ引き上げるとともに、失業対策対象人員を大幅に増加し、さらに失業保険法を改正して失業保険金の日額を第一級は三百円、第二級は二百円とし、特機期間は撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

けい肺法制定に関する請願（請願者　名古屋市西区則武新町一丁目一番地全国よう業労働組合連合会長河合又平）（佐藤観次郎君紹介）（第二七九三号）、同（請願者　鹿児島県串木野市日本鉱業株式会社荒川鉱業所労働組合長一杉鉦臣）（赤路友蔵君紹介）（第二九七五号）、同（請願者　秋田県鹿角郡尾去沢町尾去沢鉱山労働組合執行委員長額所佐一）（石山權作君紹介）（第三一七九号）、同（請願者　兵庫県養父郡南谷村和田千八十五番地三菱金属鉱業明延鉱山労働組合執行委員長荒船敏治外一名）（小島徹三君紹介）（第三二一七号）、同（請願者　青森県東津軽郡野内村上北鉱山労働組合長田島重穂）（淡谷悠蔵君紹介）（第三四九七号）、同（請願者　長崎県西彼杵郡大島町日本鉱山労働組合大島支部鎌谷栄吉）（辻文雄君紹介）（第三五三七号）、同（請願者　愛媛県宇摩郡新宮村日本鉱業株式会社新宮鉱業所労働組合長鈴木至）（安平鹿一君紹介）（第三五三八号）、同（請願者　山梨県南都留郡宝村宝鉱山労働組合執行委員長川上時則）（古屋貞雄君紹介）（第三五九六号）、同（請願者　宮城県栗原郡鶯沢町全日本金属鉱山労働組合連合会細倉鉱山労働組合執行委員長高橋正人）（佐々木更三君紹介）（第三六四三号）、同（請願者　名古屋市昭和区鶴舞町四十三番地愛知県地方労働組合評議会議長寺門博）（赤松勇君紹介）（第三七四四号）、同（請願者　兵庫県養父郡南谷村長石田哲太郎外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第三七六八号）、同（請願者　岩手県和賀郡湯田村土畑鉱山労働組合執行委員長小野洋一郎）（高田弥市君紹介）（第四二〇一号）及び同（請

願者　岩手県岩手郡松尾鉱山局区内松尾鉱山労働組合執行委員長伊藤久雄）（中居英太郎君外一名紹介）（第四四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

けい肺病については、昭和二十三年始めて予算の裏付けをもつて国家施策の遂行が認められ、対策は一応軌道に乗るに至つたが、現状はなお、り病者の発見及び重症患者収容設備建設の段階に止まつており、しかもこれさえきわめて不十分、不安定な状態にあつて、一般公傷病を対象とした労働法令ではけい肺病の特殊性が十分に認められず、抜本的方策の確立を望み得ない現状においては、特別法の制定による国家救済をまたなければ解決ができない実情にある。ついては、けい肺法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

けい肺病の特殊性にかんがみ、小病者の発見救済等は緊急の重要事であり、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

日雇労働者の待遇に関する請願（請願者　東京都港区新橋七丁目十二番地産別会館内全日本自由労働者組合中央執行委員長真辺千寿郎）（山花秀雄君紹介）（第三一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国三十五万の日雇労務者は、本年一月十五日より一日の実質賃金が平均二百七十五円となり、月二十一日の就労で月収五千七百五十四円となつているが、これだけでは平均四人家族の生活を維持することはきわめて困難である。ついては、日雇労働者の待遇について、（一）不就労をなくし百きりをしないこと（二）日雇健康保険の内容を一般健康保険なみとし、国庫又は自治体負担とすること（三）不就労の日より二百円の失業保険を支給すること（四）自由労務者に労働三法を適用すること（五）生活保護費の増額と適用範囲を拡大することを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

日雇労働者の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

労働基準局並びに労働基準監督署の定員確保等に関する請願（請願者　名古屋市昭和区鶴舞町四十三番地愛知県地方労働組合評議会議長寺門博）（赤松勇君紹介）（第三七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労働基準法は施行後すでに七年を迎えようとしているも、いまだ封建的労働関係に基く中間さく取、非人道的な低賃金による労働等の本法の違反事件が後を絶たず、摘発されていないものを含むとその数は百万件に上るといわれているが、これが不徹底の原因は労働基準局並びに労働基準監督署の人員不足及び必要予算の不足等にある。ついては、労働基準局並びに労働基準監督署の人員を適用事業場を年一回監督しうるよう充足し、且つ、必要額予算を確保するとともに今回の行政機構改革に伴い、両局署が地方移譲となることを熱望している。ついては、四国労災病院を香川県に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

四国地方における実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

及び労働基準法の改悪に反対するというのである。

二、請願の議決理由

労働基準法施行の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

香川県に四国労災病院設置の請願（請願者　高松市商工会議所内香川県四国労災病院設置期成会長平井太郎）（佐竹晴記君紹介）（第三八三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在四国には事業、災害に対する専門的諸施設が皆無に近く、やむなく四国外の労災病院に依存しているが状況で、救い得る人命も失いあるいは不具廃疾に至らしめる等の悲惨は枚挙にいとまないが、一方四国の交通はほとんど鉄道に頼つており、香川県はその要衝にして、四国の表玄関にも当つているので、他の三県はもちろん瀬戸内海沿岸岡山県の労働者も香川県に労災病院が設置されることを熱望している。ついては、四国労災病院を香川県に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

四国地方における実情にかんがみ、本請願の起旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

けい肺法制定に関する請願（請願者　東京都港区芝白金三光町八十六番地全国土建労働組合総連合中央執行委員長森治平）（加藤勘十君紹介）（第四二二二号）及び同（請願者　東京都品川区太井原町五千百八十八番地並木久治）（宇都宮徳馬君紹介）（第四九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

けい肺病については、昭和二十三年始めて予算の裏付けをもつて国家施策の遂行が認められ、対策は一応軌道に乗るに至つたが、現状はなおり病者の発見及び重症患者収容設備建設の段階に止まつており、しかもこれさえきわめて不十分、不安定な状態にあつて、一般公傷を対象とした労働法令ではけい肺の特殊性が十分に認められず、根本的方策の確立を望み得ない現状においては特別法の制定による国家救済をまたなければ解決ができない実情にある。ついては、（一）けい肺法の即時制定（二）恒常的雇傭関係をもたない石工のために関係事業主に対する労災法及びけい肺法の強制適用（三）法上の強制適用事業場外に働く石工の特別適用（四）全国の石工に対する都道府県ごとの巡回検診と必要巡回検診費の増額を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

けい肺病の特殊性にかんがみ、り病者の発見、救済等は緊急の重要事であり、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍家族宿舎要員の労働保護に関する請願（請願者　東京都小石川区大塚坂下町百十番地市川誠）（大石ヨシエ君紹介）（第四五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍家族宿舎要員は昭和二十六年七月一日以降駐留軍労務費の支出方法の変更によつて米人個人による直接雇用の形態となつたが、それ以来これら宿舎要員は労働基準法や健康保険法等の一切の社会保険法の適用から除外され、苛酷な労働を強要され、賃金の引下げは繰返して行われる等、占領中に倍加する劣悪な条件下に呻吟している。ついては、米軍基地内といえども大きな労政上の問題として、これら労務者に対し国内法による労働保護が与えられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

駐留軍家族宿舎要員の労働保護につき、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

高等学校卒業者の就職促進に関する請願（請願者　宮城県設公議長栗野豊助）（只野直三郎君紹介）（第四五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今春高等学校を卒業する者で就職を希望するものの就職率は五割に達することが困難な現状にあるが、これらの卒業者は有為な専門的学術技能を習得せる者であり、就職を希望するにかかわらず、その就労を阻まれ、約半数は徒食を余儀なくされ、これをこのまま放任するならば社会的、思想的に

及ぼす影響はきわめて多大である。ついては、高等学校卒業者の将来の自立を確立し、健全なる社会人として育成指導することはきわめて緊急であるので、これら非就職者の雇用促進を図るための強力な施策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校卒業者の就職の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

労働金庫に対する特別融資措置に関する請願（請願者　福島県石城郡勿来町福島県労働金庫理事長田畑金光外十名）（井堀繁雄君外一名紹介）（第五〇五八号）

一、請願の要旨及び目的

金融引締政策の強化は大小企業に深刻な影響を与えており、これら企業の行詰りは必然的に賃金遅欠配となつて現れ、従つて労働金庫に対する賃金遅欠配資金の貸付要請も急激に増加しているので、労働金庫としては万全の資金対策を確立すべく努力しているが、日常生活資金の貸付に加えて累増する賃金遅欠配資金を融通することはきわめて困難な実情にある。ついては、政府資金より労働金庫に五億円を特別融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

労働者の生活擁護と労働金庫の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

尼崎製鋼所における労資間の紛争調査等に関する請願（請願者　尼崎市中浜町二十八番地尼崎製鋼労働組合代表佐藤俊夫）（山口丈太郎君紹介）（第五〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金融引締めと生産価格の引下げを理由とする労働協約を無視した経営者側の一方的強要によつて、多くの紛争をじやく起していることはとくに中小鉄鋼企業に顕著なものがあり、本年三月二十九日以来尼崎市中浜町の株式会社尼崎製鋼所における労働争議はその代表的なものにして、かかる事態の本質を究明することなく放置すれば今後産業上に多大の障害をもたらすものと憂慮される。ついては、尼崎製鋼所の争議における本質的な究明と労働諸立法が一方的にじゆうりんされている諸行為について国政調査を行うとともに、全国的に中小鉄鋼産業経営者がとくに金融上の理由を強調し、右製鋼所のごとき争議発生の傾向を認められるので中小製鋼産業の拡大生産に必要な金融措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の労使関係の推移にかんがみ、尼崎製鋼所における労使紛争に関する本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

帝国酸素株式会社における労資間の紛争調査に関する請願（請願者　神戸市兵庫区金平町帝国酸素労働組合総連合中央執行委員長尾崎治）（赤松勇君紹介）（第五一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神戸市兵庫区高松町所在の帝国酸素株式会社における労資関係は、会社側が故意に不法事件を発生せしめ、地労委に敗れれば中労委に、中労委に敗れれば行政訴訟にと、これを紛きゆう延引し、もつて組合がこれに対処することに忙殺せしめ、正常なる組合活動を圧迫せんとしている事実がある。ついては、速やかにこれが実情を調査のうえ善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の労使関係の推移にかんがみ、帝国酸素株式会社における労使紛争に関する本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

図書館運営委員会

第十五回国会総覧買上げに関する請願（請願者　東京都中央区銀座東八丁目四番地国政審議調査会長砂田重政外一名）（庄司一郎君紹介）（第四六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国政審議調査会刊行の第十五回国会総覧は議会人の周到綿密なる調査研究によつて集積された貴重な記録を分類整理して、貴重な歴史的政治文献として後世に永く保存し、また議員にはその職責を遂行するための一助となし、官公庁、学校及び諸団体等の便覧参考書として国民の政治に対する関心と理解を深めるよう編さんしたものである。ついては、第十五回国会総覧を立法調査研究の資材として国会図書館において一括購入し、各議員又は議員会館各室備付図書として、また各支部及び巡回文庫等に一般の参考に資するため配付されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であり、国立国会図書館あるいは本院においても予算の範囲内において考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年五月二十九日

図書館運営委員長　伊東　岩男

衆議院議長堤康次郎殿

農林委員会

農林関係予算減額反対に関する請願（請願者　福島県石川郡小平村福島県教育指導農業協同組合連合会長棚辺四郎外十五名）（山下春江君紹介）（第一一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本経済の再建は食糧の自給体制の確立にあつて、これに伴う農業振興予算の増額は不可欠の条件であるにかかわらず、本年度予算においては、食糧増産並びに農業振興に欠くべからざる土地改良、耕種改善、生産資材確保、畜産、養蚕の振興、農産物価格安定等に関する諸経費が大削減され、食糧の自給体制は壊滅的打撃をうけ、農家経済の悪化に拍車を加えることと明らかである。ついては、農林関係諸経費を全面的に復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産、農業振興のため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度農林関係予算減額反対等に関する請願（請願者　新潟県北蒲原郡松浜村大字松浜三千七百十三番地松尾松三郎外二十七名）（櫻井奎夫君紹介）（第三二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和二十九年度における農林関係の予算を大別減されたが、かかる措置は農地改革の成果を崩壊し、食糧増産政策の後退をきたすものである。ついては、農林関係予算の削減、農地関係地方職員費の平衡交付金への繰入れ及び農林関係職員の人員整理に反対するとともに、自作農家に対する融資制度を確立し、その資金を年額三十億に増額されたいというのである。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度農林予算復活に関する請願（請願者　新潟県庁内新潟県農業団体代表者会議長吉沢仁太郎）（稲葉修君紹介）（第三一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和二十九年度予算において農林関係費を大幅に削減したが、これは日本経済の自立、国民生活の安定の前提である農林漁業の重要性を無視し、農業県を急速に縮小し、食糧不足からくる社会不安をじやつきせしめるものである。ついては、昭和二十九年度農林予算を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定、食糧増産上、善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由
食糧増産、農地改革の達成上、早急に善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度農林関係予算減額反対等に関する請願（請願者　長野県諏訪市農業委員協議会長矢崎貫六外四名）（原茂君紹介）（第三二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は昭和二十九年度における農業関係予算を大削減したが、かかる措置は国家の急務である食糧増産を阻害するものである。ついては食糧増産費の減額に反対するとともに、防除費の助成金、農業委員会予算及び共済金の助成金を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産上、本請願の主意は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣において採択の上は、これを議院に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度農林予算増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂外百八十六名）（池田清志君紹介）（第四一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十九年度予算によると農林予算は大幅に削減され、その後若干復活したとはいえ農業政策の弱体性になんらの修正が行われていないことはまことに遺憾で、ことに鹿児島県は低位生産性と台風襲来地帯としての悪条件下にある農業県として、今後相当量の国庫助成と金融援助を必要とされる現状であるが、今次の削減によつて本県農業の前進が阻害されるのみならず、縮小再生産の一途をたどることを余儀なくされる。ついては、明年度農林予算を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、低位生産地帯並びに常習的台風襲来地帯という特殊条件下にあるをもつて十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

食糧増産予算全額復活に関する請願（請願者　宮城県志田郡高倉村中沢字中沢屋敷農業協同組合長菅原栄悦）（只野直三郎君紹介）（第一九八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十九年度予算編成に当つては、食糧増産予算を全額復活するとともに、減収加算追加払いを実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨及び目的は食糧増産推進上、妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

食糧増産対策費増額等に関する請願（請願者　新潟市仲通り新潟県指導農業協同組合連合会相原小一郎）（櫻井奎夫君紹介）（第二四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに衆議院において食糧増産並びに国民食生活改善に関する決議が満場一致で可決され、これが実現については多大な期待を寄せているところであるが、今回の冷害凶作の実情にかんがみ、農林関係予算を増額確保するとともに、積雪寒冷単作地帯の農業振興に効果的施策が具現されるよう要望する。ついては、食糧増産対策費を重点的に増額確保すること、団体営並びに小規模土地改良事業に対する助成を強化すること、積雪寒冷単作地帯農業振興法に基く諸事業を優先的に行うこと等を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営の合理化並びに食糧増産上、至極妥当の要望と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

積雪寒冷単作地帯関係予算増額等に関する請願外五件（請願者　広島県甲奴郡豊見村長富永天外五名）（高橋禎一君紹介）（第二二四号）、同外一件（請願者　広島県比婆郡山内西村長実安一四外一名）（船越弘君紹介）（第二二五号）、同（請願者　栃木県宇都宮市塙田町五百四番地栃木県積雪寒冷単作地帯振興期成同盟会長益子万吉）（尾関義一君紹介）（第一五三三号）、同（請願者　前橋市群馬県庁内群馬県農業委員会協議会長　金子万喜太）（藤枝泉介君紹介）（第一九七八号）及び同（請願者　甲府市百石町二百十八番地振興対策協議会長　秋山真男）（古屋貞雄君紹介）（第三六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
従来積雪寒冷単作地帯に対する政府の財政援助は僅少にして、これが振興の目的を十分に達し得ない状況であつたが、ことに本年はまれに見る冷害及び病虫害によつて農村の打撃は深刻なものがあるので、この際政府の財政援助に格別な配慮なくしては到底計画の遂行は困難である。ついては、積雪寒冷単作地帯関係予算を大幅に増額し、土地改良関係予算の補助率を最低五割に引上げ、その補助対象面積を三町歩に引下げ、総合助成町村数を増加されたいというのである。
二、請願の議決理由
積雪寒冷単作地帯農業振興上、すみやかなる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

積雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長渡辺西尾）（関内正一君紹介）（第八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
積雪寒冷単作地帯の農業振興については臨時措置法により、農業土木事業に対する二割の国庫補助があり、その施行以来三年を経るも、いまだ実績を挙げる段階に達しないことは遺憾である。ついては、積雪寒冷単作地帯農業振興予算を増額し、窮迫した農家経済の実情にかんがみ補助率を引上げ、補助対象条件を積雪寒冷単作地帯に則した単位に切下げ及び農業振興の恒久性よりして同法を時限法とせずさらに範囲を広めた農業振興法となるものに改めること等を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
積雪寒冷単作地帯農業振興上妥当の要望と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

積雪寒冷単作地帯農業振興臨時措置法に基く予算増額等に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡町村会長前田菊治）（有田喜一君紹介）（第一一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の制定以来、同地帯の農家のうけた恩恵はまことに大きく、その効果も年一年と著しいものがあつたが、今回同法による農村計画実施のための経費が削減されるようで、ようやく振興方策の基礎を整えつつある重要な現段階において、まことに憂慮に堪えない。ついては、農家経営の安定のため、雪寒単作地帯農業計画の実施に必要な予算の増額と総合助成指定村の増加、小規模土地改良事業の国庫補助の継続増額を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
積雪寒冷単作地帯農家経営安定のため、善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

積雪寒冷単作地帯関係予算増額等に関する請願（請願者　愛知県知事桑原幹根）（八木一郎君紹介）（第四一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は明年度食糧増産対策費を大幅に削減されたが、かかる措置は比較的生産性低く、農業経営の遅れた積雪寒冷単作地帯の振興事業計画に多大の支障をきたす結果となる。ついては、食糧増産対策を強化し、明年度予算に食糧増産五箇年計画に基く国庫支出分として百億を計上し、積雪寒冷単作地帯関係予算を七十五億とし、土地改良事業の補助率を五割とする外、その補助対象面積を三町歩以上とする等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
積雪寒冷単作地帯における農業経営の合理化並びに食糧増産上善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

積雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願（請願者　広島県神石郡高蓋村高橋正明）（船越弘君紹介）（第一四〇五号）及び同（請願者　京都府東山区川端二十六道府県積雪寒冷地帯知事会長岡田正平）（大石ヨシエ君紹介）（第一八八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が施行されてから三箇年になるが、積雪地帯の土地改良事業等の実績は計画の一割にも満ず、生産の基盤たる土地条件の整備すらも遅々として進ちよくしない現状にある。ついては、（一）昭和二十九年度予算において、土地改良事業費の国庫補助及び農林漁業長期融資予算を大幅に増額し、（二）積雪事業補助対象面積基準を三町歩まで引き下げ、（三）土地改良事業の補助率を最低五割以上に引き上げ、（四）総合助成施設の拡充強化を図り、（五）営農改善施設に対する助成措置を継続充実する等の措置を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主意は、積雪寒冷単作地帯農業振興上妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

急傾斜地帯農業振興臨時措置法に基く対策費予算増額に関する請願（請願者　松山市一番町愛媛県急傾斜地帯農業振興推進連盟委員長中平常太郎）（小枝一雄君紹介）（第二六一二三号）、同（請願者　愛媛県宇和島市長中平常太郎）（井谷正吉君外四名紹介）（第二七一〇号）、同（請願者　愛媛県松山市一番町愛媛県急傾斜地帯農業振興推進連盟委員長中平常太郎）（中村時雄君紹介）（第二九六一号）及び同（請願者　愛媛県松山市南堀端町愛媛県連合農村青壮年会議執行委員長川原盛行）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
急傾斜地帯における農業生産力の増強を図る急傾斜地帯農業振興臨時措置法が制定され、これが地域として指定された二十一県の農民は多大の期待を寄せていたにもかかわらず、二十七年度及び二十八年度を通じ、その事業費総額約八百三十九億円に対してわずか一・三パーセント程度の国庫補助を行つたに過ぎない現状で、これでは同法の目的達成はきわめて困難である。ついては、該法に基く農業振興対策費を明年度予算に最低十億円を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由
急傾斜地帯における農業振興上、善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

未墾地買収対価算定基準引上げ等に関する請願（請願者　福島県安達郡二本松町字久保丁一ノ五三遊佐一郎外一名）（佐藤善一郎君紹介）（第四八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の農地法並びに農地法施行令による政府の未墾地買収価格は、時価自由価格と著しい差異があり、林野の所有者に多大の犠牲を負わしているが、かかる低いんな価格の買収では所有者の全面協力は困難であり、未墾地の買収にも多大の支障をきたすことになる。ついては、未墾地買収対価算定基準を大幅に引き上げるとともに、その売渡し価格を開拓者に負担させないよう二重価格制度を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主意は、今後における未墾地買収について十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

開拓営農対策確立に関する請願（請願者　佐賀市赤松町佐賀県開拓連盟委員長大石善治）（三池信君紹介）（第四九四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国家再建民族更生の方途を憂慮する真剣なる世論と政策に基き緊急開拓として出発した開拓事業は、幾多のう余曲折を経ながらも全国開拓者の血のにじむ努力により主要換算六百万石等の成果を挙げているが、この開拓事業に対する国家的施策は一般世論とともに常に好調を示しているとは認められず、さらに開拓行政の根本的弱体化を示す政策の一大変換を行う準備が進められていることは、まことに心外に堪えない。ついては、開拓事業に対する従来の補助を融資に切り替えること及び家畜導入資金の削減に絶対反対するとともに、開拓融資保証協会に対する政府資金の確保並びに新規入植の確保等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は開拓政策の推進上、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

青木農場解放に関する請願（請願者　栃木県那須郡高林村青木農場入植者代表寺田旭）（黒澤幸一君紹介）（第二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中国からの帰国者のうち元開拓団義勇隊の人々からなる集団入植希望者は栃木県那須郡青木農場を候補地として希望し、去る九月頃木県開拓者連盟大会及び県民大会においても青木農場の解放が決議されたが、なんらの進展もなく、帰国後六箇月余を経た現在、僅かばかりの所持金もなくなり、その日の生活にも乏しく状態となつている。ついては、速やかに青木農場を解放されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は開拓政策遂行上妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

土地改良事業費増額に関する請願（請願者　青森市長島一番地伊藤藤吉）（木村文男君紹介）（第三五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国においては食糧自給度の向上を計ることが強く要請され、なかんづくこの基幹事業である土地改良事業は国策として強力に推進しなければならないのにかかわらず、昭和二十九年度予算の土地改良事業費は二十八年度に比べて著しく減少され、物価の騰貴等を考えると施行し得る事業量はさらに激減し、新規地区の着工はもちろん継続事業すら辛うじて工事を継続し得るに過ぎず、一部の工事は中止を余儀なくされている状況にある。ついては、国営、県営、団体営のかんがい排水事業費及び諸土地改良事業費を二十九年度予算において大幅に増額するとともに、新地整備事業の補助率を引上げる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産のため、団体営土地改良事業を促進する必要があるをもつて十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

生井村外二箇村の土地改良区経費等国庫補助に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡生井村長立野茂外四十名）（小平久雄君紹介）（第二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧増産は土地改良事業の早期完成にあることはもちろんであり、これは早期且つ受益農民の負担を軽減する方向において、完成する方途は近代的大土木機械を使用することにある。ついては農業団体の行う土地改良事業用ブルトーザー、キヤリオール等の購入に際し、（一）政府はこれが購入資金を農林漁業金融公庫より融資すること（二）県は事業の円滑なる運営に資するための指導並びに利子補給等の措置をとられたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

千歳地区漁川貯水池かんがい計画に関する請願外一件（請願者　北海道千歳郡恵庭町長国司順一外二名）（椎熊三郎君紹介）（第二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道千歳地区内の恵庭町、千歳町及び広島村一帯は中央に漁川が貫流し、地味豊かで水田経営に適しているが、水量不足のため既成水田二千七百町歩は十分な収穫を得ることができず、さらに畑地を水田にできるもの、荒地で開こん可能なもの二千三百町歩を有しているものの、春、夏には漁川が出水し沿岸一帯に被害を与えているので、上流にダムを新築し、水量を調整し、既成水田の水量不足を補い、新規開田をなし、水害を除くため千歳地区漁川貯水池かんがい計画を樹立した。ついては、本計画に対して予算を計上し、これが実現に尽力されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は農業経営の安定上必要あるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

国営土地改良事業直轄幹線明きよ排水工事施行に関する請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡大樹町石坂改良区の千四百町歩は土地肥よくであるが、中央を流れるリウ川の河床高く、まつたく排水の機能を失い、融雪時、出水時にはしん水して畑地に侵水し、年にはく大なる損害を被り、営農は憂慮すべき状態に置かれている。ついては、本地区に国営土地改良事業直轄幹線明きよ排水工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

畑地かんがい事業の国庫補助率引上げに関する請願（請願者　宮崎県都城市長曾木重貴）（山中貞則君紹介）（第五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島及び宮崎両県の一部ないわゆる南九州特定地域内は、地質が火山灰で、地力に乏しく、且つ、例年台風の被害を受けるので、農家経済は極度に疲へいしており、現在着工中の畜産地区畑地かんがい事業の地元負担四割はとうてい困難である。ついては、これが国庫補助率を六割に引上げ、地元負担は十五年年賦、無利息の特別融資の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
農家経済安定上、十分考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

小友村地先公有水面干拓工事施行に関する請願（請願者　岩手県気仙郡小友村漁業協同組合長及川隆平外二名）（小澤佐重喜君紹介）（第五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県気仙郡小友村は西南に入江が入り込み常に高潮の被害を受けるので、これが対策に腐心していたところ、先般県の助成を得て干拓を企図し、すでに設計も完了して農林省に進達してあるが、干拓が完了すれば従来の被害を防除し、なお、且つ、三十余町歩の農耕地と既存の耕地十数町歩が浮び上る等多大の効果を挙げ得る。ついては、小友村地先の公有水面干拓工事を助成されるよう二十九年度予算に計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、早急に実施する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県営農業水利改良事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　山形県山形市旅籠町山形県庁耕地課内鈴木龍雄外十二名）（松岡俊三君紹介）（第六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県下における農業水利事業は巨額の事業費を投じ食糧増産の国策に対応しているが、現在工事なかばにあるもの、あるいは本年より着手せるものがほとんどであり、今後工事の進行に伴い地元農民の負担はきわめて容易ならざるものがある。ついては、山形県営農業水利改良事業費に対して補助金を交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
農家経済の安定並びに食糧増産上、必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　衆議院会議録第六十七号附録（二）（その八）

国営西津軽農業水利事業予算増加に関する請願（請願者　青森県西津軽郡木造町西津軽郡土淵堰土地改良区理事長山内佐四郎外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県国営西津軽農業水利事業は昭和二十二年度より実施され、目下着々進行中であるが、政府は明年度予算において食糧増産関係予算を削減し、これに伴う本事業費の減額又は繰延べされるやに伝えられるが、若し、かかる事態が発生すれば、当地方農民の営農上に一大支障をきたし、食糧増産はとうてい望み難いものとなる。ついては、昭和二十九年度予算において国営西津軽農業水利事業費三億円以上を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産のため、必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

県営ため池築造工事施行に関する請願（請願者　秋田県山本郡鹿渡町長工藤芳貞外五名）（柳野三千雄君紹介）（第一六六二号）及び同（請願者　秋田県山本郡鹿渡町議会議長児玉専太郎外五名）（石田博英君紹介）（第二二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
秋田県山本郡鹿渡町の用水源は鹿渡川及びその支流のけい流水を主水源とし、地区周辺に散在する小ため池及び二台の揚水機を従水源としているが、けい流水の絶対量が不足して毎年かんばつの被害を受け、農業経営の不安はその極に達しているため、現在県営をもつてため池を築造し用水量を確保すべく計画している。ついては、県営事業として昭和二十九年度より該事業に着手できるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
農業経営の安定のため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

区劃整理事業補助率確保に関する請願（請願者　愛知県豊橋市役所内豊橋市土地改良協会林行夫外三名）（福井勇君紹介）（第一九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は昭和二十九年度土地改良事業費の補助率を二割に削減する由であるが、区劃整理事業は農業経営の合理化及び食糧増産のため緊要なる農地の最終的仕上げをなす事業で、国営の基幹的大規模土地改良事業の一環として実施することが、その効果発揮の上から絶対必要であり、これが二割引下げは農民の事業遂行の意欲を喪失せしめ、区劃整理事業の完全なる遂行はきわめて困難である。ついては区劃整理事業補助率を三割確保されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産のため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

田尻川沿岸かんがい排水総合改修事業促進に関する請願（請願者　宮城県遠田郡沼部村長富田要治郎外四名）（只野直三郎君紹介）（第一八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北上総合開発計画の一環として企画された田尻川総合改修事業の計画によれば、田尻川の水路断面の拡張によるこう水調節量の増大、これに伴う支線用排水路の改修再編成等の抜本的改修を企画する由なので、当区域内の局所的土地改良事業や小土木工事の必要に迫られても、工事の重複ないし徒労に終ることを恐れ、且つ、根本的改修を遅延阻害する恐れがあつて、工事の実施を抑制したり、応急の仮工事程度で間に合わす等な現状で、今後の風水害に対しては実に不安定なものであり、はなはだ危険である。ついては、田尻川沿岸かんがい排水総合改修事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は水害防止上必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

あぜのコンクリート化に関する請願（請願者　岡山市白石農業協同組合長武南茂）（逢澤寛君紹介）（第二二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
あぜをコンクリート化することは、耕地面積の拡大、病虫害発生の防止、雑草防除の上にきわめて効果がある。ついては、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農業経営の合理化促進上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

県営神辺町外八箇町村農業水利改良事業に関する請願（請願者　広島県芦田川土地改良区理事長藤井正男外三名）（高橋禎一君紹介）（第二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年度に着工され目下工事施行中の国営芦田川ダムは、昭和三十二年度において完成する予定になつているが、たとえこれが完成を見ても、貯水を末端受益地に配水する用水路が往昔築造のままで、その老朽不備は言語に絶するものがあつて、これが用水路施設の完備は積年かん害に悩まされている関係住民にとつて、不可欠であるのみならず、芦田川ダム建設を一層意義あるものとするためにもきわめて緊要である。ついては、これが用水路改良事業を広島県営神辺町外八箇町村農業水利改良事業に包含し、その計画地域拡張と事業費を増額するとともに、昭和二十九年度において当該事業費五千五百万円を認められたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は水利事業を促進して農業生産力の昂揚を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

土地改良暗きよ排水工事費等国庫補助に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡若狭野村長寺田正規）（大上司君紹介）（第二六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県赤穂郡若狭野村の中央を走る山陽線の両側約八十五町歩の水田は、矢野川支流三田川を用水とする本村唯一の穀倉地帯であるが、粘土質の湿田で二毛作が不可能なため、本村においても土地改良暗きよ排水工事の必要を痛感

し、昭和十九年多大の資力を費して実施したところ、数年にして崩壊し、再び以前の状態となり、減収等の損害は年に六、七百万円に達している状態なので、再工事を念願しつつも現下の経済事情においては、いかんともなし得ない実情にある。ついては、若狭野村の土地改良暗きよ排水工事並びに矢野川支流三田川の排水工事に対して国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定上、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。

よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

吉田ため池増築工事費認可に関する請願（請願者　広島県御調郡久井村長新越政雄外十五名）（岡本恵徳君紹介）（第二八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県営小規模かんがい排水事業吉田ため池増築工事は、現在その七十パーセントを完了し、二十九年度において完成する見込みであるが、若しこれが関係予算を削減して工事が遅延し、万一災害に遭遇した場合は、既工事は水泡に帰するのみならず、備後西部の穀倉地帯に多大な被害を及ぼすことになる。ついては、吉田ため池増築工事費として二十九年度に千八百六十万円を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産上、必要があるものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

小栗田原地帯開田のための現地測量実施に関する請願（請願者　新潟県三島郡片貝町佐藤国二郎外五名）（第四〇二〇号）及び同（請願者　新潟県古志郡石津村長半藤亀吉外四名）（三宅正一君紹介）（第四三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県三島郡片貝町の南端及び北魚沼郡千田村の北端を中心とする小栗田原一帯の丘陵よりの開田については、最近国営事業として信濃川左岸土地改良工事を実施しているが、この事業は既設田の補水に止まり、小規模であり、さらにこれを総合開発を企図することによって、小栗田原一帯のほう大な開田が得られ、食糧増産に寄与することきわめて大なるものがある。ついては、（一）千田村大字三仏生地信濃川左岸に取入口を設け、（二）小千谷発電所貯水池の剰余水を西小丘りよう地に水路を掘さくして流下させる等の大規模な現地測量を実施するとともに、その経費を昭和二十九年度予算に計上し、速やかに着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産上、早急に善処すべきものである。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

両筑平地かんがい施設の実地調査に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡馬田村長草馬一外八名）（綿谷慧一君紹介）（第三二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三井郡花立山及び大刀洗原を中心とする朝倉郡、三井郡にまたがる一帯の耕地は、水利が不便のため、毎年かん害を被り、昭和九年政府においても、当地帯のかんがい並びに開拓事業の必要を認め、小石原川上流上秋月村田代にため池を築設する等の実施計画を樹立されたが、戦争の激化に伴いこれが中止のまま今日に至っているも、小石川上流に水源施設を設けることにより開田千三百町歩、畑地二百町歩を得ることができる。ついては、両筑平地かんがい施設実地調査並びに測量設計するとともにこれが実現に援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

上菖生村農道開設に関する請願（請願者　高知県香美郡上菖生村長横山明義外一名）（長野長廣君紹介）（第三三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡上菖生村の安丸、黒代、臼井、神地の四部落は農家二百二十世帯、農地二百五十町歩にして、その農業経営の現状はいまだ原始的そのもので、各部落間には辛うじて牛馬の通行し得る小道を有するのみのため、生産物等の運搬には少なからざる不便と労力を費しているが、農道開設は従来関係農民の熱望するところでありながら、貧弱な農山村の財政ではいかんともなし得ないで今日に至っている。ついては、上菖生村安丸を起点とし黒代、臼井を経て神地に至る約五キロの農道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農道の開設により農業経営の安定を図ろうとするもので妥当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

日章村高知航空隊跡還元払下げ地区の整理費国庫補助等に関する請願（請願者　高知県香美郡日章村日章農地開拓組合長中沢佐内外七名）（長野長廣君紹介）（第三三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡日章村の元高知航空隊跡は日章村の農地等を強制的に取上げたもので、終戦によって元農地所有者である日章農地開拓組合員に千二百余反を開放し、残余を高知大学教材地に、あるいは軍用地として保留しているが、開放地を再び農耕地とするには著しく費用を要し、しかも該地は公用徴収されたもので、土地収用法によって旧所有者又は相続人に返さなければならないのに、これを保留しているのは不合理であり、組合員はこん後の整地費がばく大なため習熟に絶する生活を送らなければならない。ついては、日章航空隊跡地を特別地区取扱いとして導水路工事費及び開田費はこれを全額国庫負担とするとともに、高知大学教材地の代理として保留地三百六十六反を当該組合員に還元払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は開拓事業の推進上、十分考慮すべきであると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

幡豆郡の農地除塩事業費融資に関する請願（請願者　愛知県幡豆郡寺津町土地改良区理事長天野利市）（中野四郎君紹介）（第三四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡は台風十三号によって海岸提防が決壊し、百六十三町歩の美田は海底に没し、一箇月に及ぶ滞水のため塩素濃度がはなはだしく高度となり、甘水化による除去と石灰施用による中和等によって早急に除塩を行わなければ、稲の植付時期を控え農民の愁嘆は増大している。ついては、幡豆郡の農地除塩事業費を速やかに融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は風水害による被害農家の経営安定のため必要があるものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

和賀西部用水改良事業促進に関する請願（請願者　岩手県和賀郡沢内村長石川包外二名）（高田弥市君紹介）（第三五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県営和賀西部大規模用水改良事業は当地区耕地の冷水かんがいを廃し、高温にして水量豊富なる和賀川より取水し、一貫せる幹線水路を設置することによつて旧田三百四十二町歩のかん冷害を防除し、地区内の畑地並びに未墾地の開田道地二百五十二町歩を開田し、米四千七百二十石を増産する計画の下に昭和二十七年度より着手されたものであるが、二十八年度における事業費は冷害対策事業分を含め三千八十四万円にして本事業全体から見ればきわめて僅少なるもので、関係住民はひとしく憂慮している。ついては、昭和二十九年度の和賀西部用水改良事業費予算の配分に特別な配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産のため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

関柴貯水池築造工事促進に関する請願（請願者　福島県耶麻郡喜多方町字中川原四千四百三十五番地宍沢喜壮次）（助川良平君紹介）（第三七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県耶麻郡関柴村羽山堂地内の貯水池築造工事は、喜多方町外一町六箇村の水田一千四百町歩の非常かんばつ時のかんがい補給用水源として、昭和十五年に三箇年継続施行の計画で着手したのであるが、十有余年経た今日でも、なお、その完成を見ないので農民は失望と疑惑を起し、加えて工事費の増加に伴い農民の負担は加増されつつあるため、農民は速やかなる完成を切望しつつも困惑している。ついては、該工事の残余工事を明二十九年度に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
農家経済の安定を図るため、早急に工事を完了する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩木川取入えん堤工事施行に関する請願（請願者　青森県西津軽郡木造町西津軽郡土淵堰土地改良区理事長山内佐四郎）（後谷悠蔵君紹介）（第一五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県西津軽郡木造町地内の国営西津軽農業水利改良事業はその後着々と進行し、本町外十箇村民の感激を新たにしているところであるが、岩木川取入えん堤は昭和十五年の大災害の後、応急措置として木工沈床を築造し、その後たびたび一部の決壊流失のおそれが予想され、関係農民は憂慮している。ついては、岩木川取入えん堤工事施行を二十九年度より本格的に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は水害対策上緊要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国営芦田川ダム建設工事費認可に関する請願（請願者　広島県福山市長藤井正男）（高橋顧一君紹介）（第二二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県東部の福山市外十七箇町村の耕地三千余町歩は、かんがい用水を主として芦田川に依存しているが、同地方は雨塩薬盛んであるごとく寡雨地帯のため芦田川は常時枯渇し、従来かんがい期の用水確保に農民は多大の苦労をしていたところ、昭和二十四年度より国営ダム建設事業に着工し、基礎工事も終つて二十八年度より本工事に着手しているが、二十九年度においては、これが予算を相当額削減されるやに伝えられるも、地元民は早期完成も強く要望している。ついては、国営芦田川ダム建設工事費明年度予算二億五千万円を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は早害対策上、必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

高須川上流にダム建設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長兎島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県鹿屋市内を流れる高須川上流の一里山、白水付近にダムを設置し、市内の畑地をかんがい耕作をすれば現在より二倍ないし三倍の増収を得ることができると信ずる。ついては、大隅地方農民の生産力増強のため高須川上流にダムを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

隈戸川護岸工事建設促進に関する請願（請願者　福島県西白河郡大屋村長櫛田喜代太外一名）（鈴木義男君紹介）（第五〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県矢吹ヶ原国営開拓事業は地元民の意思を無視し、国策として着工されて以来、二、三箇月後に羽鳥ダムが完成することになつているが、羽鳥ダムの水を隈戸川に通水すれば、隈戸川の水温を低下せしめ沿岸農民に冷害を与えるのみならず、増水による土砂の耕地への流入及びこう水による堤防の決壊等、沿岸農民の被る被害はきわめて明らかで、これが損失に対する適当な補償を講ぜず、実施されれば憂慮すべき状態を生ずることになる。ついては、(一)福島県において作製した隈戸川護岸工事施行計画書に基き工事を施行すること(二)水温の低下による冷害の補償すること(三)必要箇所に堰のようを架設すること(四)護岸工事によるこわれた土地に対し適正な補償をすること等の措置を速やかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

豊津線開拓道路工事費国庫補助に関する請願（請願者　山形県西置賜郡豊川村長竹田耕一外四名）（牧野寛索君紹介）（第四六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
豊津線開拓道路は山形県西置賜郡豊川村手ノ子地区を起点とし、昭和二十六年開拓道路として着工され、毎年国庫補助を受けているが、本路線の完成は開拓者の肥料及び生産物等の運搬のみならず、

既存農家全体の受益はきわめて多大なもので、関係住民は等しく本線の早期実現を熱望している。ついては、昭和二十九年度において豊津線開拓道路工事費二百万円を国庫補助し速やかに本工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、開拓地農業経営の安定上必要と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

中村地区幹線道路工事費国庫補助に関する請願（請願者　山形県西置賜郡豊原村長金子春次外四名）（牧野寛索君紹介）（第四六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡豊原村中村地区は入植者二十一戸、増反者二百二戸、開拓可能面積九十二町歩にして、現在はぼその開墾を完了しているが、農業経営の生命である幹線道路開設については、昭和二十八年度に百万円の予算配当を受け漸次進行されているが、本線の完成はひとり開拓者の肥料及び生産物の搬出等のみならず、既存農家の受益はきわめて多大である。ついては、昭和二十九年度において中村地区幹線道路工事費二百万円を国庫補助し速やかに本工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は開拓地農業経営の安定上必要と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

瀬之木沢地区幹線道路工事費国庫補助に関する請願（請願者　山形県西置賜郡津川村長井上秀雄外四名）（牧野寛索君紹介）（第四六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡津川村瀬之木沢地区は開墾可能面積七十五町歩で、既入植戸数十六戸、増反者五十戸により開拓され、多角的農業経営を営みその実績を挙げつつあるが、当地区は道路の便が悪く、開拓地の生命である肥料の運搬及び生産物の搬出等はすべて背負により、また荷車、牛車等も使用不能で、道路の完成は急務となっている。ついては、昭和二十九年度において瀬之木沢地区幹線道路工事費百万円を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため早急に施行の必要があるものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと決議した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

西根開拓地幹線幹道路工事費国庫補助に関する請願（請願者　山形県西置賜郡西根村長飯沢伝八外二名）（牧野寛索君紹介）（第四六八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡西根村西根地区は広大な開拓地を擁するも、道路の便が非常に悪く、肥料の運搬及び生産物資の搬出はすべて背負で行われ、また役牛の導入にも多大の不利不便をきたしている。ついては、西根開拓地区幹線道路工事費二百万円を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は十分考慮すべきであると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

中善寺開拓道路工事費国庫補助に関する請願（請願者　山形県西置賜郡鮎貝村長土屋栄吉外二名）（牧野寛索君紹介）（第四六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡鮎貝村大字鮎貝地区は昭和二十一年緊急開拓地として指定され、入植者十戸と関係農家三百七十九戸がそれぞれ開墾を完了して食糧増産に精励しているが、本地区は二団地よりなり相互を結ぶ間の中善寺開拓道路は昨年度までに三キロ余を開設され、さらにこの道路は本地区より蚕桑村、白鬼村を結ぶ重要路線として着工中にして、蚕桑、白鬼両村地区はすでに完了しているが、本地区内の残り二・八五キロは未完成のため開拓地の営農に支障をきたしている。ついては、鮎貝村大字鮎貝地内中善寺開拓道路の継続工事費百万円を国庫補助し本年度中に完成せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため早急に施行の必要があるものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

大崎村農道開設工事促進に関する請願（請願者　高知県吾川郡大崎村長井上三房外一名）（長野長衛君紹介）（第四九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡大崎村は愛媛、高知両県を貫流する仁淀川の上流に位するきわめて貧弱な農村で、農業生産に必要なる道路の開設等が不可能なため、生産面に及ぼす影響は深刻の度を深めつつあるが、現在の村財政をもつてはいかんともなし得ない状態にある。ついては、大崎村に国庫で農道開設工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

九戸高原開発地域に開拓道路開設に関する請願（請願者　岩手県下閉伊郡町村会長久保利七外七名）（鈴木善幸君紹介）（第七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下閉伊郡九戸高原の開発は農林省当局によつて調査計画を実施されつつあるが、この下閉伊地帯は東京、大阪よりも広大なる面積を有し、開拓地並びに適地以外にも地下、林産及び水産資源等豊富にあり、開拓地にはすでに入植者四千余名に達し、開拓面積三千七百町歩に及んでいるが、同地方は未開発地に属するため既存道路はきわめて粗悪にして、開拓地の効果を十分に発揮できず経済的効果も挙がらない状態にある。ついては、岩手県下伊閉郡大牛内線、猿山線、年々、戸市線、年呂部線等の開拓道路を速やかに建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手山ろく水田開発事業促進に関する請願（請願者　岩手県盛

岡市仁王小路岩手山ろく国営総合開発地区顧問柳村兼吉外三名（鈴木善幸君紹介）（第七九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後樺太及び満州等より引揚げて岩手山ろくに入植した開拓農民は、当初この地帯が内地第一の集団開拓地として、農林省が直接建設、開墾工事を実施し、且つ、岩手県総合開発計画の一環である内藤ダム建設による開田計画が進められているとのことに、水田計画を基とした過少経営さらには正式配分も受けられぬ不良条件下に、これが実現を念願しつつ耐えてきたが、近時県及び中央当局との折衝において、その計画実現がきわめて困難なる状況が報ぜられ、二千五百戸の開拓農民は日夜不安をつのらせている。ついては、岩手山ろく水田開発計画を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに開拓政策促進上早急に施行の必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県開拓者営農促進に関する請願（請願者　松山市一番町甲五番地愛媛県開拓者連盟代表清水市太郎）（中村時雄君紹介）（第一三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国経済再建の基本方策は食糧自給体制の確立にあり、これがために国土開発の重要性を痛感する開拓者は戦後幾多の困難とあい路とを打開しながら、着々その実を挙げてきたのであるが、政府の開拓に対する施策は余りにも貧困といわざるを得ない現状にある。ついては、後進地区の開拓計画を再検討しその育成強化を図ること、現地の環境に即した地区計画の樹立と未墾地開放を強力に推進すること、既計画建設工事の残量は明年中に完了すること等の外に、愛媛開拓の特殊性にかんがみ、融資、補助金の増額、入植施設の拡充及び営農促進等についても積極的対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧自給体制の確立、開拓政策の推進上、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

頓別及び仁達内両原野開発促進に関する請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道枝幸郡頓別原野三千町歩、仁達内原野三千八百三十八町歩は地味肥よくにして気候良好なるにかかわらず、その大半は湿地帯のため未開のまま放置されているが、本格的に幹線排水開拓道路及び基本的客土事業を施行すれば、既墾地の利用度を高めるのみならず、新たに農家二、三男、道内外開拓希望者等を四百二戸入植せしめることができる。ついては、昭和二十九年度において頓別、仁達内両原野の排水開拓道路及び基本的客土事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村二、三男対策、食糧増産上、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

草地農業地帯振興に関する請願（請願者　愛媛県知事久松定武外五十一名）（中村時雄君紹介）（第一八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国には国土の一割におよぶ草地が無生産のまま放置されているが、これを利用して畜産農業圏を設定し、もつて食糧の増産を図ることはきわめて重要である。ついては、草地農業振興を促進する基本法を制定し、草地農業振興に要する国庫予算並びに資金融資を確保し、畜産食品の飛躍的増産により動物たん白の増給を実現して国民体位の向上並びに食糧問題の解決を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の増産並びに畜産振興上きわめて重要の措置と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

日浦峯開拓反対に関する請願（請願者　愛媛県上浮穴郡久万村長亀岡松一外五十三名）（中村時雄君紹介）（第三四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般愛媛県開拓課において上浮穴郡久万村大字中川日浦峯地区が開拓地として審議中の由であるが、これが実現すれば、本村における水源地の弱体化、森林地区の減少等によつて、その及ぼす影響は実に大で、全村民挙げて熱烈なる反対をしている。ついては、日浦峯地区の開拓を取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は、開拓政策の推進と地元農業経営との調整上、十分考慮すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

児島湾干拓事業促進に関する請願（請願者　岡山県児島郡八浜町長山田俊三外三名）（橋本龍伍君紹介）（第一二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児島湾干拓第七区事業はわが国最大の干拓事業として、昭和十九年着工以来ようやく七割の進ちよくを示し約千町歩の干陸地を生じているが、耕作面積はその半分で、年間予算僅少のため事業効果が挙らず、また干拓地区沿岸住民はほとんど漁業者で干拓事業により漁場を失い、干拓地の早期完成を念願し、農業による更生を唯一の希望としているが、耕作営農のために入植者はなお、反当二万五千円の自己負担による整地工事等の実施を必要とするのみならず、家屋の建設、電気導入等負担過重のため脱落寸前にある。ついては、児島湾干拓事業予算三億一千五百万円を計上するとともに公共施設事業費一千万円の国庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は干拓事業の推進並びに食糧の増産上必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

加茂干拓事業促進に関する請願（請願者　三重県志摩郡加茂村長片岡紋雄）（橋本清吉君紹介）（第一三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県志摩郡加茂村地内鳥羽港右岸の加茂干拓事業は、地区面積六十七町、造成耕地五十五町にして事業費八千七百万円であるが、戦前干拓を計画し戦時中止したもので、すでに堤防の一部は完成し、田地、漁業権その他諸権利はすでに国家買収済のため、比較的少額な国家投資によつて短期間に完成し得る。ついては、加茂干拓事業予算を確保し、その促進を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の合理化、食糧増産のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

霞ケ浦高浜入干拓実施に関する請願（請願者　茨城県水戸市北三の丸百十九番地高浜入干拓期成同盟会長金塚豊）（佐藤洋之助君外一名紹介）（第一八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
霞ケ浦総合開発の計画は末端において順調な進展を示しているが、本計画の基本たる新治、東茨城、行方の三郡にまたがる高浜入江の干拓が行われれば、農業開発と食糧増産の解決は不能である。ついては、霞ケ浦高浜入干拓工事を速やかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

鏡潟干拓事業費等増額に関する請願（請願者　新潟県西蒲原郡味方村西蒲原郡町村会長笹川只一外三十三名）（櫻井奎夫君紹介）（第二四七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
農業経営の合理化と農家経済の安定を図るため、土地改良事業の推進は現下の急務であるが、すでに請願調査も完了している新潟県西蒲原郡鏡潟の干拓事業並びに国営土地改良事業は、明年度予算の編成に当り食糧増産対策費の大削減によつて施行不可能になることを憂慮されている。ついては、鏡潟の干拓、土地改良事業予算を当初の計画どおり復活増額し工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の要旨は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

湿地干拓事業等に関する請願（請願者　北海道上川郡名寄町北海道町村議会議長会長石丸滝雄外一名）（玉置信一君紹介）（第二九六七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石狩港と苫小牧港との間八十五キロを開さくして太平洋と日本海を結び、本州と北海道との海運の利便を図るとともに、湿地帯のため未開発のままになつている千歳、勇払原野二万町歩の干拓と、苫小牧、石狩間の未開地一万町歩余の開拓を運河の開さくと併行して行うことは、日本が当面する食糧問題及び人口対策に寄与するところきわめて大きく、しかもこの両事業は海路としての史的事実、地域一帯の土質の状況等からなんら離事業ではない。ついては、該地域の湿地干拓事業及び運河開さく工事を行われたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、干拓並びに開拓事業促進上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

八郎潟干拓工事促進に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡町村議会議長会長秋山東久治）（石田博英君紹介）（第四二九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県八郎潟干拓工事問題はすでに大正十一年に実地調査をなし、その後干拓案を完成しながらも、これが実現をみなかつたが、終戦後わが国の食糧不足のため、食糧増産五箇年計画の一環として調査研究中で、昭和二十九年度予算にも調査費が計上され、昭和三十年度より干拓工事に着手する予定と聞き、県民は感謝している。ついては、八郎潟干拓工事を速やかに実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、八郎潟干拓工事を早急に実施する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

北潟湖国営干拓事業実施に関する請願（請願者　福井県坂井郡北潟村長佐幸俊治郎外二十七名）（齋木重一君紹介）（第四四二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県坂井郡北潟村は農地狭少で農業をもつて生活を維持できず、行商等を行つてやつと飯米代をかせぐ寒村であるため、農村建設計画を樹立し、これを実施しているが、その最大重要事業である北潟湖干拓事業が昭和二十二年に国営として調査測量を終了したまま政府の予算上事業の都合により中止となつているので、農村建設計画の実施は困難となり、食糧増産も阻害されている現状にある。ついては、北潟湖干拓事業を速やかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧資金貸付額増額等に関する請願（請願者　大津市瀬川町二十一番地滋賀県指導農業協同組合連合会長谷口久次郎外一名）（森幸太郎君紹介）（第二三三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昨年の水害並びに風水害によつて、滋賀県下の農耕地及び農作物は未曾有の被害を被り、これがため、り災農家の経済は急激に悪化し、国民生活に重大な影響を与えている。ついては、（一）災害復旧資金の貸付額を高めるとともに事務手続を簡易化すること（二）災害復旧補助金は早期に交付すること（三）土砂排除の事業完成確認方法は被災地現況写真と工事設計書の認定によつて工事完成を認めること（四）森林事業に伐採調整資金の融資を大幅に行うこと等を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
り災農家の経済的実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

公共事業費関係定員整理反対に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通二丁目宮益坂ビル内全国農業土木技術連盟委員長野村寛之進）（井谷正吉君外一名紹介）（第二一〇一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
食糧増産に関する公共事業費は昭和二十三年度から逐年増加し、昭和二十八年度においては昭和二十三年度の物価水準をスライドした金額をもつてしても、実に二倍以上に増加しているが、一方これに要する職員の定員は逐年減少して昭和二十三年度を一とした場合、昭和二十八年度は六割八分となつており、今回の人員整理案によれば、農地局は十二パーセント、農地事務局は七パーセントを減員し、このうち、公共事業定員もこれに準じて整理率が考えられるが、かくては食糧増産という国の大綱はまつたく抛棄され、経済自

立に重大なる影響を及ぼすこととなる。ついては、公共事業費関係定員は一般並の整理を取止め、農地局、農地事務局には土木営繕現場要員最低整理率十四パーセントを適用するとともに、現場事業所は整理の対象外とされたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに公共事業の円滑な遂行上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

地方農地事務局事業所の労働条件改善に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関農林省内全農地職員労働組合執行委員長福井芳朗）（大久保武雄君紹介）（第三三二五号）及び同（請願者　青森県北津軽郡五所川原町全農地労働組合東北支部十三湖分会　秋田友三）（木村文男君紹介）（第四一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方農地事務局事業所に勤務する職員はダム建設、砂防水路、開拓道路等の事業の第一線にあつて職務に精励しているが、人員不足のため労働過重となり、超過勤務を強いられる結果、病に倒れる者多く、これがため事業の進捗は著しく阻害されている。ついては、地方農地事務局事務所における労働条件改善のため（一）今回の行政整理による天引人員整理から本事務所職員を除外すること（二）わく外職員を除消して正規職員に補充すること（三）未払いの超過勤務手当を即時支給するとともに、人事院勧告案を忠実に守る予算を編成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地方農地事業を円滑に遂行する上において、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧事業に従事する農地局の定員増加に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関農林省内全農地職員労働組合執行委員長福井芳朗）（大久保武雄君紹介）（第三三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林省農地局の業務のうちで災害復旧事業はきわめて重要な部門を占めており、この事業の本質からして機動性のある緊急適切な措置が必要とされているが、現在の人員をもつてはとうていこれに適応できないのみか、極度の過労を強いられ、現地査定は対象全地区の一部しか行えない状態にある。ついては、災害復旧事業に従事する農地局の職員を今回の行政整理から除外するとともに職員を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は災害復旧事業の円滑なる遂行上必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧事業就労職員の定員増加に関する請願（請願者　金沢市彦三十五番丁十番地全農地職員労働組合北陸支部執行委員長稲葉初吉）（坂田英一君紹介）（第四二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北陸四県の災害箇所は逐年増加しており、昭和二十六年度以降三箇年にわたる一箇年当り平均箇所は四千七百四十九箇所にも達し、これが現地査定又は机上査定等のため金沢農地事務局の災害復旧事業関係の職員五名は、人間の限界を越えた日夜なき過労を強いられている現状で、真に責任ある良心的な業務の遂行は困難となつている。ついては、金沢農地事務局の災害復旧事業関係の職員の定員を五名増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は災害復旧事業の円滑なる遂行上必要あると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国営土地改良事業等就労職員の充実に関する請願（請願者　金沢市彦三十五番丁十番地全農地職員労働組合北陸支部執行委員長稲葉初吉）（坂田英一君紹介）（第四二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産の重要性がもたらす結果として土地改良、開拓、干拓等の事業が逐年増加の一途をたどつているにかかわらず、これらに従事する職員は年々画一的人員整理を受け、現在は著しく減員し過重労働をよぎなくさせられている現状にある。ついては、土地改良、開拓、干拓等の事業に従事する現場職員を行政整理の対象から除外するとともにこれら常勤労務者を正規職員とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は、食糧増産上必要である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

高隈ダム建設に伴う犠牲者補償費増額に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町百四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島の笠野原六千町歩かんがい計画による高隈ダム建設のため、上高隈部落百三十六戸はその犠牲となるが、これが補償額は只見川、天龍川及び宮崎県下のダム犠牲者に対する補償額より低一戸平均五百万円等に比べ著しく低額である。ついては、高隈ダム建設に伴う犠牲者の補償費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県の国有林野払下げに関する請願（請願者　長野県議会議長下平柄四）（倉石忠雄君紹介）（第二三〇号）、同（請願者　長野県議会議員桃沢幹雄）（吉川久衛君紹介）（第二三一号）、同（請願者　長野県議会副議長後藤武次郎）（松平忠久君紹介）（第二三二号）及び同（請願者　長野県知事林虎雄）（中澤茂一君紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県内に所在する国有林野は三十六万余町歩に及び、その占める比率は県下森林面積の約三分の一に相当するが、この国有林野中には国有林野臨時措置法の規定による孤立した小団地のもの、飛出系統から孤立状態の経営にあるもの等が相当あつて、所在市町村においては一般民有林野の経営上と市町村基本財産の造成から国有林野の払下げを強く希望しているが、今日までの払下げ実績は希望量の約十五パーセントに過ぎず、各市町村とも法律の適用期限が明二十九年六月とされているところから焦そうしている。ついては、国有林野払下げ基準面積の拡大と大幅な払下げを速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は妥当である。国有林野臨時措置法に基いて早急に善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県内国有林野払下げに関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長渡辺西尾）（關内正一君紹介）（第八五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県の林野面積は百万余町歩

にして県総面積の七割を占めるが、その約五割は国有林にして全国各府県における国有、民有の所有割合に比べ異例となつており、かかる現象は積雪寒冷単作地帯の農業振興にじん大なる障害を及ぼしており、この国有林を他府県同様の比率をもつて民有にすることこそ恵まれない東北地方振興の一大要因である。ついては、福島県の国有林野の相当面積を町村財政として払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷単作地帯の農業振興上、善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

谷山町地内国有林野払下げに関する請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町長桑鶴実外一名）（床次徳二君紹介）（第二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡谷山町は山林面積三千二百十五町歩にして総面積の大半を占め、従つて住民は農業と併せて林業をもつて生活をたてているが、このうち民有林はきわめて少なく、しかも戦時、戦後にかけて過伐したため、その資源は枯渇し、住民はきわめて困窮している。ついては、本町地内の国有林野を払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定上、政府においては、実情調査の上早急に善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

上郷村地内国有林野払下げに関する請願（請願者　岩手県上閉伊郡上郷村長佐々木長福外一名）（柴田義男君紹介）（第二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡上郷村地内の国有林第三林班、第四林班は孤立した一団地であつて、民有林に近く、村有として森林経営に最も適しており、これが払下げを受けることは村有財産として、将来の資源として、きわめて重要な事業であるばかりでなく、村百年の計画であり、疲へいせる村の更生事業の一貫ともなる。ついては、本村地内の国有林野を払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定上、早急に善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

本宮村地内向山国有林野払下げに関する請願（請願者　和歌山県東牟婁郡本宮村熊野本宮大社宮司九鬼宗隆外五百八十三名）（世耕弘一君紹介）（第二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡本宮村地内の向山国有林野は熊野本宮神社の所有地であつたが、明治維新後官林に編入されたもので、神社に対する国庫補助金が打切りとなつている現在、熊野信仰の一大霊場である熊野本宮の社殿の改修は困難となり、神社の尊厳維持等にきわめて困窮している。ついては、本宮村地内向山国有林野を元所有の熊野神社に払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定上、実情調査の上、すみやかに善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

藤原ダム関係犠牲者に藤原地内国有林払下げに関する請願（請願者　群馬県利根郡水上町藤原林賢二）（塚枝泉介君紹介）（第五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県利根郡水上町藤原ダム建設のため犠牲となつた地元民の更生には、藤原部落が耕地少なく、農業としての更生は至難で、広大なる国有林の払下げによつて林業を営むのが最も適切且つ容易である。ついては、藤原ダム関係犠牲者に藤原地の国有林を一戸に対し最低十町歩を払下げ、代価払込には十箇年間の分割払を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

農民生活の安定上、適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

上吉田町及び鳥木町地内国有林野払下げに関する請願（請願者　島根県安来市長職務執行者大井修一）（大橋武夫君紹介）（第四四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県安来市上吉田町及び鳥木町地内の山林は、元吉田部落有林が落有となり、さらに国有となつたもので、国有となつてからも長年にわたつて地元に払下げを行い生計の資たらしめており、歴史的にも、経済的にも、住民ときわめて密接な関係にあり、ことに本地方のごとき耕地少なく自給肥料にまつところ大なる地域においては、山林経営は地元農民の実情に即したものとする必要上、公有林として直接利害関係の深い住民に経営させるのがもつとも効果的であつて、地方自治体を強化して住民の福祉を増進する上に有効適切である。ついては、該国有林を安来市に払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定上早急に善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

月泊山国有林野払下げに関する請願（請願者　青森県東津軽郡西平内村大字茂浦部落はその主要を漁業としているが、近年沿岸漁業の不振によりその収入は激減し、また農耕地少なく、部落民の生活は極度に低下し、誠に憂慮すべき現状にあるので、当部落の背後にある国有林の解放を受け、これを維持培養して生活安定の方途を図る外にない。

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡西平内村大字茂浦部落はその主要を漁業としているが、近年沿岸漁業の不振によりその収入は激減し、また農耕地少なく、部落民の生活は極度に低下し、誠に憂慮すべき現状にあるので、当部落の背後にある国有林の解放を受け、これを維持培養して生活安定の方途を図る外にない。

ついては、茂浦字月泊山国有林野は浪打部落、高森山、水沢山、福島の峰を継ぐ民有林をもつて夏泊半島南部の国有林を遮断する小団地であるから国有林野整備臨時措置法によつて払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

部落民の生活安定のため早急に実地調査の上措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

戸倉村地内国有林野払下げに関する請願（請願者　宮城県本吉郡戸倉村長小山徳蔵外一名）（佐木更三君紹介）（第四七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県本吉郡戸倉村は農耕地少なく、蚕業も不振で、養蚕、製炭業等によつて生活を維持してきたが、近時引揚者等が加わつて人口は激増し、耕地、桑畑及び炭材の不足は著しく、村民の生活はきわめて悲惨な実情にある。ついては、土地を開墾し、家畜を導入して酪農経営の振興を計り村民の生活を安定させるため本村地内の国有林野を払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

村民の生活安定のため実地調査の上早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有林薪炭材払下げに関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（松岡俊三君紹介）（第二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県は本年深刻な冷害をこうむつたが、ことに生産力の低位な山村における経済的苦境はきわめて大きい。ついては、これが救助対策の一環として、農家に製炭による現金収入を図るため、隊用木炭原木及び自家用薪炭材の払下げを増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産力の向上、山村経済の安定上、すみやかなる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有林野払下げに関する請願（請願者　宮城県議会議長粟野豊助）（只野直三郎君紹介）（第四六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県における製材原木は、消費量に対し県内生産量が年々著しく不足をきたしており、本年度の需給推算においても百万石の不足を生ずる現在で、その不足量は県外からの移入にまたなければならないが、現下の製材原木入手難のため、県内の製材工場、木工業等はきわめて不振となり、非常に消極的傾向にあるにかかわらず、県内営林署生産材の一部が県外に移出されていることははなはだ遺憾である。ついては、本県内各営林署の生産材は全面的に県内関係者に払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現地調査の上すみやかに善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

大秋絹滝山国有林を保安林に編入の請願（請願者　青森県中津軽郡西目屋村目屋土地改良区理事長三浦喜一外一名）（三浦一雄君紹介）（第二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県中津軽郡西目屋村大字大秋絹滝山国有林八十九林班は現在土地改良区沼の沢貯水池の大水源地帯となつているが、近時当国有林は建築材、薪炭材及び開こん等のため伐採され、これがため水量は半減し、当地区関係農民の死活の問題となつている。ついては、大秋絹滝山国有林を保安林に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

実情調査の上、適当なる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

下原保安林解除に関する請願（請願者　福島県石城郡高久村下高久鈴木庄之助外三十九名）（松井政吉君紹介）（第四七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡高久村大字下高久字下原地内の鈴木平馬等所有の防風林は、その東方一帯が国有保安林及び県において植林せる防潮林を有し、当防風林を、伐採しても附近耕地等に被害を及ぼす恐れがないので、昭和二十七年六月これが解除の許可を申達しているが、いまだその通知を受けていない。ついては、当該防風林の解除を速やかに許可されるよう尽力されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認められるので速やかに実地調査の上措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有林野整備臨時措置法の施行期間延長に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（松岡俊三君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田営林局より山形県に対し、国有林野整備臨時措置法による整備対象地として一万五千六百六十五町歩の公示が本年の初めにあつたが、このうち九月現在までに買売済の面積はわずか千町歩にすぎず、これは市町村の買受資金難等のために遅延したのであつて、県当局としても財政措置、融資のあつ旋等に努力しているものの、同法の施行期限である明年六月までに、これを円滑に推進することはきわめて困難である。ついては、国有林野整備臨時措置法の施行期限をさらに三箇年延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有林野整備臨時措置法の施行期間延長に関する請願（請願者　長野県議会議長下平晴四）（倉石忠雄君紹介）（第一〇一〇号）、同（請願者　長野県議会議員平沢光久外三名）（小川平二君紹介）（第一〇一一号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎）（松平忠久君紹介）（第一〇一二号）、同（請願者　長野県議会議員荻原克己）（中澤茂一君紹介）（第一二八八号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一三九六号）、同（請願者　長野県議会議員滝上正男）（原茂君紹介）（第一五一四号）及び同（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町中村環）（増田甲子七君外一名紹介）（第三〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林野整備臨時措置法は国有林野経営の合理化を図るばかりでなく、民有林野の経営上にもひ益するところ多く、加えて地方公共団体の基本財産造成に対する機会を与える等きわめて有意義な制度であるが、本法は二十九年六月をもつて失効する限時法であるため、払下げ、又は交換に要する調査、処分にはとうてい時間的に終了しえない実情である。ついては、本法律の有効期限を二箇年延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、今国会において九箇月の延長を行つたのであるがなお、検討を要する点があると認められる。よつて本請

願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有林野整備臨時措置法の施行期間延長に関する請願（請願者　仙台市勾当台通三十七番地　宮城県町村議会議長会副会長氏川金三郎）（只野直三郎君紹介）（第四八八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は国有林野整備臨時措置法の施行期間を明年三月まで延長するやにそく聞するが、同法制定の趣旨と目下進展している町村合併問題を考えるとき、わずかに九箇月の延長ではとうていその効果を挙げえない実情にある。ついては、同法の施行期間を今後二箇年間延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、十分考慮すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有林野整備臨時措置法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区永田町一丁目一番地　東北振興連合会長　佐藤尚武）（只野直三郎君紹介）（第三四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林野整備臨時措置法を地方財政の現況に即するよう改正するとは、とくに東北七県にとつて強く要望されているところである。ついては、国有林野整備措置法の有効期限を二年以上延期し、国有林払下げ代金の延納に当つては担保及び利息を免除し、政府においてその財源措置を講じ、払下げ後の経営を適正ならしめるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨については、その一部は第十九回国会において実現を見たが、その他の点についても妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

林道張川線建設促進に関する請願（請願者　高知県安芸郡畑山村長高橋竜明）（長野長廣君紹介）（第一四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡畑山奥地開発幹線林道張川線は、昭和二十一年に着工されて以来、未開設十キロを残して中止されたままになつているが、本線一帯はきわめて豊富な林産資源に恵まれているも、搬出する道路がないためぼう大なる林産資源は死蔵の外なき現状である。ついては、林道張川線の開設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は林産資源確保上必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

林道予算増額に関する請願（請願者　宮崎市宮田町一丁目五十三番地　宮崎県林道協会長　荒川潔）（片島港君紹介）（第一五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

森林の計画伐採が搬出施設の不全不備のため、いたずらに量的規制にのみとらわれ、地域的に不均衡をきたしつつある現状にありながら、林道の建設進度は森林基本計画の年間予定量の二割にも満たないので、里山林の強行伐採が依然として続けられ、従つて本年数次の台風禍の一因がここにあるとすれば、林道計画の円滑なる推進は国土保全上もつとも重要な施策と考えられる。ついては、二十九年度の林道予算を増額し過年度の遅延を取りもどされたいというのである。

二、請願の議決理由

国土保全上、早急に善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

民有林林道開設のための昭和二十九年度予算増額に関する請願外四件（請願者　広島県甲奴郡上鹿町長長岡浩宗外十五名）（高橋禎一君紹介）（第二四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県甲奴郡下は山間へき地が多く、住民のほとんどは小規模な農業とあわせて林業を営み、林業を無視して農家経済の自立はまつたく不可能で、しかも里山地帯は兵役過後により、森林資源が消耗し、未開発地帯の森林資源を利用しなければならないが、林業施設が無いため、著しく不利不便を被つている。ついては、民有林道開設のため、昭和二十九年度予算該事業費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定上、適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

畑部落奥山林道開発工事促進に関する請願（請願者　兵庫県養父郡広谷町長太田垣哲夫外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第二七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡広谷町は林産物搬出路たる林道の開発が不十分なるため、搬出に便利な幹線道路周辺の山林のみ濫材される結果、森林資源の保続と国土保全上まことに憂慮すべきものがあつたが、幸にして二十七年度において畑部落奥山林道開発工事の着工を見たことは感謝に堪えない。しかしその現状は全延長三千メートルのうち九百メートルが施行となつただけで、ようやく山ろくに達する程度であり、二十八年度において国庫予算その他諸般の事情により中止となつている。ついては、二十九年度においては畑部落奥山林道開発工事を継続せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の保続と国土保全上、善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

幹線林道高瀬線開通促進に関する請願（請願者　高知県高岡郡別府村長吉永輝喜外一名）（長野長廣君紹介）（第三〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡別府村の有する山林は五千三百六十二町歩で全面積の八割を占め、村民のほとんどが林業を主として生計を営んでいるが、道路は県道長者池川線が横断するのみなので、昭和二十四年度に林道別枝線を完成し、幹線林道高瀬線は昭和七年度より着工し、現在九割ほどを終つているが、残る約六百メートルの開設によつて林道別枝線を連結するのみならず、本村の林業は一躍発展することができる。ついては、幹線林道高瀬線の開通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

村民の生活安定のため、すみやかなる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年度林道開設事業予算増額に関する請願（請願者　鳥取県議会議長土谷栄一外六名）（足鹿覺君紹介）（第四八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県における林道開設事業は大正十五年以来引き続き実施され、昭和二十七年度末をもつてようやく総延長九百二十九キロ開設されたが、同年の十箇年森林道網

計画によれば、現在未開発森林蓄積三千七百万石を開発するには今後千五百三十キロの各種林道を開設しなければならないとしているにかかわらず、本年度実施延長はわずか三十七キロであり、これをもつてすればさらに四十箇年を必要とする実情であつて、かかる状態をもつてしては森林計画は進ちよくせず、本県の全産業に重大な影響を及ぼすものとなる。ついては、昭和二十九年度林道開設事業予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

東頸城郡下に治山事業促進に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡安塚村東頸城郡振興会長武江喜作外三名）（塚田十一郎君紹介）（第一九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡は地盤がきわめてぜい弱である上に、多雨豪雪等の悪条件によりもつとも地すべりが起り易く、幾多の対策の効果をよそに年ごとに被害が増大しているが、本郡は頸城、刈羽平野の重要水源地帯で、保倉川、鯨田川その他河川の流域には農家四万三千戸を数え、毎年融雪期及び降雨出水時における直接災害の恐威はもちろん、流出土砂による下流耕地等の被害はきわめて大である。ついては、本郡における地すべり被害の防止と災害復旧促進のため治山治水事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は治山治水事業促進上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

木炭公営検査強化に関する請願（請願者　福島県議会議長菊沼龍輔外一名）（助川良平君紹介）（第四一四九号）、同（請願者　長野市妻科町長野県議会議員五味積外一名）（小川平二君紹介）（第四二七一号）、同（請願者　福島県議会副議長渡辺鉄太郎外一名）（佐藤善一郎君紹介）（第四九二四号）、同（請願者　長野市妻科町長野県議会議員小沢貞吉外一名）（萩元たけ子君紹介）（第四二九五号）、同（請願者　福島県知事大竹作摩外一名）（栗山博君紹介）（第四二一七号）、同（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第四三四〇号）、同（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君紹介）（第四四〇五号）、同（請願者　栃木県議会議長小田垣健一郎）（尾関義一君外一名紹介）（第四四六三号）、同（請願者　岡山県議会議長峰谷初四郎）（小枝一雄君紹介）（第四五九五号）及び同（請願者　宮崎県議会議長日高駒一）（相川勝六君外二名紹介）（第四九〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木炭の検査事業は各都道府県が主体となつて生産技術の改善、格付による流通取引の公正化等を推進することによつて、消費生活面の安定及び福祉を増進する国家的要請をになうものであるが、この所要経費はことごとく生産者並びに生産県の負担において実施されているので、地方財政の現状から木炭の県営検査は存廃の岐路に直面しており、木炭行政の弱体化、機能低下等まことに憂慮に堪えないものがある。ついては、木炭公営検査強化に関する立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

木炭公営検査強化に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第四四六二号）、同（請願者　長崎県議会議長岡本直行）（白浜仁吉君紹介）（第四七六三号）及び同（請願者　長野県議会議員中山龍輔）（井出一太郎君紹介）（第五一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木炭の公営検査制度は生産者並びに一般国民にひ益するところ大で、広く国民経済に寄与していることは明らかであるが、公営検査に要する経費は零細な生産者が負担する検査手数料と地方費に依存しているため、常に関係職員の人件費その他の経費が増高し、生産者の負担能力を越え、また地方財政も窮迫して、検査事業の運営は困難をきわめ、公益検査制度は財源的に苦しい立場に直面している。ついては、木炭公営検査制度強化のため公営検査費の一部を国庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

木炭公営検査強化に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第四五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在木炭の検査費用は生産者の納める検査手数料でまかなうことを原則としているが、生産者及び消費者双方の利益のため、生産者のみに負担させることはきわめて不合理であり、従つて都道府県においては消費者負担に属する部分を負担して木炭検査を実施している関係上、地方財政は著しく圧迫され、検査機構は弱体化の一途にある。ついては、木炭検査を公営とし、その検査費を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

実地調査の上善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

大樹町に営林署設置の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤梅一君紹介）（第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡大樹町は広大な国有林を有する南十勝の中央に位し、林野管理上の交通の便、また今後管轄区域となるべき興振町村の地理的条件等より見て、営林署増設に最も適当なる地区である。ついては、大樹町に営林署を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

実情調査の上、善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

林業試験所移転に関する請願（請願者　東京都品川区小山台一丁目百三番地高橋理太外二名）（宇都宮徳馬君紹介）（第四八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都品川区小山台の林業試験所は外部との交通をまったく絶たれている関係上、各種犯罪の温床となつており、また比較的高地にあるため雨水、汚水は低地の一般住宅に流れこみ、附近一帯は常に湿潤し、数時間の降雨で十数戸が床下浸水の被害を受けている等の害多く、特に大都市における宅地の狭小に原因する犯罪の激増にかんがみ、林業試験所が都市中心地に七万数千坪にわたる広大な土地を独占していることは遺憾である。ついては、当林業試験所を移転又は解放して綜合グランド、宅地等に転用されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

林業技術普及員の増員等に関する請願外三件（請願者　広島県佐伯郡大野町長船倉清三外四十八名）（高橋誠一君紹介）（第二四四号）、同（請願者　群馬県勢多郡横野村長都丸英内外九十四名）（笹本一雄君紹介）（第二四五号）及び同外二件（請願者　広島県佐伯郡大野町山本亮太郎外四十九名）（高津正道君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山林は国土保全及び畜産に重大な役割を果しているが、この森林資源の維持経営並びに合理化を図り、私有林者の親切な相談相手である林業技術普及員はまつたく手不足で、所期の効果を挙げることができない状態にある。ついては、林業技術普及員を増員し、適切指導能力の充実、展示施設の強化等のため普及事業活動費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
森林資源の維持培養上、早急に善処すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

酪農振興法制定促進等に関する請願（請願者　愛媛県議会議長井部栄治）（中村時雄君紹介）（第四二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
酪農経営の安定並びに農業生産力の向上等を目的とする酪農振興法案は、機宜を得た措置にして速やかなる成立を期待しているが、愛媛県南予二市五郡は適地指定の受入態勢も十分整備しており、また木炭公営検査の費用は生産者の納める手数料によつてまかなうことを原則としているが、検査による受益者は生産者のみならず消費者にも及ぶものであるから、受益者負担の原則よりみて不公平であり、現在都道府県では消費者負担分を産業奨励の意味で負担しているものの地方財政を著しく圧迫している。ついては、酪農振興法を速やかに制定し、南予二市五郡を同法の適地に指定するとともに、木炭公営検査国庫助成に関する立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主意及び目的は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

酪農振興法制定に関する請願（請願者　宇都宮市塙田町　栃木県酪農協会長小川雄助外一名）（尾関義一君紹介）（第四八一五号）、同（請願者　徳島県名西郡高原村字関徳島県第一酪農業協同組合連合会長加藤正文）（阿部五郎君紹介）（第四八二三号）、同外四件（請願者　山形県西村山郡寒河江町大字寒河江西村山郡畜産農業協同組合連合会長岡崎吉郎外四名）（西村力弥君紹介）（第四八五三号）、同外四件（請願者　山形県南村山郡上山町鶴脛町元城内三番地南村山郡畜産農業協同組合連合会長横尾健三郎外四名）（池田正之輔君紹介）（第四八五四号）、同（請願者　山形県新庄市金沢八百九十六番地最上郡畜産農業協同組合連合会長佐藤啓輔）（稲富稜人君紹介）（第四八五五号）、同外四件（請願者　山形市七日町字東前六百十番地山形県酪農協会長理事梅津武夫外四名）（上林與市郎君紹介）（第四八八四号）、同（請願者　金沢市勝尾町二十八番地工藤重佐外三名）（岡良一君紹介）（第四八八五号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡安田村大字六野瀬下越酪農農業協同組合長神田寿仙）（渡邊良夫君紹介）（第四八九九号）、同（請願者　山形県南村山郡上山町鶴脛町元城内南村山郡畜産農業協同組合連合会長横尾健三郎）（加藤精三君外一名紹介）（第四九〇〇号）、同（請願者　山形県新庄市金沢八百九十六番地最上郡畜産農業協同組合連合会安部勇治）（木村武雄君紹介）（第四九〇一号）、同外一件（請願者　山形県東置賜郡高畠町置賜酪農業協同組合長梅津武夫外一名）（木村武雄君外二名紹介）（第四九〇二号）、同（請願者　石川県石川郡一ノ宮村字白山鶴来谷酪農業協同組合長岡田正仕外七名）（辻政信君紹介）（第四九〇八号）、同（請願者　岩手県岩手郡葛巻町北岩手酪農販売農業協同組合連合会長遠藤保雄外二名）（田子一民君紹介）（第四九一五号）、同（請願者　石川県石川郡松任町字古城町石川郡中部酪農業協同組合長蔵垣佶外七名）（坂田英一君紹介）（第四九一六号）、同（請願者　岩手県岩手郡葛巻町葛巻酪農業協同組合長千葉弘三外二名）（柴田善男君紹介）（第四九四〇号）、同（請願者　埼玉県熊谷大字広瀬八百番地埼北酪農農業協同組合理事組合長笠木米次郎）（松崎朝治君紹介）（第四九四一号）、同（請願者　北海道北見市北見地区高度集約酪農地域設定期成会長伊谷半次郎）（永井勝次郎君紹介）（第四九四二号）、同（請願者　高知県香美郡土佐山田町香南酪農業協同組合長竹島勝三郎）（長野長廣君紹介）（第四九五三号）、同（請願者　徳島県名西郡高原村字関百十五番地徳島県第一酪農業協同組合連合会副会長六車佐之市）（生田宏一君紹介）（第五〇二四号）及び同外一件（請願者　埼玉県熊谷市錦町九百四十五番地埼玉県酪農購買農業協同組合連合会長松崎孝子外一名）（荒船清十郎君紹介）（第五〇四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在国会において審議される酪農振興法案は全国酪農業者の多年の要望であるのみならず、わが国酪農業の飛躍的振興を図るものである。ついては、速やかに酪農振興法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主意及び目的は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋市に酪農試験場設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町百四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅半島は気候、風土から畜産業に最も適し、最近北海道方面より優良乳牛を購入し、酪農振興に県、市町村ともに努力しているが、貧弱な地方財政では十分なる指導ができない現状にある。ついては、鹿屋市に酪農試験場設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
酪農振興のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

那須山ろく集約酪農地区指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡黒磯町長真島親外十九名）（高瀬傳君紹介）（第一四二一号）及び同（請願者　栃木県那須郡小田垣健一郎）（尾関義一君紹介）（第一二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県那須郡及び塩谷郡の北部地帯は寒冷地帯で、毎年凍霜害、風害等の災害に襲われ、従つて農作物の生産は実に低く、営農困難な状態に置かれているため、これが打開策として酪農経営の計画を推進している。ついては、これら地帯を那須山ろく集約酪農地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は酪農振興上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

大樹町を高度集約酪農地区に指定の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第二六一号）

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡大樹町は十勝国の畜産地として知られ、営農法も酪農経営であつて、これに対する農民の意欲も大いに高揚し、畜産に及ぼす役割は実に大である。ついては、大樹町を高度集約酪農地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は酪農振興上妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

浅間及び蓼科山ろくを集約酪農地区に指定の請願（請願者　長野県北佐久郡岩村田町小林只雄）（松平忠久君紹介）（第七六二号）及び同（請願者　長野県北佐久郡北大井村小林只雄）（羽田武嗣郎君紹介）（第一一八七号）

一、請願の要旨及び目的

浅間及び蓼科両山ろくは夏期においても冷涼な気候であるため、農作物は常に冷害を受けているが、この地域は広大な山野と草資源を有し、現在一千頭近くの乳牛が飼育され、集約酪農地域としてきわめて好適地である。ついては、浅間及び蓼科山ろくを集約酪農地区に指定するとともに、高冷地帯の酪農振興を図る特別な法的措置を講じ、その地帯の国有林野に対して使用権設定の途を開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

高冷地帯における酪農振興上、すみやかなる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

四国西部地区を高度集約酪農地区に指定の請願（請願者　愛媛県北宇和郡松丸町県議会議員須田武男）（中村時雄君紹介）（第四五九六号）及び同（請願者　愛媛県知事久松定武）（中村時雄君紹介）（第五〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県は気候温暖で地味も比較的肥沃であるが、平坦地に乏しく山地多く、農業経営は零細であるため農民は畜産に対して熱心で、肉牛については全国屈指の生産地として知られており、終戦後酪農振興が叫ばれるに至り、飼育頭数の増加はもちろん、質も著しく改善され、産乳処理基幹工場としての明治乳業の工場も設立され、集約酪農体形が構成されつつある段階である。ついては、四国西部地区を高度集約酪農地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は妥当である。地形的特殊事情を考慮して善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

氷山郡を集約酪農地区に指定の請願（請願者　兵庫県氷上郡生郷村石生氷上郡酪農農業協同組合長理事荻野福一外五十九名）（佐々木盛雄君紹介）（第四七六八号）及び同（請願者　兵庫県議会議員木下順太郎外六十名）（有田喜一君紹介）（第四八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡下の酪農は大正十四年以来三十五年の伝統を育みつつ今日に至り、農業経営の根幹として着々郡下農村にその実績を挙げており、さらに乳牛の集約度を高めつつ郡酪農農業協同組合を中心にこれが振興に励進しているが、幸にして酪農振興法による集約酪農地帯に指定されるならば、各方面のあい路を打開してますます発展を見るものと期待している。ついては、氷上郡を集約酪農地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

酪農振興上、善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有家畜現物貸付に関する請願（請願者　青森県議会議長中島清助）（淡谷悠蔵君紹介）（第一〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は有畜農家創設特別措置法を実施し、農業経営の合理化を推進しているが、青森県のごとく農業協同組合の経営不振な地方においては、この事業の根幹をなしている事業資金の利用がきわめて困難であるため、この資金利用による有畜農家の計画的創設は不可能となつている。ついては、有畜農家創設特別措置法を改正し、国有家畜の現物貸付の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

有畜農業経営の振興、農家経済の安定上、すみやかに善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

乳牛基礎ひん牛払下げに関する請願外三件（請願者　京都府船井郡須知町字曽根五十五番地松木喜八外三名）（大石ヨシエ君紹介）（第一七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡須知町は耕地狭少で、原野が多い関係上、酪農経営を採用し、現在搾乳牛百頭を飼育しているが、当地方の乳牛は雑種牛のため、平均、搾乳量は一日六升に満たず採算上はなはだ不利益を被つている現状で、これが発展の重点は自給飼料の高度化と優秀牛の導入にかかつている。ついては、基礎乳牛となる外国産及び農林省牧場生産の優良ひん牛十頭を払い下げされたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興上、実情調査の上、すみやかに善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

日高種畜牧場売渡に関する請願（請願者　北海道浦河郡浦河町今関辰馬）（小平忠君紹介）（第四三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道浦河郡日高地区は限られた狭あいな耕作地を有するのみで、食糧の需給はきわめて困難にして、毎年相当量の食糧を他地区より移入せねばならない実情であり、加えるに五町歩以下の農家が半数以上を占めている本地区農家の二、三男は分家すらできない状態で、これが打開のために同地区の農林省所管の日高種畜牧場の売払を受け、食糧の自給をはかるとともに立体多角農業を採用し、近代的農業経営の第一歩を踏み出すことが急務と考えられる。ついては、日高地区農民に農林省所管の日高種畜牧場内の牧野を売渡されたいというのである。

二、請願の議決理由

立体的多角農業による食糧の自給化を図ることは妥当である。すみやかに善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農林省岩手種畜牧場用地の転用反対に関する請願（請願者　盛岡市衆園岩手県畜産指導農業協同連合会長佐々木泰治外一名）（田子一民君紹介）（第四九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は岩手県を集約酪農地帯と

して全国にさきがけ指定し、また県においても畜産の振興に多大の努力をなしてきたところ、近時畜産発展の基礎をなす種苗、飼料作物原種子種苗の確保及び畜産技術確立の中核機関である国営岩手種畜牧場用地の一部を保安隊に転用されると伝えられているが、若しこれが実現されるならば、本県畜産の振興は阻止せられるものとなる。ついては、農林省岩手種畜牧場用地を他の目的に転用することのないよう善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興のため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

畜産行政機構の廃止等反対に関する請願（請願者　大阪市東区大手前之町大阪府畜産課内大阪府畜産協会長井坂登光外十四名）（浅香忠雄君紹介）（第二二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

畜産は今後さらに発展せしめるべき重要産業であつて、この産業行政を担当する農林省畜産局関係の畜産行政機構を改廃又は縮少することは日本産業の発展を阻害し、国民経済に及ぼす影響はじん大である。ついては、（一）家畜保健衛生所法、飼料需給安定法、牧野法、装蹄師法及び家畜商法の廃止反対（二）獣医師法、家畜改良増殖法及び家畜伝染病予防法の改正反対（三）動物薬事行政の厚生省移管及び農林省家畜衛生試験場の地方移譲に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定、畜産振興上、本請願の主旨は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

家畜衛生試験場東北支場存置に関する請願（請願者　青森県議会議長中島清助）（淡谷悠蔵君紹介）（第一〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革の一環として、県単の中央出先機関は地方に移管される由であるが、家畜衛生試験場東北支場は東北、北海道地方における家畜衛生全般の試験研究並びに調査機関として多大な功績をあげている。ついては、家畜衛生試験場東北支場を現在のまま存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、家畜衛生振興上、十分考慮すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

家畜保健衛生所の施設拡充に関する請願（請願者　山形県飽海郡上郷村長高橋春男外四十四名）（池田正之輔君紹介）（第一一五五号）、同（請願者　山形県西置賜郡豊田村梅津喜八外二十一名）（鶴金寿美君紹介）（第一二七三号）、同外二件（請願者　山形県南村山郡上山田町長松本長兵衛外七百二十四名）（秋野實紹介）（第一三一三号）、同外三件（請願者　熊本県天草郡龍島村長森国久外九百八十五名）（吉田重延君紹介）（第一五〇九号）、同（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（迫水久常君紹介）（第一六六三号）、同外一件（請願者　北海道十勝郡大津村菊地常夫外二百十七名）（永井勝次郎君紹介）（第一九六七号）、同外一件（請願者　山形県東置賜郡赤湯町長小林富太郎外六十七名）（木村武雄君紹介）（第一九一六八号）、同外二件（請願者　北海道中川郡豊頃村佐藤義助外二百四十九名）（伊藤郷一君紹介）（第一九六九号）、同（請願者　北海道中川郡豊頃村議会議長田中茂外二十七名）（森三樹二君紹介）（第二一三八号）、同外五件（請願者　熊本県鹿本郡植木町木村尚外千三百三十一名）（大久保武雄君紹介）（第二八三二号）、同（請願者　山形県西田川郡大山町大字安良町加藤専十郎外八十三名）（加藤精三君紹介）（第三四七五号）及び同（請願者　山形県西村山郡寒河江町西村山郡町村長会長渡辺彦吉外四十名）（秋野寛索君紹介）（第四三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

家畜保健衛生所は久しく待望された畜産振興の第一線機関として設置されたもので、家畜の衛生防疫、増殖等着々その成果を挙げており、粉食を奨励されている現下の食糧対策上本施設の拡充、技術員の増加等円滑なる機能を発揮し、もつて食糧増産に寄与せしめることが緊要である。ついては、家畜保健衛生所の施設を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに畜産振興上、善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものとし議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

家畜保健衛生所法廃止反対に関する請願外八件（請願者　岐阜県高山市長日下部礼一外九百二十一名）（平野三郎君紹介）（第九〇一号）、同（請願者　埼玉県議会議員高浜七三郎外八十名）（松永東君紹介）（第一〇二三号）、同（請願者　茨城県稲敷郡江戸崎町長岩月元雄外三十七名）（葉梨新五郎君紹介）（第一〇二四号）、同（請願者　福島県双葉郡富岡町福島県双葉家畜保健衛生所長押田等外二百四十名）（菅家喜六君紹介）（第一〇二五号）、同（請願者　埼玉県北埼玉郡志木町二千四百八十番地秦明友外七十九名）（川島金次君紹介）（第一〇二六号）、同外七件（請願者　熊本県天草郡下浦村金子亮夫外千九百六名）（園田直君紹介）（第一〇二七号）、同（請願者　青森県議会議長中島清助）（淡谷悠蔵君紹介）（第一〇二八号）、同（請願者　埼玉県北葛飾郡杉戸町長高島熊次郎外九十一名）（佐藤昌三君紹介）（第一〇二九号）、同外一件（請願者　山形県新庄市長戸沢正巳外百五十九名）（松岡俊三君紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者　宮城県仙台市勾当台通り宮城県庁内佐々木源左衛門外一万八千三百六十五名）（庄司一郎君紹介）（第一〇三一号）、同外二十二件（請願者　兵庫県加西郡賀茂村藤原房吉外九千四百三十九名）（佐々木盛雄君紹介）（第一〇三二号）、同外一件（請願者　茨城県鹿島郡鉾田町竹内慶次外百十四名）（福本登美三郎君紹介）（第一〇三三号）、同（請願者　山口県熊毛郡佐賀村中川繁二外二千五百名）（田中龍夫君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　愛知県渥美郡町村会長藤城佐一外五十四名）（細井勇君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　山口県熊毛郡佐賀村中川繁二外二千五百名）（田中龍夫君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　青森県八戸市長岩岡徳兵衛外七千五百三十一名）（夏堀源三郎君紹介）（第一一九六号）、同（請願者　徳島県名西郡高原村大岡正外六千三百二十五名）（生田宏一君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　茨城県真壁郡中村長早瀬儀平外八十一名）（赤城宗徳君紹介）（第一一七四号）、同（請願者　福岡県小倉市長浜田良祐外五十一名）（林信君紹介）（第一〇三五号）、同（請願者　埼玉県北埼玉郡羽生町小川清助外百三十九名）（曾木正君紹介）（第一一一五号）、同（請願者　兵庫県美方郡村岡村長松岡洋治外十六名）（有田喜一君紹介）（第一一一六号）、同（請願者　徳島県美馬郡半田町長大久保益吉外三千三百四十八名）（三木武夫君紹介）（第一一一七号）、同（請願者　徳島県海部郡牟岐町杉本静夫外三千二百三十六名）（岡田勢一君紹介）（第一一一八号）、同（請願者　和歌山県知事小野真次外五千六百三十二名）（田中緑之進君外三名紹介）（第一一一九号）、同外一件（請願者　神奈川県足柄下郡箱根町田洩義外百六十九名）（小金義照君紹介）（第一一九〇号）、同（請願者　長野県下伊那郡鼎村長原善吉外百九十三名）（小川平二君紹介）（第一一九一号）、同外一件（請願者　長野県北佐久郡岩村田町阿部良太郎外五十八名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一一九二号）、同外四件（請願者　熊本県阿蘇郡黒川村河崎美夫外千百十二名）（藤田義光君紹介）（第一一九三号）、同外一件（請願者　愛知県渥美郡町村会長藤城佐一外五十四名）（細井勇君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　山口県熊毛郡佐賀村中川繁二外二千五百名）（田中龍夫君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　青森県八戸市長岩岡徳兵衛外七千五百三十一名）（夏堀源三郎君紹介）（第一一九六号）、同（請願者　徳島県名西郡高原村大岡正外六千三百二十五名）（生田宏一君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　茨城県真壁郡中村長早瀬儀平外八十一名）（赤城宗徳君紹介）（第一一七四号）、同（請願者　福岡県小倉市長浜田良祐外五十一名）（林信君紹介）（第一〇三五号）、同（請願者　埼玉県北埼玉郡羽生町小川清助外百三十九名）（曾木正君紹介）（第一一一五号）、同（請願者　兵庫県美方郡村岡村長松岡洋治外十六名）（有田喜一君紹介）（第一一一六号）、同（請願者　徳島県美馬郡半田町長大久保益吉外三千三百四十八名）（三木武夫君紹介）（第一一一七号）、同（請願者　徳島県海部郡牟岐町杉本静夫外三千二百三十六名）（岡田勢一君紹介）（第一一一八号）、同（請願者　和歌山県知事小野真次外五千六百三十二名）（田中緑之進君外三名紹介）（第一一一九号）、同外一件（請願者　神奈川県足柄下郡箱根町田洩義外百六十九名）（小金義照君紹介）（第一一九〇号）、同（請願者　長野県下伊那郡鼎村長原善吉外百九十三名）（小川平二君紹介）（第一一九一号）、同外一件（請願者　長野県北佐久郡岩村田町阿部良太郎外五十八名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一一九二号）、同外四件（請願者　熊本県阿蘇郡黒川村河崎美夫外千百十二名）（藤田義光君紹介）（第一一九三号）、同外一件（請願者　愛知県渥美郡町村会長藤城佐一外五十四名）（細井勇君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　山口県熊毛郡佐賀村中川繁二外二千五百名）（田中龍夫君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　青森県八戸市長岩岡徳兵衛外七千五百三十一名）（夏堀源三郎君紹介）（第一一九六号）、同（請願者　徳島県名西郡高原村大岡正外六千三百二十五名）（生田宏一君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　茨城県真壁郡中村長早瀬儀平外八十一名）（赤城宗徳君紹介）（第一一七四号）、同（請願者　福岡県小倉市長浜田良祐外五十一名）（林信君紹介）（第一〇三五号）、同（請願者　埼玉県北埼玉郡羽生町小川清助外百三十九名）（曾木正君紹介）（第一一一五号）、同（請願者　兵庫県美方郡村岡村長松岡洋治外十六名）（有田喜一君紹介）（第一一一六号）、同（請願者　徳島県美馬郡半田町長大久保益吉外三千三百四十八名）（三木武夫君紹介）（第一一一七号）、同（請願者　徳島県海部郡牟岐町杉本静夫外三千二百三十六名）（岡田勢一君紹介）（第一一一八号）、同（請願者　和歌山県知事小野真次外五千六百三十二名）（田中緑之進君外三名紹介）（第一一一九号）、同外一件（請願者　神奈川県足柄下郡箱根町田洩義外百六十九名）（小金義照君紹介）（第一一九〇号）、同（請願者　長野県下伊那郡鼎村長原善吉外百九十三名）（小川平二君紹介）（第一一九一号）、同外一件（請願者　長野県北佐久郡岩村田町阿部良太郎外五十八名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一一九二号）、同外四件（請願者　熊本県阿蘇郡黒川村河崎美夫外千百十二名）（藤田義光君紹介）（第一一九三号）、同外一件（請願者　愛知県渥美郡町村会長藤城佐一外五十四名）（細井勇君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　山口県熊毛郡佐賀村中川繁二外二千五百名）（田中龍夫君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　青森県八戸市長岩岡徳兵衛外七千五百三十一名）（夏堀源三郎君紹介）（第一一九六号）、同（請願者　徳島県名西郡高原村大岡正外六千三百二十五名）（生田宏一君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　茨城県真壁郡中村長早瀬儀平外八十一名）（赤城宗徳君紹介）（第一一七四号）、同（請願者　福岡県小倉市長浜田良祐外五十一名）（林信君紹介）

（第一二七五号）、同外四件（請願者　福島県相馬郡原町小泉雅生外千五百八十一名）（關内正一君紹介）（第一二七六号）、同外三十一件（請願者　秋田県鹿角郡鷹巣村長根本一次外千二十三名）（細野三千雄君紹介）（第一二七七号）、同（請願者　香川県大川郡志度町山口武男外七千二百三十五名）（大西鎮夫君紹介）（第一二七八号）、同外一件（請願者　愛知県宝飯郡小坂井町愛知県宝飯家畜保健衛生所生田康喜外四十一名）（額井勇君紹介）（第一三一五号）、同外一件（請願者　千葉県船橋市長高木良雄外九十二名）（船関伊平君紹介）（第一三一六号）、同（請願者　愛媛県松山市一番町愛媛県経済部畜産課長佐々木賢一外四百七十二名）（中村時雄君紹介）（第一三一七号）、同外四件（請願者　千葉県館山市長吉田敬三外二百二十三名）（森清君紹介）（第一三六六号）、同（請願者　長野県下伊那郡根羽村二千百七十三番地片桐一雄外二百四十二名）（井出一太郎君紹介）（第一三六七号）、同（請願者　島根県邑吉郡磯村長佐々木近松外四十八名）（櫻内義雄君紹介）（第一三六八号）、同（請願者　茨城県水戸市長山本敏雄外六百二十八名）（加藤高蔵君紹介）（第一三六九号）、同（請願者　奈良県吉野郡大淀町大字越部赤坂幾太郎外百三十二名）（秋山利恭君紹介）（第一三七〇号）、同外一件（請願者　島根県大原郡大東町長三原佐一郎外三百六十二名）（高橋圓三郎君紹介）（第一三七一号）、同外一件（請願者　福岡県鞍手郡宮田町長野沢五郎外五十九名）（岡部得三君紹介）（第一三七二号）、同（請願者　福岡県粕屋郡勢門村長今長谷甚八外四十名）（長正路君紹介）（第一三七三号）、同（請願者　茨城県筑波郡北条町長飯田茂外六百七十六名）（風見章君紹介）（第一四〇一号）、同（請願者　福島県双葉郡双葉町岡内福島県双葉家畜保健衛生所長押田等外千二百四十四名）（松井政吉君紹介）（第一四〇二号）、同（請願者　埼玉県北足立郡志木町志木二千四百八十番地高橋七郎外八十二名）（井堀繁雄君紹介）（第一四〇三号）、同（請願者　和歌山県和歌山市長高垣善一外千三百六十名）（辻原弘市君紹介）（第一五一七号）、同（請願者　静岡県賀茂郡朝日村長外與文雄外二百二十三名）（勝間田清一君紹介）（第一五一八号）、同外二件（請願者　長野県諏訪郡湖南村長山岡勝朗外二百九十一名）（原茂君紹介）（第一五一九号）、同（請願者　鹿児島県枕崎市長高城繁夫外十八名）（井谷正吉君紹介）（第一五二〇号）、同（請願者　愛媛県喜多郡管田村畜産農業協同組合連合会長久保久衛外二百三十九名）（井谷正吉君外二名紹介）（第一五二一号）、同（請願者　北海道雨龍郡深川町北海道深川家畜保健衛生所協会岡田千代蔵外三十五名）（小平忠君紹介）（第一五二二号）、同（請願者　宮崎県議会議長日高弥一（片島港君紹介）（第一五二三号）、同（請願者　岩手県盛岡市八日市岩手畜産指導農業協同組合連合会長佐々木泰治外四名）（柴田善男君紹介）（第一五二四号）、同外一件（請願者　福岡県筑紫郡日佐村長長野稜男外八百六名）（熊谷猛一君紹介）（第一五二五号）、同（請願者　新潟県佐渡郡金沢村藍原小一郎外七十五名）（北玲吉君紹介）（第一五二六号）、同（請願者　福井県吉田郡森田町上森田山田伝外四十二名）（坪川信三君紹介）（第一五二七号）、同外四件（請願者　千葉県君津郡袖ケ浦町長高梨三郎外二百七十三名）（千葉三郎君紹介）（第一六五二号）、同（請願者　福岡県朝倉郡杷木町長飯田鉄次外五十九名）（中島茂喜君紹介）（第一六五三号）、同（請願者　静岡県静岡市長増田茂外二百四名）（西村直己君紹介）（第一六五四号）、同（請願者　茨城県稲敷郡町村会長石引昇外一名）（葉梨新五郎君紹介）（第一六五五号）、同（請願者　島根県簸川郡斐川村三絡黒田昭外三百十四名）（櫻内義雄君紹介）（第一七一九号）、同（請願者　茨城県東茨城郡西郷村大字下高山綿引武雄外三十七名）（加藤高蔵君紹介）（第一六五六号）、同（請願者　広島県広島市霞町広島県庁内岩崎鏡亮外四十七名）（篠尾弘吉君紹介）（第一六五八号）、同（請願者　福島県北会津郡川南村助役長郷須外四十六名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一六五九号）、同（請願者　福島県北会津郡湊村大字原横倉房五郎外五十六名）（芳賀貫君紹介）（第一六六〇号）、同外十一件（請願者　福島県北会津郡神指村長渡辺祐之外四百一名）（八百板正君紹介）（第一六六一号）、同外二件（請願者　埼玉県児玉郡本庄町長中島一十郎外百二十二名）（荒船清十郎君紹介）（第一七七一号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡浜崎町江川留平外二百七十三名）（江藤夏雄君紹介）（第一七七二号）、同外三件（請願者　北海道常呂郡留辺蘂町東昇外九百十四名）（永井勝次郎君紹介）（第一七七三号）、同（請願者　福島県安達郡和木沢村大字和田字返三内七十八番地三瓶弥十外二百六十三名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一七七四号）、同外一件（請願者　福島県石川郡石川町字北町五十四番地志賀延寿郎外七百四十二名）（八百板正君紹介）（第一七七五号）、同（請願者　山口県厚狭郡万倉村山田武外三千七百七十一名）（田中龍夫君紹介）（第一七七六号）、同外一件（請願者　福岡県築上郡椎城村長大石由九郎外六十三名）（平井義一君紹介）（第一七七七号）、同外一件（請願者　広島県沼隈郡高須村岡田相治郎外四十一名）（佐竹新市君紹介）（第一七八号）、同（請願者　島根県簸川郡斐川村大字原佐一郎外百六十四名）（櫻内義雄君紹介）（第一七九号）、同（請願者　埼玉県秩父市長高野利兵衛外百二十六名）（松崎朝治君紹介）（第一七八一号）、同（請願者　山梨県北都留郡大月町長幡野孝命外千四百一名）（鈴木正文君紹介）（第一七八二号）、同外七件（請願者　新潟県長岡市長松田弘俊外二百五十名）（田中角栄君紹介）（第一七八三号）、同（請願者　福岡県　田川郡添田町長伊藤保司外百四十三名）（滝井義高君紹介）（第一九七〇号）、同（請願者　広島県御調郡久井村長新越政雄外二十三名）（高橋等君紹介）（第一九七一号）、同外一件（請願者　千葉県佐原市長坂本斉一外八十名）（小川豊明君紹介）（第二一三五号）、同外二件（請願者　福島県伊達郡保原町大字中瀬福島県伊達家畜保健衛生所長伊藤勇三外八百七名）（佐藤善一郎君紹介）（第二一三六号）、同外一件（請願者　広島県豊田郡船木村長古川卓一外百六十名）（中川俊思君紹介）（第二一三七号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町議会議長小笹武一）（福田繁芳君紹介）（第二一五五号）、同（請願者　奈良県宇陀郡榛原町長高野隆雄外二十九名）（秋山利恭君紹介）（第二一五六号）、同（請願者　石川県鹿島郡金ケ崎村岡村為一外二十八名）（南好雄君紹介）（第二一五七号）、同（請願者　埼玉県議会議員高瀬七三郎外七十三名）（綿永健司君紹介）（第二一五八号）、同（請願者　愛知県丹羽郡布袋町議会議長村瀬実二郎外三十四名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四六三号）、同外一件（請願者　広島県神石郡油木町長石井義雄外三十六名）（高橋禎一君紹介）（第二四六四号）、同外一件（請願者　鹿児島県薩摩郡高城村城上六千七百八十六番地森峯栄吉外百三十五名）（池田清志君紹介）（第二四六五号）、同外二件（請願者　新潟県西蒲原郡味方村長笹川只一外九十四名）（櫻井奎夫君紹介）（第二四六六号）、同外一件（請願者　福島県大沼郡宮下村長角田新之助外千三百九十一名）（八百板正君紹介）（第二四六七号）、同（請願者　栃木県河内郡篠井村沓掛三百八番地栃木県河内郡市酪農協議会長斎藤嘉蔵外七百二十一名）（船田中君紹介）（第二四六八号）、同（請願者　埼玉県北足立郡鴻巣町元上谷二千七百五十九番地小谷野常作外七十二名）（井堀繁雄君紹介）（第二四六〇七号）、同外一件（請願者　石川県羽咋郡邑知町長堀中栄松外四十五名）（南好雄君紹介）（第二四六〇八号）、同（請願者　栃木県足利郡吾妻村長島田武外十一名）（小平久雄君紹介）（第二四六〇九号）、同（請願者　埼玉県会議員栗原光次外七十二名）（松永東君紹介）（第二四六一〇号）、同（請願者　船橋市長高木良雄外四十六名）（吉川重光君紹介）（第二四六一一号）、同（請願者　愛知県議会議長池田駒平）（額井勇君紹介）（第二四七〇一号）、同外一件（請願者　新潟県北蒲原郡町村会長太村新一外百十五名）（稲葉修君紹介）（第二四七〇二号）、同（請願者　京都府相楽郡笠置町長塩田要助外十六名）（大石ヨシエ君紹介）（第二四六七号）、同（請願者　栃木県安蘇郡町村会長小玉喜平外四百十五名）（小平久雄君紹介）（第二四六八号）、同（請願者　静岡市長増田茂外二百二十四名）（塩原時三郎君紹介）（第二四六三号）、同（請願者　静岡県静岡市長増田茂外二百四名）（西村直己君紹介）（第二四六四号）、同（請願者　茨城県稲敷郡町村会長石引昇外一名）（葉梨新五郎君紹介）（第二四六五号）、同（請願者　島根県簸川郡斐川村三絡黒田昭外三百十四名）（櫻内義雄君紹介）（第二四六六号）、同（請願者　埼玉県秩父市長高野利兵衛外百二十六名）（松崎朝治君紹介）（第二四六七号）、同（請願者　山梨県北都留郡大月町長幡野孝命外千四百一名）（鈴木正文君紹介）（第二四六八号）、同外七件（請願者　新潟県長岡市長松田弘俊外二百五十名）（田中角栄君紹介）（第二四六九号）、同（請願者　福岡県　田川郡添田町長伊藤保司外百四十三名）（滝井義高君紹介）（第二四七〇号）、同（請願者　広島県御調郡久井村長新越政雄外二十三名）（高橋等君紹介）（第二四七一号）、同外一件（請願者　千葉県佐原市長坂本斉一外八十名）（小川豊明君紹介）（第二四七二号）、同外二件（請願者　福島県伊達郡保原町大字中瀬福島県伊達家畜保健衛生所長伊藤勇三外八百七名）（佐藤善一郎君紹介）（第二四七三号）、同外一件（請願者　広島県豊田郡船木村長古川卓一外百六十名）（中川俊思君紹介）（第二四七四号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町議会議長小笹武一）（福田繁芳君紹介）（第二四七五号）、同（請願者　奈良県宇陀郡榛原町長高野隆雄外二十九名）（秋山利恭君紹介）（第二四七六号）、同（請願者　石川県鹿島郡金ケ崎村岡村為一外二十八名）（南好雄君紹介）（第二四七七号）、同（請願者　埼玉県議会議員高瀬七三郎外七十三名）（綿永健司君紹介）（第二四七八号）、同（請願者　愛知県丹羽郡布袋

（請願者　静岡県磐田郡袋井町長戸倉源爾外二百十四名）（足立篤郎君紹介）（第二八三四号）、同（請願者　東京都大島泉津村森口吉五郎）（宇都宮徳馬君紹介）（第二八八九号）、同外四件（請願者　愛知県碧海郡高岡村長石川藤吉外二千百九名）（伊藤好道君紹介）（第二九六九号）、同（請願者　広島県議会議長檜山袖四郎）（船越弘君紹介）（第三一二六号）、同外十五件（請願者　北海道河西郡芽室町長大村捷三外千八百六名）（本名武君紹介）、（第三一七九号）、同外一件（請願者　愛知県安城市長大見為次外二十八名）（中野四郎君紹介）（第三四七六号）、同（請願者　愛知県碧海郡上郷村長酒井一三外二百五十一名）（伊藤好道君紹介）（第三五七六号）、同（請願者　広島県議会議長檜山袖四郎）（高橋禎一君紹介）（第三五七七号）及び同外三件（請願者　愛知県安城市長大見為次外八百十二名）（小林錡君紹介）（第三六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

家畜保健衛生所法廃止反対等に関する請願（請願者　広島県神石郡油木町長石井義雄外十一名）（岡本忠雄君紹介）（第二七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

畜産振興のため家畜保健衛生所法の廃止に絶対反対するとともに、さらにその拡充強化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は畜産振興上、妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

家畜保健衛生所廃止反対に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長中茂雄二郎）（追水久常君紹介）（第一〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革の一環として、家畜保健衛生所の廃止を企図しているが、畑作を中心とする酪農の経営状態にあつては、高度の畜力利用あるいは農家経済の面からも家畜振興と併合して国の統一ある保健指導並びに化学的な品種改善を必要とし、有畜農家創設事業を促進される見地からも、家畜保健衛生所の使命は多大である。ついては、家畜保健衛生所を廃止することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、畜産振興上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

装蹄師法廃止反対に関する請願（請願者　福島県石城郡植田町蛭田幾夫）（松井政吉君紹介）（第一〇九七号）、同（請願者　和歌山県和歌山市有太三百七十六番地和歌山県装蹄師会長崎本次七助）（田中織之進君紹介）（第一〇九八号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字熊谷二千九百七十三番地飛田広吉外六十名）（青木正君紹介）（第一一八九号）、同（請願者　兵庫県神戸市兵庫県庁内農水産部畜産課兵庫県装蹄協会長太田新作外百三名）（佐々木盛雄君紹介）（第一二六九号）、同（請願者　愛媛県松山市社団法人愛媛装蹄会長石丸品太郎外一名）（中村時雄君紹介）（第一三一二号）、同（請願者　島根県松江市幸町八百二十九番地石橋万之丞）（高橋圓三郎君紹介）（第一三七四号）、同（請願者　愛媛県松山市愛媛県装蹄協会長石丸品太郎外一名）（井谷正吉君外四名紹介）（第一四五六号）、同（請願者　山形県東置賜郡小松町大字上小松平野利太郎外二百二十四名）（牧野寛栄君紹介）（第一五二八号）、同（請願者　大阪府西成区旭南通り八丁目杉浦千代子外四百七十名）（後藤忠雄君紹介）（第一六六五号）、同（請願者　福岡市天神町福岡県装蹄師協会長原増己）（熊谷憲一君紹介）（第一六六六号）、同（請願者　佐賀県佐賀市神野町草場鶴田曾一外四百六十四名）（江藤夏雄君紹介）（第一七八四号）、同（請願者　仙台市新河原町宮城県装蹄協会長丹野樹郎外二十名）（只野直三郎君紹介）（第一九二一号）、同（請願者　鹿児島市天保山町鹿児島県装蹄師会長福山磯吉）（池田清君紹介）（第一九六五号）、同（請願者　鹿児島県熊毛郡種子島西之表町久保吉郎）（岩川與助君紹介）（第一九六六号）、同（請願者　茨城県東茨城郡河和田村新津喜重外五十九名）（佐藤洋之助君紹介）（第二一六三号）、同（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町安部正弘外六百三十五名）（熊谷憲一君紹介）（第二四七五号）、同（請願者　鹿児島市郡元町鹿児島県装蹄師会代表丸山勝弥外六百八十五名）（追水久常君紹介）（第二四七六号）、同（請願者　仙台市新河原町百八十六番地丹野樹郎外六百八十八名）（庄司一郎君紹介）（第二九六三号）及び同（請願者　北海道網走市卯原内今谷良一外三百五十一名）（伊藤郷一君紹介）（第三一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施により、装蹄師法を廃止し、装蹄師の免許制度を取り止める由であるが、若しこれが実現すれば、今後の農業生産力を著しく低下し、有畜農業の発達、都市小運搬力及び輸送力を阻害し、装蹄師の既得権を喪失せしめる等重大なる社会問題となる。ついては、装蹄師法の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

獣医師法の一部改正反対に関する請願（請願者　栃木県宇都宮市西塙田町三百七十七番地久我延外十四名）（井谷正吉君紹介）（第一四五四号）、同（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（片島港君紹介）（第一五二九号）、同（請願者　大阪市西成区東入船町奥村家畜診療所奥村弘外五十五名）（井谷正吉君紹介）（第一五三〇号）、同（請願者　東京都大田区田園調布三丁目三百三十三番地佐治正次郎）（宇都宮徳馬君紹介）（第一六六四号）、同（請願者　神奈川県横浜市中区大通り神奈川県獣医師協会島崎重太郎）（飛鳥田一雄君紹介）（第一八九六号）、同（請願者　栃木県宇都宮市西塙田町栃木県獣医師会長久我延外十四名）（黒澤幸一君紹介）（第一九七七号）、同外一件（請願者　大阪市西成区東入船町十五番地奥村弘外六十二名）（後藤忠雄君紹介）（第二二六四号）、同（請願者　栃木県宇都宮市西塙田町栃木県獣医師会長久我延外十四名）（佐々木盛雄君紹介）（第二二六五号）、同（請願者　愛知県瀬戸市陶原町一丁目二百二十八番地水平盛正外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四七七号）、同（請願者　大阪市西成区長橋通五丁目十番地大阪市獣医師会長野田照美外五十八名）（小西寅松君紹介）（第二七六九号）、同（請願者　横浜市中区日本大通り神奈川県畜産課内神奈川県獣医師協会長島崎重太郎君外四十四名）（片山哲君紹介）（第二七七〇号）、同（請願者　横浜市西区西戸部町二丁目二百四十一番地中嶋信納外二十二名）（志村茂治君紹介）（第二七七一号）、同（請願者　横浜市神奈川区台町六十六番地久保田邦雄外三十二名）（山本正一君紹介）（第二七七二号）、同（請願者　横浜市鶴見区馬場町百九十二番地篠原末吉外二十三名）（小泉純也君紹介）（第二七七三号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通兵庫県獣医師会長菅家左京）（佐々木盛雄君紹介）（第二八三五号）、同（請願者　神奈川県川崎市議会議員小清水貴二外六名）（土井宜作君紹介）（第二八八九号）、同（請願者　広島市西地方町百三十一番地広島県獣医師会長牛尾克馬）（佐竹新市君紹介）（第三二

〇〇号）及び同（請願者　横浜市中区日本大通り神奈川県畜産課内神奈川県獣医師協会長島崎重太郎外十三名二十井直作君紹介）（第二七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は今回の行政機構改革に伴い、獣医師法第十七条中獣医師の診療業務の対象家畜のうち、犬、猫、鶏を削除するとのことであるが、都市開業者はもつぱら、犬猫を対象として獣医業を営んでおり、しかも犬、鶏は伝染病、寄生虫を多く有し、若し、獣医師以外の者に犬猫の診療を取り扱かわせるようになれば、狂犬病等公衆衛生上に及ぼす影響はきわめて多大となる。ついては、獣医師法の一部改正に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

獣医師法の一部改正等反対に関する請願（請願者　東京都文京区本郷二丁目三番地東京獣医師会長近藤正一）（第一三二八号）、同（請願者　東京都文京区本郷二丁目三番地日本獣医師会長越智勇一）（井谷正吉君外二名紹介）（第一九七五号）及び同（請願者　福岡県宗像郡福岡町福岡県獣医師会長原増已）（熊谷憲一君紹介）（第二六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革に伴う諸法令の改廃に関して、獣医師法第十七条中「犬猫鶏」の削除又は厚生省公衆衛生局環境衛生部乳肉衛生課の廃止、統合を企図しているが、これが実施は伝染病予防上等に多大の支障をきたすものである。ついては、これが実現に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

獣医師法の一部改正等反対に関する請願（請願者　長野県長野市南県町三十番地長野県獣医師会長神沢博太）（井谷正吉君外二名紹介）（第一二三四号）及び同（請願者　長野県小県郡丸子町長依田敏治外百十七名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の行政機構改革に伴う法令の改廃について、獣医師法第十七条の診療対象家畜中「犬、猫、鶏」の削除、家畜伝染予防法第五条の健康証明書発行の禁止あるいは乳肉衛生課の廃止、統合が企図されているが、これらは公衆衛生、防疫の見地から絶対に避けるべきである。ついては、これらの改正に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

獣医師法の一部改正反対等に関する請願（請願者　仙台市堤通り百二十六番地宮城県獣医師協会長瀬戸松男）（只野直三郎君紹介）（第二二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、獣医師法第十七条中「犬猫鶏」の削除、厚生省公衆衛生局環境衛生部乳肉衛生課の廃止統合及び家畜保健衛生所法を廃止し、家畜保健衛生所の地方移譲を企図しているが、これは伝染病予防等の公衆衛生に及ぼす影響多大である。ついては、これが実現に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

獣医師国家試験再開に関する請願（請願者　岩手県上閉伊郡連合部村獣医師試験再開岩手県委員会中村秀栄外七名）（中居英太郎君紹介）（第一六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

獣医師国家試験は昭和二十四年に実施されたのみで、これに不合格となつた獣医手は以来失業同然の状態にあり、また同年以降外地より引揚げた獣医師についても同様である。ついては、獣医師国家試験を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、実情調査の上、適宜の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

公営競馬の民営移管反対に関する請願（請願者　仙台市長岡崎栄松外七名）（只野直三郎君紹介）（第一八九四号）及び同（請願者　兵庫県姫路市長石見元秀）（大石ヨシエ君紹介）（第二七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は公営競馬を民営に移管する由であるが、地方公営競馬は実施以来顕著な実績を挙げ、これを民営にしてもなんらの意味をもたないのみか、かえつて競馬の運営に不明朗をきたす結果となるのみである。ついては、公営競馬を民営に移管することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、今後における公営競馬運営の適否を決する際、十分考慮すべき事項であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

中央競馬による益金の一部を共同募金会に交付に関する請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地中央共同募金会長中川望）（田子一民君紹介）（第四四八七号）及び同（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地中央募金会事務局長小川浮海）（寺島隆太郎君紹介）（第四五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は国営競馬を廃止し、これを民営に移すための日本中央競馬会法案を提出されたが、現在民間社会事業の資金は著しく困窮し、資金受配者の数は年々増加の一途にあるに反し、配分金額はとうていこれに伴わず資金難にあえいでおり、戦前これが対策として競馬の益金の一部が社会事業に充当されたこともあり、社会事業界は再度これが措置を熱望している。ついては、民間競馬の実施に当り、中央競馬による益金の一部を共同募金会に交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

飼料需給安定法存続に関する請願（請願者　鹿児島市薬師町十五番地新富正清）（池田清志君紹介）（第一四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は飼料需給安定法を廃止し、これに伴う予算を削減せんとしているが、若し、本法を廃止するならば、飼料の価格は再び暴騰、暴落を繰り返し、思惑のままに操縦され、畜産振興に多大な悪影響を及ぼすものとなる。ついては、飼料需給安定法を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

家畜取引法案に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡畑村畜産喜知二外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第二六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の有畜農業の発展を図るにはとくに家畜の改良増殖が必要であるが、この家畜の増殖に直接当る家畜業者は、一部悪徳家畜商人の暗躍により一般有為な家畜商

人の行動すら批判され、畜産の発展が阻害されている現状で、かかるとき政府は今般の行政機構の改革に際して、家畜商法廃止を考慮している由であるが、現行法においてさえ家畜の素質を低下せしめて批判の的となつているのに、若しこれが廃止となれば著しく混乱し、家畜の取引は乱れることとなる。ついては、家畜取引法を存続するはもちろん、ますます畜産の発展を図るとともに全国十数万の家畜商の生計を保護するよう本法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当である。政府は、すみやかに、実情調査をなし、善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

動物用薬事行政の厚生省移管反対に関する請願（請願者　東京都千代田区神田駿河台二ノ三番地日本動物用具協会坂尾正剛外二名）（井谷正吉君紹介）（第一四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政機構改革の実施に伴つて、動物用薬事行政を厚生省所管に移管するやに伝えられるが、動物用医薬品及び用具は家畜を病傷より護り、家畜の増殖、人工授精、乳肉質印質の改善等の用途を有しているので、農家経済、家畜増産、防疫計画等を考慮しつつ、畜産行政の一環として動物用薬事の一切を規整し、取締りと需給の調整を同一行政機関のもので行うことが絶対に必要である。ついては、動物用薬事行政を現行通り農林省所管とされたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興並びに家畜防疫計画遂行上、現行の措置が適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業委員会法の一部改正に関する法律等制定促進に関する請願（請願者　宮城県農業委員会協議会長佐藤弥代二）（只野直三郎君紹介）（第二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回会に提出予定の農業委員会法の一部を改正に関する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正に関する法律案は全国農業委員会協議会及び農業協同組合間において意見の一致を見たものである。ついては、両法案を速やかに成立せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業協同組合法の一部改正に関する法律等制定促進に関する請願（請願者　宮城県指導農業協同組合連合会長斎藤圭助）（只野直三郎君紹介）（第二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来の農業指導機関はあまりにも複雑多岐にわたるため、農民の負担はきわめて重荷となり、速やかにその一元化を期待しており、また農業協同組合の指導体制についても経済的、機構的に拡充強化の要を痛感している。ついては、今回会提出予定の農業協同組合法及び農業委員会法の一部改正法案の同時制定を期するとともに、これが困難なるときは農業協同組合法の一部改正法案のみでも速やかに可決されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農山漁村における産業経済団体の統合に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第四五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農山漁村における主なる産業経済団体である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合はそれぞれ異つた法律に基き同一地域に並立し、同一人がそれぞれの団体に加入しているが、産業の実態はその三者の比重に著しい軽重があるので、業態の地域的特異性を尊重し、組合員及び役員の重複を避け、経費の節約と経営の合理化を図つた産業振興の実を挙げるべきである。ついては、これらの諸団体を同一組織体に統合して再編成するよう法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農業団体の強化上検討すべき事項と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業委員会予算増額に関する請願（請願者　宮城県庁内宮城県農業委員会協議会長佐藤弥代二）（只野直三郎君紹介）（第一八九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在農業委員に対する国庫補助額がきわめて僅少であるため、十分な機能を発揮することができない状況にある。ついては、（一）農業委員会書記二名の経費を全額国庫負担すること、（二）農業委員会事務費を増額すること（三）農業委員会の行う農業振興計画樹立推進に必要な経費を確保すること（四）市町村農業委員会を基盤とする系統的な農業代表機関を樹立し、その事業活動に必要な経費を確保すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業振興の推進上、必要なる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業委員会予算増額に関する請願（請願者　兵庫県美方郡温泉町農業委員会書記井上倉二）（佐々木盛雄君紹介）（第二六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和二十九年度予算において農林関係予算を大幅に削減する由であるが、若しこれが実施されるならば、わが国の農業経営に多大な影響をもたらし、とくに農業委員会は全滅の危機に直面することとなる。ついては、農業委員会職員の身分を保障するとともに、法律による必置機関である農業委員会の経費は全額国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業災害補償制度の改正に関する請願（請願者　島根県大原郡大東町高橋英夫）（櫻内義雄君紹介）（第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償制度は農業経営をおびやかす不慮の災害に際し、再生産に支障をきたさぬことを使命としているが、この制度に対して農家の多くはこれを歓迎せず、また運営上の欠陥と相まつてむしろこれをえんさしつつある実情にある。ついては、農業災害補償制度の強化確立のため、（一）農業災害補償制度中の強制事業はこれを国営化し農家負担を全免すること（二）農業災害補償制度中の任意共済はこれを農業協同組合の共済事業に一元化すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業災害補償制度改善上、検討すべきことを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業共済制度合理化に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第五六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業共済制度の拡充強化の農家経済に及ぼす影響の大なることは

言うまでもないが、特に鹿児島県は毎年襲来する台風の通路となり、従つて農作物の被害率も大きく、また農家の経営形態が全国においても零細的であるため、農家は極度に窮迫化する実情にある。ついては、(一)共済掛金の農家負担の軽減(二)無事戻し金の国庫支出(三)農業共済団体事務費の国庫負担増額(四)農業基金に対する国庫の増資等の農業共済制度の合理化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定上、適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業共済制度合理化に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は災害補償法に基く共済掛金率の一部引下げを断行したが、鹿児島県は農業の経営形態で全国でも低く、また毎年風水害による大被害を被るため、共済掛金は全国平均をはるかに上まわり、これが再生産に及ぼす影響はきわめて大となつている。ついては、(一)現行制度を共済保険と国家補償に分け、異常災害はすべて国家補償とすること(二)共済掛金は一市町村一律とせず、農家個々を対象として物納を認めること(三)無事戻し金の大幅な国庫支出をすること(四)備荒貯蓄制度を新設し、共済団体に金融的要素を与えること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定並びに農業災害補償制度改善上検討を要するものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業災害補償制度の国営化に関する請願外一件（請願者　東京都千代田区大手町一丁目五番地全国農民連盟委員長小林慕文外四万二千六百六十名）（吉川久衛君紹介）（第四三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償制度として農業共済組合に対する国庫負担は百億円を越え、農民もまた六十億円に及ぶ多額の掛金を負担してきたが、昨年のごとき大災害に際して適確な補償が与えられないのみならず、種々の不正事件さえも続出するに至り、今や農民は掛金支払の熱意も失い、これが廃止の声が高まりつつあるので速やかに抜本的改革を断行する要がある。ついては、現行制度を国家直営として掛金全額を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農業災害補償制度改善上十分考慮すべきことと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業共済組合費国庫補助に関する請願外五件（請願者　宮城県宮城郡広瀬村農業共済組合長清水十郎外六名）（只野直三郎君紹介）（第一八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は明年度予算において、農業共済団体の事務費に対する交付金を大幅に削減すると伝えられるが、これは発足以来ようやくその基礎が固つた町村農業組合の運営に致命的な打撃を与えるもので、しかも本年は異常なる風水冷害によつて、農家負担を増額することはとうてい困難であり、諸手当を返上し過重な事務の処理と事業普及のため休日等も返上している職員を整理することもできない。ついては、農業共済組合費国庫補助要求額を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経済安定上、本請願の要旨は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業共済掛金国庫補助等に関する請願（請願者　鹿児島市鹿児島県農業共済組合連合会長荒川弥九郎外一名）（池田清志君紹介）（第二一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償制度の拡充強化が要望されている反面、農家経済力の弱体化により、農業共済掛金の負担は過重となつており、また農業共済制度の拡充と相まつて、その事業分量は大幅に増大されたが、所要経費に対する国庫交付金はきわめて少なく、大半は次期に繰迫化しつつある農家からの賦課金によらざるを得ない実情である。ついては、農業共済掛金の農家負担を軽減するため、その七割以上を国庫負担とし、農業共済団体事務費国庫負担を増額し、且つ、その団体職員の身分保障措置を講ずる等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、農家経済の安定並びに農業災害補償制度確立上必要である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凍霜害対策確立に関する請願（請願者　福島県福島市杉妻町福島県町村会長横山宗延）（関内正一君紹介）（第二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は寒冷地のため凍霜害によつて、桑園及び農作物の被害は年々じん大となり、農業経営に深刻な打撃を与え、再起不能な農家をも現出している。ついては、これが恒久対策として、(一)凍霜害に対する基礎調査費に助成金の交付(二)防霜施設費に対する助成金の交付等の措置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道の冷害対策資金に関する請願（請願者　北海道山越郡八雲町北海道指導農業協同組合連合会長樋野直次）（館俊三君紹介）（第一八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における本年の冷害はきわめてじん大で、関係農民は著しく困窮している。ついては北海道に対する冷害対策資金については全額融資期五年、利率三分五厘とし、第二次配分については本道の被害状況にかんがみ二十五億円を割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は冷害被害農家の冷害対策費増額等に関する請願（請願者　札幌市南大通り西二丁目北海道救職員組合中央執行委員長米田勲外三万五千六百八十名）（横路節雄君紹介）（第六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の冷水害は未曾有の被状を呈しているが、政府は二千八百億にも及ぶ被害に対して三百億の対策費を補正予算に計上したのみで、これでは農民を救済すべく余りにも少額である。ついては、冷水害対策として速やかに予算増額の措置を講ずるとともに、消費者米価のすえ置、冷水害地帯の農民及び勤労者の減税等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は妥当である。政府は実情調査の上善処すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

実情を調査の上、適切な措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凶作対策営農資金融資額増加に関する請願（請願者　茨城県鹿島郡若松村柳田新田柳川宗左衛門外十八名）（佐藤洋之助君紹介）（第一四五一号）及び同（請願者　茨城県水戸市茨城県信用農業協同組合連合会長岡田滝栄）（佐藤洋之助君紹介）（第一五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次未曾有の大凶作に際して、茨城県農業協同組合は諸対策を講じつつ、政府の救農対策としての営農資金の融資をまつたのであるが、その額は六億九千五百万円の僅少にして、関係者はもちろん、災害農民の失望は大である。ついては、凶作地営農資金を政府資金におきかえ、農業協同組合の事業資金の円滑化を図るとともに、二百二十億円の絶対額を増加し、本県の融資を二十億五千四百十一万九千円確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業再生産上、必要とする営農資金を確保せんとするものであるから早急に施策を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年産麦刈取後の冷害対策確立に関する請願（請願者　広島県比婆郡町村会長細川省三外四名）（高橋禎一君紹介）（第二五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年産の麦は凍霜害に加え連続的降雨のため、かけぼしのまま発芽腐敗する等、農家経済に及ぼす影響はきわめて大である。ついては、これが対策として、（一）農作物蚕繭損害評価要綱第六節の麦に対する共済責任期間を延長し、本年に限り「調整脱穀実収」と改正し、補償共済の方途を講じ、（二）要綱が改正されないときは麦に対する共済掛金を全額免除する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定、食糧増産上、善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

被害大豆に保険共済金交付の請願（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（小澤佐重喜君紹介）（第二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の冷害、病害虫による農作物の被害はきわめて大きく、これが補てんとして、水稲、麦等に農業災害補償法が適用され、保険金が交付されるが、主要畑作物である大豆はこの対象とならないため農家経営に及ぼす影響は大で、関係農民は困窮している。ついては、被害大豆に対して農業災害補償法を適用して保険共済金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は、農業災害補償制度運営上妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

晩霜対策確立に関する請願（請願者　京都市上京区釜座下立売町一丁目一番地北村茅三郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府下全域は本年四月八日、二十一日、二十八日にわたる晩霜により、茶、果樹、桑園、たばこ、その他農作物等に多大の被害を受け、一昨年の凍霜害、風水害等によつて被つた災害の復旧途上にあつた農民等に与えた精神的打撃はまことにじん大なものがある。ついては、速やかにこれが対策を講じて被害を最小限に阻止するとともに、被災農民の生産意欲を振起し再生産の方途を講ずるための救助措置を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は農民の生産意欲振興上妥当であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凍霜害対策確立に関する請願（請願者　長野県議会議長下平鴨四外一名）（小川平二君紹介）（第五〇二五号）及び同（請願者　長野県議会議員小沢貞孝）（萩元たけ子君紹介）（第五〇六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る四月再度にわたつて長野県下の被つた凍霜害は桑園、果樹、麦類及び苗代等じん大なものがあり、特に同県下農村は昨年の凶作により著しく窮状にあるので、今回重ねての災害はその打撃きわめて大きく、復興は容易ならない状況にある。ついては、（一）被害農家の再生産に必要な長期且つ低利資金の融通（二）農家の借入資金に対する延納並びに利子補給（三）農業災害保険金の早期支払（四）病害虫防除農薬の無償交付（五）税の減免措置等の凍霜害対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定のため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凍霜害対策確立に関する請願（請願者　群馬県議会議長金子金八外一名）（武藤運十郎君紹介）（第四八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県は去る四月二十一日及び二十八日の降霜によつて多大な被害を受け、農家は相当の減収が予想されているが、本県は昨年も冷湿害等によつて痛手を被つているので、農家は今次の災害により再起不能となる恐れがあり、まことに憂慮に堪えない。ついては、病虫害防除、農家経営の安定等の緊急救済措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経営の安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

桑樹凍霜害対策確立に関する請願（請願者　長野市南県町千四百十五番地長野県養蚕販売農業協同組合連合会会長北原金平）（増田甲子七君紹介）（第四九六八号）、同（請願者　長野市南県町千四百十五番地長野県養蚕販売農業協同組合連合会小林庄吉）（小川平二君紹介）（第四九七九号）、同（請願者　長野市南県町千四百十五番地長野県養蚕販売農業協同組合連合会土屋俊治）（倉石忠雄君紹介）（第四九八九号）、同（請願者　長野市南県町千四百十五番地長野県養蚕販売農業協同組合連合会友野忠七）（中澤茂一君紹介）（第四九八〇号）、同（請願者　長野市南県町千四百十五番地長野県養蚕販売農業協同組合連合会山湖喜武太郎）（松平忠久君紹介）（第四九八一号）、同（請願者　長野市南県町千四百十五番地長野県養蚕販売農業協同組合連合会矢島武治）（古川久衛君紹介）（第四九八六号）及び同（請願者　長野市南県町千四百十五番地長野県養蚕販売農業協同組合連合会三村邦雄）（降旗徳弥君紹介）（第五〇〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年四月二十一日及び二十八日の二回にわたり長野県下を襲つた冷霜害は特別な高冷地を除きほとんど県下全般に及び、被害面積合計一万余町歩、損害見積金額五億四千余万円に達し、昨年の凶作克復策としての繭増産に大なる支障をきたすとともに、養蚕農家の被つた損害はじん大にして、これが善後策として速効肥料の施与等を実施しているが、養蚕農民のみではこれに万全を期することができない実情である。ついては、桑樹再発芽促進用追肥の購入費、桑樹病虫害防除用薬剤購入費及び掃立不能となつた蚕種代金の全額を助成するとともに、被害農家に対する低利資金の融資を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は凍霜害に伴う災害対策として妥当と考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

蚕種購入代金の助成、蚕繭共済保険金緊急概算払いの実施、被害農家に対する課税の減免措置等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は農業経営の安定上、必要の措置と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
去る四月再度にわたり農作物は広範囲な凍霜害を受け、なかんずく桑園の被害は著しいものがあるので、繭を増産して昨年度の凶作による打撃をばん回すべく期待していた農民の心痛ははなはだしい実情にある。ついては、病虫害防除薬剤及び速効性窒素肥料の無償交付、掃立不能蚕種代金及び夏秋蚕種購入代金の助成、蚕繭共済保険金緊急概算払いの実施、被害農家に対する低利資金の融資を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は凍霜害に伴う災害対策として妥当と考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

桑樹凍霜害対策確立に関する請願（請願者　甲府市穴切町五百七十一番地山梨県養蚕販売農業協同組合連合会長若杉好平）（紹介）（第五一一二号）

一、請願の要旨及び目的
去る四月再度にわたり農作物は広範囲な凍霜害を受け、なかんずく桑園の被害は著しいものがあるので、繭を増産して昨年度の凶作克復策としての繭増産に大なる支障をきたすとともに、養蚕農家の被つた損害はじん大にして、これが善後策として速効肥料の施与等を実施しているが、養蚕農民のみではこれに万全を期することができない実情である。ついては、桑樹再発芽促進用追肥の購入費、桑樹病虫害防除用薬剤購入費及び掃立不能となつた蚕種代金の全額を助成するとともに、被害農家に対する低利資金の融資を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は農業経営の安定上、必要の措置と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業改良普及事業費国庫補助に関する請願（請願者　群馬県前橋地区農業改良事業運営協議会長中島道三郎　外四十二名）（金子與重郎君紹介）（第一〇〇九号）及び同（請願者　仙台市宮城県庁内宮城県農業改良普及員協議会米山平治郎）（只野直三郎君紹介）（第一九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回農業改良普及事業の補助を削減し、これを平衡交付金に繰入れる由であるが、本事業は能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図るもので、補助の削減は本事業の運営上大きな支障を生じ、農業自給にそごを来たす結果となる。ついては、農業改良普及事業に対して従前どおり三分の二の国庫補助をなすとともに農業改良普及事務所の運営費についても特別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は農業改良事業確立上十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業改良普及事業費国庫補助に関する請願（請願者　高松市農業改良普及所香川県普及職協議会長飯内員善）（細田繁芳君紹介）（第一一七一号）及び同（請願者　広島県比婆郡高村中村由夫外二十二名）（船越弘君紹介）（第一四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十三年農業改良助長法が制定公布されて以来六箇年を経過し、農業改良普及事業は幾多の困難を克服しつつ発展強化の一途をたどつているところ、昭和二十九年度予算案において、同事業の補助金が平衡交付金に移されるように報じられているが、かくては県財政の貧富により普及事業の推移に差異を生じ、農業生産の増大は憂慮されるものがある。ついては、農業改良普及事業費の国庫補助を平衡交付金に移すことに反対するというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産、農業経営の合理化のため、必要の措置と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業改良普及事業費国庫補助に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡柏原町兵庫県改良普及職員協議会氷上支部長大西梅治）（佐々木盛雄君紹介）（第四三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農業改良普及事業はわが国食糧増産の基幹施策であり、全国に一万二千余の普及員が食糧増産のため技術指導に活躍しているが、政府は来年度予算において普及事業に対する国庫補助率を二分の一に引下げんとしており、若しこれが実施されるならば、地方の負担は過重となり、普及職員の減員は避けられない情勢にある。ついては、補助金等臨時特例に関する法律案中第十二条を修正して、補助率を従来通り三分の二とするとともにこれが裏付となる予算三億七千万円を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産並びに農業改良普及事業確立のため必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業改良普及事業費国庫補助等に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡上郡町上郡兵庫県普及職員協議会長山中岩一）（佐々木盛雄君紹介）（第一三一四号）、同（請願者　埼玉県秩父市秩父地方事務所内秩父地区普及所長（石橋為一郎外七十四名）（杉村沖治郎君紹介）（第二四七九号）、同（請願者　埼玉県入間郡水富村橋本隆治外六十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第二四八〇号）、同（請願者　埼玉県秩父郡小鹿野町飯塚雄吉外七十六名）（荒船清十郎君紹介）（第二五五号）、同（請願者　東京都港区芝三田小山町三改良普及職員全国協議会長秋山要）（井谷正吉君外三名紹介）（第二六九六号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町田村昌幾外三名）（佐々木盛雄君紹介）（第二六九七号）、同（請願者　山口市大字上字野令字駒二千九百二十六番地の一山口県市長会長三俣順輔外一名）（田中龍夫君紹介）（第二七八八号）、同（請願者　兵庫県城崎郡香住町前田菊治外十四名）（佐々木盛雄君紹介）（第二一八八七号）、同外一件（請願者　兵庫県洲本市長白川修外百十四名）（永田亮一君紹介）（第二九六四号）、同（請願者　兵庫県多紀郡八上村長岸本権次郎外三百九十六名）（有田喜一君紹介）（第三〇三四号）、同（請願者　兵庫県洲本市市役所内洲本市農業協同組合長時安豊秋外八十六名）（佐々木盛雄君紹介）（第三一一〇七号）、同（請願者　兵庫県南埼玉郡騎浜村中野金作外二百四名）（佐瀬昌三君紹介）（第三一一六八号）、同外一件（請願者　宮崎県児湯郡川南町吉岡人之外七百六十五名）（片島港君紹介）（第三一八四号）、同（請願者　愛媛県宇和島市長中平常太郎外二百二十七名）（井谷正吉君外二名紹介）（第三一八五号）、同外一件（請願者　京都府相楽郡大河原村長阪井国太郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第三一三一九号）、同外一件（請願者　愛媛県西宇和郡三島村長畠山秀雄外十六名）（井谷正吉君外二名紹介）（第三四七七号）、同（請願者　愛媛県松山市二条田町松山市長黒田政一外百五十名）（中村時雄君紹介）（第三四七八号）、同（請願者　愛媛県新居郡角野町長屋加嘉太郎外百八十五名）（安平鹿一君紹介）（第三四七九号）、同外一件（請願者　兵庫県朗石市農業委員会協議会長篠井昌次）（山口丈太郎君紹介）（第三五三一号）、同（請願者　松山市長黒田政一外三百五十八名）（綱谷勝利君紹介）（第三七六三号）及び同（請願者　京都府船井郡五ヶ荘村長糞林寛次）（大石ヨシエ君紹介）（第五一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧の増産確保には農家生活の改善が必要であるが、そのためには最近著しい進歩を遂げている科学技術を農業経営、農家生活の実際に導入することが根本であり、その基幹施策は普及事業の拡充にある。ついては、農業改良普及員と生活改良普及員の増員を図るとともに、普及事業に対する補助率の復活及び補助金の増額並びに農林省農業改良局普及部研究所の存置等の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の要旨は農業改良事業確立上妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業改良普及事業費国庫補助等に関する請願（請願者　新潟県庁内新潟県農業改良推進委員会連絡協議会長田辺源市）（紹葉修君紹介）（第三一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧の増産確保には農家生活の改善が必要であるが、そのためには最近著しい進歩を遂げている科学技術を農業経営、農家生活の実際に導入することが根本であり、その基幹施策は普及事業の拡充強化にある。ついては、農業改良普及員の増員を図るとともに、普及事業に対する国庫補助率の引上げ及び補助金増額の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営の合理化、食糧の増産のため、早急に実現すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

後志管内農業改良に関する請願（請願者　北海道後志町村会長熊川透）（稚内三郎君紹介）（第一六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道後志管内は、農業改良及び生活改良普及員の定数が五十七名となつているが、管内の地域性より見てその活動に無理を生じ、すでに過労で倒れた者が数名に及ぶ実情にある。ついては、（一）農業及び生活改良普及員の充実と普及力の機動化（二）農業改良相談所の自主性の確立と設置条令の制定（三）農業試験場後志支場の設置（四）農業経営伝習農場の設置（五）農村生活改善指導者研修所の設置（六）倶知安農業高等学校に農業土木科の設置等を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農業経営の改善を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業改良普及員設置費補助に関する請願外一件（請願者　広島県福山市長藤井正男外九十八名）（高橋禎一君紹介）（第二九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧の増産確保並びに技術普及の根幹をなすものは一に農業改良普及員の活躍なる活動と、これが農業普及体制の強化拡充にあるが、政府は明年度予算において、農業改良普及員等の経費補助金を全面的に打ち切り、平衡交付金に繰り込む由であるが、これでは食糧増産技術の普及はもちろん、国民の食糧確保はとうてい期し難いと思われる。ついては、農業改良普及員設置経費を現状通り単独補助金として減額しないように措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農業改良普及事業確立のため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農産物検査法廃止反対に関する請願（請願者　青森県議会議長中島清助）（渡谷悠蔵君紹介）（第一〇九五号）、同（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（大村清一君紹介）（第一〇九六号）、同（請願者　愛知県北設楽郡田口町長伊藤昇外二百八十六名）（稲井勇君紹介）（第一一八八号）、同（請願者　愛知県西春日井郡清洲町長林建伸）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四八四号）及び同（請願者　青森県議会議長中島清助）（三浦一雄君外一名紹介）（第二四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回政府は農産物検査法を廃止して、米麦のみの検査を国営で施行し、その他の農産物の検査は地方に移譲し、もつて三割の人員を整理せんとしているが、本法の廃止により農産物の生産者の受ける不利益はきわめて多大である。ついては、農産物検査法の廃止を取りやめられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農産物価格安定法の予算増額に関する請願（請願者　愛媛県松山市南堀端町愛媛県連合農村青壮年会議執行委員長川原盛行）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県における主要農産物たる甘しよは農産物価格安定法の成立によつて生産農民に光明を与えたが、二十九年度予算によれば、本法の裏付予算は全額削除する外、政府の予定する買入数量と売渡数量との間に大きなへだたりがみられ、本年度産甘しよの需給調整に暗影を投じている。ついては、二十九年度の予算措置を全面的に反対するとともに、速やかに農産物価格安定法の裏付予算の当初要求額を復活されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨は農産物価格安定法運用上妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農林漁業資金融通法の融資わく拡大等に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県において水産業の占める比重はきわめて大で、漁業形態も沖合漁業より遠洋漁業に転換されつつあるが、最近季ライン問題による漁場の縮小あるいは米軍爆撃演習に伴う漁場の損耗等によつて、本県漁業者は転廃業のやむなきに至る社会問題にまで発展せんとしており、これが防止対策として、県において漁場の開拓、遠洋漁業への進出を指導しているも、漁業経営者の唯一の期待とする農林漁業金融公庫の融資方法はそのわく及び期間等の制約によつて漁船の建造もとうていできない実情にある。ついては、農林漁業金融公庫の融資わくを拡大し、期間を延長されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の要旨は、農林漁業長期資金の確保を図り、もつて水産業の振興を図ろうとするもので妥当

である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

東北、北海道の土じょう肥料対策確立に関する請願（請願者　北海道知事田中敏文外六名）（小澤佐重喜君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北、北海道は寒冷地にして、積雪期間が長期にわたるため、農家の経営はきわめて貧困となつているが、この窮状を打開するには少ない経費で、しかも最大限の食糧生産を高める科学的な改良対策としての土じょう肥料の施策が適切である。ついては、ばん土性土じょう改良対策、秋落対策、深耕対策、緑植資源確保対策等に対する経費を昭和二十九年度において予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地という特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

保温折衷苗代温床紙国庫補助等に関する請願（請願者　長野県東筑摩郡和田村宇衣外赤羽国夫外八千二百二十三名）（中澤茂一君紹介）（第二四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年の凶作による農村の打撃は深刻なものがあり、今後の農業再生産に種々困難をきたしているので、政府の強力な振興対策にまたざるを得ない現状にある。ついては、保温折衷苗代温床紙を全額国庫補助するとともに、長期営農低利資金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

保温折衷苗代は冷害対策として有効な手段であるをもつて十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

保温折衷苗代設置に要する温床紙購入費国庫補助に関する請願（請願者　長野県議会議長下平晴四外一名）（小川平二君紹介）（第四四九八号）、同（請願者　長野県議会議員萩原克己）（中澤茂一君紹介）（第四五九四号）、同（請願者　長野県議会議員小沢貞孝）（萩元たけ子君紹介）（第四五二六号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎）（松平忠久君紹介）（第四四九九号）、同（請願者　長野県議会議員清上正男）（原茂君紹介）（第四七六四号）、同（請願者　長野県議会議員小林繁太郎外一名）（降旗徳弥君紹介）（第五〇〇七号）及び同（請願者　長野県議会議員中山龍輔）（井出一太郎君紹介）（第五一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県を発祥地として近時次第に普及しつつある保温折衷苗代は水稲の冷害対策として、また二毛作化促進、労力調整等、そのもたらす効果はまことに絶大で、政府もこの施策の必要を認め昨年の救農国会において新たに追加予算措置をとられたことは適切で感謝に堪えない。ついては、食糧増産のため、昭和二十九年度以降においても引き続き保温折衷苗代設置に要する温床紙購入費に対して国庫補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、本請願の趣旨は食糧増産並びに冷害対策上必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

水害地における農産種子助成金交付に関する請願外十三件（請願者　京都府与謝郡岩屋村農業協同組合長福栄太郎外十三名）（大石ヨシエ君紹介）（第一八七九号）及び同（請願者　京都市中京区西ノ京小堀町二丁目二十四番地京都府指導農業協同組合連合会長大林良雄）（大石ヨシエ君紹介）（第二七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は本年度における水害、冷害等災害凶作対策として、冷害地関係二十一県に対しては農産種子の国庫助成の方途を講じたが、京都府等の水害地にはなんらの措置がなく、まことに遺憾である。ついては、水害地も冷害地と同様に農産物の被害がじん大であるから、水害地に対しても農産種子助成金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

馬鈴しょでん粉の政府買入れに関する請願（請願者　北海道枝幸郡歌登村合田秀雄）（松浦周太郎君紹介）（第二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

馬鈴しょでん粉の政府買入れについては農産物価格安定法の制定に伴い、政府買入れの方途が講ぜられたが、同法に基く買入数量、買入価格の決定時期等、同法運営上の重要な問題が残され、しかも本年の冷害等によつて馬鈴しょ耕作農民は前途の生活に憂慮している。ついては、これによる農民の福利増進をもたらすため（一）政府の馬鈴しょでん粉買入価格は生産費をつぐなう適正な価格とすること（二）政府買入れでん粉の数量は無制限に行うこと（三）農産物価格安定法に基く政府買入価格の決定並びに発表は早期に行い農産物の価格維持に努めること（四）農業協同組合において自主的買入保管中の馬鈴しょでん粉を農産物価格安定法により早急政府に買入れる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定のため、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

茶業振興臨時措置に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町二丁目全国販売農業協同組合連合会日本茶業技術協会長加藤博）（西村直己君紹介）（第二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

製茶輸出貿易の現況はアフリカ方面が主なる販路となつているが、同方面に需要される製茶は玉緑茶で、国内における生産はきわめて少量であるから、茶の輸出振興のためには計画的に玉緑茶の割当生産的な方法を政府の強力なる施策で推進する外に途はない。ついては、茶業振興臨時措置法を制定し、茶業振興を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

茶業振興のため、必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

茶原種農場の国営存置に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革に伴う地方出先機関の整備統合策の一環として、鹿児島県の茶原種農場の地方移譲を企図しているが、本農場は西日本地区を担当する国の代表機関として、その使命もきわめて大きく、特に優良母樹、苗木の生産配付並びに統一ある技術指導はもちろん、地方産業の振興に寄与するところじん大である。ついては、茶原種農場を国営として存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋市に国立茶業試験場設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市永野田町百四十二番地永田鶴松）（永田良吉君紹介）（第五〇二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅半島は畑地、国有林野数万町歩にのぼり、気候風土は茶業に最適の地方であるが、現在の生産額は全国最下位にある。ついては大隅地方産業開発のため鹿屋市に茶業試験場を設置されたいというのである。
二、請願の趣旨及び理由
本請願の趣旨は、茶業振興上十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

砂糖輸入のためのドル資金割当等に関する請願（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目十五番地全国菓子協同組合連合会理事長北本兵次）（田嶋好文君紹介）（第一二六〇号）、同（請願者　広島県広島市空鞘町九十四番地広島県菓子協同組合連合会理事長住田網吉）（第一六一四号）、同（請願者　香川県高松市井口町三十一番地香川県菓子商工業協同組合理事長吉岡龍吉外一名）（大平正芳君紹介）（第一六一五号）、同（請願者　奈良県市芝辻町奈良県菓子工業協同組合理事長毅治養治）（仲川房次郎君紹介）（第一九〇一号）、同（請願者　北海道旭川市四条通り十三丁目旭川菓子商組合長高橋樫夫）（松浦周太郎君紹介）（第一七五七号）、同（請願者　広島市空鞘町広島県菓子協同組合連合会理事長住田網吉外一名）（中川俊思君紹介）（第二八一五号）及び同（請願者　長野県飯田市通町三丁目千八番地北原恒吉外一名）（今村忠助君紹介）（第三二六一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
菓子業界は国内砂糖消費量年間百万トン余のうち六、七十万トンを消化し、そのうち二十万トンは粗糖を使用してきたが、統制実施以来今日に至る砂糖行政では、菓子業界は粗糖を使用できない現状であつて、百万トン余の九十六パーセントまでを輸入に依存する砂糖をすべて精糖原料として扱い、一部精糖業者の独占的暴利を得せしめる対象としての行政をなしている状況で、しかも栄養価値があり、低価格の粗糖で菓子の生産ができる品種までことごとく精白糖を便用せしめ、必要以上に高価な菓子を一般大衆に売付けている現状は、明らかに政府の採算上あるいは精糖業者のために利用されているがごとき印象を受ける。ついては、年間二十万トンの粗糖輸入に必要なドルの割当及びリンクバーターによる輸入粗糖を買受けられる資格を全国菓子協同組合連合会に附与されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は砂糖行政推進上妥当の要望と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

砂糖緊急対策確立に関する請願（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目十五番地全国菓子協同組合連合会理事長北本兵次外五十四名）（岡村利右衛門君紹介）（第三七六二号）及び同（請願者　愛媛県松山市南夷子町三十四番地愛媛県菓子協同組合理事長中野英幸）（中村時雄君紹介）（第二八九五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
全国菓子協同組合連合会は昭和二十七年以来粗糖輸入に要する外貨資金の割当を要求してきたところ、食糧庁が認めておきながら精糖業者の活動によつて実現できずに今日の暴騰を見るに至つた。しかるに政府はなんら緊急対策を講じて一般消費大衆と弱小菓子業者の犠牲を救おうとしないことは遺憾である。ついては、弱小菓子業者に対して政府手持ちん菜糖を二月三日の入札平均価格で売渡し、一、二、三月分ドルストレート買付割当を行うとともに、台湾糖五万トンを買入れ緊急輸送されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨及び目的は砂糖行政の確立上妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

大平沼開発に農山漁村電気導入促進法による政府資金融資に関する請願（請願者　福島県耶麻郡岩月村幽岳小百合）（佐藤善一郎君紹介）（第八八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在資金面で行詰りとなつている福島県耶麻郡加納村地内の大平沼の開発は農山漁村電気導入促進法に基く政府資金の借入ができれば、三十メートルの潮面低下の工事が可能となつて、七百六十三町歩の耕地が干害から救われ、未点燈部落八箇村に送電ができ、四百余りの動力使用者を潤するのみならず、その利益で借入金の償還ができる等の利点がある。ついては、大平沼開発に政府資金を融資されたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営の合理化、農家経済の安定を図るため、必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

相馬地方干拓地の電力料及び維持管理費国庫補助に関する請願（請願者　福島県相馬郡中村町新沼浦開拓農業協同組合長津田晃外三名）（佐藤善一郎君紹介）（第二五九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県相馬地方の干拓地は地盤が低く、ために収穫の有無にかかわらず、農地保全及び再生産準備のため年間排水作業を強いられ、しかも排水費は自己負担となつているが、本年の冷害により農民は明日の食糧にもこと欠く悲惨な実情となり、干拓地の荒廃をきたすこと明らかである。ついては、相馬地方干拓地の農業経営合理化のため電力料及び維持管理費を全額国庫負担とするよう立法化されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主意は、農業経営の合理化推進上十分考慮すべきことと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農村の電柱敷地補償料引上げに関する請願（請願者　福岡県福岡市須崎土手町福岡県農業協同組合連合会長井上文平）（熊谷憲一君紹介）（第二五八号）及び同（請願者　愛知県愛知郡山田村農業協同組合長小川義夫外十一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四八三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
農村に建設されている電柱は農作業上きわめて不利不便で、これが敷地補償料は適正を欠いているため、再度にわたりこれが引上げを要請しているが、いまだ電力会社所管の電柱敷地料はそのままとなつている。ついては、電力会社所管の電柱敷地補償料を一本につき、鉄塔二百二十五円、鉄柱百五十円、木柱七十五円、支線七十五円にそれぞれ引き上げ、線下補償料の改訂、永年無償契約の解除等を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

肥料及び農機具の価格引下げに関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（調内正一君紹介）（第八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近肥料生産費の約三割を占める石炭及び農機具材料たる鉄鉱材価格はいずれも相当の値下りを示しているにもかかわらず、肥料及び農機具の価格が引下げられないのはまことに不審に堪えない。ついては、内需用肥料価格を輸出価格と同額にするとともに主要農機具価格の引下げを行うこと、肥料並びに農機具製産者に対し極力経営の合理化を促しコストの低下を図ること、肥料対策委員会を法制化してこれに製造原価調査に関する権限を附与し価格の低下を図ること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は農業経営の合理化推進上妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業購入費補助に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋本町協同ビル全国農業販売協同組合連合会長小林啓八外十七名）（井谷正吉君外二名紹介）（第一四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十五年植物防疫法の制定施行により、わが国農業も飛躍的発達を遂げ、食糧の増産上大なる効果を挙げているが、今般本送予算の廃止又は大削減を行われるとのことを聞くが、かくては各都道府県における病害防除計画に支障をきたすのみならず、優良農薬の生産を低下せしめるものである。ついては、農薬購入費補助予算を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産上妥当の要望であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農作物病害虫防除助成費増額に関する請願（請願者　松山市南堀端町十一番地愛媛県農村青壮年会議執行委員長川原盛行）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十九年度農林関係予算によれば、農作物病害虫防除助成費を大幅に削減しているが、これは全国農民の期待を裏切り、生産力の低下に拍車をかけるものであり、緊縮財政のしわをすべて農村に寄せるものである。ついては、農作物病害虫防除助成費を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、気候不順で農作物病害虫の発生が予想せられているので十分に考慮すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

天拝村を建設計画指定農村に決定の請願（請願者　高知県長岡郡天拝村議会議長溝渕亀外一名）（長野長廣君紹介）（第二四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県長岡郡天拝村は山村と平地農村との境界地帯に位し、農地開拓事業、酪農事業等の新局面を抱有し、且つ、最近は大規模のダム及び発電所建設計画が実施せられる形勢にあるなどきわめて先端的農村である。ついては、天拝村を建設計画指定農村に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県及び豊岡市の臨時特例措法に基く資金増額に関する請願（請願者　兵庫県豊岡市長佐川辰夫外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第二七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県豊岡市の農作物は昨年の災害でほとんど壊滅的被害を受け、農民は生活資金はもちろん再生産費にもまつたく行き詰つているが、臨時特例措法に基く兵庫県の割当額は二億二千万円に過ぎず、これを各市町村の農業協同組合数によつてあん分すれば、本市の場合は百五十万円に予想され、農民約二千五百戸で一戸当り平均わずか千円となり、農民は肥料、農薬代等で平均最低三万円を必要とするため、この金額ではなんの用にも立たない実情となる。ついては、臨時特例措法に基く資金の兵庫県並びに豊岡市割当を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主意は妥当である。政府は、実情調査の上、すみやかに措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農山村のかやぶき屋根改修費国庫補助に関する請願（請願者　宮城県伊具郡丸森町字亜松十四番地八島源弥）（庄司一郎君紹介）（第四六二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在農山村の家屋の屋根は、そのほとんどがかやぶきとなつているため、屋根ふき替えに必要なかやを育成するために毎年森林資源の崩壊を人口的に挽いているが、これは国の治水対策上並びに森林資源の保護育成に反するもので、農山村のかやぶき屋根に不燃性屋根に改修せしめる必要がある。ついては、これに必要な資金を融資する法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
治水対策、森林資源の保護育成並びに農村生活改善上善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

東富士演習場土地接収農家の救済に関する請願（請願者　静岡県駿東郡印野村長池谷兵吉）（勝間田清一君紹介）（第四八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東富士演習場の最突端に位する静岡県駿東郡印野村は、全地積の九十パーセントが駐留軍の演習場に接収され、特に農耕地七十パーセント、森林地帯九十七パーセントが接収により喪失したため、水田のない畑作地帯の農業として経営上致命的な大打撃を被り、さらに砲爆撃、戦車演習等による被害は山ろく一帯の降雨等による寒水の流出を誘発し、残された農地、農業用道路等の崩壊を続出し、その惨状はなはだしいものがある。ついては、接収農家救済の対策として、（一）演習等により誘発する各種被害災害に対する防止対策（二）接収農家の救済及び再建対策（三）離農者の身分の保障（四）演習場内における立木等各種損害に対する補償の確立等の対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は農民生活の安定を期する上から、実情調査の上すみやかな措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

野うさぎ被害対策確立に関する請願（請願者　山形県西置賜郡豊川村山形県森連西置賜地方支部長竹田耕一）（牧野寛索君紹介）（第三四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
益鳥獣の保護に重点を置く狩猟法はその取締りが厳重であるため、一部害鳥獣とくに野うさぎ等の繁殖を助長せしめる結果となり、また許可を受けた狩猟者も野うさぎのごとき安価なものを捕獲せず、かえつてこれを餌とするきつねを捕獲するのでいよいよ野うさぎの繁殖を増大せしめ、従つ

てこれら野うさぎは稲、大豆その他の農産物あるいは造林地の植栽後のすぎ、松の樹皮を食べ荒すため、その被害は年々増加する状況にある。ついては、野うさぎ捕獲の奨励施策としてこれに対する補償措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は妥当である。早急に適切なる措置を講ずべきである。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

密蜂腐そ、病予防措置に関する請願（請願者　千葉県知事　柴田等）（紹介）（第四八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近千葉県下において密蜂腐そ病発生の報があり、これに似た症状が北海道、青森にも現れ全蜂家は恐怖におののいているが、密蜂の腐そ病はその被害度と伝染力に最もおそるべき威力を持ち、ことに転飼養蜂家は全国的に移動するので伝染の機会はきわめて多く、現状のまま放任するならば各地の養蜂家はもちろん、わが国養蜂事業の危機をきたす恐れがある。ついては、養蜂事業の健全な発展のため、速やかに密蜂腐そ病を法定伝染病に指定し、強力なる予防措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は養蜂事業の健全なる発展を期するため妥当である。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

蚕糸業振興対策確立に関する請願（請願者　茨城県水戸市北三の丸百十九番地茨城県蚕糸振興会長稲葉芳蔵）（佐藤洋之助君紹介）（第一一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕糸業は農村経済の安定上不可欠の産業であるのみならず、重要輸出産業としてわが国の自立経済の確立を促進するため飛躍的振興を図るべきであるが、政府の蚕糸政策はきわめて消極的且つ貧困にして、その急速な復興を見ないことは遺憾である。ついては、生糸又は絹織物に対する消費税の新設を中止すること、蚕糸行政機構を拡充強化するとともに蚕糸振興法を制定して振興対策を確立すること、蚕業技術指導強化費を増額すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

自立経済の確立を促進するため、早急に蚕糸振興を図るべきである。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

蚕糸業振興対策確立に関する請願（請願者　茨城県水戸市北三の丸百十九番地茨城県蚕糸振興会長稲葉芳蔵）（佐藤洋之助君紹介）（第一一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕糸業は農村経済の安定上不可欠の産業であるのみならず、重要輸出産業としてわが国経済の自立促進上早急に振興を図るべきであるが、政府の蚕糸政策はきわめて消極的であるため、その急速な発展を見ないことはまことに遺憾である。ついては、（一）生糸又は絹織物に対する消費税の新設を取り止めること（二）蚕糸振興法を制定し蚕繭五千万貫の増産計画を目標とする第二次蚕糸振興対策を講ずること（三）農林省蚕糸局の拡充強化を図ること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定上並びに蚕糸振興対策上必要の措置と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

蘭賀向上施策に関する請願（請願者　長野県議会議員桃沢静雄）（吉川久衛君紹介）（第八六二号）、同（請願者　長野県議会議長下平柄四）（倉石忠雄君紹介）（第一〇一三号）、同（請願者　長野県議会議長平沢光久外二名）（小川平二君紹介）（第一〇一四号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第一〇一五号）、同（請願者　長野県議会議員黒岩市兵衛）（中澤茂一君紹介）（第一一〇六号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一三九七号）、同（請願者　長野県議会議員清上正男）（原茂君紹介）（第一五一六号）及び同（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町中村環）（増田甲子七君紹介）（第三〇三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県においては繭質向上施設として、予算三百五十万円を計上して回転ぞくの購入を助成し、その普及を奨励したところ成績がきわめて良好で、繭質の向上に大なる効果をもたらしており、また一面将来自動繰糸機の普及に伴う繭質改善の必要性が増大する折柄、回転ぞくの普及は急務と考えられるが、これがためには一時的に多大の資金を要し現下の経済事情においては困難である。ついては、回転ぞくの購入に対し長期低利資金を融資するとともにこれが利子を補給されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の経済的実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

蚕糸公社設立反対に関する請願（請願者　愛知県豊橋市花田町字狭間十八番地豊橋乾繭取引所理事長清水寿一外二十六名）（細井勇君紹介）（第一五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国経済再建のため生糸の輸出振興策を確立することは喫緊事と考えるが、その輸出振興に名をかりて蚕糸業を再び統制に導く蚕糸公社の設立は、一部特権階級業者のみの利益を擁護し、中小蚕糸業者を束縛して死地に陥れるのみならず、時代逆行の再統制は養蚕意欲を減退せしめて蚕糸業の衰微をきたすものである。ついては、蚕糸公社の設立に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、蚕糸振興対策上、十分検討を要するものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

購繭資金貸出に関する請願（請願者　福島県知事大竹作摩外二名）（助川良平君紹介）（第四一〇一号）、同（請願者　福島県議会議長遠沼誠輔外一名）（助川良平君紹介）（第四四〇号）及び同（請願者　群馬県議会議長金子金八）（武藤運十郎君紹介）（第四八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕糸業界提出の青木案反対に関する請願（請願者　前橋市南曲輪町七十番地群馬県養蚕農業協同組合連合会長近藤好一）（大石ヨシエ君紹介）（第二七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般突如として蚕糸業界に提出された青木案によれば、官外に一般蚕糸市場における今日の状態をもつて売手市場と断じ、生糸輸出の不振、製糸業の当面する困難の原因を繭価のみに求めんとするものにして、蚕糸業界を構成する農、工、商各業部門中、農業部門のみに危険負担が集中されるに至ることは事実である。ついては、蚕糸業界に提出された青木案に反対するというのである。

二、請願の決議理由

本請願の要旨は、蚕糸振興対策上、十分検討を要するものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
政府は昭和二十九年度において、蚕繭資金として毎年貸出していたスタンプ手形にある貸出を強力に引きしめると伝えられるが、蚕繭資金は農村の重要な金融であり、これを引きしめることは蚕取引きに混乱を生ぜしめ、ひいては養蚕意欲を阻害することとなる。ついては、蚕繭資金はその年、期間、金利等昨年同様円滑に貸出をされたいというのである。

二、請願の議決理由
農村経済の安定並びに蚕糸振興のため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

玉糸の政府買上げに関する請願（請願者　埼玉県　熊谷市長鴨田宗一外一名）（平岡忠次郎君紹介）（第四五六一号）、同外四件（請願者　埼玉県大里郡深谷町大字西島七百八十七番地深谷商工会議所会頭矢野寛治外二十七名）（荒船清十郎君紹介）（第四五八一号）、同外四件（請願者　東京都西多摩郡西秋留村長中村八郎右衛門外百二十四名）（中村高一君紹介）（第四五九七号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町長佐藤栄太郎）（宮腰喜助君紹介）（第四五九八号）、同外四件（請願者　山形市旅籠町三百七十四番地山形県町村会長松本長兵衛外四名）（黒金泰美君紹介）（第四五九九号）、同外二件（請願者　前橋市細ヶ沢六十六番地　群馬県玉糸生糸協同組合理事長金古吉治外六名）（小峯柳多君紹介）（第四六〇〇号）、同（請願者　埼玉県北葛飾郡幸町四千四百五十五番地埼玉県養蚕販売農業協同組合連合会北葛飾支所長金古吉治外六名）（小峯柳多君紹介）（第四六〇一号）、同外五件（請願者　埼玉県大里郡深谷町埼玉県庁線生糸玉糸協同組合理事長木村一郎外五名）（松山義雄君紹介）（第四六〇二号）、同（請願者　福岡県朝倉郡甘木町福岡県養蚕販売農協連合会朝倉支部長高良万蔵外一名）（中島茂喜君紹介）（第四六一二号）、同外四件（請願者　東京都西多摩郡平井村養蚕農業協同組合長松永博外百二十三名）（並木芳雄君紹介）（第四六一三号）、同外四件（請願者　前橋市栄町一番地蚕糸前橋養蚕販売農業協同組合連合会会長近藤好一外四名）（金子與重郎君紹介）（第四六一四号）、同（請願者　埼玉県北埼玉郡共和村三百八十六番地斎藤清一）（青木正君紹介）（第四六一五号）、同外一件（請願者　宮城県白石市桜小路五十五番地刈田郡養蚕販売農業協同組合連合会長成沢国吉外一名）（庄司一郎君紹介）（第四六一六号）、同外四件（請願者　長崎県北高来郡湯江町大字宇良溝口名二百五十六番地蚕業農業協同組合長園田喜惣八外六十八名）（田口長治郎君紹介）（第四六一七号）、同外三件（請願者　熊本市出水町国府二百五十番地熊本繊維株式会社長長野儀悟外三十八名）（大久保武雄君紹介）（第四六一八号）、同外二件（請願者　愛知県豊橋市長大野佐長外三十二名）（八木一郎君紹介）（第四六四五号）、同（請願者　長野県飯田市追手町二丁目下伊那郡町村会長原貞治郎）（小川平二君紹介）（第四六四六号）、同外十六件（請願者　福島県伊達郡保原町字上前木四十四番地丹野要之丞外二百八十四名）（加藤宗平君紹介）（第四六四七号）、同外一件（請願者　熊本市南千反畑町三十三番地三津家三男外十六名）（吉田竜延君紹介）（第四六四八号）、同外六件（請願者　宮城県伊具郡丸森町字日照田三十三番地宍戸栄外七十九名）（佐藤善一郎君紹介）（第四六四九号）、同外四件（請願者　長崎県北高来郡湯江町大字宇良溝口名三百三十五番地宇良農業協同組合長中原筆一外七十三名）（辻文雄君紹介）（第四六五〇号）、同外四件（請願者　長崎県北高来郡湯江町大字宇良溝口名二百五十六番地渡辺正秋外六十八名）（白濱仁吉君紹介）（第四六五一号）、同外六件（請願者　福島市本町福島商工会議所会頭小松謙一外五十八名）（栗山博君紹介）（第四六五二号）、同外九件（請願者　長野県飯田市追手町長野県蚕業取締所下伊那支所内下伊那蚕糸振興協議会長市村埜外九名）（吉川久衛君紹介）（第四六五三号）、同外二件（請願者　山形市香澄町字城北二百二十九番地山形県桑苗協同組合長佐藤光之助外二名）（松岡俊三君紹介）（第四六五七号）、同（請願者　群馬県渋川市長職務執行者佐藤力外二名）（小峯柳多君紹介）（第四六六八号）、同（請願者　大分市大道町一丁目大分県蘭副蚕糸組合長甲斐豊造外一名）（広瀬正雄君紹介）（第四六六九号）、同外一件（請願者　熊本県玉名郡大野村上野口田中成男外十七名）（上塚司君紹介）（第四六七〇号）、同外三件（請願者　熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿鹿本郡養蚕農業協同組合会長堀川光記外三十七名）（大麻唯男君紹介）（第四六七一号）、同外四件（請願者　長崎県北高来郡湯江町長本田規矩雄外六十九名）（中嶋太郎君紹介）（第四六七二号）、同外四件（請願者　長崎県北高来郡湯江町大字宇良溝口名百七十三番地原口良雄外六十二名）（木原津與志君紹介）（第四六九六号）、同外九件（請願者　前橋市細ヶ沢町六十六番地前橋乾繭取引所理事長大林峯太郎外九名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四六九七号）、同外四件（請願者　前橋市細ヶ沢町六十六番地全国蘭糸業組合連合会長河合佐司外四名）（藤枝泉介君紹介）（第四六九八号）、同外六件（請願者　埼玉県秩父郡荒川村大字白久荒川村西農業協同組合長小西卓三外六名）（荒船清十郎君紹介）（第四六九九号）、同外八件（請願者　長野県飯田市長高田茂外八名）（今村忠助君紹介）（第四七〇〇号）、同外十二件（請願者　埼玉県大里郡藤沢村農業協同組合長向井延太郎外十二名）（松崎朝治君紹介）（第四七〇一号）、同外二件（請願者　愛媛県南宇和郡城川町八束蚕業販売農業協同組合連合会長小林津正外五十二名）（八木一郎君紹介）（第四七二七号）、同外三件（請願者　福島県伊達郡梁田町大字梁田字山野川大橋字外四十八名）（佐藤善一郎君紹介）（第四七二八号）、同外二件（請願者　熊谷市大字熊谷三千九百二十一番地熊谷工業会長清水好一外二名）（杉村沖治郎君紹介）（第四七三六号）、同外一件（請願者　熊本県玉名郡玉名町字中千九百六番地玉名蚕糸農業協同組合連合会蔵土義任外十七名）（園田直君紹介）（第四七六二号）、同外二件（請願者　東京都西多摩郡戸倉村三百番地森下大次郎外三十二名）（並木芳雄君紹介）（第四八一二号）及び同外一件（請願者　愛知県豊橋市花田町字塞神五十八番地東三生糸製造協同組合理事長大林保外十七名）（八木一郎君紹介）（第四八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生糸は繭糸価格安定法に基き買上げの対象となつているが、玉糸は最高禁止価格により最高のみを指定し、最低を制定すべきにもかかわらず制定されていないのはまことに当を得ていない措置にして、かくては玉糸の輸出振興を阻害するばかりでなく、玉糸製糸界の安定性を欠き斯業の衰退をきたすことは明白である。ついては、玉糸製糸界の安定と輸出振興のため玉糸を政府買上げの対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は生糸の輸出振興上必要の措置と認める。すみやかに善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日
農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋市に国立蚕業試験場設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長冨島静雄外一名）（永田良吉君紹介）（第四九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅地方は養蚕を奨励するのにわが国でもつとも有望な土地でありながら、国立の学校も、試験場もなく、県立の蚕業試験場はいずれも県財政貧弱のため経営困難で積極的な指導は不可能な状態にある。ついては、鹿屋市大姶良県立蚕業試験場を国立蚕業試験場に昇格するか、若しくは当試験場を熊本にある国立九州蚕糸試験場の分場とされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は蚕糸振興上、十

分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

食糧自給促進法制定に関する請願（請願者　福島県議会議長蓮沼龍輔ほか二名）（第二二六号）、同（請願者　福島県知事大竹作摩ほか二名）（第二二七号）、同（請願者　福島県議会議長大平正次）（第二二八号）、同（請願者　福島県議会副議長渡辺鉄太郎）（第二二九号）、同（請願者　福島県議会議長熊田良三）（第二三六号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（第八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧の自給力増強はわが国経済自立との関連において緊急課題となつているが、ことに本年の凶作にかんがみこれが実現を痛感するものである。ついては、食糧自給促進法を速やかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の自給力増強のため、本請願の趣旨は適切な要望であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国民食糧自給確保国民運動実施に関する請願（請願者　金沢市上笠舞町二丁目二番地稲葉稔外）（坂田英一君紹介）（第四八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人口と食糧問題の重大性を啓発し、国民が一丸となつて食糧増産、食生活の改善、家族設計の普及又は移民等を積極的に推進し、もつて食糧の需要供給が国民の熱意と力の結集によつて合理化されるよう自給態勢を確立することが緊要である。ついては、食糧増産の推進、農地の潰廃防止、食生活の改善普及、家族設計の普及、過剰人口の適正配置、海外移民の推進、弘報活動の展開等、食糧自給体制確立の一大国民運動を展開されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は食糧増産推進上妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

輸入外米中砕米の輸入分量に関する請願（請願者　大阪市東成区中道本通日本製氷工業協同組合佐野春一）（田中萬逸君紹介）（第四八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国に輸入されている外米のうち、うるち砕米は政府払下げ価格より一トン当り三千三百円も下まわつた価格で民間取引がなされており、これは実需数量より相当数量余つていることが指摘されるが、その反面もちごめ砕米は政府払下げ価格に比べ一トン当り一万七千円も上まわつて民間において取引されているという事実はうるち砕米ともちごめ砕米の実需が余りにも均衡を失しており、もちごめ砕米がうるち砕米より需要が多いのにかかわらず、その需要供給の実態にはなはだ誤差があることと明らかである。ついては、次期四半期の払下げまでには、うるち砕米、もちごめ砕米輸入数量に修正を加え、かかる矛盾を改められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実でありその目的妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

乾めん研究所設置の請願（請願者　兵庫県飾磨郡余部村飾西六百十番地富永義信）（河本敏夫君紹介）（第三〇三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米の絶対量不足の今日、麦食の奨励は当然のことながら、これをいかにし好に適合せしめるかは重要な課題であつて、戦後乾めんの需要は著しく増加して、今日の生産高は一箇年千数百万箱に達しており、また戦前の実績に徴しても朝鮮、満州、南洋諸島への輸出も期待されるのであるが、品質の改良及び保存等に幾多の研究を要する点があり、これが解決は国家食糧政策中の喫緊事と考えられる。ついては、乾めん研究所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

粉食奨励の実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凶作加算額の追加払実施に関する請願（請願者　松山市南堀端町十一番地愛媛県連合農村青壮年会議執行委員長川原盛行）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年産米価の最終決定たる凶作加算額は、同年十二月二十三日米価審議会の追加払い答申により、四百三十二円の決定を見たが、政府は、来年度予算において、これをまつたく無視し、五百円以外の追加払いは一切認めないこととしているが、かかる措置は答申機関である米価審議会の存在を無意味ならしめるとともに、未曾有の水害冷害による凶作によつて蹶り上つた適正米価への農民の要求を否定するものである。ついては、米価審議会の答申にそう凶作加算額を追加払いされたいというのである。

二、請願の議決理由

水害、冷害による特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

生産者米価引上げに関する請願（請願者　宮崎県宮崎市古城町北ッ内串間弘敦外六十名）（片島港君紹介）（第六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の米作は風水害、天候不順、害虫などによつて極度にゆがめられ、そのうえ肥料、農機具類が値上りしたので、農民の生活は日増しに困窮の度を加えている。ついてはこの農民の窮状打開のため、二重米価制の採用により生産者米価を一万二千五百円に値上げ

するよう予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は十分考慮すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

請願の要旨及び目的

農民はその主産物たる米を戦時、戦後を通じて常に安価で政府に売渡さなければならないため、生活は一般水準より著しく低く最低生活に甘じている現状である。ついては、(一)政府買入産米価格を石当り一万二千円に引上げ、雑穀よりも高価に定めること(二)政府予想の米収益と実際との差異を是正すること(三)農民のための恩給法を制定すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主意は、十分考慮すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

消費者米価引上げ反対に関する請願外四件（請願者　金沢市増泉東町二百二十九番地南静子外二百八名）（紹介）（第六六六号）、同（請願者　長野県議会議員桃沢静雄）（吉川久衛君紹介）（第八六三号）、同（請願者　長野県議会議長下平晴四）（倉石忠雄君紹介）（第一〇一六号）、同（請願者　長野県議会議員平沢光久外二名）（小川平二君紹介）（第一〇一七号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第一〇一八号）、同（請願者　長野県議会議員黒岩市兵衛）（中澤茂一君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一一九八号）及び同（請願者　長野県議会議員薄上正男）（原茂君紹介）（第一一五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府が今回実施せんとする消費者米価の引上げは、電力、郵便料金を中心とするもので、かくては悪性インフレを助長し国民生活を破たんせしめること明白であり、加うるに本年の凶作によつて国家独立の基礎条件たる食糧の自給態勢もきわめて憂慮すべき段階に達している。ついては、消費者米価をすえ置きにして物価の安定を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は食生活の安定を期するため妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

消費者米価引上げ反対等に関する請願（請願者　山形県最上郡鮭川村川口堀米志郎外二万名）（西村力弥君紹介）（第七五四号）及び同（請願者　山形県米沢市末広町鉄道宿舎栗山幸寿外七百五十名）（西村力弥君紹介）（第七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消費者米価は絶対に引上げず、鉄道、郵便料の値上げに反対するとともに、勤労所得税、住民税の軽減を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は食生活の安定上妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

消費者米価引上げ等反対に関する請願（請願者　東京都港区芝白金志田町三十番地前田みつ）（綱田昌子君紹介）（第一四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は公務員の給与引上げに対する補てん策として、本年一月より米価を引上げ、さらに電力料金、国鉄運賃、郵便料等の引上げを準備中であるが、これら料金の引上げは必然的に他の諸物価を高騰させる結果となり、公務員の生活のみならず、国民一般の生活はいよいよ窮迫して破たんの一途をたどることになる。ついては、消費者米価を引き下げ、電力料金、国鉄運賃及び郵便料等を現行のまますえ置かれたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は食生活の安定を図る必要上妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

食糧事務所の機構縮小反対に関する請願外三件（請願者　福島県河沼郡笈川村長菅沼左行）（山下春江君紹介）（第一九九号）、同（請願者　兵庫県氷上郡新井村長田口猪之助外四十九名）（有田喜一君紹介）（第一二七〇号）、同（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（片島港君紹介）（第一五一〇号）、同（請願者　愛知県南設楽郡新城町農業協同組合長中尾静雄外二百八名）（細井勇君紹介）（第一五一一号）、同外三件（請願者　宮城県名取郡秋保村農業委員長佐藤勇外二百二十一名）（只野直三郎君紹介）（第一八八〇号）、同（請願者　宮城県宮城郡松島町高城字町内澁勘之助）（只野直三郎君紹介）（第一九七二号）、同外一件（請願者　愛知県西春日井郡山田村大野木百二十一番地米本比物外三百九十名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四七三号）、同（請願者　広島県芦品郡新市町農業協同組合長小野平吉外一名）（高橋龍一君紹介）（第二四七四号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第二六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国は狭い国土に増大なる人口を擁し、食糧の不足量を輸入によつてまかなつている現在、しかも本年のじん大なる凶作時において、食糧の買入から保管、配給に至る一連の食糧行政はその運営のよろしきを得なければ混乱をきたすこと必至であるにかかわらず、政府は行政機構改革の一環として食糧事務所を改革し、人員を削減する由であるが、これが実現は食糧行政上に重大なる支障をきたすことはもちろん、消費大衆、農家経済に及ぼす影響はきわめて多大である。ついては、食糧事務所の機構縮小に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の適正なる運用を図るため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

食糧事務所の機構縮小反対に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡吉野生村長布末光外五十六名）（井谷正吉君紹介）（第三三二八号）に関する報告書

一、請願の趣旨及び目的

政府は繁雑な予算達成のため農林行政の改革、人員整理の断行を企図しているが、これは農漁村の実態に精通しない結果であつて、農漁村は技術、知識及び経験の豊富な人材を望むのが現状で、技術面の食糧事務所と統計面の統計事務所の統合あるいは人員整理はその後の機構をより複雑化し、適正なる検査が施行されず、米麦その他の農産物の買入、代金の支払い、奨励金等の遅延をきたし、農民の経済に影響するところ実に大である。ついては、食糧事務所と統計事務所との統合並びに人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

食糧業務並びに統計事務の円滑なる遂行上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

倶知安町の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道虻田郡倶知安町　長松実蔵三）（紹介議員　松実蔵三）（第一六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧事務所は統制解除の農産物の一環した検査、農産物の品質改善に伴う優良種子の導入と検査を通じての技術指導、主要食糧の需給推算の資料として供給配給資料、麦類の現在高、消費高、販売高等流通面の調査等の食糧行政の根幹的調査をなしており、若し今回の行政整理により、本事務所の人員が削減されるならば、農村経済を根底からくつがすこととなり、その影響するところ大である。ついては、倶知安町の食糧事務所職員の整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務運用の適正化を期する上において十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

小樽市の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道販売農業協同組合連合会小樽支所長小幡一郎）（維熊三郎君紹介）（第一六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政機構改革に伴い、食糧事務所の人員整理を行うとのことであるが、小樽市における本事務所職員は農業経済の指導に三十有余年の歴史と経験を有するので、その減員は農産物の取引上に多大な支障があるのみならず、農村経済に混乱と破たんを生ぜしめるものである。ついては、小樽市における食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定並びに食糧政策の遂行上十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

塩谷村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道忍路郡塩谷村農業協同組合長夏野清宗）（維熊三郎君紹介）（第一六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、農業経営に対する良き指導者であるこれら職員を減員することは、農民の不利不便はもとより増産意欲を減退せしめるものである。ついては、塩谷村の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑なる遂行を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

留寿都村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道虻田郡留寿都村上木儀一郎外十八名）（維熊三郎君紹介）（第一六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政整理に伴い、農林省食糧事務所職員を整理しようとしているが、若しこれが実施すれば、今後の農家経営はきわめて合理性を欠き、農民生活に及ぼす影響は多大なものとなる。ついては、留寿都村の食糧事務職員の整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を期する必要上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

赤井川村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道余市郡赤井川村農業協同組合長原井米吉）（維熊三郎君紹介）（第一六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、同職員は食糧の検査、買入、保管又は農産物の改良指導等に当り、北海道余市郡赤井川村のごとき山間へき地においては農民の利便を図るためにも、あるいは農産物取引の円滑を図るためにも、現在人員以上の職員配置を望んでいる。ついては、赤井川村の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を期する必要上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

発足村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道岩内郡発足村長奥野長太郎外一名）（維熊三郎君紹介）（第一六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、これによつて食糧事務所が廃止されると数里も離れた遠方に行つて農産物の検査等を受けなければならないこととなり、また職員の減員は常時検査部門の担当に支障をきたし、農産物の商品化が遅延するため、農民の受ける損失はじん大なものがある。ついては、発足村の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の適正なる運用を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

小沢村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道岩内郡小沢村長大代与三郎外一名）（椎熊三郎君紹介）（第一六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、現下の農業経済事情にかんがみ、現在の食糧事務職員をこれ以上整理するときは、今後の食糧行政上大なる支障をきたすものと懸念される。ついては、小沢村の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定並びに食糧政策の遂行上十分、考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

前田村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道岩内郡前田村長山本糟一外二名）（椎熊三郎君紹介）（第一六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、かくては北海道岩内郡前田村のごとき交通不便な地域においては農産物の検査等にきわめて不利不便を余儀なくされ、農民は苦境に陥ること明らかである。ついては、前田村の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は食糧業務の円滑化を期するため妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩内町の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道岩内郡岩内町長山本律外一名）（椎熊三郎君紹介）（第一六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、北海道岩内郡岩内町に在勤する同職員はわずか三名にして、本町外三箇村の農産物検査等を担任するのみならず、本町が岩宇一帯の農産物集散地として政府指定倉庫を有するため、これに伴う事務処理その他多方面にわたる任務を課せられている現状において、これ以上の減員は不可能である。ついては、岩内町の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は食糧業務の適正なる遂行を期するため妥当であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

京極村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道虻田郡京極村長佐藤賢外四名）（椎熊三郎君紹介）（第一六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、同職員が農産物の検査並びに農業経営の指導等によつて、従来村民にひ益するところきわめて大であり、村民は行政整理によつて生ずる事態を憂慮している。ついては、京極村の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の合理化並びに食糧業務の適正なる遂行を期する必要上、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

南尻別村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道磯谷郡南尻別村農村連盟委員長河原田松外四十三名）（椎熊三郎君紹介）（第一六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府が発表した行政整理案によれば、北海道磯谷郡南尻別村の食糧事務所駐在所等一箇所の廃止を予想されるが、かくては農産物の検査業務に多大の支障をきたす結果、市場取引の不円滑を招来し、本村経済の破滅をもたらすことになるので村民ひとしく憂慮している。ついては、南尻別村の食糧事務職員の整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の安定並びに食糧業務の適正なる遂行を期する必要上、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

熱郛村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道歌棄郡熱郛村農業協同組合長福本二郎）（椎熊三郎君紹介）（第一六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、一部食糧事務所出張所の廃止を行うとのことであるが、北海道歌棄郡熱郛村は昭和二十六年ようやく食糧事務所出張所が設置され、関係農民に多大の利便を与えているもので、万一これが廃止等を見るならば、管内六里四方に散在する本村においては、農民に与える経済的打撃は深刻なものがある。ついては、熱郛村の食糧事務職員の整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

黒松内村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道寿都郡黒松内村農業協同組合長若森通）（椎熊三郎君紹介）（第一六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い、食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、北海道寿都郡黒松内村における終戦以来困難な農家経済の再建に対して、同職員が多端な業務を遂行しつつ寄与したところ多大なるものがあり、行政整理によつて同職員の縮小をきたすがごときことあれば本村に与える影響は少なくない。ついては、黒松内村の食糧事務職員の整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

樽岸村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道寿都郡樽岸村中の川農業協同組合長富田伊三郎外二十名）（椎熊三郎君紹介）（第一六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道寿都郡樽岸村は三部落三農協を有し、食糧事務所出張所に

は二名の職員が寿都町をも兼務するので、現在においても人員不足にして農産物検査に支障をきたしているが、かかる状態において食糧事務職員の行政整理が本村にも及ぶならば、今後農家経済に重大なる影響を与えるものとして村民一同憂慮している。ついては、瀬棚村の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

余市町の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道余市郡余市町議会議長吉田増次）（椎熊三郎君紹介）（第一六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道余市郡余市町は農家戸数数千四百戸を数え、本町食糧事務所は道営当時においては十九名の職員を有したにもかかわらず、現在わずか四名をもつて多端なる業務に服しているので、農民は少なからず不便を感じているが、今回の行政整理に伴つて職員の減員を見るごときことが生ずれば、本町農民に及ぼす不利不便はいよいよ増大するものとして憂慮されている。ついては、余市町の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を図る必要上十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

大江村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道余市郡大江村農業協同組合長鎌田忠治郎外四名）（椎熊三郎君紹介）（第一六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、北海道余市郡大江村農業協同組合は現在においても食糧事務所出張所より三里、同駐在所より二里半の距離にあり、米麦約三千俵を出荷するので、出荷最盛期においてはとくに混雑をきわめ、職員の不足をきたしている実情で、万一同職員が縮小又は廃止されるがごとき場合には四、五里も遠方に行つて検査を受けなければならなくなるため農民ひとしく憂慮している。ついては、大江村の食糧事務職員の整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は食糧業務の円滑なる遂行を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

狩太町の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道虻田郡狩太町長高瀬金次郎外十一名）（椎熊三郎君紹介）（第一六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の行政整理に伴い食糧事務職員の人員整理を行うとのことであるが、北海道虻田郡狩太町においては年間検査件数でん粉三十万件、馬鈴しよ三万件、米麦七万件に達するのみならず、食糧事務所の任務は複雑多岐にわたつているので、四名の職員にては現在においても事務の過重負担となつており、従つて職員の縮小をきたすごとき場合には農産物取引は混乱し、食糧需給計画は破壊されて農家の経済的打撃はじん大となる。ついては、狩太町の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定並びに食糧業務の円滑なる遂行を図るため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

喜茂別町の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道虻田郡喜茂別町長菊地久治外二十名）（椎熊三郎君紹介）（第一六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡喜茂別町は十一方里の広大な地域に五百戸の農家が散在し、耕作面積は二千百町歩を有するが、今回の行政整理によつて食糧事務職員の減員を見るがごときことになれば、出荷農産物検査の不円滑等によつて農民に与える経済的影響は多大なものがある。ついては、喜茂別町の食糧事務職員の人員整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を期する必要上十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

真狩村の食糧事務職員整理反対に関する請願（請願者　北海道虻田郡真狩村長田端元外三十一名）（椎熊三郎君紹介）（第一六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政機構改革の実施に伴い、農林省食糧事務所職員を整理するとのことであるが、若し、これが実現されれば、地方農村の農業指導に重大な結果をもたらし、北海道農業を退歩せしめるのみか、農業経営に危機を与えるものとなる。ついては、真狩村の食糧事務職員の整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の円滑化を期するため、十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道における食糧管理機構縮小等反対に関する請願（請願者　札幌市北四丁目百四十一番地北海道農民同盟委員長高橋雄之助）（紹介議員三鬼隆君紹介）（第一六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は今回行政機構改革の実施に当つて、食糧事務所を改革し、もつて大量の人員整理をする由であるが、農民にとつては常に食糧事務所と密接な関係にあつて、農業指導を始めとし、検査を通じ、品種の改良等に多大の貢献をしている食糧事務所を廃止すれば、今後の農家経済に与える影響はじん大なものがある。ついては、食糧管理機構の縮小、食糧事務所職員の整理及び農産物検査法の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の適正なる遂行を期する必要上十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道における食糧事務所機構改革反対に関する請願（請願者　札幌市北四条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会長幡野直次）（紹介議員三鬼隆君紹介）（第一六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は今回の行政機構改革により、食糧事務所の機構を改革し、大量の人員整理を行う由であるが、同事務所の機構いかんは農業上重大な影響があるのみならず、これが人員整理は農産物検査並びに食糧行政に多大の支障をきたすこととなる。ついては、北海道における食糧事務所の機構改革、人員整理及び農産物検査法の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧業務の適正な運用を期するため十分考慮すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

文部委員会

信州大学医学部附属病院復興に関する請願（請願者　長野県知事林虎雄外二名）（小坂善太郎君外十二名紹介）（第一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信州大学医学部附属病院は本年三月二十九日不慮の災禍により本館をはじめとする中心部を焼失したが、同病院は医師養成に、研究面に、長野県下医療の中枢機関として必要欠くことのできないものであり、これが復興は当事者はもちろん、地元民のひとしく要望するところである。ついては、同病院は現在医学部と相当離れた位置にあるので、研究上はなはだ支障が多く、また現敷地が狭あいで拡張の余地がないから、この際医学部構内に移転建築されたいというのである。

二、請願の議決理由

信州大学医学部の現状の特殊性にかんがみ、該附属病院を医学部構内に移転建築すべき措置に関し、適切な考慮を加える必要がある。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校給食実施増額等に関する請願（請願者　東京都北区中十条三ノ十八ノ三番地平野一郎外二百四十名）（島上善五郎君紹介）（第一〇六号）、同（請願者　東京都千代田区四番町一ノ二小林昌造外五百六十二名）（鳩山一郎君紹介）（第一〇七号）、同（請願者　東京都墨田区寺島町三丁目三十七番地小林新吉外千百名）（山口シヅエ君紹介）（第一〇八号）、同（請願者　東京都杉並区中瀬町二十九番地遠藤英雄外千三百八名）（帆足計君紹介）（第一〇九号）、同（請願者　東京都荒川区日暮里町四丁目千百三十四番地高田卓郎外五百四十名）（天野公義君紹介）（第一一〇号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目七百五番地木瀬正二外六百三十名）（花村四郎君紹介）（第一一一号）、同（請願者　東京都立川市曙町三丁目七十番地武士今治外二百名）（細田篤泰君紹介）（第一一二号）、同（請願者　東京都世田谷区弦巻町二丁目三百二十三番地名木橋忠男外二百四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一一三号）、同外一件（請願者　東京都豊島区池袋六丁目千九百五十二番地高沢昇外三千八百十名）（神近市子君紹介）（第一一四号）、同（請願者　東京都新宿区赤城下町三十一番地西川恭外五百九十名）（原彪君（無）紹介）（第一一五号）、同（請願者　東京都葛飾区青戸町三丁目二千八百二十一番地秋月高今外八百六十名）（山花秀雄君紹介）（第一一六号）、同外一名（請願者　東京都台東区清島町百二十四番地依田門一外千七百二十名）（浅沼稲次郎君紹介）（第一一七号）、同（請願者　東京都品川区荏原一丁目三百九番地片桐好雄外二千三百八十四名）（加藤勘十君紹介）（第一一八号）、同（請願者　東京都江東区深川東陽町二丁目十七番地水巻敬吾外千五十二名）（熊本虎三君紹介）（第一一九号）、同（請願者　東京都中野区小淀町九番地松浦清外七百十七名）（菊川忠雄君紹介）（第一二〇号）、同（請願者　東京都練馬区春日町一丁目二千六百六十三番地木曾和敬外千四十名）（河野密君紹介）（第一二一号）、同外二件（請願者　東京都西多摩郡小曾木村南小曾木千八百九十五番地坂理博外千三十名）（中村高一君紹介）（第一二二号）、同（請願者　東京都大田区女塚四丁目六番地粉川真三郎外千四百名）（菊池義郎君紹介）（第一二三号）、同（請願者　東京都目黒区碑文谷一丁目千百十番地熊谷直夫外五百八十四名）（三輪壽壮君紹介）（第一二四号）、同（請願者　東京都港区芝愛宕町二丁目八十六番地港工業高校内日本父母と先生全国協議会長西本啓）（田中久雄君紹介）（第一二五号）、同（請願者　香川県三豊郡観音寺町三百三番地四国地区P・T・A協議会長守谷秋蔵）（大平正芳君紹介）（第五九五号）及び同（請願者　東京都葛飾区本田梅田町六十三番地大野木和男外千百八十名）（島村一郎君紹介）（第七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食は民主教育の振興、国民体位の向上を始め将来にわたる食生活の改善、食糧不足の打開等にその実効を上げつつあるが、国の予算的措置が不十分なため父兄の負担が増大し、その継続実施がきわめて困難となつている実情に

ある。ついては、学校給食に必要な予算を増額し、小麦粉及びミルクの全額を国庫負担とする学校給食法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食が、国民の食生活の改善及び教育上の効果の多い点に留意し、これが国庫補助増額の措置に関し、特に考慮を加える必要があると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

私学恩給財団の国庫補助金増額に関する請願（請願者　大阪市旭区新森小路南三丁目五十一番地前田隼之助外二名）（浅香恵雄君紹介）（第一二六号）、同（請願者　福井県丹生郡城崎村嗣一内藤真哉）（稲木庚子郎君紹介）（第一二七号）、同（請願者　広島県安芸郡府中町桃山青燐舛）（岸田正記君紹介）（第一二八号）、同（請願者　東京都台東区浅草柳橋二丁目三十三番地福田長次郎）（浅沼稲次郎君紹介）（第一二九号）、同（請願者　岡山県岡山市門田入百九番地小野やを）（星島二郎君紹介）（第一三〇号）、同（請願者　仙台市片平町名学恩給財団年金受給者連盟宮城県代表高橋等）（只野直三郎君紹介）（第一三一号）、同（請願者　神奈川県高座郡小山々村六千百二十二番地榎井英）（今村忠助君外一名紹介）（第一三二号）、同（請願者　東京都品川区荏原五丁目三百四十五番地　松永正修）（辻文雄君紹介）（第一三三号）、同（請願者　長崎市東上町五十五番地林田小市）（木原津与志君紹介）（第一三四号）、同（請願者　静岡県磐田郡袋井町久能千百九十三番地増田多武呂）（足立篤郎君紹介）（第一三五号）、同（請願者　佐賀県佐賀市水ヶ丘新道江藤冬雄）（江藤夏雄君紹介）（第一三六号）、同（請願者　東京都千代田区神田三崎町二丁目椒門ビル内私学恩給財団理事長児玉九十）（世耕弘一君紹介）（第一三七号）、同（請願者　東京都杉並区高円寺六丁目七百三十八番地奥田入郎）（花村四郎君紹介）（第一三八号）、同（請願者　神奈川県横浜市保土ヶ谷区ヶ丘七十二番地中居一郎）（志村茂治君紹介）（第一三九号）、同（請願者　香川県高松市福上町六百九十二番地諏訪幸蔵）（大西誠夫君紹介）（第一四〇号）、同（請願者　大分県日田市上手町昭和高校内池田鎮夫）（廣瀬正雄君紹介）（第一四一号）、同（請願者　北海道札幌市南六条西十三丁目砂金石之助）（苫米地英俊君紹介）（第一四二号）、同（請願者　山口県山口市熊川小池貞雄）（菅家一郎君紹介）（第一四三号）、同（請願者　東京都千代田区神田三崎町二丁目三十四番地児玉九十外七名）（竹尾弌君外七名紹介）（第六六四号）、同（請願者　神戸市兵庫区高羽鷹匠百四十五番地私学恩給財団年金受給者連盟西川徳太郎）（大西正道君紹介）（第七三八号）、同（請願者　横浜市鶴見区東寺尾町千五百十二番地平岡藤太郎）（門司亮君紹介）（第七五八号）、同外一件（請願者　兵庫県相生市那波鷺泉町二百二十六の二番地　新田天三郎）（河本敏夫君紹介）（第七七六号）、同（請願者　長崎市大橋町百三十六番地松阪高市）（田口長治郎君紹介）（第八〇五号）、同外一件（請願者　大阪府北河内郡四条町北条私学恩給財団年金受給者連盟大阪支部評議員前田諒策外一名）（浅香恵雄君紹介）（第八四九号）、同（請願者　福井県丹生郡城崎村嗣十五番地の二十七内藤真恭）（稲木庚子郎君紹介）（第八五〇号）、同（請願者　岡山県和気郡福河村私学恩給財団年金受給者連盟望月周雄）（逢澤寛君紹介）（第八五一号）、同（請願者　静岡県磐田郡袋井町久能千二百九十三番地増田多武呂）（足立篤郎君紹介）（第九九四号）、同（請願者　大分県日田市丸山町九十番地江田鎮夫）（廣瀬正雄君紹介）（第九九五号）、同（請願者　静岡県小笠郡東山口村千羽八百四十四番地村田豊道）（綿林三吾男君紹介）（第一三六五号）、同（請願者　高知県長岡郡岡豊村中島千四百五十番地山崎栄）（長野長廣君紹介）（第一四四八号）、同（請願者　宮城県仙台市北一番丁百三十七番地佐藤謙彰）（只野直三郎君紹介）（第一八七七号）、同（請願者　茨城県筑波郡旭村大字沼崎第千二百二十五番地北島正太郎外十六名）（塚原俊郎君紹介）（第一九四四号）、同（請願者　佐賀市与賀町百六十八番地福口長一）（江藤夏雄君紹介）（第一九四五号）、同（請願者　香川県高松市楠上町六百九十二番地諏訪幸蔵）（大西誠夫君紹介）（第一九四六号）、同（請願者　広島県深安郡大津野村野々浜私学恩給財団年金受給者連盟広島県代表藤井一郎）（高橋等君紹介）（第一九四七号）、同（請願者　神奈川県高座郡小出村遠藤六千百二十二番地榎井英）（小金義照君紹介）（第三〇二五号）及び同（請願者　愛媛県松山市朝美町一丁目千二百九十三番地長尾芳雄）（綱谷勝利君紹介）（第三一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私学恩給財団は昭和二十七年十月の寄附行為改正後、同月以降の退職受給者に対しては平均六万五千円に、それ以前の年金受給者に対しては一万三千円を支給し、正に十対二の差額支給がなされ、両者の間に著しい不均衡を生じ、これを是正し、一率に支給するには本財団の現在の枯渇せる財源ではとうてい不可能である。ついては、私学恩給財団に対する国庫補助金を三千六百四十八万円増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

私立学校教職員共済組合法施行後の財政上の実情にかんがみ、同組合に加入した私学恩給財団のうち、旧年金受領者に対し、新年金受領者と均衡のとれる年金を支給しうるよう、これが国庫補助の措置に関し特別の考慮を払う必要があるものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

市町村立学校職員給与負担法等の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県教職員組合事務職員部長松下秉武外十七名）（赤路友蔵君紹介）（第一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村立学校事務職員の身分給与は教員に比較して著しく不安定且つ低額であり、しかも最近は給与事務の変調と学校経営の複雑化に伴い、配置人員は著しく不足して、はげしい超過勤務を余儀なくされているが、その手当も県庁職員、高等学校職員には六パーセントを計上しているのに、小中学校事務職員には法的根拠不十分という理由で、わずか二パーセントしか計上されず、事務職員の結核休養者を増加させている実情である。

ついては、市町村立学校職員給与負担法の第一条に「超過勤務手当」を挿入し、教育公務員特例法の第二条に「事務職員」を加える等法的不備を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校事務職員の身分及び給与に関し、教育職員に準ずるように措置することに関し、十分考究を加える必要があることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立小中学校整備費国庫補助に関する請願（請願者　仙台市元寺小路宮城県町村会長宮本真三郎）（只野直三郎君紹介）（第一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立小中学校危険校舎改築費及び屋内体操場建設費国庫補助制度が実現の運びに至つたが、文教施設は町村の重荷で、国庫補助なくては青少年の教育をまつとうすることは困難である。ついては、これが予算の都道府県割当に際しては県教育委員会と連絡のうえ実情に即したものとされたいというのである。

二、請願の議決理由

町村における財政窮乏の実情にかんがみ、公立小中学校危険校舎及び屋内運動場の建設費の都道府県への割当に際しては、県教育委員会と連絡して実情に即するように措置する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

西宮市の昭和二十九年度小中学校児童生徒の収容対策確立に関する請願（請願者　兵庫県西宮市長長扇卯一郎）（山下榮二君紹介）（第一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県西宮市は阪神二大都市の中枢に位し、文化住宅都市として進展しつつ、人口は激増し、小学校において平年の二倍、中学校において正に三倍の増加を示し、これが収容対策は焦眉の急を要し、本年度中に施設の建設を終らなければ、二部、三部授業の事態に陥り、教育に及ぼす影響はまことに重大であるが、現下の窮迫せる地方財政にてはこれが打開はきわめて困難な実情にある。ついては、西宮市の昭和二十九年度の小中学校児童生徒の収容対策として国庫補助又は起債により本年中にこれが施設を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県西宮市の小中学校児童生徒の急増に対処するため、その校舎増築費に関し、財政援助の措置を講ずべき必要があるものと認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

大阪市の昭和二十九年度中学校生徒の収容対策確立に関する請願（請願者　大阪市議会議長菊井岩吉）（有田二郎君紹介）（第一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市は近年人口の激増は著しく、学校生徒数も年々増加の一途をたどり、本年の中学校入学数は昨年の二倍、これによる教室不足は四百十五を数える等、これが収容対策は焦眉の急務となつているが、現今の窮迫せる地方財政ではこれが建築事業の実施はきわめて困難な実情にある。ついては、大阪市の昭和二十九年度中学校生徒の収容対策を緊急に確立し得る措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪市の中学校生徒の急激な増加に対処するため、校舎増築費の財政的措置に関し考慮を加うべき必要のあることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

へき地教育振興に関する請願（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君紹介）（第一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

交通不便で、経済的、文化的に遅れたいわゆるへき地は封建性の濃厚に残存する地域を環境として、総べての点において立ち遅れを示し、ことに児童の教育については学校施設の貧弱及び優秀教員の誘引の困難、児童生徒の出席不振等によつて学力水準は他地域に比べ著しく低下し、学校教育とともに社会教育も行われず、しかもこの地域は経済的に著しく困難で、当該地方公共団体のみではとうてい解決する能力を持たない。ついては、これらへき地の教育振興対策として基本計画を樹立し、学校施設の充実、優秀教員の確保、生徒の就学奨励、社会教育の振興等を図るため急速且つ万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地学校教育の振興に関し、その特殊事情にかんがみて各般の施策を推進する必要があるものと認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

中学校舎増築に関する請願（請願者　東京都港区芝愛宕町二丁目八十六番地港工業高校内日本父母と先生全国協議会長西本登）（田中久雄君紹介）（第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の中学校は教室の不足のため、二部教授を余儀なくされており、五大都市のみでも十二万人に対する教室不足が数えられ、これが解消は義務教育完遂の見地からきわめて重大なことである。ついては、中学校舎を増築されたいというのである。

二、請願の議決理由

中学校における生徒の自然増の実情にかんがみ、その校舎増築に要する予算措置に関し考慮すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校給食用脱脂粉乳の飲用に関する請願（請願者　名古屋市中、小学校P・T・A連合会副会長大橋末吉）（早稲田柳右エ門君紹介）（第一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の学校給食は栄養主義一辺倒の立場より脱脂粉乳を半強制的に飲用せしめているが、その代価はすべて児童負担で、一回三円七十五銭となり、添加物を加算すれば六円に及び安価といえないのみならず、児童は脱粉のもつ特有の臭気と不快な舌ざわりを喜ばない。ついて、脱脂粉乳を風味豊かな栄養的にも申し分のない強化されたスープ型として給与されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食実施に関し、脱脂粉乳を主としたスープ型として給与する方法につき考究することの有益なるべきことを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

冷害対策としての学校給食費等国庫補助に関する請願（請願者　岐阜県高山市役所内高山市冷害り災児童生徒救済対策委員長伊藤松太郎）（岡村利右衛門君紹介）（第一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未曾有の凶作を受けた岐阜県飛騨地方住民の生活は日増しに窮乏の度を加えつつあり、従つて児童生徒は衣食生活はもとより、学習においてきわめて憂慮すべき状態にある。ついては、これが救済対策として、学校給食費二千三百十九万七千六百八十円、教材費百二十三万二千円の一部、教科書費百六十五万四千九百十一円の一部をそれぞれ国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県飛騨地方の、凶作による経済事情にかんがみ、当該地方所在の義務教育諸学校児童生徒に対し、これが救済に要する予算措置に置し、考慮すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

災害地域の学校給食無料実施に関する請願（請願者　山形県鶴岡市山形県教育組合鶴岡支部佐藤茂外二百二十四名）（上林與市郎君紹介）（第一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州一帯、和歌山県及び京都を中心とする一帯は本年の風水害により多大の被害をこうむり、住民の生活は著しく困窮している。ついては、これら風水害被災地域に対して学校給食を無料で実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十八年度における九州一帯、和歌山県及び京都地方等の風水害による被害のための生活困窮事情にかんがみ、学校給食の無料実施について適切な措置を講ずる必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校建築基準の改正に関する請願（請願者　東京都港区芝愛宕町二丁目八十六番地港工業高校内日本父母と先生全国協議会長西本啓）（田中久雄君紹介）（第一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文部省は六・三制校舎の整備として、児童生徒一人当り〇・七坪という応急基準のもとにその建築を促進しているが、これは応急対策としての基準であつて正しい意味その学校建築の基準でなく、戦後すでに八年を経過している現在においては速やかに実情に副うよう改正すべきである。ついては、小学校は〇・九坪に、中学校は一・二五坪に学校建築基準を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育学校校舎建築費国庫負担額の基準坪数を、小学校は〇・九坪に、中学校は一・二五坪にまで引上げることについて十分な考慮を加うべき必要のあることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に基きその経費の予算強化に関する請願（請願者　新潟市港町通二ノ町新潟県高等学校定時教育振興会長村田三郎外四百九十二名）（渡邊良夫君外四名紹介）（第一五八号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京伯楽町全国高等学校定時制通信教育振興会長中川源一郎）（田中伊三次君紹介）（第一五九号）、同（請願者　宮城県立高等学校定時制教育通信教育振興会長満窪鉄夫外六百三十四名）（持永義夫君紹介）（第五三二号）、同（請願者　島根県能美郡飯梨村島根県高等学校定時制教育通信教育振興会長若槻修道外百七十五名）（横内義雄君紹介）（第五三三号）、同（請願者　愛媛県松山市一番町一番地愛媛県高等学校定時制通信教育振興会長立川明）（關谷勝利君紹介）（第六六八号）、同（請願者　福岡県議会議員花田二百外六百五十六名）（山崎巌君紹介）（第八五二号）、同（請願者　山形県山形市長鈴木重紘外三百名）（加藤精三君紹介）（第八五三号）、同（請願者　岩手県議会議長中野吉郎外四百六十名）（小澤佐重喜君紹介）（第八五四号）、同（請願者　香川県小豆郡土庄町香川県高等学校定時制教育通信教育振興会長中塚卓蔵外二千六百十三名）（中川源一郎君紹介）（第八五五号）、同外一件（請願者　宮城県塩釜市江尻七番地森島盛留外三千五百十八名）（水谷長三郎君紹介）（第九〇九号）、同（請願者　大阪市浪速区船出町二丁目二十二番地久保田鉄工所社長小田原大造外三百二十二名）（原田憲君紹介）（第一〇〇四号）、同（請願者　神戸市長田区前手町御見連蔵外六百十名）（笹藤新八君紹介）（第二五八一号）、同（請願者　愛知県高等学校定時制教育通信振興会長立川明）（安平鹿一君紹介）（第三五二二号）及び同（請願者　京都市中京区西京伯楽町四番地京都府高等学校定時制通信教育振興会長中川源一郎）（田中龍夫君紹介）（第四〇〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高等学校定時制教育及び通信教

育が開設されて満五箇年、年とともに約二割増の傾向にあつて今や生徒数定時制五十四万、通信教育五万余に達し、卒業生は産業の第一線に精励して都市並びに農村の中堅的存在となり、地元町村も少なからぬ熱意と関心を寄せているものの、町村財政の現状はこれら教育の振興発展のために必要な設備その他を充実することが困難である。ついては、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に基き、その経費を大幅に予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校定時制教育及び通信教育を振興するため、これが予算の増額に関し考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校教職員の定員増加に関する請願（請願者　山形県米沢市御殿町六千百三十一番地教組米沢市支部長高橋祝）（西村力弥君紹介）（第一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政改革案として公務員の一割行政整理を企図し、そのうちに教職員の定員減も含まれているが、教職員は現在の定員数でさえ諸般の事務が過剰にして、教職員七人で一人の事務職員の事務を分掌している現状にあり、現今児童の基礎学力の低下その他の対策の実施の必要性を知りながら、これを行い得ず、教職員は労働過重から病人が続出しており、しかも明年度は生徒児童百万人の増加が確認されている。ついては、明年度において教職員の定員増三万人を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十九年度における義務教育諸学校の児童生徒の自然増の実情にかんがみ、教職員の定員について労働過重にならないよう適当な措置を講ずる必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

義務教育施設基準の引上げに関する請願（請願者　兵庫県明石市議会議長鞍田遵）（岡田五郎君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の義務教育施設の基準は〇・七坪という単に普通教室の応急的最低基準に止まるもので、これではとうてい六・三制教育の振興を図ることは困難である。ついては、義務教育施設の基準を小学校は〇・九坪、中学校は一・二六坪の最低基準に引き上げ、実情に即する財政的裏付けを確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育施設費の国庫負担の基準坪数を引上げ、もつて義務教育の充実を図る必要があるものと認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

災害地域の学校給食無料実施等に関する請願（請願者　静岡県磐田郡掛塚町長野竹内善平外八十九名）（中村幸八君紹介）（第五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

台風十三号によつて静岡県下はきわめてじん大なる被害を被り、関係住民の生活はきわめて悲惨な実情にある。ついては、これが災害対策の一環として、（一）被災地十五箇町村の学校給食実施のための施設設備費、給食従事者給与の大幅助成をすること（二）給食実施のための諸材料（小麦粉、ミルク、燃料等）を十二月より無償配給すること（三）特に第二項実現のため冷害地に準じユニセフ物資無償配給の特別措置等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

台風十三号による静岡県下の被害じん大な事情にかんがみ、被災地学校児童生徒に対し、給食用物資を無償配給する等の施策を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

幼稚園教員の養成機関拡充に関する請願（請願者　愛知県名古屋市西区志摩町愛知県国公立幼稚園長会長浅野寿美子外一名）（田嶋好文君紹介）（第五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教員免許法によつて、幼稚園教員の資格が明らかとなつたが、これに伴う幼稚園教員の養成機関はほとんど未整備であるため、幼稚園教育に重大なる欠陥となつている。ついては、（一）各国立教員養成大学には必ず幼稚園教員養成の機関を設置又は増設し、これが予算措置を講ずること（二）夜間あるいは通信教育機関を考慮すること（三）国立大学附属幼稚園を整備充実すること（四）教員養成の大学には必ず附属幼稚園を設置すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

幼稚園教育を充実せしめるため、幼稚園教員の養成機関の整備に関し適切な措置を講ずる必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

市町村立学校職員給与負担法の一部改正に関する請願（請願者　愛知県名古屋市西区志摩町愛知県国公立幼稚園長会長浅野寿美子外一名）（田嶋好文君紹介）（第五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立幼稚園職員の待遇は教員免許法によつても小・中学職員と同一であるべきにかかわらず、実支給額においては小・中学校に比べはるかにそん色があり、また地方的、地域的に非常な不同を生じているが、これは幼稚園教員の給与が市区町村の負担となつているためである。ついては、市町村立学校職員給与負担法を改正して幼稚園教員の給与を都道府県負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

幼稚園教育の充実を図るため、幼稚園職員の給与を、小・中学校教職員と同様に、都道府県の負担

とすることに関し、十分検討を加える必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

義務教育費全額国庫負担に関する請願（請願者　香川県三豊郡観光寺町三百三番地四国地区P・T・A協議会長守谷秋蔵）（大平正芳君紹介）（第五九七号）、同（請願者　大阪府立実業高等学校P・T・A連絡協議会長竹花栄造）（大石ヨシエ君紹介）（第二六八三号）及び同（請願者　大阪府高槻市始是東五百住大阪府市長会長阪上安太郎外三名）（大石ヨシエ君紹介）（第二七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育費を地方独自の税収でまかない得るのはわずか九都道府県に過ぎず、不完全な平衡交付金制度をもつてまかなわれることは財源に乏しい地方公共団体の財政を著しく不安定ならしめ、教育の機会均等をはなはだしく阻害するものであり、義務教育は憲法上の精神により一定の規模と内容を国民に保障すべき国の責任と義務であるにもかかわらず、義務教育費国庫負担法はその精神とそごするものがある。ついては、義務教育費全額国庫負担制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

現行の平衡交付金制度を裏付けとする義務教育費半額国庫負担の制度は、地方公共団体の財政を不安定ならしめ、教育の機会均等の精神に背馳するものであることにかんがみ、義務教育費全額国庫負担とすることに関し、十分考慮すべき必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

奨学育英資金増額に関する請願（請願者　香川県三豊郡観音寺町三百三番地四国地区P・T・A協議会長守谷秋蔵）（大平正芳君紹介）（第五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の社会的経済的事情により進学不可能なものが多数あり、各府県においてもできる限り能力あるものの進学達成に努力しているものの、窮迫せる府県財政をもつてしては意のごとくならない。ついては、育英会奨学生の増加採用とともに奨学金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育の普及向上を図るため、育英会奨学生の増加採用及び奨学金の増額について適切な措置を講ずる必要があることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校給食法制定等に関する請願（請願者　福岡県福岡市外香椎町福岡女子大学長奥田鼎）（福田昌子君紹介）（第六八五号）、同（請願者　長崎県長崎市鳴滝町千七番地長崎県立女子短期大学長川上登喜二）（田口長治郎君紹介）（第八〇三号）、同外一件（請願者　東京都目黒区平町五十三番地東京都栄養士会代表大関喜美子外一名）（山口シヅエ君紹介）（第八〇四号）、同（請願者　名古屋市北区志賀町三百八十番地名古屋市立女子短期大学力丸政吉）（久野忠治君紹介）（第八二二号）、同（請願者　北海道札幌市南三条西七丁目四番地北海道栄養学校長鶴岡トシ）（岩来地英俊君紹介）（第一〇〇三号）、同（請願者　広島市牛田町広島女学院大学長広瀬ハマコ）（難尾弘吉君紹介）（第一六一九号）同外二件（請願者　京都市上京区今出川通寺町同志社女子大学長湯山徳三外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第一八七四号）、同（請願者　島根県浜田市朝日町日本栄養士会島根県支部長岩竹スミエ）（大橋武夫君紹介）（第一九四八号）、同（請願者　京都市京都女子大学短期大学部長増山顕珠）（大石ヨシエ君紹介）（第二七五八号）及び同（請願者　三重県四日市市大字天ケ須賀栄養士養成施設指定校聴学園短期大学長秋田徳）（山手満男君紹介）（第三〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法においては、収容患者百名に対し栄養士一名を、労働安全衛生規則においては一回三百食、一日五百食以上給与の場合栄養士一名を置くことが義務づけられているが、現実生徒の学校給食はこれら病弱者、労働者以上に重要性があるにもかかわらず、これが放置せられていて遺憾である。ついては、学校給食法の制定を促進し、同法案中に栄養教諭制度に関する条文を設け、且つ、一回五百食以上の学校給食施設には栄養教諭の設置を義務づけるとともに、栄養教諭は栄養士法に基く栄養士をこれに当らせられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食法が制定せられたのであるが、なお、栄養士の制度化とその義務設置に関し、考慮を加える必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

教育環境の浄化に関する請願（請願者　東京都渋谷区竹下町三番地環境浄化期成同盟代表万羽隆三）（瀬川忠雄君外五名紹介）（第八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都渋谷区竹下、原宿、千駄ケ谷一帯は従来都内屈指の緑地帯として、住宅地に、また子弟の教育地として好適地となつていたが、近年温泉マーク旅館及び外人相手のホテルが激増し、これら旅館の多くは当地教育機関の中心外苑中学校周辺に密集し、神宮前、千駄谷、鳩森谷小学校もその累を免かれない状況で、小、中学生徒はもちろん、婦女子に受ける精神的影響はきわめて大である。ついては学校を中心として半径五百メートル以内に温泉マークの旅館を新設、増設することを禁止するよう法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都渋谷区竹下、原宿、千駄ケ谷の一帯の地区の、教育環境としての浄化措置に関し、考慮を加うべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

老朽校舎改築費国庫補助に関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（議内正一君紹介）（第八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六、三制の実施に伴い町村は新制中学校舎の新築に急を要し、これに全力を尽しているため、既設老朽小学校舎改築の要に迫られながらも、現今の町村財政をもつてしてはとうていその負担に堪えず、荒廃のまま放置するのやむなき現況にある。ついては、老朽校舎の改築費を全額国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

小学校教育を充実するため、これが老朽校舎の改築に要する経費の予算措置に関し、これを増額するように考慮すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

新制中学校建築補助基準坪数引上げに関する請願（請願者　福島県町村会長横山宗延）（議内正一君紹介）（第八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村はきわめて困難なる財政の中において義務教育の重要性にかんがみ、新制中学校舎の建築に際しては万難を排して、その必要規模の最低限度まで完備すべくあらゆる努力を払つているが、従来補助の対象とされる基準は在校生徒一人当り〇・七坪以下とされているため、実質上の町村の負担はきわめて容易ならぬものがある。ついては、新制中学校建築基準坪数を生徒一人当り一・二坪まで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の延長に伴う中学校校舎の建築費に関し、その補助の対象となる基準坪数の引上げについて考慮すべき必要のあることを認めた。よつて本請願は、これを議会の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

中学校の建築基準引上げ等に関する請願（請願者　和歌山県伊都郡町村会長小林正雄）（坊秀男君紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県伊都郡内の各学校の現状は戦時中の修理不能や戦後の資材不足等により、相当数の危険校舎等があり、その上児童生徒は増加する一方なので早急にこれが充実を痛感しているが、現下の地方財政の窮乏と資材の高騰による単価上昇のため苦慮している。ついては、（一）中学校の〇・七坪の基準を引き上げ、（二）危険校舎改築補助予算を大幅に確保し、（三）湿潤地帯、寒冷地帯の義務設置学校屋内運動場の建設費国庫負担の法制化を図り、その基準は学校規模の実情に即するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中学校施設費基準坪数引上げ及び危険校舎改築費補助額の増額並びに湿潤地帯寒冷地における義務教育学校屋内運動場建築費国庫負担法の制定等に関し、適切な措置を講ずる必要があるものと認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設建設費国庫補助に関する請願（請願者　長野県議会議長下平俐四）（倉石忠雄君紹介）（第九九七号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第九九八号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一三九一号）、同（請願者　長野県議会議員清上正男）（原茂君紹介）（第一五〇四号）、同（請願者　宮城県庁内宮城県町村会副会長岡崎太郎）（只野直三郎君紹介）（第一九五〇号）及び同（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町中村環）（増田甲子七君紹介）（第二〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の公立学校施設の実情は新学制施行後すでに八年を経過しているにかかわらず、いまだ危険校舎等が相当数あり、しかも児童生徒は急激に増加する一方で、その窮状はますます深刻の度を加えつつある。ついては、（一）中学校の建築基準〇・七坪を一二・六坪に引上げ、（二）危険校舎の改築、補助計画は少なくとも一箇年四十万坪とし、（三）積雪寒冷湿潤地方の義務設置学校の屋内運動場建設費の国庫負担制度を法制化し、その必要基準は学校規模に即応するものとし、（四）建築単価は建築の実情に即応するよう引上げの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政が困窮している上に近年の中、小学校の児童生徒が急増している実情にかんがみ、公立学校施設整備のため、校舎建築基準の引上げ、危険校舎改築補助費及び積雪寒冷湿潤地帯の義務設置学校屋内運動場建築費国庫補助に関する立法等に関し、適当な措置を講ずる必要のあることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

高等学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願（請願者　長野県議会議長下平俐四）（降旗徳弥君紹介）（第一〇〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員平沢光久外二名）（小川平二君紹介）（第一〇〇一号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎外一名）（松平忠久君紹介）（第一〇〇二号）、同（請願者　長野県議会議員荻原克己）（中澤茂一君紹介）（第一二六一号）、同（請願者　長野県議会議員相馬朝四郎）（井出一太郎君紹介）（第一三九二号）、同（請願者　長野県議会議員清上正男）（原茂君紹介）（第一五〇三号）及び同（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町中村環）（増田甲子七君紹介）（第二〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高等学校の施設の現状は戦時中における建築抑制、軍事工場への転用等のため、建物の破損、老朽が著しく、倒壊の危険にひんしている実情で、これを放置しておくならば、事態は悪化の一途をたどり教育の振興上に重大なる影響を

及ぼすものである。ついては、危険校舎改築促進臨時措置法を公立高等学校に適用し、国費をもつて補助するとともに、これが起債についても優先的に許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校の校舎は、中、小学校の校舎の増改築及び戦時中の悪条件等に圧迫せられ、老朽朽が最もはなはだしくなつている実情にかんがみ、国庫補助、ないし起債の優先許可等の措置を講ずることについて考慮すべき必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

婦人教育振興費増額に関する請願（請願者　山口県美祢郡真長田村山口県連合婦人会代表吉永チヨウ）（田中龍夫君紹介）（第一〇八七号）、同（請願者　山口県防府市牟礼山口県連合婦人会秋山繁子）（宮腰一郎君紹介）（第一〇八八号）、同（請願者　滋賀県蒲生郡岡山村大字加茂今井菊重）（今井耕君紹介）（第一一七九号）、同（請願者　山口県下松市花岡河村ひろ）（岸信介君紹介）（第一二六二号）、同（請願者　山口県佐波郡島地村山口県連合婦人会瀬川ふじの）（石村英雄君紹介）（第一二六三号）、同（請願者　山口県徳山市山口県連合婦人会代表盛田テル）（今澄勇君紹介）（第一三〇七号）、同（請願者　福岡市住吉福岡市各校区婦人会連絡協議会委員長板橋ユキエ）（福田昌子君紹介）（第一四四九号）、同（請願者　福岡県福岡市天神町菊池ふじの）（熊谷憲一君紹介）（第一六一八号）、同（請願者　滋賀県愛知郡東押立村役場内滋賀県地域婦人団体連絡協議会長小山静枝）（森幸太郎君紹介）（第一三一四号）、同（請願者　滋賀県蒲生郡中野村南津（堤ツルヨ君紹介）（第一六八四号）及び同（請願者　滋賀県大津市高見町滋賀県地域婦人団体連絡協議会長酒井敬子）（矢尾喜三郎君紹介）（第三七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後婦人の地位が高まり、その地位を現実の社会機構や日常生活のうちにも正しく位置づけるために婦人の知性向上を要望されるが、昭和二十八年度における文部省の婦人教育振興費はわずか五十万円、二十九年度はさらに減額された三十万の少額にして、十分な婦人教育の振興を期することはできない。ついては、婦人教育振興費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会政育における婦人教育の重要性にかんがみ、これが振興に要する国庫補助の増額に関し、特に考慮を加える必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願（請願者　埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保九百三十八番地の一藤井広司外三百四十八名）（平岡忠次郎君紹介）（第一三九三号）、同（請願者　埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保九百三十八番地の一藤井広司外三百五十九名）（松山義雄君紹介）（第一六二〇号）、同（請願者　埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保埼玉県公立学校事務職員会西部地区代表小熊精一外三百二十二名）（山口六郎次君紹介）（第一七六二号）、同（請願者　京都府与謝郡宮津町中都府立水産高等学校内山本千次）（芦田均君紹介）（第一八七八号）、同（請願者　京都府舞鶴市引上百四十五番地佐藤節雄）（大石ヨシエ君紹介）（第二六八二号）、同（請願者　岡山市国富百二十七番地岡山県公立学校事務職員協会長三好九太外三千三百四十九名）（橋本龍伍君紹介）（第二八八〇号）、同（請願者　山形市堀立町百七番地平野定義外千三百二十六名）（松岡俊三君紹介）（第三二二一号）、同（請願者　鳥取市東町鳥取県中学校教職員組合事務職員部長土井勉）（古井喜實君紹介）（第三二二二号）、同（請願者　京都市右京区太秦安井辻ノ内町十四番地全国公立学校事務職員協会京都府分会長山崎徳治郎）（大石ヨシエ君紹介）（第三三一六号）、同（請願者　茨城県那珂郡五台村東木倉九十九番地後藤文外二千三百八十四名）（加藤高蔵君紹介）（第四〇〇一号）及び同（請願者　東京都北区稲付西町四丁目四十二番地野口昌一）（加藤宗平君紹介）（第四三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校事務職員は教員と同様学校に置かなければならない職員であると学校教育法に明示され、且つ、教育委員会法、恩給法においても教育職員とみなされているにかかわらず、教育公務員特例法の適用から除外されることは明らかに学校教育法に矛盾するものである。ついては、公立学校事務職員を教育公務員特例法の適用を受ける公務員と改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の事務職員を、教育公務員特例法の適用を受ける職員として措置することに関し、十分考慮する必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

地方学校施設基準の引上げ等に関する請願（請願者　松江市殿町島根県義務設置学校施設整備促進期成会長中島龍一）（大橋武夫君紹介）（第一四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在地方学校施設の実情は著しい不足と腐朽荒廃をきたしており、来年度以降逐年急増する小、中学校の児童生徒は数年にして全国数百万人に達するものと推定され、いよいよ深刻な様相を呈することになるが、今からこれが緩和、解決の前途を見通した方策を講じておかなければ、近く由々しい事態を招来することは必至と認められる。ついては、中学校の七坪の基準を引き上げること、危険校舎改築補助予算を確保し高等学校の危険校舎をも補助の対象とすること、積雪寒冷湿潤地帯の義務設置学校屋内運動場の建設費国庫負担の法制化を図ること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育及び高等学校教育の充実を図るため、中学校校舎建築基準坪数引上げ、並びに危険校舎改築費補助の予算措置及び高等学校も危険校舎改築費補助の対象とすること、さらに積雪寒冷湿潤地帯屋内体操場建設費国庫負担に関する法制化等につき適切な措置を講ずる必要があることを認めた。よ

つて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

へき地教育振興予算増額等に関する請願（請願者　和歌山県海草郡紀野村山口浅市外九千六百十名）（田中織之進君紹介）（第一五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育は国家再建の基盤にして、その重要性は他に比を見ないのであるが、他の事業と異なり効果が遅いため予算の裏付が軽視され易いことは遺憾であり、なかんずくへき地教育の振興はもつとも緊急を要する現状にあつて、栄養不足による体位の低下、不就学長期欠動の増加、校舎の老朽又は流失による分散授業、教員不足等、その前途は憂慮すべきものがある。ついては、今国会においてへき地教育振興法を制定するとともにその予算三億七千七百万円を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地の経済的特殊事情にかんがみ、学校教育振興のため、その予算の増額措置に関し、考慮を加うべき必要のあることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

書道教育実施に関する請願（請願者　東京都品川区西大崎四丁目七百八十番地豊道慶中）（辻寛一君紹介）（第一七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

書道は東洋独特の芸術であり、美的情操教育上の重要性は識者のしばしば指摘するところであつて、書道教育実施に関する請願はすでに第二回国会以来数次の採択を見、又二十四年の文部省世論調査による結果からも当然小・中学校教育課程より書道は独立課目として実施されるべきでありながら、いまだその実現を見ないことはまことに遺憾である。ついては、小・中学校における書き方及び習字は独立教科とし、高等学校及び各大学の教育学部における書道科は必修科目とするとともに、書道科教員養成機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

書道の教育上における重要性にかんがみ、これを小・中学校の書き方及び習字の独立教科とし、高等学校及び大学の教育学部における書道科を必修科目とするとともに、該科教員養成方法等に関し考慮すべき必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設建設費国庫補助に関する請願（請願者　浦和市県庁内埼玉県教育委員長上野茂）（青木正君紹介）（第一七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校施設の整備については、従来激増する児童及び生徒の収容に全力を傾倒してきたが、依然として不正常授業の解消をなし得ず、加うるに既存校舎も腐朽荒廃の度著しく、寒心に堪えない状況にある。ついては、この窮状を打開するため、（一）中学校校舎の〇・七坪基準を一・二六坪に引き上げ、明年度予算に計上すること（二）危険校舎改築補助予算は地方の実情に即し得るよう大幅に計上し、高等学校についても補助の対象とすること（三）不正常授業解消のための小学校の建築に対する国庫補助予算を大幅に計上すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の施設を整備して教育内容を充実するため、中学校建築基準坪数の引上げ及び危険校舎改築費の国庫補助については中学校だけでなく、高等学校もその対象に加え、小学校の建築費についても国庫補助額を増額すること等に関し適切な措置を講ずる必要があることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

私立学校振興に関する請願（請願者　宮城県議会議長栗野豊助）（只野直三郎君紹介）（第一八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は私立学校法、私立学校振興会法及び私立学校教職員共済組合法を制定し、私学振興の諸施策を講じつつあることは時宜に適したものと信ずるが、私立学校の現状は現下の経済情勢にかんがみ、経営あるいは新学制に基く施設等の充実において財政的窮乏はなはだしく、これがため教職員の待遇も公立学校に準じて改善することができず、その差をいよいよ高めつつある。ついては、私立学校法等の三法の運用に十分なる予算措置を講ずるとともに建設費の助成、職員待遇改善措置等私学振興のために格別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

私立学校教育振興のため、各般の施策につき一層考慮を加える必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

盲ろう児童就学奨励法制定に関する請願（請願者　宮城県議会議長栗野豊助）（只野直三郎君紹介）（第一八七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年度より盲ろう教育の義務制が実施され、盲ろう児童の将来に明るい途が開かれたのであるが、学校が少ないために通学に不便なこと、家庭が貧困で通学費、寄宿舎費の負担ができないこと等のために、就学率は全国平均五十パーセントに満たない状況であつて、明年度からは中学部の義務制が実施されるものの、ことに本年は冷害凶作に遭遇している関係上、就学児童はもちろん、在学中の児童についても不安に堪えないものがある。ついては、盲ろう児童就学奨励法を制定し、これに関する予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本国会において内閣提出にかかる盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案が修正議決せられ、その目的は達成されたものと

認める。よつて本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。
右報告する。
昭和二十九年六月二日
文部委員長　辻　寛一
衆議院議長堤康次郎殿

義務教育費全額国庫負担に関する請願（請願者　京都府庁内京都府教育長細谷健治）（大石ヨシエ君紹介）（第一八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案を再提出し、一部都道府県に対し国庫負担の打切り又は減額措置を講じようとしているが、かかる措置は教育の機会均等と教育水準の維持向上とを図ることを目途として国の負担責任を明確にした同法の立法精神をじゅうりんするのみならず、義務教育を破壊するものはなはだしい。ついては、義務教育費全額国庫負担を完全実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
義務教育水準の維持向上を図るため、義務教育費全額国庫負担の予算措置に関し、考慮を加える必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月二日
文部委員長　辻　寛一
衆議院議長堤康次郎殿

学校給食法制定等に関する請願外二件（請願者　岡山県和気郡伊里町大字穂浪河原亀三郎外十九名）（逢澤寛君紹介）（第二二五二号）、同（請願者　三重県津市三重県庁内三重県教育委員会教育長齋藤金弥）（田中久雄君紹介）（第二二五三号）、同外二件（請願者　岡山県吉備郡真備町有井簡小学校P・T・A会長林茂静外二名）（山崎始男君紹介）（第二二五四号）、同外二件（請願者　岡山県倉敷市水江千五百五十七番地土倉鎮太郎外二十名）（橋本龍伍君紹介）（第二三一三号）、同（請願者　岡山県津山市西今町五十番地大村修一外四十六名）（大村清一君紹介）（第二三六八号）、同外二件（請願者　岡山県邑久郡邑久町下笠加高田真咲外七名）（和田博雄君紹介）（第二四四八号）、同（請願者　水戸市三の丸教育会館内茨城県学校給食推進協議会長中島鏡太郎外十名）（塚原俊郎君紹介）（第二五七七号）、同外一件（請願者　岡山県児島市吹上五百四十八番地原武外二十三名）（中原健次君紹介）（第二五七八号）、同外二件（請願者　岡山県真庭郡美川村大字佐引百五十三ノ一番地近藤正隆外十二名）（小枝一雄君紹介）（第二五七九号）、同外三件（請願者　岡山県児島市小川岡崎耕三外十八名）（星島二郎君紹介）（第二五八〇号）、同（請願者　岡山県津山市山下六十九番地蓬郷富夫外五名）（黒田寿男君紹介）（第二九四六号）、同（請願者　茨城県那珂郡那珂湊町山ノ上高野三好外千四百七十六名）（塚原俊郎君紹介）（第三三五〇号）、同外四件（請願者　岡山県和気郡和気町大字原王賀良外三十三名）（大村清一君紹介）（第四四八四号）及び同外三件（請願者　岡山県和気郡吉永町大字吉永中八百五十三番地武元四郎外三十二名）（小枝一雄君紹介）（第四五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
学校給食は民主教育の振興、児童体位の向上、食生活の改善等に多大の効果を挙げているが、その現状は国庫負担額の僅少、幾多解決を要する問題が山積して、その普及及び発展上の障害となつている。ついては、学校給食用原麦、ミルク代金の国庫負担、準要保護児童生徒への補助拡充強化、学校給食施設費の国庫補助、学校給食専従者の身分保障及び人件費の国庫負担を含む学校給食法を制定するとともに、学校給食用諸物資の減免税の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
学校給食法を制定したのであるが、その国庫補助の対象範囲を拡張し、学校給食専従者の身分保障とともにその人件費の国庫負担等に関し考慮する必要があることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月二日
文部委員長　辻　寛一
衆議院議長堤康次郎殿

幼稚園教育振興に関する請願（請願者　岡山県邑久郡朝日村久々井山本勉外五十万名）（野原覚君紹介）（第一九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
就学前の幼児期がいかに重大であるかはいうまでもなく、このことは学校教育法のなかで、幼稚園を出発点として認められているが、現在全国における幼稚園数は小学校のわずか十パーセントに過ぎない状態であり、教員の給与も同一学歴、同一勤年でありながら、義務教育教員より低くなつている。ついては、幼児教育振興のため、幼稚園施設拡充の財源措置を講ずるとともに、市町村立学校職員給与負担法を改正して幼稚園教員給与の負担を都道府県とされたいというのである。

二、請願の議決理由
幼稚園教育を振興するため、幼稚園施設拡充に要する予算措置及び幼稚園教員の給与を都道府県負担とする等について、十分研究する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月二日
文部委員長　辻　寛一
衆議院議長堤康次郎殿

公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願（請願者　岐阜県中津川市中津川手島高次外七十名）（岡村利右衛門君紹介）（第二三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
公立学校に勤務する事務職員は、その職務内容が程度の差こそあれ、学校という教育の場において児童、生徒を対象として、直接的にも、間接的にも、校長及び教員と異ならない仕事に従事しているにもかかわらず、校長、教員が教育公務員特例法第二条の職員として享受している各種の権利、義務は当然に事務職員にも適用されるべきと考える。ついては、公立学校事務職員に教育公務員特例法第二条の職員となるため、免許状を始め一定の資格要件を具備するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
公立学校に勤務する事務職員の身分を、教育職員と同様なものとして措置することに関して、十分な検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年六月二日
文部委員長　辻　寛一
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県立医科大学の国立移管に関する請願（請願者　奈良県庁内奈良県立医科大学国立移管期成同盟会会長堀越儀郎外二名紹介）（第二三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県立医科大学は、創設以来幾多の辛苦を経て名実ともに大学としての面目を一新し、県内はもとより近畿府県学徒の医育と医学的水準の向上に努力しているが、さらにわが国の医学振興に寄与するため本校の飛躍的発展を図ることはきわめて重要であるが、本県の財政にてはとうていこれが目的を達成することができないついては、奈良県立医科大学を国立に移管されたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良県立医科大学を国立に移管し、その内容をさらに充実せしむべき適当な措置に関し、考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

義務教育教員の定員確保等に関する請願（請願者　新潟県長岡市東中学校長森岡三郎外四百五十八名）（小林進君紹介）（第二三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員給与法は種々不合理な点があつて、義務教育の確実、給与公平の原則に反し、その影響するところ甚大であり、また積雪及び山間へき地の多い地方にあつては、一学級生徒数五十名の編成ができない学校が非常に多い実情にある。ついては、義務教育教員の定員を確保するとともに、教職員給与法を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地の学校に勤務する教員の特殊事情にかんがみ、これが給与の改善に関し適切な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

へき地離島教育振興に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂雄）（尾崎末吉君紹介）（第二四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育行政上その機会均等を図ることはきわめて重要でありながら、離島及びへき地における住民の生活並びに子弟の教育は見るに忍びない窮状におかれており、特に鹿児島県は他県に比較し、今次復帰した大島と同様の離島、へき地が多く、不便なる交通又は経済、文化の立遅れは誤にあまるものがあるので早急に解決を図るべきものと信ずる。ついては、へき地及び離島教育振興予算の確保とその補助制度確立について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地離島における教育の振興のため、これが予算措置について考慮すべき必要があることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

国民道義こう揚宣布に関する請願（請願者　東京都目黒区大岡山二千二百三十六番地高千穂会長長野文夫）（相川勝六君外二名紹介）（第二五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦以来わが国固有の国民道義はまつたく地に落ち、独立後の今日においても道義的精神はなお混迷の域を脱せず、ややもすればわが建国の精神に背ちし、われら祖宗の威業をはずかしめるものがある。ついては、国民の道義こう揚のため教育勅語に代るべき教育白書を宣布されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後の国民道義が廃頽している現状にかんがみ、教育勅語に代るべき教育白書等の宣布に関し、その主旨につき一応考慮を加える必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する請願（請願者　福岡県嘉穂郡桂川町長吉田繁）（中島茂喜君紹介）（第二五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県嘉穂郡桂川町所在の王塚古墳は千五百年前のものにして、模様の広壮と装飾の鮮明及び原形保持の点においてわが国唯一のもので、昭和二十七年特別史跡第一号に指定されているのみならず国際的にも知られている、しかるに昭和九年発見以来鋭意保存に努力しているが、風害、地震、雨水漏れい等によつて貴重なる壁画は日一日と薄れているので至急保存対策を講ずる必要を痛感している。ついては、王塚古墳の壁画模写費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県嘉穂郡桂川町に所在する王塚古墳の保存対策に関し、適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校事務職員の待遇改善に関する請願（請願者　鹿児島市鹿児島県教職員組合事務職員部長松下兼武外十七名）（池田清志君紹介）（第二六八〇号）、同（請願者　秋田市長野町全国公立学校事務職員協会長羽染六郎外一名）（石山福作君紹介）（第三一五一号）、同（請願者　水戸市茨城県立水戸第一高等学校長林勘二外二千七百五十六名）（山崎猛君紹介）（第三一五二号）、同（請願者　東京都中央区日本橋兜町東京都立紅葉川高等学校内全国公立学校事務職員協会長羽染六郎）（田中久雄君紹介）（第三一六二号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中一丁目二十四番地西村潤）（原田憲君紹介）（第三三一七号）、同（請願者　福島市森谷町一番地福島県公立学校事務職員協議会代表舟生太蔵）（佐藤善一郎君紹介）（第三五一九号）、同（請願者　福島市御山下福島県公立学校事務職員協議会代表舟生太蔵）（栗山博君紹介）（第三五六五号）、同（請願者　岐阜市大縄場町三番地岐阜県高等学校事務職員研究会長高木友八）（大橋忠

一名紹介）（第三七九四号）、同（請願者　高知市城北町六番地　高知県立小津高等学校内武内康二）（長野長廣君紹介）（第三八二六号）、同（請願者　岐阜市大縄場岐阜県高等学校事務職員研究会長高木友久）（綿原三郎君紹介）（第三八五五号）及び同（請願者　横須賀市馬堀町四丁目八十七番地佐藤隆俊）（小泉純也君紹介）（第五〇三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校に勤務する事務職員は学校事務を通じて教務とともに学校経営の推進に努力しているが、その身分及び給与においては、教員に比べ著しく不安定且つ低額であり、しかも労働過重を余儀なくされている実情にある。ついては、（一）市町村立学校職員給与負担法の第一条中に「超過勤務手当」をそう入し、（二）教育公務員特例法の第二条第一項中に「事務職員」を加え、同条第四項の次に『5この法律で「事務職員」とは前項の学校で教育事務に従事する職員をいう。』を加え、公立学校事務職員の待遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校に勤務する事務職員の身分及び待遇改善のため、教育公務員特例法の適用を受けるものとして措置すべきことに関し、十分考究する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設費国庫補助に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡本庄町増野一吉外四十九名）（杉村沖治郎君紹介）（第三三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育の重要性にかんがみ、公立学校施設の建設については着々善処されつつあることは感謝に堪えないが、今なお、貧弱なる学校及び老朽校舎の累積と児童の増加且つ建築単価の値上り等の緊迫した実態であるにもかかわらず、昭和二十九年度予算における公立学校施設整備費は著しく低額で、その前途はまことに憂慮すべきものがある。ついては、公立学校施設費の国庫負担及び国庫補助率を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政困窮の実情にかんがみ、公立学校施設整備費の増額に関し、十分な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設費国庫補助に関する請願（請願者　埼玉県秩父市番場町市役所内教育委員会長今井初男外五名）（荒船清十郎君紹介）（第三四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校の施設はこの数箇年間に生ずる数百万人に及ぶ小・中学校の児童、生徒の急激増加や、二百万坪をはるかに越える危険校舎の累積を前にして、しかも明年度予算の圧縮によつて正に混乱の危機に直面し、工事中、計画中の校舎は中止するの止むなきに至るもの続出することが予想される。ついては、危険校舎改築費をさらに十億円増加し、高等学校の危険校舎も補助の対象として認め、中学校の建築基準を一・二六坪とし、且つ、これに乗ずる生徒数は建築施行年度の五月一日現在数によることにされたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育学校の危険校舎改築費の国庫補助額の増額及び高等学校も危険校舎改築費の国庫補助の対象とすべきこと並びに中学校建築基準坪数の一・二六坪までの引上げ等について適切な措置を講ずるとともに、その計算の基礎となるべき生徒数は、建築施行年度の五月一日を基準とすべきこと等について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

老朽危険校舎改築費等国庫補助に関する請願（請願者　倉根市下片原町四番地倉根市教育委員会委員長井上英貞外二名）（今井耕君紹介）（第三三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

老朽危険校舎は全国で二百万坪を越え、年々増加の一途をたどる現状にあるとき、改築校舎補助坪数を前年度より減少せしめることは、児童の生命に危害を及ぼすことにもなり、教育の向上発展を阻害するものであり、また積雪寒冷湿潤地帯においては、相当量の多雨、積雪があるという特殊事情により、木造校舎の腐朽度を早め耐用年数も短く、しかもいまだにかかる地帯には必要欠くべからざる屋内体操場さえない学校が多数ある。ついては、校舎改築補助坪数を確保し、積雪寒冷湿潤地帯の学校校舎の建築には鉄筋校舎に対する国庫補助金を交付し、屋内体操場建築整備国庫補助金を前年度と同額まで復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷湿潤地帯の特殊事情にかんがみ、校舎改築費補助坪数及びその鉄筋校舎建築費補助金の引上げについて、適切な措置を講ずる必要があることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校人事の取扱に関する請願外九件（請願者　新潟県高田市南城町三丁目新潟県立高田商業高等学校池主隆治外二百七十五名）（櫻井奎夫君紹介）（第三四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育公務員特例法並びに地方公務員法の制定に伴い、学校人事の取扱いが不統一となり、学校運営上著しく支障をきたしているが、公立学校事務職員は特殊技術が必要であり、職務を通じて生徒の各種生活指導を行い、その人格は被教育者に影響を与え、公立学校共済組合運営規則第六条第一項及び教職員適格審査においても教員と学校職員は同じ待遇を受けている等の理由により、教育と密接不可分の関係を有する同じ職務員が教員と異なる処遇を受けていることは不合理である。ついては、公立学校事務職員も教員と同様教育職員として一本の取扱いを受けられるよう改められたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の事務職員の身分待遇等を、教育職員と同様に措置することについて、十分な考慮をつくすべき必要のあることを認め、本

請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

被害農家児童生徒救済に関する請願（請願者　新潟市川西町一丁目新潟県教職員組合執行委員長関根行治外五万四千八百五十名）（稙侯浩三君紹介）（第三五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年の冷害、台風等による農作物の被害は全国的にはなはだしく、従つて農家の児童生徒は学用品も買えず、働かねばならないために就学できないものや欠食者の数も日ごとに増加し、成長期にあるこれらの心身に悲惨な現実が刻まれつつある。ついては、被害農家の児童生徒に対し学用品、教科書等の無償配付を行い、欠食者には完全給食を実施するとともに、高等学校においては被害農家の生徒に対し授業料を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十八年秋季の冷害は、東北地方にはなはだしく、その被害のため、農家に及ぼした経済的打撃の大きかつたことにかんがみ、児童生徒の就学に要する物品、授業料等に関し、その負担を軽減しうべき措置について考慮する必要のあることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校事務職員の身分確立に関する請願（請願者　宮城県伊具郡角田町宮城県教職員組合伊具支部代表佐藤退介外二十五名）（只野直三郎君紹介）（第三六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在公立学校に勤務する事務職員の身分はきわめて不明確なものとなつている。ついては、学校教育法中「事務職員」とあるを「事務教諭」に改め、教育公務員特例法第二条第二項に「事務教諭」を加え、教育職員免許法及び関係法規に事務教諭の免状を追加し、また現在事務職員であつて免許状を取得できない者については、臨時免許状を与え事務助教諭とし、一定の在職年数と単位確保により上位の免許状を与えることとし、現在恩給法の準用を受けている者に対しては助教諭になつても引き続き準用されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校に勤務する事務職員の身分及び資格等に関し、教育職員と同様に、事務教諭免許状を与えること等について考慮する必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

冷害地の学校給食実施等に関する請願外一件（請願者　福島県平市才槌小路一番地福島県教員組合石城支部大平幸男外十七名）（松井政吉君紹介）（第三七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年度東北一帯を襲つた大冷害による食糧事情の窮迫化に伴い、欠食児童、長期欠席及び早退者等が増加の一途をたどり、さらに食物、学用品等の盗難の問題もじやつ起するに至つているが、このまま放置するならば、発育期にある児童、生徒の体位向上と学習に及ぼす影響はきわめてじん大で憂慮に堪えない。ついては、寒冷地における児童生徒の体位保持のため、完全給食を実施するとともに、学校給食法の制定を促進し、学用品を無償配布されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十八年度における東北地方の冷害による経済的窮乏にかんがみ、義務教育諸学校の児童生徒に対する学校給食及び学用品の無償配布について適当な施策を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

へき地学校施設災害復旧費国庫補助増額等に関する請願（請願者　和歌山県伊都郡天野村中学校長北中一美外六名）（辻原弘市君紹介）（第三七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年七月及び十三号台風による災害へき地学校は、地方財政が窮迫しているため、これが復旧対策がなされず、交通路、校舎等が破壊されたまま分散授業を余儀なくされているので、教員数が不足し、且つ、へき地という特殊事情と災害による交通路しや断により生活物資の導入が困難であり、従つて物価は高く教職員の生活はなはだしく困窮している。ついては、災害へき地学校の校地、校舎及び校具の復旧費を増額し、教職員の待遇を改善するとともに国庫補助により教員を増置されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十八年度に和歌山県下における災害を受けたへき地学校は、元来がへき地である上に災害をうけたため財政窮乏がはなはだしいのであるから、その各般にわたる復旧費並びに教員の給与及び増員に関し、適当な措置をとるべき必要があるものと認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

教育施設災害復旧費国庫補助等に関する請願（請願者　佐賀市上多布施町藤山正己外百二十九名）（井手以誠君紹介）（第三七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年六月の水害により佐賀県の教育施設はきわめてじん大な被害を受け、これが復旧の徹底的措置が迫られているにもかかわらず、ほとんどその対策が進められておらず、さらに被災地の生徒児童の栄養失調の問題もじやつ起している状態で、生徒児童の教育、保健上に及ぼす影響はきわめて大なるものがある。ついては、佐賀県下被害地の教育施設を国庫負担により完全復旧を実施するとともに、栄養失調に陥つた生徒児童に無料給食を即時実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十八年六月の水害による佐賀県下の教育施設の復旧及び学校給食の無料給食に関し、適当な

措置を講ずる必要があることを認めた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

高山祭及び屋台を文化財として保存に関する請願（請願者　岐阜県高山市川原町五十六番地高山屋台保存会長川上辰雄外二名）（紹介議員岡村利右衛門君）（第三八五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高山祭りは古来日本三大美祭の一つに数えられ、名工の技芸と材料の粋を集めた二十三台の屋台大行進は豪壮典雅の極致にして、昭和二十七年三月文化財保護委員会より保護文化財に選定されているが、近年の社会事情は屋台組の戸口移動が激しいので、これらの修理保存にさえ困難と苦労が伴れつつあり、市当局もこの文化遺産保存に努力しているものの乏りじて年の祭礼費の一部あるいは消耗品をささえる程度に過ぎず、このままでは十数年を出ないで高山祭りは滅亡するものと憂慮に堪えない。ついては、高山祭及び屋台を文化財として保存されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県高山市における高山祭及び祭礼用屋台の文化財としての保存対策に関し、適切な措置を講ずべき必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

重要文化財比叡山延暦寺の釈迦堂修築に関する請願（請願者　滋賀県大津市坂本本町比叡山延暦寺住職中山玄秀）（高津正道君紹介）（第四一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天台宗の総本山である比叡山延暦寺の国宝建造物の根本中堂は既に修理を終り、根本中堂は二十九年度でその修理を完遂しようとしているが、比叡山最古の建造物である釈迦堂（転法輪堂）は今や柱ゆがみ、軒かたむき雨もる状態にして、これが修築は一刻も延ばすことができない実情にある。ついては、比叡山延暦寺の釈迦堂を昭和二十九年度より修築できるよう国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

比叡山延暦寺釈迦堂の修理保存に関し、適切な措置をとる必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

国立岩手大学に附属高等学校設置の請願（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君紹介）（第四三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立岩手大学には附属して幼稚園、小、中学校が併設され、基礎的国民教育に優秀な成果を発揮しているも、いまだ高等学校のみが設置されていないので、入学希望者の年々増加しつつあるとき、これが設置は地方民の切実な要望であり、当地方文化、教育の振興を期する上にも現下の急務と信ずる。ついては、近時増加しつつある同大学高等学校教員志望者のためにその養成課程を充実し、その実際教育の研究機関たる附属高等学校を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立岩手大学の現状にかんがみ、実際教育の研究機関として附属高等学校設置に関し、適切な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

元海軍工廠工員養成所補修科卒業生の文部省学歴認定に関する請願（請願者　佐世保市比良町二百七十八番地三笘龍三）（辻文雄君紹介）（第四七三三号）、同（請願者　京都府舞鶴市字余部無番地飯野造船所内吉田巌）（綱田秀一君紹介）（第四七五七号）及び同（請願者　呉市本通四丁目四番地元海軍工廠工員養成所卒業生文部省認定資格取得期成同盟会長（大谷正義）（前田栄之助君紹介）（第四七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年十二月元海軍工廠工員養成所普通科卒業者の学歴資格は、旧制中等学校卒業者と同等以上の学力があるものと認定されたが、普通科卒業を入学資格とし修業年限二箇年の補修科は、旧専門学校程度を目標に専門の学術と技能を教育し、海軍工作庁の中堅幹部としての資質かん養を期しながら、これら卒業者は相応の学歴を認められないので学歴偏重の社会においてきわめて不遇な待遇におかれている。ついては、元海軍工廠工員養成所補修科卒業生の学歴資格を旧制専門学校二年終了者と同格に認定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐世保市元海軍工廠工員養成所補習科卒業者の学歴資格を、旧制専門学校二年を修了したものと同等の資格を有する者と認定することにつき、妥当と思われる措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

伝染病研究所施設の整備改善等に関する請願（請願者　東京都港区芝白金台町伝染病研究所職員組合代表大谷杉士）（加藤勘十君紹介）（第一七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伝染病研究所は微生物及びそれによつて起る疾患についての研究が主な目的で、その取り扱う対象のほとんどが病原微生物であり、当研究所職員は常に伝染等の危険にさらされ、しかも設備が不完全にして、人員の不足による労働過重と相まつて、職員の精神的、肉体的に大なる負担となつている。ついては、伝染病研究所の施設の改善、人員の増加及び危険手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

伝染病研究所における職員の勤務の特殊事情にかんがみ、同研究所の施設の改善並びに人員と危険手当等に関し適当な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

元海軍工作庁工員養成所補習科卒業生の文部省学歴認定に関する請願（請願者　横須賀市船越町七丁目二番地飯島清）（小泉純也君紹介）（第四八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年十二月元海軍工作庁工員養成所普通科卒業者の学歴資格は、旧制中等学校卒業者と同等以上の学力があるものと文部省から認定されたが、この普通科卒業者より選抜され修業年限二箇年の同養成所補習科は、旧専門学校程度を目標に専門の学術と技能を教育し、海軍工作庁中堅幹部としての資質をかん養したものであるが、戦後社会に出たこれら卒業者は相応の学歴として認められていないためきわめて不遇な実情にある。ついては、元海軍工作庁工員養成所補習科卒業者の学歴資格を旧専門学校二年終了者と同等に認定されたいというのである。

二、請願の議決理由

横須賀市元海軍工作庁工員養成所補習科卒業者の学歴資格を、旧専門学校二年終了者と同等の資格を有するものと認定することに関し、妥当と認められる措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

私立学校教職員共済組合の掛金に関する請願（請願者　東京都千代田区神田三崎町二丁目三十四番地日本私学団体総連合会会長　文平）（只野直三郎君紹介）（第四八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私学教職員共済組合掛金を現行以上に増額することは国、公立学校教職員の掛金に比べて著しく加重となるのみならず、本組合設立の根本精神に反することとなり、且つ、学校法人の負担を現在以上加重することは大多数の私立学校経営を危機に陥らしめ、私学振興を阻害することとなる。ついては、私立学校教職員共済組合の掛金率を当分の間、現行の定額附則に定める通り千分の百二十として実施し、私立学校教職員共済組合法第三十五条に基く全国一率に各都道府県からの補助金並びに私立学校振興会法第二十二条に基く同会からの助成金を速やかに確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

私学教育振興のため、私学教職員共済組合掛金について、国庫補助率の千分の百二十までの引上げ、及び各都道府県の補助金の助成並びに私立学校振興会基金よりの助成金の増額等に関し考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

五大市の小中学校児童生徒の収容対策確立に関する請願（請願者　神戸市長田区松野通一丁目十五番地小丸源治）（辻寛一君紹介）（第四九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年度より昭和三十三年度にわたつて累増する全国公立学校児童生徒の増加は人口の都市集中化の社会的原因と相まつて、特に五大市においては急激に増大し、昭和二十九年度以降における教育施設の不足ははなはだしいものがあるが、現下の困窮せる地方財政ではこれが打開策とてなく、まことに憂慮に堪えない。ついては、五大市の小中学校児童生徒対策確立のため、国庫補助及び負担金配分比率の特別なる考慮並びに起債の大幅承認等による財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十九年度以降急増する五大市における小中学校児童生徒対策として、その教育施設に要する経費につき、特に考慮を加えべき必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校給食調理室新築費国庫補助に関する請願（請願者　宮城県仙台市立連坊小路小学校長寺坂長夫外一名）（庄司一郎君紹介）（第四九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県仙台市立連坊小路小学校の給食調理室は現在きわめて狭あいで、なお、その設備も著しく不衛生で作業に困難をきたし、これがため今回調理室を新築することに決定したが、財政窮迫でこれが資金を調達することが困難である。ついては、連坊小路小学校の給食調理室新築費を学校給食法に基き国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県仙台市連坊小路小学校の学校給食の施設費につき、その予算措置を考慮する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

元第三海軍燃料廠工員養成所補習科卒業生の文部省学歴認定に関する請願（請願者　徳山市久米田中三千九百二十九番地元第三海軍燃料廠工員養成所同窓会長熊谷秀雄）（受田新吉君紹介）（第四九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元第三海軍燃料廠工員養成所補習科卒業者の学歴資格は、先般旧制中等学校卒業者と同等以上の学力があるものと認められたが、普通科卒業者より選抜されて入学する同養成所補習科は、修業年限を二箇年として旧専門学校程度を目標に専門の学術、技能はもちろん、海軍工作庁中堅幹部としての資質のかん養に万全を期しその活躍をもつともよく望されたものであるが、相応の学歴を認められないため、その卒業者は戦後の社会にあつて不遇な待遇を余儀なくされひたすら当局の善処を念願している。ついては、元第三海軍燃料廠工員養成所補習科卒業者の学歴資格を旧専門学校二年終了者と同等に認定されたいというのである。

二、請願の議決理由

徳山市元第三海軍燃料廠工員養成所補習科卒業者の学歴資格を、旧専門学校二年修了者と同等の資格を有する者と認定することに関

し、妥当と思われる措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

伊部南大築跡を重要文化財に認定の請願（請願者　岡山県和気郡備前町大字伊部千六百四十番地横山義一）（逢澤寛君紹介）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡備前町大字伊部所在の伊部南大築跡は神代相伝と称せられる本邦五大古墳地のうち、もつとも古く、ともに存した西大築、北大築は荒廃散乱して跡を止どめず、現在南大築のみを残しており、この貴重な資料を地下に埋没するに忍びず、本県文化財指定委員会においても永久保存の必要を決定したが、本町は合併後いまだ日浅く、財政貧弱なので、これが保存は困難をきわめている。ついては、伊部南大築跡を重要文化財に認定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県和気郡備前町大字伊部に所在する南大築跡を、文化財保護の対象としてこれを保存することに関し、適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

義務教育学校の屋内体操場整備地域に関する請願（請願者　岩手県議会議長中野吉郎）（鈴木善幸君外七名紹介）（第五〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制校舎整備の一環として、昭和二十六年度より積雪寒冷湿潤地方における義務教育諸学校の屋内体操場整備事業を確立したが、本年度より政府は従来の補助方針を改め地方測候所による観測値をもつて補助対象地域を変更しようとしている由で、観測施設、方法の不完全な現況において過去の記録のみによつて変更することはかつて不合理であり、且つ、同一条件にある隣接市町村に補助を受けるものと受けない市町村との差別的結果を生じ、行政上支障をきたす恐れがある。ついては、義務教育諸学校の屋内体操場整備地域を当分の間、農林省指定の積雪寒冷単作地帯及び人事院指定の五級地ないし三級地にこれを準用されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷湿潤地方における義務教育諸学校の屋内体操場整備地域の指定に関し、これが客観的基準の規制について考究すべき必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十九年六月二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院会議録第四十八号中正誤

頁	段	行
八二	一	末六
九	固定資産税	十
九	固定資産税	

衆議院会議録第五十七号附録中正誤

頁	段	行
二〇	二	末六
岸田郵便局	岩田郵便局	
三	二	六
新登山	新登川	

衆議院会議録第六十一号附録中正誤

頁	段	行
八	二	末二
三〇、六七（第三〇、六六号）		
二	四	九
（第五九六号）	（第五六九号）	
八	二	三
（第二六九号）	（第二六九号）	
二	一	六
公共	公立	
〃	二	一四
（第四八七五号）	（第四八七六号）	

昭和二十五年三月十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（電送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）一三二一番　振替東京六〇〇〇番